

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	5
第2節	計画の性格等	6
第3節	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節	本市の概況	14
第5節	災害の想定	18

第2章 災害予防計画

第1節	都市の防災構造強化	19
第2節	公共施設の整備	25
第3節	ライフラインの整備	27
第4節	交通施設の整備	35
第5節	防災拠点の整備	37
第6節	輸送体制の整備	42
第7節	防災情報網の整備	44
第8節	救護・救援体制の整備	49
第9節	避難体制の整備	52
第10節	災害時要援護者対策	54
第11節	防災意識の啓発及び防災訓練	55
第12節	地域防災力の向上	58
第13節	事業所等への安全指導	60
第14節	重要データの管理	62
第15節	火災予防計画	64
第16節	危険物等災害予防計画	69
第17節	都市ガス災害予防計画	71
第18節	海上災害予防計画	74
第19節	鉄道災害予防計画	75
第20節	道路災害予防計画	79
第21節	区防災調整会議	81
第22節	防災に関する調査研究	82

第3章 災害応急対策計画

第1節	初動活動体制	83
第2節	災害警戒本部の設置及び運営	100
第3節	災害対策本部の設置及び運営	104
第4節	情報連絡活動	122
第5節	広報・広聴活動	151
第6節	災害救助法の適用	155
第7節	応援要請	157
第8節	水防活動	165
第9節	消防活動	180
第10節	避難	187
第11節	医療救護・保健衛生	194
	【医療救護】	194
	【保健衛生】	199
第12節	輸送・道路等応急対策	202
	【輸送】	202
	【道路等応急対策】	205
第13節	食品・生活必需品等の供給	209
第14節	災害時要援護者対策	213
第15節	遺体の搜索、処理及び火葬	216
第16節	ごみ・し尿・災害廃棄物	224
第17節	住宅等応急対策	228
第18節	文教対策	231
第19節	ボランティアとの連携	237
第20節	労務供給	241
第21節	区の応急対策活動	243
第22節	地域安全・交通対策	259
第23節	ライフライン施設の応急復旧	266
	【給水及び水道施設等応急対策】	266
	【下水道施設応急対策】	271
	【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株）】	272
	【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株）】	273
	【電力施設応急復旧計画（中部電力株）】	275
第24節	交通施設の応急対策	278

【市営交通】	278
【東海旅客鉄道(株)】	281
【名古屋鉄道(株)】	282
【近畿日本鉄道(株)】	283
第25節 事業所等の安全対策	284
第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画	285
第27節 流木の防止計画	287
第28節 農業対策計画	289
第29節 危険物等災害対策計画	291
第30節 都市ガス災害対策計画	294
第31節 航空機事故災害対策計画	296
第32節 海上災害対策計画	299
第33節 鉄道災害対策計画	301
第34節 道路災害対策計画	310
第35節 金融対策計画	313

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置	315
第2節 災害復旧	327
第3節 災害復興計画	330

産業災害対策計画

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	331
第2節 計画事項	332
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	333
第4節 災害の想定	334
第5節 防災組織	335

第2章 災害予防計画

第1節 危険物の保安	336
第2節 防災用設備及び資機材の整備等	338
第3節 防災教育及び訓練	340

第3章 災害応急対策

第1節 職員等の動員及び活動	341
第2節 情報の収集及び伝達	342
第3節 災害広報	346
第4節 産業災害に対する消防活動	347
第5節 緊急輸送の確保	350
第6節 避難及び救助	351

第4章 補 則

第4章 補 則	352
---------	-----

名古屋市地域防災計画

①風水害等災害対策編

平成 24 年

名古屋市防災会議

第1章 総 則

第1節 計画の目的

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、東海地震や東南海地震などの大規模地震による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。

こうした状況のもと、名古屋市においては、平成18年「名古屋市防災条例」（平成18年名古屋市条例第66号以下「防災条例」という。）を定め、自分で自分や自分の家族を守るという「自助」地域の住民や事業者の助け合いによる「共助」行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことを目指している。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等（以下「風水害等」という。）に対処するため、名古屋市防災会議が市域（石油コンビナート等災害防止法にかかる特別防災区域を除く。）にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、計画的かつ効率的な防災行政の推進と住民の積極的な協力による諸活動の円滑な実施を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。

防災条例で定める施策と、計画が着実に実行されることで、両者が車輪の両輪となって、より一層災害に強いまちを実現し、後の世代に安全で安心して暮らせるまち「名古屋」を引き継ぐことができるものと信じる。

第2節 計画の性格等

第1 計画の性格

- 1 この計画は、風水害等の災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、名古屋市地域防災計画の「風水害等災害対策編」として位置づける。
- 2 名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対する万全を期するものとする。

第2 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおりとする。

- 1 総則
名古屋市域内において過去に発生した風水害等の災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎資料とし、想定される被害に対し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
- 2 災害予防計画
災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置について基本的な計画について定める。
- 3 災害応急対策計画
災害が発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害が発生した場合に、災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置について基本的な計画を定める。
- 4 災害復旧計画
民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧及び復興にかかる基本方針等について定める。

第3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、本市をとりまく諸条件の変化をみきわめ、毎年検討を加え、必要があると認めるときには、これを修正するなど、弾力的な運用を図っていくものとする。

第4 計画の習熟

名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、平素から研修、訓練等の機会をとらえ、本計画及びこの計画に基づく各種業務規程、マニュアル等の習熟に努めなければならない。

(資料)

- ・名古屋市防災会議条例 (附属資料編 345 ページ)
- ・名古屋市防災会議運営要綱 (附属資料編 347 ページ)

第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

名古屋市及び関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 名古屋市

- 1 名古屋市防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する調査、研究
- 4 都市防災構造の強化
- 5 防災に関する施設及び設備の設置、整備
- 6 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備
- 7 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施
- 8 自主防災組織等地域防災力の充実整備
- 9 ボランティアによる防災活動の環境整備
- 10 警報（警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の伝達並びに避難の勧告又は指示及び災害広報・広聴
- 11 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 12 消防、水防その他の応急措置
- 13 緊急輸送の確保
- 14 被災者の応急救助及び保護
- 15 公共土木施設等に対する応急措置
- 16 清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- 17 文教対策
- 18 農産物等に対する応急措置
- 19 災害復旧・復興

第2 指定地方行政機関

〔東海財務局〕

- 1 災害復旧事業等のための財政融資資金による短期貸付及び長期貸付
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置の要請
- 3 災害が発生した場合又は原子力緊急事態宣言が発せられた場合の応急措置等のために必要な当局管理の国有財産にかかる無償貸付等の措置
- 4 災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。

〔東海北陸厚生局〕

- 1 災害状況の情報収集・連絡調整
- 2 関係職員の派遣

3 関係機関との連絡調整

〔東海農政局〕

- 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
- 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導の実施
- 4 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
- 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導の実施
- 6 直接管理し又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置の実施
- 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施
- 8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導
- 9 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- 10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

〔中部森林管理局〕

- 1 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱い要領に基づく復旧
- 2 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策
- 3 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- 4 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧への協力
- 5 都道府県、市町村等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請への協力

〔中部経済産業局〕

- 1 電気、ガス等の供給確保
- 2 中小企業者の災害復旧に必要な資金等の支援
- 3 災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の需給調整

〔中部近畿産業保安監督部〕

- 1 高圧ガス、電気、ガス等の保安

〔中部運輸局〕

- 1 災害時の応急海上、陸上輸送の確保
- 2 災害時の船舶・自動車の調達幹旋、代替輸送等の指導
- 3 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を実施

〔名古屋海上保安部〕

- 1 海難救助、緊急輸送、排出油等の防除、被災者の救助・救援活動
- 2 交通整理、航路障害物の除去等の海上交通の安全確保
- 3 海上における治安の維持、不法投棄等の取締り

〔名古屋地方気象台〕

- 1 気象観測、予警報の発表等
- 2 災害関連情報の通報・周知

〔東海総合通信局〕

- 1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
- 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- 3 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査
- 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- 5 非常通信協議会の運営
- 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

〔愛知労働局〕

- 1 被災労働者、事業主等からの労働条件、安全衛生及び労災保険に関する相談
- 2 被災労働者に対する労災補償の迅速給付
- 3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業者に対する監督指導
- 4 労災病院・労災保険指定病院等への医師等派遣要請、医薬品の提供要請等
- 5 被災者に対する職業相談、職業紹介等窓口の設置

〔中部地方整備局〕

- 1 所管区域の河川、道路施設等の緊急点検
- 2 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
- 3 道路啓開等緊急交通確保、道路施設及び堤防、水門等河川管理施設の災害応急対策工事
- 4 災害復旧工事の施工等
- 5 港湾における緊急物資及び人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導
- 6 港湾施設及び海岸保全施設等の総合的な応急対策・応急復旧に関する計画、指導及び事業実施
- 7 海上流出油災害に対する防除等の措置

第3 愛知県

- 1 災害予警報等情報の収集、伝達及び被害調査
- 2 災害救助法の適用に関する事項
- 3 自衛隊に対する派遣要請
- 4 その他市町村の災害事務又は業務の実施についての総合調整

第4 愛知県警察

- 1 災害時における警備対策及び交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- 3 津波に関する予警報の伝達を行う。
- 4 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- 5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- 6 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 7 人命救助を行う。
- 8 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。
- 9 災害時における交通秩序の保持を行う。
- 10 警察広報を行う。
- 11 災害時における各種犯罪の予防及び取締りを行う。
- 12 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- 13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- 14 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
- 15 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。
- 16 社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との協定に基づき、車両等の除去活動の協力要請を行う。
- 17 銃砲・刀剣類、危険物の流出等の事実確認と安全に向けた措置を行う。

第5 自衛隊

- 1 人命救助を最優先した即時救援活動
- 2 民生支援、道路啓開等の応急救援活動
- 3 堤防・橋梁等の応急復旧、倒壊・焼失・浸水地域の整理等二次災害防止等の緊急性を有する応急復旧活動

第6 指定公共機関

[郵便事業株式会社東海支社]

災害が発生した場合において、災害の態様、被害者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などの無償交付
- 2 被災者が出す郵便物の料金免除の実施
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除の実施
- 4 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布

〔郵便局株式会社東海支社〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務の確保

〔日本赤十字社〕

- 1 医療救護班の派遣
- 2 赤十字としての救援物資の配布
- 3 血液製剤の確保・供給
- 4 義援金の受付

〔中日本高速道路株式会社〕

- 1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- 2 高速自動車国道の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を実施

〔独立行政法人水資源機構〕

- 1 愛知用水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を実施
- 2 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進

〔独立行政法人国立病院機構本部〕

- 1 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被害者の医療及び助産を実施
- 2 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施
- 3 前記の活動については、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援に当たらせる。

〔西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDD I 株式会社〕

- 1 重要通信の確保及び施設・設備の応急対策
- 2 被災地の応急通信確保

〔日本放送協会〕

- 1 気象予警報等の放送周知
- 2 災害情報及び災害対策に関する放送

〔東海旅客鉄道株式会社〕

- 1 応急輸送対策
- 2 被災旅客者の応急救護及び避難誘導
- 3 鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

〔日本貨物鉄道株式会社〕

- 1 応急輸送対策
- 2 鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

〔東邦ガス株式会社〕

- 1 災害時におけるガス供給の確保及び広報
- 2 被災ガス施設の復旧

〔中部電力株式会社〕

- 1 災害時における電力供給の確保及び広報
- 2 被災電力施設の復旧

第7 指定地方公共機関

[名古屋港管理組合]

- 1 港湾施設（水門、こう門、護岸、防潮壁、貯木場等）の災害復旧
- 2 港湾における緊急物資及び人員輸送用岸壁等の応急対策の指導・協力

[社団法人愛知県トラック協会]

- 1 災害対策用物資の配送体制の確保
- 2 災害時における応急輸送対策

[名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社]

- 1 応急輸送対策
- 2 被災旅客者の応急救護及び避難誘導
- 3 鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

[名古屋高速道路公社]

- 1 所管区域の道路施設等の防災管理
- 2 車両の応急安全措置
- 3 道路啓開等緊急交通確保、道路施設等の災害応急対策工事
- 4 災害復旧工事の施行等

[中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞中部本社、読売新聞中部本社、中部経済新聞社]

災害時における広報活動及び被害状況等の速報

[中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム名古屋]

- 1 気象予警報等の放送周知
- 2 災害情報及び災害対策に関する放送

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

[消防団]

- 1 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施
- 2 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 3 消防、水防その他の応急措置
- 4 被災者の応急救助及び保護

[市・区社会福祉協議会]

- 1 市との連携により市・区災害ボランティアセンターの運営に協力する。
- 2 NPO等と連携し、一般ボランティアの派遣依頼及び活動紹介に関する調整を行う。

[名古屋市医師会]

医療救護班による応急医療活動及び感染症の予防その他保健活動の協力

[名古屋市歯科医師会]

歯科医療救護班による医療救護活動その他保健活動の協力

[名古屋市薬剤師会]

災害時医療活動及び医薬品等供給センターへの協力

[公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)]

医療救護班による応急医療活動

[農業協同組合、商工会議所等産業経済団体、病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設を有する事業所、自主防災組織等]

それぞれの業務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

第4節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置・面積

名古屋市の位置は、東経136度47分30秒～137度3分39秒、北緯35度2分01秒～35度15分38秒で、本州のほぼ中央に位置している。

面積は、326.45km²で、最大距離は東西24.55km、南北25.08kmである。

2 地形・地質

名古屋市の地形は、北部から庄内川沿いに名古屋港に至る地域に広がる沖積平野、堀川以東に発達している段丘からなる台地及びそれに連なる丘陵地から構成されている。

濃尾平野の一部をなす沖積平野は、全体に北から南にかけてゆるやかに傾斜しており、北部ではおおむね海拔5m前後、西部から南部にかけては海拔2.5m以下となっている。

特に、港区南陽町、中川区富田町及び名古屋港をとりまく地域の大部分は、いわゆる「海拔ゼロメートル（平均海面以下）地帯」が広がっている。

堀川左岸に沿って名古屋城から熱田神宮に至るほぼ南北線を境界として、その東側には中位段丘が発達している。この段丘は熱田台地と呼ばれ、濃尾平野の東縁部を形成しており、おおむね海拔10～20mの高さで本市中心部から瑞穂運動場と末盛通を結ぶ線（田代町線）まで東に広がっている。

この熱田台地より東の守山、猪高、天白、鳴海に至る一帯は、海拔60～80m程度の丘陵地を形成し、尾張丘陵に連なっている。この東部の丘陵地には、天白川、矢田川などの河川が流れ、流域沿いには沖積低地が複雑に分布している。

なお、本市の最高地点は守山区大字上志段味の東谷山頂で、海拔198.30m、最低地点は、港区新茶屋4丁目でマイナス1.73mである。

本市の地盤を形成している地質は、守山区志段味、小幡や名東区高針、上社などにあらわれている第三紀の地質の時代に堆積した地層が、西ないし西南部に向かって緩やかに傾斜して地下に沈み、その上部を第四紀の地質時代に堆積した更新統（洪積層）、完新統（沖積層）が覆うという構造となっている。

第三紀鮮新統は、瀬戸層群、矢田川累層と呼ばれ、その下位には同じ瀬戸層群の瀬戸陶土層が分布している。これらは、ともに第三紀鮮新世時代に堆積したものである。矢田川累層は、厚さ200m前後で、主に礫・砂礫・砂・シルト・粘土から構成されており、その内には何枚かの亜炭層・火山灰層を挟んでいる。

第四紀のうち更新世の時代に堆積した更新統（洪積層）は、矢田川累層を不整合に覆っており、主に砂礫・礫・砂・粘土で構成されている。更新統（洪積層）の層序は、下から唐山層、八事層、熱田層、大曾根層となっている。

沖積平野を構成している第四紀のうち完新世の時代に堆積した完新統（沖積層）は、南陽層と呼ばれ、砂・粘土・シルトなどから構成されている。完新統（沖積層）は中央部の台地をとり囲む形で北から西、南の地域に堆積しており、南部臨海地域では20m以上の厚さがある。

全般に地盤の良好とされる第三紀鮮新統・第四紀更新統（洪積層）からなる市中央部の台地や東部丘陵地に対し、完新統（沖積層）の堆積している市北部から西・南地域一帯は地盤が軟らかい。

3 河川

市域内を流下する河川としては、庄内川（一級河川）水系と天白川（二級河川）水系に代表されるものと、これらに連なる準用河川がある。

4 気候

名古屋の気候は、太平洋岸の他の大都市にくらべて、比較的厳しい特性をもっている。これは本市が伊勢湾に面してはいるが、外洋から離れているので黒潮の直接の影響をほとんど受けず、むしろ内陸性に近い気候になっているからである。

このため、冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低い。逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35℃を超える日が、平年で11.5日もあって、全国でも有数の酷暑都市である。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より多い。しかし、冬季は比較的雲が多く、関東平野はもちろん、愛知県内でも三河平野に比べて晴天の日が少ない。これは北西から西方にかけて、広大な濃尾平野を隔てて1,000m級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるのみで、しかも若狭湾と伊勢湾を結ぶ線が本州で最も狭く、僅か120～160kmの近距離で日本海に通じており、このため雲の多い日本海側の気象の影響を受けやすいからである。この点、名古屋の冬の気候は太平洋側型のなかに日本海側型の気候もおびているといえる。

降水量は太平洋側型になっており、月降水量の変化からみると、梅雨期の6～7月と、台風や秋の長雨時期の9月に、ほぼ同じくらいの降水量のピークが見られる。近畿以西の西日本では前者の方が、また関東以東の東日本では後者の方がそれぞれ多くなっており、降水量については名古屋は東西日本の中間型といえることができる。

名古屋地方は、台風の来襲をうけることの少ないところだといわれているが、古い災害史や近代の気象観測実績からみると、本土に上陸する台風の約4分の1が紀伊半島から東海地方に上陸している。

第2 社会的条件

風水害等の災害は、気象・地象及び地形・地質等の自然的条件と人口、土地利用等の社会的条件により、さまざまな態様をとって現れる。

本市における主な社会的条件の現況は次のとおりである。

1 人口

(1) 全体人口

本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年以降人口は減少傾向にある。

人口の動きを行政区別にみると、中川区、港区、緑区、天白区では増加傾向にあるが、その他

の各区では減少傾向を示している。

(2) 昼間人口

本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では昼間人口は夜間人口の約5倍となる。

(3) 高齢者人口

災害対策上、留意すべき65歳以上の夜間人口の分布を見ると、中村区、瑞穂区といった都心周辺区で総人口に占める割合が高くなっている。

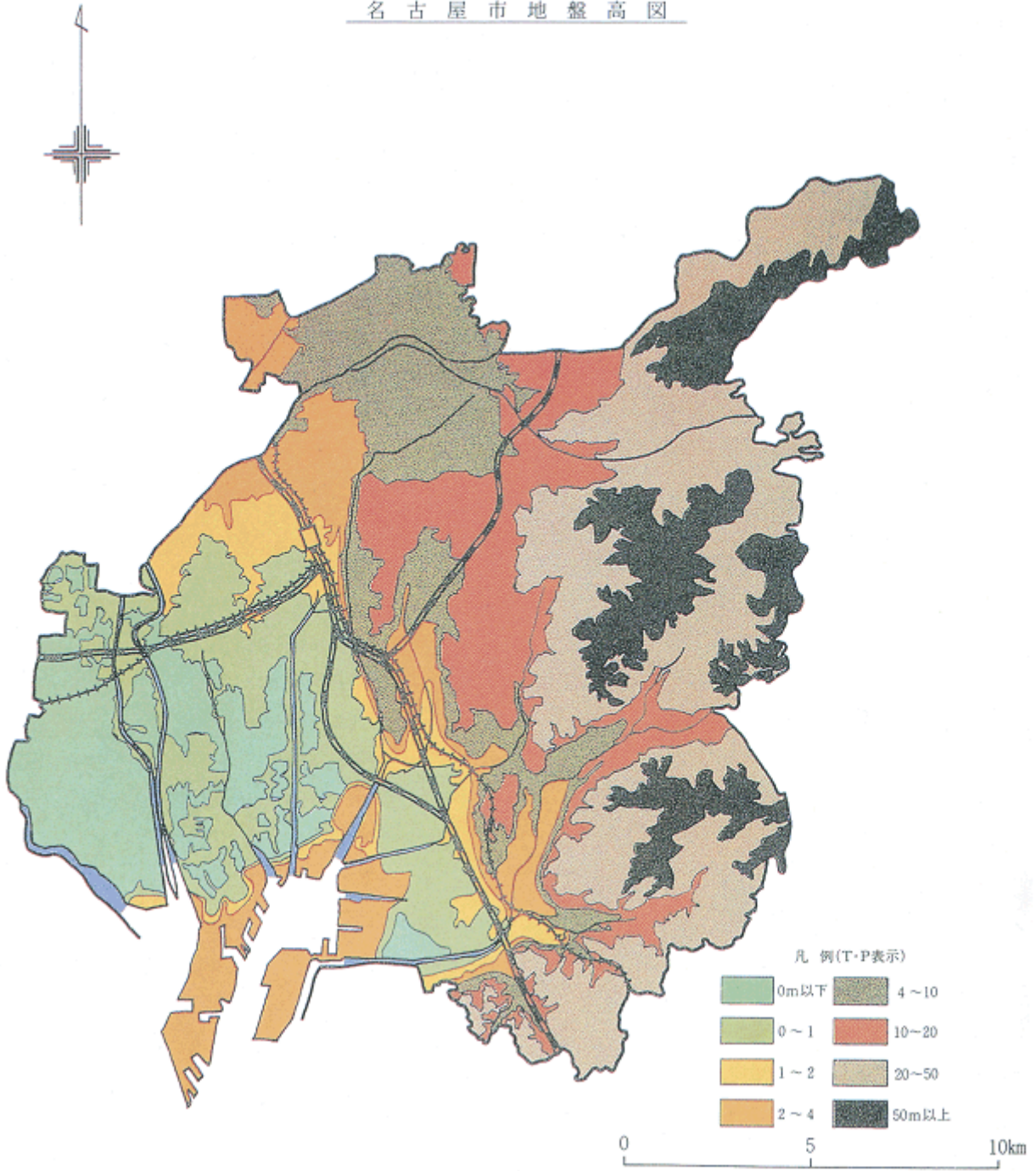
2 土地利用

本市においては、都心部や駅ターミナル地域を中心に高層建築物、地下街、複合用途ビル、大規模アミューズメント施設などが次々に建設されている。また、南部の臨海地域では石油基地や化学工場などを中心にした石油コンビナートや工場群が立地するとともに、地盤の液状化が懸念される地域での宅地開発も進んでいる。一方、都心周辺地域のいわゆるインナーシティと呼ばれる既成市街地域では、木造家屋密集地域や道路狭隘地域が存在している。

(資料)

- | | |
|------------------|----------------|
| ・市域を流下する一級河川 | (附属資料編 10 ページ) |
| ・市域を流下する二級河川 | (附属資料編 11 ページ) |
| ・市域を流下する準用河川 | (附属資料編 12 ページ) |
| ・その他の主な河川、水路、運河 | (附属資料編 14 ページ) |
| ・名古屋の気候表 (平年値) | (附属資料編 15 ページ) |
| ・名古屋の気候表 (極値) | (附属資料編 16 ページ) |
| ・東海地方に接近した台風の数 | (附属資料編 17 ページ) |
| ・主な風水害 (伊勢湾台風以降) | (附属資料編 18 ページ) |

名古屋市地盤高図



第5節 災害の想定

第1 災害想定の基準

1 想定 of 基準

災害の種類は、その発生原因により、暴風、豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象によるものと大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故等人為的原因により生ずる被害とに大別することができる。災害の想定にあたっては、名古屋市の地理的条件を考慮し、過去において被った災害のうちから最も頻度の高い水害、すなわち台風及び集中豪雨による高潮、洪水、内水氾濫による被害を想定することとし、火災及び爆発等による被害については、上記の想定の内に含まれるものとして取り扱う。

2 想定 of 諸要素

災害想定における諸要素は次のとおりとする。

(1) 高潮

台風期平均満潮位において伊勢湾台風級の台風が来襲した場合を想定する。

(2) 河川洪水

庄内川水系河川整備基本方針で想定している200年に1回程度発生する可能性のある規模の洪水が発生し、最も被害が甚大となる箇所破堤した場合を想定する。

(3) 内水氾濫

平成12年9月集中豪雨時に総雨量が最も大きかった市内観測所の雨が市域全域に降った場合を想定する。

第2 被害の想定

1 被害想定

前記想定による名古屋市域内における被災推計を下記のとおり想定する。

災害種別 種別	水		害	
	高	潮	洪	水 内 水 氾 濫
被災面積	km ²		km ²	
	7		52	29
被災棟数	棟		棟	
	—		118,000	55,000
被災世帯数	世帯		世帯	
	—		163,000	76,000
被災人員	人		人	
	—		426,000	202,000

※被災世帯数、人員は「平成7年度国勢調査メッシュ統計」に基づく

被災棟数は「第90回名古屋市統計年鑑平成11年度版」に基づく

(資料)

- ・災害の種類 (附属資料編 20 ページ)

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災構造強化

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれて、災害による被害もまた大規模化するものが常である。従って、都市構築にあたっては、自然条件を十分加味した土地利用計画に則して都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。市街地再開発事業、土地区画整理事業、道路、公園緑地の整備、上下水道の整備等においては、風水害等の防災面にも重点をおき、土地や水の性状を十分考慮し、計画するよう配慮するものとする。

第1 都市計画

1 土地利用計画

土地利用計画については、名古屋市都市計画マスタープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。

郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密度化する段階的な構成を基本とする。都心域には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部は主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域その他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨界域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。

市内の駅を中心とする駅そば生活圏において、都市機能の更なる強化と居住機能の充実を図るとともに、地域特性や地域資源の活用により駅そば生活圏全体の活性度を高めながら、大規模な災害にそなえ、防災性の高い都市構造の構築をすすめる。

2 開発行為の規制

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に規制誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに段階的、計画的な市街地整備を図る手段である。

開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、開発区域の規模や予定建築物の用途に応じて公園、防火水槽等の設置、道路の整備を義務づける等、的確な指示、指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。

3 土地区画整理事業

本市においては、市及び組合による土地区画整理事業が広く普及しており、都市計画上の大きな特色ともなっているが、この事業により、防災施設としての機能をあわせもつ道路、公園や排水施設等を整備し、災害に備えた健全な市街地の形成を図るものとする。

既存市街地における木造家屋密集地域については、老朽家屋の建替促進と環境の整備を一体的に図ることにより、防災性を高め、また、新市街地については、一定の条件を満たす防災調整池の設置、南部低湿地域における地盤のかさ上げ等の実施により、水害に対する安全性の向上に努めるものとする。

現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区、ささしまライブ

24 地区及び下之一色南部地区で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、下志段味地区、大高南地区、茶屋新田地区等で事業を実施している。

4 道路、橋梁の整備

災害時における道路の使命は非常に大きく、被災による交通の途絶は救助や復旧作業に致命的な打撃となる。また、災害時における避難場所、防火帯あるいは消火、救護活動の動脈として道路は重要な防災施設である。ことに南部低湿地域においては、防災施設としての意義は一層重要になるので全般的な整備を促進するとともに、幹線道路については、平均潮位以上にかさ上げるものとし、他の道路についても、地盤沈下の問題や雨水排水の面との関連を考慮し整備するものとする。

さらに、橋梁についても、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業などに応じて、その整備を進めるものとする。

特に、風水害等に対する防災の役割を果たすものとして、市南西部における戸田荒子線、万場藤前線などの都市計画道路等の建設を促進するものとする。

5 公園、緑地の整備

公園、緑地及び広場なども、道路とともに重要な防災施設である。災害時の重要な避難場所、あるいは、火災発生時には延焼及び飛火を防止する防火帯であり、応急救助活動、物資集積等の基地として、また、ヘリポートとしても活用することができるので、都市防災の観点から、その配置と規模、施設内容等については十分考慮するとともに、特に、高潮災害の危険性を含む低地帯の公園については、地盤のかさ上げを行うよう考慮するものとする。

また、災害時の避難路を確保するため、近隣住区相互を結ぶよう設けられる緑道の整備に努めるものとする。

第2 雨水流出抑制策

近年の都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、豪雨時には河川や下水道に短時間に大量の雨水が流れ込むこととなり、しばしば浸水被害が発生することとなった。また、近年は河川や下水道の計画レベルを超える豪雨が発生し、著しい浸水被害を受けている。

このような状況に早急に対応するため、河川や下水道の整備を進めるとともに、雨水流出抑制策の推進を図り、さらなる浸水被害の軽減に努めるものとする。

1 ため池の整備及び調節池の設置

東部丘陵地に散在するため池は、その保全に努めるとともに、農業利水としての機能が失われたものは雨水貯留池として整備活用するものとする。

さらに、必要に応じ道路や公園等の公共施設の地下に大規模な雨水貯留施設を設置し、河川や下水道への雨水流出の負担を軽減するものとする。

2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進

市街地においては透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水柵等を設置することにより雨水を地中に浸透させ、また、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留し、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。

第3 地盤沈下対策

本市の地盤沈下は、昭和30年代に入ってから経済の高度成長にともなって、地下水の採取量も急速に増加し、地盤沈下の進行がみられた。このため、昭和35年には、名古屋市南部地域が工業用水法（昭和31年法律第146号）の地域指定を受け、揚水規制が開始された。しかし、その後も市域の南西部を中心に地盤沈下が進行し、昭和48年度の年間最大沈下量は、20cmにもなった。このため、昭和49年からは、愛知県公害防止条例（昭和46年愛知県条例第32号）及び名古屋市公害防止条例（昭和48年名古屋市条例第1号）による揚水規制を開始した。

その後地盤沈下は鈍化の傾向に転じ、昭和52年度以降、年間2cm以上の沈下域はなくなった。さらに昭和54年度以降は年間1cm以上の沈下域もなくなっていたが、昭和62年度3.8km²、平成元年度6.8km²、平成6年度42km²、平成7年度3.0km²及び平成16年度3.3km²で1cm以上の沈下域が現れた。

なお、これまでの沈下量が累積130cmを超える地点もあり、防災上の観点からの対策の充実が求められている。

従って今後とも「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき国及び濃尾平野の関係機関と連携し、また「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、地盤沈下対策を推進していくものとする。

第4 市街地の開発・整備

既成市街地内の木造家屋密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、道路、公園など公共施設を総合的に整備することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。本市では、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強い都市構造への更新、強化を図るものとする。

第5 急傾斜地崩壊防止対策

本市の地理的条件からみて、がけ崩れが発生するおそれのある危険箇所は、市東部に集中しており、人家の密集地や学校等公共建築物の付近にある急傾斜地においては、急傾斜地の崩壊の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、愛知県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定している。

また、指定された区域については、愛知県により土留擁壁など崩壊防止工事を積極的に推進するとともに、切土、盛土などの一定の行為制限をしている。一方、崩壊危険区域及びがけ崩れ注意箇所並びに愛知県知事が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の住民に対しては、警戒避難体制等について、充分注意を喚起しておくものとする。

この他、がけ附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行うものとする。

第6 宅地造成等の規制

東部丘陵地域における宅地の造成については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)により宅地造成工事規制区域を設け、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、一定の行為に対し必要な規制を行い、防災措置を講ずるよう指導・監督を実施していくものとする。

また、被災した宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導等を行う。

1 許可工事

宅地造成工事規制区域内において行う、一定規模以上の宅地造成工事は、市長の許可を要する。

2 協議工事

国又は地方公共団体が工事を行う場合、協議の成立をもって許可があったものとみなされるが、協議成立後の規制については、許可工事と同様とする。

3 既成宅地に対する規制

宅地造成工事規制区域内の既成宅地についても、宅地の所有者、管理者又は占有者に保全義務を課すとともに、これらの宅地について宅地造成にともなう災害防止上必要な措置をとることを勧告し、又はその設置、改造及び地形の改良のための工事を行うよう改善命令を発し、造成地の保全を図る。

4 巡視及び検査

規制区域内の巡視により、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施し、その後、工事完了の検査に合格した場合には、検査済証を交付する。

5 危険度判定

大規模風水害により被災した宅地の崩壊による二次災害を防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定作業等を行う。

第7 建築物の防災対策

1 建築物に対する規制と指導

建築物に対しては、建築基準法(昭和25年法律第201号)をはじめとする関係法令によって防火、避難及び構造等に関する各種の規制が定められている。これらに基づく適正な審査、指導により、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。

また、既存建築物のうち、百貨店など不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。

2 臨海部防災区域の建築規制

港区、南区を中心とする本市西南部の低地帯の一定区域を名古屋市臨海部防災区域建築条例(昭和36年名古屋市条例第2号)により、建築基準法第39条に基づく災害危険区域として臨海部防災区域に指定している。

この地域内の建築物については、高潮、出水による災害から安全を確保するために、1階の床面の最低高さ、2階以上の階に居室設置の義務付けなどの規制をしている。

3 市営住宅建替事業

耐用年数の1/2以上を経過した老朽化の著しい市営住宅を対象に仮移転住宅の確保等の諸条件が整った団地から順次中高層耐火住宅への建替事業を推進し、市営住宅の居住環境や耐震性の改善を図るとともに、土地の効率的利用と住環境の整備により、良好な市街地住宅の供給に資するものとする。

4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業

市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。

現在、本市施行の市街地再開発事業を日比野地区、鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を大井町1番南地区、納屋橋東地区で、優良建築物等整備事業を名駅四丁目4番南地区で推進している。

5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

老朽住宅が集合していること、公共施設が著しく不足していること等居住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる地域において、住宅事情の改善、居住環境の整備及び老朽住宅の建て替えの促進を一体的に行い、防災性の向上を図る。現在、大曾根北地区、筒井地区、葵地区で事業を推進している。

第8 農地の防災対策

1 湛水防除

日光川流域及び新川流域一帯の農地は、低湿地帯にあり、長年の地盤沈下や地域の開発等で地域の実勢が変化し、かつ、排水末端地帯として従来から湛水の被害を余儀なくされているが、当該地域の農地排水計画を許容湛水日数3日、許容湛水深20cmを目標として、排水機の増強と排水路の改修等を積極的に推進する。

2 ため池の補強

本市東部丘陵地域においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く、万一決壊した場合は下流域に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、定期的に点検を行い必要に応じて改修工事を進め災害防止を図る。

3 防災営農体制の確立

(1) 土地改良の推進

水路護岸、立切、井堰、樋門等農業用諸施設を恒久化する事業を推進する。

(2) 作付体系の改良

水稻は、極早生から中生種栽培の知識の啓発普及を図る。また、畑作は、春夏、秋冬作等の防災処置及び災害後の代作について普及指導を行う。

(3) 病虫害防除

ア 災害時の被害面積に応じて、必要とする農薬を農業協同組合及び業者を通じて確保し、また、畑作にあつては、特に土壌消毒剤を確保するなど農家の指導にあたる。

イ 県、市及び民有の現有防除器具の保有状況を把握し、その配備計画をたてる。

(資料)

- ・都市計画における地区の指定等 (附属資料編 85 ページ)
- ・避難地、避難路等の計画 (震災に強いまちづくり方針) (附属資料編 90 ページ)
- ・地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係 (附属資料編 43 ページ)
- ・急傾斜地崩壊危険区域 (附属資料編 44 ページ)
- ・がけ崩れ注意箇所 (附属資料編 45 ページ)
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (附属資料編 52 ページ)
- ・宅地造成工事規制区域図 (附属資料編 57 ページ)
- ・建築物防災上の制限 (附属資料編 96 ページ)
- ・水防注意箇所 (ため池) (附属資料編 42 ページ)

第2節 公共施設の整備

河川及び都市下水施設等の整備を始め、総合的な治水対策を進めるとともに、高潮・津波対策を推進し、水害に対する事前の予防措置を計画的に進めるものとする。

第1 河川の整備等

- 1 市内を流下する一級・二級河川のうち国土交通省や愛知県が管理する庄内川、新川、天白川、日光川等の流域では、著しい開発行為等により雨水の流出状況が大きく変化しており、早急な改修が必要となっている。このうち庄内川、新川、天白川については、平成12年9月の東海豪雨を受け、国土交通省及び愛知県により河川激甚災害対策特別緊急事業が実施されたが、この他の河川も含め、更なる治水安全度の向上が必要なため、国土交通省及び愛知県との連絡を緊密にし、河川整備が促進されるよう要請するものとする。
- 2 市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川、戸田川等については、国の交付金の交付を受け広域河川改修事業として主体的に整備を行う。
- 3 準用河川、普通河川及びその他一般排水路については、土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮するなど流域の実情を的確に把握し、整備に努めるものとする。
- 4 本市が管理するため池については、利用状況や市街化の進捗状況を的確に把握した上で、雨水貯留施設として活用できるように整備・保全に努めるものとする。
- 5 本市管理の河川及びため池については、その管理責任者が随時巡視を行い、水防上危険な箇所があるときは直ちに必要な措置を執るものとする。また、水門、閘門等の操作責任者は、毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行うなどして、水害の防止に努めるものとする。

第2 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備

農地が宅地等に転用されるなど市街化の急速な進展により、近年、土地の利用状況が変化し、雨水の流出形態に影響を及ぼしている。このため雨水の流出量が激増し、在来の排水施設では円滑な雨水排除が困難となり、浸水、湛水の被害が発生している。これに対処するため、「名古屋市総合排水計画」に基づき、河川の整備はもとより排水区の実態を的確に把握し、幹線となる排水路、下水道等の排水施設の整備・改良を始め、排水ポンプ所の新設、機能の強化及び雨水貯留施設の築造等の雨水対策を図るほか、側溝、街きよ等末端の集水機構の整備改良を図る。また、平成12年東海豪雨、平成16年9月の集中豪雨、平成20年8月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に策定した「緊急雨水整備基本計画」、「第2次緊急雨水整備計画」に基づく緊急雨水整備事業を推進するものとする。

1 都市下水路の整備

東南部の低湿地帯で一部の区域においては、都市下水路事業により雨水ポンプ所の増強、幹線排水路の築造等を実施し浸水被害の解消に努めてきた。

昭和33年度に南区の中井排水路の整備に着手して以来現在までに、18排水区を整備し、順次公共下水道へ移管している。

2 公共下水道の整備

公共下水道を整備する区域内では、公共下水道事業による浸水対策事業として、雨水ポンプ施設の新設及び増強、管きよの整備、雨水貯留施設の設置等を実施し、浸水被害の解消に努める。

3 一般排水路の整備

宅地開発が急速に進められている東部丘陵地帯では、地形の改変に伴う雨水流出機構の変化を把握し、開発に即応した排水施設の整備改良を図るものとする。

また、公共下水道区域内にある既存の排水路についてもその整備改良を図り、浸水被害の解消に努めるものとする。

4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化

排水ポンプ所は、上下水道局管理 53 箇所、緑政土木局管理 48 箇所、名古屋港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 125 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。

また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努めるものとする。

第3 港湾の整備（高潮・津波対策）

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災対法の趣旨に基づき、高潮・津波による災害に対しては、本市区域内の各河川及び海岸に対する必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「名古屋市水防計画」（第3章・第8節 水防活動 参照）に定め、災害予防に努めるものとする。

特に名古屋港では、昭和 34 年の伊勢湾台風を教訓に、昭和 36 年から昭和 39 年にかけて高潮防波堤、防潮壁及び堀川口防潮水門等を建設し、それぞれ、港とその背後の市街地を高潮から守るとともに、水門閉鎖中の内水を排水ポンプにより排水し、市街地を浸水から守っている。

なお、これら施設の維持管理に当たっては、測量、調査を継続的に実施し、沈下部分があれば、かさ上げ工事をするとともに、防潮壁前面護岸等に老朽箇所があれば補強工事を行うなど、その管理に万全を期するものとする。

（資料）

- | | |
|--------------|----------------|
| ・改修河川一覧 | （附属資料編 24 ページ） |
| ・重要水防箇所 | （附属資料編 25 ページ） |
| ・水防注意箇所（ため池） | （附属資料編 42 ページ） |

第3節 ライフラインの整備

水道・下水道、電気、ガス、通信のライフライン関連施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が風水害等により被害を受けた場合、都市機能が麻痺することになり、その影響は極めて大きい。

このため、これら各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものとする。

第1 水道施設等

水は、市民の日常生活にとって不可欠なものである。このため、水道施設は、風水害等による被害が生じないような対策を講じているが、今後も施設の整備を進めることにより、災害に強い水道づくりをめざすものとする。

1 計画目標

水道施設を風水害等の災害に強くするため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、浄水場間及び配水場間の送・配水管による相互連絡を図る。また、浸水等の被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

2 施設の整備

- (1) 老朽化施設の整備・改良として、鍋屋上野浄水場等の整備を進めている。
- (2) 送水幹線の複数化による安定給水の確保を図っている。
- (3) 災害時にも一定時間給水できるよう配水池の容量の増加を図っている。
- (4) 浸水対策として、次の整備を行っている。

ア 東海豪雨程度の水害にも対応できるよう、床レベルを嵩上げて大治浄水場の配水ポンプ所を築造している。

イ 浄水場等の建物は、台風等に対して十分な強度と防水性を持たせ、配水池や配水ポンプ所等の床面、開口部は周辺地盤より高く設定している。さらに、雨水等の排除のためビルジポンプ及び自家発電機（保安用）等を設置している。

ウ 中川西配水場は、伊勢湾台風の教訓を生かし、伊勢湾台風程度の高潮でも稼働できるよう施設の完成地盤高を上げている。

また、電動弁等の駆動装置及び発信機は、高置式又は防水式にして、電気設備の故障発生防止を図っている。

- (5) 停電対策として、次の整備を行っている。

ア 主要施設は、2回線受電として電源の安定確保を図っている。

また、構内でも受変電設備等の2系統化を進め施設の安定化に努めている。

イ 春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海配水場に非常用自家発電設備を設置している。

ウ 配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からの送配水が可能となるようバックアップ体制をとっている。

エ 短時間の停電対策として、市北部に給水するための春日井配水塔（貯水量 17,000m³）、市西南部に給水するための大治配水塔（貯水量 9,300m³）、市東南部丘陵地に給水する鳴海配水塔（貯水量 12,000m³）、市東部に給水する猪高配水塔（貯水量 7,500m³）、市東北部丘陵地に給水する吉根配水塔（貯水量 5,800m³）並びに市東部高台区域に給水する平和公園配水塔等（貯水量 600m³）を設置している。

(6) 通信設備として、次の整備を行っている。

災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内電話回線網、一般加入電話及び業務用移動無線を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認が行える。

ア 業務用局内電話回線網を利用した内線 F A X 及び通信事業者の運営する F A X 一斉同報サービスを整備している。

イ 無線通信は、多重無線と業務用移動無線を整備している。

ウ 総務省の免許方式に従った、市役所統制局（防災指令センター）の防災行政用無線（多重固定系無線）との整合を図った整備をしている。

エ 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備している。

3 応急給水施設の整備

(1) 応急給水拠点の整備

ア 浄水場、配水場の常設の応急給水所及び方面別応急給水センターを基地とする給水タンク車等による応急給水体制を確立している。

イ 広域避難場所、避難所等に仮設給水栓を設備し、応急給水ができるようにするため、耐震管で消火栓を設置している。

ウ 復旧の遅れが予想される地区や浄水場、配水場から遠隔の地区には、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を設置している。

(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備

ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の整備に努めている。

イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫の整備を進めている。

4 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を 4 管路センター本部事務所に計 10 台、鍋屋上野浄水場に 2 台、合計 12 台配備している。

5 工業用水道施設は、上水道施設に準じ整備をしている。

第2 下水道施設

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために不可欠な施設である。このため、風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう水処理センター、ポンプ

所及び管路施設について施設の増強・改善、幹線管きよの相互連絡などの整備に努めるものとする。

1 水処理センター、ポンプ所施設の整備

- (1) 水処理センター、ポンプ所の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とする。
- (2) 水処理センター、ポンプ所において、停電時、断水時においても処理及び排水機能を確保するため、ディーゼル駆動雨水ポンプの設置、自家発電設備容量の増強、ポンプ運転に必要な冷却水の循環化及び補給水の確保を図る。
- (3) 水処理センター、ポンプ所の一部に浸水があっても雨水排水機能が停止しないように、雨水排水機能を保持するために必要な機器類は耐水レベル以上に設置するものとする。
- (4) 急激な雨水流入に対応するために、ポンプの運転準備や運転員の待機が迅速に行えるように降雨情報設備の整備に努める。
- (5) 災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前に雨水排水機能の確保のために総合試運転を実施する。

2 管路施設の整備

- (1) 管路及び雨水流出抑制としての雨水貯留施設の整備に努める。
- (2) 幹線管きよの整備にあたっては、災害時においても機能の効率性を図るよう必要に応じて幹線相互の連絡に努める。また、水害時におけるマンホール蓋の飛散防止に努める。
- (3) 雨水ますなど末端の集水施設を始め、面的に広がる管路施設は、風水害等により閉塞、陥没等の被害が生じやすい。このため、災害時においても排水機能が保持されるよう、日常の点検やテレビカメラ調査などによる不良箇所の早期発見、管内清掃・補修及び改築を行うなど既設管路の整備に努める。

3 応急復旧用資機材の整備

応急復旧に必要な資機材の整備・保管に努める。

4 通信設備の整備

災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内電話回線網及び一般加入電話を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認が行える。

- (1) 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備している。

第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。

このため、西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。

1 施設の強化

- (1) 洪水、津波等の対策
 - ア 建物内への浸水防護装置
 - イ 防水扉、防潮板の設置
 - ウ 窓の閉鎖
 - エ 下水管、建物内マンホール及び洞道からの浸水防止措置
- (2) 伝送路の防災対策
 - ア 伝送路の多ルート化
 - イ 超小型衛星通信方式設備の配備
 - ウ 同軸用中継器の防水措置
 - エ 洞道網の建設促進及び整備

2 防災機器等の整備

- (1) 災害対策用機器及び車両の配備
 - ア ポータブル衛星車
 - イ 可搬形無線機、超小型衛星通信方式設備
 - ウ 非常用移動電話交換装置
 - エ 移動電源車及び可搬形電源装置
 - オ 応急光ケーブル等
 - カ 特殊車両
 - キ 防災用機材（非常梯子、非常ポンプ等）
- (2) 防災に関する訓練
 - ア 災害に関する予警報伝達の訓練
 - イ 災害時における通信の疎通確保訓練
 - ウ 設備の災害応急復旧訓練
 - エ 社員の非常呼集の訓練

第4 ガス施設（東邦ガス株式会社）

市民生活に欠くことのできない都市ガスの供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

1 災害予防措置

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

（ア）浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流失防止等必要な措置を講ずる。

（イ）風水害の影響の受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

（ウ）風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取り締まり等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏えいなどガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

2 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に次の設備を設置し遠隔監視する。

ア ガス漏れ警報設備

イ 火災報知器

ウ 圧力計

エ 流量計

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として必要に応じ以下の設備を整備する。

ア 貯槽消火設備、冷却用散水設備

イ 化学消防車

ウ 消火栓、消火用屋外給水整備、水幕設備

エ 各種消火器具及び消火剤

(4) 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(6) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源による供給のため、移動式ガス発生設備等の運用体制を事前に整備しておくとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況、調達先を点検する。

(5) 前進基地等の確保

非常事態に備え、前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

4 協力体制の確立

日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第5 電力施設（中部電力株式会社）

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、千変万化する自然の中に置かれている電力設備は、自然災害の影響を大変受けやすく、そのような自然環境の中で電力供給の安定確保を図るため、諸施設に対し災害の未然防止に努めるものとする。

1 設備別対策

(1) 火力発電所

ア 雷害対策

発電機は、建物内にあるため直撃雷による被害はないが、屋外にある送電線に落雷すると異常な高電圧が侵入し、被害を受けることがある。こうした被害を防止するため、屋外機器の保護として避雷器を取り付けたり、発電機に異常電圧吸収器を設置している。

イ 台風・集中豪雨対策

発電所は、海岸に位置していることから高潮などの襲来を受けやすいため、敷地全体や機器のかさ上げを行っている。

また、浸水を防ぐため防水扉の閉鎖、土のう積み、排水装置の稼働等の応急対策を行っている。

一方、塩分の飛来によって絶縁が弱められることから、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、水をはじく性質を持つシリコンコンパウンド塗布などを行って停電事故のないよう努めている。

(2) 変電設備

ア 雷害対策

避雷器、機器放電ギャップ及び架空地線などによって、雷から設備被害を防止するよう設備されている。

イ 台風・集中豪雨対策

変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所などでは塩害による絶縁劣化のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、シリコンコンパウンド塗布などを行っている。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器及び建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設け浸水を防止する対策を行っている。

(3) 送電設備

ア 雷害対策

架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため遮蔽線（架空地線）を設けており、送電線に過度な雷電流が侵入した場合でも、耐雷装置（アークホーン）や接地線によって、雷電流を安全に大地に逃すようにしている。

さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努めている。

イ 台風・集中豪雨対策

送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているが、飛来物による被害が考えられることから破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について施設者に依頼をしている。

また、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流失、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

さらに、土砂の流失・崩壊により支持物が損壊するおそれがある箇所では、擁壁の設置や排水を良くするためU字構の設置、敷地への芝張りなどを行っている。

ウ 塩害対策

送電線の碍子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し電気故障の原因となることから、碍子の水洗いや碍子の数を増やすなどの対策を行っている。

(4) 配電設備

配電線は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されており、雷害対策として耐雷ホーンの取り付け、碍子類の絶縁強度の格上げなどの完了とともに、避雷器や架空地線の設置、耐雷PCの取り付けなどを実施しているほか、中部電力株式会社独自の三国山気象レーダーを

活用した「襲雷警報システム」により、刻々変化する雷の発生位置、強度及び方向を監視し、雷撃時の停電範囲の縮小や停電故障が発生した場合には、迅速復旧に対応できるような体制をとっている。

2 応急復旧資機材の確保

発災時のために、日頃から資機材等の確保体制を整備するものとする。

- (1) 応急復旧用資機材及び車両を確保する。
- (2) 食糧その他の物資の確保を行う。

3 協力体制の確立

- (1) 社外の請負工事業者などの応援体制を確立する。
- (2) 電力会社間の応援体制を確立する。

(資料)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・名古屋市水道施設位置図 | (附属資料編 342 ページ) |
| ・名古屋市工業用水道給水区域図 | (附属資料編 343 ページ) |
| ・下水処理施設一覧表 | (附属資料編 147 ページ) |
| ・主要導管網概要および天然ガス供給先 | (附属資料編 345 ページ) |
| ・名古屋市域の主な電力系統図 | (附属資料編 344 ページ) |

第4節 交通施設の整備

交通機関は、水道・下水道、電気、ガス、通信と同様に、都市生活の基盤をなすものであり、災害時における交通機関の途絶は、救助活動、復旧活動の支障となるばかりか、市民生活に与える影響は非常に大きい。

このため、風水害等による被害を軽減し、利用者の安全確保及び応急復旧にかかる予防対策を講じる。

第1 市営交通

利用者の安全と施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の防護措置を実施する。また、被害が発生した場合、迅速な応急復旧ができる体制を確立しておくものとする。

1 保安設備の整備

止水板、防潮扉、排水ポンプ等各種の保安設備について、必要に応じて改修を行うとともに、これらの各施設が災害時に有効に機能し、被害を最小限にとどめるため、日常の整備点検に努める。

2 道路状況等の把握

職員による巡視及び運行中の市バス車両からの情報収集等により道路、運行路線の状況把握を行い、被害を最小限にとどめるよう努める。

3 建設現場での被害防止

建設現場では、施工中の構造物の倒壊、掘削部の崩壊及び地下埋設物の破損等の発生防止を十分に考慮して工事を行う。

4 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

5 応急復旧体制の整備

被害が発生した場合にただちに応急復旧を行うために必要な資機材の確保及び整備点検に努め、応急復旧について協定等の実効性の確保を図る。

第2 東海旅客鉄道株式会社

高速大量輸送機関である東海旅客鉄道株式会社の各線区における風水害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

1 鉄道施設等の耐水性の向上

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

2 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

3 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材、機器の配置及び整備
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報
- (5) 消防及び救護体制

第3 名古屋鉄道株式会社

各種構造物の補修、改良を図って耐水性の強化及び整備に努める。また、実施基準、巡回及び点検等によって予防対策を講ずる。

1 鉄道施設等の点検、巡回

風水害等も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で、技術係員による定期的な点検、巡回を行う。

2 運転規制

風水害等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう教育訓練を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に風水害等による異常を感知したときは、すみやかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

第4 近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図る。

2 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

3 復旧体制の整備

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制の確立
- (2) 応急復旧用機材の配置及び整備
- (3) 列車及び旅客の取扱い方の徹底
- (4) 消防及び救護体制の確立
- (5) 消防知識の普及

第5節 防災拠点の整備

応急災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な設備の整備を図るものとする。

第1 防災拠点の役割及び体系

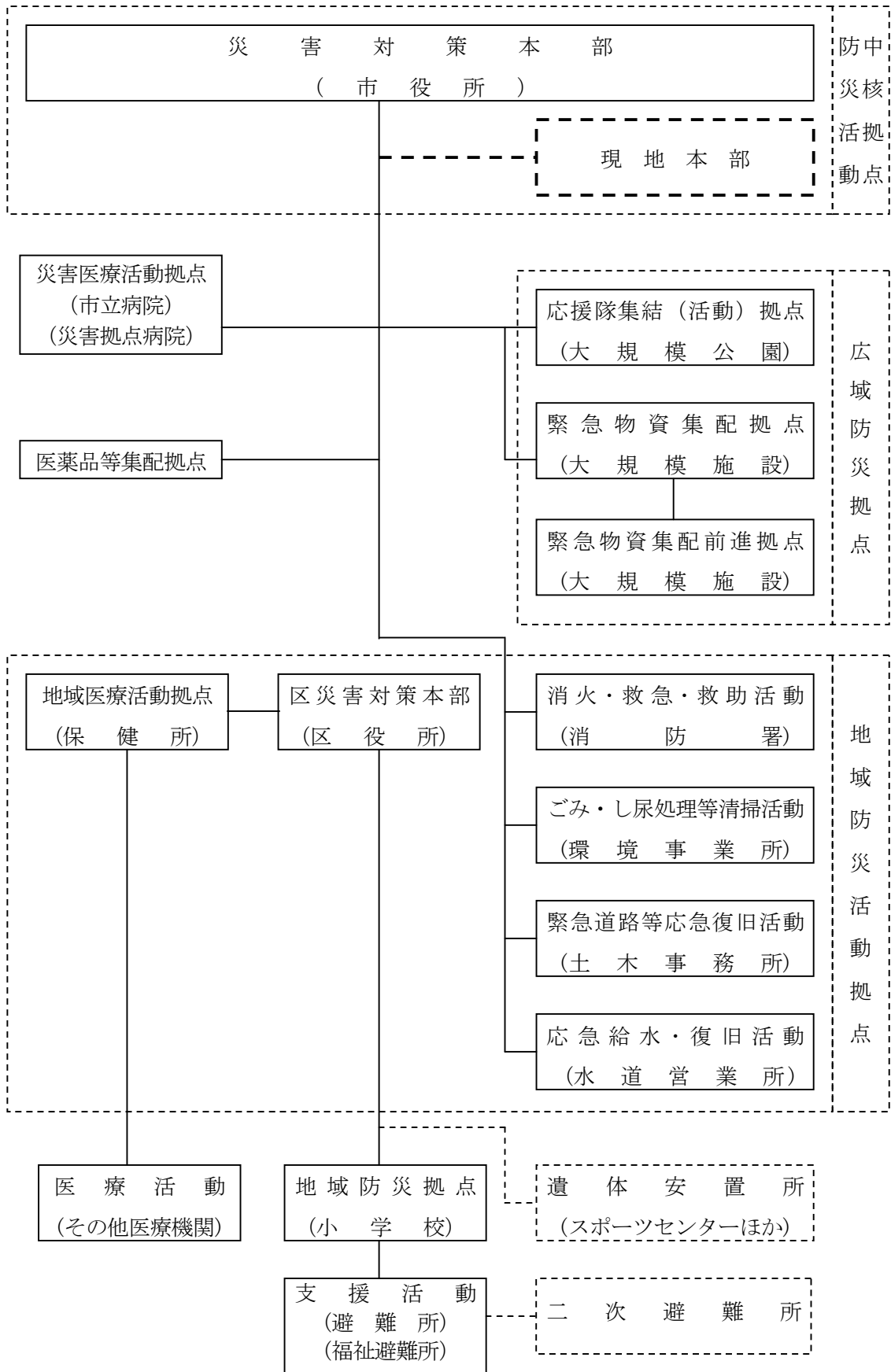
様々な災害応急対策活動を行うにあたっての防災拠点の役割及び体系は次のとおりとする。

1 防災拠点の役割

防災拠点	拠点施設	役割等	備考
防災活動中核拠点	市役所	市災害対策本部を設置する。	港防災センター 他
	現地本部	被害の状況に応じて設置する。	
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区災害対策本部を設置する。	消防署(出張所)、特別消防隊、消防学校
	保健所	地域医療活動拠点 地域での医療活動の総括・支援	
	消防署	消火・救急・救助活動	
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動	
	土木事務所	緊急道路等応急復旧活動	
	水道営業所	応急給水・復旧活動	
災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動	市立4病院
	災害拠点病院	災害拠点病院(県指定)	名古屋市立東部医療センター(再掲)、名古屋市立西部医療センター(再掲)、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十字病院、名古屋大学医学部附属病院、市立大学病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院、中京病院、名古屋記念病院
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納を行う場所。	市内1か所を予定
広域防災拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	稲永、稲永東公園 (稲永スポーツセンター) 戸田川緑地 (とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館) 庄内緑地 (庄内緑地グリーンプラザ)
(1) 応援隊集結(活動)拠点			

防災拠点	拠点施設	役割等	備考
(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	平和公園 (千種スポーツセンター) 大高緑地 志段味スポーツセンター ¹ 一帯 (守山スポーツセンター) 名城公園 国際会議場・白鳥公園一帯 ※ () 内は緊急物資集配拠点
緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	西区役所山田支所
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263 か所
避難所			
(1) 避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	市立小中高等学校 コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点に指定する場合がある。
(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設する。	社会福祉施設等
(3) 二次避難所		民間施設、学校施設等の本来活動再開のため、避難所統廃合を予定する。	スポーツセンター 生涯学習センター
遺体安置所		遺体の処置、管理 大量の遺体が生じた場合に施設を特定し、開設する。 身元不明の遺体が生じた場合は改めて場所を特定し、一括して処置・管理を行う。	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院

2 防災拠点の体系図



第2 防災拠点施設の整備

防災拠点は応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、次の点に留意して設備等の整備を図るものとする。

市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・電 源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……画像伝送システム、防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
区役所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・電 源 ……区災害対策本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……画像伝送システム、防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・電 源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保 ・給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・電 源 ……本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……排水機能の確保、災害用給水栓の設置 ・通 信 ……画像伝送システム、防災行政無線、業務用無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……それぞれの災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
環境事業所	
土木事務所	
水道営業所	
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・電 源 ……重要施設の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄
医薬品等 集配拠点	医薬品・衛生材料等の保管及び出納を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・業務用無線・パソコンを発災後配備し情報通信網機能を確保する。
応援隊集結 (活動)拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結（活動）しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
緊急物資 集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
緊急物資集 配前進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。
避難所 指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。

第3 気象等観測施設・水防施設等の整備

1 気象等観測施設

市域内に32箇所の雨量観測所と庄内川水系、天白川水系及び山崎川水系に設けられた20箇所の水位観測所と市役所（防災指令センター）を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。

2 水防施設

(1) 雨量、河川水位観測所

雨量観測所（市内の土木事務所、水処理センター等32箇所）及び河川水位観測所（20箇所）をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。

(2) 水防倉庫

主要河川の沿岸、その他重要水防区域、注意箇所等の適地に設けられた水防倉庫50棟に、水防活動に必要な杭、土のう袋、スコップ、掛矢等の水防資器材を備蓄するとともに、毎年資器材の更新、補充などの整備・点検を実施するものとする。

(資料)

- ・雨量観測所 (附属資料編 98 ページ)
- ・水位観測所 (附属資料編 99 ページ)
- ・水防倉庫一覧 (附属資料編 102 ページ)
- ・水防倉庫器具資材一覧 (附属資料編 104 ページ)
- ・排水ポンプ所等 (附属資料編 105 ページ)

第6節 輸送体制の整備

大災害が発生した場合、発災後初期から、消火・救助活動や被災者の救護・救援活動等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市域外からの自衛隊、警察、他都市応援隊、ボランティア等の応援活動を念頭におきながら、陸路、水路及び空路における緊急輸送ルートの整備を図るものとする。

また、災害応急対策活動の機動性を高めるため、発災時に車両、舟艇及び航空機を的確に確保できるよう、輸送体制の万全に努めるものとする。

第1 輸送ルートの整備

本市は、南部は伊勢湾北端に接して名古屋港を構成し、北部から南部にかけては木曾三川によって開かれた濃尾平野が広がっており、東部は緩やかな丘陵地を成すとともに、市内中心部を貫流する堀川、中川運河をはじめ、市域周辺には、庄内川、天白川等の河川が形成されている。

こうした地形を考慮しつつ、被災時、広域的な人員及び物資等の輸送の観点から、緊急輸送が可能となる陸上輸送ルートを整備するとともに、さらに陸上輸送を補完するため、水上、航空輸送ルートの整備に努める。

1 陸上輸送ルート

本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする等の整備をする。

2 水上輸送ルート

本市における水上輸送ルートは、庄内川、堀川及び中川運河を活用し、名古屋港に大型船で輸送された救援物資を水路で有効に搬送するため、小型栈橋等の荷揚げ場・物揚場の確保を行うなど、被災時の水上輸送計画を整備していくものとする。

緊急物資輸送	名古屋港耐震強化岸壁
荷揚場・物揚場	庄内川一色大橋船着場、堀川沿い白鳥公園、中川運河沿い用地等、庄内川横井船着場
河川等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの4.5km） 中川運河（通船門から堀止までの6.6km） 庄内川（河口から横井船着場までの10.2km）

3 航空輸送ルート

本市における航空輸送ルートは、陸上輸送ルート障害時の代替性や緊急性を踏まえ、名古屋空港や市域外からの救援物資や応援部隊の搬入、市域外の災害拠点病院等へ重症患者等の移送など有効

に輸送するため、広域防災拠点をはじめ、その他の防災拠点及びその周辺地にそれぞれの機能にあった緊急場外離着陸場等の確保に努めるなど、被災時の航空輸送計画を整備していくものとする。

広域防災拠点	庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯
ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等

第2 緊急通行車両等の事前届出

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することがある。

このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の届出、確認の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に届け出ることとする。

(資料)

- ・名古屋市水防計画付図
- ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (附属資料編 582 ページ)

第7節 防災情報網の整備

災害時には、気象情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策に必要な指揮指令の伝達等各種の通信量が飛躍的に増大する。

このため通信の混乱を防ぎ迅速、的確に処理できるよう、有線及び無線の通信機器類の整備拡充を図るとともに、これらの情報を効率的に処理するため、マルチメディアを考慮した、防災情報システムの開発・整備に努める。

さらに、防災情報網の整備にあたっては、市関係公所間はもとより、国や防災関係機関との情報交換、市民への情報伝達が迅速的確に実施できるよう配慮するものとする。

第1 情報・通信機器の整備

各種情報の迅速、的確な収集、伝達を図るため、情報処理する機器及び通信連絡手段を次のとおり分類し、その整備を行う。

1 有線電話

(1) 加入電話

西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という）の一般電話回線で結んだ電話

(2) 専用電話

ア 庁内電話

市役所と区役所、保健所をNTTの専用線等で結んだ電話

イ その他局内電話

それぞれの局内業務用に専用線で結んだ電話で、消防電話、上下水道電話、交通局業務電話がある。

2 無線電話

(1) 防災行政無線

ア 多重固定系

市役所と区役所、消防署等を自前の多重回線でネットワークし、音声とFAXの通信ができるもので、使用方法は、前記の庁内電話と同様のほか、ホットライン設定、一斉指令等の機能がある。

イ デジタル同報無線（以下「同報無線」という。）

親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難勧告及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの。

なお、東南海・南海地震により発生する津波の想定に基づいた津波避難対象地区については、津波情報の伝達を強化するために屋外子局4局を設けている。

ウ デジタル移動無線

市役所を統制局とし、緑政土木局、消防局、健康福祉局、環境局等の関係局のほか、区役所を中心に、公所、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関を260MHz帯の無線でネットワークするもので、半固定局、車載局、携帯局などがある。

(2) その他局用無線

それぞれの局内業務用無線で、消防無線、上下水道無線がある。

3 災害対策支援情報ネットワークシステム

通常利用されている水防用、事務用、学校教育用などのパソコンを利用し、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（職員参集状況・住民避難状況）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、効率の良い情報処理を行うもの。

4 水防情報システム

雨量観測所（市内の土木事務所、水処理センター等 32 箇所）及び河川水位観測所（20 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。

5 雨水排水情報システム

雨水排水ポンプ所（上下水道局及び緑政土木局所管）のポンプ運転情報（運転・停止）、水位情報、及び主要ポンプ所の排水先河川画像を、庁内イントラネットにて配信し、防災部局・市職員がリアルタイムに確認することができ、水防活動に役立てるもの。

なお、ポンプ運転情報については、愛知県へも提供するとともに、市民へもインターネットにて情報提供を行っている。

6 画像伝送システム

(1) 高所監視カメラ

市内の災害状況を 24 時間監視するカメラで、東山スカイタワーと港区役所無線塔に設置され、その映像を市役所東庁舎の防災指令センターに映像伝送するもの。

(2) ヘリコプター映像電送システム

消防ヘリに取り付けられた可視光カメラ又は赤外線カメラで撮影した市内の災害状況を、市役所東庁舎の防災指令センターに映像電送するもの。

(3) 衛星地球局

前記の映像を、災害発生直後に国や他の都道府県、政令指定都市に映像伝送するもの。

7 なごや減災プロジェクト

気象に関する情報や、災害時の被害情報などを市民がウェブサイト上に投稿し、投稿された情報を閲覧することにより、災害時の被害軽減（減災）に利用するとともに、災害の概要を把握する手段として活用するもの。

8 愛知県防災情報システム

各種被害情報を入力することにより、データを蓄積し県の関係機関に報告するとともに、関係機関との災害情報の共有化を図り、初動体制の確立等を図るもの。

9 マルチメディアの活用

災害情報の通信及び広報手段として、インターネットを始めとするマルチメディアを積極的に取り込んだ整備を行うものとする。

第2 通信連絡手段の確保及び活用

1 災害時優先電話の指定

(1) 定義

災害時優先電話とは、あらかじめNTTから指定を受けることにより、災害時に電話回線が輻射した場合にも、比較的一般の電話よりも発信しやすくなる電話のことをいう。

(2) 指定の要請

各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、消防局防災部防災室を通じてNTT西日本名古屋支店に対し指定の要請を行う。

2 電話番号表（簿）の作成

各局・室・区は、加入電話、専用電話、防災行政無線多重固定系電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を消防局防災部防災室に報告しておく。

消防局防災部防災室は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。

なお、庁内電話以外の専用電話（消防、上下水道、交通）は管理する局において、情報連絡用に使用する電話番号表をとりまとめ、当該部内に周知しておく。

第3 有線通信機器及び情報処理機器の日常管理

有線通信機器については、日常的に使用するものであり、万が一障害が発生した場合は直ちに復旧し、非常時に備えておくものとする。また、長時間の停電に備え電源の確保を図るものとする。

1 施設の災害予防措置

有線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 設置については、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付位置を選定する。
- (2) 有線通信施設のうち、庁舎その他建物の内部の施設については、常に動作状況を監視するとともに、必要な訓練を行う。
- (3) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定する。
- (4) 無線機器との連携を考慮し、活用し易いものとする。
- (5) 停電時に備え予備電源として、蓄電池設備もしくは自家発電装置を設置する。

2 施設の点検整備

有線通信機器を有する各局・室・区は、最小限、次に掲げる該当事項について必要な点検を行い整備する。

- (1) 不良箇所の発見の場合は、即時修理を行い整備する。
- (2) 動作状態、老朽化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第4 無線通信機器の日常管理

無線通信機器を定期的に点検整備を行うとともに、無線従事者の養成及び訓練を定期的に行い、有

事に備えるとともに予備電源の確保並びに無線設備の拡充に努めるものとする。

1 施設の災害予防措置

無線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 固定設備を有する局は、長時間の停電に備え、蓄電池設備もしくは自家発電設備を設置するよう配慮する。
- (2) 車載や携帯の移動局で蓄電池で移動するものにあつては、常時使用可能な状態を保つよう、蓄電池の充電、点検を行う。
- (3) 災害時には、経験豊富な無線従事者を優先的に配置し得るよう配慮する。

2 施設の点検整備

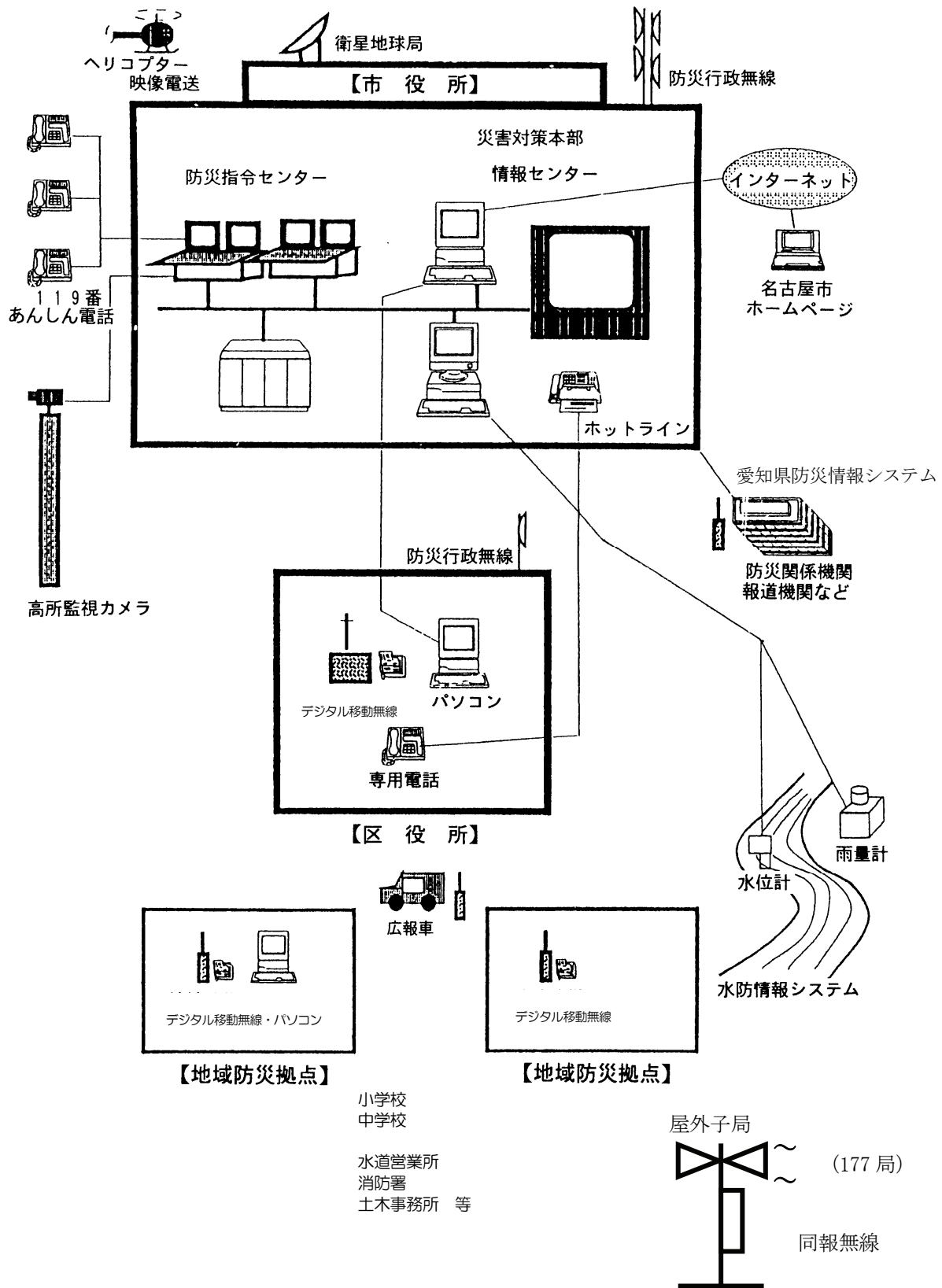
無線機器を有する各局・室・区は、日常点検を行うほか、災害時における確実な運用を期待するため、請負業者と保守契約を締結し、次に掲げる点検を行い整備するものとする。

- (1) 送信装置、電源設備、空中線の点検及び清掃
- (2) 送信装置各部の電圧・電流及びコネクタ等の動作点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験
- (3) 発動発電機の動作点検、性能試験及び燃料点検
- (4) 空中線の絶縁
- (5) 予備（空中線、ヒューズ等）の点検

(資料)

- ・有線機器一覧 (附属資料編 138 ページ)
- ・無線機器一覧 (附属資料編 142 ページ)
- ・無線通信系統図 (附属資料編 234 ページ)

名古屋市防災情報通信網概念図



第8節 救護・救援体制の整備

風水害等の災害が発生した場合に被災者に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するため、食糧、生活必需品、水等の確保を図るとともに、消防体制の整備及び応急医療体制の整備を図るものとする。

また、平素から市民、事業所等が食糧、水等について所要の備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

第1 食糧等の確保

風水害等の災害時における食糧、生活必需品、水等の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのための体制整備を図るものとする。

1 備蓄

風水害等の災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。

このような事態に備え、必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、乾パン、アルファ化米、粉ミルク等の非常食糧及び毛布、上敷等の生活用品や仮設トイレ等の備蓄を行い、その補充及び更新を行うものとする。

また備蓄の品目は、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮し、内容の充実を図るものとする。

これらの備蓄物資は備蓄倉庫、区役所・支所で保管するほか、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、必要最小限を小中学校やコミュニティセンターなどの避難所にも分散配置する。

なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。

2 緊急調達体制の確立

風水害等の災害時における応急救助物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、健康福祉局は関係局と連携を図りながら、食糧及び生活必需品の関係業界と協議し、事業者団体等との物資供給協定の締結を推進するなどにより、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

3 水等の確保

市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第3節 ライフラインの整備 第1 水道施設等」による。

また、工場・家庭用等の井戸の中から水質検査結果等をもとに災害応急用井戸を指定し、市民への周知などを実施することにより、緊急時における地域住民の生活用水等の確保を図るものとする。

第2 消防体制の整備

風水害時には、洪水、浸水、建物等の倒壊、窓ガラス・看板などの落下等、様々な形態の災害が複合して発生することが予想される。このような複合した災害に有効に対処するため、消防隊、救急隊及び救助隊をはじめ消防団に対し、必要な車両及び資器材の充実整備に努めるなど、消防体制の整備を図る。

1 消防隊等の整備

- (1) 風水害に起因し、超高層建築物、地下街、化学物質施設等で発生する災害に的確に対応するため、専門的対応能力を有する各種部隊等を整備する。
- (2) 昼夜間・季節を問わず長時間の災害対応に備えるため、活動用資器材や補給体制などに考慮した施設、車両等の整備・充実を図る。
- (3) 多数の傷病者に対して市民が率先して応急手当を行えるようにするため、普段から応急手当に関する知識と技術の普及に努める。
- (4) 迅速かつ効果的な応急処置を行うため、救急隊の増強、各種資器材の整備及び救急救命士の養成など救急体制の充実を図るとともに、医療機関、区役所等との連絡体制の整備を図る。
- (5) 迅速な人命救助活動を行うため、特別消防隊及び16消防署の救助隊を核とした救助体制の確立を図るとともに、救助用車両等の整備・充実を図る。
- (6) 大規模な災害に効率的に対応するため、他都市消防機関、警察、自衛隊等との連絡体制を充実する。

2 消防団の整備

- (1) 災害現場における情報収集を始め、消防団幹部からの指揮命令等を迅速、確実なものにし、団員の安全を確保するため情報伝達手段の確立を図る。
- (2) 発災直後、地域において救助・救護活動を担うため、配置されている救助・応急救護資器材の取扱い等その習得に努める。

第3 応急医療体制の整備

風水害等の災害時には、多数の負傷者の発生が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。

このため、災害時に医療・助産救護活動が円滑に行われるよう、応急医療体制、医薬品・衛生材料等の整備を図るものとする。

1 医療、助産救護活動の確保

風水害等の災害時において医療、助産救護活動が円滑に遂行できるよう市の医療機関による救護班の設置等応急医療体制を確立し、さらに名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）、国立病院、市立大学病院等、医療機関の協力のもとに広範な応急医療体制の確立を図るとともに、市民に対して応急手当に関する知識と技術の普及に努めるものとする。大規模災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに顎顔面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努める。また、災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行うことができるよう、名古屋市医師会等の協力のもと定期的に参集訓練を実施する必要がある。

2 医薬品・衛生材料等の確保

風水害等の災害直後の救護活動に保健所、市立病院等の医療救護班が使用する医薬品・衛生材料

は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。

なお、備蓄する医薬品・衛生材料等についてはその充実に努める。

また、医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努めるとともに、他都市との協定や「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」の供給システムの活用により医薬品・衛生材料等の確保を図る。

なお、災害時に設置を予定する供給センターなどでの医薬品・衛生材料等の的確な出納管理ができる専門的知識を有する薬剤師を確保するために、名古屋市薬剤師会の応援協力を得る必要がある。

3 市立病院の医療機能の確保

市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機能を維持するため、電気・水・ガス等のライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、さらには緊急連絡システムの確立、防災マニュアルの見直し等の整備を行う。

(資料)

- ・災害救助用物資の備蓄・調達 (附属資料編 149 ページ、150 ページ)
- ・災害応急用協力井戸登録事業所名簿 (附属資料編 308 ページ)
- ・災害医療救護等に関する協定書 (市対市医師会) (附属資料編 497 ページ)
- ・災害時歯科医療救護に関する協定書 (市対市歯科医師会) (附属資料編 499 ページ)
- ・災害医療救護等に関する協定書 (市対市薬剤師会) (附属資料編 501 ページ)
- ・災害医療救護等に関する協定書 (市対市立大学) (附属資料編 502 ページ)
- ・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書 (市対県柔道整復師会) (附属資料編 504 ページ)

第9節 避難体制の整備

災害時における差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊、流失等により住家を失った、り災者を一時収容するため、避難施設及び避難場所をあらかじめ選定し、住民に周知徹底しておくとともに、避難誘導体制の確立等に努めるものとする。

第1 避難所の確保

避難所とは、家屋の倒壊、流失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するための施設をいう。

1 指定基準

- (1) 原則として、土砂災害危険箇所区域外に位置する建築物であること。
- (2) 収容人員は、概ね100名以上とし、1人当たり2m²を確保して算定すること。
- (3) 避難が容易でかつ住民に周知されていること。
- (4) 人口動態などのバランスを考慮し、原則として1学区に複数確保すること。
- (5) 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間（階）を確保することができること。

2 指定する施設

- (1) 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター
- (2) 生涯学習センター、市スポーツセンター（ただし、大規模災害が発生した場合には、救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の用途にも使用）
- (3) 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校並びにその他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。

なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、災害時要援護者のための福祉避難所として確保する。

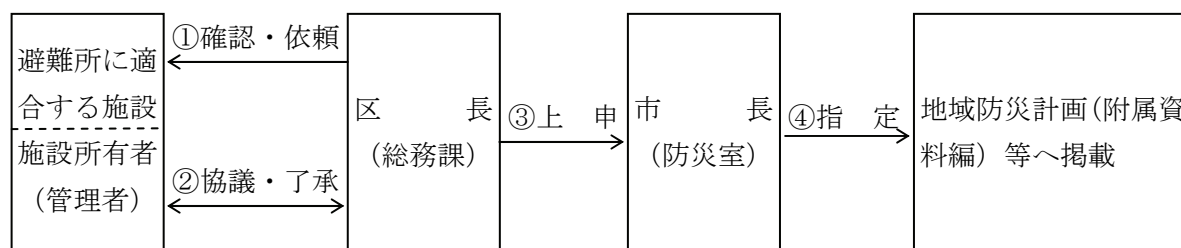
3 収容場所

- (1) 市立の小・中・高等学校にあつては、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、状況に応じて普通教室にも収容し、収容人員は、有効スペースから算出する。
- (2) その他の施設にあつては、施設所有者（管理者）と調整のうえ、収容場所を決定し、収容人員を算出する。

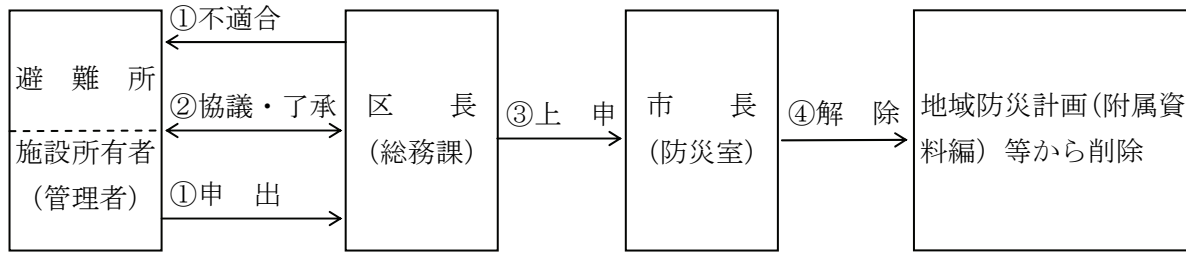
4 避難所の指定手順

区長は、避難所を選定する場合に必要な応じ地域の要望、意見等を聞くこととし、指定及び解除に係る手順は以下のとおりとする。

(1) 指 定



(2) 解除



5 提供避難場所

企業などから提供される避難場所で、地域が自主的に運営する避難場所又は帰宅支援に用いる避難場所をいう。地域運営型と帰宅支援型の2種類に分類する。

(1) 地域運営型

提供避難場所のうち、地域住民等が避難するための避難場所をいう。

地域の実情にあわせて地域と企業などが覚書等によって設定し、地域が協働で自主運営することを前提とする。

(2) 帰宅支援型

提供避難場所のうち、帰宅困難者等に対する支援のため、帰宅支援及び発災後の一時的な避難を行う避難場所を言う。

市と提供企業等との協定により運営方法等を決定する。

第2 避難誘導體制の確立等

災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、避難所マップ及び洪水ハザードマップの戸別配布や防災訓練を通じて、その徹底を図る。

また、各地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、集結場所、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、予め各地域から避難所までの避難計画を策定するよう指導する。

併せて、水防法に基づき河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者又は管理者に対して、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画「避難確保計画」を作成し報告するよう指導する。

(資料)

- ・ 区別避難所施設数及び収容可能一覧 (附属資料編 174 ページ)
- ・ 避難所施設一覧表 (区別) (附属資料編 176 ページ)
- ・ 地下街等一覧表 (浸水想定区域内施設) (附属資料編 331 ページ)

第10節 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる災害時要援護者を災害から守り、また、被災を軽減するために、災害時要援護者の避難・誘導対策を推進するとともに、災害時要援護者に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。

第1 避難・誘導対策

災害時要援護者を災害から守るために、日頃から行政と地域住民が連携して災害時要援護者を支援する体制づくりを進めるものとする。

1 災害時要援護者情報の整備

災害時要援護者に関する情報について平常時から整理を行うとともに、災害発生直後にはこれら情報をもとに、災害時要援護者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。

また、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が重要である。そのため、地域住民が主体となって災害時要援護者を把握するとともに、その一人ひとりについて個別支援計画を策定する等の取り組みである「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るものとする。

2 外国人等に対する対策

- (1) 英語を始めとする7言語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。
- (2) (公財)名古屋国際センターの協力を得ながら、外国公館や外国人関係団体との連携を強化し、情報提供、被災相談等、災害時の外国人に対する救援活動が円滑に行えるような体制づくりに努めるものとする。

第2 避難生活の確保

災害時要援護者が不安なく避難生活ができるように、災害時要援護者に配慮した食糧・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、福祉的配慮に基づく避難施設の整備に努めるものとする。

1 食糧・生活必需品等の備蓄

食糧・生活必需品等の備蓄にあつては、おかゆ、粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、生理用品、哺乳ビン等、災害時要援護者に配慮した備蓄を行うものとする。

2 避難施設における福祉的配慮

避難所に指定された公共施設にあつては、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。

(資料)

- ・災害救助用物資の備蓄・調達（附属資料編 149 ページ、150 ページ）

第11節 防災意識の啓発及び防災訓練

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、防災関係機関の防災対策の推進はもちろん、住民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、災害時に落ち着いて行動することが大切である。

このため、職員とあわせて、市民に対しても日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るものとする。

また、防災訓練を通じて防災関係機関との連携を深めるとともに、災害時における応急対策活動が市民や民間事業者とともに円滑に実施されるよう努めるものとする。

第1 防災意識の啓発

防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、職員の防災教育の実施及び学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。

1 職員に対する防災教育

職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

(1) 気象講習会

職員を対象とした防災に関する気象講習会を、名古屋地方気象台等の協力により開催し、気象に関する専門的知識の習得を図る。

(2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、研修会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築、その他防災技術の習得を図る。

(3) 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

(5) 印刷物の配付

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配付する。

(6) 防災任務カードの携行

職員の平常時からの防災意識の啓発と緊急時における初動体制の速やかな立ち上がりを図るため、「防災任務カード」に個々の勤務時間外の初動任務を明記し、常時携行するものとする。

なお、職員の任務が非常配備ごとにローテーションされている場合にあつては、適正に周知できるよう、各職場において対処するものとする。

2 学校教育における防災教育

学校等における災害を未然に防止するため、平素から幼児・児童・生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた、必要な防災教育を行う。

(1) 安全指導

- ア 教育課程の中で災害の種類、原因、実態及びその対策等防災関係の事項を習得させる。
- イ 登下校（降園）途中の安全を確保するため、異常気象時における通学路の点検方法及び地域情報の収集方法、幼児・児童・生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校（園）ごとに立案し、幼児・児童・生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図る。

(2) 防災訓練

幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚と災害時に迅速かつ適切な避難行動等がとれるよう学校行事等の一環として、災害種別に応じた防災訓練を実施する。

(3) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設の見学並びに防災関係の催物等への参加を行う。

3 市民に対する防災教育及び広報

市民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。

このため講習会、映画会の開催、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や防災週間・防災とボランティア週間内における事業などを通じて防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を図る。

(1) 防災教育

- ア 各学区防災安心まちづくり委員会等と連携して、市民一人ひとりに対して、災害に関する一般知識、災害時の心得など防災知識の普及に努めるとともに、講習会、自主防災訓練等を行うことにより災害時における住民相互支援の基盤づくりを進める。
- イ 生涯学習センター等で行われる事業や各種イベント等を通じて、防災に関する一般知識、災害時の心得などの習得並びに応急手当等の知識と技術の体得を図るとともに、コミュニティやボランティアに関する講座の開設などを通し、災害時における住民相互支援の仕組の充実を図る。
- ウ 港防災センターにおいては、防災に関する相談及び指導、パネルや資料の展示、防災講演会や映画会の開催などを行い、市民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(2) 広 報

「広報なごや」、洪水・内水ハザードマップ及び避難所マップなどの印刷物やテレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等の防災知識の普及を図る。

また、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の防災対策についての計画等必要な情報の提供に努める。

第2 防災訓練

地域防災計画が災害時に十分活用され、災害対策業務を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の習得とあわせて市民に対する防災知識の普及、啓発を目的とした避難訓練、水防工法訓練、災害通信訓練などの基礎的な訓練及び図上訓練を実施するとともに、これらの基礎訓練を組み合わせた総合的な防災訓練

を実施するものとする。

1 基礎的訓練

技能の修得を主体とした水防工法訓練、通信連絡、操船操舵、炊き出し、避難、初期消火、救出・救護等の基礎的な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

(1) 水防工法訓練

水災害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市、区関係職員及び地域関係者に対し、土のう造り、杭打積土俵工、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。

(2) 災害救助法実務訓練

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期すため、市、区関係職員に対し、災害救助法実務訓練を実施する。

(3) 炊き出し訓練

防災意識の高揚と、災害発生時における炊き出し計画を円滑かつ迅速に遂行し、応急救助活動に万全を期するため、地域関係者、市及び区関係職員に対し、炊き出し訓練を適宜、実施する。

(4) その他の訓練

通信連絡、操船操舵若しくは避難訓練等を適宜実施する。

2 総合訓練

愛知県をはじめ、関係機関公共的団体、及び住民の協力のもとに、通信連絡、水防工法等各種の内容を包含した有機的かつ効果的な総合訓練を計画し、実施するものとする。

(1) 本市の水防訓練

大雨、台風に備え毎年5月～6月に各区役所を中心として関係機関及び住民の協力のもとに、総合的な訓練を実施する。

ア 訓練内容

職員の参集、公所間の情報収集・伝達、区本部の運営、水防工法等

イ 訓練参加者

名古屋市、愛知県警察、住民

ウ 訓練場所

毎年、河川、ため池、公園及び市街地において実施する。

(2) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関の実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防止し得るよう努める。

3 防災訓練の指導協力

防災関係機関、公共的団体、住民、事業所等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

(資料)

・名古屋市消防訓練等災害救慰金規則 (附属資料編 392 ページ)

第12節 地域防災力の向上

大規模な災害が発生した場合、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、自ら力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。

このため、発災直後の応急対策活動を意識し、消防団をはじめ市民及び事業所との連携による地域防災力の向上を図る。

第1 地域住民による「助け合いの仕組みづくり」

強大な災害力を有する大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救い手が回るのに相当の時間が必要となる。このような災害においては、地域での助け合いが大きな力を発揮することは、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においても、証明されている。

地域での助け合いは、地域住民による共助の仕組みであり、住民自らが主体となることこそが、災害時における地域での助け合いの実効性を確保する最良の方法である。市においても「助け合いの仕組みづくり」を積極的に支援し、地域の防災力の向上に努める。

第2 自主防災組織の育成

災害が発生し、被害を最小限に抑えるためには、発災直後、市民自らが防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立するため、市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1 自主防災組織の結成及び育成指導

おおむね町内会、自治会ごとに自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し助成を行うとともに育成体制の整備を図り、各学区防災安心まちづくり委員会などと連携して、効果的な防災活動の促進を図るものとする。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織自らの防災知識・技術の普及計画や応急対策活動計画、避難行動計画などについて検討し、地域住民へ積極的に周知するよう努める。

第3 消防団の充実強化

消防団は、消防署と連携し防災活動、応急救護活動等を実施し、風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、次のような消防団の防災活動力の充実強化に努める。

1 団員に対する防災教育

配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、団員用「消防団員実務必携」等の各種教養資料等に基づき、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 指揮命令及び情報伝達手段の確立

災害現場においてタイムリーな情報収集を始め、消防団幹部からの指揮命令等を迅速、確実なものにするとともに、団員の安全を確保するため情報伝達手段の確立を図る。

3 救助、応急救護用資器材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資器材の配置を図る。

第4 事業所における地域防災力の育成

事業所は、地域において事業活動を行う地域社会の一員であり、災害発生時には、その組織力や敷地、資器材等をもって、周辺地域における防災活動に寄与することが求められている。このため、日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりを進める。

1 事業所の自衛消防組織等の育成

事業所内で発生した災害対策のみならず、事業所の周辺住民に対する救出救護活動、応急手当等まで含めた応急活動が実施できるよう、自衛消防隊員の災害対応能力の向上を行うなど、事業所の自衛消防組織の育成に努める。

2 防災関係機関等との連携

日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所の自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。

(資料)

- ・名古屋市自主防災組織推進要綱 (附属資料編 383 ページ)
- ・自主防災組織結成状況 (附属資料編 386 ページ)

第13節 事業所等への安全指導

大規模な災害が発生すると、建物の損壊のほか、危険物の流出等による災害の発生危険がある。事業所は、万一、これらの災害が拡大すれば、自らの建物や財産だけでなく、周辺地域にも被害を与えるおそれがある。

このため、事業所等における災害の拡大危険を排除し、被害の軽減を図るよう、災害発生時の安全対策について指導を徹底する。

第1 事業所に対する防災指導

防火対象物の用途に応じた消防計画の作成及びこれに基づく火気使用設備器具の点検、消火・避難等の訓練の実施、消防用設備の点検・整備、従業員に対する防災教育の実施などについて指導するとともに、風水害時における対応計画を策定し、事業所における安全対策の強化を図る。

1 予防査察

消防法に基づく予防査察等を通じ、事業所における防災体制を強化するため、次の事項について指導の徹底を図る。

項 目		対 策
防火管理体制の強化	火気使用設備、器具の安全管理	1 点検、整備の実施 2 臨時火気使用の安全管理
	消防用設備の点検	1 自主点検、定期点検の実施 2 不良箇所の早期改修
	避難経路の確保	1 廊下、階段に置かれた避難上の障害物の除去 2 防火戸、防火シャッターの適正な維持管理
風水害等防災体制の強化	災害予防措置の実施	1 災害情報の収集及び従業員への伝達 2 建物への浸水防止措置 3 ネオンサイン、看板、アンテナ等の落下防止措置
	非常電源の確保	自家発電設備の作動点検及び燃料の確保
	資器材等の準備	1 救出救護資器材の準備 2 懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品、土のう等の準備
	隣保共助体制の推進	1 救出救護資器材の提供 2 避難場所としての敷地等の活用 3 被災住民に対する応急手当の実施

2 防災訓練等

事業所における防災活動の円滑な実施を期するため、防災及び応急手当に関する知識及び技術の普及を目的とした講習会並びに基礎訓練、総合防災訓練の実施に努める。

第2 有害化学物質等の安全指導及び啓発

1 有害化学物質の安全指導

有害化学物質を使用・保管する事業所に対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に定める「事故時の措置」に係る規定を周知し、風水害等の災害時に関係事業者が適切に対応できるよう指導する。

2 石綿の飛散防止の啓発

建築物等の所有に対して、あらかじめ吹き付け石綿等の使用状況について確認し、風水害時には「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に石綿が大気中に飛散しないように適正に対応するよう啓発する。

第14節 重要データの管理

災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害対策活動や復旧活動を実施するためには、これら活動の基礎となるデータが不可欠である。

このため、日頃から様々な行政データの安全管理に努めるとともに、災害発生後、速やかに応急活動等にあたるように、災害対策用に行政資料を調整し、管理しておかなければならない。そこで、被災住民の確認、応急救助等の基礎的資料として利用するため、住民の居住状況を把握しておくとともに、急激に増大する災害対策活動等の用地を確保するため、あらかじめ適した用地を掌握する。

第1 災害対策住民リストの整備

災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。住民リストは、学区別、町・丁目別に整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。

第2 災害対策用地リストの管理

大災害が発生した場合、大規模公園、グラウンド等の空地は、発災直後から避難者を保護するための避難場所であったり、消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊の拠点となる応援隊集結（活動）拠点、緊急物資集配拠点の車両待機場所などに活用されるほか、復旧段階においても、応急仮設住宅の建設予定地やごみ・災害廃棄物の仮置場をはじめ、防災関係機関、ライフライン機関等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。

こうした空地需要に対して、限られた空地が無計画（無秩序）に使用されると災害応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあり、災害後様々な活動の中で時系列に沿った重要度を踏まえながら、災害対策用地の需給を統制し合理的に活用していくことが望まれる。

そこで、予め、市所有の一定規模以上の空地については、災害対策用地リストとして消防局防災部防災室において一括管理し、毎年更新を図っていく。

1 災害対策用地の使用目的

災害時に一定規模以上の空地が必要とされる使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 広域防災拠点（応援隊集結（活動）拠点、緊急物資集配拠点）
- (2) 避難場所
- (3) 応急仮設住宅建設用地
- (4) ごみ・災害廃棄物の仮置場
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 防災関係機関、ライフライン機関等による復旧用地
- (7) 復旧資機材置場
- (8) その他防災上必要な空地

2 災害対策用地リストの候補地選定

災害対策用地リストとして管理する市所有の空地は、有効面積（上記使用目的に合致し、ある程度平坦な場所をいう。）1,000m²以上の公園、緑地、グラウンド、駐車場、造成予定地、公共施設建設予定地、未利用地等をいい、次の要件を付記して整理するものとする。

- (1) 土地の形状
- (2) 用地又は周辺に崖、急傾斜地等の危険要因の有無
- (3) 河川敷や極端な軟弱地盤の有無
- (4) 交通利便性
- (5) ライフラインの敷設状況
- (6) 災害対策用地としての活用支障事由

第3 データの分散管理

各局は、業務遂行上重要なデータ、図書等を災害により被災し業務が停止することのないよう、分散して管理するよう努めなければならない。

このうち、電子計算機等で使用されるデータのうち、行政運営に支障をきたすものは、市外での保管を考慮する。この場合、本市が被災した場合でも影響の少ない地区を選定する。

第15節 火災予防計画

第1 火災予防対策

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。市街地の高層ビル化、地下街の建設など特殊な建築物の災害に対処し得る科学的な消防力の充実とこれらの建築物の自動消火設備の設置指導、消火栓、防火水槽の設置を促進するものとする。特に地下街における火災予防については、その特殊性に鑑み自主防火管理体制の確立を図るとともに、地下街に連結している関連ビル、地下鉄等関係管理者との間の共同防火管理体制を強化するよう指導を行うとともに、防火対象物の火災予防査察を強化し、火災の未然防止並びに初期消火、早期通報及び避難誘導訓練を徹底する。また、火災予防運動、防火管理講習等の実施による防火思想の普及・啓発を行うものとする。

1 自主防火管理体制の強化

防火対象物における出火の未然防止、人命安全確保等を実現するため消防法（昭和23年法律第186号）第8条で防火管理制度が、また、同法第8条の2で共同防火管理制度が規定され、防火対象物の管理権原者に、防火管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられている。消防機関としては、次の講習を実施し、防火対象物における自主防火管理体制の充実強化を図られるよう努めている。

(1) 甲種・乙種防火管理講習

防火管理者の資格を付与するための講習（防火対象物の用途、規模等に応じ甲種又は乙種防火管理講習に区分される。）

(2) 甲種防火管理再講習

特定用途で、収容人員が300人以上で、甲種防火管理者の選任を必要とする事業所に選任されている者のうち、資格取得講習又は再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

(3) 防火管理者専科講習

防火管理者として選任された者で、防火管理業務を行うために必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

(4) 自衛消防業務講習

一定規模以上の防火対象物において自衛消防組織のリーダー等の業務に従事する者に対し、高度な自衛消防活動上の必要な知識、技術を習得させ資格を付与するための講習

(5) 防火管理教育担当者資格講習会

防火管理業務の一部を受託している警備会社等において、指導教育的職務にある者に対し、防火管理に関する知識、技能を取得させ、自社派遣隊員の資質向上を図るための講習

(6) 防火管理者教育担当者再講習

防火管理者教育担当者の資格を有している者に対して、5年以内ごとに、法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

2 地下街及びビルの地下施設の予防対策

地下街、ビルの地階等については、用途の規制、危険物の貯蔵又は取扱い、火気使用設備・器具

及び喫煙の規制を行い、出火危険を排除するとともに、延焼拡大防止のための自動消火設備（スプリンクラー）及び消火活動等を容易にするための排煙設備、無線通信補助設備等の設置強化を図り、災害発生時に安全に避難するための放送設備、誘導灯等の機能維持管理を徹底するよう指導に努める。また、これら対象物は地盤面下に位置し、かつ、自家発電設備等の中枢機能も設置されていることから、風水害等における浸水防止対策について指導を行い、非常時の電源確保等を図るよう努める。

3 火災予防運動等の実施

(1) 文化財防火デー

1月26日を中心に、指定文化財施設等に対する火災予防査察、文化財関係者と付近住民との防火・防災講習会や座談会並びに消防訓練などを実施して、地域ぐるみで市内の文化財保護の推進を図る。

(2) 春・秋の火災予防運動

春 3月1日～3月7日（1週間）

秋 11月9日～11月15日（1週間）

火災多発時季を前に、市民の防火意識を高揚させるため、報道機関を通じた広報依頼、防火ポスター等火災予防広報資料の配布、消火・避難訓練の実施及び関係者との講習会等を実施する。

また同時に地震等自然災害発生時における防火・避難及び救助等に関する啓発指導にも努める。

(3) 危険物安全週間

6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）、危険物製造所等における火災、地震等災害の未然防止とともに危険物の安全管理を確保するため、関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置等について強力な指導に努める。また、これと併せて一般市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等についての啓発に努める。

4 火災予防思想の普及

(1) 市民の自主防火指導

市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び地震等自然災害発生時における危険防止方策等について地域住民への啓発に努める。

(2) 近隣消火協力者使用消火器更新事業の推進

市民が自己の所有する消火器を使用して、近隣で発生した火災の消火活動に協力した場合、当該使用消火器を本市が更新（消火薬剤の詰替えを含む。）していくことにより、火災発生場所の近隣住民による初期消火活動の積極的な実施を図る。

(3) 災害時要援護者の防災指導

災害対応能力の低い高齢者等の安全確保のため、ひとり暮らし高齢者世帯等を戸別訪問して防災指導を実施する。

また、シルバー防火教室の開催など、集団的な防火指導にも努める。

(4) 消防団の活動

消防団予防部員による災害予防活動により、地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努める。

(5) 防火管理者協議会の育成指導

事業所の防火管理者を中心として、防火管理者相互の連絡調整と防火管理技術の調査研究を行

い、効率的かつ高度な防火管理業務の実現を図るため組織された、防火管理者協議会に対し、防火講演会の開催及び情報誌の発行等を通じ、事業所における火災及び地震等の災害の予防を徹底し、自主防火管理体制の充実強化の推進に努める。

(6) 関係者の防火指導

火災予防査察、火災予防運動、共同防火管理協議会の運営、その他防火研究会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努める。

ア 災害発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業後における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

(7) 防火知識の普及・啓発用資器材等の整備

防火に関する知識や技術の普及・啓発のため、映画フィルムやビデオテープ等の資器材と起震車などの整備を図る。

(8) 少年者防火の指導

本市の小学校児童（4年生から6年生まで）により結成されているBFC委員会に対し、防火意識啓発用「BFCだより」の配布や小学校4年生に社会科の防火副読本等の資料を配布するとともに、各種の学校行事を通じ防火、初期消火及び避難等に関する防火指導を行い、火災予防に関する知識を養う。

(9) 自主防災組織の育成

地域の災害予防並びに災害発生時における地域住民の協力体制の確立と防災行動力の向上を図るため、自主防災意識の向上及び災害発生時の活動要領等について指導を行い、自主防災組織の育成を図る。

(10) 防災講習会等の開催

家庭や地域における防災活動能力の向上を図るため、市民を対象に防災講習を実施し、防火・防災意識の向上、応急手当技術の普及に努める。

(11) 放火火災の防止活動

放火（放火の疑いを含む。）による火災が、出火原因の第1位となっていることから、関係機関、関係団体との協力体制を確立し、広報活動及び警戒活動を通じて、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。

5 火災予防査察の実施

防火対象物の火災予防査察については、毎年度、消防長が示す査察方針及び行政区における防火対象物の特性に基づき、必要とされる防火対象物を抽出した査察計画に基づき実施する。

特に、火災発生時において、人命に危険があると認められる対象物等については、特別査察等を行い、火災の未然防止を図る。

(1) 計画査察

消防署長が策定した査察計画に基づき行う査察で、違反是正及び潜在危険の排除を目的として実施する。

(2) 小隊査察

特建調査（後述する「第2 大規模火災対策、1 事前計画の設定、(1) 警防計画に定める建築物等の調査」）に併せて行う査察で、防火管理に係る事項について実施する。

(3) 臨時査察

個々の防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況等について関係者から防火上若しくは防災上の要求があった場合又は、火災があった場合、その他消防署長が必要と認めた場合に実施する。

(4) 特別査察

特定の業態の査察対象物若しくは特定の区域内にある査察対象物について、消防長が火災予防上若しくは災害防止上必要があると認め、又は火災若しくは災害が発生したならば人命に危険があると認めた場合に実施する。

6 林野・枯草火災の予防対策

次の活動を展開し、火災の未然防止に努める。

- (1) 山林・空地の枯草除去の勧告
- (2) たばこの投げ捨て防止の立看板の掲出
- (3) 広報車等による地域巡回広報
- (4) 関係者に対する火災予防対策の指導
- (5) 報道機関、ちらし等による広報

7 空家火災の予防対策

放火・火遊び等による火災のうち、空家が出火場所となる火災事例が増加していることから、広報紙、ちらし等による広報を行うとともに、地域団体や住民の協力を得て空家の実態把握を行い、空家の所有者に対し、侵入の防止、ガス及び電気の遮断等の措置を講じることを指導する。

第2 大規模火災対策

不特定多数の者が出入りする建築物等、火災の発生により多数の死傷者の発生が予想され、又は消防活動上特異である消防対象物及び区域については、通常の花災と区分して、次の措置を講ずるものとする。

1 事前計画の設定

(1) 警防計画

警防計画は、高層建築物、大規模建築物、危険物大量保有事業所等の特殊建築物及び木造家屋密集地等について、防火管理状況、消防用設備等の設置及び維持管理状況、危険物品等の保有状況、その他火災防ぎょ上の着眼事項等を調査研究し、的確な火災防ぎょ方策を示唆するため、次の建築物（工作物を含む。）及び地域について設定する。

ア 延べ面積3,000m²又は地上7階以上の建築物

イ 病床の数が50以上の病院等又は高齢者福祉施設、更正施設、身体障害者更生援護施設等

ウ 危険物製造所又は一般取扱所で、指定数量の100倍以上の危険物を取り扱うもの、若しくは床面積が1,000m²以上のもの

エ 危険物屋内貯蔵所で指定数量の150倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの

オ 指定数量の1,000倍以上の可燃性固体類及び綿花類等を貯蔵し、又は取り扱うもの

カ 中高層建築物、地下街、地下鉄、地下駐車場、危険物製造所、危険物屋外貯蔵タンクのうち、

特に必要と認めるもの

- キ 地下鉄の軌道並びにこれに付帯する駅舎、連絡通路（階段部分を含む。）及びずい道
- ク 放射性物質又は核燃料物質等の貯蔵施設若しくは取扱施設等
- ケ 一街区の木造家屋の建ぺい率70%以上で火災発生時に延焼拡大及び人命危険が大きい地域
- コ 市街地（建ぺい率30%以上の街区）で、単独放水可能消防車が3台以下の地域
- サ 山林、丘陵地等で消防車の進入困難な地域
- シ その他の建築物又は地域

(2) 消防部隊出動計画

消防活動上特異である対象物の火災は、通常の火災と異なり、状況により大量の所要消防部隊を出動させることが必要であるので、対象物を次のように区分し、それぞれの火災状況に応じた消防部隊及び機械器材等を集中的に出動させるよう出動計画を樹立しておくものとする。

- ア 超高層建築物
- イ 地下街、地下鉄、地下駐車場等
- ウ 危険物製造所等

2 消防訓練及び特建調査の実施

(1) 消防訓練

避難誘導、初期消火等の初動体制を確立させるため、対象物の関係者に対して自主的に消防訓練を実施させるとともに、消防部隊の防ぎよ方策を研究向上させるため、所轄署のみならず隣接署の参加を得て、適宜消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(2) 特建調査

特建調査は、火災発生時における消防部隊の活動を迅速かつ的確に行うため、前記1・(1)及びこれに準ずる消防上重要な対象物について、年間の計画に基づいて、次の事項を調査する。

- ア 消防隊が活用する消防用設備等の有無
- イ 部署障害
- ウ 架梯障害
- エ 活動障害
- オ 活動危険
- カ その他

(資料)

- ・ 特別防火対象物等 (附属資料編 58ページ)
- ・ 高層建築物及び地下街 (附属資料編 60ページ)

第16節 危険物等災害予防計画

危険物、指定可燃物、毒物・劇物、高圧ガス、火薬類の危険性物質の爆発、火災あるいはこれに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に対し、災害防止のための規制、指導及び予防査察を強化するとともに、事業所の関係者並びに危険物取扱者等に対する保安教育、訓練及び防災知識の普及徹底を図るものとする。

なお、放射性物質を取り扱う施設についても同様の措置を図るものとする。

第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物

1 火災予防査察の実施

消防法第4条及び第16条の5の規定により、危険物製造所等並びに少量危険物取扱所及び指定可燃物取扱所（以下「危険物施設等」という。）に立ち入り、危険物施設等の位置、構造、設備の状況並びに危険物等の貯蔵又は取扱いの状況が、法令の技術上の基準に適合しているか否かを検査する。また、毒物・劇物については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の適否及び貯蔵又は取扱いの状況を確認する。

2 防災意識の向上

危険物、指定可燃物及び毒物・劇物を保有する事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物取扱者及び毒物・劇物の取扱従業者に対し、火災予防運動、危険物安全管理週間等の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物、指定可燃物及び毒物・劇物に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。

3 自主防災体制の確立

- (1) 危険物製造所等については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を、また毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第5条（登録基準）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。
- (2) 消防法第8条（消防計画作成義務）及び消防法第14条の2（予防規程制定義務）等の規定による防災体制は、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。
- (3) 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力を強化する。
- (4) 危険物施設等に入出入りする関係業者の使用する車両その他の機器の維持管理状況についても適正であることを徹底するよう指導する。

4 危険物施設地域の火気制限

危険物施設集合地域である港区潮見町（通称「潮見ふ頭」）全域を消防法第23条の規定に基づき、たき火又は喫煙を禁止する区域に指定し、この地域における火気制限と火災の警戒を図る。

5 旧基準の特定タンク貯蔵所等の改善指導

平成6年及び同11年の危険物の規制に関する政令等の改正における経過措置期間内に旧基準の特

定屋外タンク貯蔵所（容量 1,000 *kl* 以上）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量 500 *kl* 以上 1000 *kl* 未満）の改善を円滑、かつ効果的に進められるよう指導する。

第2 高圧ガス

1 予防査察

「第15節・第1・5 火災予防査察の実施」及び「本節・第1・1 火災予防査察の実施」に準じて行う。

2 自主保安体制の確立

「本節・第1・3 自主防災体制の確立」に準じて行う。

第3 火薬類

1 予防査察

「第15節・第1・5 火災予防査察の実施」及び「本節・第1・1 火災予防査察の実施」に準じて行う。

2 自主保安体制の確立

「本節・第1・3 自主防災体制の確立」に準じて行う。

(資料)

・危険物大量保有事業所	(附属資料編 62 ページ)
・高圧ガス大量保有事業所	(附属資料編 74 ページ)
・ガス施設	(附属資料編 75 ページ)
・放射性物質保有事業所	(附属資料編 76 ページ)
・自衛消防力状況表	(附属資料編 81 ページ)
・化学消火薬剤等の備蓄状況	(附属資料編 82 ページ)

第17節 都市ガス災害予防計画

ガス漏れ又はガス漏れによる二次災害に対しては、地下鉄、地下街等の建設工事に起因する屋外におけるものと、建築物等の工作物内部におけるものとを対象として、地下鉄、地下街企業者、防災関係機関、ガス事業者、防火対象物関係者等の措置すべき予防対策の明確化を図るものとする。

なお、地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあっては、昭和56年の名古屋市臨時地下街防災会議における決定事項の推進を図るものとする。

第1 地下鉄、地下街の建設工事に起因する屋外における事故

1 道路管理者の措置

道路管理者は、地下鉄工事等道路の掘削工事を施工する場合における事故の防止に必要な事項を定め、地下鉄、地下街企業者に対し指導するとともに、工事現場の監察を適切に実施し、事故防止を期するものとする。

また、道路占用調整協議会等の機会を通じて、関係者に対し事故防止の徹底を図るものとし、工事請負業者に対しても建設業協会等の組織を通じて周知徹底させるものとする。

2 地下鉄、地下街企業者の措置

地下鉄、地下街企業者は工事の施工にあたり、火災予防条例の定めるところにより災害予防計画を作成し、防災活動組織の確立、災害予防対策及び応急措置等について定めるとともに、当該計画書を所轄消防署長へ提出しなければならない。特に、ガス事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) ガス導管の保安確保対策について、ガス事業者と事前に協議すること。
- (2) ガス事業者と協力して、工事現場におけるガス導管の保安監視のための巡回、点検を定期的実施すること。
- (3) 地下鉄工事等の工事現場と工事現場詰所との間を連絡する通報装置を確保するとともに、ガスの漏れいがあった場合のガス事業者、警察及び消防機関に対する通報並びに工事現場付近の住民等に対する広報の方法について、工事請負業者と十分打合せ、現場作業員に周知徹底を図ること。
- (4) 工事現場における杭打ち機、ショベルカー等建設機械の運転操作を慎重に行うよう工事請負業者を十分監督すること。
- (5) 道路管理者あるいは産業保安監督部等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。
- (6) ガス導管の保安状況等について所轄の警察及び消防機関へ適宜報告するなど警察及び消防機関と密接な連絡を図ること。

3 ガス事業者の措置

地下鉄、地下街建設工事が施工される場合に、ガス事業者が事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地下鉄企業者等から地下鉄工事等道路の掘削工事の施工にあたって、ガス導管の保安確保対策

に関して協議のあった場合は、これに積極的に協力するとともにガス導管の保安について必要な助言を行うこと。

- (2) ガス導管の保安監視のため、工事現場の巡回、点検を独自に、あるいは地下鉄、地下街企業者と協力して定期的実施すること。
- (3) ガスの漏洩等の事故が発生した場合における通報について、あらかじめ地下鉄、地下街企業者と打ち合わせておくとともに、警察及び消防機関とも連絡を密にしておくこと。
- (4) 中部近畿産業保安監督部等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。

第2 建築物等工作物内部の事故

1 消防機関の措置

- (1) 火災予防査察の実施にあたっては、特に必要がある場合は、ガス事業者と調整を図り、合同してこれを実施する。
- (2) ガス事故防止及びガス事故発生時における防火対象物関係者等の執るべき措置について消防計画に規定するよう指導する。

2 ガス事業者の措置

- (1) 保安点検の実施にあたっては、必要に応じて消防機関と調整を図り、特に必要がある場合は、合同してこれを実施する。
- (2) ガス導管及びガス機器等の安全対策を推進するとともに、都市ガス警報器の普及に努める。
- (3) 需要家に対して、ガスの特性、ガス漏れ時の対応措置等安全意識の普及高揚に努める。

3 防火対象物関係者の措置

消防法令に定めるガス漏れ火災警報設備の設置に努めるとともに、消防機関、ガス事業者等と調整し、又は指導を受け、従業員に対する安全教育及び訓練を実施し、さらにガス導管の布設及びガス機器の使用状況を把握しておくものとする。

なお、地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあつては、次に掲げる「名古屋市地下街応急対策細目」（予防対策関係）の推進を図るものとする。

(1) 防災センターの保安器材等の設置

- ア 携帯式ガス検知器を2器以上常備する。
- イ 都市ガス配管系統図を備え付ける。
- ウ 立入禁止掲示板及びロープを常備する。

(2) ガス漏れ火災警報設備の設置

都市ガスを使用する店舗及び場所等にガス漏れ火災警報設備を設置するとともに、有線で防災センターと結び、自動的に管理できるシステムを構成する。

(3) ガス導管（内管）の明示

ガス導管（内管）は、他の配管と区別できるよう「緑色」（塗料用標準色D10-506）で明示する。

(4) 消火及び安全避難の確保

- ア 通路、階段等に物品等が置かれることによって、避難の障害とならないよう常時監視する。
- イ 各避難口に設けられているシャッターの点検と整備を励行する。
- ウ 誘導灯の点検と整備を励行する。
- エ 消火器、自動消火設備等の点検と整備を励行する。

(5) 保安教育の実施

地下街従業員等に対し、定期的に保安教育を実施する。

(6) 早期出動体制等の確保

東邦ガス株式会社にあつては、ガス漏れ通報を直接受信する専用電話を設置するとともに、早期出動体制を確保する。

(資料)

- ・名古屋市地下街応急対策細目 (附属資料編 83 ページ)

第18節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害の発生といった海上災害に関しては、名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等の防災関係機関と協議のうえ、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 情報の収集・伝達手段の整備

防災関係機関は、災害に関する情報収集体制を整備するとともに、県地域防災計画に定める伝達系統に従って、迅速・確実に伝達されるよう情報伝達系統の整備に努めるものとする。

第2 災害応急対策の整備

1 資機材の備蓄

防災関係機関は、災害に係る迅速・的確な救難活動・消火活動及び流出油等防除活動を実現するために、関係施設・船艇・資機材（救難用機材・消防用資機材・流出油防除用資機材等）の整備、充実に努めるものとする。

2 相互応援体制の整備

防災関係機関は、災害に係る災害応急対策を迅速・的確に実施するため、相互応援体制の整備及び充実に努める。

第3 防災体制の強化

1 防災訓練

防災関係機関は、単独又は共同して、災害に係る対応能力の向上のため訓練を実施する。

2 海上防災思想の普及

防災関係機関は、海上災害に係る防災思想の普及に努める。

第19節 鉄道災害予防計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に関しては、東海旅客鉄道、日本貨物鉄道、名古屋鉄道等の防災関係機関などと協議のうえ、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 本市の災害予防対策

- 1 鉄道等施設の状況の把握
鉄道事業者と連携して施設の状況の把握に努める。
- 2 情報通信手段の整備
鉄道事業者との情報通信手段については、保守点検を行うとともに、平常時よりその活用に努める。
- 3 防災体制の強化
鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2 各鉄道事業者の災害予防対策

【市営交通】

- 1 安全管理のための広報、体制の整備
各種事故防止等の広報を行うとともに、安全総点検及び自主保安監査を実施し、安全管理体制の整備に努める。
- 2 事故防止施設等の整備
旅客の安全輸送、安全避難を確保するために防災設備、放送・通信設備、消防設備を整備し、防火管理者等による防災管理対策を行う。また、各種設備については点検を実施し、安全確保に努める。
- 3 職員教育及び訓練
各種設備について、随時職員教育を行う。また、事故の応急処理及び復旧方法、事故情報の伝達並びに乗客誘導及び案内等について訓練を行うとともに、車両の脱線復旧訓練及び非常発電機運転訓練を実施する。

【東海旅客鉄道株】

- 1 安全管理のための広報、体制の整備
全国交通安全運動期間中において、踏切通行ドライバーに安全通行を呼びかけ、非常ボタン（踏

切支障報知装置)の取扱い方や列車防護の方法を指導する。また、小学校・自動車学校を訪問し、踏切の安全通行の協力をお願いするなど社外関係機関との連携により踏切事故の撲滅を目指す。

鉄道妨害防止運動を実施する中で、列車妨害防止のほか、鉄道警察隊と協力して踏切事故防止PRを行う。

2 事故防止施設等の整備

駅などに設置している各種センサー(雨量計・地震計・水位計・積雪計)からの情報をリアルタイムで一元管理し、運転規制が必要な場合には、警報を駅や輸送指令に速やかに表示し災害を伴う事故を未然に防止する。

3 社員教育及び訓練等

安全に対する業務を行う社員には、事故防止に必要な知識と技術力を高めるため、職場内や社員研修センターで教育訓練を実施する。

定期的に関係する社員の知識・技能を確認し、安全のための技能レベルの維持・向上を図る。また、新しい業務に携わるときには、その基本的な知識と技術を習得するための基礎教育を実施する。

関係自治体と協調をとり、9月1日「防災の日」を中心に防災訓練を全社的に実施する。

その他教育訓練用装置などを活用するほか、実際の車両や地上設備を使った脱線復旧訓練や、線路・架線、信号設備などの復旧を含めた総合復旧訓練を開催し、復旧技術の向上を図る。

【日本貨物鉄道(株)東海支社】

1 安全管理のための広報、体制の整備

異常時の円滑な輸送体制を維持するための危機管理マニュアルを作成し、通信途絶時の指示系統を始め、列車の運転整理等の標準化を図る。

運行の管理は線路を所有する鉄道事業者に委託していることから、事故発生の場合は、事故発生地点の運行管理者(輸送指令員)に連絡、通報することにより対応する。

2 事故防止施設等の整備

機関車全車両約720両に自動列車停止装置(ATIS)を備えつけている。また、非常時に付近の列車を一斉に停止させる列車防護無線機を電波妨害を受けない新機種で対応している。

事故発生後の情報収集設備として、ダイヤ混乱時の列車停止位置情報を迅速に得るため、東海道、山陽本線に使用する電気機関車にGPSアンテナと移動体通信装置を搭載している。

3 社員教育及び訓練等

毎年9月に総合脱線訓練を開催、車両の脱線と積載物の化成品流出及び火災の発生を想定して訓練を行う。また、同時に社屋からの非常用避難器具の操作、使用訓練も実施する。

【名古屋鉄道株】

1 安全管理のための広報、体制の整備

踏切事故を防止するため、毎月23日を「踏切安全の日」に制定し、主要な踏切で係員がドライバーや通行者を対象に事故防止を呼びかける。また、踏切事故防止をPRしたリーフレット（大人用・子ども用の2種類）及び標語入りノベルティを作成し、踏切での広報活動に使用するほか、自動車学校や小学校へ配布し、広範に周知を行う。

体制については、「防災規制」及び「運転事故処理手続き」を定め、日常から関係係員に対し、各自の役割、取扱いの徹底を図る。

2 事故防止施設等の整備

防災情報集中監視システム（地震・降雨・風速が、それぞれの規定値に達した場合、ディスプレイ内に警報を発するもの）を、平成11年4月より導入し、降雨・風速・震度・河川水位の各情報をリアルタイムで名古屋運転指令室において把握し、総合的な気象情報の監視を行う。

また、システムの導入に合わせて、警報に応じたきめ細かな運行管理手配を迅速にとるよう図っている。なお、地震については、列車無線の自動放送装置に連動し、震度4以上の地震が発生した場合において自動的に列車の緊急停止手配をとるものとする。

また、踏切事故を防止し、安全・正確な列車運行を確保するため、踏切の格上げ（警報機・遮断機の取付け）・統合・廃止・立体交差化を行うほか、障害物検知装置と連動したATSの設置、光る遮断かん（LED付遮断かん）、非常ボタン等の設置を行い、踏切保安設備の充実に努める。

3 社員教育及び訓練等

日常から関係係員に対して、教育等を通じて、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、年1回、列車の脱線を想定した復旧訓練を、関係部合同で行う。

【近畿日本鉄道株】

1 安全管理のための広報、体制の整備

全国交通安全運動期間中において、踏切事故防止キャンペーンを実施し、ポスターの掲示のほか踏切通行ドライバーに安全運行を呼びかけ、非常ボタン（踏切支障放置装置）の取扱い方や列車防護の方法を指導する。また小学校等を訪問し、踏切の安全通行をお願いするなど社外関係機関との連携により、踏切事故の撲滅を期す。

体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「災害救助規程」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。

2 事故防止施設等の整備

全車両に自動列車停止装置（ATS）を備えているほか、非常時に付近の列車を一斉に停車させる列車防護無線を装備している。

風水害等による事故災害を予防する目的で、風速計、雨量計、河川水位標、地震計を整備し、それぞれの規制値に達した場合、運転規制を行う。

3 社員教育及び訓練等

日常指導及び年間訓練計画に基づき、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、年1回、列車の脱線、架線断線等を想定した各部門が参加する総合訓練を行う。

第20節 道路災害予防計画

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害について、名古屋高速道路公社等の防災関係機関などと協議して、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 本市の予防対策

1 情報通信手段の整備

大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

また、災害発生時の広報活動等に関し、あらかじめ関係機関と協議し、連絡体制及び伝達体制の整備を図る。

2 防災体制の強化

道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、道路等の異常の早期発見・事故防止に努めるとともに関係機関と連携したより実践的な訓練を実施する。

また、災害の形態にあわせた迅速な活動体制の充実に努める

3 職員等の防災教育及び訓練

円滑な災害復旧のため、マニュアル等を作成し職員への周知を図るほか、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、職員等を対象として防災教育及び訓練を実施する。

第2 本市以外の道路管理者の予防対策

(中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社)

1 通信施設の整備

災害時における情報連絡、命令の伝達等に必要な通信施設の整備及び点検に努める。

2 人員の確保及び緊急用資材の調達等

災害の状況に応じ、被害の拡大防止及び応急復旧に必要な人員の確保並びに資機材の調達及び供給に必要な措置をあらかじめ定めておくとともに、資機材の備蓄及び点検に努める。

3 道路構造物の定期点検

道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、道路等の異常の早期発見・事故防止に努める。

4 交通施設の整備、防災構造化及び維持管理

高速道路、国道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

高速道路等の構造は、地質、構造等の状況に応じ、防災上十分な安全を見込んだ交通施設の整備を進めるとともに、避難路(非常口)等の防災設備の維持管理に努める。

5 防災訓練及び防災教育

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

また、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、職員等を対象として防災教育を行うものとする。

第21節 区防災調整会議

平常時における防災関係機関等相互の連携体制を強化し、区の防災対応力の向上を図ることを目的に、各区に区防災調整会議を設置する。

区防災調整会議は、防災関係機関や住民代表者などで組織し、その目的を達成するために、平常時において防災関係機関相互の連絡体制の確立に関する事、防災情報の共有化に関する事、防災訓練の実施に関する事、その他防災対応力の向上に関する事などを調整する。

第22節 防災に関する調査研究

災害予防、都市計画及び都市防災基盤の強化に資するため、台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究を実施しているところであり、これらの調査研究結果から得られた情報を総合防災情報システムと有機的結合を図り、市民への情報提供並びに防災行政施策樹立の基礎資料として活用するものである。

なお、こうした調査研究は、市域の実態の変化にともない定期的に見直しを図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動活動体制

災害応急対策では、初動対応がその後の防災対策の成否に大きく影響する。名古屋市における初動体制の確立のための基準及び計画は、以下による。

第1 防災活動体制及び配備種別

1 防災活動体制

(1) 名古屋市の災害応急対策に係る防災活動体制は、次のとおり区分する。

区 分	内 容
準備体制	被害を引き起こすかもしれないリスクの発現に伴い、情報連絡の強化を図るもの。 想定している事態：大雨注意報・洪水注意報など。
警戒体制	被害が発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる態勢をとるもの。 想定している事態：大雨警報・洪水警報・暴風警報など。
非常体制	被害の発生により社会的・経済的な影響が引き起こされている状態又は深刻な被害が引き起こされる可能性のある状態において、適切な応急対策活動を展開するための態勢をとるもの。 想定している事態：台風の接近、水防警報(出動)、大津波警報など。

(2) 名古屋市は、防災活動体制ごとに次の組織を置いて災害応急対策を実施する。(東海地震に関連する情報に係るものを除く。)

区 分	組 織
準備体制	(通常の組織)
警戒体制	災害警戒本部
非常体制	災害対策本部

2 職員の動員

名古屋市の職員の動員は、以下の非常配備を基準に運用する。(東海地震に関連する情報に係るものを除く。)

非常配備の種別	内 容
準備	情報連絡活動のための要員を確保するもの。
第1非常配備	応急対策活動の準備のための要員を確保するもの。
第2非常配備	応急対策活動のための要員を確保するもの。
第3非常配備	広域的な応急対策活動のための要員を確保するもの。
第4非常配備	総合的な応急対策活動のために職員全員を動員するもの。

3 防災活動体制の確立

(1) 警戒（非常）体制への移行

ア 市域に風水害等が発生し、その災害が「配備の種別と体制」に定める配備事由に該当する場合は、自動的に当該配備事由に相当する配備種別に移行する。

イ 市長（本部長）は、特定の部、区本部の長に対し、災害の状況により、警戒（非常）体制への移行の段階から他の部・区本部と異なる配備種別を指示することができる。

なお、各部・区本部の長は警戒（非常）体制に移行したとき、自己の部・区本部の活動状況に照らし配備種別の移行の必要性が生じた場合には、本部長に対し配備種別の移行について要請することができる。

(2) 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、通信連絡手段の使用可能な範囲内において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内の伝達系統を、それぞれの「非常配備・動員計画」においてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 非常配備要員に対する任務付与及び配備場所の指示

各部・区本部の長は、警戒（非常）体制に移行したとき、各部・区本部の業務計画及びマニュアル等の定めるところに従い、非常配備要員に対しすみやかに、具体的かつ明確な任務付与を行い、必要に応じて要員の配備場所を指示する。

4 勤務時間外の過渡的措置

勤務時間外においては、次に定める過渡的措置を講ずることにより非常配備の確立を図る。

(1) 応急非常配備編成の確立

各部・区本部の長は、職員の参集状況に応じ、順次応急的な非常配備編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

この場合において、職員の参集状況と災害の推移を勘案し、適当と認めるときは、正規の非常配備編成に移行するよう指示する。

(2) 応急非常配備業務予定表の作成

各局・室・区長は、必要に応じて、あらかじめ各部・区本部の「非常配備・動員計画」において、職員の参集予定に応じた応急非常配備業務予定表（様式3-1-5）を作成しておく。

第2 動員計画

1 動員の対象

各部・区本部の「非常配備・動員計画」において、あらかじめ定めた者とする。

ただし、勤務時間外において第3非常配備の配備体制をとる場合には、当該体制の迅速な確立を図るため、勤務場所に近い住所地の職員を優先的に動員するものとする。

2 動員の方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

気象台等から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し、ただちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等における指示伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

(2) 休日又は勤務時間外における伝達

ア 非常連絡員が、災害に関する情報又は通報を受けた場合は、防災主管課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係課長に連絡し得るよう伝達系統、方法について定めておくものとする。

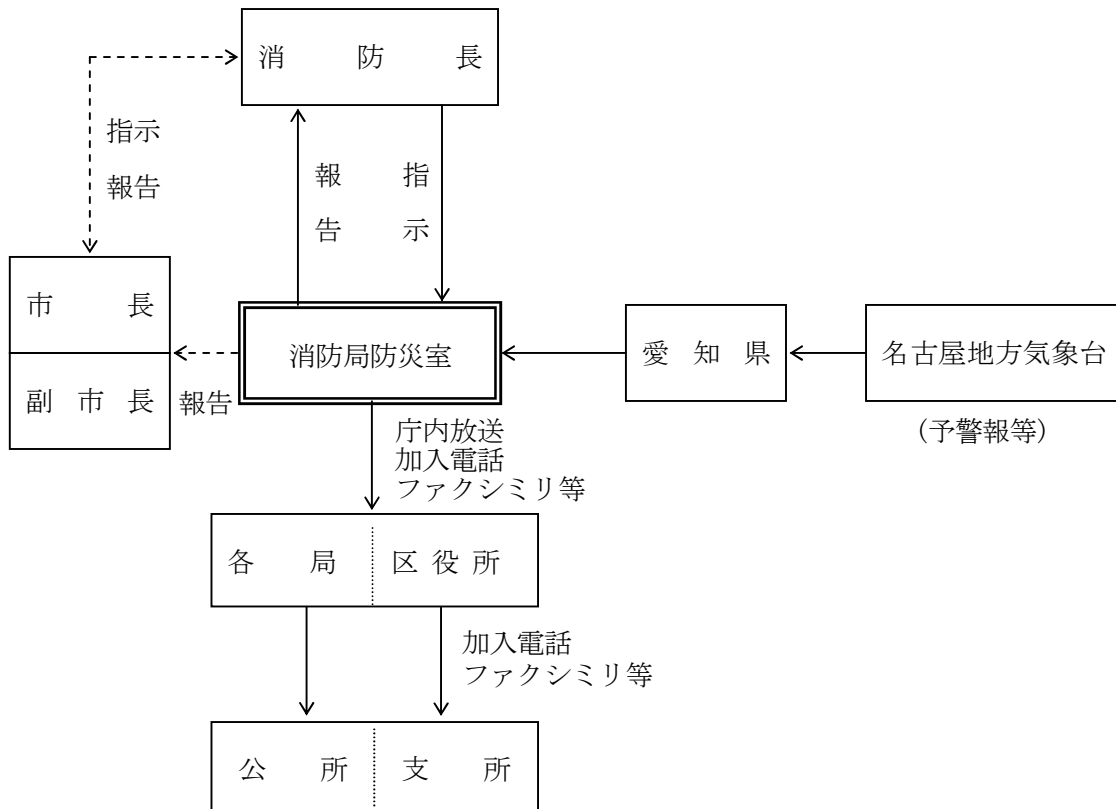
イ 各職員に対する連絡方法

各所属ごとに非常連絡員を指名し、ただちに動員できるよう措置しておくものとする。

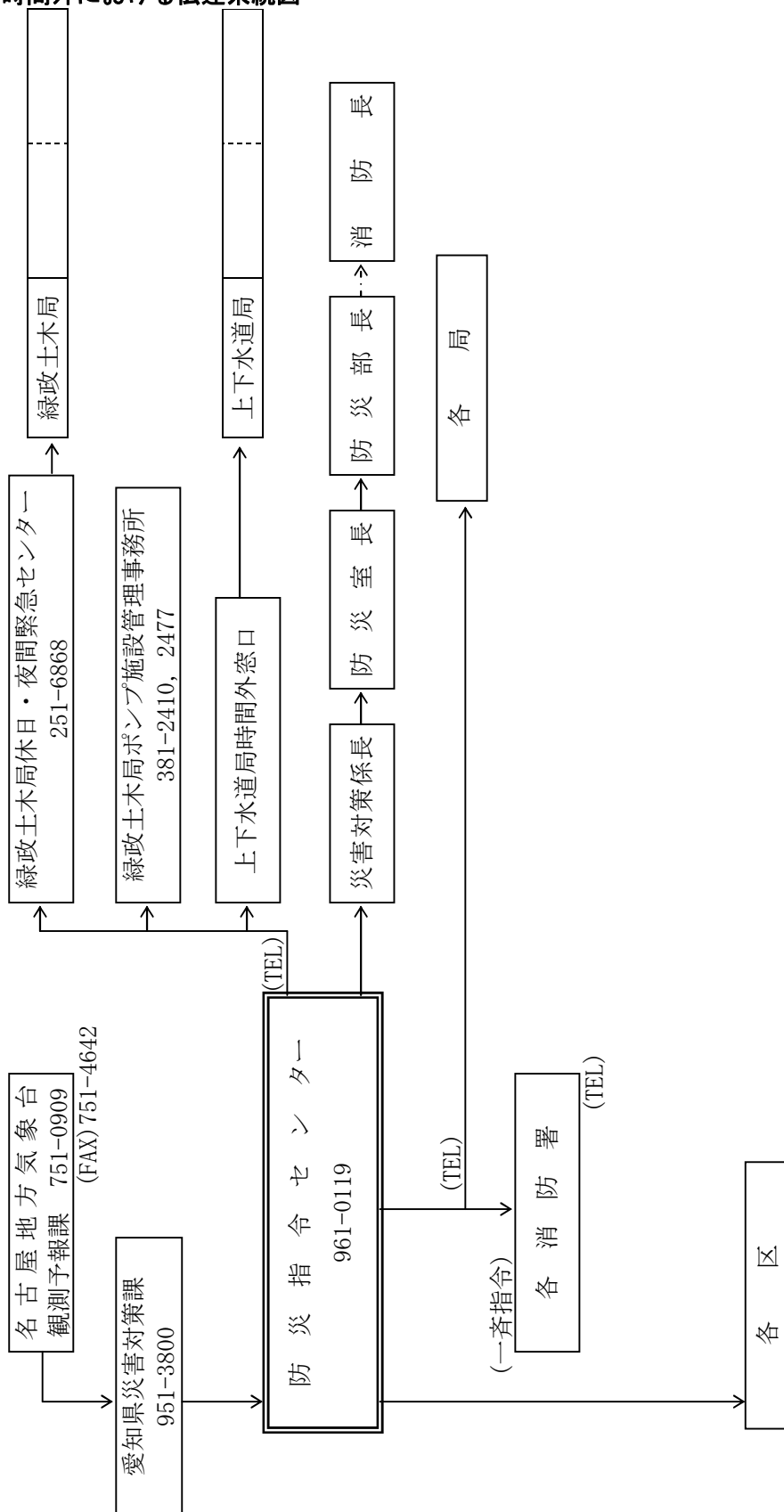
(3) 職員の非常登庁

職員の勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ等により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。

平常勤務時における伝達系統図



休日・勤務時間外における伝達系統図



3 動員対象から除外する職員

- (1) 病気・負傷等により、応急対策活動に従事することが無理な者は、動員対象から除外する。
- (2) 病弱者・身体障害者等で、所属長があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外する。当該認定に当たり、養護者は、原則として、除外を相当と認めることとする。
- (3) その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者

4 参集時の留意事項

(1) 参集途上の措置

参集途上において、浸水、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの区役所、消防署又は警察署等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。

(2) 交通規制による検問への対応

参集途上において、交通規制による検問に際した場合には、自己の身分、勤務場所、通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

(3) 被害状況等の報告

参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の指揮者（班長）に報告する。

5 職員参集状況の記録、報告

- (1) 各部・区本部の長は、職員の参集状況を毎定時ごとに記録し、その累計を使用可能な各種の情報・通信機器によって本部長に報告する。なお、報告の時期については、あらかじめ定めておく。
- (2) 報告の指示、連絡窓口は、庶務部職員班とする。なお、庶務部長は、あらかじめ定めた様式により職員の参集状況を取りまとめ、本部員会議に提出し本部長に報告する。（本部幹事会議経由）

6 各部・区本部の非常配備・動員計画

(1) 計画の作成及び職員への周知

各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度すみやかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

(2) 計画の内容

各部・区本部の「非常配備・動員計画」は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ア 非常配備人員編成計画表（様式3-1-1）
- イ 勤務時間外動員職員名簿（様式3-1-2）
- ウ 非常配備人員名簿（様式3-1-3）
- エ 職員参集予定表（様式3-1-4）
- オ 応急非常配備業務予定表（様式3-1-5）
- カ 非常配備・動員連絡系統図（勤務時間内・勤務時間外）

ただし、オについては、必要に応じて作成するものとする。

(3) 報告

各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」の作成又は見直しを行った場合、非常配備人員編成計画表（様式 3-1-1）を消防長に報告しなければならない。見直し及び報告の時期は、消防長が指示する。

第3 配備体制下の活動体制

災害の発生が予想される場合あるいは災害の発生した場合等の各配備体制下における一般的な活動の要点を定め、災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう努めるものとする。

1 準備体制下の活動

準備体制下の活動は、情報の収集及び伝達を主体とするものであるが、活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防局防災部防災室長（防災部主幹）は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達する。
- (2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収集したときは、すみやかに消防局防災部防災室（情報指令課）に通報する。
- (3) 配備について本庁各局は、消防局防災部防災室長（防災部主幹）からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。
- (4) 配備につく職員は、状況により、各局長の判断により増減する。
- (5) 消防局防災部防災室長は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。
- (6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を消防局防災部防災室長（防災部主幹）に通報する。
- (7) 予警報等の受領、伝達並びに被害状況の収集、報告に関しては、「第4節 情報連絡活動」により実施する。（以下第1、第2、第3及び第4非常配備の場合も同様とする。）

2 非常配備体制下の活動

(1) 第1非常配備

第1非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。

本部室は、本部室員会議により運営し、その所掌事務は次のとおりとする。

(ア) 本部室員会議の開催時期等

第1非常配備をとったときは、本部室長は、必要に応じて本部室員会議を開催する。本部室員会議は、特別の指示のない限り、東庁舎8階消防局防災部情報整理室において開催する。

(イ) 本部室員会議協議事項等の伝達

本部室員は、本部室員会議協議事項について、関係事項を自部へ伝達する。

イ 配備につく職員は、状況により、各局長の判断により増減する。

ウ 本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、庶務部を通じて報道機関等に発表する。

(2) 第2・第3非常配備

第2・第3非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。

本部室は、本部員会議及び本部幹事会議で編成し、その所掌事務は次のとおりとする。

(ア) 本部員会議の開催時期等

第2非常配備をとったときは、本部長は、必要に応じて本部員会議を開催する。本部員会議は特別の指示のない限り、東庁舎8階災害対策本部室において開催する。

(イ) 本部員会議決定事項等の伝達

本部連絡員は、本部員会議決定事項について、関係事項を自部へ伝達する。

(ウ) その他

災害対策本部室に地図、図表等を掲示し、堤防、道路の冠水範囲、その他の被災状況を記入しておくものとする。

なお、防災行政用無線電話（全市移動系）については、必要に応じて防災指令センターにおいて通信統制を実施し、各移動局（陸上移動局）は本部の指示で行動する。

イ 防災行政用無線電話（全市移動系）については、必要に応じて防災指令センターにおいて通信統制を実施し、各移動局（陸上移動局）は本部の指示で行動する。

ウ 本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、庶務部を通じて報道機関等に発表する。

(3) 第4非常配備

第2・第3非常配備と同様であるが、本部各部長及び区本部長は、本部長の指示により災害対策活動に全力を集中し、部員の指揮にあたる。

3 平常業務の取扱い

(1) 第3非常配備の場合

平常業務は、原則として、非常配備要員を除く職員で可能な限り実施する。ただし、災害の状況によりやむを得ない場合は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害の鎮静するまで中止することができる。

(2) 第4非常配備の場合

平常業務は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害の鎮静するまで中止する。

(3) 災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、各局、室及び区長は所管の部、区本部の業務計画においてあらかじめ定めておく。

様式3-1-1 非常配備人員編成計画表

〇〇部・区本部

	第3 非常配備			第4 非常配備		
	班 長	班 員	計	班 長	班 員	計
部長・区本部長						
副部長・区副本部長						
〇 〇 班						
~~~~~						
合 計						

(注) 第3非常配備において正規の班別編成が困難な場合は、班を統合した配備人員を編成することができる。

様式3-1-2 勤務時間外動員職員名簿

課(班)	補職名	氏 名	電話番号	所要時間 (徒歩)	手段	住 所	血液型	生年	性別	備考
				( )						
				( )						
				( )						
~~~~~										

- (注) 1 所要時間の徒歩の欄は、必ず記入する。
 2 手段は、原則として徒歩、自転車、オートバイとする。自転車は特に遠距離の場合を除き使用しないものとする。
 3 所要時間は、徒歩(4km/時)、自転車(10km/時)、オートバイ(20km/時)とする。
 4 公共交通機関は使用不能と想定する。

様式 3-1-3 非常配備人員名簿

種別 班(課)		第3非常配備	第4非常配備
〇〇班 (〇〇課)	第1班	◎ 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (人)	◎ 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
	第2班	(人)	
	第3班	(人)	(人)
〇〇班 (〇〇課)	第1班	(人)	

(注) ◎は班長

様式 3-1-4 職員参集予定表

〇〇部・区本部

発災後の 時 間	合 計 (累 計)	〇 〇 課 (〇 〇 班)	〇 〇 課 (〇 〇 班)	〇 〇 課 (〇 〇 班)	〇 〇 課 (〇 〇 班)	〇 〇 課 (〇 〇 班)	〇 〇 課 (〇 〇 班)	〇 〇 課 (〇 〇 班)
30分以内	人	人	人	人	人	人	人	人
0.5 ~ 1	()	()	()	()	()	()	()	()
1 ~ 2	()	()	()	()	()	()	()	()
2 ~ 3	()	()	()	()	()	()	()	()
3 ~ 4	()	()	()	()	()	()	()	()
4 ~ 5	()	()	()	()	()	()	()	()
5時間超	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) () 内には累計を記入する。

様式 3-1-5 応急非常配備業務予定表

発災後の時間	配備予定人員数	〇〇班		〇〇班		〇〇班		〇〇班	
		人	業務	人	業務	人	業務	人	業務
1時間以内	人								
1～2	人								
2～3	人								
3～4	人								
4～5	人								

(注) 配備予定人員数は、該当する時間帯における参集人員の累計をもって充てる。

◎計画表 3-1-1 防災活動体制及び配備種別について

1 防災活動体制

災害時等の体制については、次のとおりとする。

区分	内 容	事 象 等	設 置 本部等	配備 種別
準備 体制	災害の発生が予測される状況にあり、関係局及び区の所要の人員により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行できる体制	1 次の注意報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき		準 備
		東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	地震対策 連絡協議	
警戒 体制	災害が発生する恐れがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の推移に特に注意を要するときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員により、応急対策活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制	1 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害） (2) 大雨警報（土砂災害） (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報 (6) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4 市域において、震度 4（气象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害警戒本部	第1非常 配備
		東海地震注意情報が発表されたとき	地震災害警 戒準備本部	
非常 体制	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員又は職員全員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制	1 台風の接近に伴い、警戒体制において対応する警報が発表されたとき、又は警戒体制において対応する警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき 2 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、津波警報の発表に伴い発せられたときを除く。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（津波又は大津波）が発表されたとき 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき 5 市域において、震度 5 弱（气象台発表）以上の地震が発生したとき 6 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害対策本部	第2〜第4非常 配備
		警戒宣言が発せられたとき	地震災害 警戒本部	

2 配備種別

災害時等の職員の配備については、次のとおりとする。

配備種別	事 象 等	体 制
準 備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報(準備)が名古屋市に発せられたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1) 別表1の該当局による配備体制
第1非常配備	1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報(浸水害) (2) 大雨警報(土砂災害)(注2) (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報(注3) (6) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき(注4) 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報(準備)が発せられたとき。愛知県知事から愛知県沿岸水防警報(準備)が名古屋市に発せられたときを除く。(注5) 4 市域において、震度4(気象台発表)の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	市本部関係部及び区本部の所要の人員により、主として応急対策活動の準備に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注2) 市本部各部及び別表2の該当区本部による配備体制 (注3) 別表1の市本部該当部及び「愛知県沿岸」該当区本部による配備体制 (注4) 別表3の市本部該当部及び該当区本部による配備体制 (注5) 別表1の市本部該当部及び河川別の該当区本部による配備体制
第2非常配備	1 台風の接近に伴い、第1非常配備・1の警報が発表されたとき、又は第1非常配備・1の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき 2 「伊勢・三河湾」に津波警報(津波)が発表されたとき(注6) 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん濫注意情報)が発せられたとき(注7) 4 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報(出動)が発せられたとき。ただし、津波警報の発表に伴い、発せられたときを除く。(注8) 5 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 (注6) 別表3の市本部該当部及び該当区本部による配備体制 (注7) 別表4の市本部該当部及び河川別の該当区本部による配備体制 (注8) 別表1の市本部該当部及び河川別の該当区本部による配備体制
第3非常配備	1 市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき 2 「伊勢・三河湾」に津波警報(大津波)が発表されたとき 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん濫警戒情報又ははん濫危険情報)が発せられたとき(注9) 4 市域において、震度5弱(気象台発表)の地震が発生したとき 5 東海地震注意情報が発表されたとき 6 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	第2非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 (注9) 市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制
第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん濫発生情報)が発せられたとき(注10) 3 市域において、震度5強(気象台発表)以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき 5 その他予想できない重大な災害が発生し、市長が当該配備を指示したとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 (注10) 市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制

別表1 水防警報が発せられる河川名等及び配備該当局（部）・区本部

国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報		
河川名 (観測所)	局（部）	区本部	河川名等 (観測所等)	局（部）	区本部
庄内川 (志段味)	消防局（総括部） 緑政土木局（部） 上下水道局（部）	北、守山	新川 (水場川外)	消防局（総括部） 緑政土木局（部） 上下水道局（部）	北、西、中川、 港
庄内川 (枇杷島)		西、中村、中川、 港	日光川 (古瀬)		港
矢田川 (瀬古)		千種、東、北、守 山、名東	天白川 (天白川)		瑞穂、南、緑、 天白
			八田川 (味美)		北
			愛知県沿岸 (名古屋市)		熱田、中川、港、 南、緑

別表2 大雨警報（土砂災害）が発表されたときの配備該当区本部

区本部
千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白

別表3 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部

津波予報の種類	部	区本部
津波注意報	総括部	港、南
津波警報（津波）	総括部、緑政土木部、上下水道部	熱田、中川、港、南、緑

※ 津波注意報発表時の配備種別は、総括部（消防署は港及び南消防署に限る。）、並びに港区及び南区を第1非常配備とする。

※ 津波警報（津波）発表時の配備種別は、総括部（消防署は港消防署に限る。）及び港区を第2非常配備とし、総括部（消防署は熱田、中川、南及び緑消防署に限る。）、緑政土木部及び上下水道部並びに熱田、中川、南及び緑の各区にあっては第1非常配備とする。

別表4 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当部・区本部

気象庁長官と国土交通大臣が 共同して行う洪水予報			気象庁長官と愛知県知事が 共同して行う洪水予報		
河川名 (観測所)	部	区本部	河川名 (観測所)	部	区本部
庄内川 (志段味)	総括部 健康福祉部 緑政土木部 上下水道部	北、守山	新川 (水場川外)	総括部 健康福祉部 緑政土木部 上下水道部	西、中川
庄内川 (枇杷島)		西、中村、熱田、中川、 港			
矢田川 (瀬古)		東、北、西、中村、熱 田、中川、港、守山	天白川 (天白川)		瑞穂、南、緑、天白

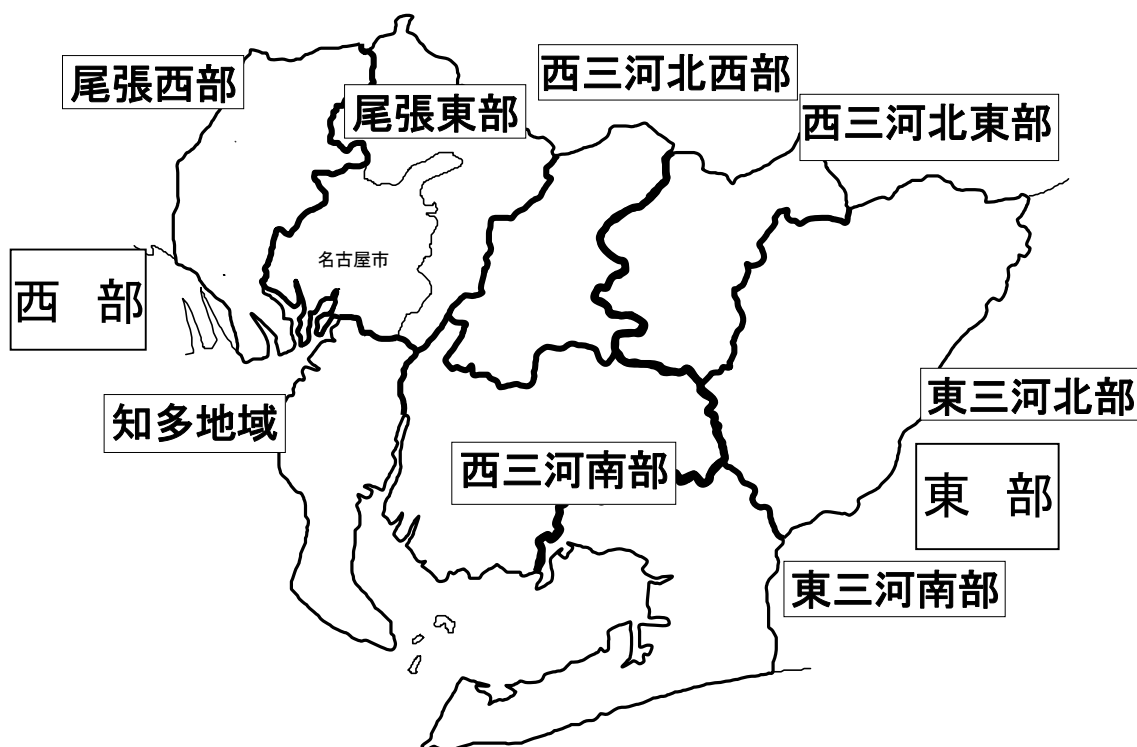
※ 健康福祉部にあたっては、公所班を除く。

◎ 気象関係参考 3-1-1

1 予警報の細分区域（気象予警報の細分区域及び配備種別に係る気象予警報等の種類と発表基準）

		(一次細分区域名)	(市町村等をまとめた地域)	(市町村等)
愛知県	西部	尾張東部		: 名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
		尾張西部		: 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
		知多地域		: 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町
		西三河南部		: 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
		西三河北西部		: 豊田市西部、みよし市
	東部	西三河北東部		: 豊田市東部
		東三河北部		: 新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部		: 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

一次細分区域及び市町村等をまとめた地域



2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大 雨 注 意 報	雨量基準 ・ 1時間雨量（R1）が30mm以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数75以上
	洪 水 注 意 報	雨量基準 ・ 1時間雨量（R1）が30mm以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数6以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数7以上
警 報	大 雨 警 報	雨量基準 平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上 平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上 土壌雨量指数基準 ・ 土壌雨量指数100以上
	暴 風 警 報	平均風速が陸上20m/s以上、海上23m/s以上
	洪 水 警 報	雨量基準 平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上 平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上 流域雨量指数基準 ・ 地蔵川流域の流域雨量指数9以上 ・ 荒子川流域の流域雨量指数13以上
	高 潮 警 報 （潮位：標高）	名古屋2.5m以上
	暴 風 雪 警 報	降雪を伴い平均風速が陸上20m/s以上、海上23m/s以上

※土壌雨量指数：

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※平坦地、平坦地以外の定義

- ・ 平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域
- ・ 平坦地以外：上記以外

※R1：1時間雨量

3 津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m 又は 10m 以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m
津波予報		津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配はありません。	
		0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要はありません。	
		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。	

注)1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注)2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4 愛知県が属する津波予報区

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）	名古屋市、豊橋市、豊川市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村 (三重県の市町村は省略)



第2節 災害警戒本部の設置及び運営

名古屋市災害警戒本部は、災害対策基本法の趣旨に則り、本市の区域において災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らないとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

第1 災害警戒本部の設置及び廃止

1 設置

市長は、市の区域に災害が発生するおそれがある場合に次の基準に基づき、名古屋市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

＝警戒本部設置基準＝

- 1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風、洪水、高潮又は暴風雪警報が、愛知県下、県下西部又は県下尾張東部に発表されたとき。
- 2 気象業務法に基づく津波注意報が伊勢・三河湾に発表されたとき。
- 3 水防法に基づく水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、伊勢湾岸水防警報（準備）が発せられたときを除く。
- 4 市域に震度4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生したとき。
- 5 気象業務法に基づく大雨又は洪水注意報が愛知県下、県下西部又は県下尾張東部に発表され、その必要が認められるとき。
- 6 市域に災害が発生するおそれがあり、その必要があると認めるとき。

（注）災害の規模、程度により、警戒本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。

2 廃止

警戒本部長（市長）は、市域について予想された災害が発生するおそれが解消されたとき又は名古屋市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

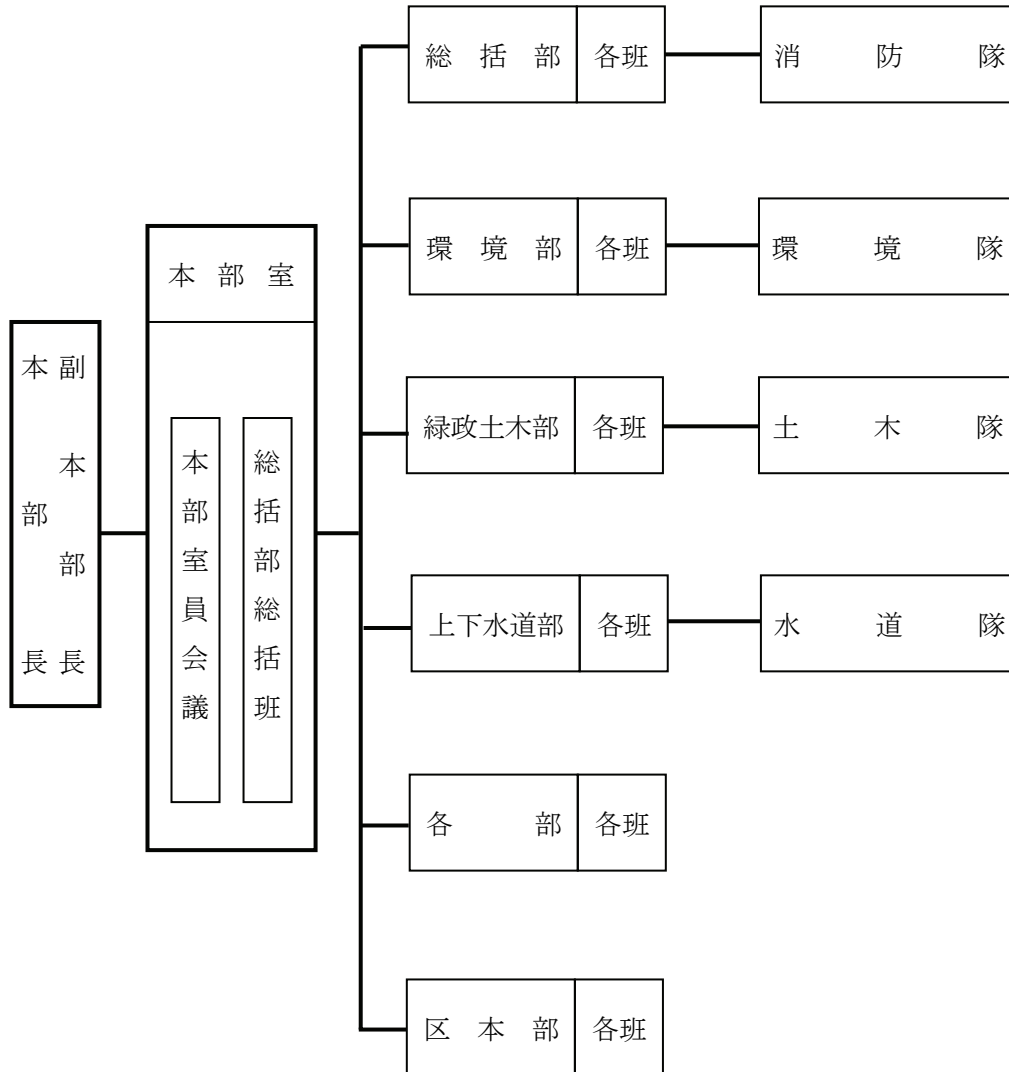
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。

通 知 先	通知の手段	責 任 者
各 部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、ファクシミリ	総括部総括班長
区 本 部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	〃
区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長

第2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。

1 本部組織図



2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督するとともに、重要事項について基本方針を決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）に定めるところによる。

3 本部室員

- (1) 本部室員は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部室長とともに本部室員会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。
- (2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから各部長が指名する職員をもって充て、特別の指示がない限り、東庁舎8階情報整理室に常駐する。

4 本部室

- (1) 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
- (2) 本部室は本部室員会議によって運営するものとし、庶務は総括部（総括班）が行う。
- (3) 本部室員会議
 - ア 本部室員会議は、本部室長、副本部室長及び本部室員によって構成し、本部室長が議長をつとめる。
 - イ 本部室長は消防局防災部長をもって充て、副本部室長は消防局防災部防災室長をもって充てる。
 - ウ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときは、本部室長の職務を代理する。
 - エ 本部室員会議は、本部長に対し、気象情報及び活動状況等について報告を行うとともに、重要事項について基本方針を協議する。

なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 各種情報の収集・伝達
- (イ) 配備種別の協議
- (ウ) 緊急に処置すべき事項の決定
- (エ) 軽易な事項の決定
- (オ) 各部・区本部の活動の連絡調整
- (カ) その他本部室長が必要と認める事項の協議

オ 本部室員会議は本部室長が必要に応じて招集する。

なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。

カ 招集の通知は、庁内放送等で行う。

キ 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎8階災害対策本部室とする。

- (4) 本部長及び本部室長は、特に必要があると認めたときは、本部室に属さない部又は外部機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

5 本部の事務等

- (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室の職員のうちから部員を動員し次に掲げる事務を分掌させる。
 - ア 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること
 - イ 被害状況の収集及び報告に関すること
 - ウ 所管施設の状況把握及び応急復旧に関すること
 - エ 応急対策活動の準備に関すること

- (2) 部及び区本部の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。
ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。

第3節 災害対策本部の設置及び運営

名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

第1 災害対策本部の設置及び廃止

1 設置

市長は、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に次の基準に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

＝災害対策本部設置基準＝

- 1 台風の接近に伴い、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風、洪水又は高潮警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。
- 2 気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水、高潮又は暴風雪警報が、名古屋市に発表され、その必要が認められるとき。
- 3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防警報（出動）が発せられたとき。
ただし、伊勢・三河湾に対する津波警報の発表に伴い、発せられたときを除く。
- 4 水防法に基づく洪水予報が発せられたとき。
- 5 市域に震度5弱（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。
- 6 気象業務法に基づく津波警報（大津波）が伊勢・三河湾に発表されたとき。
- 7 市域に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められるとき。
- 8 市域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認めるとき。

2 廃止

本部長（市長）は、市域について予想された災害が発生するおそれが解消したとき又は応急対策がおおむね終了したときは、本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

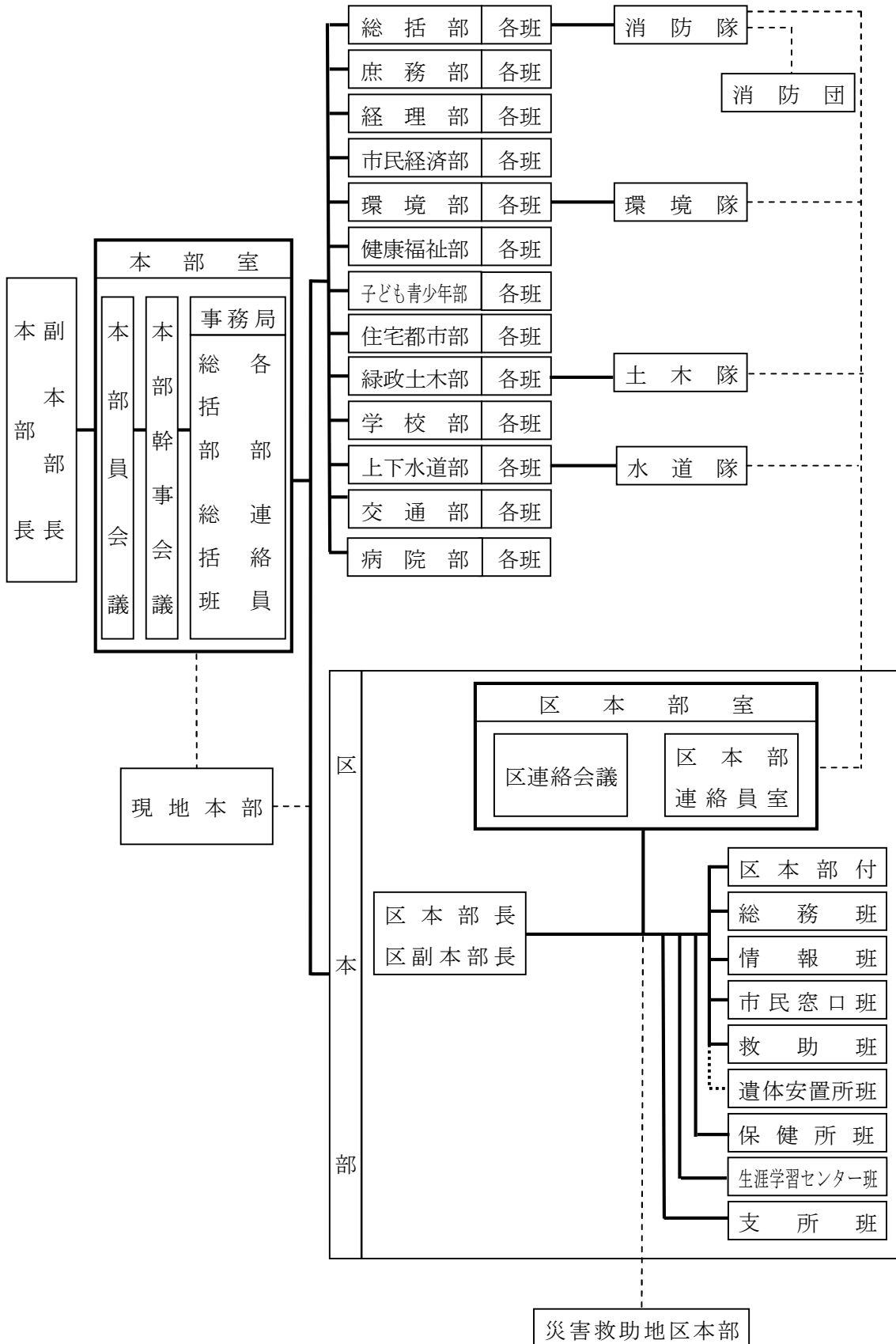
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者
各部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、ファクシミリ	総括部総括班長
区本部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	〃
区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長
住民	報道機関を通じて公表	庶務部広報班長
報道機関	口頭又は文書	〃
県本部	専用線電話、加入電話	総括部総括班長
県警本部	加入電話	〃

また、本部が設置されたときは、その表示のため本部室前に本部室標識板を、市役所本庁舎玄関に本部標識板を、各区役所の玄関に区本部標識板をそれぞれ掲出する。

第2 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、名古屋市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号）及び同運営要綱等の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織する。

1 本部組織図



2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）に定めるところによる。

3 本部員等

- (1) 本部員は、本部長を補佐する。また本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。
- (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本 部 員					
会計管理者	市長室長	総務局長	財政局長	市民経済局長	環境局長
健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長	消防長
上下水道局長	交通局長	病院局長	消防局防災・危機管理監		

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

- (3) 本部長は、本部員の中から消防局防災・危機管理監を防災監として指名する。
- (4) 防災監は、本部長、副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

4 本部室

- (1) 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
- (2) 本部室は、本部員会議と本部幹事会議との連携によって運営するものとし、庶務は総括部（総括班）が行う。

(3) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長をつとめる。

イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 配備種別に関すること。
- (イ) 避難準備情報、避難勧告又は指示に関すること。
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (エ) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (オ) ボランティア等の受入れに関すること。
- (カ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (ク) 現地本部の設置に関すること。
- (ケ) 職員の応援に関すること。

- (コ) 広域防災拠点の設置に関すること。
- (サ) 応急公用負担に関すること。
- (シ) 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- (ス) 義援金品の募集及び配分に関すること。
- (セ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること。
- (ソ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること。
- (タ) その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。

ウ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

なお、本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。

エ 招集の通知は、庁内放送等で行う。

オ 本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎8階災害対策本部室とする。

(4) 本部幹事会議

ア 構成

幹事長	消防局防災部長
副幹事長	消防局防災部防災室長
幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者

(注) 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。

なお、状況に応じ、一部の部による当該会議を開催することができる。

2 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 所掌事務

(ア) 各種情報の収集・報告

本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議に報告する。なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

情報の種類	収集・報告担当部
a 気象情報等	総括部
b 被害情報	庶務部、総括部
c 職員参集状況	庶務部
d 住民避難状況	総括部
e 車両、資機材等調達状況	経理部
f 職員の応援派遣状況	庶務部
g 自衛隊派遣要請依頼の受付状況	総括部
h 応急対策実施状況	各部（区本部については総括部）
i 住民広報の実施状況	総括部、関係部
j その他（所管施設の情報等）	関係部

(イ) 応急対策上重要な事項の協議・進言

本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会議に進言する。

(ウ) 本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達等

本部幹事会議は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。
この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

(エ) 緊急に処置すべき事項の決定・指示

災害発生初期における災害広報など緊急に応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときには、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができる。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議にその旨を報告しなければならない。

(オ) 軽易な事項の決定・指示

応急対策上の軽易な事項（各部・区本部が決定すべき事項を除く。）は、本部幹事会議が決定し指示する。

(カ) 各部・区本部間の活動の連絡調整

(キ) その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議

ウ 本部幹事会議の開催場所は、東庁舎8階災害対策本部室とする。

- (5) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員を本部員会議及び本部幹事会議に出席要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 指定公共機関

ウ 指定地方公共機関

エ その他必要な機関

- (6) 各部連絡員は、東庁舎8階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。

- (7) 応急対策の重点の変化等に対応するため、関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する等適切な本部室運営を実施する。

5 部（班・隊）

- (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表3-3-1に掲げる部を置き、同表に掲げる担当局室の職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。

- (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務及び班（隊）長については附属資料編に定める。

6 区本部

- (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区における区本部事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区の職員のうちから区本部員を動員し、別表3-3-1に掲げる事務を分掌させる。

- (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任

務及び班長については、附属資料編に定める。

(3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長、総務課長、保健所長の順とする。

(4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。

(5) 区本部室

区本部及び各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊をいう。以下同じ。）等との連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部室を置く。区本部室は、区連絡会議と区本部連絡員室とで運営し、その庶務は区本部総務班が行う。

ア 区連絡会議

(ア) 構成

区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者

(イ) 区連絡会議は、避難準備情報発表後など区本部及び各区隊長等の間における連携強化が必要な場合に、区本部長が招集する。

(ウ) 区連絡会議は、区域内の応急対策について協議し調整する。

(エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各区隊長に指示をすることができる。この場合、区本部長は、総括部（総括班）を経由し、その旨をすみやかに本部室へ報告する。

イ 区本部連絡員室

(ア) 構成

区本部連絡員室の構成は、次のとおりとする。

室長	区本部長が指名する職員
連絡員	各区隊長が指名する職員（原則として各区隊1人）

(イ) 所掌事務

- a 区内の応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡・調整
- b 各種情報の収集、伝達
- c 区連絡会議への報告

7 現地本部

風水害等による大災害が名古屋市域のある方面に集中的に発生し、本部長が必要と認めたときは名古屋市の施設等に現地本部を設置することができる。

(1) 組織及び運営

ア 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。

(ア) 現地本部長及び現地副本部長は、本部員会議の構成員のうちから本部長が指名する。

(イ) 現地本部員は、各部長が所属部員（課長相当職以上の職にある者）のうちから指名する者をもって充てる。（原則として各部1人）

イ 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。

ウ 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

(2) 所掌事務

ア 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関と連絡・調整を行うこと。

イ 区本部及び各区隊等に対する緊急指示

ウ 現地視察等による被災実態の把握

エ その他、本部長の特命事務

8 災害救助地区本部の設置・運営等

(1) 本部長は、必要と認める地域（学区）に災害救助地区本部を設置する。

(2) 災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則（昭和 35 年名古屋市規則第 26 号）に定めるところによる。

(3) 区本部長は、情報連絡活動のため必要な人員を災害救助地区本部へ派遣する。

9 本部並びに本部職員の標識等

本部及び区本部の所在、本部長、副本部長、職員の身分を明確に表示するため、標識及び腕章を定めておくものとする。

(1) 標識板

本部及び区本部の設置を示すため、標識板を本部及び区本部の各庁舎正面玄関に掲げるものとする。

なお、災害対策本部室の標識板は、災害対策本部室に掲げるものとする。

(2) 腕章

本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を帯用するものとする。

(3) 標旗

災害応急活動を実施する場合には、本部旗等を使用するとともに、各車両には原則として、災害対策車両旗をつけるものとする。

(4) 職員の身分証明

災害対策基本法第 83 条第 2 項の規定及び他の地方公共団体の災害救援活動の際、必要とする職員の身分を示す証票については、庶務部職員班において別に定める。

第3 勤務時間外(夜間・休日等)における市長(本部長)、副市長(副本部長)の緊急登庁

1 本部長、副本部長の緊急登庁の決定

本部長、副本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、総括部が本部長、副本部長の緊急登庁が必要であると判断したとき、又は自らがその必要性を判断したときには、緊急登庁するものとする。

2 総括部による庶務部への連絡及び本部長、副本部長の所在状況の確認依頼

上記 1 の場合において、総括部から連絡を受けた庶務部は、本部長、副本部長の所在状況を確認した上で、緊急登庁開始地点を決定する。

3 本部長の緊急登庁

本部長は消防隊の車両により緊急登庁するものとする。ただし、車両の通行が困難なときは、消防隊班員とともに、自転車又は徒歩により緊急登庁するものとする。

また、状況により総括部が消防航空隊のヘリコプターによる登庁の方が適していると判断した時には、ヘリコプターによるものとする。

4 副本部長の緊急登庁

- (1) あらかじめ緊急登庁を想定することができる災害の場合における副本部長の緊急登庁業務は庶務部が行うものとする。
- (2) 庶務部が対応することができず、かつ、総括部が消防隊の車両による緊急登庁業務の遂行が可能であると判断した場合には、副本部長は消防隊の車両により緊急登庁するものとする。

5 その他

- (1) 総括部及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。
- (2) その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、総括部が別に定める。

第4 大規模災害時の初動活動

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある。

このため、災害発生前から災害発生後の初期段階において実施すべき、主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

大規模災害時の初動活動

活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階
情報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集
	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (災害時要援護者、外国への広報)	・被災者の生活情報の収集 ・伝達	→→
		・災害広報紙の発行、配布	→→
	・安否確認(職員等)		・市外避難者への情報提供
水防活動	・水位、雨量観測	→→	→→
	・河川、ため池等危険箇所の巡視	→→	→→
	・水閘門、陸閘門の開閉	→→	→→
	・排水ポンプ等の稼働	→→	→→
	・資機材の整備、点検	・河川、ため池等の応急復旧	→→

活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階
消 防 活 動	・救急・救助活動	→→	
救助・救急医療活動	・生き埋め者等の救出活動	→→	→→
	・けが人、病人等の救急医療活動	→→	→→
	・高度医療機関への搬送		
避 難	・避難勧告・指示の実施		
	・避難所の開設、運営	・避難所の運営	→→
		・避難者数等の実態把握	→→
		・避難所の衛生管理、食中毒対策、指導	→→
救援・救護活動	・飲料水、食糧の確保、供給	→→	→→
	・生活物資の確保、供給	→→	・生活物資、救援物資の配布
	・医療救護所の設置	→→	→→
災害時要援護者への対応	・安否確認、要援護者の被災状況の把握	→→	→→
	・福祉避難所の確保	→→	→→
		・災害時要援護者支援の全体計画の作成	・福祉保健サービスの提供
		・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→
緊 急 輸 送	・道路、橋梁等の被害状況の把握	・道路、橋梁等の応急復旧	→→
	・道路啓開、緊急輸送経路の決定及び確保	→→	→→
	・臨時ヘリポートの設置・運用	→→	→→
	・港湾施設被害状況の把握	・港湾施設の応急復旧	→→
ボランティア活動の支援	・拠点の開設、情報の提供	・情報の提供	→→
		・ニーズの把握（庁内）	→→

活動の区分	第1段階	第2段階	第3段階
遺体捜索・埋火葬	・火葬場等施設被害状況の把握	・火葬場等の確保	→→
	・柩、ドライアイスの確保	→→	
	・遺体捜索	・遺体捜索、収容、処理、火葬	→→
廃棄物処理	・避難所等への仮設トイレの設置	→→	
	・ごみ焼却場、終末処理場等施設の被害状況の把握	・し尿処理、ごみ収集処理	→→
	・廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ (特に倒壊・流失家屋の処理)
ライフラインの復旧	・ライフラインの被害状況の把握	・復旧活動	→→
被災地安全確保	・被災建物の状況把握及び応急措置	→→	→→
		・被災地環境保全対策	→→
	・二次災害の防止	→→	→→
生活安定対策			<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災住宅応急修理対策の準備 ・災害公営住宅の建設準備 ・学校再開の準備

第5 各部・区本部間の相互応援

1 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

2 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策支援情報ネットワークにより庶務部長（職員班）に要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合はFAX（様式3-3-1）、口頭又は電話等により要請するものとする。

3 応援の決定

(1) 庶務部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、本部員会議で決定された後、応援要請を依頼した部・区本部に対して通知する。なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他区区役所に勤務する職員を優先として派遣するものとし、その応援計画は市民経済部と協議のうえ作成するものとする。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。

(2) 本部幹事会議は、本部員会議の決定に基づき応援に必要な措置（応援職員の輸送用車両の調達等）を関係部に指示する。

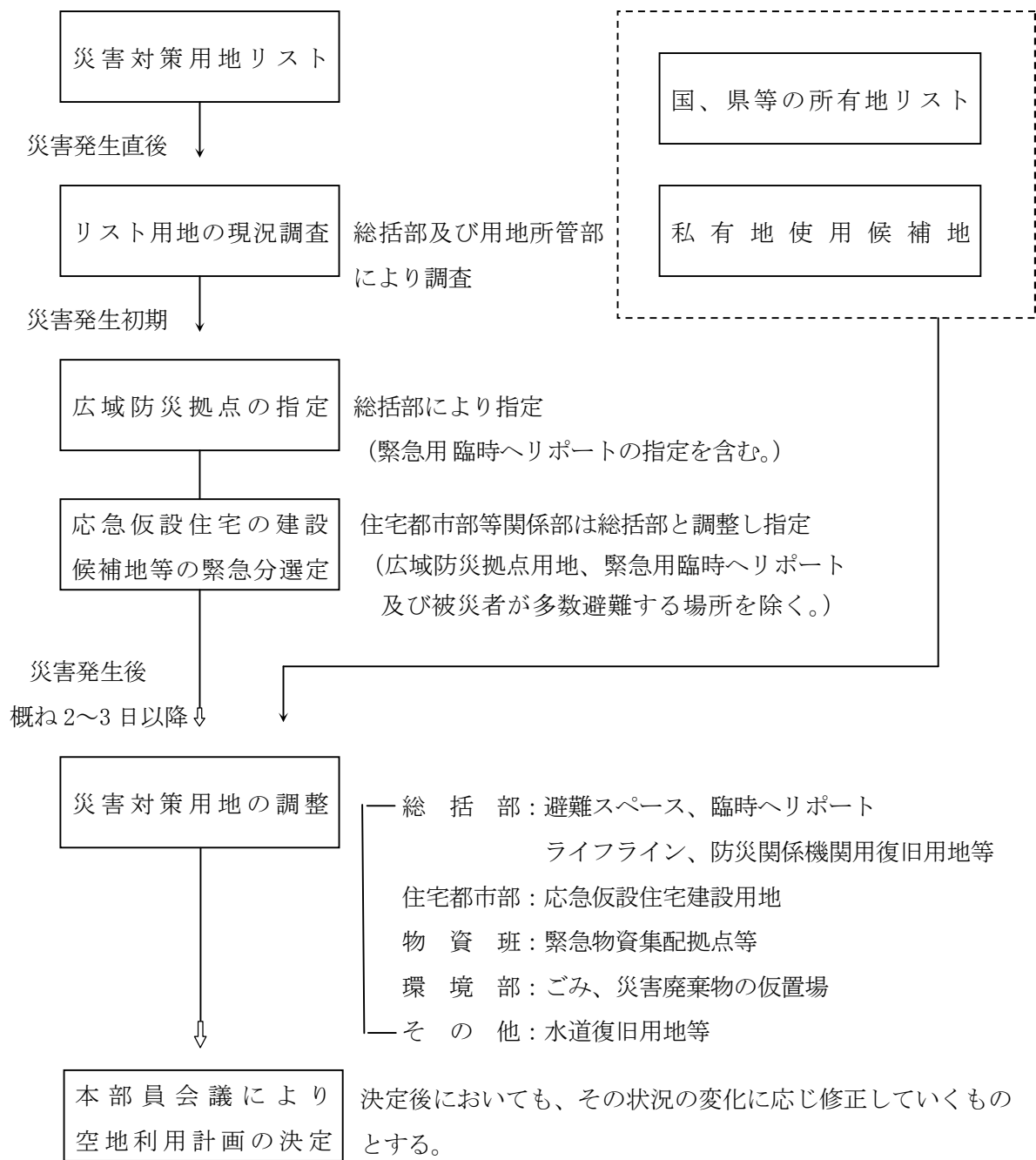
4 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

第6 災害対策用地の活用

風水害等による大規模な被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿った空地需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、空地利用計画を策定し、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。

なお、災害発生後、災害対策用地の活用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。



(資料)

- ・名古屋市災害対策本部条例 (附属資料編 359 ページ)
- ・名古屋市災害対策本部運営要綱 (附属資料編 360 ページ)
- ・名古屋市災害警戒本部運営要綱 (附属資料編 363 ページ)
- ・名古屋市災害救助地区本部規則 (附属資料編 381 ページ)
- ・名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (附属資料編 212 ページ)
- ・名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧 (附属資料編 232 ページ)

◎別表3-3-1

1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
総括部	消防局	消防長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 配備種別の指示伝達に関すること 3 各部、区本部との連絡調整に関すること 4 県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 気象警報等の伝達に関すること 6 各種協定（他部に関するものを除く）に基づく応援要請に関すること 7 消火・救急・救助活動に関すること 8 水防活動に関すること 9 航空輸送の確保に関すること 10 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること 11 り災証明（火災によるもの）に関すること
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること 2 災害に関する各種情報の収集、整理に関すること 3 職員の動員及び配備に関すること 4 国等への要望に関すること 5 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 6 放送、出版による広報に関すること 7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること 8 学生ボランティアへの情報提供等に関すること 9 災害に対する議会活動に関すること
経理部	財政局 会計室	財政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び資金に関すること 2 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること 3 車両の借上げ及び配車計画に関すること 4 調達及び救援物資の配布に関すること 5 所管公有財産（普通財産）の緊急使用に関すること 6 大規模災害時におけるり災証明発行のための家屋被害調査の総合調整に関すること 7 市税の減免等に関すること 8 義援金の受付、受領及び保管に関すること 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合被災相談に関する事 2 一般ボランティアの受入れ、支援に関する事 3 調達物資（生活必需品）の確保、配布に関する事 4 市場における物資の集荷及び分荷に関する事 5 生活関連物資等の価格安定に関する事 6 商工業等の被害状況の調査に関する事 7 中小企業関係の融資に関する事
環境部	環境局	環境局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・し尿の収集、処理、処分に 2 災害廃棄物の撤去、処理、処分に 3 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関する事 4 環境保全対策に関する事
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行事務に関する事 2 物資の連絡調整に関する事 3 備蓄物資の配布に関する事 4 災害時要援護者対策に関する事 5 一般ボランティアの受入れ、支援に関する事 6 義援金の配分に関する事 7 災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事 8 被災者生活再建支援金の支給に関する事 9 災害援護資金の貸付に関する事 10 病院等診療機関の被災状況の調査始め診療機能情報の収集・提供に関する事 11 医療関係機関等との連絡調整に関する事 12 医療救護活動に関する事 13 食品衛生・感染症予防に関する事 14 保健衛生に関する事 15 遺体の検案、輸送、火葬に関する事
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の被害状況の把握及び安全確保に関する事 2 児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 3 調達物資（食品）の確保、配布に関する事 4 救援物資の受入れ、配布に関する事

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水上輸送の確保に関すること 2 市街地復興計画に関すること 3 応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること 4 被災住宅の応急修理に関すること 5 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関すること 6 市有建築物の復旧に関すること 7 市営住宅の応急修理に関すること 8 災害公営住宅の建設に関すること 9 独立行政法人住宅金融支援機構災害復興融資に関すること
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動に関すること 2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 緊急輸送道路及び緊急陸上輸送ルートの確保に関すること 4 公園施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 5 農業関係、畜水産関係の被害状況の調査に関すること 6 米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること 7 農林漁業関係の融資に関すること
学 校 部	教育委員会事務局	教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握及び安全確保に関すること 2 学校施設・社会教育施設等の応急復旧に関すること 3 被災後の学校教育の実施に関すること 4 教科書、その他学用品等の配給に関すること 5 避難所の管理運営協力に関すること（避難所指定施設）
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道水等の供給に関すること 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 下水の排水及び処理作業に関すること
交 通 部	交 通 局	交通局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営交通機関の運行の確保に関すること 2 市営交通施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
病 院 部	病 院 局	病院局長	1 市立病院における入院患者等の被害状況の把握及び安全確保に関すること。 2 市立病院の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 市立病院に係る傷病者の診療等医療・助産救護活動に関すること。
区 本 部	区 役 所	区 長	1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること 2 区内の被害状況の調査に関すること 3 情報の収集及び伝達に関すること 4 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること 5 避難者の誘導及び収容に関すること 6 避難所の開閉及び管理運営に関すること 7 災害救助地区本部との連絡調整に関すること 8 遺体の捜索、収容及び遺体安置所の管理運営に関すること 9 災害時要援護者対策の実施に関すること 10 調達及び救援物資の受入れ及び配布に関すること 11 災害に関する広報・広聴に関すること 12 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること 13 災害見舞金等の支給の協力に関すること 14 り災証明（火災によるものを除く）に関すること 15 医療救護・保健衛生に関すること

2 各部・区本部共通の任務

1 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること 2 被害状況の収集及び報告に関すること 3 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 4 避難所指定施設の管理運営協力に関すること 5 各種協定に基づく応援要請に関すること 6 住民説明会に関すること 7 国、国会議員等からの視察受け入れに関すること

3 全庁体制で取り組む任務

1 遺体の捜索、収容、管理及び輸送に関すること 2 物資の仕分け及び配布に関すること 3 避難所の管理に関すること 4 応急仮設住宅の入居受付に関すること 5 り災証明の発行に関すること 6 義援金の交付に関すること 7 災害時要援護者対策に関すること 8 その他一時に大量処理が必要な任務に関すること	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。
--	---

様式3-3-1 応援職員要請書

庶務部長あて	年 月 日
主管部長名	
応援を要請する理由	
期 間	月 日 ~ 月 日
従 事 場 所	
従 事 内 容	
必 要 人 員 (職 種 別) (男 女 別)	
携 行 品	
集 合 日 時 ・ 場 所	
その他要請に必要な 事項	

第4節 情報連絡活動

災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、市の保有する通信連絡手段及び情報処理装置を最大限に活用し、早期に市内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、必要に応じ国・自衛隊等に救援要請を行う。さらには、住民の心理的動揺によるパニック等の混乱を防止するため、報道機関に協力を求め、積極的な広報活動を展開する。

第1 気象情報等の収集・伝達

気象、水防、火災等に関する予警報等及び災害情報は、災害応急対策の万全を図るうえにおいて欠くことのできないものであるから、その受領・伝達を迅速かつ的確に行うための系統について定めておくものとする。

1 予警報の受領及び伝達

気象情報の収集及び伝達は、迅速かつ的確さが要求されるのでそれぞれ担当者を定め、その方法、連絡先をあらかじめ定めておくものとする。なお、系統は、法に基づく系統で行うことが原則とされているが、気象台、県、警察等の関係機関と協議し、その申し合せによる系統によっても行うよう措置するとともに、系統を図示し関係職員に周知しておくものとする。

2 平常時の情報収集体制

職員は、気象情報等の収集・伝達にあたっては、次の事項に留意するとともに、必要に応じ災害警戒本部の設置等速やかに上位の体制に移行できるよう努めるものとする。

(1) 市役所における情報収集・伝達要領

ア 消防局防災部防災室は、平常時から水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象その他の状況の聴取に努める。

イ 防災指令センターは、災害の発生を覚知したときは、直ちに高所監視カメラ及びヘリコプター映像等の情報により市内の被害状況を確認するものとする。これにより、市内に被害を覚知した場合は、各部に必要な情報の報告を指示する。

(2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝達要領

ア 区長及び関係公所の長は、平常時から水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象、その他の状況の聴取を努める。

イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害対策委員等からの情報を受領したとき、又は気象の推移により災害の発生のおそれがあるときは、速やかに消防局防災部防災室長に通報するものとする。

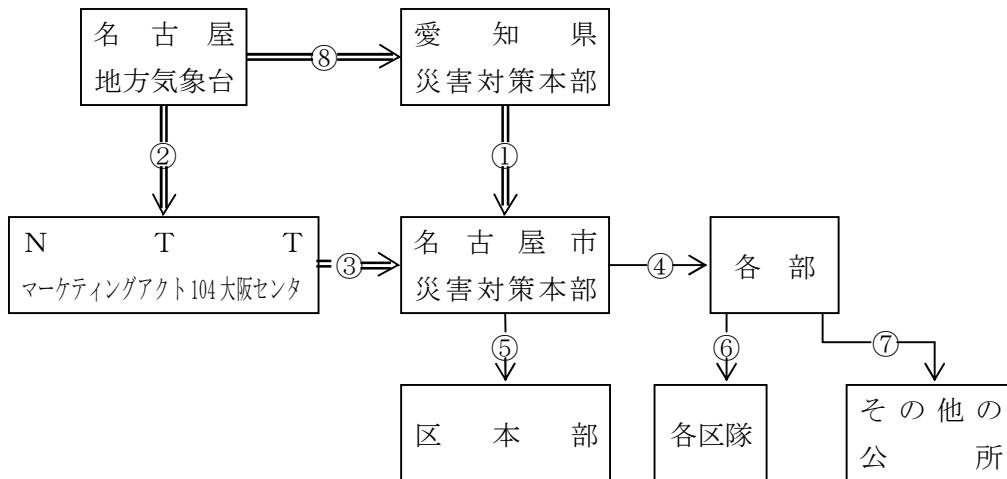
3 気象予警報の受領・伝達要領

(1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は消防局防災部防災室長が受領する。

水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、消防局防災部防災室長が受領する。

- (2) 消防局防災部防災室長は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、副市長及び消防長に報告するとともに、関係各局に伝達する。
- (3) 消防局防災部防災室長から伝達を受けた関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等へ伝達する。
- (4) 関係各局防災主管課長は、警報及び注意報のうち特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等により所要の措置を講ずる。
- (5) 消防局防災部防災室長は上司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管課長に伝達する。
- (6) 消防局防災部防災室における予警報の伝達に関する業務は、消防局防災部防災室長が命ずる者がこれを担当する。

気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。



区分	伝達手段
①	県高度情報通信ネットワークファクシミリ
②	専用線によるオンライン (警報の発表・解除のみ)
③	ファクシミリ
④	災害対策支援情報ネットワーク、 ファクシミリ及び庁内放送
⑤	災害対策支援情報ネットワーク、 庁内放送、無線ファクシミリ、 ファクシミリ
⑥	災害対策支援情報ネットワーク、 電話、無線、ファクシミリ
⑦	災害対策支援情報ネットワーク、 電話、ファクシミリ
⑧	防災情報提供システム 法令等による伝達系統

4 水防警報

「第8節 水防活動」の定めるところによる。

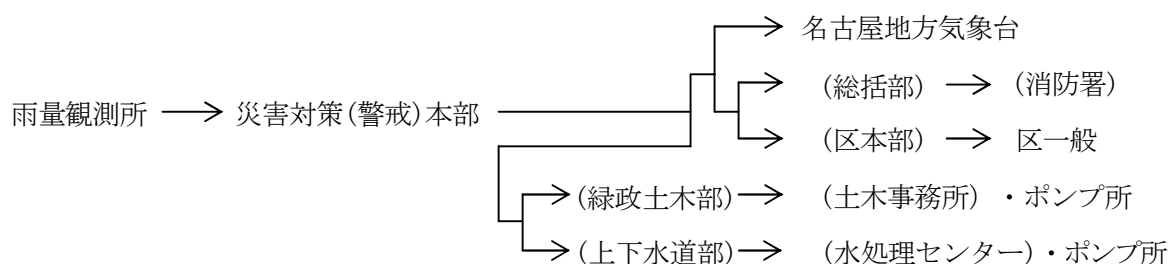
5 雨量・河川情報

水防情報システムによる実況監視を行い、雨量・河川水位等の情報収集を行い、本節の定めに従い関係各局及び関係機関に通報するものとする。また、状況に応じて現地巡視等を行い、情報収集に努めるものとする。

雨量・河川情報の通報系統及び通報基準は、次のとおりとする。

(1) 雨量情報は、降り始めから10分間ごとの雨量値とする。

時間降雨量が、30mmを超えた場合に、その時刻及び数値を情報収集の対象とする。

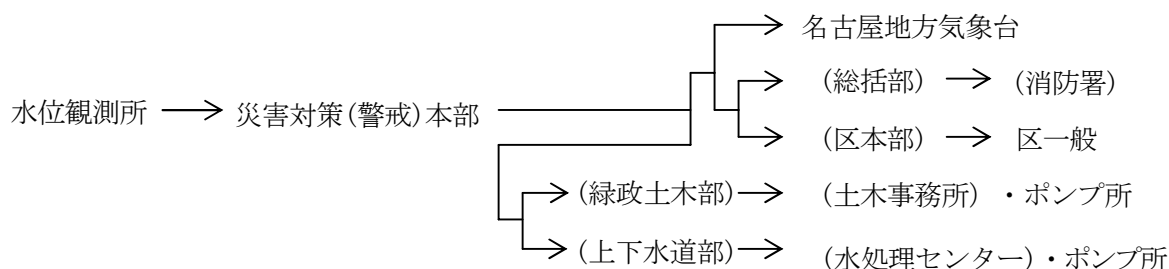


(2) 河川（水位）情報

河川（水位）情報は、10分毎の当該河川水位値とする。

水防団待機水位、はん濫注意水位に達した場合に、その時刻及び水位を通報対象とする。また、減水後、同水位に復した場合も同様とする。

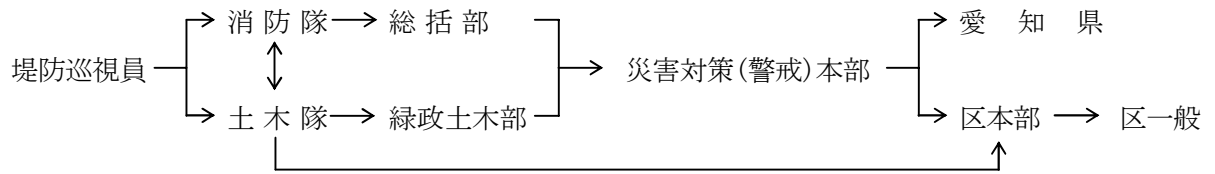
なお、水防団待機水位を超えた場合は、60分毎、はん濫注意水位を超えた場合は、30分毎に水位値を記録するものとする。



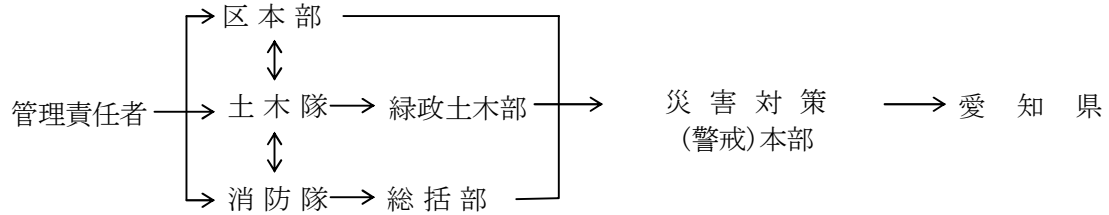
6 災害危険箇所等の情報

災害危険箇所等としては、各河川堤防及びため池にかかる水防注意箇所並びに急傾斜地崩壊危険区域又はがけ崩れ注意箇所並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域があり、出水時には、巡回監視により災害危険箇所等の情報収集に努め、災害発生の防止及び災害発生後の被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。なお、情報の伝達系統については、次のとおりとする。

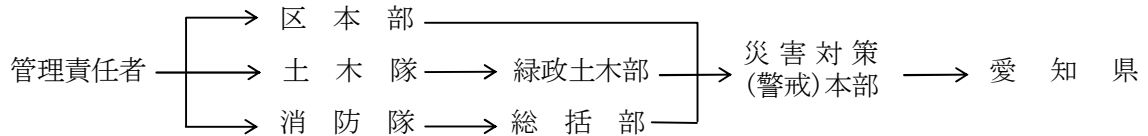
(1) 堤防の情報



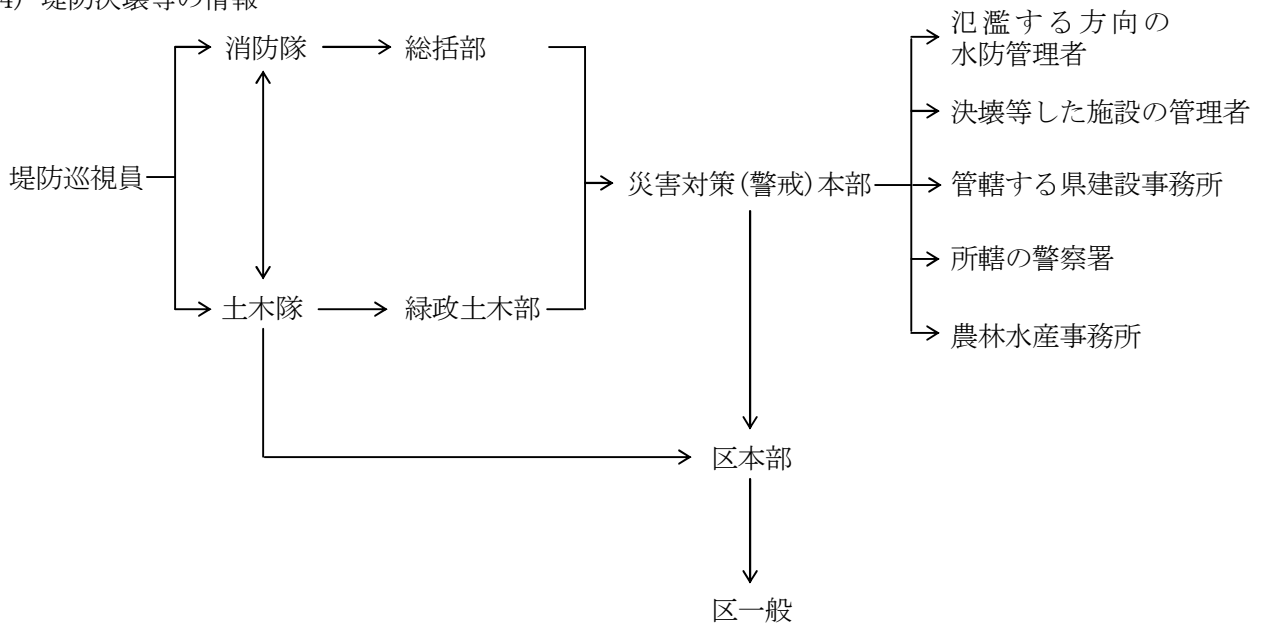
(2) ため池の情報



(3) 農業用施設の情報



(4) 堤防決壊等の情報



注1 堤防決壊等とは、堤防その他の施設の全部又は一部が損壊して氾濫した場合又は氾濫の恐れがある場合等（越水による場合等も含む。）をいう。

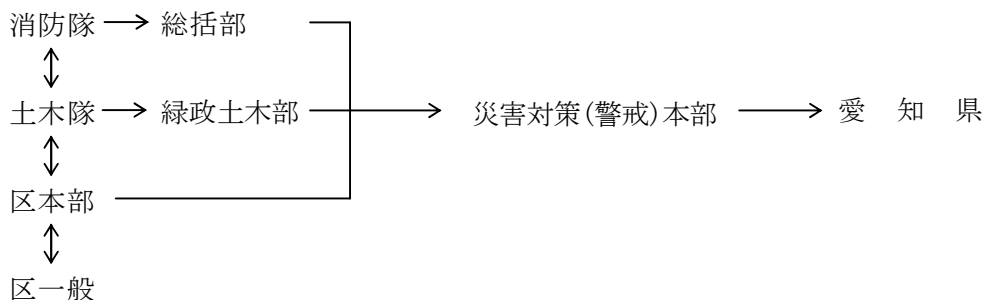
注2 堤防決壊等に起因した氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告する。

- ① 人的被害については、「様式4」（愛知県地域防災計画）住家被害については、「様式2」（愛知県地域防災計画）により、愛知県水防本部（災害対策本部設置時は災害対策本部）へ報告する。
- ② 公共土木施設被害については、「様式6」（愛知県地域防災計画）により、管轄する県建設事務所、農林水産事務所へ報告する。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の情報

土木隊、消防隊及び区本部は、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努め、被害拡大防止のための措置を講ずるとともに、土地の管理者又は危険箇所周辺の住民等に注意を喚起する。

なお、情報の伝達系統は、次のとおりとする。



(6) がけ崩れ注意箇所の情報

急傾斜崩壊危険区域の定めに準ずる。

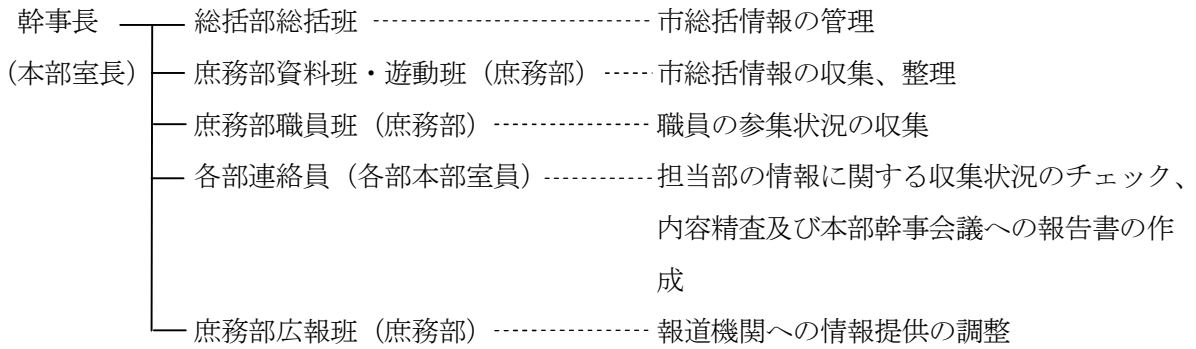
(7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報

急傾斜地崩壊危険区域の定めに準ずる。

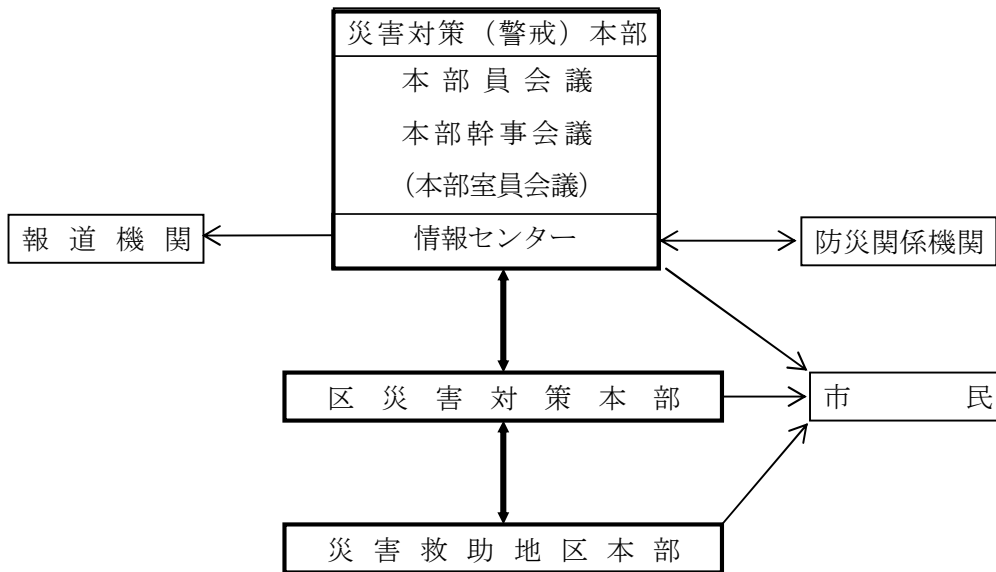
第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設

災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎8階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、各部連絡員（本部室員）を通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。

1 情報センターの運営



2 情報センターの位置づけ



第3 被害情報、対策情報の収集伝達

災害時において、情報センターを中心に展開される複雑多岐な各種の情報連絡活動を分類整理し、情報の種別ごとに、その収集・伝達等の連絡方法を定める。

1 被害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の区分及び収集担当

被害情報等の収集・伝達は、原則として、次表の区分に基づき各担当部が行う。ただし、区本部は、担当する被害等の情報のほか、各部が収集する区内の被害情報等を総合的に把握する。

なお、各部・区本部は、自己以外の部・区本部が収集する被害情報等を入手した場合には、速やかに担当部へ伝達する。

(人、建物の被害)

情報の区分		情報の内容	担当部
人的被害		死者、行方不明者、負傷者（重傷、軽傷）	区本部 ※
住家被害		全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水	区本部 ※ （総括部）
非住家被害	公共建物	全壊（焼）、半壊（焼）	所管部、区本部、（総括部）
	その他	全壊（焼）、半壊（焼）	区本部 ※、（総括部）
住民り災状況		り災世帯数、り災者数	区本部

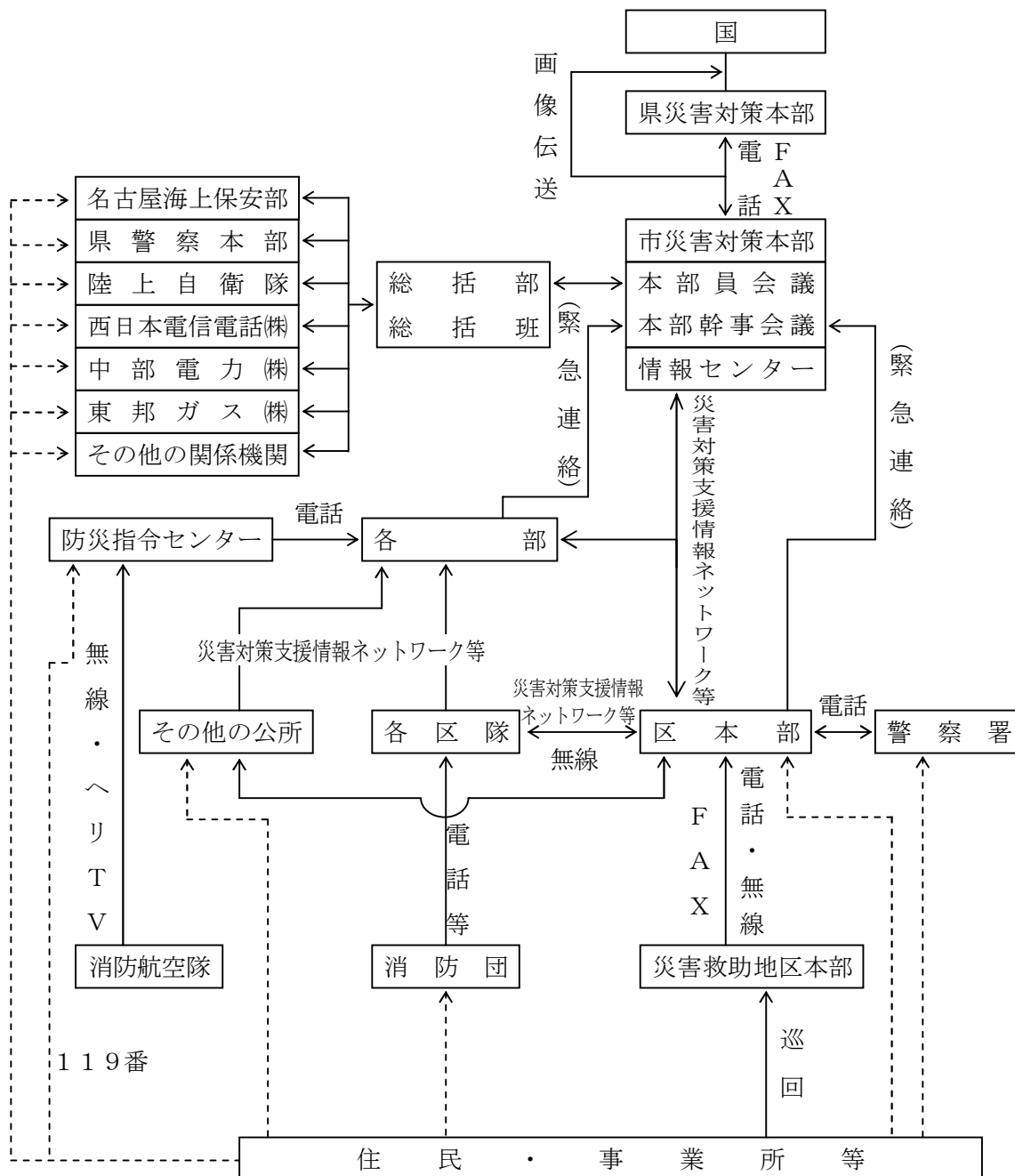
(注) 担当部の欄中（ ）書きの部にあつては、情報の内容欄中（ ）書きを行うことを示す。

※ 担当部以外の部が被害情報等を入手した場合には災害対策支援情報ネットワークシステムに情報入力するとともに、その旨を担当部に伝達する。

(部門別の情報)

情報の区分		情報の内容	担当部
土木関係情報		道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池	緑政土木部
病院関係情報		市立病院	病院部
教育関係情報		市立学校等、社会教育施設、文化財施設	学校部
民生関係情報		社会福祉施設	健康福祉部
市営住宅関係情報		市営住宅、附帯施設	住宅都市部
水道関係情報		水道施設、工業用水道施設	上下水道部
下水道関係情報		下水道施設	上下水道部
交通関係情報		市バス・地下鉄関係施設	交通部
公園関係情報		公園、街路樹、街園	緑政土木部
危険物関係情報		危険物施設	総括部
商工業関係情報		商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具等	市民経済部
農業関係情報		農地、農業用施設、農作物、畜産物等	緑政土木部
その他の情報	上記以外の所管施設		所管部
	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設		総括部

(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段



- * 災害対策本部内における情報の共有化については、原則、災害対策支援情報ネットワークシステムによることとし、その補完として電話及びFAXを活用する。
- * 有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。
- * -----は、住民、事業所等からの通報を示す。

(3) 被害情報等の収集・報告の方法

ア 被害情報の収集・報告内容は、災害規模に比例し増大する。このため被害判定基準（別表3-4-1）に基づく被害情報の収集・報告は、災害規模に応じ、非常配備の種別ごとに次のように行うものとする。

イ 収集の方法

(ア) 収集内容

配備の種別に関わらず、全被害情報とする。

(イ) 当日の報告内容

a 第1・第2非常配備

全被害情報とする。

b 第3・第4非常配備

死者、行方不明者、負傷者（重傷）、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

(ウ) 確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定報告を消防長に提出する。

ウ 報告の方法

(ア) 報告先

各部・区本部からの報告先は情報センターとする。

ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、総括部総括班経由とする）。

報告手段は、原則として、災害対策支援情報ネットワークとする。ただし、必要に応じて各部は情報連絡員（伝令）、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。

(イ) 報告の様式（情報連絡員（伝令）・ファクシミリの場合）

a 区本部の場合 — 別記様式3-4-0~5による。

b 部の場合 —— 別記様式3-4-0、3-4-4、3-4-5による。また各部ごとに、担当する被害に応じて、集計様式を作成する。

エ 県災害対策本部への報告

総括部総括班は、庶務部資料班が取りまとめた被害情報を速やかに県災害対策本部に報告する。報告窓口は、県本部が設置されたときは県本部情報部方面班に、県本部が設置されていないときは県防災局災害対策課とする。

（報告又は伝達を要する場合）

- ・ 県災害対策本部が設置されたとき
- ・ 市災害対策本部が設置されたとき
- ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき

オ 被害写真の撮影

被害状況の確認、報告、記録のため、各部・区本部は被害写真の撮影に努めるものとする。

また、記録映画の作成に努める。

2 対策情報の収集・伝達

応急対策の実施上必要な各種の報告、依頼、要請等の情報の伝達方法、手段、系統等について定める。区本部はその管内の対策情報を総合的に把握する。

(1) 対策情報の種類

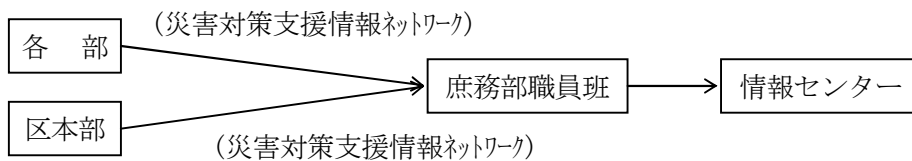
- ア 職員参集状況の報告
- イ 住民避難状況の報告
- ウ 車両、資機材等の調達依頼
- エ 職員の応援要請
- オ 自衛隊の派遣要請
- カ 応急対策の実施要請
- キ 応急対策の実施状況の報告
- ク その他応急対策上必要な事項

(2) 対策情報の伝達方法

ア 職員参集状況の報告

職員参集状況は、毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、別記様式3-4-6によりファクシミリにて伝達する。

(伝達系統)



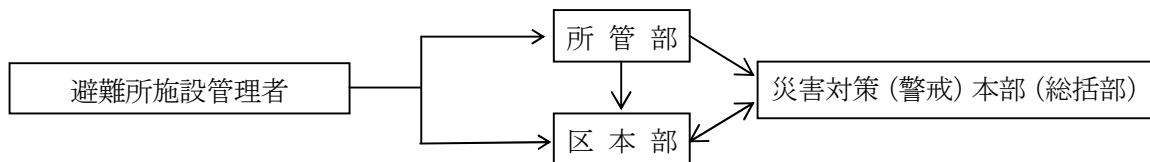
※関連事項は「第1節 初動活動体制」を参照

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、別記様式3-4-6によりファクシミリにて伝達する。

イ 住民避難状況の報告

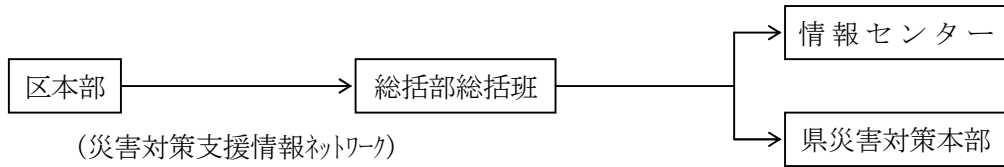
(ア) 避難所開設指示以前における避難所施設の情報

住民が自発的に避難所施設に避難した場合における避難所施設情報の伝達系統は次のとおりとする。



(イ) 避難所開設指示後における避難所施設の情報

区本部は、避難所施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部総括班へ報告する。

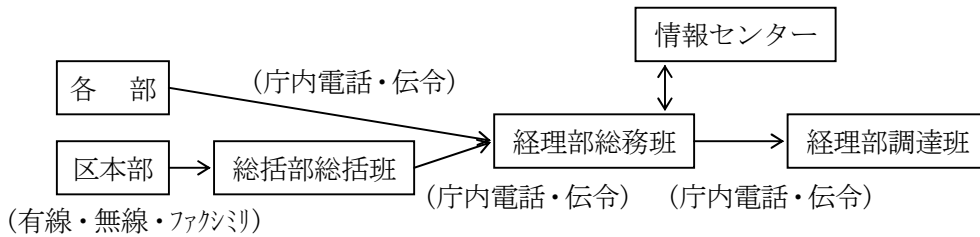


ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、別記様式3-4-7によりファクシミリにて伝達する。

ウ 車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して調達依頼を行う。

(伝達系統)

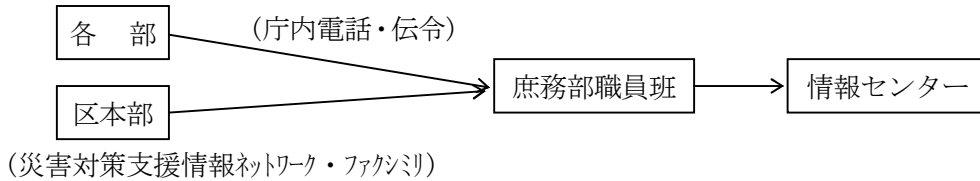


※関連事項は「第12節 輸送・道路等応急対策」参照

エ 職員の応援要請

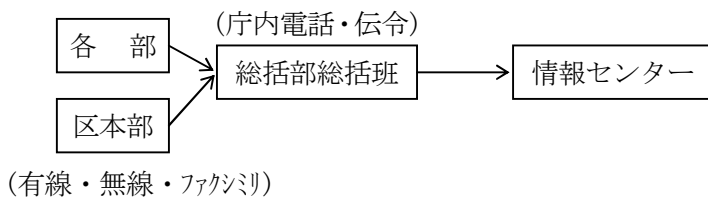
他の部又は区本部の職員の応援を必要とする場合は、庶務部職員班に対し、災害対策支援情報ネットワークにて職員の応援要請を行う。(ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には様式3-3-1によりファクシミリにて庶務部長あてに要請する。)

(伝達系統)



オ 自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部総括班に対し、派遣要請依頼を行う。(総括部長あて様式3-7-1(3-7-2)を提出する。)



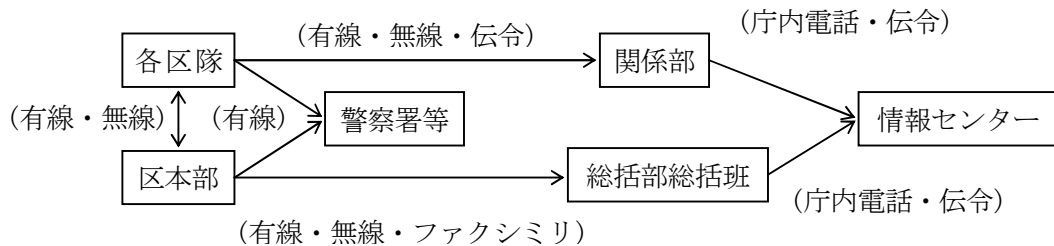
※関連事項は「第7節 応援要請」を参照

カ 応急対策の実施要請

各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は総括部総括班を経由する。

なお、区本部、各区隊、警察署、その他防災関係機関の出先等の間においては、各相互間で直接実施要請を行い、事後、本部幹事会議にその旨報告する。

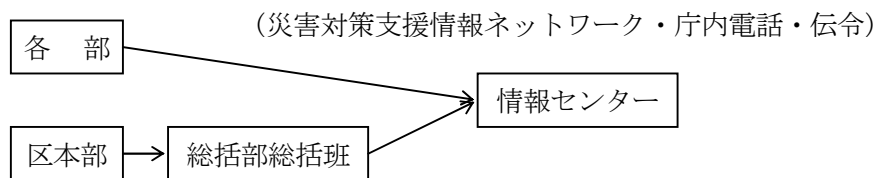
(伝達系統)



キ 応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは災害対策支援情報ネットワークにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は総括部総括班を経由する。

(伝達系統)



(災害対策支援情報ネットワーク)

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、各被害情報報告様式3-4-1~5により、ファクシミリに伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、区本部より直接本部幹事会議へ報告する。

ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については総括部総括班へそれぞれ報告する。

第4 通信連絡手段の確保及び活用

災害時の通信手段は、前項までに定めた他、次のとおり確保し、関係機関への通信に努める。

1 無線電話

(1) 無線電話の統制

ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、総括部指令センター班が行う。

イ 消防無線、上下水道無線の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。

ウ 各無線電話の通信系統図は、附属資料編 233 ページ参照。

(2) 無線機能の確保

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、附属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し、機能維持に努める。

2 情報連絡員（伝令）の派遣

有線電話が途絶し、無線電話のない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜、情報連絡員を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼

災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。

4 通信施設の応急復旧

各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、西日本電信電話株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。

(資料)

・ 気象・水象に関する予警報	(附属資料編 239 ページ)
・ 雨量観測所	(附属資料編 98 ページ)
・ 水位観測所	(附属資料編 99 ページ)
・ 重要水防箇所	(附属資料編 25 ページ)
・ 水防注意箇所（ため池）	(附属資料編 42 ページ)
・ 河川等の巡視箇所一覧表	(附属資料編 244 ページ)
・ ため池の巡視箇所一覧表	(附属資料編 245 ページ)
・ 急傾斜地崩壊危険区域	(附属資料編 44 ページ)
・ がけ崩れ注意箇所	(附属資料編 45 ページ)
・ 無線通信系統図	(附属資料編 234 ページ)

◎別表3-4-1 被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	住家全壊(全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により、損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊(半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	

被害区分		判定基準	
住家の被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹本等のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河川	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	堤防の決壊	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。	
	水があふれる	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。	
その他	堤防の決壊や水があふれる状態にはないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。		
港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。		
砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		

被害区分		判定基準
その他	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
火災発生	（火災）	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。

被害区分		判定基準
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。		
公共施設被害 市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

◎様式 3-4-0

被害情報集計報告書

報告日時 □ 月 □ 日 □ 時 □ 分 □ 区本部

※本報告書は、事案発生以降毎時 30 分に報告する。ただし、数値に変動がない場合を除く。
 ※「住民り災状況」には「住家被害」の全壊、半壊、床上浸水の数を合計したものを記入する。

住民り災状況			
り災世帯数		り災者数	
世帯		人	
人的被害			
死者	行方不明者	負傷者(重傷)	負傷者(軽傷)
人	人	人	人
住家被害			
	棟数	世帯数	人員
全壊	棟	世帯	人
半壊	棟	世帯	人
一部破損	棟	世帯	人
床上浸水	棟	世帯	人
床下浸水	棟	世帯	人
非住家被害			
	棟数		
全壊	棟		
半壊	棟		
一部破損	棟		
床上浸水	棟		
床下浸水	棟		

報告先 庶務部資料班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-1

人的被害情報報告書

報告番号 — 区本部

※同一事案で2報目以降の報告は、先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。
 ※点線枠内に内容事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

報告日時(和暦)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> </tr> </table>		年		月		日	時		分	
	年		月		日	時		分			
発生日時(和暦)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> </tr> </table>		年		月		日	時		分	
	年		月		日	時		分			
発生場所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 80%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		区								
	区										
学区	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 90%; text-align: center;">学区</td> </tr> </table>		学区								
	学区										
原因											
被害程度(選択)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">死亡</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不明</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">重傷</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">軽傷</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	死亡		不明		重傷		軽傷			
死亡		不明		重傷		軽傷					
被害者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">カナ名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">姓</td> <td style="width: 40%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 30%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: center;">姓</td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	カナ名	姓		名		氏名	姓		名	
	カナ名	姓		名							
	氏名	姓		名							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> </table>		年		月		日				
		年		月		日					
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">歳</td> </tr> </table>		歳								
		歳									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">性別(選択)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">男性</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">女性</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不明</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">未選択</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	性別(選択)	男性		女性		不明		未選択			
性別(選択)	男性		女性		不明		未選択				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">市内</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 70%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市外</td> <td colspan="3" style="border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	住所	市内		区			市外				
住所	市内		区								
	市外										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		—		—							
	—		—								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">收容先</td> <td style="width: 80%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	收容先		無								
收容先		無									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住所市町村への 伝達状況(選択)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不要</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">未</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">済</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 死亡、重傷の場合に限り伝達が必要</p>	住所市町村への 伝達状況(選択)	不要		未		済					
住所市町村への 伝達状況(選択)	不要		未		済						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特記事項</td> <td style="width: 90%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [応急対策の実施状況を併せて記入] </td> </tr> </table>	特記事項	[応急対策の実施状況を併せて記入]									
特記事項	[応急対策の実施状況を併せて記入]										

報告先 庶務部資料班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-2

住家被害情報報告書

報告番号 - 区本部

※同一事案で2報日以降の報告は、先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。
 ※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。
 ※世帯数が複数ある場合は、様式3-4-2（別紙）に世帯主を記載し報告すること。
 ※別紙を含め、本様式が複数枚に及ぶ場合は、ページ数を余白に記載すること。

報告日時 (和暦)		年		月		日		時		分	
発生場所	区										
学区	学区										
被害程度 (選択)	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水						
被害判定区分 (選択)	第1次 判定	第2次 判定	第3次 判定								
棟数	棟										
世帯数	世帯										
人員	人										
世帯主	カナ名	姓						名			
	氏名	姓						名			
	生年月日 (和暦)	年	月			日					
	年齢	歳									
	性別 (選択)	男性	女性	不明	未選択						
	続柄										
	電話	- -									
	世帯人数	人									
特記事項											

報告先 庶務部資料班 ファックス (内) 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-2(別紙)

報告番号 区本部

世帯主	カナ名	姓					名	
	氏名	姓					名	
	生年月日(和暦)		年		月		日	
	年齢		歳					
	性別(選択)	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>	不明 <input type="checkbox"/>	未選択 <input type="checkbox"/>			
	続柄							
	電話		-			-		
	世帯人数		人					
世帯主	カナ名	姓					名	
	氏名	姓					名	
	生年月日(和暦)		年		月		日	
	年齢		歳					
	性別(選択)	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>	不明 <input type="checkbox"/>	未選択 <input type="checkbox"/>			
	続柄							
	電話		-			-		
	世帯人数		人					
世帯主	カナ名	姓					名	
	氏名	姓					名	
	生年月日(和暦)		年		月		日	
	年齢		歳					
	性別(選択)	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>	不明 <input type="checkbox"/>	未選択 <input type="checkbox"/>			
	続柄							
	電話		-			-		
	世帯人数		人					
世帯主	カナ名	姓					名	
	氏名	姓					名	
	生年月日(和暦)		年		月		日	
	年齢		歳					
	性別(選択)	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>	不明 <input type="checkbox"/>	未選択 <input type="checkbox"/>			
	続柄							
	電話		-			-		
	世帯人数		人					

※ページ数を余白に記入すること。

◎様式 3-4-3

非住家被害(その他)情報報告書

報告番号

-

区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。

※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

報告日時(和暦)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> </tr> </table>		年		月		日		時		分										
	年		月		日		時		分												
発生場所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 80%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		区																		
	区																				
学区	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 90%; text-align: center;">学区</td> </tr> </table>		学区																		
	学区																				
被害程度(選択)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">全壊</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">半壊</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一部 破損</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">床上 浸水</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">床下 浸水</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	全壊		半壊		一部 破損		床上 浸水		床下 浸水											
全壊		半壊		一部 破損		床上 浸水		床下 浸水													
会社名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 90%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>																				
棟数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">棟</td> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		棟																		
	棟																				
関係者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">カナ名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">姓</td> <td style="width: 45%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 30%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	カナ名	姓		名																
	カナ名	姓		名																	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">姓</td> <td style="width: 45%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 30%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	氏名	姓		名																
	氏名	姓		名																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">市内</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 55%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	住所	市内		区																	
住所	市内		区																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">電話</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">市外</td> <td style="width: 85%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	電話	市外																			
電話	市外																				
特記事項	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">[応急対策の実施状況も併せて記入]</td> </tr> </table>		-		-							[応急対策の実施状況も併せて記入]									
	-		-																		
[応急対策の実施状況も併せて記入]																					

報告先 庶務部資料班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-4

公共施設被害情報報告書

報告番号

部・区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。
 ※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

報告日時(和暦)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> </tr> </table>		年		月		日		時		分																				
	年		月		日		時		分																						
発生場所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 80%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		区																												
	区																														
学区	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">学区</td> <td style="width: 80%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		学区																												
	学区																														
被害区分(選択)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">清掃 施設</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">病院 施設</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">公立 文教施設</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">農林 水産施設</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">公共 土木施設</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">その 他</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	清掃 施設		病院 施設		公立 文教施設		農林 水産施設		公共 土木施設		その 他																			
清掃 施設		病院 施設		公立 文教施設		農林 水産施設																									
公共 土木施設		その 他																													
被害程度(選択)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">全壊</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">半壊</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">一部 損壊</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">床上 浸水</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">床下 浸水</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">道路 (損壊)</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">道路 (冠水)</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">道路 (通行不能)</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">橋りょう</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">河川 (破堤)</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">河川 (越水)</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">河川 (その他(法面崩壊等))</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black; text-align: center;">下水道</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	全壊		半壊		一部 損壊		床上 浸水		床下 浸水		道路 (損壊)		道路 (冠水)		道路 (通行不能)		橋りょう				河川 (破堤)		河川 (越水)		河川 (その他(法面崩壊等))				下水道	
全壊		半壊		一部 損壊		床上 浸水		床下 浸水																							
道路 (損壊)		道路 (冠水)		道路 (通行不能)		橋りょう																									
河川 (破堤)		河川 (越水)		河川 (その他(法面崩壊等))				下水道																							
棟数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">棟</td> <td style="width: 80%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		棟																												
	棟																														
施設名称	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 90%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>																														
所管(報告)部	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">部</td> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		部																												
	部																														
被害概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 90%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>																														
被害額(査定済額)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千円</td> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>		千円																												
	千円																														
特記事項	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 90%; border: 1px dashed black;"> [応急対策の実施状況も併せて記入] </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	[応急対策の実施状況も併せて記入]																													
[応急対策の実施状況も併せて記入]																															

報告先 庶務部資料班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-5

その他被害情報報告書

報告番号

-

部・区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。
 ※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

報告日時(和暦)		年		月		日		時		分
発生場所	区									
学区	学区									
被害区分 規模	田 (流失・埋没)	ha	田(冠水)	ha						
	畑 (流失・埋没)	ha	畑(冠水)	ha						
	崖くずれ	か所	地すべり	ha						
	鉄道不通	か所	水道	戸						
	ブロック塀等	か所	その他(農業)	千円						
	その他(林業)	千円	その他(畜産)	千円						
	その他(水産)	千円	その他(商工)	千円						
	その他(その他)	千円								
施設名称										
所管(報告)部	部									
被害概要										
特記事項	[応急対策の実施状況を併せて記入]									

報告先 庶務部資料班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-6

職員参集情報報告書

報告番号 部・区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。
 ※点数内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

報告日時(和暦)	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分
配備種別(選択)	第1 <input type="text"/> 第2 <input type="text"/> 第3 <input type="text"/> 第4 <input type="text"/>
完了/未完了	完了 <input type="text"/> 未完了 <input type="text"/>
計画職員数	<input type="text"/> 人
参集職員数	<input type="text"/> 人
備考	【 部長・区本部長 登庁時間】 月 日 時 分
	【 副部長・区副本部長 登庁時間】 月 日 時 分
	【 本部幹事 登庁時間】 月 日 時 分

報告先 庶務部職員班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式3-4-7

避難者発生情報報告書

報告日時 月 日 時 分 区本部

※同一災害で本様式が複数枚に及ぶ場合はページ数を余白に明記して報告し、合計は先頭ページに記入すること。

※事前指定の有無については、どちらかに必ず○を記入すること。

※避難種別は、自＝自主避難、勸＝避難勧告、指＝避難指示とし、いずれかに必ず○を記入すること。

※本報告書は、避難所が開設されて以降、閉鎖されるまで毎時30分に報告する。ただし、数値に変更がない場合を除く。

学区名	避難所名称	事前指定の有無		開設時刻 (24時間表示)	閉鎖時刻 (24時間表示)	避難世帯数	避難者数	避難種別		
		有	無					自	勸	指
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					
				:	:					

合 計										
学区数計	避難所数計	事前指定の有無数計		避難世帯数計	避難者数計	避難種別計				
		有	無			自	勸	指		

※学区数計、避難所数計、事前指定の有無数計、避難種別計は件数を数字で記入する。

(同じ学区内で複数の避難所が開設されていても学区数としては1となる。)

※避難世帯数、避難者数は合計数を記入する。

※事前指定の有無は地域防災計画に掲載済みのものを有とし、未掲載のものを無とする。

報告先 庶務部資料班 FAX 庁内電話 4849 NTT 962-4030 防災行政無線 861-6090

◎様式2

災害発生直後の状況

原因				発生日時				
発生場所		市・郡		区・町・村				
受発信時刻		月 日		時 分				
発信機関				発信者				
発信機関				発信者				
区分		被害		区分		被害		
						被害程度及び応急対策状況(経過)		
人的被害	死者	人		その他	鉄道不通	か所		
	行方不明者	人			水道	戸		
	負傷者	重傷者	人			電話	回線	
		軽傷者	人			電気	戸	
住家被害	全壊		棟		災害対策本部設置状況	設置		
			世帯			廃止		
	半壊		棟		避難の勧告指示等の状況	地区		
			世帯			人		
			人		要請事項			
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
		人						
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
その他	運路	損壊	か所					
		冠水	所					
		(運行不能)	か所					
	橋りょう	か所						
	河川	破堤	か所					
		越水	か所					
		その他法面等損壊	か所					
	砂防	か所						
	崖くずれ	か所						
	地すべり	か所						
土石流	か所							

第5節 広報・広聴活動

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報・広聴活動は非常に重要なことである。

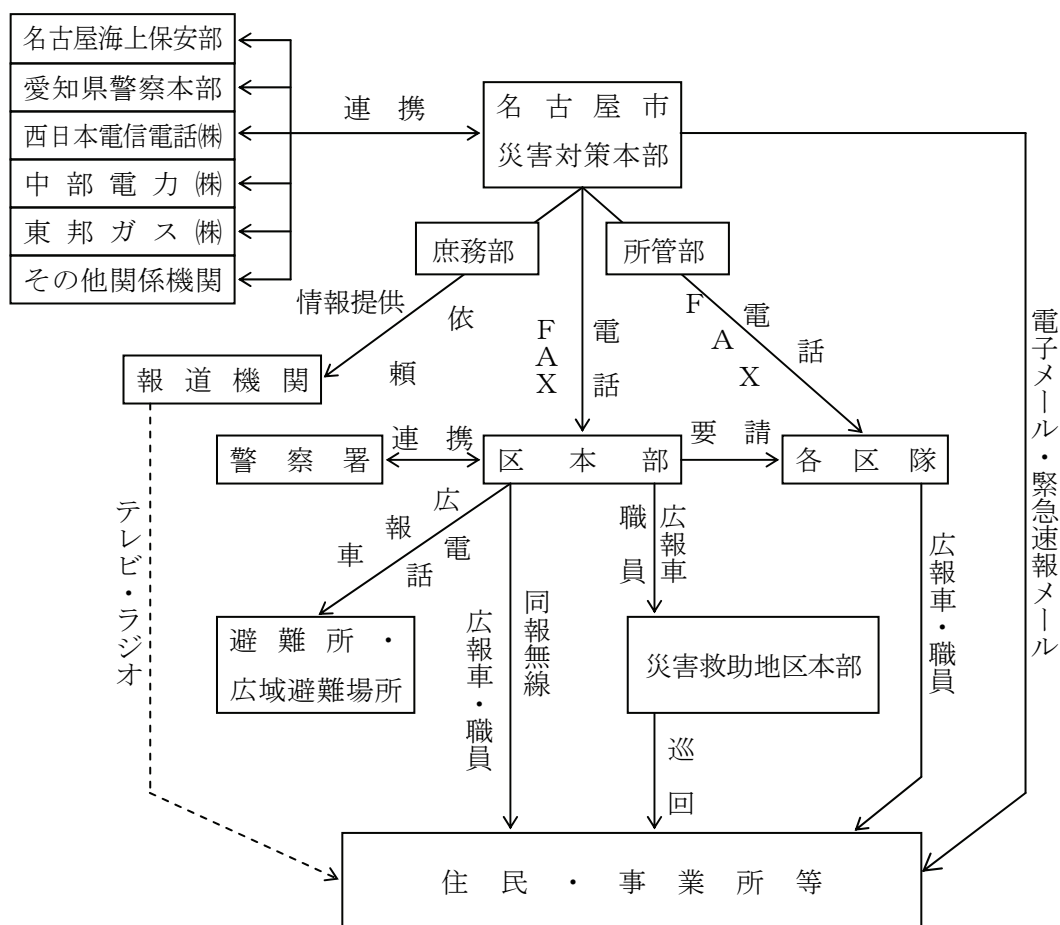
このため、被害状況、応急対策の実施状況等について、報道機関の協力を得ながら市民に対し迅速かつ的確に広報するとともに、応急対策・復旧対策に市民の意見等を反映させるため広聴活動を実施する。

第1 広報活動

1 広報事項

- (1) 災害の発生状況
- (2) 津波、洪水等に関する情報
- (3) 災害応急措置の実施状況
- (4) 避難の準備、勧告、指示
- (5) 家庭において実施すべき防災対策と心得
- (6) 市内の被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- (7) 生活関連情報
 - ア 電気、ガス、水道の状況
 - イ 食料、生活必需品等の供給状況
- (8) 道路交通状況
- (9) 市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況
- (10) 医療機関の活動状況
- (11) 通信施設の復旧状況
- (12) 自主防災組織等地域防災ボランティア組織への協力依頼
- (13) その他必要な事項

2 災害発生直後の広報事項の伝達系統



3 広報の方法

(1) 広報車、同報無線等による広報

区本部及び関係部は、広報車、同報無線等を利用して、必要な地域へ広報を実施するとともに、職員による広報、災害救助地区本部委員による地域巡回、個別訪問等を行う。

(2) 報道機関との連携

ア 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、総括部は、庶務部の協力を得て、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

イ 報道機関への情報提供等

(ア) 総括部は、災害発生直後において、第1報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。

(イ) 庶務部は、大規模な災害が発生すると予測される場合に、災害対策本部情報センター（以下「情報センター」という）と連携して報道機関への情報提供を総括的に行う。

(ウ) 各部・区本部に関する情報提供や取材については、原則として市災害対策本部にて対応することとし、各部・区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターに報告を行う。

(3) インターネットの活用

情報センターは、インターネットを活用し、災害に関する情報の広報を行う。

(4) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用

中部電力株式会社が運営する登録型メール配信サービスである「きずなネット防災情報」を活用して、広報事項の配信を行う。

(5) 緊急速報メールの活用

緊急情報配信サービスである、NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI及びソフトバンクの「緊急速報メール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項の配信を行う。

(6) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成

広報紙による広報は、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、有効であることから、庶務部は、印刷業者等の協力を得ながら迅速に臨時の広報紙を発行する。

また、各部・区本部は、必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

(7) 市政PR番組等の利用

庶務部は、市の提供する市政PRテレビ・ラジオ番組等を積極的に利用し、必要な広報を行う。

4 災害時要援護者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシにより情報提供を行うとともに、手話通訳、文字情報を取り入れたテレビ報道を要請する。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての情報提供を要請するとともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国人への情報提供は、庶務部が（公財）名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣、英語をはじめとする多言語による広報紙やチラシの配布により情報提供を行う。

また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオでの英語をはじめとする多言語による放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

第2 広聴活動

市民経済部及び区本部は、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、原則、災害対策本部設置後、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関、さらには専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

1 被災相談窓口の設置

市民経済部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。

この場合、市民経済部は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。

2 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

(資料)

・災害時の放送に関する協定

(附属資料編 486 ページ)

・区別広報車保有状況

(附属資料編 288 ページ)

第6節 災害救助法の適用

本市の区域内で一定規模以上の災害が発生した場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助が行われる。

第1 適用基準

災害救助法は、市、区、町、村の区域を単位として、住家の滅失した世帯数が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にある場合に適用される。本市における適用基準は、下表のとおりである。

(1) 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）

区 分	人 口 〔平成22年〕 〔国勢調査〕	1号適用 〔市内の被〕 〔害世帯数〕	2号適用 〔県下の被害世帯〕 〔2,500以上の時〕	3号適用	4号適用
全 市	人 2,263,894	世帯 150	世帯 75	(前段) 県下の被害世帯数が12,000以上、かつ本市内の被害世帯が多数である場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合など
千種区	160,015	100	50	(後段) 被害が隔離した地域に発生したものである等	
東 区	73,272	80	40	災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある	
北 区	165,785	100	50	場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合	
西 区	144,995	100	50		
中村区	136,164	100	50		
中 区	78,353	80	40		
昭和区	105,536	100	50		
瑞穂区	105,061	100	50		
熱田区	64,719	80	40		
中川区	221,521	100	50		
港 区	149,215	100	50		
南 区	141,310	100	50		
守山区	168,551	100	50		
緑 区	229,592	100	50		
名東区	161,012	100	50		
天白区	158,793	100	50		

(注) 本市においては、区を単位として適用することもできる。

(2) 被害世帯数の算定

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一様ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（昭和43年6月14日付結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知、第3節情報連絡活動被害判定基準参照）に基づき、被害世帯数を算定する。

なお、その算定にあたっては、

- ア 全壊、全焼及び流失 → 1世帯
 - イ 半壊、半焼 → 1/2世帯
 - ウ 床上浸水、土砂竹木の堆積による一時的居住不能 → 1/3世帯
- として換算し、算定する。

第2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間（一般基準）は、厚生労働大臣が定める基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に従い、県知事が定めることとなっている（昭和40年10月29日愛知県規則第60号）。

また、この基準では適切な救助を行うことが困難な場合は、県知事が厚生労働大臣と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置
- (2) 食品、飲料水の給与
- (3) 被服、寝具等の給与
- (4) 医療、助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 住居またはその周辺の土石等の障害物の除去

第3 救助の実施

災害救助法による救助は、国の責任で行われるが、その実施については都道府県知事の法定受託事務とされている。

市町村長はその補助機関としての役割をもつ。そして、都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。

災害発生から救助の実施に至るまでの事務は下記のようなになる。

- (1) 被害状況の把握「庶務部がとりまとめる被害情報（第3章第4節 情報連絡活動）による。」
- (2) 適用要請「市長（本部員会議で協議・決定）→県知事」
- (3) 適用通知「県知事→市長」
- (4) 救助・権限の委任通知「県知事→市長」
- (5) 救助の実施

救助の実施については種類に応じて関係各が行い、適用要請及び救助終了後の国庫精算については健康福祉部が行うものとする。救助の内容等については本部員会議等において十分協議し、適正な救助の実施を図るものとする。

（資料）

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）
- （附属資料編 389 ページ）

第7節 応援要請

災害が発生した場合において、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請について定める。

第1 他の地方公共団体等への応援要請

応急対策を実施するうえで、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長（本部長）は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

1 応援要請の種類

(1) 法令に基づく要請

要請先 根拠	消防庁長官	指定地方行政 機関の長	知事	市町村長等
災害対策基本法	—————	・職員の派遣要請 (29条2項)	・指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣のあつせん要請 (30条1項) ・他の地方公共団体の職員の派遣のあつせん要請 (30条2項) ・応援の要求及び応急措置の実施要請 (68条)	・応援の要求 (67条)
地方自治法	—————	—————	・職員の派遣要請 (252条の17)	・職員の派遣要請 (252条の17)
消防組 織法	・消防の応援要請 (44条) (県知事を通じ) 〈緊急消防援助隊〉	—————	—————	—————

(2) 協定、覚書に基づく要請

名 称	締結団体・機関	所管局
災害時等の応援に関する協定書	中部9県1市	消 防 局
20大都市災害時相互応援に関する協定	東京都及び19政令都市	
消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合	
愛知県内広域消防相互応援協定	県内29市町11消防一部事務組合1広域連合	
五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市	
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市	
県道名古屋半田線（知多半島道路に限る。）における消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合	
愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁	
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	県下88市町村及び27事務組合	環 境 局
20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び19政令都市	健康福祉局
20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び19政令都市	
災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県下22市町村及び9事務組合	
大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	県警交通部長及び緑政土木局長	緑政土木局
中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	中部地方整備局及び中部5県3市	
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者	上下水道局
18大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び17政令都市	
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	

市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

(1) 各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等

の応援が必要と認められる場合

- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

【緊急消防援助隊】

市長(本部長)は、被災状況等から名古屋市消防局の消防力及び県内広域消防相互応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときには、速やかに県知事に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

ただし、速やかに県知事と緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡が取れないときは、直接、総務省消防庁長官に対して要請する。

3 応援要請の方法

- (1) 市長(本部長)は、本部員会議の協議に基づき、応援要請を決定する。その実施を本部幹事会議に指示する。
- (2) 総括部総括班は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。

4 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動するものとする。

5 費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

第2 自衛隊に対する派遣要請

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、県知事に対して、部隊の派遣要請を依頼することができ、この場合、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。また、通信等の途絶により、前述の要求ができない場合には、市長は、同条第2項の規定により、自衛隊に通知することができる。なお、同条第1項及び第2項の規定により、自衛隊に通知したときは、同条第3項の規定により、速やかにその旨を県知事に通知する。

1 自衛隊の救援活動の要請範囲

人命救助を最優先とし、災害時の状況に応じて下記の救援活動内容を基準として、要請する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 被災者等の捜索・救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。）

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 派遣要請依頼

(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合

ア 各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式3-7-1）により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ 防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に進言する。

ウ 本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を決定する。

エ 総括部総括班は、災害派遣要請依頼書（様式3-7-1）を県知事（防災局防災課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

オ 総括部総括班は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況に係る自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。

カ 総括部総括班は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。

(2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知する場合

ア 各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式3-7-1）により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ 防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に伺う。

ウ 本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を選定する。

エ 総括部総括班は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を決定する（陸、海、空）。

オ 総括部総括班は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。

カ 総括部総括班は、速やかに、県知事（防災局防災課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。

キ 総括部長は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。

(3) 通知連絡先

通知連絡先は原則、陸上自衛隊第10師団とする。ただし、具体的応援要請の活動内容が、航空機または船舶による輸送、救助等確定している場合は航空、または海上の各自衛隊へ通知するものとする。

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号
陸上自衛隊第10師団	第3部防衛班	(052)-791-2191 内線530
陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊本部第3科	(052)-791-2191 内線461(夜間)477
海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	(0468)-22-3500
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊防衛部	(0568)-76-2191

3 連絡幹部等の受入れ

(1) 自衛隊が災害派遣を実施した場合、連絡調整のため自衛隊から派遣される、無線機を装備した数名による連絡幹部等を受け入れる。

(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎8階災害対策本部室とする。

4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応

(1) 総括部

ア 連絡員を自衛隊の救援活動現地へ派遣する。

イ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、区本部、緑政土木部等の関係部に対し、ヘリポート可能か所の使用に関する指示、調整を行う。

(2) 派遣要請を依頼した部・区本部

ア 派遣部隊を災害現地へ誘導する。

イ 派遣部隊が必要とする資機材等を準備する。

ウ 派遣部隊の宿営施設及び車両等の保管場所を確保する。

エ その他総括部より指示のあった事項

5 費用の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、下記を基準とする。また、負担区分に疑義が生じた場合、その都度協議して決めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊所有以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
- (4) 市町村が管理する有料道路の通行料

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事から要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとしている。

この場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとしている。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとしている。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

7 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式3-7-2）により行うものとする。撤収要請依頼の手続は、派遣要請依頼に準じて行う。

(資料)

・ヘリコプターの地積基準

(附属資料編 326 ページ)

◎様式3-7-1 災害派遣要請依頼書

年 月 日
知 事 あて 〔名古屋市災害対策本部〕 防 災 監 あて
市 長 名 (主管部・区長名)
自衛隊の災害派遣要請依頼について
下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を依頼する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 連絡場所及び連絡職員 活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）
4 その他参考となるべき事項 作業用資材、宿営施設の準備状況等

(注) 各部・区本部が依頼を行う場合は、様式中の（ ）書のものによみかえる。

◎様式3-7-2 撤収要請依頼書

年 月 日
知 事 あて 〔名古屋市災害対策本部〕 〔防 災 監 あて 〕
市 長 名 (主管部長名)
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日 時
2 派遣要請依頼日時 年 月 日 時
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

(注) 各部・区本部が依頼を行う場合は、様式中の()書のものによみかえる。

第8節 水防活動

水防法（昭和24年法律第193号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び愛知県水防計画の趣旨に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、水防における活動体制等について定める。

第1 水防の責任

1 名古屋市の責任

水防の責任は、水防法により市域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第2 水防活動の組織等

気象業務法及び水防法の規定により、本市域にかかる気象予警報、洪水予報又は水防警報が発令されたときから、洪水又は高潮等による危険の解消するまでの間の本市の水防活動の組織等は次のとおりとする。

1 水防活動の組織

水防活動を総合的かつ円滑に実施するため、本市の水防活動の組織は、名古屋市災害対策本部条例及び同運営要綱又は名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところによる。

なお、災害対策本部又は災害警戒本部を設置するに至らない、大雨注意報、洪水注意報発令に係る準備体制の場合は、水防活動に関係の深い消防局、緑政土木局、上下水道局等の通常勤務員等により、情報連絡活動を中心とした次のような水防業務にあたる。

ア 消防局は、気象予警報等の収集及び各局区への伝達、被害情報を始めとする各種情報の収集・取りまとめ等、総括に関する事務を処理する。

また、消防局は、被害状況等により上位の配備種別への移行、防災関係機関との調整・出動要請なども行うこととする。

イ 緑政土木局は、河川水位等に関する情報を収集し消防局へ伝達するとともに、水防活動にかかる技術的指導等に関する事務を処理する。

ウ 上下水道局は、浸水被害を軽減するため、雨量情報等に基づき排水対策に関する事務を処理する。

2 各部・区本部の所掌事務

水防活動を行うための各部（局）・区本部（区）の所掌事務は「名古屋市災害対策本部運営要綱」及び「名古屋市災害警戒本部運営要綱」並びに本章第1節「初動活動体制」に定めるところによる。

なお、緑政土木部においては、河川水位等に関する情報の収集・伝達及び水防活動に係る技術

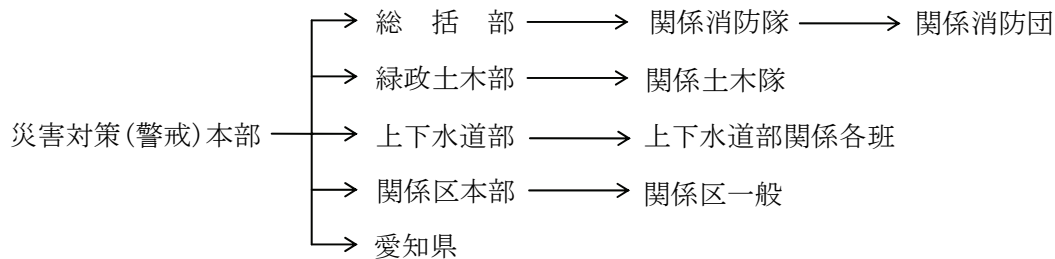
的指導等の事務にあたる。

また、各部（局）・区本部（区）は水防の責任の重大性を自覚し、常に気象・水位の状況等に注意して水防事務を円滑に遂行しなければならない。

第3 通信連絡系統

1 水防活動上必要な連絡体制

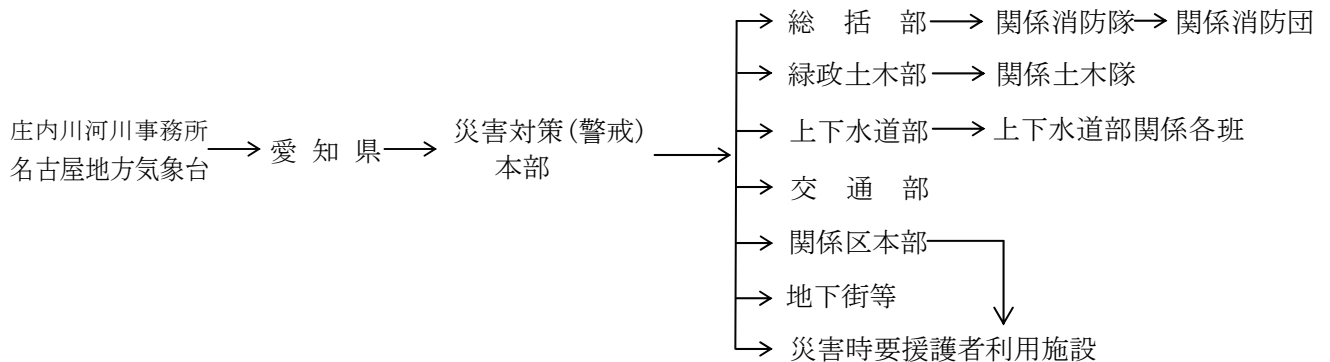
(1) 水防出動並びに水防警戒解除の連絡



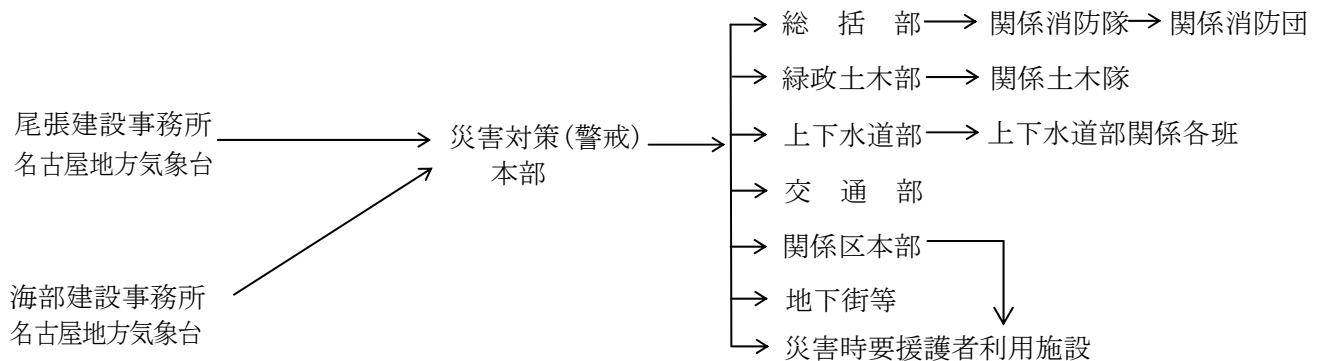
2 洪水予報の連絡

国土交通大臣と気象庁長官より発せられる庄内川洪水予報、又は愛知県知事と気象庁長官より発せられる新川・天白川・日光川洪水予報は次のとおり連絡される。

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報（庄内川・矢田川〔国管理区間〕）



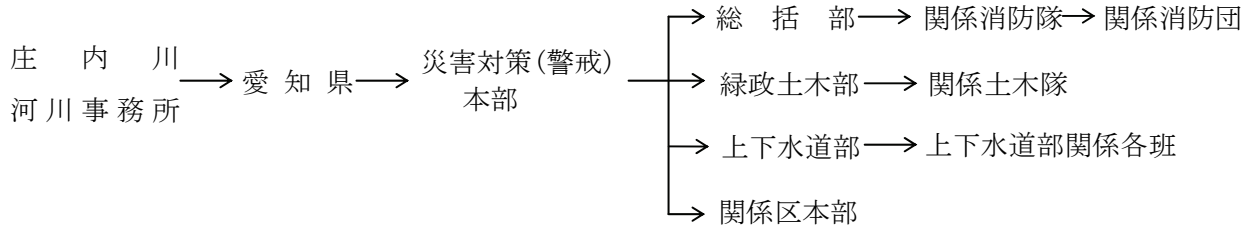
(2) 愛知県知事と気象庁長官が行う洪水予報（新川・天白川・日光川）



3 水防警報の連絡

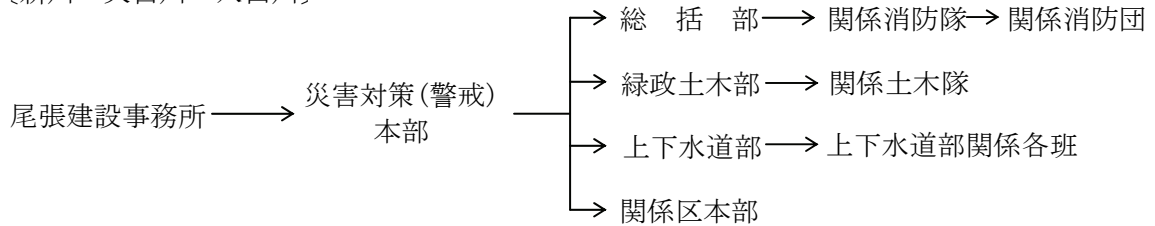
国土交通大臣又は愛知県知事より発せられる水防警報は、次のとおり連絡される。

(1) 国土交通大臣が行う水防警報（庄内川・矢田川・津波水防警報）

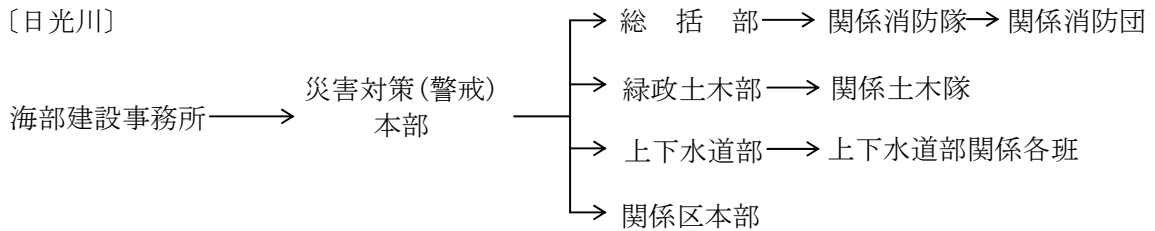


(2) 愛知県知事が行う水防警報（新川・日光川・天白川・八田川・愛知県沿岸）

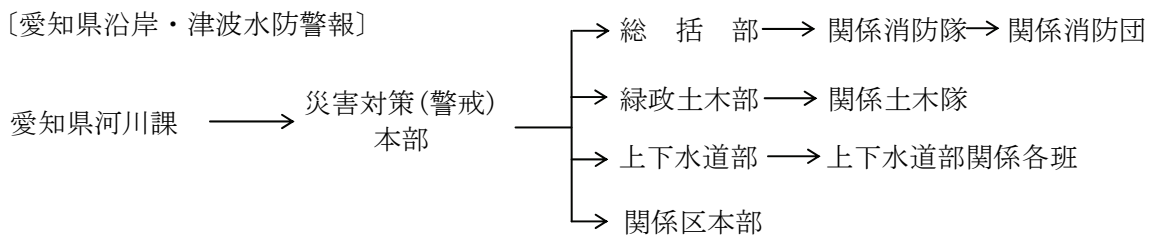
〔新川・天白川・八田川〕



〔日光川〕



〔愛知県沿岸・津波水防警報〕

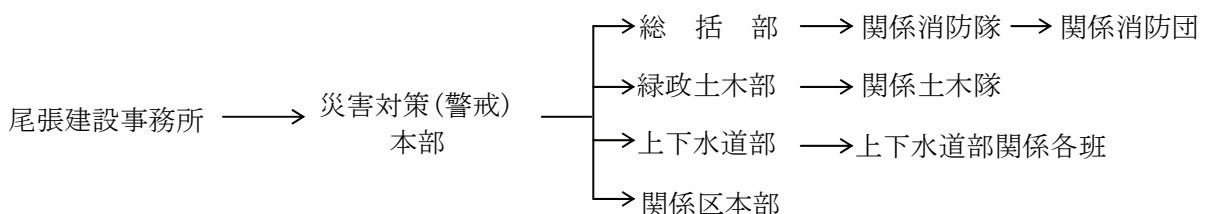


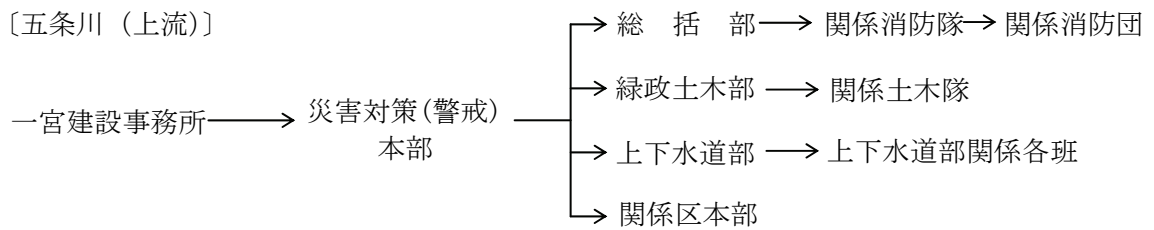
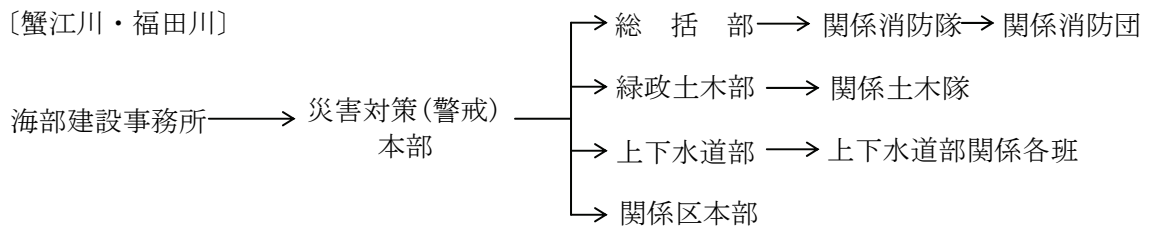
4 特別警戒水位（避難判断水位）の連絡

水位情報周知河川では、特別警戒水位に達すると、次のとおり連絡される。

(1) 県が通知する河川（矢田川(県管理区間)・山崎川・香流川・扇川・八田川・蟹江川・五条川・大山川・福田川)

〔矢田川(県管理区間)・山崎川・香流川・扇川・八田川・五条川(下流)・大山川〕

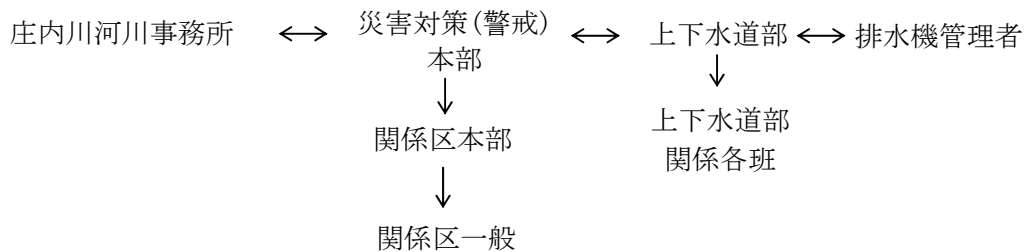




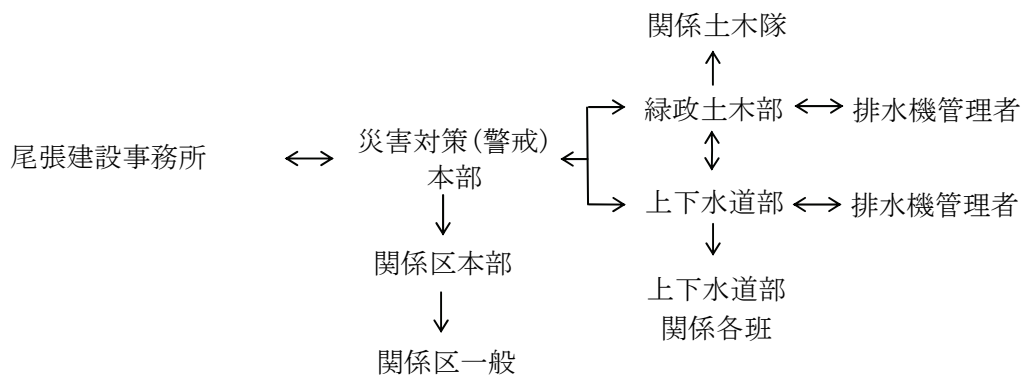
5 排水調整の連絡

排水調整を行う基準観測所において、基準水位に達した場合などの連絡は、次のとおりとする。

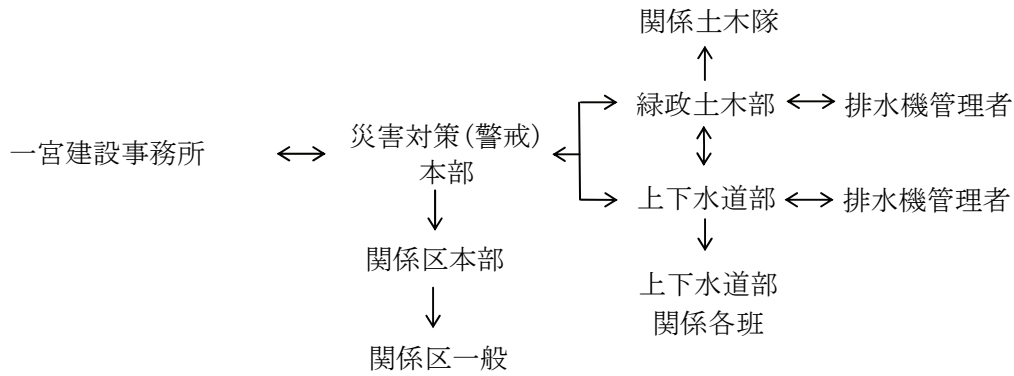
(1) 庄内川・矢田川(直轄管理区間)



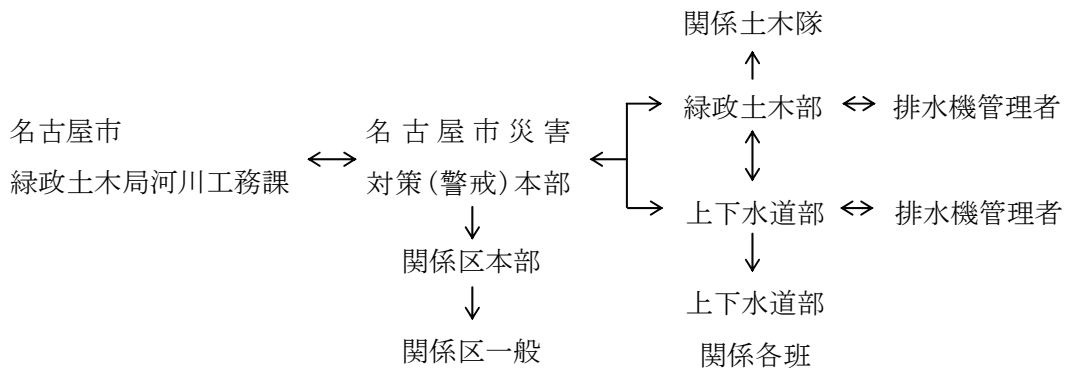
(2) 新川



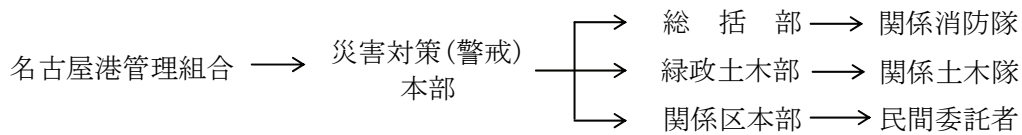
(3) 日光川



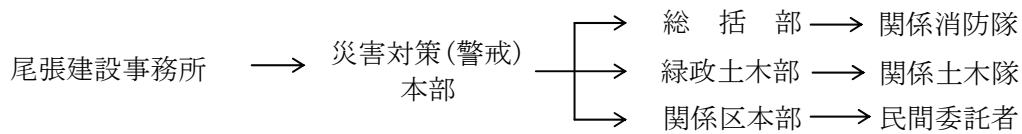
(4) 戸田川



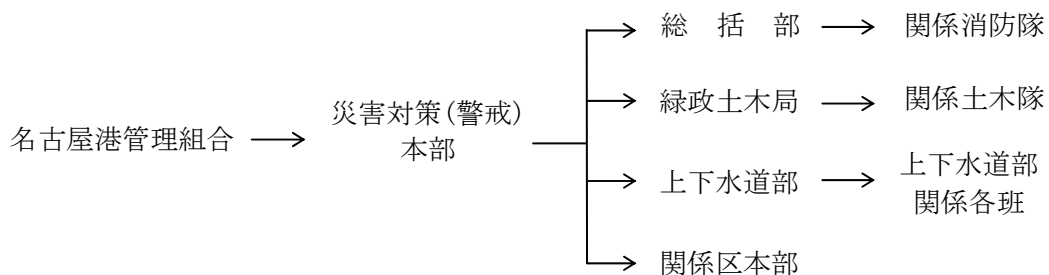
6 防潮壁陸閘の開閉連絡 (海岸線)



7 防潮壁陸閘の開閉連絡 (新川)



8 堀川口防潮水門の開閉連絡



第4 活動内容

1 水位・雨量観測

(1) 水位観測

ア 水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に達した時刻及び減水後、同水位に復したときの時刻を記録する。

イ 水防団待機水位を超えた場合は、必要に応じて観測した水位を記録する。

2 河川・ため池の巡視

(1) 河川等の巡視

消防隊及び土木隊は、水防区域の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に監視し、特に、次の状態に注意のうえ異常を発見した場合は、ただちに連絡するものとする。

注意を要する状態

ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ

イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

エ 堤防の越水状況

オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

(2) ため池の巡視

管理責任者は、ため池の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心とし、(1) 河川等の巡視における注意を要する状態のほか、特に次の状態に注意して、異常を発見した場合は、ただちに連絡しなければならない。

注意を要する状態

ア 取入口の閉塞状況

イ 流域の山崩れの状況

ウ 流入水並びにその浮遊物の状態

エ 余水吐及び放水路付近の状態

オ 重ね池の場合その上部ため池の状態

カ 樋管の漏水による亀裂又は欠け崩れ

3 水防出動等

総括部、緑政土木部、上下水道部、区本部その他関係の部にあつては、水防警報が発せられた場合及びはん濫注意水位に達した場合並びに水防管理者が自ら判断して水防活動を行う必要があると認めた場合は、次の体制をとるものとする。

(1) 準備

次の基準に基づき、総括部及び緑政土木部は、水防活動に備えて資器材の整備点検及び水門等の開閉の準備を指示する。また、職員等が出動する体制をとるとともに、必要に応じて水防

警戒のため出動するものとする。

- ア 洪水予報が発せられた場合又は水防計画に定めるはん濫注意水位に達した場合
- イ 出水により破堤、漏水又は豪雨によりがけ崩れ等のおそれのある場合
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水又は高潮の危険が予想される場合
- エ その他、水防管理者が必要と認めた場合

(2) 出動

ア 国土交通大臣又は愛知県知事から出動水位の通知があった場合には、消防隊及び土木隊は連携して水防警戒のため出動するとともに、適宜その状況を災害対策本部及び区本部等へ報告するものとする。

イ 堤防の漏水、決壊等の危険を覚知した場合、その他水防管理者が必要と認めた場合には、総括部、緑政土木部、上下水道部、区本部その他関係の部は、連携して次の活動を行うものとする。

(ア) 水防警戒出動

- (イ) 住民への避難の勧告・指示
- (ウ) 水防作業・工法の実施
- (エ) 水門・閘門等の開閉
- (オ) 雨水ポンプ所の運転
- (カ) 関係機関等への連絡
- (キ) その他災害の状況に応じた応急活動


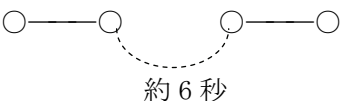
(3) 応援要請

災害の状況により、各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難な場合は、自衛隊を始めとする関係機関、各種団体並びに他の地方公共団体等へ応援を要請するものとする。

4 水防信号及び標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則」(昭和31年愛知県規則第34号)による。

(1) 水防信号

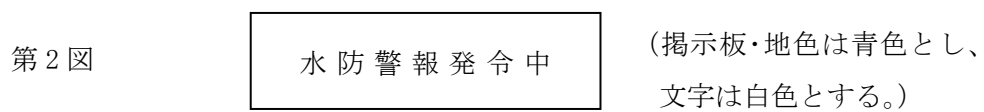
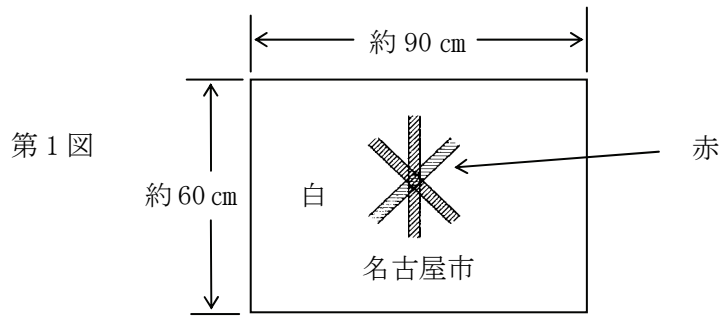
種別	打 鐘 信 号	余いん防止付サイレン信号	摘 要
出 動 信 号	 (3 点)	 約 6 秒	水防団、消防団に属する全員に出動を知らせる。

備考 (1) 信号継続時間は、適宜とする。

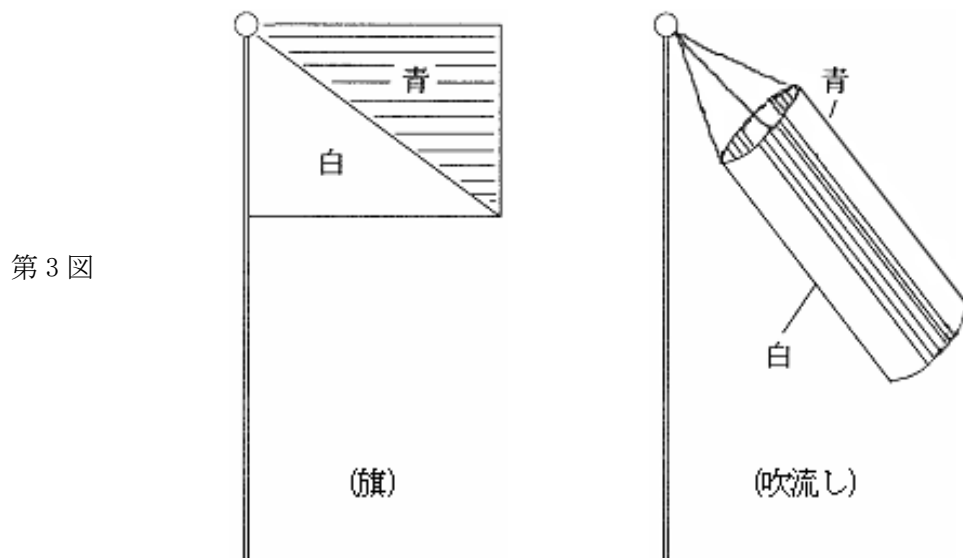
(2) 打鐘はなるべく太鼓をもって併用するものとする。

(2) 水防標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、第1図の標識を用いる。水防警報発令の標識は、第2図(掲示板)、第3図(旗及び吹流し)の標識を用いる。



形状・大きさ適宜



5 資器材等の調達

水防活動に必要な資器材は、市内 50 箇所にある水防倉庫の資器材を活用するが、不足する場合は、愛知県、近隣市町村等に応急支援を要請するものとする。

なお、車両等にあつては、本章第 12 節「輸送・道路等応急対策、第 1 車両等の調達」によるが、緑政土木部においては、水防活動に資するため、あらかじめ民間業者等と行っている借上げ協定に基づき、不足する車両・舟艇を調達し利用するものとする。

6 公用負担

水防活動のため、緊急の必要があるときは、消防機関の長は、水防法第28条第1項の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、機器、工作物、その他の物件の公用負担を命ずるものとする。

7 水防報告及び水防記録

水防活動が終結したとき、各土木隊長は、消防隊長と連絡のうえ、水防管理者に水防報告を行うものとする。

また、水防管理者は、水防活動が終結してから7日以内に次の事項を取りまとめて、愛知県建設事務所長経由で愛知県知事に報告するとともに、水防記録として保管する。

＜報告事項＞緑政土木部

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資材の種類・数量
- (6) 水防法第28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

(資料)

・ 水防警報発表受報用紙	(附属資料編 246 ページ)
・ 洪水予報文	(附属資料編 251 ページ)
・ 雨量観測所	(附属資料編 98 ページ)
・ 水位観測所	(附属資料編 99 ページ)
・ 重要水防箇所	(附属資料編 25 ページ)
・ 水防注意箇所 (ため池)	(附属資料編 42 ページ)
・ 水防上重要な水閘門箇所	(附属資料編 264 ページ)
・ 河川等の巡視箇所一覧表	(附属資料編 244 ページ)
・ ため池の巡視箇所一覧表	(附属資料編 245 ページ)
・ 堤外民有地	(附属資料編 269 ページ)
・ 防潮壁陸閘の操作及び箇所	(附属資料編 270 ページ)
・ 潮位表	(附属資料編 273 ページ)

・堀川口防潮水門操作要綱	(附属資料編 575 ページ)
・水防倉庫一覧	(附属資料編 102 ページ)
・水防倉庫器具資材一覧	(附属資料編 104 ページ)
・市保有の輸送車両等一覧表	(附属資料編 260 ページ)
・借上車両表	(附属資料編 262 ページ)
・借上舟艇一覧表	(附属資料編 263 ページ)
・地下街等一覧表	(附属資料編 331 ページ)
・災害時要援護者利用施設一覧表	(附属資料編 334 ページ)

(様式1)

水 防 報 告 書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日報告					
出水の概要		級 川水系		川始め		河川	
		最高時間雨量		mm		月 日 時 地内	
		総雨量		mm		月 日 時 月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃					
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名 () 名 計 名				
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材	種類	数量	単価	金額(円)			
特記事項							

備 考

「出水の概要」「実施箇所」… 複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」… ①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②破堤又は越水箇所を記入すること。

紙面が足りない場合は別紙とすること。

(様式2)

水 防 実 施 状 況 報 告 書

〇 〇 水 防 区

年 月 日提出

図面对照番号		①	②	③	計					
項目										
出水の概況	河川名	〇〇川								
	はん濫注意水位									
	状況									
水防実績箇所		〇〇区〇〇町地内 〇〇支派川左岸 〇〇地先 右岸〇m			〇〇箇所					
日時	出動命令	〇月〇日〇時〇分								
	解散命令	〇月〇日〇時〇分								
出動人員	水防職員		人							
	消防団員		人							
	居住者		人							
	その他		人							
	計		人							
水防作業状況		〇〇工法〇〇箇所								
水防の結果	数量	項目	効果	被害	効果	被害	効果	被害	効果	被害
		堤防	m	m						
	道路	m	m							
	鉄道	m	m							
	家	戸	戸							
	田	ha	ha							
	畑	ha	ha							
	人口	人	人							

項目		①		②		③		計	
		消耗分	回収分	消耗分	回収分	消耗分	回収分	消耗分	回収分
使用資材									
公用負担関係事項									
所要の経費	物件費	円	円	円	円	円	円	円	円
	器材費								
	雑費								
	燃料費								
	手当								
	その他								
	計								
警察の援助状況									
破堤のあった場合の原因									
立ち退きの事由及び状況									
功劳者の氏名年齢及び功績の概要									
今後、水防に関し考慮を要する点									

(様式3)

堤防巡視報告書

巡視箇所	自 市 区 町 至 市 区 町	河 川 名	
		年 月 日	年 月 日
		時 間	自 至
巡視概要		水防に関し考慮を要する点	
巡視員氏名		隊長名	

(様式4)

水 位 観 測 表

年 月 日

気象名

河 川 名							
観 測 所 名							
種 別							
所 属							
水 防 警 報							
月	時 分						
	日						
零点高 (T・P)							
水防団待機水位							
はん濫注意水位							
出動水位							
避難判断水位							
はん濫危険水位							
堤防高 (左岸)							
堤防高 (右岸)							

(様式5)

気象名

No.

年 月 日

雨量観測表

累計は 月 日 時より

時間 より まで	観測所名										
	電話										
	区分	区間	累計	区間	累計	区間	累計	区間	累計	区間	累計
0~1時											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
24時間雨量			mm		mm		mm		mm		mm
時間最大雨量			mm		mm		mm		mm		mm
10分間最大雨量			mm		mm		mm		mm		mm

第9節 消防活動

風水害等の災害が発生した場合、消防はその施設及び人員を最大限に活用し、水火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速な消防活動を実施する。

第1 消防活動の目標

風水害時における消防活動の基本目標は、人命の安全確保である。具体的には各防災関係機関との密接な連携を図り、災害応急対策活動を実施するものとする。

1 情報収集活動

- (1) 災害発生直後においては、災害対応体制及び応援要請決定等のため、災害及び被害に関する概況を収集する。
- (2) 災害対応活動中は、限られた消防力を有効に運用するために、災害状況と消防部隊の活動状況を可能な限り収集する。

2 水防活動

河川管理者又はため池等の管理者と協力して水防活動に当たる。

3 救助活動

災害の状況と必要消防力及び運用可能消防力を対比し、最も多くの人命を救助しうる活動を考慮し実施するとともに、救助体制の充実にともない、全市を対象にローラー作戦型救助を実施する。

4 救急活動

原則として、現有の救急隊により応急救護活動を実施するものとし、救急隊以外の消防部隊の投入は、災害状況及び消防力の状況から判断する。

負傷者の搬送にあつては、受入れ病院の医療体制及び医療情報を把握するとともに、重症患者からの搬送を実施する。

第2 初動体制の確立

1 総括部の措置

(1) 消防本部室の開設

災害警戒本部又は災害対策本部の立ち上げに協力するとともに、当該本部設置後は、直ちに、消防本部室を開設する。

(2) 指令、通信体制の確立

指令センター班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立に当たる。

(3) 情報収集体制の確立

消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

- ア 高所監視カメラによる監視体制 …………… 市内全般の災害発生状況
- イ 航空機による上空監視体制 …………… 市内全般の災害状況
- ウ 被害状況調査員による調査体制 …………… 署所周辺の災害状況

2 消防隊の措置

(1) 消防隊本部室の開設

消防隊の災害活動を総括的に処理するため、予め指定された場所に消防隊本部室を開設する。

(2) 出動体制の確立

災害の区分により、車両、資器材を点検し、出動に備える。

(3) 消防部隊の編成及び報告

当務員に併せて、非常参集者、毎日勤務者及び消防団員等により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部室に報告する。

(4) 通信連絡体制の確立

消防隊及び特別消防班は、指令装置及び各種電源を点検し障害程度に併せ必要な措置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立に当たる。

(5) 情報収集体制の確立

消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

- ア 付近被害状況調査員による被害状況調査体制 …………… 署所周辺の災害状況
- イ 情報収集隊による被害状況調査体制 …………… 区内一円の災害状況
- ウ 消防団による被害状況調査体制 …………… 学区単位の災害状況
- エ 一般住民からの情報収集体制 …………… 市民レベルの災害状況

3 消防団の措置

(1) 消防団本部の開設

消防団の指揮連絡体制を確保するため、消防団長の定める位置に消防団本部を開設する。

(2) 消防機関への通報

火災及び救助事故が、自主防災組織、付近住民等の自力によって対処し得ないと判断したときは、その状況を消防署所（防災指令センターを含む。）へ通報する。

(3) 活動の基本

災害による人命救助事故を発見したときは、「震災レスキューセット」、「応急救護セット」を有効に活用するとともに、自主防災組織、付近住民を指導して救出活動を行う。

第3 情報の収集

1 災害情報の収集

総括部は、発災と同時に通信施設の点検を実施するとともに、水火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報を収集する。収集手段は、東山スカイタワー及び港区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、署所における高所監視、参集者等あらゆる手段を活用する。

2 活動情報の収集

限りある消防力をもって災害に対応するためには、効率的に消防部隊を活動させることが必要である。総括部は、現有の消防部隊並びに応援消防部隊等の規模及び活動着手時期を的確に把握し、重要防御地域等を考慮した部隊運用を実施するものとする。

3 支援情報の収集

1、2のほか医療機関の受入れ状況、ライフラインの状況、消防水利の状況、必要な資器材の状況等消防部隊の円滑な活動に必要な情報を収集し、後方から支援する。

第4 消防部隊の運用

消防部隊は、発災後においても防災指令センターにおいて一括運用することを基本とするが、弾力的な部隊運用を実施するため、災害状況により、各消防隊長等による部隊運用を実施する。

1 消防本部室における部隊運用の基本方針

- (1) 人命危険の拡大を防止するため、人命危険が大きい災害現場を優先的に対応する。
- (2) 消防隊長から応援の要請等があった場合は、部隊に余力のある消防隊長に対し、必要な地域への所属消防部隊の出動を命ずる。
- (3) 救助活動は、災害状況及び消防力の状況を判断し必要消防部隊を投入するものとする。
- (4) 救急活動は、原則として現有の救急隊により実施するものとし、災害状況及び消防力の状況を判断し必要消防部隊を投入するものとする。
- (5) 避難勧告・指示が発令された場合は、災害の拡大状況及び部隊の運用状況を勘案し、避難路及び避難地の安全確保を主眼とした部隊運用を実施するものとする。

2 消防隊の部隊運用

- (1) 消防隊長は、管内の災害発生地域、状況及び拡大状況等に基づき、消防活動の基本方針を決定し、所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図るものとする。
- (2) 部隊の運用にあたっては、災害発生地域の緊急性及び危険度等と避難者の安全に重点を置き実施するものとする。

3 航空機の運用

- (1) 災害の発生直後にあつては、水防、救急・救助にあたる消防部隊の活動に必要な情報の収集及び避難広報、緊急搬送等当面の災害から住民の生命を守ることを重視して航空機を運用する。
- (2) 時間の経過とともに、他都市から応援に飛来する航空機を効率的に運用し、災害の拡大防止・被災者の救急・救護及び支援物資の空輸等、立体的な消防力の発揮に努める。
- (3) 航空機の活動にあつては、住民の要求に即応できるように市内各所に確保している飛行場外離着陸場を最大限に活用する。この際、志段味スポーツランド一帯（消防学校）・稲永東公園等広域防災拠点となるべき飛行場外離着陸場については、簡易移動式照明設備の配置及び地盤整備等を計画的に進め、災害の発生に備える。
- (4) 災害時に被災地上空に集中する各種機関の航空機の安全確保のため、当面、各消防・防災航空隊等との連絡調整を密接にして、被災地上空の航空管制要領等について意思統一を図る。

第5 消防活動要領

1 活動時の留意事項

各消防部隊は、個々の任務を遂行すると同時に次の事項に留意して活動を展開する。

- (1) 出動途上における交通障害の状況、災害の発生及び推移状況等を無線機を活用して報告する。
- (2) 拡声装置、メガホン等により出動経路及び現場付近の住民あるいは関係者に対し、自衛の措置を呼び掛ける。
- (3) 自隊の活動及び対応中の災害の状況について、無線機を活用して定期的に報告する。

2 消防部隊の活動

(1) 水防隊の活動要領

第8節 第4「活動内容」による。

(2) 救急隊の活動要領

救急活動は、確実な医療情報に基づき実施するものとし、出動にあたっては、小規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を装備する。

なお、多数の負傷者が集中的に発生したと判断されるときは、医療救護班の派遣を総括部へ要請するものとする。

(3) 救助隊の活動要領

市域全般の被害状況に基づき、指令センター班の出動指令に基づき、必要と認める場所に出動するものとし、活動にあたっては、関係者との間に明確な任務分担を設けるものとする。

3 避難の支援活動

消防本部室及び消防隊本部室は、住民の避難所及び二次避難所への避難が必要となったとき、又は避難が開始された時点で、積極的に避難の支援を開始する。

この場合、消防本部室及び消防隊本部室は、災害対策本部及び区災害対策本部との密接な連絡調整を行い、とりわけ次の情報提供に配慮する。

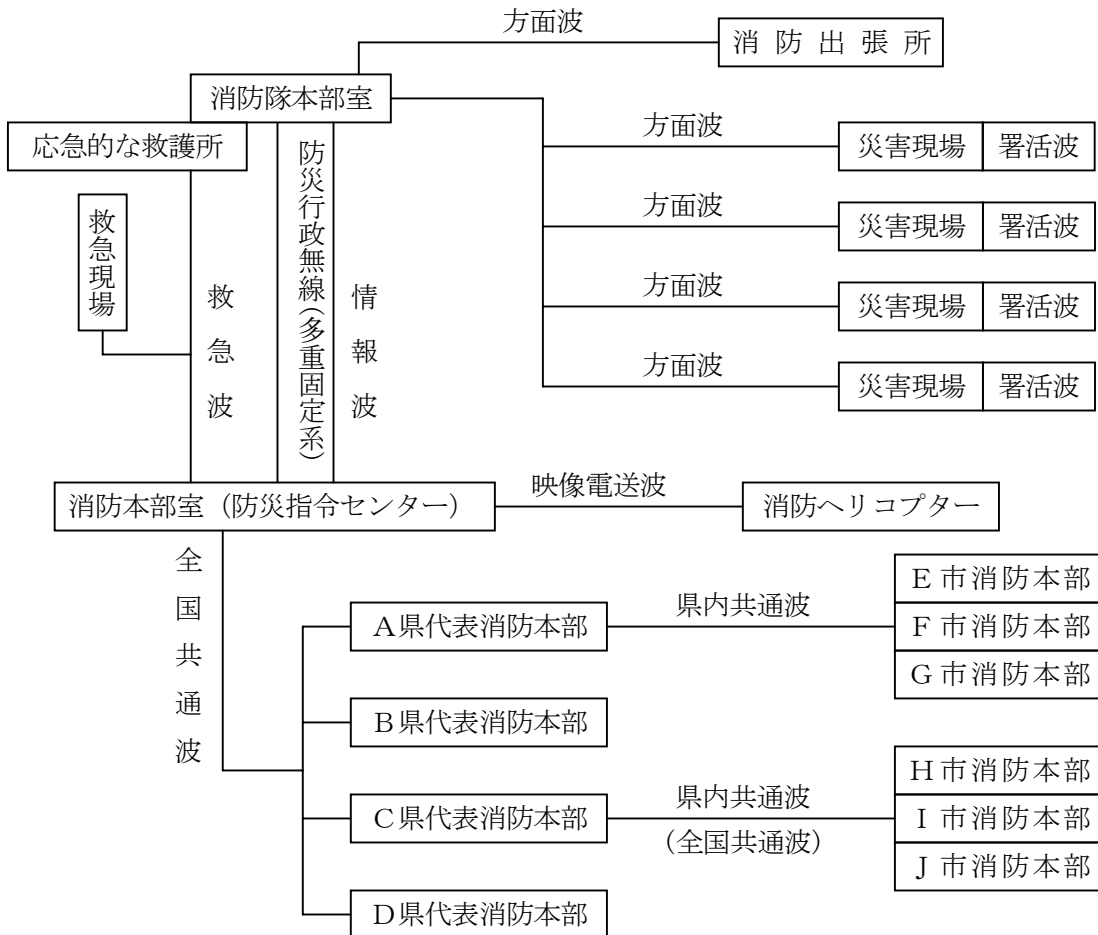
- (1) 避難を要する地域における火災の発生及び延焼拡大の状況
- (2) 避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態

第6 無線通信の運用

1 無線通信系統

災害対策活動は、正確な災害情報と的確な指揮命令に基づき、迅速かつ効果的に実施されなくてはならない。このため被害情報及び指揮命令の伝達手段の一つである無線通信系統は、適正に管理され運用する必要がある。

風水害時における無線通信系統は次のとおりとする。



(1) 防災行政無線（多重固定系）

消防本部室と消防隊本部室の間の連絡手段に使用する。

(2) 消防無線

ア 情報波

原則として、方面波及び防災行政無線（多重固定系）のサブ系統に使用する。

イ 方面波

指定災害チャンネルとして、各消防隊に割り振り消防機関での連絡手段に使用し、主に、指揮命令及び情報伝達に使用する。

ウ 署活波

出力が小さく使用範囲が狭いことから、災害現場における消防活動の通信手段に使用し、主に、現場における指揮命令及び状況報告に使用する。

エ 県内共通波

県単位で活動する各応援部隊間での連絡手段に使用する。

オ 全国共通波

各県応援部隊と消防本部室及び、県内共通波が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。

カ 映像電送波

災害状況により消防ヘリコプターからの被害情報の収集に使用する。

キ 救急波

突急的な救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。

(3) 無線通信系統図は、附属資料による。

2 無線通信統制

防災指令センターは、無線通信の有効活用を図るため、必要に応じて無線通信の統制を行う。

第7 応援体制

1 相互応援体制

大規模な災害が発生し、現有消防力のみでは、火災・救急・救助などに十分対応できない場合、消防力を緊急に増強するため、隣接市町村等と相互応援協定を締結している。また、国内には大規模な災害が発生した場合に、消防応援活動をより迅速かつ効果的に行うため、緊急消防援助隊も整備されている。

2 消防本部室の応援消防部隊運用

(1) 応援消防部隊は、原則として総括部長の指揮下で活動するものとする。

(2) 総括部長は、全市的な災害の状況を考慮し、効果的な活動ができるように、応援消防部隊の配置を決定する。

(3) 応援に必要な消防部隊数、人員、資機材、地域及び任務指定等について、関係消防機関と調整する。

(4) 消防隊長等から応援の要請があった場合、総括部長は、各消防隊長と協議の上、応援消防部隊に対し、必要な地域への出動を命ずる。

3 消防隊長等の部隊運用

(1) 消防隊長等は、応援消防部隊に対し、消防活動の基本方針を伝達するとともに、効率的な運用を図る。

(2) 消防隊長等は、災害の発生状況と住民の安全を考慮し、効率的に応援消防部隊を配置する。

4 緊急消防援助隊を要請した場合の部隊運用

緊急消防援助隊を応援要請した場合、原則として愛知県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」とする。）を設置する。愛知県及び市町村の災害対策本部等と連携及び調整し、関係機関等による災害救助活動を連携して実施されるよう努める。

調整本部は、次の事務を行う。

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配置に関する事
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事
- (3) 各種情報の集約・整理に関する事
- (4) 緊急消防援助隊の後方支援に関する事
- (5) その他必要な事務に関する事

(資料)

- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定 (附属資料編 393 ページ)
- ・ 五都市消防相互応援協定 (附属資料編 395 ページ)
- ・ 東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定 (附属資料編 397 ページ)

第10節 避難

風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため、避難準備情報、避難勧告・指示、避難誘導及び避難所の開設等について定める。

第1 避難準備情報、避難の勧告・指示

1 避難勧告・指示の発令者

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。

実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法
市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事 知事の命を受けた吏員	指示	洪水、高潮、 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	指示	洪水、高潮	水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難準備情報の発表基準等

(1) 趣旨

市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性がある判断される場合「避難準備情報」を発表する。

また、高齢者、障害者などの災害時要援護者で、特に避難に時間を要する市民が自主避難を開始する目安とする。

(2) 発表基準（計画資料50 参照）

ア 河川洪水の基準

(ア) はん濫注意情報が発表された場合

(イ) 河川水位が基準水位に達し、かつ、以降60分の予想降雨量が30mmを超える場合

イ 地域特性の基準

上記発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。

ウ 内水はん濫の基準

- (ア) 60分降雨量が50mmを超え、かつ、以降120分の予想降雨量が100mmを超える場合
- (イ) 名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表され、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合

エ 土砂災害の基準

名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報が危険度レベル2に達した場合

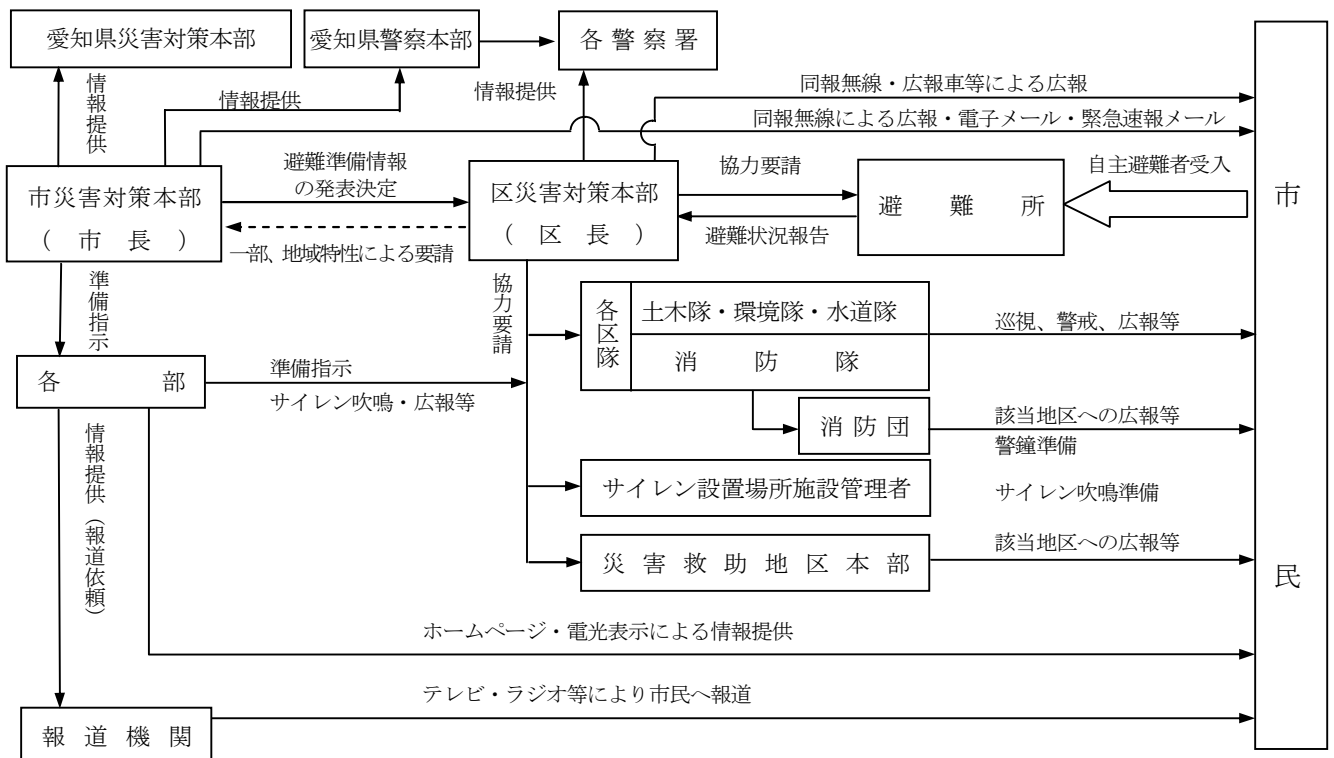
オ 高潮災害の基準

台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合

(3) 実施

- ア 避難準備情報は、市長（本部長）が発表する。
- イ 避難準備情報の広報は以下の方法により行う。
 - (ア) 区本部・区隊の広報車等による該当地区への広報等
 - (イ) 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等
 - (ウ) 同報無線（音声）による広報（土砂災害に係るものを除く。）
 - (エ) テレビ、ラジオ等の報道機関による広報
 - (オ) ホームページ等による広報
 - (カ) 電子メール（きずなネット防災情報）
 - (キ) 緊急速報メール

ウ 避難準備情報の伝達系統等



エ 発表解除

市長（本部長）が行う。

(4) 発表解除基準

ア 河川洪水（地域特性を含む。）の発表解除基準

はん濫注意情報が解除され、又は、河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

イ 内水はん濫の発表解除基準

降雨予測等から判断して内水はん濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

ウ 土砂災害の発表解除基準

土砂災害警戒情報が解除されたとき。

エ 高潮災害の発表解除基準

高潮警報が解除されたとき。

3 避難勧告・指示の基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。

- (1) 浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき
- (2) 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき
- (3) がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき
- (4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次に定める数値基準（計画資料 50 参照）に達したとき

ア 河川洪水の基準

（ア）はん濫警戒情報が発表された場合

（イ）河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想降雨量が 30 mm を超える場合

イ 地域特性の基準

上記発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。

ウ 内水はん濫の基準

災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合

エ ポンプ場排水調整の基準

庄内川排水ポンプ場運転調整要綱及び新川流域排水調整要綱に定める停止水位の概ね 1 時間前と予想される水位に達した場合

※ 概ね 1 時間前と予想される水位とは、東海豪雨時における水位データに基づき算定したものとする。

オ 土砂災害の基準

名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険情報が危険度レベル 3 に達した場合

カ 高潮災害の基準

災害対策（警戒）本部で必要と判断される場合

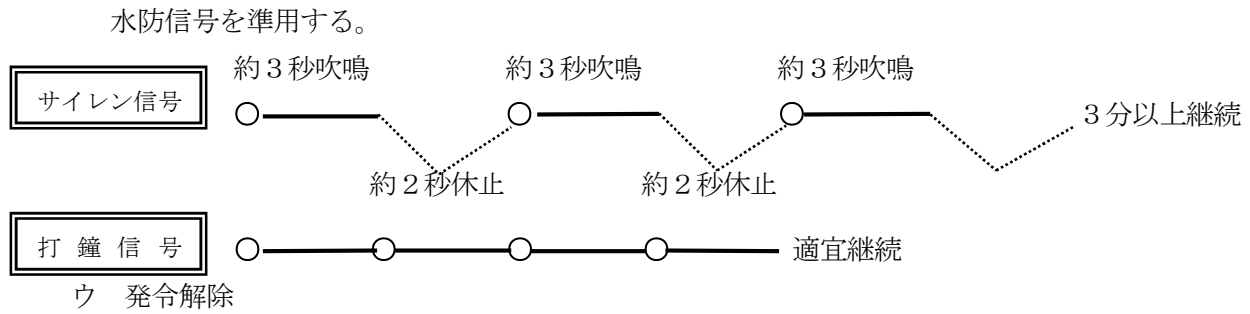
- (5) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき
- (6) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

4 避難勧告・指示の実施

- (1) 避難勧告・指示は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

ア 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本



市長（本部長）が行う。

- (6) 発令解除基準
別に定める。

5 報告、公示

(1) 市長（本部長）は、避難勧告・指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）

- ア 避難勧告・指示の発令者名
- イ 発令の日時
- ウ 発令の理由
- エ 避難対象者（学区名、町名）
- オ 避難先

(2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は総括部）

(3) 区長（区本部長）は、避難勧告・指示の実施状況について、総括部に報告する。

第2 避難誘導及び移送

1 避難の誘導

(1) 避難誘導は、消防職員、区本部職員、警察官等が連携し実施するものとする。

(2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導経路については、安全を確認し、危険か所を避ける。また、誘導経路に危険か所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(4) 避難の方法については、次のように指導する。

- ア 避難に際しては、自主防災組織又は隣近所等で互いに助けあい、集団行動をとる。
- イ 避難の順序は、妊産婦・傷病人・障害者・老幼者を優先し、一般を次順位とする。
- ウ 服装、携行品等
 - (ア) 服装は軽装とするが、くつをはき、帽子（できればヘルメット）をかぶる。
 - (イ) 非常袋(食糧、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、救急薬品、雨具等)、水筒、貴重品等を携行する。
 - (ウ) 自動車は使用しない。

2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。

第3 避難所の開設及び管理運営

1 避難所の開設

避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、区本部長はすみやかに必要な避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該避難所へ派遣する。

開設期間は、原則として7日以内とする。ただし本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き、必要最小限の期間を延長することができる。

なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

- (1) 区本部長は、避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所開設の指示をする。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。
- (2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、区本部からの派遣職員が到着するまでの間、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。
- (3) (2)に掲げる場合を除き、開設した避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

2 避難所の管理運営

区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。

(1) 管理組織の整備

- ア 災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。
- イ 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

(2) 管理組織の職務

- ア 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。
- イ 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。
- ウ 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。
- エ 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。
- オ 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。
- カ 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

(3) 運営

災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、早期に避難所管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

第4 避難状況等の報告

- 1 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。
- 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ総括部へ報告する。
- 3 総括部は、避難状況を区別に取りまとめ、庶務部が本部幹事会議に報告する。

第5 避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所になった学校施設・民間施設などでは、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで避難勧告・指示を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

- 1 本来活動の再開に併せて、施設管理者等と協議のうえ、避難スペースの適正配置に努める。
- 2 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。
- 3 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第6 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- 1 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、水道営業所長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。

- 2 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。
- 3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察署、災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

(資料)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・ 避難準備情報・避難勧告発令基準 | (附属資料編 168 ページ) |
| ・ 区別避難所施設数及び収容可能一覧 | (附属資料編 174 ページ) |
| ・ 避難所施設一覧表 (区別) | (附属資料編 176 ページ) |
| ・ 区別サイレン設置状況 | (附属資料編 287 ページ) |
| ・ 区別広報車保有状況 | (附属資料編 288 ページ) |

第11節 医療救護・保健衛生

【 医 療 救 護 】

風水害等の災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。

第1 救護班の設置

健康福祉部長は、災害時における医療・助産救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。

1 医療・助産救護班の編成

(1) 市の機関による救護班

災害発生時は、直ちに次の救護班を設置し、応急救急手当などの医療救護活動を行う。

	編成区分	班数	班の構成人員				
			医師	看護保健職員	薬剤師	連絡員	計
医療救護班	保健所	16	1	2	1	1	5
	市立病院	4	1	2	1	1	5
助産救護班	市立病院	3	1	2	1	1	5

救護班には、名古屋市薬剤師会等の協力も得て可能な限り薬剤師を含めるものとする。

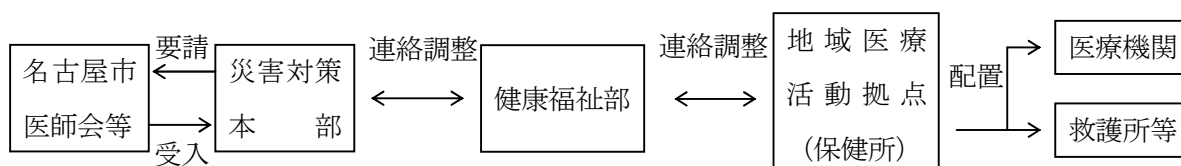
被害が甚大な場合においては、中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンターにおいても医療救護班を編成し、応急救急手当などの医療救護活動を行う。

(2) 他の機関による救護班

本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、市大病院、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の設置を要請する。健康福祉部長は、区本部との調整のうえ医療機関や救護所などへ救護班を配置する。

(3) 応援医療救護班

被害が甚大な場合は、本部長は、日本赤十字社愛知県支部（名古屋第一・第二赤十字病院）及び他都市からの医療救護班の派遣要請を行う。さらに、負傷者等の発生状況に応じて、厚生労働省、自衛隊等に対して、医療救護班の派遣要請を行う。



(4) 受け入れる主な医療関係ボランティア

- ・医師
- ・看護師
- ・保健師
- ・歯科医師、歯科衛生士
- ・精神科医師、精神保健福祉士等
- ・栄養士
- ・薬剤師
- ・柔道整復師
- ・医薬品等の搬送ボランティア
- ・その他

(5) 巡回医療救護班

傷病者の状況に応じて、避難所などを巡回する医療救護班、歯科医療救護班を編成する。

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療救護班が行う医療の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 医学的処置及びその他の治療
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産救護班が行う助産の範囲は、次のとおりとする。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 薬剤又は治療材料の支給
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

第2 救護

1 救護活動

健康福祉部長は、区本部長と密接に連絡をとり、医療・助産の救急救護を要すると認めるときは、市の機関による救護班に出動を命じ、医療機関や救護所等に配置する。被害状況に応じて、市大病院、名古屋市医師会等の救護班や日本赤十字社、他都市等の応援医療救護班を配置する。

区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産救護活動に関して救護班を指揮する。

2 救護所の設置

区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。

なお、災害発生直後、救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。

3 救護の方法

(1) 第1救護

第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急処置及び緊急度選別の実施を図る。

なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急手当を実施する。

(2) 第2救護

第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。

特に、重症傷病者の治療・収容は、災害医療活動拠点（市立4病院、市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一・第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。

4 傷病者の搬送・移送

(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。

なお、区本部保健所班は、医療機関による傷病者の受入体制を速やかに把握し、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供し、円滑な医療救護体制に努める。

(2) 災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の基幹拠点病院、災害拠点病院（県指定）等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。

第3 医薬品・衛生材料等の調達及び供給

1 医薬品・衛生材料等の調達

医療救護班、助産救護班及び避難所等の生活に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。

(1) 災害直後

各医療・助産救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。また、状況により、港防災センターに備蓄するものを使用する。

(2) 初動時

健康福祉部長は、災害発生後の被害状況を把握し、必要と認めた場合は速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。

(3) 初動時以降

健康福祉部長は、医薬品等が不足する場合、応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。

(4) 調達の終了

健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復もしくは卸・小売り業者の医薬品・衛生材料等の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。

2 医薬品・衛生材料等の供給

(1) 供給センターの設置

健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。供給センターは、交通の便、ヘリポートの設置、建築物の規模等考慮して設置する。

医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。

(2) 供給センターの任務は次のとおりとする。

- ア 医薬品等の受入れと払出し
- イ 不足医薬品等のリスト作成と報告
- ウ 医薬品等の出納保管
薬効別分類整理、向精神薬の管理、開封や有効期限切れ医薬品の選別廃棄等
- エ 医薬品情報の提供
同種同効薬の紹介、禁忌・警告・副作用情報の提供、医薬品の識別等
- オ 服薬相談
- カ 各種記録簿の作成
- キ その他

(3) 医薬品・衛生材料等の搬送

健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て、供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（保健所）、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。

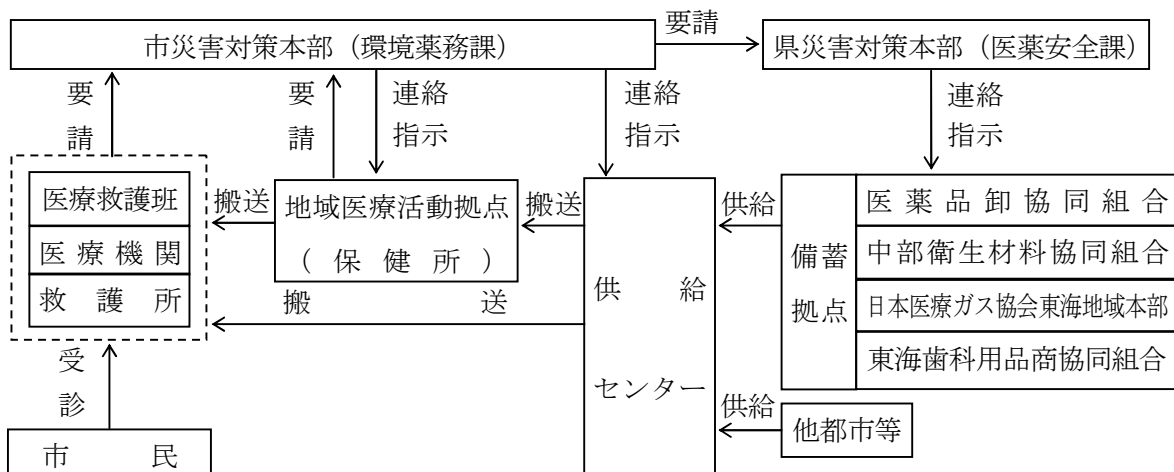
(4) 地域医療活動拠点（保健所）における医薬品・衛生材料等の供給活動

被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（保健所）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。

3 輸血用血液の確保

輸血用血液等が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター・愛知県豊橋赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。

〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕



(資料)

- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会） (附属資料編 497 ページ)
- ・災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会） (附属資料編 499 ページ)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会） (附属資料編 501 ページ)
- ・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道
整復師会） (附属資料編 504 ページ)
- ・医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧 (附属資料編 154 ページ)
- ・20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書 (附属資料編 435 ページ)

【 保 健 衛 生 】

風水害等の災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保し、逃走動物による危害を防止するため、災害時における感染症予防及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図る。

第1 感染症予防

ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や避難所における集団発生を防ぐため、次の班を編成し災害時における感染症予防活動を実施する。

1 区本部保健所班

(1) 感染症の予防指導

- ア 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- イ 感染症予防に必要な衛生指導等の実施

(2) 病原体検査

感染症患者等の発生時における健康診断に伴う病原体検査の実施

(3) 臨時予防接種の実施

災害状況や被災地における感染症の発生状況により、臨時予防接種を実施する。

(4) 環境防疫作業

- ア 感染症患者等が発生し又は発生のおそれのある地域や避難所等に対し、生活衛生センター班と連携を図り、重点的に消毒及びねずみ族・昆虫等駆除を実施
- イ 上記地域住民に対する清潔保持についての指導

(5) 飲料水検査

- ア 被災地の受水槽等の給水設備及び飲料水（公共機関からの供給部分を除く。）の検査
- イ 不適施設の改善についての指導

2 生活衛生センター班

(1) 感染症患者の移送

(2) 患者の家屋等に対する消毒作業の実施

3 その他

(1) 感染症患者の入院

感染症患者の入院治療は、感染症指定医療機関で行う。

なお、やむを得ない事情がある場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条、第46条に基づき、市長が適当と認める病院若しくは診療所において、患者の入院治療を行う。

(2) 検査

コレラ等の細菌検査及びウイルス検査については、衛生研究所で行う。

第2 保健衛生

避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、区本部保健所班は、災害時における保健衛生活動を実施する。

1 保健活動

被災者のニーズにより疾病予防、健康増進、福祉面の支援の観点から健康相談、施設収容等の保健・福祉サービス提供を実施する。また、必要に応じ要援護者の介護・看護に関する訪問指導等を実施する。

2 精神医療救護活動

- (1) 被災体験や服薬の中断による精神症状の増悪の防止を図るため保健所及び精神保健福祉センター等に精神科救護所を開設する。
- (2) 被災体験あるいは財産や肉親の喪失等に起因するPTSD(心的外傷後ストレス障害)、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等の精神的健康の保持増進等に対応するため、精神保健福祉センターと連携して避難所等を定期的に巡回し相談に応ずる。
- (3) 被災者のこころの健康を保持するため、保健所及び精神保健福祉センターに電話相談窓口を設置する。
- (4) 健康増進班と連携し、愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会と連絡調整し、精神病床を確保するなど、精神障害者の治療継続を図る。

3 歯科医療救護活動

- (1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、避難所等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談等を行う。
- (2) 歯科医療センター等を活用し地域の歯科医療活動の拠点を確保する。

4 栄養相談・指導

被災者の避難所や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等を行う。

5 服薬指導

名古屋市薬剤師会と連携し、医薬品・衛生材料等の供給センター及び地域医療活動拠点において、医薬品情報の提供や服薬指導を実施する。

第3 食品衛生

避難生活者等の食中毒を防止するなど食品の安全の確保を図るため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施する。

1 区本部保健所班

- (1) 臨時給食施設、緊急食品調製施設及びその他関連の食品取扱い施設の監視指導
- (2) 緊急食品等の衛生指導及び不良食品の排除
- (3) 食中毒発生時の処理
- (4) 被災不良食品の排除指導
- (5) 被災食品等の相談対応

2 食肉衛生検査所班

- (1) 南部市場を流通する食肉（冷蔵庫内保存食肉を含む。）の監視指導
- (2) 緊急とさつ等の検査
- (3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援

3 食品衛生検査所班

- (1) 中央卸売市場を流通する食品の監視指導及び検査
- (2) 不良食品の排除
- (3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援

4 その他

特に精密な検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護

健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健所班との連携により、災害時における逃走動物（犬、特定動物等）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護を行う。

- 1 災害発生時における特定動物等の飼養状況の監視
- 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止
- 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定
- 4 飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理

第5 関係機関との連絡及び協力要請

本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。

1 感染症予防関係

感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。

2 逃走動物関係

逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察本部又は東山動物園へ出動要請を行う。

(資料)

- ・ 災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会） (附属資料編 497 ページ)
- ・ 災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会） (附属資料編 499 ページ)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会） (附属資料編 501 ページ)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学） (附属資料編 502 ページ)
- ・ 災害時動物救護に関する協定書（市対市獣医師会） (附属資料編 506 ページ)
- ・ 医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧 (附属資料編 154 ページ)
- ・ 20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書 (附属資料編 435 ページ)

第12節 輸送・道路等応急対策

【 輸 送 】

大災害が発生した場合、人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両・舟艇等の迅速な調達並びに緊急輸送ルート確保が必要である。

このため迅速かつ効果的な応急対策活動に要する車両・舟艇等の調達、配車、緊急輸送車両の確認及び輸送ルート確保について定める。

第1 車両等の調達

1 本部幹事会議

災害の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、経理部に指示し、あらかじめ一定数の車両等を待機させるものとする。

2 各部、区本部

(1) 輸送手段として必要な車両・舟艇は、原則として各部・区本部保有のものを第一次的に使用する。

(2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する（区本部は、総括部を経由）。ただし、特殊車両については、各部で調達する。

(3) 区本部は、必要に応じて車両等の現地調達ができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部へ報告する。

3 経理部

各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。

(1) 乗合自動車 → 交通部及び民間各社から調達する。

(2) 貨物自動車 → 愛知県トラック協会から運送協定に基づき調達する。

(3) 舟艇・ボート → 借上げにより調達する。

(4) 船舶 → 名古屋港管理組合から調達する。

(5) 航空機 → 航空会社からチャーターする。

(1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。

第2 配車等

経理部において集中調達した車両等については、次のとおり配車等を行う。

1 配車

調達依頼及び調達の指示の内容に基づき、車両の用途別配車計画を作成し、的確に配車する。

ただし、依頼・指示どおり調達できないときは、依頼部・区本部、本部幹事会議と連絡調整をし、的確な配車に努める。

2 車両の待機

待機車両については、その調達数、待機場所等について本部幹事会議に報告する。

また本部幹事会議の指示に基づき、迅速に配車する。

3 舟艇・船舶・航空機

車両と同様の手続きによるものとする。

なお、舟艇については陸上輸送を要する場合があるので、陸上輸送について行き違いのないよう調達依頼部・区本部と十分連絡調整を行うものとする。

第3 緊急通行車両等の確認手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、確認の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっては、次のとおり取り扱うものとする。

1 市所有の車両にあっては、各部からの申請に基づき、総括部においてとりまとめ、愛知県警察本部に申請する。

なお、区本部等が所有する車両にあっては、区本部等ごとに所轄警察署に申請する。

2 市所有以外の車両にあっては、経理部調達班がとりまとめ、総括部において申請する。

第4 輸送ルートの確保

災害が発生した場合、災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、災害発生後、次の任務分担に応じ、広域防災拠点等の設定を考慮した緊急輸送ルートを確保するものとする。

1 陸上輸送

緑政土木部は、警察、他の道路管理者等と連携し、主要道路の被害状況や道路啓開の進捗状況等を踏まえ、緊急陸上輸送ルートの設定に必要な情報を本部員会議に報告するものとする。

なお、緊急陸上輸送ルートの設定に資するため、あらかじめ市内の主要道路（緊急輸送道路、その他の道路）を定めておくものとする。

2 水上輸送

住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、水上輸送の拠点となる物資集配拠点を選定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。

3 航空輸送

総括部は、広域防災拠点等における緊急場外離着陸場等の緊急点検を実施し、名古屋海上保安部及び自衛隊と連携し、また他都市からの応援航空機等を活用し、広域防災拠点を核としたヘリコプターの円滑な航空輸送計画を実施するものとする。

(資料)

- ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (附属資料編 582 ページ)
- ・名古屋市水防計画付図

【 道路等応急対策 】

災害が発生した場合は、災害応急対策及び資機材の輸送を円滑に行うために、道路の破損、堤防の決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれのある箇所を早急に把握し、緊急に復旧を要する道路から順次応急復旧を行っていくものとする。

第1 担当部

緑政土木部とする。ただし、名古屋市以外のものが管理する道路は、それぞれの管理者が行うものとする。

(参 考)

道路の管理者

一般国道（1号・19号・22号・23号・41号・153号（一部）・ 302号	中部地方整備局
一般国道（上記以外）	名古屋市
県道・市道	名古屋市
港湾道路	名古屋港管理組合
緊急用河川敷道路	中部地方整備局

第2 道路被害情報の収集伝達

緑政土木部は、道路パトロール、区本部への照会（警察署等からの情報等を含む。）、参集職員からの情報収集、その他の方法により道路に関する被害情報を収集する。

また、収集した情報を本部員会議及び区本部へ報告するものとする。

第3 道路上の障害物の除去

災害時においては、被災者の救援、災害救助物資の輸送、災害復旧工事等への対応などを円滑に実施するため、道路機能の維持、回復に努めるものとする。

1 道路冠水の対策

道路の冠水は、交通障害並びに通行する車両による家屋浸水の被害をもたらすおそれもあり、早急に排水処理を実施するものとする。

- (1) 街きょ柵、側溝柵など排水口が目詰まりを防止するために点検、清掃を行う。
- (2) 排水溝の流水を良くするため、スクリーンなどの点検、清掃を行う。
- (3) 道路上へ流出した塵芥などの流出物は、排水機能を阻害するばかりでなく、交通の障害ともなり、危険となるので早急に排除する。

2 街路樹の対策

強風等による街路樹の倒木は、交通障害、架線の切断等をもたらす、緊急の処理を要するもので、

次の方法により処理するものとする。

- (1) 交通障害となる倒木は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、復旧の見込みのない樹木は、道路上より取り除き最寄りの公園等を集積する。
- (2) 復旧可能な樹木は、側枝を切り払い支柱に結束して立て越す。

3 街路灯等の対策

街路灯等の倒壊は、交通の障害ばかりでなく、架線の切断による感電事故の危険もあるので、次の方法により処理するものとする。

- (1) 交通障害となる倒柱は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、破損した灯具等は、早急に道路上より除去する。
- (2) 切断された架線は、人が触れることのないように絶縁性の防護柵等で囲い、中部電力等へ通報する。

第4 応急復旧活動

1 応急復旧順位

風水害等により道路が被害を受けた場合は、あらかじめ指定されている主要道路のうち、道路交通を緊急に確保する必要のある路線から応急復旧を実施するものとする。

2 応急復旧目標

道路、橋梁等の被害に応じて盛土作業、仮橋の設置など応急工事を施工し、交通の確保を図る。

3 応急復旧体制

風水害等により主要道路が被害を受けた場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な応急復旧を実施する。

また、道路占用者や愛知県などの他の道路管理者とも相互に協力するものとする。

4 応急復旧方法

- (1) 路面の亀裂や沈下に対しては、その原因を確認し、他に支障がないと判断した場合には、土砂等により盛土作業を行う。なお、状況によっては仮舗装を実施する。
- (2) 法面崩壊については、土俵羽口工、積土俵工などを実施する。
- (3) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、二次災害への対応を考慮のうえ、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の除去を行う。
- (4) 橋梁が流出、落橋した場合は、緊急措置として木角材、H形鋼を架け渡し、敷板を並べて応急復旧を行う。なお、代替橋（ベリー橋）を設置する場合は、代替橋を所有する自衛隊に対して設置を要請するものとする。

第5 交通規制

交通管理者による交通規制については、本編 第3章 第22節 警察活動を参照するものとする。

道路管理者による交通規制については、道路の欠損、堤防の決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合又は復旧工事のためやむを得ないと認められる場合、若しくは河川管理者、他の道路管理者等からの通報等により了知したときに、市長（道路管理者）が、次の要領に従い区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

1 道路巡視等

土木隊は、道路、橋梁等の被害状況を調査するとともに、迂回道路として指定する道路の調査を行い、必要な措置を講ずる。

2 交通規制の決定

土木隊長（土木事務所長）は、所轄警察署等関係機関の意見を聞いて、道路の通行の禁止又は制限を決定する。ただし、所轄警察署等関係機関の意見を聞くいとまがない場合には、土木隊長（土木事務所長）独自の判断で規制を実施し、すみやかに所轄警察署等関係機関に通知するものとする。

なお、大規模な道路被害により広範囲（特に2行政区以上にまたがる場合）に交通規制を行う必要がある場合は、愛知県災害対策本部に依頼し、必要な措置を講ずる。

3 交通規制の実施

交通規制は、土木隊が道路標識等を必要な場所に設置して行うものとする。なお、迂回道路を指定する場合には、迂回道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

交通規制実施後、土木隊長（土木事務所長）は、すみやかに緑政土木部に連絡するものとし、緑政土木部は災害対策本部へ報告するものとする。

4 交通規制の広報等

交通規制を実施したときは、すみやかに(財)日本道路交通情報センターに通報するとともに、関係する他の道路管理者に通知する。また、広報車等による広報活動及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

5 交通規制の解除

交通規制の解除は、土木隊長（土木事務所長）が当該道路の障害物の撤去、欠損箇所の復旧などの安全通行の確保を確認してから行うものとする。

なお、規制解除については、すみやかに関係機関に通報するものとする。

第6 要員及び建設機械等の確保

1 要員の確保

応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「第1節 初動活動体制」並びに「第7節 応援要請」及び「第20節 労務供給」によるほか、(社)名古屋建設業協会及び(社)愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

2 建設機械等の確保

応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、(社)名古屋建設業協会及び(社)愛知

県建設業協会と締結した協定に基づき、本市内の建設業者が保有しているブルドーザーを始めとする主要な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在等の実態を随時把握して、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

また、資機材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保しておくとともに、取扱業者名簿等により民間在庫量を地域別に把握し、緊急時における復旧用資機材の調達に万全の態勢を整えておくものとする。

第7 道路占用者との相互協力

- 1 緑政土木部長は、風水害等により道路施設及び占用物件が破損した場合は、名古屋市道路占用調整協議会保安対策部会を緊急招集し、復旧方法等について情報の交換を行うものとする。
- 2 電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占用者は、自己所管以外の施設の被害を発見・了知した時は、相互に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。
- 3 占用物件の損壊等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、早急に道路機能の回復に努めるものとする。
- 4 道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに道路管理者に規制の依頼を行うものとする。

第8 他の道路管理者等との相互協力

- 1 緑政土木部は、風水害等により道路施設が損壊若しくは交通に危険を生じた場合は、必要な交通の確保のため、愛知県及び中部地方整備局と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。
- 2 緑政土木部は、周辺市町村と道路の応急復旧について情報交換等を行うものとする。
- 3 緑政土木部は、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、名古屋港管理組合及び鉄道事業者と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。

(資料)

- ・道路現況一覧 (附属資料編 321 ページ)
- ・橋梁現況一覧 (附属資料編 322 ページ)
- ・建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達 (附属資料編 312 ページ)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定 (附属資料編 511 ページ)

第13節 食品・生活必需品等の供給

災害の発生に伴い、物品流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や流失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。

第1 供給の基本的方針

1 食品

- (1) 食品の供与は、災害発生後すみやかに行う必要がある。したがって基本的には、①備蓄食糧の放出、②既成食品の調達、③炊き出しによる供給の順に、供給体制の確立と並行して実施する。
- (2) 食品の品目例：乾パン、パン、アルファ化米、粉ミルク、缶詰、弁当等

2 生活必需品

- (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を基本とする。
- (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート 等

3 飲料水・その他生活用水

- (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第3章第23節「ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。
- (2) その他生活用水として、災害応急用井戸やプール水等の活用を図るものとする。

第2 供給基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）を基準とし、本部長の判断により、被災者に物資を供給する。

第3 物資の供給体制

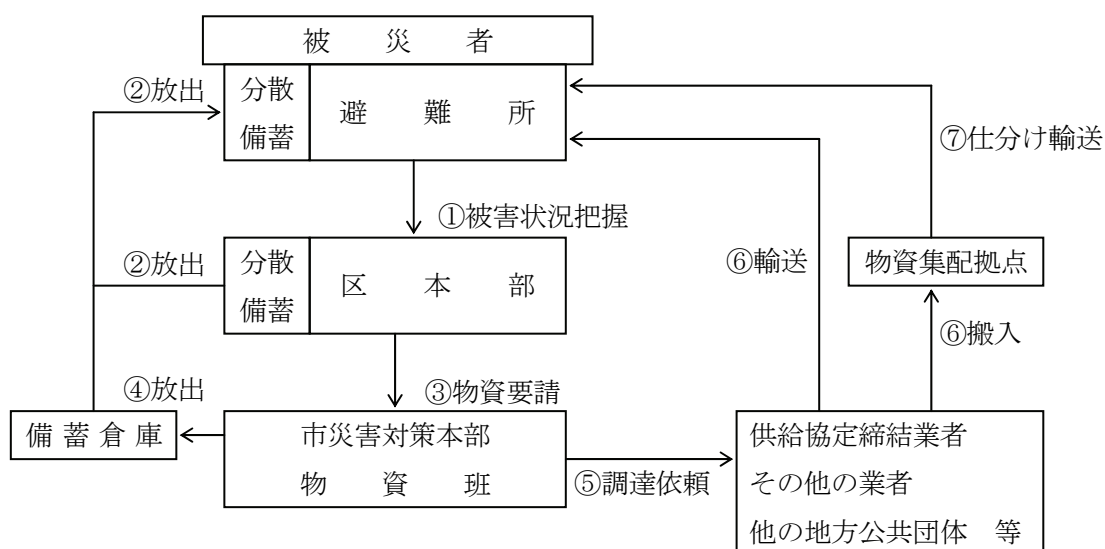
物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。

1 物資班の任務

担 当 部		分担任務
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営
	子ども青少年部	1 要請のあった食品の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営
	市民経済部	1 要請のあった生活必需品の調達の実施 2 物資集配拠点の管理運営
区 本 部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し

2 物資の供給フロー

物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。



第4 物資の調達方法

1 区本部

(1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。

なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。

(2) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。

2 物資班

(1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。

なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事に調達を要請する。

また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の議を経るものとする。

(2) 供給協定締結業者等からの調達によっても、さらに物資が不足する場合は、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。

(3) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。

第5 物資の輸送及び物資集配拠点

1 輸送の基本的な考え方

(1) 物資は、原則として避難所へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の避難所への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。

(2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、避難所への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は物資集配拠点を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各避難所へ輸送するものとする。

2 物資集配拠点

(1) 物資班は被害状況に応じて物資集配拠点を開設する。

(2) 物資集配拠点へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。

(3) 物資の仕分け、在庫管理、避難所への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社やボランティアの協力を得て実施するものとする。

なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。

3 水路・空路等を活用した輸送

物資の輸送は、あらゆる手段を考慮し実施するものとする。したがって物資班は陸路以外の水路・空路による物資の輸送が必要な場合には、幹事会を通じて港、河川、空港、臨時ヘリポート、地下鉄等の活用を関係各部に要請するとともに、物資の輸送方法について関係各部と調整を行う。

第6 物資の配布

1 物資の配布方法

(1) 避難者への物資の配布は区本部が行う。

- (2) 配布は原則として避難所で行うこととし、災害救助地区本部、避難所の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 被災後に避難所以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、避難所で生活するものと同様に、原則として居住地の最寄りの避難所で物資を配布する。

第7 救援物資の受入れ

災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。

1 受付

- (1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。

また、外国からの物資の受入れについては、庶務部秘書班と物資班が連携をとって実施する。

- (2) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、物資集配拠点への搬入を伝達する。
- (3) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。
 - ・送付先は市災害対策本部とし、物資集配拠点へ送付すること
 - ・救援物資はその種類ごとに梱包すること
 - ・救援物資の種類と数量を外面に表記すること
- (4) 救援物資の受付状況は、物資班において記録する。

2 救援物資の輸送・配布

- (1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、物資集配拠点へ搬入する。
- (2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・避難所への輸送等、要請による物資と同様に処理する。
- (3) 区本部は避難所において要請による物資と同様に救援物資を配布する。

(資料)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・災害救助用物資の備蓄 | (附属資料編 149 ページ) |
| ・災害救助用物資の調達 | (附属資料編 150 ページ) |
| ・災害応急用井戸登録事業所名簿 | (附属資料編 308 ページ) |

第14節 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者の風水害等による被害の軽減を図るために、災害時要援護者の避難の確保、さらに避難生活の確保等を実施するための計画を定める。

なお、災害時要援護者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、災害時要援護者に配慮した対策を実施するものである。

第1 基本方針

災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うことを第一とし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。

第2 実施体制

1 担当部

担当部	分 担 任 務
健康福祉部	1 災害時要援護者の安否確認の総括及び実施に関すること 2 避難所及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 3 要援護者に対する福祉対策・保健活動に関すること 4 要援護者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 5 要援護者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供
庶務部	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること
区本部	1 災害時要援護者の安否確認の実施に関すること 2 避難所及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 3 要援護者に対する福祉対策の実施に関すること

なお、その他各部にあつては、常に災害時要援護者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。

2 実施方法

- (1) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班は共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。
- (2) 庶務部秘書班は健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。
- (3) (1)(2)の指示をうけて区本部は相互に連携し分担任務を実施する。
- (4) 一時に大量の人員を要する任務を行う場合には、他部の職員及び他都市職員等の応援を得て実施する。

- (5) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民生委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、(公財)名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。

第3 安否確認

1 区本部

- (1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請する。
- (2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部災害時要援護者班に報告する。

2 社会福祉施設の管理者

特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部災害時要援護者班に報告する。

第4 避難生活の確保

災害時要援護者の避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要援護者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。

また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。

1 要援護者の実態調査

- (1) 要援護者の実態調査は、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法等を作成し、区本部が調査を行う。
- (2) 避難生活が継続する間は避難所や地域を巡回し、継続的に要援護者の健康状態・生活状況等の把握を行う。

2 避難所における生活の確保

要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、庶務部、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

- (1) 福祉環境整備が行われていない避難所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。
- (2) 要援護者へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、語学ボランティアの派遣を行う。
- (3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な要援護者に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパー等を派遣する。
- (4) 避難所内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。

(5) その他、避難所の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。

3 緊急援護の実施

要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の避難所では介護が困難な要援護者を避難させる。

福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。

(2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り要援護者の受入を行う。

(3) その他在宅援護としてホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。

4 応急仮設住宅での生活の確保

(1) 住宅都市部は健康福祉部災害時要援護者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に建設を要請する。

また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。

(2) 健康福祉部災害時要援護者班、健康増進班及び区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での要援護者の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。

第15節 遺体の搜索、処理及び火葬

災害により行方不明者又は死者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、遺体の搜索・収容、遺体安置所の確保及び開設、検案、火葬等の各段階における措置について定める。

第1 遺体の搜索・収容

1 対象

(1) 搜索の対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）

(2) 収容の対象

ア 災害により死亡した者のうち、現場において見分（検視）・検案を受けることが困難な遺体

イ 災害により死亡し、見分（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の一に該当する遺体

（ア）身元不明の遺体

（イ）遺体引受人（遺体を引取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

（ウ）住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

2 行方不明者・死者の届出の受理

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区本部において受理し、住所・氏名・年齢・性別・着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式3-15-1）に記録する。

3 搜索収容班の編成

(1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。（連絡窓口は総括部総括班）

(2) 搜索収容班の派遣要請を受けたときは、本部長は次のとおり搜索収容班の編成を行い、要請をした区本部へ派遣する。

ア 各部・区本部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案したうえ、各部、区本部の長に対し、搜索収容班の編成及び派遣を命ずる。

イ 遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、知事を通じて海上保安部、海上自衛隊等に搜索を要請する。

また、他の市町村沿岸に漂着していると予想される場合は、当該市町村に対し搜索を要請する。

ウ 「第20節 労務供給」に定めるところにより労働者を雇用し、搜索収容班を編成し派遣する。

エ 上記イ、ウの場合の雇用及び班編成等の事務担当部は、本部長が定める。

(3) 搜索収容班は、原則として、1班を5人（運転者を含む。）で編成し車両1台を使用させる。

(4) 搜索收容班は、派遣を受入れた区本部長の指揮を受ける。

4 遺体の搜索・收容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の搜索及び遺体收容は、搜索收容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

(1) 搜索收容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、総括部消防隊に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。

(2) 搜索收容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。

ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して見分（検視）及び検案の要請を行う。

ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで收容しない。

イ 遺体調書（様式3-15-2）に遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別・身長・着衣・所持品等について、詳細に記録する。

ウ 身元不明者については、身元の確認に努める。

(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による見分（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。

(4) 收容すべき遺体は、遺体安置所へ搬送する。

第2 遺体安置所の開設及び管理運営

1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンター等を遺体安置所に予定する。

なお、寺院はじめこれら以外の施設にあっても施設管理者の了解を得て、遺体安置所とすることができる。

2 災害により死者が多発し、遺体の收容・安置が必要なときは、区本部長は前項に掲げた施設に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

3 区本部は、遺体安置所において必要な葬祭用品の調達を健康福祉部に依頼する。依頼を受けた健康福祉部は、調達した葬祭用品を遺体安置所に搬入する。

4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て見分（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の收容・管理を行う。

(1) 搜索收容班が搬入した遺体を收容し、氏名又は符号を記載した名札により明示する。

(2) 搜索收容班から遺体調書及び所持品等を引継ぐ。

(3) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり見分（検視）を受ける。

(4) 検案の済んでいない遺体については、区本部保健所班と連絡をとり検案を受ける。

- (5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。
 - (6) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。
 - (7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、見分（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。
 - (8) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、区本部長とする。
 - (9) 遺体調書及び遺体処理台帳（様式 3-15-3）に必要事項をその都度記入し、遺体の整理に努める。
- 5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、総括部総括班に職員の派遣要請をすることができる。

第3 遺体の検案

1 検案班の編成

災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、見分（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。

- (1) 区本部保健所班長は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。
- (2) 検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）で編成する。
- (3) 区本部保健所班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部、健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。
- (4) 区本部保健所班長は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。
- (5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした保健所に派遣する。
 - ア 医師が不足する場合は、名古屋市医師会・愛知県医師会警察部会への協力を要請する。
また、遺体の身元確認にあたっては、名古屋市歯科医師会にも協力を要請する。
 - イ 看護職員等に不足が生ずる場合は、ボランティア看護職員を活用する。
 - ウ 検案班は、区本部保健所班長の指揮を受ける。

2 検案の実施

- (1) 遺体の検案は、原則として現場で行うこととするが、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。

3 検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して次の事項を処理する。

- (1) 検案書（医師法施行規則第20条に定める第4号書式）の作成・交付
- (2) 遺体の洗浄・縫合・消毒等（遺体の識別、撮影等のため必要な場合に行う。）

第4 葬祭用品の調達

災害により死者が多数発生した場合、健康福祉部長は、区本部長からの要請に基づき遺体を保存するための葬祭用品の調達を行う。

また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び総括部長に応援を要請する。

1 調達する葬祭用品

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) ドライアイス、遺体安置用防腐剤
- (3) 骨つぼ
- (4) その他必要と認めるもの

特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数及び市営八事斎場の火葬能力を勘案し必要量を確保する。

2 調達方法

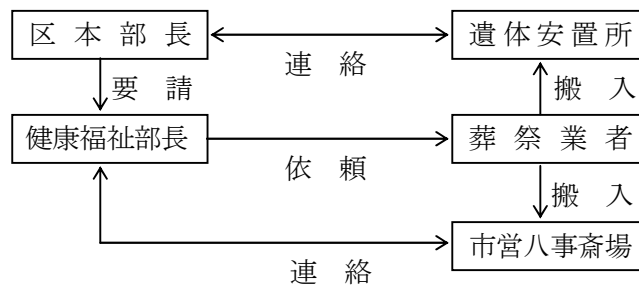
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。

被害甚大な場合において、葬祭業者からの調達が困難な場合は、他都市等へ協力を依頼する。

3 搬入場所

調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市営八事斎場に搬入する。

〔葬祭用品調達の流れ〕



第5 遺体の輸送

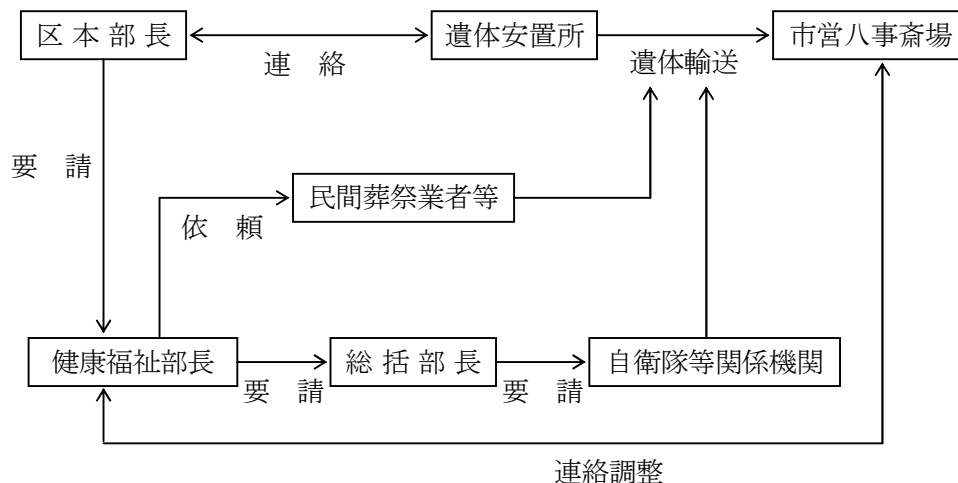
遺体安置所から火葬場への遺体輸送について、混乱期のためその遺族等が輸送を行うことが困難である場合、又は死亡した者の身元及び遺族等が不明の場合には、次により遺体の輸送を行う。

- 1 区本部長は、健康福祉部長に火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に報告し、火葬場への輸送を要請する。この場合、遺族等の判明している遺体を先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 2 健康福祉部長は、区本部長からの要請及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ遺体輸送計画を策定

し、この計画に基づき、全国霊柩自動車協会へ遺体の輸送を依頼する。

3 輸送力が不足する場合は、総括部を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

[遺体輸送の流れ]



第6 遺体の火葬

1 火葬の方法

- (1) 健康福祉部長は、区本部長から要請のあった遺体数の報告により火葬計画を策定し、この計画に基づき遺体の火葬を行う。
- (2) 遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。
- (3) 身元及び遺族が不明な遺体は、区本部長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区本部長に引渡す。区本部長は、当該遺骨を遺留品とともに保管する。

2 火葬の場所

火葬は、市営八事斎場で行う。

ただし、市営八事斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。

3 市営八事斎場における火葬体制

構 成 員	班 数	稼 働 火 炉 数
50人 (1班25人)	2	46基

なお、班の編成を行う場合、不足する人員については、健康福祉部職員の派遣及び他都市応援職員等の協力を得て行うものとする。

(資料)

- ・ 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定
 (市対全日本冠婚葬祭互助協会・名古屋葬祭業協同組合) (附属資料編 549 ページ)
- ・ 愛知県内火葬場一覧表 (附属資料編 167 ページ)
- ・ 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書
 (市対全国霊柩自動車協会) (附属資料編 547 ページ)
- ・ 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (附属資料編 553 ページ)

◎様式3-15-1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明の遺体 3 遺体引受人のない遺体 4 その他				受付番号	
氏 名		性別		年齢	歳位	受付者氏名
本 籍					届出人 (氏名)	
現住所					(住所)	
遺体の現場					(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						
種 別	1 行方不明者 2 身元不明の遺体 3 遺体引受人のない遺体 4 その他				受付番号	
氏 名		性別		年齢	歳位	受付者氏名
本 籍					届出人 (氏名)	
現住所					(住所)	
遺体の現場					(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

◎様式3-15-2 遺体調書

		番号					
搜索収容者	搜索収容班 第 班	代表者 氏 名					〔所属 局 室 区〕
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他						
遺体発見日時	年 月 日 時 分						
遺体発見場所							
遺 体 の 身 元	本籍						
	現住所						
	氏名	身元不明者 の 符 号	性別	男・女	年齢	歳位	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)					
	氏名	(死者との続柄)					
	遺体の引受け	可・不可	(引渡し	年	月	日)	
	遺骨の引取り	可・不可	(引渡し	年	月	日)	
見分 (検視)	日	時	分	〔見分 (検視) 者〕			
検案日時	月	日	時	分	(検案医師)		
火葬許可証 交付日	年	月	日	(遺体発見現場の概略図)			
火葬日	年	月	日				
(所持品の処理)							
(備考)							

※写真は裏面にはりつけてください。

◎様式3-15-3 遺体処理台帳

遺体調書の 番号	氏名又は符号 (住所)	見分 (検視)	検案	引渡し	火葬	所持品	備考

第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物

風水害等の災害の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。

そのため、排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、被災した建築物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

第1 ごみ処理

1 計画目標

環境部は、災害により発生したごみ（以下「災害ごみ」という。）等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。

2 活動要領

(1) 計画の作成

- ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。
- イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。
- ウ 災害ごみの非常処理計画を、市内の被害状況及び環境部の被害状況を基にして作成する。

(2) 処理方法

- ア 災害ごみの非常処理計画に従い、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。
- イ 被災地の早期回復を図るため、平常作業を一時的に中止し、災害ごみの処理に全力をあげる。
- ウ 平常作業の中止は、10日間を限度とし、以後災害ごみと並行して行う。
- エ 処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。
- オ 災害ごみは、空地・公園等の臨時集積所に、可燃物・不燃物に分けて排出するよう指導する。
- カ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。
- キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。

	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力
1 回 当 たり	421 台	872 人（市職員のみ）	1,037 t

(3) ごみ処理施設の確保及び復旧計画

- ア 施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による清掃活動に万全を期する。
- イ 埋立処分場については、搬入路及び施設の復旧に努める。

第2 し尿処理

1 計画目標

環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、日常の生活に支障を及ぼさないようにするため、避難所に設置する仮設トイレは下水道直結式を主体に備蓄し、くみ取式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。

2 活動要領

(1) 計画の作成

- ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、仮設トイレの設置を必要とする避難所及びその必要数の把握に努める。
- イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。
- ウ 必要に応じて他部との連絡を密にする。
- エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取式仮設トイレの設置必要数及び環境部の被害状況等に基づき作成する。

(2) 仮設トイレの設置等

ア 設置

避難所の収容能力に対応できるよう、市内の避難所に仮設トイレを設置する。特に、下水道直結式の仮設トイレについては、利用者の安全を確保したうえ、原則として避難所周辺等の「震災用」のマンホールに設置できるよう備蓄・保管に努める。

イ 備蓄・保管

災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取式仮設トイレ及び簡易パック式トイレを備蓄する。

これら備蓄する仮設トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努める。

本市の備蓄で不足する仮設トイレは、他都市の応援及び民間業者から必要数を調達することとする。

(3) 収集方法

- ア し尿の非常処理計画に従い、環境隊が収集にあたる。
- イ 平常作業は並行して行うことを原則とするが、被害状況に応じて平常作業を中止し、避難所等緊急を要するものから収集を行う。
- ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、民間事業者で組織する愛知県衛生事業協同組合から臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。
- エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。

	車 両 数	人 員	最大収集能力
1 回 当 たり	27 台	56 人 (市職員のみ)	51.9 kℓ

オ 環境部の保有するし尿処理施設の最大処理能力は次のとおりである。

施設名	下飯田作業場	内田橋作業場	港作業場	計
処理能力	150 kℓ	150 kℓ	200 kℓ	500 kℓ

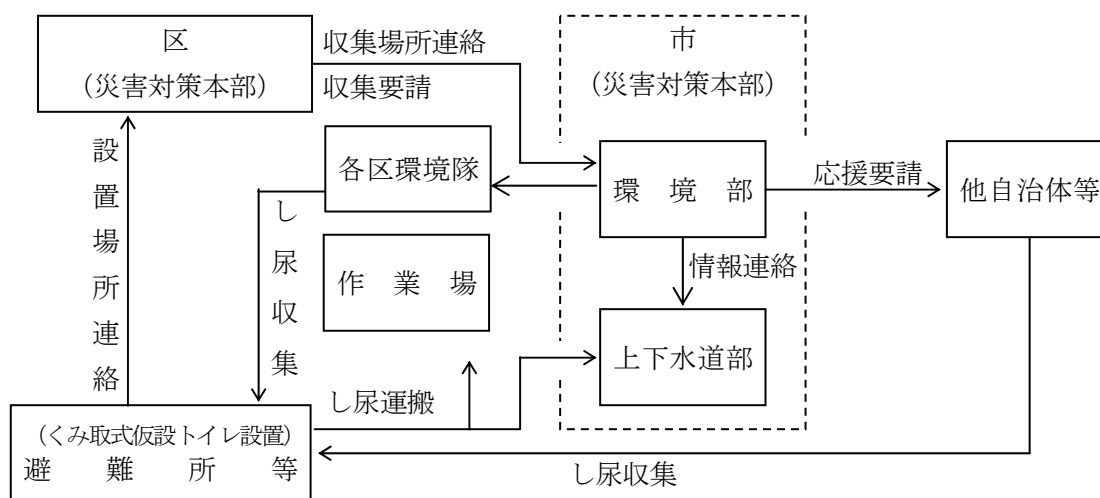
(4) 処分計画

収集したし尿は、上下水道部と連絡をとり、下水道機能の状況をみながら、下水道投入を行う。

(5) し尿処理施設の復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その早期復旧に努める。

(6) し尿の収集処理体制



第3 災害廃棄物処理

1 計画目標

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、被災した建築物等から発生する廃木材及びビコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。

2 活動要領

(1) 災害廃棄物処理対策臨時組織の設置

発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策本部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。

(2) 災害廃棄物の撤去及び被災建物の解体

災害廃棄物の撤去に関しては、その危険性・公共性を配慮するとともに、環境保全に留意して、その適正処理についての指導等を行う。

被災した建物の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、被災建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の設置

災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関係機関と協力して設置する。

(4) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

仮置場にて破碎不適物を除去するなど分別されて搬出された災害廃棄物は、破碎処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。

3 協力体制

災害廃棄物の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

(1) 災害廃棄物の解体撤去

ア 被災建物の解体業務

イ 発生した災害廃棄物の撤去業務

(2) 災害廃棄物仮置場の設置

ア 仮置場の維持管理業務

イ 仮置場からの災害廃棄物の搬出

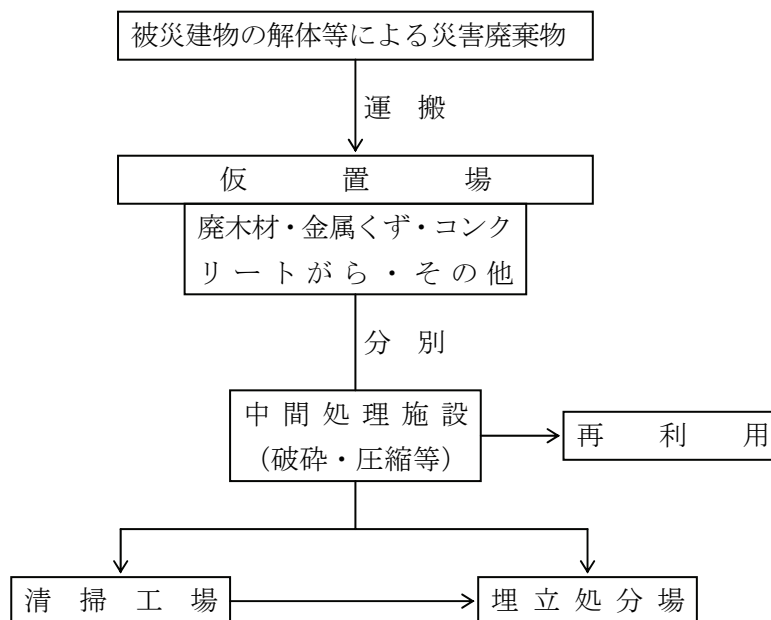
(3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分

ア 災害廃棄物の破碎処理

イ 再利用施設への搬入

ウ 埋立処分場への災害廃棄物の搬入

災害廃棄物処理の基本的流れ



第17節 住宅等応急対策

風水害等の災害により住家が全壊（焼）又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に各種の建設条件及び建設戸数の配分等を考慮し、応急仮設住宅を建設するとともに住家の半壊（焼）に対する応急修理をし、居住の安定を図る。

また、医療救護施設、避難施設、福祉施設、教育施設、市庁舎等に被害があった場合は、市民の生命、身体の安全確保と災害復旧の中核としての業務の遂行ができるよう応急措置をし、公共施設としての機能の維持を図る。

第1 応急仮設住宅

1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。

その際早急に応急仮設住宅の建設に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

2 応急仮設住宅の概要

- (1) 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)による。
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。
- (3) 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。
- (4) 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
- (5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。

3 本市が実施する事務

応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場管理、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。

4 建設用地の確保

災害発生後、住宅都市部長は、災害対策用空地利用計画を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。

- (1) 被災者の居住地に近い場所
- (2) 電気、ガス、水道等の供給施設が布設可能な場所
- (3) 交通機関、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所
- (4) 長期（2年程度）に渡り使用可能な場所

5 建設の決定

住宅都市部長は、必要な応急仮設住宅の戸数及び住戸タイプ、建設地について、本部員会議の決定を経て、県に建設を要請する。

住戸タイプの決定にあたっては、被災者の世帯構成により単身用、小家族用、大家族用を選択する他、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅についても健康福祉部と協議の上決定する。

6 工事管理

住宅都市部長は、県の補助として工事中の現場管理を行う。

7 入居者の受入れ

住宅都市部長は、健康福祉部及び区本部と協議し、住戸タイプにより入居者の対象を区分し、また、高齢者、障害者などの避難所生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、本部員会議の決定を経て入居基準等を作成し、入居者の募集、決定を行う。

8 住宅等の管理

住宅都市部長は、県の補助として応急仮設住宅、その敷地及び附帯施設の管理における事務を実施する。

また、応急仮設住宅の入居者に対する医療・福祉サービスや、福祉仮設住宅における支援は、必要に応じ健康福祉部及び区本部が連携をとって実施する。

9 その他

- (1) 災害救助法が適用されず応急仮設住宅を建設する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。
- (2) 被災者の居住に関する事務を総合的に迅速かつ的確に対応することが望まれる場合、本部長は、住宅都市部、健康福祉部等の関係班を統合し、災害対策本部の下に仮設住宅運営本部室を組織し、応急仮設住宅に係る事務を含め、被災者の居住に関する事務を総括管理することができる。

第2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。

1 災害救助法に基づく応急修理の実施

住宅都市部長は、県の補助として、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。

- (1) 応急修理の対象については、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。
- (3) 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 災害救助法が適用されない場合の応急修理の実施

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の応急修理を実施する場合にあっては、上記方針に準じて実施する。

第3 住宅の障害物除去

住宅の障害物除去は、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅の障害物除去を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。

1 災害救助法に基づく障害物除去の実施

住宅都市部長は、県の補助として、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。

- (1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和40年愛知県規則第60号）による。

(3) 障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

2 災害救助法が適用されない場合の障害物の除去

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の障害物除去を実施する場合にあつては、上記方針に準じて実施する。

第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談

住宅都市部は、被災した建築物（市有建築物を除く。）・宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

1 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を総括部に要請する。

2 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。

3 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。

なお、市民経済部が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。

(1) 復旧に関する技術的指導及び相談

(2) 復旧の助成に関する相談

第5 市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保

1 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は共同施設が著しく損傷を受けた場合は、居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

(1) 市営住宅又は共同施設の被害状況は、住宅都市部、市営住宅又は共同施設の管理代行者あるいは指定管理者が協力し、すみやかに調査を行う。

(2) 市営住宅又は共同施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

(3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象として実施する。

2 一時使用住宅の確保

市営住宅、その他の公的住宅の空き家を確保し、被災者の一時使用住宅の確保に努める。また、一時使用住宅の受付、相談を行うため、相談窓口を設ける。

第6 市有建築物の応急措置

市有建築物が著しく損傷を受けた場合は、建物の応急措置を実施するものとし、建物の被害状況を管理者と協力して早急に調査のうえ次の措置をとる。

1 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

2 機能確保のための必要限度内の復旧措置をすみやかに実施する。

3 電気、ガス、水道、通話設備等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり応援を得てすみやかに実施する。

第18節 文教対策

風水害等による災害が発生した場合において、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育並びに奨学に関する措置など文教対策について定める。

第1 学校教育における応急対策

1 休校等応急措置

風水害等の災害が発生した場合、園児、児童又は生徒の安全と校舎等の管理、保全を期すため、平素から教職員、園児、児童、生徒及び保護者に対応措置を周知徹底させておくのはもちろん、関係方面ともよく連絡のうえ、次の措置をとるものとする。

(1) 園児、児童又は生徒の登校（園）（以下「登校」という。）前に、本市域に暴風警報（以下この項において「警報」という。）が発表されている場合は、登校を見合わせ、次の基準により取り扱うものとする。

ア 始業前、午前6時までには警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。

イ 午前6時から午前11時までには、警報が解除されたときは、午後の授業を行う。

ウ 午前11時を過ぎても、警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。

(2) 登校前に、本市域に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表されている場合は、学区及び学校の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地域が異なるので、中学校ブロックの校長がお互いに情報を交換し、学校（園）長の判断により前(1)の処置をとるものとする。

(3) 登校後に、本市域に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。

○ 注意報について教育長通達第1号

月 日 時 分	教 育 長
(1)	各学校（園）において、今後の気象情報に十分注意し、園児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の危険防止及び衛生に注意するとともに、校（園）舎（以下「校舎」という。）の管理保全等臨機の処置をとること。
(2)	状況によっては、児童等を下校（降園）（以下「下校」という。）させることも考慮すること。
(3)	教育長通達第4号が発せられる場合も予想して、人員配置等警備態勢について配慮すること。

(4) 登校後に、本市域に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。

○ 警報について教育長通達第2号

月 日 時 分	教 育 長
(1) 児童等を学校（園）に待機させること。	
(2) 待機させた後、下校させるにあたっては、次に掲げる方法により情報を得て判断をすること。 ア 危険箇所近くの学区民より情報を受ける。 イ 教職員により通学路の安全点検を行う。 ウ 中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報を交換する。 エ その他必要な方法。	
(3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、あらかじめ定められた方法で下校させること。	
(4) 翌朝の登校（園）（以下「登校」という。）については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は直ちに教職員課に報告すること。	
(5) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。	
(6) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校（園）においては高所に保管する等適宜措置すること。	

- (5) 登校後に、本市域に暴風警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。

○ 警報について教育長通達第3号

月 日 時 分	教 育 長
(1) 児童等を、通学路の安全を確認の上、速やかに下校させること。ただし、気象状況等によっては、学校（園）に待機させる措置をとる場合がある。	
(2) 通学路の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。 ア 危険箇所近くの学区民より情報を受ける。 イ 教職員により通学路の安全点検を行う。 ウ 中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報を交換する。 エ その他必要な方法。	

- (3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、あらかじめ定められた方法で下校させること。
- (4) 次に掲げる場合は待機させること。
 - ア 通学路の安全が確認できない場合
 - イ 気象状況により帰宅が困難な場合
 - ウ その他
- (5) 翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をとること。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。
- (6) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。
- (7) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校（園）においては高所に保管する等適宜措置すること。

(6) 警報が発表された場合は、教育長は、情勢により次の通達を各学校（園）長あてに発し、対処するものとする。

○ 警報について教育長通達第4号

- | | |
|---|-------|
| 月 日 時 分 | 教 育 長 |
| (1) 第2非常配備の人員配備をすること。
校長区代表、高校（園）長代表は非常配備についた人数を取りまとめのうえ教職員課へ報告すること。 | |
| (2) 第3非常配備、第4非常配備については、(1)に準ずる。 | |

(7) 避難者があった場合、各学校（園）長は次の措置をとるものとする。

- ア 避難者があった場合は、区災害対策本部長（区長）に人数、状況等を報告する等緊急に連絡をとること。さらに、避難者について即刻人数、時間、状況等を災害対策本部学校部教職員班（教職員課）へ報告し、以後顕著な状況変化を生じた場合及び避難者が退去した場合は報告すること。
- イ 災害救助地区本部長と特に緊密な連絡をとり、避難者収容に遺漏のないよう措置をとること。

2 応急教育の実施

体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微のとき
 - 各学校においてすみやかに応急措置をとり、授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に甚大のとき
 - 残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。

(4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア 隣接の被害軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。

イ 児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ 児童生徒が集団避難のときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教職員の確保

学校部長は、教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育の実施に支障があるときは、他校の教職員の臨時的派遣又は補充要員の臨時的任用の要請を行うなど必要な教職員の確保に努める。

4 奨学に関する措置

(1) 教科書及び学用品の給与

ア 教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

イ 給与品目は、被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。ただし、例示した品目以外のものであっても、被害実情に応じ特定の品目に重点をおくことも差し支えなく、また、文房具及び通学用品についてもある程度変更することができるものとする。

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品……運動靴、傘、長靴等

ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書（教材を含む。）代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費（住家の被害程度に関係なし。）

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童	}	災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定める額
中学校生徒		
高等学校生徒		

エ 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）……………県負担

その他の場合……………市負担

オ 給与は災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内

に完了するものとする。

カ 給与の方法は、給与の対象となる児童、生徒の数を被災者名簿と当該学校における指導要録等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書については、学年別、学科別、発行所別に調査集計し調達、配分するものとする。また、文房具、通学用品については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入、配分するものとする。

ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入のうえ、関係学校長を通じて支給する場合もある。

キ 整備保存すべき帳簿

(ア) 学用品購入（配分）計画表

(イ) 学用品の給与状況

(ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(2) 奨学措置

ア 被災児童生徒に対する就学援助

被災児童生徒に対しては、申請により学用品費、通学費、修学旅行費、医療費、給食費等の補助措置を講ずるものとする。

イ 市立幼稚園授業料等の減免

市立幼稚園にあつては、申請によりその被害状況の程度に応じて授業料等の減免措置を講ずる。

ウ 市立高等学校入学料の免除

市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき入学料の免除措置を講ずる。

5 給食に関する措置

(1) 給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。

(2) 給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能校から、逐次給食を実施する。

第2 社会教育における応急対策

1 事業休止等応急措置

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であるとき、所管の長の判断により、下記の措置をとるものとする。

(1) 利用者を安全に避難させるとともに、公所班長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置を取る。

(2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。

(3) 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる。

2 災害応急対策

(1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたりるとともに、その準備のため適切な措置をとる。

- (2) 避難所生活の長期化などに伴う避難者の文化的ニーズに対応するため社会教育施設の機能を生かした避難生活の質的向上に資する事業の実施に努める。
- (3) 貴重な指定文化財については、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の救出、二次的被災による散逸の回避に努める。

第19節 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していくうえで、重要な役割を担うものである。

そのため、応急対策活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、発災時の受入体制、活動の支援などの条件整備について定める。

また、ボランティアとの連携協力の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について相互理解を深めながら協力関係を築くものとする。

第1 平常時の連携

発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。

連携を図る団体・関係機関	活 動 内 容	担当部（局）
日本赤十字社愛知県支部	応急医療活動一般	健康福祉局、消防局
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 各区社会福祉協議会	福祉を始め応急対策活動一般	健康福祉局 各区役所
（公財）名古屋国際センター	外国人の支援	市長室
市立高校	応急対策活動一般	教育委員会
学区連絡協議会	〃	区役所
名古屋地区大学災害対策連絡協議会	〃	人事委員会
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、消防局
その他（各種団体・企業等）	応急対策活動一般	関係局・区役所

第2 ボランティアの育成・教育

大規模災害時において、ボランティア活動が有効に展開できるよう、市民に対して災害ボランティアの意義、参加意識の啓発や人材の養成などを推進する。

1 ボランティア教育の推進

- (1) 防災講演会、研修会等による啓発の推進
- (2) 市民向け啓発冊子の配布
- (3) 教育の一環として児童・生徒に対する指導の充実
- (4) 企業・事業所に対する防災啓発の推進

2 ボランティアの確保

福祉ボランティア、市民救急員など特殊な技術・資格を要する職種については、災害発生時に人材を確保することが困難になるため、既存の登録制度の活用や新たな登録制度を採用することにより、あらかじめ体制を確保する。

3 ボランティアのネットワーク化の推進

災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。

このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。

第3 関係団体等への要請

災害発生後、応急対策に必要な人員が不足する場合は、「第1 平常時の連携」の表に掲げた団体・関係機関等に対し、ボランティア活動を要請するとともに、ボランティアセンターの運営について、ボランティア団体などの市民活動団体に対し、協力を要請する。また、ボランティアセンターの設置については、愛知県の設置する県広域ボランティア支援本部と連携し、効率的な役割分担を行う。

1 要請の方法

要請、受入れ及び連絡調整等は、「第1 平常時の連携」に掲げた担当部が行う。

担当部の長は、本部長（本部幹事会幹事長）の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- (1) 活動内容
- (2) 活動期間及び活動場所
- (3) 受け入れる部又は区本部の連絡責任者名及び連絡先
- (4) その他必要事項

2 活動内容等

関係団体等に依頼する活動内容は、「第1 平常時の連携」に掲げた業務とし、受け入れる部・区本部長が指示をして活動させる。

第4 受入れ体制

ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと被災者宅のあとかたづけなどの被災者の自立支援の活動や、避難所等における被災者の世話や話し相手など特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備を図るものとする。

1 担当部

区分	担 当 部	担 当 業 務
一般ボランティア	市 民 経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関する事 ・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部・区本部との連絡調整に関する事 ・資器材、物資の調達に関する事 ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関する事 ・市災害ボランティアセンターの運営に関する事 ・その他ボランティア活動に関する事

一般 ボラ ンテ ィア	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市・区社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他市民経済部が行う業務への協力
	区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れ、配置計画に関すること ・各部及び活動拠点との連絡調整に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること
	市・区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの需給調整及びコーディネートに関すること ・市・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他市民経済部・区本部が行う業務への協力
専門 ボラ ンテ ィア	各部	<ul style="list-style-type: none"> ・各部が行う応急対策活動のうち、資格・技能等専門知識を必要とするボランティアの受け入れ・活動に関すること

2 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 市本部にあつては、災害発生後、市民経済部及び健康福祉部において、ボランティア班を編成し、市社会福祉協議会の協力を得て、「市災害ボランティアセンター」を設置する。
- (2) 区本部にあつては、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。
- (3) 「市・区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。
- (4) 市・区災害ボランティアセンターにおいては、一般ボランティアを関係機関や市民活動団体の協力のもと、ボランティアコーディネーターを核として受け入れることとし、専門的な技術、資格を必要とする専門ボランティアについては、業務を所管する各部において受け入れるとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターとの連携を図る。
- (5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの派遣・活動を行う。

第5 活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、ボランティア推進機関等の協力を得ながら環境の整備を図る。

- 1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあつては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。
また、ボランティアの活動にあつては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行うこととする。
- 2 ボランティア資器材について、あらかじめ想定される資器材の備蓄を行うとともに、ボランティア活動が展開し、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班が、品目・必要数等を取りまとめ、経理部へ調達を依頼する。
その他、活動支援全般にかかる事項についても市本部ボランティア班が行う。

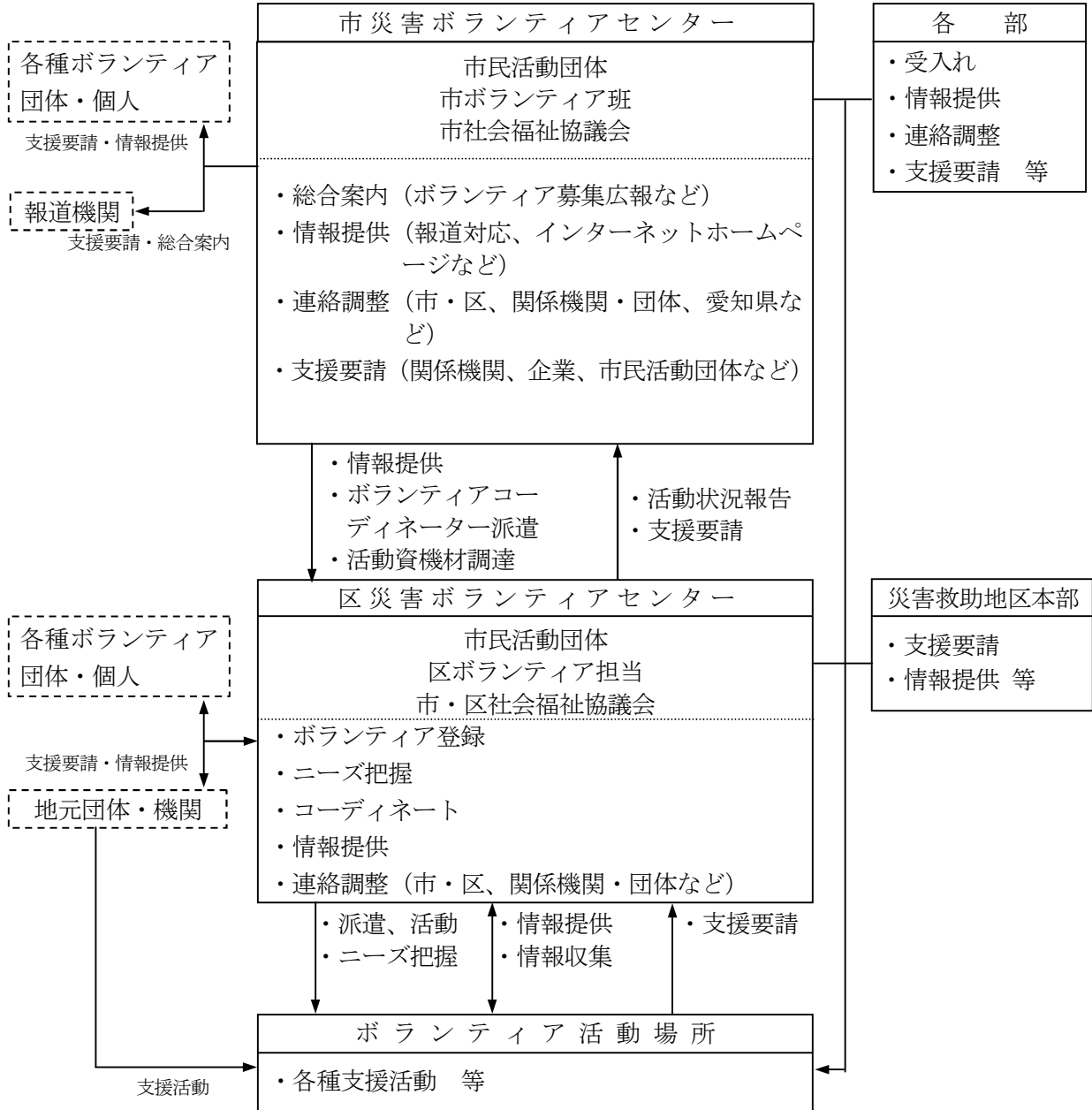
受入れ手順

災害発生

(市・区災害ボランティアセンター設置決定；市災害対策本部)

(一般ボランティア)

(専門ボランティア)



(資料)

- ・災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書 (市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会・社会福祉法人名古屋市 (16 区) 社会福祉協議会・災害救護系ボランティア団体及びNPO) (附属資料編 539、541、543 ページ)
- ・災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定 (なごや災害ボランティア連絡会对社団法人名古屋建設業協会対市) (附属資料編 546 ページ)

第20節 労務供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な労働力の不足を補うため、労働者の雇用並びに従事命令等について定め、応急対策活動に必要な労働力の確保を図る。

第1 労働者の雇用

動員職員、他都市の応援隊、ボランティア等のみでは、労働力が不足しているとき、又は特殊な作業のために労働力が必要なときは、次の方法により労働者を雇用する。

1 雇用手続

- (1) 労働者の雇用は、従事させる作業の内容に応じ、労働力を必要とする部・区本部の長が直接行うものとする。
- (2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を総括部を経由して本部員会議に報告しなければならない。

ア 雇用の目的

イ 雇用人員及び期間

ウ 所要経費

エ その他必要事項

2 雇用範囲

労働者の雇用は、災害応急対策の実施に必要な業務を行う場合に限るものとする。

3 労働者の賃金

雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（総括部総括班）が定める。

4 経費の負担

災害救助法適用前は、同法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長（本部長）の判断により、経費を市が負担する。災害救助法適用後は、同法及び愛知県災害救助法施行細則によるが、その基準によることが困難な場合は、愛知県知事の承認を得て適用するものとする。

第2 市長（本部長）の強制従事命令等

関係者に対する災害応急措置及び救助業務の強制従事命令又は協力命令については、災害対策基本法その他関係法令に定めるところによる。（別表3-20-1 強制命令の概要一覧参照）

なお、市長（本部長）の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、これに起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又は遺族に対し、「消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市長令第10号）」に基づく損害補償を行う。

また、災害救助法に基づく扶助金が県から支給される。

◎別表3-20-1 強制命令の概要一覧

執行者	種類	根 拠 法 律	対象作業	対 象 者
知 事	従事命令	災害対策基本法第71条第1項 災害救助法第24条	災害応急 対策及び 救助作業	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれ らの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送事業者及びその従 事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項 災害救助法第25条	災害応急 対策及び 救助作業	救助を要する者及び近隣の者
市長 警察官 海上保安官	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 " 第2項	災害応急 対策全般	市域内の住民又は当該応急措置 を実施すべき現場にある者
警察官	即時強制	警察官職務執行法第4条	災害応急 対策全般	その場に居合せた者、その事物 の管理者その他関係者
消防吏員 消防団員	従事命令	消防法第29条第5項	消防作業	火災現場付近にある者
水防管理者 水防団長 消防機関 の 長	従事命令	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の 現場にある者

第21節 区の応急対策活動

風水害等の災害が発生したときには、区役所は、区内の応急対策活動の中核としての区本部を設置し、災害救助地区本部、各区隊及び防災関係機関の協力を得て、区内の被害を最小限に抑えけるとともに、被災者の生活の支援や不安・動揺の鎮静、人心の安定を図ることを主目標として活動する。

第1 活動体制

1 区本部の組織・運営

「第2節 災害警戒本部の設置及び運営」及び「第3節 災害対策本部の設置及び運営」に定めるところによる。

2 非常配備・動員

「第1節 初動活動体制」に基づき、各区ごとに作成する「非常配備・動員計画」による。

3 区本部の分担任務

別表3-3-1に定めるところによる。

第2 大規模災害時の初動活動

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある。

このため、災害発生前から災害発生後の初期段階において実施すべき主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

大規模災害時の初動活動

時間	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎被害状況調査 ○ 避難所開設準備 ○ 区本部事務室機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内被害状況調査 ○ 避難所派遣計画 ○ 各区隊区本部へ1名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への職員派遣 ○ 災害救助地区本部への職員派遣 ○ 災害救助地区本部情報収集 ○ ライフライン情報収集 ○ 避難所開設状況調査 ○ 倒壊家屋概数調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者数集計 ○ 避難所への物資計画・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への物資配布 ○ ボランティア配備計画 ○ ボランティア派遣(状況に応じて派遣) ○ 遺体収容計画・安置所開設 ○ 災害時要援護者の安否確認
務	☆ 随時 避難者の誘導・収容 避難勧告の決定等 災害救助法適用有無 応援要請(市本部・自衛隊など)				

区 災 害 対 策 本 部

業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部等被害状況調査 ○ 本部室機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学区内被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所へ本部委員派遣 ○ 情報収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学区避難者数集計 ○ 避難所への物資計画・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて派遣 ○ 避難所への物資の配布 ○ 災害時要援護者の安否確認
務					

災 地 害 区 救 本 助 部

業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設 ○ 避難所施設被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ体制整備 ○ 災害時要援護者等調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者数調査 ○ 負傷者等調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資計画・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資の配分 ○ 行方不明者調査
務					

避 難 所

第3 災害救助地区本部

災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則によるほか、次に定めるところによる。

1 災害救助地区本部の設置

区長（区本部長）は、市長（本部長）の補助執行機関として、災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、必要と認める地域の小学校に災害救助地区本部を設置する。

2 災害救助地区本部委員

災害救助地区本部委員は、学区内の災害対策委員をもって充てるほか、学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱した者である。なお、災害対策委員は、災害救助地区本部が設置されたときは、地区本部の任務に従事することになるが、地区本部が設置されない場合にあっても、名古屋市災害対策委員規則に定める災害対策にかかる職務に従事する。

3 地区本部への参集

- (1) 地区本部委員は、自らや家族の安全を確保した後、その地域における自主防災会の体制を整え速やかに地区本部へ参集する。
- (2) 参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに地区本部長等に報告する。

4 災害救助地区本部の分担任務

災害救助地区本部は、次の事務について区本部の実施する応急対策活動を補助する。

- (1) 二次災害防止広報の実施に関すること（流言防止等）。
- (2) 災害情報等の伝達に関すること。
- (3) 人命救助活動に関すること。
- (4) 避難準備情報、避難勧告・指示の伝達に関すること。
- (5) 避難誘導に関すること。
- (6) 避難所の管理運営に関すること。
- (7) 被害状況の調査に関すること。
- (8) 広報広聴活動に関すること。
- (9) 救援物資の配分に関すること。
- (10) 救出、救援に関すること。
- (11) 災害時要援護者の救援活動に関すること。
- (12) ボランティアの活動支援に関すること。
- (13) り災証明事務に関すること。
- (14) その他区本部の応急対策活動全般に関すること。

第4 情報連絡活動

災害時に区本部が行う情報連絡は、多方面にわたり輻輳することが想定され、あらかじめ全ての形態の情報連絡について計画化しておくことは困難である。

ここでは、被害情報、対策情報及び気象情報等の基本的な情報に的を絞り、その内容及び収集・伝達の方法等について定める。

1 被害情報の収集・報告

(1) 収集内容

ア 人的被害

・死者 ・行方不明者 ・負傷者（重傷、軽傷）

イ 建物被害

（ア）住 家

・全壊（焼） ・半壊（焼） ・一部破損 ・床上浸水 ・床下浸水

（イ）非住家（公共建物及びその他の非住家）

・全壊（焼） ・半壊（焼）

ウ り災世帯数及びり災者数

エ その他の被害（か所数）

・文教施設 ・病院 ・道路 ・橋梁 ・河川 ・水道 ・がけ崩れ ・その他

※ ア、イ、ウについては、区本部の責任において収集・報告する。ただし、火災については、消防隊（署）との緊密な連携により行う。

※ エについては、報告の形態（か所数の把握に留める）からみて、速報的性格のものであり、最終的には、関係各部の責任においてそれぞれ収集・報告する。区本部は、可能な範囲内でこれら被害情報の収集に努めるとともに、関係区隊及び公所等から報告を受け、区単位の被害状況を集約する。

(2) 当日の報告内容

ア 第1・第2非常配備

全収集内容とする。

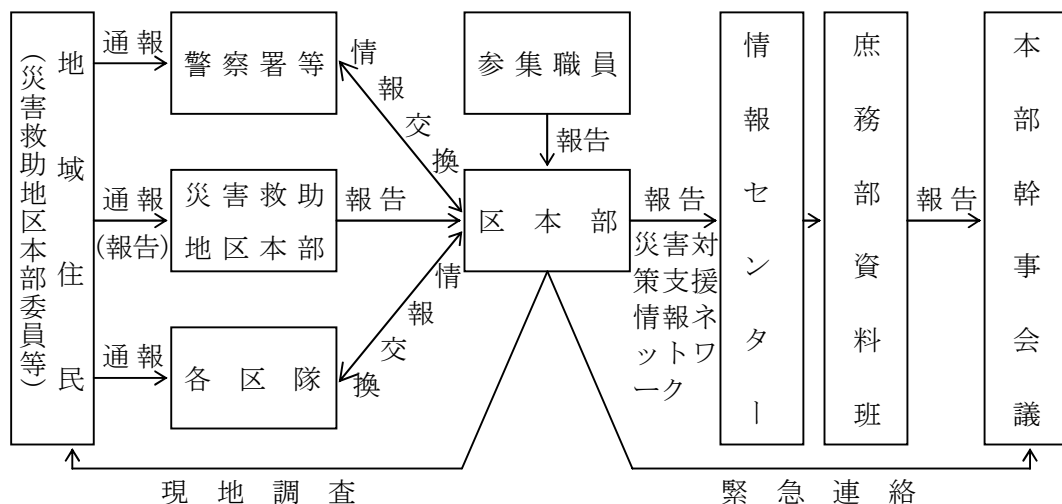
イ 第3・第4非常配備

死者、行方不明者、負傷者（重傷）、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

ウ 確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握・収集し、復旧予定費を含む確定報告書を消防長に提出する。

(3) 被害情報の収集・報告系統



※ 災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、別記様式3-4-0~5によりファクシミリにて伝達する。

2 対策情報の伝達

応急対策活動の実施に関する情報（対策情報）の種類及び伝達方法等について定める。

(1) 対策情報の種類

- ア 職員参集状況の報告
- イ 住民避難状況の報告
- ウ 車両、資機材等の調達依頼
- エ 職員の応援要請
- オ 自衛隊の派遣要請
- カ 応急対策の実施要請
- キ 応急対策の実施状況の報告
- ク その他応急対策上必要な事項

(2) 対策情報の伝達方法

ア 職員参集状況の報告

職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、庶務部職員班へ報告する。

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、別記様式3-4-6によりファクシミリにて伝達する。

イ 住民避難状況の報告

住民が避難を開始し、避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部総括班へ報告する。

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、別記様式3-4-7によりファクシミリにて伝達する。

ウ 車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、総括部総括班を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。

エ 職員の応援要請

他の部又は他の区本部の職員の応援を必要とする場合は、災害対策支援情報ネットワークにより庶務部職員班に対し要請するなど、上記方法による要請が不可能な場合は、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行う。（庶務部長あて様式3-3-1を提出する。）

オ 自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部総括班に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。（総括部長あて 様式3-7-1（3-7-2）を提出する。）

カ 応急対策の実施要請

区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、総括部総括班を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指

示又は実施要請を行うよう要請する。

ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、総括部総括班を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。

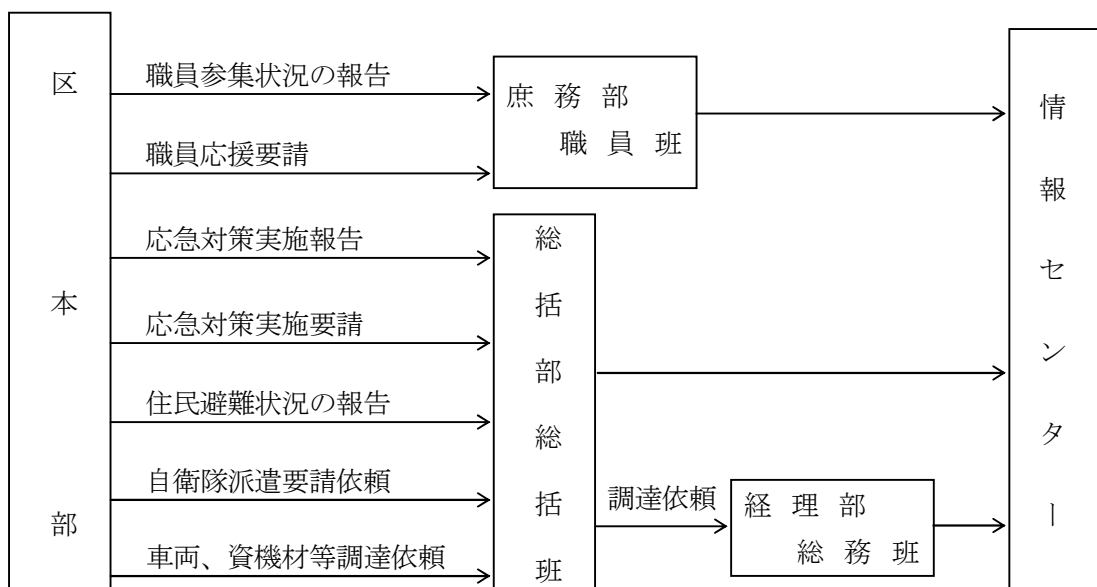
キ 応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部総括班へ報告する。

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、別記様式3-4-1~5の特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。

(3) 対策情報の伝達系統



3 予警報等の伝達

気象庁又は名古屋地方気象台発表の気象等に関する情報の入手及び住民への伝達について定める。

(1) 情報の入手

水防情報システムにより配信される気象等に関する情報を、水防用ネットワーク端末を利用し、入手する。

(2) 情報の伝達

ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、避難所へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。

イ 広報車により、区内を巡回し、音声のみならず情報文等の配布に努める。

第5 広報・広聴活動

1 広報活動

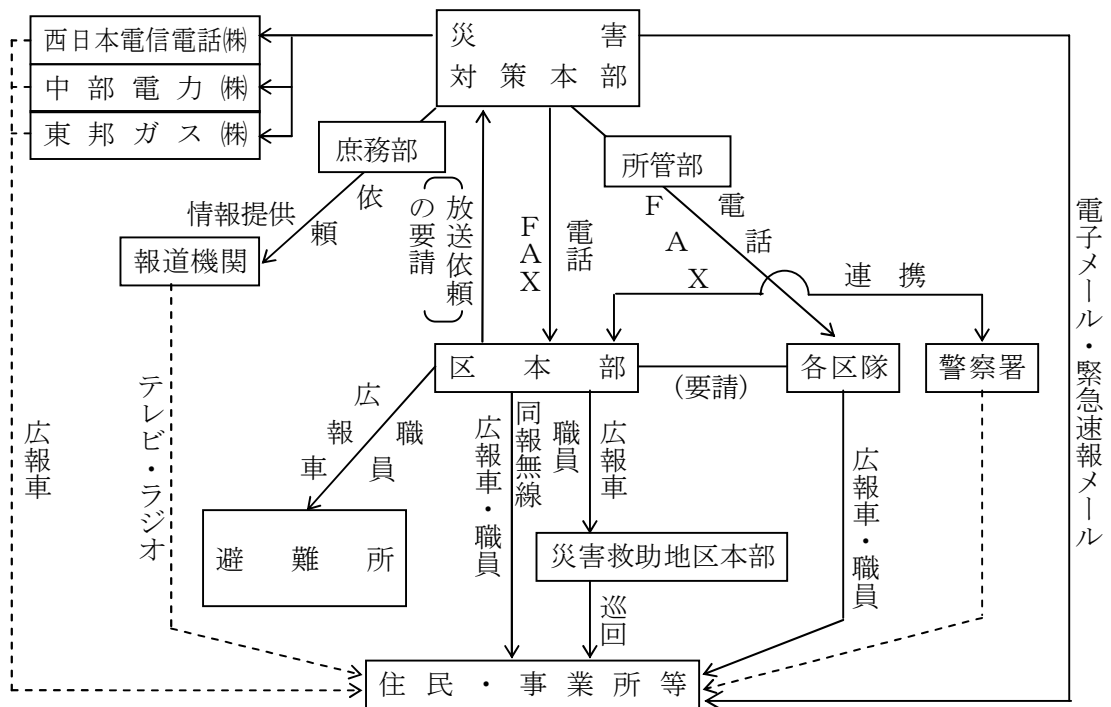
区本部は、人心の安定、パニック等の混乱の防止を目的として、災害発生後ただちに広報活動を

開始し、以後応急対策活動の進展に伴い、災害救助地区本部及び各区隊の協力を得て適時適切な広報の実施に努める。

(1) 広報事項

- ア 災害の発生状況
- イ 津波、洪水等に関する情報
- ウ 災害応急措置の実施状況
- エ 避難の準備、勧告、指示
- オ 家庭において実施すべき防災対策と心得
- カ 市内の被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- キ 生活関連情報
 - (ア) 電気、ガス、水道の状況
 - (イ) 食料、生活必需品等の供給状況
- ク 道路交通状況
- ケ 市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況
- コ 医療機関の活動状況
- サ 通信施設の復旧状況
- シ 自主防災組織等地域防災ボランティア組織への協力依頼
- ス その他必要な事項

(2) 広報の伝達系統



(3) 広報の方法

- ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、総括部総括班に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。

イ 同報無線による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ同報無線による広報を実施する。

ウ 広報車の利用

災害の状況に応じて、必要地域へ広報車を出勤させ広報を実施する。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

オ 災害救助地区本部委員による広報

災害救助地区本部委員は、区本部の広報活動を補助するため、自主防災組織と協力し分担地域を巡回又は個別訪問して広報を行う。

カ チラシ等の配布

必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

キ 電子メール（きずなネット防災情報）

必要に応じて総括部総括班に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。

ク 緊急速報メール

津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部総括班に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

(4) 報道機関への情報提供等

報道機関から、区本部にかかる情報提供や取材の依頼があった場合は、原則として市災害対策本部にて対応することとし、区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターへ情報提供を行う。

2 災害時要援護者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシ等により情報提供を行い、視覚障害者に対しては、音声機器などを用いて繰り返し放送を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、庶務部秘書班に外国人が避難している施設への通訳の派遣を要請する。

また、国際交流・支援団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

3 広聴活動

区本部は、区民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、速やかに広聴体制の確立を図り、各区隊及び防災関係機関、さらには、専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

(1) 被災相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を、区本部に設置する。この場合、必要に応じ、各区隊等に対し、相談員の派遣を要請する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、各区隊、関係部又はその他の関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

第6 避難

1 避難準備情報、避難勧告・指示の実施

(1) 避難準備情報は、原則として市長（本部長）が発表する。

(2) 避難勧告・指示は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

ア 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。

イ 区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

(3) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難勧告・指示を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。

(4) 実施基準

ア 避難準備情報

発表基準は別に定める。

イ 避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難を指示する。

(ア) 浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき。

(イ) 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。

(ウ) がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。

(エ) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、別に定める基準に達したとき。

(オ) 有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。

(カ) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

(5) 実施方法

区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署

等の協力を得て、危険地域の住民に対して、避難準備情報を伝達し、若しくは避難を勧告又は指示する。

ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法

(ア) サイレン吹鳴による伝達（準備情報の場合を除く。）

サイレン設置場所施設管理者に対して協力を要請する。

(イ) 広報車による伝達

区本部及び各区隊は、それぞれ保有する広報車を利用し、関係地域を巡回して伝達する。

(ウ) 災害救助地区本部、消防団等による伝達

広報車による巡回等により情報の伝達を図る。

(エ) 個別訪問による伝達（準備情報の場合を除く。）

災害救助地区本部、消防団等は、各家庭を個別に訪問し避難勧告の周知徹底を図る。

(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達

総括部総括班に対し、放送局への協力依頼を要請する。

(カ) 電子メール（きずなネット防災情報）による伝達

総括班に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。

(キ) 緊急速報メールによる伝達

総括部総括班に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

イ 伝達内容

(ア) 準備情報の発表若しくは勧告又は指示の発令者名

(イ) 準備情報の発表若しくは勧告又は指示の発令日時

(ウ) 準備情報の発表若しくは勧告又は指示の理由

(エ) 避難所の名称及び所在地（準備情報の場合を除く）

(オ) 避難経路（ 〃 ）

(カ) その他注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等）

(6) 実施報告

避難勧告又は指示の実施をした場合、及び警察官、自衛官等から指示を実施した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部総括班へ報告する。

ア 避難勧告又は指示の発令者名

イ 発令の日時

ウ 発令の理由

エ 避難対象者（学区名、町名）

オ 避難先

2 避難所の開設及び管理運営

(1) 避難所の開設

避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、区本部長はすみやかに必要な避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該避難所へ派遣する。

開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必

要最小限の期間を延長することができる。

なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

- ア 区本部長は、避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所開設の指示をする。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。
- イ 災害救助地区本部長及び施設管理者は、区本部からの派遣職員が到着するまでの間、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。
- ウ イに掲げる場合を除き、開設した避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。
- エ 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。

(2) 避難所の管理運営

区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。

ア 管理組織の整備

- (ア) 災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。
- (イ) 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

イ 管理組織の職務

- (ア) 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。
- (イ) 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。
- (ウ) 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。
- (エ) 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。
- (オ) 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。
- (カ) 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

ウ 運営

災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、早期に避難所管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

3 避難状況等の報告

- (1) 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部総括班へ報告する。
- (2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、総括部総括班へ報告する。

4 避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所になった学校施設・民間施設などでは、避難所生活が長期にわたると、本来の活動に支障をきたすことが懸念される。そこで避難勧告・指示を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。

また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

- (1) 本来活動の再開に併せて、施設管理者等と協議のうえ、避難スペースの適正配置に努める。
- (2) 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。
- (3) 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第7 応急救助活動

区本部は、災害による災者に対し、次により応急救助活動を実施する。なお、災害救助法の適用基準、救助の種類、内容等については、「第6節 災害救助法の適用」において定められているが、区本部が担当する応急救助の種類とその概要は次に掲げるとおりとする。

1 飲料水の供給

水道管等の被害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、上下水道部の定める応急給水計画に基づき、水道隊と連携し、災害救助地区本部等の協力を得て給水活動を実施する。

また、必要に応じ、消防隊に協力を要請する。

さらに、災害応急用井戸、プール水等を活用して飲料水その他生活用水の確保に努める。

2 食品の供給

家屋の破壊・流失等により避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧（乾パン、飯缶詰等）又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。

食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び避難所管理組織等の協力を得て実施する。

3 衣料その他生活必需品の供給

災害により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品をき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対し、市本部物資班と連携し、被服、寝具その他の生活必需品を供給する。

4 収容施設の供与

災害により、現に被害を受け、又は二次災害により被害を受けるおそれのある者に対し、避難所

を供与する。

なお、下水道直結式仮設トイレについては、環境隊、水道隊及び土木隊と連携し、避難所周辺の道路網としての機能を欠く場合において設置を決定する。

5 遺体の搜索、収容及び管理

災害により、死者又は行方不明者が多数発生したときは、本部が派遣する搜索収容班を受け入れるとともに、健康福祉部、医師会、警察署等と連携し、死者・行方不明者の搜索、遺体の収容・管理を行う。

また、遺体の収容・安置に供するため、遺体安置所を開設し、管理するものとする。

6 その他

区本部は、上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。

第8 災害時要援護者対策

区本部は、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者の災害による被害の軽減を図るため、次のように災害時要援護者対策を実施する。

1 安否確認

(1) 災害発生後、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所へ収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請する。

(2) 安否確認の結果を健康福祉部災害時要援護者班に報告する。

2 避難生活の確保

健康福祉部の指示により、避難所及び在宅の要援護者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。

(1) 避難所への簡易式スロープ・車椅子トイレの設置及び災害時要援護者に配慮した情報の提供等

(2) 一般の避難所において生活が困難な災害時要援護者の福祉避難所への移送及び特別養護老人ホーム等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅等で生活続ける災害時要援護者を対象とした福祉施策の実施

第9 緊急輸送

1 輸送対象

(1) 避難困難者

(2) 傷病者

(3) 応急対策要員

(4) 応急対策用資機材

(5) 食品及び生活必需品

2 輸送力の確保

(1) 区保有車両の確保

(2) 調達依頼

経理部総務班に対し、愛知県トラック協会からの車両調達を依頼する（総括部総括班経由）。

なお、調達依頼の手続等については、「第12節 輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。

(3) 現地調達

区本部長は、必要に応じて区内の公共的団体、事業所又は個人から必要な車両等を調達することができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部調達班へ報告する。

3 緊急通行車両等の確認手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、確認の手続きがなされている車両にあつては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあつては、区本部ごとに所轄警察署に申請をする。

第10 応援要請

区本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、次により応援を要請し、又は派遣要請の依頼をすることができる。

1 職員の応援要請

(1) 要請の手続

区本部長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、応援職員要請書（様式3-3-1）により、庶務部長に要請する。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(2) 応援職員の受入れ

区本部は、本部幹事会議等の指示により、応援職員の受入れにかかる必要な措置をとる。

(3) 応援職員の活動

応援職員は、区本部長の指揮を受けて活動する。

2 自衛隊の災害派遣要請の依頼

(1) 自衛隊の活動基準

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 被災者等の捜索・救助

エ 水防活動

オ 消防活動

カ 道路又は水路の啓開

キ 応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水

- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(2) 派遣要請の依頼

区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式3-7-1）により総括部長に依頼する。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(3) 派遣部隊の受入れ

区本部は、派遣部隊受入れのため、次に掲げる事項を行う。

- ア 災害現地への派遣部隊の誘導
- イ 派遣部隊が必要とする資機材の準備
- ウ 派遣部隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の確保
- エ その他総括部から指示のあった事項

(4) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式3-7-2）により撤収を要請するものとする。撤収要請依頼の手続は、派遣要請依頼に準じて行う。

第11 ボランティアとの連携

区本部は、ボランティアとの連携協力のもと、応急対策活動を円滑に行うため、ボランティアの受入体制を整えるとともに活動を支援する。

1 関係団体への要請

区本部長は、災害発生後、応急対策に必要な人員が不足するときは、平常時から連携が図られ、かつボランティア活動が期待できる団体、関係機関等に対して活動を要請する。

(1) 要請の方法

本部長又は本部幹事会幹事長の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- ア 要請する人員
- イ 活動内容
- ウ 活動期間及び活動場所
- エ 区本部の連絡責任者名及び連絡先
- オ その他必要事項

(2) ボランティア活動

ボランティアは、区本部長の指揮を受けて活動する。

2 受入れ体制

区本部は、一般ボランティアを円滑に受入れるため、市民経済部、健康福祉部及び市・区社会福祉協議会と連携、協力して受入れを行う。

(1) 区本部は、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の

協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。

- (2) 「区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。
- (3) 市・区本部及び社会福祉協議会が行う任務等については、「第19節 ボランティアとの連携」に定めるところによる。

3 活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。

なお、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班を経由して経理部へ調達を依頼する。

第12 区災害応急対策計画の策定

区長は、災害時における区本部の応急対策活動を迅速かつ効果的に実施するために、本計画に基づき、「非常配備・動員計画」と業務計画によって構成される区の災害応急対策計画を策定し、その充実整備に努めなければならない。

(資料)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・避難準備情報・避難勧告発令基準 | (附属資料編 168 ページ) |
| ・区別避難所施設数及び収容可能一覧 | (附属資料編 174 ページ) |
| ・区別広域避難場所一覧 | (附属資料編 175 ページ) |
| ・区別広報車保有状況 | (附属資料編 288 ページ) |
| ・名古屋市災害救助地区本部規則 | (附属資料編 381 ページ) |
| ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 | (附属資料編 582 ページ) |

第22節 地域安全・交通対策

第1 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 名古屋海上保安部における措置

名古屋海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第2 交通対策

1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置

(1) 交通規制の実施

ア 道路管理者及び公安委員会（県警察）は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報

の提供を実施する。

なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

イ 道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。

ウ 道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(2) 交通規制の方法

災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(3) 交通安全施設及び交通管制機器の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を持たせ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、線上の交通を確保する。

(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、緊急交通路の確保及び警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

(5) 関係機関との緊密な連絡

ア 災害対策基本法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係県警、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。

イ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた県警察又は市町村等は、その道路管理者又は県警察に速やかに通報する等、道路管理者と県警察は密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

2 県警察における措置

(1) 路上放置車両等に対する措置

ア 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

(ア) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。

(イ) 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。

イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(3) 交通情報の提供

交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交通情報の提供を行う。

3 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等を措置することができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

4 自動車運転者に対する指導

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認等

県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。(別記3-22-1 緊急通行車両等届出書参照)

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を「標章」とともに申請者に交付する。(別記3-25-2 緊急通行車両確認証明書、別記3-25-3 標章参照)

6 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

◎別記 様式3-22-1 緊急通行車両等届出書

		年 月 日	
緊急通行車両等届出書			
愛知県 公安委員会 殿			
届出者住所			
(電話)			
氏 名		印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 (電話)	() 局 番	
	氏名		
通行日時	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時から 時まで
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

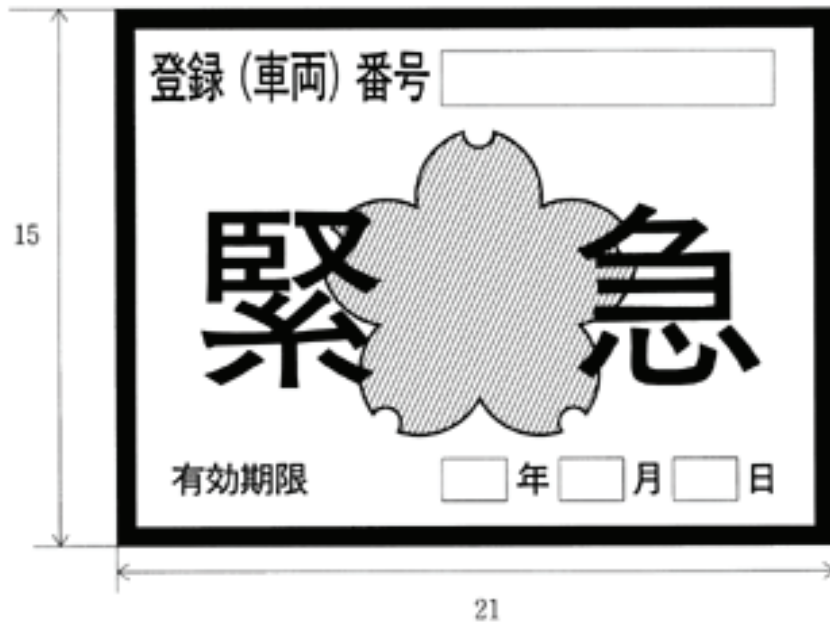
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

◎別記 3-25-2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所 (電話)	() 局 番	
	氏名		
通行目的		年 月 日 午前・午後	時から
		年 月 日 午前・午後	時まで
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

注 用紙は、日本工業規格A5とする。

◎別記 3-25-3 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色〔登録〔車両〕番号〕
「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録〔車両〕番号並びに年、
月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すも
のとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第23節 ライフライン施設の応急復旧

【給水及び水道施設等応急対策】

この計画は、応急資機材を活用し、また他の防災関係機関の応援により、すみやかに水道施設の応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することを目的とする。

第1 給水対策

1 計画目標

災害発生の際、飲料水を確保することができない者に対し、発災から3日程度は生命を維持するための最低必要量（1人1日当たり3ℓ）の飲料水を供給する。

発災から10日程度までは、調理、洗面等生活に最低必要な水量（1人1日当たり20ℓ）を供給する。

また、発災から21日程度までは、浴用、洗濯等に最低必要な水量（1人1日当たり100ℓ）を確保するものとし、28日を目途に復旧工事により被災前給水量（1人1日当たり250ℓ）を確保するものとする。

2 給水体制

発災後において、上下水道部は、ただちに区本部等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の他、他都府県の協力を受け飲料水を確保する。

(1) 給水方法

ア 運搬給水

市本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水タンク車等車両運搬により給水する。

イ 拠点給水

広域避難場所、避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。

応急給水施設には消火栓が設置されており、仮設給水栓、応急給水槽を持ち込むことにより、被災者に給水することができる。

また、地下式給水栓が設置されている場所においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。

ウ 飲料水の安全確保

道路等が冠水した場合にあっても、配水圧力を一定以上に保って給水を継続し、汚水の流入を防止する。

なお、飲料水の安全を確保するため、給水栓水での残留塩素濃度が0.2mg/ℓ以上となるよう、浄水場における塩素注入率を高める。

エ プール、ため池等の利用（区役所）

必要に応じ、ろ過器により浄水し、給水する。

(2) 応急給水資機材の調達

上下水道部所有の応急給水資機材を使用するとともに、必要に応じて他の機関等に調達要請を行い、必要か所へ供給する。

(3) 応急給水資機材の輸送

給水タンク、ポリタンク、仮設給水栓及び応急給水槽等の応急給水資機材は、車両、船舶（船艇）又は航空機等により輸送する。

(4) 給水能力

給水能力は、次のとおりである。

給水能力-1（配水池等の貯水量）

平成24年4月1日

施設名	施設数	貯水量 (m ³)
浄水場	3	238,900
配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889
配水塔	6	52,200
耐震性貯水槽等	15	1,120
計	33	649,109

給水能力-2（運搬給水）

平成24年4月1日

資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)
給水車	1.8m ³	4台	7,200
	3.8m ³	4台	15,200
給水タンク (積載用)	1.0m ³	61基	61,000
	1.0m ³ (加圧式)	4基	4,000
ポリタンク	0.01m ³ (10ℓ)	400,000個	400,000
計			487,400

※1人1日当たり3ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約162,466人分の飲料水が確保できる。

給水能力-3（拠点給水）

平成24年4月1日

資機材名	数量 (給水栓数)
常設給水栓	14か所 (148)
仮設給水栓	16栓 12基 (192)
	4栓 386基 (1,544)
	携帯型 4栓 250基 (1,000) 携帯型 2栓 176基 (352)
地下式給水栓	266か所 (1,064)

※1人1日当たり3ℓの飲料水を必要とした場合、1栓当たりの給水能力を2人/分とすると、4栓式仮設給水栓を応急給水施設に設置することにより、1基当たり1時間で480人分の飲料水が確保できる。

給水能力-4（その他）

平成24年4月1日

資 機 材 名	数 量	備 考
応 急 給 水 槽	99	容量 1.0m ³ （上下水道局 83、区役所 16）
飲料水自動袋詰装置（固 定）	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り（消防局 1）
簡易ポリエチレン容器	124,000	5 ℓ /個（上下水道局）
ろ 過 器	16	ろ過能力 1.3m ³ /時（各区役所）

第2 水道施設対策

風水害等の災害による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。

1 施設の応急復旧順位

- (1) 取水、導水、浄水施設
- (2) 送・配水施設
- (3) 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

- ア 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量のもの、被災給水装置の閉栓）
- イ 道路漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 病院等の緊急利水施設
- エ 建築物、その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2 優先して復旧する配水管

- (1) 配水幹線及び重要水管橋
- (2) 応急給水施設、災害医療活動病院、広域防災拠点への給水のために必要な配水管
- (3) 避難所・救急病院・救急診療所・人工透析治療病院、災害時要援護者施設、公共施設への給水のために必要な配水管及び災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

3 応急復旧用資材等の調達

(1) 建設資機材

水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、災害時における物件の供給並びに応急対策の協力に関する協定に基づき、協定締結業者から優先的に調達する。

(2) 浄水施設等機器類

被害の生じた浄水施設等機器類は(1)の協定に基づき協定締結業者から優先的に調達する。

(3) 管類

送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、(1)の協定の締結業者、他都市から調達する。このうち給水装置材料については、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定に基づき、指定工事店協同組合から調達する。

4 要員の確保

基本的には、「第1節 初動活動体制」の計画によるものとするが、上下水道局の経営する事業が受けた被害及び復旧の緊急度により、各事業間で要員の融通を行い、なお人員が不足する場合は、協定締結建設業者等からの応援を求めるとともに、他の水道事業体に対しても応援を要請するものとする。

5 応急措置

(1) 停電の場合

春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海浄水場が停止した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、送配水ポンプの運転を行う。

(2) 水道水が汚染し、あるいは汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、ただちに断水し、破損か所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。

また、広報車による広報、報道機関による緊急放送等により、水道の使用禁止あるいは使用制限を周知徹底するものとする。

(3) 有線通信施設が不通の場合

上下水道無線システムを使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。

(4) 取水、導水、浄水施設が破損した場合

犬山取水系統は春日井浄水場及び鍋屋上野浄水場を経て市の東部方面に、朝日取水系統は大治浄水場を経て市の西部方面に給水しており両系統は送配水管で連絡している。

取水、導水、浄水施設は、複数の施設で構成されており、一部の施設が破損した場合には、施設の切替えを行う。また被害が大規模なものとなった場合には、取水系統間の給水バックアップ体制を図りながら、復旧に全力をあげる。

(5) 配水管が破損した場合

ア 大口径の配水管が破損した場合又は破損か所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、配水池、ポンプ所等からの送水を一時制限又は停止するものとする。このため広範囲にわたって断水あるいは減水する区域を生じることとなった場合は、これらの区域に対して給水車を出勤させて給水するとともに、局の広報車により断水の原因、断水期間等の広報を行うものとする。

イ その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び濁水が生ずるので、給水車の出勤による応急給水並びに広報車による広報を行うものとする。

第3 工業用水道施設対策

要員の確保、応急復旧用資材の確保及び応急措置については、おおむね水道施設に準じて行うものとする。配水管の応急復旧工事については、配水事務所にて実施するものとするが、状況に応じ「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、応援を要請するものとする。浄水場あるいは大口径の配水管の破損により、長時間にわたって供給が不能になるおそれがある場合には、使用者に対してその旨を連絡する。

(資料)

- ・水道災害相互応援に関する覚書 (附属資料編 441 ページ)
- ・18大都市水道局災害相互応援に関する覚書 (附属資料編 445ページ)
- ・東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書 (附属資料編 469 ページ)
- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 (附属資料編 458 ページ)

【下水道施設応急対策】

管路施設及びポンプ施設の被害に対して、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、機能の回復を図って排水の万全を期するとともに、処理施設の被害に対しても応急修理を行い、下水を円滑に処理することを目標とする。

第1 応急対策要員の確保

基本的には、「非常配備動員計画」によるが、人員が不足する場合は応援協定を締結している他都市や民間業者に応援を要請するものとする。

第2 下水道施設対策

- 1 ポンプ所・水処理センターの施設が浸水をきたした場合は、止水扉、土のう等により浸水を阻止し、下水処理、下水排除を続けるものとする。
- 2 ポンプ所・水処理センターの施設が停電した場合は、発電機を稼働させ下水排水、下水処理に万全を期するものとする。
- 3 ポンプ所、水処理センターが破壊により、下水排水、下水処理に支障をきたした場合は、仮設ポンプの配置や連絡管による他のポンプ所、水処理センターへの送水変更により排水に努めるものとする。

第3 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものとし、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、応援協定を締結している他都市や民間業者から資機材の緊急調達を行うものとする。

【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心に全社体制にて復旧体制をとり、他支店からの応援要請も考慮しつつ速やかに応急復旧を行う。

1 大規模災害が発生した場合

ア 伝送路が被災した場合

可搬形無線機、応急ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬形無線機の使用については電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬形デジタル交換機を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

移動電源車あるいは可搬形電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 特設公衆電話の避難所などへの設置

通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機や通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式、超小型衛星通信方式等の設備により電話回線を作成し、臨時の特設公衆電話を開設する。

2 被災地域への通信の疎通確保対策

災害用伝言ダイヤルの運用は通信の輻輳が予想されるような災害等が発生した場合に、運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合又は問合せ等の通信が増大する恐れのある場合は、ただちに災害用伝言ダイヤルを運用する。

また、インターネット版の災害用ブロードバンド伝言板も併せて運用する。

【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】

第1 応急対策

災害発生時には、「東邦ガス株式会社災害対策規程（以下「災害対策規程」という。）」に基づき、災害対策本部を本社内に設置し、各支部の連絡、協力のもとに応急対策を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指令の有無にかかわらず各支部において、「災害対策規程」等に従い、応急対策を実施するものとする。

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、本部室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道関係、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報

(2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(3) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

(4) 社員の被災状況

(5) その他災害に関する情報

2 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、ガス事業の公共性、特殊性等を十分自覚し、人心の安定と被害の拡大防止を図るため、需要家、官庁等に対し、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

3 防災要員の確保

(1) 防災要員の確保

ア 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出勤する。所属事業所への出社が不可能な場合には、最寄りの事業所に出社する。

(2) 他事業者等との協力

ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき応援を要請する。

4 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

本部室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 本部室及び各支部相互の流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

5 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

第2 復旧計画

災害復旧にあたっては、将来の災害の発生を防止する見地から復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧も被害に応じて同時に実施するものとする。

被害の規模、地域性、特殊条件等を早急に把握し、最善の復旧順位を定め、必要な人員、資材等の手配を講じ、すみやかに復旧体制を固め、作業を実施する。

(資料)

- ・ 主要導管網概要および天然ガス供給先 (附属資料編 345 ページ)

【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】

台風、集中豪雨などの非常災害に際し、諸施設の被害を最小限にするとともに、被害の早期復旧を図ることにより公共的機能を保持するための計画とする。

第1 電力施設の現況

名古屋市域の主な電力系統図 附属資料編 344 ページ参照

第2 応急対策（電力復旧）

1 基本方針

災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は、被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧を迅速に実施するものとする。

2 非常災害対策本部の設置

各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業場に対策本部を設置する。

本 部 名	所 在 地	電 話
名古屋支店	名古屋市中区千代田二丁目 12-14	243-9100
中 営業所	〃 〃	0120-985-729
北 〃	〃 北区御成通四丁目 8	0120-985-720
中村 〃	〃 中村区太閤通七丁目 32	0120-985-723
熱田 〃	〃 熱田区横田二丁目 3-24	0120-985-710
港 〃	〃 港区当知三丁目 2601	0120-985-711
緑 〃	〃 緑区大高町字東正地 71-1	0120-985-760
天白 〃	〃 天白区植田南三丁目 601	0120-985-713
旭名東 〃	尾張旭市庄南町二丁目 1-10	0120-985-717
中 電力センター	名古屋市中区千代田二丁目 12-14	269-1250
中村 〃	名古屋市中村区名駅南三丁目 16-6	589-3218
岩倉 〃	岩倉市大山寺町井之株 128	0587-66-1177
緑 〃	名古屋市緑区鳴海町字前之輪 219	622-2381

3 情報の収集及び伝達

非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話、局線電話、移動無線及びファックス等の施設を利用する。

4 災害時における危険防止措置

災害時において感電等の危険があると認められる場合は、ただちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

5 電力復旧方針

(1) 優先的に復旧する設備・施設

ア 供給側

(ア) 火力発電設備

(イ) 超高圧系統に関連する送変電設備

イ お客さま側

(ア) 人命にかかわる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関

(ウ) 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(エ) その他社会的影響が大きい重要施設

(2) 復旧方法

ア 発電設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は、重要度及び被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

第3 要員及び資機材等の確保

1 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事業者及び他電力会社への応援を依頼する。

2 資機材等の確保

発災後、復旧用資機材が不足する場合は、他支店へ融通を依頼する。

第4 広報サービス体制

本店、支店及び管内各営業所に非常災害対策本部を設置し、復旧見込み等を把握するとともに、広報サービス体制の充実に努めるものとする。

1 お客さまに対する広報サービス

(1) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてPRする。

(2) 移動相談所の開設

災害復旧が長期になる場合は、被災地域におけるお客さまの電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、すみやかに移動相談所を設置する。

2 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

第24節 交通施設の応急対策

【 市 営 交 通 】

第1 基本方針

災害発生時には、乗客の安全を図り交通施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害施設を早期復旧して輸送の確保に努める。

第2 対策要員の動員

勤務時間内に災害が発生したときは、交通部は、「第1節 初動活動体制」に定める配備体制に入る。ただし、交通部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、本部長の承諾を得て、種別の異なる非常配備体制の指令をする。

また、勤務時間外（夜間、休日等）に災害が発生したときは、職員はすみやかに自己の勤務場所に参集し、所定の非常配備につく。ただし、自己の勤務場所へ参集することが不可能で、最寄りの交通部関係職場に参集することを指示された場合は、当該職場の応急対策要員として活動する。

第3 通信の確保

交通局業務電話、LANシステム等の最大限の活用を図るなど通信の確保に努め、迅速かつ的確な状況把握及び連絡体制の確保を図る。

第4 活動要領

1 地下鉄

(1) 運転関係

ア 駅、トンネル内への浸水により、停電もしくは運転に支障のおそれがあると認めた場合は、運転指令室と連絡をとりながら、乗客を駅に下車させるとともに、列車を浸水のおそれのない場所に回送する。

イ 駅、トンネル内への浸水により信号現示が不能となった場合は、運転を一時休止する。

ウ 地上区間において、風速が激しい場合、運転指令室と連絡をとりながら、風速が毎秒20メートル以上となったときは、毎時40キロメートル以下の速度で運行し、風速が毎秒25メートル以上となったときは、列車を安全な場所に待避させる等の処置をとり、運転を一時休止する。

エ 浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、駅の防潮扉の閉鎖状況に合わせて運行措置を講ずる。

(2) 駅関係

ア 駅、トンネルへの浸水防止のため、止水板等により出入口、換気口の浸水防止措置を行う。

イ 乗客に対して、すみやかに状況の周知徹底を図り、駅構内放送またはハンドマイクを使用するなどして安全な場所へ避難誘導する。

ウ 浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、名古屋港管理組合と連携を図りながら、駅の防潮扉の閉鎖も含めた措置を実施する。

(3) 軌道

トンネル内に浸水がある場合は、ただちに排水する。また、地上区間において、支障物によって列車の運行を阻害する状況が発生した場合は、ただちにその支障物を撤去する。

(4) 構築物

トンネル、高架、駅施設等が被災した場合は、緊急度の高い箇所から応急復旧する。

(5) 電気施設

変電所、電車線路、その他の電気施設が被災した場合は、ただちに応急復旧する。

(6) 車両

被災車両は、応急復旧修理を行い、可動車両の確保に努める。

(7) 地下鉄建設現場

地下鉄建設現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧する。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。

(8) その他の応急措置

ア 運行不能区間、折り返し運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ 他の輸送機関との連絡を密にして、必要に応じて代替輸送を要請する。

ウ 本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(9) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は常備し、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、資機材を調達する。

2 バス

(1) 運転

ア 運行途中において路上の冠水が20センチに達したと認めた場合は、注意運転を行い、水深20センチ以下の場合であっても相当流量がある場合、運転を一時休止する。

イ 運行途中において風速が毎秒15メートル前後に達したと認めた場合は、注意運転を行い、毎秒20メートル以上に達したと認めた場合は、一時退避か運転を中止する。

ウ 道路のき裂、路肩の崩壊、河川の増水等により安全な運行に支障のおそれがある場合は、ただちに運行を中止し、迂回運転、折り返し運転等の手配をする。

エ 津波警報が発令された場合は、運行の停止を含めた運行措置を講ずる。

(2) 車両

被災車両は、応急復旧修理を行い可動車両の確保に努める。

(3) 建物

被災した建物及び施設を調査し、緊急度の高い所から応急復旧する。

(4) その他の応急措置

ア 運行不能区間、迂回運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ 所轄警察署、土木事務所（土木隊）と連絡を密にして交通規制、道路の応急復旧等を要請して営業路線の確保に努める。

ウ 他の輸送機関から、輸送要請があった場合は、営業に支障のない範囲内で代替輸送を行う。

エ 本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(5) 応急復旧用資機材等の確保

自動車用燃料の供給ルートの確保に努めるとともに、応急復旧に必要な資機材を常備する。

第5 早期復旧体制の整備

災害発生時作業マニュアルに基づき、点検・応急復旧班等を組織するとともに、被害状況に応じて現地復旧本部を設置し、応急復旧に努める。また、職員による応急復旧が困難な場合又は不可能な場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、応急復旧作業を要請し応急復旧に努める。

(資料)

- ・ 交通関係施設等 (附属資料編 325 ページ)

【東海旅客鉄道株式会社】

第1 基本方針

現地被災の実情を敏速に把握し、適切な初動態勢のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急措置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

第2 対策

1 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に災害対策本部及び被災現地に復旧本部を設置し、応急活動を行う。

2 初動措置

(1) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

(2) 列車の措置

乗務員は、列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、すみやかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。

また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

(3) 駅の措置

駅長は災害の状況に応じて、次の措置をとるものとする。

ア 駅舎及び関連施設の応急措置

イ 情報収集

ウ 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

3 旅客の避難誘導及び救出救護

(1) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

イ 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の処置を講じる。

(2) 救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員はただちに救出救護活動を行うものとする。

災害対策本部長は、災害の状況に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、ただちに総務救護班等の派遣を指示する。

また、復旧本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災・医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

【名古屋鉄道株式会社】

第1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護、誘導並びに被害箇所への早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

第2 対策

1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、すみやかに応急対策を実施する。

2 応急措置

(1) 乗務員関係

ア 災害による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、すみやかに列車を停止させる。

イ 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

ウ 旅客に対して、乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

エ 沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護、誘導を行う。

(2) 駅関係

ア 災害による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

エ 旅客等に対し、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

オ 避難口の状況等についての注意を与え、誘導、救護を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア 災害による被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、すみやかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。

ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡態勢

ア 無線車を災害現場に急行させ、災害対策本部等と無線による通信連絡を行う。

イ 必要に応じて、現場に連絡用電話を設けて通信連絡を行う。

ウ 通信線使用可能なときは、指令電話、鉄道電話及び一般加入電話を活用して緊急通信連絡を行う。

【近畿日本鉄道株式会社】

第1 基本方針

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

第2 対策

1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「災害救助規程」に基づき、非常本部、非常支部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送統括部に、又復旧本部は現地に設ける。

2 応急処置

(1) 関係者の処置

ア 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

イ 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

ウ 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常を認めないときは、最寄り駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

エ 施設関係区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは、至急巡回点検をする。

(2) 旅客整理・避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(3) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送またはバスによる代行輸送の取扱いを行う。

第25節 事業所等の安全対策

市内には石油類等の危険物、高圧ガス、有害化学物質等を貯蔵・取扱う施設が多数設置されており、災害発生時において施設の損壊や危険物の流出等による被害が拡大すれば市民への影響は、非常に大きなものになる。また、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設でも同様のことが言える。

災害発生時には、消防機関等公的防災機関による対応が遅延することも予想されるため、これらの施設に関係法令で規定されている自主保安体制を一層充実し、各施設において適切な措置が実施できる体制を確立させるため、必要な事項を定める。

第1 事業所の安全対策

事業所は、風水害等の大災害が発生した場合、施設の緊急点検を実施し、施設の倒壊、危険物の漏洩等による二次災害を防止するため、自ら適切な対応をするほか、その被害が拡大した場合又は拡大するおそれのある場合にあっては、地域及び行政と連携し、防災活動に努めるものとする。

なお、各部・区本部は、事業所から自らの力で対応できない旨の通報を受けたときは、関係機関への出勤の要請をはじめ、人命安全を優先した防災活動を実施するものとする。

第2 有害化学物質等の安全対策

1 有害化学物質流出事故状況の把握

風水害等の災害発生に伴う有害化学物質流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。

2 石綿飛散事故状況の把握

風水害等の災害発生に伴う石綿飛散事故の状況を、事業所からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに飛散防止措置をとるものとする。

3 被害拡大の防止

事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律などによる急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ注意箇所（以下「土砂災害危険箇所」という。）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の土砂災害を警戒し、これによる被害を軽減するため、次の対策を講じるものとする。

第1 雨量の観測

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等のある土木事務所は、所内に設置された雨量計により実況監視をし、その状況を把握する。

1 雨量観測所

区 域	場 所	責 任 者	区 域	場 所	責 任 者
千種区	千種土木事務所	千種土木事務所長	守山区	守山土木事務所	守山土木事務所長
昭和区	昭和 〃	昭和 〃	緑 区	緑 〃	緑 〃
瑞穂区	瑞穂 〃	瑞穂 〃	名東区	名東 〃	名東 〃
南 区	南 〃	南 〃	天白区	天白 〃	天白 〃

2 警戒体制基準

第 1 警戒体制	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル2に達した場合
第 2 警戒体制	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル3に達した場合

第2 巡視及び警戒体制等

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

土木事務所、消防署、区役所、その他関係機関は、毎年、大雨洪水期の前に、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の巡視及び点検を実施し、その状況等を把握しなければならない。

また、災害の発生に備え、活動体制、任務等について、あらかじめ協議しておくとともに、住民等に対しても土砂災害危険箇所等の周知を図ることとする。

(2) 非常時

ア 土砂災害警戒情報が発表されていない場合

土砂災害は、局地的かつ突発的に発生する可能性もあることから、土木事務所は土砂災害警戒情報が発表されていない場合にあっても、雨量の監視や気象情報を収集しながら警戒に努める。

イ 土砂災害警戒情報が発表された場合

災害対策本部において必要と認めるときは、第1又は第2警戒体制とする。

(ア) 第1警戒体制

土木隊、消防隊、その他関係機関は、必要に応じて危険度の高い箇所から優先して巡視、警戒を行うとともに、異常を覚知した場合は、その状況に応じた対策を講じるとともに、災害の発生の恐れがある場合には、周辺住民等に対して避難準備等必要な対策を講じる。

(イ) 第2警戒体制

土木隊、消防隊、区本部、その他関係機関は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等周辺の巡視、警戒を行うとともに、災害の発生の恐れがある場合には、周辺住民等に対して避難勧告、避難所の開設等必要な対策を講じる。

2 応急措置

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、土木隊、消防隊、その他関係機関は、二次災害等を防止するため必要な応急措置（地表水の排除、土留め等）を実施する。

なお、災害の状況により応急対策の実施が困難な場合は、各部・区本部の相互応援をもって行うほか、関係機関、各種団体等へ応援を要請する。

3 資材の確保

応急措置を実施するための資材は、原則として水防倉庫の資材をもって充てるが、不足する場合は、現地調達をするものとする。

第3 広報及び避難体制

1 広報

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等周辺の住民等に対する避難準備等の広報については、「第5節 広報・広聴活動」に準じて行う。

2 避難

土砂災害危険箇所が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、区本部、土木隊、消防隊、その他の関係機関は、人命の安全を確保するため、周辺住民等に対して避難の指示、誘導等を実施する。

なお、高齢者、障害者などの災害時要援護者への避難誘導等については、近隣居住者や自主防災会等の協力を得て、迅速かつ適切に実施するものとする。

その他、避難に関する具体的な対策は「第10節 避難」に準じて行う。

(資料)

- ・急傾斜地崩壊危険区域 (附属資料編 44 ページ)
- ・がけ崩れ注意箇所 (附属資料編 45 ページ)
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (附属資料編 52 ページ)

第27節 流木の防止計画

貯木場に保管する木材が洪水、高潮等により流出した場合の危害はきわめて大きくなることが予想されるので、貯木場における流木の防止措置について定めるものとする。

第1 市長の措置

市長は、必要があると認めるとき、所有者、占有者に対し、木材の流出防止について必要な措置をとるよう指示するものとする。

第2 公の管理者が管理する貯木場の措置

管理者は貯木場の利用者に対し、木材、筏の整理、緊縛により流散の防止を図らせるほか、水門閉鎖等貯木場と外海との遮断により、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告を行うものとする。

1 名古屋港管理組合

名古屋港管理組合防災計画に基づき発令される指令又は名古屋港台風・地震津波対策委員会から発令される警戒体制に基づき、貯木場等の利用者に対し、木材、筏を整理緊縛し、ロープ、ワイヤー等で取綱を強化し、木材の流散防止措置を講じさせるものとする。

2 名古屋営林支局熱田木材販売所

熱田木材販売所防衛組織を動員して木材による外部への影響を防止するものとする。

3 港湾水域

(1) 堀川及び新堀川

木材業者地先の荷役のための仮置木材であるので、所有者に流出防止の緊縛及び取綱を指示し、業者団体の代表者を経て厳重に警戒を行わせるものとする。

(2) 木材整理場内及び港内水面（占用水域を除く。）

仮置中の荷役業者（取扱業者）に指示し、台風時等には、貯木場等に引き入れ整理場内等に木材を残さないよう利用者に指示するものとする。

警戒責任者は、名古屋港木材倉庫株式会社及び中部木材倉庫株式会社である。

なお、港湾管理者は、名古屋木材港利用促進協議会等において関係業者と連絡を密にし、特に台風期（6月～10月）においては、必要最小限度に木材の整理場内仮置を規制するものとする。

4 資機材の確保

必要資機材は、主として筏会社が常時の業務のため所有管理しているものを活用するが、応急対策を迅速に実施できるよう常に整備しておくものとする。

浮起重機、デリック、曳船、通船、鋼、ワイヤーロープ（10～15mm）、マニラロープ（15～20mm）、ポリエチレンロープ（20～25mm）、鉄線（6～8番線）、大トビ、角廻し、カナヅチ、カン打

第3 河川流域等の措置

1 土場及び河川敷等にある木材

高潮、河川の増水等により流出のおそれがある場所に係留又は野積みされている木材は、安全な位置への移動、又は流出防止 の設置等の措置を講じるものとし、そのいとまのないときは、堅固な杭で緊縛する。

2 製材工場にある木材

高潮、河川の増水等により木材が流出するおそれがある場所に位置する製材工場にあつては、事前に防護壁を構築及びその強化を図るとともに、工場内の木材を安全な位置に移動させる等流出防止についての万全の措置を講ずる。

(資料)

- ・貯木場 (附属資料編 323 ページ)

第28節 農業対策計画

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防止並びに被害の軽減対策について定める。

第1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

1 農地及び農業用施設に対する措置

(1) 農業用ため池、用水路等が決壊又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路の取水・門立切の排水等の応急措置については、地元農業団体の協力を得て実施する。

また、ため池等が危険となり、災害の発生するおそれが生じた場合で、水防活動を必要と認めるときは、災害対策本部総括部及び緑政土木部に通報し、水防活動を実施する。

(2) 農業用ため池あるいは河川等の決壊、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、農業団体の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合は、移動ポンプを活用して排水活動を実施する。

なお、資器材が不足するときは、県に協力を要請する。

2 農作物に対する措置

被害の実態に応じ、農業協同組合及び県に対し技術の指導を依頼する。

なお、苗及び種子の確保についても農業協同組合、国及び県へ協力を要請する。

第2 家畜に対する応急措置

災害発生時に急速にまん延するおそれのある家畜伝染病を防止するため、次の措置を講ずる。

1 家畜の調査

被災地及び避難所における患畜の早期発見に努める。

2 防疫指導及び防疫作業

被災畜舎、その他に家畜伝染病が発生した地域又は発生のおそれがある汚染地域に対し、消毒や清潔を保つ方法の指導並びに防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保

災害時に緊急を要する飼料は、民間飼料会社保蔵分並びに非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受けられるよう協力依頼する。

第3 凍霜害に対する応急措置

1 警戒期間

平年の警戒期間は、4月10日から5月10日までとし、凍霜害防止対策を実施する。

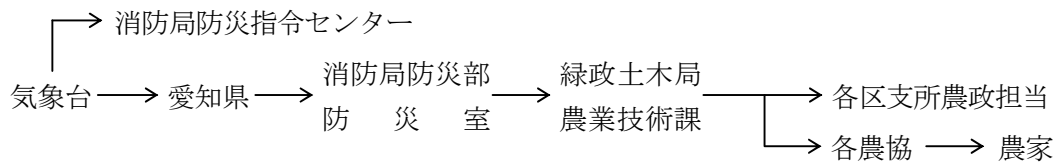
2 通報

(1) 「第4節・第1 気象情報等の収集・伝達」に準じて、気象台から発表される霜に関する注意報、情報を緑政土木局農業技術課が受領する。

(2) 緑政土木局農業技術課は、前(1)の通報を受領したときは、すみやかに関係各区等に連絡し必要な措置を講ずる。

なお、凍霜害の発生については前日の気象状況から、およその予想ができるので、テレビ、ラジオ等の気象予報に注意しつつ早急に措置する。

(3) 連絡系統（勤務時間外、休日等を除く。）



3 技術対策の指導

市及び農協等の指導機関は、「凍霜害技術対策」等を参考として事前、事後対策について指導を実施する。

(資料)

- ・ 水防注意箇所（ため池） （附属資料編 42 ページ）
- ・ ため池の巡視箇所一覧表 （附属資料編 245 ページ）
- ・ ため池 （附属資料編 324 ページ）

第29節 危険物等災害対策計画

危険物、指定可燃物、毒物・劇物、高圧ガス、放射性物質及び火薬類の爆発、火災あるいは、これに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を与えるおそれがあるので、これら危険を防除するため応急的保安措置について定めるものとする。

第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物

1 危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設

(1) 危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設の所有者、管理者、占有者の措置

発火源の除去、危険物、指定可燃物、毒物・劇物の安全な場所への移動、危険物等の流出阻止、自衛消防隊による冷却注水等の安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（電話：118番）、海上保安部等へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行うものとする。

また、消防部隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の危険物、指定可燃物、毒物・劇物の保有量及び保有位置等について報告するものとする。

(2) 市の措置

ア 事故の規模により県・防災局消防保安課又は県・防災局消防保安課及び総務省消防庁へ災害発生についてただちに通報する。

イ 危険物、指定可燃物、毒物・劇物等の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し一般住民の立入り制限、退去を命令する。

ウ 消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び総合防災情報システムの支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町村の協力を要請するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上、河川、農地等への流出被害防止に十分留意して行うものとする。

エ 火災の規模が大きくなり、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、その他の防災資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣について斡旋を求める。

2 危険物、指定可燃物、毒物・劇物積載車両

危険物、指定可燃物、毒物・劇物輸送業者及び市は、それぞれ第1・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずる。

3 危険物、指定可燃物、毒物・劇物積載船舶

(1) 危険物、指定可燃物、毒物・劇物輸送業者は、第1・1・(1)に準じた措置を講ずるとともに、

海上保安本部（電話：118番）又は海上保安部へ災害発生についてただちに通報する。

(2) 市は、第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。

第2 高圧ガス

1 高圧ガス施設

(1) 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

作業の中止、設備内ガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等法令の定める安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（電話：118番）、海上保安部等へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行うものとする。

(2) 市の措置

第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。この場合、県への通報先は防災局消防保安課産業保安室とする。

2 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者及び市は、それぞれ第1・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。

3 高圧ガス積載船舶

高圧ガス輸送業者及び市は、それぞれ第1・3・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。

第3 火薬類

1 火薬類施設

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者の措置

火薬類の安全地域への移動、水没、火薬庫入口の密閉等法令に定める安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（電話：118番）、海上保安部等へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行うものとする。

(2) 市の措置

第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。この場合、県への通報先は防災局消防保安課産業保安室とする。

2 火薬類積載車両

(1) 火薬類輸送業者の措置

第1・1・(1)に準じた措置を講ずるほか、鉄道車両については中部運輸局へ通報する。

(2) 市の措置

第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。

3 火薬類積載船舶

火薬類輸送業者及び市は、それぞれ第1・3・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。

第4 放射性物質

1 原子力発電所等

県と、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構による情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、市は県からの情報を受けるものとする。

2 その他の放射性物質施設

(1) その他の放射性物質の施設関係者の措置

放射性同位元素の安全な場所への搬出並びに放射線障害発生の防止措置及び汚染区域の設定を行うとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（電話：118番）、海上保安部等へただちに通報するものとし、必要があると認められるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行うものとする。

(2) 市の措置

第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。この場合、県への通報先は防災局災害対策課とする。

(資料)

・危険物大量保有事業所	(附属資料編 62 ページ)
・高圧ガス大量保有事業所	(附属資料編 74 ページ)
・ガス施設	(附属資料編 75 ページ)
・放射性物質保有事業所	(附属資料編 76 ページ)
・自衛消防力状況表	(附属資料編 81 ページ)
・化学消火薬剤等の備蓄状況	(附属資料編 82 ページ)

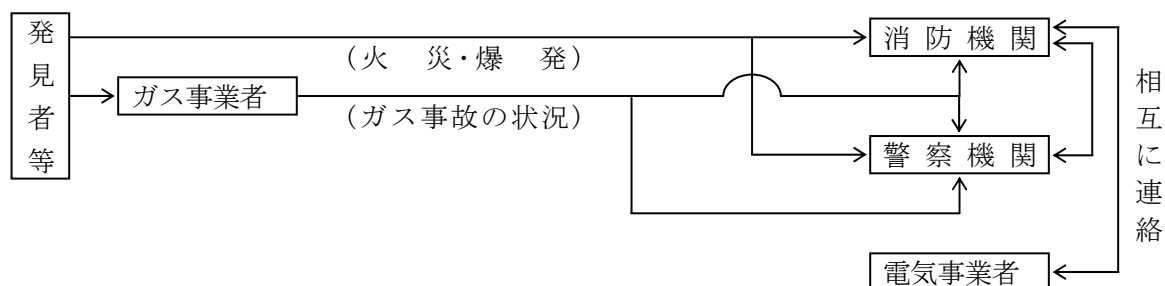
第30節 都市ガス災害対策計画

都市ガスにかかる災害は、一次災害と、その後のガス漏えいによって起きる二次災害に対処する必要があり、必要な情報を迅速に収集するとともに、ガス漏れ検知、ガスの遮断等をガス事業者と協力して実施し、被害の軽減に努めるものとする。

第1 ガス事故に対する応急措置

1 連絡通報

- (1) ガス漏れを発生させ、又は発見した者は、ただちにガス事業者に通報する。この場合、当該ガス漏れにより二次災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、消防機関及び警察機関へもあわせて通報する。
- (2) ガス漏れの通報を受けたガス事業者は、必要に応じて消防機関、警察機関、電気事業者等へ通報する。
- (3) 消防機関、電気事業者は、相互に連絡通報する。



2 出動体制

ガス事業者、消防機関及び電気事業者は、それぞれ出動体制を整備確立し、この状況を相互に交換するものとする。

3 現場における連携体制

現場に到着した防災関係機関は、相互に連携するとともに、消防機関が到着した場合は、消防機関の最高指揮者を中心に相互に協力するものとする。

4 任務分担

現場における防災関係機関の主な任務分担は、原則として次のとおりとする。

- (1) 警戒区域の設定及び解除……………消防機関
- (2) 避難誘導……………消防機関及び警察機関
- (3) 交通規制……………警察機関
- (4) ガスの遮断及び復旧……………ガス事業者
- (5) 電路の遮断及び復旧……………電気事業者

5 ガスの遮断

ガスの遮断は、原則としてガス事業者が行うものとするが、消防機関がガス事業者よりも先に到着した場合等で二次災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認めるときは、「名古屋市消防

局と東邦ガス株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約」に基づき名古屋市消防局が、ガスの遮断を行うことができるものとする。

なお、遮断後のガスの供給再開は、二次災害の発生を防止するためガス事業者が行う。

6 電路の遮断

電路の遮断は、電気事業者が消防機関と協議した後に実施するものとする。この場合、ガスの漏えい状況、電気器具の設置位置等の情報を収集し、遮断による漏えいガスへの着火に留意するとともに、病院等遮断により重大な影響を受ける施設の有無等を調査するものとする。

なお、遮断後の電気の供給再開は、供給再開による二次災害が発生しないことを確認（保安上問題がないことを確認）した後に電気事業者が行う。

第2 地下街等の応急措置

地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあつては、次に掲げる「名古屋市地下街応急対策細目」（応急対策関係）の実施を図るものとする。

- 1 各店舗に従業する者は、ガス漏れを知ったときは、当該店舗等のメーターガス栓を閉止するとともに、火気使用を厳禁し、ただちに防災センターへ通報する。
- 2 防災センターの保安員は、ガス漏れがひとつの店舗内でとどまり、他へ波及するおそれのない小規模な場合にあつては、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 東邦ガス株式会社及び共同防火管理協議会へ通報する。
 - (2) 当該店舗及び隣接店舗等の火気の使用を禁止し、電気設備の使用を規制するとともに、適切な避難誘導により安全避難を確保する。
 - (3) 可能な限り、当該店舗のメーターガス栓により、ガスの供給を停止する。
- 3 防災センターの保安員は、当該ガス漏れが、他の店舗等へ波及するおそれがある大規模なものと同認めたときは、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 前2・(1)のほか、消防(119番)及び警察(110番)へ通報する。
 - (2) 他の地下街及びビルとの連絡口に設けられているシャッターは、ガスの拡散を考慮しつつ閉鎖する。
 - (3) 地下街のすべての店舗等における火気の使用禁止、喫煙禁止、電気設備の使用規制を徹底する。
 - (4) パニック防止を考慮しつつ、放送設備を活用するとともに、適切な避難誘導により安全避難を確保する。
 - (5) 消防、警察機関の現場到着までの間、地下街に通ずる階段付近一帯をロープ等により立入り規制する。
 - (6) 対策本部は、原則として防災センターに設置し、状況に応じて消防機関が設置する現場指揮本部の直近に移動する。
 - (7) 消防、警察機関等が現場到着した場合は、必要な情報提供を行う。

なお、原則として、遮断弁の操作はガス事業者が行う。

(資料)

- ・名古屋市地下街応急対策細目（附属資料編 83 ページ）

第31節 航空機事故災害対策計画

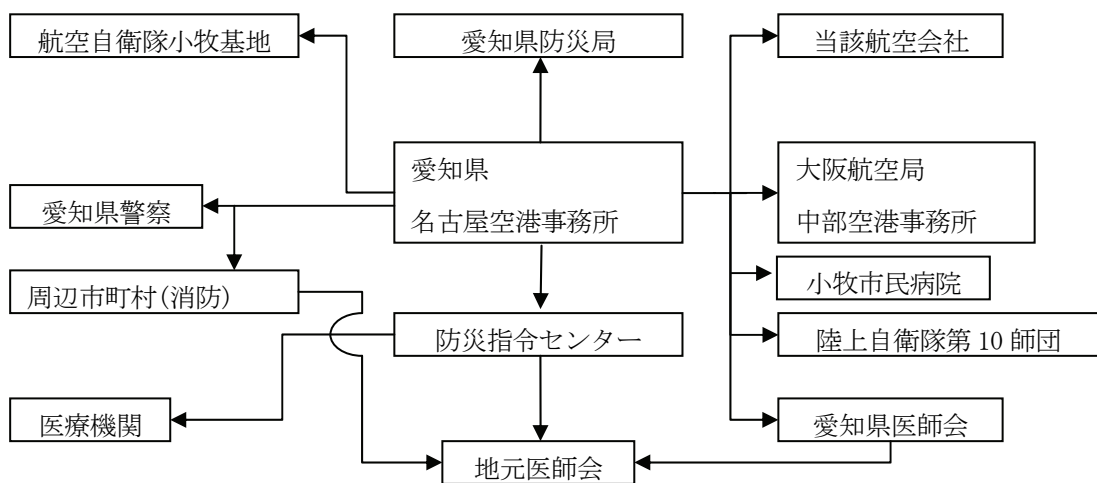
航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎ、被害の軽減を図るものとする。

第1 情報の伝達系統

名古屋空港及び航空自衛隊小牧基地内、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。

1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合

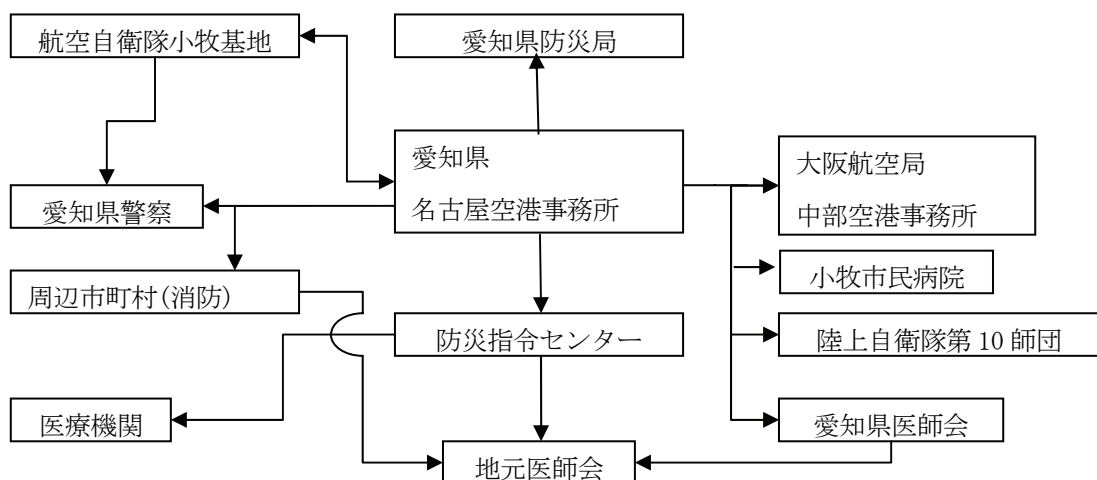
(1) 民間航空機の場合



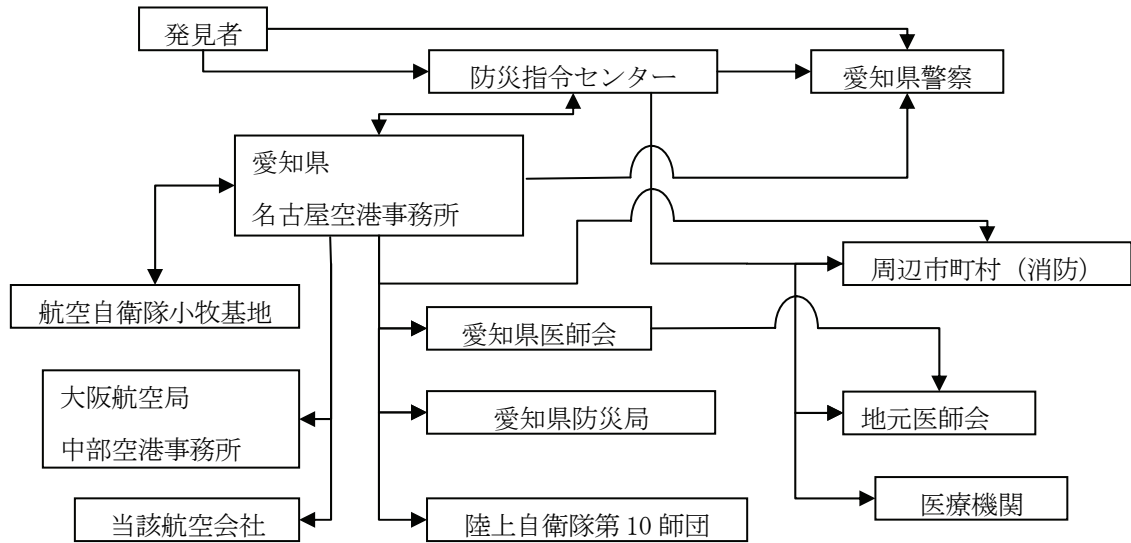
(注) 1 周辺市町村(消防)とは、春日井市、小牧市、西春日井広域事務組合(清須市、北名古屋市、豊山町、春日町)をいう。以下同じ。

2 愛知県名古屋空港事務所から防災指令センター及び周辺市町村(消防)への通報は緊急一斉電話装置(ホットライン)による。

(2) 自衛隊機の場合

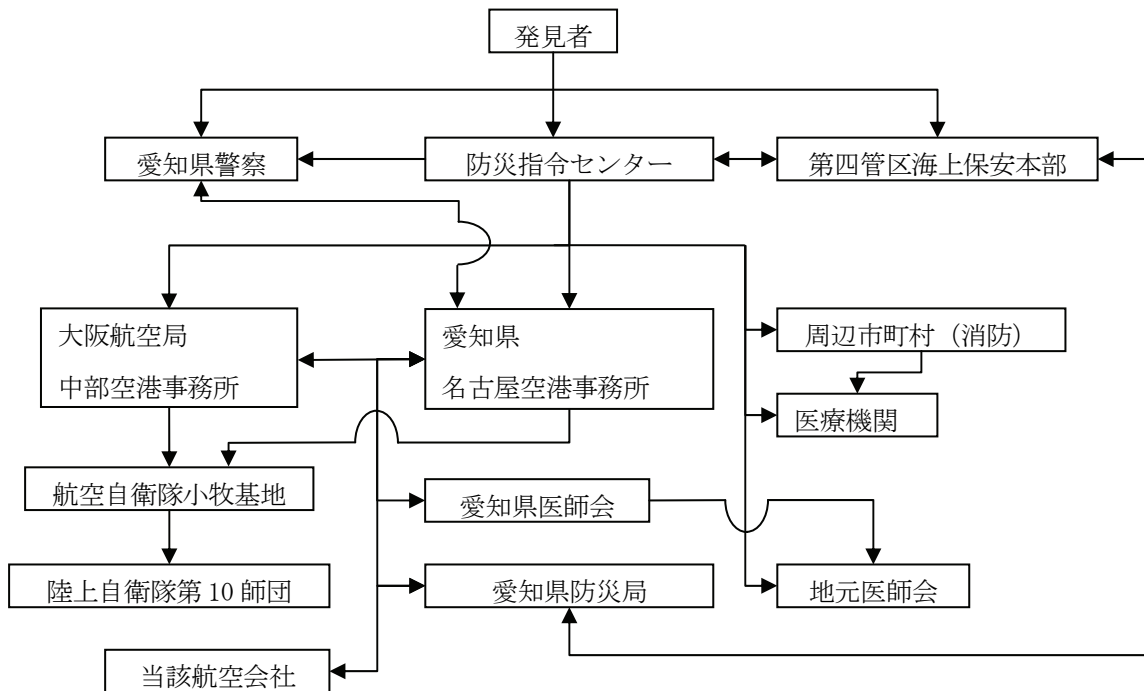


2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした9キロメートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合

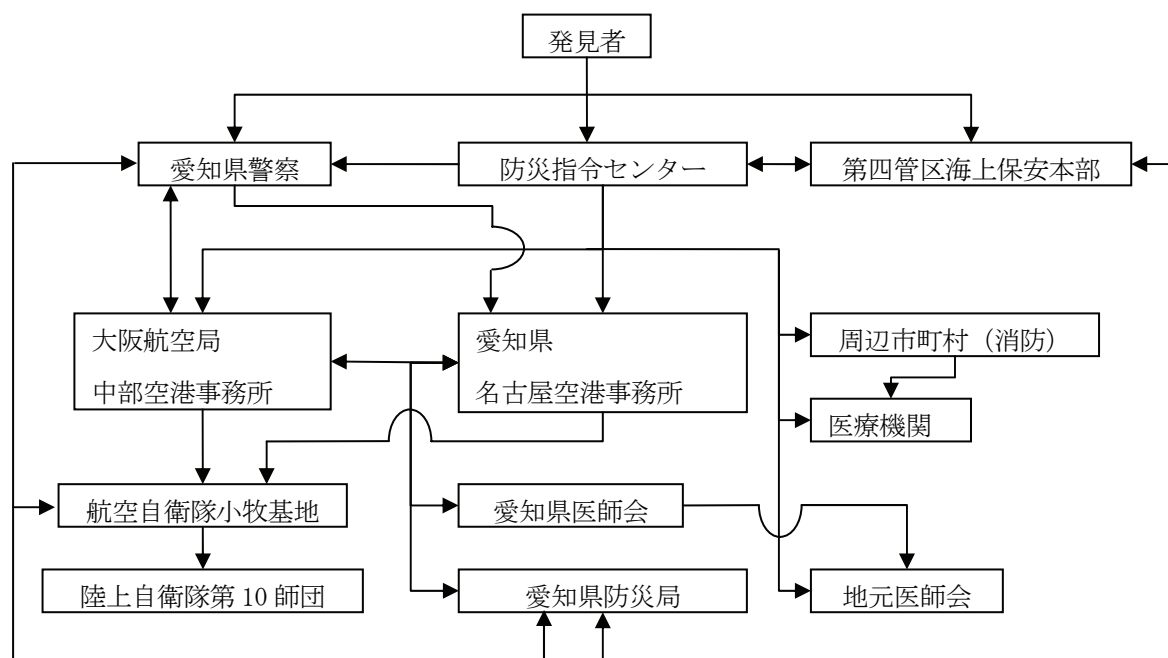


3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



第2 応急措置

市は、航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、前記第1・1から3に定めるところにより、県及び関係機関にただちに連絡するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- 1 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。
- 2 必要に応じ、関係機関の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- 3 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- 5 応急対策に必要な資機材を確保する。
- 6 災害の規模に応じ、相互応援協定に基づく応援を要請する。
- 7 被災者の救助及び消火活動等のため、さらに人員、資機材等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

(資料)

- ・愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (附属資料編 492 ページ)

第32節 海上災害対策計画

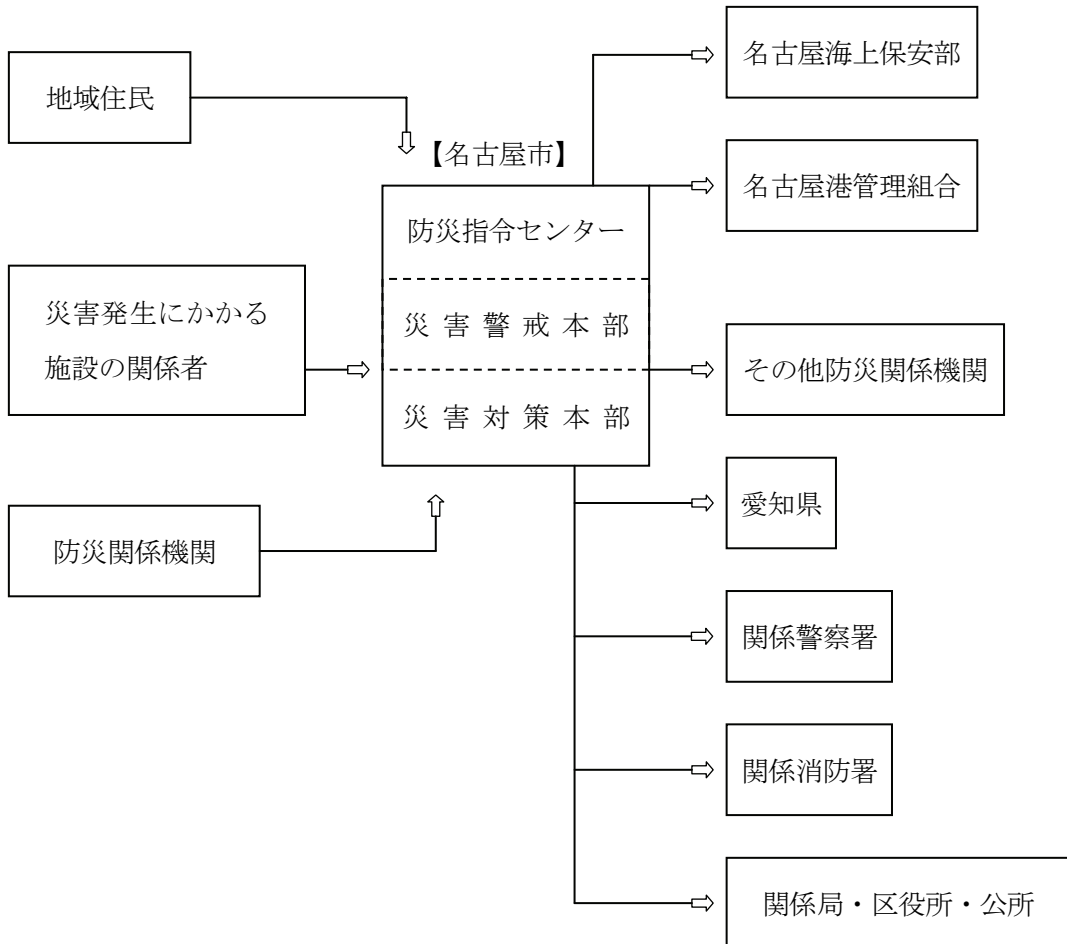
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合における、救難活動、消防活動、流出油等の防除活動及び災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

第1 体制の確立

該当災害が発生した場合、防災関係機関と連携し早期に災害対応体制を確立し、災害の鎮圧及び被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

第2 情報の収集・連絡体制

災害の通報及び災害に係る情報の収集・伝達系統は、以下のとおりである。



※ 石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく特別防災区域内の特定事業所の場合は、「石油コンビナート等防災計画」の連絡体制による。

第3 災害応急対策

1 捜索・救急・救助活動

防災関係機関と連携して捜索・救急・救助活動を実施する。

2 医療活動

防災関係機関は、必要に応じて各医療機関と連携し、医療活動を実施する。

3 消火活動

(1) 防災関係機関と連携して消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

(2) 市境界付近において当該災害が発生した場合にあつては、管轄区域が決定されるまでの間当該計画の及ぶ範囲として対応するものとする。

※ 消防機関と海上保安庁との担当区分は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」による。

4 排出油等防除対策

(1) 防災関係機関と連携して排出油及び流出危険物等の拡散防止活動並びに排出油等の回収活動を実施する。

(2) 沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。

(3) 事業所の事故にあつては、事故貯留施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

5 資機材等の調達

船艇資機材（救難用機材・消防用資機材・排出油防除用資機材等）を速やかに調達する。

6 住民の安全に対する活動

関係機関の長と連携し、被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

7 応援体制

防災関係機関との連携による本市の応急対策活動において、自衛隊等の派遣を必要とする場合には、関係法令及び相互応援協定等に基づき要請する。

第33節 鉄道災害対策計画

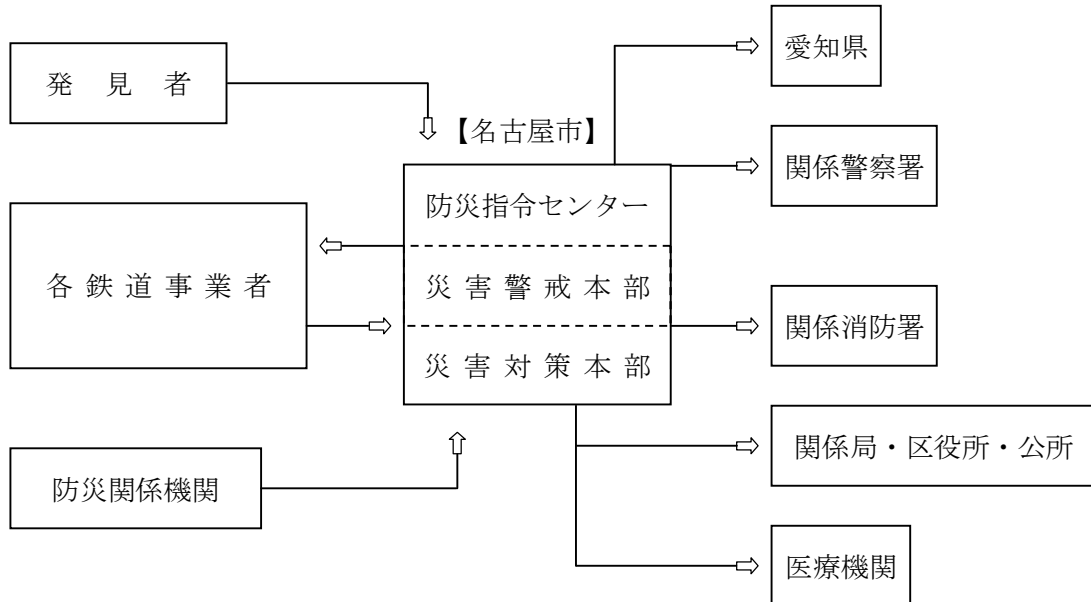
鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定めるものとする。

第1 体制の確立

該当災害が発生した場合、防災関係機関と連携し早期に災害対応体制を確立し、災害の鎮圧及び被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

第2 情報の収集・連絡体制

災害の通報及び災害に係る情報の収集・伝達系統は、以下のとおりである。



第3 災害応急対策

1 救急・救助活動

鉄道事業者及び防災関係機関と連携して救急・救助活動を実施する。

2 医療活動

負傷者の発生状況により必要医療機関の選定及び確保に努める。

3 消火活動

災害の発生に伴い火災が発生した場合、防災関係機関と連携して消火活動を実施する。

4 救援・救護対策

(1) 必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

(2) 被災者の発生状況から必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

5 住民の安全に関する活動

被害の及ぶおそれのある付近住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

6 応援要請

防災関係機関との連携による本市の応急対策活動において、自衛隊等の派遣を必要とする場合には、関係法令及び相互応援協定等に基づき要請する。

第4 各鉄道事業者の災害応急対策

【市営交通】

1 本部等の設置及び運営

鉄道災害により、死傷者が多数生じるなど重大事故が発生した場合は、事故対策本部を設置し、被害者の救援及び事故の復旧に努める。

なお、組織は別紙1のとおりである。

2 交通局内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故情報の伝達経路は別紙2のとおりである。

3 人命救助・救急対応

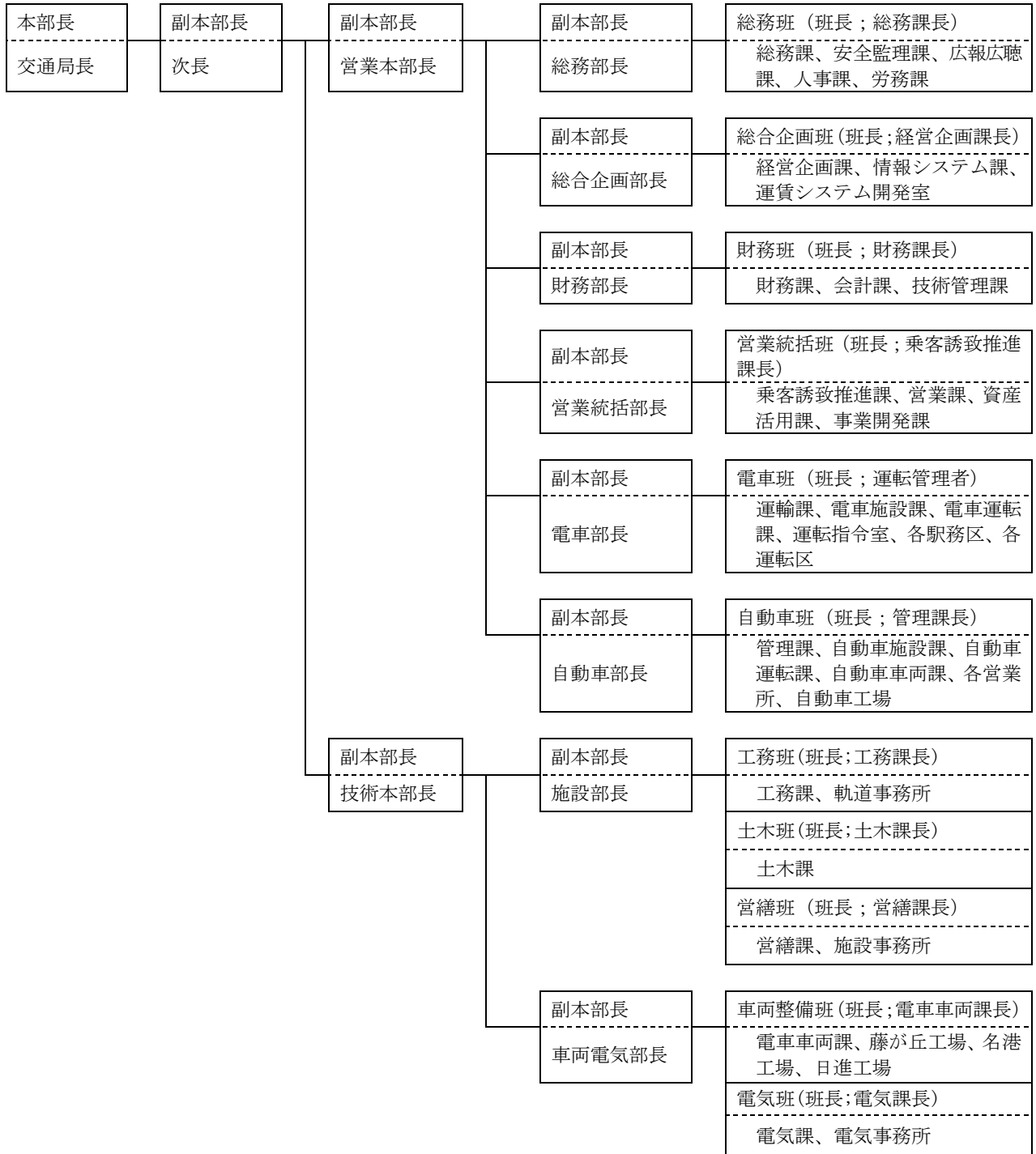
事故対策本部を構成する関係各班により、死傷者に対する救護を行うとともに、救急機関に出動を要請した場合は救護隊の到着場所から事故現場への誘導等を行う。

4 復旧作業体制

事故対策本部を構成する関係各班により、復旧作業を行う。車両整備班、工務班、電気班及び営繕班は、それぞれの所管する車両関係施設、線路及び構築物関係施設、変電・電路・信号・通信関係施設並びに建築関係施設の復旧を行う。また、電気班は、照明・通信関係の応急設備を行う。

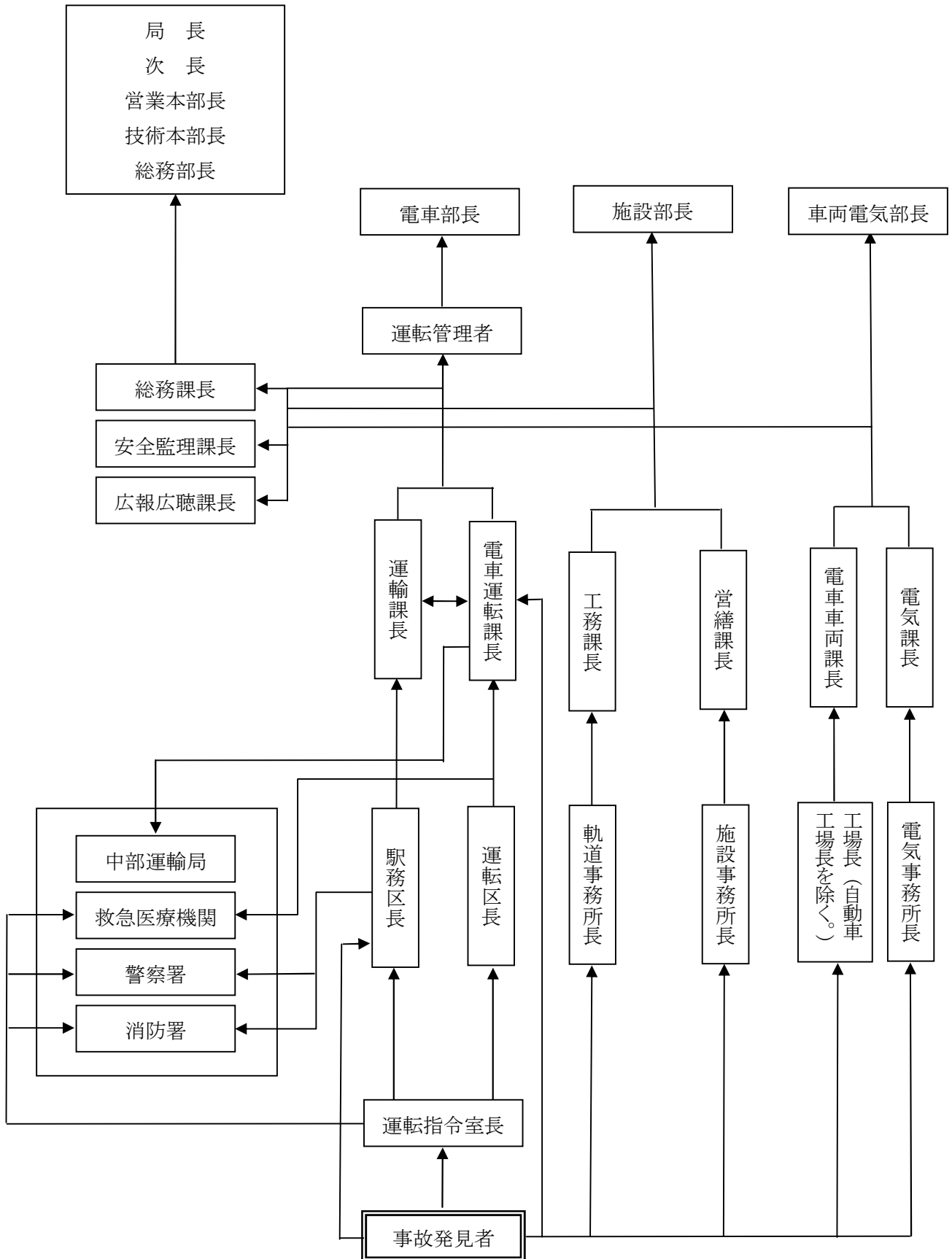
別紙 1

◎市営交通の事故対策本部の構成



別紙2

◎市営交通の事故情報の伝達経路



【東海旅客鉄道株】

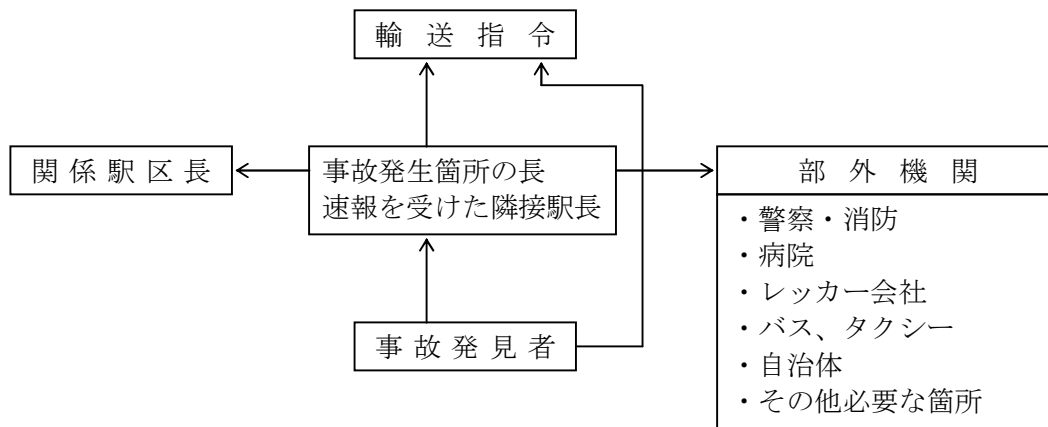
1 本部等の設置及び運営

ア 対策本部及び復旧本部、相互に連絡を密に行うものとし、事故の復旧及び救護に万全を期する。

イ 対策本部は、情報を集中的に把握管理して総合的な判断を行える体制とし、また、復旧本部は、事故の復旧及び救護を行うとともに、現地の復旧にかかる情報を集約し、対策本部に報告できる体制とする。

2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故が発生したときは、発見者は速やかに事故の状況に応じ、臨機の処置をするとともに輸送指令及び最寄りの停車場へ速報し、関係区長に通報する。



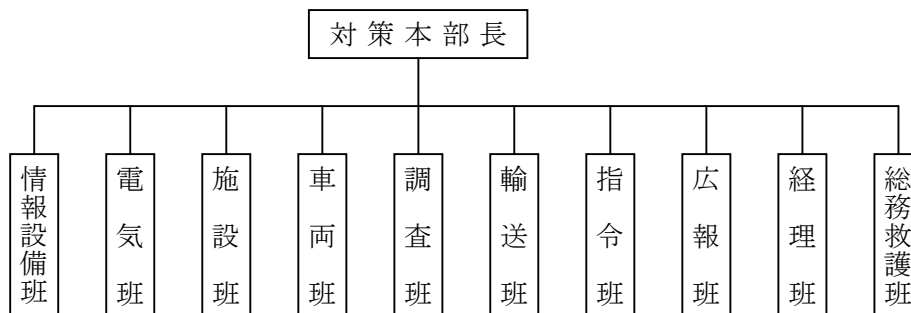
3 人命救助・救急対応

事故の発生又は発生の恐れがある場合は、速やかに救護、救援及び復旧を図るため、現業機関の長は、次の事項について、あらかじめ計画を策定し、訓練を実施する。

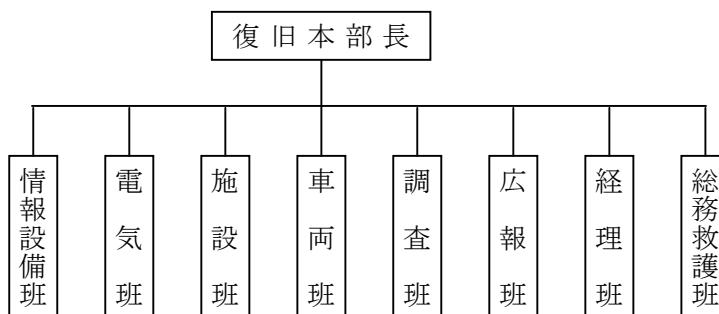
- ・ 死傷者の救出、救護及び医療機関等関係箇所への連絡
- ・ 旅客の避難、誘導等

4 対策本部及び復旧本部の体制

対策本部



復旧本部



【日本貨物鉄道(株)東海支社】

1 本部等の設置及び運営

事故復旧対策本部の設置、運営は線路所有会社が行うこととされているが、事故発生時の情報収集、広報、貨物輸送手配等のため当支社対策本部を設置する場合には、支社長が設置する。

2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故発生時は、連絡体制表を作成し緊急な対応を図る。また、各現業機関に最寄りの消防署、警察署、病院等への連絡一覧表を作成し、緊急連絡に対応する。

3 人命救助、救急対応

災害等の発生に際し、組織的、効率的に救急活動ができるよう救護本部の設置基準を定めている。また、列車に積載した化成品の流出、及びそれに伴う火災発生の際の避難誘導のための化成品貨物異常時応急処理ハンドブックを作成、各駅に配布し、周知している。

4 復旧作業体制

事故発生後の復旧作業は、線路を所有する鉄道会社が原則として行うが、要請がある場合は当社員も応援出動し、線路所有会社の指揮下で復旧作業を行う。

なお、名古屋港線（山王信号場～名古屋港駅間 8.0km）については当社東海保全技術センター、愛知機関区（稲沢市所在）において復旧作業を行う。

【名古屋鉄道(株)】

1 本部等の設置及び運営

事故が発生した場合、状況に応じて対策本部を本社または現場に設置する。

- ・事故による死傷者が多数生じた場合等、重大事故が発生したときは、本社または現場に対策本部を設ける。

- ・事故により本線を支障し、事故の復旧を要する場合で、対策本部を設ける必要のないときに、対策本部組織のうち必要な部門で復旧本部を事故現場付近に設ける。

2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

本社の勤務時間内または時間外に応じ、別表1のとおりである。

3 人命救助・救急対応

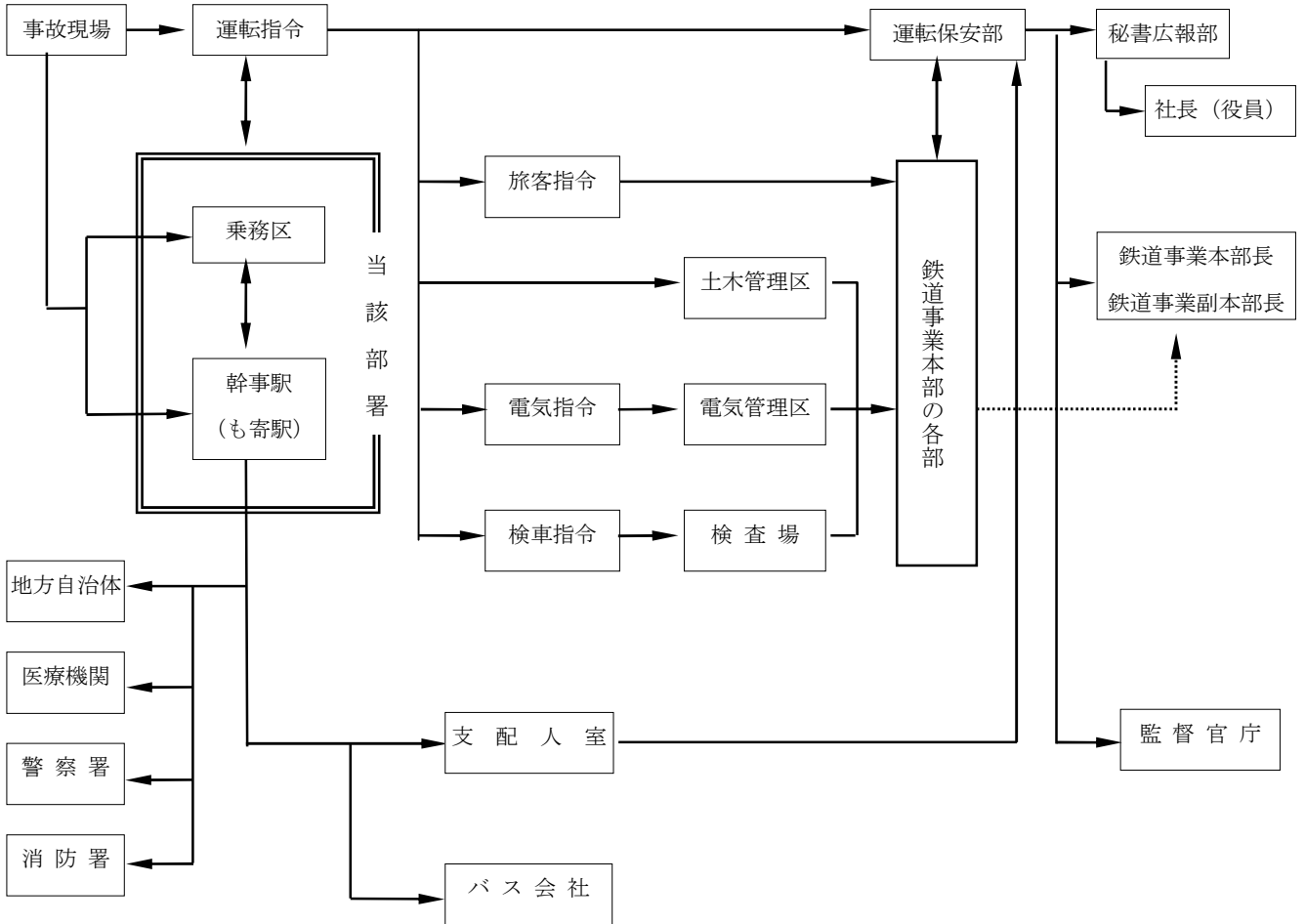
別表2「運転事故対策本部組織」による

4 復旧作業体制

別表2「運転事故対策本部組織」による

(別表1)

名古屋鉄道(株)の
 運転事故通報系統

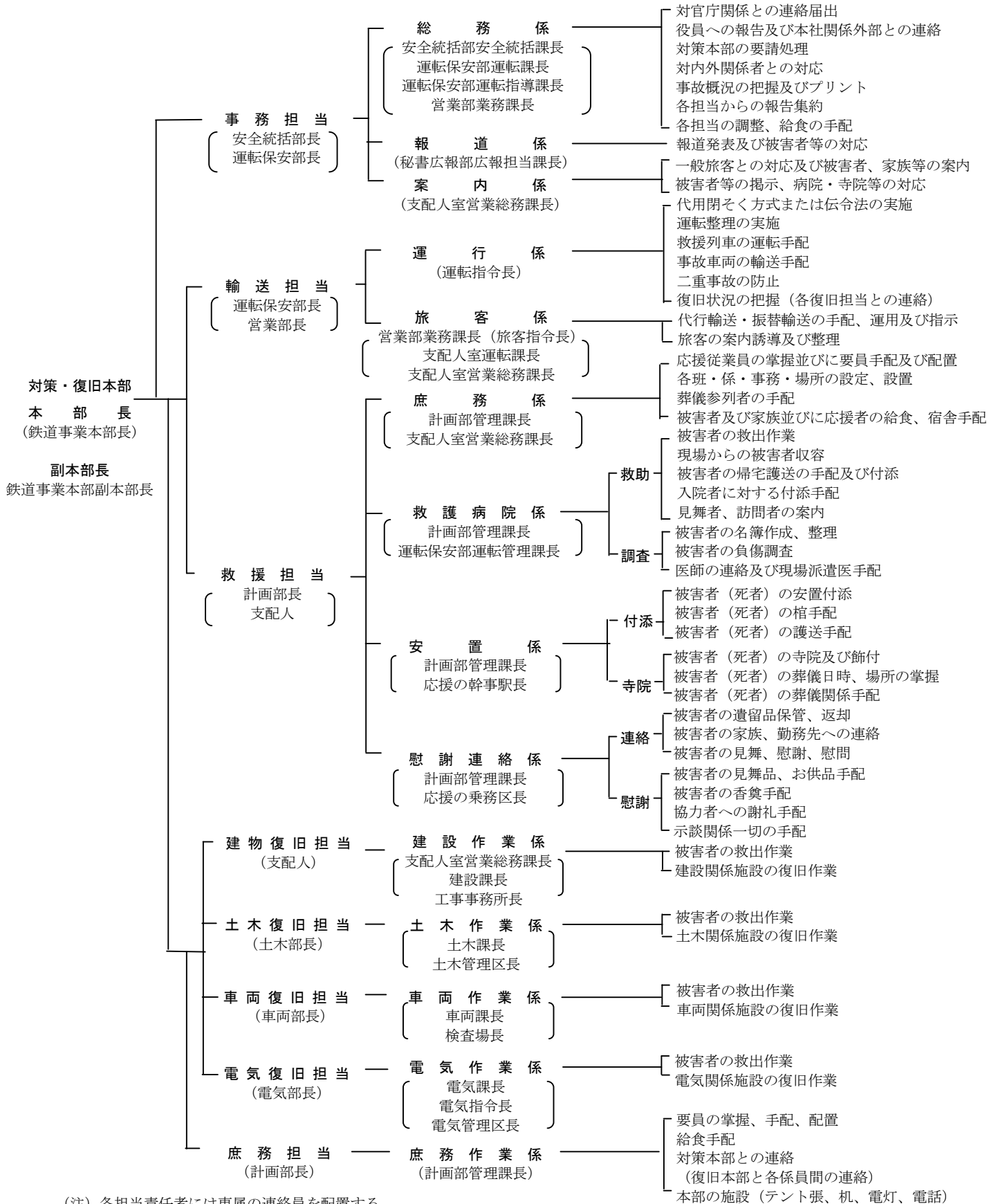


(注) この表のとおり通報することが困難な場合は、順序をかえてもよいから、すみやかに洩れなく通報すること。

(別表2)

名古屋鉄道(株)

運 転 事 故 対 策 本 部 組 織



(注) 各担当責任者には専属の連絡員を配置する。
復旧本部の組織は、関係部長が運転保安部長と協議して決定する。

【近畿日本鉄道株式会社】

{災害発生時}

1 本部等の設置及び運営

ア 災害により非常事態が発生した場合には、その情報収集、業務の連絡、関係先への報告、非常措置及び応急復旧計画を行うため、必要に応じ本社に非常本部を各輸送統括部に非常支部を設置する。

イ 災害の程度により、現地において非常措置及び応急復旧の指揮を必要と認める場合には、現地に復旧本部を設置する。

2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

災害が発生したときは、発見者は速やかに災害の状況に応じ、臨機の処置をとるとともに運転指令及び最寄りの関係駅区長に速報する。

連絡を受けた災害発生箇所を管理する駅区長は運転指令、関係する駅区及び警察、消防等、必要な部外機関に通報する。

3 復旧本部体制

復旧本部に本部長及び部付を置き、必要に応じ保線班、建築班、車両班、通信班、変電班、電路班、電灯班、輸送班、慰謝班、給養班、救護班及び警備班をおく。

{重大事故発生時}

1 本部等の設置及び運営

重大な事故が発生した場合における死傷者の救護を迅速に行うとともに、円滑な応急処置と迅速な復旧を図るため、現地対策本部及び事故対策本部を設ける。

2 事故発生時の処置

事故が発生した場合、発見者（事故の直接関係者を含む）は、次の処置を講じる。

- (1) 被害の拡大防止
- (2) 死傷者の応急救護
- (3) 最寄りの駅長又は運転指令への通報

3 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故を発見したとき又は事故の通報を受けた駅長は、直ちに次の処置をする。

- (1) 運転指令者へ事故の速報
- (2) 所轄警察署へ事故を報告
- (3) 駅所属員を指揮して、死傷者の救援及び事故の応急処置にあたる。
- (4) 必要と認めたときは、他職場に応援を依頼する。
- (5) 必要と認めたときは、最寄りの救急機関、消防団署、市町村に出動を要請する。

4 復旧本部体制

現地対策本部及び事故対策本部にそれぞれ本部長、副本部長、班長及び班員を置く。

第34節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定めるものとする。

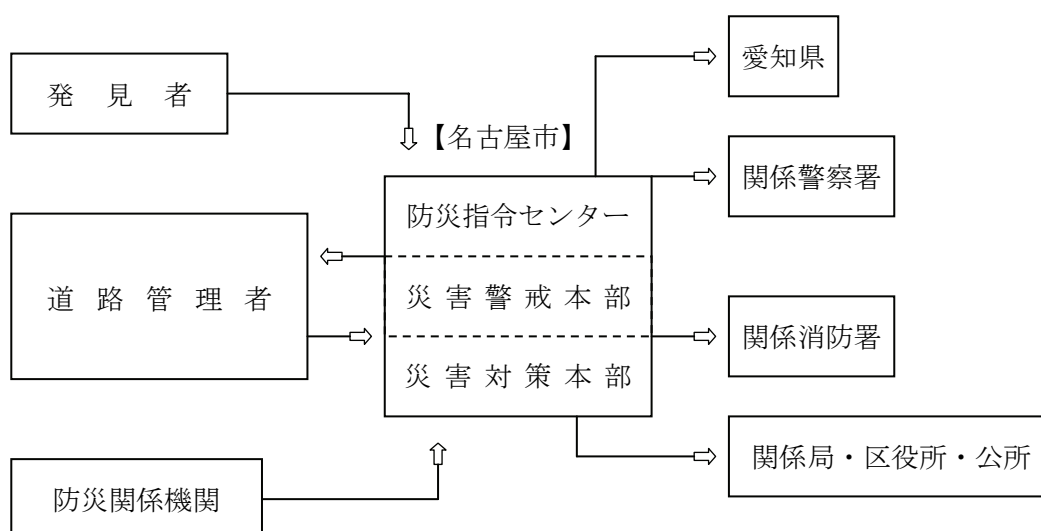
第1 体制の確立

災害が発生した場合、防災関係機関と連携し早期に災害対応体制を確立し、災害の鎮圧及び被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

第2 情報の収集・連絡体制

災害の通報及び災害に係る情報の収集・伝達系統は、以下のとおりである。

また、防災関係機関と連携し、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努める。



第3 災害応急対策

1 救急・救助活動

道路管理者・防災関係機関と連携して救急・救助活動を実施する。

2 医療活動

負傷者の発生状況により必要医療機関の選定及び確保に努める。

3 消火活動

災害の発生に伴い火災が発生した場合、事前計画等に基づき道路管理者・防災関係機関と連携して消火を実施する。

4 救援・救護対策

- (1) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (2) 被災者の発生状況から必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

5 応援要請

防災関係機関との連携による本市の応急対策活動において、自衛隊等の派遣を必要とする場合には、関係法令及び相互応援協定等に基づき要請する。

6 通行の禁止・立入制限など

- (1) 災害の発生にともない化学物質の漏えいが認められた場合、漏えい物質の特定作業を行うとともに漏えい物質の防除活動を実施し、警戒区域の設定、一般住民の立入制限、退去等を命令するものとする。

また、漏えい物質の特定作業が完了するまでの間は、有害危険物質として住民の避難誘導を行うものとする。

なお、活動に当たっては、活動に係る安全性を十分に確保するものとする。

- (2) 必要に応じ警察等関係機関と連携し、通行の禁止・制限または迂回路の設定、代替路線指定等の交通規制を実施し、あわせて道路利用者への広報を行う。

7 応急復旧

道路施設（排水施設・擁壁・舗装など）の損傷・損壊の復旧のため、協力会社等への出動を要請し、速やかに復旧を図る。

第4 本市以外の道路管理者の災害応急対策

（中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社）

1 情報の収集・連絡

道路パトロールカー等による巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努めるとともに、防災関係機関等との的確な連絡・情報交換を行い、道路の通行止め箇所、通行状況等、被害の状況の把握に努める。

2 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の状況について、迅速かつ的確な情報を道路利用者に提供するものとする。

3 交通規制の実施

大規模道路災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合は、警察等関係機関と連携し、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、及び情報の提供等を実施する。

4 利用者の安全確保

災害時における利用者の安全を確保するため、警察及び消防機関へ出動要請を行うとともに初期消火を実施し、応急救急活動に努める。

5 災害復旧の実施

災害発生後速やかに被害状況、原因等を調査し、復旧のための工法、経費等を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、交通の確保、施設増破の防止等のため、特に必要がある場合には、本復旧工事を実施するものとする。この場合において、被災施設を原形に復旧することが不相当と認められるときは、これに代わるべき必要な施設を設けて改良復旧を行うものとし、再度災害の防止を図る。

第35節 金融対策計画

東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、災害時の市民生活の安定を図るため、民間金融機関等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に金融上の措置をとる。

第1 対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連携をとりつつ、民間金融機関等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を講ずるよう要請するものとし、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、愛知県は、関係機関と密接な連携を取りつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

なお、名古屋市にあつては、関係各部又は関係各局が必要な金融措置を講ずるものとする。

- 1 金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保については必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講ずる。
- 2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者等については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

イ 保険金の支払及び保険料の振込猶予に関する措置

保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 火災共済協同組合への措置

ア 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- ・ 組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等の利便を図ること。
- ・ 共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

イ 業務停止等における対応に関する措置

- ・ 組合において、共済事業に関する業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(4) 証券会社への措置

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

エ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底。

オ その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3 損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

4 国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

5 国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置

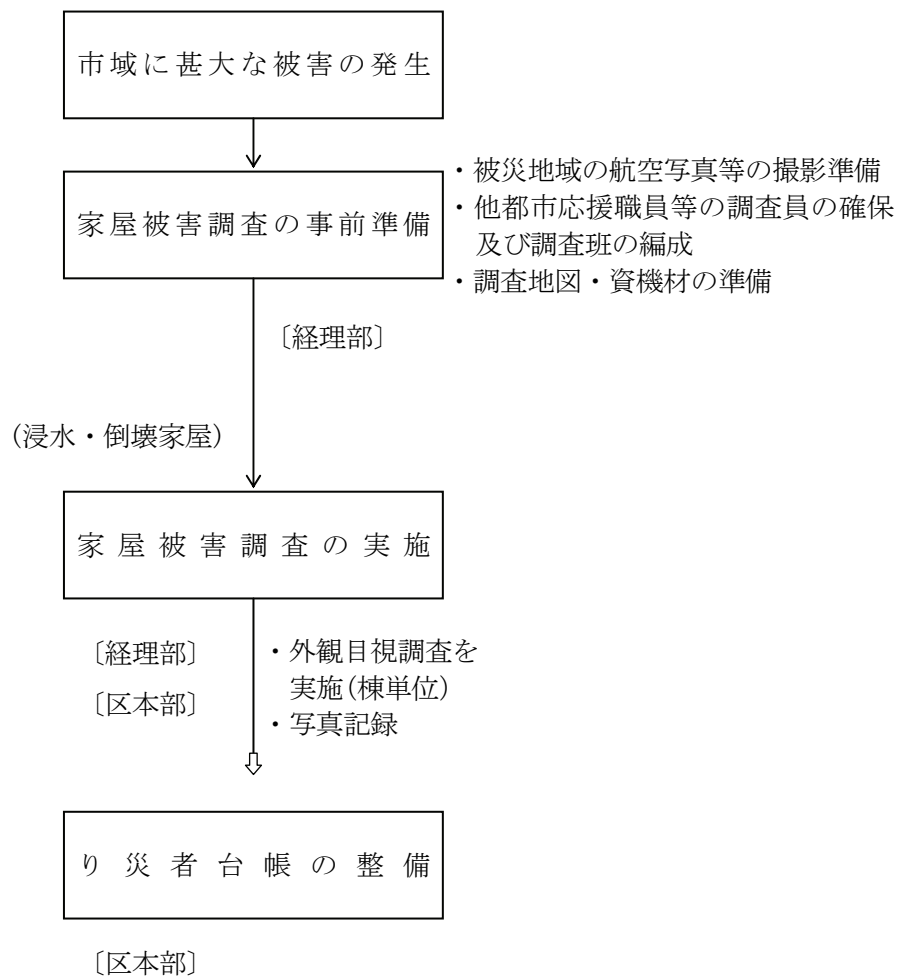
災害により被害を受けた市民の生活確保の措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るものとする。

第1 リ災者台帳の整備・リ災証明書の発行

1 リ災者台帳の整備

区本部長は、災害発生後、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けたり災世帯がある場合、災害救助法に基づく応急救助や災害弔慰金の支給、義援金の配分、市税の減免等を行うにあたり、人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、災害対策住民リストなどの世帯情報等を基に「リ災者台帳」（様式4-1-1）を整備する。

なお、市域に甚大な被害が発生した場合には、経理部が家屋被害調査のための事前計画・準備を行い、経理部及び区本部により調査を実施するものとする。



2 り災証明書等の発行

風水害等の災害により被災した者から救助申請をはじめ各種用途のため、被災した証明が求められる。この場合、多数の者から一時に申請がなされ、かつ、調査等に時間を要することも予想されることから、証明書の発行は次のとおり取り扱う。

- (1) 災害救助法が適用され、救助を必要と認める程度の被害を受けた者からり災家屋にかかる証明願いがあった場合は、り災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。(様式 4-1-1、様式 4-1-2)
- (2) 災害救助法の適用に至らない小災害の場合にあつては、区長（区本部長）は被災証明書により対応する。(様式 4-1-3、様式 4-1-4)
- (3) 証明書の発行は、上記(1)、(2)を原則とするが、区長（区本部長）は災害の状況、申請件数及び証明の用途等からその取扱いに不都合が生じたときは、市本部等と調整の上、変更することができる。
- (4) 証明願の災害対策委員確認欄については、災害の規模・状況等を考慮して、市本部との調整により記入を省略できるものとする。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 44 号）に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において	死亡した者の遺族 〔 配偶者・子・ 父母・孫・祖 父母 〕	(1)主たる生計維持者の 死亡 500 万円 (2)その他 250 万円
災 害 障 害 見 舞 金	災害救助法が適用された市町村がある場合の災害 (3)その他厚生大臣が定める災害	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例、別表に掲げる程度の障害を受けた者	(1)主たる生計維持者 250 万円 (2)その他 125 万円

注 死亡者がその死亡に係る災害に関し、すでに災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金の額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

2 災害援護資金

(1) 対象災害

愛知県下において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害

(2) 貸付対象者

世帯における前年の所得金額が下記未満で世帯主がおおむね1月以上の負傷を受けた世帯又は住居、家財に一定程度の損傷を受けた世帯

世帯人員	前年度の所得金額	備考
1人	220万円未満	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円
2人	430万円未満	
3人	620万円未満	
4人	730万円未満	
5人以上	730万円にその世帯に属するもののうち4人を除いて1人につき30万円を加算した額未満	

(3) 貸付限度

被害の種類及び程度		世帯主の負傷あり	世帯主の負傷なし
1	家財の被害がない場合又は家財の被害金額が価額のおおむね1/3未満である場合	万円 150	万円 —
2	家財の被害金額が価格のおおむね1/3以上である場合	250	150
3	住居が半壊した場合	270(350)	170(250)
4	住居が全壊した場合	350	250(350)
5	住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350	350

注 1 1～5の重複はより有利な事由の1つによる。

2 市長が特に認めたときは（ ）内の金額とする。

(4) 貸付条件

- ア 償還期間 10年以内（据置期間含む）
- イ 据置期間 3年（特別の場合は5年）
- ウ 利率（年利） 3%（据置期間は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人1名

(5) その他

申込みは、区民福祉部民生子ども課に行う。

第3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に被災者生活再建支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

- (1) 本市で災害救助法が適用となる規模の被害が発生した場合
- (2) 本市で10以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (3) 愛知県内で100以上の世帯の住宅が全壊した場合

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

被害程度	全壊 (2(1)該当)	解体 (2(2)該当)	長期避難 (2(3)該当)	大規模半壊 (2(4)該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口 区総務課
- (2) 申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (3) 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

5 基金と国の補助

- (1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館）が、都道府県が拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- (2) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

第4 災害見舞金等の贈呈

災害により被災した市民に対し、名古屋市災害見舞金贈呈要綱（昭和45年9月1日）に基づき、見舞金及び弔慰金を贈呈する。

1 対象災害

風水害、地震、火災その他これらに類する災害

2 見舞金等の額

区 分		単身世帯	2人以上世帯
見舞金	全壊、全焼、流失	70,000円	90,000円
	半壊、半焼	50,000円	70,000円
	床上浸水	30,000円	50,000円
	消火冠水	30,000円	50,000円
弔慰金		死亡者1人当たり 100,000円	

注 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害弔慰金が支給される場合は、この要綱に基づく弔慰金は贈呈しない。

第5 義援金の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金の受付

経理部及び区本部は、義援金の受付窓口を開設して受付を行い、寄託者に領収書を交付するとともに、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受入れるものとする。

なお、災害の状況によっては、義援金の募集を行うものとする。

2 義援金の配分

(1) 義援金の配分

ア 義援金の配分計画

義援金の配分計画の作成は、健康福祉部が行うものとする。配分計画の作成にあたっては、被災状況を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を検討・決定するものとする。

イ 義援金の交付

義援金の交付については、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。

注：災害対策本部が設置されない場合、義援金の受付・配分主管は上記担当に準ずる。

第6 生活福祉資金の貸付

災害により、被害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9

号厚生労働事務次官通知) 第一次改正平成22年8月6日構成労働省発社援0806第2号に基づき、福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の貸付を行う。

資金の種類	貸付上限額の目安	貸付利子	償 還 期 間
福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	150万円	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5% (据置期間は無利子)	7年 (据置期間6月)

注1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。

2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。

3 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額580万円以内、据置期間6月以内、償還期間20年以内で貸付可能。

第7 市税の減免等

災害により被災した納税義務者に対し、名古屋市市税減免条例(平成21年条例第37号)等の定めるところにより、市民税及び固定資産税の減免並びに市税の徴収猶予等を行う。

1 市税の減免

(1) 市民税

ア 自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財等に被害を受けた場合

損害の程度	減免の対象となる年度の前年の合計所得金額	減 免 率
3割以上 5割未満	250万円以下	7割5分
	250万円を超え 500万円以下	5割
	500万円を超え 750万円以下	2割5分
	750万円を超え 1,000万円以下	1割2分5厘
5割以上	500万円以下	10割
	500万円を超え 750万円以下	5割
	750万円を超え 1,000万円以下	2割5分

イ 納税義務者が障害者となった場合

	減免率
納税義務者が障害者となった場合	9割

ウ 減免額は、上記ア、イの表の損害の程度等に従い、災害のあった年度において災害の日以後

その末日が到来するすべての納期に係る納付額（給与からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月の翌々月以降のすべての月割額、年金からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月以降の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額）に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

ただし、11月1日から3月31日までに災害が生じた場合においては、減免額は、災害のあった年度及びその翌年度において災害の日以後その末日が到来する2以内の納期に係る納付額（給与からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月の翌々月以降6月分以内の月割額、年金からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月以降3回分以内の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額）に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

エ 納税義務者が災害により死亡した場合においては、減免額は、当該災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額である。

(2) 固定資産税

損 害 の 程 度	減免率
固定資産（償却資産については納税義務者が同一区内に所有する全資産）の8割以上の損害	10 割
固定資産の6割以上8割未満の損害	8 割
固定資産の4割以上6割未満の損害	6 割
固定資産の2割以上4割未満の損害	4 割

減免額は、上記の表の損害の程度に従い、災害のあった年度（1月2日から3月31日までに災害が生じた場合は、災害のあった年度及びその翌年度）において災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

2 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため、市税の申告その他書類の提出や納付（納入）を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、名古屋市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

第8 災害復旧資金の融資

1 災害復興住宅融資

災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）規定による「災害復興住宅融資」が適用されることとなった場合、住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資のための審査を行う。

2 中小企業関係の融資

災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。

また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。

資金名	資金の種類	貸付金額	利率 (※) (年利)	融資期間	備考
小規模企業等 振興資金 (災害復旧 資金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付

注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。

(※) 平成24年4月1日現在

3 農林漁業関係の融資

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律57号)により融資する。

主な融資金は次のとおりである。

資金名	資金の種類	融資対象	問合せ先
天災 資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、 家きん等の購入	農業協同組合 金融機関
(株)日本政策金融公庫資金 (農業関係)	農林漁業 セーフティネット 資金	経営の維持安定に必要な長期 運転資金	(株)日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関
	農林業施設資金 (災害復旧)	農林漁業用施設の復旧	

注意事項：申し込みには、市長が発行する「り災証明書」が必要となる。

◎様式 4-1-1

台帳No.

記入責任者

り 災 者 台 帳

年 月 日災害
り災証明No.

り災場所	名古屋市 区 (マンション等の名称)						地区名	町名
	TEL () -							
り災世帯状況	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	通学先(学年)等	被害の状況	
	世帯主		男・女	MTSH			☐死亡 ☐行方不明 ☐重傷 ☐軽傷	
			男・女	MTSH			☐死亡 ☐行方不明 ☐重傷 ☐軽傷	
			男・女	MTSH			☐死亡 ☐行方不明 ☐重傷 ☐軽傷	
			男・女	MTSH			☐死亡 ☐行方不明 ☐重傷 ☐軽傷	
			男・女	MTSH			☐死亡 ☐行方不明 ☐重傷 ☐軽傷	
			男・女	MTSH			☐死亡 ☐行方不明 ☐重傷 ☐軽傷	
家屋被害状況	〔所有関係〕 ☐持家 ☐借家(所有者名) ☐貸家							
	〔り災程度〕 ☐全壊 ☐半壊 ☐一部破損 ☐床上浸水 ☐全焼 ☐半焼 ☐部分焼 ☐床下浸水 ☐全流失							
応急救助	☐避難所 { }		☐医療 { }		☐埋葬 { }			
	☐応急仮設住宅 { }		☐助産 { }		☐遺体の検さく { }			
	☐食品給与 { }		☐救出 { }		☐遺体処理 { }			
	☐飲料水 { }		☐住宅応急修理 { }		☐障害物の除去 { }			
	☐生活必需品 { }		☐学用品 { }					
救済等	☐災害弔慰金の支給状況		☐生活福祉貸付の状況			☐市税等の減免状況		
	☐災害障害見舞金の支給状況		☐市災害見舞金・弔慰金の贈呈状況					
	☐災害援護資金貸付の状況		☐義援金の配付状況					
特記事項								
〔現在の連絡先〕 TEL () -								

◎様式 4-1-2

り 災 証 明 願

年 月 日

(あて先) 名古屋市 区 長
(消防署長)

[申請者]

住所 名古屋市 区
Tel () -

現在の連絡先
Tel () -

^{ふりがな}
氏名 (世帯主)

[確認者]

氏名 (災害対策委員)

このたび、平成 年 月 日に発生した _____ により
家屋がり災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

り災場所	名古屋市 区 (マンション等の名称)				
り災家屋 所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> 全流失		<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
り災世帯 の構成員	世帯主との続柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	年齢
	世 帯 主		男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
備考：この証明は、生活の本拠である家屋に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として本市が確認でき得る「り災程度」について証明するものです。 なお、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

名古屋市 区長 印

◎様式 4-1-3

No.

被災証明願

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市 区長

申請者 住所

氏名
(TEL -)

このたび、下記のとおり被災したことについて、証明願います。

記

1 被災年月日 平成 年 月 日

2 被災理由 台風、集中豪雨、火災、震災
その他 ()

3 被災場所 名古屋市 区 丁目 番 号
町 番地
〔マンション等の名称・号数 〕

4 被災物件 家屋(住家・非住家)、その他 ()

5 被災程度

平成 年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。
名古屋市災害対策委員 署名

6 世帯構成員

世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

(注) 世帯構成員欄は、被災物件が住家又はその附属物であるときだけ申請者が記入し、その他のときは同欄を斜線で抹消してください。

り 災者 台帳 登載	有 (台帳No.)・無
------------	--------------

決裁	課長		係長		係	
----	----	--	----	--	---	--

◎様式 4-1-4

No.

被災証明書

	被災者 住所
	氏名 (TEL -)
	記
1 被災年月日	平成 年 月 日
2 被災理由	台風、集中豪雨、火災、震災 その他 ()
3 被災場所	名古屋市 区 丁目 番 号 町 番地
4 被災物件	[マンション等の名称・号数] 家屋 (住家・非住家)、その他 ()
5 被災程度	
6 世帯構成員	

世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日
世帯主		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

名古屋市 区長 印

第2節 災害復旧

第1 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況等を十分検討し、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等及び関連する事業を積極的に取り入れる。

この際、復興計画に配慮しながら、復旧計画を策定するものとし、重要度・緊急度の高い施設から直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう推進する。

第2 災害復旧に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。

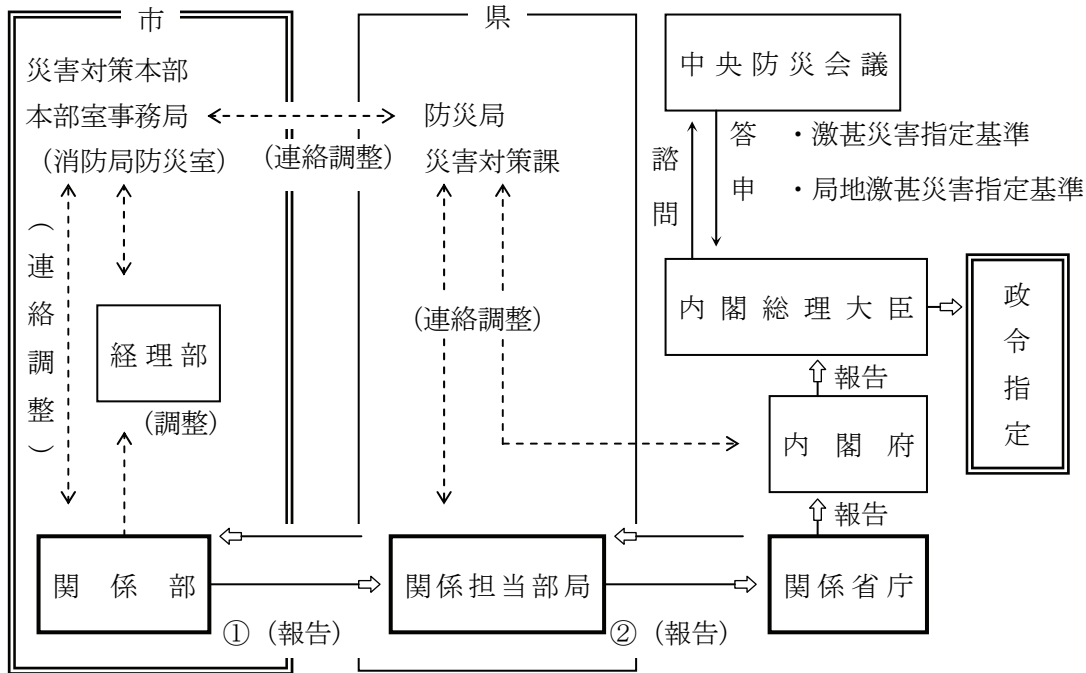
事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
公共土木施設災害復旧事業 （河川、道路、下水道等）	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処するための特別 の財政援助等に関する法律（以下 「激甚法」という。） 第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同 上
都市災害復旧事業 （街路、公園等、下水道、都市 排水施設）	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	同 上
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	同 上
社会福祉施設等災害復旧事業 （保護施設、老人福祉施設及び 障害者支援施設等）	予算補助	同 上
感染症指定医療機関の災害復 旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律	同 上
堆積土砂排除事業 （公共的施設区域内） （公共的施設区域外）	予算補助	同 上

事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
湛水排除事業	————	激甚法 第3条1項及び第10条
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林道の 災害復旧事業及び農業用施 設、林道の災害関連事業〕	農林水産業施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に関する法律	同 第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同 上	同 第6条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	同 第8条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	同 第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	同 第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業に対する補助	————	同 第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	————	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業	————	同 第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	同 第20条
水防資材費の補助	————	同 第21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法	同 第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	————	同 第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業	————	同 第24条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	同 第25条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※
廃棄物処理施設等災害復旧事業 〔し尿処理施設、ごみ処理施設等〕	同上	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上

〔激甚災害の指定手続〕

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続については、次のとおりとする。



※〔予算補助〕

「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく補助、平成16年新潟県中越地震などの他の災害では特別立法によらない予算補助の例がある。

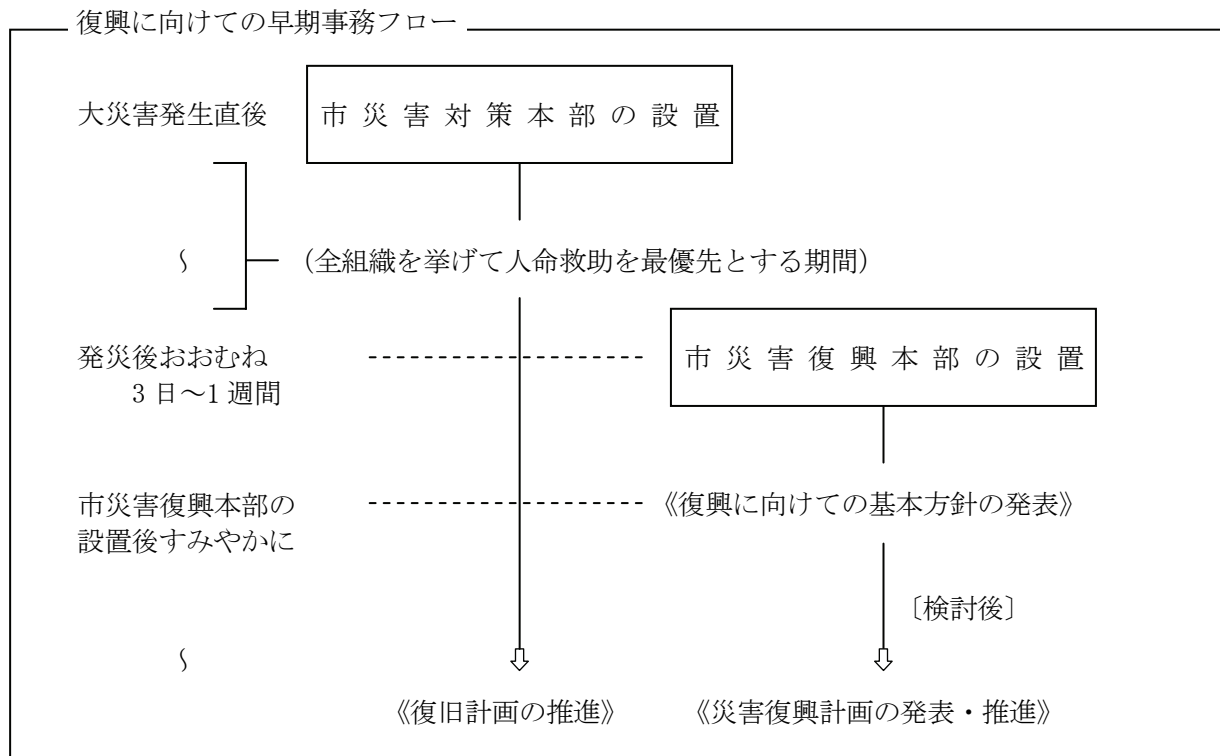
第3節 災害復興計画

甚大な大災害が起きた場合、災害を乗り越え「市民が安心して暮らせるまちづくり」を強力に推進することが要求され、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、長期的視野に立った総合的な基本計画及び都市計画に基づく災害復興計画を、住民合意のもと新たな視点で策定する必要がある。

このため、被災後すみやかに災害復興計画を策定するため、市長を本部長とする全庁的な組織体制として「市災害復興本部」を設置し、被災直後の混乱した非常事態のなかであっても、災害後早期の段階において、復興に向けての基本方針を市民に示すものとする。

なお、具体的な実行計画の策定にあたっては、市長の諮問機関となる学識経験者等を構成員とする組織体制〔市復興計画検討委員会（仮称）〕の設置についても検討するものとする。

住宅都市部長は、基本方針及び災害復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び市街地復興計画を、市災害復興本部の決定を経て策定する。



第4章 補 則

産業災害対策計画

第1章 総則

第1節 目的

第1 目的

この計画は、本市区域内における防災に関し、基本的かつ一般的な計画として定められている名古屋地域防災計画（以下「防災計画」という。）の補完として、石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物（以下「危険物」という。）を大量に貯蔵若しくは取り扱っている企業を対象とし、不測の事故あるいは地震、台風等の天災に起因する危険物の爆発、大火災などの災害（以下「産業災害」という。）の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における諸対策の円滑な実施を図るため産業災害の防災に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の防災については、「愛知県石油コンビナート等防災計画」によるものとする。

第2 対象地域

本市南部の軟弱な地域にあつて、危険物を大量に貯蔵若しくは取り扱っている企業が集中している名古屋臨海工業地帯を対象地域とし、本計画の効果的な運用を図るため、次の3地域に区分する。

名古屋臨海工業地帯

1 A地域

名古屋市港区竜宮町、東築地町、南区大同町、滝春町、丹後通、東又エ衛町及び豊田町付近
一帯

2 B地域

名古屋市港区東海橋線南のうち、堀川以西、中川運河以東の地域

3 C地域

名古屋市港区築三町、築地町、一州町、稲永新田、潮風町、汐止町及び空見町付近一帯

(資料)

- ・対象地域の現況 (附属資料編 625 ページ)
- ・危険物施設の状況 (附属資料編 627 ページ)
- ・名古屋港における危険物積載船の運送状況調 (附属資料編 628 ページ)

第2節 計画事項

第1 産業災害の防災上処理すべき事務又は業務の大綱

対象地域内に営業所、油槽所及び工場等の施設を有する企業（以下「関係企業」という。）の管理者及び市の処理すべき事務又は業務の大綱を定める。

第2 災害予防計画

産業災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置について基本的な計画を定める。

第3 災害応急対策計画

産業災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防ぎよするための措置について基本的な計画を定める。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 名古屋市

名古屋市は、防災関係機関の協力を得て、産業災害の防災に関し、災害予防及び災害応急対策について、次のことを実施するものとする。

- 1 危険物施設の保安の確保に必要な指導、助言及び立入検査
- 2 情報の収集、伝達及び災害原因の調査
- 3 避難の指示、勧告及び災害広報
- 4 災者の救助及び保護
- 5 消防活動
- 6 緊急輸送の確保
- 7 警戒区域の設定
- 8 公共土木施設に対する応急措置

第2 関係企業

関係企業は、産業災害の防災について第一次的責務を有するものとして、市及び防災関係機関の防災対策に積極的に協力するとともに、災害予防及び災害応急対策について次のことを実施するものとする。

- 1 自衛消防組織の整備拡充
- 2 防災に関する教育及び訓練
- 3 防災用設備及び資機材の整備等
- 4 初期消火活動等の応急措置
- 5 防災関係機関の応急対策活動に対する誘導並びに積極的な協力

第4節 災害の想定

危険物大量保有事業所の周囲には民家があり、火災、爆発等の災害時には、付近民家等がまきこまれる恐れがある。

(資料)

・石油施設等の地震による被害想定

(附属資料編 629 ページ)

第5節 防災組織

第1 名古屋市

名古屋市における防災組織は、名古屋市地域防災計画に定める名古屋市災害対策本部の組織とする。

第2 関係企業

- 1 関係企業は、産業災害の予防並びに応急対策に対処するため、自衛消防隊などの防災組織を整備し、防災体制の確立を図るものとする。
- 2 関係企業は、危険物の保安、緊急時の措置、防災上必要とする資機材の備蓄及び整備に関して企業相互間の連絡、調整を図るため、防災協議会を設置し、産業災害の諸対策の効果的な運用を図るものとする。

(資料)

- ・名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱 (附属資料編 353 ページ)
- ・名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領 (附属資料編 354 ページ)

第2章 災害予防計画

第1節 危険物の保安

第1 予防査察等の徹底

危険物による災害を未然に防止するため、市は、防災関係機関とともに、消防法等危険物の保安に関する法令（以下「危険物関係法令」という。）の定めるところにより、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の危険物施設に対し、位置、構造及び設備並びに管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについて立入検査を行うほか、特定屋外タンク貯蔵所については、保安検査を実施し、危険性の排除に努めるとともに、これらの査察結果について関係防災機関と相互に資料交換を行い、危険物施設の保安及び管理の徹底を図るものとする。

立入検査の結果、危険物施設の位置、構造及び設備並びに管理の状況等が、消防法等の規定に違反すると認められるときは、消防法等違反の処理に関する規程（昭和45年名古屋市消防局訓令第1号）に定める警告、命令、許可の取消し、告発及び代執行等の区分に照らして、それぞれの違反の内容に応じた処理を行う。

第2 企業の自主防火管理の徹底

関係事業所を所有し、管理し、又は占有する者は、危険物施設の位置、構造、設備及びその他の付帯設備の維持管理並びに危険物の貯蔵、取扱いについて、危険物関係法令の定める技術上の基準に適合するよう常時点検を実施するとともに、随時、自主的に消火設備及び警報設備の機能点検を実施し、施設の保全に努めるものとする。

また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。

なお、企業管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上好ましくない行為をしないよう厳重な管理を行うものとする。

1 危険物保安監督者及び危険物取扱者に対する指導

- (1) 危険物取扱い作業に立ち会い、危険物の貯蔵又は取扱いが危険物関係法令又は予防規程等の保安に関する規定に適合するよう、作業員に対し必要な指示を行う。
- (2) 危険物の取扱いに関する保安教育を実施する。
- (3) 火災等の災害の防止について、関連施設の関係者との連絡を図る。
- (4) 火災等の災害が発生した場合は、作業員を指揮して応急の措置を講じ、ただちに消防機関その他関係機関に連絡する。

2 消防計画及び予防規程の設定

消防計画、予防規程及びその他の自主保安規程を設定し、これらの規程等に基づく防火管理を実施するよう指導するものとする。

消防計画、予防規程の内容については、おおむね次のとおりとする。

(1) 消防計画

- ア 自衛消防の組織
- イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査

- ウ 消防用設備等の点検及び整備
- エ 避難施設の維持管理及びその案内
- オ 防災上必要な教育
- カ 消火、通報及び避難訓練の実施
- キ 火災その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡通報及び避難誘導
- ク 防火管理についての消防機関との連絡
- ケ 火災の際、消防隊に対する必要な情報、資機材の提供及び消防隊の誘導

(2) 予防規程

- ア 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- イ 危険物保安監督者が、旅行、疾病、その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- ウ 化学消防自動車の設置、その他自衛の消防組織に関すること。
- エ 危険物の保安にかかる作業に従事する者に対する、保安教育に関すること。
- オ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。(スに掲げるものを除く。)
- カ 危険物施設の運転又は操作に関すること。
- キ 危険物の取扱い作業の基準に関すること。
- ク 補修等の方法に関すること。
- ケ 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。
- コ 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。
- サ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視、その他保安のための措置に関すること。
- シ 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件、その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。
- ス 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における、当該配管の保安に関すること。
- セ 災害、その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。
- ソ 地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。
- タ 危険物の保安に関する記録に関すること。
- チ 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。
- ツ 前各号に掲げるものの他、危険物の保安に関し必要な事項
- テ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の整備及び点検その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。

第3 危険物安全週間の実施

関係企業は、単独に又は共同して、6月の第2週、危険物の安全管理運動を実施し、危険物施設の保全整備を図るとともに、従業員に対する保安教育及び消火訓練等を行い、危険物施設の自主保安体制の強化に努めるものとする。

第2節 防災用設備及び資機材の整備等

第1 市における防災用設備及び資機材の整備等

市は、産業災害を未然に防止し、又は産業火災が発生した場合の鎮圧あるいは災害の拡大を防止するため、次に掲げる災害応急対策活動に必要とする機械器具及び資機材を整備あるいは備蓄するとともに、これらの点検に努めるものとする。

1 消防機械器具等

消防機械器具等（化学消防車、消防艇、高発泡機、耐熱防火衣、救命胴衣、空気呼吸器等）の機能を保持し、能率的な使用目的を達成するため、消防装備管理規程（平成12年名古屋市消防局訓令第9号）及び同・事務処理要綱（平成12年名古屋市消防局甲令第12号）に基づいて点検、整備を行う。

2 化学消火剤、流出油処理剤等の備蓄

化学消火剤、流出油処理剤等の備蓄に努めるとともに、化学消火剤の種別又は購入（製造）年度を区分して貯蔵する。

3 建設機械、車両、その他の資機材

地域防災計画附属資料に掲げる建設機械、バキュームカー等の整備を行う。

第2 関係企業における防災用設備及び資機材の整備等

関係企業は、産業災害を未然に防止し、又は産業災害が発生した場合にこれを鎮圧あるいは被害の拡大を防止するため、それぞれの業態に応じて、それぞれ又は共同して、消防計画、予防規程及びその他の保安規程に基づき、次に掲げる防災に関する設備及び資機材を能率的な使用ができるよう、定期あるいは臨時に整備若しくは備蓄するとともに、これらの点検、確保に努めるものとする。

1 消火設備等

(1) 危険物関係法令に基づき固定式消火設備又は移動式消火設備及び器具等を設置し、定期点検並びに整備を実施するものとする。

また、固定式消火設備については、配管全般にわたっての可とう性の保持を図るとともに、屋外貯蔵タンクの固定消火設備が消防隊にも活用でき得るよう、特殊な装置等の設置について配慮するものとする。

(2) 消防用ポンプ設備は、耐震性を考慮するとともに、その動力源については、非常の場合を考慮して予備電源又は発動機を設置するよう配慮するものとする。

2 防災用資機材等として、おおむね次に掲げるものの常備に努めるものとする。

(1) 流出油回収機器、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、耐熱防火衣、救命胴衣、空気呼吸器、通信機器、ガス検知器等

(2) 化学消火剤、流出油処理剤

その効力が保持できるよう、十分留意して備蓄する。

3 防油堤関係

防油堤は、鉄筋コンクリート製又は盛土式等の耐震性構造のものとし、配管又は水抜管貫通部分の緩衝を配慮し、防油堤の破損防止対策を講ずるものとする。

また、仮設防油堤を築設するための麻袋又は土のう等を備蓄するとともに、事業所敷地内における漏油の流出防止のため、敷地境界に土盛堤を設ける他、土砂採取場所をあらかじめ定めておく。

4 流出油処理等

危険物の海、河川への流出拡大を防止するため、オイルフェンス、吸着マット等を備えるとともに、事業敷地内からの流出を防止するため排水口に緊急停止用バルブを設けるなどの措置をする。

5 貯蔵タンク関係

タンクを設置する場合は、不等沈下を防ぐため地質、地盤の条件を考慮し、安定した基礎で十分な耐震性を持たせ、かつ、タンクの構造は、タンクの高さ、溶接方法等を考慮するとともに、配管の取付け部、水抜管の接合箇所、送油管等の配管についても十分可とう性を保持させるものとする。

さらに、定期的に内部開放点検を実施し、不等沈下、板厚測定結果の状況に応じて基礎修正又は底板取替え等を実施するものとする。

(資料)

- ・ 防災関係機関及び連絡窓口 (附属資料編 590 ページ)
- ・ 化学消火剤等の備蓄状況 (附属資料編 633 ページ)
- ・ 企業の消防力 (附属資料編 634 ページ)

第3節 防災教育及び訓練

第1 防災教育

関係企業の管理者は、単独又は防災協議会と共同して、企業従業員の災害時における適正な判断力を養成し、また、職場内における防災体制を確立するため、従業員に対して講習会、研究会等の防災教育を企業ごと、あるいは共同して実施するものとし、市及び防災関係機関は、これに対し積極的に協力するものとする。

1 講習会、研究会

企業従業員を対象とし、火災、その他の災害に関する講習会、研究会を実施して、企業の特長性によって要求される保安のための各種教育及び保安法令等の徹底を図り、防災知識又は技術を習得させる。

2 検討会

防災訓練又は火災等の災害事例に照らして検討会を開催し、災害時における出火防止、避難誘導、救出救護等の業務分担について、自覚と認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、火災等の災害現場の見学調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物

災害の原因、予防、応急対策及びその他必要事項等を取りまとめた初動時の活動マニュアル等の防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配布する。

第2 防災訓練

市及び関係企業は、「産業災害対策計画」が災害に十分活用され、防災活動が迅速かつ的確に実施し得るよう、それぞれ又は他の防災関係機関の協力のもとに、共同して防災訓練を実施するものとする。

1 基礎訓練

消防計画及びその他の計画に基づき、自主的に初期消火をはじめとする技能の習得を主体とした基礎的な実地訓練及び図上訓練を単独又は共同して実施し、責任の自覚と技術錬磨を図るものとする。

訓練内容は、消火、流出油防止、通報、避難、構内の通行規制、防災用資機材の緊急調達及び非常参集並びに救護等の訓練とする。

2 総合訓練

愛知県をはじめ防災関係機関の協力のもとに、それぞれの組織を動員して図上又は現地における各種の内容を包含した総合的な防災訓練を実施し、関係各機関の防災諸活動の有機かつ効果的な運用を図るものとする。

訓練内容は、基礎的訓練の他、消火、防油、避難、無線通信連絡、水防、船舶救難、救急救護、警備及び防災用資機材の輸送並びにその他災害応急対策活動に必要とする電力の仮復旧、給食、給水等の訓練とする。

第3章 災害応急対策

第1節 職員等の動員及び活動

産業災害が発生し、又は産業災害が発生するおそれがある場合における、応急装置を迅速かつ的確に実施するため、市及び関係企業は、関係職員等の動員に関し、伝達の方法及び配備計画を定めるとともに、分担すべき活動の内容について具体的に定めておくものとする。

第1 職員等の動員

職員等の動員に関しては、防災計画に定める「第3章・第1節 初動活動体制」により実施するものとするが、消防部隊の編成については、警防体制に関する規程（平成7年名古屋市消防局訓令第11号）に基づくことを原則とし、火災の規模により消防職員又は消防団員の非常参集者をもって編成する。

第2 職員等の活動

職員等の活動に関しては、防災計画に定める「第3章 災害応急対策計画」により実施するものとするが、消防部隊の活動については、現場活動規程（平成7年名古屋市消防局訓令第14号）に基づくことを原則とし、火災の規模により消防職員又は消防団員の非常参集者をもって活動にあたる。また、地震その他の災害により二次的災害が発生し、広域にわたって消防活動等が要求される場合においては、化学消防車を主体とした、可能な限りの消防力をあてる。

消防部隊の組織及び編成の細部については、別に定める要領による。

第2節 情報の収集及び伝達

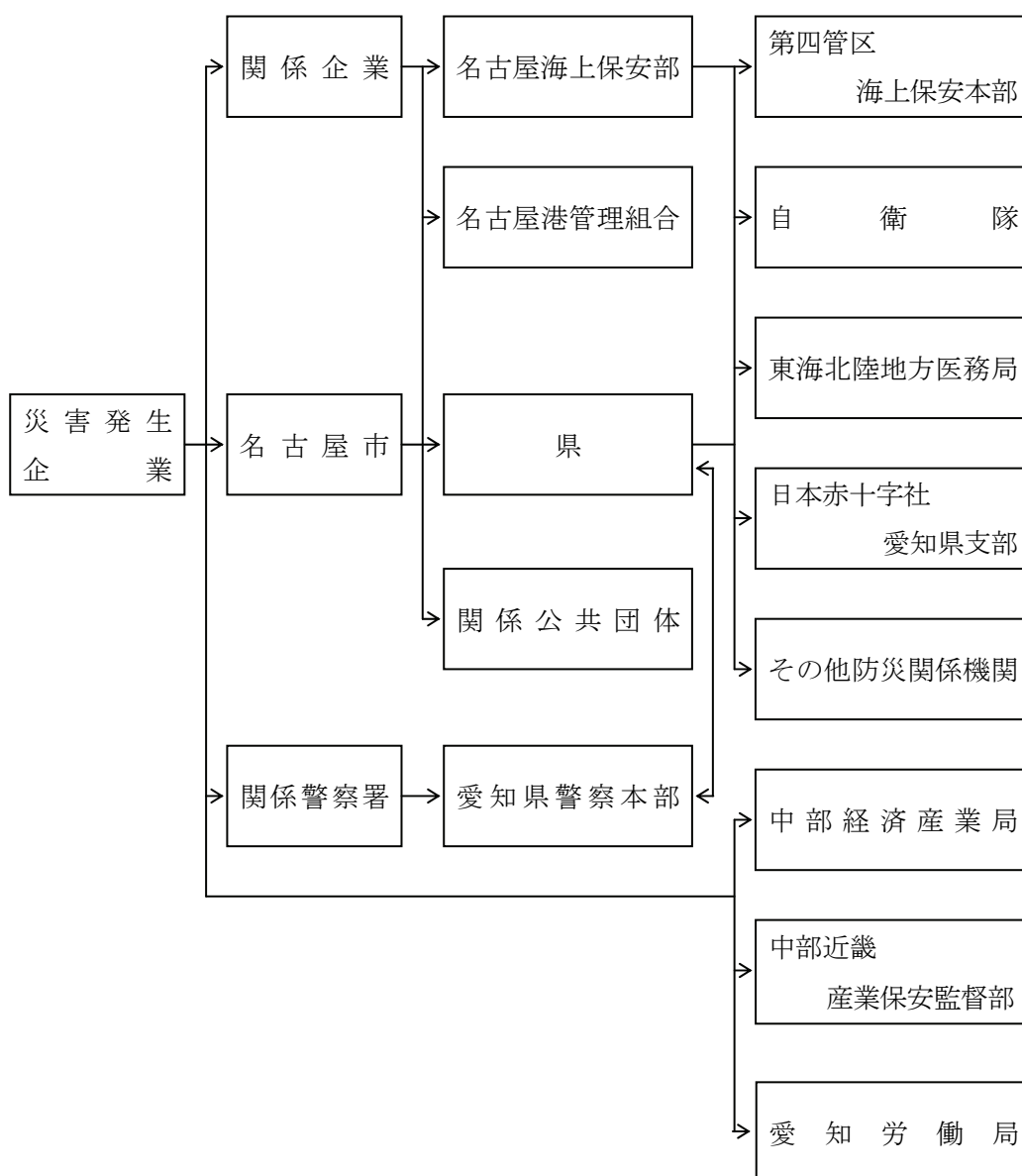
市及び関係企業は、災害応急対策を実施するために必要な火災、水災、気象等に関する予警報及び災害情報の収集、伝達を行う。

第1 情報伝達の系統及び窓口の明確化

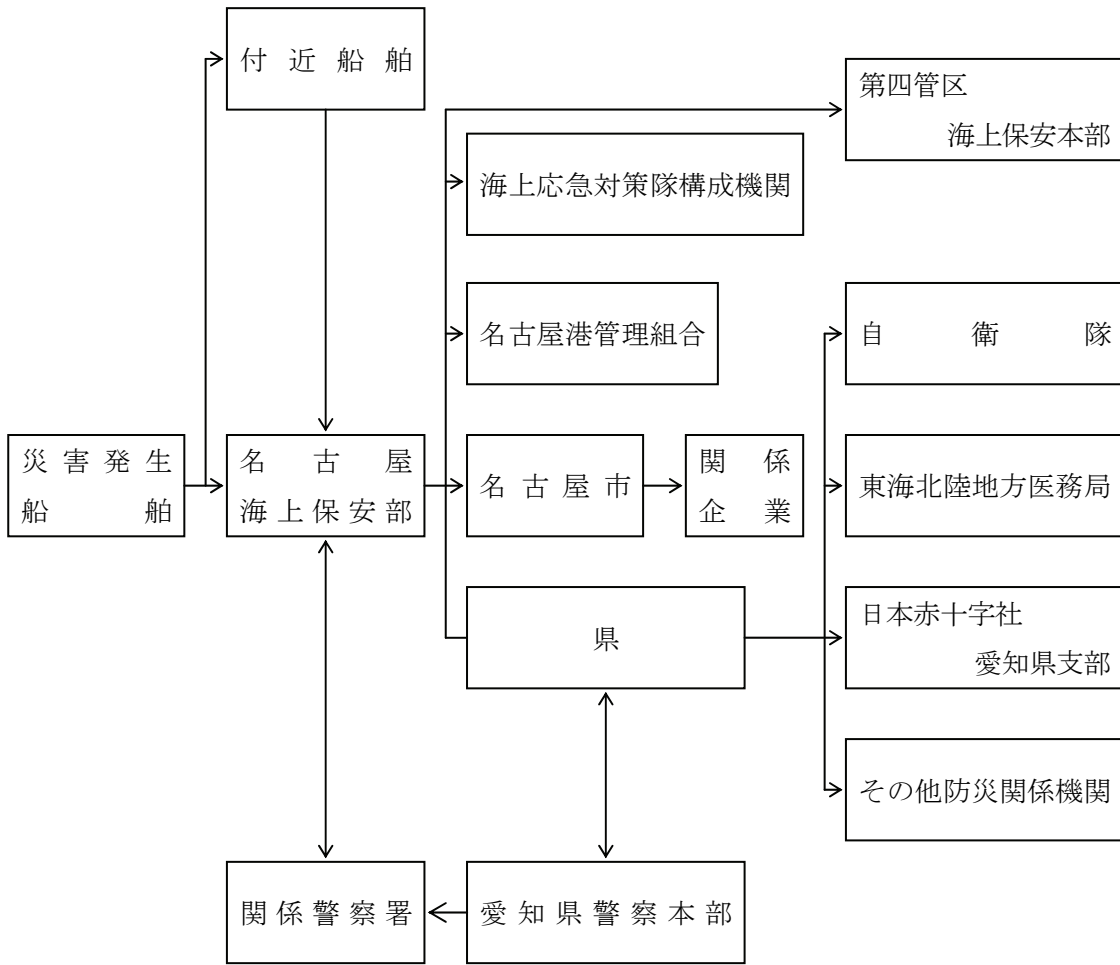
市及び関係企業は、情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、窓口となる担当課を定めるとともに、それぞれの組織内における連絡系統を定めておくものとする。

1 関係企業と市及び防災関係機関との情報の伝達系統

(1) 陸上の場合



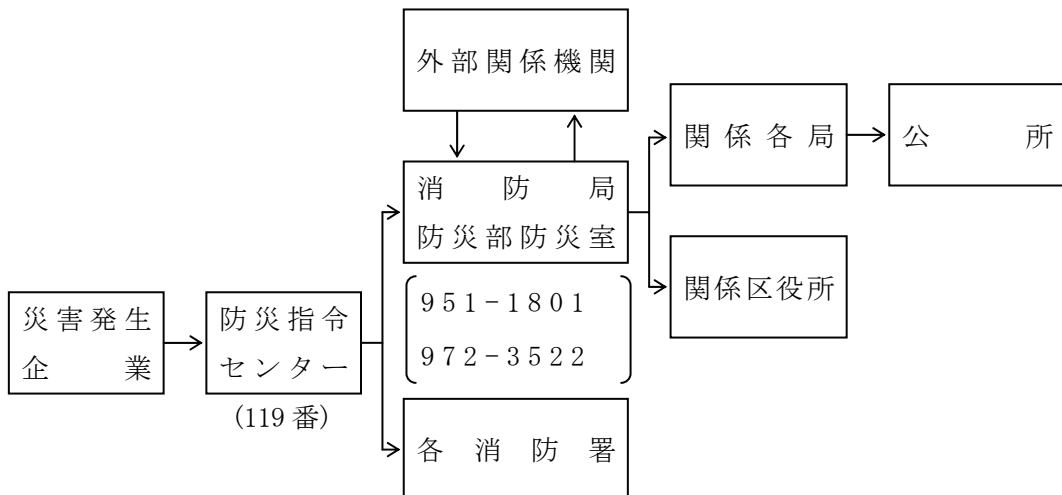
(2) 海上の場合



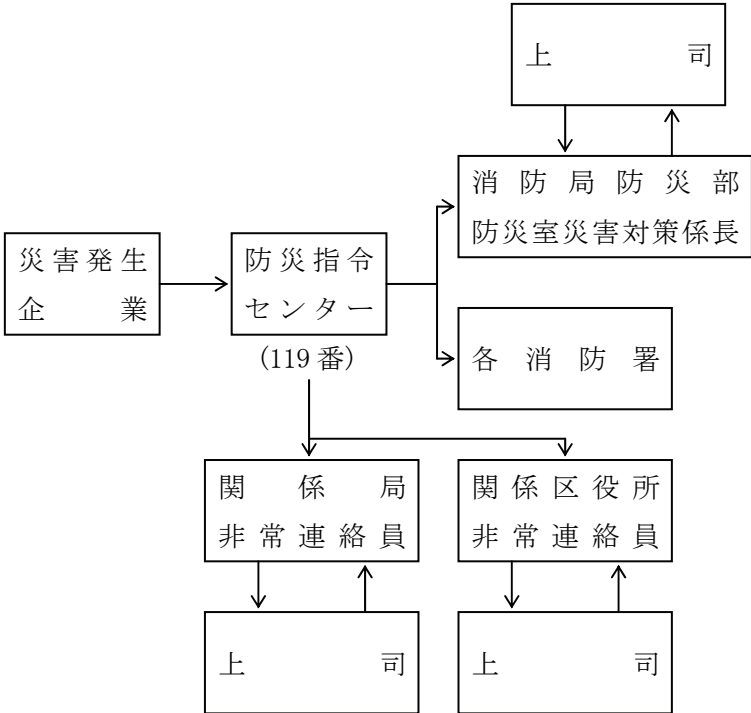
2 本市の情報伝達の系統及び窓口

(1) 災害対策本部が設置されていない場合

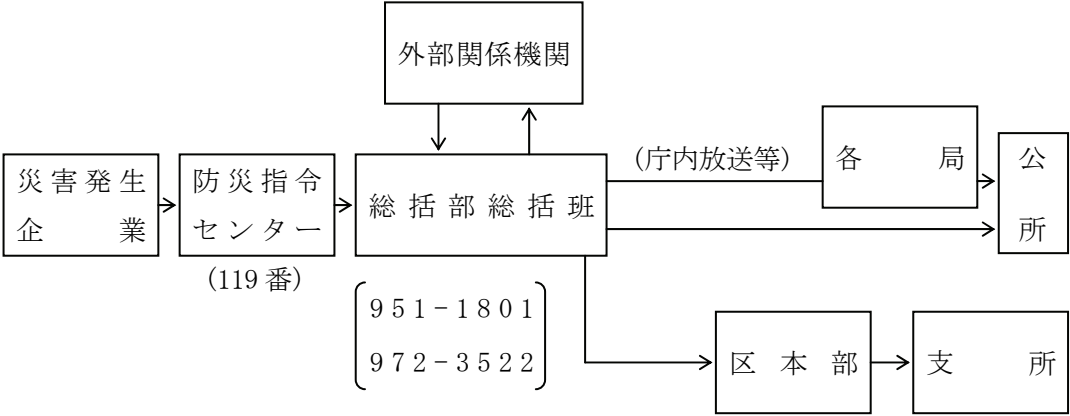
ア 勤務時間内



イ 休日又は勤務時間外



(2) 災害対策本部が設置されている場合



第2 情報伝達の時期及び内容

情報伝達の時期及び内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 産業災害が発生したとき
 - (1) 災害発生場所及び概況
 - (2) 災害の原因及び概況
 - (3) 応急に実施した措置
- 2 中間情報
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応急対策の実施状況
 - (3) その他応急対策を実施するに必要な事項
- 3 応急対策の完了後
 - (1) 確定した被害状況
 - (2) 応急対策全般の状況

第3 通信手段の確保

災害時における通信連絡の確保を図るため、企業相互間及び防災関係機関との間において、あらかじめ有線通信設備及び無線通信設備の利用について、調整しておくものとする。

第3節 災害広報

市及び関係企業は、産業災害が発生した場合における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、必要に応じ災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知徹底するよう災害広報に努めるものとする。

第1 広報の内容

- 1 災害の概況（日時、場所、災害の規模等）
- 2 避難の準備、勧告、指示及び避難場所
- 3 地域住民のとるべき措置
- 4 医療救護所の開設状況
- 5 災害応急対策の状況
- 6 その他、人心の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

第2 広報の方法

市は、広報車の利用及び報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。また、関係企業は、市及び他の防災関係機関の行う広報活動に対し、資料の提供等その他積極的に協力するものとする。

第3 報道機関への協力

市及び関係企業は、報道機関から災害報道のため、情報、資料の提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

第4節 産業災害に対する消防活動

第1 陸上における消防活動

1 市の措置

(1) 現場指揮本部の設置

応急対策を総括的に行うため、現場指揮者は、災害の現場付近に現場指揮本部を設置し、陸上における消防活動全般を指揮する。

現場指揮本部は、次の事項を行う。

- ア 関係機関との対策協議
- イ 消防部隊の運用
- ウ 車両及び必要資機材の確保
- エ 災害状況の把握
- オ 関係機関への連絡及び応援要請

(2) 防ぎよ活動

関係企業に対し、危険防止に必要な措置を指示するとともに、初動時に各種の消防部隊を集中的に出動させ、ただちに消火活動等の災害の防ぎよ活動を実施するものとする。

この場合、災害の状況により、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部各部署は、それぞれの分掌事項に基づき活動を開始するものとする。

なお、災害に対する応急措置を実施させるうえで、必要とする消防部隊の編成、無線通信の統制、使用資機材の確保及び輸送等の事項について、具体的計画を定めておくものとする。

2 関係企業の措置

(1) 初期防ぎよ活動

産業災害が発生した企業は、自衛消防隊その他の要員により初期防ぎよ活動を実施するとともに、第2節・第1の伝達系統により防災関係機関へ通報するものとする。また、他の関係企業は、必要に応じ、これに協力し災害の拡大防止に努めるものとする。

なお、関係企業が初期活動として実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 防災関係機関への通報
- イ 消火設備を活用しての消火作業
- ウ 流出油又は漏油の拡散・拡大防止
- エ 被災状況の把握
- オ 化学消火剤等の必要資機材の確保
- カ その他応急措置として必要な事項

(2) 消防機関到着後の措置

消防機関到着時には、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導するとともに、爆発性又は引火性物品の所在並びに施設の配置、有毒ガスの有無及び災害の状況を通報し、消防機関に協力して積極的に応急活動を実施するものとする。

3 現場指揮本部への係員の派遣

産業災害が発生した企業及び関係企業は、現場指揮本部へ係員を派遣し、応急対策方針の決定等について助言又は協力を行うものとする。また、産業災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては、人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の立入り制限、退去等を命令するとともに、消火、水防等応急対策の諸活動の円滑を図るものとする。

4 その他の災害活動

(1) 道路、橋梁等の復旧作業

地震、水災等の災害により緊急輸送路を確保する必要がある場合は、防災計画に定めるところにより応急復旧作業を実施する。

(2) 流出油の拡散防止及び回収作業

流出油の拡散防止及び回収のため、ブルドーザー等の建設機械を必要とする場合は、これらの機械を所有する部又は業者の建設機械を借り上げ、防止活動等を実施するものとする。

(3) 使用資機材

ア 泡消火原液

総括部及び企業が備蓄するものを使用し、不足する場合は、消火設備業者及び市内化学工場が備蓄するものの提供を依頼する。

イ 土のう及び土砂

(ア) 土のう作製の麻袋等は、企業が備蓄するものを使用し、不足する場合は、市が水防倉庫に備蓄するものを使用する。

(イ) 土砂は、あらかじめ企業の選定した場所から採取し、不足する場合は、緑政土木部の指定する場所から採取する。

ウ 木材及び土木資材

檜丸太、鉄線及び掛矢等の資機材は、市が水防倉庫に備蓄するものを使用する。

エ 流出油等防止資材

オイルフェンス、流出油処理剤等の資材は、名古屋海上保安部及び企業と連絡をとり、企業所有のものを使用する。

5 他の防災関係機関に対する応援要請

市長は、災害の規模が大きくなり、応急対策活動を実施するに必要と認めるときは、防災関係機関に対して、おおむね次に掲げる協力又は応援要請を行う。

(1) 愛知県

ア 自衛隊の災害派遣要請

イ 国、他府県及び市町村の応援要請

ウ 応急対策用資機材の斡旋

(2) 愛知県警察

ア 緊急輸送のための交通規制

- イ ヘリコプターによる災害状況の調査
- (3) 陸上自衛隊
 - ア 緊急輸送道路及び橋梁の応急復旧
 - イ 車両等による緊急輸送
 - ウ 重門橋による海上輸送
- (4) 航空自衛隊
 - ア 航空機による被害状況の調査
 - イ 化学消火剤等の空輸
- (5) 日本赤十字社愛知県支部
 - 被災傷病者の医療救護
- (6) 名古屋港管理組合
 - ア 防潮扉及び堀川防潮水門の開閉
 - イ 船艇による海上輸送
- (7) 西日本電信電話株式会社
 - ア 災害現地の電話回線の復旧又は臨時電話の仮設
 - イ 緊急輸送道路上の倒壊電柱及び電話線の処理
- (8) 中部電力株式会社
 - ア 災害現地への緊急送電
 - イ 緊急輸送道路上の倒壊電柱及び電線の処理
- (9) 東邦ガス株式会社
 - ガス漏洩箇所の処理

第2 海上における消防活動

1 市の措置

名古屋港内における災害発生時に関しては、「名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定」に基づき、相互に緊密な連携を保ち協力して消防活動を実施するものとする。

2 関係企業の措置

関係企業は、名古屋海上保安部又は市若しくは県から応援の要請等を受けた場合は、積極的にこれに協力するものとする。

(資料)

- ・名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定 (附属資料編 401 ページ)

第5節 緊急輸送の確保

応急措置を実施するうえに必要とする要員及び資機材等の輸送に関しては、防災計画に定めるところによる他、対象地域の立地条件を考慮し、名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等の防災関係機関及び名古屋港内の船舶業者と協議して海上輸送の方法及び船舶の確保について、あらかじめ計画しておくものとする。

緊急車両確認手続等については、防災計画に定めるところによる。

1 陸上輸送

市の所有するトラック、その他の車両を使用して現場指揮本部へ輸送する。

2 海上輸送

名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等と連絡をとり、所属船艇の配船をうけ、名古屋港ガーデンふ頭から潮見ふ頭の株式会社フジトランスコーポレーション及び上組岸壁まで輸送する。

3 空輸

空輸を必要とする場合は、鶴舞グラウンドから各災害現場付近に仮設ヘリポートを設置して輸送する。

第6節 避難及び救助

第1 避難の指示、勧告等

1 市の措置

産業災害が発生し、又は産業災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示又は勧告するものとする。

なお、緊急の場合で現場の警察官、海上保安官等から立ち退きを指示をした旨連絡があった場合は、ただちに知事に報告するものとする。

2 関係企業の措置

関係企業は、自衛消防隊員その他の要員により、被災傷病者の救出を行うとともに、消防機関等の到着後は、相互に連携を保ち、協力して救出に努めるものとする。

第2 海難救助

名古屋港内における船舶の火災、沈没、転覆、爆発等による海難事故に対する救助については、名古屋海上保安部及び県警察と緊密な連携をとり、救助活動を実施するものとする。

第4章 補 則

本計画に定めのない事項については、名古屋市地域防災計画の定めるところによるものとする。

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	13
第2節 計画の性格等	14
第1 計画の性格	14
第2 計画の構成及び内容	14
第3 計画の修正等	14
第3節 各機関の実施責任	15
第1 名古屋市	15
第2 指定地方行政機関	15
第3 愛知県	15
第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	15
第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	15
第4節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	16
第1 名古屋市	16
第2 指定地方行政機関	16
第3 愛知県	20
第4 愛知県警察	21
第5 自衛隊	21
第6 指定公共機関	22
第7 指定地方公共機関	24
第8 消防団	25
第9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	25
第5節 市民等の基本的責務	27
第1 市民の責務	27
第2 企業の責務	27
第6節 本市の概況	28
第1 自然的条件	28
第2 社会的条件	32
第7節 地震及び被害の想定	33
第1 建物被害、火災被害、人的被害	33
第2 ライフライン被害	34

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災構造強化	37
第1 土地利用計画	37
第2 液状化に関する情報収集	37
第3 開発行為等の規制	37
第4 市街地の開発・整備	38
第5 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	38
第6 建築物の耐震不燃化	39
第2節 公共施設の整備	42
第1 整備方針	42
第2 道路・橋梁	42
第3 公園・緑地	42
第4 河川	43
第5 港湾	43
第6 消防水利	44
第7 地下街	44
第3節 ライフラインの整備	46
第1 水道施設等	46
第2 下水道施設	47
第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）	48
第4 ガス施設（東邦ガス株式会社）	49
第5 電力施設（中部電力株式会社）	51
第4節 交通施設の整備	53
第1 市営交通	53
第2 東海旅客鉄道株式会社	54
第3 名古屋鉄道株式会社	55
第4 近畿日本鉄道株式会社	56
第5節 防災拠点の整備	57
第1 防災拠点の役割及び体系	57
第2 防災拠点施設の整備	60
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	61
第1 耐震化整備計画	61
第2 市設建築物の耐震性能の現状	61
第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設	63
第7節 輸送体制の整備	64

第1	輸送ルートを整備	64
第2	緊急通行車両等の事前届出	65
第8節	防災情報網の整備	66
第1	情報・通信機器の整備	66
第2	通信連絡手段の確保及び活用	67
第3	有線通信機器及び情報処理機器の日常管理	68
第4	無線通信機器の日常管理	68
第9節	救護・救援体制の整備	71
第1	食品等の確保	71
第2	消防体制の整備	71
第3	応急医療体制の整備	72
第10節	避難体制の整備	74
第1	避難所・広域避難場所等の確保	74
第2	避難誘導體制の確立等	77
第11節	災害時要援護者対策	78
第1	避難・誘導対策	78
第2	避難生活の確保	78
第12節	防災意識の啓発及び防災訓練	80
第1	防災意識の啓発	80
第2	防災訓練	84
第13節	地域防災力の向上	87
第1	地域住民による「助け合いの仕組みづくり」	87
第2	自主防災組織の育成	87
第3	消防団の充実強化	88
第4	事業所における地域防災力の育成	88
第14節	事業所等への安全指導	89
第1	事業所に対する指導	89
第2	危険物等の安全対策	90
第3	有害化学物質等の安全指導及び啓発	91
第15節	交通安全施設等の整備	92
第16節	重要データの管理	93
第1	災害対策住民リストの整備	93
第2	災害対策用地リストの管理	93
第3	データの分散管理	94
第17節	津波対策	95
第1	津波被害予測	95
第2	対策	95

第3	津波対策を推進する地域等	96
第4	津波からの防護のための施設の整備等	97
第5	津波避難ビル指定等推進事業	97
第18節	区防災調整会議	100
第19節	震災対策の推進	101

第3章 応急対策計画

第1節	応急対策計画	102
第2節	地震災害警戒本部等の設置及び運営	103
第1	地震災害警戒本部設置前に行う事項	103
第2	地震災害警戒本部の設置及び廃止	105
第3	地震災害警戒本部の組織及び運営等	105
第3節	地震防災応急対策の防災活動体制	117
第1	防災活動体制及び配備種別	117
第2	配備・動員計画	118
第3	職員の動員	118
第4	通常業務の取扱い	119
第5	各部・区本部間の相互応援	120
第4節	地震防災応急対策に係る措置に関する事項	122
第1	地震予知情報等の伝達等	122
第2	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	131
第3	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報	134
第4	避難対策	142
第5	帰宅困難者対策	149
第6	消防・水防対策	151
第7	社会秩序の維持対策	152
第8	病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係	152
第9	生活関連物資の価格の安定	156
第10	金融対策	156
第11	郵政事業対策	158
第12	交通対策	158
第13	緊急輸送	170
第14	他機関に対する応援要請等	171
第15	ボランティア・NPO等との連携	172
第16	市が管理又は運営等する施設に関する対策	173

第17 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達	179
第5節 災害警戒本部の設置及び運営	184
第1 災害警戒本部の設置及び廃止	184
第2 警戒本部の組織及び運営	184
第6節 災害対策本部の設置及び運営	187
第1 災害対策本部の設置及び廃止	187
第2 本部の組織及び運営	187
第7節 初動活動体制	198
第1 防災活動体制の確立	198
第2 震度別の初動活動等	198
第3 職員の動員	204
第4 各部・区本部の非常配備・動員計画	206
第5 各部・区本部間の相互応援	207
第8節 情報連絡活動	218
第1 発災直後の情報収集	218
第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設	218
第3 情報等の種別及び収集・伝達	219
第4 通信連絡手段の確保及び活用	227
第9節 広報・広聴活動	232
第1 広報活動	232
第2 広聴活動	235
第10節 災害救助法の適用	236
第1 適用基準	236
第2 救助の種類	237
第3 救助の実施	237
第11節 応援要請	239
第1 他の地方公共団体等への応援要請	239
第2 自衛隊に対する派遣要請	241
第12節 消防・水防・津波対策活動	247
【消防活動】	247
第1 消防活動の目標	247
第2 初動体制の確立	247
第3 情報の収集	249
第4 消防部隊の運用	249
第5 消防部隊活動要領	250
第6 無線通信の運用	251
第7 応援体制	252

【水防活動】	254
第1 確保すべき体制	254
第2 活動内容	254
第3 急傾斜地等対策	254
【津波対策】	256
第1 消防・水防活動	256
第2 水道、電気、ガス、通信、放送関係	257
第3 交通対策	257
第4 市が管理又は運営する施設に関する対策	257
第13節 避難	259
第1 避難の勧告・指示	259
第2 避難誘導及び移送	262
第3 避難所の開設及び管理運営	263
第4 避難状況等の報告	264
第5 避難所の解消	264
第6 警戒区域の設定	265
第7 帰宅困難者対策	265
第14節 医療救護・保健衛生	266
【医療救護】	266
第1 救護班の設置	266
第2 救護	267
第3 医薬品・衛生材料等の調達及び供給	268
【保健衛生】	271
第1 感染症予防	271
第2 保健衛生	272
第3 食品衛生	272
第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護	273
第5 関係機関との連絡及び協力要請	273
第15節 輸送・緊急輸送道路	274
【輸送】	274
第1 車両等の調達	274
第2 配車等	274
第3 緊急通行車両等の確認手続	275
第4 輸送ルートの確保	275
【緊急輸送道路】	277
第1 緊急輸送道路	277
第2 担当部	277

第3	道路被害情報の収集伝達	277
第4	応急復旧活動	277
第5	交通規制	278
第6	要員及び建設機械等の確保	278
第7	道路占用者との相互協力	279
第8	他の道路管理者等との相互協力	279
第16節	食品・生活必需品等の供給	282
第1	供給の基本的方針	282
第2	供給基準	282
第3	物資の供給体制	283
第4	物資の調達方法	284
第5	物資の輸送及び物資集配拠点	284
第6	物資の配布	285
第7	救援物資の受入れ	285
第17節	災害時要援護者対策	286
第1	基本方針	286
第2	実施体制	286
第3	安否確認	287
第4	避難生活の確保	287
第18節	遺体の捜索、処理及び火葬	289
第1	遺体の捜索・収容	289
第2	遺体安置所の開設及び管理運営	290
第3	遺体の検案	291
第4	葬祭用品の調達	291
第5	遺体の輸送	292
第6	遺体の火葬	292
第19節	ごみ・し尿・災害廃棄物	296
第1	ごみ処理	296
第2	し尿処理	296
第3	災害廃棄物処理	298
第20節	住宅等応急対策	300
第1	応急仮設住宅	300
第2	住宅の応急修理	301
第3	被災建築物・宅地に対する指導・相談	302
第4	市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保	302
第5	市有建築物の応急措置	303
第6	市有建築物の応急措置	303

第21節	文教対策	304
第1	学校教育における応急対策	304
第2	社会教育における応急対策	306
第22節	ボランティアとの連携	307
第1	平常時の連携	307
第2	ボランティアの育成・教育	308
第3	関係団体等への要請	308
第4	受入れ体制	309
第5	活動支援	310
第23節	労務供給	312
第1	労働者の雇用	312
第2	市長（本部長）の強制従事命令等	312
第24節	区の応急対策活動	314
第1	活動体制	314
第2	大規模災害時の初動活動	314
第3	災害救助地区本部	316
第4	情報連絡活動	317
第5	広報・広聴活動	320
第6	避難	322
第7	応急救助活動	325
第8	災害時要援護者対策	326
第9	緊急輸送	327
第10	応援要請	327
第11	ボランティアとの連携	328
第12	区震災応急対策計画の策定	329
第25節	地域安全・交通対策	330
第1	地域安全対策	330
第2	交通対策	330
第26節	ライフライン施設の応急復旧	342
	【給水及び水道施設等応急対策】	342
第1	給水対策	342
第2	水道施設対策	344
第3	工業用水道施設対策	345
	【下水道施設応急対策】	346
第1	応急対策要員の確保及び被害施設の調査	346
第2	下水道施設対策	346
第3	応急復旧用資機材・車両の確保	346

【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話㈱）】	347
第1 電信電話施設の現況	347
第2 被害想定	347
第3 電話、電報の優先利用	347
第4 広報活動	350
第5 応急復旧計画	350
【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス㈱）】	352
第1 ガス施設の現況	352
第2 被害想定	354
第3 応急供給計画	355
第4 復旧計画	356
【電力施設応急復旧計画（中部電力㈱）】	358
第1 電力施設の現状	358
第2 被害想定	358
第3 応急復旧計画	358
第27節 交通施設の応急対策	361
【市営交通】	361
第1 基本方針	361
第2 対策要員の動員	361
第3 通信の確保	361
第4 活動要領	361
第5 早期復旧体制の整備	363
【東海旅客鉄道㈱】	364
第1 基本方針	364
第2 対策	364
【名古屋鉄道㈱】	365
第1 基本方針	365
第2 対策	365
【近畿日本鉄道㈱】	366
第1 基本方針	366
第2 対策	366
第28節 事業所の安全対策	367
第1 危険物等の安全対策	367
第2 有害化学物質等の安全対策	367
第3 地下街の安全対策	368
第29節 二次災害の防止	369
第30節 金融対策計画	370

第1 対策	370
-------	-----

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置	372
第1 被災者台帳の整備・被災証明書の発行	372
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	373
第3 被災者生活再建支援金の支給	375
第4 災害見舞金等の贈呈	376
第5 義援金の受付・配分	376
第6 生活福祉資金の貸付	376
第7 市税の減免等	377
第8 災害復旧資金の融資	378
第2節 災害復旧	384
第1 公共施設の災害復旧	384
第2 災害復旧に伴う財政援助の確保	384
第3節 災害復興計画	387

地震編資料

地震編資料	1-18-1	(1)	想定東海地震震度分布図	388
		(2)	〃 液状化危険度分布図	389
		(3)	想定東南海地震震度分布図	390
		(4)	〃 液状化危険度分布図	391
		(5)	想定東海・東南海連動地震震度分布図	392
		(6)	〃 液状化危険度分布図	393
		(7)	濃尾地震震度分布図	394
		(8)	〃 液状化危険度分布図	395
地震編資料	2-2-1		大規模地震対策特別措置法による措置の体系	396
地震編資料	2-11-1		地震関係映画フィルム（16mm）一覧	397
地震編資料	2-11-2		地震関係ビデオ・DVD一覧	402
地震編資料	2-16-1		震災に関する調査研究項目一覧	413
地震編資料	3-3-1		地震・津波に関する情報等	419

地震編参考

地震編参考	1	名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱……………	425
地震編参考	2	名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領……………	426
地震編参考	3	気象庁震度階級……………	428
地震編参考	4	名古屋地方気象台において震度1以上を観測した地震回数 (平成11年～平成22年)……………	433
地震編参考	5	名古屋市内で震度4以上を観測した地震(昭和元年～平成22年)……………	434
地震編参考	6	明治以降、わが国で100人以上の死者・行方不明者が出た地震・津波……………	435
地震編参考	7	平成7年から22年に日本付近で発生した主な地震とその被害……………	436

名古屋市地域防災計画

②地震災害対策編

平成 24 年

名古屋市防災会議

第1章 総 則

第1節 計画の目的

1 目的

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、東海地震や東南海地震などの大規模地震による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。

こうした状況のもと、名古屋市においては、平成18年「名古屋市防災条例」（平成18年名古屋市条例第66号以下「防災条例」という。）を定め、自分で自分や自分の家族を守るという「自助」、地域の住民や事業者の助け合いによる「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことを目指している。

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において実施すべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図るとともに大震法第9条に基づき内閣総理大臣が東海地震に関する警戒宣言を発した場合（以下「警戒宣言時」という。）及びその準備段階において、市民の自助努力と協力を得るとともに、国、県及び関係機関等との広域的な対応・連携を緊密に図りながら、市民の生命の保護を最優先にした対策を講ずることにより、東海地震による被害を最小限にとどめることを目標とする。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震災害に対処するため、名古屋市及び地域の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び警戒宣言時における応急対策について定め、住民の積極的な協力とあわせ防災活動を総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

さらに、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海推進法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において実施すべき東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

防災条例で定める施策と、計画が着実に実行されることで、両者が車輪の両輪となって、より一層災害に強いまちを実現し、後の世代に安全で安心して暮らせるまち「名古屋」を引き継ぐことができるものと信じる。

第2節 計画の性格等

第1 計画の性格

- 1 この計画は、地震災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、名古屋市地域防災計画の「地震災害対策編」として位置づける。
- 2 名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な計画等を定め、その推進に努めるものとする。

第2 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおりとする。

1 総則

名古屋市及び関係機関が地震災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱及び想定される地震災害等について定める。

2 災害予防計画

地震災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置並びに震災対策として今後取り組むべき施策について定める。

3 応急対策計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域において、主として警戒宣言の発令及びその準備段階から発災又は解除までの間に実施すべき地震防災応急対策に係る措置及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、地震発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として市災害対策本部が執るべき災害応急対策に係る措置等に関する事項について定める。

4 災害復旧計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧及び復興にかかる基本方針等について定める。

5 大規模地震対策特別措置法に係る地震防災強化計画及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に係る東南海・南海地震防災対策推進計画

平成14年に策定した地震防災強化計画及び平成16年に策定した東南海・南海地震防災対策推進計画は、平成17年度、災害対策の時系列に合わせた地震災害対策編の見直しにおいて、それぞれ、災害予防計画及び応急対策計画に組入れた。

第3 計画の修正等

この計画は、本市をとりまく諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

(資料)

- ・名古屋市防災会議条例 (附属資料編 346ページ)
- ・名古屋市防災会議運営要綱 (附属資料編 348ページ)
- ・名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱 (附属資料編 356ページ)
- ・名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領 (附属資料編 357ページ)

第3節 各機関の実施責任

第1 名古屋市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第3 愛知県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第4節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

名古屋市及び関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 名古屋市

- 1 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 2 避難地、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 3 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- 4 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- 5 災害予警報を始めとする地震に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言を含む。）の収集伝達を行う。
- 6 災害広報（地震予知情報等、警戒宣言を含む。）を行う。
- 7 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- 8 避難の勧告及び指示を行う。
- 9 被災者の救助を行う。
- 10 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 11 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- 12 道路の通行禁止又は制限、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- 13 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 16 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- 17 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
- 18 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 19 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導、助言及び立入検査を行う。
- 20 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧を行う。
- 21 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

第2 指定地方行政機関

〔東海財務局〕

- 1 警戒宣言時、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、大規模地震後には被災者等からの金融相談ニーズに対応する緊急相談窓口を設置する。
- 3 警戒宣言時又は災害が発生した場合において、応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

- 4 災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。
- 5 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- 6 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。

〔東海北陸厚生局〕

- 1 災害状況の情報収集・連絡調整
- 2 関係職員の派遣
- 3 関係機関との連絡調整

〔東海農政局〕

- 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- 4 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- 6 直接管理し又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- 8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- 9 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握。
- 10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

〔中部森林管理局〕

- 1 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱い要領に基づき復旧を図る。
- 2 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。
- 3 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- 4 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- 5 都道府県、市町村等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

〔中部経済産業局〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 電力及びガスの供給の確保に必要な指導を行う。

3 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。

4 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

〔中部近畿産業保安監督部〕

1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。

〔中部運輸局〕

1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。

3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

4 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

5 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

6 鉄道、軌道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

8 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

11 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を実施。

〔名古屋海上保安部〕

1 船舶・臨海施設・釣り客等に対し、東海地震注意情報、警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。

2 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。

3 海上における船舶交通の安全確保のため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。

4 海上の安全確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。

5 海上における治安を維持する。

〔名古屋地方气象台〕

1 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表を行う。

2 以下の地震及び津波に関する情報等を関係機関に伝達すると共に、報道機関の協力をもとめてこれを公衆に周知する。

・津波警報・注意報、地震・津波情報

東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情

報)

・緊急地震速報（警報）

- 3 地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をを行う。
- 4 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をを行う。
- 5 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。

〔東海総合通信局〕

- 1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- 3 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。
- 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- 5 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体へ衛星携帯電話等の貸与を行う。

〔愛知労働局〕

- 1 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- 2 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- 3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- 4 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- 5 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- 6 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- 7 被災者に対して必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- 8 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給を行う。

〔中部地方整備局〕

- 1 災害予防
 - (1) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - (2) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - (3) 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。
 - (4) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の情報収集活動を行う防災エキス

パート制度を活用する。

- (5) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (6) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

2 地震防災応急対策

- (1) 警戒宣言時、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。
- (2) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。
- (3) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援。

3 応急復旧

- (1) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- (2) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (3) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- (4) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- (5) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・助言及び事業を実施する。
- (6) 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。
- (7) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

第3 愛知県

- 1 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 2 避難地、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 3 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備を行う。
- 4 災害予警報を始めとする災害に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言を含む。）の収集伝達を行う。
- 5 災害広報（地震予知情報等、警戒宣言を含む。）を行う。
- 6 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- 7 緊急通行車両等の確認証明書を発行する。
- 8 避難の勧告、指示の代行を行うことができる。
- 9 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- 10 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- 11 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 12 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- 13 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

- 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- 17 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧を行う。
- 18 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- 19 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 20 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導及び助言を行う。
- 21 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 22 県の管理する港湾区域及び港湾施設の維持管理等を行う。
- 23 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- 24 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- 25 市町村の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定活動に対する支援・調整を行う。
- 26 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給に関する事務を行う。

第4 愛知県警察

- 1 災害時又は警戒宣言時等における警備対策及び交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- 3 津波に関する予警報の伝達を行う。
- 4 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の伝達を行う。
- 5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- 6 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 7 人命救助を行う。
- 8 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。
- 9 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。
- 10 警察広報を行う。
- 11 災害時における各種犯罪の予防及び取締りを行う。
- 12 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- 13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- 14 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
- 15 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。
- 16 社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との協定に基づき、車両等の除去活動の協力要請を行う。
- 17 銃砲・刀剣類、危険物の流出等の事実確認と安全に向けた措置を行う。

第5 自衛隊

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
 - (2) 災害派遣計画を作成する。
 - (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。
- 2 東海地震注意情報に伴う措置

- (1) 各部隊は災害派遣準備を促進する。
 - (2) 連絡班及び偵察班の派遣準備を行う。
 - (3) 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。
 - (4) 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。
- 3 警戒宣言時の措置
- (1) 災害派遣準備を促進する。
 - (2) 所要の地点に偵察班を派遣する。
 - (3) 必要に応じ航空偵察を実施する。
 - (4) 地震警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。
- 4 発災後の対処
- (1) 即時救援活動
人命救助を最優先した即時救援活動を実施する。
 - (2) 応急救援活動
引き続き、応急救援活動を実施する。
 - (3) 本格対処
対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

第6 指定公共機関

[郵便事業株式会社東海支社]

災害が発生した場合において、災害の態様、被害者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- 2 被災者が出す郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- 4 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配布する。

[郵便局会社東海支社]

- 1 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

[西日本電信電話株式会社]

- 1 地震予知情報、警戒宣言等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- 2 地震予知情報、警戒宣言等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
- 3 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- 5 気象等警報を市町村へ連絡する。
- 6 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

7 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔日本赤十字社〕

- 1 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療資機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- 2 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- 3 血液製剤の確保と供給を行う。
- 4 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

- 5 義援金の受付と配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公平な配分に努める。

〔中日本高速道路株式会社〕

- 1 警戒宣言、地震予知情報等を伝達する。
- 2 高速自動車国道の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔独立行政法人水資源機構〕

- 1 愛知用水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
- 2 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。

〔独立行政法人国立病院機構本部〕

- 1 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被害者の医療及び助産に当たらせる。
- 2 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療に当たらせる。
- 3 前記の活動については、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援に当たらせる。

〔日本放送協会〕

- 1 平常時から防災知識の普及に関する放送を行う。
- 2 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
- 3 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。
- 4 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
- 5 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- 6 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の放送を行う。
- 7 気象等予警報、被害状況等の放送を行う。

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- 1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- 2 警戒宣言時に正確かつ迅速な情報伝達を行う。

- 3 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。
- 4 旅客の避難、救護を実施する。
- 5 列車の運転規制を行う。
- 6 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- 7 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- 8 死傷者の救護及び処置を行う。
- 9 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[東邦ガス株式会社]

- 1 ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策を行う。
- 3 発災後は被災施設の復旧を実施し、早期供給再開を図る。

[中部電力株式会社]

- 1 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報または警戒宣言の伝達を受けた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- 2 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- 3 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

第7 指定地方公共機関

[名古屋港管理組合]

- 1 港湾施設・海岸保全施設等の維持管理を行うとともに災害復旧を行う。
- 2 港湾における緊急物資及び人員輸送用岸壁等の応急対策の指導・協力を行う。

[社団法人愛知県トラック協会]

- 1 緊急輸送実働訓練の実施及び機関誌による広報事業を実施する。
- 2 警戒宣言時、非常配備体制に入り、緊急輸送対策本部を設置する。
- 3 緊急輸送対策本部は県下12地区部会に対し、非常配備体制の発令と対策支部の設置を指示する。
- 4 対策本部及び支部は、出動可能な車両及び要員の数を調査し、その確保に努め、次の事項を伝達する。

(1) 乗務員の招集及び点呼

(2) 車両（ホロ等を含む。）、燃料の点検及び整備

(3) 必要なパーツ類、スペアタイヤ、信号旗、発煙筒、消火器、救急箱、緊急輸送車表示幕の整備及び非常用食糧の携行

- 5 発災後、再度出動可能な車両及び要員数を把握する。
- 6 災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対し、配車を実施する。

[名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社]

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

[名古屋高速道路公社]

- 1 所管区域の道路施設等の防災管理を行う。
- 2 車両の応急安全措置を行う。

3 道路啓開等緊急交通確保、道路施設等の災害応急対策工事を行う。

4 災害復旧工事の施工等を行う。

[中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞中部本社、読売新聞中部支社、中部経済新聞社]

日本放送協会に準ずる。

[中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム名古屋]

日本放送協会に準ずる。

[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海]

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

[KDD I 株式会社]

- (1) 通信施設の耐災害性を強化する。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信について、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

第8 消防団

- 1 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練を実施する。
- 2 災害発生に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- 3 地震予知情報、警戒宣言等の収集伝達を行う。
- 4 地震予知情報、警戒宣言等の広報を行う。
- 5 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- 6 消防、水防その他の応急措置を行う。
- 7 被災者の応急救助及び保護を行う。

第9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

[市・区社会福祉協議会]

- 1 市との連携により、市・区災害ボランティアセンターの運営に協力する。
- 2 NPO等と連携し、一般ボランティアの派遣依頼及び活動紹介に関する調整を行う。

[名古屋市医師会]

- 1 医療及び助産活動に協力する。
- 2 防疫その他保健衛生活動に協力する。

[名古屋市歯科医師会]

- 1 歯科保健医療活動に協力する。
- 2 身元確認活動に協力する。

[公立大学法人名古屋市立大学]

- 1 医療及び助産活動に協力する。

〔名古屋市薬剤師会〕

- 1 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- 2 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔産業経済団体〕

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

〔文化、厚生、社会団体〕

日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第5節 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、企業、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

第1 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自宅の耐震点検等、家具等の固定、ガラスの飛散防止など自宅の耐震性を充分把握するとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第2 企業の責務

企業は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

第6節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置・面積

名古屋市の位置は、東経136度47分41秒～137度3分50秒、北緯35度1分50秒～35度15分26秒で、本州のほぼ中央に位置している。

面積は、326.45km²で、最大距離は東西24.53km、南北25.09kmである。

2 地形・地質

名古屋市の地形は、北部から庄内川沿いに名古屋港に至る地域に広がる沖積平野、堀川以東に発達している段丘からなる台地及びそれに連なる丘陵地から構成されている。

濃尾平野の一部をなす沖積平野は、全体に北から南にかけてゆるやかに傾斜しており、北部ではおおむね海拔5m前後、西部から南部にかけては海拔2.5m以下となっている。

特に、港区南陽町、中川区富田町及び名古屋港をとりまく地域の大部分は、いわゆる「海拔ゼロメートル（平均海面以下）地帯」が広がっている。

堀川左岸に沿って名古屋城から熱田神宮に至るほぼ南北線を境界として、その東側には中位段丘が発達している。この段丘は熱田台地と呼ばれ、濃尾平野の東縁部を形成しており、おおむね海拔10～20mの高さで本市中心部から瑞穂運動場と末盛通を結ぶ線（田代町線）まで東に広がっている。

この熱田台地より東の守山、猪高、天白、鳴海に至る一帯は、海拔60～80m程度の丘陵地を形成し、尾張丘陵に連なっている。この東部の丘陵地には、天白川、矢田川などの河川が流れ、流域沿いには沖積低地が複雑に分布している。

なお、本市の最高地点は守山区大字上志段味の東谷山頂で、海拔198.30m、最低地点は、港区新茶屋4丁目でマイナス1.76mである。

本市の地盤を形成している地質は、守山区志段味、小幡や名東区高針、上社などにあらわれている第三紀の地質の時代に堆積した地層が、西ないし西南部に向かって緩やかに傾斜して地下に沈み、その上部を第四紀の地質時代に堆積した更新統（洪積層）、完新統（沖積層）が覆うという構造となっている。

第三紀鮮新統は、瀬戸層群、矢田川累層と呼ばれ、その下位には同じ瀬戸層群の瀬戸陶土層が分布している。これらは、ともに第三紀鮮新世時代に堆積したものである。矢田川累層は、厚さ200m前後で、主に礫・砂礫・砂・シルト・粘土から構成されており、その内には何枚かの亜炭層・火山灰層を挟んでいる。

第四紀のうち更新世の時代に堆積した更新統（洪積層）は、矢田川累層を不整合に覆っており、主に砂礫・礫・砂・粘土で構成されている。更新統（洪積層）の層序は、下から唐山層、八事層、熱田層、大曾根層となっている。

沖積平野を構成している第四紀のうち完新世の時代に堆積した完新統（沖積層）は、南陽層と呼ばれ、砂・粘土・シルトなどから構成されている。完新統（沖積層）は中央部の台地をとり囲む形で北から西、南の地域に堆積しており、南部臨海地域では20m以上の厚さがある。

全般に地盤の良好とされる第三紀鮮新統・第四紀更新統（洪積層）からなる市中央郡の台地や東部丘陵地に対し、完新統（沖積層）の堆積している市北部から西・南地域一帯は地盤が軟らかい。とりわけ、庄内川などの河川流域や名古屋港周辺の水分を多く含んだ砂層が厚く堆積している地域では、地震時に液状化現象が発生し易いとされている。

次ページに、名古屋市における地質概要図を掲載した。

3 断層

(1) 概要

「新編・日本の活断層」（活断層研究会1991東京大学出版会）によれば、名古屋市の南部に存在が推定される伏在断層として「天白河口断層」が記載されている。

天白河口断層は、地表上の地形等からその存在を確認することはできないが、地質資料や物理探査から天白河口付近に存在することが従来から学術的文献等で指摘されていた。

(2) 断層調査

断層調査は、阪神・淡路大震災の教訓として直下型地震を引き起こす可能性のある断層について全国的に進められており、名古屋市においても平成8年度から10年度の3か年をかけて存在が推定されながら詳細が明らかになっていない「天白河口断層」を対象に調査を実施した。

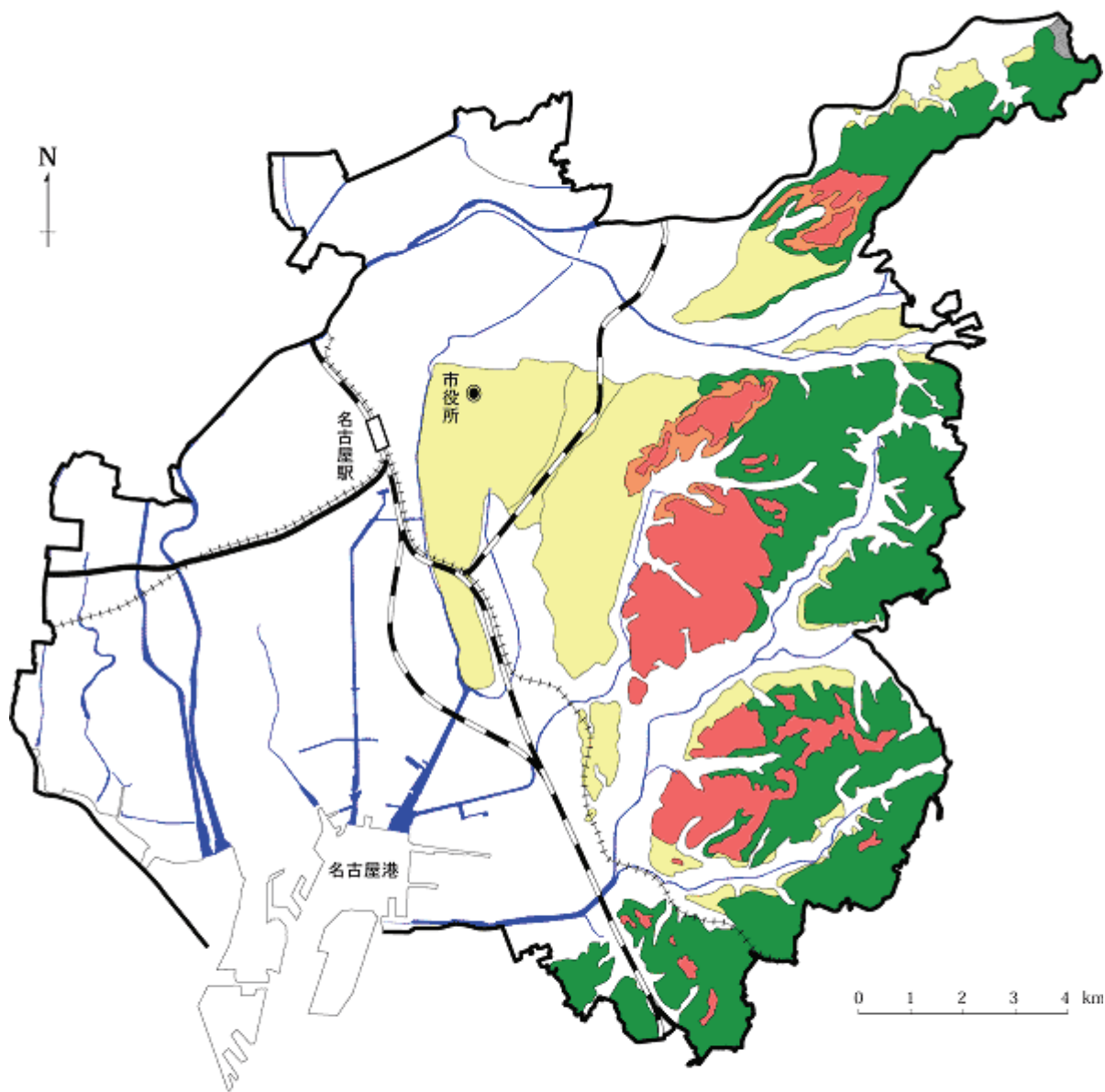
(3) 調査結果

学識経験者等で構成される名古屋市断層調査委員会において総合的な解析を行い、「今後、天白河口断層が活動する可能性は極めて低く、活断層ではないといえる」と評価された。

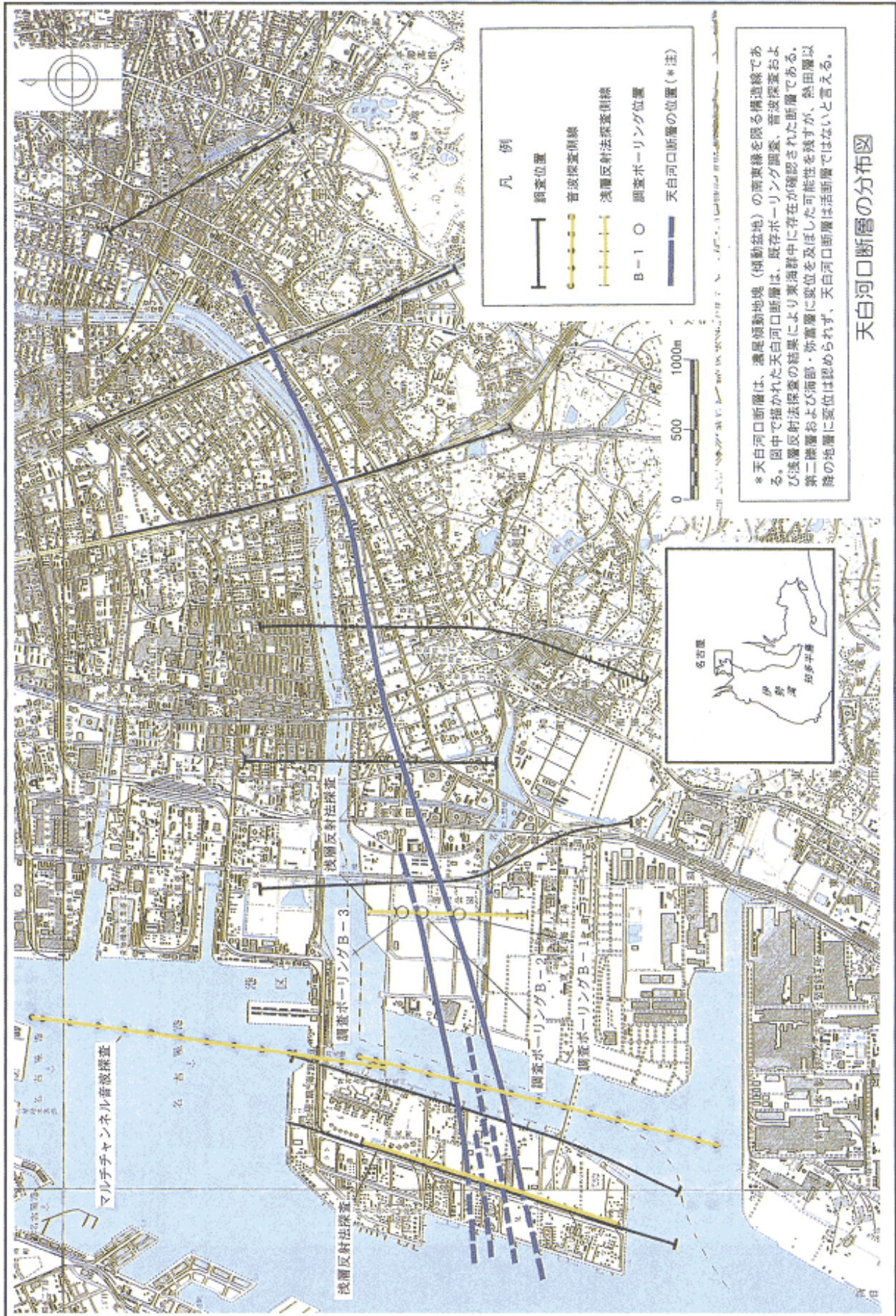
(4) 断層の分布

天白河口断層の分布位置は、31ページの図のとおりである。

名古屋市地質概要図



第四紀	完新世	{ 沖積層		第三紀	鮮新世	{ 矢田川累層	
		更新世	{ 大曾根層				基盤岩類
	{ 熱田層						
	{ 八事層						
			{ 唐山層				



調査報告書より

第2 社会的条件

地震災害は、地形、地質等の自然的条件と人口、土地利用等の社会的条件により、さまざま態様をとって現れる。

本市における主な社会的条件の現況は次のとおりである。

1 人口

(1) 全体人口

本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年以降人口は減少に転じ、以降平成6年を底に平成9年には再び人口増となりさらには平成11年に最大人口を更新した。

(2) 昼間人口

本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では昼間人口は夜間人口の5倍超となる。

(3) 高齢者人口

地震災害対策上、留意すべき65歳以上の夜間人口の分布を見ると、中川区、北区、中村区が上位3区となっている。

2 土地利用

本市においては、都心部や駅ターミナル地域を中心に高層建築物、地下街、複合用途ビル、大規模アミューズメント施設などが次々に建設されている。また、南部の臨海地域では石油基地や化学工場などを中心にした石油コンビナートや工場群が立地するとともに、地盤の液状化が懸念される地域での宅地開発も進んでいる。一方、都心周辺地域のいわゆるインナーシティと呼ばれる既成市街地域では、木造家屋密集地域や道路狭隘地域が存在している。

第7節 地震及び被害の想定

本計画を策定するための基礎資料とするため、名古屋市防災会議地震対策専門委員会および関係機関がとりまとめた被害想定結果の概要を以下に記す。

第1 建物被害、火災被害、人的被害

1 想定地震と選定理由

(1) 想定東海地震

平成14年4月24日に、名古屋市はこの地震により著しい災害が生ずるおそれのある地域として地震防災対策強化地域に指定されたため想定地震とした。

(2) 想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震

平成15年12月17日に、名古屋市は東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受け、地域指定の対象となった地震のうち名古屋市に大きな被害を及ぼす可能性が高く、高い発生確率が公表されている想定東南海地震及び同時発生の確率が高いとされている想定東海・東南海地震連動を想定地震とした。

(3) 濃尾地震

名古屋市域に大きな被害を及ぼす可能性が高く、直下型地震の備えという観点で想定地震とした。

2 地震動の予測

想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震は、東海地震等震度分布調査（平成15年度 名古屋市）による。また、濃尾地震は、名古屋市地震被害想定調査（平成7年・8年 名古屋市 地震編資料1-18-1 (1) から (8)）による。

想定地震名	予想震度
想定東海地震	4～6弱
想定東南海地震	5弱～6強
想定東海地震・東南海連動地震	5弱～6強
濃尾地震	5強～7

3 津波予測

海洋型地震である想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海地震連動について、名古屋港における津波到達時間、津波水位について予測した結果は次のとおりである。

(平成15年3月 愛知県防災会議地震部会 愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査による。)

想定地震名	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動
第1波到達時間	90分程度	90分程度	90分程度
沿岸における最高水位 (昭和埠頭)	T P 2.4m	T P 2.3m	T P 2.5m

(朔望平均満潮位時点)

4 被害の想定

想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震の被害の想定は、平成15年3月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査」による。濃尾地震の被害の想定は、平成7・8年名古屋市地震被害想定調査による。

(1) 建物被害

区 分	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
全壊数	約 2,700棟	約16,000棟	約21,000棟	約23,400棟
半壊数	約15,000棟	約50,000棟	約59,000棟	約99,000棟

(2) 火災被害

区 分	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
出火数	約30件	約200件	約260件	約180件
焼失棟数	約40棟	約2,200棟	約6,200棟	約8,600棟

(夕6時)

(3) 人的被害

区 分	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
死者数	約20名	約310名	約420名	約2,500名
負傷者数	約3,800名	約17,000名	約21,000名	約44,000名

(朝5時、但し濃尾地震は朝6時)

(4) 被災者

区 分	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
被災者数	約24,000名	約110,000名	約170,000名	約390,000名

(濃尾地震以外は、発災1日後の避難所生活者数)

第2 ライフライン被害

ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。

1 電信電話（西日本電信電話株式会社名古屋支店）

(1) 想定地震

兵庫県南部地震規模の内陸直下型大地震

(2) 被害想定

被害想定項目	設 備 名	被 害 結 果
アクセス系設備	地下ケーブル	約 12km
	架空ケーブル	約 120km
	電 柱	約 1,700本
機能支障設備	加 入 電 話	約 10万加入

2 都市ガス（東邦ガス株式会社）

(1) 想定地震

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

(2) 被害想定範囲

本支管、供給管、内管

(3) 被害想定

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

特に名古屋市南西部において、液状化の影響により建物や導管に被害が発生すると予想される地域について、局所的に供給停止する可能性がある。

3 電力（中部電力株式会社）

(1) 想定地震

兵庫県南部地震級の地震

(2) 被害状況

名古屋市域における供給系施設の被害想定と機能支障お客さま数は下表のように想定される。

なお、発電・送電・変電設備については、兵庫県南部地震以降における耐震対策の実施による設備強化等の結果、電力供給の支障となる大きな被害は生じないと想定される。

（設備数は平成16年3月現在）

想定項目の区分	施設名	施設数 お客さま数	兵庫県南部地震 被害率	被害想定結果 (状況・数)
供給系施設	配電線路	1,202回線	30.7%	※1 約 369回線
	配電支持物	164千本	2.9%	※1 約 4,769本
	変圧器	162千台	1.9%	※1 約 3,070台
機能支障お客さま数		1,377千口	—	※2 約 369千口

※1 家屋倒壊に伴う配電柱の折損、液状化現象に伴う傾斜・電線断混線による被害の想定。

《兵庫県南部地震時の被害内訳》

- ・ 高圧電線 … 35%断線・焼損、65%混線（供給支障なし）
- ・ 支持物 … 40%折損・倒壊、60%ヒビ割れ程度（供給支障なし）
- ・ 変圧器 … 23%破損・焼損、77%傾斜（供給支障なし）

※2 配電線路1回線あたりのお客さま数は約1,000口

4 水道（名古屋市上下水道局）

(1) 想定地震

想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

(2) 被害状況

ア 水道基幹施設

取水場、導水管、浄水場、配水場、送配水幹線などの基幹施設は、耐震設計基準及び耐震診断に基づく整備の結果、想定東海・東南海地震については、被害は軽微と想定され、濃尾地震については、一部に被害はあるものの、系統相互のバックアップ等により、基本的機能の支障となる大きな被害は生じないと想定される。

イ 管路（平成18年度末管路データによる試算）

単位：か所

想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
小口径配水管	約 420	約 850	約 1,000	約 1,590
配水管	約 90	約 190	約 220	約 400
被害数合計	約 510	約 1,040	約 1,220	約 1,980
被害率(か所/km)	約 0.06	約 0.13	約 0.15	約 0.24

被害予測調査結果から、配管、小口径配管ともに、市の西部・南部及び庄内川、矢田川、天白川、山崎川の流域など軟弱地盤で液状化が発生し易い地域を中心に、多くの被害が発生すると予想される。

ウ 想定断水戸数（平成18年度末管路データによる試算）

想定地震		想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
発災直後	断水戸数(戸)	約 70,000	約210,000	約260,000	約460,000
	断水率(%)	約 6.2	約 17.6	約 21.5	約 38.6
発災4日後	断水戸数(戸)	約 34,000	約125,000	約159,000	約210,000
	断水率(%)	約 2.9	約 10.5	約 13.4	約 17.7

5 下水道（名古屋市上下水道局）

(1) 想定

想定東海地震、東南海地震、想定東海・東南海地震連動、濃尾地震

(2) 被害想定範囲

下水道基幹施設、管路施設

(3) 被害想定

想定東海・東南海地震連動、濃尾地震を、想定している4つの地震のうち最も大きな影響を与える地震として、被害を想定

ア 下水道基幹施設

水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、想定東海・東南海地震連動、濃尾地震において側方流動による甚大な被害は生じないものの、液状化や地震動による被害が想定される。

イ 管路

地震による下水本管の被害率は、次のように想定される。

想定地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震
管きよ被害率(%)	2.70	4.05

※管きよ被害率＝管きよ被害延長／管きよ全延長

注) 管きよ被害延長：復旧が必要とされる管きよ延長

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災構造強化

都市の発展・拡大にともなって、都市基盤が高度化・複雑化するとともに市民活動もますます活発化の度合いを深めている。そのため、潜在的な災害ポテンシャルは増大を続け、阪神・淡路大震災の例を引くまでもなく、大規模地震発生時には多種多様な災害の発生が予測される。このため、地域の実態に則した都市の防災構造強化は重要かつ緊急の課題であり、適正な土地利用の規制、誘導を行うとともに、建築物の耐震不燃化、木造家屋密集地域の改善、道路・公園などオープンスペースの拡大などを総合的に考慮した都市の防災構造強化をこれまで以上に積極的に推進する必要がある。

第1 土地利用計画

土地利用計画については、名古屋市都市計画マスタープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密化する段階的な構成を基本とする。都心域には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部には主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域の他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨海域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。市内の駅を中心とする駅そば生活圏において、都市機能の更なる強化と居住機能の充実を図るとともに、地域特性や地域資源の活用により駅そば生活圏全体の活性度を高めながら、大規模な災害にそなえ、防災性の高い都市構造の構築をすすめる。

第2 液状化に関する情報収集

液状化が発生しやすい地盤条件としては、沖積層や埋立地などで地下水位が高く、粒径が揃った細砂や中砂を含む砂質土であるといわれている。既往の地震による液状化地域は、濃尾地震では庄内川沿いの西、中村、中川区等で、東南海及び三河地震では埋立地の多い港、南区と庄内川沿いの中川区等で確認されている。

このため、地盤データ等の地盤に関する情報収集に努める。

第3 開発行為等の規制

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に規制誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに、段階的、計画的な市街地整備を図る手段である。開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、開発区域の規模や予定建築物の用途に応じて公園、防火水槽等の設置、道路の整備を義務づける等、的確な指示、指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。

また、宅地造成工事規制区域については、擁壁の耐震性に関する基準を平成13年度に制定し、指導

を実施している。

第4 市街地の開発・整備

既成市街地内の木造家屋密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、建築物の不燃化の促進及び道路、公園など公共施設を総合的に整備することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。本市では、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強い都市構造への更新、強化を図っている。

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、健全な市街地の形成を図ることを目的とした事業で、防災面においても有効な事業である。

本市においては、市及び組合による区画整理が広く普及しており、既成市街地の木造家屋密集地域で実施するものにあつては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）との連携により、老朽家屋の建替促進、火災の延焼阻止機能を持つ道路、公園等の確保による防災、環境整備を中心に、また、新市街地において実施するものにあつては、無秩序な市街化を防止し、災害の防止その他健全な市街地の形成を図るために進められている。

現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区、ささしまライブ24地区、及び下之一色南部地区で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、下志段味地区、大高南地区、茶屋新田地区等で事業を推進している。

2 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業

市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。

現在、本市施行の市街地再開発事業を日比野地区、鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を大井町1番南地区、納屋橋東地区で、優良建築物等整備事業を名駅四丁目4番南地区で推進している。

3 住環境整備事業

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

老朽住宅が集合していること、公共施設が著しく不足していること等居住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる地域において、住宅事情の改善、居住環境の整備及び老朽住宅の建て替えの促進を一体的に図り、防災性を高めるものである。

現在、大曾根北地区、筒井地区、葵地区で事業を推進している。

第5 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）

本市では、過去、濃尾地震（明治24年）、東南海地震（昭和19年）等の大地震を経験しており、今後もこうした大規模な地震の発生が予想される。そのため、避難地、避難路等の各種都市防災施設の整備を推進することにより、本市の都市防災構造化を図り、もって震災時における市民の生命・財産

の安全を確保することを目的として「震災に強いまちづくり方針」の中で避難地、避難路等の計画を策定している。

本計画では、面積が10ha以上の大規模な公園・緑地等95箇所、約3,119haを広域避難地として設定し、幅員がおおむね15m以上の広幅員道路132路線、約594kmを避難路として、広域避難地を相互に結びとともに、必要に応じ、広域避難地への中継地等として機能する面積が1ha以上の公園等127箇所を一次避難地として位置づけている。

また、避難路のうち、広域的なネットワークを構成し、避難計画上安全を確保する必要性が高い骨格避難路等については、その沿道の耐震不燃化を図る区域として位置づけている。

第6 建築物の耐震不燃化

地震時における建築物の安全を期するため、建築基準法による防災上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに同法及び消防法に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに防火地域、準防火地域等の指定地域内の一般建築物に対する防火上、耐震上、避難上の構造及び施設基準に基づいて規制を行っている。これをさらに地域の特性を生かした対応となるよう検討し、建築物の耐震不燃化と火災発生の予防措置を図るものとする。また、建築物等の耐震補強、がけ崩れ等による建築物の被災防止、ブロック塀等の補強改修又は生垣への改善を促進するとともに、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの破損落下及び屋外広告物の倒壊落下防止に努めるものとする。

1 建築物の耐震性の向上

(1) 一般建築物

建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。

また、既存建築物の耐震化を促進するために、平成27年度までに住宅・特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、相談窓口の設置、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。

(2) 公共建築物

震災時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上に努める必要がある。このため、防災上重要な市有建築物については、下表のとおり、耐震基準を定め、より高い耐震性能を確保する。

特に構造体の耐震性能の向上を図るべき建築物 (防災活動中核拠点、地域防災活動拠点のうち区役所・消防署・災害医療活動拠点等)	一般建築物の1.5倍の耐力
構造体の耐震性能の向上を図るべき建築物 (上記以外の地域防災活動拠点、地域防災拠点等)	一般建築物の1.25倍の耐力

また、既設建築物については、「名古屋新世紀計画2010」実施計画及び第6節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。今後も、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

各種建築物が密集している市街地では、地震・火災の発生により大きな被害が予想される。こうした被害を未然に防ぐため、個々の建築物の不燃化を図るとともに、集団的な防火規制により、火災等に強いまちづくりを進めている。防火地域は、商業地域等の高度利用を図る区域及び幹線道路の沿道等の防災上必要な区域に指定している。準防火地域は、市街化区域内で防火地域、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く区域に指定している。

(2) 不燃化促進

特に不燃化を促進する必要がある区域を不燃化促進区域に指定し、地区整備指針に基づき、指定区域内に一定の基準の耐火建築物又は、準耐火建築物を建築する者に対し建築費の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進する。

現在、広小路線地区（中村区笹島ガード西～同区新大正橋東詰）及び東郊線地区（北区新川中橋～同区黒川、北区清水四～東区東片端、昭和区東郊通2～同区高辻）において同事業の助成を行っている。

(3) 特殊建築物の指導

個々の特殊建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等関係法令において各種の規制が定められており、地震火災の拡大防止のため、これらの規制に基づく審査、指導を行っている。

また、既設の特殊建築物については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。

3 がけ崩れ等による建築物の被災防止

宅地開発の進展により、がけ地や急斜面付近に宅地を造成する例が多くなっていることから、これらの場所におけるがけ崩れ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努めるものとする。

(1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている技術基準に基づき指導を行っている。また、がけ等急斜面の多い東部丘陵地域を宅地造成等規制法により「宅地造成工事規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行い、宅地の安全化を図ってきたが、今後もこの制度を活用し、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努める。

(2) 丘陵地において盛土造成された宅地は、大地震により、一団の宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されている。本市においても、東部丘陵地域を中心に盛土を伴う造成地が多数存在していることから、大規模盛土造成地の分布状況やそれらの安全性を確認するための調査を実施し、調査結果に関する情報を市民に提供していく。

(3) 崩壊の恐れがある急傾斜地について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき25か所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定され、有害行為の規制等を行うとともに県による崩壊防止工事が実施されるなど保全が図られており、今後もこの制度を活用し、急傾斜地の崩壊による建築物の被災防止に努める。

4 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、危険なブロック塀等の撤去及び生垣等に改善する場合に助成を行っている。

5 窓ガラス、外装材等及び屋外広告物の落下防止

過去の地震の例から、窓ガラスや屋外広告物が破損落下する被害が予想されるため、所有者に落下防止対策や維持管理の徹底の意識啓発を行う。

(1) 窓ガラス、外装材等の安全性を確保するため相談、指導を実施し、改善が図られるよう努める。

新築建築物については、建築基準法に基づき指導を実施する。

(2) 広告塔、看板等の屋外広告物の安全性を確保するため建築基準法、名古屋市屋外広告物条例に基づき設置者等に対する指導、規制を行う。

(資料)

- ・都市計画における地区の指定等 (附属資料編 85ページ)
- ・避難地、避難路等の計画 (震災に強いまちづくり方針) (附属資料編 90ページ)

第2節 公共施設の整備

地震による道路、公園、河川、港湾等の公共施設の被害は、震災時の避難、応急復旧などの障害になるばかりでなく、市民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことが予想される。

したがって、震災後のこれら施設の早期復旧はもちろん重要であるが、これら施設の耐震性の強化を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずるものとする。

第1 整備方針

公共施設の耐震整備については、兵庫県南部地震以後、国等の設計基準や標準示方書等の見直しを実施されつつある状況を考慮し、これらに準拠することを第一とする。

そのうえで、「第1章 第7節 地震及び被害の想定」の結果や該当施設の用途、重要度及び耐用年数等を勘案し、整備を図る。

第2 道路・橋梁

道路は、日常生活や物資の流通など都市の活動を支える基盤であるとともに、電線、通信回線等を収容する公共的空間の確保といった機能も併せ有している。また、震災時における避難、消防、救援活動の動脈としての役割や火災の延焼を防止するオープンスペースなど多様な機能を有する。

このことから、震災時において、道路がその機能を十分に発揮できるよう配慮して整備を図ってきたところであるが、今後も、道路防災総点検の結果を、道路の改築や都市計画道路の整備、電線類の地中化等に反映していくものとする。

なお既設橋梁を始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋梁の新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。

また、既設の都市高速道路については、兵庫県南部地震級の地震に耐えられることを目標として、平成9年度までに橋脚補強を、平成16年度までに単純桁の連結化、落橋防止装置の改良等の上部工に係る耐震補強を完了したところであり、都市高速道路の新設にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。

第3 公園・緑地

公園・緑地は、良好な環境の保全、スポーツやレクリエーションの場等としての機能をもつとともに、震災時には、避難場所、避難路、延焼防止のためのオープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設地等として活用できる重要な施設である。

このため、公園・緑地の整備にあたっては、その配置や規模、施設内容等について都市防災の観点から十分考慮するとともに、整備について今後更に強力で推進するものとする。特に広域避難場所、一時避難場所等に指定された災害対応型公園については、平常時の市民利用に配慮しつつそれぞれの機能を十分に発揮できるよう整備するものとする。加えて、全域供用に至っていない都市計画公園・緑地については、川名公園や米野公園などのように整備によって住宅密集地域にある避難場所としての機能が大きいと期待されるところがあり、更に事業を推進していくものとする。また、避難路としての緑道についても整備を推進するものとする。

第4 河川

宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、浸水被害を防止するための河川改修については、地震水害の防止を図るための河川施設等の耐震化を含めて、その整備に努めてきたところである。しかしながら海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、地震加速度や地盤の液状化による河川堤防の沈下や法面の崩壊、亀裂等が発生して海水が侵入することや津波により甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。

1 一級・二級河川の整備

市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川は広域河川改修事業で河川整備に合わせ耐震性の向上を図るものとする。また、耐震性能の照査により、対策が必要となった区間において、耐震性能の向上を図るものとする。

2 準用河川、普通河川等の整備

準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している護岸の整備に努めるものとする。

3 ため池の整備

市の管理するため池については、池周辺の土地利用状況を考慮しながら整備に合わせ堤体の補強や護岸の整備によって耐震性の向上に努めるものとする。

4 既存施設の機能維持

本市管理の河川及びため池については、その管理責任者が随時巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、直ちに必要な措置を執るものとする。

第5 港湾

大地震の発生時における救援物資や応急復旧資機材の大量輸送に対応するとともに、被災地域内外の社会経済活動に及ぶ影響を最低限に抑えるため、耐震性を強化した岸壁の整備及び既設橋梁の耐震対策を実施するものとする。

また、震災時における浸水等から背後地の住民を守るため、海岸保全施設等の耐震性の強化を図るものとする。

1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強

名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮凧ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努める。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成13年度及び平成24年度に鍋田ふ頭に2バース、平成17年度及び平成20年度に飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。

名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するためガーデンふ頭と稲永ふ頭に各1バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に1バース、国際バルク物

流機能を維持するため北浜ふ頭に3バースの耐震強化岸壁を計画している。

また、災害時の背後地域へのアクセスルートを確保するため、国の方針及び通達に基づき、港内に架かる既設橋梁の耐震補強を実施した。

そのほか、港湾における緊急物資等の輸送拠点機能を補完する国所有(中部地方整備局管理)の浮体式防災基地(ミニフロート)を名古屋港に配備している。

2 海岸保全施設の液状化対策

平成15年度に愛知県が定めた三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画に基づき、伊勢湾台風規模の高潮及び東海・東南海規模の地震に対して安全な海岸の整備を目標に名古屋港も海岸保全施設の液状化対策を進めている。

同計画に位置づけた地区のうちガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区の整備が完了しており、現在大手ふ頭南及び潮風ふ頭鴨浦地区において整備を進めている。

3 防潮壁の嵩上げ

昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面(N. P)プラス6m(一部は6.5m)より沈下した防潮壁について、順次嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。

4 高潮防波堤の補強

東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を関係機関と連携し進めていく。また、伊勢湾口へ設置されるGPS波浪計を活用し、津波観測体制の強化を図る。

5 堀川口防潮水門、中川口通船門の検証

東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する耐震性・耐波性を検証し、必要な対策を進めていく。

第6 消防水利

消防水利には、消火栓、防火水槽のほか河川、池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には、地盤の変動による水道管の破損などにより、消火栓の機能低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努めるとともに、河川水の利用や新たな消防水利の開発に努める。

1 耐震性防火水槽の第二次整備計画

阪神・淡路大震災の教訓から、第一次整備に引き続き、木造率の高い地域や延焼危険の高い市街地等への耐震性防火水槽の整備が必要となった。

このため、第二次整備計画を策定し、平成7年度から事業を実施している。

2 防火水槽以外の消防水利の整備

消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、池等の自然水利、プール等の人工水利などがあり、河川については、新堀川において、災害時河川利用モデル事業を実施し、また、新たな消防水利として、蓄熱槽の利用を図っている。

第7 地下街

道路又は駅前広場の地下を占用許可によって設置された地下街は、不特定多数の人が利用する公共

性の高い地下空間である。このため、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画、管理運営方法等に関して、名古屋市地下街連絡協議会で連絡調整を行っている。また、関係法令に基づき関係機関が指導監督にあたっているが、地震災害にも対応できる安全空間の確保、パニックによる群衆の混乱防止や避難誘導計画について、検討を進めるものとする。

1 内装等の耐震性能

地震により内装材や各種設備が落下する可能性があるため、天井、壁体及び照明器具の固定強化や軽量化を推進する。

2 地震直後の安全対策

地下街は、関係法令等に基づき指導を行っているが、地震直後に想定されるパニック、地震による二次的被害を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 地震直後のパニック防止

非常照明器具、誘導灯の固定強化を行い、地震直後に停電が発生した場合における明るさの確保と避難方向の明確化を図る。

また、非常放送マニュアルを作成するとともに、常に訓練を実施するよう指導し、地下街利用者に対するスムーズな情報伝達や指示についての習熟を図る。

(2) 二次的被害の防止

ア ガス保安対策

ガス器具、ガス設備の落下防止及びガス配管からの離脱防止を図るとともに、感震遮断機能を有するマイコンメーター又は感震自動遮断装置の設置を促進し、地震時におけるガスの緊急遮断を強化する。

イ 出火防止対策

厨房用レンジ又はフライヤー等への自動消火装置の設置を促進し、出火防止を図る。

ウ 自衛消防組織の要員の資質向上

防災センターを中心とする活動マニュアルの整備、自衛消防組織の要員に対する教育訓練の日常化、応急手当指導員の配置等を行い、自衛消防組織の要員の災害対応能力の向上を図る。

3 避難誘導対策

地震後には、地下街にいる人々を安全な場所へ避難誘導することが必要となる。

このため、避難誘導の方法、場所、経路、人員等を明確にした避難誘導計画を策定し、テナント従業員に対する日常的な教育訓練を実施するとともに、店舗のショーケース類の固定強化及び視認性の高い案内板の設置を促進し、避難経路の安全確保と避難誘導方策の強化を図る。

(資料)

- ・名古屋港耐震岸壁位置図 (附属資料編 341ページ)
- ・消防水利状況 (附属資料編 121ページ)

第3節 ライフラインの整備

水道・下水道、電気、ガス、通信のライフライン関連施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が地震により被害を受けた場合、都市機能が麻痺することになり、その影響は極めて大きい。このため、これらの各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものとする。

第1 水道施設等

水は、市民の日常生活にとって不可欠なものである。このため、水道施設は、地震による被害が生じないような対策を講じているが、今後も施設の整備を進めることにより、災害に強い水道づくりを目指すものとする。

1 計画目標

水道施設を地震の災害に強くするため、老朽化施設の整備・改良による耐震化を進めるとともに、浄水場間及び配水場間の送・配水管による相互連絡並びに配水管の耐震化を図る。また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

2 施設の整備

- (1) 老朽化施設の整備・改良として、鍋屋上野浄水場等の整備を進めている。
- (2) 犬山系導水管の耐震性向上を目指し、耐震管への布設替を進めている。
- (3) 軟弱地盤地帯に位置する大治浄水場において、耐震化のための整備を進めている。
- (4) 送水幹線の複数化による安定給水の確保を図っている。
- (5) 上流側の災害にも対応できるよう、配水池の容量の増強を図っている。
- (6) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。
 - ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。
 - イ 応急給水拠点や避難所となる小学校へ至る管路（応急給水管路）の耐震化が完了し、給水優先度が高い病院や入所型社会福祉施設等へ至る管路（重要給水管路）を優先的に耐震化している。
 - ウ 配水幹線や応急給水管路・重要給水管路に設置されている消火栓・空気弁を、強度の高いダクタイル製に取り替えている。
- (7) 地震により管路が被害を受けた場合に、断水等の被害を最小限にするために有効な配水管網のブロック化を行っている。
- (8) 浄水場、配水池及び水管橋の耐震診断調査を実施し、調査結果に基づき補強工事を行っている。
- (9) 停電対策として、次の整備を行っている。
 - ア 主要施設は、2回線受電として電源の安定確保を図っている。

また、構内でも受変電設備等の2系統化を進め施設の安定化に努めている。
 - イ 春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海配水場に非常用自家発電設備を設置している。
 - ウ 配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からの送配水が可能となるようバックアップ体制をとっている。

エ 短時間の停電対策として、市北部に給水するための春日井配水塔(貯水量17,000m³)、市西南部に給水するための大治配水塔(貯水量9,300m³)、市東南部丘陵地に給水する鳴海配水塔(貯水量12,000m³)、市東部に給水する猪高配水塔(貯水量7,500m³)、市東北部丘陵地に給水する吉根配水塔(貯水量5,800m³)、市東部丘陵地に給水する平和公園配水塔(貯水量600m³)を設置している。

(10) 通信設備として、次の整備を行っている。

災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内電話回線網、一般加入電話及び業務用移動無線を効果的に活用する。また光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認が行える。

ア 業務用局内電話回線網を利用した内線FAX及び通信事業者の運営するFAX一斉同報サービスを整備している。

イ 無線通信は、業務用移動無線を整備している。

ウ 総務省の免許方式に従った、市役所統制局(防災指令センター)の防災行政用無線(多重固定系無線)との整合を図った整備を行っている。

エ 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備している。

3 応急給水施設の整備

(1) 応急給水拠点の整備

ア 浄水場、配水場の常設の応急給水所及び方面別応急給水センターを基地とする給水タンク車等による応急給水体制を確立している。

イ 広域避難場所・避難所等に消火栓を設置し、応急給水を可能にするため耐震管を布設している。

ウ 復旧の遅れが予想される地区や浄水場、配水場から遠隔の地区には、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を設置している。

エ 避難所である小学校の校門近くに、避難者自ら利用可能な地下式給水栓を設置している。

(2) 応急給水資機材等の整備及び災害用機材倉庫等の整備

ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の整備に努めている。

イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫の整備を進めている。

4 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計10台、鍋屋上野浄水場に2台、合計12台配備している。

5 工業用水道施設は、上水道施設に準じ整備をしている。

第2 下水道施設

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するための不可欠な施設である。このため地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう水処理センター、ポンプ所及び

管路施設について施設の改善、整備に努めるものとする。

1 計画目標

下水道施設を地震災害から強くするため、これらの施設の耐震性能の向上を図ることが重要である。処理施設、管路施設等の主要なものについて構造面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築を図るものとする。

2 処理施設の整備

- (1) 水処理センター、ポンプ所等の主要施設で耐震補強を必要とする施設については、耐震強化を図る。
- (2) 水処理センター、ポンプ所の停電、断水時においても処理及び排水機能を確保するため、発電機容量の増強とともにポンプ運転に必要な冷却水の循環化と補給水の確保を図る。

3 管路施設の整備

- (1) 市内の軟弱地盤区域等を中心に設定された耐震強化区域内に敷設する管きよについては、耐震性継ぎ手及び耐震管の採用に努める。
- (2) 緊急輸送路下、軌道下等、防災活動拠点等（区役所・小学校など）と水処理センターを接続する管きよの耐震化を優先的に行う。
- (3) 地震による排水機能の障害に備え、幹線管きよの相互の連絡化を図る。
- (4) 汚泥輸送管の二条化及びループ化を図り、被災時の汚泥輸送ルートの確保に努める。
- (5) 下水道直結式仮設トイレを設置するための震災用マンホールふたの整備を図る。
- (6) 設計積算システム等の各種システムや、設備の自動運転等が機能障害を生じたときに備えて、手動で処理できるようマニュアルの整備や能力の維持に努める。
- (7) 下水道台帳システムの分散配置を図る。

4 応急復旧資機材の整備

- (1) 応急復旧に必要な最小限の資機材を整備する。
- (2) 資機材を保有する下水道関係業者との支援要請体制の整備を図る。
- (3) 大都市間で緊急時に提供可能な資機材に関する情報の共有化を図る。

5 情報連絡システムの整備

災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内回線及び一般加入電話を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認が行える。

- (1) MCA無線で各公所との情報連絡網の強化を図る。
- (2) 下水管きよ内に水処理センター、ポンプ所間等を結ぶ光ファイバーケーブルを設置して、情報連絡体制の強化を図る。
- (3) 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備している。

第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害対策の迅速かつ的確な実施と震災時のパニック防止にとって通信機能の果たす役割は大きい。

このため、地震による通信施設の被害を最小限にとどめ、また、通信施設が被災した場合の応急の通信が確保されるよう、次のとおり通信設備の整備を推進するものとする。

1 通信施設の強化

- (1) 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、回線の分散収容を図る。
- (2) NTTビル（交換所）相互間を結ぶ回線を地下ケーブルの多ルート化により中継伝送路の安定化を図る。
- (3) 耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、これにNTTビル（交換所）相互間を結ぶ地下ケーブル等重要ケーブルを収容する。
- (4) 重要な市外伝送路を複数ルート化し、一つのルートが被災しても別のルートで通信できるようにする。
- (5) NTTビル（交換所）が被災しても全国の通話に与える混乱を少なくするため、市外交換機の機能の一部を他ビルの交換所へ分散している。
- (6) 公衆電話の通話を確保するため、商用電源の停電対策及び金庫充満による通話不能を防止し、国内通話の無料化を実施する。

2 防災機器の整備

(1) 非常用移動電話交換装置

NTTビル（交換所）の交換機等通信機械設備が被災したときの代替交換機として、また、デジタル対応の非常用交換機の配備をしている。

(2) 各種可搬形無線機

防災上重要な通信の確保並びに通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機及び通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式、超小型衛星通信システム方式等の設備を配備している。

(3) 応急復旧用ケーブル

ケーブルが被災したときの応急復旧用として各種の応急復旧用ケーブルを配備している。

(4) 移動電源車

震災時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。

第4 ガス施設（東邦ガス株式会社）

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、震災時においてもガス供給が円滑に行われるよう施設の耐震性の向上に努めるとともに、二次災害防止のための諸対策を講ずるものとする。

1 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

(1) ガス製造設備

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講ずる。

イ 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定めておく。

(2) ガス供給設備

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。

イ 二次災害の発生を防止するため、ブロック供給停止のための方法等をあらかじめ定めておく。

ウ 感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。

2 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に次の設備を設置し遠隔監視する。

地震計(SI値測定機能を有するもの)、ガス漏れ警報設備、火災報知器、圧力計、流量計

* S I 値： Spectrum Intensityの略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン (cm/秒) で表される。

この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5秒の範囲で積分平均することにより求められる。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として貯槽消火設備、冷却用散水設備、化学消防車、消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備、各種消火器具及び消火剤等を必要に応じて整備する。

(4) 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(6) コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステム、データベースのバックアップ対策を講ずる。

(7) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(8) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能をはたす施設については、耐震補強はもとより、通信設備や情報収集のためのシステムを充実させる。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源による供給のため、移動式ガス発生設備等の運用体制を事前に整備しておくとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況、調達先を点検する。

(5) 前進基地等の確保

非常事態に備え、前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

4 協力体制の確立

日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第5 電力施設（中部電力株式会社）

震災時における電力供給を確保するため、過去の地震による被害の実態・設置場所の地盤条件等を踏まえ、電気設備技術基準に基づき厳しい条件を課した耐震対策に努めるものとする。

1 設備別対策

(1) 火力発電所

ア 発電所の主設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。

なお、過去の地震においても、地震動による支持物の倒壊や損傷は発生していない。

イ 発電所に地震計を設置しており、地震の大きさによって発電機を安全に停止させる。

ウ 燃料タンクの周囲に、流出油防止のための防油堤及び防止堤を設置している。

エ 燃料タンク火災の発生に備え、固定及び移動の消火設備や緩衝空地を設け、被害が周辺に及ばないようにしている。

(2) 変電設備

変電設備は、碍子が多く使用されていることから静的荷重設計に加え共振現象を考慮した動的設計手法を採用し、耐震対策を実施している。また、既設機器については、必要の都度その耐震強度を検討し、機器架台の補強等の耐震対策を実施している。

(3) 送電設備

ア 架空送電設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動による支持物の倒壊や損傷は発生していない。

イ 地中送電設備は、ケーブルを収容する管路・洞道が地質の影響を受け易いので、免震的(柔)構造の採用など地盤変動を含めた耐震対策を実施している。

(4) 配電設備

配電設備は電気設備技術基準に基づき施設しているが、面的に多数施設しており、地盤変形、建物の倒壊、火災等により影響を受け易い。変圧器についてはさらに次の措置を実施している。

ア すべての柱上変圧器に落下防止金具を取り付けている。

イ 電気室内に設置した変圧器に転倒防止(固定化)工事を実施している。

2 応急復旧資機材の確保

震災時のために日頃から資機材等確保体制を確立する。

(1) 応急復旧用資機材及び車両

(2) 食料その他の確立

3 協力体制の確立

(1) 社外の請負工事会社などの応援体制を確立する。

(2) 電力会社間の応援体制を確立する。

(資料)

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・名古屋市水道施設位置図 | (附属資料編 342ページ) |
| ・応急給水用資機材 | (附属資料編 293ページ) |
| ・名古屋市域の主な電力系統図 | (附属資料編 344ページ) |
| ・主要導管網概要および天然ガス供給先 | (附属資料編 345ページ) |

第4節 交通施設の整備

交通機関は、水道・下水道、電気、ガス、通信と同様に、都市生活の基盤をなすものであり、震災時における交通機関の途絶は、救助活動、復旧活動の支障となるばかりか、市民生活に与える影響は非常に大きい。

このため、施設の耐震対策を推進するとともに、利用者の安全確保及び応急復旧にかかる予防対策を講じる。

第1 市営交通

利用者の安全を図り、施設の被害を最小限にとどめるよう施設の耐震対策を実施するとともに、被害が発生した場合、迅速な応急復旧ができるよう体制を整備する。

1 地下鉄・バス施設の耐震性強化

国土交通省の通達に基づく地下鉄の開さくトンネル中柱、高架橋柱のほか、堀川潜函工法区間の耐震補強は完了しているが、引き続き地下鉄・バスの建築施設の耐震改修、駅務機器等の転倒防止等を行う。

2 地下鉄

(1) 地震計の配備

地震動を感知し、列車に対し適切な運転規制を実施するため、地震計の適正配置により安全確保を図っている。

(2) 保安設備の整備

地震警報装置、非常放送装置、消防設備、非常電源設備等の保安設備が有効に機能するよう定期的な設備点検を実施する。

(3) 駅構内での被害防止

駅務機器の転倒等による被害を防止するため、必要な措置を講じる。

(4) 避難誘導體制の整備

大規模な地震が発生した場合は、パニックを防止し駅構内及び列車内の乗客を安全な場所へ避難誘導できるよう、マニュアルを整備し引き続き職員教育を行う。

(5) 建設現場での被害防止

建設工事現場では施工中の構造物の倒壊、掘削部の崩壊及び地下埋設物の損壊等の発生防止を十分に考慮して工事を行う。

(6) 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、運転指令室、車両工場、保守関係事務所、工事事務所等に携帯電話を配備するとともに、LANシステムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

(7) 応急復旧体制の整備

早期の運転再開に必要な応急復旧資機材を引き続き整備するとともに、応急復旧について関係業界の団体及び関係会社と協力に関する協定を締結し、実効性の確保を図っている。

3 バス

(1) 避難誘導體制の整備

大規模な地震が発生した場合の職員の対応等についてマニュアルを整備し、引き続き職員教育を行う。

(2) 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、営業所、車両工場に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

(3) 応急復旧体制の整備

早期の運転再開に必要な応急復旧資機材を引続き整備するとともに、燃料の納入等についての協定等に基づき応急措置を行うこととする。

第2 東海旅客鉄道株式会社

高速大量輸送機関である東海旅客鉄道株式会社の各線区における地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

1 大規模災害に備えた対策

(1) 鉄道施設等の耐震性の向上

橋梁、土構造物等の線路構造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

(2) 地震検知装置の整備

既設設備の改良及び増備により、列車運転の安全を確保する。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

(4) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資材、機器の配置及び整備

ウ 防災知識の普及及び教育

エ 列車及び旅客等の取扱い方についての事前広報

オ 消防及び救護体制

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 土木構造物の耐震強化

ア ラーメン高架橋の柱の補強を実施するとともに、落橋対策については継続して実施する。

イ 東海道新幹線を優先し、東海地震及び南関東地震エリアを早期に対策するとともに、在来線についても順次実施していく。

(2) 通信手段の強化

衛星通信設備を強化する。

(3) 電気設備の強化

ア 在来線地震情報早期伝達システムにより列車運転の安全を確保する。

イ 電化柱等電気設備の補強を実施する。

(4) 即応体制の強化

道路等の損壊、渋滞に備え各施設周辺の情報収集活動等の機動力を高める。

第3 名古屋鉄道株式会社

新しい構造物は十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補修、改良を図って耐震性の強化、並びに、その整備に努める。

また実施基準、巡回、点検等によって予防対策を構ずる。

1 大規模災害に備えた対策

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物の中には転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努めており、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行う。

(3) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は駅又は運転指令へ連絡して指示をうける。

ウ 運転を再開する場合は注意運転によって、最寄り駅まで運転をし駅の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 構造物の緊急点検と耐震性の強化

既設の高架橋、よう壁等の構造物については、関係基準等に定められた耐震設計であるが、災害発生後すみやかに緊急点検を実施する。

関係基準の改訂があれば新たに建設する構造物は新基準により耐震性の強化を図る。

(2) 地震計の整備充実

地震計の計画的増備を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(3) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備増強を図る。

(4) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的に訓練教育を行うほか、運転規則によって災害防止に努める。

第4 近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1 施設の耐震性の強化

新設建造物は関係基準に従い設計し、既存の施設については計画的に補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 地震計の設置

沿線の主要箇所地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

3 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

4 復旧体制の整備

(1) 復旧要因の動員及び関係機関との協力応援体制の確立

(2) 応急復旧用機材の配置及び整備

(3) 列車及び旅客の取扱い方の徹底

(4) 消防及び救護体制の確立

第5節 防災拠点の整備

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な設備の整備を図るものとする。

第1 防災拠点の役割及び体系

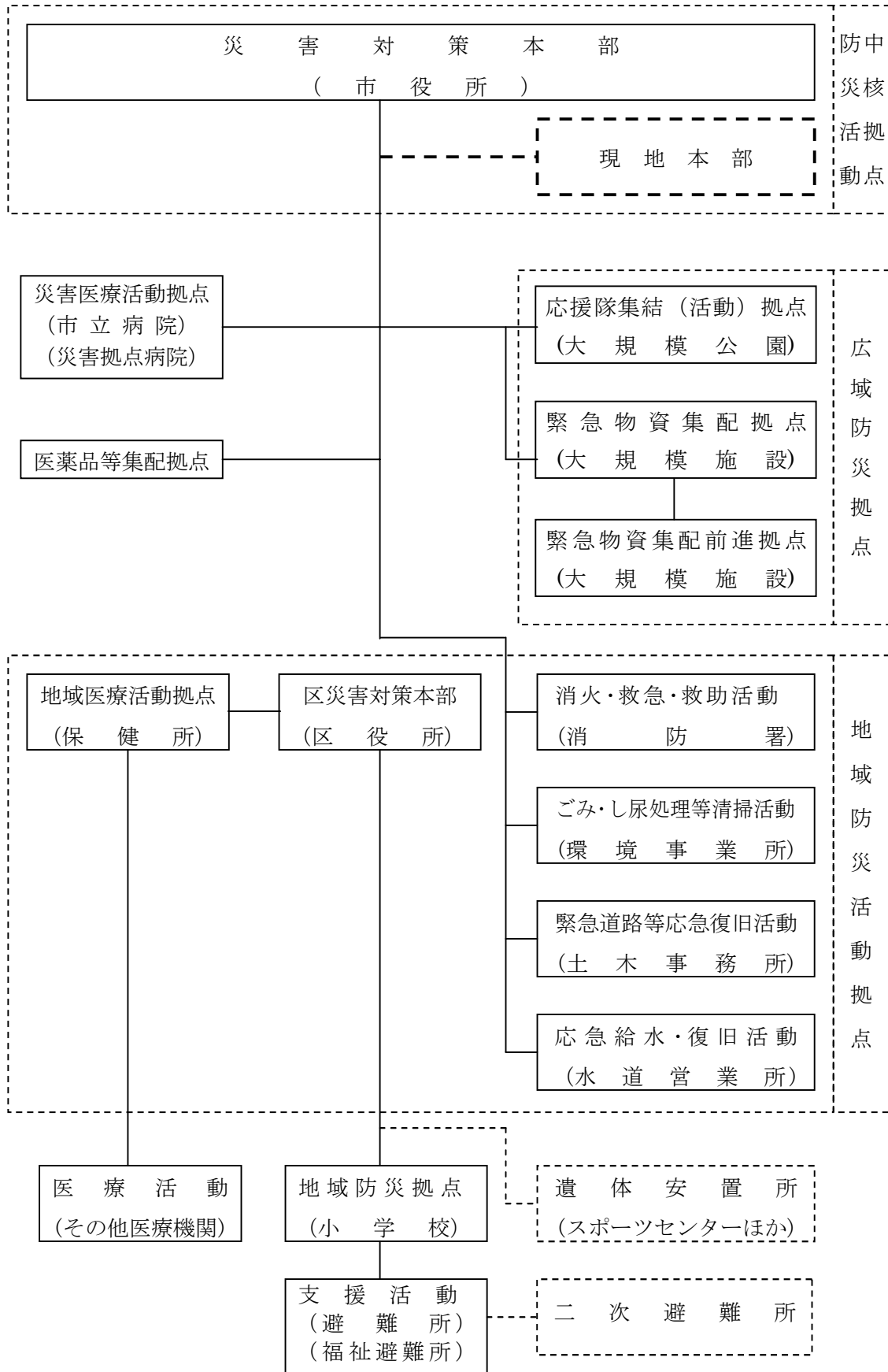
様々な災害応急対策活動を行うにあたっての防災拠点の役割及び体系は次のとおりとする。

1 防災拠点の役割

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
防災活動中核拠点	市役所	市災害対策本部を設置する。	
	現地本部	被害の状況に応じて設置する。	港防災センター 他
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区災害対策本部を設置する。	
	保健所	地域医療活動拠点 地域での医療活動の総括・支援	
	消防署	消火・救急・救助活動	消防署(出張所)、特別消防隊、消防学校
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動	
	土木事務所	緊急道路等応急復旧活動	
	水道営業所	応急給水・復旧活動	
災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動	市立4病院
	災害拠点病院	災害拠点病院(県指定)	名古屋市立東部医療センター(再掲)、名古屋市立西部医療センター(再掲)、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十字病院、名古屋大学医学部附属病院、市立大学病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院、中京病院、名古屋記念病院
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の出納保管	市内1ヶ所を予定
広域防災拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	稲永、稲永東公園 (稲永スポーツセンター)
			戸田川緑地 (とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館) 庄内緑地 (庄内緑地グリーンプラザ)
(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	平和公園 (千種スポーツセンター) 大高緑地

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
			志段味スポーツセンター ¹ 一帯 (守山スポーツセンター) 名城公園 国際会議場・白鳥公園一帯 ※ () 内は緊急物資集配拠点
緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・ 救援物資の受入れ場所。 荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	西区役所山田支所
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。 地域情報の収集、行政情報の伝達	263 か所
避難所			
(1) 避難所		災害により住家の被害を受けた者 又は現に被害を受ける恐れのある 者を一時収容・保護するために開設する。	市立小中高等学校 コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 *大規模災害時には遺体 安置所・物資集配拠点 に指定する場合がある。
(2) 福祉避難所		通常 of 避難所生活に困難をきたす 災害時要援護者等を対象に開設する。	社会福祉施設等
(3) 二次避難所		民間施設、学校施設等の本来活動 再開のため、避難所統廃合を予定 する。	スポーツセンター 生涯学習センター
遺体安置所		遺体の処置、管理 大量の遺体が生じた場合に施設を 特定し、開設する。 身元不明の遺体が生じた場合は改めて場所を特定し、一括して処置・ 管理を行う。	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院

2 防災拠点の体系図



第2 防災拠点施設の整備

防災拠点は災害応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、「名古屋新世紀計画2010」実施計画及び第6節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき施設の耐震性の向上を図るほか、次の点に留意して設備等の整備を図るものとする。

市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保 ・備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
区役所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 ……区災害対策本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保 ・備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保 ・給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保 ・備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 ……本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……排水機能の確保、災害用給水栓の設置 ・通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、業務用無線、情報通信網機器の機能確保 ・備蓄 ……それぞれの災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
環境事業所	
土木事務所	
水道営業所	
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 ……重要施設の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保 ・通信 ……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄
医薬品等 集配拠点	医薬品・衛生材料等の保管及び出納を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・業務用無線・パソコンを発災後配備し情報通信網機能を確保する。
応援隊集結 (活動)拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
緊急物資 集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
緊急物資集 配前進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコン等を配備し情報通信網機能を確保する。
避難所 指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、各整備計画により行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 耐震化整備計画

警戒宣言時の地震防災応急対策活動、地震発生後の災害応急活動を迅速・円滑に行う必要があることから、計画的に整備することとし、防災・医療活動の拠点施設については、地震時の被害をできる限り軽減し、迅速かつ円滑な応急・医療活動を行うことができるように施設内の設備等の整備を図る。また、避難所については、避難者が地震時に安心して避難できるよう設備等の安全対策を図る必要がある。

一方、防災拠点施設以外の施設については、施設の用途・規模等から耐震化の優先度を考慮して順次整備を進めることとする。

第2 市設建築物の耐震性能の現状

平成7年度から平成23年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。

営繕施設：対象施設376棟を耐震診断

学校施設：対象施設1,151棟を耐震診断

企業局施設：対象施設のうち211棟を耐震診断

また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成23年度末時点で延べ973棟耐震対策を終えている。

区 分		耐震診断					耐震 対策 済	
		診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計		
防 災 拠 点 施 設	防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2	
	地域防災 活動拠点	営繕施設	81	52	23	6	29	29
		企業局施設	9	3	5	1	6	6
		計	90	55	28	7	35	35
	災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9
		市立大学病院	3	0	1	2	3	3
		計	15	3	5	7	12	12
	避難所	営繕・学校施設	1,150	380	561	209	770	769
		企業局施設	4	0	4	0	4	4
		計	1,154	380	565	209	774	773
福祉避難所		38	30	6	2	8	8	
救護所		1	0	1	0	1	1	
防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	255	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	60 (38)	
	企業局施設	186	95	58	33	91	82	
	計	441	252	126	63	189	142	
合 計		1,741	720	731	290	1,021	973	

評価Ⅰ : おおむね現行耐震基準程度の性能を有しており、原則として耐震対策の必要がない。

評価Ⅱ-1 : 現行耐震基準程度の性能を満たさず、原則として耐震対策の検討の必要がある。

評価Ⅱ-2 : 現行耐震基準程度の性能を満たさず、優先的に耐震対策の検討の必要がある。

(注) 防災拠点以外の施設のうち、() 内は災害時要援護者が専ら利用する施設の棟数を示す。

第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設

第2章第5節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。

平成24年6月1日現在

区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの
防災活動 中核拠点	市庁舎	—
地域防災 活動拠点	区役所（支所）・保健所	—
	消防署（出張所）・消防学校	東消防署
	環境事業所	—
	土木事務所	—
	水道営業所	—
災害医療 活動拠点	市立病院	—
	市大病院	—
避難所	小・中・高校	星ヶ丘小学校
	その他の施設	公会堂
救護所		—
災害時要援護者が専ら利用する施設		—

(注) 施設は棟毎で耐震診断を行っており、耐震化整備の必要な棟がある場合、施設名を記載している。

(注) 避難所の施設は、避難所として指定されている棟が耐震化整備の必要がある場合、施設名を記載している。

第7節 輸送体制の整備

大地震による被害が発生した場合、発災後初期から、消火・救助活動や被災者の救護・救援活動等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市域外からの自衛隊、警察、他都市応援隊、ボランティア等の応援活動を念頭におきながら、陸路、水路及び空路における緊急輸送ルートの整備を図るものとする。

また、災害応急対策活動の機動性を高めるため、発災時に車両、舟艇及び航空機を的確に確保できるよう、輸送体制の万全に努めるものとする。

第1 輸送ルートの整備

本市は、南部は伊勢湾北端に接して名古屋港を構成し、北部から南部にかけては木曾三川によって開かれた濃尾平野が広がっており、東部は緩やかな丘陵地を成すとともに、市内中心部を貫流する堀川、中川運河をはじめ、市域周辺には、庄内川、天白川等の河川が形成されている。

こうした地形を考慮しつつ、震災時、広域的な人員及び物資等の輸送の観点から、緊急輸送が可能となる陸上輸送ルートを整備するとともに、さらに陸上輸送を補完するため、水上、航空輸送ルートの整備に努める。

1 陸上輸送ルート

本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、各道路管理者は、予め緊急輸送道路（第3章第11節輸送・緊急輸送道路に定める。）の耐震性の向上に努める。

陸 路	緊急輸送道路 ・市の管理する道路（総延長370.4km） ・国土交通省、中日本高速道路株式会社、名古屋港管理組合、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社の管理する道路
--------	--

2 水上輸送ルート

本市における水上輸送ルートは、庄内川、堀川及び中川運河を活用し、名古屋港に大型船で輸送された救援物資を水路で有効に搬送するため、小型栈橋等の荷揚げ場・物揚場の確保を行うなど、震災時の水上輸送計画を整備していくものとする。

緊 急 物 資 輸 送	名古屋港耐震強化岸壁
荷 揚 場 ・ 物 揚 場	庄内川一色大橋船着場、堀川沿い白鳥公園、中川運河沿い用地等、庄内川横井船着場
河 川 等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの4.5km） 中川運河（通船門から堀止までの6.6km） 庄内川（河口から横井船着場までの10.2km）

3 航空輸送ルート

本市における航空輸送ルートは、陸上輸送ルート障害時の代替性や緊急性を踏まえ、名古屋空港や市域外からの救援物資や応援部隊の搬入、市域外の災害拠点病院等へ重症患者等の移送など有効に輸送するため、広域防災拠点をはじめ、その他の防災拠点及びその周辺地にそれぞれの機能にあった緊急場外離着陸場等の確保に努めるなど、震災時の航空輸送計画を整備していくものとする。

広域防災拠点	庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯
ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等

4 緊急用河川敷道路の整備

海上から輸送された救援物資や人員を迅速かつ効率的に市内へ搬送する手段として河川敷の利用が考えられる。

現在、国土交通省において、災害時に一色大橋（中川区）・横井（中村区）の船着き場まで海上輸送した物資の流域内への搬送や人員輸送ができるよう、本市域を流れている庄内川・矢田川の河川敷に整備を進めていた緊急用河川敷道路が概成した。

整備区間	<ul style="list-style-type: none"> ・一色大橋（庄内川左岸4.6km）～大幸公園（矢田川左岸7.0km）の間 ・緊急輸送路へのアクセス坂路の拡充
------	---

第2 緊急通行車両等の事前届出

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急対策活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することがある。

このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の届出、確認の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に届け出ることとする。

(資料)

- ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（附属資料編 582ページ）

第8節 防災情報網の整備

災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策に必要な指揮指令の伝達等各種の通信量が飛躍的に増大する。

このため通信の混乱を防ぎ迅速、的確に処理できるよう、有線及び無線の通信機器類の整備拡充を図るとともに、これらの情報を効率的に処理するため、マルチメディアを考慮した、防災情報システムの開発・整備に努める。

さらに、防災情報網の整備にあたっては、市関係公所間はもとより、国や防災関係機関との情報交換、市民への情報伝達が迅速的確に実施できるよう配慮するものとする。

第1 情報・通信機器の整備

各種情報の迅速、的確な収集、伝達を図るため、情報処理する機器及び通信連絡手段を次のとおり分類し、その整備を行う。

1 有線電話

(1) 加入電話

西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という）の一般電話回線で結んだ電話

(2) 専用電話

ア 庁内電話

市役所と区役所、保健所等をNTTの専用線で結んだ電話

イ その他局内電話

それぞれの局内業務用に専用線等で結んだ電話で、消防電話、上下水道電話、交通電話がある。

2 無線電話

(1) 防災行政無線

ア 多重固定系

市役所と区役所、消防署等を自前の多重回線でネットワークし、音声とFAXの通信ができるもので、使用方法は、前記の庁内電話と同様のほか、ホットライン設定、一斉指令等の機能がある。

イ デジタル同報無線（以下、「同報無線」という。）

親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難勧告及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの。

なお、東南海・南海地震により発生する津波の想定に基づいた津波避難対象地区については、津波情報の伝達を強化するために屋外子局4局を設けている。

ウ デジタル移動無線

市役所を統制局とし、緑政土木局、消防局、健康福祉局、環境局等の関係局のほか、区役所を中心に、公所、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関を260MHz帯の無線でネットワークするもので、半固定局、車載局、携帯局などがある。

(2) その他局用無線

それぞれの局内業務用無線で、消防無線、上下水道無線がある。

3 災害対策支援情報ネットワークシステム

通常利用されている水防用、事務用、学校教育用などのパソコンを利用し、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（職員参集状況・住民避難状況）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、効率の良い情報処理を行うもの。

4 画像伝送システム

(1) 高所監視カメラ

市内の災害状況を24時間監視するカメラで、東山スカイタワーと港区役所無線塔に設置され、その映像を市役所東庁舎の防災指令センターに映像伝送するもの。

(2) ヘリコプター映像電送システム

消防ヘリに取り付けられた可視光カメラ又は赤外線カメラで撮影した市内の災害状況を、市役所東庁舎の防災指令センターに映像電送するもの。

(3) 衛星地球局

前記の映像を、災害発生直後に国や他の都道府県、政令指定都市に映像伝送するもの。

5 地震被害予測システム

各所に配置した地震計の計測値を即座に収集し、事前に蓄積されている地形、地質、建築物等のデータベースを基に、市内各地の被害状況を予測し、初動体制の方針決定を支援するもの。

6 なごや減災プロジェクト

気象に関する情報や、災害時の被害情報などを市民がウェブサイト上に投稿し、投稿された情報を閲覧することにより、災害時の被害軽減（減災）に利用するとともに、災害の概要を把握する手段として活用するもの。

7 愛知県防災情報システム

各種被害情報を入力することにより、データを蓄積し県の関係機関に報告するとともに、関係機関との災害情報の共有化を図り、初動体制の確立等を図るもの。

8 マルチメディアの活用

災害情報の通信及び広報手段として、インターネットを始めとするマルチメディアを積極的に取り込んだ整備を行うものとする。

第2 通信連絡手段の確保及び活用

1 災害時優先電話の登録

(1) 定義

災害時優先電話とは、あらかじめNTTに登録することにより、災害時に電話回線が輻輳した場合にも、比較的一般の電話よりも発信しやすくなる電話のことをいう。

(2) 登録の申込み

各局・室・区は、災害時優先電話の登録の必要がある加入電話・FAXについて、消防局防災部防災室を通じてNTT西日本名古屋支店に対し登録の申込みを行う。

2 電話番号表（簿）の作成

各局・室・区は、加入電話、専用電話、防災行政多重固定系電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を消防局防災部防災室に報告しておく。

消防局防災部防災室は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。

なお、庁内電話以外の専用電話（消防、水道、下水道、交通）は管理する局において、情報連絡に使用する電話番号表をとりまとめ、当該部内に周知しておく。

第3 有線通信機器及び情報処理機器の日常管理

有線通信機器については、日常的に使用するものであり、万が一障害が発生した場合は直ちに復旧し、非常時に備えておくものとする。また、長時間の停電に備え電源の確保を図るものとする。

1 施設の災害予防措置

有線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 設置については、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付位置を選定する。
- (2) 有線通信施設のうち、庁舎その他建物の内部の施設については、常に動作状況を監視するとともに、必要な訓練を行う。
- (3) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定する。
- (4) 無線機器との連携を考慮し、活用し易いものとする。
- (5) 停電時に備え予備電源として、蓄電池設備もしくは自家発電装置を設置する。

2 施設の点検整備

有線通信機器を有する各局・室・区は、最小限、次に掲げる該当事項について必要な点検を行い整備する。

- (1) 不良箇所の発見の場合は、即時修理を行い整備する。
- (2) 動作状態、老朽化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第4 無線通信機器の日常管理

無線通信機器を定期的に点検整備を行うとともに、無線従事者の養成及び訓練を定期的に行い、有事に備えるとともに予備電源の確保並びに無線設備の拡充に努めるものとする。

1 施設の災害予防措置

無線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 固定設備を有する局は、長時間の停電に備え、蓄電池設備もしくは自家発電設備を設置するよう配慮する。
- (2) 車載や携帯の移動局で蓄電池で移動するものにあつては、常時使用可能な状態を保つよう、蓄電池の充電、点検を行う。
- (3) 災害時には、経験豊富な無線従事者を優先的に配置し得るよう配慮する。

2 施設の点検整備

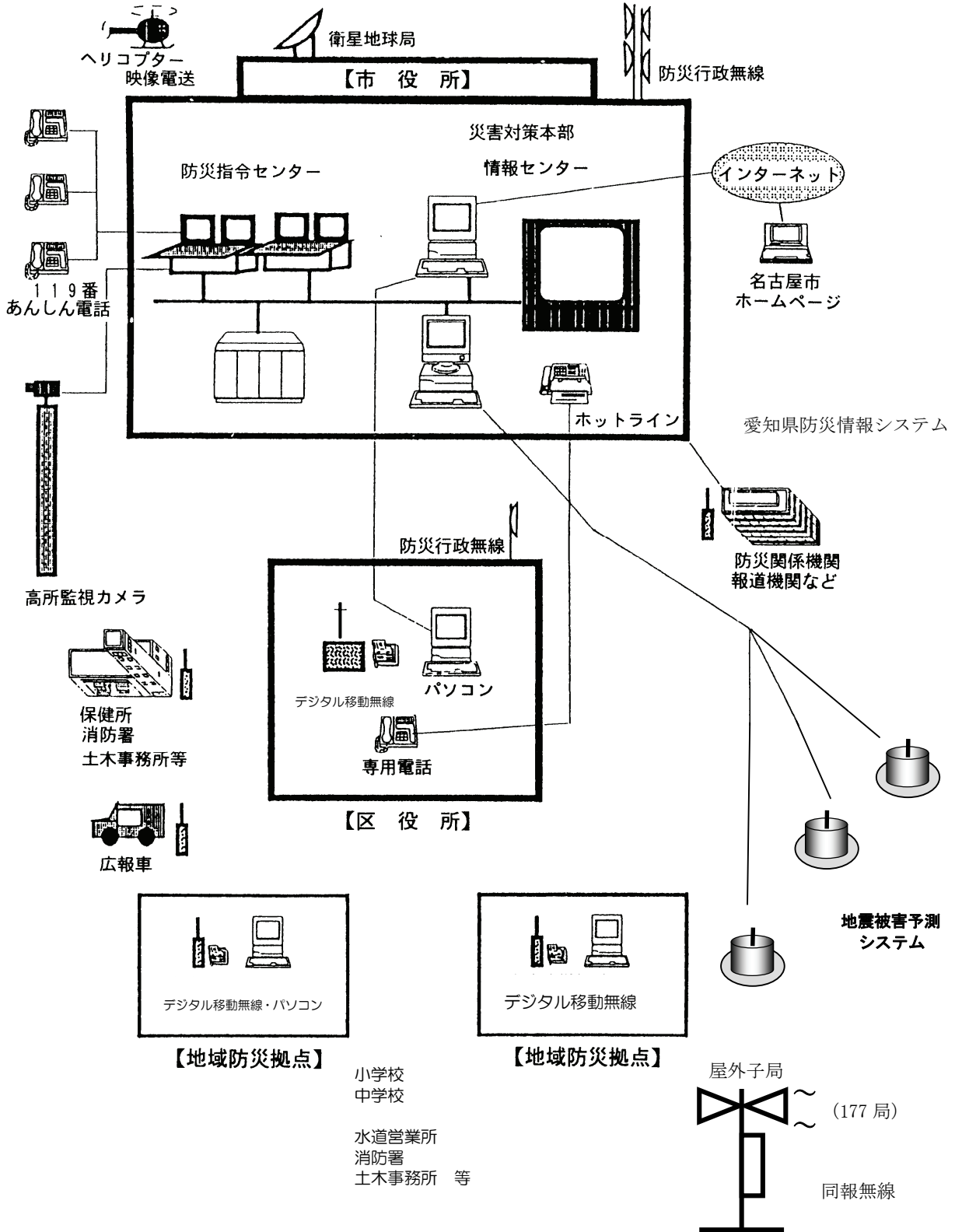
無線機器を有する各局・室・区は、日常点検を行うほか、災害時における確実な運用を期待するため、請負業者と保守契約を締結し、次に掲げる点検を行い整備するものとする。

- (1) 送信装置、電源設備、空中線の点検及び清掃
- (2) 送信装置各部の電圧・電流及びコネクター等の動作点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験
- (3) 発動発電機の動作点検、性能試験及び燃料点検
- (4) 空中線の絶縁
- (5) 予備（空中線、ヒューズ等）の点検

(資料)

- ・有線機器一覧 (附属資料編 138ページ)
- ・無線機器一覧 (附属資料編 142ページ)
- ・無線通信系統図 (附属資料編 234ページ)

名古屋市防災情報通信網概念図



第9節 救護・救援体制の整備

地震による被害が発生した場合及び警戒宣言時に被災者及び避難者等に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するため、食品、生活必需品、水等の確保を図るとともに、消防体制の整備及び応急医療体制の整備を図るものとする。

また、平素から市民、事業所等が食品、水等について所要の備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

第1 食品等の確保

震災時及び避難時における食品、生活必需品、水等の確保は、被災者及び避難者に対する急務の問題であり、そのための体制整備を図るものとする。

1 備蓄

震災時には、一時的な流通機構の混乱等から食品や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。

また、警戒宣言時には、流通機構の混乱が予想される。

このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食品及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、乾パン、アルファ化米、粉ミルク等の非常食糧及び毛布、上敷等の生活用品や仮設トイレ等の備蓄を行い、その補充及び更新を行うものとする。

また備蓄の品目は、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮し、内容の充実を図るものとする。

これらの備蓄物資は備蓄倉庫、区役所・支所で保管するほか、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、必要最小限を小中学校やコミュニティセンターなどの避難所にも分散配置する。

なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。

2 緊急調達体制の確立

震災時等における応急救助物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、健康福祉局は関係局と連携を図りながら、食品及び生活必需品の関係業界と協議し、事業者団体等との物資供給協定の締結を推進するなどにより、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

3 水等の確保

市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第3節 ライフラインの整備 第1 水道施設等」による。

また、工場・家庭用等の井戸の中から水質検査結果等をもとに災害応急用井戸を指定し、市民への周知などを実施することにより、緊急時における地域住民の生活用水等の確保を図るものとする。

第2 消防体制の整備

震災時には、火災の発生、建物等の倒壊・落下、危険物の漏洩、浸水など、様々な形態の災害が複合して発生することが予想される。このような複合した災害に有効に対処するため、消防隊、救急隊及び救助隊をはじめ消防団に対し、必要な車両及び資機材等の充実整備に努めるなど、消防体制の整備を図る。

1 消防隊等の整備

- (1) 木造密集地火災、同時多発火災等に的確かつ効率的に対応するため、必要な車両等を整備する。
- (2) 超高層建築物、地下街、化学物質施設等で発生する災害に的確に対応するため、専門的対応能力を有する各種車両等を整備する。
- (3) 昼夜間・季節を問わず長時間の災害対応に備えるため、活動用資器材や補給体制などに考慮した施設、車両等の整備・充実を図る。
- (4) 多数の傷病者に対して市民が率先して応急手当を行えるようにするため、普段から応急手当に関する知識と技術の普及に努める。
- (5) 迅速かつ効果的な応急処置を行うため、救急隊の増強、各種資器材の整備及び救急救命士の養成など救急体制の充実を図るとともに、医療機関、区役所等との連絡体制の整備を図る。
- (6) 迅速な人命救助活動を行うため、特別消防隊及び16消防署の救助隊を核とした救助体制の確立を図るとともに、救助用車両等の整備・充実を図る。
- (7) 大規模な災害に効率的に対応するため、他都市消防機関、警察、自衛隊等との連絡体制を充実する。

2 消防団の整備

- (1) 同時多発火災に対応するため、各消防団（市民消火隊）に配置してある可搬式ポンプの機能強化を図るとともに、効率的な消火活動が実施できるよう訓練の充実に努める。
- (2) 発災直後、地域において救助・救護活動を担うため、配置されている救助・応急救護資器材の取扱い等その習得に努める。

第3 応急医療体制の整備

震災時には、建物の倒壊、家具類の転倒、窓ガラス、看板などの落下等により多数の負傷者の発生が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。

このため、災害時に医療・助産救護活動が円滑に行われるよう、応急医療体制、医薬品・衛生材料等の整備を図るとともに、警戒宣言時の医療救護活動の整備を図るものとする。

1 医療、助産救護活動の確保

震災時において医療、助産救護活動が円滑に遂行できるよう市の医療機関による救護班の設置等応急医療体制を確立し、さらに名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）、国立病院、市立大学病院等、医療機関の協力のもとに広範な応急医療体制の確立を図るとともに、市民に対して応急手当に関する知識と技術の普及に努めるものとする。大規模災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに顎顔面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努める。また、災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行うことができるよう、名古屋市医師会等の協力のもと定期的に参集訓練を実施する必要がある。

2 医薬品・衛生材料等の確保

震災直後等の救護活動に保健所、市立病院等の医療救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それ

それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。

なお、備蓄する医薬品・衛生材料等についてはその充実に努める。

また、医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努めるとともに、他都市との協定や「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」の供給システムの活用により医薬品・衛生材料等の確保を図る。

なお、災害時に設置を予定する供給センターなどでの医薬品・衛生材料等の的確な出納管理ができる専門的知識を有する薬剤師を確保するために、名古屋市薬剤師会の応援協力を得る必要がある。

3 市立病院の医療機能の確保

市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機能を維持するため、電気・水・ガス等のライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、さらには緊急連絡システムの確立、防災マニュアルの見直し等の整備を行う。

(資料)

・災害救助用物資の備蓄・調達	(附属資料編 149ページ、150ページ)
・災害応急用井戸登録事業所名簿	(附属資料編 308ページ)
・災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）	(附属資料編 497ページ)
・災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）	(附属資料編 499ページ)
・災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）	(附属資料編 501ページ)
・災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）	(附属資料編 502ページ)
・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）	(附属資料編 504ページ)

第10節 避難体制の整備

地震が発生した場合、地震に伴って火災が延焼するなど差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時収容するため、あらかじめ避難所・広域避難場所等の確保、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。

第1 避難所・広域避難場所等の確保

1 避難所

家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するための施設をいう。

(1) 指定基準

- ア 原則として、土砂災害危険箇所区域外に位置する建築物であること。
- イ 収容人員は、概ね100名以上とし、1人当たり2㎡を確保して算定すること。
- ウ 避難が容易でかつ住民に周知されていること。
- エ 人口動態などのバランスを考慮し、原則として1学区に複数確保すること。
- オ 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること。

(2) 指定する施設

- ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター
- イ 生涯学習センター、市スポーツセンター（ただし、大規模災害が発生した場合には、救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の用途にも使用）
- ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校並びにその他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。

なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、災害時要援護者のための福祉避難所として確保する。

(3) 収容場所

- ア 市立の小・中・高等学校にあつては、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、収容人員は、有効スペースから算出する。
- イ その他の施設にあつては、施設所有者（管理者）と調整のうえ、収容場所を決定し、収容人員を算出する。

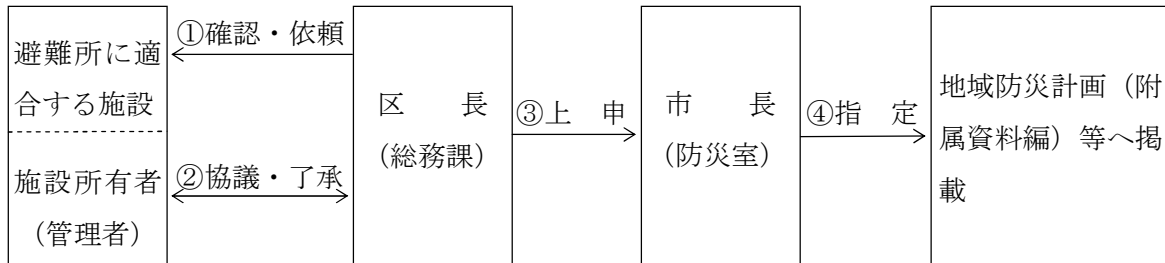
(4) 耐震対策

避難者の安全確保及び避難所機能を維持させるため、避難所に指定された施設の耐震改修を推進するとともに、発災後初期段階における安全点検等の措置内容についても、あらかじめ定める。

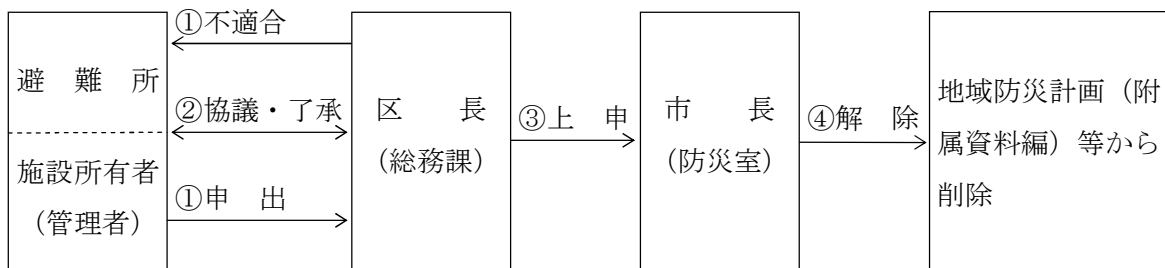
(5) 避難所の指定手順

区長は、避難所を選定する場合、必要に応じて地域の要望・意見等を聞くこととし、指定及び解除に係る手順は以下のとおりとする。

ア 指定



イ 解除



2 広域避難場所及び一時避難場所

(1) 広域避難場所

広域避難場所は、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、おおむね次の基準により選定する。

ア 総面積10,000㎡以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が2,000㎡以上のものとする。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とし、避難を要するすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

ウ 避難計画上、学区単位を原則とし、広域避難場所の収容可能人口を考慮しながら、主要道路、鉄道、河川など地形条件を加味して設定するものとする。

(2) 一時避難場所

広域避難場所へ避難するまでの中継地として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画上、避難時間のかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地を指定する。

3 提供避難場所

企業等から提供される避難場所で、地域が自主的に運営する避難場所、帰宅支援を行う避難場所及び津波発生時の一時的な避難場所をいう。

(1) 地域運営型

提供避難場所のうち、地域住民等が避難するための避難場所をいう。

地域の実情にあわせて地域と企業等が覚書等によって設定し、地域が協働で自主運営することを前提とする。

(2) 帰宅支援型

提供避難場所のうち、帰宅困難者等に対する支援のため、帰宅支援及び発災後の一時的な避難を行う避難場所をいう。

市と提供企業等との協定により運営方法等を決定する。

(3) 緊急避難型

提供避難場所のうち、津波発生時における人的被害を最小限におさえるため、一時的に避難するための避難場所をいう。

ア 津波避難ビル

津波避難ビルは、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設をいう。

公共建物のうち、本市所有建物は、所管局室区において確認し、指定する。そのほかの公共建物は、当該建物を所管する機関に要請し、承諾を受けたのちに指定する。

民間建物は、本市、所有者等及び地域住民の代表（区政協力委員等）による協定締結のうえ、指定する。

(ア) 指定基準

津波避難ビルはおおむね次の基準により選定する。

- a 新耐震設計基準（1981年（昭和56年）6月1日施行）に適合していること、又は、耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。
- b 鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート構造で4階以上の堅牢な建物であること。ただし、次に該当する建物についても、津波避難ビルに指定できるものとする。
 - (a) 屋上を持つ3階建の建物
多数の避難者が容易に屋上へ避難することが可能な場合は、津波避難ビルに指定できるものとする。
 - (b) 4階未満の階層で通常の4階床面と同等の床高を持つ建物
屋上を含め、近隣の建物の4階床面と同等の高さ以上の床面を持つ建物については、階層が4階未満であっても、津波避難ビルに指定できるものとする。
- c 常に出入りが可能な施設とすること。
- d その他、専門家・有識者等により、津波避難ビルとして指定することがふさわしいと認められること。

(イ) 収容人員

収容人員は、1人当たり1㎡を確保して算定すること。

イ 津波からの緊急避難場所

津波からの緊急避難場所は、海拔10メートル以上の高台にある避難所をいう。

4 避難場所

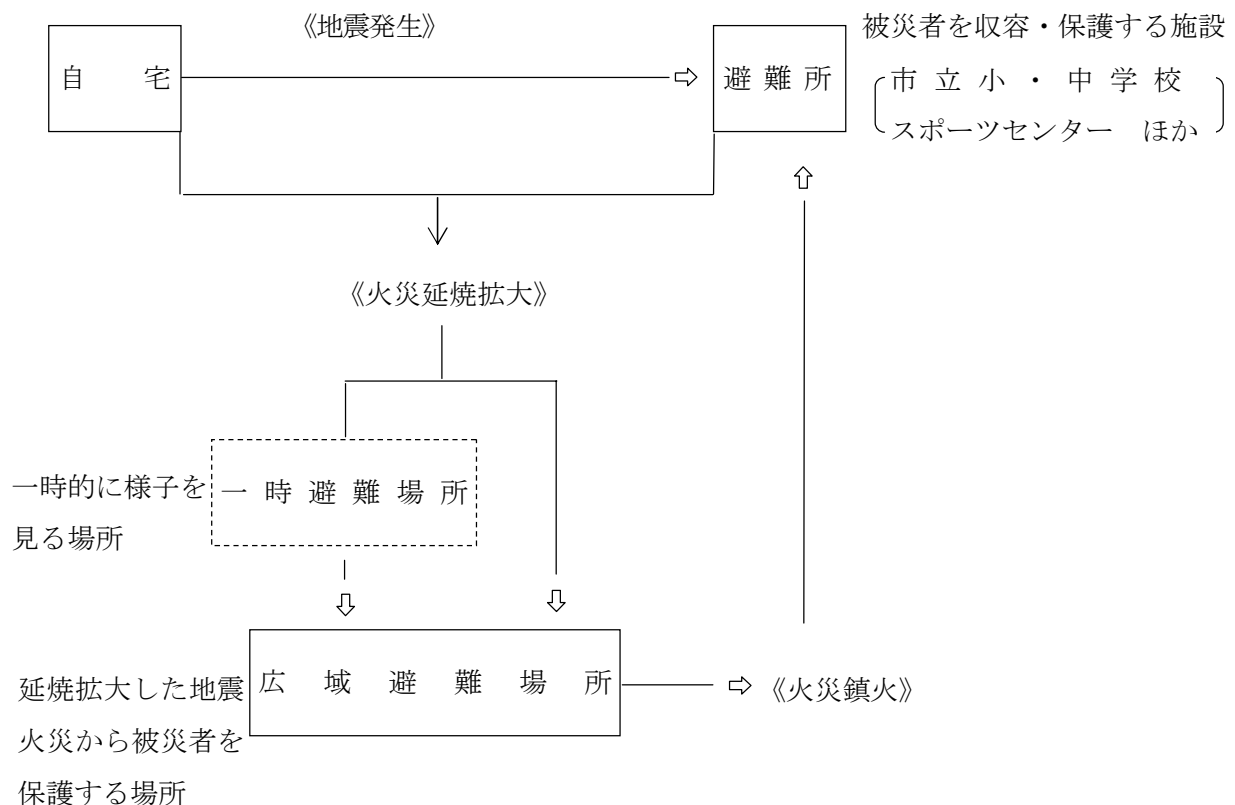
警戒宣言時等、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合に、住民等が避難する場所で、広域避難場所、一時避難場所及び市立小中学校のグラウンドをいう。

第2 避難誘導體制の確立等

大地震時の極めて混乱した状況のなか、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、広域避難場所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から避難所、広域避難場所等の避難先などを住民に周知するため、避難所マップの戸別配布や防災訓練を通じて、その徹底を図る。

また、各地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、発災直後の集結場所、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、予め各地域から避難所、広域避難場所等までの避難計画を策定するよう指導する。

[発災後の避難行動]



(資料)

- ・ 区別避難所施設数及び収容可能一覧 (附属資料編 174ページ)
- ・ 避難所施設一覧表 (区別) (附属資料編 176ページ)
- ・ 広域避難場所一覧 (附属資料編 205ページ)
- ・ 一時避難場所一覧 (附属資料編 209ページ)

第11節 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる災害時要援護者を災害から守り、また、被災を軽減するために、災害時要援護者の避難・誘導対策を推進するとともに、災害時要援護者に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。

第1 避難・誘導対策

災害時要援護者を災害から守るために、災害時要援護者自身の防災行動力を向上させるための行動指針を作成し啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して災害時要援護者を支援する体制づくりを進めるものとする。

1 災害時要援護者行動マニュアルの作成

災害時要援護者の地震による被害の軽減を図るには、災害時要援護者（高齢者、障害者など）の実態に即した日頃の備えや事前の行動計画の樹立が重要であり、災害時要援護者自身の行動指針を示し、防災体制の確立に努めるとともに、健常者の理解と協力が不可欠であることから、コミュニケーションの円滑化と、地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

2 災害時要援護者情報の整備

災害時要援護者に関する情報について平常時から整理を行うとともに、災害発生直後にはこれら情報をもとに、災害時要援護者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。

また、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が重要である。そのため、地域住民が主体となって災害時要援護者を把握するとともに、その一人ひとりについて個別支援計画を策定する等の取り組みである「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るものとする。

3 外国人等に対する対策

(1) 英語を始めとする7言語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の地震に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。

(2) (公財)名古屋国際センターの協力を得ながら、外国公館や外国人関係団体との連携を強化し、情報提供、被災相談等、災害時の外国人に対する救援活動が円滑に行えるような体制づくりに努めるものとする。

第2 避難生活の確保

災害時要援護者が不安なく避難生活ができるように、災害時要援護者に配慮した食糧・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、福祉的配慮に基づく避難施設の整備に努めるものとする。

1 食糧・生活必需品等の備蓄

食糧・生活必需品等の備蓄にあっては、おかゆ、粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、生理用品、哺乳ビン等、災害時要援護者に配慮した備蓄を行うものとする。

2 避難施設における福祉的配慮

避難所に指定された公共施設にあつては、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。

(資料)

- ・災害救助用物資の備蓄・調達 (附属資料編 149ページ、150ページ)

第12節 防災意識の啓発及び防災訓練

地震災害を最小限にとどめ、被害の拡大を阻止するには、防災関係機関の地震対策の推進はもちろん、市民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、警戒宣言時等及び震災時に落ち着いて行動することが大切である。

このため、職員とあわせて、市民に対しても日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るものとする。

また、防災訓練を通じて防災関係機関との連携を深めるとともに、警戒宣言時等及び震災時における応急対策活動が市民や民間事業者とともに円滑に実施されるよう努めるものとする。

第1 防災意識の啓発

防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、職員の防災教育の実施及び学校教育、社会教育その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。

1 職員に対する防災教育

職員の震災時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、各局・部・課等が主体的に行うものとする。

(1) 教育内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 東海地震に関連する調査情報（定例、臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関する情報（以下本節において「東海地震に関連する情報等」という。）及びこれに基づきとられる措置の内容
- ウ 予想される地震及び津波に関する知識
- エ 職員が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震が発生した場合及び地震予知情報等が発表された場合にとるべき行動に関する知識
- キ 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- ク 今後地震対策として取り組むべき必要のある課題
- ケ 東海地震、東南海地震、南海地震が時間差で発生する可能性
- コ 緊急地震速報を見聞きした場合の対応に関する知識

(2) 教育の方法

ア 講習会

学識経験者等を講師として、地震防災に関する専門的知識の習得を図る。

イ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令並びに防災活動に関しての研修を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、地震対策に必要な知識の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、地震時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研修機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

(3) 手引書等の配付

防災活動の円滑な運営を図るため、防災活動の手引書、パンフレット等を配付する。

(4) 防災任務カードの携行

職員の平常時からの防災意識の啓発と緊急時における初動体制の速やかな立ち上がりを図るため、「防災任務カード」に個々の勤務時間外の初動任務を明記し、常時携行するものとする。

なお、職員の任務が非常配備ごとにローテーションされている場合にあつては、適正に周知できるよう、各職場において対処するものとする。

2 学校教育における防災教育

地震に関する科学的知識、避難の方法、地震時の心得などについて、児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に行う。

(1) 教育内容

ア 地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどについて科学的な理解を深める。

イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動が迅速にとれる能力（防災リテラシー）を身に付けさせる。

ウ 地震発生時に、進んで他人や地域の安全に役立つことができるような知識、能力を、児童・生徒等の発達段階に応じて養う。

(2) 防災訓練

学校行事等の一環として様々な場合を想定した地震防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。また、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう、災害の状況を想定し、情報の伝達、児童・生徒等の避難誘導など、防災上必要な訓練を計画的に実施する。

ア 訓練は年間計画に位置付けて設定し、全職員の協力と児童・生徒等の自主的活動があいまって十分な効果を収めるように努める。

イ 訓練は、毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童・生徒等の発達段階など、それぞれの実状に応じて、具体的かつ適正なものとする。

ウ 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努める。

エ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒等の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておく。

オ 訓練実施後は、十分な反省を加え、計画の修正及び整備を図る。

(3) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設の見学並びに防災関係の催し等への参加を行う。

(4) 教育関係職員に対する教育

市は、児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対して機会をとらえて研修を行い、地震防災知識の高揚に努める。

実施内容については、市職員に対する教育内容に準ずる。

(5) 児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童・生徒等に対する防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

なお、防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

3 市民・企業に対する防災教育及び広報

市民が自らの予防措置を講じ、地震時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。

このため講習会、地震展、映画会及び講演会の開催、生涯学習センター、港防災センター等における教育、テレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や学区防災安心まちづくり委員会、防災週間・防災とボランティア週間内における事業などを通じて防災意識の啓発と地震防災に関する知識の普及を図る。

(1) 広報・教育内容

ア 地震に関する基礎知識

イ 地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずべき応急対策等の内容

キ 地域の避難所、津波避難ビル、避難場所、避難路に関する知識

ク 避難生活に関する知識

ケ 平素住民が実施できる応急手当て、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

コ 木造住宅をはじめ民間建築物の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 防災教育

ア 各学区防災安心まちづくり委員会等と連携して、市民一人ひとりに対して、地震に関する一般知識、震災時の心得など防災知識の普及に努めるとともに、講習会、自主防災訓練等を行うことにより、災害時における住民相互支援の基盤づくりを進める。

イ 生涯学習センター等で行われる事業や各種イベント等を通じて、地震に関する一般知識、起

震車等を活用した震災時の心得などの習得並びに応急手当等の知識と技術の体得を図るとともに、コミュニティやボランティアに関する講座の開設などを通し、災害時における住民相互支援の仕組みの充実を図る。

ウ 港防災センターにおいては、防災に関する相談及び指導、パネルや地震体験機などの資料の展示、体験学習並びに防災講演会や映画会の開催などを行い、市民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(3) 広 報

「広報なごや」、避難所マップ及び津波避難ガイドマップなどの印刷物やテレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性の情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等の防災知識に関する普及を図る。

また、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の地震対策についての計画等必要な情報の提供に努める。

なお、広報にあたっては、下記事項を重点に実施する。

ア 平常時の心得に関する事項

- (ア) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。
- (イ) 防災訓練に進んで参加すること。
- (ウ) 自主防災組織を結成し、防災活動に必要な知識や技術を習得しておくこと。
- (エ) 非常持出品をまとめておくこと。
- (オ) がけ崩れ、津波に注意すること。
- (カ) 住宅の耐震診断等を行うこと。
- (キ) 建物の補強、家具の固定をすること。
- (ク) 飲料水や消火器の準備をすること。
- (ケ) 東海地震や東南海地震、南海地震が時間差で発生する可能性のあること。
- (コ) ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。

イ 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項

- (ア) 正しい情報をつかむこと。
- (イ) 早期の帰宅を心がけること。
- (ウ) 警戒宣言時に備えること。

ウ 警戒宣言時の心得に関する事項

- (ア) 正しい情報をつかむこと。
- (イ) 家庭における各人の役割を確認すること。
- (ウ) 家の中の安全な場所を確かめること。
- (エ) 火はできるだけ使わないこと。
- (オ) 危険物などの安全に注意すること。
- (カ) 水や消火器を用意すること。
- (キ) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (ク) 非常持出品を確保すること。

- (ケ) 隣近所で助け合うこと。
- (コ) 自動車や電話の使用を自粛すること。

エ 地震発生時の心得に関する事項

- (ア) まず、わが身の安全を図ること。
- (イ) 安全確実に火の始末をすること。
- (ウ) 非常脱出口を確保すること。
- (エ) 火が出たら、まず消火すること。
- (オ) あわてて戸外に飛び出さないこと。
- (カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
- (キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意すること。
- (ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- (ケ) みんなが協力し合って応急救護を行うこと。
- (コ) 正しい情報をつかむこと。
- (サ) 東海地震、東南海地震、南海地震が時間差で発生する可能性のあること。

オ 緊急地震速報利用の心得に関する事項

カ 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度の飲料水、食料その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。

4 自動車運転者に対する地震教育

警戒宣言時又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行う。

- (1) 広報の方法
- (2) 広報の対象
- (3) 広報の内容

5 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設の管理者が、地震予知情報等の発表時や震災時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会を通じて防災教育を図る。

第2 防災訓練

地震による被害の拡大を阻止し、最小限にとどめるには、防災関係機関による災害対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが日常及び災害発生時において「自分らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができるようになることが必要である。

このため、防災担当者の災害対応能力の向上とあわせて、市民に対しても、防災訓練を実施するよう促す。

東海地震については、警戒宣言時及びその準備段階から発災までの時間を有効に活用した地震防災応急対策を、また東海地震、東南海地震・南海地震については、時間差での地震発生に伴う応急対策

や地震にともなう津波から円滑な避難に配慮した訓練が必要である。

市民に対する防災知識の普及や技術の取得あるいは震災時の行動の明確化を目的とした初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練などの基礎的訓練及び図上訓練を実施するとともに、これらの基礎訓練を組合せた総合的な防災訓練を実施するものとする。

1 基礎的訓練

技能の習得を主体とした消火、避難、救出・救護等の基礎的な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図るものとする。

2 総合防災訓練

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、市及び防災関係機関並びに民間企業、市民の参加を得て、地域防災計画の具体的な運用等の検証を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。

訓練内容は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、様々な条件を設定することにより、より実践的なものとし、次のとおり実施する。

(1) 東海地震を想定した予知対応型訓練

警戒宣言時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、地震予知情報等の発表に基づく職員の参集訓練、警戒宣言時等の情報の伝達・広報の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

訓練の内容は、次のとおりとする。

- ア 地震予知情報等発表時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言時における地震防災応急対策等の実施に必要な要員の参集及び地震警戒本部運用訓練
- イ 地震予知情報等の通知、伝達、広報の訓練
- ウ 交通規制、事前避難等に関する訓練
- エ 発災後の災害対策本部の設置及び消火活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒活動、給水・給食等の応急措置に関する訓練
- オ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- カ その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

(2) その他の地震訓練

地震発生後の災害応急対策を円滑に実施することを目的に、防災関係機関、公共的団体、市民、事業所の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達、災害時要援護者への対応等の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を実施する。

(3) 他縣市等との相互協力

災害応援に関する協定に基づき、他縣市等との訓練の相互参加に努める。

3 防災訓練

市及び防災関係機関は、住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

この場合の訓練は、総合防災訓練に準じた内容により行う。

4 基礎訓練

技能の習得を主体とした消火、避難、救出・救護等の基本的な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図るものとする。また必要により次の個別訓練についても実施する。

(1) 通信連絡訓練

地震災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が破壊的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の手順、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が整備する通信施設及び複数の期間が整備する通信施設の相互間において実施する。

(2) 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

5 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

また、市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、愛知県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

6 防災訓練に伴う交通規制

公安委員会は、災害対策基本法又は大規模地震特別措置法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

7 訓練の検証

市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる。

(資料)

- ・地震関係映画フィルム（16mm）一覧 （397ページ）
- ・地震関係ビデオ・DVD一覧 （402ページ）

第13節 地域防災力の向上

大規模地震の発生後、建物が多数倒壊したり、同時に複数の火災が発生したときには、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、自ら力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。

このため、「阪神・淡路大震災」においても改めて地域防災の大切さが認識されたところであり、発災直後の初期消火、救助活動等を意識し、消防団をはじめ市民及び事業所との連携による地域防災力の向上を図る。

第1 地域住民による「助け合いの仕組みづくり」

強大な災害力を有する大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救い手が回るのに相当の時間が必要となる。このような災害においては、地域での助け合いが大きな力を発揮することは、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においても、証明されている。

地域での助け合いは、地域住民による共助の仕組みであり、住民自らが主体となることこそが、災害時における地域での助け合いの実効性を確保する最良の方法である。市においても「助け合いの仕組みづくり」を積極的に支援し、地域の防災力の向上に努める。

第2 自主防災組織の育成

大地震による被害を最小限に抑えるためには、発災直後、市民自らが出火防止、初期消火、避難誘導等の防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立するため、既存の防災組織との整合性を図りつつ、市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1 自主防災組織の結成及び育成指導

おおむね町内会、自治会ごとに自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し助成を行うとともに育成体制の整備を図り、各学区防災安心まちづくり委員会等と連携して、講習会の開催、初期消火、救出・救護、避難等の実技指導及び災害救助地区本部と連携した訓練等を実施し、効果的な防災活動の促進を図るものとする。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織の主な防災活動は次のとおりであり、自ら防災知識・技術の普及計画や初期消火等応急対策活動計画、避難行動計画などについて検討し、地域住民へ積極的に周知するよう努める。

平 常 時	災 害 時
ア 防災に関する知識の普及	ア 出火防止の広報及び初期消火の実施
イ 初期消火、避難、救出・救護等の訓練の実施	イ 情報の収集、伝達
ウ 避難場所の周知	ウ 救出・救護の実施及び協力
エ 災害危険箇所の調査	エ 避難誘導の実施
オ 学区連絡協議会との連絡調整	オ 災害救助地区本部への報告
	カ その他応急対策活動

第3 消防団の充実強化

消防団は、消防署と連携し防災活動、応急救護活動等を実施し、地震等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、次のような消防団の防災活動力の充実強化に努める。

1 団員に対する防災教育

配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、団員用「震災活動マニュアル」等の各種教養資料等に基づき、大規模地震災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 指揮命令及び情報伝達における確実性の確保

災害現場においてタイムリーな情報収集を始め、幹部団員からの指揮命令等を迅速、確実なものにするとともに、団員の安全を確保するため情報伝達における確実性の確保を図る。

3 救助、応急救護用資器材等の増強配置

発災直後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資器材及び背負い式消火水のう等を配置するとともに、消火能力の向上を図るため、可搬式ポンプの機能強化を図る。

第4 事業所における地域防災力の育成

事業所は、地域において事業活動を行う地域社会の一員であり、その組織力や敷地、資器材等をもって、災害時、事業所の周辺地域における防災活動に寄与することが求められている。そのため、地域における防災体制の強化を図るとともに、日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりを進める。

1 事業所の自衛消防組織等の育成

消防法に基づく自衛消防組織が義務付けられている事業所のみならず、事業規模に応じ、災害時に有効な防災活動ができる自主的な防災組織の結成を促すとともに、周辺地域における救出救護活動、初期消火活動、応急手当等の防災活動を意識した災害時の応急計画を策定するなど、事業所における自衛消防組織等の育成に努める。

2 防災関係機関等との連携

日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次のような事項について相互連携した災害応急措置が円滑に実施できるための協調体制づくりに努める。

- (1) 救出救護活動・消火活動・応急手当の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集・伝達に関すること。
- (3) 被災者の避難誘導・避難収容に関すること。

(資料)

- ・名古屋市自主防災組織推進要綱 (附属資料編 383ページ)
- ・自主防災組織結成状況 (附属資料編 386ページ)

第14節 事業所等への安全指導

大規模地震の発生後、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等による災害の発生危険がある。事業所は、一般家庭に比べその使用する火気や危険物等が大量であり、万一、これらの災害が拡大すれば、自らの建物や財産だけでなく客や従業員にも被害が及び、また周辺地域にも被害を与えるおそれがある。

このため、事業所等における災害の拡大危険を排除し、被害の軽減を図るよう、地震発生時の安全対策について指導を徹底する。

第1 事業所に対する指導

消防法に基づく防火管理者の選任義務がある事業所に対し、地震の発生に備えた事前対策をはじめ、発災後の応急対策、地域への協力体制等を含めた消防計画の作成を促すとともに、これに基づく消火、避難等の訓練の実施、火気使用設備器具の点検、消防用設備等の点検・整備、従業員に対する防災教育の実施などを行うよう指導する。

また、防災管理者の選任義務がある事業所に対しては、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び大規模地震等に対応した消防計画の作成を指導するほか、当該消防計画に基づく避難訓練等を通じて地震災害による被害の軽減を図り、事業所における安全対策の強化を図る。

1 予防査察

消防法に基づく予防査察等を通じ、出火危険及び延焼拡大危険を排除するとともに、事業所における防災体制の強化に努めるため、次の事項について指導の徹底を図る。

項 目	対 策
火気使用設備、器具の安全管理	1 自主点検の励行 2 地震発生時の緊急点検の実施
消防用設備等の点検	1 自主点検、定期点検の実施 2 自家発電設備の作動点検及び燃料、冷却水の確保 3 スプリンクラー設備等固定消火設備の破損を想定した消火器、消火用水の増強
倒壊、転倒、落下防止対策	1 ブロック塀の倒壊防止措置 2 ネオンサイン、看板、アンテナ等の落下防止措置 3 窓ガラスの飛散防止措置 4 事務機器、ロッカー等の転倒防止措置 5 危険物類、化学製品等の落下防止措置
避難経路等の確保	1 廊下、階段等に置かれた避難上の障害物の除去 2 防火戸、防火シャッターの適正な維持管理 3 パニック防止のための非常放送の活用

破壊工作器具等の準備	建物の損壊に伴う要救助者の発生に備えた、バール、のこぎり、ハンマー、ジャッキ等の救出用器具の準備
非常用食糧、救急医薬品等の準備	1 非常食、飲料水等の備蓄 2 懐中電灯、携帯ラジオ、カセット式コンロ、医薬品等の準備
隣保共助体制の推進	1 事業所周辺における救出救護活動の実施 2 救出救護用資器材の提供 3 避難場所としての敷地の活用 4 付近住民に対する応急手当の実施 5 事業所周辺における消火活動の実施

2 防災訓練等

事業所における防災活動の円滑な実施を期するため、防災に関する知識及び技術の普及を目的とした講習会並びに基礎的な訓練、図上訓練等を組合わせた総合防災訓練の実施に努める。

第2 危険物等の安全対策

石油類等の危険物並びに高圧ガス（LPGを含む）、火薬類、毒物劇物、放射性物質等（以下「高圧ガス等」という。）を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に対する保安確保に努めるよう指導するものとする。

1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導

(1) 立入検査

危険物施設の立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵取扱い及び保安管理等について指導を行うとともに、個々の危険物施設の設置者、所在地、その形態、取扱危険物の種類等の内容を把握・管理する。

また、移動タンク貯蔵所にあつては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。

(2) 保安教育及び訓練

ア 保安教育

危険物保安監督者又は危険物取扱者等を対象に、危険物の安全管理、地震対策等についての講習会を開催し、危険物施設保有事業所の自主保安のより一層の向上を図る。また、立入検査時及び各種講習会等の機会においても地震動により危険物収納容器が転倒落下しない措置及び危険物の混触、酸化による発火危険等について関係者に周知し、危険物の安全管理の確保を図る。

イ 訓練

危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で地震時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめ事業所における地震時の防災体制のより一層の充実強化を図る。

(3) 危険物施設の耐震化

主に次の設備等について耐震化を促進するため指導する。

- ア 危険物施設の消火設備における水系消火設備の貯水槽、消火薬剤の貯蔵槽、ポンプ等及び消火配管
- イ 屋外タンク貯蔵所間の歩廊橋
- ウ 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台
- エ 容量500k1以上の屋外タンク貯蔵所
- オ 防油堤
- カ アからオの他、危険物漏えい時の応急措置のための土のう等応急措置資器材を常備し、維持管理する。

2 高圧ガス等を保有する事業所の安全指導

高圧ガス等を保有する事業所にあつては、査察等の機会をとらえて火災予防上の指導をすともにも、併せて高圧ガス等に係る届出内容を確認し、異動事項があれば関係行政機関に通報する。

第3 有害化学物質等の安全指導及び啓発

1 有害化学物質の安全指導

有害化学物質を使用・保管する事業所に対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に定める「事故時の措置」に係る規定を周知し、震災等の災害時に関係事業者が適切に対応できるよう指導する。

2 石綿の飛散防止の啓発

建築物等の所有者に対して、あらかじめ吹き付け石綿等の使用状況について確認し、地震発生時には「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に石綿が大気中に飛散しないように適正に対応するよう啓発する。

第15節 交通安全施設等の整備

1 基本方針

災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、指定が予定されている緊急交通路に対し、信号機等の交通安全施設の増強、整備に努める。

2 対策

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として信号機電源付加装置を整備する。

(3) 可搬式信号機

信号機が倒壊等した際に使用するため、可搬式信号機を警察署等に配備する。

(4) 交通情報収集・提供装置

緊急交通路の効率を確保するため、交通規制情報及び迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供装置の整備を図る。

(5) 交通規制用資器材

緊急交通路の確保等の際に使用する看板、交通規制標識、トラ柵等の増強、整備を図る。

第16節 重要データの管理

災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害対策活動や復旧活動を実施するためには、これら活動の基礎となるデータが不可欠である。

このため、日頃から様々な行政データの安全管理に努めるとともに、災害発生後、速やかに応急活動等にあたれるように、災害対策用に行政資料を調整し、管理しておかなければならない。そこで、被災住民の確認、応急救助等の基礎的資料として利用するため、住民の居住状況を把握しておくとともに、急激に増大する災害対策活動等の用地を確保するため、あらかじめ適した用地を掌握する。

第1 災害対策住民リストの整備

災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。住民リストは、学区別、町・丁目別に整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。

第2 災害対策用地リストの管理

大地震による被害が発生した場合、大規模公園、グラウンド等の空地は、発災直後から避難者を保護するための避難場所であったり、消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊の拠点となる応援隊集結（活動）拠点、緊急物資集配拠点の車両待機場所などに活用されるほか、復旧段階においても、応急仮設住宅の建設予定地やごみ・災害廃棄物の仮置場をはじめ、防災関係機関、ライフライン機関等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。

こうした空地需要に対して、限られた空地が無計画（無秩序）に使用されると災害応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあり、災害後様々な活動の中で時系列に沿った重要度を踏まえながら、災害対策用地の需給を統制し合理的に活用していくことが望まれる。

そこで、予め、市所有の一定規模以上の空地については、災害対策用地リストとして消防局防災部防災室において一括管理し、毎年更新を図っていく。

1 災害対策用地の使用目的

災害時に一定規模以上の空地が必要とされる使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 広域防災拠点（応援隊集結（活動）拠点、緊急物資集配拠点）
- (2) 避難場所
- (3) 応急仮設住宅建設用地
- (4) ごみ・災害廃棄物の仮置場
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 防災関係機関、ライフライン機関等による復旧用地
- (7) 復旧資機材置場
- (8) その他防災上必要な空地

2 災害対策用地リストの候補地選定

災害対策用地リストとして管理する市所有の空地は、有効面積（上記使用目的に合致し、ある程

度平坦な場所をいう。)1,000㎡以上の公園、緑地、グラウンド、駐車場、造成予定地、公共施設建設予定地、未利用地等をいい、次の要件を付記して整理するものとする。

- (1) 土地の形状
- (2) 用地又は周辺に崖、急傾斜地等の危険要因の有無
- (3) 河川敷や極端な軟弱地盤の有無
- (4) 交通利便性
- (5) ライフラインの敷設状況
- (6) 災害対策用地としての活用支障事由

第3 データの分散管理

各局は、業務遂行上重要なデータ、図書等のうち、災害により被災し業務が停止することのないよう、分散して管理するよう努めなければならない。

このうち、電子計算機等で使用されるデータのうち、行政運営に支障をきたすものは、市外での保管を考慮する。この場合、本市が被災した場合でも影響の少ない地区を選定する。

第17節 津波対策

第1 津波被害予測

1 被害想定調査

名古屋市において想定される最大津波高さは、第1章・第7節・第1のとおりである。

2 被害予測

(1) 浸水被害等

ア 想定する各地震において、津波による建物周辺への浸水が発生する個所として、名古屋港稲永ふ頭の一部が予想されている。

なお、過去の津波被害から海岸構造物等の機能低下を設定した津波シミュレーションにおいては、ガーデン埠頭の一部等においても津波による建物周辺への浸水が予想されている。

イ 津波の到着時間は、津波が発生してから、第1波の最高水位（押し波で始まる場合）または最低水位（引き波で始まる場合）が出現するまでの時間とし、想定する各地震において、地震発生から90分程度で名古屋港に至ると予想されている。

第2 対策

1 津波対策事業

名古屋港では、昭和34年9月26日に襲来した伊勢湾台風を契機に高潮対策事業が進み、沖合の高潮防波堤を始め、内港部の防潮壁や防潮水門、木材港の木材流出防止柵が整備されている。さらに、市街地を保全する防潮壁の天端高は、伊勢湾台風時の最高潮位を上回る高さを維持するなど、第2節・第5に掲げる対策事業など施設の耐震性の強化及び水門等の自動化及び遠隔操作化等を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずる。

また、東海・東南海地震や東南海・南海地震による本市の津波被害は、津波到来までの間に津波防護施設の閉鎖による津波の侵入防止と、住民の円滑な早期避難により、大幅に軽減できると考えられる。

津波来襲に備え、施設の維持管理の徹底や操作体制の充実を図るとともに、市民の円滑な避難の確保を図る。

2 津波対策の基本的事項とその普及

港湾等に隣接した地域住民や港内等船舶には、次の心構えなどについて、第12節・第1及び第2に掲げる方法をもって防災意識の啓発、防災に関する知識の普及に努める。

(1) 地域住民

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 津波注意報を始め、正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気を緩めない。

(2) 船舶

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）等に退避する。
 - イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、すぐ港外退避する。
 - ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
 - エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をする。
 - オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気を緩めない。
- ※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 津波対策を推進する地域等

第1章第7節第1の3 津波予測より、津波に係る避難対策を推進するため、以下の地区を「避難対象地区」とする。

なお、東南海・南海推進法第5条の規定に基づき、平成16年3月31日に中央防災会議において策定された東南海・南海地震防災推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）に示された東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本方針や津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「対策計画作成地区」という。）については以下のとおりとする。

1 避難対象地区

港区	野跡二丁目1番及び6番 港町の一部 （*地番表示 港町109番2及び105番、109番1の海岸線北側、103番1の防潮壁より海側） 潮風町の一部 （*地番表示 潮風町66番、潮風町60番、61番、62番を含む海岸線から50mの範囲） 千鳥二丁目の一部 （*地番表示 千鳥二丁目4番（防潮壁より海側）） 大江町の一部 （*地番表示 大江町7番2地先（防潮壁より海側））
----	---

（別図2-17-1、2-17-2参照）

2 対策計画作成区域

区	町丁目
港区	油屋町、惟信町、いろは町、稲永、入船一丁目、遠若町、大手町、木場町、幸町、魁町、佐野町、潮風町、品川町、十一屋町、十一屋、神宮寺、甚兵衛通、砂美町、善進町、善進本町、善南町、善北町、高木町、多加良浦町、千鳥二丁目、築盛町、築三町、築地町、中川本町、中之島通、錦町、西倉町、野跡、東築地町、宝神町、宝神、港町、名港二丁目、名四町、竜宮町
南区	観音町、五条町、七条町、泉楽通、忠次、堤町、道德新町、道德通、戸部下、豊田、豊田町字汐遊、南陽通、豊二丁目、豊三丁目、豊四丁目、六条町

第4 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川及び港湾等の管理者は、ここに定めるもののほか、第2章第2節の定めるところにより、津波対策に関する必要な措置を講ずる。
- 2 河川及び港湾等の管理者の整備方針及び計画は、次による。
 - (1) 防潮壁、堤防、水門等の点検方針及び計画は、第2章第2節第4及び第5の定めるところによる。
 - (2) 水門等の自動化及び遠隔操作化については、早期の実施を検討するとともに、防潮壁、堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画は、第2章第2節第4及び第5の定めるところによる。
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順については、第3章第12節【水防活動】の定めるところによる。
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域の飛行場外離着陸場、港湾等の整備等の方針及び計画は、広域防災拠点の活用をふまえ、第2章第2節第3及び第5の定めるところによる。

第5 津波避難ビル指定等推進事業

1 趣旨

本市における津波想定被害によれば、津波到達までの時間的余裕や地形的条件等から鑑みて、津波到達までに避難対象地区の外に避難することが困難な地域は想定されていない。しかし、想定外と言われる東日本大震災における津波災害に鑑み、津波から一時もしくは緊急避難・退避するために、緊急避難型提供避難場所（以下「津波避難ビル等」という。）の指定を推進する。

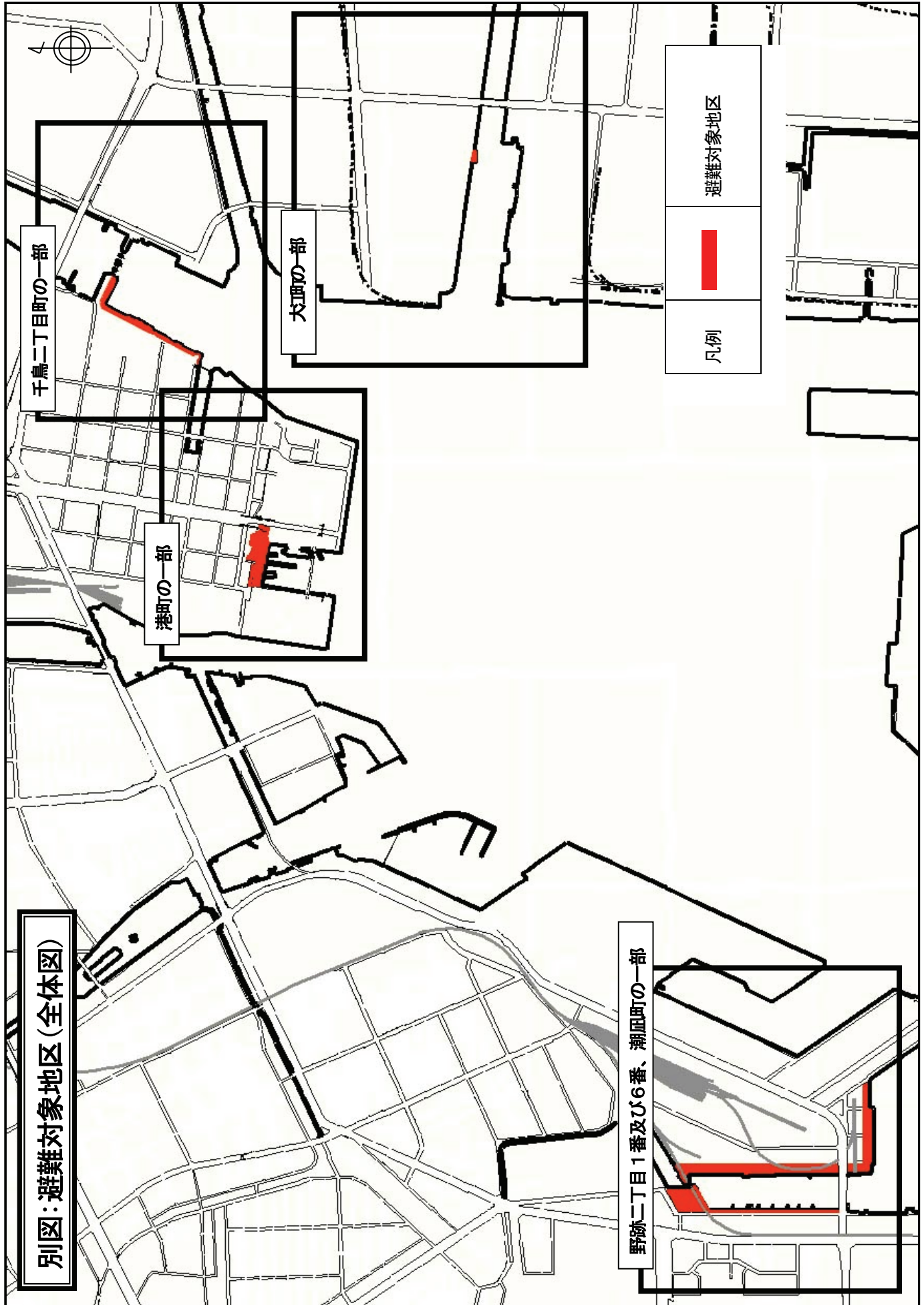
2 対象区域

東南海・南海地震防災対策計画作成区域を含む港区、南区のほか、瑞穂区、熱田区、中川区及び緑区の6行政区とする。

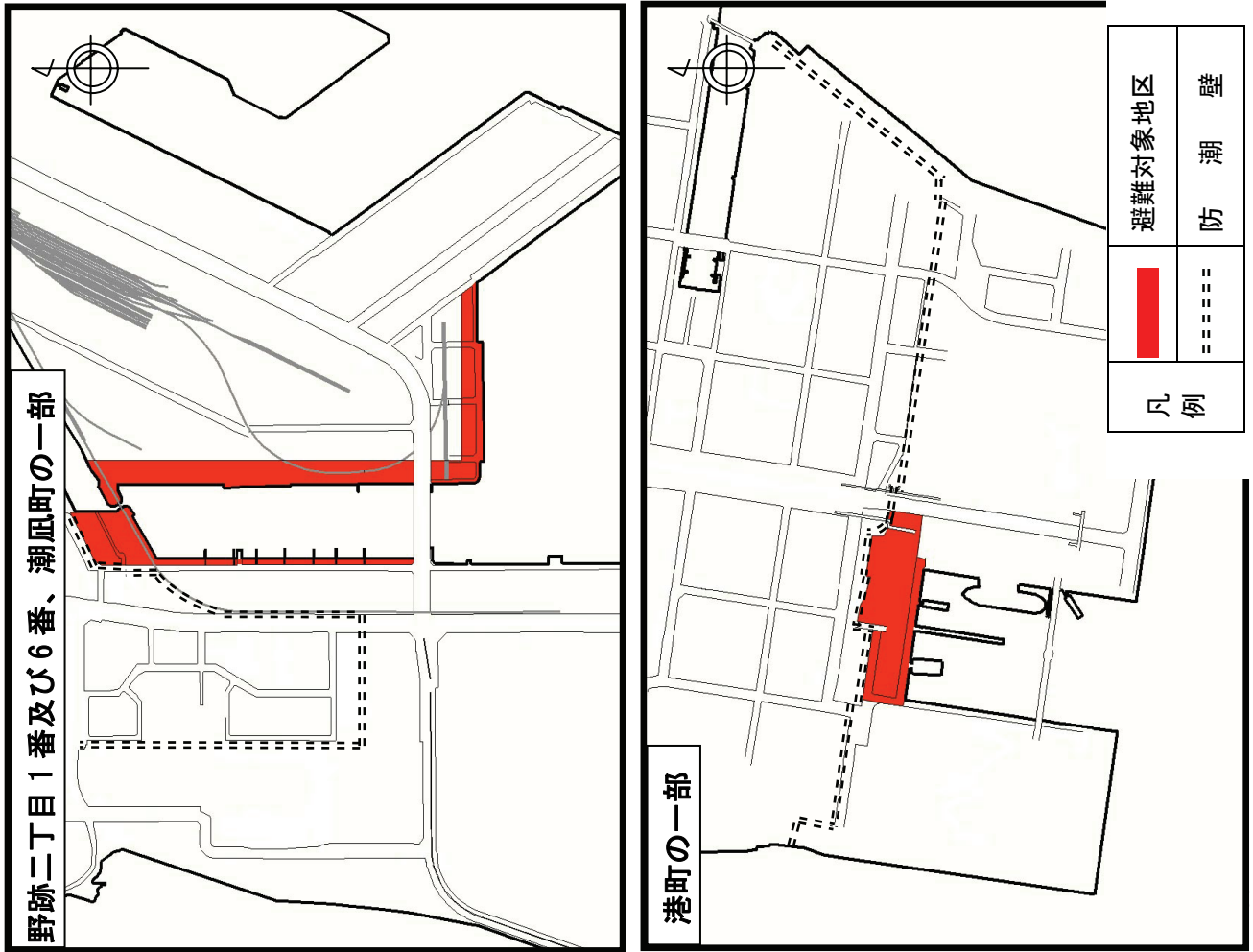
3 津波避難ビル等の周知

- (1) 津波避難ビル等に指定された施設の出入口等で、市民から見やすい箇所に、図記号を利用したわかりやすい案内表示を行い、日頃から周知する。
- (2) 津波避難ビルの位置や津波に対する避難行動などを掲載した津波避難ガイドマップを作成し配布する。

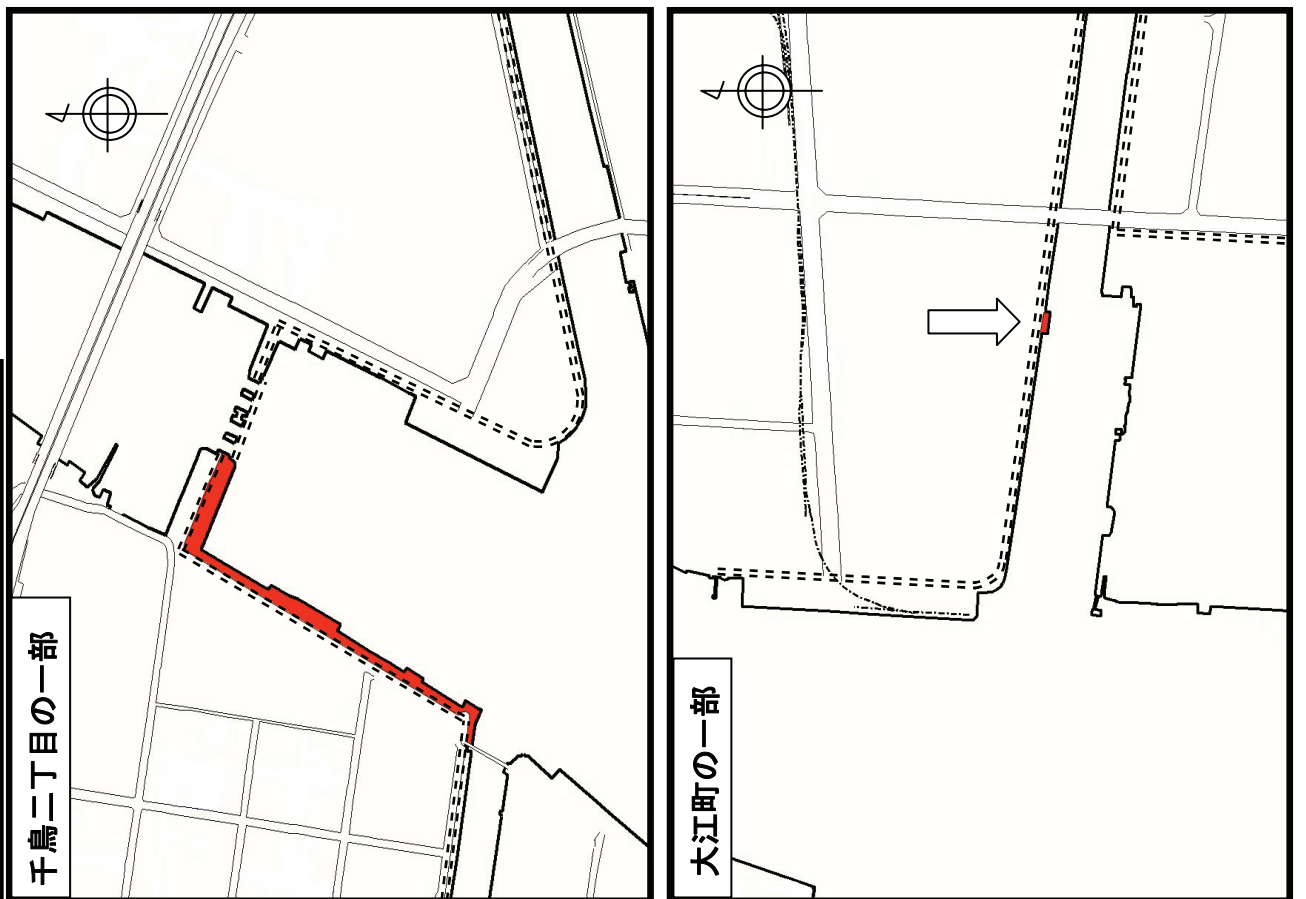
◎計画別図 2-17-1



◎計画別図 2-17-2



別図：避難対象地区(詳細図)



第18節 区防災調整会議

平常時における防災関係機関等相互の連携体制を強化し、区の防災対応力の向上を図ることを目的に、各区に区防災調整会議を設置する。

区防災調整会議は、防災関係機関や住民代表者などで組織し、その目的を達成するために、平常時において防災関係機関相互の連絡体制の確立に関する事、防災情報の共有化に関する事、防災訓練の実施に関する事、その他防災対応力の向上に関する事などを調整する。

第19節 震災対策の推進

都市社会において発生する大規模地震は、阪神・淡路大震災に見られたように、複雑多岐かつ広汎で甚大な被害をもたらすこととなる。そのため、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害程度の予測及びその防止対策等を科学的かつ総合的に調査研究を進めるとともに、これらの結果に基づき、震災対策を推進する必要がある。

名古屋市では、この様な視点に立って、昭和47年以降、震災に関する調査研究を行いながら各種の対策を講じてきたが、今後も引き続き、震災対策の充実に努めていくものとする。

なお、平成9年度における本計画の改定にあたっては、阪神・淡路大震災から得られた教訓・課題をもとに限られた期間の中で、見直しを行ったものであり、現在もなお、各方面で先の大震災の検証が行われており、今後ともこれらの成果を反映させていくことが必要である。

さらに、この計画を実効あるものにするためには、より細部にわたっての検討が必要な場合もあり、また、着実な推進を図るための不断の努力が要請されるものである。

なお、震災対策を推進するため、現在までに行ってきた調査研究の内容及び今後の方針等については次のとおりである。

1 基礎的調査研究

地震災害に関しての基礎的資料を得るため、名古屋市域における地形、地質、地盤の構造、地盤の震度特性、地震波速度、地盤の液状化、地盤環境等について調査研究を行ったが、今後も引き続き、基礎的調査研究を進めていく。

2 被害想定に関する調査研究

地震による被害の発生態様及び被害程度の予測を行うことは、震災対策を進めていくうえで重要である。そこで、名古屋市では従来から種々の被害想定に関する調査を行ってきた。現在の防災計画の基礎となっている被害想定のうち、濃尾地震に関する調査については、平成7～8年度にかけて実施したものである。平成10年度にはこれらの調査で得られた成果などを活用し、地震発生直後の被害予測が可能な地震被害予測システムを整備した。また、平成15年度には、市民の防災意識を高めるため、地震ハザードマップを作成する基礎資料として東海地震等の震度分布、液状化危険度の予測調査を行った。（地震編資料1-18-1（1）から（8））今後も震災対策に必要となる被害想定に関する調査研究を進めていく。

3 震災対策に関する調査研究

基礎的調査研究及び被害想定に関する調査研究等に基づき、避難に関すること、都市防災に関すること、出火・延焼防止に関すること、地下街等におけるパニック防止に関すること等について具体的な対策の調査研究を進めてきた。

今後は、これらの調査を引き続き行うとともに、これらの調査研究結果から得られた情報をデータベースとして整理するとともに、様々な防災行政分野での共有化を図り、施策樹立のための基礎資料とするとともに、市民への情報提供も進める。

なお、こうした調査研究は、市域実態の変化や社会条件の変化にともない、見直しを図るものとする。

（資料）

- ・震災に関する調査研究項目一覧（413ページ）

第3章 応急対策計画

第1節 応急対策計画

応急対策計画は、東海地震に関連する調査情報及び注意情報の発表並びに警戒宣言の発表により地震災害が発生するおそれがある場合及び海洋型または内陸型の地震災害が発生した場合において実施すべき対策について定める。

本計画は、災害対応の時系列にしたがって地震災害が発生するおそれがある場合の地震防災応急対策、地震災害が発生した場合の災害応急対策の順に記述する。

第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営

第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項

- 1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の収集・伝達

第4節 第1に定める。

- 2 職員の参集指令

第3節に定める。

- 3 地震対策連絡会議の設置

- (1) 消防局防災・危機管理監は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、地震災害警戒準備本部（以下「準備本部」という。）の前段階として地震対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を招集する。

なお、東海地震に関連する調査情報（終了）が発表され一連の東海地震に関連する調査情報（臨時）の終了を知った時は、連絡会議は廃止する。

- (2) 連絡会議は、東海地震注意情報を受理するまでの間、準備本部設置時に実施すべき対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行うとともに、続報を逃さない連絡体制をとるものとする。

- (3) 構 成

委員長（議長）	消防局防災・危機管理監
副委員長	消防局防災部長
委員	準備本部設置時における各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者
連絡員	準備本部設置時における各部に属する職員のうちから各部長が指名する者

（注）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代理する。

- (4) 東海地震注意情報の受理により準備本部が設置されたときは、連絡会議は準備本部幹事会議に移行する。

この場合、委員長は準備本部本部員会議において、連絡会議の活動結果を報告する。

- (5) 連絡会議は、東庁舎8階災害対策本部室に設置し、その庶務は消防局防災部防災室が行う。
 (6) 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

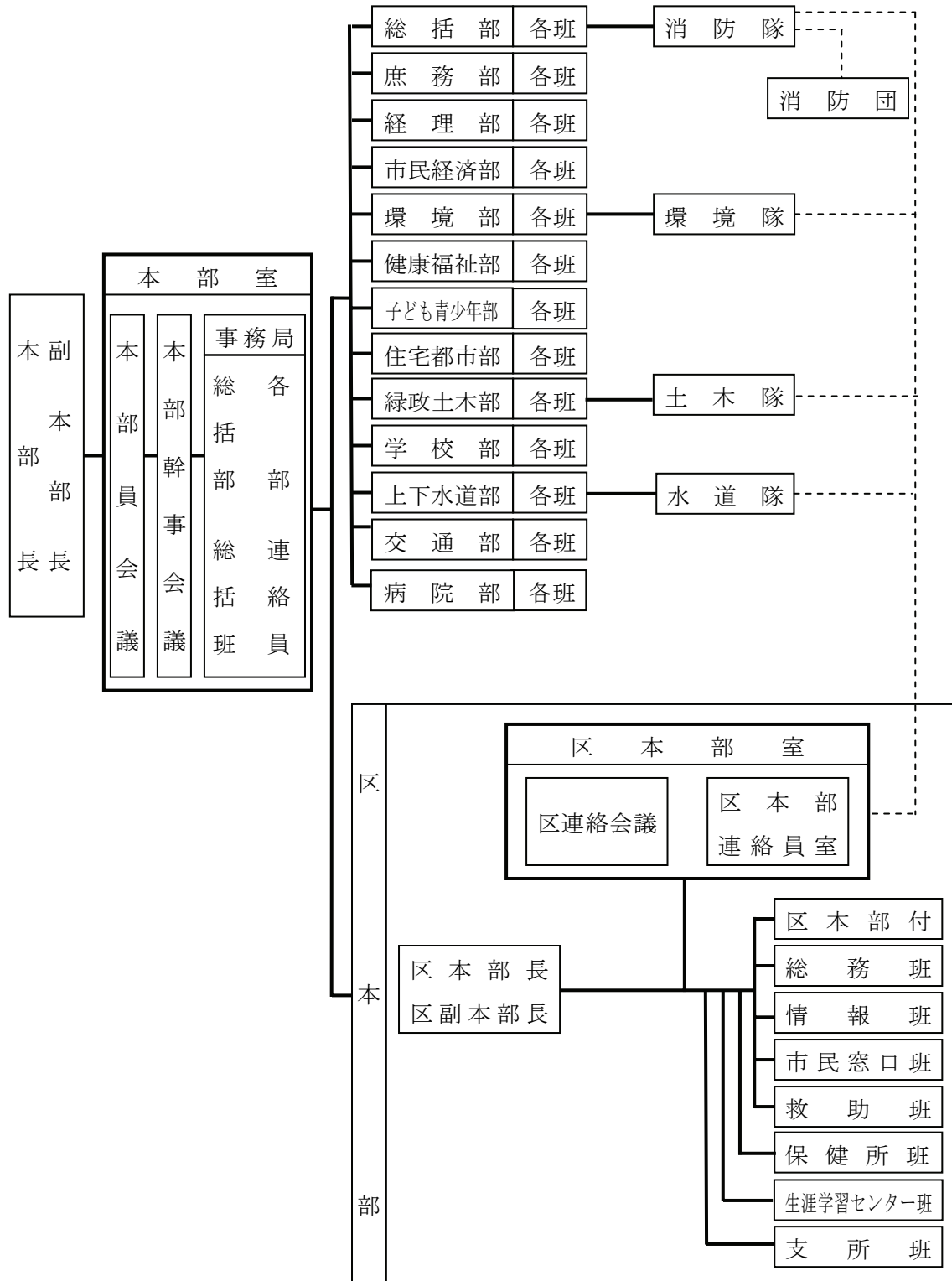
- 4 地震災害警戒準備本部の設置

- (1) 市長は、東海地震注意情報を受理した場合、地震災害警戒本部の前段階として、準備本部を招集する。

なお、東海地震注意情報が解除された場合は、準備本部は廃止する。

- (2) 準備本部は、警戒宣言が発せられるまでの間、地震災害警戒本部設置時に実施すべき地震防災応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。
 (3) 準備本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
 (4) 上記のほか、準備本部に関し必要な事項は、地震災害警戒本部に準ずる。

(5) 準備本部組織図



5 無線の開局と機能の点検・確認

防災行政無線、消防無線、上下水道無線及び交通無線の各無線局を開局し、各基地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。

第2 地震災害警戒本部の設置及び廃止

1 設置の基準

市長は、警戒宣言時、直ちに名古屋市地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。

2 設置の通知

地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

通知・公表先	通知及び公表の手段	責任者
各部	庁内放送、ファクシミリ	総括部総括班長
区本部	庁内放送、無線ファクシミリ、ファクシミリ	〃
区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長
住民	報道機関を通じて公表	庶務部広報班長
報道機関	口頭又は文書	〃
県本部	専用線電話、加入電話	総括部総括班長
県警本部	加入電話	〃
その他関係機関	加入電話	〃

また、地震災害警戒本部が設置されたときは、その表示のため地震災害警戒本部室前に地震災害警戒本部室標識板を、市役所本庁舎玄関に地震災害警戒本部標識板を、各区役所の玄関に区地震災害警戒本部標識板をそれぞれ掲出する。

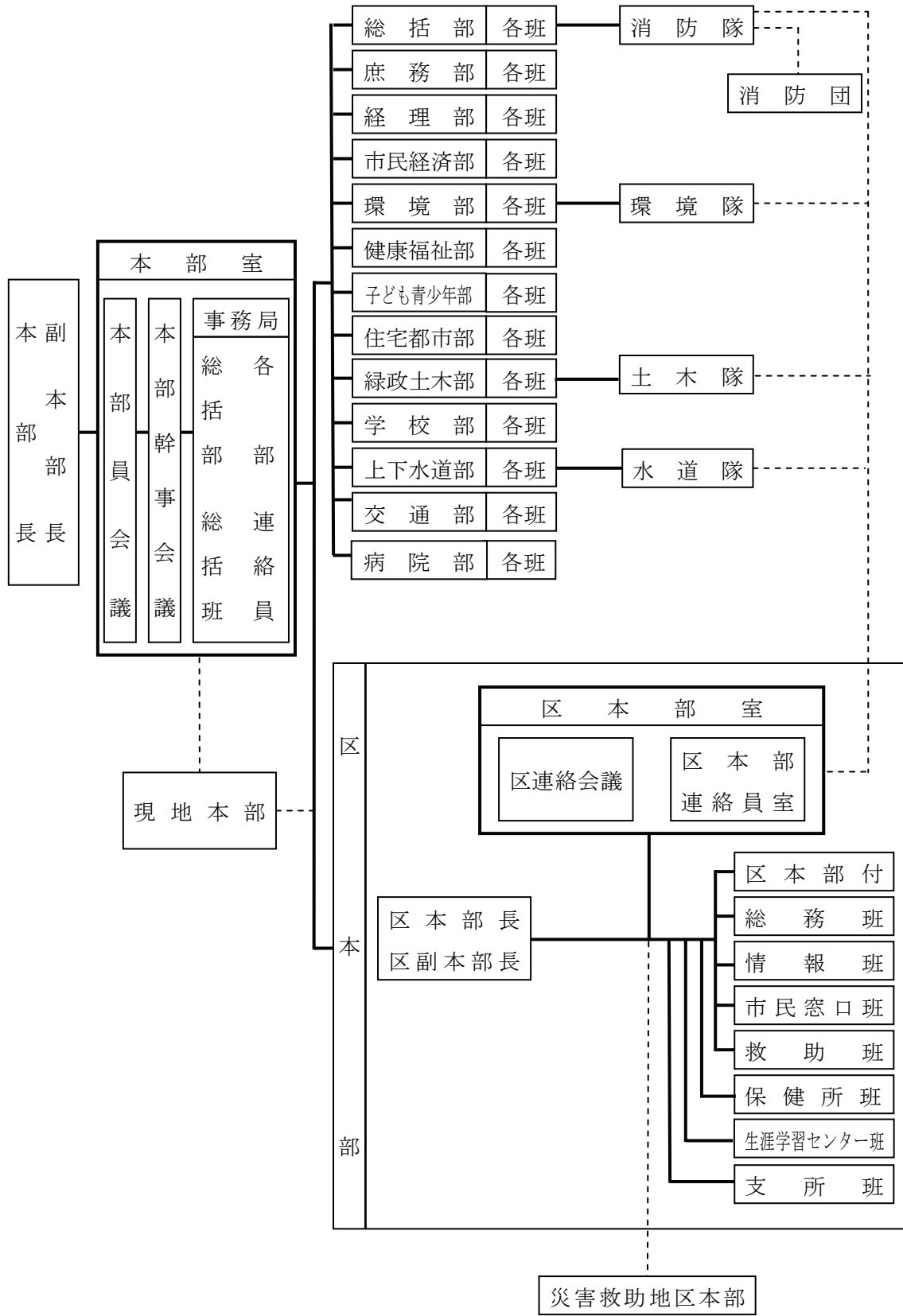
3 地震災害警戒本部の廃止

- (1) 地震災害警戒本部は、大震法第19条に基づき、災害対策本部が設置された時、又は警戒解除宣言があったときに廃止する。この場合、前項に掲げる表の区分により地震災害警戒本部の廃止について通知する。
- (2) 災害対策本部の設置に伴う廃止の場合は、地震災害警戒本部の事務は災害対策本部に引き継がれ、地震災害警戒本部の行った決定は引続きその効力を有する。
- (3) 警戒解除宣言に伴う廃止の場合は、その残務処理は引続き地震災害警戒本部で行うこととし、残務処理が終わった段階で地震災害警戒本部を直ちに廃止する。

第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等

地震災害警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号）（以下「警戒本部条例」という。）及び同運営要綱の定めるところにより、次のとおりとする。

1 地震災害警戒本部組織図



2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、地震防災応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則(昭和32年名古屋市規則第3号)に定めるところによる。

3 本部員

- (1) 本部員は、本部長を補佐する。また、本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、地震防災応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。
- (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本 部 員
会計管理者、市長室長、総務局長、財政局長、市民経済局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、教育長、消防長、消防局防災・危機管理監、上下水道局長、交通局長、病院局長 その他警戒本部条例第2条第5項により市長が委嘱する者

- (注1) 本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。
- (注2) 消防局防災・危機管理監は、防災監として、本部長及び副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

4 本部室

- (1) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
- (2) 本部室は、本部員会議と本部幹事会議との連携によって運営するものとし、庶務は総括部（総括班）が行う。
- (3) 本部員会議
 - ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
 - イ 本部員会議は、地震防災応急対策実施上の重要な事項について協議し、基本方針を決定する。
 - ウ 本部員会議は、原則として本部長が必要に応じて招集するが、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、本部長は直ちに本部員会議を招集することとする。なお、本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。
 - エ 招集の通知は、庁内放送又は電話により行う。
 - オ 本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎8階災害対策本部室とする。
 - カ 本部員会議の庶務は、総括部（総括班）が行う。

(4) 本部幹事会議

ア 構成

幹事長	消防局防災部長
副幹事長	消防局防災部防災室長
幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者

(注1) 本部幹事会議は、地震災害警戒本部の設置と同時に開会し、地震災害警戒本部設置期間中を通じて開催する。なお、状況に応じ、一部の部による当該会議を開催することができ
る。

(注2) 会議の議長は、幹事長がつとめる。

(注3) 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 所掌業務

本部幹事会議は、地震防災応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議に報告する。なお、おおむねの所掌事務は次のとおりとする。

(ア) 地震災害警戒本部指令の伝達及びその実施に関する具体的方策の指示

(イ) 地震災害警戒本部活動における軽易な事項及び緊急に措置すべき事項についての決定、指示

(ウ) 各部・区本部の活動の連絡調整

(エ) 各種情報の収集・伝達

(オ) 本部員会議への報告

(カ) その他幹事長が必要と認める事項の協議

ウ 本部幹事会議の開催場所は、東庁舎8階災害対策本部とする。

エ 本部幹事会議の庶務は、総括部（総括班）が行う。

5 部（班・隊）

(1) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を分掌させるため、別表3-2-1に掲げるとおり、地震災害警戒本部に部を、部に班（隊）を置き、同表に掲げる担当局室の職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。

(2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務及び班（隊）長については別に定める。

6 区本部

(1) 本部長は、区の区域ごとに当該区における区本部事務を処理させるため、原則として区役所内に区本部を、区本部に班を置き、当該区の職員のうちから区本部員を動員し、別表3-2-1に掲げる事務を分掌させる。

- (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務及び班長については、別に定める。
- (3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長、総務課長、保健所長の順とする。
- (4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。
- (5) 区本部室

区本部及び各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊をいう。以下同じ。）等との連携を密にし、区の区域内の地震防災応急対策活動を効率的に推進するため、区本部室を置く。区本部室は、区連絡会議と区本部連絡員室とで運営し、その庶務は区本部総務班が行う。

ア 区連絡会議

(ア) 構成

区本部長	区長
区隊長	消防署長、環境事業所長、土木事務所長、水道営業所長、その他区本部長が必要と認める者

(注) 会議の議長は、区本部長がつとめる。

- (イ) 区連絡会議は、原則として区本部長が必要に応じて招集する。ただし、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、区本部長は速やかに区連絡会を招集することとする。
- (ウ) 区連絡会議は、区域内の地震防災応急対策について協議し、調整する。
- (エ) 区本部長は協議の結果、区域内の地震防災応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長はその旨を速やかに本部に報告する。
- (オ) 区連絡会議の庶務は、区本部総務班が行う。

イ 区本部連絡員室

(ア) 構成

区本部連絡員室は、区連絡会議を構成する者の属する機関の職員により、次のように構成する。

室長	区本部長が指名する職員
連絡員	各区隊長が指名する職員（原則として各区隊1人）

(イ) 所掌事務

- a 区連絡会議の指示の伝達
- b 区域内の地震防災応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡、調整
- c 各種情報の収集、伝達
- d 区連絡会議への報告
- e その他室長が必要と認める事項の協議

- (ウ) 区本部連絡員室の庶務は、区本部総務班が行う。

7 災害救助地区本部の設置・運営等（「災害救助地区本部運営マニュアル」参照）

- (1) 本部長は、警戒宣言時、全ての小学校通学区域に災害救助地区本部(以下「地区本部」という。)の設置を指示する。設置場所は、原則として市立小学校とする。
- (2) 地区本部の設置・運営等については、「名古屋市災害救助地区本部規則」を準用する。
ただし、警戒宣言時における地区本部の事務については、以下のとおりとする。
 - ア 警戒宣言を学区内住民に周知徹底させること。
 - イ 警戒宣言時における市・区を行う広報活動を補助すること。
 - ウ 避難場所の開設を補助すること。
 - エ その他地区本部の活動全般について補助すること。
- (3) 区本部は、地区本部における情報連絡活動等のため、所要の人員を地区本部その他の施設へ派遣する。

◎ 別表3-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌

1 共通事項

(1) 職員への情報伝達及び参集指令（参集指令は、休日及び勤務時間外のみ）

各部・区本部は、あらかじめ定めた情報伝達系統により警戒宣言が発せられた旨を的確に伝達する。

また、各部・区本部は、あらかじめ定めた非常配備・動員計画及び情報伝達系統により、直ちに参集すべき旨を的確に伝達する。

(2) 職員の参集状況の確認及び報告

各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は消防局防災部防災室）へ報告する。

(3) 実施すべき地震防災応急対策事項の確認

各部・区本部は、あらかじめ定められた地震防災応急対策の内容を確認し、職員の分担任務を確認の上、直ちに対策の実施に移る。

(4) 本部情報の伝達・指示

各部・区本部は、本部から連絡される情報の内容を点検し、必要に応じて所管の各班、公所への確な手段によって伝達、指示する。

(5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告

各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、総括部を通じて報告する。）。

(6) 各部・区本部間の連絡調整

地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は総括部を通じて要請する。）。

(7) 所管施設の保安管理

各部・区本部は、所管施設の利用者、来場者等の安全確保を図るとともに職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒・落下防止、出火危険場所の安全措置、緊急貯水、その他職員の安全措置を講ずる。

(8) 各種協定に基づく応援要請

各部・区本部は、各種協定に基づく応援要請を必要に応じて実施する。

2 個別事項

部・ 区本部	担当局・区	部長又は 区本部長	事務分掌
総括部	消防局	消防長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 非常配備体制の指示、伝達に関すること。 3 各部、各区本部との連絡調整に関すること。 4 県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 地震予知情報等の収集、伝達に関すること。 6 各種協定（他部に属するものを除く。）に基づく応援要請に関すること。 7 航空輸送の確保に関すること。 8 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること。 9 り災証明（火災によるもの）の準備に関すること。 10 地震防災応急対策の実施状況及び避難状況の把握に関すること。 11 気象警報等の収集、伝達に関すること。 12 出動態勢の確立に関すること。 13 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供及び住民広報に関すること。 14 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対する指示、要請又は勧告に関すること。 15 地震防災信号(サイレン)の伝達に関すること。 16 その他地震防災応急対策に関すること。

部・ 区本部	担当局・区	部長又は 区本部長	事務分掌
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の地震防災応急対策に関する事。 2 地震防災応急対策に係る各種情報の収集、整理に関する事。 3 職員の動員及び配備に関する事。 4 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供に関する事。 5 警戒宣言、地震予知情報等の放送、出版による広報に関する事。 6 外国人の支援に関する事。 7 学生ボランティアへの情報提供等に関する事。 8 市会議員との連絡調整に関する事。 9 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 10 遊動隊の派遣準備に関する事。 11 その他地震防災応急対策に関する事。
経理部	財政局 会計室	財政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関する事。 2 車両の借上げ及び配車計画に関する事。 3 調達及び救援物資の配布に関する事。 4 所管公有財産（普通財産）の緊急使用に関する事。 5 り災証明（火災によるものを除く。）発行のための家屋被害調査の準備に関する事。 6 り災者等に係る市税の減免等の準備に関する事。 7 義援金の受付、受領の準備に関する事。 8 競馬、競輪事業関係団体との連絡調整に関する事。 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関する事。 10 その他地震防災応急対策に関する事。
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般ボランティアの受入れ準備に関する事。 2 調達物資（生活必需品）の確保、配布に関する事。 3 市場における物資の集荷及び分荷に関する事。 4 生活関連物資等の価格安定に関する事。 5 商工業等の地震防災応急対策に関する事。 6 その他地震防災応急対策に関する事。

部・ 区本部	担当局・区	部長又は 区本部長	事務分掌
環境部	環境局	環境局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・し尿等廃棄物の非常処理計画に関すること。 2 事業用車両の配車及び整備に関すること。 3 搬入ごみの焼却及び埋立処理の非常処理計画に関すること。 4 緊急処理のための民間車両の借上げ手配に関すること。 5 有害物質の災害事故に係る情報収集体制の確立に関すること。 6 その他地震防災応急対策に関すること。
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行事務に関すること。 2 物資の連絡調整に関すること。 3 備蓄物資の配布に関すること。 4 災害時要援護者対策に関すること。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 病院等診療機関の診療機能情報の収集、提供に関すること。 7 医療関係機関との連絡調整に関すること。 8 社会福祉施設の地震防災応急対策に関すること。 9 保護者等への対応に関すること。 10 医療、助産の救護体制の確立に関すること。 11 医療、助産関係機関に対する援助要請に関すること。 12 その他地震防災応急対策に関すること。
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の安全確保に関すること。 2 児童福祉施設等の地震防災応急対策に関すること。 3 調達物資（食品）の確保、配布の準備に関すること。 4 救援物資の受入れ、配布の準備に関すること。
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設準備に関すること。 2 市街地復興計画の検討の準備に関すること。 3 土地区画整理事業及び開発行為に関する地震防災応急対策の指導監督に関すること。 4 市営住宅及び共同施設の地震防災応急対策に関すること。 5 建築物の防災保安指導、相談に関すること。 6 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 7 局所管外郭団体等との連絡調整に関すること。 8 その他地震防災応急対策に関すること。

部・ 区本部	担当局・区	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、急傾斜地、農業用施設、公園等の地震防災応急対策に関すること。 2 緊急陸上輸送ルート確保に関すること。 3 米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること。 4 農業関係、畜水産関係団体との連絡及び防災指導に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
学校部	教育委員会事務局	教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設・社会教育施設等の地震防災応急対策に関すること。 2 幼児、児童、生徒の帰宅及び安全保護に関すること。 3 保護者等への対応に関すること。 4 避難場所の管理運営協力に関すること(避難場所指定施設)。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
上下水道部	上下水道局	上下水道局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道水・工業用水の供給、下水の排水及び処理作業に関すること。 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の地震防災応急対策に関すること。 3 配水場における有効貯水量の確保に関すること。 4 住民への緊急貯水広報に関すること。 5 物件の供給・応急対策の協力・応急復旧工事の協力の協定に基づく協力要請に関すること。 6 応急給水資機材の出動に備えること。 7 仮設給水栓の整備、点検及び所定か所への配置に関すること。
交通部	交通局	交通局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄・バスの運行に関すること。 2 利用者に対する広報に関すること。 3 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 4 局所管保安設備の地震防災応急対策に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。

部・ 区本部	担当局・区	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
病院部	病院局	病院局長	1 市立病院における入院患者等の安全確保に関すること。 2 市立病院の地震防災応急対策に関すること。 3 市立病院に係る医療・助産救護体制の確立に関すること。
区本部	区役所	区長	1 区の区域に係る地震防災応急対策の総合調整に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。 5 避難場所の開閉及び管理運営に関すること。 6 災害救助地区本部との連絡調整に関すること。 7 災害時要援護者対策に関すること。 8 区社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 9 調達及び救援物資の受入れ、配布に関すること。 10 警戒宣言・地震予知情報等の広報・広聴に関すること。 11 一般ボランティアの受入れ準備に関すること。 12 り災証明(火災によるものを除く。)の準備に関すること。 13 医療救護・保健衛生に関すること。 14 区連絡会議に関すること。 15 地震防災信号(サイレン・警鐘)の伝達に関すること。 16 区内関係官公所(署)との連絡調整に関すること。 17 住民の避難状況の把握及び報告に関すること。 18 その他地震防災応急対策に関すること。

第3節 地震防災応急対策の防災活動体制

第1 防災活動体制及び配備種別

1 防災活動体制

(1) 名古屋市の災害応急対策に係る防災活動体制は、次のとおり区分する。

区 分	内 容
準備体制	被害を引き起こすかもしれないリスクの発現に伴い、情報連絡の強化を図るもの。 想定している事態：東海地震に関連する調査情報（臨時）
警戒体制	被害が発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる態勢をとるもの。 想定している事態：東海地震注意情報、震度4の地震
非常体制	被害の発生により社会的・経済的な影響が引き起こされている状態又は深刻な被害が引き起こされる可能性のある状態において、適切な応急対策活動を展開するための態勢をとるもの。 想定している事態：警戒宣言、震度5弱以上の地震

(2) 名古屋市は、防災活動体制ごとに次の組織を置いて災害応急対策を実施する。（東海地震に関する情報に係るものを除く。）

区 分	組 織
準備体制	（通常の組織）
警戒体制	災害警戒本部
非常体制	災害対策本部

(3) 東海地震に関連する情報に対する名古屋市の防災活動体制は、次の通りとし、それぞれの体制においては、次の組織を置いて対応する。

情報の区分	防災活動体制	組 織
東海地震に関連する調査情報（臨時）	準備体制	地震対策連絡会議
東海地震注意情報	警戒体制	地震災害警戒準備本部
警戒宣言（東海地震予知情報）	非常体制	地震災害警戒本部

2 職員の動員

名古屋市の職員の動員は、以下の非常配備を基準に運用する。（東海地震に関連する情報に係るものを除く。）

非常配備の種別	内 容
準備	情報連絡活動のための要員を確保するもの。
第1非常配備	応急対策活動の準備のための要員を確保するもの。
第2非常配備	応急対策活動のための要員を確保するもの。
第3非常配備	広域的な応急対策活動のための要員を確保するもの。
第4非常配備	総合的な応急対策活動のために職員全員を動員するもの。

東海地震に関連する情報に対する名古屋市の職員の動員は、次表による。

情報の区分	動員の基準
東海地震に関連する調査情報（臨時）	続報を逃さない連絡態勢を確保する。
東海地震注意情報	職員の概ね半数に相当する数を基準とし、警戒宣言が発令された場合に適切な対応を行いうる態勢を確保する。
警戒宣言（東海地震予知情報）	総合的な地震防災応急対策を展開するために職員全員を動員する。

第2 配備・動員計画

- 1 各局・室・区は、警戒宣言時等における地震防災応急対策活動の内容に相応した人員の編成と交代要員及び参集指令等情報の伝達系統等についてあらかじめ定め、平常時から職員に周知徹底を図るものとする。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに修正するものとする。

- 2 この計画は、第3章 第7節 第4「各部・区本部の非常配備・動員計画」に定めるところに準じ作成し、消防長に報告するものとする。

第3 職員の動員

- 1 動員の対象

「配備・動員計画」においてあらかじめ定めた者とする。

ただし、勤務時間外に第3非常配備の配備種別をとる場合、警戒宣言時に速やかに第4非常配備の配備種別が確保できるよう「配備・動員計画」を定めておくものとする。

- 2 勤務時間内における動員の方法

平常の勤務体制から防災活動体制への自動的切替えによる。

- 3 勤務時間外における動員の方法

- (1) 職員の自発的参集

職員の参集は、非常連絡による参集指令に基づくことを原則とするが、当該参集指令を受けない場合においても、テレビ、ラジオ等により東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、関係職員は参集指令を待つことなく自発的に参集しなければならない。

- (2) 参集指令の伝達

職員の参集指令の伝達は、次の系統図（別図3-3-1）により通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

なお、各局・室・区は、非常連絡員を選定し、あらかじめ消防長に届けておくものとする。

また、各局・室・区長は、所管の部・区本部内における伝達系統を、それぞれの「配備・動員計画」についてあらかじめ定めておく。

- (3) 留意事項

職員は、参集の途上で収集した情報又は状況を上司に報告する。

4 職員の参集場所

(1) 所属動員

自己の勤務場所に参集し、当該部の地震防災応急対策活動等に従事する。

(2) 指定動員

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、あらかじめ指定された職員は、あらかじめ指定された区役所又は局内公所へ参集し、当該区本部又は各部の長の指揮を受けて地震防災応急対策活動等に従事する。

また、本部長は、各部・区本部の長の意見等に基づき、指定動員の必要がなくなったと認めた時に、本部員会議で協議し指定動員を解除するものとする。

(3) 参集場所の変更

上記(1)、(2)を原則とするが、参集場所となる庁舎等の耐震性が低く警戒宣言時の使用に適さない場合は、各局・室・区長があらかじめ定める代替施設等へ参集するものとする。

5 指定動員者の指定

(1) 局内指定動員者

各局・室長等は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。

(2) 区指定動員者

各局・室長は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、区の応急対策のため、自己勤務場所以外の区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、消防局防災部防災室を通じ区長へ報告するものとする。

6 動員対象から除外する職員

(1) 病気、負傷等により応急対策活動に従事することが困難な者、その他やむを得ない事情により所属長等が除外を相当と認めた者は、動員対象から除外する。

(2) 病弱者、身体障害者、妊産婦等で所属長等があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外するものとする。

なお、これらの者は、勤務時間内においては、健康上無理のない範囲で適宜軽作業に従事させることができる。

7 職員参集状況の記録、報告

(1) 職員の参集状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークシステム等により消防局防災部防災室へ報告する（準備本部設置後は、庶務部職員班へ報告する）。

なお、区本部長にあつては、区指定動員者の参集状況も併せてFAX等で報告する。

(2) 庶務部職員班は、災害対策支援情報ネットワークシステム等により職員の参集状況を取りまとめ、本部員会議の提出し本部長に報告する。（本部幹事会議経由）

第4 通常業務の取扱い

1 東海地震注意情報発表時における対応

東海地震注意情報発表時における通常業務については、地震防災応急対策の事前準備等に従事する職員以外の職員により、勤務時間中は、原則として継続実施するものとする。

なお、所属長等の判断により必要と認める場合は、通常業務の縮小又は一時休止等の措置

を講ずるものとする。

2 警戒宣言時における対応

警戒宣言時における通常業務については、市民の安全の確保及び地震防災応急対策実施体制の確保のため、原則として実施しないものとする。

ただし、特に必要と認め別に定める業務及び緊急やむを得ない業務については、この限りでない。

第5 各部・区本部間の相互応援

1 目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における応急措置の推移、又は各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を必要とする部・区本部に応援させ、地震防災応急対策を実施する。

2 応援の要請

各部・区本部の長は、業務を遂行するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策支援情報ネットワークシステムにより庶務部長（職員班）に要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合は、FAX（第3章 第7節 第5 各部・区本部間の相互応援 様式3-7-8「応援職員要請書」）、口頭又は電話等により要請する。

3 応援の決定

(1) 庶務部長は、配備・動員状況を勘案のうえ、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、本部員会議で決定された後、応援要請を依頼した部・区本部に対して通知する。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。

(2) 本部幹事会議は、本部員会議の決定に基づき応援に必要な措置を関係部に指示する。

4 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 地震予知情報等の伝達等

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報の内容その他これらに関する情報(以下「地震予知情報等」という。)の伝達等は以下により行う。

1 東海地震に関連する調査情報の伝達

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達

ア 勤務時間内における東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達は、別図3-4-1の系統図により行う。

伝達内容は、「本日〇〇時〇〇分、臨時の東海地震に関連する調査情報が発表されました。テレビ、ラジオ等により正確な情報の収集に努めてください。」とする。

イ 休日及び勤務時間外における東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達は、第3節 第3別図3-3-1「参集指令伝達系統図」により職員の参集指令と併せて行う。

伝達内容は、上記アと同様とする。

(2) 東海地震に関連する調査情報（定例）の伝達

特に実施しないこととする。

2 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報の伝達は、別図3-4-2の系統図により行う。

伝達内容は、「本日〇〇時〇〇分、東海地震注意情報が発表されました。テレビ、ラジオ等により正確な情報の収集に努めてください。」とする。

3 警戒宣言の伝達

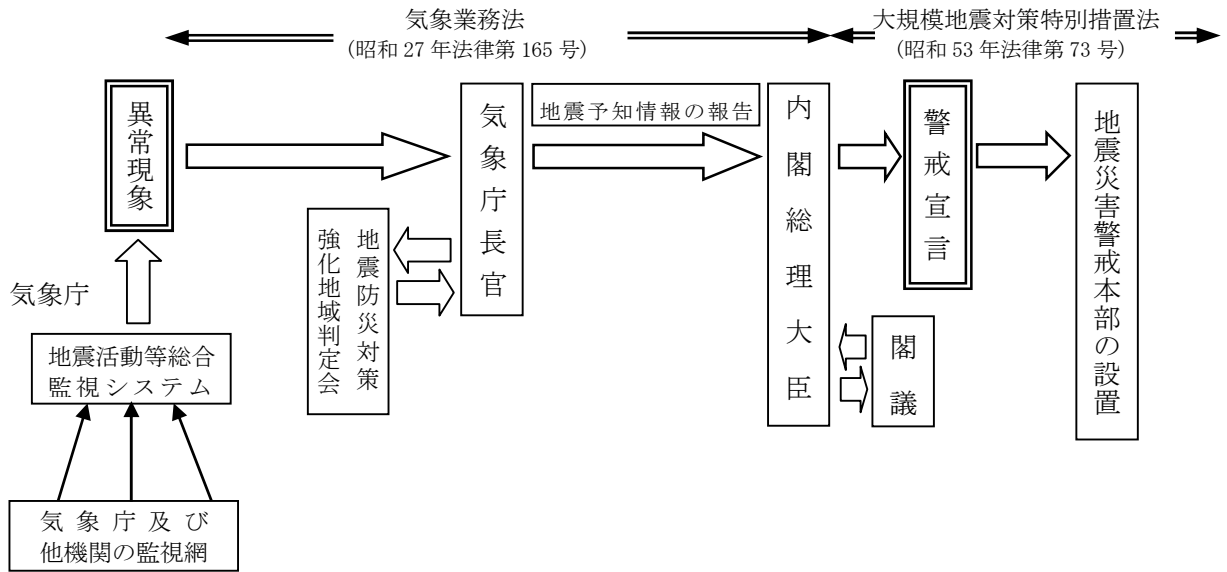
警戒宣言の伝達は、別図3-4-3の系統図により行う。

伝達内容は、「本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言が発せられました。この地震が発生しますと、市内では震度5強又は6弱にかなり強い揺れが予想されます。十分警戒してください。」とする。

4 警戒宣言が発せられた後における東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報の伝達は、別図3-4-4の系統図により行う。

【参考】東海地震に関する警戒宣言が発せられるまでの流れ



【参考】

東海地震に関連する情報発表基準等

情報	プレスリップに沿った変化が観測された場合	その他の変化が観測された場合
東海地震予知情報	<p>発表基準（警戒宣言が発せられた後に発表） 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合（東海地域における歪計 3 箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等）</p> <p>解除基準（警戒解除宣言とほぼ同時発表） 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合（東海地震が発生した場合、または、東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）</p>	<p>（「東海地震予知情報」は発表されない） 現時点の科学技術では東海地震につながると判断できない</p>
東海地震注意情報	<p>発表基準 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合（東海地域における歪計 2 箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等）</p> <p>解除基準 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合（東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）</p>	<p>（「東海地震注意情報」は発表されない） 現時点の科学技術では東海地震につながると判断できない</p>
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<p>発表基準 東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合（東海地域における少なくとも歪計 1 箇所での有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等）</p> <p>＜下記の場合は、「東海地震に関連する調査情報（終了）」が発表され、「今回の『東海地震に関連する調査情報（臨時）』は、これで終了します」と補足される＞</p> <p>① 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合（東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等、または、地震は発生しているが、特段の地殻活動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向にあること、が認められた場合等）、あるいは、</p> <p>② 発生した地震が直ちに東海地震に関連がないと判断できる場合</p>	
東海地震に関連する調査情報（定例）	<p>毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、「判定会」）において評価した「最近の東海地域とその周辺の地震・地殻活動」の調査結果を発表するもの。</p> <p>東海地震に直ちに結びつくような変化は観測されていない旨が記され、防災対応は特に必要としない。</p>	

注1) プレスリップによる変化と判断する基準：

- ①地殻変動の一定期間の変化量がプレート境界に置いた低角逆断層で説明可能なこと
- ②異なる観測点の変化が同期しており、「時系列の関数系が同一とみなせること
- ③時間的变化に加速的傾向が認められること

内閣総理大臣の東海地震に関する警戒宣言及び国民に対する呼びかけ（文例）

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、「地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。

この地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県の一部地域内では震度6弱以上、その隣接地域で震度5強程度の地震になると予想されます。また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、特に、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆半島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大きな津波のおそれがあります。

政府としても、総力を挙げて万全の体制で取り組みますので、強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災応急対策を実施してください。

国民の皆様、特に強化地域内の居住者、滞在者及び事業者等は、警戒態勢をとり、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震、津波、崖崩れなど、避難が必要となる場合があるので自治体の指示に従って行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容及び地域住民や国民の具体的な行動要領については、気象庁長官及び防災担当大臣に説明させます。

今後とも情報提供を行っていきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報に注意してください。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

東海地震予知情報（文例）

平成○年○月○日
○○時○○分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

＊＊ 見出し ＊＊

浜北（はまきた）、天竜（てんりゅう）、藤枝（ふじえだ）の地殻変動データ等が大きく変化しており、このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生につき嚴重な警戒が必要です。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した地殻岩石歪（ひずみ）計のうち、浜北、天竜、藤枝の観測データ等が大きく変化しています。このほか、周辺の地殻岩石歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化があらわれています。

これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下の深さ約30Kmのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。

このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

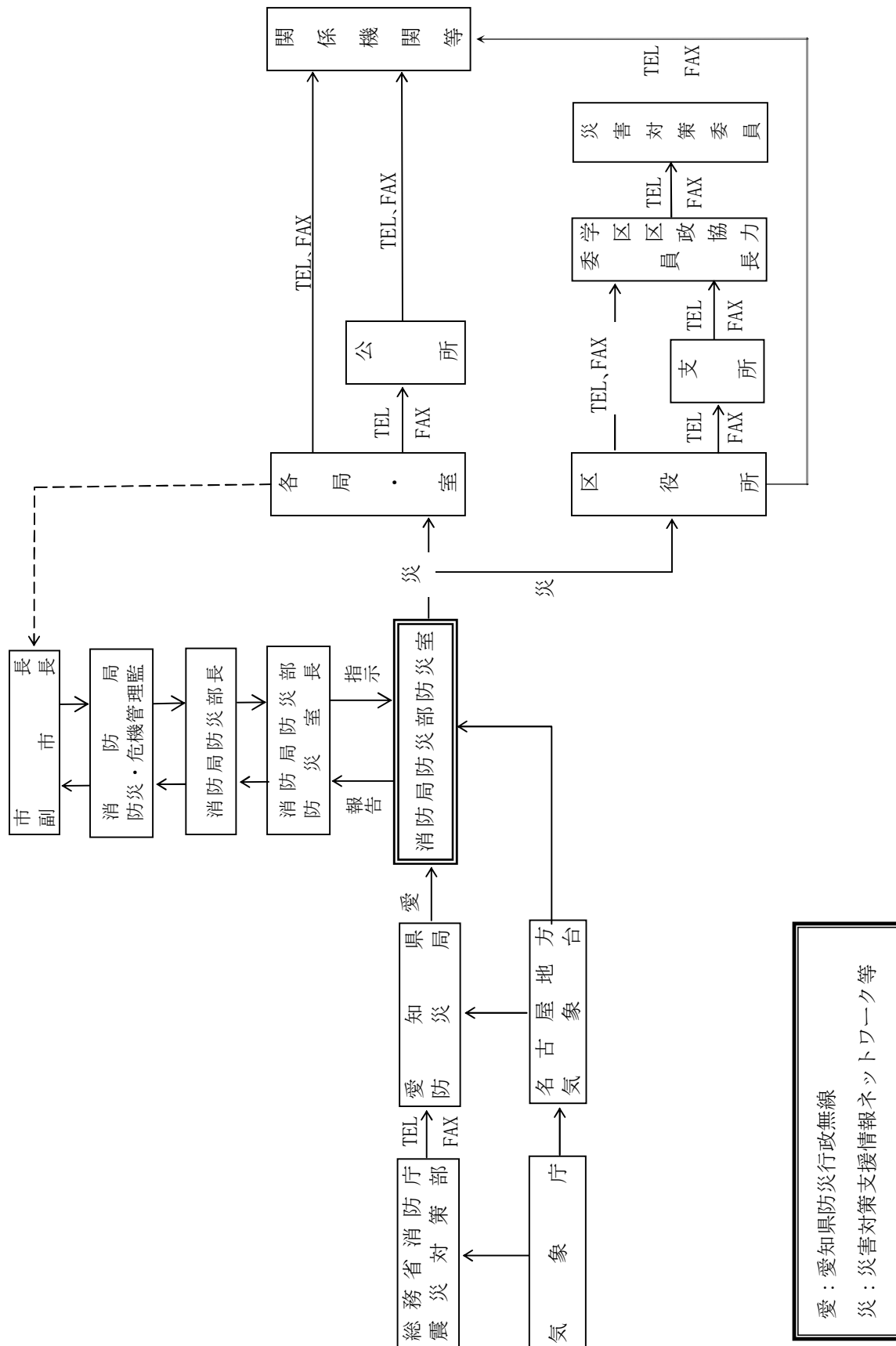
予想される地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全県及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度6弱以上、その他隣接する周辺の地域では震度5強程度になると予想されます。

また、太平洋沿岸の地域に津波の来襲が予想され、特に、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆半島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。

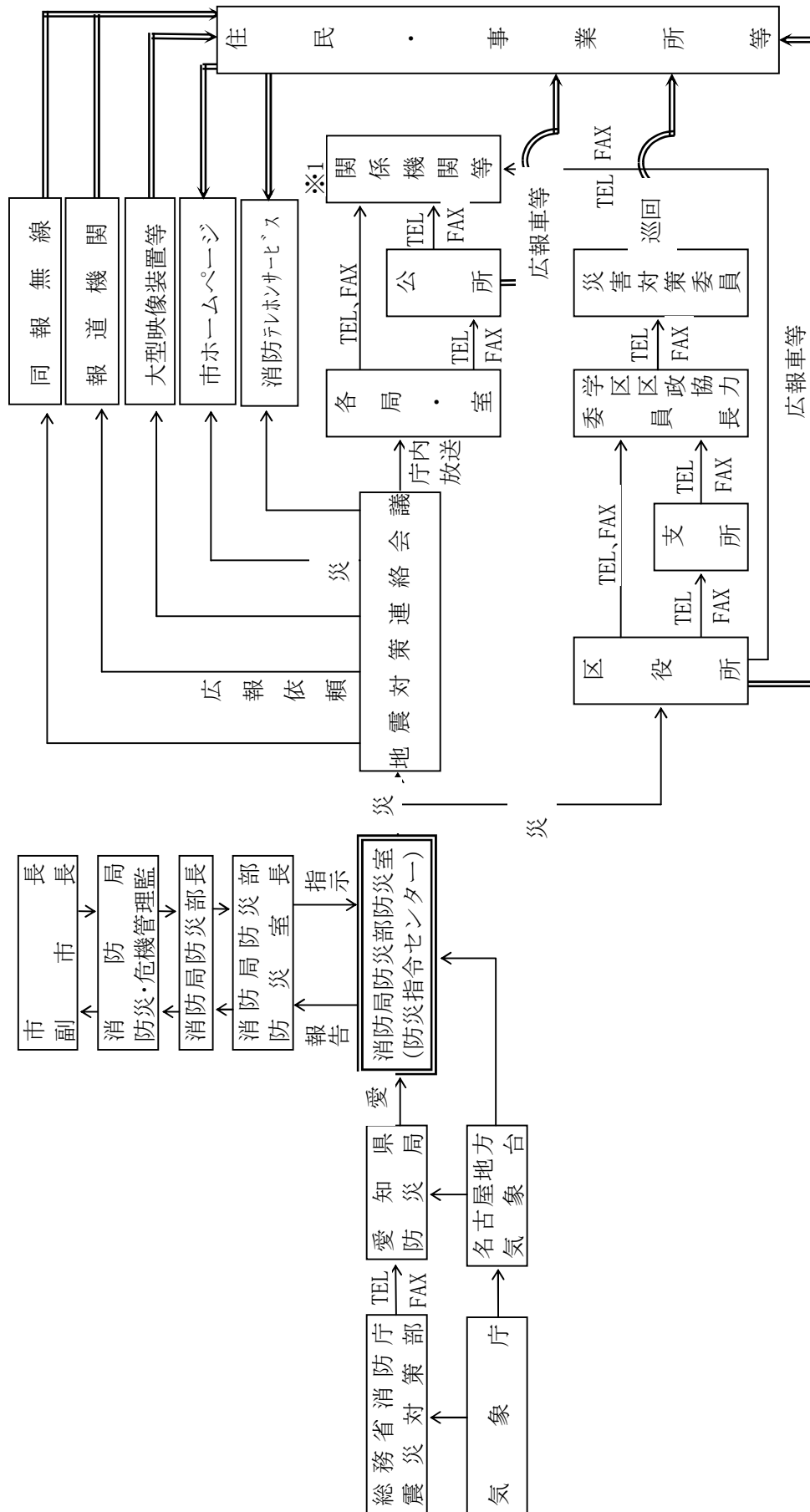
地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生につき嚴重な警戒が必要です。

（東海地震に関する情報第○号）

◎別図3-4-1 東海地震に関連する調査情報（臨時）伝達系統図 勤務時間内



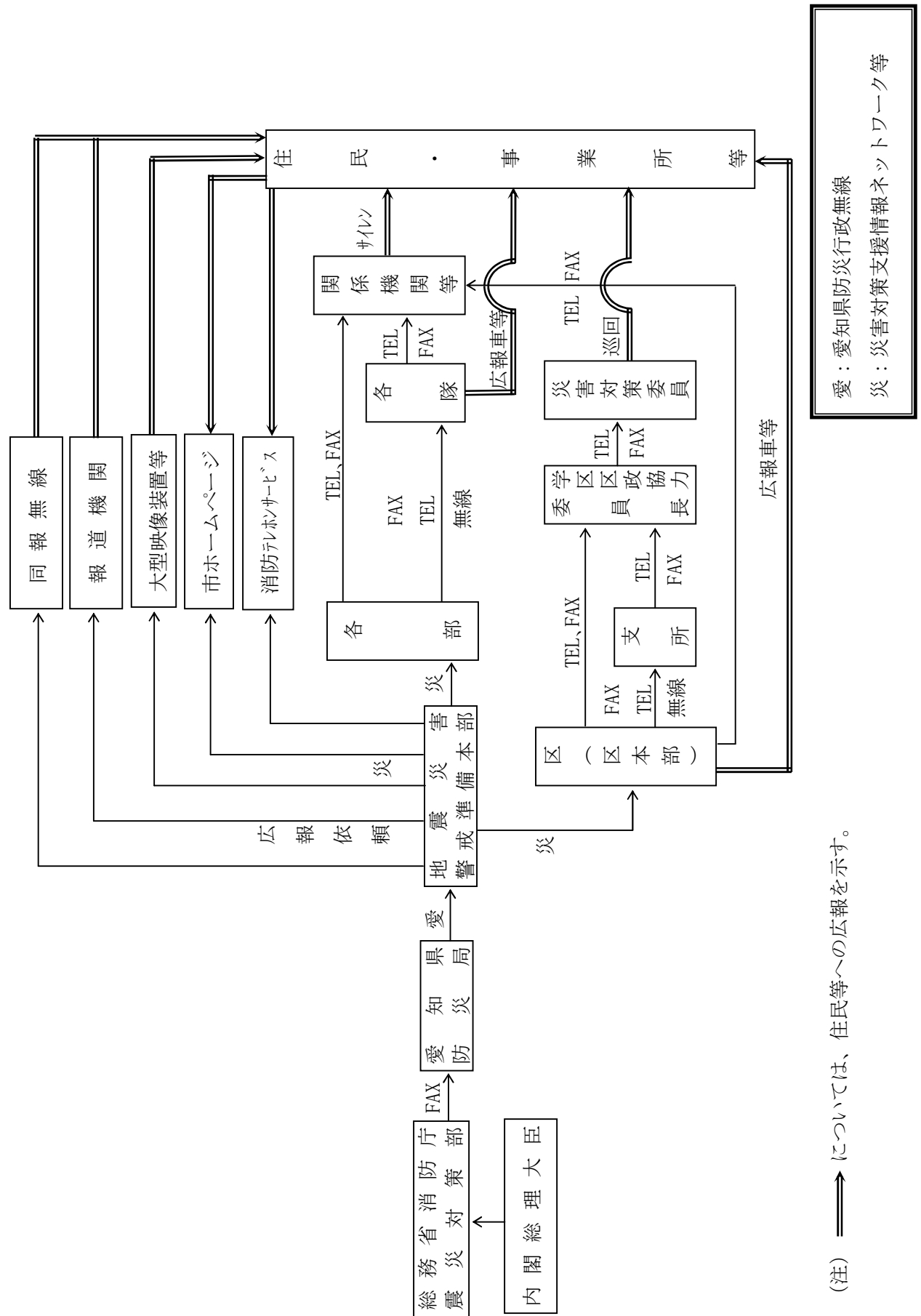
◎別図3-4-2 東海地震注意情報伝達系統図



※1 関係機関とは、各局等の所管にかかる事務事業に関連して、防災上、連絡通報の必要があると思われる各種団体及び事業所（サイレン警鐘管理者を含む。）等をさす。（あらかじめ各局等で定めておく。）

※2 については、住民等への広報を示す。

◎別図3-4-3 警戒宣言伝達系統図



第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧、生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、警戒宣言が発せられた場合の対応のための準備的な対応を実施する。

また、市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公共的団体（以下「居住者等」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給の要請をすることができるものとする。

なお、地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、市長は、大震法第27条第1項の定めにより、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条に定める通知等をするものとする。この措置を執ったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

1 食品及び生活必需品、医薬品等の確保

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行うため、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、市（健康福祉部、子ども青少年部、市民経済部、経理部）は、市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品の保有数量等の点検・確認を実施し、払い出し体制の確立を図るとともに、県及び供給協定を締結している関係業界等と連絡をとり、円滑な供給体制の確立を図る。

(1) 食品及び生活必需品の確保

ア 市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品の保有数量等の点検、確認を実施し、払い出し体制の確立を図る。

イ 市が供給協定を締結している関係の団体・業界と連絡をとり、食品及び生活必需品の放出可能な数量を把握し、円滑な供給体制の確立を図る。（附属資料編 計画資料43、44 参照）

(2) 医薬品等の確保

ア 市立の病院、保健所等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。

イ 関係機関・業界と連絡をとり、医療救護活動に必要な医薬品及び医療器材の放出可能な数量の把握に努め、緊急調達体制の確立を図る。（附属資料編 計画資料45 参照）

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

ア 市（緑政土木部）及び県は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、発災後における緊急輸送道路を確保するため、資機材・人員の確保等を行い応急復旧体制をとるものとする。（附属資料編 計画資料79 参照）

イ 県公安委員会は、警戒宣言時、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標識又は交通規制用広報看板を必要箇所に設置する。

ウ 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社等は、警戒宣言時、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(イ) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

(2) 給水確保用資機材及び人員の配備

市（上下水道部）は、東海地震注意情報発表及び警戒宣言時、発災後における給水確保に備え、次の措置を講ずる。

ア 給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の確保につとめる。

イ 人員の配備を実施する。

（附属資料編 計画資料74～77 参照）

(3) 下水道機能確保用資機材及び人員の配備

ア 市（上下水道部）は直ちに各施設を緊急点検する。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

(4) 電力供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報または警戒宣言の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

ア 車両を整備・確保して応急出動に備えるとともに、資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(5) 都市ガス供給用資機材及び人員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(6) 通信確保用資機材及び人員の配備

ア 市は、警戒宣言時、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害応急用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。（附属資料編 計画資料41、58 参照）

イ 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

(7) 浸水対策用資機材及び人員の配備

市（緑政土木部・上下水道部）は、東海地震注意情報発表時から水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力で推進できるよう、非常配備の体制を整えるものとする。

このため、浸水対策用資機材及び人員の確保等の準備を行うものとする。（附属資料編 計画資

料33、34参照)

(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市（環境部）は、地震災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、東海地震注意情報発表時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市（環境部）は、災害により一時的多量に排出されるごみの収集、運搬及び処分や、倒壊した建築物等から発生するがれきなどの災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料81参照）

ウ し尿処理

市（環境部）は、各避難場所の便所が使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、東海地震注意情報発表時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料82参照）

(9) 防疫活動用資機材及び人員の配備

市（健康福祉部）は、地震発生時に感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言時には必要な配備体制をとるものとする。（附属資料編 計画資料80参照）

(10) 医療救護用資機材及び人員の配備

市（健康福祉部・病院部）は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

ア 保健所、市立病院を拠点として、医療救護活動の準備を進めるものとする。

イ 応急的な医療活動を実施するため、必要な医療救護班を編成する。

ウ 応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対し応援要請をすることができる。

第3 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施する。

広報の手段としては、サイレン、広報車、テレビ、ラジオ等を活用する。

1 東海地震注意情報発表時の広報

東海地震注意情報発表時は、警戒宣言時の混乱を防止するため、警戒宣言時の広報手段（地震防災信号を除く。）及び報道機関への広報依頼に準じて、適切な広報を行うものとする。

広報を行う必要がある項目はおおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) 市長から市民への呼びかけ
- (3) テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ
- (4) 強化地域内外の公共交通機関の運行状況
- (5) 警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅の促進

【東海地震注意情報の広報文例】

こちらは、名古屋市です。午前(午後)〇時〇分に東海地震注意情報が発表されました。この東海地震注意情報は、東海地震の可能性が高まったと認められる情報です。地震が確実にくるということではありません。

今後、警戒宣言が発せられますと、鉄道、地下鉄、バスなどの公共交通機関の運行が停止され利用できなくなります。ただし、新幹線は名古屋駅から大阪方面への運行は継続されます。

地震に備えるために次の準備行動を開始してください。

- 旅行等を控え、不必要に外出しないでください。
- テレビ・ラジオなどにより引き続き正確な情報を確認してください。
- 現在は、公共交通機関が運行されています。混乱を起こさないように心がけ、帰宅されることをお勧めいたします。

《繰り返す》

東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ文例

市民の皆さん、名古屋市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、気象庁から本日午前（午後）〇時〇分、東海地震注意情報が発表されました。

この東海地震注意情報は、東海地震の可能性が高まったと認められる情報です。地震が確実にくるということではありません。皆さんは落ち着いて地震に備えるための準備行動を開始してください。

不必要な外出を控え、テレビやラジオなどにより引き続き正確な情報を得るよう努めてください。

なお、今後、東海地震に係る警戒宣言が発せられますと、新幹線は名古屋駅から大阪方面への運行は継続されますが、その他の公共交通機関は運行が停止され利用できなくなります。

そのため、現在、外出等をされている方は、今の段階で帰宅されることをお勧めします。

大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をラジオ、テレビや市の広報などで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。

東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ文例（英語）

Attention all citizens, this is the Mayor of Nagoya 〇〇.

We might have to give an official earthquake warning.

We have not given a warning yet.

If an official earthquake warning is given, buses, subways, and trains will stop except for Shinkansen trains departing for Osaka.

Now, because all buses, subways, and trains might stop shortly, please go home.

Please remain calm. Please listen to official news on the radio and television.

Thank you for your cooperation.

（市民の皆さん、名古屋市長の〇〇です。警戒宣言が発表される可能性があります。しかし、現在のところまだこの警戒宣言は発表されてはいません。この警戒宣言が発表されますと、新幹線の大阪方面行きを除くバス、地下鉄及び列車は停止します。バスや電車等が停止する前に家に帰る必要がある方は、今すぐ帰宅してください。落ち着いて行動してください。ラジオやテレビからの正確な情報に耳を傾けてください。ご協力をお願いします。）

2 警戒宣言時の広報

(1) 広報項目

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の内容、特に市内の震度及び津波の予想
- イ 市長から市民への呼びかけ
- ウ テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ
- エ 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- オ 強化地域内外のライフラインに関する情報
- カ 避難対象地区に対する避難勧告・指示に関する情報
- キ 避難対象地区以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ク 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- ケ 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- コ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- サ 金融機関が講じた措置に関する情報
- シ 混乱防止のための対応措置
- ス その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

【警戒宣言時の広報文例】

繁華街用

こちらは、名古屋市です。午前（午後）〇時〇分に警戒宣言が発せられました。

この警戒宣言は、2・3日（または数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。

新幹線の大阪方面行きを除き、公共交通機関は停止しておりますので、徒歩で帰ることができる方は、気をつけてお帰りください。帰ることができない方は、近くの〇〇避難場所へ移動してください。

《繰り返す》

避難対象地区用

こちらは、名古屋市です。午前（午後）〇時〇分に警戒宣言が発せられました。

この警戒宣言は、2・3日（または数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。

ここは避難対象地区として指定されていますので、市長から避難勧告が発令されています。〇〇小学校（〇〇中学校）まで避難してください。

避難は動きやすい身軽な服装、非常持出品等を準備してから落ち着いて避難してください。

《繰り返す》

警戒宣言時の市長から市民への呼びかけ文例

市民の皆さん、名古屋市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、名古屋市内では、震度6弱の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に市をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたい。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動してください。

〇〇万市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

また、防災関係機関の皆さんも大変ですが、万全の対策をお願いします。

警戒宣言時の市長から市民への呼びかけ文例（英語）

Attention all citizens, this is the Mayor of Nagoya 〇〇.

The Prime Minister has said that a very big earthquake will happen in Nagoya.

Please don't be afraid, policemen, firemen, and other officials will help you.

Before the earthquake comes, please stop cooking, and don't use fire.

Please don't drive, or do dangerous things.

Please try and find water to drink and to fight fire. Please be calm.

Please listen to radio and television for news, and obey policemen, firemen, and other officials.

I know we can all be safe.

Thank you for your cooperation.

（市民の皆さん、名古屋市長の〇〇です。内閣総理大臣から名古屋市に非常に大きな地震が発生する可能性があるとの発表がありました。警察官、消防官、公務員が皆さんを助けますので、心配しないでください。地震が来る前に、料理や火を使うことはやめてください。自動車の運転や危険な作業も中止してください。飲み水や火を消すための水を準備してください。落ち着いてください。ラジオやテレビのニュースに注意するとともに、警察官、消防官、公務員の指示に従ってください。私は皆さん全員が無事であることを確信しています。ご協力をお願いします。）

(2) 広報手段及び内容等

ア 災害対策委員等による巡回

災害対策委員、救助地区本部委員及び消防団は、分担された地域を巡回し、警戒宣言等が発せられた旨を伝達する。

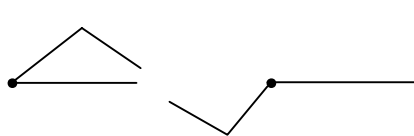

警戒宣言の伝達内容は、第4節 第1・3「警戒宣言の伝達」の文例による。

イ 地震防災信号（サイレン・警鐘）

(ア) 担当部

関係各部、区本部

(イ) 関係各部及び区本部は、あらかじめ協力をとりつけたサイレン・警鐘管理者に対して、警戒宣言が発せられた事実の伝達及びサイレン・警鐘の吹鳴・打鐘の依頼を行う。

サイレン	警 鐘
<p>(約45秒)</p>  <p>(約15秒)</p>	<p>(5点)</p> 
<p>備考 1 サイレンは、5回以上適宜の時間継続して吹鳴する。 2 警鐘は、10回以上適宜の時間継続して打鐘する。</p>	

ウ 広報車

(ア) 担当部

区本部

(イ) 広報の方法

- a 区本部は、警戒宣言が発せられたときは直ちに各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊）に対し広報車による住民広報実施の協力を依頼する。
- b 区本部及び各区隊は、協議によりあらかじめ定めた区域、巡回経路、広報内容等によりそれぞれ広報を行う。

なお、広報内容の正確な伝達を確保するため、停止して広報を行うことを原則とする。

(ウ) 広報の内容

- a 警戒宣言及び東海地震予知情報の内容に関すること。
- b 避難の勧告（避難対象地区に限る。）に関すること。
- c 落ち着いて行動すること。
- d テレビ・ラジオ等から正確な情報の収集に努めること。
- e 緊急貯水、出火防止など家庭において実施すべき防災対策に関すること。
- f その他状況に応じて必要と認める事項に関すること。

エ 航空機（ヘリコプター1機）

（ア）担当部

総括部（消防航空隊）

（イ）広報の方法

航空機の拡声装置を活用し、地盤軟弱地域、急傾斜地崩壊危険区域、木造家屋密集地域等を重点に広報を行う。

（ウ）広報の内容

- a 警戒宣言及び東海地震予知情報の内容に関する事。
- b 落ち着いて行動すること。
- c テレビ・ラジオ等から正確な情報の収集に努めること。
- d 緊急貯水、出火防止など家庭において実施すべき防災対策に関する事。
- e その他状況に応じて必要と認める事項に関する事。

オ テレビ、ラジオ等

市長から市民への呼びかけを行う。（第4節 第3「市長から市民への呼びかけ文例」参照）

カ その他

大型映像装置、市ホームページ、消防テレホンサービス等を活用しての広報を行う。

(3) 報道機関への広報依頼

ア 担当部

総括部、庶務部

イ 方法

総括部は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。

ウ 内容

（ア）警戒宣言及び東海地震予知情報の内容

- a 地震が発生するおそれがあると認められる時期に関する事。
- b 地震の震源域に関する事。
- c 地震の規模に関する事。
- d その他必要と認められる事項に関する事。

（イ）名古屋市域における震度の予想

（ウ）住民がとるべき措置

- a テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむこと。
- b 避難勧告・指示に基づき避難すること。
- c 家庭の防災会議を開き、それぞれの分担を確認すること。
- d 出火の防止、危険物の安全措置をとること。
- e 3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を確保すること。
- f 家具等の転倒、落下防止等の措置をとること。
- g 非常持出品を点検すること。

- h 隣近所と連絡をとり助け合うこと。
- i 自動車、電話の使用は自粛すること。
- j 避難場所を確認すること。

(エ) 事業所等のとるべき措置

- a 原則として、操業、営業を自粛すること。
特に化学工場等危険物を大量に保有している事業所に対しては、操業の一時停止、制限等安全対策を推進すること。
避難対象地区以外の日用品、食料品等生活必需品を取り扱う小規模小売店にあつては、安全の確保を図りつつ、必要に応じて営業の継続に努めること。
- b 保安点検を実施し、適切な保安体制を確立すること。
- c 従業員が直ちに大挙して帰宅行動に移ることの自粛を求め、時差をもって計画的に帰宅させること。
- d 営業車等自動車の使用を自粛すること。
- e 乳幼児、児童、介護を要する高齢者及び障害者のある従業員の優先帰宅を勧めること。

(オ) 市及び防災関係機関が行う応急対策の内容

- a 市立幼稚園・小学校・中学校・養護学校・高等学校の幼児・児童・生徒の動向
- b 公共交通機関の状況
- c 交通規制及び道路の状況
- d 電気、水道、ガスの供給状況
- e その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項

(カ) 消防計画、予防規程、防災規程等を作成している事業所に対する地震防災応急対策実施の呼びかけ

エ 本部は、報道体制について強化を図るものとする。

3 相談窓口

警戒宣言時の地震防災応急対策に関する住民からの照会に対応する主な窓口を明示し、その周知を図る。

区分	事 項	窓 口
1	地震防災応急対策一般に関すること。	各区総務課 消防局防災部防災室
2	交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	J R 東海各駅 交通局（広報広聴室、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）
3	水道、電気、ガスの供給等に関すること。 (1) 飲料水 (2) 電 気 (3) ガ ス	上下水道局（各水道営業所） 中部電力株式会社（各営業所） 東邦ガス株式会社（各営業所）
4	電信電話に関すること。	西日本電信電話株式会社（名古屋支店災害対策室）
5	出火防止等の地震火災対策に関すること。	消防局（消防部消防課、各消防署(出張所)）
6	事業所等の地震防災応急対策に関すること。	消防局（予防部予防課、各消防署(出張所)）
7	社会福祉施設及び学校等（市立）の幼児、児童、生徒等の帰宅に関すること。	（社会福祉施設） 総合的事項－健康福祉局及び子ども青少年局の各総務課 個別的事項－各社会福祉施設又は各所管課 （学校等） 総合的事項－市教育委員会事務局学校教育部指導室 個別的事項－各学校及び幼稚園
8	ごみ・資源、し尿の処理に関すること。	総合的事項－環境局作業課 個別的事項－各環境事業所

(資料)

- ・ 区別サイレン設置状況 (附属資料編 287ページ)
- ・ 区別広報車保有状況 (附属資料編 288ページ)
- ・ 名古屋市災害対策委員規則 (附属資料編 380ページ)

第4 避難対策

警戒宣言時、住民等は、居住する建物の耐震性等から判断して、建物内外の安全と思われる場所で防災措置を実施し待機することを原則とする。ただし、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合には、避難場所（広域避難場所、一時避難場所又は市立小中学校のグラウンド）に避難するものとする。

1 市が行う避難対策（第3章 第13節 参照）

(1) 避難対策の基本方針

ア 市において、警戒宣言時に避難勧告又は指示の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」、「がけ崩れ注意箇所」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により指定された「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の地域とする。（附属資料編 計画資料15、16、17参照）

イ 避難対象地区の住民等は、警戒宣言時、速やかにあらかじめ定められた市立小中学校のグラウンドへ避難する。

ウ 住民等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な住民については、その実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

エ 避難に際しては、原則として自主防災組織又は隣近所等で互いに助け合い、集団で行動する。

オ 市及び避難者は、避難誘導や避難場所での生活にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

カ 住民等の避難の判断を支援するため、市は耐震診断の促進、地震ハザードマップの作成配布など、避難対策に努める。

(2) 避難対象地区への広報等

避難対象地区の住民等に対しては、平常時から、避難所マップ、パンフレット等により、次の事項の周知を図る。

ア 避難対象地区の範囲

イ 想定される危険の種類

ウ 避難経路及び避難場所

エ 避難の勧告又は指示の伝達方法

オ 避難する時期

カ 避難に際しての服装、携行品及び非常食糧の持ち出し等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、車の使用禁止等）

(3) 避難対象地区にある事業所等の対策

避難対象地区にある事業所等は、事業所等の従業者、収容者、入場者等に対し、(2)に掲げる事項について、あらかじめ十分周知を図るものとする。この場合において、保育所、幼稚園及び学校は(2)に掲げる事項に加えて、園児、児童及び生徒の引渡し方法並びに登下校（園）時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。

(4) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定等

ア 市長は、警戒宣言時、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難対象地区について避難の勧告若しくは指示を行い、又は地震災害による危険を防止するため必要と認める区域について警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。

(ア) 広報車等による避難勧告・指示等の周知措置及び報道機関に対する放送依頼

(イ) 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備

(ウ) 対象区域の自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導

(エ) 地震警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設

(オ) 避難終了後の地区についての防火防犯パトロール

(カ) 愛知県地震災害警戒本部への避難状況等の報告

(キ) 県公安委員会（愛知県警察）への交通規制及び避難誘導等の措置の依頼

(ク) 愛知県警察への避難勧告・指示等を行った旨の通知及び協力要請

(ケ) 名古屋海上保安部に対する避難誘導及び海上における交通規制等の措置の依頼

(コ) 名古屋海上保安部に対する臨海部地域の避難勧告・指示等を行った旨の通知及び協力要請

イ 市は、開設する避難場所ごとに発災前後における避難場所への収容日数等を勘案した必要な設備資機材の配備、食品及び生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行う。

ウ 避難勧告・指示があった時は、区域の災害対策委員、自主防災組織及び事業所等は、あらかじめ定めた避難計画及び地震警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 避難対象地区における避難誘導

ア 避難誘導は、消防職員、区本部職員、警察官、自主防災組織、消防団等が相互に連携し実施するものとする。

イ 避難の順序は、妊産婦、傷病人、障害者、高齢者、乳幼児を優先し、一般を次順位とする。

ウ 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

エ 避難（誘導）経路については、安全を確認し、危険箇所を避ける。また、避難経路に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(6) 避難における服装等

ア 服装は動きやすいものとするが、運動靴を履き、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

イ 非常袋（食糧、タオル、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品を携行する。

ウ 屋外における避難生活に必要な物品（テント等）を携行する。

(7) 避難場所

ア 市が管理し又は必要な措置を講ずる避難場所は、広域避難場所、一時避難場所及び市立小中学校のグラウンドとする。

イ 避難場所のうち避難者が避難生活に使用する部分は、がけ崩れ等の危険のない部分とし、避難場所の一部ががけ崩れ等により土砂等が入り込む危険性がある場合は、当該部分への侵入防止措置を図るものとする。

ウ 避難場所の設置（管理）期間は、警戒宣言時から警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生す

るまでとする。なお、地震発生後の対応については、第3章第9節によるものとする。

(8) 避難場所への職員等の配置

ア 区本部長は、警戒宣言時、避難場所のうち市立小中学校のグラウンドに、速やかに区本部職員等を配置する。

イ 避難場所のうち広域避難場所及び一時避難場所については、区本部職員等が巡回し状況把握及び必要な措置を講ずる。また、区本部長は、避難状況等から必要と認める場合は、必要と認める広域避難場所及び一時避難場所に区本部職員等を配置する。

ウ 区本部長は、上記以外の場所への職員の配置が必要と認めるときは、必要に応じて区本部職員等を配置する。

エ 地震警戒本部は、あらかじめ区本部に区指定動員により応援職員を配置しておく。

オ 区本部長は、避難場所への職員の配置に際し、必要により地震警戒本部に応援職員を要請する。

カ 学校部職員は、避難場所のうち市立小中学校のグラウンドについて、区本部職員等と共同して避難場所における職員の任務（避難者による避難場所管理運営の支援等）を行う。

この場合、学校部の業務（児童・生徒の保護等）に必要な範囲の職員を除く学校部職員は、当該避難場所の小中学校長（校長の指示を受けた代理の者を含む。以下「校長」という。）の指示を受けて、当該避難場所における職員の任務（主として施設管理の立場から避難者による避難場所管理運営の支援等）に従事するものとする。校長の指示を受けた職員が当該任務に従事する間は、区本部長の指示に従うものとする。

(9) 避難生活

ア 基本方針

避難場所での避難生活は、原則として屋外による。ただし、災害時要援護者（高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等）は、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を行うことができる。

上記に掲げる屋内における避難生活については、次のとおりとする。

(ア) 災害時要援護者については、災害時要援護者の状態、天候及び周囲の状況等から判断して、必要であると認める場合は、屋内避難できる。

この屋内避難は、あらかじめ屋内避難の危険性及び注意点等を周知した上で、災害時要援護者本人又はその介護等のために必要な付添い者等の判断に基づくものとする。

(イ) 屋内避難の対象者は、災害時要援護者本人及びその介護等のために必要な付添い者等とする。

(ウ) 屋内避難の対象となる建物は、原則として市立小中学校の体育館及び格技場とし、昭和56年6月1日改正以降の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準を満たす建物又は耐震診断等によりこれと同程度の耐震性能があると判断された建物（以下「耐震性を有する建物」という。）とする。

また、区本部長は、必要があると認める場合、市立小中学校の体育館及び格技場以外の耐震性を有する建物（市立小中学校の職員室・保健室等の管理諸室を除く。）を屋内避難に使用することができる。

(エ) (ウ)に掲げる体育館及び格技場においては、落下等の危険のあるものの周囲に侵入できない

よう措置を図る。

イ 避難生活の確保

(ア) 食料品等の生活必需品は、避難者が3日分程度を携行することを原則とする。

(イ) 避難対象地区の住民等の避難先となる市立小中学校のグラウンドには、必要に応じてテントを設置する。当該テントの設営は、区本部職員等の指示に基づき避難者の協力を得て実施する。

(ウ) 避難所の建物が耐震性を有する場合は、原則として建物などの安全を確認後、建物内のトイレを使用する。

必要な場合は、避難所に備蓄している仮設トイレを設置する。さらに、不足する場合は、民間業者等から調達した仮設トイレを設置する。

(エ) 避難場所におけるごみは避難者がそれぞれ管理する。

(オ) 車両による避難場所への避難は原則禁止し、市立小中学校グラウンドへの侵入は禁止する。

(カ) 災害時要援護者等の利用した屋内避難対象施設等については、発災後応急危険度判定の結果良好の場合、必要に応じて再使用する。

(10) 避難場所の管理運営

避難場所においては、屋外避難が原則であることを前提に、「避難所運営マニュアル」、「災害救助地区本部運営マニュアル」などを準用して、地域の実情を踏まえた避難場所運営に努める。

ア 市立小中学校のグラウンド

区本部長は、区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び校長の指示を受けた学校部職員と共同して、避難者の中から選任された者を中心に避難場所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。

(ア) 管理組織の整備

- a 避難者は災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。
- b 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班等を編成し、班長・班員で運営する。
(小規模避難場所の場合、実情に応じ簡略して運営。)

(イ) 管理組織の職務

- a 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。
- b 総務班は、避難者数の把握等避難場所の記録に関する事及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報、その他の班に属さないことに対応する。
- c 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。
- d 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。
- e 飲料水の確保、食料品等物資の配分等については、必要に応じて対応する。

(ウ) 運営

代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難場所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

イ 広域避難場所及び一時避難場所

区本部長が必要と認める場合には区本部職員等を配置し、上記ア(ア)、(イ)、(ウ)に準じて管理運営するように努める。

この場合、区本部長は、地震警戒本部に対し応援職員等の要請を行う。

(11) 避難救護等の対策

ア 市は、あらかじめ、在宅の要介護高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等を町内会・自治会単位等で把握し、学区及び行政区ごとに集約することに努める。

イ 災害対策委員は、防災安心まちづくり委員会の協力を得て、あらかじめ区域内の具体的避難要領を研究し、周知徹底させる。

ウ 災害救助地区本部長は、その職務を行うに当たり区本部及び学区内の住民の各種団体と緊密な連絡を保ち、救助に関しては、防災救助その他の関係機関の職員と相互に協力する。

エ 災害救助地区本部、民生委員児童委員、消防団及び自主防災組織は、互いに協力し、アに掲げる者の安否を確認し、必要により避難場所への収容等適切な措置をとるよう努める。

オ 市長から(4)に掲げる避難の勧告又は指示が行われたとき、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は災害対策委員若しくは本人が属する自主防災組織が指定する者等が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。この場合、民生委員児童委員は、地域の実情に応じて協力を努める。

カ 警戒宣言時、市は災害時要援護者を収容する施設のうち、自ら管理する施設について、収容者等に対し必要な救護を行う。

キ 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難場所へ早急に避難させるために必要と認められる場合は、車両等により避難者を移送することができる。

ク 市は避難場所においては、必要に応じて次のような救護措置を行う。

(ア) 収容施設又はテントへの収容

(イ) 食料、飲料水の供与

(ウ) 毛布等物資の供与

(エ) 医療救護班の編成・避難場所の巡回

(オ) その他必要な救護措置

ケ 市は、救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次のような措置を行う。

(ア) 市が備蓄する食糧、物資の搬出

(イ) 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備

(ウ) 県に対し、県が備蓄する食糧、飲料水、物資の供与等の要請

(エ) 避難者に対する避難生活に必要な食糧、飲料水、物資の自給の要求

(オ) その他必要な措置

(12) 避難状況等の報告

ア 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通

じて、区本部へ報告する。

イ 区本部は、避難状況を学区別、避難場所別にとりまとめ総括部へ報告する。

ウ 総括部は、避難状況を区別にとりまとめ、本部幹事会議に報告する。

2 県が行う避難対策

(1) 県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うと共に、次の事項について市に協力するものとする。

ア 県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

イ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

(2) 県は、避難した者に対する救護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置をとるものとする。

ア 県が把握している物資等の供給のあっせん

イ 県が備蓄している物資等の放出

ウ 給水車、ろ水機等の給水用資機材その他防災用資機材の配備

3 県警察の措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きの指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

4 県公安委員会の措置

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内の居住者、滞在者、その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

5 海上における避難対策

(1) 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、地震に関する情報の伝達・周知を行う。

(2) 名古屋海上保安部は、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、釣り客等に対して、船舶、航空機により、地震に関する情報の周知を図る。

(3) 名古屋海上保安部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域にある船舶

に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行う。

- (4) 警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、海上保安官は立退きを指示する。

海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

- (5) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

6 児童・生徒等の安全対策

- (1) 東海地震注意情報発表時以降において、児童・生徒等の安全を最大限に確保するため、学校がとる対策について、平常時から、児童・生徒等を始め保護者その他関係者に周知し、協力を得るよう努める。

- (2) 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

ア 東海地震注意情報発表時は、児童・生徒等に対し、あらかじめ定めた方法により伝達する。

イ 児童・生徒等が在校中に東海地震注意情報が発表された場合の対応としては、警戒宣言が発せられるまでの間、児童・生徒等の安全措置を講ずるとともに、帰宅させる体制を整える。

ウ 授業を始めとする教育活動を打ち切り安全に帰宅させることが可能であることが確認できた児童・生徒等は、あらかじめ定めた方法で帰宅させる。

エ 児童・生徒等が登下校中に東海地震注意情報が発表された場合においては、あらかじめ定めた方法に基づき帰宅させる。

オ イ、ウ、エにより難しい場合は、学校内の安全な場所で、児童・生徒等を待機させ、引渡しまでの間は、学校で保護する。

カ 児童・生徒等が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合においては、休校とし、児童・生徒等は登校させない。

- (3) 警戒宣言時の児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

ア 警戒宣言時は、児童・生徒等に対し、あらかじめ定めた方法により伝達する。

イ 児童・生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合においては、授業を始めとする教育活動を打ち切り、あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で帰宅させる。

ウ 児童・生徒等が登下校中に警戒宣言が発せられた場合においては、あらかじめ定めた方法に基づき帰宅させる。

エ イ、ウにより難しい場合は、学校内の安全な場所で、児童・生徒等を待機させ、引渡しまでの間は、学校で保護する。

オ 児童・生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合においては、休校とし、児童・生徒等は登校させない。

- (4) 学校等においては、(2)、(3)の原則を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者、地域の関係機関と協議の上、実態に即して具体的な対応の方法を定めておくものとする。

- (5) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、警戒宣言時には災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第5 帰宅困難者対策

警戒宣言時、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は強化地域外への移動（以下「帰宅等」という。）が困難になると予測される。その対策については以下のとおりとする。

1 事前対策

- (1) あらかじめ公共交通機関を始めとする関係機関と帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）対策を協議し、対策を講じるよう努める。
- (2) 地震防災応急計画を定める事業所等に対し、帰宅困難者を生じさせないための対策を記載した計画を策定するよう指導する。また、その他の事業所等に対しても同様の協力を要請するための広報に努める。
- (3) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。
- (4) (3)による道路の指定又は協議事項の実効性を高めるため、帰宅を支援するための地図などの広報媒体を通じた広報を実施する。

2 東海地震注意情報発表時の対策

市は多数の帰宅困難者を生じさせないため、通勤者、通学者、旅行者等に対し東海地震注意情報発表時点から正確な情報の提供に努めるとともに、警戒宣言時における公共交通機関の停止等についても周知を図り、警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅等を促す。

3 警戒宣言時の対策

- (1) 公共交通機関の運行停止等により通常の帰宅等が困難となった滞留者に対し、原則として徒歩による帰宅等を促す。
- (2) 強化地域内外における公共交通機関の運行状況を広報し、公共交通機関の運行している最寄りの駅を周知する。
- (3) 市の施設、市が設置する帰宅支援案内場所、避難場所（市立小中学校のグラウンド）及び協力施設において可能な範囲で帰宅支援を実施する。この帰宅支援は、飲料水の提供、トイレの提供、休息場所（屋外）の提供、帰宅を支援するための地図などによる帰宅経路の案内、帰宅支援情報の提供等とする。
- (4) 市は、徒歩により帰宅等することが困難な災害時要援護者等に対して、それらの者の生命等を保護するために特に必要があると認めるときは、バス、タクシー等による緊急搬送等を検討する。
- (5) 帰宅困難者が避難する場合の避難場所は、原則として広域避難場所又は一時避難場所とし、必要に応じ市立小中学校のグラウンドとする。

4 繁華街、地下街、駅等への広報

繁華街等に対しては、広報車、報道機関等により次の事項の広報を実施する。

- (1) 東海地震注意情報発表時

- ア 東海地震注意情報の内容、意味及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止等に係る情報
- ウ 警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅等の促進
- エ パニック防止の呼びかけ

(2) 警戒宣言時

- ア 警戒宣言の内容、意味及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 強化地域内外における公共交通機関の運行状況、交通規制の状況
- ウ 最寄りの避難場所、市が設置する帰宅支援案内場所に関する情報
- エ パニック防止の呼びかけ

5 地下街等の対策

(1) 市からの東海地震注意情報及び警戒宣言の伝達

連絡会議等から代表地下街へ伝達（FAX等）する。（「地下街への緊急防災情報提供について」に準じて共同防火管理協議会等に対して行う。）

(2) 施設利用者等への広報

連絡を受けた代表地下街は、それぞれの地区ごとにホットライン等により、他の地下街等へ連絡を行う。

連絡を受けた地下街等は、各消防計画に基づき、従業員、顧客及び通行人等に対して広報する。

(3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言時の対応

区 分		対 応
東海地震注意 情報発表時	店舗	帰宅困難者対策として、放送などにより、利用客に帰宅を促す体制とする。 火気を使用する店舗は、火気の取扱いを原則中止する。やむを得ず火気を使用する場合には、従業員が常時監視できる体制とする。 その他の店舗については、警戒宣言時の対応に移行できる体制とする。
	通路	帰宅困難者対策として、放送などにより、利用客に帰宅を促す体制とする。 帰宅する市民等の通路として利用されるため、通常の利用形態（通行可能）とする。
警戒宣言時	店舗	利用客のパニック防止に努め、地上へ避難させる。 全ての店舗については、店舗内の避難・出火防止・地震発生後の被害防止措置等を完了後、営業を原則中止する。
	通路	利用客の避難完了後、出入口等を閉鎖する。

6 事業所等の対策

事業所等は、地震予知情報等の収集に努め、従業員、収容者、入場者等に対し、東海地震注意情報発表時から正確な情報を提供し、帰宅等を促すとともに、帰宅困難者が生じないように努める。

また、従業員等が帰宅困難者とならないよう、平常時からその対策を講じておくものとする。

7 防災関係機関の対策

公共交通機関を始めとする防災関係機関は、あらかじめ市、県等と協議し帰宅困難者対策を計画しておくとともに、適切な広報等に努めるものとする。

第6 消防・水防対策

1 消防及び水防機関は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、東海地震注意情報発表時から、次の事項を重点としてその対策を推進するものとする。

- (1) 火災発生の防止及び初期消火活動についての居住者等への広報
- (2) 火災の発生に備え、消防部隊及び消防車両等の資機材の事前配備
- (3) 地震予知情報等の収集、伝達及び周知並びに広報体制の確立
- (4) 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (5) 施設、事業者等に対する地震防災応急計画実施の指示
- (6) 火災の早期発見等のためできる限り市街地等を見渡すことができる高所を確保しての見張り及び警戒巡視の実施
- (7) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導の実施
- (8) 水防対策としての監視及び警戒を強めるとともに、河川等の管理者への連絡通報の実施
- (9) 水防資機材の点検、整備及び配備の実施

2 消防対策

- (1) 消防本部室及び消防隊本部室等の設置

市（総括部（総括班を除く。）及び消防隊）の応急対策活動を総合的に処理するため、防災指令センター作戦室に消防本部室を、消防署長室又は指定された室に消防隊本部室を、消防団詰所に消防団本部をそれぞれ設置する。

- (2) 指令・通信体制の確立

指令センター班は、消防隊本部室及び消防部隊との通信要領を再確認して必要な指示を行い、的確な消防部隊の運用に備える。

- (3) 出動体制の確立

ア 車両の安全確保

発災時の出動障害を避けるため、車庫前又は適地へ車両等を移動する。

イ 車両及び資機材の点検等

タンク付消防車等を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を積載する。

ウ 消防部隊の編成

消防部隊の編成は、当務員のほか、毎日勤務者及び非常参集者をもって行い、消防部隊の強化を図る。

エ 指令・通信体制の確立

車載無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令・通信体制の確立にあたる。

- (4) 警戒体制の強化

消防隊は、火災が発生した場合の早期鎮圧に備えるため、区域内の巡回警戒に努める。

(5) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

3 水防対策

市（緑政土木部）は、「名古屋市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

(1) 所管区域内の河川堤防、ため池等を巡視し、既往の危険箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

(2) 水防資機材の点検・整備を行う。

第7 社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行うものとする。

イ 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

ウ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1 病院及び百貨店等

(1) 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対して情報を伝達すると共に、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、病院、診療所については警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとする。建物等が耐震性を有するなど、安全性が確保される場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

(2) 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

2 水道関係

市（上下水道部）は、警戒宣言時等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 供給の継続

東海地震注意情報発表時においても、水道の供給を継続する。

イ 応急給水体制の確立

配水池、配水塔の水位を高める。

ウ 局所管工事現場における措置

緊急を要しない工事中の施設等については、東海地震注意情報発表時で、安全措置を図り、工事を中断する。

(2) 警戒宣言時

ア 供給の継続

警戒宣言時においても、水道の供給を継続する。

イ 緊急貯水の広報

広報車、テレビ、ラジオによる広報等を通じて、住民に対して飲料水の緊急貯水を呼びかける。

ウ 応急給水体制の確立

(ア) 東海地震注意情報発表時から引き続き、配水池、配水塔の水位を高める。

(イ) 応急給水施設の開設準備をする。

(ウ) 応急給水センターを開設する。

(エ) 給水車、ポリタンク等に充水し、出動に備える。

(オ) 運搬用車両の確保を行う。

(カ) 病院等緊急利水を必要とする場所のリストを準備する。

(キ) 「災害時における物件の供給に関する協定書」締結者等に対して、薬品、燃料、資機材等について協力を依頼する。

エ 応急復旧体制の確立

(ア) 発災による被害程度を把握できる体制をとる。

(イ) 自家発電設備の試運転、燃料等の確認及び補充を行う。

(ウ) 取水施設、浄水場、配水場等の監視体制を強化する。

(エ) 応急復旧用資機材を確保する。

(オ) 「災害時における物件の供給に関する協定書」、「災害時における応急対策の協力に関する協定書」、「災害時における応急復旧工事の協力に関する協定書」締結者等に対して協力を依頼する。

3 電気関係

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策に必要な不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言時の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検及び燃料等の点検、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約書に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震発生時の具体的な電気的安全措置に関する広報を行う。

4 ガス関係

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言時、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言時においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言時、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 避難等の要請

東海地震注意情報発表時、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言時等、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言時等、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5 通信関係

西日本電信電話株式会社は、東海地震注意情報、警戒宣言時、通信の疎通が著しく困難となる事態

が予想されるため、地震防災応急対策上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報、警戒宣言発表時、利用者の利便に関する次の事項について、ラジオ・テレビ・放送等を通じて広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- エ 西日本電信電話株式会社名古屋支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

東海地震注意情報、警戒宣言等が発せられたことあるいは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、契約約款等の定めるところにより、強化地域内の防災関係機関における地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤルの提供

震度6弱以上の地震が発生した場合及び東海地震注意情報等の発表後、運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合または問合せ等の通信が増大する恐れのある場合は、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発表された場合は、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発表された時、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下・転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 放送関係

日本放送協会名古屋放送局は、地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

また、警戒宣言時、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知及び株式会社エフエ

ム名古屋についても市に対する協力に関し、上記協会に準ずるものとする。

第9 生活関連物資の価格の安定

国、県及び市（市民経済部）は、警戒宣言時に、生活関連物資等の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、このために必要な要請を行うものとする。

また、強化地域外の生活関連物資等を扱う小売店舗に対して、警戒宣言時にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても生活関連物資等を販売する小売店の営業の確保に努めるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言時には市から食料を始めとする物資は原則として供給されず、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、7日分程度の飲料水、食料その他生活物資を常時家庭内に備蓄し、内3日分程度を非常持ち出し用として準備しておくものとする。

第10 金融対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言時、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、現地における資金の需要等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

1 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く預金取扱金融機関の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等による預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

2 強化地域内に本店又は支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の措置

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。
- (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。
- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険業務の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

3 強化地域内に事務所等を置く火災共済協同組合の措置

- (1) 業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底する。
- (2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法として、組合において、業務停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示、新聞やインターネットのホームページへの掲載等を行うことによる。
- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合において共済事業に係る業務の開始又は再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行う。

4 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止すること。
- (2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。
- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。

5 強化地域外に営業所を置く預金取扱い金融機関の措置

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、金融機関において、地震防災対策強化地域内にある金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱を停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱を停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるようにする。
- (2) 地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店又は本店等の営業所については、平常どおり営業を行うようにする。

6 強化地域外に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の措置

地震防災対策強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の本店又は支店等の営業所については、平常どおり業務を行うようにする。

7 強化地域外に事務所等を置く火災共済協同組合の措置

組合において、地震防災対策強化地域内の事務所等が業務停止等の措置をとった場合であっても、当該業務停止等の措置をとった当該強化地域外の事務所等においては平常どおり業務を行うようにする。

8 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置

地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うようにする。

第11 郵政事業対策

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店及び郵便局における業務の取扱いを停止する。
- 2 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときには、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示する。
- 3 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店及び郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期すとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

第12 交通対策

1 道路

(1) 県公安委員会

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

ア 交通規制の基本方針

(ア) 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(イ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

(ウ) 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

イ 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(ア) 緊急交通路の確保

a 第1次

(a) 強化地域規制

次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限するIC等
東名高速道路	県内の全IC（春日井IC下り線を除く）
伊勢湾岸自動車道	県内全IC
東名阪自動車道	県内全IC
名二環自動車道	全IC
名古屋瀬戸道路	全IC
東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周回線（北進）を除く県内全IC
名古屋高速道路	全IC
知多半島道路	全IC
南知多道路	全IC
知多横断道路	全IC
中部国際空港連絡道路	全IC

(b) 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
一色下方	国道155号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道22号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道41号	西春日井郡豊山町	南進
鳥居松北	国道19号	春日井市瑞穂通1丁目	南進
高蔵寺北	国道155号	春日井市高蔵寺町	南進
新大橋南	国道363号	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進
東本町	国道155号	瀬戸市共栄通1丁目	南進
小原トンネル北	国道419号	豊田市大ケ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道153号	豊田市大野瀬町	南進

b 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

(イ) 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定す

る「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制等を行う。

広域交通規制道路

国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号
高 速 道 路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）

広域交通検問所

名 称	住 所	道 路 名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道1号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号
名四町交差点	名古屋市港区	国道23号
五郎丸交番前	犬山市橋爪東	国道41号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道(西宮線)
名古屋西インター	海部郡七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曾川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

(ウ) 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(エ) 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

(オ) 石油コンビナート等特別防災地域の周辺道路

愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。

ウ 交通規制の方法

警戒宣言時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

エ 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両の措置

(ア) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

(イ) 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。

(ウ) 通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに立退きの広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

オ 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

カ 緊急輸送車両の確認

(ア) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

(イ) 緊急輸送車両の確認申請

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

(ウ) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、別記様式「緊急輸送車両確認証明書」を、附属資料編 計画参考49「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」で定める標章とともに申請者に交付する。

(2) 県・県公安委員会・道路管理者

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発せられた段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

ア 車両の走行中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に停車させること。やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(様式)

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		愛知県知事 印 愛知県公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	電話番号 () -	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備考			

用紙は、日本工業規格A5とする。

2 鉄道等

警戒宣言にともなう強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道業者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規則等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

なお、震度の予測が6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全な運転が可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

(1) 中部運輸局

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- ア 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- イ 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し、待機させる。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

(2) 名古屋市営地下鉄

ア 東海地震注意情報受領時

(ア) 警戒態勢

- a 運転指令室から運転中の列車及び全駅へ連絡、指示を行う。
- b 運行の確保と秩序の維持を図るため、主要駅等に応援職員を配置する。

(イ) 運行に関する措置

平常通り運行する。

なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。

(ウ) 利用者への案内及び広報

- a 地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅構内放送、掲示板、LED案内表示器等によって利用者に案内する。
- b 警戒宣言時には、地下鉄の運行を中止する旨を予告する。
- c 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。
- d 地震に関する情報、地下鉄の運行状況、警戒宣言時には地下鉄の運行を中止すること等を、ウェブサイトなどにより広報する。

イ 警戒宣言時

(ア) 警戒態勢

- a 運転指令室から運転中の列車及び全駅へ連絡、指示を行う。
- b 秩序の維持を図るため、主要駅等に応援職員を配置する。
また、状況に応じ地震警戒本部（幹事会議）に対し、職員の応援又は警察官の派遣を要請する。

(イ) 運行に関する措置

すべての列車は、最寄りの駅に停車し、運行を中止する。

(ウ) 利用者への案内及び広報

- a 地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅構内放送、掲示板、LED案内表示器等によって利用者に案内する。
- b 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。
- c 駅構内において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。
- d 地震に関する情報、地下鉄の運行中止の状況等を、ウェブサイトなどにより広報する。

(3) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

警戒宣言発表時及び東海地震注意情報発表時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 東海地震注意情報の受領時及び報道時

(ア) 列車の運転規制

- a 警戒宣言時の列車の運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、次によりあらかじめ列車の運転規制手配を行うものとする。
 - (a) 東海地震注意情報を受領したときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。
 - (b) 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を旅行目的地としない旅客を主として輸送する列車（新幹線のぞみ号・ひかり号、特別急行列車）については、原則とし

て強化地域への入込みを規制する。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

b 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておくものとする。

(イ) 旅客への案内等

東海地震注意情報が報道された場合、旅客等に対して、警戒宣言時、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等を促すようにするものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

イ 警戒宣言時

(ア) 列車の運転規制

a 警戒宣言時の列車の運転規制手配は、次による。

(a) 強化地域内への列車の入込みは、原則として規制する。

(b) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

(c) 周辺地域（強化地域外地震影響圏）での列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。

b 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。

(イ) 旅客の待機、救護等

a 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市の定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。

b 前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の食事の供給能力について調査しておき、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。

なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、関係地方自治体に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておくものとする。

c aの旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、東海旅客鉄道株式会社直営医療機関又は駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておくものとする。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

(4) 名古屋鉄道株式会社

警戒宣言時及び東海地震注意情報発表時において、列車及び旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 列車の運行

- a 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- b 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

(イ) 旅客への対応

- a 旅客に対して、警戒宣言時には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかに帰宅を促す案内を実施する。
- b 地震が発生した場合、地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- c 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- d ターミナル駅は、混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、状況に応じ警察官の派遣を要請するものとする。

イ 警戒宣言時

(ア) 列車の運行

- a 強化地域内の列車は、強化地域外に直接に脱出し、強化地域外へ脱出出来ない列車は、予め定めた最寄の駅に停車し、旅客を避難場所に案内する。
- b 強化地域外の列車は、強化地域内へ侵入せず、予め定めた駅で折り返し運転を行う。

(イ) 旅客への対応

- a 東海地震に関連する情報並びに列車の運転情報等を、駅又は車内での案内放送、急告版の掲出等により、旅客に案内する。
- b 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄の避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

(5) 近畿日本鉄道株式会社

警戒宣言時及び東海地震注意情報発表時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領したときは、平常どおり運行する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- (イ) 強化地域内を運転中の列車は、警戒宣言時、原則として最寄の駅で運転を中止するものとする。
- (ウ) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開するものとする。

イ 旅客への案内

- (ア) 東海地震注意情報を確認した場合、旅客等に対し、警戒宣言時には列車の運転を中止する旨を説明し、旅行の中止等を勧めるものとする。
- (イ) 警戒宣言時、構内及び列車内の旅客に対して、公共の避難場所への避難を勧告するものとする。

(6) 名古屋ガイドウェイバス株式会社（高架区間：大曾根～小幡緑地）

ア 東海地震注意情報受領時

(ア) 運行に関する措置

平常どおり運行する。

(イ) 旅客への案内及び広報

- a 乗客に東海地震注意情報が発表された旨を案内するとともに、警戒宣言発令時には車両の運行を中止することもあわせて案内する。
- b 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、旅客に協力を求める。
- c 地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅案内放送、駅掲示板、LED案内表示器等によって旅客に案内する。
- d 地震に関する情報、車両の運行状況、警戒宣言発令時には車両の運行を中止すること等をホームページなどにより広報する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 運行に関する措置

- a 運行中の全車両は、最寄りの駅に停止し、運行を中止する。
- b 乗客の避難終了確認後、車両を指定された場所へ回送し、完全に停車措置をとる。

(イ) 旅客への案内及び広報

- a 駅構内において、旅客に最寄りの避難場所を案内する。
- b 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、旅客に協力を求める。
- c 地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅案内放送、駅掲示板、LED案内表示器等によって旅客に案内する。
- d 地震に関する情報、車両の運行中止の状況等をホームページなどにより広報する。

ウ ガイドウェイバスの平面区間（小幡緑地～高蔵寺）については、名古屋市営バスの運行によるため、次の「3 バス」中、「(1) 名古屋市営バス」を適用する。

(7) 名古屋臨海高速鉄道株式会社

ア 東海地震注意情報確認時

(ア) 列車の運転規制

- a 旅客列車については、運転を継続する。
- b 貨物列車については、当社線への進入を禁止する。
- c 注意情報の解除が発せられたときは、情報伝達システムにより関係箇所に連絡し、通常 の取扱いに復するものとする。

(イ) 旅客への案内等

- a 警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を旅客に案内し、旅行の中止等を勧めるものとする。
- b 注意情報発表時点より状況に応じ警察官の派遣を要請するものとする。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 列車の運転方

- a 列車の運転を中止する。

- b 運行中の列車は最寄の駅まで運転し、以後運転を中止する。
- c 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、災害対策本部長の指示により運転を再開するものとする。

(イ) 電車線の停電

電車線の取扱いは、列車の避難、留置等所定の処置が終わった後、原則として送電を停止するものとする。

(ウ) 旅客への案内等

- a 駅・車内放送および掲示等により、警戒宣言が発せられ列車の運転を休止している旨を案内する。
- b 駅構内および列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を、駅の案内放送、車内放送、駅構内の掲示、案内図のチラシ配布により案内するものとする。

(8) 愛知高速交通株式会社

ア 列車などの運転計画

(ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）または注意情報が発令されたときは、運転指令は全列車に係員を添乗させる手配をとる。

(イ) 警戒宣言が発令されたときは、次の取扱いにより、警戒宣言の発令を伝達した後、最寄り駅に旅客を降車させて車両を収容し、以後、全列車の運転を休止する。

- a 運転指令長は、警戒宣言の発令を確認したときは、関係者（添乗員を含む）に対し、警戒宣言の発令を伝達するとともに、応急対策の処置を指令する。
- b 運転指令は、警戒宣言発令の旨を旅客に伝達案内するとともに、大規模地震の発生のおそれのあることを予期して全列車を最寄り駅まで注意運転させる。
- c 最寄り駅に列車が到着した後、運転指令は、旅客に避難勧告した後、車両を車両基地まで回送し、留置する。
- d 避難駅で降りた旅客に対し、運転指令及び係員は、避難所への誘導を行う。
- e 警戒宣言が発令されたときは、配電は継続、き電は列車の所定の処置が終わった後、停止する。
- f 警戒解除宣言が発令されたときは、必要により施設及び車両の機能確認などを行った後、列車の運転を行う。

イ 旅客への案内

(ア) 注意情報を入手した運転指令は、直ちに関係向きに連絡するとともに、警戒宣言が発令された場合には、列車の運転を休止するため、旅客に対し、不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を実施する。

(イ) 旅客への情報伝達は、駅または車内での案内放送、駅案内表示、急告板、報道機関への連絡ならびにインターネットでの案内などにより直ちに行う。

(ウ) 駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

(エ) 広報誌、ポスターなどにより、事前に警戒宣言が発令された場合の運行情報、旅客の避難方法などを利用者に周知徹底を図る。

3 バス

(1) 名古屋市営バス

ア 東海地震注意情報受領時

(ア) 警戒態勢

- a 運行中の車両（ガイドウェイバス車両を除く。）への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡員により伝達する。
ガイドウェイバス車両については、PHSにより伝達する。
- b 運行の確保と秩序の維持を図るため、主要バスターミナル等に応援職員を配置する。

(イ) 運行に関する措置

平常通り運行する。

なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。

(ウ) 利用者への案内及び広報

- a 地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停留所への掲示並びにバスターミナルに設置の市バス情報表示器等によって、利用者に案内する。
- b 警戒宣言時には、バスの運行を中止する旨を予告する。
- c 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。
- d 地震に関する情報、バスの運行状況、警戒宣言時にはバスの運行を中止すること等を、ウェブサイトなどにより広報する。

イ 警戒宣言時

(ア) 警戒態勢

- a 運行中の車両（ガイドウェイバス車両を除く。）への連絡・指示は、バス運行総合情報システム及び主要バスターミナル、主要バス停留所に配置した緊急連絡員により伝達する。
ガイドウェイバス車両については、PHSにより伝達する。
また、バス運転士は、警戒宣言時のサイレン、警鐘等による情報の収集に努める。
- b 秩序の維持を図るため、主要バスターミナル等に応援職員を配置する。
また、状況に応じ地震警戒本部（幹事会議）に対し、職員の応援又は警察官の派遣を要請する。

(イ) 運行に関する措置

- a すべての車両は、建築物の倒壊、落下等の可能性の少ない安全な場所まで徐行し、運行を中止する。
- b 利用者を降ろした後、車両は、所属営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

(ウ) 利用者への案内及び広報

- a 地震に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停

留所への掲示並びにバスターミナルに設置の市バス情報表示器等によって、利用者に案内する。

- b 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。
- c 車内及び主要バスターミナル等において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。
- d 地震に関する情報、バスの運行中止の状況等を、ウェブサイトなどにより広報する。

(2) 路線バス事業者

路線バス事業者は、バス、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- ア 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- イ 東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言時には車両の運行を中止することを予告する。
- エ 警戒宣言が発せられた情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示をするとともに、市が設置する帰宅支援案内場所等において帰宅支援が行われる旨の教示を行うものとする。
- オ 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- カ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

4 海上交通

(1) 名古屋海上保安部

名古屋海上保安部は、警戒宣言時、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

- ア 津波による危険が予想される海域に係る船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。
- イ 航路、水路等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- ウ 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の流出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。
- エ 貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。

(2) 中部運輸局

中部運輸局は、第四管区海上保安本部及び名古屋海上保安部と協力して海運業者の応急措置の実施指導を行う。

第13 緊急輸送

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言時、発災に備え、その地震防災応急対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地震防災応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で地震防災応急対策に必要とされる者
- (3) 食品、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 地震防災応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、市、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言時の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の地震災害警戒本部において調整を行うものとする。

3 緊急輸送道路

警戒宣言時の緊急輸送道路は、第3章 第15節 別図3-15-1に掲げるところとする。

4 緊急輸送用の車両の確保

- (1) 市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

- (2) 県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。
- (3) 中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

5 緊急輸送車両の事前申請

(1) 緊急輸送車両の事前申請

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する関係機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前申請を行うこととする。

(2) 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲

事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、1 に定める緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両

とする。

6 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

7 海上緊急輸送

(1) 名古屋海上保安部は、人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかにその要請に応じる。

(2) 中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用できる船舶の出動可能隻数とその輸送力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

(3) 名古屋港管理組合は、地震が発生した場合における航路・泊地耐震岸壁及び耐震岸壁前面の状況調査を踏まえ緊急輸送用岸壁の確保に備える。

(4) 愛知県は、市からの輸送船の確保について要請があった場合は関係機関又は関係者に対して協力を要請する。

8 航空緊急輸送

総括部は、消火、救助要請に対応する準備を優先させるとともに、人員、物資の緊急輸送の要請に備えた体制も整える。

第14 他機関に対する応援要請等

1 基本方針

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

2 防災関係機関に対する応援要請等

(1) 相互応援協定等

ア 防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めるものとする。

イ 市長は、警戒宣言時において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

ウ 市長等は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定に基づき知事等に対し、応援を求め又は応急措置を要請することができる。

エ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

(2) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、

特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- ア 応援すべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(3) 県の連絡・受入れ体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

(4) 費用の負担方法

- ア 他県又は他市町村から応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第30条の規定による。
- イ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

3 自衛隊の地震防災派遣要請

(1) 地震災害警戒本部長は、市域の地震防災応急対策実施のための自衛隊の派遣を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- エ 派遣を要請する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請依頼等

自衛隊に対する派遣要請手続、費用の負担区分等は、第3章 第11節 第2「自衛隊に対する派遣要請」の定めるところによる。

第15 ボランティア・NPO等との連携

1 一般ボランティア

市・区災害ボランティアセンターの開設準備を行うとともに、ボランティア参加の問合せについては、市（市民経済部）が次により対応する。

- (1) ボランティア参加の問い合わせに関しては、発災後に設置される市・区の災害ボランティアセンターの予定場所を案内（ホームページ等）するとともに発災後の協力を依頼する。
- (2) 市及び県が養成した災害ボランティアコーディネーターに連絡をとり、発災後設置される市・各区災害ボランティアセンターの運営についての協力を依頼する。

2 専門ボランティア

災害語学ボランティア、応急危険度判定士、福祉ボランティア等に対し、住民の避難誘導など専門分野に応じた活動の協力を要請する。

3 NPO等との連携

- (1) 災害救援活動のNPO等に、市・区災害ボランティアセンターの開設準備について協力を依頼する。
- (2) 地域・施設等の災害時要援護者への情報伝達・避難誘導を行う地域住民組織等に対する支援のため、NPO等の組織に協力を依頼する。

第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策

1 基本方針

市は、警戒宣言時、自ら管理・運営等する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報を受理した場合又は東海地震注意情報の報道に接した場合、これらの対策の準備的な対応を実施する。

2 道路

道路の被害は、路面の亀裂・損傷、法面の崩壊、橋梁等道路構造物の損壊等が予想される。

市（緑政土木部）は、警戒宣言時は、以下のように所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 道路工事、占用工事等道路上における工事の中断措置をとり、必要に応じ保全措置を講ずる。
- (2) 道路の巡視を実施して、交通状況、工事箇所、通行止め箇所等の状況を把握する。
- (3) 緊急輸送道路の応急復旧作業の応援業者に連絡確認を行う。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握を行う。
- (5) 国、県、県警察その他関係機関と連携協力し、情報の共有を図るとともに必要な措置を講ずる。

3 河川等

- (1) 市は、地震予知情報等により、津波の発生が予想される場合の河川の管理上の措置について、あらかじめ定めるものとする。
- (2) 市（緑政土木部）は、警戒宣言時は、所管する河川及びため池の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、必要に応じ、水門及び閘門の閉鎖、工事中の箇所の工事中断等の措置をとる。また、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。
- (3) 市（上下水道部）は、警戒宣言時は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。
- (4) 緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理等する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 東海地震注意情報発表時

施設の利用者、来場者等に東海地震注意情報が発表されたこと及びその意味についての的確・簡潔に伝え、併せて警戒発言時における公共交通機関の停止等についても周知を図り、警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅又は強化地域外への移動を促すものとする。

市民利用施設（市民会館、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等）は原則休館し、利用者の帰宅を促進する。

これらの場合、利用者が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

イ 警戒宣言時

(ア) 警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者等へ警戒宣言が発せられたことを的確・簡潔に伝える。この場合、これらの利用者、来場者等が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。（東海地震注意情報発表時に休館措置をとる施設を除く。）

(イ) 退避等の措置

原則として利用を中止し、施設の利用者、来場者等に対して、安全確保の拠点から、整然と施設から退避するよう誘導する。（東海地震注意情報発表時に休館措置をとる施設を除く。）

(ウ) 保安のための措置

施設の利用者、来場者等の退避誘導が終わった後、直ちに施設の点検を行い、応急措置の必要な箇所についての地震防災応急措置を行うほか、コンピューターシステム等重要資機材の点検・転倒、落下防止の措置、火災予防措置などを行う。（実施可能なものは、東海地震注意情報発表時に実施する。以下同じ。）

(エ) 地震防災応急対策に必要な資機材の点検等

定められた応急対策に必要な資機材を点検し、必要な場所へ配置する。

(オ) 火気の使用抑制

警戒宣言発令中は、火気の使用を中止又は制限する。やむを得ず火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置するなど発災時の火災防止に万全を期する。

(カ) 緊急貯水

受水槽、予備水槽等へ緊急貯水を行う。

(キ) その他の措置

- a 自家用発電機を点検して、作動できる状態にしておく。
- b 消防用設備等を点検して、作動できる状態にしておく。
- c 駐車車両を整理して、緊急用車両の通行を確保する。

(2) 個別事項

ア 施設ごとの東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における具体的な措置内容は、施設ごとに定める。この場合、職員の安全に十分配慮した上で、警戒宣言時の緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。

イ 本市施設等の東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における対応の基本は次のとおりとする。

区 分	東海地震注意情報発表時	警戒宣言時
市民利用施設	原則休館	休館
事務所、公所	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急やむを得ない業務は継続 ・ その他の業務は中止

ウ 施設別の措置

各施設における主な対応措置は次のとおりとする。

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
		対応	備 考	対応	備 考
市長室	名古屋国際センター(会議室等)	休館		休館	
総務局	福利厚生施設(庁内施設・市内厚生寮)	中止		中止	
	市政資料館	休館		休館	
	男女平等参画推進センター	休館		休館	
	市立大学病院	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内放送等で警戒宣言時の外来診療中止の周知 ・ 救急患者を除き外来自粛の要請 ・ 入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の準備及び順次実施 	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急患者を除き外来診療は中止 ・ 入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の実施 ・ 手術予定は中止、実施中の場合は医師の判断により安全措置を講じて実施
	大学	休校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動の打ち切り・学生の帰宅 	休校	
市民経済局(文化)	市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、名古屋ポストン美術館、能楽堂	休館		休館	
(観光)	国際会議場、観光案内所、名古屋城				

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
		対応	備考	対応	備考
(産業)	中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、中小企業振興センター	休館		休館	
(流通)	中央卸売市場本場、北部市場、南部市場、公設市場	継続	・施設の耐震性能を勘案し、必要最小限の範囲で開場	継続	・施設の耐震性能を勘案し、必要最小限の範囲で開場
(その他)	消費生活センター、栄サービスセンター	休館		休館	
環境局	資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	中止	
	なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、リサイクル推進センター、南リサイクルプラザ（プラザ棟）	休館		休館	
健康福祉局	社会福祉施設（通所）	休館	・家族等に連絡し、帰宅の促し	休館	・迎えが来ない通所者等は迎えのあるまで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難
	社会福祉施設（入所）	継続	・耐震性のない施設は、安全な棟へ移動又は避難場所等への避難の準備及び順次実施	継続	・耐震性能の有る施設は屋内待機
	福祉会館等 八事霊園・斎場	休館 中止	・出棺遺体の受入れ中止 ・火葬予約受付の停止 ・火葬中の遺体は火葬継続	休館 中止	
子ども青少年局	保育所	休園	・通常保育の中止 ・保護者に連絡し、迎えの促し	休園	・迎えのない園児等は迎えのあるまで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難
	児童福祉施設（通所）	休館	・保護者等に連絡し、迎えの促し	休館	・迎えのない通所者等は迎えのあるまで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		
		対応	備考	対応	備考	
子ども青少年局	児童福祉施設(入所)	継続	・耐震性のない施設は、安全な棟へ移動又は避難場所等への避難の準備及び順次実施	継続	・耐震性能の有る施設は屋内待機	
	青少年宿泊センター	休館		休館		
	青少年交流プラザ	休館		休館		
住宅都市局	名古屋都市センター	休館		休館		
	自動車駐車場(久屋、大須、古沢公園)	入庫停止	・入庫のみ停止	入出庫停止		
	市営住宅		・管理代行者又は指定管理者に共同施設等の点検指示			
緑政土木局	東山動植物園	休園	・指定動物の獣舎への収容、施錠、猛獣捕獲体制の確認	休園		
	農業センター	休園	・家畜、家畜舎の点検・安全確認等	休園		
	みどりが丘公園	休園	・来園者に情報を伝達し(看板・園内放送等)帰宅の促し ・園内工事業者に情報提供し、対応を指示	休園	・園内を巡視し、滞留者、帰宅困難者がいないか確認 ・園内の工事、危険箇所を巡園し、保全措置の点検、確認	
	東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、ランの館、徳川園	休園・休館			休園・休館	
	自動車駐車場(池下、吹上中央帯、吹上、大曾根)	入庫停止	・入庫のみ停止	入出庫停止		
	有料自転車駐車場	営業停止	・入出庫可能な状態で、営業を停止	営業停止		

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言等	
		対応	備考	対応	備考
教育委員会	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校	休校 ・ 休園	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	休校 ・ 休園	・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護
	学校体育センター、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター (分館ふくむ。)	休館		休館	
消防局	港防災センター	休館		休館	
上下水道局	下水道科学館、平和公園アクアタワー	休館		休館	
	地元還元施設	中止		中止	
交通局	市営交通資料センター、市電・地下鉄保存館	休館		休館	
病院局	市立病院	継続	・館内放送等で警戒宣言時の外来診療中止の周知 ・救急患者を除き外来自粛の要請 ・入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の準備及び順次実施	中止	・救急患者を除き外来診療は中止 ・入院患者中心に、医師の判断等により安全な病棟への移動・帰宅等各種措置の実施 ・手術予定は中止、実施中の場合は医師の判断により安全措置を講じて実施
区	区役所講堂、地区会館、生涯学習センター	休館		休館	
	コミュニティセンター、地域センター	休館		休館	

5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物は以下のものとする。

ア 市役所

- イ 病院
- ウ 区役所及び支所
- エ 消防署・出張所
- オ 土木事務所
- カ 保健所
- キ 水道営業所
- ク 環境事業所

(2) (1)に掲げる施設の管理者は、前記4(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 地震災害警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震災害警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、(2)に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(4) 避難場所がおかれる市立学校等の管理者は、前記4(1)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。

6 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当（契約担当）局は、請負者に対し安全措置を図り直ちに工事を中断するよう指示するとともに、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせる。

- (1) 建設機械類の転倒・落下等危険防止
- (2) 工事箇所崩壊・倒壊・落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置
- (3) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視・巡回
- (4) 工事区域内への立入禁止の徹底と監視
- (5) 工所用資機材及び工所用建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は通行者へのう回等の要請
- (6) 工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視
- (7) 火気の使用抑制

第17 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達

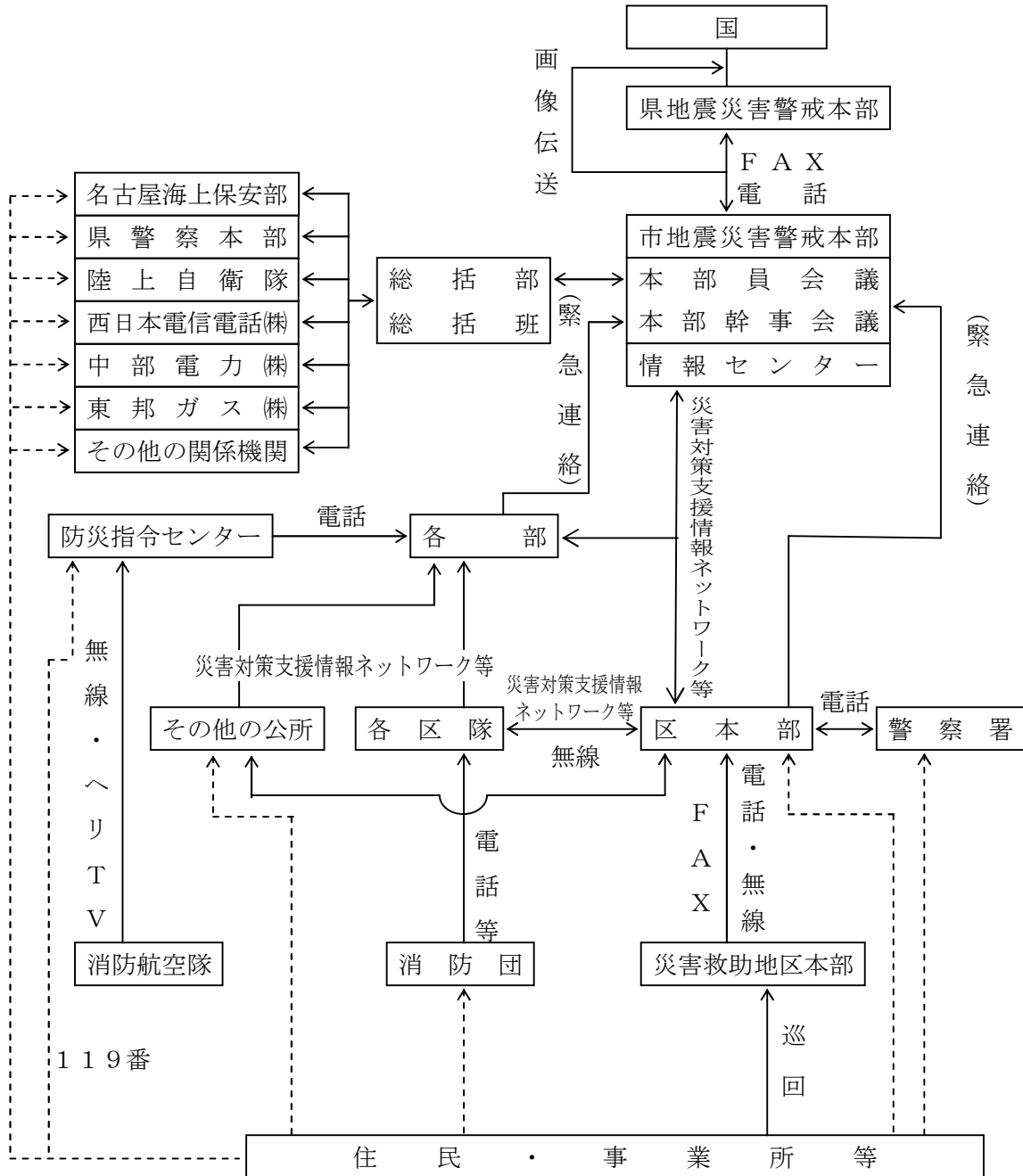
1 地震災害警戒本部情報センターの開設

地震災害警戒本部が設置されたとき、総括部は直ちに東庁舎8階に地震災害警戒本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報を始め避難状況等に関する情報の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、地震防災応急対策に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。

なお、情報センターの運営及び位置付けについては、災害対策（警戒）本部情報センターに準ずるものとする。

2 収集・伝達系統及び手段

警戒宣言時の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集・伝達及び地震警戒本部からの指示事項の伝達は、次の系統による。



- * 災害対策本部内における情報の共有化については、原則、災害対策支援情報ネットワークシステムによることとし、その補完として電話及びFAXを活用する。
- * 有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。
- * ----- は、住民、事業所等からの通報を示す。

3 対策情報

避難状況及び地震防災応急対策実施上必要な各種の報告、依頼、要請等の情報の伝達方法、手段、系統等については、第3章 第8節 第3・4「対策情報」に準ずるものとする。

4 県への報告に関する事項

(1) 県への報告は、警戒宣言が発せられた後1時間以内に、別記様式1に記載の事項を報告する。

(2) (1)以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、別記様式2に記載の事項とする。

イ 報告時期

①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後、直ちに行う。

②は、避難に係る措置が完了した後、速やかに行う。

③～⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。

(3) 県への報告事項の収集・報告

各部・区本部からの報告先は情報センターとする。

ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する。(区本部情報については、総括部総括班経由とする。)

報告手段は、原則として別記様式1、2により行うものとし、「送信者」、「受信者」欄には部名及び班名を記載するものとする。

報告時期は、(1)、(2)と同じとする。

(4) 県への報告の実施

総括部総括班は庶務部資料班が取りまとめた情報を、(1)、(2)のとおり、速やかに県地震災害警戒本部へ報告する。報告窓口は、県地震災害警戒本部が設置されたときは県地震災害警戒本部警戒情報センター情報統括部に、設置されていないときは県防災局災害対策課とする。

(様式1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)		
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
⑪外国人対策	1 必要なし 2 必要あり 国籍： 人数：		
備考			

(様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況			
		措置事項			
	② 避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置、国籍等	
地震 防 災 応 急 対 策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示			
	④	消防、水防その他応急措置			
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護			
	⑥	施設・設備の整備及び点検			
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持			
	⑧	緊急輸送の確保			
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備 考			

第5節 災害警戒本部の設置及び運営

名古屋市災害警戒本部は、災害対策基本法の趣旨に則り、本市の区域において災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らないとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

第1 災害警戒本部の設置及び廃止

1 設置及び廃止の基準

市長は、市の区域に震度4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生したときは、ただちに、名古屋市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

また、市域について予想された災害が発生するおそれが解消されたとき又は名古屋市災害対策本部（以下「災对本部」という。）が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

2 設置及び廃止の通知

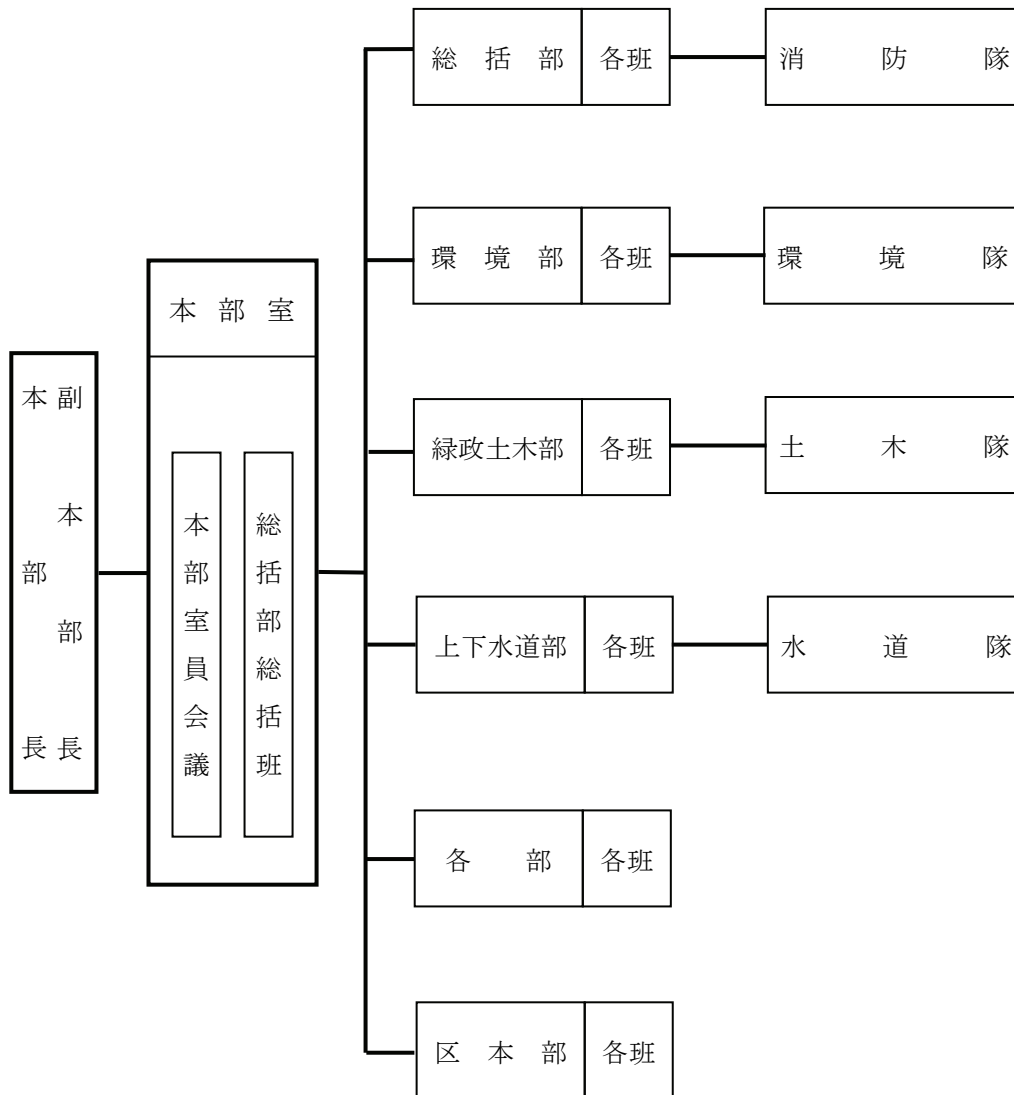
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。

通 知 先	通 知 の 手 段	責 任 者
各 部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワークシステム、ファクシミリ	総括部総括班長
区 本 部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワークシステム、無線ファクシミリ、ファクシミリ	〃
区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長

第2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要項の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。

1 本部組織図



2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督するとともに、重要事項について基本方針を決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則(昭和32年名古屋市規則第3号)に定めるところによる。

3 本部室員

- (1) 本部室員は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部室長とともに本部室員会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。
- (2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから各部長が指名する職員をもって充て、特別な指示がない限り、東庁舎8階情報整理室に常駐する。

4 本部室

- (1) 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
- (2) 本部室は本部室員会議によって運営するものとし、庶務は総括部（総括班）が行う。
- (3) 本部室員会議
 - ア 本部室員会議は、本部室長、副本部室長及び本部室員によって構成し、本部室長が議長をつとめる。
 - イ 本部室長は消防局防災部長をもって充て、副本部室長は消防局防災部防災室長をもって充てる。
 - ウ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときは、本部室長の職務を代理する。
 - エ 本部室員会議は、本部長に対し、気象情報及び活動状況等について報告を行うとともに、重要事項について基本方針を協議する。

なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

 - (ア) 各種情報の収集・伝達
 - (イ) 配備種別の協議
 - (ウ) 緊急に処置すべき事項の決定
 - (エ) 軽易な事項の決定
 - (オ) 各部・区本部の活動の連絡調整
 - (カ) その他本部室長が必要と認める事項の協議
 - オ 本部室員会議は本部室長が必要に応じて招集する。

なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。
 - カ 招集の通知は、庁内放送等で行う。
 - キ 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎8階 災害対策本部室とする。
- (4) 本部長及び本部室長は、特に必要があると認めるときは、本部室に属さない部又は外部機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

5 本部の事務等

- (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室の職員のうちから部員を動員し次に掲げる事務を分掌させる。
 - ア 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること
 - イ 被害状況の収集及び報告に関すること
 - ウ 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
 - エ 応急対策活動の準備に関すること
- (2) 部及び区本部の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。

ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。

第6節 災害対策本部の設置及び運営

名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

第1 災害対策本部の設置及び廃止

1 設置及び廃止の基準

市長は、市の区域に震度5弱（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生したときは、ただちに名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ただし、地震による揺れが震度5弱に至らない場合であっても、伊勢・三河湾に津波警報（津波）が発表されたときは、必要に応じて本部の設置等防災活動体制を強化する。

また、応急対策がおおむね終了したときは、本部を廃止する。

2 設置及び廃止の通知

本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

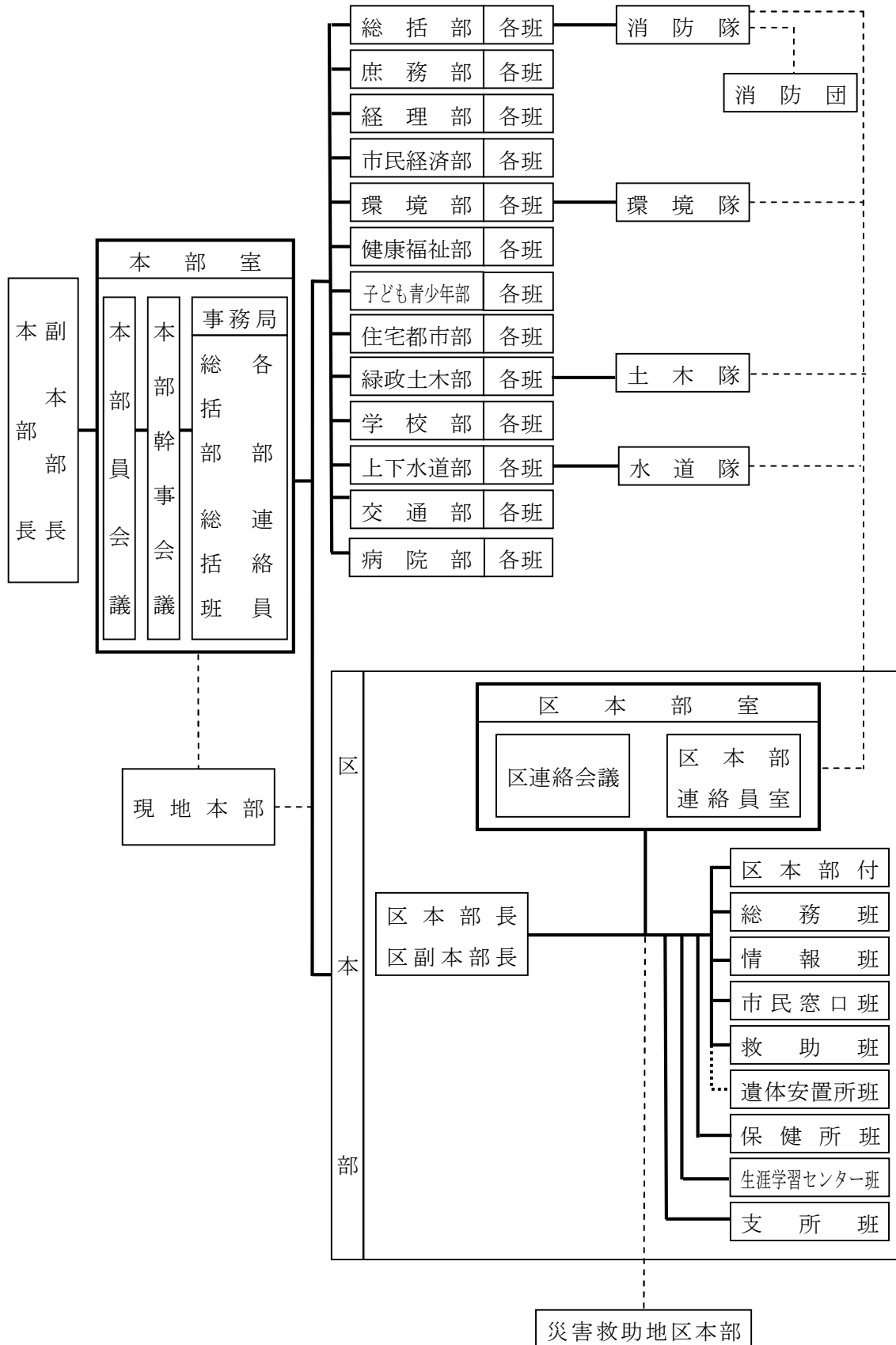
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者
各 部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワークシステム、ファクシミリ	総括部総括班長
区 本 部	庁内放送、災害対策支援情報ネットワークシステム、無線ファクシミリ、ファクシミリ	〃
区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長
住 民	報道機関を通じて公表	庶務部広報班長
報 道 機 関	口頭又は文書	〃
県 本 部	専用線電話、加入電話	総括部総括班長
県 警 本 部	加入電話	〃

また、本部が設置されたときは、その表示のため本部室前に本部室標識板を、市役所本庁舎玄関に本部標識板を、各区役所の玄関に区本部標識板をそれぞれ掲出する。

第2 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、名古屋市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号）及び同運営要項等の定めるところにより、次のとおりとする。

1 本部組織図



2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）に定めるところによる。

3 本部員等

- (1) 本部員は、本部長を補佐する。また本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。
- (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本 部 員				
会計管理者	市長室長	総務局長	財政局長	市民経済局長
環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長
教育長	消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長
消防局防災・危機管理監				

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

- (3) 本部長は、本部員の中から消防局防災・危機管理監を防災監として指名する。
- (4) 防災監は、本部長、副本部長に進言し他の本部員に指示することができる。

4 本部室

- (1) 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
- (2) 本部室は、本部員会議と本部幹事会議との連携によって運営するものとし、庶務は総括部（総括班）が行う。

(3) 本部員会議

- ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長をつとめる。
- イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 配備種別に関すること。
- (イ) 避難勧告又は指示に関すること。
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (エ) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (オ) ボランティア等の受入れに関すること。
- (カ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。

- (ク) 現地本部の設置に関すること。
- (ケ) 職員の応援に関すること。
- (コ) 広域防災拠点の設置に関すること。
- (サ) 応急公用負担に関すること。
- (シ) 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- (ス) 義援金品の募集及び配分に関すること。
- (セ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること。
- (ソ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること。
- (タ) その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。

ウ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。なお、本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。

エ 招集の通知は、庁内放送等で行う。

オ 本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎8階災害対策本部室とする。

(4) 本部幹事会議

ア 構成

幹事長	消防局防災部長
副幹事長	消防局防災部防災室長
幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者

(注) 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。

なお、状況に応じ、一部の部による当該会議を開催することができる。

2 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 所掌事務

(ア) 各種情報の収集・報告

本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議に報告する。なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

情報の種類	収集・報告担当部
a 地震情報、津波情報等	総括部
b 被害情報	庶務部、総括部
c 職員参集状況	庶務部
d 住民避難状況	総括部
e 車両、資機材等調達状況	経理部
f 職員の応援派遣状況	庶務部
g 自衛隊派遣要請依頼の受付状況	総括部
h 応急対策実施状況	各部（区本部については総括部）
i 住民広報の実施状況	総括部、関係部
j その他（所管施設の情報等）	関係部

(イ) 応急対策上重要な事項の協議・進言

本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会議に進言する。

(ウ) 本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達等

本部幹事会議は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

(エ) 緊急に処置すべき事項の決定・指示

災害発生初期における災害広報など緊急に応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときには、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができる。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議にその旨を報告しなければならない。

(オ) 軽易な事項の決定・指示

応急対策上の軽易な事項（各部・区本部が決定すべき事項を除く。）は、本部幹事会議が決定し指示する。

(カ) 各部・区本部間の活動の連絡調整

(キ) その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議

ウ 本部幹事会議の開催場所は、東庁舎8階災害対策本部室とする。

(5) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員を本部員会議及び本部幹事会議に出席要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 指定公共機関

ウ 指定地方公共機関

エ その他必要な機関

(6) 各部連絡員は、東庁舎8階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。

(7) 応急対策の重点の変化等に対応するため、関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する等適切な本部室運営を実施する。

5 部（班・隊）

(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表3-6-1に掲げる部を置き、同表に掲げる担当局室の職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。

(2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務及び班（隊）長については附属資料編に定める。

6 区本部

(1) 本部長は、区の区域ごとに当該区における区本部事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区の職員のうちから区本部員を動員し、別表3-6-1に掲げる事務を分掌させる。

(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務及び班長については、附属資料編に定める。

(3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長、総務課長、保健所長の順とする。

(4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。

(5) 区本部室

区本部及び各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊をいう。以下同じ。）等との連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部室を置く。区本部室は、区連絡会議と区本部連絡員室とで運営し、その庶務は区本部総務班が行う。

ア 区連絡会議

(ア) 構成

区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者

(イ) 区連絡会議は、区本部長が必要に応じて招集する。

(ウ) 区連絡会議は、区域内の応急対策について協議し調整する。

(エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各区隊長に指示をすることができる。この場合、区本部長は、総括部（総括班）を経由し、その旨をすみやかに本部室へ報告する。

イ 区本部連絡員室

(ア) 構成

区本部連絡員室の構成は、次のとおりとする。

室長	区本部長が指名する職員
連絡員	各区隊長が指名する職員（原則として各区隊1人）

(イ) 所掌事務

- a 区内の応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡・調整
- b 各種情報の収集、伝達
- c 区連絡会議への報告

7 現地本部

地震による大災害が名古屋市域のある方面に集中的に発生し、本部長が必要と認めたときは名古屋市の施設等に現地本部を設置することができる。

(1) 組織及び運営

ア 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。

(ア) 現地本部長及び現地副本部長は、本部員会議の構成員のうちから本部長が指名する。

(イ) 現地本部員は、各部長が所属部員（課長相当職以上の職にある者）のうちから指名する者をもって充てる。（原則として各部1人）

イ 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。

ウ 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

(2) 所掌事務

ア 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関と連絡・調整を行うこと。

イ 区本部及び各区隊等に対する緊急指示

ウ 現地視察等による被災実態の把握

エ その他、本部長の特命事務

8 災害救助地区本部の設置・運営等

(1) 本部長は、必要と認める地域（学区）に災害救助地区本部を設置する。

(2) 災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則（昭和35年名古屋市規則第26号）に定めるところによる。

(3) 区本部長は、情報連絡活動のため必要な人員を災害救助地区本部へ派遣する。

9 本部並びに本部職員の標識等

本部及び区本部の所在、本部長、副本部長、職員の身分を明確に表示するため、標識及び腕章を定めておくものとする。

(1) 標識板

本部及び区本部の設置を示すため、標識板を本部及び区本部の各庁舎正面玄関に掲げるものとする。

なお、災害対策本部室の標識板は、災害対策本部室に掲げるものとする。

(2) 腕章

本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を帯用するものとする。

(3) 標旗

災害応急活動を実施する場合には、本部旗等を使用するとともに、各車両には原則として、災害対策車両旗をつけるものとする。

(4) 職員の身分証明

災害対策基本法第83条第2項の規定及び他の地方公共団体の災害救援活動の際、必要とする職員の身分を示す証票については、庶務部職員班において別に定める。

(資料)

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ・名古屋市災害対策本部条例 | (附属資料編 359ページ) |
| ・名古屋市災害対策本部運営要綱 | (附属資料編 360ページ) |
| ・名古屋市災害救助地区本部規則 | (附属資料編 381ページ) |
| ・名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 | (附属資料編 212ページ) |
| ・名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧 | (附属資料編 232ページ) |

◎別表3-6-1

1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
総括部	消防局	消防長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 配備種別の指示伝達に関すること。 3 各部、区本部との連絡調整に関すること。 4 県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 気象警報等の伝達に関すること。 6 各種協定（他部に関するものを除く）に基づく応援要請に関すること。 7 消火・救急・救助活動に関すること。 8 航空輸送の確保に関すること。 9 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること。 10 り災証明（火災によるもの）に関すること。
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること。 2 災害に関する各種情報の収集、整理に関すること。 3 職員の動員及び配備に関すること。 4 国等への要望に関すること。 5 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 6 放送、出版による広報に関すること。 7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること。 8 学生ボランティアへの情報提供等に関すること。 9 災害に対する議会活動に関すること。
経理部	財政局 会計室	財政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び資金に関すること。 2 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること。 3 車両の借上げ及び配車計画に関すること。 4 調達及び救援物資の配布に関すること。 5 所管公有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。 6 大規模災害時におけるり災証明発行のための家屋被害調査の総合調整に関すること。 7 市税の減免等に関すること。 8 義援金の受付、受領及び保管に関すること。 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること。

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合被災相談に関する事。 2 一般ボランティアの受入れ、支援に関する事。 3 調達物資（生活必需品）の確保、配布に関する事。 4 市場における物資の集荷及び分荷に関する事。 5 生活関連物資等の価格安定に関する事。 6 商工業等の被害状況の調査に関する事。 7 中小企業関係の融資に関する事。
環境部	環境局	環境局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・し尿の収集、処理、処分にに関する事。 2 災害廃棄物の撤去、処理、処分にに関する事。 3 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関する事。 4 環境保全対策に関する事。
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行事務に関する事。 2 物資の連絡調整に関する事。 3 備蓄物資の配布に関する事。 4 災害時要援護者対策に関する事。 5 一般ボランティアの受入れ、支援に関する事。 6 義援金の配分に関する事。 7 災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事。 8 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 9 災害援護資金の貸付に関する事。 10 病院等診療機関の被災状況の調査始め診療機能情報の収集・提供に関する事。 11 医療関係機関等との連絡調整に関する事。 12 医療救護活動に関する事。 13 食品衛生・感染症予防に関する事。 14 保健衛生に関する事。 15 遺体の検案、輸送、火葬に関する事。
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の被害状況の把握及び安全確保に関する事。 2 児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 調達物資（食品）の確保、配布に関する事。 4 救援物資の受入れ、配布に関する事。

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水上輸送の確保に関すること。 2 市街地復興計画に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 4 被災住宅の応急修理に関すること。 5 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 7 市有建築物の復旧に関すること。 8 市営住宅の応急修理に関すること。 9 災害公営住宅の建設に関すること。 10 独立行政法人住宅金融支援機構災害復興融資に関すること。
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動に関すること。 2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 緊急輸送道路及び緊急陸上輸送ルートの確保に関すること。 4 公園施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 5 農業関係、畜水産関係の被害状況の調査に関すること。 6 米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること。 7 農林漁業関係の融資に関すること。
学 校 部	教育委員会事務局	教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握及び安全確保に関すること。 2 学校施設・社会教育施設等の応急復旧に関すること。 3 被災後の学校教育の実施に関すること。 4 教科書、その他学用品等の配給に関すること。 5 避難所の管理運営協力に関すること(避難所指定施設)。
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道水等の供給に関すること。 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 下水の排水及び処理作業に関すること。
交 通 部	交 通 局	交通局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営交通機関の運行の確保に関すること。 2 市営交通施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
病 院 部	病 院 局	病院局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立病院における入院患者等の被害状況の把握及び安全確保に関すること。 2 市立病院の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 市立病院に係る傷病者の診療等医療・助産救護活動に関すること。

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主 な 任 務
区本部	区役所	区長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること。 2 区内の被害状況の調査に関すること。 3 情報の収集及び伝達に関すること。 4 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること。 5 避難者の誘導及び収容に関すること。 6 避難所の開閉及び管理運営に関すること。 7 災害救助地区本部との連絡調整に関すること。 8 遺体の搜索、収容及び遺体安置所の管理運営に関すること。 9 災害時要援護者対策の実施に関すること。 10 調達及び救援物資の受入れ及び配布に関すること。 11 災害に関する広報・広聴に関すること。 12 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること。 13 災害見舞金等の支給の協力に関すること。 14 り災証明（火災によるものを除く）に関すること。 15 医療救護・保健衛生に関すること。

2 各部・区本部共通の任務

<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること。 2 被害状況の収集及び報告に関すること。 3 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 4 避難所指定施設の管理運営協力に関すること。 5 各種協定に基づく応援要請に関すること。 6 住民説明会に関すること。 7 国、国会議員等からの視察受け入れに関すること。
--

3 全庁体制で取り組む任務

<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の搜索、収容、管理及び輸送に関すること。 2 物資の仕分け及び配布に関すること。 3 避難所の管理に関すること。 4 応急仮設住宅の入居受付に関すること。 5 り災証明の発行に関すること。 6 義援金の交付に関すること。 7 災害時要援護者対策に関すること 8 避難者の誘導(帰宅困難者対策)に関すること 9 その他一時に大量処理が必要な任務に関すること。 	<p style="text-align: center;">左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、関係部・区本部の動員職員の協力体制により行う。</p>
--	---

第7節 初動活動体制

第1 防災活動体制の確立

1 警戒（非常）体制への移行

(1) 地震が発生した場合、地震の発生に伴い、震度に応じてあらかじめ定めた防災活動体制とし、あらかじめ定めた非常配備種別を運用する。

(2) 本部長は、特定の部・区本部の長に対し、災害の状況により、警戒（非常）体制への移行の段階から他の部・区本部と異なる配備種別を指示することができる。

なお、各部・区本部の長は、警戒（非常）体制に移行したとき、自己の部・区本部の活動状況に照らし、配備種別の移行の必要性が生じた場合には、本部長に対し要請することができる。

2 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、通信連絡手段の使用可能な範囲内において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内の伝達系統を、それぞれの「非常配備・動員計画」においてあらかじめ定めておくものとする。

3 非常配備要員に対する任務付与及び配備場所の指示

各部・区本部の長は、警戒（非常）体制に移行したときは、各部・区本部の業務計画及びマニュアル等の定めるところに従い、非常配備要員に対しすみやかに、具体的かつ明確な任務付与を行い、必要に応じて要員の配備場所を指示する。

第2 震度別の初動活動等

地震発生直後から実施する初動活動について、災害実態に適応した内容とする必要があることから、震度別にその内容を定める。

なお、初動対応の詳細は、各部・区本部等で定められたマニュアル等に基づき、対応することとする。

1 震度4の初動活動

(1) 勤務時間内

ア 地震直後の緊急措置

勤務時間内に市域に震度4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、職員は各職場ごとで以下のことを行う。

(ア) 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市役所・区役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へすみやかに報告する。

また、火災が発生した場合は、先ず初期消火につとめる。

(イ) 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

(ウ) 被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急措置

被害の状況により、施設の内外にわたり危険箇所の立入りの規制や薬物、危険物等に対し緊急防護措置を行う。

(エ) 非常用自家発電機能や通信機能の確保

各庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

イ 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、総括部が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

ウ 地震・津波情報の収集及び伝達

総括部を中心に各部は、地震発生直後、市役所庁舎内の地震計及び名古屋地方気象台、愛知県、テレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集するとともに、総括部は各部、区本部等へ最新情報を伝達する。

エ 名古屋市災害警戒本部の設置

市長（本部長）は、第5節第1・1のとおり名古屋市災害警戒本部を設置する。

オ 初動期災害情報の収集

各部・区本部は、あらゆる手段を用いて迅速に、以下の初動期災害情報を収集し、災害警戒本部へ報告する。

(ア) 火災の発生及び延焼の状況

(イ) 人的被害（死者数・負傷者数）の状況

(ウ) 建物被害の状況

カ 災害対応方針の決定

災害警戒本部は、上記情報及び関係機関からの情報等から被害の全体像を把握し、その状況に応じた災害対応の基本方針を決定する。

キ 平常業務の取扱い

平常業務は、原則として、非常配備要員を除く職員で可能な限り実施する。ただし、災害の状況によりやむを得ない場合は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止することができる。

(2) 勤務時間外（夜間・休日等）

ア 災害警戒本部の初動体制

災害警戒本部の体制が整うまでの間にあつては、防災部主幹を中心に、防災指令センターにおいて、勤務時間内に準じて以下のことを行う。

(ア) 地震直後の緊急措置に関すること。

(イ) 配備種別の指示、伝達に関すること。

(ウ) 名古屋市災害警戒本部の設置に関すること。

(エ) 地震・津波情報の収集及び伝達に関すること。

(オ) 初動期災害情報の収集に関すること。

(カ) 緊急災害対応方針の決定に関すること。

イ 本部長、副本部長への報告等

次の場合においては、防災部主幹は、本部長、副本部長に報告するとともに必要な指示を受けるものとする。

(ア) 市域に震度4の地震が発生した場合

(イ) 市域の震度にかかわらず、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その他緊急を要する事案が発生した場合

ウ 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、総括部が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内の伝達系統をそれぞれの「非常配備・動員計画」にあらかじめ定めておく。

エ 地震・津波情報の収集及び参集

職員は、勤務時間外に地震を知った時は、各自テレビ、ラジオ等からすみやかに地震・津波情報を収集する。

市域に震度4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生した場合は、非常配備の指示がされたものとして、該当職員は、事前に決められた場所に参集する。

オ 応急非常配備体制の確立

各部・区本部の長は、職員の参集状況に応じ、順次応急的な非常配備編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

この場合において、職員の参集状況と災害の推移を勘案し、適当と認めるときは、正規の非常配備編成に移行するよう指示する。

2 震度5弱以上の初動活動

市域に震度5弱以上（名古屋地方気象台発表）の地震が発生した場合の初動活動は震度4の初動活動と同様とするほか、以下のとおりとする。

(1) 勤務時間内

ア 名古屋市災害対策本部の設置

市長（本部長）は、前節第1・1のとおり名古屋市災害対策本部を設置する。

イ 災害対応方針の決定

災害対策本部は、初動期災害情報及び関係機関からの情報等から被害の全体像を把握し、広域応援要請の必要性（自衛隊の派遣・他都市への要請）及び優先する応急活動の選択等災害対応の基本方針を決定する。

ウ 平常業務の取扱い

平常業務は必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止する。

災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、各局・室・区長は所管の部・区本部の業務計画及びマニュアル等においてあらかじめ定めておく。

(2) 大規模災害時

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に

実施する必要がある。

このため、発災直後から概ね1週間以内に実施すべき、主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

大規模災害時の初動活動

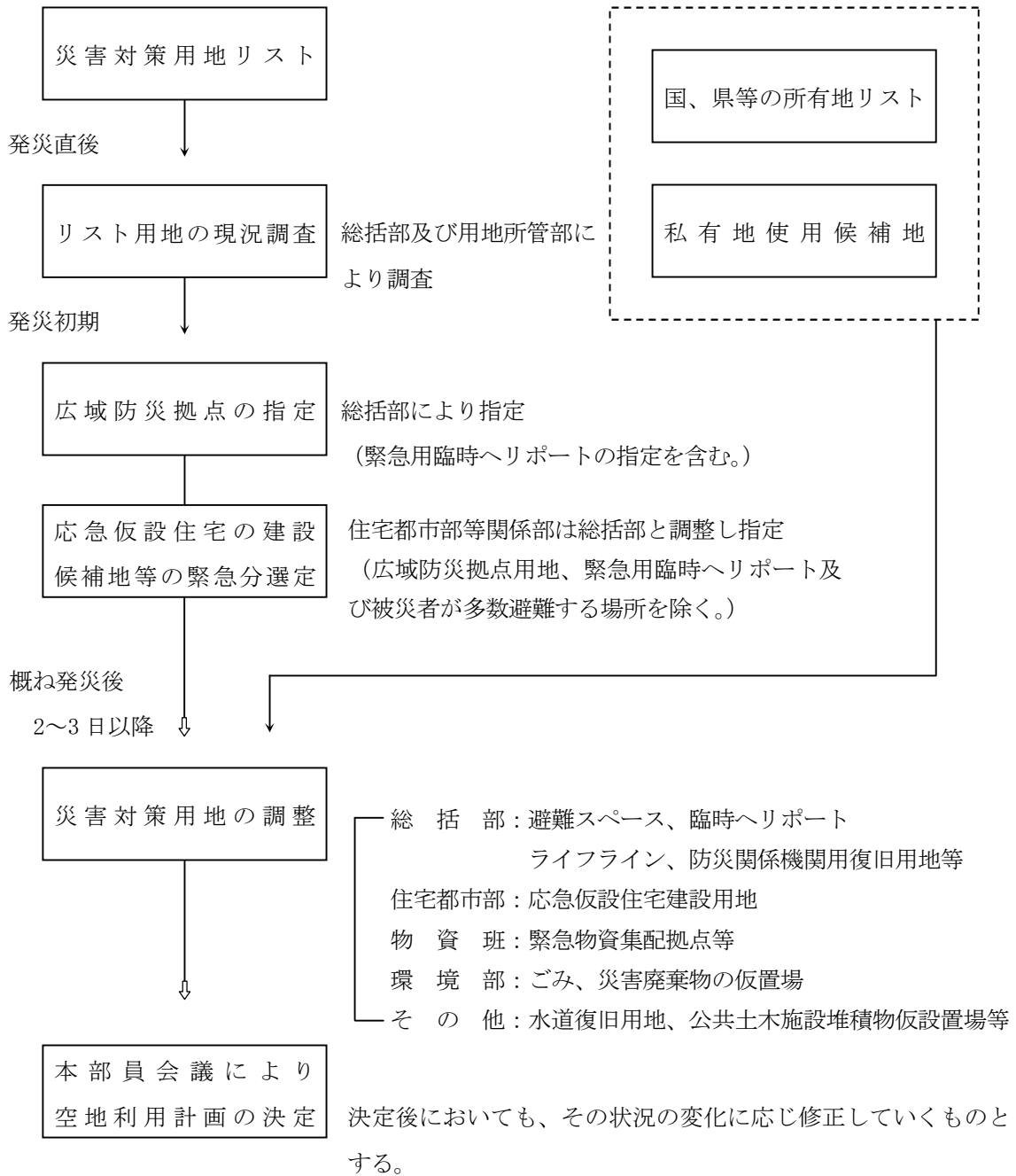
活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～
情 報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集
	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報（災害時要援護者、外国人への広報）	・被災者の生活情報の収集・伝達 ・災害広報紙の発行、配布	→→ →→
			・市外避難者への情報提供
	・安否確認（職員等）		
消 防 活 動	・消火・救急・救助活動	→→	
救 助 ・ 救 急 医 療 活 動	・生き埋め者等の救出活動	→→	→→
	・けが人、病人等の救急医療活動	→→	→→
	・高度医療機関への搬送		
避 難	・避難所の開設、運営	・避難所の運営	→→
		・避難者数等の実態把握	→→
		・避難所の衛生管理、食中毒対策、指導	→→
救 援 ・ 救 護 活 動	・飲料水、食糧の確保、供給	→→	→→
	・生活物資の確保、供給	→→	・生活物資、救援物資の配布
	・医療救護所の設置	→→	→→
災 害 時 要 援 護 者 へ の 対 応	・安否確認、要援護者の被災状況の把握	→→	→→
	・福祉避難所の確保	→→	→→
		・支援が必要な要援護者の把握	・福祉保健サービスの提供
		・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→

活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～
緊急輸送	・道路、橋梁等の被害状況の把握	・道路、橋梁等の応急復旧	→→
	・道路啓開、緊急輸送経路の決定及び確保	→→	→→
	・臨時ヘリポートの設置・運用	→→	→→
	・港湾施設被害状況の把握	・港湾施設の応急復旧	→→
ボランティア活動の支援	・拠点の開設、情報の提供	・情報の提供	→→
		・ニーズの把握（庁内）	→→
遺体捜索・埋火葬	・火葬場等施設被害状況の把握	・火葬場等の確保	→→
	・柩、ドライアイスの確保	→→	
	・遺体捜索	・遺体捜索、収容、処理、火葬	→→
廃棄物処理	・避難所等への仮設トイレの設置	→→	
	・ごみ焼却場、終末処理場等施設の被害状況の把握	・し尿処理、ごみ収集処理	→→
	・廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ (特に倒壊家屋の処理)
ライフラインの復旧	・ライフラインの被害状況の把握	・復旧活動	→→
被災地安全確保	・被災建物応急危険度判定士の派遣要請		
	・被災建物の状況把握及び応急措置	→→	→→
		・被災地環境保全対策	→→
	・二次災害の防止	→→	→→
生活安定対策			・り災証明発行の準備
			・応急仮設住宅建設の準備
			・被災住宅応急修理対策の準備
			・災害公営住宅の建設準備
			・学校再開の準備

(3) 災害対策用地の活用

大地震による被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿った空地需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、空地利用計画を策定し、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。

なお、災害発生後、災害対策用地の活用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。



(4) 勤務時間外（夜間・休日等）における市長（本部長）、副市長（副本部長）の緊急登庁

ア 本部長、副本部長の緊急登庁の決定

本部長、副本部長は次の場合に緊急登庁するものとする。

(ア) 市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

(イ) 市域の震度にかかわらず、地震災害により市域に相当の被害が発生し、又は東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報を除く。）が発表された場合

イ 本部長の緊急登庁

本部長から緊急登庁業務開始の指示を受けた総括部は、上記アのいずれの場合においても、消防隊に対し、本部長の緊急登庁開始地点を明示するとともに、以下のとおり、本部長緊急登庁業務の遂行を指示するものとする。

(ア) 道路が車両で通行できるとき

消防隊の車両により、本部長の緊急登庁業務を遂行する。

(イ) 道路が車両で通行できないとき

消防隊班員が緊急登庁開始地点まで出向し、自転車又は徒歩により、本部長緊急登庁業務を遂行する。

ただし、状況により総括部が消防航空隊のヘリコプターによる登庁の方が適していると判断した時は、ヘリコプターによるものとする。

ウ 副本部長の緊急登庁

総括部は、各消防隊における初動活動の状況を勘案して、以下のとおり、副本部長の緊急登庁方法を判断する。

(ア) 消防隊の車両等により緊急登庁が可能である場合は、上記イの定めに準じた緊急登庁方法とする。

(イ) 消防隊の車両等により緊急登庁が不可能である場合は、徒歩又は自転車等による緊急登庁方法とする。この場合、各副本部長の秘書を担当する者は、副本部長の所在地等について随時確認するものとする。

エ その他

(ア) 総括部及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。

(イ) その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、総括部が別に定める。

第3 職員の動員

1 動員の対象

各部・区本部の非常配備・動員計画において、あらかじめ定めた者とする。

ただし、勤務時間外において第3 非常配備の配備体制をとる場合には、当該体制の迅速な確立を図るため、勤務場所に近い住所地の職員を優先的に動員する。

2 勤務時間内における動員の方法

平常の勤務体制から配備種別への自動切り替えによる。

3 勤務時間外における動員の方法

(1) 職員の自発的参集

職員は、勤務時間外において地震が発生し、その地震が「配備の種別と体制」に定める配備事由に該当することを知ったとき、又は配備事由に該当することが予測されるときは、配備の指示を待つことなく、自発的に自己の勤務場所または、あらかじめ指定された場所に参集しなければならない。

この場合は、市役所や職場に参集するかどうかの電話による確認は行わない。

(2) 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示、伝達は、自発的参集の補完的措置として、通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内における伝達システムを、それぞれの「非常配備・動員計画」においてあらかじめ定めておく。

(3) 参集時の留意事項

ア 参集途上の措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの区役所、消防署又は警察署等に通報連絡するとともに、適切な措置をとる。

イ 交通規制による検問への対応

参集途上において、交通規制による検問にあった場合は、自己の身分、勤務場所、通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

ウ 被害状況等の報告

参集途上において、知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の指揮者（班長）に報告する。

(4) 職員の参集場所

ア 所属動員

自己の勤務場所に参集し、当該部の災害応急対策活動に従事する。

イ 指定動員

市域に震度5強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、あらかじめ職員を指定しあらかじめ指定された区役所又は局内公所へ参集し、当該区本部又は各部の長の指揮を受けて災害応急対策活動に従事する。

また、本部長は、各部・区本部の長の要請等に基づき、災害応急対策がおおむね終了したと認められた時に、本部員会議で協議し指定動員を解除するものとする。

4 指定動員者の指定

(1) 局内指定動員者

各局・室長は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。

(2) 区指定動員者

各局・室長は、市域に震度5強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、消防局防災部

防災室を通じ区長へ報告するものとする。

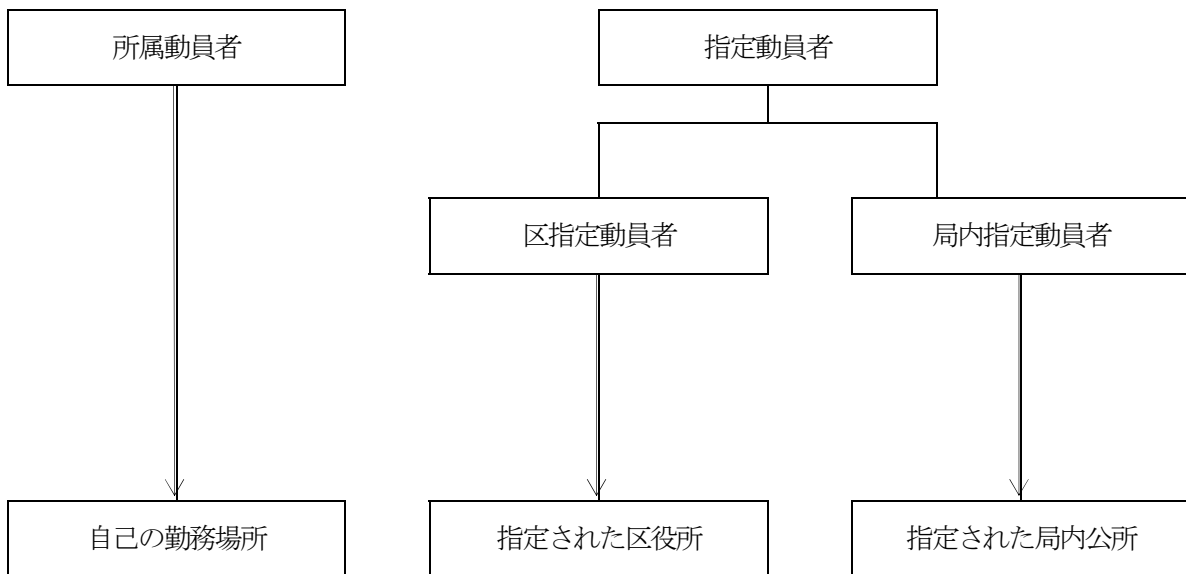
5 動員対象から除外する職員

- (1) 病気・負傷等により、応急対策活動に従事することが困難な者は、動員対象から除外する。
- (2) 病弱者・身体障害者等で、所属長があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外する。当該認定にあたり、養護者は、原則として除外を相当と認めることとする。
- (3) その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者は、動員対象から除外する。

6 職員参集状況の記録、報告

- (1) 各部・区本部の長は、職員参集状況を毎正時ごとに記録し、その累計を使用可能な各種の情報・通信機器により30分以内に、庶務部職員班へ報告する。
 なお、区本部長にあつては、区指定動員者の参集状況も併せて報告する。
- (2) 庶務部職員班は、あらかじめ定めた様式により職員参集状況を取りまとめ、本部員会議に提出し本部長に報告する。(本部幹事会議経由)

指定動員者の参集



第4 各部・区本部の非常配備・動員計画

1 計画の作成及び職員への周知

各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度すみやかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

2 計画の内容

各部・区本部の「非常配備・動員計画」は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- (1) 非常配備人員編成計画表（様式3-7-1）
- (2) 勤務時間外動員職員名簿（様式3-7-2）
- (3) 非常配備人員名簿（様式3-7-3）
- (4) 職員参集予定表（様式3-7-4）
- (5) 応急非常配備業務予定表（様式3-7-5）
- (6) 非常配備・動員連絡系統図（勤務時間内・勤務時間外）
- (7) 区指定動員者参集状況報告書（様式3-7-6）
- (8) 区指定動員者一覧表（様式3-7-7）

第5 各部・区本部間の相互応援

1 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあつては、所属する職員の応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

2 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策支援情報ネットワークシステムにより庶務部長（職員班）に要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合は、FAX（様式3-7-8）、口頭又は電話等により要請するものとする。

3 応援の決定

(1) 庶務部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、本部員会議で決定された後（緊急を要する場合は事後に本部員会議の承認を得るものとする。）、原則として災害対策支援情報ネットワークシステムにより応援要請を依頼した部・区本部に対して通知する。なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他区区役所に勤務する職員を優先して派遣するものとし、その応援計画は、市民経済部と協議のうえ作成するものとする。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。

(2) 本部幹事会議は、本部員会議の決定に基づき応援に必要な措置（応援職員の輸送用車両の調達等）を関係部に指示する。

4 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

◎計画表 3-7-1 防災活動体制及び配備基準

1 防災活動体制

災害時等の体制については、次のとおりとする。

区分	内 容	事 象 等	設 置 本部等	配 備 種 別
準備体制	災害の発生が予測される状況にあり、関係局及び区の所要の人員により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行できる体制	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	連絡 協議	準 備
		東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき		
警戒体制	災害が発生する恐れがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の推移に特に注意を要するときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員により、応急対策活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制	1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害） (2) 大雨警報（土砂災害） (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報 (6) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害 警戒 本部	第1 非常 配備
		東海地震注意情報が発表されたとき	地震 災害 警 戒 備 本 部	第3 非常 配備
非常体制	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員又は職員全員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制	1 台風の接近に伴い、警戒体制において対応する警報が発表されたとき、又は警戒体制において対応する警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき 2 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、津波警報の発表に伴い発せられたときを除く。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（津波又は大津波）が発表されたとき 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき 5 市域において、震度5弱（気象台発表）以上の地震が発生したとき 6 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害 対策 本部	第2 ～ 第4 非常 配備
		警戒宣言が発せられたとき	地震 災害 警 戒 本 部	第4 非常 配備

2 配備種別

災害時等の職員の配備については、次のとおりとする。

配備種別	事 象 等	体 制
準 備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき 4 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 （注1）別表1の該当局による配備体制
第1非常配備	1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害） (2) 大雨警報（土砂災害）（注2） (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報（注3） (6) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注4） 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5） 4 市域において、震度4（气象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	市本部関係部及び区本部の所要の人員により、主として応急対策活動の準備に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制 （注2）市本部各部及び別表2の該当区本部による配備体制 （注3）別表1の市本部該当部及び「愛知県沿岸」該当区本部による配備体制 （注4）別表3の市本部該当部及び該当区本部による配備体制 （注5）別表1の市本部該当部及び河川別の該当区本部による配備体制
第2非常配備	1 台風の接近に伴い、第1非常配備・1の警報が発表されたとき、又は第1非常配備・1の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき 2 「伊勢・三河湾」に津波警報（津波）が発表されたとき（注6） 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（はん濫注意情報）が発せられたとき（注7） 4 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、津波警報の発表に伴い、発せられたときを除く。（注8） 5 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （注6）別表3の市本部該当部及び該当区本部による配備体制 （注7）別表4の市本部該当部及び河川別の該当区本部による配備体制 （注8）別表1の市本部該当部及び河川別の該当区本部による配備体制
第3非常配備	1 市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき 2 「伊勢・三河湾」に津波警報（大津波）が発表されたとき 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（はん濫警戒情報又ははん濫危険情報）が発せられたとき（注9） 4 市域において、震度5弱（气象台発表）の地震が発生したとき 5 東海地震注意情報が発表されたとき 6 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	第2非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 （注9）市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制

配備種別	事 象 等	体 制
第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（はん濫発生情報）が発せられたとき（注10） 3 市域において、震度5強（气象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき 5 その他予想できない重大な災害が発生し、市長が当該配備を指示したとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注10）市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制

別表1 水防警報が発せられる河川名等及び配備該当局（部）・区本部

国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報		
河川名 (観測所)	局（部）	区本部	河川名等 (観測所等)	局（部）	区本部
庄内川 (志段味)	消防局（総括部） 緑政土木局（部） 上下水道局（部）	北、守山	新川 (水場川外)	消防局（総括部） 緑政土木局（部） 上下水道局（部）	北、西、中川、 港
庄内川 (枇杷島)		西、中村、中 川、港	日光川 (古瀬)		港
矢田川 (瀬古)			千種、東、 北、守山、名 東		天白川 (天白川)
	八田川 (味美)	北			
			愛知県沿岸 (名古屋市)		熱田、中川、 港、南、緑

別表2 大雨警報（土砂災害）が発表されたときの配備該当区本部

区本部
千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白

別表3 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部

津波予報の種類	部	区本部
津波注意報	総括部	港、南
津波警報（津波）	総括部、緑政土木部、上下水道部	熱田、中川、港、南、緑

※ 津波注意報発表時の配備種別は、総括部（消防署は港及び南消防署に限る。）及び港区及び南区を第1非常配備とする。

※ 津波警報（津波）発表時の配備種別は、総括部（消防署は港消防署に限る。）及び港区を第2非常配備とし、総括部（消防署は熱田、中川、南及び緑消防署に限る。）、緑政土木部及び上下水道部並びに熱田、中川、南及び緑の各区にあつては第1非常配備とする。

別表4 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当部・区本部

気象庁長官と国土交通大臣が 共同して行う洪水予報			気象庁長官と愛知県知事が 共同して行う洪水予報		
河川名 (観測所)	部	区本部	河川名 (観測所)	部	区本部
庄内川 (志段味)	総括部 健康福祉部 緑政土木部 上下水道部	北、守山	新川 (水場川外)	総括部 健康福祉部 緑政土木部 上下水道部	西、中川
庄内川 (枇杷島)		西、中村、熱田、中 川、港			
矢田川 (瀬古)		東、北、西、中村、 熱田、中川、港、守 山	天白川 (天白川)		瑞穂、南、緑、天白

※ 健康福祉部にあつては、公所班を除く。

◎様式 3-7-1 非常配備人員編成計画表

〇〇部・区本部

	第3 非常配備			第4 非常配備		
	班 長	班 員	計	班 長	班 員	計
部 長・区本部長						
副部長・区副本部長						
〇 〇 班						
~~~~~						
合 計						

(注) 第3非常配備において正規の班別編成が困難な場合は、班を統合し非常配備人員を編成することができる。

◎様式 3-7-2 勤務時間外動員職員名簿

課(班)	補職名	氏名	電話番号	所要時間 (徒歩)	手段	住所	血液型	生年	性別	備考
				( )						
				( )						
				( )						
~~~~~										

- (注) 1 所要時間の徒歩の欄は、必ず記入する。
 2 手段は、原則として徒歩、自転車、オートバイとする。自動車は特に遠距離の場合を除き使用しないものとする。
 3 所要時間は、徒歩(4km/時)、自転車(10km/時)、オートバイ(20km/時)とする。
 4 公共交通機関は使用不能と想定する。

◎様式3-7-3 非常配備人員名簿

種別 班(課)	第3非常配備		第4非常配備	
	班(課)	人員	班(課)	人員
○○班 (○○課)	第1班	◎ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ (人)	◎ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	
	第2班	(人)		
	第3班	(人)		(人)
○○班 (○○課)	第1班	(人)		

(注) ◎印は班長

◎様式3-7-4 職員参集予定表

○○部・区本部

発災後の 時 間	合 計 (累計)	○ ○課 (○○班)	○ ○課 (○○班)	○ ○課 (○○班)	○ ○課 (○○班)	○ ○課 (○○班)	○ ○課 (○○班)	○ ○課 (○○班)
30分以内	人	人	人	人	人	人	人	人
0.5~1	()	()	()	()	()	()	()	()
1~2	()	()	()	()	()	()	()	()
2~3	()	()	()	()	()	()	()	()
3~4	()	()	()	()	()	()	()	()
4~5	()	()	()	()	()	()	()	()
5時間超	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) () 内には累計を記入する。

◎様式3-7-5 応急非常配備業務予定表

発災後の 時間	配備予定 人員数	〇〇班		〇〇班		〇〇班		〇〇班	
		人	業務	人	業務	人	業務	人	業務
1 時 間 以 内	人								
1 ~ 2	人								
2 ~ 3	人								
3 ~ 4	人								
4 ~ 5	人								

(注) 配備予定人員数は、該当する時間帯における参集予定人員の累計をもって充てる。

◎様式3-7-6 区指定動員者参集状況報告書

補職名		氏名		男・女	血液型	
住所				電話番号		
所属	局・室	部	課・室	職員番号		
参集場所	() 区役所			生年月日		
参集方法	徒歩・自転車・バイク			*いずれかに○を		
参集場所までの時間	時間	分	徒歩 (4km/時) 自転車 (10km/時) オートバイ (20km/時) とする			
* 公共交通機関・自家用車は使用不能と想定する						
参集経路						

*この報告書は、非常参集時(震度5弱以上の地震)に自宅からの参集時間等を記入するものです。参集経路がわかるように、道路、橋、主要建物などを記入してください。

◎様式3-7-7 区指定動員者一覧表（区）

部

番号	所属	補職・係	職員番号	氏名	性別	年齢	血液	住	所	参集時間	参集距離	参集方法
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	
										時間 分	. km	

※ 参集方法については番号で記入願います。(徒歩：1、自転車：2、バイク：3)

◎様式3-7-8 応援職員要請書

庶務部長あて		年 月 日
		主管部長名
応援を要請する理由		
期 間	月 日 ~ 月 日	
従 事 場 所		
従 事 内 容		
必 要 人 員 (職 種 別) (男 女 別)		
携 行 品		
集 合 日 時 ・ 場 所		
その他要請に必要な事項		

第8節 情報連絡活動

地震災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、市の保有する通信連絡手段及び情報処理装置を最大限に活用し、早期に市内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、必要に応じ国・自衛隊等に救援要請を行う。さらには、住民の心理的動揺によるパニック等の混乱を防止するため、報道機関に協力を求め、積極的な広報活動を展開する。

第1 発災直後の情報収集

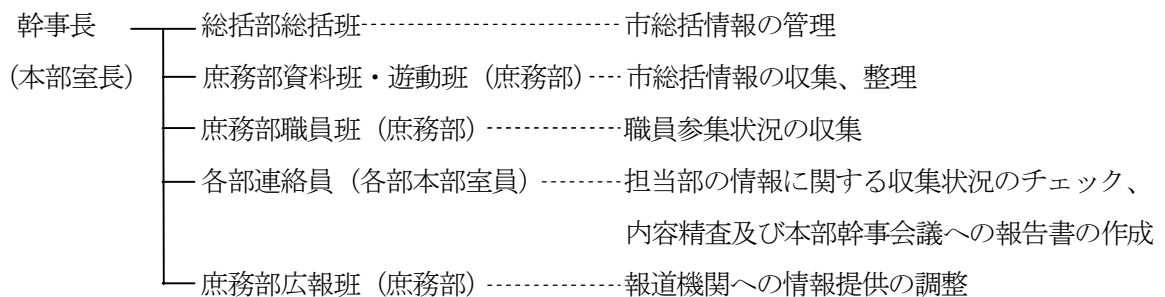
防災指令センターは地震の発生を覚知したときは、直ちに高所監視カメラ、119番通報及びヘリコプター映像等の情報により市内の被害状況を確認するものとする。

これにより、市内に被害を覚知した場合は、各部に必要な情報の報告を指示するものとする。

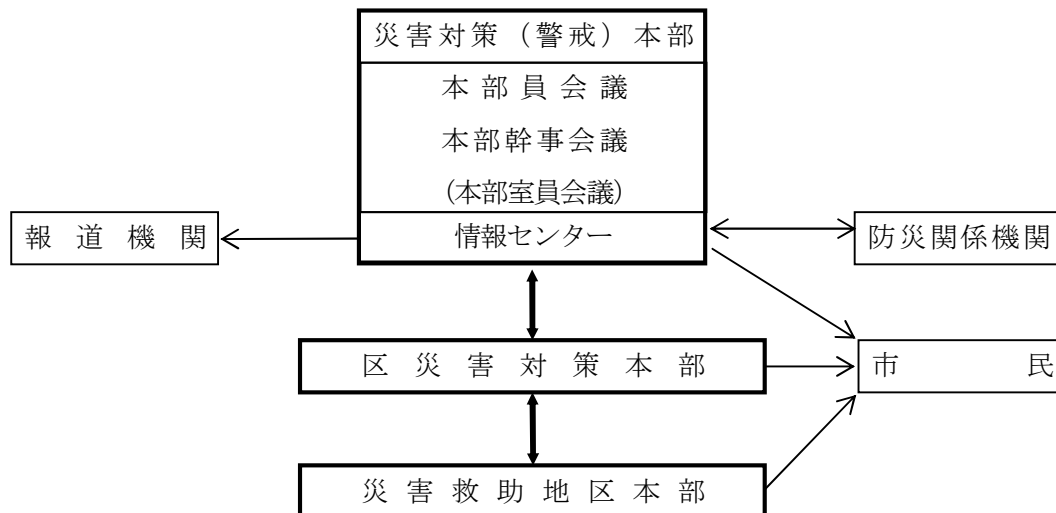
第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設

災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎8階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は各部連絡員（本部室員）を通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。

1 情報センターの運営



2 情報センターの位置づけ



第3 情報等の種別及び収集・伝達

地震災害時において、情報センターを中心に展開される複数多岐な各種の情報連絡活動を、分類整理し、情報の種別ごとに、その収集・伝達等の連絡方法を定める。

1 情報の種別

(1) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等

気象庁又は名古屋地方気象台発表の津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等
愛知県震度情報ネットワークシステムによる震度に関する情報

(2) 被害情報

地震による被害の発生状況に関する情報

(3) 対策情報

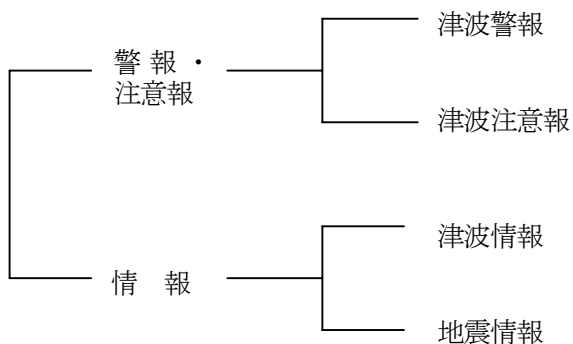
地震災害に対する応急対策の実施に関する情報

2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等

津波に関する情報の伝達の基本的な事項は、第2章第17節第2の2に定めるところによるほか、観光客や釣り人など、沿岸地域の居住者以外の人々への情報提供に配慮し実施する。

また、船舶や漁船に対し、防災機関と協力し船の固定や港外退避など必要な措置の広報を実施する。

(1) 情報等の種類



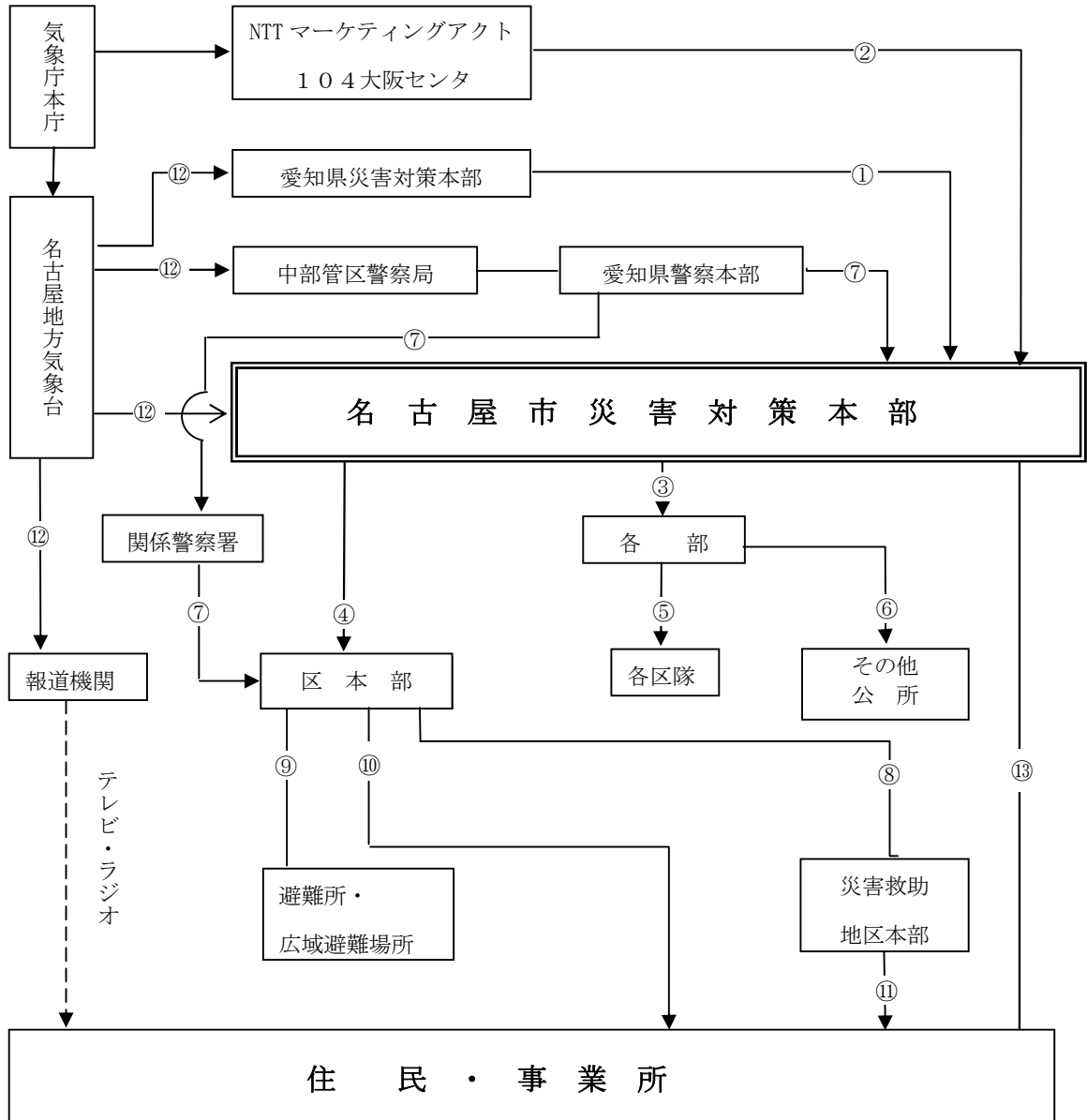
(2) 情報等の伝達系統及び伝達手段

津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段は、次の図・表のとおりである。

(3) 情報等の収集

臨海部の区本部、各区隊及びその他の公所においては、津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等をテレビ、ラジオより入手するよう努める。

津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段



区分	伝達手段 (左から優先活用順)	区分	伝達手段 (左から優先活用順)
①	県高度情報通信ネットワークファクシミリ	⑧	広報車、情報連絡員 (伝令)、電話、無線
②	ファクシミリ (マーケティングアクト104大阪センタは警報のみ)	⑨	広報車、情報連絡員 (伝令)、電話
③	災害対策支援情報ネットワーク、ファクシミリ及び庁内放送	⑩	広報車、情報連絡員 (伝令)、同報無線
④	災害対策支援情報ネットワーク、庁内放送、無線ファクシミリ、ファクシミリ	⑪	災害救助地区本部委員による巡回
⑤	災害対策支援情報ネットワーク、電話、無線、ファクシミリ	⑫	防災情報提供システム
⑥	災害対策支援情報ネットワーク、電話、ファクシミリ	⑬	同報無線、緊急速報メール、電子メール、消防ヘリ等
⑦	電話、ファクシミリ		

3 被害情報

(1) 被害情報等の区分及び収集担当

被害情報等の収集・伝達は、原則として、次表の区分に基づき各担当部が行う。ただし、区本部は、担当する被害等の情報のほか、各部が収集する区内の被害情報等を総合的に把握する。

なお、各部・区本部は、自己以外の部・区本部が収集する被害情報等を入手した場合には、速やかに担当部へ伝達する。

(人、建物の被害)

情報の区分		情報の内容	担当部
人的被害		死者、行方不明者、負傷者（重傷、軽傷）	区本部 ※
住家被害		全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水	区本部 ※ （総括部）
非住家被害	公共建物	全壊（焼）、半壊（焼）	所管部、区本部、（総括部）
	その他	全壊（焼）、半壊（焼）	区本部 ※、（総括部）
住民り災状況		り災世帯数、り災者数	区本部

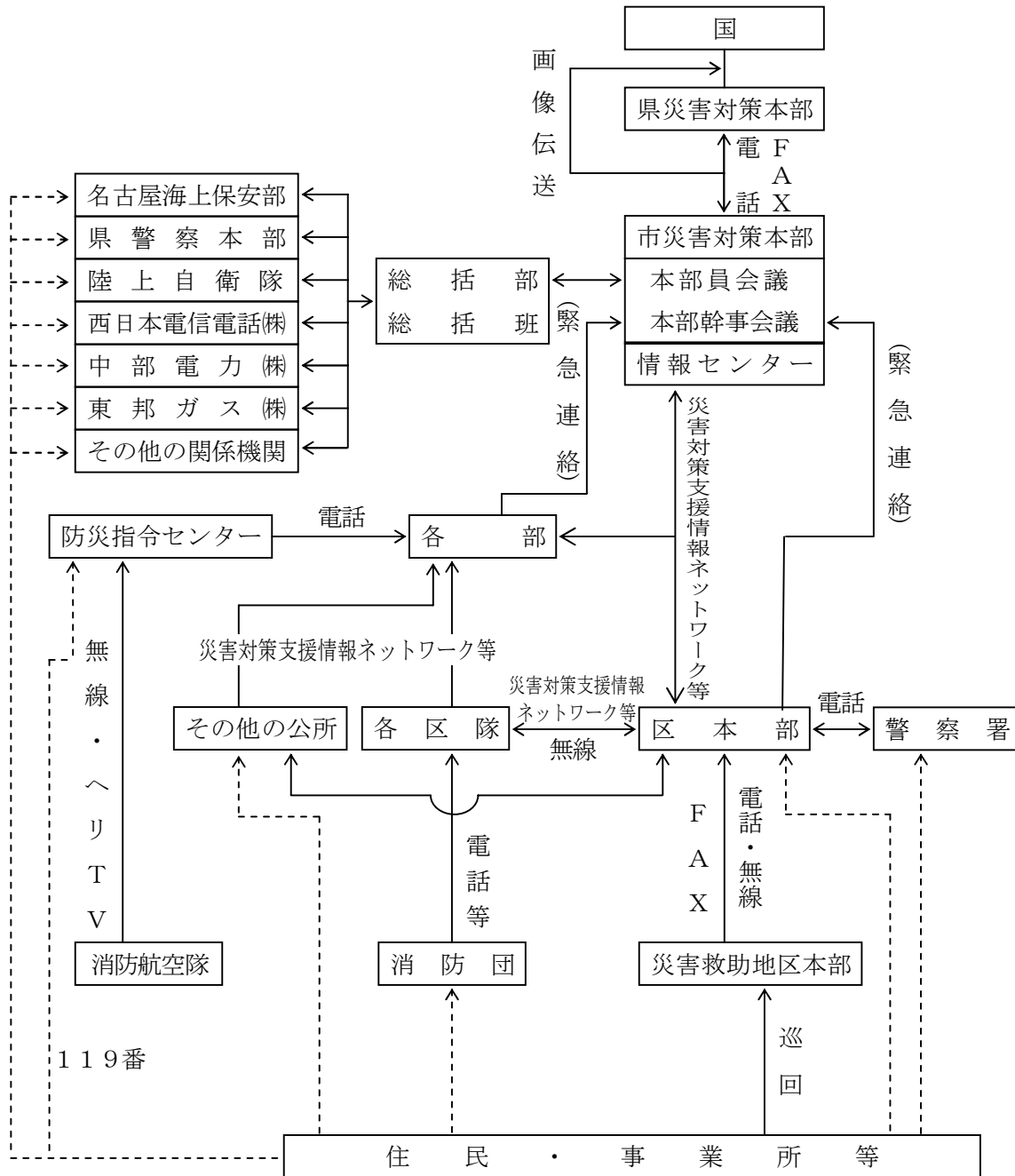
(注) 担当部の欄中（ ）書きの部にあつては、情報の内容欄中（ ）書きを行うことを示す。

※ 担当部以外の部が被害情報等を入手した場合には災害対策支援情報ネットワークシステムに情報入力するとともに、その旨を担当部に伝達する。

(部門別の情報)

情報の区分	情報の内容	担当部
土木関係情報	道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池	緑政土木部
病院関係情報	市立病院	病院部
教育関係情報	市立学校等、社会教育施設、文化財施設	学校部
民生関係情報	社会福祉施設	健康福祉部
市営住宅関係情報	市営住宅、附帯施設	住宅都市部
水道関係情報	水道施設、工業用水道施設	上下水道部
下水道関係情報	下水道施設	上下水道部
交通関係情報	市バス・地下鉄関係施設	交通部
公園関係情報	公園、街路樹、街園	緑政土木部
危険物関係情報	危険物施設	総括部
商工業関係情報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具等、観光施設	市民経済部
農業関係情報	農地、農業用施設、農作物、畜産物等	緑政土木部
その他の情報	上記以外の所管施設	所管部
	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設	総括部

(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段



- * 災害対策本部内における情報の共有化については、原則、災害対策支援情報ネットワークシステムによることとし、その補完として電話及びFAXを活用する。
- * 有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。
- * ……は、住民、事業所等からの通報を示す。

(3) 被害情報等の収集・報告の方法

ア 被害情報の収集・報告内容は、災害規模に比例し増大する。このため被害判定基準(別表3-8-1)に基づく被害情報の収集・報告は、災害規模に応じ、非常配備の種別ごとに次のように行うものとする。

イ 収集の方法

(ア) 収集内容

非常配備の種別に関わらず、全被害情報とする。

(イ) 当日の報告内容

a 第1・第2 非常配備

全被害情報とする。

b 第3・第4 非常配備

死者、行方不明者、負傷者(重傷)、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

(ウ) 確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定報告を消防長に提出する。

ウ 報告の方法

(ア) 報告先

各部・区本部からの報告先は情報センターとする。

ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する(区本部情報については、総括部総括班経由とする)。

報告手段は、原則として、災害対策支援情報ネットワークシステムとする。ただし、必要に応じて各部は情報連絡員(伝令)、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。

(イ) 報告の様式(情報連絡員(伝令)・ファクシミリの場合)

a 区本部の場合—風水害等災害対策編別記様式3-4-0~5による。

b 部の場合——風水害等災害対策編別記様式3-4-0、3-4-4、3-4-5による。

また、各部ごとに、担当する被害に応じて、集計様式を作成する。

エ 県災害対策本部への報告

総括部総括班は庶務部資料班が取りまとめた被害情報をすみやかに県災害対策本部へ報告する。報告窓口は、県本部が設置されたときは県本部情報部方面班に、県本部が設置されていないときは県防災局災害対策課とする。

(報告又は伝達を要する場合)

- ・ 県災害対策本部が設置されたとき
- ・ 市災害対策本部が設置されたとき
- ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき

オ 被害写真の撮影

被害状況の確認、報告、記録のため、各部・区本部は被害写真の撮影に努めるものとする。
また、記録映画の作成に努める。

4 対策情報

応急対策の実施上必要な各種の報告、依頼、要請等の情報の伝達方法、手段、系統等について定める。区本部はその管内の対策情報を総合的に把握する。

(1) 対策情報の種類

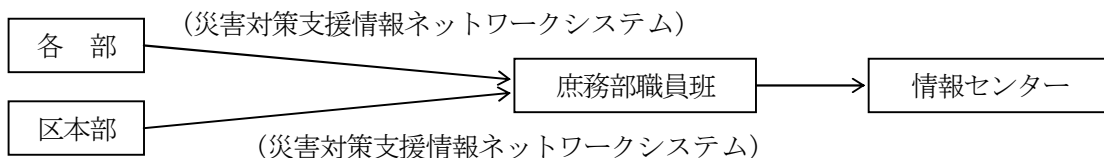
- ア 職員参集状況の報告
- イ 住民避難状況の報告
- ウ 車両、資機材等の調達依頼
- エ 職員の応援要請
- オ 自衛隊の派遣要請
- カ 応急対策の実施要請
- キ 応急対策の実施状況の報告
- ク その他応急対策上必要な事項

(2) 対策情報の伝達方法

ア 職員参集状況の報告

職員参集状況は、毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークシステムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、風水害等災害対策編別記様式3-4-6によりファクシミリにて伝達する。

(伝達系統)



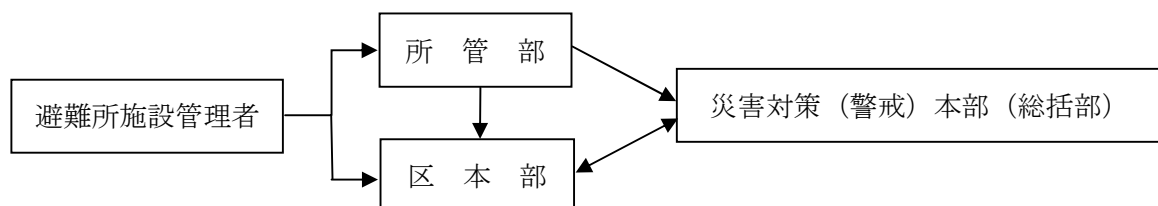
※関連事項は「第7節 初動活動体制」を参照

ただし、災害対策支援情報ネットワークシステムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式3-4-6によりファクシミリにて伝達する。

イ 住民避難状況の報告

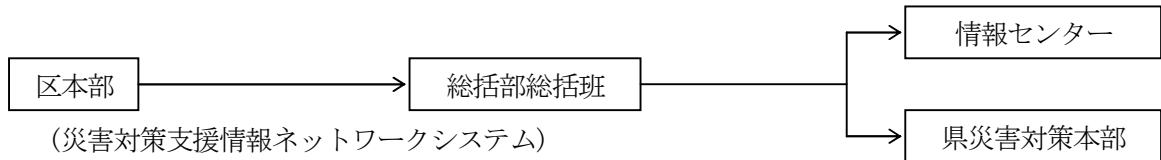
(ア) 避難所開設指示以前における避難所施設の情報

住人が自発的に避難所施設に避難した場合等における避難所施設情報の伝達系統は次のとおりとする。



(イ) 避難所開設指示後における避難所施設の情報

区本部は、避難所施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークシステムにて、総括部総括班へ報告する。

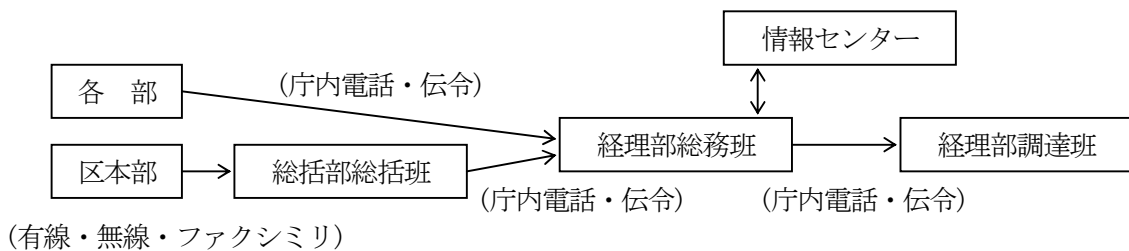


ただし、災害対策支援情報ネットワークシステムを使用することができない場合には、別記様式3-4-7によりファクシミリにて伝達する。

ウ 車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して調達依頼を行う。

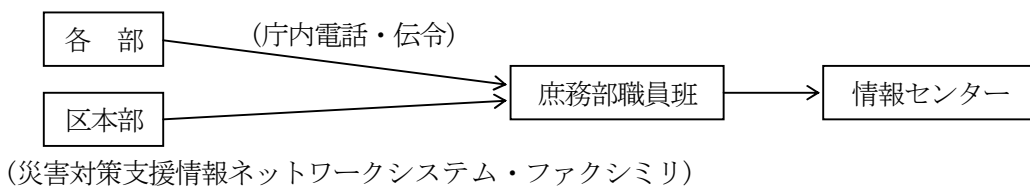
(伝達系統)



※関連事項は「第15節 輸送・緊急輸送道路」参照

エ 職員の応援要請

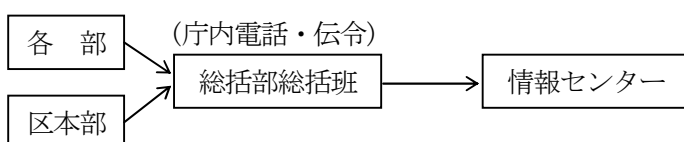
他の部又は区本部の職員の応援を必要とする場合は、庶務部職員班に対し災害対策支援情報ネットワークシステムにて職員の応援要請を行う。(ただし災害対策支援情報ネットワークシステムを使用することができない場合には様式3-7-8によりファクシミリにて庶務部長あてに要請する。)



※関連事項は「第7節 初動活動体制」の第7を参照

オ 自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部総括班に対し、派遣要請依頼を行う。(総括部長あて様式3-11-1 (3-11-2) を提出する。)



※関連事項は「第11節 応援要請」を参照

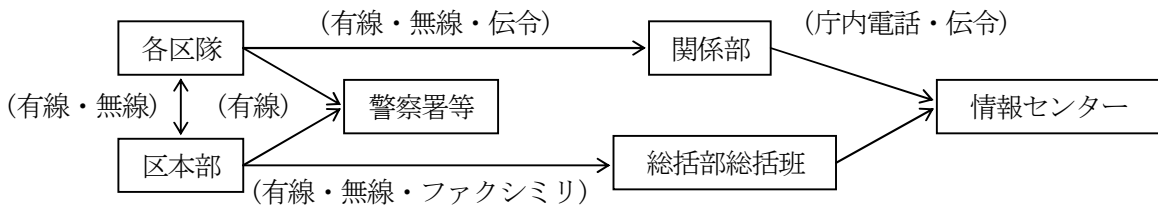
(有線・無線・ファクシミリ)

カ 応急対策の実施要請

各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は総括部総括班を経由する。

なお、区本部、各区隊、警察署、その他防災関係機関の出先等の間においては、各相互間で直接実施要請を行い、事後、本部幹事会議にその旨報告する。

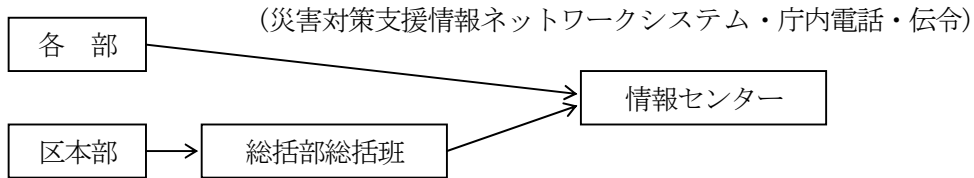
(伝達系統)



キ 応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは災害対策支援情報ネットワークシステムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は総括部総括班を経由する。

(伝達系統)



(災害対策支援情報ネットワークシステム)

ただし、災害対策支援情報ネットワークシステムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式3-4-1~5により、ファクシミリにて伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、区本部より直接本部幹事会議へ報告する。

ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については総括部総括班へそれぞれ報告する。

第4 通信連絡手段の確保及び活用

地震災害時の通信手段は、前項までに定めた他、次のとおり確保し、関係機関への通信に努める。

1 無線電話

(1) 無線電話の統制

ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、総括部指令センター班が行う。

イ 消防無線、上下水道無線の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。

ウ 各無線電話の通信系統図は、附属資料編233ページ参照。

(2) 無線機能の確保

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、附属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し、機能維持に努める。

2 情報連絡員（伝令）の派遣

有線電話が途絶し、無線電話のない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜、情報連絡格員を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼

災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。

4 通信施設の応急復旧

各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、西日本電信電話株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。

(資料)

- | | |
|---------------|----------------|
| ・無線通信系統図 | (附属資料編 234ページ) |
| ・地震・津波に関する情報等 | (419ページ) |

◎別表3-8-1 被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により、損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹本等のたい積により一時的に居住することができないもとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもとする。

被害区分		判定基準	
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤防の決壊	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		水があふれる	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	堤防の決壊や水があふれる状態にはないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨海交通のための施設とする。	
	砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準要される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		

被害区分		判定基準
その他	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。		

被害区分		判定基準
公共施設被害 市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第9節 広報・広聴活動

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報・広聴活動は非常に重要なことである。

このため、被害状況、応急対策の実施状況等について、報道機関の協力を得ながら市民に対し迅速かつ的確に広報するとともに、応急対策・復旧対策に市民の意見等を反映させるため広聴活動を実施する。

第1 広報活動

災害広報活動は、人心の安定、パニック等の混乱の防止を目的として、地震発生後ただちに開始し、以後応急対策活動の進展に伴い、状況の変化に対応して適宜実施する。

1 広報事項

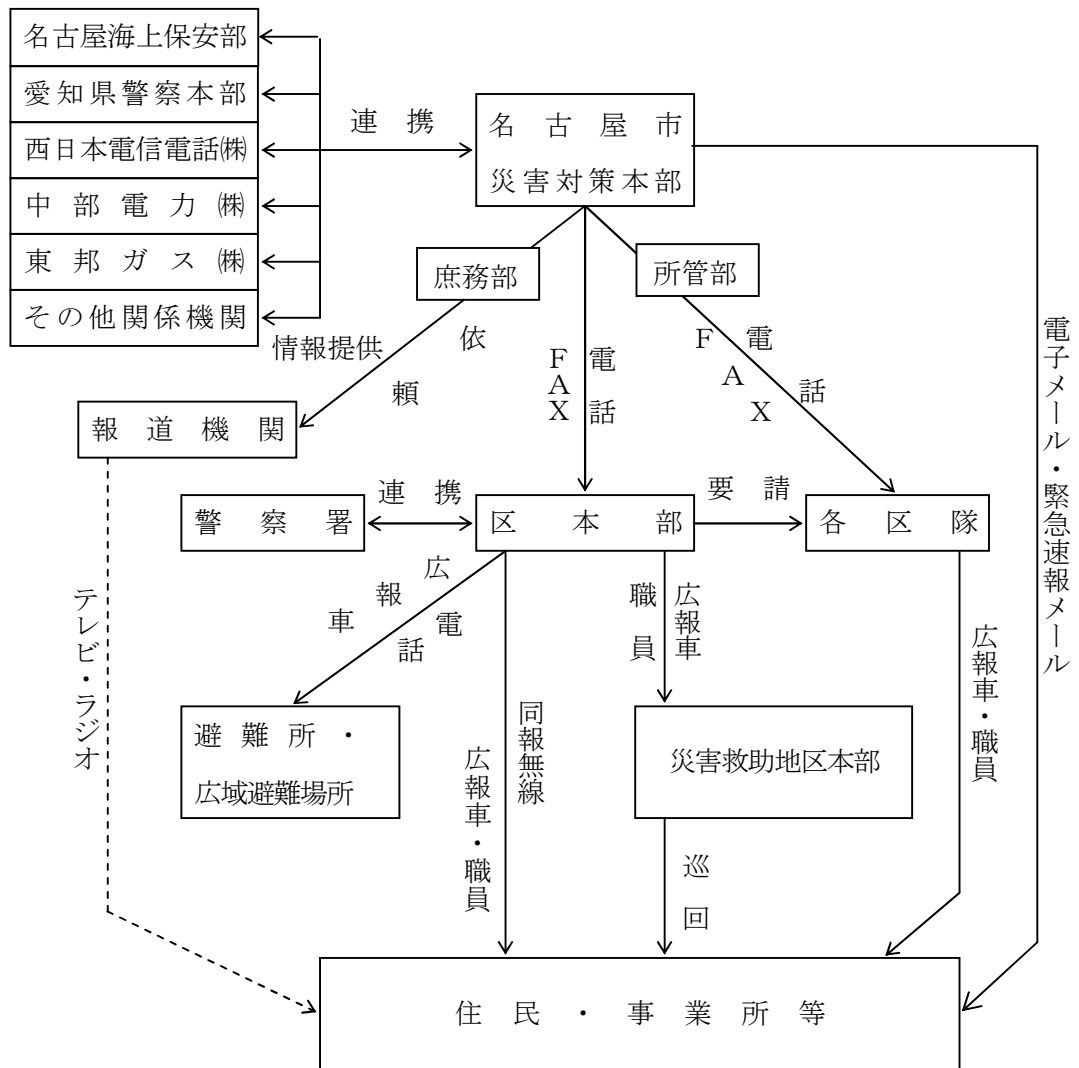
(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震、津波に関する情報等
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難の勧告、指示
- エ 出火防止、人命救助の協力呼びかけ
- オ 市内の被害状況の概要（建物破壊、火災の発生等）
- カ 市の応急対策実施状況
- キ その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 地震、津波に関する情報等
- イ 被害情報及び応急対策実施情報
- ウ 生活関連情報
 - （ア）電気、ガス、水道の状況
 - （イ）食糧、生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路・交通状況
- カ 市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況
- キ 医療機関の活動状況
- ク その他必要な事項

2 地震発生直後の広報事項の伝達系統



3 広報の方法

(1) 広報車、同報無線等による広報

区本部及び関係部は、広報車、同報無線等を利用して、必要な地域へ広報を実施するとともに、職員による広報、災害救助地区本部委員による地域巡回、個別訪問等を行う。

(2) 報道機関との連携

ア 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、総括部は、庶務部の協力を得て、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

イ 報道機関への情報提供等

(ア) 総括部は、災害発生直後において、第1報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。

(イ) 庶務部は、災害対策本部情報センター（以下「情報センター」という）と連携して報道機

関への情報提供を総括的に行う。

(ウ) 総括部は、ラジオライフラインネットワーク（CBCラジオ、東海ラジオ、FM-A I C H I、Z I P-FM、NHK名古屋放送局、名古屋市消防局、名古屋市上下水道局、東邦ガス、中部電力及びNTT西日本で組織する電話会議システムを利用した情報提供ネットワーク）による同時放送を活用した情報提供を行う。

ラジオ局により電話会議システムが起動された後、市内の被害状況、市災害対策本部の応急対策等の情報提供を行う。また、本部員会議結果に基づいた情報提供についてもその都度行う。

(エ) 各部・区本部に関する情報提供や取材については、原則として市災害対策本部にて対応することとし、各部・区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターに報告を行う。

(3) インターネットの活用

(1)、(2)を補完するため、情報センターは、インターネットを活用し、災害に関する情報の広報を行う。

(4) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用

中部電力株式会社が運営する登録型メール配信サービスである「きずなネット防災情報」を活用して、広報事項の配信を行う。

(5) 緊急速報メールの活用

緊急情報配信サービスである、NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI及びソフトバンクの「緊急速報メール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し地震、津波に関する情報等及び避難の勧告、指示に関する広報事項の配信を行う。

(6) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成

広報紙による広報は、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、有効であることから、庶務部は、印刷業者等の協力を得ながら迅速に臨時の広報紙を発行する。

また、各部・区本部は、必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

(7) 市政PR番組等の利用

庶務部は、市の提供する市政PRテレビ・ラジオ番組等を積極的に利用し、必要な広報を行う。

4 災害時要援護者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシにより情報提供を行うとともに、手話通訳、文字情報を取り入れたテレビ報道を要請する。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての情報提供を要請するとともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国人への情報提供は、庶務部が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣、上記3(4)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。

また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオによる多言語放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

第2 広聴活動

市民経済部及び区本部は、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、原則、災害対策本部設置後、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関、さらには専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

1 被災相談窓口の設置

市民経済部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。

この場合、市民経済部は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。

2 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

(資料)

- ・災害時の放送に関する協定 (附属資料編 486ページ)
- ・区別広報車保有状況 (附属資料編 288ページ)

第10節 災害救助法の適用

本市の区域内で一定規模以上の災害が発生した場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助が行われる。

第1 適用基準

災害救助法は、市、区、町、村の区域を単位として、住家の滅失した世帯数が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にある場合に適用される。本市における適用基準は、下表のとおりである。

(1) 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）

区 分	人 口 〔平成22年〕 〔国勢調査〕	1号適用 〔市内の被 害世帯数〕	2号適用 〔県下の被害世帯 2,500以上の時〕	3号適用	4号適用
全 市	人 2,263,894	世帯 150	世帯 75	(前段)	多数の者が生命
千種区	160,015	100	50	県下の被害世帯数が12,000以上、かつ本市内の被害世帯が多数である場合 (後段) 被害が隔離した地域に発生したものである等 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある 場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合	又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合など
東 区	73,272	80	40		
北 区	165,785	100	50		
西 区	144,995	100	50		
中村区	136,164	100	50		
中 区	78,353	80	40		
昭和区	105,536	100	50		
瑞穂区	105,061	100	50		
熱田区	64,719	80	40		
中川区	221,521	100	50		
港 区	149,215	100	50		
南 区	141,310	100	50		
守山区	168,551	100	50		
緑 区	229,592	100	50		
名東区	161,012	100	50		
天白区	158,793	100	50		

(注) 本市においては、区を単位として適用することもできる。

(2) 被害世帯数の算定

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一樣ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（昭和43年6月14日付結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知、第3節情報連絡活動被害判定基準参照）に基づき、被害世帯数を算定する。

なお、その算定にあたっては、

ア 全壊、全焼及び流失 → 1世帯

イ 半壊、半焼 → 1/2世帯

ウ 床上浸水、土砂竹木の堆積による一時的居住不能 → 1/3世帯

として換算し、算定する。

第2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間（一般基準）は、厚生労働大臣が定める基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に従い、県知事が定めることとなっている（昭和40年10月29日愛知県規則第60号）。

また、この基準では適切な救助を行うことがこんな菜場合は、県知事が厚生労働大臣と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置
- (2) 食品、飲料水の給与
- (3) 被服、寝具等の給与
- (4) 医療、助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 住居またはその周辺の土石等の障害物の除去

第3 救助の実施

災害救助法による救助は、国の責任で行われるが、その実施については都道府県知事の法定受託事務とされており市町村長はその補助機関としての役割をもつ。

そして、都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。

また、災害発生から救助の実施に至るまでの事務は下記のようなになる。

- (1) 被害状況の把握「庶務部がとりまとめる被害情報（第3章 第8節 情報連絡活動）による。」
- (2) 適用要請「市長（本部員会議で協議・決定）→県知事」
- (3) 適用通知「県知事→市長」
- (4) 救助、権限の委任通知「県知事→市長」

(5) 救助の実施

救助の実施については種類に応じて関係各部が行い、適用要請及び救助終了後の国庫精算については健康福祉部が行うものとする。救助の内容等については本部員会議等において十分協議し、適正な救助の実施を図るものとする。

(資料)

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表） （附属資料編 389ページ）

第11節 応援要請

地震災害が発生した場合において、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請について定める。

第1 他の地方公共団体等への応援要請

応急対策を実施するうえで、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長(本部長)は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

1 応援要請の種類

(1) 法令に基づく要請

要請先 根拠	消防庁長官	指定地方行政 機関の長	知事	市町村長等
災害対策基本法	—————	・職員の派遣要請 (29条2項)	・指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 (30条1項) ・他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請 (30条2項) ・応援の要求及び応急措置の実施要請 (68条)	・応援の要求 (67条)
地方自治法	—————	—————	・職員の派遣要請 (252条の17)	・職員の派遣要請 (252条の17)
消防組織法	・消防の応援要請 (44条) (県知事を通じ) 《緊急消防援助隊》	—————	—————	—————

(2) 協定、覚書に基づく要請

名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局
災害時等の応援に関する協定書	中部9県1市	消 防 局
20大都市災害時相互応援に関する協定	東京都及び19政令都市	
消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防組合	
愛知県内広域消防相互応援協定	県内29市町8消防組合1広域連合	
五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市	
愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁	
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	県下88市町村及び27事務組合	環 境 局
20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び19政令都市	健康福祉局
20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び19政令都市	
災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県下22市町村及び9事務組合	
大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	県警交通部長及び緑政土木局長	緑政土木局
中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	中部地方整備局及び中部5県3市	
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体	上下水道局
18大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び17政令都市	
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	
災害時における連絡・連携体制に関するルール	東京都及び19政令都市	
下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール	中部10県4市	

2 応援要請の基準

市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

- (1) 各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

【緊急消防援助隊要請の場合】

市長（本部長）は、被災状況等から名古屋市消防局の消防力及び県内広域消防相互応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに県知事に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

ただし、速やかに県知事と緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請することができる。

3 応援要請の方法

- (1) 市長（本部長）は、本部員会議の協議に基づき、応援要請を決定する。その実施を本部幹事会議に指示する。
- (2) 総括部総括班は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。

4 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動するものとする。

5 費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

第2 自衛隊に対する派遣要請

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、県知事に対して部隊の派遣要請を依頼することができ、この場合、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。また、通信等の途絶により、前述の要求ができない場合には、市長は、同条第2項の規定により、自衛隊に通知することができる。なお、同条第1項及び第2項の規定により、自衛隊に通知をしたときは、同条第3項の規定により、速やかにその旨を県知事に通知する。

1 自衛隊の救援活動の要請範囲

人命救助を最優先とし、災害時の状況に応じて下記の救援活動内容を基準として、要請する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 被災者等の捜索・救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもつて、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。）

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 派遣要請依頼

(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合

ア 各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式3-11-1）により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ 防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に進言する。

ウ 本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を決定する。

エ 総括部総括班は、災害派遣要請依頼書（様式3-11-1）を県知事（県県民生活部防災局防災課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

オ 総括部総括班は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。

カ 総括部総括班は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。

キ 総括部総括班は、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。

ク 総括部総括班は、県知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した部・区本部に対して、災害派遣の有無、災害の規模、その他派遣に関する必要な事項を伝達・指示する。

(2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知する場合

ア 各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式3-11-1）により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ 防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に進言する。

ウ 本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を選定する。

エ 総括部総括班は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を選定する（陸、海、空）。

オ 総括部総括班は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。

カ 総括部総括班は、速やかに、県知事に自衛隊への通知をした事項について通知する。

キ 総括部長は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知した内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。

(3) 通知連絡先

通知連絡先は原則、陸上自衛隊第10師団とする。ただし、具体的応援要請の活動内容が、航空機または船舶による輸送、救助等確定している場合は航空、または海上の各自衛隊へ通知するものとする。

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号 (内線)
陸 上 自 衛 隊 第 10 師 団	第 3 部 防 衛 班	(052)-791-2191 (530)
陸上自衛隊第35普通科連隊	連 隊 本 部 第 3 科	(052)-791-2191 (昼4831, 夜4509)
海上自衛隊横須賀地方総監部	防 衛 部 第 3 幕 僚 室	(0468)-22-3500
航 空 自 衛 隊 小 牧 基 地	第 1 輸 送 航 空 隊 防 衛 部	(0568)-76-2191

3 連絡幹部等の受入れ

(1) 自衛隊が災害派遣を実施した場合、連絡調整のため自衛隊から派遣される、無線機を装備した数名による連絡幹部等を受入れる。

(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎8階災害対策本部情報センターとする。

4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応

(1) 総括部

- ア 連絡員を自衛隊の救援活動現地へ派遣する。
- イ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、区本部、緑政土木部等の関係部に対し、ヘリポート可能か所の使用に関する指示、調整を行う。

(2) 派遣要請を依頼した部・区本部

- ア 派遣部隊を災害現地へ誘導する。
- イ 派遣部隊が必要とする資機材等を準備する。
- ウ 派遣部隊の宿営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- エ その他総括部より指示のあった事項

5 費用の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、下記を基準とする。また、負担区分に疑義が生じた場合、その都度協議して決めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊所有以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
- (4) 市町村が管理する有料道路の通行料

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事から要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとしている。

この場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとしている。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとしている。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

7 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式3-11-2）により行うものとする。撤収要請依頼の手続き、派遣要請依頼に準じて行う。

（資料）

- ・ヘリコプターの地積基準（附属資料編 326ページ）

◎様式3-11-1 災害派遣要請依頼書

年 月 日

知 事 あて
〔名古屋市災害対策本部〕
〔防 災 監 あて 〕

市 長 名
(主管部・区長名)

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）
- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況等

(注) 各部・区本部が依頼を行う場合は、様式中の（ ）書のものによみかえる。

◎様式3-11-2 撤収要請依頼書

年 月 日
知 事 あて 〔名古屋市災害対策本部〕 〔防 災 監 あて 〕
市 長 名 (主管部長名)
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日 時
2 派遣要請依頼日時 年 月 日 時
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

(注) 各部・区本部が依頼を行う場合は、様式中の () 書のものによみかえる。

第12節 消防・水防・津波対策活動

【 消 防 活 動 】

地震が発生した場合、消防はその施設及び人員を最大限に活用し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき迅速かつ効果的な応急対策活動及び消防活動体制を確立する。

第1 消防活動の目標

震災における消防活動の基本目標は、人命の安全確保である。具体的には有効的確な火災の鎮圧のための施策を進めるべきであり、消防活動の目標を次のとおりとする。

1 情報収集活動

- (1) 地震発生直後においては、災害対応体制及び応援要請決定等のため、災害及び被害に関する概況を収集する。
- (2) 活動中は、限られた消防力を有効に運用するために、災害状況と消防部隊の活動状況を可能な限り収集する。

2 消火活動

- (1) 火災の発生状況が、運用可能な消防力を投入することによって鎮圧可能な地域については、火災の早期鎮圧又は延焼の防止活動により人命の安全確保にあたる。
- (2) 火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、住民避難の安全を確保するための活動を行う。
- (3) 地下街、高層ビル又は大規模工場等の火災は、自衛消防組織との連携により鎮圧を図る。

3 救助活動

災害の状況と必要消防力及び運用可能消防力を対比し、最も多くの人命を救助しうる活動を考慮し実施するとともに、他都市からの救助隊、警察及び自衛隊と連携し、ローラー的に救助を実施する。

4 救急活動

地震発生直後においては、応急救護活動を実施し、受入れ病院の医療体制及び医療情報を把握するとともに、重症患者からの搬送を実施する。

5 水防活動

地震災害に伴う水防活動は、原則として河川管理者又はため池等の管理者が実施することとし、総括部は火災、救急救助事故の発生が限定されたと判断された場合に、それぞれの管理者と協力して水防活動にあたる。

第2 初動体制の確立

1 総括部の措置

- (1) 消防本部室の開設

総括部は、消防部隊の災害活動を総括的に処理するため、地震発生後直ちに消防本部室を開設するとともに、災害警戒本部又は災害対策本部の立ち上げについて協力するものとする。

(2) 指令、通信体制の確立

指令センター班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立にあたる。

(3) 情報収集体制の確立

消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

ア 高所監視カメラによる監視体制…市内全般の火災発生状況

イ 航空機による上空監視体制……市内全般の災害状況

ウ 被害状況調査員による調査体制…署所周辺の災害状況

2 消防隊の措置

(1) 消防隊本部室の開設

消防隊の災害活動を総括的に処理するため、消防署長室又は指定された室に消防隊本部室を開設する。

(2) 出動体制の確立

ア 車両の安全確保

消防署所の所在する地域の地盤、建築物の構造等を考慮して、余震による消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。

イ 車両及び資機材の確保

すべてのポンプ付消防車を火災出動車両に指定し、ホース、防火服、燃料等を積載するとともに消防資機材及び庁舎の点検を実施する。

ウ 指令、通信体制の確立

車載無線機等の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令、通信体制の確立にあたる。

(3) 消防部隊の編成及び報告

非常参集者、毎日勤務者及び署所直近の消防団員等により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部室に報告する。

(4) 通信連絡体制の確立

消防隊特別消防班及び航空班は、指令装置及び各種電源を点検し、障害程度に併せ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。

(5) 情報収集体制の確立

消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

ア 付近被害状況調査員による被害状況調査体制…署所周辺の災害状況

イ 情報収集隊による被害状況調査体制……区内一円の災害状況

ウ 消防団による被害状況調査体制…学区単位の災害状況

エ 一般住民からの情報収集体制……市民レベルの災害状況

(6) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

3 消防団の措置

(1) 消防団本部の開設

消防団の指揮連絡体制を確立するため、消防団長の定める位置に消防団本部を開設する。

(2) 出火防止の広報

発災と同時に、居住地付近において火の始末等出火防止の広報を徹底する。この場合、自主防災組織を有効に活用して、地域住民に対し広報を徹底する。

(3) 初期消火の指導

火災を発見したときは、時宜を失することなく自主防災組織、付近住民を指導して初期消火を徹底する。

(4) 人命の救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、「震災レスキューセット」、「応急救護セット」等を有効に活用するとともに、自主防災組織、付近住民を指導して救出活動を行う。

(5) 消防機関への通報

火災及び救助事故が、自主防災組織、付近住民等の自力によって対処し得ないと判断したときは、その状況を消防署所（防災指令センターを含む。）へ通報する。

(6) 市民消火隊、ポンプ班の出動準備

市民消火隊員、消防ポンプを有する消防団のポンプ班員に指定された者は、すみやかにポンプ保管庫等に参集して出動準備を整える。

第3 情報の収集

1 災害情報の収集

総括部は、発災と同時に通信設備の機能点検を実施するとともに、火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報の収集に努める。収集手段は、東山スカイタワー及び港区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、参集者等あらゆる手段を活用する。特に機動性を有する消防ヘリコプターについては、事前の重要情報収集計画に基づき、迅速に実施させる。

2 活動情報の収集

大規模な地震災害に限りある消防力で対応するためには、効率的に消防部隊を活動させることが必要である。総括部は、現有の消防部隊並びに応援消防部隊等の規模及び活動着手時期を的確に把握し、重点防御地域を考慮した部隊運用を実施するものとする。

3 支援情報の収集

1、2のほか医療機関の受入れ状況、ライフラインの状況、消防水利の状況、必要な資機材の状況等消防部隊の円滑な活動に必要な情報を収集し、後方から支援する。

第4 消防部隊の運用

消防部隊運用は、発災後においても防災指令センターにおいて一括運用することを基本とするが、

弾力的な部隊運用を実施するため、災害状況により、各消防隊長等による部隊運用を実施する。

なお、震災発生時には、事前計画に基づき、各消防隊長に部隊運用業務を一時的に委ねる。

1 消防本部室における部隊運用の基本方針

- (1) 過去の地震においても、建物の倒壊のほか地震に起因する火災が多く発生しており、被害を拡大させている要因となっている。このため、消防部隊の主力は、火災の鎮圧にあてるものとする。
- (2) 救急活動は、現有の救急隊で対応するものとする。
- (3) 時間の経過及び、災害の状況を十分考慮し、消火隊を救助・救急活動にあてるものとする。

2 消防隊の部隊運用

- (1) 消火隊は、通常の災害対応から地震災害対応に編成を替え、効率的に消火活動が実施できるような管轄区域内に配備するものとする。
- (2) 救助活動は、管轄区域内の火災の鎮圧状況等を考慮し消火隊を投入する。
- (3) 救急活動は、医療関係情報及び病院の受入れ体制を考慮し、救急部隊の効率的運用を図る。

3 航空機の運用計画

- (1) 災害の発生直後にあっては、消火、救急・救助にあたる消防部隊の活動に必要な情報収集及び避難広報、緊急搬送等当面の災害から住民の生命を守ることを最重視して航空機を運用する。
- (2) 時間の経過とともに、他都市から応援に飛来する航空機を効率的に運用し、災害の拡大防止・被災者の救急・救護及び支援物資の緊急空輸等、立体的な消防力の発揮に努める。
- (3) 航空機の活動にあたっては、住民の要求に即応できるように市内各所に確保している飛行場外離着陸場を最大限に活用する。この際、志段味スポーツランド一帯(消防学校)・稲永東公園等広域防災拠点となるべき飛行場外離着陸場については、計画的に整備を進め、災害の発生に備える。
- (4) 災害時に被災地周辺の空域、臨時の離発着場等において、救援活動等を行う関係機関の航空機の安全と迅速かつ確実な活動確保のため、飛行援助専用周波数等の無線を活用して、航空交通情報の提供を行うものとする。

第5 消防部隊活動要領

1 活動時の留意事項

各消防部隊は、個々の任務を遂行すると同時に次の事項に留意して活動を展開する。

- (1) 出動途上における交通障害の状況、火災の発生及び推移状況等を無線機を活用して報告する。
- (2) 拡声装置、メガホン等により出動経路及び現場付近の住民あるいは関係者に対して、火の始末、初期消火を呼びかけるとともに、必要に応じて協力を依頼する。
- (3) 自隊の活動及び対応中の災害の状況について、無線機を活用して定期的に報告する。

2 消火隊活動要領

火災が同時に多発した場合は、大火災への拡大を防止するために、木造家屋密集地域等の火災現場へ優先的に出動する。

- (1) 消防水利は、原則として火点直近の耐震性防火水槽その他自然水利を優先して使用するものとする。
- (2) 火災が拡大し、又は合流火災となり延焼拡大した場合は、これを阻止するため消防部隊を集結

して延焼阻止線を設定する。

- (3) 火災の鎮圧状況を見て火災の発生及び延焼拡大状況を考慮し、防災指令センター等が把握した被害状況のうち、要求度の高い場所での救助活動を実施する。

3 救急隊の運用要領

救急隊は、署（所）内または、近接場所に応急的な救護所を開設し、負傷者に対する応急処置及び当該負傷者の緊急度選別を実施する。

なお、医療機関情報が判明した以降については、負傷者の搬送を実施する。

4 避難の支援活動

消防本部室及び消防隊は、住民の広域避難場所・避難所への避難が必要となったとき、又は避難が開始された時点で、積極的に避難の支援活動を開始する。

この場合、消防本部室及び消防隊は、市本部室及び区本部等との密接な連絡調整を行い、とりわけ次の情報提供に配慮する。

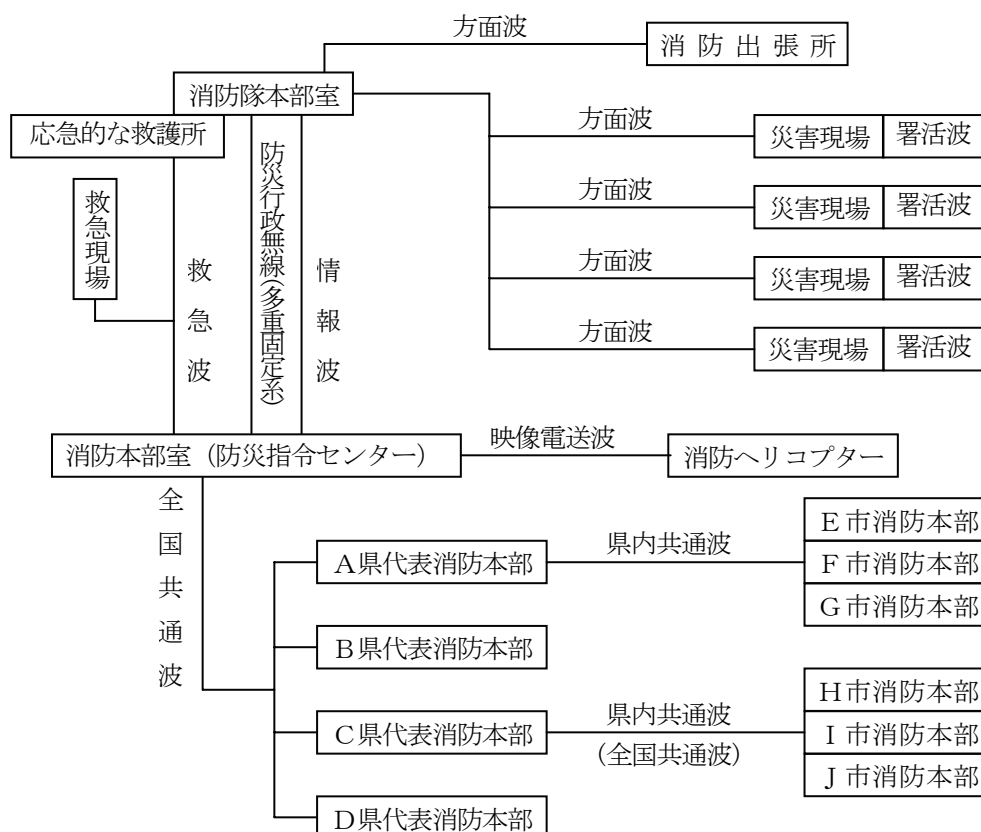
- (1) 避難を要する地域における火災の発生及び延焼拡大の状況
- (2) 避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態

第6 無線通信の運用

1 無線通信系統

災害対策活動は、正確な災害情報と的確な指揮命令に基づき、迅速かつ効果的に実施されなくてはならない。このため被害情報及び指揮命令の伝達手段の一つである無線通信系統は、適正に管理され運用する必要がある。

地震災害時における無線通信系統は次のとおりとする。



(1) 防災行政無線（多重固定系）

消防本部室と消防隊本部室の間の連絡手段に使用する。

(2) 消防無線

ア 情報波

原則として、方面波及び防災行政無線（多重固定系）のサブ系統に使用する。

イ 方面波

指定災害チャンネルとして、各消防隊に割り振り消防隊間での連絡手段に使用し、主に、指揮命令及び情報伝達に使用する。

ウ 署活波

出力が少なく使用範囲が狭いことから、災害現場における消防活動の通信手段に使用し、主に、現場における指揮命令及び状況報告に使用する。

エ 県内共通波

県単位で活動する各応援部隊間での連絡手段に使用する。

オ 全国共通波

各県応援部隊と消防本部室及び、県内共通波が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。

カ 映像電送波

災害状況により消防ヘリコプターからの被害情報の収集に使用する。

キ 救急波

応急的な救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。

(3) 無線通信系統図は、附属資料編228ページによる。

2 無線通信統制

防災指令センターは、無線通信の有効活用を図るため、必要に応じて無線通信の統制を行う。

第7 応援体制

1 相互応援体制

大規模な地震等が発生し、現有消防力のみでは、火災・救急・救助などに十分対応できない場合、消防力を緊急に増強するため、隣接市町村等と相互応援協定を締結している。また、国内には大規模な地震等が発生した場合に、消防応援活動をより迅速かつ効果的に行うため、緊急消防援助隊も整備されている。

2 消防本部室の応援消防部隊運用

(1) 応援消防部隊は、原則として総括部長の指揮下で活動するものとする。

(2) 総括部長は、全市的な災害の状況を考慮し、効果的な活動ができるように、応援消防部隊の配置を決定する。

(3) 応援に必要な消防部隊数、人員、資機材、地域及び任務指定等について、関係消防機関と調整する。

(4) 消防隊長等から応援の要請があった場合、総括部長は、各消防隊長と協議の上、応援消防部隊

に対し、必要な地域への出動を命ずる。

3 消防隊長等の部隊運用

- (1) 消防隊長等は、応援消防部隊に対し、消防活動の基本方針を伝達するとともに、効率的な運用を図る。
- (2) 消防隊長等は、災害の発生状況と住民の安全を考慮し、効率的に応援消防部隊を配置する。

4 緊急消防援助隊を応援要請した場合の部隊運用等

緊急消防援助隊を応援要請した場合、原則として愛知県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」とする。）を設置し、愛知県及び市町村の災害対策本部等と連携及び調整し、関係機関等による災害救助活動が連携して実施されるよう努める。

調整本部は次の事務を行う。

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配置に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 各情報の集約・整理に関すること
- (4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(資料)

- | | |
|------------------------|----------------|
| ・愛知県内広域消防相互応援協定 | (附属資料編 393ページ) |
| ・五都市消防相互応援協定 | (附属資料編 395ページ) |
| ・東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定 | (附属資料編 397ページ) |

【 水 防 活 動 】

沖積層の軟弱地盤地域の河川堤防、護岸等では地震による外力や地盤の液状化により、崩壊、沈下、亀裂、傾斜等の被害が生じ、地盤の低い地帯等に浸水の恐れがある場合、又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

第1 確保すべき体制

- 1 気象情報、河川水位等の監視体制
- 2 水防上必要な巡視の体制
- 3 水門若しくは閘門等に対する操作の体制
- 4 危険箇所に対する応急措置の体制
- 5 水防上必要な資機材の調達

第2 活動内容

浸水対策については「名古屋市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

- 1 降雨時は、気象情報に注意を払いながら、水位及び雨量の監視を行い、所定の連絡系統に従い必要な連絡を行う。
- 2 河川、ため池等の巡視

地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は所管区域内の河川、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。

なお、総括部は火災等の発生並びに消防力の状況から応援が可能な場合は、積極的に応援するものとする。
- 3 水門、閘門等の操作

所定の水門、閘門及び高潮防潮堤陸閘の管理者（操作責任者を含む。）は、津波に関する安全が確保された場合には、当該水門、閘門及び高潮防潮堤陸閘の点検や閉鎖を行うものとする。
- 4 応急措置

緑政土木部（土木隊）は、地震により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、応急措置を講ずるものとする。この場合、必要に応じて総括部に応援を求めるものとする。
- 5 資機材の調達

資機材は、全水防倉庫にある資機材を有効に使用し、状況によっては現地調達するものとする。

第3 急傾斜地等対策

市内にある急傾斜地崩壊危険区域及びがけ崩れ注意箇所並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても、必要な警戒活動、広報活動、応急対策を適切に実施する。

- 1 地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は所管区域内の当該箇所を巡視し、被害状況を調査する。

- 2 当該箇所が崩壊した場合、若しくはその恐れが生じた場合は、緑政土木部及び総括部で応急措置を講ずる。この場合、資機材は原則として水防倉庫の資機材を使用する。

【津波対策】

1 情報等の伝達

地震発生後の津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達については、第8節・第3により行う。

2 海岸線の監視、巡回

情報等の伝達にあたり、海岸線の監視、巡回を行い、次の内容を主体に被害防止活動を徹底する。

なお、監視、巡回を実施するにあたっては、消防隊、消防団員等の津波に関する安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

ア 浸水等の危険がある地域の行楽客、釣人等に対する避難誘導措置

イ 港内船舶の泊地係留あるいは港外沖合への退避措置

ウ 【水防活動】第2・3の水門、閘門等の閉鎖措置

3 避難誘導

住民等の避難誘導にあたっては、以下の事項に留意するほか第3章第13節第2及び第24節の定めるところによる。

(1) 在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦、外国人等災害時要援護者に対しては、平常時については第2章第11節の定めるところにより避難・誘導対策を推進するものとし、地震発生時においては第3章第17節の定めるところにより避難の確保等を図る。

(2) 地域の災害対策委員、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

4 避難所の開設及び運営等

避難所の開設及び運営については、第3章第13節、第17節第4、第24節第6及び第8の定めるところによる。

第1 消防・水防活動

1 消防活動は次の事項を重点とし、第3章第12節【消防活動】の定めるところにより必要な措置を講ずる。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 土嚢等による応急浸水対策

(4) 救助・救急 等

2 水防活動は次の事項によるほか、第3章第12節【水防活動】の定めるところにより必要な措置を講ずる。

市（緑政土木部及び上下水道部）は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。

第2 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるほか、第2章第3節及び第3章第26節の定めるところによる。

2 電気

電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、次の措置を講ずるほか、第2章第3節及び第3章第26節の定めるところによる。

(1) 重要設備等への電力供給のための体制確保等必要な措置

(2) 火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報

3 ガス

津波警報が発表されるなど津波の発生が予想される場合は、従業員、見学者、訪問者等を急いで安全な場所に避難させる。また、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信

通信事業者については、津波警報等の情報を伝達するために、次の措置を講ずるほか、第2章第3節及び第3章第26節の定めるところによる。

(1) 電源の確保

(2) 輻輳時の対策

5 放送

放送事業者は、第1章第4節の定めるところによるほか、津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

第3 交通対策

1 道路

道路の交通対策は、第3章第25節第2の定めるところとする。

2 海上

名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合は、津波による危険が予想される地域における船舶の安全を確保するため、第3章第12節の定めにより必要な措置を実施する。

3 鉄道

避難対象地区、対策計画作成区域に走行路線又は駅舎が存する鉄道事業者は、運行の停止その他運行上の措置について、風水害対策編第3章第24節及び地震災害対策編第3章第27節の定めるところにより必要な措置を実施する。

第4 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 基本方針

地震発生後、津波警報が発表された場合において市が管理又は運営する施設は、災害対策本部関係各部の計画によるほか、対策計画作成区域内にあつては耐震性を有する2階以上、避難

対象地区内にあつては耐震性を有する3階以上の施設を津波に対する一時的な避難の場所として活用するよう努める。

2 個別事項

(1) 施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(2) 各施設における主な対応措置は次のとおり。

市が管理又は運営する施設に関する主な対応

施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合	
		対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)	避難対象地区内
交通 (鉄道)	○加速度 25 ガル以上で運転停止、ガル数値に応じ注意運転又は運転休止 ○運転中に地震を感知し、運転続行が危険と認められたとき、列車を停止	○必要に応じて運行の停止を含めた運行措置を講ずる。 ○名古屋港管理組合と連携を図りながら、駅の防潮扉の閉鎖を含めた措置を実施	
交通 (バス)	○運転中に地震を感知し、危険と認められたとき、車両を安全な場所に移動	○必要に応じて、運行の停止を含めた運行措置を生じる。	
学 校 幼稚園	○情報収集、復旧対策等実施 ○状況に応じ、休校等の措置 ○災害救助地区本部や避難所として使用される場合の応急対応	○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児をより上階へ誘導	
社会福祉 施設	○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、要援護者の受入れ	○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導	
工事中的 施設		○工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断	○工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断
施設全般		○2階以上の耐震性を有する建物については、一時的な避難の場所として避難者の受入れに努める。 ○地下等浸水のおそれのある場所に対し浸水防止措置	

(資料)

- ・津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する水門・閘門・防潮壁陸閘一覧

(附属資料編 242ページ)

第13節 避難

地震災害が発生した場合において、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を一時収容するため、避難勧告・指示、避難誘導及び避難所の開設等について定める。

第1 避難の勧告・指示

1 避難勧告・指示の発令者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。

実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法
市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事 知事の命を受けた吏員	指示	洪水、高潮、 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	指示	洪水、高潮	水防法第22条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難勧告・指示の基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。

- (1) 地震火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- (2) 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき、ただし、第2章第17節に定める避難対象地区にあっては、津波警報が発表されたとき
- (3) がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき
- (4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき
- (5) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

3 避難勧告・指示の実施

- (1) 避難勧告・指示は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。ただし、津波警報発表の場合は区長（区本部長）等の要請を待たずに避難勧告・指示を行うも

のとし、次の場合にあつては、市長（本部長）の補助執行機関として、区长（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

- ア 市長（本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区长（区本部長）が行う。
- イ 区长等（区本部長・副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

(2) 市長（本部長）は、避難勧告・指示を実施するにあたり、関係局・区长（本部長・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。

区长（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。

(3) 区本部及び各区隊は、広報車その他の可能な方法により、避難勧告・指示を行う。

(4) 災害救助地区本部、消防団等は、各家庭への個別訪問等により、避難勧告・指示の徹底を図る。

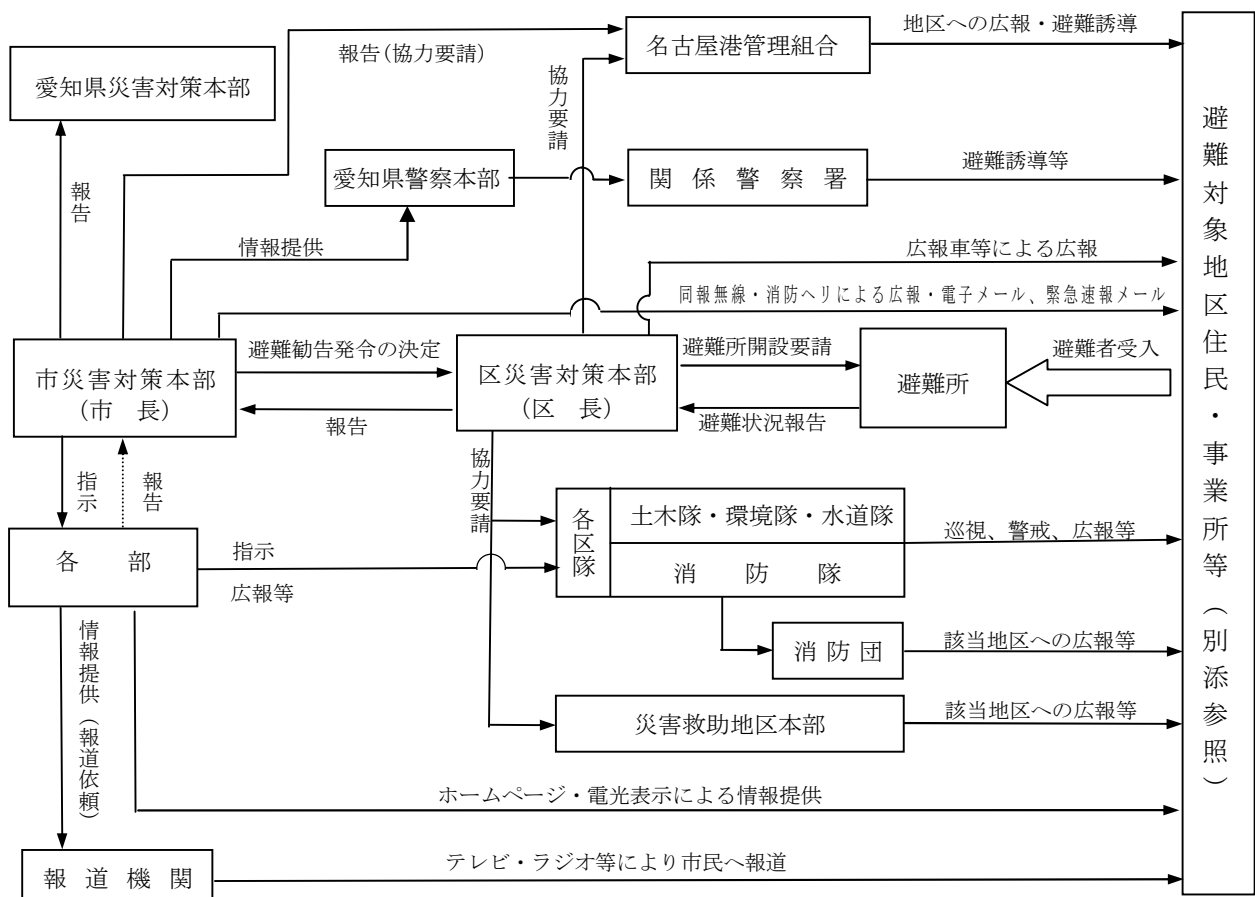
(5) 庶務部は、テレビ・ラジオ放送により避難勧告・指示の周知を図るため、必要に応じて報道機関に対し協力を要請する。

(6) 総括部総括班は、電子メール（きずなネット防災情報）及び緊急速報メールにより、避難勧告・指示の情報を配信する。

(7) 区长（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難勧告・指示を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。

(8) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等

ア 津波警報発表に係る避難勧告・指示の発令情報系統



イ 避難勧告信号等

避難勧告発令に伴うサイレンの信号要領は、水防法第13条第1項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則34号）」）で定められた水防信号を準用し、以下のとおり伝達する。

避難対象地域（避難対象地区付近（5局））に対し、避難勧告伝達（避難勧告サイレン信号30秒吹鳴後、津波避難勧告文例を2回繰り返す。）を4回繰り返した後、津波注意地域（対策計画作成区域付近（10局））に対し、津波注意文例を8回繰り返す。

避難対象地域（避難対象地区付近（5局））		4回繰り返す
【避難勧告サイレン信号】		
30秒吹鳴		
【津波避難勧告文例】		2回繰り返す
『こちらは「こうほうなごや」です。 津波警報が発表されました。すぐに海や川から離れて、安全な高いところへ避難してください。』		

↓ 引き続き

津波注意地域（対策計画作成区域付近（10局））	
【津波注意文例】	
『こちらは「こうほうなごや」です。 津波警報が発表されました。すぐに海や川から離れてください。』	
8回繰り返す	

ウ 津波注意報発表時の津波注意情報の伝達

避難対象地域（避難対象地区付近（5局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（10局））に対し、津波注意報情報広報文例を以下のとおり伝達する。

避難対象地域（避難対象地区付近（5局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（10局））	
【津波注意情報広報文例】	
『こちらは「こうほうなごや」です。 津波注意報が発表されました。海や川の近くにいる人は、十分注意してください。』	
8回繰り返す	

エ 発令解除

市長（本部長）が行う。

(8) 発令解除基準

別に定める。

4 報告、公示

- (1) 市長（本部長）は、避難勧告・指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）
- ア 避難勧告・指示の発令者名
 - イ 発令の日時
 - ウ 発令の理由
 - エ 避難対象者（学区名、町名）
 - オ 避難先
- (2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は総括部）
- (3) 区長（区本部長）は、避難勧告・指示の実施状況について、総括部に報告する。

第2 避難誘導及び移送

1 避難の誘導

- (1) 避難誘導は、警察官、消防職員、区本部職員等が連携し実施するものとする。
- (2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (3) 避難先は、おおむね次の基準による。

避 難 の 理 由	避 難 先
・火災の拡大により避難をするとき	広 域 避 難 場 所 一 時 避 難 場 所
・がけくずれ等の地変により避難をするとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広 域 避 難 場 所 避 難 所
・津波警報の発表により避難をするとき	・海拔10メートル以上の高台 ・なお、付近に高台がないときは、津波避難ビル等
・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所における避難が長時間に及び宿泊を要するとき	避 難 所

- (4) 誘導経路については、安全を確認し、危険か所をさける。また、誘導経路に危険か所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (5) 避難の方法については、予め関係地域住民に十分周知を図る。
- ア 避難に際しては、火の始末、戸締り等、防火・防犯に心がけるとともに、自主防災組織又は隣近所等で互いに助けあい、集団行動をとる。

イ 避難の順序は、妊産婦・傷病人・障害者・を優先し、一般を次順位とする。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装とするが、くつをはき、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 非常袋（食糧、タオル、チリ紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品等を携行する。

(ウ) 自動車は使用しない。

2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。

第3 避難所の開設及び管理運営

1 避難所の開設

避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、区本部長はすみやかに必要な避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該避難所へ派遣する。

開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとるとともに応急危険度判定による安全度の確認などの措置をとり、施設の管理保全に十分留意する。

(1) 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを避難所として自動開設する。その後、区本部からの派遣職員又は施設管理者により避難所施設の安全性が確認され次第、体育館等を避難所として開設する。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。

(2) 区本部長は、(1)以外の避難所の施設管理者等に連絡をとり、施設管理者等により避難所施設の安全性が確認され次第、避難所開設の指示をする。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。

(3) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、区本部からの派遣職員が到着するまでの間、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。

(4) (3)に掲げる場合を除き、開設した避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

2 避難所の管理運営

区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。

(1) 管理組織の整備

- ア 災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。
- イ 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

(2) 管理組織の職務

- ア 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。
- イ 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。
- ウ 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。
- エ 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。
- オ 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。
- カ 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

(3) 運 営

災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、早期に避難所管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

第4 避難状況等の報告

- 1 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。
- 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ総括部へ報告する。
- 3 総括部は、避難状況を区別にに取りまとめ、庶務部が本部幹事会議に報告する。

第5 避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所になった学校施設・民間施設などでは、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで、避難勧告・指示を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については、区本部長の意見を聞き本部長が実施する。

また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から、施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

- 1 本来活動の再開に併せて、避難スペースの適正配置に努める。
- 2 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。
- 3 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第6 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

1 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、水道営業所長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。

2 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察署、災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

第7 帰宅困難者対策

地震発生時の公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予測される。その対策については以下のとおりとする。

1 事前対策

(1) 事業所等に帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）を生じさせないための対策を実施するよう広報に努める。

(2) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。

2 地震発生後の対策

(1) 公共交通機関の運用状況を広報し、公共交通機関の運用している最寄りの駅を周知する。

(2) 市の施設及び協力施設において可能な範囲で帰宅支援を実施する。

この帰宅支援は、飲料水の提供、トイレの提供、休息場所の提供、帰宅経路の案内、帰宅支援情報の提供等とする。

(資料)

- ・避難所施設一覧表（区別）（附属資料編 176ページ）
- ・広域避難場所一覧（附属資料編 205ページ）
- ・一時避難場所一覧（附属資料編 209ページ）

第14節 医療救護・保健衛生

【 医 療 救 護 】

地震災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確かつ効果的に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。

第1 救護班の設置

健康福祉部長は、災害時における医療・助産救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。

1 医療・助産救護班の編成

(1) 市の機関による救護班

災害発生時は、直ちに次の救護班を設置し、応急救急手当などの医療救護活動を行う。

	編成区分	班数	班の構成人員				
			医師	看護保健職員	薬剤師	連絡員	計
医療救護班	保健所	16	1	2	1	1	5
	市立病院	4	1	2	1	1	5
助産救護班	市立病院	3	1	2	1	1	5

救護班には、名古屋市薬剤師会等の協力も得て可能な限り薬剤師を含めるものとする。

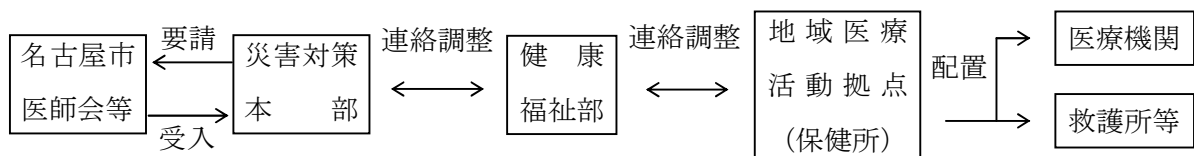
被害が甚大な場合においては、中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンターで医療救護班を編成し、応急救急手当などの医療救護活動を行う。

(2) 他の機関による救護班

本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、市大病院、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の設置を要請する。健康福祉部長は、区本部との調整のうえ医療機関や救護所などへ救護班を配置する。

(3) 応援医療救護班

被害が甚大な場合は、本部長は、日本赤十字社愛知県支部（名古屋第一・第二赤十字病院）及び他都市からの医療救護班の派遣要請を行う。さらに、負傷者等の発生状況に応じて、厚生労働省、自衛隊等に対して、医療救護班の派遣要請を行う。



(4) 受入れる主な医療関係ボランティア

- ・医師
- ・看護師
- ・保健師
- ・歯科医師、歯科衛生士
- ・精神科医師、精神保健福祉士等
- ・栄養士
- ・薬剤師
- ・柔道整復師
- ・医薬品等の搬送ボランティア
- ・その他

(5) 巡回医療救護班

傷病者の状況に応じて、避難所などを巡回する医療救護班、歯科医療救護班を編成する。

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療救護班が行う医療の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診 察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 医学的処置及びその他の治療
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看 護

(2) 助産救護班が行う助産の範囲は、次のとおりとする。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 薬剤又は治療材料の支給
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看 護

第2 救護

1 救護活動

健康福祉部長は、区本部長と密接に連絡をとり、医療・助産の救急救護を要すると認めるときは、市の機関による救護班に出動を命じ、医療機関や救護所等に配置する。被害状況に応じて、市大病院、名古屋市医師会等の救護班や日本赤十字社、他都市等の応援医療救護班を配置する。

区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産救護活動に関して救護班を指揮する。

2 救護所の設置

区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。

なお、発災直後、救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所

を設置する。

3 救護の方法

(1) 第1救護

第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急処置及び緊急度選別の実施を図る。

なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急手当を実施する。

(2) 第2救護

第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。

特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点（市立4病院、市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一・第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。

4 傷病者の搬送・移送

(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。

なお、区本部保健所班長は、医療機関による傷病者の受入体制を速やかに把握し、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供し、円滑な医療救護体制に努める。

(2) 災害医療活動拠点で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の基幹拠点病院、災害拠点病院（県指定）等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。

第3 医薬品・衛生材料等の調達及び供給

1 医薬品・衛生材料等の調達

医療救護班、助産救護班及び避難所等の生活に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。

(1) 震災直後

各医療・助産救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。また、状況により、港防災センターに備蓄するものを使用する。

(2) 初動時

健康福祉部長は、発災後の被害状況を把握し、必要と認めた場合は速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。

(3) 初動時以降

健康福祉部長は、医薬品等が不足する場合、応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。

(4) 調達の終了

健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復もしくは卸・小売り業者の医薬品・衛生材料等

の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。

2 医薬品・衛生材料等の供給

(1) 供給センターの設置

健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。供給センターは、交通の便、ヘリポートの設置、建築物の規模等考慮して設置する。

医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。

(2) 供給センターの任務は次のとおりとする。

ア 医薬品等の受入れと払出し

イ 不足医薬品等のリスト作成と報告

ウ 医薬品等の出納保管

薬効別分類整理、向精神薬の管理、開封や有効期限切れ医薬品の選別廃棄等

エ 医薬品情報の提供

同種同効薬の紹介、禁忌・警告・副作用情報の提供、医薬品の識別等

オ 服薬相談

カ 各種記録簿の作成

キ その他

(3) 医薬品・衛生材料等の搬送

健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（保健所）、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。

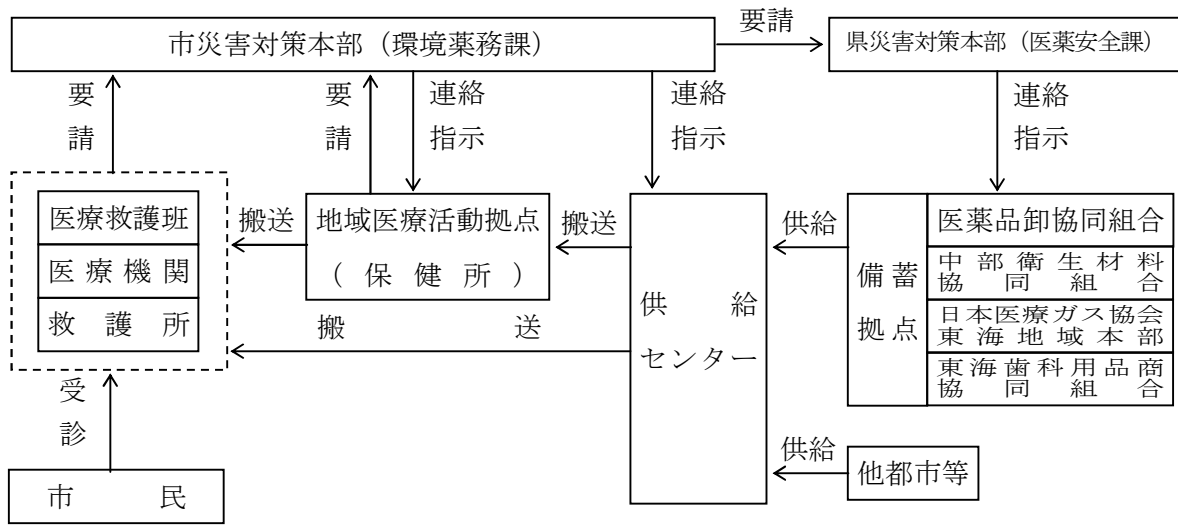
(4) 地域医療活動拠点（保健所）における医薬品・衛生材料等の供給活動

被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（保健所）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。

3 輸血用血液の確保

輸血用血液等が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター・愛知県豊橋赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。

〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕



(資料)

- ・ 災害医療救護等に関する協定書 (市対市医師会) (附属資料編 497ページ)
- ・ 災害時歯科医療救護に関する協定書 (市対市歯科医師会) (附属資料編 499ページ)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書 (市対市薬剤師会) (附属資料編 501ページ)
- ・ 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書 (市対県柔道整復師会) (付属資料編 504ページ)
- ・ 医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧 (附属資料編 154ページ)
- ・ 20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書 (附属資料編 435ページ)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書 (市対市立大学) (附属資料編 502ページ)

【 保 健 衛 生 】

地震災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保し、逃走動物による危害を防止するため、震災時における迅速かつ効果的な応急対策活動、感染症予防及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図る。

第1 感染症予防

ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や避難所における集団発生を防ぐため、次の班を編成し震災時における感染症予防活動を実施する。

1 区本部保健所班

(1) 感染症の予防指導

- ア 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- イ 感染症予防に必要な衛生指導等の実施

(2) 病原体検査

感染症患者等の発生時における健康診断に伴う病原体検査の実施

(3) 臨時予防接種の実施

災害状況や被災地における感染症の発生状況により、臨時予防接種を実施する。

(4) 環境防疫作業

- ア 感染症患者等が発生し又は発生のおそれのある地域や避難所等に対し、生活衛生センター班と連携を図り、重点的に消毒及びねずみ族・昆虫等駆除を実施
- イ 上記地域住民に対する清潔保持についての指導

(5) 飲料水検査

- ア 被災地の受水槽等の給水設備及び飲料水（公共機関からの供給部分を除く。）の検査
- イ 不適施設の改善についての指導

2 生活衛生センター班

(1) 感染症患者の移送

(2) 患者の家屋等に対する消毒作業の実施

3 その他

(1) 感染症患者の入院

感染症患者の入院治療は、感染症指定医療機関で行う。

なお、やむを得ない事情がある場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条、第46条に基づき、市長が適当と認める病院若しくは診療所において、患者の入院治療を行う。

(2) 検 査

コレラ等の細菌検査及びウイルス検査については、衛生研究所で行う。

第2 保健衛生

避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、区本部保健所班は、震災時における保健衛生活動を実施する。

1 保健活動

被災者のニーズにより疾病予防、健康増進、福祉面の支援の観点から健康相談、施設収容等の保健・福祉サービス提供を実施する。また、必要に応じ要援護者の介護・看護に関する訪問指導等を実施する。

2 精神医療救護活動

- (1) 被災体験や服薬の中断による精神症状の増悪の防止を図るため保健所及び精神保健福祉センター等に精神科救護所を開設する。
- (2) 被災体験あるいは財産や肉親の喪失等に起因するPTSD(心的外傷後ストレス障害)、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等の精神的健康の保持増進等に対応するため、精神保健福祉センターと連携して避難所等を定期的に巡回し相談に応ずる。
- (3) 被災者のこころの健康を保持するため、保健所及び精神保健福祉センターに電話相談窓口を設置する。
- (4) 健康増進班と連携し、愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会と連絡調整し、精神病床を確保するなど、精神障害者の治療継続を図る。

3 歯科医療救護活動

- (1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、避難所等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談等を行う。
- (2) 歯科医療センター等を活用し地域の歯科医療活動の拠点を確保する。

4 栄養相談・指導

被災者の避難所や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等を行う。

5 服薬指導

名古屋市薬剤師会と連携し、医薬品・衛生材料等の供給センター及び地域医療活動拠点において、医薬品情報の提供や服薬指導を実施する。

第3 食品衛生

避難生活者等の食中毒を防止するなど食品の安全の確保を図るため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施する。

1 区本部保健所班

- (1) 臨時給食施設、緊急食品調製施設及びその他関連の食品取扱い施設の監視指導
- (2) 緊急食品等の衛生指導及び不良食品の排除
- (3) 食中毒発生時の処理
- (4) 被災不良食品の排除指導

- (5) 被災食品等の相談対応
- 2 食肉衛生検査所班
 - (1) 南部市場を流通する食肉（冷蔵庫内保存食肉を含む。）の監視指導
 - (2) 緊急とさつ等の検査
 - (3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援
- 3 食品衛生検査所班
 - (1) 中央卸売市場を流通する食品の監視指導及び検査
 - (2) 不良食品の排除
 - (3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援
- 4 その他
 - 特に精密な検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護

健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健所班との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。

- 1 震災発生時における特定動物の飼養状況の監視
- 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止
- 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定
- 4 飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理

第5 関係機関との連絡及び協力要請

本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。

- 1 感染症予防関係
 - 感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。
- 2 逃走動物関係
 - 逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、愛知県警察又は東山動物園へ出動要請を行う。

第15節 輸送・緊急輸送道路

【 輸 送 】

地震災害が発生した場合、人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両・舟艇等の迅速な調達並びに緊急輸送ルート確保が必要である。

このため、迅速かつ効果的な応急対策活動に要する車両・舟艇等の調達、配車、緊急輸送車両の確認及び輸送ルート確保について定める。

第1 車両等の調達

1 本部幹事会議

震災の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、経理部に指示し、あらかじめ一定数の車両等を待機させるものとする。

2 各部、区本部

(1) 輸送手段として必要な車両・舟艇は、原則として各部・区本部保有のものを第一次的に使用する。

(2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する(区本部は、総括部を経由)。ただし、特殊車両については、各部で調達する。

(3) 区本部は、必要に応じて車両等の現地調達ができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部へ報告する。

3 経理部

各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。

(1) 乗合自動車→交通部及び民間各社から調達する。

(2) 貨物自動車→愛知県トラック協会から運送協定に基づき調達する。

(3) 舟艇・ボート→借上げにより調達する。

(4) 船舶→名古屋港管理組合から調達する。

(5) 航空機→航空会社から調達する。

(1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。

第2 配車等

経理部において集中調達した車両等については、次のとおり配車等を行う。

1 配 車

調達依頼及び調達の指示の内容に基づき、車両の用途別配車計画を作成し、的確に配車する。

ただし、依頼・指示どおり調達できないときは、依頼部・区本部、本部幹事会議と連絡調整をし、

的確な配車に努める。

2 車両の待機

待機車両については、その調達数、待機場所等について本部幹事会議に報告する。

また本部幹事会議の指示に基づき、迅速に配車する。

3 舟艇・船舶・航空機

車両と同様の手続きによるものとする。

なお、舟艇については陸上輸送を要する場合があるので、陸上輸送について行き違いのないよう調達依頼部・区本部と十分連絡調整を行うものとする。

第3 緊急通行車両等の確認手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、確認の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 市所有の車両にあっては、各部からの申請に基づき、総括部においてとりまとめ、愛知県警察本部に申請する。

なお、区本部等が所有する車両にあっては、区本部等ごとに所轄警察署に申請する。

(2) 市所有以外の車両にあっては、経理部調達班がとりまとめ、総括部において申請する。

第4 輸送ルートの確保

災害が発生した場合、災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、災害発生後の被害状況を踏まえ、広域防災拠点等の設定を考慮した緊急輸送ルートを確保するものとする。

1 陸上輸送

緑政土木部は、警察、他の道路管理者等と連携し、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況や道路啓開の進捗状況等を踏まえ、緊急陸上輸送ルートの設定に必要な情報を本部員会議に報告するものとする。

また、国土交通省が整備した庄内川、矢田川の緊急用河川敷道路については、緊急陸上輸送ルートネットワークとして考慮するものとする。

2 水上輸送

住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、耐震強化岸壁その他の岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、周辺の防災拠点と連携を図りつつ水上輸送の拠点となる物資集配拠点を設定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。

3 航空輸送

総括部は、広域防災拠点等における緊急場外離着陸場等の緊急点検を実施し、名古屋海上保安部及び自衛隊と連携し、また他都市からの応援航空機等を活用し、広域防災拠点を核としたヘリコプ

ターの円滑な航空輸送計画を実施するものとする。

(資料)

- ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (附属資料編 582ページ)

【 緊急輸送道路 】

地震の発生により道路が被害を受けた場合は、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路（以下「緊急輸送道路」という。）から順次応急復旧を行っていくものとする。

第1 緊急輸送道路

本市が平成14年4月に東海地震の強化地域に指定されたことにもない、国土軸レベルの広域的な輸送の整合を図るとともに、災害直後の初動活動に不可欠な地域の重要な路線を含めて、緊急輸送道路のネットワーク計画を策定している。（別図3-15-1）

1 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

2 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

（参考）緊急用河川敷道路

庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路

第2 担当部

緑政土木部とする。ただし、名古屋市以外のものが管理する道路は、それぞれの管理者が行うものとする。

（参考）

道路の管理者

一般国道（1号・19号・22号・23号・41号・153号（一部）・

302号）……………中部地方整備局

一般国道（上記以外）……………名古屋市

県道・市道……………名古屋市

港湾道路……………名古屋港管理組合

緊急用河川敷道路……………中部地方整備局

第3 道路被害情報の収集伝達

緑政土木部は、道路パトロール、区本部への照会（警察署等からの情報等を含む。）、参集職員からの情報収集その他の方法により、道路に関する被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部員会議及び区本部へ報告するものとする。

第4 応急復旧活動

1 応急復旧順位

地震により緊急輸送道路が被害を受けた場合は、原則として、第1次、第2次緊急輸送道路の順に応急復旧を行う。

2 応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として、相互通行及び歩行者用通路が確保できるように応急復旧を行う。

3 応急復旧体制

地震により緊急輸送道路が被害を受けた場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な応急復旧を実施する。

また、道路占有者や愛知県などの他の道路管理者とも相互に協力するものとする。

第5 交通規制

1 道路管理者による交通規制

土木隊長（土木事務所長）は、地震により道路が被害を受け交通が危険であると認められる場合や、道路応急復旧作業のためやむを得ないと認められる場合は、所轄警察署等関係機関の意見を聞いて区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

ただし、所轄警察署等関係機関の意見を聞くとまのなない場合には、土木隊長（土木事務所長）独自の判断で規制を実施し、すみやかに所轄警察署等関係機関に通知する。

また、大規模な道路被害により広範囲（特に2行政区以上にまたがる場合）に交通規制を行う必要がある場合は、愛知県災害対策本部に依頼し必要な措置を講ずる。

2 交通管理者による交通規制

本編 第3章 第25節 第2 交通対策を参照するものとする。

なお、緑政土木部は、愛知県警察本部との「大地震における災害発生時の相互協力等に関する覚書」に基づき、緊急輸送道路の通行可否情報をすみやかに提供するとともに、緊急交通路についての情報を求め、相互に協力して交通規制の実施に必要な措置を講ずる。

第6 要員及び建設機械等の確保

1 要員の確保

応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「第7節 初動活動体制」並びに「第23節 労務供給」によるほか、(社)名古屋建設業協会及び(社)愛知県建設業協会と締結されている協定に基づき、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

なお、人員が不足する場合には、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請するものとする。

2 建設機械等の確保

応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、(社)名古屋建設業協会及び(社)愛知県建設業協会と締結されている協定に基づき、本市内の建設業者が保有しているブルドーザー

等のほか、主要な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在等の実態を随時把握して、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

また、資機材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保しておくとともに、取扱業者名簿等により民間在庫量を地域別に把握し、緊急時における復旧用資機材の調達に万全の態勢を整えておくものとする。

第7 道路占有者との相互協力

- 1 緑政土木部長は、地震により道路施設及び占有物件が損壊した場合は、名古屋市道路占有調整協議会保安対策部会を緊急招集し、復旧方法等について情報の交換を行うものとする。
- 2 電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占有者は、自己所管以外の施設の被害を発見・了知した時は、相互に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。
- 3 占有物件の損壊等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、早急に道路機能の回復に努めるものとする。
- 4 道路占有者は、占有物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに道路管理者及び所轄警察署長に規制の依頼を行うものとする。

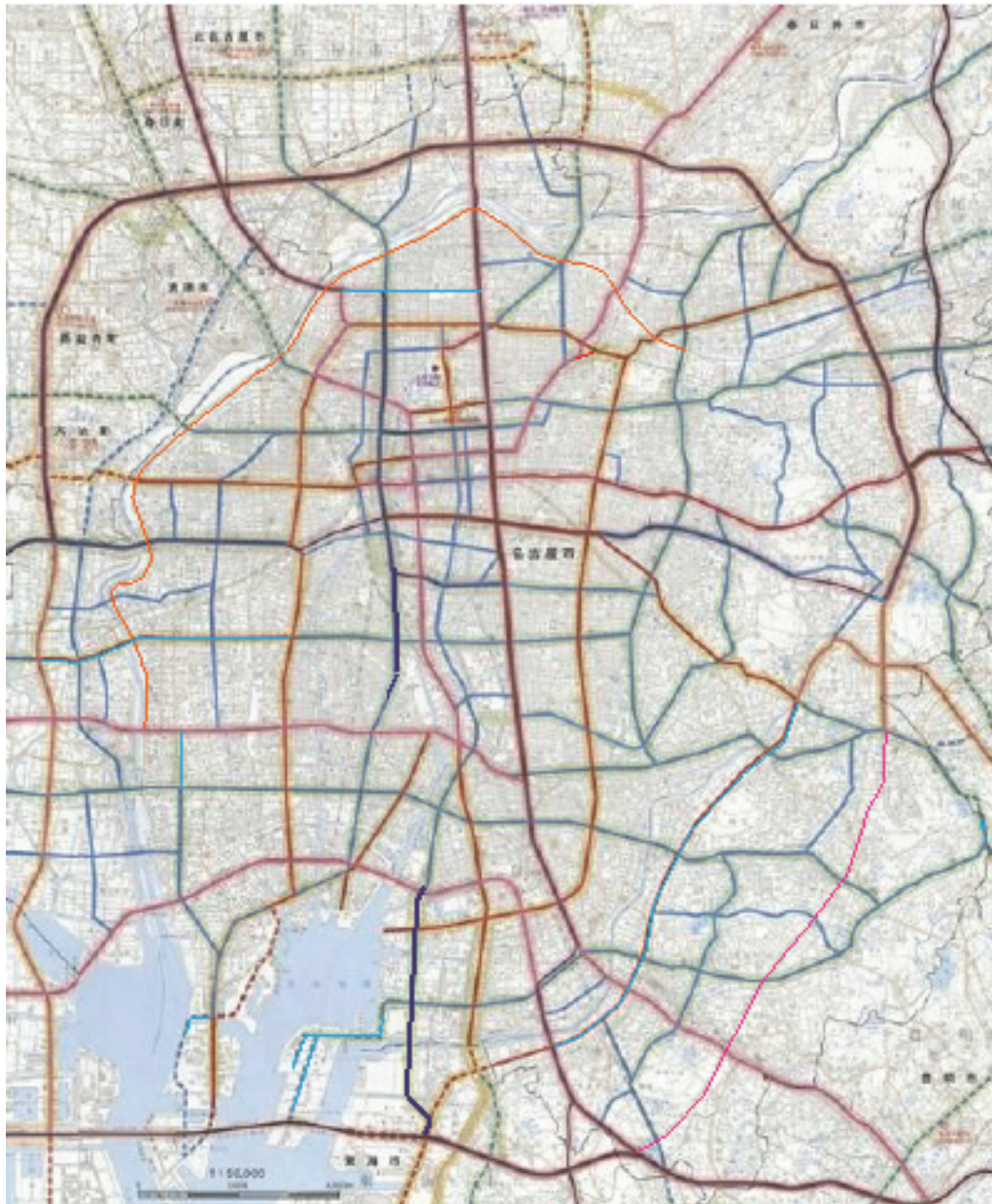
第8 他の道路管理者等との相互協力

- 1 緑政土木部は、地震により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、愛知県及び中部地方整備局と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。
- 2 緑政土木部は、周辺市町村と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。
- 3 緑政土木部は中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、名古屋港管理組合及び鉄道事業者と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。

(資料)

- ・建設機械(道路復旧、障害物排除等に使用するもの)の保有・調達 (附属資料編 312ページ)
- ・大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書 (附属資料編 438ページ)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定 (附属資料編 511ページ)
- ・中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ (附属資料編 439ページ)

◎別図3-15-1 緊急輸送道路網図



- | 凡 例 | |
|-----|------------------------|
| | 第一次緊急輸送道路(名古屋市) |
| | 第一次緊急輸送道路(国府国道) |
| | 第一次緊急輸送道路(高速道路) |
| | 第一次緊急輸送道路(愛知県・名古屋市管理区) |
| | 第二次緊急輸送道路(名古屋市) |
| | 第二次緊急輸送道路(愛知県・名古屋市管理区) |
| | 緊急用河川敷道路 |

緊急輸送道路一覽

第1次緊急輸送道路

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
国道 153 号	5.6	① 名古屋多治見線	3.5	① 田名名古屋線	1.6
国道 154 号	4.0	↓ 名古屋津島線	6.1	↓ 港中川線	0.5
国道 155 号	1.6	↓ 名古屋長久手線	11.6	◇ 矢場町線	3.4
国道 247 号	5.9	↓ 名古屋中環状線	2.8	② 名古屋環状線	0.7
		↓ 名古屋環状線	30.0	↓ 東志賀町線	0.8
		↓ 堀田高岳線	6.3	↓ 大津町線	1.6
		↓ 金城埠頭線	1.8		
合計	17 路線		87.8km		

第2次緊急輸送道路

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
国道 363 号	2.9	① 小口名古屋線	2.3	② 池内猪高線	0.6
① 名古屋多治見線	9.0	↓ 名古屋豊山稻沢線	2.7	↓ 鳴子団地大高線	5.3
↓ 名古屋瀬戸線	1.3	↓ 守山西線	1.3	↓ 大高大府線	0.5
↓ 名古屋岡崎線	4.9	↓ 田名名古屋線	7.8	↓ 小幡西山線	4.9
↓ 名古屋碧南線	3.1	↓ 岩藤名古屋線	3.9	↓ 稻永埠頭線	4.7
↓ 名古屋半田線	1.4	↓ 浅田名古屋線	3.0	↓ 東志賀町線	3.8
↓ 名古屋江南線	6.3	↓ 阿野名古屋線	0.9	↓ 向田町線	0.8
↓ 名古屋祖父江線	0.8	↓ 岩崎名古屋線	6.4	↓ 枇杷島野田町線	1.4
↓ 名古屋長久手線	1.9	↓ 名古屋東港線	7.5	↓ 万場藤前線	3.9
↓ 名古屋中環状線	20.3	↓ 熱田停車場伝馬線	1.1	↓ 茶屋線	0.5
↓ 名古屋蟹江弥富線	1.5	↓ 港中川線	2.3	↓ 小幡瀬古線	1.2
↓ 名古屋十四山線	3.9	◇ 潮見町第1号線	0.8	↓ 庄内辻町線	1.7
↓ 弥富名古屋線	13.3	↓ 富士見台赤坂町線	1.2	↓ 上飯田線	1.7
↓ 春日井稻沢線	0.4	↓ 平和公園線	2.2	↓ 広井町線	0.1
↓ 関田名古屋線	11.5	↓ 山口堅代官町線	0.5	↓ 鳴尾町線	1.4
↓ 名古屋豊田線	0.1	② 大津町線	6.1	↓ 笠寺緑線	3.4
↓ 諸輪名古屋線	12.7	↓ 外堀町線	2.7	↓ 平手豊明線	0.8
↓ 東浦名古屋線	0.4	↓ 松和花壇線	1.6	↓ 猪子石線	3.1
↓ 名古屋環状線	1.8	↓ 小田赤池線	1.0	↓ 豆田町線	1.2
↓ 江川線	6.4	↓ 岩井町線	2.7	↓ 松川橋線	2.2
↓ 東海橋線	13.3	↓ 久屋町線	1.9	↓ 鏡ヶ池線	2.9
↓ 山王線	5.3	↓ 高畑町線	6.4	↓ 戸田荒子線	5.0
↓ 愛知名駅南線	1.7	↓ 潮風線	0.8	↓ 横井町五月通線	2.4
↓ 金城埠頭線	1.8	↓ 千代田通線	4.8	↓ 烏森町線	1.0
① 名古屋犬山線	3.9	↓ 東山田線	0.5	↓ 名古屋環状2号線	0.3
↓ 中川中村線	3.1	↓ 茶屋ヶ坂牛巻線	8.5	↓ 新名西橋線	0.8
↓ 津島七宝名古屋線	4.7	↓ 東山公園線	3.2	↓ 名碧線	0.2
↓ 名古屋甚目寺線	4.5	↓ 弦月宝生線	0.5	↓ 堀越天神橋線	1.8
合計	84 路線		284.4km		

※ 国土交通省直轄国道
 中日本高速道路株式会社
 名古屋港管理組合
 愛知県道路公社
 名古屋高速道路公社
 } 管理道路を除く

略号 ①…主要地方道 ②…一般県道 ◇…一般市道 ③…都市計画道路

名称：緊急用河川敷道路

延長：19.9km

第16節 食品・生活必需品等の供給

災害の発生に伴い、物品流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や焼失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、迅速かつ効果的に食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。

第1 供給の基本的方針

1 食品

- (1) 食品の供与は、災害発生後すみやかに行う必要がある。したがって基本的には、①備蓄食糧の放出、②既成食品の調達、③炊き出しによる供給の順に、供給体制の確立と並行して実施する。
- (2) 食品の品目例：乾パン、パン、アルファ化米、粉ミルク、缶詰、弁当等

2 生活必需品

- (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を基本とする。
- (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹼、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート 等

3 飲料水・その他生活用水

- (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第3章 第26節ライフライン施設の応急復旧によるものとする。
- (2) その他生活用水として、災害応急用井戸やプール水、河川水等の活用を図るものとする。

第2 供給基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）を基準とし、本部長の判断により、被災者に物資を供給する。

第3 物資の供給体制

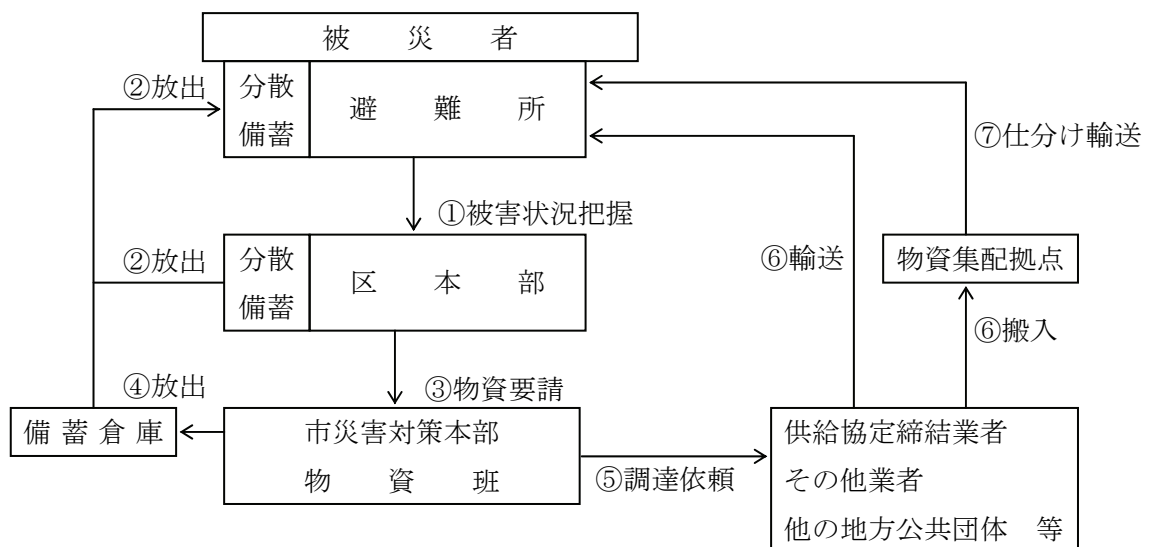
物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。

1 市本部物資班及び区本部の任務

担当部		分担任務
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営
	子ども青少年部	1 要請のあった食品の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営
	市民経済部	1 要請のあった生活必需品の調達の実施 2 物資集配拠点の管理運営
区本部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し

2 物資の供給フロー

物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。



第4 物資の調達方法

1 区本部

- (1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。
- (2) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。

2 物資班

- (1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があつたときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。

なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事に調達を要請する。

また、特殊な物資の調達にあつては、本部員会議の議を経るものとする。

- (2) 供給協定締結業者等からの調達によっても、さらに物資が不足する場合は、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。
- (3) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。

第5 物資の輸送及び物資集配拠点

1 輸送の基本的な考え方

- (1) 物資は、原則として避難所へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の避難所への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。
- (2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、避難所への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は物資集配拠点を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各避難所へ輸送するものとする。

2 物資集配拠点

- (1) 物資班は被害状況に応じて物資集配拠点を開設する。
- (2) 物資集配拠点へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。
- (3) 物資の仕分け、在庫管理、避難所への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社やボランティアの協力を得て実施するものとする。

なお、地域防災拠点(小学校)、区本部、物資班、物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。

3 水路・空路等を活用した輸送

物資の輸送は、あらゆる手段を考慮し実施するものとする。したがって物資班は陸路以外の水路・空路による物資の輸送が必要な場合には、幹事会を通じて港、河川、空港、臨時ヘリポート、地下鉄等の活用を関係各部に要請するとともに、物資の輸送方法について関係各部と調整を行う。

第6 物資の配布

1 物資の配布方法

- (1) 避難者への物資の配布は区本部が行う。
- (2) 配布は原則として避難所で行うこととし、災害救助地区本部、避難所の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 被災後に避難所以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、避難所で生活するものと同様に、原則として居住地の最寄りの避難所で物資を配布する。

第7 救援物資の受入れ

災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。

1 受付

- (1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。

また、外国からの物資の受入れについては、庶務部秘書班と物資班が連携をとって実施する。

- (2) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、物資集配拠点への搬入を伝達する。
- (3) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。
 - ・送付先は市災害対策本部とし、物資集配拠点へ送付すること
 - ・救援物資はその種類ごとに梱包すること
 - ・救援物資の種類と数量を外面に表記すること
- (4) 救援物資の受付状況は、物資班において記録する。

2 救援物資の輸送・配布

- (1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、物資集配拠点へ搬入する。
- (2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・避難所への輸送等、要請による物資と同様に処理する。
- (3) 区本部は避難所において要請による物資と同様に救援物資を配布する。

(資料)

- ・災害救助用物資の備蓄 (附属資料編 149ページ)
- ・災害救助用物資の調達 (附属資料編 150ページ)
- ・災害応急用井戸登録事業所名簿 (附属資料編 308ページ)

第17節 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者の地震による被害の軽減を図るために、災害時要援護者の避難の確保さらに、避難生活の確保等を実施するための計画を定める。

なお、災害時要援護者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、災害時要援護者に配慮した対策を実施するものである。

第1 基本方針

災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うことを第一とし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。

第2 実施体制

1 担当部

担当部	分 担 任 務
健康福祉部	1 災害時要援護者の安否確認の総括及び実施に関すること 2 避難所及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 3 要援護者に対する福祉対策・保健活動に関すること 4 要援護者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 5 要援護者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供
庶務部	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること
区本部	1 災害時要援護者の安否確認の実施に関すること 2 避難所及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 3 要援護者に対する福祉対策の実施に関すること

なお、その他各部にあつては、常に災害時要援護者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。

2 実施方法

- (1) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班は共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。
- (2) 庶務部秘書班は健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。
- (3) (1)(2)の指示をうけて区本部は相互に連携し分担任務を実施する。

- (4) 一時に大量の人員を要する任務を行う場合には、他部の職員及び他都市職員等の応援を得て実施する。
- (5) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民生委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、(公財)名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。

第3 安否確認

1 区本部

- (1) 発災後区本部は災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請する。
- (2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部災害時要援護者班に報告する。

2 社会福祉施設の管理者

特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部災害時要援護者班に報告する。

第4 避難生活の確保

災害時要援護者の避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要援護者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。

また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。

1 要援護者の実態調査

- (1) 要援護者の実態調査は、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法等を作成し、区本部が調査を行う。
- (2) 避難生活が継続する間は避難所や地域を巡回し、継続的に要援護者の健康状態・生活状況等の把握を行う。

2 避難所における生活の確保

要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班、健康増進班、庶務部、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

- (1) 福祉環境整備が行われていない避難所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。
- (2) 要援護者へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、語学ボランティアの派遣を行う。
- (3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な要援護者に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパ

一等を派遣する。

- (4) 避難所内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。
- (5) その他、避難所の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。

3 緊急援護の実施

要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

- (1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の避難所では介護が困難な要援護者を避難させる。

福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。

- (2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り要援護者の受入を行う。
- (3) その他在宅援護としてホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。

4 応急仮設住宅での生活の確保

- (1) 住宅都市部は健康福祉部災害時要援護者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の仕様を検討し、必要に応じ県に建設を要請する。

また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。

- (2) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での要援護者の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。

第18節 遺体の搜索、処理及び火葬

地震災害により行方不明者又は死者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、遺体の搜索・収容、遺体安置所の確保及び開設、検案、火葬等の各段階における措置について定める。

第1 遺体の搜索・収容

1 対象

(1) 搜索の対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）

(2) 収容の対象

ア 災害により死亡した者のうち、現場において見分（検視）・検案を受けることが困難な遺体

イ 災害により死亡し、見分（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の一に該当する遺体

（ア）身元不明の遺体

（イ）遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

（ウ）住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

2 行方不明者・死者の届出の受理

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区本部において受理し、住所・氏名・年齢・性別・着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式3-18-1）に記録する。

3 搜索収容班の編成

(1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。（連絡窓口は総括部総括班）

(2) 搜索収容班の派遣要請を受けたときは、本部長は次のとおり搜索収容班の編成を行い、要請をした区本部へ派遣する。

ア 各部・区本部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案したうえ、各部、区本部の長に対し、搜索収容班の編成及び派遣を命ずる。

イ 「第23節 労務供給」に定めるところにより労働者を雇用し、搜索収容班を編成し派遣する。
この場合、雇用及び班編成等の事務担当部は、本部長が定める。

(3) 搜索収容班は、原則として、1班を5人（運転者を含む。）で編成し車両1台を使用させる。

(4) 搜索収容班は、派遣を受入れた区本部長の指揮を受ける。

4 遺体の搜索・収容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の搜索及び遺体収容は、搜索収容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

(1) 搜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、総括部消防隊に通報し

又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。

- (2) 搜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。
 - ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して見分（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。
 - イ 遺体調書（様式3-18-2）に遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別・身長・着衣・所持品等について、詳細に記録する。
 - ウ 身元不明者については、身元の確認に努める。
- (3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による見分（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。
- (4) 収容すべき遺体は、遺体安置所へ搬送する。

第2 遺体安置所の開設及び管理運営

- 1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンターを遺体安置所に予定する。

なお、寺院はじめこれら以外の施設にあっても施設管理者の了解を得て、遺体安置所とすることができる。
- 2 災害により死者が多発し、遺体の収容・安置が必要なときは、区本部長は前項に掲げた施設に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。
- 3 区本部は、遺体安置所において必要な葬祭用品の調達を健康福祉部に依頼する。依頼を受けた健康福祉部は、調達した葬祭用品を遺体安置所に搬入する。
- 4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、見分（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。
 - (1) 搜索収容班が搬入した遺体を収容し、氏名又は符号を記載した名札により明示する。
 - (2) 搜索収容班から遺体調書及び所持品等を引継ぐ。
 - (3) 見分（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり見分（検視）を受ける。
 - (4) 検案の済んでいない遺体については、区本部保健所班と連絡をとり検案を受ける。
 - (5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。
 - (6) 見分（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。
 - (7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、見分（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。
 - (8) 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、区本部長とする。
 - (9) 遺体調書及び遺体処理台帳（様式3-18-3）に必要な事項をその都度記入し、遺体の整理に努める。
- 5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、総括部総括班に職員の派遣要請をすることができる。

第3 遺体の検案

1 検案班の編成

災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、見分（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。

- (1) 区本部保健所班長は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。
- (2) 検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）で編成する。
- (3) 区本部保健所班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部及び健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。
- (4) 区本部保健所班長は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。
- (5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした保健所に派遣する。

ア 医師が不足する場合は、名古屋市医師会・愛知県医師会警察部会への協力を要請する。

また、遺体の身元確認にあたっては、名古屋市歯科医師会にも協力を要請する。

イ 看護職員等に不足が生ずる場合は、ボランティア看護職員を活用する。

ウ 検案班は、区本部保健所班長の指揮を受ける。

2 検案の実施

遺体の検案は、原則として現場で行うこととするが、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。

3 検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して次の事項を処理する。

- (1) 検案書（医師法施行規則第20条に定める第4号書式）の作成・交付
- (2) 遺体の洗浄・縫合・消毒等（遺体の識別、撮影等のため必要な場合に行う。）

第4 葬祭用品の調達

災害により死者が多数発生した場合、健康福祉部長は、区本部長からの要請に基づき遺体を保存するための葬祭用品の調達を行う。

また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び総括部長に応援を要請する。

1 調達する葬祭用品

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) ドライアイス、遺体安置用防腐剤
- (3) 骨つぼ
- (4) その他必要と認めるもの

特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数及び市営八事斎場の火葬能力を勘案し必要量を確保する。

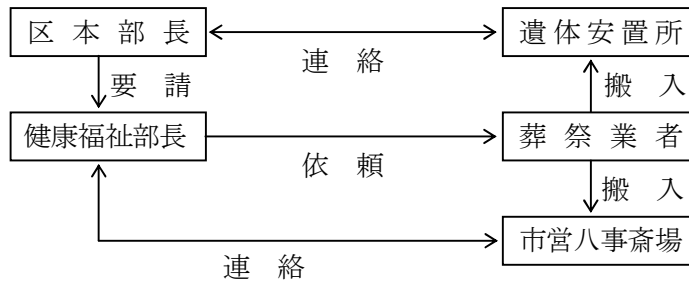
2 調達方法

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。
被害甚大な場合において、葬祭業者からの調達が困難な場合は、他都市等へ協力を依頼する。

3 搬入場所

調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つば等を市営八事斎場に搬入する。

〔葬祭用品調達の流れ〕

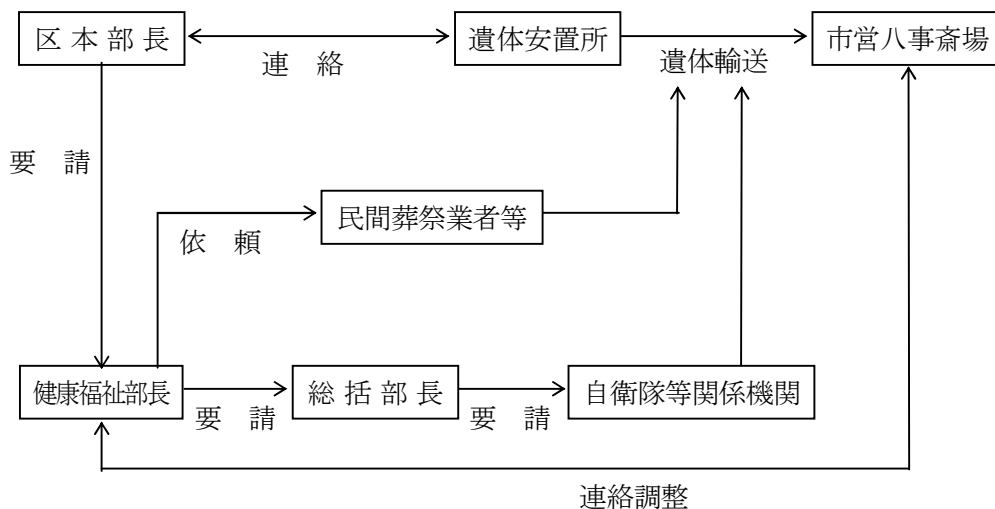


第5 遺体の輸送

遺体安置所から火葬場への遺体輸送について、混乱期のためその遺族等が輸送を行うことが困難である場合、又は死亡した者の身元及び遺族等が不明の場合には、次により遺体の輸送を行う。

- 1 区本部長は、健康福祉部長に火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に報告し、火葬場への輸送を要請する。この場合、遺族等の判明している遺体を先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 2 健康福祉部長は、区本部長からの要請及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ遺体輸送計画を策定し、この計画に基づき、全国霊柩自動車協会へ遺体の輸送を依頼する。
- 3 輸送力が不足する場合は、総括部を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

〔遺体輸送の流れ〕



第6 遺体の火葬

1 火葬の方法

(1) 健康福祉部長は、区本部長から要請のあった遺体数の報告により火葬計画を策定し、この計画に基づき遺体の火葬を行う。

(2) 遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。

(3) 身元及び遺族が不明な遺体は、区本部長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区本部長に引渡す。区本部長は、当該遺骨を遺留品とともに保管する。

2 火葬の場所

火葬は、市営八事斎場で行う。

ただし、市営八事斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。

3 市営八事斎場における火葬体制

構 成 員	班 数	稼働火炉数
50人 (1班25人)	2	46基

なお、班の編成を行う場合、不足する人員については、健康福祉部職員の派遣及び他都市応援職員等の協力を得て行うものとする。

(資料)

- ・ 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（市対全日本冠婚葬祭互助協会・名古屋葬祭業協同組合）(附属資料編 549、551ページ)
- ・ 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）(附属資料編 547ページ)
- ・ 愛知県内火葬場一覧表(附属資料編 167ページ)
- ・ 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定(附属資料編 553ページ)

◎様式3-18-1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者	2 身元不明 の遺体	3 遺体引受人 のない遺体	4 その他	受付番号
氏 名		性別	年 齢	歳位	受付者氏名
本 籍					届出人 (氏名)
現住所					(住所)
遺体の 現 場					(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					
種 別	1 行方不明者	2 身元不明 の遺体	3 遺体引受人 のない遺体	4 その他	受付番号
氏 名		性別	年 齢	歳位	受付者氏名
本 籍					届出人 (氏名)
現住所					(住所)
遺体の 現 場					(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					

◎様式3-18-2 遺体調書

		番号					
搜索収容者	搜索収容班 第 班	代表者 氏名		〔所属 局室区〕			
遺体の種別	1 身元不明の遺体		2 引受人のない遺体		3 その他		
遺体発見日時	年 月 日		時 分				
遺体発見場所							
遺体の身元	本籍						
	現住所						
	氏名	身元不明者の の符号	性別	男・女	年齢	歳位	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺族その他の関係者	現住所	(電話)					
	氏名	(死者との続柄)					
	遺体の引受け	可・不可	(引渡し	年 月 日)			
	遺骨の引取り	可・不可	(引渡し	年 月 日)			
見分日時 (検視)	月 日 時 分		〔見分(検視)者〕				
検案日時	月 日 時 分		(検案医師)				
火葬許可証 交付日	年 月 日		(遺体発見現場の概略図)				
火葬日	年 月 日						
(所持品の処理)							
(備考)							

※写真は裏面にはりつけてください。

◎様式3-18-3 遺体処理台帳

遺体調書の番号	氏名又は符号(住所)	見分(検視)	検案	引渡し	火葬	所持品	備考

第19節 ごみ・し尿・災害廃棄物

地震の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。

そのため、排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

第1 ごみ処理

1 計画目標

環境部は、災害により発生したごみ（以下「災害ごみ」という。）等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。

2 活動要領

(1) 計画の作成

- ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。
- イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。
- ウ 災害ごみの非常処理計画を、市内の被害状況及び環境部の被害状況を基にして作成する。

(2) 処理方法

- ア 災害ごみの非常処理計画に従い、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。
- イ 被災地の早期回復を図るため、平常作業を一時的に中止し、災害ごみの処理に全力をあげる。
- ウ 平常作業の中止は、10日間を限度とし、以後災害ごみと並行して行う。
- エ 処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。
- オ 災害ごみは、空地・公園等の臨時集積所に、可燃物・不燃物に分けて排出するよう指導する。
- カ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。
- キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。

	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力
1 回 当 たり	421 台	872 人（市職員のみ）	1,037 t

(3) ごみ処理施設の確保及び復旧計画

- ア 施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による清掃活動に万全を期する。
- イ 埋立処分場については、搬入路及び施設の復旧に努める。

第2 し尿処理

1 計画目標

環境部は、地震によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、日常生活に支障を及ぼさないようにするため、避難所に設置する仮設トイレは下水道直結式を主体に備蓄し、くみ取式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。

2 活動要領

(1) 計画の作成

- ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、仮設トイレの設置を必要とする避難所及びその必要数の把握に努める。
- イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。
- ウ 必要に応じて他部との連絡を密にする。
- エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取式トイレの設置必要数及び環境部の被害状況等に基づき作成する。

(2) 仮設トイレの設置等

ア 設置

避難所の収容能力に対応できるよう、市内の避難所に仮設トイレを設置する。特に、下水道直結式仮設トイレについては、利用者の安全を確保したうえ、原則として避難所周辺等の「震災用」のマンホールに設置できるよう備蓄・保管に努める。

イ 備蓄・保管

災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取式仮設トイレ及び簡易パック式トイレを備蓄する。

これら備蓄する仮設トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努めるものとする。

また、上下水道部は、一定数の下水道直結式仮設トイレを備蓄・保管し、区災害対策本部の要請に基づき、機動的に必要場所に設置する。

なお、本市の備蓄で不足する仮設トイレは、他都市の応援及び民間業者から必要数を調達することとする。

(3) 収集方法

- ア し尿の非常処理計画に従い、環境隊が収集にあたる。
- イ 平常作業は並行して行うことを原則とするが、被害状況に応じて平常作業を中止し、避難所等緊急を要するものから収集を行う。
- ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、民間事業者で組織する愛知県衛生事業協同組合から臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。
- エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。

	車 両 数	人 員	最大収集能力
1 回 当 たり	27 台	56 人 (市職員のみ)	51.9 kℓ

オ 環境部の保有するし尿処理施設の最大処理能力は次のとおりである。

施設名	下飯田作業場	内田橋作業場	港 作 業 場	計
処 理 能 力	150 kℓ	150 kℓ	200 kℓ	500 kℓ

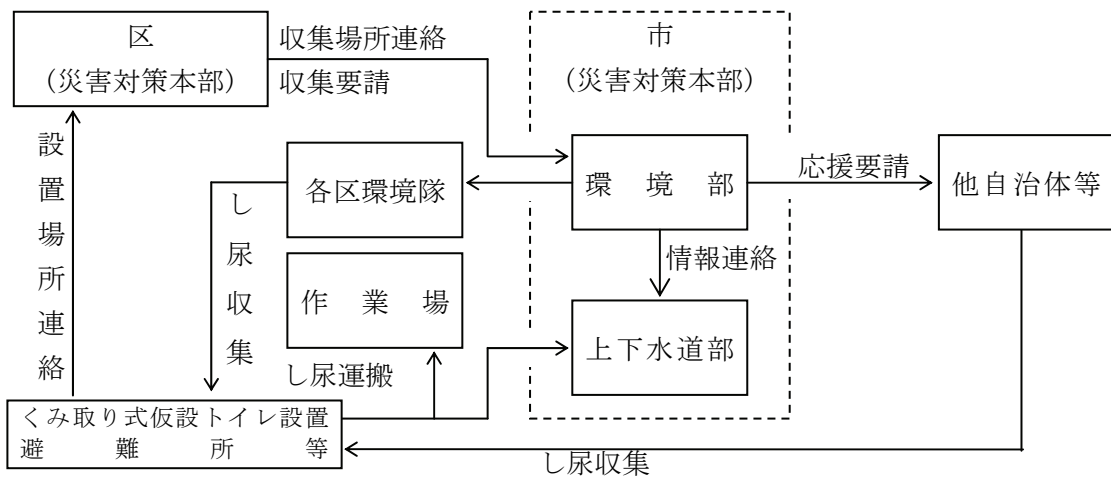
(4) 処分計画

収集したし尿は、上下水道部と連絡をとり、下水道機能の状況をみながら、下水道投入を行う。

(5) し尿処理施設の復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その早期復旧に努める。

(6) し尿の収集処理体制



第3 災害廃棄物処理

1 計画目標

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。

2 活動要領

(1) 災害廃棄物処理対策臨時組織の設置

発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策本部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。

(2) 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体

災害廃棄物の撤去に関しては、その危険性・公共性を配慮するとともに、環境保全に留意して、その適正処理についての指導等を行う。

倒壊した建物の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の設置

災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関係機関と協力して設置する。

(4) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

仮置場にて破砕不適物を除去するなど分別されて搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。

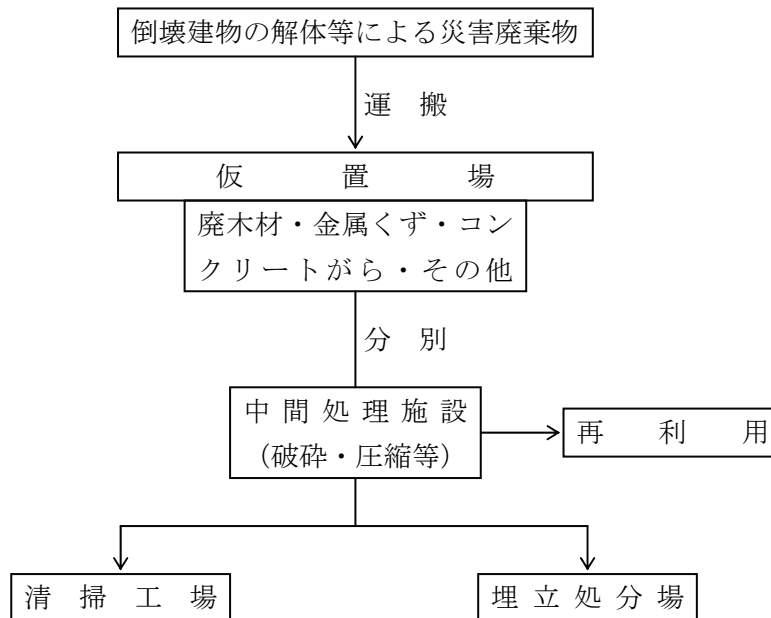
再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。

3 協力体制

災害廃棄物の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

- (1) 災害廃棄物の解体撤去
 - ア 倒壊建物の解体業務
 - イ 発生した災害廃棄物の撤去業務
- (2) 災害廃棄物仮置場の設置
 - ア 仮置場の維持管理業務
 - イ 仮置場からの災害廃棄物の搬出
- (3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分
 - ア 災害廃棄物の破砕処理
 - イ 再利用施設への搬入
 - ウ 埋立処分場への災害廃棄物の搬入

災害廃棄物処理の基本的流れ



第20節 住宅等応急対策

震災により住家が全壊（焼）し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に各種の建設条件及び建設戸数の配分等を考慮し、応急仮設住宅を建設するとともに、住家の半壊（焼）に対する応急修理をし、居住の安定を図る。

また、医療救護施設、避難施設、福祉施設、教育施設、市庁舎等に被害があった場合は、市民の生命、身体的安全確保と災害復旧の中核としての業務の遂行ができるよう応急措置をし、公共施設としての機能の維持を図る。

第1 応急仮設住宅

1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。

その際早急に応急仮設住宅の建設に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

2 応急仮設住宅の概要

- (1) 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。
- (3) 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。
- (4) 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
- (5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。

3 本市が実施する事務

応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現地確認、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。

4 建設用地の確保

災害発生後、住宅都市部長は、災害対策用空地利用計画を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。

- (1) 被災者の居住地に近い場所
- (2) 電気、ガス、水道等の供給施設が布設可能な場所
- (3) 交通機関、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所
- (4) 長期（2年程度）に渡り使用可能な場所

5 建設の決定

住宅都市部長は、必要な応急仮設住宅の戸数及び住戸タイプ、建設地について、本部員会

議の決定を経て、県に建設を要請する。

住戸タイプの決定にあたっては、被災者の世帯構成により単身用、小家族用、大家族用を選択する他、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅についても健康福祉部と協議の上決定する。

6 工事中の現地確認

住宅都市部長は、県の補助として工事中の現地確認を行う。

7 入居者の受入れ

住宅都市部長は、健康福祉部及び区本部と協議し、住戸タイプにより入居者の対象を区分し、また、高齢者、障害者などの避難所生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、本部員会議の決定を経て入居基準等を作成し、入居者の募集、決定を行う。

8 住宅等の管理

住宅都市部長は、県の補助として応急仮設住宅、その敷地及び附帯施設の管理における事務を実施する。

また、応急仮設住宅の入居者に対する医療・福祉サービスや、福祉仮設住宅における支援は、必要に応じ健康福祉部及び区本部が連携をとって実施する。

9 その他

(1) 災害救助法が適用されず応急仮設住宅を建設する場合にあつては、上記方針に準じ実施する。

(2) 被災者の居住に関する事務を総合的に迅速かつ的確に対応することが望まれる場合、本部長は、住宅都市部、健康福祉部等の関係班を統合し、災害対策本部の下に仮設住宅運営本部室を組織し、応急仮設住宅に係る事務を含め、被災者の居住に関する事務を総括管理することができる。

第2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。

1 災害救助法に基づく応急修理の実施

住宅都市部長は、県の補助として、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急修理の対象については、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。

(2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)による。

(3) 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 災害救助法が適用されない場合の応急修理の実施

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の応急修理を実施する場合にあたっては、上記方針に準じて実施する。

第3 住宅の障害物除去

住宅の障害物除去は、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅の障害物除去を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。

1 災害救助法に基づく障害物除去の実施

住宅都市部長は、県の補助として、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。

- (1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和40年愛知県規則第60号）による。
- (3) 障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

2 災害救助法が適用されない場合の障害物の除去

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の障害物除去を実施する場合にあつては、上記方針に準じて実施する。

第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談

住宅都市部は、被災した建築物（市有建築物を除く）・宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

- 1 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を総括部に要請する。
- 2 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。
- 3 大規模地震により被災した建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害、又は被災した宅地の崩壊による二次災害を防止、軽減するため、愛知県及び愛知県建築物地震対策推進協議会等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には、応急危険度判定実施本部を設置し、ボランティアとして民間応急危険度判定士や、被災宅地危険度判定士の協力を得て一般建築物等の危険度の判定作業などを行う。
- 4 被災建築物の復旧・解体に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。

なお、市民経済部が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携

を図るものとする。

- (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
- (2) 復旧の助成に関する相談

第5 市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保

1 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は共同施設が著しく損傷を受けた場合は、居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

- (1) 市営住宅又は共同施設の被害状況は、住宅都市部、市営住宅又は共同施設の管理代行者あるいは指定管理者が協力しすみやかに調査を行う。
- (2) 市営住宅又は共同施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象として実施する。

2 一時使用住宅の確保

市営住宅、その他の公的住宅の空き家を確保し、被災者の一時使用住宅の確保に努める。また、一時使用住宅の受付、相談を行うため、相談窓口を設ける。

第6 市有建築物の応急措置

市有建築物のうち防災活動の拠点となる重要な建物及び避難・救護に必要となる建物の応急措置を重点に実施するものとし、建物の被害状況を管理者と協力して早急に応急危険度判定基準に従い調査のうえ次の措置をとる。

1 応急措置が可能なもの

- (1) 危険か所があれば緊急保安措置を実施する。
- (2) 機能確保のための必要限度内の復旧措置をすみやかに実施する。
- (3) 電気、ガス、水道、通話設備等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり応援を得てすみやかに実施する。

2 応急措置の不可能なもの

- (1) 危害防止のための必要な保全措置を実施する。
- (2) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の建設の手配を行う。

第21節 文教対策

地震災害が発生した場合において、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育、奨学に関する措置など文教対策について定める。

第1 学校教育における応急対策

1 休校等応急措置

地震災害が発生し、学校教育活動の実施等が困難であるとき、学校（幼稚園）班長は、学校部長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校（幼稚園）班長の判断により、下記の措置をとるものとする。

- (1) 幼児、児童生徒の安全確保・避難や安否の確認とともに、学校（幼稚園）班長を中心に被害状況等情報を収集し、地震発生時の状況に応じた的確な措置をとる。
- (2) 授業継続あるいは授業再開の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。

2 応急教育の実施

体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微のとき
各学校においてすみやかに応急措置をとり授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に甚大のとき
残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
- (3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき
臨時休校の措置をとり、その期間家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。
- (4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき
 - ア 隣接の被害軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。
 - イ 児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。
 - ウ 児童生徒が集団避難のときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教職員の確保

学校施設の被害が甚大で、復旧に長期間を要するため、児童生徒を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添うものとする。また、教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、学校部長は他校の教職員の臨時的派遣又は補充要員の臨時的任用の要請を行うなど必要教職員の確保に努める。

4 奨学に関する措置

- (1) 教科書及び学用品の給与

ア 教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

イ 給与品目は、被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。ただし、例示した品目以外のものであっても、被害実情に応じ特定の品目に重点をおくことも差し支えなく、また文房具及び通学用品についてもある程度変更することができるものとする。

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品……運動靴、傘、長靴等

ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書（教材を含む。）代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費（住家の被害程度に関係なし。）

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童	}	災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定める額
中学校生徒		
高等学校生徒		

エ 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）…県負担

その他の場合…市負担

オ 給与は災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

カ 給与の方法は、給与の対象となる児童、生徒の数を被災者名簿と当該学校における指導要録等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書については、学年別、学科別、発行所別に調査集計し調達、配分するものとする。また文房具、通学用品については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入、配分するものとする。

ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入のうえ、関係学校長を通じて支給する場合もある。

キ 整備保存すべき帳簿

(ア) 学用品購入（配分）計画表

(イ) 学用品の給与状況

(ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(2) 奨学措置

ア 被災児童生徒に対する就学援助

被災児童生徒に対しては、申請により学用品費、通学費、修学旅行費、医療費・給食費等の補助措置を講ずるものとする。

イ 市立幼稚園授業料等の減免

市立幼稚園にあつては、申請によりその被害状況の程度に応じて授業料等の減免措置を講ずる。

ウ 市立高等学校入学料の免除

市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき入学料の免除措置を講ずる。

5 給食に関する措置

(1) 給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。

(2) 給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能校から、逐次給食を実施する。

第2 社会教育における応急対策

1 事業休止等応急措置

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であるとき、所管の長の判断により、下記の措置をとるものとする。

(1) 利用者を安全に避難させるとともに、公所班長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置をとる。

(2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。

(3) 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる。

2 災害応急対策

(1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたり、その準備のため適切な措置をとる。

(2) 避難所生活の長期などに伴う避難者の文化的ニーズに対応するため社会教育施設の機能を生かした避難生活の質的向上に資する事業の実施に努める。

(3) 貴重な指定文化財については、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の救出、二次的被災による散逸の回避に努める。

第22節 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していくうえで、重要な役割を担うものである。

そのため、応急対策活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、発災時の受入体制、活動の支援などの条件整備について定める。

また、ボランティアとの連携協力の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について相互理解を深めながら、協力関係を築くものとする。

第1 平常時の連携

発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。

連携を図る団体・関係機関	活 動 内 容	担当部（局）
日本赤十字社愛知県支部	応急医療活動一般	健康福祉局、消防局
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 各区社会福祉協議会	福祉を始め応急対策活動一般	健康福祉局 各区役所
(公財)名古屋国際センター	外国人の支援	市長室
市立高校	応急対策活動一般	教育委員会
学区連絡協議会	〃	区役所
名古屋地区大学災害対策連絡協議会	〃	人事委員会
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、消防局
その他（各種団体・企業等）	応急対策活動一般	関係局・区

第2 ボランティアの育成・教育

大規模災害時において、ボランティア活動が有効に展開できるよう、市民に対して災害ボランティアの意義、参加意識の啓発や人材の養成などを推進する。

1 ボランティア教育の推進

- (1) 防災講演会、研修会等による啓発の推進
- (2) 市民向け啓発冊子の配布
- (3) 教育の一環として児童・生徒に対する指導の充実
- (4) 企業・事業所に対する防災啓発の推進

2 ボランティアの確保

応急危険度判定士、福祉ボランティア、市民救急員など特殊な技術・資格を要する職種については、災害発生時に人材を確保することが困難になるため、既存の登録制度の活用や新たな登録制度を採用することにより、あらかじめ体制を確保する。

3 ボランティアのネットワーク化の推進

災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。

このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。

第3 関係団体等への要請

災害発生後、応急対策に必要な人員が不足する場合は、「第1 平常時の連携」の表に掲げた団体・関係機関等に対し、ボランティア活動を要請するとともに、ボランティアセンターの運営について、ボランティア団体などの市民活動団体に対し、協力を要請する。また、ボランティアセンターの設置については、愛知県の設置する県広域ボランティア支援本部と連携し、効率的な役割分担を行う。

1 要請の方法

要請、受入れ及び連絡調整等は、「第1 平常時の連携」に掲げた担当部が行う。

担当部の長は、本部長(本部幹事会幹事長)の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- (1) 活動内容
- (2) 活動期間及び活動場所
- (3) 受入れる部又は区本部の連絡責任者名及び連絡先
- (4) その他必要事項

2 活動内容等

関係団体等に依頼する活動内容は、「第1 平常時の連携」に掲げた業務とし、受け入れる部・区本部長が指示をして活動させる。

第4 受入れ体制

ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと被災者宅のあとかたづけなどの被災者の自立支援の活動や避難所等における被災者の世話や話し相手など特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備を図るものとする。

1 担当部

区分	担当部	担当業務
一般ボランティア	市民経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関すること ・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部・区本部との連絡調整に関すること ・資器材、物資の調達に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市・区社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他市民経済部が行う業務への協力
	区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れ、配置計画に関すること ・各部及び活動拠点との連絡調整に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること
	市・区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの需給調整及びコーディネートに関すること ・市・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他市民経済部・区本部が行う業務への協力
専門ボランティア	各部	<ul style="list-style-type: none"> ・各部が行う応急対策活動のうち、資格・技能等専門知識を必要とするボランティアの受け入れ・活動に関すること

2 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 市本部にあつては、災害発生後、市民経済部及び健康福祉部において、ボランティア班を編成し、市社会福祉協議会の協力を得て、「市災害ボランティアセンター」を設置する。
- (2) 区本部にあつては、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。
- (3) 「市・区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。
- (4) 市・区災害ボランティアセンターにおいては、一般ボランティアを関係機関や市民活動団体の協力のもと、ボランティアコーディネーターを核として受け入れることとし、専門的な技術、資格を必要とする専門ボランティアについては、業務を所管する各部において受け入れるとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターとの連携を図る。
- (5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの派遣・活動を行う。

第5 活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、ボランティア推進機関等の協力を得ながら環境の整備を図る。

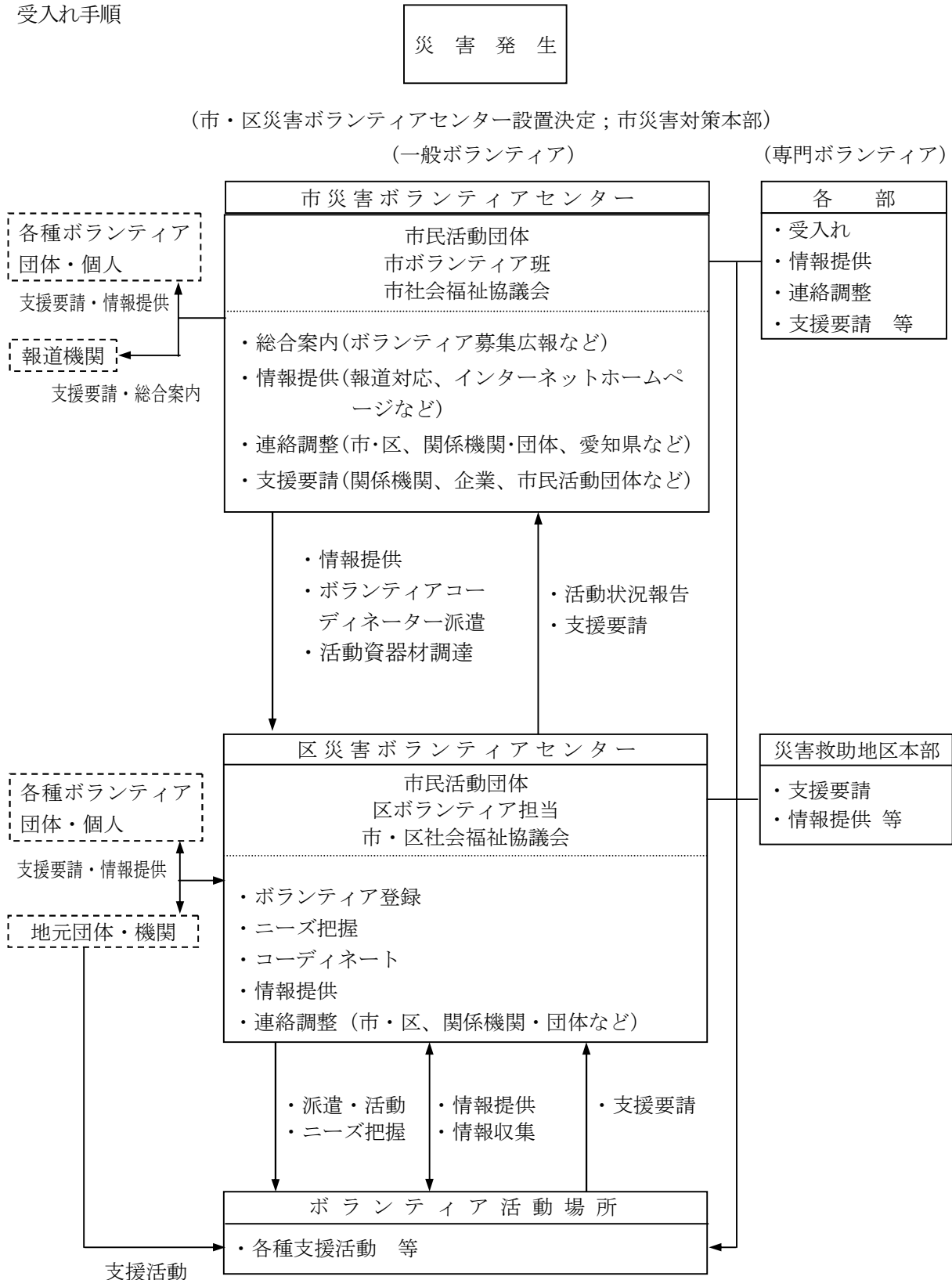
- 1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあつては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。

また、ボランティアの活動にあつては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行うこととする。

- 2 ボランティア資器材について、あらかじめ想定される資器材について備蓄を行うとともに、ボランティア活動が展開し、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班が品目・必要数等を取りまとめ、経理部へ調達を依頼する。

その他、活動支援全般にかかる事項についても市本部ボランティア班が行う。

受入れ手順



(資料)

- ・災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会・社会福祉法人名古屋市（16区）社会福祉協議会・災害救護系ボランティア団体及びNPO）
（附属資料編 539,541,543 ページ）
- ・災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定（なごや災害ボランティア連絡会対社団法人名古屋建設業協会対市）
（附属資料編 546 ページ）

第23節 労務供給

震災応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な労働力の不足を補うため、労働者の雇用並びに従事命令等について定め、応急対策活動に必要な労働力の確保を図る。

第1 労働者の雇用

動員職員、他都市の応援隊、ボランティア等のみでは、労働力が不足しているとき、又は特殊な作業のために労働力が必要なときは、次の方法により労働者を雇用する。

1 雇用手続

(1) 労働者の雇用は、従事させる作業の内容に応じ、労働力を必要とする部・区本部の長が直接行うものとする。

(2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を総括部を経由して本部員会議に報告しなければならない。

ア 雇用の目的

イ 雇用人員及び期間

ウ 所要経費

エ その他必要事項

2 雇用範囲

労働者の雇用は、震災応急対策の実施に必要な業務を行う場合に限るものとする。

3 労働者の賃金

雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（総括部総括班）が定める。

4 経費の負担

災害救助法適用前は、同法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長（本部長）の判断により、経費を市が負担する。災害救助法適用後は、同法及び愛知県災害救助法施行細則によるが、その基準によることが困難な場合は、愛知県知事の承認を得て適用するものとする。

第2 市長（本部長）の強制従事命令等

関係者に対する災害応急措置及び救助業務の強制従事命令又は協力命令については、災害対策基本法その他関係法令に定めるところによる。（別表3-23-1 強制命令の概要一覧参照）

なお、市長（本部長）の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、これに起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又は遺族に対し、「消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市長令第10号）」に基づく損害補償を行う。

また、災害救助法に基づく扶助金が県から支給される。

◎別表3-23-1 強制命令の概要一覧

執行者	種類	根拠法律	対象作業	対象者
知事	従事命令	災害対策基本法第71条第1項 災害救助法第24条	災害応急対策及び救助作業	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送事業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項 災害救助法第25条	災害応急対策及び救助作業	救助を要する者及び近隣の者
市長 警察官 海上保安官	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 " 第2項	災害応急対策全般	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官	即時命令	警察官職務執行法第4条	災害応急対策全般	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者
消防吏員 消防団員	従事強制	消防法第29条第5項	消防作業	火災現場付近にある者
水防管理者 水防団長 消防機関の長	従事命令	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第24節 区の応急対策活動

地震災害が発生したときには、区役所は、区内の応急対策活動の中核としての区本部を設置し、災害救助地区本部、各区隊、及び防災関係機関の協力を得て、区内の被害を最小限に抑えるとともに、被災者の生活の支援や不安・動揺の鎮静、人心の安定を図ることを主目標として活動する。

第1 活動体制

1 区本部の組織・運営

「第5節 災害警戒本部の設置及び運営」及び「第6節 災害対策本部の設置及び運営」に定めるところによる。

2 非常配備・動員

「第7節 初動活動体制」に基づき、各区ごとに作成する「非常配備・動員計画」による。

3 区本部の分担任務

別表3-6-1に定めるところによる。

第2 大規模災害時の初動活動

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある。

このため、発災直後から概ね24時間に実施すべき主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

大規模災害時の初動活動

時間	1	2	3	6	12	18～24
業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎被害状況調査 ○ 避難所開設準備 ○ 区本部事務室機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内被害状況調査 ○ 避難所派遣計画 ○ 各区隊区本部へ1名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への職員派遣 ○ 災害救助地区本部への職員派遣 ○ 災害救助地区本部情報収集 ○ ライフライン情報収集 ○ 避難所開設状況調査 ○ 倒壊家屋概数調査 	○ 避難者数集計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への物資計画・配布 ○ ボランティア派遣 ○ ボランティア配備計画 ○ 遺体収容計画・安置所開設 ○ 災害時要援護者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア派遣 (状況に応じて派遣) ○ 遺体安置所開設
務	☆随時	避難者の誘導・収容	避難勧告の決定	災害救助法適用有無	応援要請(市本部・自衛隊など)12 班集体移行.....

区 災 害 対 策 本 部

業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部室等被害状況調査 ○ 本部室等機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学区内被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所へ本部委員等派遣 ○ 情報収集・伝達 	○ 学区避難者数集計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への物資計画・配布 ○ 避難所への物資の配布 ○ 災害時要援護者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて派遣
務						

災 害 区 救 助 本 部

業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設 ○ 避難所施設被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ体制整備 ○ 災害時要援護者等調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者数調査 ○ 負傷者等調査 	○ 救災物資計画・配分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救災物資の配分 ○ 行方不明者調査 	
務						

避 難 所

第3 災害救助地区本部

災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則によるほか、次に定めるところによる。

1 災害救助地区本部の設置

区長（区本部長）は、市長（本部長）の補助執行機関として、地震災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、必要と認める地域の小学校に災害救助地区本部を設置する。

なお、震度5強以上の地震が発生したときは、自動開設する。

2 災害救助地区本部委員

災害救助地区本部委員は、学区内の災害対策委員をもって充てるほか、学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱した者である。なお、災害対策委員は、災害救助地区本部が設置されたときは、地区本部の任務に従事することになるが、地区本部が設置されない場合にあっても、名古屋市災害対策委員規則に定める災害対策にかかる職務に従事する。

3 地区本部への参集

(1) 地区本部委員は、自らや家族の安全を確保した後、その地域における自主防災会の体制を整え速やかに地区本部へ参集する。

(2) 参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに地区本部長等に報告する。

4 災害救助地区本部の分担任務

災害救助地区本部は、次の事務について区本部の実施する応急対策活動を補助する。

(1) 二次災害防止広報の実施に関すること（出火防止、余震注意、流言防止）。

(2) 地震、津波情報等の伝達に関すること。

(3) 初期消火活動、人命救助活動に関すること。

(4) 避難勧告・指示の伝達に関すること。

(5) 避難誘導に関すること。

(6) 避難所の管理運営に関すること。

(7) 被害状況の調査に関すること。

(8) 広報広聴活動に関すること。

(9) 救援物資の配分に関すること。

(10) 救出、救援に関すること。

(11) 災害時要援護者の救援活動に関すること。

(12) ボランティアの活動支援に関すること。

(13) り災証明事務に関すること。

(14) その他区本部の応急対策活動全般に関すること。

第4 情報連絡活動

地震災害時に区本部が行う情報連絡は、多方面にわたりふくそうすることが想定され、あらかじめすべての形態の情報連絡について計画化しておくことは困難である。

ここでは、被害情報、対策情報及び地震情報等の基本的な情報に的を絞り、その内容及び収集・伝達の方法等について定める。

1 被害情報の収集・報告

(1) 収集内容

ア 人的被害

・死者 ・行方不明者 ・負傷者（重傷、軽傷）

イ 建物被害

(ア) 住 家

・全壊（焼） ・半壊（焼） ・一部破損 ・床上浸水 ・床下浸水

(イ) 非住家（公共建物及びその他の非住家）

・全壊（焼） ・半壊（焼）

ウ り災世帯数及びり災者数

エ その他の被害（か所数）

・文教施設 ・病院 ・道路 ・橋梁 ・河川 ・水道 ・がけ崩れ ・その他

※ ア、イ、ウについては、区本部の責任において収集・報告する。ただし、火災については、消防隊（署）との緊密な連携により行う。

※ エについては、報告の形態（か所数の把握に留める）からみて、速報的性格のものであり、最終的には、関係各部の責任においてそれぞれ収集・報告する。区本部は、可能な範囲内でこれら被害情報の収集に努めるとともに、関係区隊及び公所等から報告を受け、区単位の被害状況を集約する。

(2) 当日の報告内容

ア 第1・第2 非常配備

全収集内容とする。

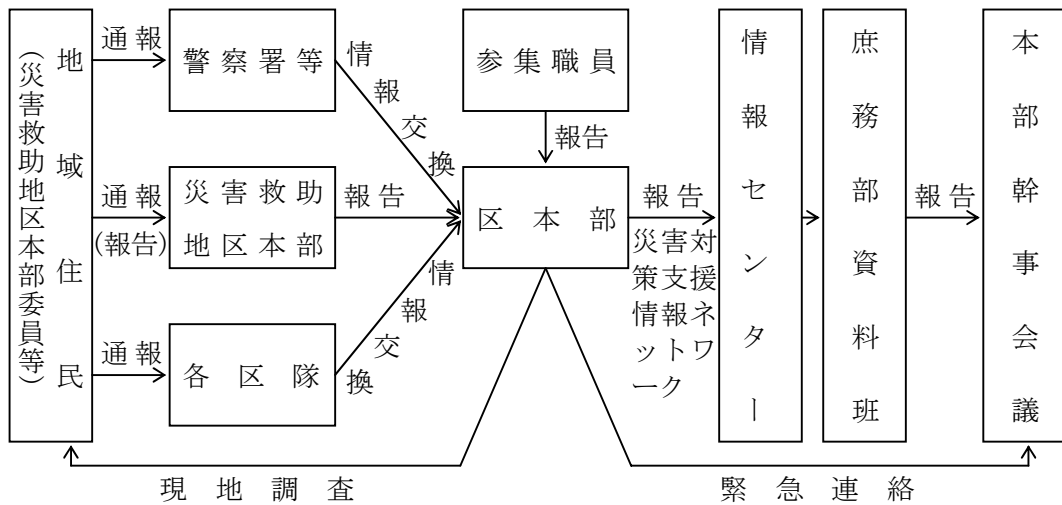
イ 第3・第4 非常配備

死者、行方不明者、負傷者（重傷）、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

ウ 確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握・収集し、復旧予定費を含む確定報告書を消防長に提出する。

(3) 被害情報の収集・報告系統



※ 災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式3-4-0~5によりファクシミリにて伝達する。

2 対策情報の伝達

応急対策活動の実施に関する情報（対策情報）の種類及び伝達方法等について定める。

(1) 対策情報の種類

- ア 職員参集状況の報告
- イ 住民避難状況の報告
- ウ 車両、資機材等の調達依頼
- エ 職員の応援要請
- オ 自衛隊の派遣要請
- カ 応急対策の実施要請
- キ 応急対策の実施状況の報告
- ク その他応急対策上必要な事項

(2) 対策情報の伝達方法

ア 職員参集状況の報告

職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、庶務部職員班へ報告する。

ただし、災害対策支援情報ネットワークシステムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式3-4-3によりファクシミリにて伝達する。

イ 住民避難状況の報告

住民が避難を開始し、避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークシステムにて総括部総括班へ報告する。

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式3-4-4・3-4-5によりファクシミリにて伝達する。

ウ 車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、総括部総括班を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。

エ 職員の応援要請

他の部又は他の区本部の職員の応援を必要とする場合は、総括部総括班を経由し、庶務部職員班に対し、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行う。（庶務部長あて風水害等災害対策編別記様式3—3—1を提出する。）

オ 自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部総括班に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。（総括部長あて風水害等災害対策編別記様式3—7—1（3—7—2）を提出する。）

カ 応急対策の実施要請

区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は総括部総括班を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。

ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、総括部総括班を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。

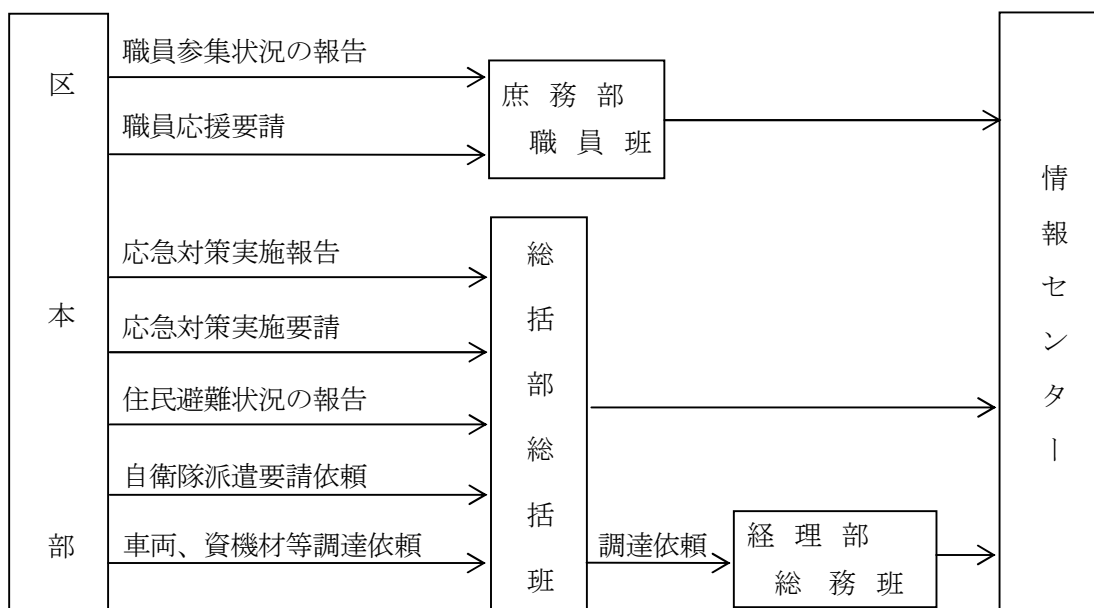
キ 応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部総括班へ報告する。

ただし、災害対策支援情報ネットワークを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式3—4—1～5の特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。

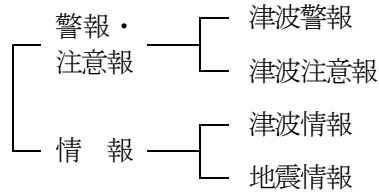
(3) 対策情報の伝達系統



3 地震、津波に関する情報等の伝達

気象庁又は名古屋地方気象台発表の津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の入手及び住民への伝達について定める。

(1) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の種類



(2) 情報の入手

地震・津波に関する情報は、災害対策支援情報ネットワークシステム、庁内放送、無線ファクシミリ又はファクシミリにより入手する。

(3) 情報等の伝達

- ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、避難所及び広域避難場所へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。
- イ 広報車により、区内を巡回し、音声のみならず情報文等の配布に努める。

第5 広報・広聴活動

1 広報活動

区本部は、人心の安定、パニック等の混乱の防止を目的として、地震発生後ただちに広報活動を開始し、以後応急対策活動の進展に伴い、災害救助地区本部及び各区隊の協力を得て適時適切な広報の実施に努める。

(1) 広報事項

ア 地震発生直後の広報

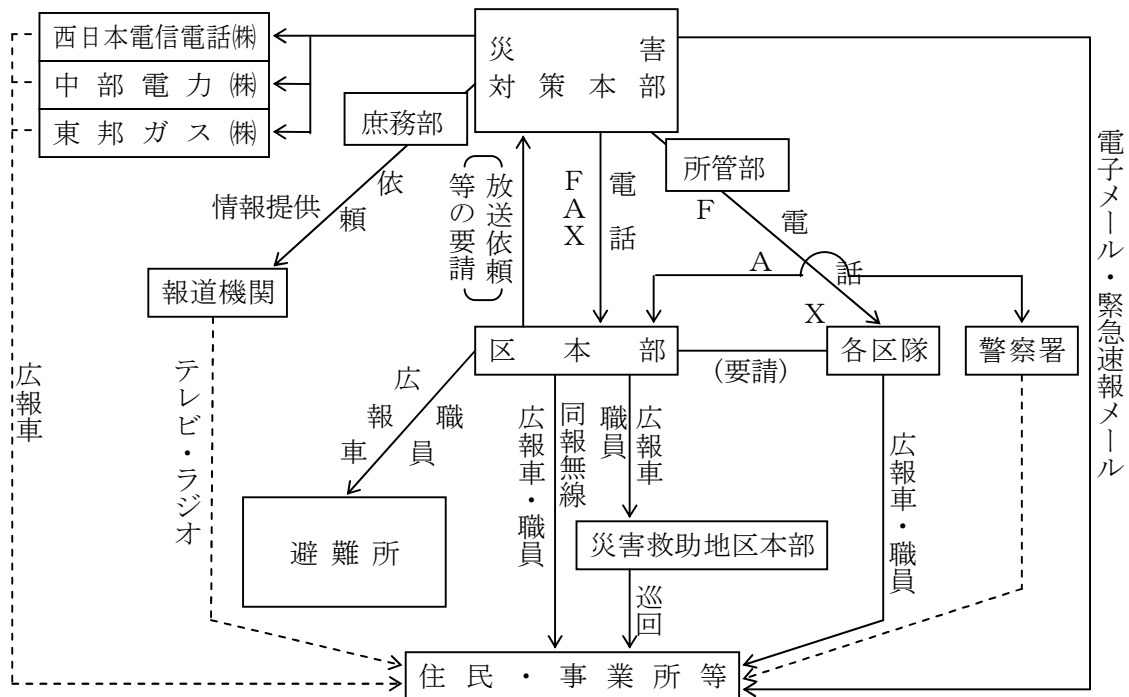
- (ア) 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等
- (イ) パニック防止の呼びかけ
- (ウ) 避難の勧告・指示
- (エ) 出火防止、人命救助の協力呼びかけ
- (オ) 市内の被害状況の概要（建物破壊、火災の発生等）
- (カ) 市の応急対策実施状況
- (キ) その他必要な事項

イ 災害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 地震、津波に関する情報等
- (イ) 被害情報及び応急対策実施情報
- (ウ) 生活関連情報
 - a 電気、ガス、水道の復旧状況
 - b 食糧、生活必需品の供給状況
- (エ) 通信施設の復旧状況

- (オ) 道路・交通状況
- (カ) 市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況
- (キ) 医療機関の活動状況
- (ク) その他必要な事項

(2) 広報の伝達系統



(3) 広報の方法

ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、総括部総括班に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。

イ 同報無線による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ同報無線による広報を実施する。

ウ 広報車の利用

災害の状況に応じて、必要地域へ広報車を出動させ広報を実施する。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

オ 災害救助地区本部委員による広報

災害救助地区本部委員は、区本部の広報活動を補助するため、自主防災組織と協力し分担地域を巡回又は個別訪問して広報を行う。

カ チラシ等の配布

必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事

後速やかに情報センターに情報提供を行う。

キ 電子メール（きずなネット防災情報）

必要に応じて、総括部総括班に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。

ク 緊急速報メール

津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部総括班に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

(4) 報道機関への情報提供等

報道機関から、区本部にかかる情報提供や取材の依頼があった場合は、原則として市災害対策本部にて対応することとし、区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターへ情報提供を行う。

2 災害時要援護者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシ等により情報提供を行い、視覚障害者に対しては、音声機器などを用いて繰り返し放送を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、庶務部秘書班（必要に応じ、(財)名古屋国際センター）に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。

また、国際交流・支援団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

3 広聴活動

区本部は、区民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、速やかに広聴体制の確立を図り、各区隊及び防災関係機関、さらには、専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

(1) 被災相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を、区本部に設置する。この場合、必要に応じ、各区隊等に対し、相談員の派遣を要請する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、各区隊、関係部又はその他の関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

第6 避難

1 避難勧告・指示の実施

(1) 避難勧告・指示は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊

長)が行うものとする。

ア 市長(本部長)が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長(区本部長)が行う。

イ 区長等(区本部長・副本部長)が不在等により、発令することができないときは、消防署長(消防隊長)が行う。

(2) 区長(区本部長)及び消防署長(消防隊長)は、避難勧告・指示を行ったときは、事後すみやかに市長(本部長)に報告(消防隊長にあつては区本部を経由)するものとする。

(3) 実施基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難を指示する。

ア 地震火災の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき。

イ 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。

ウ がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。

エ 有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。

オ その他災害の状況により、市長(本部長)が必要と認めたとき。

(4) 実施方法

区長(区本部長)及び消防署長(消防隊長)は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対し、立退きを勧告又は指示する。

ア 勧告又は指示の伝達方法

(ア) 広報車による伝達

区本部及び各区隊は、それぞれ保有する広報車を利用し、関係地域を巡回して伝達する。

(イ) 個別訪問による伝達

災害救助地区本部、消防団等は、各家庭を個別に訪問し伝達の周知徹底を図る。

(ウ) テレビ、ラジオ放送による伝達

総括部総括班に対し、放送局への協力依頼を要請する。

(エ) 電子メール(きずなネット防災情報)による伝達

総括部総括班に対し、電子メール(きずなネット防災情報)による配信を要請する。

(オ) 緊急速報メールによる伝達

総括部総括班に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

イ 伝達内容

(ア) 勧告又は指示の発令者名

(イ) 勧告又は指示の理由

(ウ) 避難所の名称及び所在地

(エ) 避難経路(災害の状況に応じた事実上の避難経路)

(オ) その他注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装等)

(5) 実施報告

避難勧告又は指示を実施した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示を実施した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部総括班へ報告する。

- ア 勧告又は指示の発令者名
- イ 発令の日時
- ウ 発令の理由
- エ 避難対象地域（学区名、町名）
- オ 避難先

2 避難所の開設及び管理運営

(1) 避難所の開設

避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、区本部長はすみやかに必要な避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該避難所へ派遣する。

開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

ア 市立の小・中学校の避難所については、震度5強以上の地震が発生した場合、自動開設とする。

イ 区本部長は、ア以外の避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所開設の指示をする。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。

ウ 災害救助地区本部長及び施設管理者は、区本部からの派遣職員が到着するまでの間、避難者の受け入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。

エ ウに掲げる場合を除き、開設した避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

オ 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。

(2) 避難所の管理運営

区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。

ア 管理組織の整備

(ア) 災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任する。

(イ) 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

イ 管理組織の職務

(ア) 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。

(イ) 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収

集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。

(ウ) 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。

(エ) 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。

(オ) 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。

(カ) 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

ウ 運 営

災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、早期に避難所管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

3 避難状況等の報告

(1) 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部総括班へ報告する。

(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ総括部総括班へ報告する。

4 避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所になった学校施設・民間施設などでは、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで、避難勧告・指示を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は、災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ、次の対策を講じることとする。

(1) 本来活動の再開に併せて、避難スペースの適正配置に努める。

(2) 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。

(3) 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

第7 応急救助活動

区本部は、地震災害によるり災者に対し、次により応急救助活動を実施する。なお、災害救助法の適用基準、救助の種類、内容等については、「第10節 災害救助法の適用」において定められているが、区本部が担当する応急救助の種類とその概要は次に掲げるとおりとする。

1 飲料水の供給

水道管等の被害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、上下水道部の定める応急給水計画に基づき、水道隊と連携し、災害救助地区本部等の協力を得て給水活動を実施する。

また、必要に応じ、消防隊に協力を要請する。

さらに、災害応急用井戸、プール水、河川水等を活用して飲料水その他生活用水の確保に努める。

2 食品の供給

家屋の破壊・焼失等により避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧（乾パン、飯糰詰等）又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。

食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び避難所管理組織等の協力を得て実施する。

3 衣料その他生活必需品の供給

地震により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品をき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対し、市本部物資班と連携し、被服、寝具その他の生活必需品を供給する。

4 収容施設の供与

地震により、現に被害を受け、又は二次災害により被害を受けるおそれのある者に対し、避難所を供与する。なお、下水道直結式仮設トイレについては、環境隊、水道隊及び土木隊と連携し、避難所周辺の道路網としての機能を欠く場合において設置を決定する。

5 遺体の捜索、収容及び管理

地震により、死者又は行方不明者が多数発生したときは、本部が派遣する捜索収容班を受け入れるとともに、健康福祉部、医師会、警察署等と連携し、死者・行方不明者の捜索、遺体の収容・管理を行う。

また、遺体の収容・安置に供するため、遺体安置所を開設し、管理するものとする。

6 その他

区本部は、上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。

第8 災害時要援護者対策

区本部は、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者の地震による被害の軽減を図るため、次のように災害時要援護者対策を実施する。

1 安否確認

(1) 災害発生後、衛生救護隊と連携し、((公財)名古屋国際センター)災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者、障害者及び外国人等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請する。

(2) 安否確認の結果を健康福祉部災害時要援護者班に報告する。

2 避難生活の確保

健康福祉部の指示により、避難所及び在宅の要援護者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。

(1) 避難所への簡易式スロープ・車椅子トイレの設置及び災害時要援護者に配慮した情報の提供等

- (2) 一般の避難所において生活が困難な災害時要援護者の福祉避難所への移送及び特別養護老人ホーム等への緊急入所
- (3) 応急仮設住宅等で生活を続ける災害時要援護者を対象とした福祉施策の実施

第9 緊急輸送

1 輸送対象

- (1) 避難困難者
- (2) 傷病者
- (3) 応急対策要員
- (4) 応急対策用資機材
- (5) 食品及び生活必需品

2 輸送力の確保

- (1) 区保有車両の確保
- (2) 調達依頼

経理部総務班に対し、愛知県トラック協会からの車両調達を依頼する（総括部総括班経由）。

なお、調達依頼の手続等については、「第15節 輸送・緊急輸送道路」において定めるところによる。

- (3) 現地調達

区本部長は、必要に応じて区内の公共的団体、事業所又は個人から必要な車両等を調達することができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部調達班へ報告する。

3 緊急通行車両等の確認手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、確認の手続きがなされている車両にあつては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあつては、区本部ごとに所轄警察署に申請をする。

第10 応援要請

区本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、次により応援を要請し、又は派遣要請の依頼をすることができる。

1 職員の応援要請

- (1) 要請の手続

区本部長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、災害対策支援情報ネットワークにより庶務部職員班に対し要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合は、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行なう。（庶務部長あて様式3-7-8を提出する。）

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(2) 応援職員の受入れ

区本部は、本部幹事会議等の指示により、応援職員の受入れにかかる必要な措置をとる。

(3) 応援職員の活動

応援職員は、区本部長の指揮を受けて活動する。

2 自衛隊の災害派遣要請の依頼

(1) 自衛隊の活動基準

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者等の捜索・救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(2) 派遣要請の依頼

区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式3-11-1）により総括部長に依頼する。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(3) 派遣部隊の受入れ

区本部は、派遣部隊受入れのため、次に掲げる事項を行う。

- ア 災害現地への派遣部隊の誘導
- イ 派遣部隊が必要とする資機材の準備
- ウ 派遣部隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の確保
- エ その他総括部から指示のあった事項

(4) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式3-11-2）により撤収を要請するものとする。撤収要請依頼の手続は、派遣要請依頼に準じて行う。

第11 ボランティアとの連携

区本部は、ボランティアとの連携協力のもと、応急対策活動を円滑に行うため、ボランティアの受入体制を整えるとともに活動を支援する。

1 関係団体への要請

区本部長は、災害発生後、応急対策に必要な人員が不足するときは、平常時から連携が図られ、かつボランティア活動が期待できる団体、関係機関等に対して活動を要請する。

(1) 要請の方法

本部長又は本部幹事会幹事長の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- ア 要請する人員
- イ 活動内容
- ウ 活動期間及び活動場所
- エ 区本部の連絡責任者名及び連絡先
- オ その他必要事項

(2) ボランティア活動

ボランティアは、区本部と連携し活動する。

2 受入れ体制

区本部は、一般ボランティア及び専門ボランティアを円滑に受入れるため、市民経済部、健康福祉部、市・区社会福祉協議会及び（財）名古屋国際センターと連携、協力して受入れを行う。

- (1) 区本部は、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。
- (2) 「区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。
- (3) 市・区本部及び社会福祉協議会が行う任務等については、「第22節 ボランティアとの連携」に定めるところによる。

3 活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。

なお、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班を経由して経理部へ調達を依頼する。

第12 区震災応急対策計画の策定

区長は、地震災害時における区本部の応急対策活動を迅速かつ効果的に実施するために、本計画に基づき、「非常配備・動員計画」と業務計画によって構成される区の震災応急対策計画を策定し、その充実整備に努めなければならない。

(資料)

- ・ 区別避難所施設数及び収容可能一覧 (附属資料編 174 ページ)
- ・ 区別広域避難場所一覧 (附属資料編 175 ページ)
- ・ 地震・津波に関する情報等 (419 ページ)
- ・ 区別広報車保有状況 (附属資料編 288 ページ)
- ・ 名古屋市災害救助地区本部規則 (附属資料編 381 ページ)
- ・ 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (附属資料編 582 ページ)

第25節 地域安全・交通対策

第1 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 名古屋海上保安部における措置

名古屋海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第2 交通対策

1 県警察における措置

(1) 交通規制の内容

ア 緊急交通路の確保

(ア) 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可

能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施する。(別図 3-25-1 交通規制路線図参照)

a 第1次

(a) 道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制を行う。

(b) 災害対策基本法に基づく交通規制を行う。(別記 3-25-2 交通規制標示参照)

(c) 道路交通法に基づく交通規制を行う。

b 第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(イ) 路上放置車両等に対する措置

a 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

(a) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。

(b) 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。

b 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(ウ) その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

イ エリア交通規制

県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアの境界及び県境において、一般車両を対象とした交通の抑制・制限及び広報活動等を、交通の状況に応じて行う。

ウ 被災地周辺の交通規制

被害状況等により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする通行禁止規制等必要な措置を行う。

エ 広範囲な交通規制

必要により、周辺の都道府県警察と共に、広範囲な交通規制を行う。

オ その他の交通規制

道路のき裂、損壊、橋の落下その他交通に支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。

(2) 交通規制の方法

大震災発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(3) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。(別記 3-25-3 緊急通行車両等届出書参照)

ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、「標章」とともに申請者に交付する。(別記 3-25-4 緊急通行車両確認証明書、別記 3-25-5 標章参照)

(4) 自動車運転者に対する指導

大震災が発生した場合は、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。

ア 大震災が発生したとき

(ア) 車両を運転中に大震災が発生したとき

- a 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- b 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- d やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- e 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のために車両を使用しないこと。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場

合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

(5) 相互協力

ア 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

(6) 交通安全施設および交通管制機器の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。

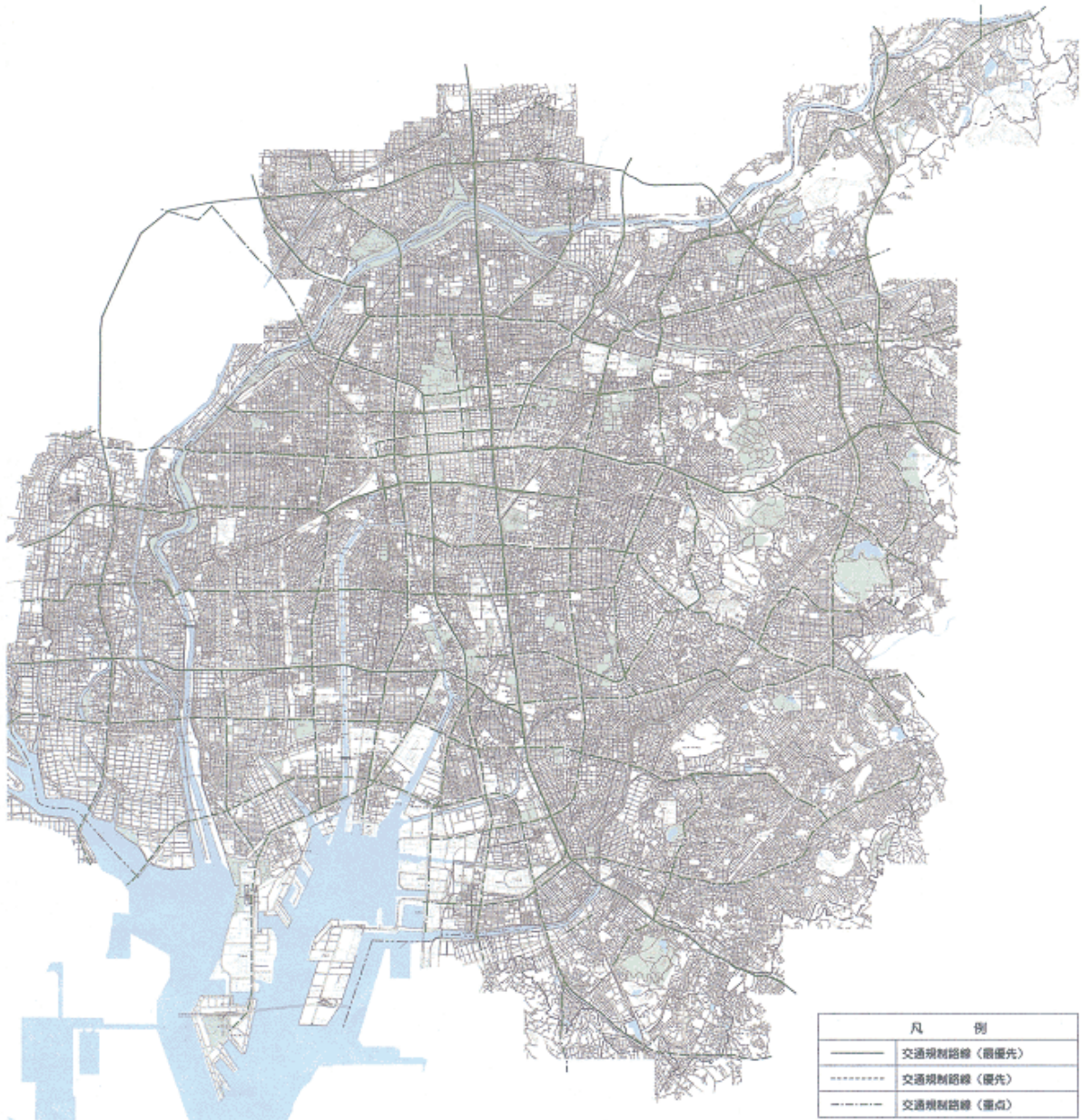
(7) 交通情報の提供

交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交通情報の提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により措置することができる。（別記 3-25-6 措置命令・措置通知書参照）

◎別図3-25-1 交通規制路線図



最優先道路

東名高速道路	(国) 1号	(主) 堀田高岳線 (市道)
東名阪自動車道	(国) 19号	(主) 名古屋長久手線
名二環自動車道	(国) 22号	(主) 東志賀町線
伊勢湾岸道路	(国) 23号	
名古屋高速道路	(国) 41号	
知多半島道路		
合 計 14 路線		

優先道路

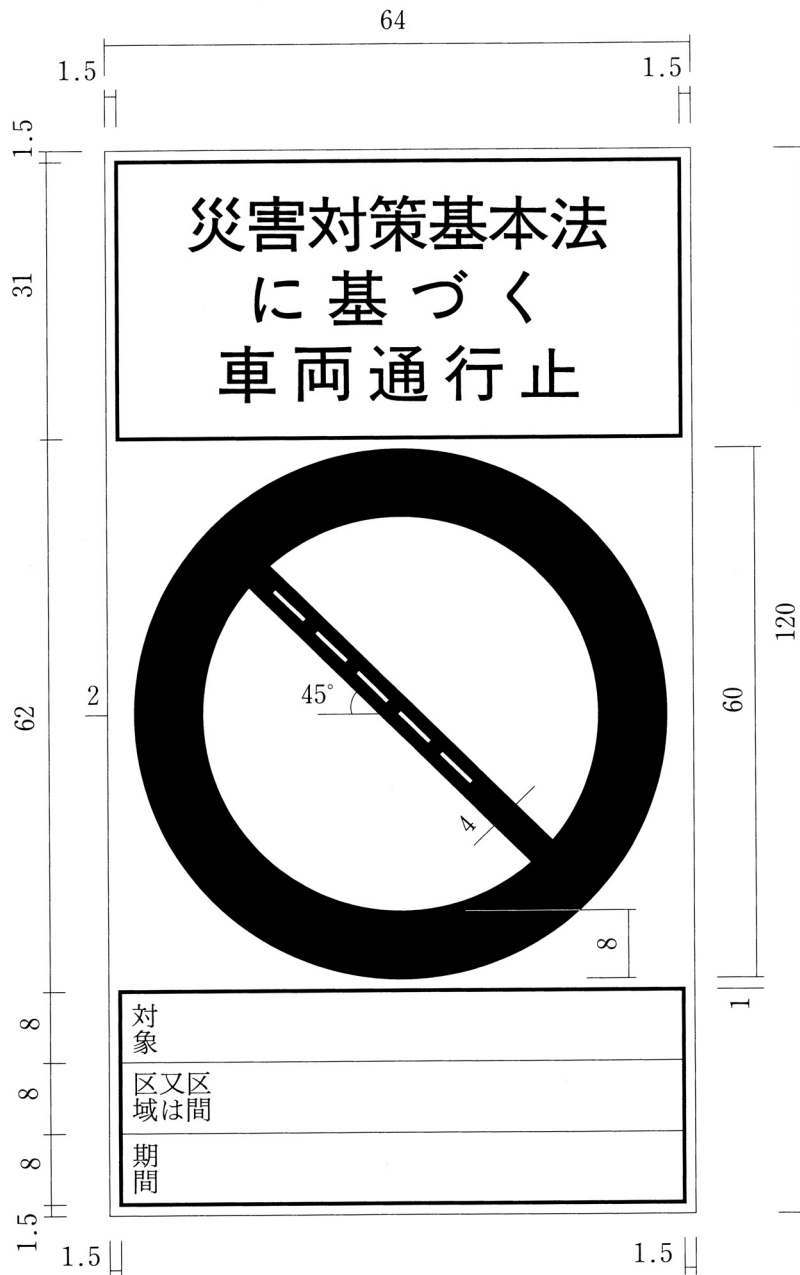
(国) 153号線	(主) 春日井稻沢線	(主) 名古屋環状線 (市道)
(国) 247号	(主) 名古屋津島線	(市) 大津町線
(国) 302号	(主) 金城埠頭線 (市道)	
合 計 8 路線		

重点道路

(国) 154号	(主) 名古屋十四山線	(県) 岩崎名古屋線
(国) 363号	(主) 江川線 (市道)	(県) 名古屋東港線
(主) 名古屋多治見線	(主) 東海橋線 (市道)	(市) 矢場町線
(主) 弥富名古屋線	(主) 山王線 (市道)	(市) 鳴子団地大高線
(主) 関田名古屋線	(県) 名古屋犬山線	(市) 外堀町線
(主) 諸輪名古屋線	(県) 津島七宝名古屋線	(市) 稻永埠頭線
(主) 名古屋半田線	(県) 名古屋甚目寺線	(市) 茶屋ヶ坂牛巻線
(主) 名古屋岡崎線	(県) 守山西線	
(主) 名古屋瀬戸線	(県) 田初名古屋線	
(主) 名古屋江南線	(県) 岩藤新田名古屋線	
(主) 名古屋祖父江線	(県) 浅田名古屋線	
合 計 29 路線		

略号 (国) …国道 (県) …県道 (主) …主要地方道 (市) …名古屋市道

◎別記3-25-2 交通規制標示



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

◎別記 様式3-25-3 緊急通行車両等届出書

		年 月 日	
緊急通行車両等届出書			
愛知県 公安委員会 殿			
届出者住所			
(電話)			
氏 名		印	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品 名)			
使用者	住所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時から 時まで
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

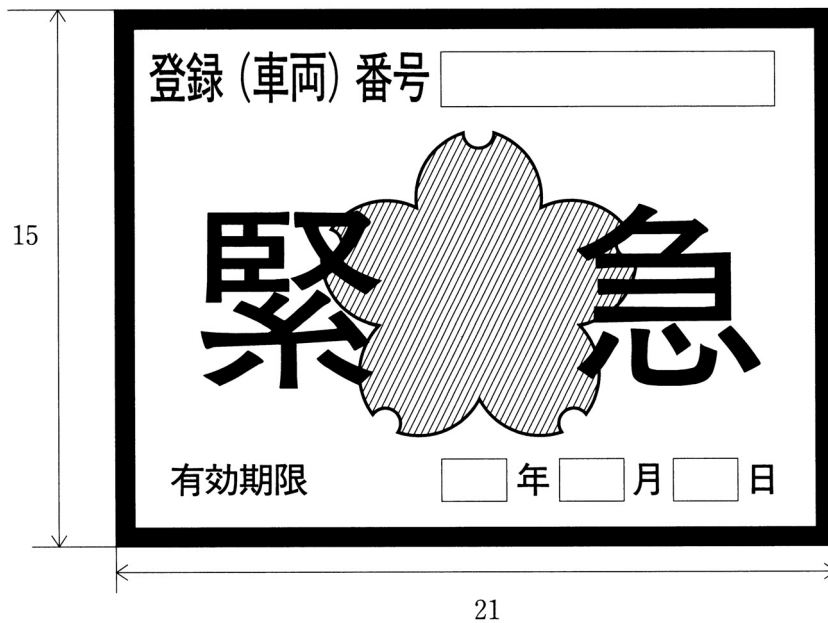
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

◎別記 3-25-4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 公安委員会
		印 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 (電話)	() 局 番
	氏名	
通行目的		年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
通行経路		出 発 地
		目 的 地
備 考		

注 用紙は、日本工業規格A5とする。

◎別記 3-25-5 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色〔登録(車両)番号〕
「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録〔車両〕番号並びに年、月及
び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

◎様式3-25-6 措置命令・措置通知書

(表面)

措置命令 通知書 措 置																									
年 月 日																									
署長 殿																									
第1項の規定により 災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 第2項の規定により 措置命令 を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。 措 置																									
所属 氏名 印																									
1 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後																								
2 場 所																									
3 (命令・措置) を行った者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">所 属</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	所 属		氏 名																					
所 属																									
氏 名																									
4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">命令の 場 合</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">命 令 を 受 け た 者</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">番号標に表示されている番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">措置の 場 合</td> <td style="padding: 2px;">措置に係る物 件の（占有 者・所有者・ 管 理 者 ）</td> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">番号標に表示されている番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	命令の 場 合	命 令 を 受 け た 者	住 所				氏 名				番号標に表示されている番号		措置の 場 合	措置に係る物 件の（占有 者・所有者・ 管 理 者 ）	住 所				氏 名				番号標に表示されている番号	
命令の 場 合	命 令 を 受 け た 者	住 所																							
		氏 名																							
		番号標に表示されている番号																							
措置の 場 合	措置に係る物 件の（占有 者・所有者・ 管 理 者 ）	住 所																							
		氏 名																							
		番号標に表示されている番号																							
5 (命令・措置) の内容																									

(裏面)

<p>6 (命令・措置 を行った場所の 前後の状況</p>	
<p>7 備 考</p>	

備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
 2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。
 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第26節 ライフライン施設の応急復旧

【給水及び水道施設等応急対策】

この計画は、応急資機材を活用し、また他の防災関係機関の応援により、すみやかに水道施設の応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することを目的とする。

第1 給水対策

1 計画目標

災害発生の際、飲料水を確保することができない者に対し、発災から3日程度は生命を維持するための最低必要量（1人1日当たり3ℓ）の飲料水を供給する。

発災から10日程度までは、調理、洗面等最低生活に必要な水量（1人1日当たり20ℓ）を供給する。

また、発災から21日程度までは、最低の浴用、洗濯等に必要な水量（1人1日当たり100ℓ）を確保するものとし、28日を目途に復旧工事により被災前給水量（1人1日当たり250ℓ）を確保するものとする。

2 給水体制

発災後において、上下水道部は、ただちに区本部等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の他、他都府県の協力を受け飲料水を確保する。

(1) 給水方法

ア 運搬給水

対策本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水タンク車等車両運搬により給水する。

イ 拠点給水

広域避難場所、避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。

応急給水施設には、消火栓が設置されており、仮設給水栓、応急給水槽を持ち込むことにより、被災者に給水することができる。

また、地下式給水栓が設置されている場所においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。

ウ 仮配管による給水

必要に応じ、耐震強化路線等から仮配管を行い、給水する。

エ プール、ため池等の利用（区役所）

必要に応じ、ろ過器により浄水し、給水する。

(2) 応急給水資機材の調達

上下水道部所有の応急給水資機材を使用するとともに、必要に応じて他の機関等に調達要請を行い、必要か所へ供給する。

(3) 応急給水資機材の輸送

給水タンク、ポリタンク、仮設給水及び応急給水槽等の応急給水資機材は、車両、船舶（船艇）又は航空機等により輸送する。

(4) 給水能力

給水能力は、次のとおりである。

給水能力－1（配水池等の貯水量）

平成24年4月1日

施設名	施設数	貯水量 (m ³)
浄水場	3	238,900
配水場（東山給水塔含む）	9	356,889
配水塔	6	52,200
耐震性貯水槽等	15	1,120
計	33	649,109

給水能力－2（運搬給水）

平成24年4月1日

資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力(ℓ)
給水車	1.8m ³	4台	7,200
	3.8m ³	4台	15,200
給水タンク （積載用）	1.0m ³	61基	61,000
	1.0m ³ （加圧式）	4基	4,000
ポリタンク	0.01m ³ （10ℓ）	400,000個	400,000
計			487,400

※1人1日当たり3ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約162,466人分の飲料水が確保できる。

給水能力－3（拠点給水）

平成24年4月1日

資機材名	数量（給水栓数）	
常設給水栓	14か所（148）	
仮設給水栓	16栓	12基（192）
	4栓	386基（1,544）
	携帯型4栓	250基（1000）
	携帯型2栓	176基（352）
地下式給水栓	266か所（1,064）	

※1人1日当たり3ℓの飲料水を必要とした場合、1栓当たりの給水能力を2人/分とすると、4栓式仮設給水栓を応急給水施設に設置することにより、1基当たり1時間で480人分の飲料水が確保できる。

給水能力－4（その他）

平成24年4月1日

資機材名	数量	備考
応急給水槽	99	容量1.0m ³ （上下水道局 83、区役所 16）
飲料水自動袋詰装置 （固定）	1	55袋/分 1袋500cc入り （消防局 1）
簡易ポリエチレン容器	124,000	5ℓ/個（上下水道局）
ろ過器	16	ろ過能力1.3m ³ /時（各区役所）

第2 水道施設対策

震災による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。

1 施設の応急復旧順位

- (1) 取水、導水、浄水施設
- (2) 送配水施設
- (3) 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

- ア 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量のもの、被災給水装置の閉栓）
- イ 道路漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 病院等の緊急利水施設
- エ 建築物、その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2 優先して復旧する配水管

- (1) 配水幹線及び重要水管橋
- (2) 応急給水施設、災害医療活動病院、広域防災拠点への給水のために必要な配水管
- (3) 避難所、救急病院、救急診療所、人工透析治療病院、災害時要援護者施設、公共施設への給水のために、必要な配水管及び、災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

3 応急復旧用資材等の調達

(1) 建設資機材

水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、災害時における物件の供給並びに応急対策の協力に関する協定に基づき、協定締結業者から優先的に調達する。

(2) 浄水施設等機器類

被害の生じた浄水施設等機器類は(1)の協定に基づき協定締結業者から優先的に調達する。

(3) 管類

送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、(1)の協定の締結業者、他都市から調達する。このうち給水装置材料については、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定に基づき、指定工事店協同組合から調達する。

4 要員の確保

基本的には、「第7節 初動活動体制」の計画によるものとするが、上下水道局の経営する事業が受けた被害及び復旧の緊急度により、各事業間で要員の融通を行い、なお人員が不足する場合は、協定締結建設業者等からの応援を求めるとともに、他の水道事業体や上下水道局退職者協力員に対しても応援を要請するものとする。

5 応急措置

(1) 停電の場合

春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海配水場が停電した場合には、発電機を稼働

させて電力を確保し、送配水ポンプの運転を行う。

(2) 水道水が汚染し、あるいは汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、ただちに断水し破損か所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。

また、広報車による広報、報道機関による緊急放送等により、水道の使用禁止あるいは使用制限を周知徹底するものとする。

(3) 有線通信施設が不通の場合

上下水道無線システムを使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。

(4) 取水、導水、浄水施設が破損した場合

犬山取水系統は春日井浄水場及び鍋屋上野浄水場を経て市の東部方面に、朝日取水系統は大治浄水場を経て市の西部方面に給水しており両系統は送配水管で連絡している。

取水、導水、浄水施設は、複数の施設で構成されており、一部の施設が破損した場合には、施設の切替えを行う。また被害が大規模なものとなった場合には、取水系統間の給水バックアップ体制を図りながら、復旧に全力をあげる。

(5) 配水管が破損した場合

ア 大口径の配水管が破損した場合又は破損か所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、配水池、ポンプ所等からの送水を一時制限又は停止するものとする。このため広範囲にわたって断水あるいは減水する区域を生じることとなった場合は、これらの区域に対して給水車を出動させて給水するとともに、局の広報車により断水の原因、断水期間等の広報を行うものとする。

イ その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び濁水が生ずるので、給水車の出動による応急給水並びに広報車による広報を行うものとする。

第3 工業用水道施設対策

要員の確保、応急復旧用資材の確保及び応急措置については、おおむね水道施設に準じて行うものとする。配水管の応急復旧工事については、配水事務所にて実施するものとするが、状況に応じ「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、応援を要請するものとする。浄水場あるいは大口径の配水管の破損により、長時間にわたって供給が不能になるおそれがある場合には、使用者に対してその旨を連絡する。

(資料)

- ・水道災害相互応援に関する覚書 (附属資料編 441 ページ)
- ・18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 (附属資料編 445 ページ)
- ・東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書 (附属資料編 469 ページ)
- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 (附属資料編 458 ページ)

【下水道施設応急対策】

下水管きよ及びポンプ施設の被害に対して、速やかに調査するとともに汚水、雨水の流下、排除に支障のないように応急措置を講ずることで機能の回復を図り、市民の安全を確保することを目標とする。

さらに処理施設の被害に対しても応急修理などにより簡易処理以上の処理を行い、また、上下水道部が備蓄・保管する下水道直結式仮設トイレを機動的に設置することにより、市民生活への支障及び放流先の水質への影響をできる限り少なくすることを目標とする。

第1 応急対策要員の確保及び被害施設の調査

- 1 地震災害時の地震対応マニュアルに基づいて、速やかに職員を参集させるとともに被害施設の調査を行う。
- 2 大規模災害を受けた場合、20大都市の「災害時における連絡・連携体制」に関するルール等に基づいて他の自治体の下水道部局の支援を要請する。また指定水道工事店や建設業者との災害時の応援要請の協定に基づいて応援を要請する。

第2 下水道施設対策

- 1 水処理センター、ポンプ所等が停電、断水した場合には、まず雨水排水について機能を確保し、汚水については、最低限簡易処理、滅菌が行えるものとする。
- 2 管きよ、水処理センター、ポンプ所の破損により処理不能あるいは排水不能の事態が発生した場合は、連絡管により他の水処理センター、ポンプ所へ送水を図る。
- 3 大規模避難所を受け持つ管きよなど被害状況を早急に把握するとともに優先的に復旧を図るものとする。
- 4 避難所の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定して処理をする。

第3 応急復旧用資機材・車両の確保

災害時に応急復旧の資材の確保を図り、災害の規模により多くの資機材・車両が必要とする場合には、20大都市等の支援を受けるとともに指定水道工事店等所有の資材や建設業者の資機材・車両の緊急調達を行うものとする。

(資料)

- ・下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール (附属資料編 473 ページ)
- ・下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール (附属資料編 479 ページ)

【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】

第1 電信電話施設の現況

名古屋支店管内（名古屋市内38交換ビルエリア）の設備状況は、次表に示すとおりである。

平成23年3月現在

区 分	施 設 数
加入電話数（ビル電話含む）	540千加入
公衆電話数	4.8千台

第2 被害想定

1 設備被害

従来の想定東海地震の発生では通信設備の被害はないとしてきましたが、阪神淡路大震災の経験を踏まえたときには相当の被害が想定される。

(1) 交換設備

交換機の損壊、通信用電源のバッテリー倒壊等による交換設備の被害は発生しない。

(2) 市内線路設備等

地下ケーブル、架空ケーブル、電柱等が地盤の軟弱度等により差はあるが、市内全域において、0.2%～1.7%程度の被害率が想定される。また加入電話はおよそ、11万加入程度の被害が想定される。

2 通話のふくそう

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震予知情報が、ラジオ・テレビ等で報道されると、家族・勤務先への問合せ連絡通話が増え、通話パニックが予想される。

また、地震の直後には、被災地への電話による安否の問合せや見舞い通話が殺到し、交換機が異常ふくそうして通話が不能となる。

異常ふくそうが発生したときは、一般通話を規制し災害対策機関等の重要通話確保に努めることとしている。

第3 電話、電報の優先利用

震災時において、災害の予防若しくは救援、交通、通信、電話等の供給確保又は社会秩序の維持のため必要な事項を内容とする手動接続通話、電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」「非常又は緊急電報」として取扱い、他の手動接続通話又は電報に先立ち優先して接続又は配達する。

1 非常扱いの通話・電報の内容と機関（表-1）

区分	内 容	機 関 等
非 常 通 話 及 び 非 常 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要するもの。	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みま す。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関 し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相 互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確 保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相 互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の確 保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある 機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変、その他の非常事態が発 生し、又は発生するおそれがあるこ とを知った者と前各欄に掲げる機関 との間

2 緊急扱いの通話・電報の内容と機関（表-2）

区分	内 容	機 関 等
緊 急 通 話 及 報	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その 他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生する おそれがある場合において、その予防、救援、復旧 等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話、電報を取り扱う 機関相互間（表-1の8項に掲げるも のを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生する おそれがあることを知った者と(1) の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生する おそれがあることを知った者と 警察機関との間

緊急通話及び緊急電報	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	表-3の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な業務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（表-1及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

(表-3)

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 非常又は緊急通話・非常又は緊急電報の利用方法

(1) 非常又は緊急通話は、あらかじめ登録済の電話番号（災害時優先電話）から市外局番なしの「102」番にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げて申し込む。

- ア 非常扱い又は緊急扱いの申込みであること
- イ 登録された電話番号と機関などの名称
- ウ 通話内容

(2) 非常又は緊急電報は、電話により発信する場合は、市外局番なしの「115」番（*22時以降から翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げて申し込む。

ア 非常扱い又は緊急扱いの電報の申込みであること

イ 発信電話番号と機関名

ウ 電報の宛先の住所と機関などの名称

エ 通話文と発信人名

(3) 災害時優先電話の承認

災害時優先電話の承認は、あらかじめ西日本電信電話株式会社名古屋支店あて申込みをし承認を得る。（異動のあった場合も同様）

第4 広報活動

震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって次の事項を利用者に周知する。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) 災害用伝言ダイヤルの利用
- (5) その他必要とする事項

第5 応急復旧計画

1 災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合、震災の規模・状況により、各支店をはじめ会社各機関に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる態勢をとる。

この場合、県・市区町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

2 発災時の応急措置

(1) 大地震の発生とともに次のとおり態勢の確立を図る。

ア 発災時において被災状況の全容を早期には把握する。

イ 復旧サービスの順位を明確にした復旧計画を立てる。

ウ 応急復旧に必要な要員の確保を行う。

エ ぼう大な復旧資材のうち、緊急に必要となるものから必要量を算出して確保する。

オ 発災後は、道路の被害・橋りょうの破損等により交通網の混乱が予想されるので、応援要員・復旧資材等の緊急輸送対策を行う。

カ 被災地の電気通信サービスの確保及び応急復旧に必要な無線機器等の災害対策機器の非常配備を行う。

(2) 被災地への通信確保

災害用伝言ダイヤルの運用は、震度6弱以上の地震が発生した場合及び東海地震注意情報等発表後、運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合又は問合せ等の通信が増大する恐れのある場合は、ただちに災害用伝言ダイヤルを運用する。

また、インターネット版の災害用ブロードバンド伝言板も併せ運用する。

(3) 応急措置

震災により通信施設に被害が生じた場合又は異常ふくそう等の事態の発生により、通信のそ通が困難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を実施する。

ア 通信の利用制限

次の各号の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、加入電話利用規程に基づいて通信の利用制限を行う。

(ア) 通信が著しくふくそうするとき。

(イ) 通信電源確保が困難なとき。

(ウ) 回線の全面的維持が困難なとき。

イ 非常又は緊急通話、非常又は緊急電報の優先確保

防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先し確保する。

3 応急復旧対策

(1) 伝送路が被災した場合

可搬形無線機及び応急ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

(2) 交換機が被災した場合

非常用移動電話交換装置を使用し、応急復旧を図る。

(3) 電力設備が被災した場合

移動電源車あるいは可搬形電源装置を使用し、応急復旧を図る。

(4) 特設公衆電話の避難所などへの設置

通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機や通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式、超小型衛星通信方式等の設備により電話回線を作成し、臨時の特設公衆電話を開設する。

【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】

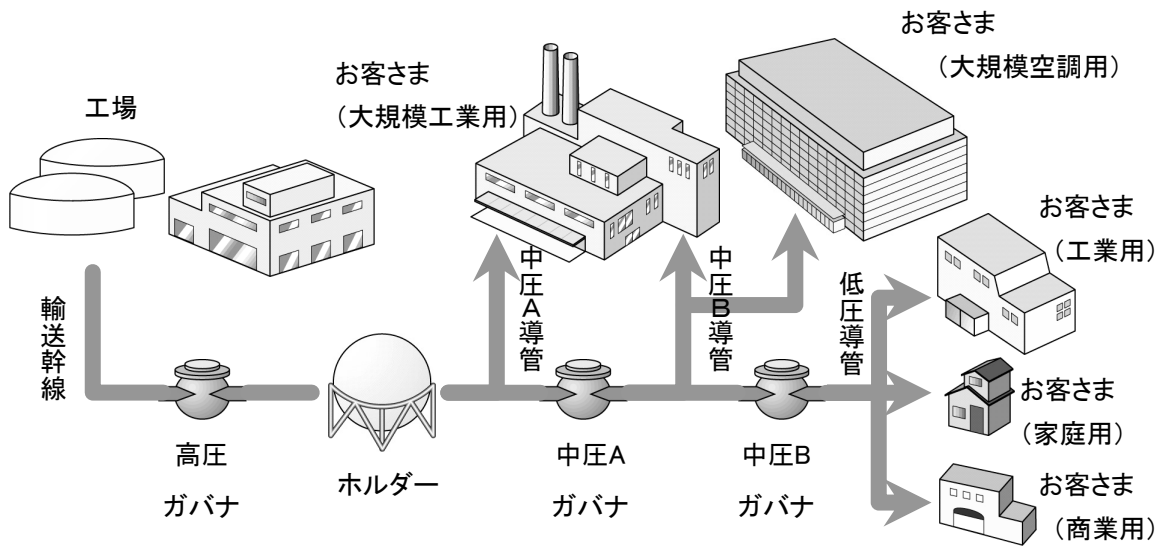
第1 ガス施設の現況

東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の52市21町1村の約228万戸に対しガスを供給している。

ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約2万6千kmである。製造所は、知多市に知多LNG共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津LNGステーションを所有している。

また、各供給所には、球形ホルダーを保有しており、そのガス貯蔵能力は、公称2,229千 m^3 となっている。

1 ガス供給方式



2 ガスホルダー設置数

(平成22年3月末)

	公称容量 (m ³)	×	基 数
桜 田 供 給 所	200,000	×	1
	100,000	×	2
日 比 津 供 給 所	100,000	×	2
鶴 里 供 給 所	100,000	×	1
守 山 供 給 所	200,000	×	1
	100,000	×	1
日 進 供 給 所	200,000	×	1
半 田 供 給 所	200,000	×	1
丹 陽 供 給 所	200,000	×	1
上 野 供 給 所	200,000	×	1
	100,000	×	1
津 供 給 所	75,000	×	1
伊 勢 供 給 所	21,000	×	2
四 日 市 供 給 所	85,000	×	2
桑 名 供 給 所	21,000	×	2
合 計	200,000	×	6
	100,000	×	7
	75,000	×	1
	21,000	×	4
	85,000	×	2
			(計 2,229,000)

3 名古屋市域のガス供給概要図

附属資料編 345 ページ参照

4 ガス製造施設

(平成23年3月)

	ガス発生設備		公称能力			ガスホルダー		所在地
	種類	基数	原料	処理量 (1日当り)	ガス発生量 (m ³ /日) 46.05MJ換算	容量 (m ³)	基数	
知多熱調センター	LPG増熱器	5基	プロパン	4,986 t	5,465,000	Ⓜ14,500	1基	知多市 北浜町 23
知多LNG 共同基地	LNG気化装置	14基	液化天然 ガス	21,672 t	25,700,000			知多市 南浜町 23
知多緑浜 工場	LNG気化装置	7基	液化天然 ガス	20,160 t	24,112,000			知多市 緑浜町 1
四日市工 場	LNG気化装置	4基	液化天然 ガス	3,360 t	4,018,000			四日市 市霞1 -22の 5
	LPG気化装置	4基	ブタン	360 t	386,000			
津LNGス テーショ ン	LNG気化装置	7基	液化天然 ガス	648 t	776,000			津市雲 出鋼管 町6-1
	LPG増熱器	1基	ブタン	45 t	48,000			

(Ⓜはリリーフホルダー)

第2 被害想定

1 基本的事項

(1) 対象地震

駿河湾を震源とした想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

(2) 対象地区

名古屋市内

(3) 被害想定範囲

本支管、供給管、内管

2 被害想定的基本的な考え方

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震を地震対策専門委員会で算定した想定地震動を用い、二次災害防止の観点からブロックを利用して供給停止する範囲を想定した。

3 被害想定

(1) 想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

特に名古屋市南西部において、液状化の影響により建物や低圧導管に被害が発生すると予想される地域について、局所的に供給停止する可能性がある。

第3 応急供給計画

1 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、被害程度は地域により差があると想定される。このため①的確な情報の把握に基づく災害規模の判断によって、被災地域への供給を停止して二次災害の防止を図り、②被災地域以外へは供給を維持することを基本方針とする。

2 災害対策本部の設置

供給区域内で気象台発表震度5弱以上の地震が観測された場合は、あらかじめ定めてある防災要員は速やかに出社するとともに、非常体制に基づき災害対策本部を設置する。なお、通常就業時間外に地震が発生した場合は、初動対応責任者（休日、夜間等就業時間外において大規模な地震発生時に、的確な初動対応を行うための責任者として本社におく）があらかじめ定めてある基準に基づき災害対策本部を設置する。

3 情報の収集

地震直後の初期情報としては、以下の(1)のテレメーターからの情報とするが、逐次以下の(2)、(3)、(4)の情報が得られるので、修正を加えながら対策をたてるものとする。

(1) 社内テレメーター情報

ア 地震計—地震の規模を的確に把握するために、供給区域内の要所に地震計を設置し、無線テレメーターにより、データを本社に伝送する。

イ 中圧A・B導管圧力の変化—無線テレメーターにより、中圧A・B導管圧力の変化から異常・被害発生を把握する。

ウ 自営の地震計の測定値を基に被害推定システムにより、ブロック毎の被害件数を推定する。

(2) 社内音声情報

ア 製造所・供給所からの情報—多重無線電話装置により把握する。

イ 移動局からの情報

ウ 営業所・サービスセンターからの情報

(3) 公共機関からの情報

ア テレビ・ラジオによる情報

イ 県・市災害対策本部からの情報

ウ 消防機関・警察機関からの情報

(4) 出社時の情報

社員が出社途上に収集する情報

4 災害時における危険予防措置

(1) 危険予防措置

ガスの漏えい等により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じ、又、被害の軽微な地区においてはガスの供給を継続しながら必要な措置を構ずる。

(2) 地震発生時の供給停止判断

地震発生時のガスの供給停止判断は以下の基準に基づいて行う。

ア 複数の地震計のSI値が60カイン以上を記録したブロック及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、又は主要ガバナ等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、即時にガス供給停止を決定する。

イ ガス工作物の被害が予測される地域（地震計のSI値が30カイン以上。ただし、複数の地震計のSI値が60カイン以上を除く）では、ただちに以下のような情報の収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等から、ガス工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害の恐れの有無の判断は可能な限り速やかに行う。

(ア) 道路及び建物の被害状況

(イ) 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況

(ウ) ガス漏えい通報の受付状況

5 応急復旧

被害が軽微な地域については、供給を継続するが、ガス漏れ、供給支障等の発見に努め、発見した場合には、迅速に応急修理を行い復旧する。

また、二次災害防止のため、被害状況に応じて、一時的に一部の地区に対し、ガスの供給を停止して修理作業を行う。

6 応急対策資機材の確保

(1) 調達

災害発生直後の応急復旧は、あらかじめ保有している在庫資材により対処する。

調査した被害の実態並びに復旧工事の進捗状況に合わせ、在庫資材の使用状況を把握し、調達を要するときは、追加手配を行う。

(2) 資機材置場等の確保

資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

7 地震時の広報活動

(1) 広報活動

ア 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

第4 復旧計画

災害復旧にあたっては、将来の災害の発生を防止する見地から復旧は単なる原形復旧にとどまらず、

必要な改良復旧も被害に応じて同時に実施するものとする。

被害の規模、地域性、特殊条件等を早急に把握し、最善の復旧順位を定め、必要な人員、資材等の手配を講じ、すみやかに復旧体制を固め、作業を実施する。

1 復旧順位の策定

(1) 供給側

ガス送出源に近い高圧導管→中圧A導管→中圧B導管→低圧導管の順とし、これに基づき供給路線を確保する。

(2) 需要家側

各建物内のガス設備の復旧については、公共機関並びに病院等社会的優先度の高い需要家施設を優先し、引続き一般需要家への供給のための作業を進める。

2 災害復旧は、人心の安定、当該地域社会・経済と密接な関係をもっている。

したがって、復旧作業にあたっては、需要家・地方自治体・他公益事業者等との協力を得て、迅速に実施するものとする。

3 他事業者等との協力

(1) 関係工事会社等との密接な連絡を確保するとともに、必要に応じて出動を要請する。

(2) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(社)日本ガス協会に対し、必要な応援要請を行う。

【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】

第1 電力施設の現状

名古屋市域の主な電力系統図

・附属資料編 343 ページ参照

第2 被害想定

1 想定地震

兵庫県南部地震級の地震

2 被害状況

名古屋市域における供給系施設の被害想定と機能支障は、兵庫県南部地震の例から家屋倒壊に伴う配電柱の折損、液状化現象に伴う傾斜・電線断混線等により、地震発生直後では約3割程度のお客さまに被害機能支障が発生することが想定される。

なお、発電・送電・変電設備については、兵庫県南部地震以降における耐震対策の実施による設備強化等の結果、電力供給の支障となる大きな被害は生じないと想定される。

第3 応急復旧計画

1 基本方針

災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、地震発生後は被害状況を早期・的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

2 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合は、次のとおり管内事業場に非常災害対策本部を設置する。

本 部 名	所 在 地	電 話
名 古 屋 支 店	名古屋市中区千代田二丁目 12-14	243-9100
中 営 業 所	〃 〃	0120-985-729
北 〃	〃 北区御成通四丁目 8	0120-985-720
中 村 〃	〃 中村区太閤通七丁目 32	0120-985-723
熱 田 〃	〃 熱田区横田二丁目 3-24	0120-985-710
港 〃	〃 港区当知三丁目 2601	0120-985-711
緑 〃	〃 緑区大高町字東正池 71-1	0120-985-760
天 白 〃	〃 天白区植田南三丁目 601	0120-985-713
旭名東 〃	尾張旭市庄南町二丁目 1-10	0120-985-717
中 電力センター	名古屋市中区千代田二丁目 12-14	269-1250
中 村 〃	名古屋市中村区名駅南三丁目 16-6	589-3218
岩 倉 〃	岩倉市大山寺町井之株 128	(0587)66-1177
緑 〃	名古屋市緑区鳴海町字前之輪 219	622-2381

3 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・局線電話・移動無線・ファックス等の施設を利用する。

4 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、ただちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

5 復旧方針

(1) 優先的に復旧する設備・施設

ア 供給側

- a 火力発電設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

イ お客さま側

- a 人命に関わる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関
- c 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
- d その他社会的影響が大きい重要施設

(2) 復旧方法

ア 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、他ルートからの送電等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

また、復旧効果の大きい重要負荷、早期送電が困難と考えられる重要負荷は、発電機車等による応急送電を実施する。

6 要員及び資機材等の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負工事業者及び他電力会社への応援を依頼する。

(2) 資材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

7 広報サービス体制

(1) お客さまに対する広報サービス

災害時において、電気の復旧状況、電気事故防止PR及び電気火災の未然防止を主体とした広報PRを、広報車及びテレビ・ラジオ等の広報機関その他を通じてPRする。

災害復旧が長期になる場合は被災地域におけるお客さまの電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、移動相談所を設置する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第27節 交通施設の応急対策

【 市 営 交 通 】

第1 基本方針

地震災害発生時には、乗客の安全を図り交通施設の被害を最小限にとどめるとともに被害施設を早期復旧して輸送の確保に努める。

第2 対策要員の動員

勤務時間内に震災が発生したときは、交通部は「第7節 初動活動体制」に定める配備体制にはいる。ただし、交通部長は災害の状況等により必要があると認めるときは、本部長の承諾を得て、種別の異なる非常配備体制の指令をする。

勤務時間外（夜間、休日等）に震災が発生したときは、職員はすみやかに自己の勤務場所に参集し、所定の非常配備につく。ただし、自己の勤務場所へ参集することが不可能で、最寄りの交通部関係職場に参集することを指示された場合は、当該職場の応急対策要員として活動する。

第3 通信の確保

交通局業務電話、LANシステム等の最大限の活用を図るなど通信の確保に努め、迅速かつ的確な状況把握及び連絡体制の確保を図る。

第4 活動要領

1 地下鉄

(1) 運転関係

ア 運転指令室は、地震警報器により加速度25ガル以上の地震を感知したときは、ただちに全列車に対して運転停止を指示する。その後、ガル数値に応じ注意運転又は運転休止の指示をするとともに震災情報を電車運転課へ連絡する。

なお、運転規制の解除は、軌道事務所、電気事務所及び施設事務所との連絡を密にして、安全確認後行うものとする。

イ 乗務員は、早期地震警報システムの停止指示を受信したとき又は、運転指令員が運転停止を指示したとき及び運転中に地震を感知し、運転続行が危険と認められたときは、ただちに列車を停止させる。その後、運転指令室と連絡をとりながら必要に応じ乗客を避難誘導する。

ウ 浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、運行の停止を含めた運行措置を講ずる。

(2) 駅関係

ア 駅助役は、被害状況を駅務区及び運転指令室に通報するとともに乗客に対してすみやかに状況の周知徹底を図り、有人改札口に設置してあるハンドマイクを使用するなどして安全な場所へ避難誘導する。

イ 死傷者が発生したときは、ただちに救出及び救急措置をとる。

ウ 浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、名古屋港管理組合と連携を図りながら、駅の防潮扉の閉鎖も含めた措置を実施する。

(3) 軌道

異常な軌道狂い、軌道上の倒壊物、トンネル内の浸水等がある場合は、ただちに応急復旧する。

(4) 構築物

トンネル、高架、駅施設等が被災した場合は、緊急度の高い所から応急復旧する。

(5) 電気施設

変電所、電車線路その他電気施設が被災した場合は、ただちに応急復旧する。

(6) 車両

被災車両は、応急復旧修理を行い可動車両の確保に努める。

(7) 地下鉄建設現場

地下鉄建設現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧をする。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。

(8) その他の応急措置

ア 運行不能区間、折返し運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ 被害の状況に応じ代替運行計画についての検討を行い、他の輸送機関との連絡を密にして必要に応じ代替輸送を要請する。

ウ 本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(9) 応急対策用資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は常備し、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、資機材を調達する。

2 バス

(1) 運転

ア 運転士は、運転中地震により危険を感知したときは、適切な状況判断に基づき車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両の保安措置をするとともに所属の営業所へ連絡する。

イ 各営業所は、営業路線の被害状況等情報収集に努め、自動車運転課に連絡するとともに、すみやかに非常用運転計画をたて輸送の確保に努める。

ウ 津波警報が発表された場合は、安全を確保したうえで、注意運行を実施する。

(2) 車両

被災車両は、応急修理を行い可動車両の確保に努める。

(3) 建物

被災した建物及び施設を調査し、緊急度の高い所から応急復旧する。

(4) その他の応急措置

ア 運行不能区間、折返し運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ 所轄警察署と連絡を密にして交通規制、道路の応急復旧等を要請して営業路線の確保に努める。

ウ 他の輸送機関から輸送要請があった場合は、営業に支障のない範囲内で代替輸送を行う。

エ 本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(5) 応急復旧用資機材等の確保

自動車用燃料の供給ルート確保に努めるとともに、災害復旧に必要な資機材を常備する。

第5 早期復旧体制の整備

災害発生時作業マニュアルに基づき、点検・応急復旧班等を組織するとともに、被害状況に応じて現地復旧本部を設置し、応急復旧に努める。また、職員による応急復旧が困難な場合又は不可能な場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、応急復旧作業を要請し応急復旧に努める。

【東海旅客鉄道株式会社】

第1 基本方針

現地被災の実情を敏速に把握し、適切な初動態勢のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

第2 対策

1 災害時の活動組織

J R 東海に地震対策本部及び被災現地に復旧本部を設置し、応急活動を行う。

2 初動措置

(1) 保守担当区の措置

地震災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

(2) 列車の措置

乗務員は、地震を感知したときは、速やかに停止の措置をとる。

ただし、津波浸水が予想される区間等危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。

また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

(3) 駅の措置

駅長は、地震発生と同時に次の措置をとる。

ア 震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

イ 直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

3 旅客の避難誘導及び救出救護

(1) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

イ 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について輸送指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。

(2) 救出救護

地震のため列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行うこと。

地震対策本部長は、災害の状況に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに総務救護班等の派遣を指示する。

また、復旧本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

【名古屋鉄道株式会社】

第1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導並びに被害箇所 の早期復旧をはかり輸送機能の確保に努める。

第2 対策

1 災害対策本部の設置

災害が発生したときはその被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2 応急措置

(1) 乗務員関係

ア 地震等による異状を感知したときは高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めたときは駅または運転指令へ連絡する。

ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内する。

エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

(2) 駅関係

ア 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。

イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知させる。

エ 旅客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。

オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。

ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡態勢

鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

【近畿日本鉄道株式会社】

第1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・救出及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

第2 対策

1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「災害救助規程」に基づき、非常本部、非常支部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送統括部に、又復旧本部は現地に設ける。

2 応急処置

(1) 乗務員関係

ア 地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡する。

ウ 旅客に対して、乗務員の指示誘導に従うよう案内する。

エ 沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護・誘導を行う。

(2) 駅関係

ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

エ 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては、当該係員の他、外注工事を行って、早期復旧に努める。

ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡体制

ア 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急連絡を行う。

イ 必要に応じて、携帯用無線機を所持した係員を派遣し、本部との通信連絡にあたらせる。

ウ 必要に応じて、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第28節 事業所の安全対策

市内には石油類等の危険物、高圧ガス、有害化学物質等を貯蔵・取扱う施設が多数設置されており、万一、地震時において地震動による施設の損壊による漏えい、火災、爆発等の災害が発生すれば市民への影響は、非常に大きなものになる。また、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設でも同様のことが言える。

地震発生時には、消防機関等公的防災機関による対応が遅延することも予想されるため、これらの施設に係る法令で規定されている自主保安体制を一層充実し、各施設において適切な措置が実施できる体制を確立させるため、必要な事項を定める。

第1 危険物等の安全対策

1 危険物施設

事業所は、震度階に応じて危険物の受入れ、払い出しをはじめ危険物取扱作業を中止する等の措置をとるとともに、施設の緊急点検を実施する。その結果、危険物の漏えい、火災等の事故が発生した場合は、事前に定められた予防規程等により対応するものとする。消防隊は、事業所で対応できない旨の通報を受理したときは、関係行政機関と密接な連絡をとると同時に、火災出動及びこれに準じた活動を実施する。

2 高圧ガス等の保有施設

事業所は、事前に定められた防災計画に基づき対応することを原則とし、消防隊は、事業所で対応できない旨の通報を受理したときは、関係行政機関と密接な連絡をとると同時に、火災出動及びこれに準じた活動を実施する。

第2 有害化学物質等の安全対策

1 有害化学物質流出事故状況の把握

地震発生に伴う有害化学物質流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに復旧するものとする。

2 石綿の飛散防止対策

地震発生による建築物等の破損・倒壊に伴い、石綿が大気中に飛散することを防止するため、建築物等の所有者は「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に適正に対応するものとする。

3 被害拡大の防止

事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

第3 地下街の安全対策

各地下街は、消防計画に基づき地震情報及び被害状況の収集、警戒巡視及び避難誘導の各活動を実施するものとする。

また、栄及び名古屋駅地区の地下街については、それぞれの地区ごとにホットラインによる被害状況についての情報連絡を行い、被害が発生した地下街に対しては総合共同防火管理規定に基づき、速やかに消火、避難誘導等についての応援活動を実施するものとする。

第29節 二次災害の防止

地震による災害には、本震によって発生する震動被害、液状化被害及び津波被害などが主なものであるが、その後の余震や降雨、さらには応急復旧作業等に伴って発生する二次災害がある。

二次災害の主なものとしては、余震・降雨による被災建築物、工作物の倒壊や急傾斜地、宅地造成地などの崩落さらには、損壊した河川堤防からの越水などがある。

これらの災害は、地震の規模や被害に比例して、発生する頻度、度合いが大きくなり、とりわけ本市を始めとする大都市においては、人口の密集や都市構造の複雑化により本震の被害とあわせて甚大な被害をもたらすことがあることから、二次災害を防止するための対策を講じる必要がある。

災害の防止にあたっては、必要に応じて施設の点検・応急措置、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による災害防止、ライフライン復旧時における火災警戒、危険な建物やがけ地等への立ち入り禁止等必要な措置をとるとともに、本計画の他の章・節に規定された対策に基づき実施する。

なお、実施にあたっては、各部・関係機関においては、情報連絡を密にし、連携を図って被害の拡大防止にあたるものとする。

第30節 金融対策計画

東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、災害時の市民生活の安定を図るため、民間金融機関等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に金融上の措置をとる。

第1 対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連携をとりつつ、民間金融機関等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を講ずるよう要請するものとし、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、愛知県は、関係機関と密接な連携を取りつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

なお、名古屋市にあっては、関係各部又は関係各局が必要な金融措置を講ずるものとする。

- 1 金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保については必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講ずる。
- 2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

イ 保険金の支払及び保険料の振込猶予に関する措置

保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の支払いについて、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適宜の措置を講ずること。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 火災共済協同組合への措置

ア 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

(ア) 組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等の利便を図ること。

(イ) 共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

イ 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(4) 証券会社等への措置

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底。

オ その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3 損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

4 国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

5 国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置

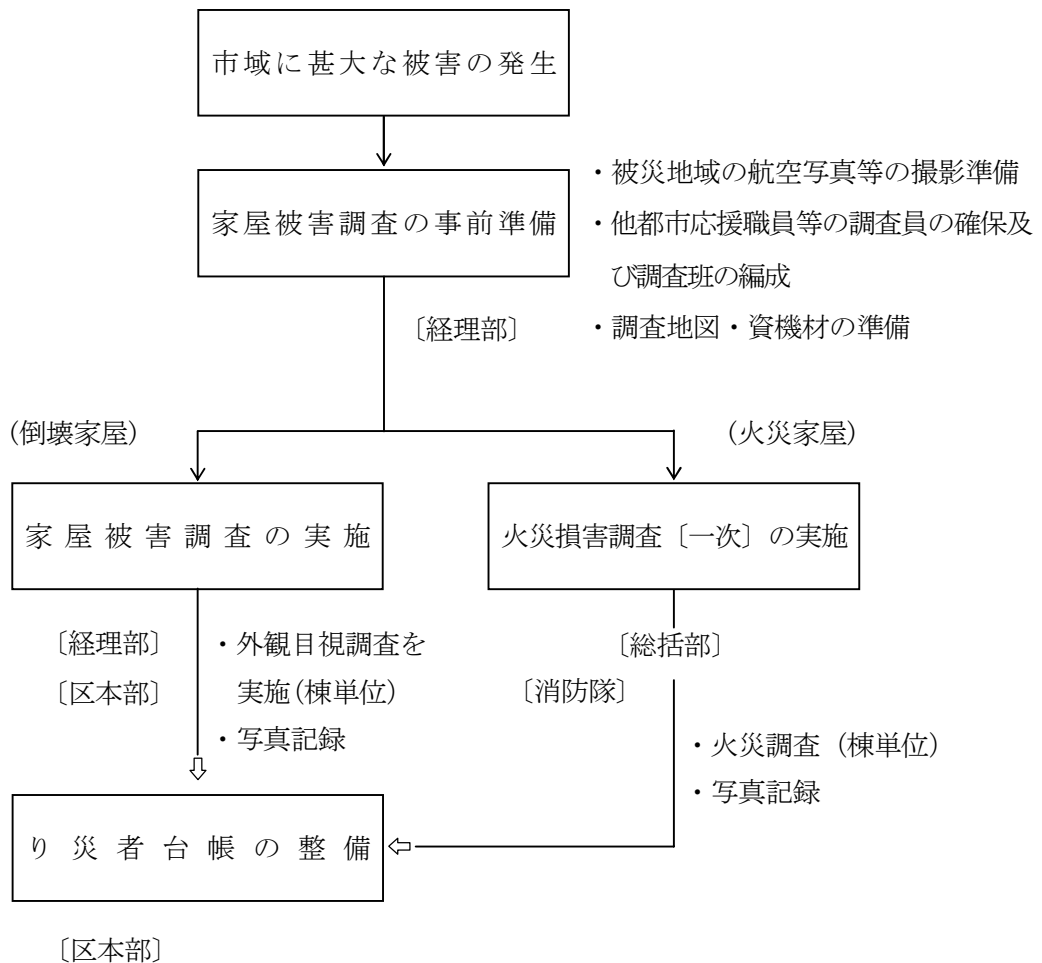
災害により被害を受けた市民の生活確保の措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るものとする。

第1 リ災者台帳の整備・リ災証明書の発行

1 リ災者台帳の整備

区本部長は、災害発生後、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けたり災世帯がある場合、災害救助法に基づく応急救助や災害弔慰金の支給、義援金の配分、市税の減免等を行うにあたり、人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、災害対策住民リストなどの世帯情報等を基に「リ災者台帳」（様式4-1-1）を整備する。

なお、市域に甚大な被害が発生した場合には、地震発生後、経理部が家屋被害調査のための事前計画・準備を行い、経理部及び区本部（火災被害については、総括部及び消防隊が担当する。）により調査を実施するものとする。



2 リ災証明書等の発行

地震災害により被災した者から救助申請をはじめ各種用途のため、被災した証明が求められる。この場合、多数の者から一時に申請がなされ、かつ、調査等に時間を要することも予想されることから、証明書の発行は次のとおり取り扱う。

- (1) 災害救助法が適用され、救助を必要と認める程度の被害を受けた者からり災家屋にかかる証明願いがあった場合は、り災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。(様式4-1-2)

なお、証明書の発行事務を円滑かつ効率的に行うため、火災によるものは、消防署長（消防隊長）が発行し、火災によるもの以外は、区長（区本部長）が発行することとし、発行場所は、原則として区役所（区本部）とする。

- (2) 家屋以外の証明願いがあった場合及び災害救助法の適用に至らない小災害の場合にあつては、区長（区本部長）は被災証明書により対応する。(様式4-1-3) (様式4-1-4)
- (3) 証明書の発行は、上記(1)、(2)を原則とするが、区長（区本部長）は災害の状況、申請件数及び証明の用途等からその取り扱いに不都合が生じたときは、市本部等と調整の上、変更することができる。
- (4) 証明願の災害対策委員確認欄については、災害の規模・状況等を考慮して、市本部との調整により記入を省略できるものとする。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第44号）に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失	死亡した者の遺族 〔配偶者・子・ 父母・孫・祖 父母〕	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円
災害障害見舞金	した災害 (2)都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害 (3)その他厚生労働大臣が定める災害	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例、別表に掲げる程度の障害を受けた者	(1)主たる生計維持者 250万円 (2)その他 125万円

注 死亡者がその死亡に係る災害に関し、すでに災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金の額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

2 災害援護資金

(1) 対象災害

愛知県下において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害

(2) 貸付対象者

世帯における前年の所得金額が下記未満で世帯主がおおむね1月以上の負傷を受けた世帯又は住居、家財に一定程度の損傷を受けた世帯

世帯人員	前年度の所得金額	備考
1人	220万円未満	ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円
2人	430万円未満	
3人	620万円未満	
4人	730万円未満	
5人以上	730万円にその世帯に属するもののうち4人を除いて1人につき30万円を加算した額未満	

(3) 貸付限度

被害の種類及び程度		世帯主の負傷あり 万円	世帯主の負傷なし 万円
1	家財の被害がない場合又は家財の被害金額が価額のおおむね1/3未満である場合	150	—
2	家財の被害金額が価格のおおむね1/3以上である場合	250	150
3	住居が半壊した場合	270(350)	170(250)
4	住居が全壊した場合	350	250(350)
5	住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350	350

注1 1～5の重複はより有利な事由の1つによる。

2 市長が特に認めたときは（ ）内の金額とする。

(4) 貸付条件

- ア 償還期間 10年以内（据置期間含む）
- イ 据置期間 3年（特別の場合は5年）
- ウ 利率（年利） 3%（据置期間は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人1名

(5) その他

申込みは、区民福祉部民生子ども課に行う。

第4 災害見舞金等の贈呈

災害により被災した市民に対し、名古屋市災害見舞金贈呈要綱（昭和45年9月1日）に基づき、見舞金及び弔慰金を贈呈する。

1 対象災害

地震、風水害、火災その他これらに類する災害

2 見舞金等の額

区 分		単身世帯	2人以上世帯
見舞金	全壊、全焼、流失	70,000円	90,000円
	半壊、半焼	50,000円	70,000円
	床上浸水	30,000円	50,000円
	消火冠水	30,000円	50,000円
弔慰金		死亡者1人当り 100,000円	

注 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害弔慰金が支給される場合は、この要綱に基づく弔慰金は贈呈しない。

第5 義援金の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金の受付

経理部及び区本部は、義援金の受付窓口を開設して受付を行い、寄託者に領収書を交付するとともに、当該現金を市会計管理者の歳入歳出外現金に受入れるものとする。

なお、災害の状況によっては、義援金の募集を行うものとする。

2 義援金の配分

(1) 義援金の配分

ア 義援金の配分計画

義援金の配分計画の作成は、健康福祉部が行うものとする。配分計画の作成にあたっては、被災状況を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を検討・決定するものとする。

イ 義援金の交付

義援金の交付については、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。

注：災害対策本部が設置されない場合、義援金の受付・配分主管は上記担当に準ずる。

第6 生活福祉資金の貸付

災害により、被害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号

厚生労働事務次官通知)に基づき、福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の貸付を行う。

資金の種類	貸付上限額の目安	貸付利子	償還期間
福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	150万円	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5% (据置期間は無利子)	7年 (据置期間 6月)

注1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。

- 2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。
- 3 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。

第7 市税の減免等

災害により被災した納税義務者に対し、名古屋市市税減免条例(平成20年条例第37号)等の定めるところにより、市民税及び固定資産税の減免並びに市税の徴収猶予等を行う。

1 市税の減免

(1) 市民税

ア 自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財等に被害を受けた場合

損害の程度	減免の対象となる年度の前年の合計所得金額		減免率
3 割 以 上 5 割 未 満	250万円以下		7 割 5 分
	250万円を超え	500万円以下	5 割
	500万円を超え	750万円以下	2 割 5 分
	750万円を超え	1,000万円以下	1 割 2 分 5 厘
5 割 以 上	500万円以下		10 割
	500万円を超え	750万円以下	5 割
	750万円を超え	1,000万円以下	2 割 5 分

イ 納税義務者が障害者となった場合

	減免率
納税義務者が障害者となった場合	9 割

ウ 減免額は、上記ア、イの表の損害の程度等に従い、災害のあった年度において災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額(給与からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月の翌々月以降のすべての月割額、年金からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月

以降の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額)に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

ただし、11月1日から3月31日までに災害が生じた場合においては、減免額は、災害のあった年度及びその翌年度において災害の日以後その末日が到来する2以内の納期に係る納付額（給与からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月の翌々月以降6月分以内の月割額、年金からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月以降3回分以内の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額）に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

エ 納税義務者が災害により死亡した場合においては、減免額は、当該災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額である。

(2) 固定資産税

損 害 の 程 度	減免率
固定資産（償却資産については納税義務者が同一区内に所有する全資産）の8割以上の損害	10 割
固定資産の6割以上8割未満の損害	8 割
固定資産の4割以上6割未満の損害	6 割
固定資産の2割以上4割未満の損害	4 割

減免額は、上記の表の損害の程度に従い、災害のあった年度（1月2日から3月31日までに災害が生じた場合は、災害のあった年度及びその翌年度）において災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

2 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため、市税の申告その他書類の提出や納付（納入）を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、名古屋市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

第8 災害復旧資金の融資

1 災害復興住宅融資

災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定による「災害復興住宅融資」が適用されることとなった場合、住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資のための審査を行う。

2 中小企業関係の融資

災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。

また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。

資金名	資金の種類	貸付金額	利率 (※) (年利)	融資期間	備考
小規模企業等振興 資金 〔災害復旧 資金〕	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付

注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村（名古屋市においては区）以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。

(※) 平成24年4月1日現在

3 農林漁業関係の融資

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律57号）により融資する。

主な融資金は次のとおりである。

資金名	資金の種類	融資対象	問合せ先
天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、 家畜、家きん等の購 入	農業協同組合 金融機関
(株)日本政策 金融公庫 資金 (農業関係)	農林漁業 セーフティネット 資金	経営の維持安定に必 要な長期運転資金	(株)日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関
	農林業施設資金 (災害復旧)	農林漁業用施設の復 旧	

注意事項：申込みには、市長が発行する「り災証明書」が必要となる。

◎様式4-1-1

台帳No. _____

記入責任者 _____

り 災 者 台 帳

年 月 日災害
り災証明No.

り災場所	名古屋市 区 (マンション等の名称)					地区名	町名
	TEL () -						
り災世帯状況	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	通学先(学年)等	被害の状況
	世帯主		男・女	MTSH			<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	MTSH			<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	MTSH			<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	MTSH			<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	MTSH			<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
家屋被害状況	〔所有関係〕 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家						
	〔り災程度〕 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 流失						
応急救助	<input type="checkbox"/> 避難所	{ }	<input type="checkbox"/> 医療	{ }	<input type="checkbox"/> 埋葬	{ }	
	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅	{ }	<input type="checkbox"/> 助産	{ }	<input type="checkbox"/> 遺体の検さく	{ }	
	<input type="checkbox"/> 食品給与	{ }	<input type="checkbox"/> 救出	{ }	<input type="checkbox"/> 遺体処理	{ }	
	<input type="checkbox"/> 飲料水	{ }	<input type="checkbox"/> 住宅応急修理	{ }	<input type="checkbox"/> 障害物の除去	{ }	
	<input type="checkbox"/> 生活必需品	{ }	<input type="checkbox"/> 学用品	{ }			
救済等	<input type="checkbox"/> 災害弔慰金の支給状況		<input type="checkbox"/> 生活福祉貸付の状況		<input type="checkbox"/> 市税等の減免状況		
	<input type="checkbox"/> 災害障害見舞金の支給状況		<input type="checkbox"/> 市災害見舞金・弔慰金の贈呈状況				
	<input type="checkbox"/> 災害援護資金貸付の状況		<input type="checkbox"/> 義援金の配付状況				
特記事項							
〔現在の連絡先〕					TEL () -		

◎様式4-1-2

り 災 証 明 願

年 月 日

(あて先) 名古屋市 区 長
(消防署長)

[申請者]

住所 名古屋市 区

TEL () -

現在の連絡先

TEL () -

^{ふりがな}氏名 (世帯主)

[確認者]

氏名 (災害対策委員)

このたび、平成 年 月 日に発生した_____により
家屋がり災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

り災場所	名古屋市 区 (マンション等の名称)				
り災家屋 所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 流失		<input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 部分焼		<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
り災世帯 の構成員	世帯主との続柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	年齢
	世 帯 主		男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
備考：この証明は、生活の本拠である家屋に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として 本市が確認でき得る「り災程度」について証明するものです。 なお、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

名古屋市 区 長
(消防署長)

印

◎様式4-1-3

No. _____

被災証明 願

平成 年 月 日

(あて先)
名古屋市 区長

申請者 住所

氏名
(TEL -)

このたび、下記のとおり被災したことについて、証明願います。

記

1 被災年月日 平成 年 月 日

2 被災理由 台風、集中豪雨、火災、震災
その他 ()

3 被災場所 名古屋市 区 丁目 番 号
町 番地

4 被災物件 [マンション等の名称・号数]
家屋(住家・非住家)、その他 ()

5 被災程度

平成 年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。
名古屋市災害対策委員 署名 _____

6 世帯構成員

世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

(注) 世帯構成員欄は、被災物件が住家又はその附属物であるときだけ申請者が記入し、その他のときは同欄を斜線で抹消してください。

り 災 者 台 帳 登 載 有 (台帳No.)・無

決裁	課長		係長		係	
----	----	--	----	--	---	--

◎様式4-1-4

No. _____

被災証明書

被災者 住所			
氏名 (TEL _____)			
記			
1 被災年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
2 被災理由	台風、集中豪雨、火災、震災 その他 (_____)		
3 被災場所	名古屋市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____ 町 _____ 番地		
4 被災物件	[マンション等の名称・号数 _____] 家屋 (住家・非住家)、その他 (_____)		
5 被災程度			
6 世帯構成員			
世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日
世帯主		男・女	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		男・女	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		男・女	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		男・女	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		男・女	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		男・女	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり証明する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

名古屋市 _____ 区 長 印

第2節 災害復旧

第1 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況等を十分検討し、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等及び関連する事業を積極的に取り入れる。

この際、復興計画に配慮しながら、復旧計画を策定するものとし、重要度・緊急度の高い施設から直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう推進する。

第2 災害復旧に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。

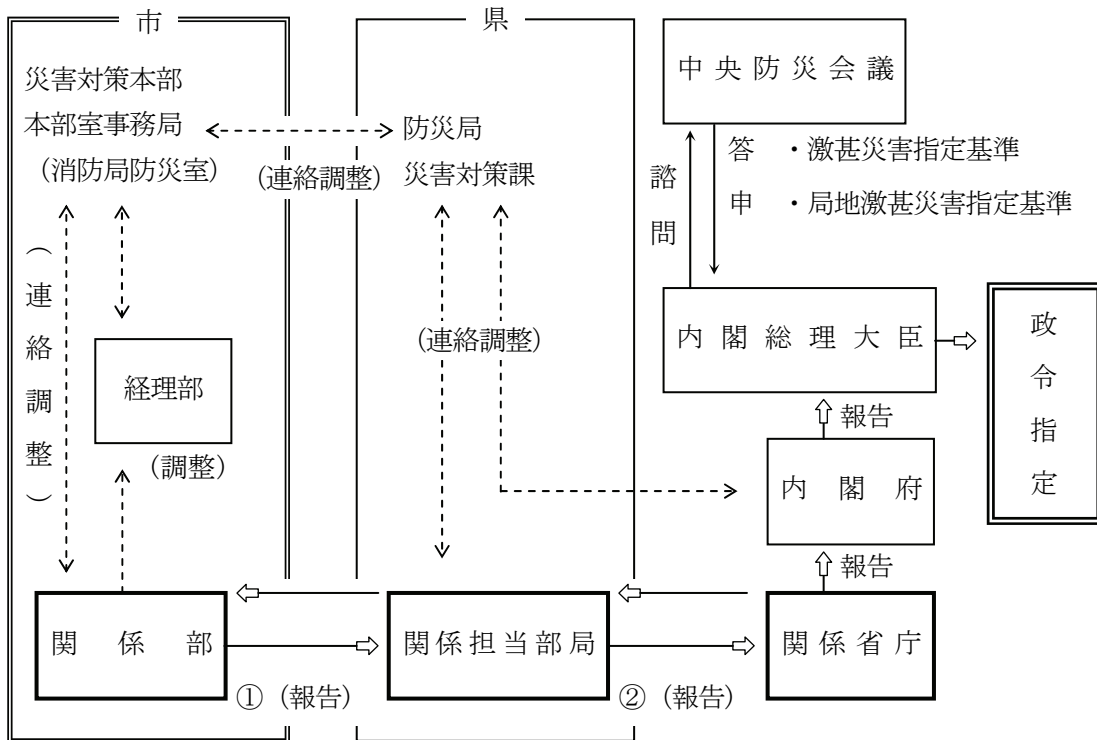
事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処するための特別の 財政援助等に関する法律(以下「激 甚法」という。) 第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同 上
都市災害復旧事業 (街路、公園等、下水道、都 市排水施設)	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	同 上
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	同 上
社会福祉施設等災害復旧事業 (保護施設、老人福祉施設及 び障害者支援施設等)	予算補助	同 上
感染症指定医療機関の災害復 旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律	同 上

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内〕 〔公共的施設区域外〕	予算補助	激甚法第3条1項
湛水排除事業	—————	同 第3条1項及び第10条
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林道〕 〔の災害復旧事業及び農業用施設、林道の災害関連事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	同 第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同 上	同 第6条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	同 第8条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	同 第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	同 第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業に対する補助	—————	同 第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—————	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—————	同 第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	同 第20条
水防資材費の補助	—————	同 第21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法	同 第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	—————	同 第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業	—————	同 第24条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法 第25条
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※
廃棄物処理施設等災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	同上	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上

〔激甚災害の指定手続〕

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続については、次のとおりとする。



※〔予算補助〕

「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく補助、平成16年新潟県中越地震などの他の災害では特別立法によらない予算補助の例がある。

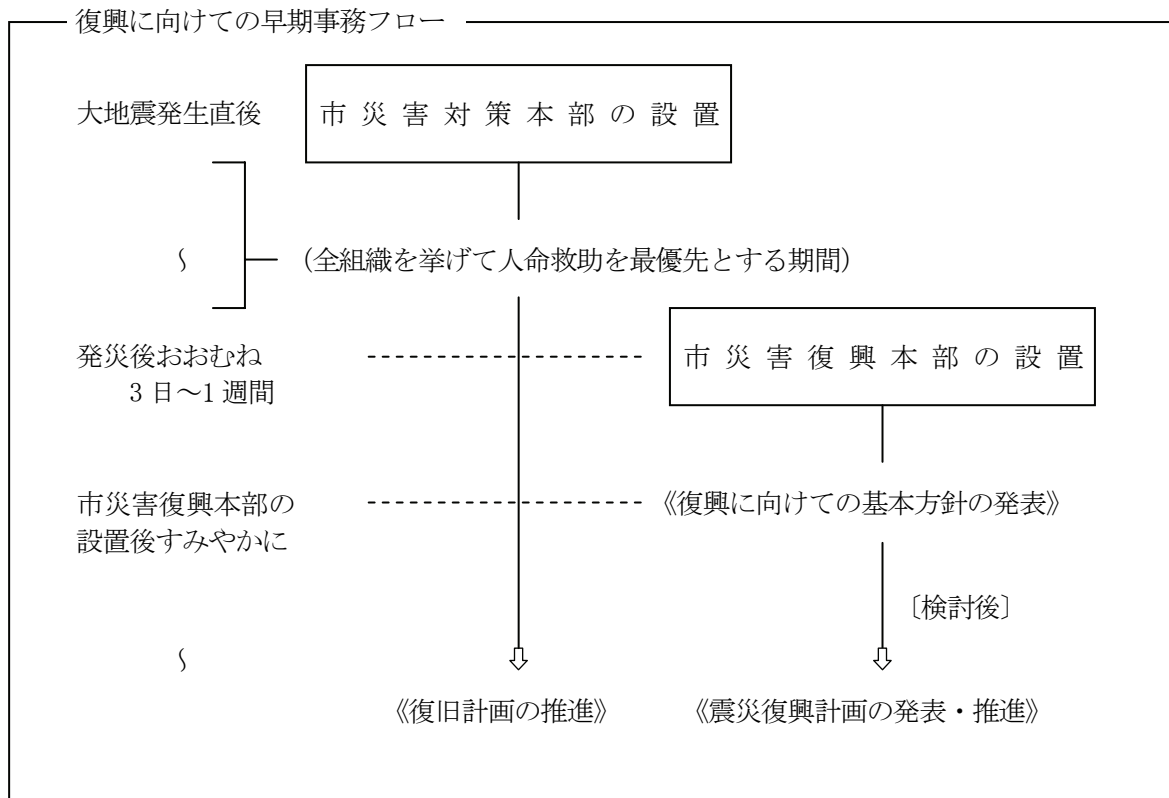
第3節 災害復興計画

甚大な大災害が起きた場合、震災を乗り越え「市民が安心して暮らせるまちづくり」を強力に推進することが要求され、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、長期的視野に立った総合的な基本計画及び都市計画に基づく震災復興計画を、住民合意のもと新たな視点で策定する必要がある。

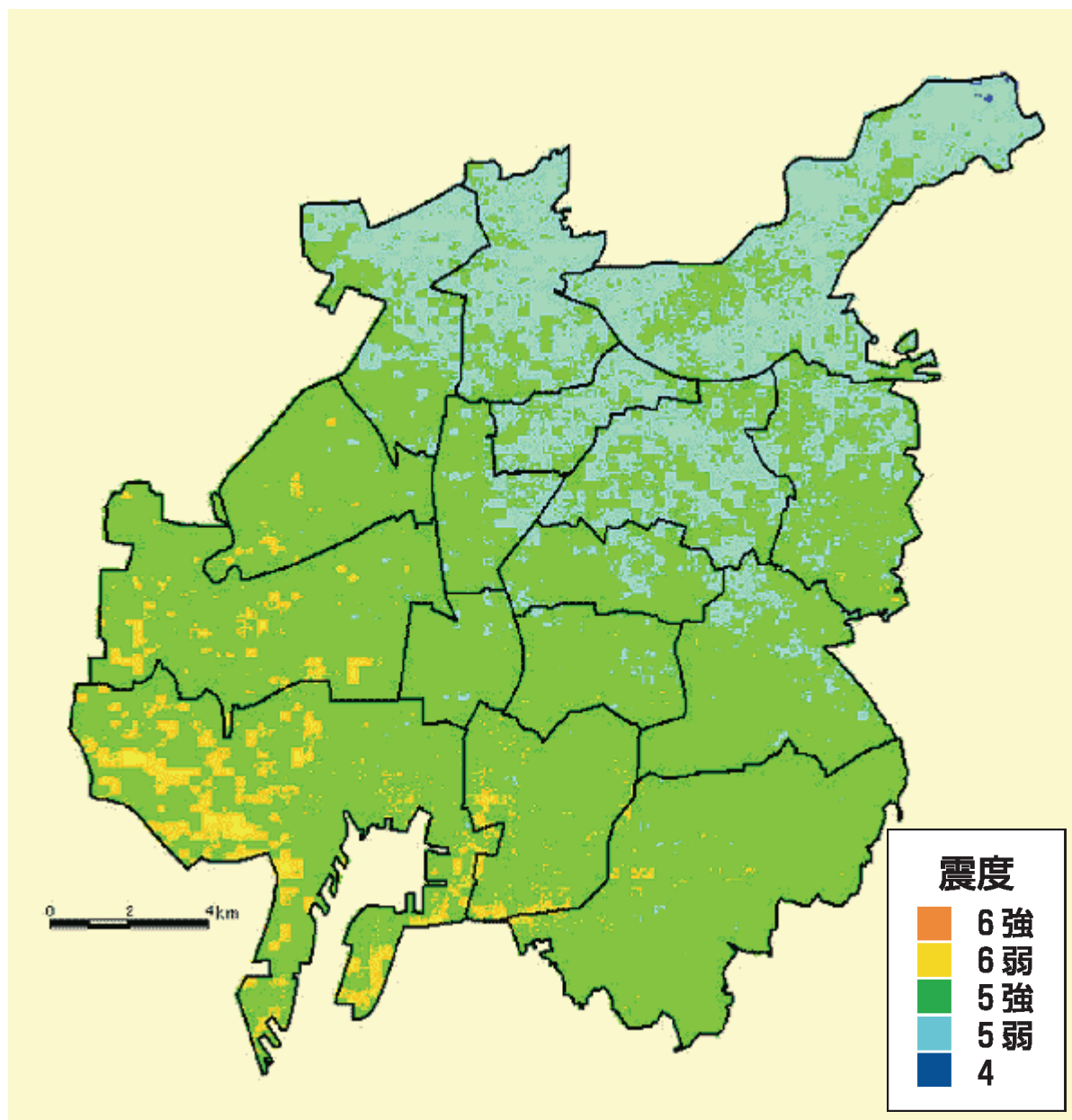
このため、被災後すみやかに震災復興計画を策定するため、市長を本部長とする全庁的な組織体制として「市災害復興本部」を設置し、被災直後の混乱した非常事態のなかであっても、災害後早期の段階において、復興に向けての基本方針を市民に示すものとする。

なお、具体的な実行計画の策定にあたっては、市長の諮問機関となる学識経験者等を構成員とする組織体制〔市復興計画検討委員会（仮称）〕の設置についても検討するものとする。

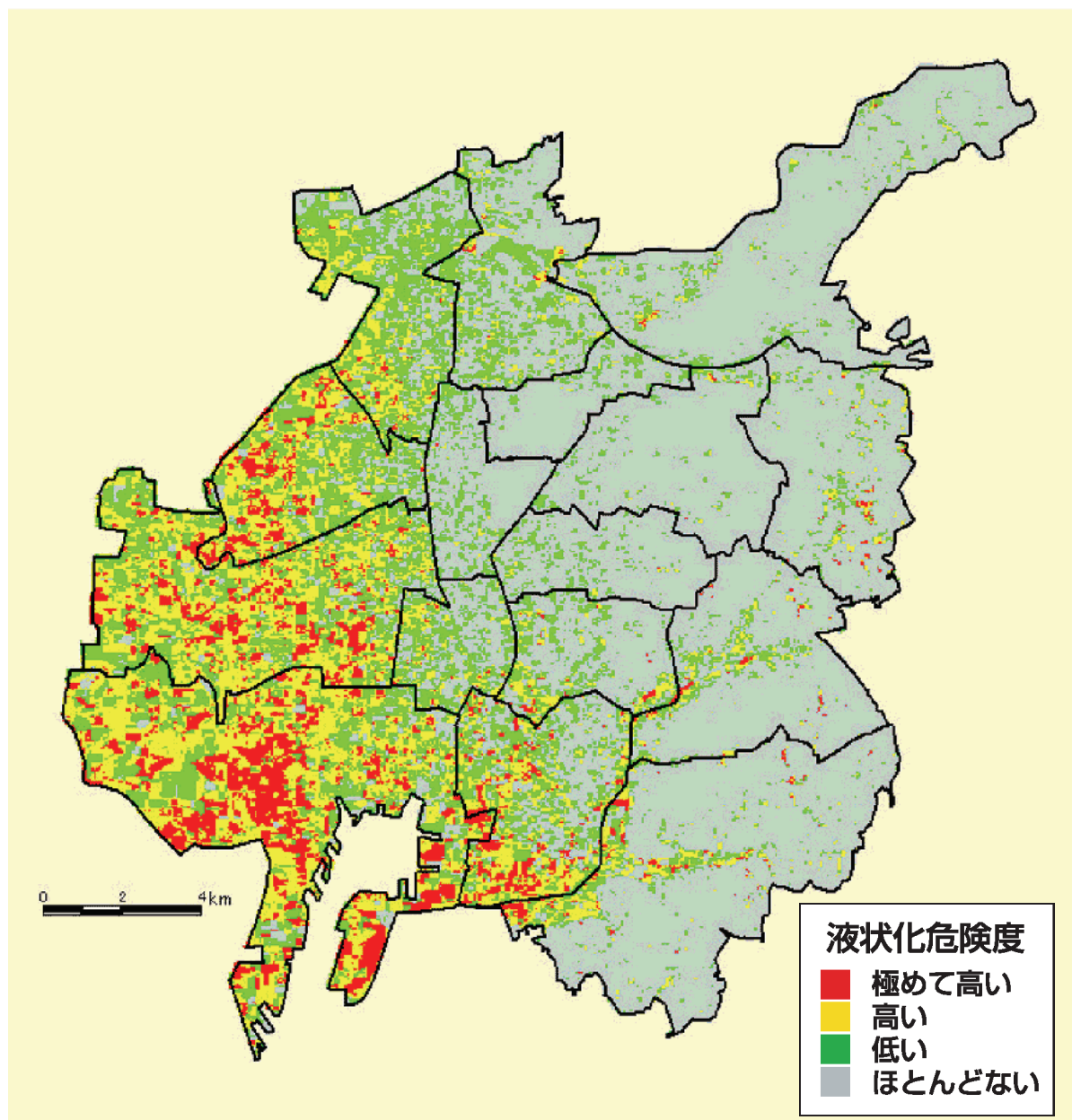
住宅都市部長は、基本方針及び震災復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び市街地復興計画を、市災害復興本部の決定を経て策定する。



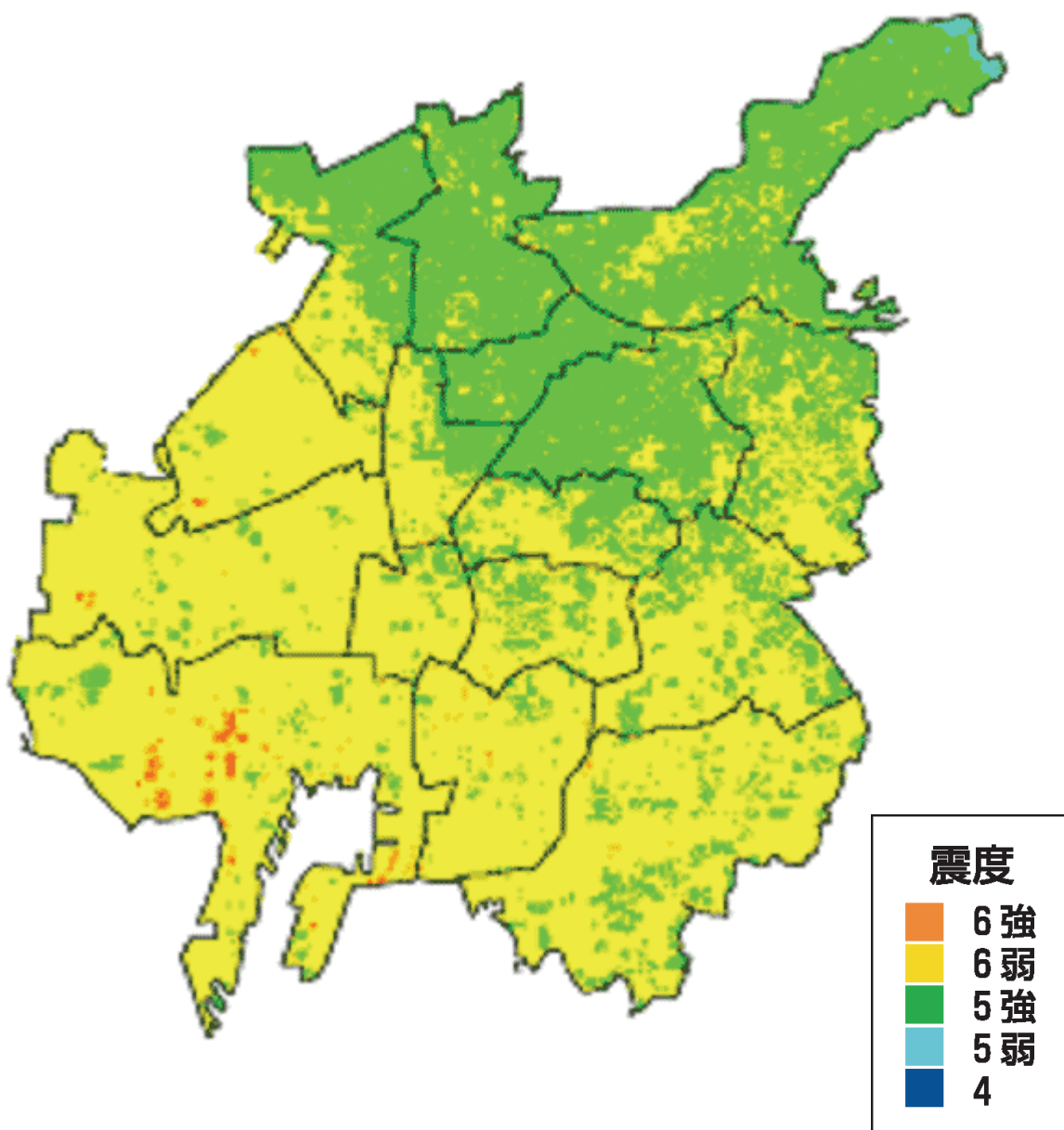
地震編資料



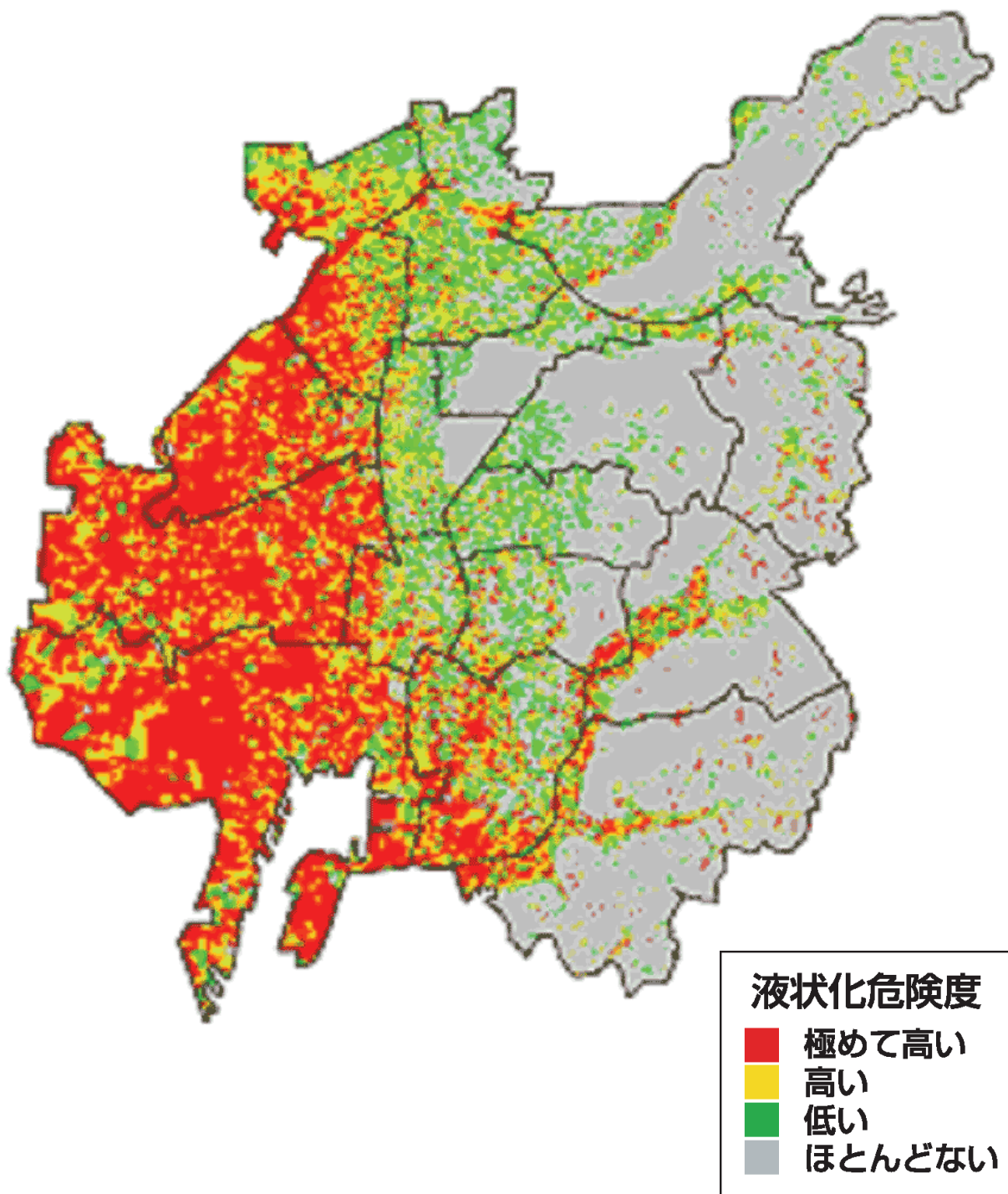
(平成15年度東海地震等震度分布予測調査による)



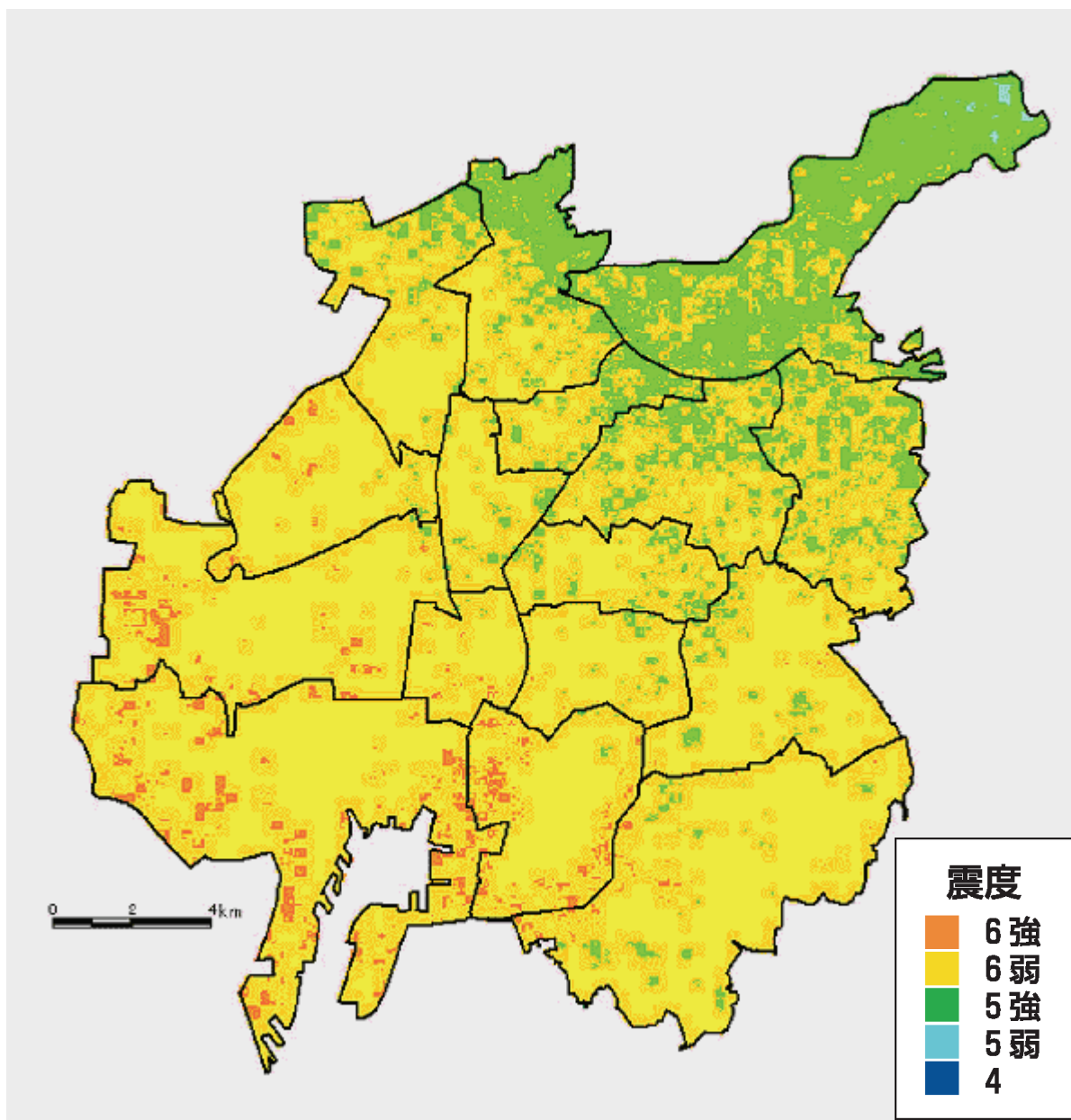
(平成15年度東海地震等震度分布予測調査による)



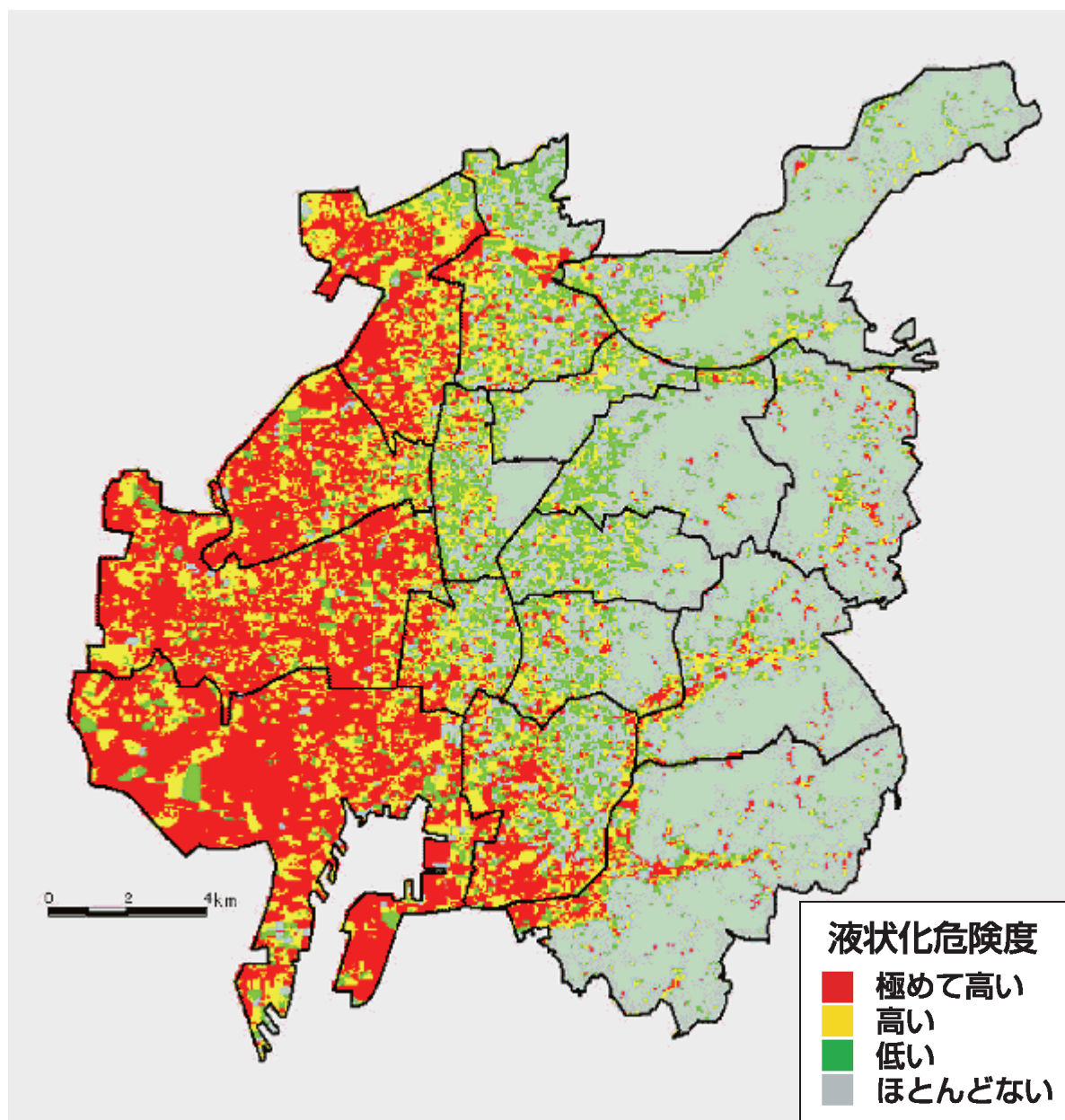
(平成15年度東海地震等震度分布予測調査による)



(平成15年度東海地震等震度分布予測調査による)

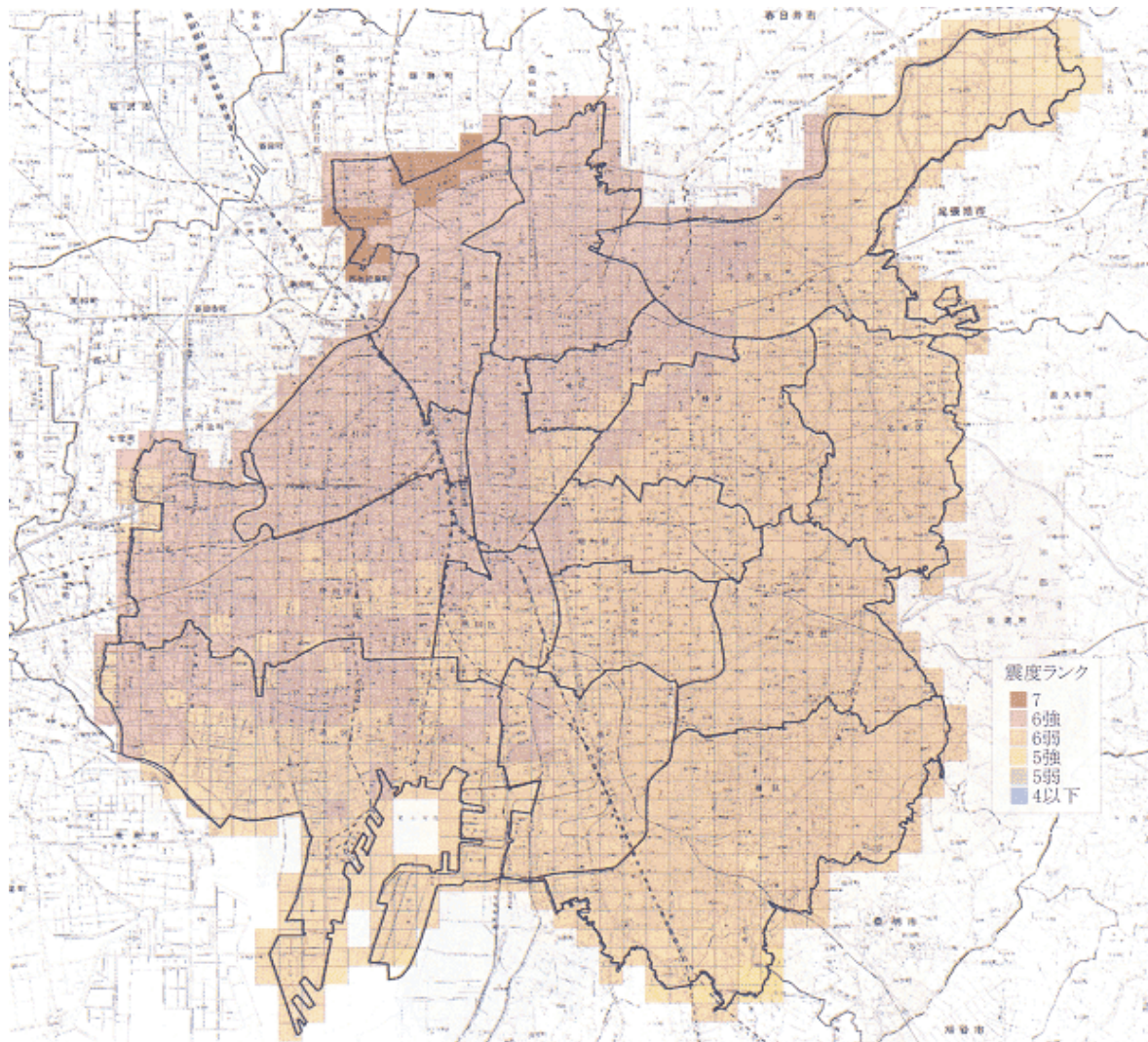


(平成15年度東海地震等震度分布予測調査による)

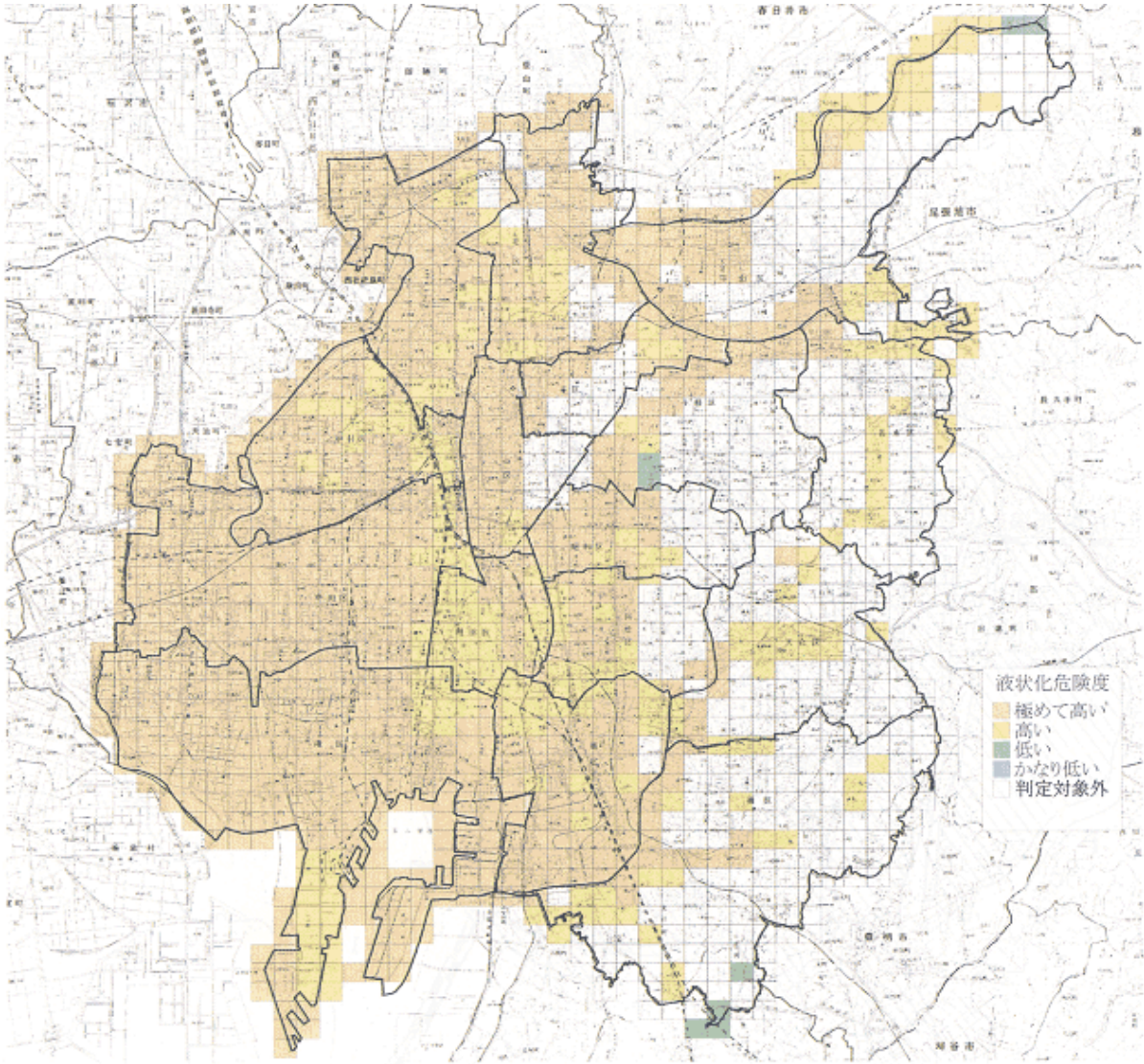


(平成15年度東海地震等震度分布予測調査による)

◎地震編資料1-18-1(7) 濃尾地震震度分布図 (7/8)



平成10年度 名古屋市地震被害想定調査報告書（修正版）による



平成10年度 名古屋市地震被害想定調査報告書(修正版)による

◎地震編資料2-2-1 大規模地震対策特別措置法による措置の体系



◎地震編資料2-11-1 地震関係映画フィルム（16mm）一覧 (1/5)

平成14年10月1日現在

題 名	上映時間	対 象	所 管	内 容
東京消失	カラー45分	一 般	港防災センター	関東大震災当時の写真などを参考に再現した記録映画
1978年 宮城県沖地震	〃 18分	〃	〃	宮城県沖地震の記録映画
地震と火災からわが 町を守る	〃 30分	〃	港防災センター	地域防災のため、近隣住民の組織 だった役割分担がいかに大切である かを教えている。
炎に勝った人々	〃 25分	〃	〃	関東大震災の時、現実に火災から 生き残った町の物語を再現しながら、 地域住民の組織だった活動が いかに大切であるかを訴えている。
グラッときたらどう する	〃 26分	〃	港防災センター 消防局予防課	地震による災害の恐ろしさをコン ピュータを使用し、視聴覚的に解 明し、被害を最小限に防ぐ心構え を教えている。
大地震で助かるため に	〃 28分	〃	港防災センター	大地震で助かるため被害を最小限 に防ぐには、地震が発生したとき、 「始めの一分間をどう行動するか」 を中心に教えている。
「そのとき」を知ら せるために	〃 30分	〃	〃	気象庁を中心に国や地方自治体参 加による訓練の実際を、具体的に ドキュメントしながら、東海地震 に対する予知体制の現況と防災体 制のあり方を紹介している。
地震に備える	〃 16分	〃	〃	木造住宅セットに、人工的震動を 与えて、その観察結果により避難 方法を説明している。
地震とぼくたち	〃 20分	小学生	〃	地震に対する日ごろの準備と心構 えを学校、家庭、地域社会の三点 を中心として描いている。

◎地震編資料2-11-1 地震関係映画フィルム(16mm)一覧 (2/5)

題 名	上映時間	対 象	所 管	内 容
動物村の地震用心・火の用心	カラー16分	小学生(低学年)	港防災センター 消防局予防課	大地震が起きたとき、どのように行動したらよいかについての心得を身につけられるように、アニメーションで描いている。
警戒宣言が発令される日	〃 30分	一 般	港防災センター 消防局予防課	東海地震の警戒宣言発令のメカニズムとその際の各公共機関などの対応について示し、住民の地震対策の必要性を説いている。
地震のはなし	〃 20分	小学生	港防災センター	アニメーションと実写により、地震の原因とその防災対策及び地震史などをドキュメンタリー風に解説している。
都市が揺れる時	〃 30分	一 般	〃	宮城県沖地震が東北最大の都市仙台を襲って様々な教訓を残した。その教訓を生かすよう教えている。
マグニチュード7の証言	〃 19分	〃	港防災センター 消防局予防課	日本海中部・浦河沖・宮城県沖地震での災害体験者たちの証言が私たちに訴えかけるものは？
地震予知 ～その最前線～	〃 30分	〃	港防災センター	世界有数の地震国であるわが国は、地震学の発達のみならず各国の注目を集めており、巨大地震の予想される東海地域に対し、予知観測が確立されている。最近の地震予知技術の発達の現状と国の施策、予知観測を広く紹介する。
地震の知識と対策 ～これだけは知っておこう～	〃 31分	〃	港防災センター 消防局予防課	地震発生のメカニズム、マグニチュードと地震、国の地震対策、それぞれの地震に対する心構えなどについて、関東大震災の状況などをとり入れ説明している。

◎地震編資料2-11-1 地震関係映画フィルム（16mm）一覧 (3/5)

題 名	上映時間	対 象	所 管	内 容
地震災害に備えて	カラー16分	一 般	消防局予防課	大地震に対して普段どのような備えが必要か、いざ地震が起きたらどういう行動をとればよいか家庭の安全対策を中心に説明している。
ゆれる大地	〃 20分	〃	港防災センター 消防局予防課	事業所の防火管理者をはじめ、防災に関係ある人々はもちろん、誰もが地震について考え自分自身を守らなければならないと訴える。
わが町を守る	〃 23分	〃	消防局予防課	実際に地域ぐるみで地震対策にとりくんでいる町を紹介し、なぜ地震訓練に真剣に取り組まなければならないか探る。
地震あれこれ(No. 1) (ミーム、いろいろ 夢の旅)	〃 25分	小中学生	港防災センター	サイエンス・アニメーション「地震はどうして起こるの？」楽しいキャラクターを使い、実写をおりませ、地震発生のメカニズムと防災対策を教えるもの。
地震あれこれ(No. 2) (ミーム、いろいろ 夢の旅)	〃	〃	〃	No. 1につづいて、地震の予知、地震から身を守る方法、地震の知識と理解を深める。
地震 —都市編—	〃 10分	一 般	〃	あなたが外に出ているときもし地震が起こったら……。いくつかの実験により、あなたがまず何をすべきかを明確にしめたもの。
地震 —家庭編—	〃 10分	〃	〃	地震が起こったとき、心理的ショックによって殆ど身動きできないあなたのために、「生き残るための必要最少限の知識」を基本テーマにつくられたもの。

◎地震編資料2-11-1 地震関係映画フィルム(16mm)一覧 (4/5)

題 名	上映時間	対 象	所 管	内 容
タイムスリップ 1923 一守のミラクル地震 体験ー	カラー15分	小学生	港防災センター 消防局予防課	大西自転車店の守が1923年9月1日にタイムスリップし、それを通して、小学生に防災意識を高めてもらうアニメーション。
阪神・淡路大震災に 学ぶ 地震の知識と対策	〃 23分	一 般	〃	平成7年1月に阪神地方を襲った阪神・淡路大震災の被災者の声を参考にしながら、地震から身を守るため、地震に対する知識と対策を教える。
1995阪神大震災 ～人命・ライフライン・都市インフラ、 その被害と残された 教訓～	〃 22分	〃	港防災センター	平成7年1月に発生した阪神大震災の被害のありさまを克明に記録し、■発端・午前5時48分■失われた人命■破滅したライフライン■崩壊した都市インフラ■明日への警鐘の5つの項目により、明日への教訓を学びとっていく。
震度7阪神大震災の 教訓 ドキュメント・神戸 72時間の記録	〃 30分	〃	港防災センター 消防局予防課	災害が発生したとき、救助活動は最初の72時間が勝負だといわれています。未曾有の大震災に対して、消防・自治体・警察・病院などどのような立ち向かったのか？当時の映像を中心に、時間を追って検証します。
ドナルド・ダックの 防火訓練	〃 12分	小学生	港防災センター	家や学校で火事があったときいろいろな防火訓練をドナルド・ダックが楽しく教える。
メイプルタウンの消 防隊	〃 10分	小学生 (低学年)	港防災センター 消防局予防課	テレビや雑誌で人気のある「メイプルタウン物語」の消防隊とかわいい仲間たちが、火遊びのこわさや地震の時どうなるかを教える。

◎地震編資料2-11-1 地震関係映画フィルム（16mm）一覧 (5/5)

題 名	上映時間	対 象	所 管	内 容
急襲 津波災害に備える ～北海道南西沖地震の教訓～	カラー25分	一 般	港防災センター	1993年7月12日に起こった北海道南西沖地震や、今までのさまざまなタイプの地震と津波の記録映像で、日本の危険地域を徹底検証する。
地震に備えて	〃 19分	小学生	〃	地震が発生したとき、児童や生徒の安全をいかに守るか。地震発生に伴う危険や避難の仕方等を実感的に描き、いかにしたら安全で敏速な集団行動が出来るかを考えさせる。
マリーベルの火の用心 ーグラッときたらどうするー	〃 11分	小学生 (低学年)	港防災センター 消防局予防課	テレビでおなじみのマリーベルとその仲間たちが、突如地震が発生し、そこから始まるドラマを通じて地震の時の心得を考えます。
実践 地震防災手帳	〃 25分	一 般	〃	いっどこで起こるかかわからない地震、その災害から身を守るために、日頃から家庭で、地域で職場で、どのように備えておけばよいかを教える。
揺れ動く大地 ー地震の驚異ー	〃 30分	〃	港防災センター	世界の地震のフィルムから、地震の恐怖、パニック状態、地震予知への道を科学的に解明した作品。
稲むらの火	〃 21分	小学生	港防災センター 消防局予防課	村人を津波から救うため、自分の畑に火をつけ異常を知らせ、村人を救った庄屋の話。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (1/11)

平成24年4月1日現在

題名	上映時間 規格	対象	所管	内容
ブロック壁災害	カラー 30分 VHS	一般	港防災センター	ブロック壁災害から身を守るために、安全なブロックとはどんなものか、地震時の人間行動と被害状況を明らかにする。
パニック（災害時の行動と心理）	〃 20分 VHS	〃	〃	災害直面時の人間行動を分析し、体験者や専門家の実験等で災害時の人命安全確保を追求する。
情報を正しく伝える	〃 20分 VHS	〃	〃	伊豆大島近海地震「地震情報」の問題を提起し、地震に対する備えを考えるもの。
ルーマニア地震の教訓	〃 20分 VHS	〃	〃	1977年3月4日ルーマニアを襲ったM7.2の地震は、死者1,570人、負傷者11,300人を出すに至った。この地震災害の模様や実態を紹介する。
地震を考える	〃 18分 VHS β	〃	〃	地域ぐるみで地震問題と真剣に取り組んでいる市民グループの活動を紹介しながら平素の備えと訓練、意識と行動を喚起する。
ご存じですか 防災百科 ー風水害編ー	〃 30分 VHS	〃	〃	一般及び自主防災組織向き
日本海中部地震 せんりつの記録	〃 36分 VHS	〃	〃	日本海中部地震発生当時の生々しい状況や、被害状況等地震に対する知識、防災の心得を映像を通して喚起する。
外出先で地震 にあったら！	〃 26分 VHS	〃	〃	過去の大地震の映像と被災者の体験談 ▲木造市街地にいるとき▲ビル街にいるとき▲デパート、劇場、ホテルにいるとき▲自動車、電車、地下鉄にのっているとき▲自動車を運転しているとき▲地下街にいるときの地震発生時の対処方法を解説。
地震！その時のために ～家庭でできる地震対策～	〃 28分 VHS	〃	〃	釧路沖地震の体験者である為婦・本川さんが首都圏直下型地震の発生が心配されている東京の親戚（明子さんの家）を訪ね、釧路での体験をもとに家のなかの安全についてチェックしていきます。 ▲あなたの家の防災は？▲地震の被害とその教訓▲地震はどのように起きる？▲明子さんの防災チェック▲エピローグ。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (2/11)

題名	上映時間 規格	対象	所管	内容
地震災害に備えて	〃 16分 VHS	〃	〃	地震に対する普段の備えと、発生時の行動や心得について考える。
地震に備えて	〃 15分 VHS	〃	〃	地震時の行動実験や、消火の重要性、飛び出し防止と落下物に対する注意や、避難心得など地震発生時留意事項を喚起する。
目撃された大津波 ～日本海中部地震の記録～	〃 48分 VHS	〃	〃	S58(1983)5.25発生した日本海中部地震で各地のアマチュアカメラマンが記録した津波の映像をもとに、科学的に津波の実態を解明する。
地震！パニックを避けるために	〃 23分 VHS	〃	〃	阪神・淡路大震災や海外の災害映像から災害の恐ろしさ、災害に対する心構えを教える。①地震に備えて②地震とパニック③パニック回避の教訓④外出先で地震にあったら⑤情報パニックを防ぐ(手話付き)
阪神・淡路大震災に学ぶ 地震の備えは大丈夫ですか	〃 29分 VHS (日本語版)	〃	〃	▽阪神・淡路大震災の被害状況▽地震のメカニズム▽地震に対する準備▽地震が起きたときは▽防災機関、国、自治体の対策を解説
阪神・淡路大震災に学ぶ 地震の備えは大丈夫ですか	〃 29分 VHS (英語版)	〃	〃	Learning about the Great Hanshin Awaji Earthquake. Are you prepared for an earthquake?
映像記録 阪神大震災	〃 114分 VHS	〃	〃	1995年1月17日午前5時46分突然の大地震に5,500人を越す命が奪われた阪神・淡路大震災被災地の記録。淡路島・明石市・神戸市(須磨区・長田区・兵庫区・中央区・灘区・東灘区)芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・宝塚市
1995 阪神大震災 ～人命・ライフライン・都市インフラ、その被害と残された教訓～	〃 22分 VHS	〃	〃	平成7年(1995)年1月17日午前5時46分に発生した阪神大震災の被害のありさまを克明に記録し後世に伝えるとともに、教訓を学びとる。*発端・午前5時48分*失われた人命*破滅したライフライン*崩壊した都市インフラ*明日への警鐘
震度7 阪神大震災の教訓 ドキュメント 阪神7時間の教訓	〃 30分 VHS	〃	〃	災害が発生したとき救助活動は最初の72時間が勝負といわれている。未曾有の大震災にたいして消防・自治体・警察・病院などはどのように立ち向かったか。*発生時速報*災害対策本部*自衛隊の出動*避難救急医療*交通の混乱

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (3/11)

題名	上映時間 規格	対象	所管	内容
震度7 阪神大震災の教訓 ライフラインと地震火災 ～崩壊した市民生活～	〃 20分 VHS	〃	〃	市民生活を支える基盤ともいえる水道、ガス、電気など災害時に懸念されるのはそのシステムの崩壊で、阪神大震災での現実を検証し、その課題を考える。*水道、電気、ガスの崩壊*救急医療の崩壊*ガス会社、電気会社の対応*火災が広がった原因*ライフライン確保のための課題
震度7 阪神大震災の教訓 家屋倒壊 ～あなたの家は万全か～	〃 20分 VHS	〃	〃	家屋の倒壊により多くの犠牲者を出した阪神大震災では、住宅の耐震性が改めて注目されている。家屋が倒壊した原因を様々な角度から分析し地震に強い住宅づくりや、耐震診断の仕方 *木造家屋倒壊の原因*マンション倒壊の原因*耐震基準*新築する際のチェックポイント*自分の家の耐震診断*改築の具体例
震度7 阪神大震災の教訓 グラツときたら～いのちを守る防災術～	〃 20分 VHS	〃	〃	地震発生時、まず何をすべきか？日常の備えは？阪神大震災以後、災害時の防災マニュアルの見直しが叫ばれており自分の命を守るための行動規範や非常用品など阪神大震災の教訓を生かした防災対策を紹介する。 *震度7とは*家屋の倒壊防止*火の始末は*緊急避難時の必要携帯品*情報とデマ
震度7 阪神大震災の教訓 こころのケアとボランティア ～避難生活への支援～	〃 20分 VHS	〃	〃	高齢者などの災害時要援護者への支援や心のケアにボランティアの人達の活躍が目立った。復興のためにボランティア活動のはたす役割について考える。 *長引く避難生活*避難住民の要望～避難所アンケート調査*ボランティアの活躍*高齢者とボランティア*今後のボランティア活動の課題
地球の科学 地震はなぜ起きるか	〃 19分 VHS	〃	〃	地球の内部構造、地震発生のメカニズムを解説。
防災 より安全な暮らしのために (手話通訳付ビデオテープ)	〃 60分 VHS	〃	〃	火災、救急、地震及び風水害に区分し、留意事項と対処要領を手話で説明。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (4/11)

題 名	上映時間 規 格	対 象	所 管	内 容
昭和の自然災害と防災	〃 29分 VHS	〃	〃	我が国に被害をもたらした昭和時代の自然災害を年代順に解説。北丹後、北伊豆地震、三陸地震津波、室戸台風、太平洋沿岸豪雨、鳥取、東南海三河地震、枕崎地震、南海地震、カスリーン台風、福井地震、洞爺丸、伊勢湾台風、チリ地震津波、新潟、十勝沖、伊豆半島沖地震、有珠山噴火、伊豆大島近海沖地震、宮城県沖地震、木曾御嶽山噴火、九州西北部集中豪雨、日本海中部地震、三宅島噴火、長野県西部地震、伊豆大島噴火の記録の各一部
一絵図にみる 一 災害の歴史	〃 21分 VHS	〃	〃	江戸期以前の災害、江戸期の災害、明治・大正期の災害に区分し、地震、火山噴火災害を為に当時の絵図、フィルムをもとに現在と比較して解説。
あなたの家は安全ですか 自分で出来る耐震診断・木造一戸建ての場合	〃 20分 VHS	〃	〃	対象となる住宅・診断の手順と準備・地盤・基礎の診断・建物の形の診断・壁の配置の診断・筋交いの診断・壁の割合の診断・老朽度の診断・耐震判定・今後の対策等
あなたの家は安全ですか 耐震診断でわかる安全性・鉄筋コンクリート造集合住宅の場合	〃 22分 VHS	〃	〃	鉄筋コンクリート造の建築物・鉄筋コンクリート造建築物の揺れと破壊・鉄骨造建築物の破壊・耐震診断とは・耐震診断の手順・耐震診断の実際・非構造部分の耐震診断等
「いざ！東海地震」	〃 21分	小中学生	〃	愛知県が平成4年から3か年で実施した東海地震被害予測調査の結果や阪神・淡路大震災の状況などをもとに、地震発生のメカニズムや東海地震により予測される被害状況などを、小・中学生から一般までを対象にわかりやすく説明したもの。
地震!!あなたは はどうする	〃 21分	小中学生	〃	平成7年阪神・淡路大震災を教訓として、学校の児童に対し、映像を通じて地震の基礎知識を身につけさせるとともに、突発災害時に、的確な避難行動が迅速にとれるような実践的な避難訓練を習得させる。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (5/11)

題 名	上映時間 規 格	対 象	所 管	内 容
そのとき みは？ —良太と ピカリの地震 防災学—	〃 19分	小学生	〃	良太という小学生を主人公として、学校の登下校、勉強中または家にいるときなどに地震が起きた場合の対応について、ピカリという漫画の中の女の子と一緒に勉強しながら身につける。
負けへんで！ 6年3組の 阪 神大震災	〃 23分	〃	〃	平成7年1月17日に発生した阪神大震災にみまわれた、西宮市立樋ノ口小学校6年3組の生徒が書いた日記帳、関西書院発刊の「負けへんで」をアニメ化したもの。
宮崎淑子と考 える 家庭内防災	〃 23分	一 般	〃	地震に備えて、家具などの転倒、落下防止、非常用の備蓄、正しい救命法などを女優、宮崎淑子といっしょに考える。
地震はなぜ起 こる？ —地震 のなぞを探っ てみよう—	〃 18分 〃 17分 〃 18分	一 般 教材用 英語版	〃	私たちの身近に起こっている地震、この地震はなぜ起こるのだろうか？兵庫県南部地震をヒントに、「こぶ平君」と「ナマズ博士」が身近にできる実験をまじえながらみなさんといっしょに考えます。
防災教育補助 教材用ビデオ ＜防災の目＞	〃 19分	中学生	〃	二人の中学生キャスターが、広島市そして全国の災害の様子とメカニズムを検証し、防災、災害から身を守るにはどうしたらいいか・・・をじっくり考えます。
防災教育補助 教材用ビデオ 災害って、な ～に？	〃 18分	小学生	〃	小学4年生のなかよし3人グループは、ある日身の回りで起こった小さな地震をきっかけに災害に興味を持ち消防署を訪れます。そこで多くのことを学んだ3人は、災害から身を守るため、自分たちに何ができるかを考えはじめます。
地震!! あなた ができること	〃 21分 VHS	中高生	〃	平成7年阪神・淡路大震災を教訓として、中学校及び高等学校の生徒に対し、地震の知識や災害時のボランティア活動等について理解させるとともに、災害時に的確な避難活動が取れるように実践的な避難の仕方を修得させる。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (6/11)

題 名	上映時間 規 格	対 象	所 管	内 容
建主にもできる 木造住宅の 耐震工事チェ ック 一手抜き工事 は許しません —	〃 27分 VHS	一 般	〃	阪神大震災では約 24 万戸の家が倒壊し、その下敷きになり多くの犠牲者が出ました。関東建設センター事業共同組合では、①地盤調査、②建物の形と重さ、③基礎・土台・アンカーボルト、④耐力壁の配置、の4項目について、地震に強い家造りのノウハウを紹介する。
震度7 阪神大 震災の教訓ド キュメント神 戸 72 時間の記 録	〃 30分 VHS	〃	〃	災害発生時の救助活動は最初の 72 時間が勝負といわれている。自治体などはどのように立ち向かったか。
マグニチュード 明日への架け 橋	〃 90分 VHS	〃	〃	大地震の恐怖をリアルなタッチで描いた、感動の人間ドラマ！
落語露の五郎 地震ばなし	〃 35分 VHS	〃	〃	落語をはさんで地震のメカニズムやその防災対策を解り易く解説
20世紀 日本 の地震災害	〃 40分 VHS	〃	〃	阪神淡路・関東大震災等 17 の地震災害映像
地震防災 待っ たなし！ —今、この備 えがあなたを 守る—	〃 21分 VHS	〃	〃	地震防災情報に基づき、命を守るためにどのような備えをすればよいか。
検証 脆弱列島 日本 水がない！ 大都市の盲点 「阪神・淡路 大震災の教訓」	〃 47分 VHS	〃	〃	災害時の大都市の水確保の難しさや、現代社会の危うさを浮き彫りにした映像
地震への備え が命を守る	〃 21分 DVD	小学生	〃	緊急地震速報が流れた時の行動から備蓄品など解りやすく解説
地震防災 待っ たなし！	〃 22分 DVD	〃	〃	地震の基礎知識と対策
スマトラ島沖 地震と大津波	〃 16分 DVD	〃	〃	2004年12月26日、インドネシアのスマトラ島沖で起きた超巨大地震と津波の映像
激震の記録 (阪神・淡 路) 2本組	〃 48分 45分 VHS	一般	港防災センタ ー 消防局予防課	朝日放送が発生直後から5日ほどの間に撮影した約2百時間分のテープを2巻に分けて編集した永久保存版震災記録。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (7/11)

題 名	上 映 時 間 規 格	対 象	所 管	内 容
地震の知識と 対策（阪神・ 淡路）	〃 23分 VHS	〃	消防局予防課	阪神・淡路大震災の被災者へのインタビューなどから、地震に対する準備と、いざ地震が起きた時の対応策について学ぶ。
大地震 マグ ニチュード7 の証言	〃 19分 VHS	〃	港防災センタ ー 消防局予防課	日本海中部地震、宮城県沖地震、北海道浦臼沖地震を体験した人々の証言を通し、体験者から学ぶ防災対策。
津波の脅威 ー語りつぐ教 訓ー	〃 25分 VHS	〃	消防局予防課	津波発生メカニズムや津波に対する心構え、避難方法を紹介するもの。
北海道南西沖 地震の記録	〃 25分 β	〃	〃	平成5年7月12日、北海道奥尻島を中心にM7.8の地震。津波の被害が甚大で死者200余名を数えた。
急襲 津波災害に備 える	〃 30分 VHS	〃	〃	不意に襲ってくる地震・津波から身を守るために何をするのか。とるべき・とっておくべき行動を紹介する。
実践 地震防災手帳	〃 25分 VHS	〃	港防災センタ ー 消防局予防課	現代の地震には、いかに対処すべきか。家庭・地域・企業での防災対策を喚起する手引き。
ズバリ！職場 で進める	〃 21分 VHS	〃	消防局予防課	職場ですぐ実施できる地震対策を具体的に30項目にわたって提案し、日頃から訓練しておくべき緊急行動等をまとめた。
お年寄り・障 害のある人を 守る 防火・防災対 策	〃 21分 VHS	〃	港防災センタ ー 消防局予防課	阪神大震災などの実例を参考に、家庭内や地域での安全対策、心構えと万全な備えについて考える。
地震・その時 どうする！！ 地震に対する 備えと行動マ ニュアル	〃 22分 VHS	〃	消防局予防課	地震の基礎知識、地震発生時の適切な行動、大切な日頃の準備、地域ぐるみの協力体制など、具体的に解説。
大地震の恐怖 残された教訓 ー助け合いの 輪が防災の力 へー	〃 26分 VHS	〃	港防災センタ ー 消防局予防課	大地震の恐ろしさを訴え、災害時に身を守る手段を解説。また、防災対策に力を入れている地域・団体を紹介。
大地震 ーあなたとあ なたの大切な 人を守るため にー	〃 42分 VHS	〃	消防局予防課	過去の大地震の教訓を生かし、蓄積されたデータや情報により、被害を最小限に食い止める対処方法をわかりやすく解説。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (8/11)

題名	上映時間 規格	対象	所管	内容
地震防災待ったなし！ ー今、この備えがあなたを守るー	〃 21分 VHS	〃	〃	最新の地震防災情報に基づき、命を守るために日ごろからどのような備えが必要かを解説。
我が家の危機管理①	〃 15分 DVD	〃	〃	●建物の崩壊と家具の転倒防止●家具の転倒や落下物から身を守る●脱出路の確保●二次災害を防ぐ●地域での取り組み 等について解説。
我が家の危機管理②	〃 15分 DVD	〃	〃	●水の確保●トイレ●食料の確保●避難生活について●防災必需品 等について解説。
揺れる列島	〃 20分 VHS	〃	〃	地震発生メカニズム・日本列島のプレートの構造などをCD映像で解説。
大地震発生！	〃 22分 VHS	〃	〃	平成19年3月に発生した能登半島地震など過去の大地震の映像や体験談を教訓に、迫り来る大地震に備えるもの。
津波襲来 その一瞬が生死を分ける	〃 22分 DVD VHS	〃	港防災センター 消防局予防課	四方を海に囲まれた日本では、いつでも津波が起きてもおかしくない状況にあり、津波の正しい知識を身に付けるもの。
大地震発生！	〃 22分 DVD	〃	〃	平成19年3月に発生した能登半島地震など過去の大地震の映像や体験談を教訓に、迫り来る大地震に備えるもの。
地震に備えて今、やるべきこと 緊急地震速報が流れたらどうする	〃 23分 DVD	〃	〃	新たなシステムである緊急地震速報や、「高層難民」（高層ビルのエレベーターへの閉じ込めなど）、「帰宅困難者」といった新しい問題をふまえ、地震対策を分かりやすく示す。
ふせごう ～家具転倒防止対策～	〃 21分 DVD	〃	消防局予防課	家庭内でできる震災対策として、家具の転倒防止対策について詳しく解説する。
まず逃げろ！ 高台へ！ 巨大津波から命を守る	〃 22分 DVD	〃	〃	東日本大震災の巨大津波のメカニズムとその被害状況、破壊力を示す実験、津波体験者の話などを紹介し、津波の恐ろしさと、素早い避難行動の大切さを訴える。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (9/11)

題名	上映時間 規格	対象	所管	内容
防災の備えと意識 東日本大震災が 残した教訓10カ条	〃 22分 DVD	〃	〃	家具の転倒・落下防止、けがの防止対策、津波対策、家族の話し合い、非常持出品の備え、防災知識を身につける等、自助の取り組み10カ条を紹介する。
3.11 東日本大震災から学ぶ 津波・命を守る心構え	〃 20分 DVD	〃	〃	東日本大震災で小中学生が津波から逃げ切った「釜石の奇跡」はなぜ起きたのか専門家に話を伺う。津波のメカニズム、津波から命を守る知恵を伝えていく。
3.11 東日本大震災から学ぶ もし今、地震が起きたら ～命を守る備えと退避行動～	〃 19分 DVD	〃	〃	東日本大震災の経験も踏まえ、地震発生時及び緊急地震速報発表時の行動、事前の備えなど、いま求められる地震時の心得、地震への備えを考える。
大地震発生！ 東日本大震災・ 阪神淡路大震災から学ぶ	〃 18分 DVD	〃	〃	いつ起きても不思議ではない大地震を考え、地震のメカニズムの紹介、被災者の体験談から本当に学ぶべき教訓を探る。
あなたの街を襲う大地震 検証・震度6弱・被害軽減・駿河湾の地震	〃 22分 DVD	〃	〃	実際に防災対策が減災につながった地域や各家庭の備えや心構えを取材。また東海、東南海、南海地震同時発生時の規模やメカニズム等を紹介。
職場で取り組む 地震対策	〃 19分 DVD	〃	〃	職場の地震対策の必要性をドラマ形式で紹介。地震対策における役割分担の内容や、避難訓練の方法を分かりやすく紹介。職場の地震対策を訴える。
まず逃げろ！ 高台へ！ 巨大津波から命を守る	22分 DVD	〃	〃	東日本大震災の巨大津波のメカニズムとその被害状況、破壊力を示す実験、津波体験者の話などを紹介し、津波の恐ろしさと、素早い避難行動の大切さを訴える。
水害発生その時！！ ～命を守る日頃の備え～	〃 22分 DVD	〃	〃	想定外の大雨による水害に備え、気象庁が流す災害情報の正しい理解、避難時の注意点などを学ぶ。また、居住区の地域特性を理解することを学んでいく。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (10/11)

題 名	上映時間 規 格	対 象	所 管	内 容
地震火災から 命を守るため に	〃 10分 DVD	〃	〃	一般的な居住環境を再現して、地震に起因して発生した火災を再現した映像を収録し、火災発生の様子と火災の危険性のポイントを専門家が分かりやすく解説する。
1・17僕は あの日を忘 れない	〃 24分 VHS	一般 小中学 生	〃	阪神大震災を忘れないぞと誓い合ったマモルたちが、地震国日本に生きる私達に、地震防災の対策について楽しく解説する
タイムスリッ プ1923	〃 15分 VHS	幼児 小学生	〃	主人公・守のミラクル地震体験を通して小学校中高学年の児童に地震に対する防災意識を高めてもらうことを狙いとしたもの。
どうぶつ村の 地震用心火の 用心	〃 16分 VHS	幼児 小学生	〃	いつ起こるかわからない大地震に対する、日頃からの防火防災対策について、子供たちにわかりやすくアニメで描く。
忍たま乱太郎 の地震用心火 の用心	〃 11分 VHS	幼児 小中学 生	港防災センタ ー 消防局予防課	乱太郎、きり丸、しんべエの仲良し3人組と忍者学校の土井先生が、火遊びの怖さや防災の大切さを学ぶ。
ちびまる子ち ゃんの地震を 考えるわが家 の防災	〃 13分 VHS	幼児 小学生	〃	まるちゃんが消防署のお姉さんの話をきっかけに、わが家の防災を考えることで、地震の備えについてわかりやすく描く。
キョロちゃん の地震用心・ 火の用心	〃 11分 VHS	〃	〃	キョロちゃんが、青い海と緑のエンゼル島で元気な仲間たちと、地震発生時の身の安全・火の用心の大切さを学ぶ。
はれときどき ぶたの地震用 心日記	〃 11分 VHS	〃	〃	主人公・則安くんとその仲間が、日頃の防災訓練の大切さや災害時の行動について学ぶ。
稲むらの火	〃 21分 VHS	〃	〃	村人を津波から救うため自分の畑に火をつけ、燃える火で村人に異常を知らせて救った庄屋話。
とっどこハム 太郎の とっどこ大 事だ!! 防災訓練	〃 10分 VHS	〃	消防局予防課	ハム太郎とハムちゃんずが登場し、火の恐ろしさや、防災の大切さをわかりやすく紹介する。

◎地震編資料2-11-2 地震関係ビデオ・DVD一覧 (11/11)

題 名	上映時間 規 格	対 象	所 管	内 容
まさかの時!! 自分のちから で生きのびら れるように	〃 36分 VHS	小学生	〃	少年少女向けに、天災などに襲われ た時自分で生きのびるための工夫を 解説。
じしんだ! ミーちゃんの ぼうさいくん れん	〃 12分 VHS	幼児 小学生	港防災センタ ー 消防局予防課	大樹（男の子）とミーちゃん（ネ コ）が「にゃんにゃん地震防災ラン ド」へ行き、地震の怖さを経験し、 日頃の備えが大切なことを学ぶ。
稲村の火	〃 21分 DVD	〃	消防局予防課	村人を津波から救うため自分の畑に 火をつけ、燃える火で村人に異常を 知らせて救った庄屋の話。
じしんだ! ミーちゃんの ぼうさいくん れん	〃 12分 DVD	〃	〃	大樹（男の子）とミーちゃん（ネ コ）が「にゃんにゃん地震防災ラン ド」へ行き、地震の怖さを経験し、 日頃の備えが大切なことを学ぶ。
ぼうさいダッ ク ～自分の身は 自分で守ろう ～	〃 17分 VHS	幼児	〃	安心・安全の「最初の一步」を、子 供たちが実際に身体を動かし、遊び ながら学ぶ、幼児向けの防災教育用 カードゲームの説明用ビデオ。
地震への備え が命を守る 緊急地震速報 の音声の流れ たら	〃 21分 DVD	小学生	〃	学校にいるとき、通学途中、1人で 家にいるとき、突然襲うかもしれない 大地震に対し、子ども目線でどう 備えたらいいのかを考える。
サル太郎地震 には負けない ぞ!地震への 備え大作戦	〃 15分 DVD	幼児 小学生	港防災センタ ー 消防局予防課	幼児期の子どもを対象に、地震に対 する正しい知識や心構えを身につ け、防災の基本である自分の命を守 る方法を考える。
防災ナマズン の地震はかな らずやってく る	〃 20分 DVD	小学生	消防局予防課	防災ナマズンのDVDを通して、小 学生の兄弟が東海地震・東南海地 震・南海地震について学ぶが、実感 がわからない。しかし、地震は本当 に起きてしまった。
あさりちゃん と学ぶ 地震への備え	〃 10分 DVD	幼児 小学生	〃	あさりちゃんと一緒に地震対策につ いて学ぶ。ストーリー形式で、地震 が発生した時の対処法を勉強する。

◎地震編資料2-16-1 震災に関する調査研究項目一覧 (1/6)

名古屋市防災会議

調査件名	調査概要	実施年度	備考
名古屋市地震対策基礎資料図及び同解説編	地震対策上必要な地質、危険物の状況等の諸条件・事項を図面に表した。	47	名城大学助教授 堀内孝英他に委託
地震時における液状化現象に関する調査	名古屋市の西南部から南部及び東南部の軟弱地盤地帯を対象に地震時における地盤の液状化について検討し、その結果を図面に表した。	48	名古屋大学教授 市原松平他に委託
地震時における名古屋地盤の振動特性に関する調査	名古屋におけるモデル地震の推定、名古屋地盤の地質構造モデルの設定、地震波による地盤振動性状の推定、常時微動計測による地盤卓越周期の調査をした。	48	京都大学教授 横尾義貫他に委託
名古屋市内地盤各層中のS波速度測定調査報告(第1報～第5報)	地震動による直接の災害は地盤と構造物の振動特性と破壊条件の如何によると考えられ、これに最も関与するのが地震S波である。地震時の震害を予想するための情報として、市内地盤各層中の地震S波の速度を測定した。	48～52	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田波事他に委託
名古屋の大震災時における避難計画に関する調査—予備的研究—	大地震火災時における避難計画について、基礎的報告の前段階としての予備的な研究を行った。	48	名古屋工業大学教授 渡辺新三に委託
震災時における避難行動についての心理学的研究(その1～その3)	人及び動物による実験を通して特殊事態での個人及び集団の行動特性、危急脱出行動について考察し(その1～その3)、これらから危急時における避難行動に適した環境のあり方と具体的な場所における安全性の評価及びそれらの場所での避難時の安全誘導情報のあり方について考察した(その3)。	48～50	名古屋大学教授 内山道明他に委託
名古屋市における既往の地震とその災害	名古屋市域に影響を及ぼしたと考えられる地震の災害について集約し、特に濃尾地震、東南海地震については詳しく震害の分布、震度などを考察した。	48	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田波事に委託
地震時における名古屋市域の木造構造物の被害予想に関する調査研究	木造構造物の力学特性を既往の実験結果等を参照してモデル化し、地震特性、地盤条件を考慮した木造構造物の地震動災害の推定をした。	49	京都大学教授 横尾義貫他に委託

◎地震編資料2-16-1 震災に関する調査研究項目一覧 (2/6)

調査件名	調査概要	実施年度	備考
伊勢湾における津波の特性	伊勢湾における津波の記録から、その特性や挙動の実態を明らかにし、名古屋における津波の影響を考察した。	49	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田波事に委託
地震時における擁壁の崩壊と地盤の液状化の予想に関する調査	48年度に引き続いて庄内川沿いの沖積地盤地区を対象に地震時における液状化を検討し図面に表わすとともに、既存の擁壁の安定を計算し、地震時における崩壊の予測を行った。	49	名古屋大学教授 市原松平他に委託
避難適地に関する調査	名古屋市が指定した南部5区の広域避難場所が大震火災時の避難場所として適しているかどうかを調査した。	49	名古屋工業大学教授 渡辺新三に委託
名古屋市地震危険度図及び同資料(250mメッシュ・500mメッシュ)	地震災害の危険要因となる沖積層、人口密度、危険物の分布などの項目についてメッシュ図に表した。	49	
名古屋地盤の常時微動に関する調査	名古屋地盤の地震時の振動特性を把握するため、市内140か所で地盤の常時微動を調査した。	50	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田波事他に委託
地震時における道路被害の予測	既往の大地震による道路被害を調査分析した結果に基づいて道路の震害の一般的傾向を示唆した。	50	名古屋大学教授 市原松平他に委託
地震時における橋梁被害の予測	既往の大地震による橋梁構造物の被害状況から、被害の種類、被害の発生メカニズムを分類し、また、既設橋梁構造物の地震による被害判定について検討した。	50	名古屋大学教授 福本考士他に委託
情報連絡体制の確立に関する調査	地震発生時の情報連絡体制を総合的に再検討し、現状を対比し、今後調査を要する事項を整理した。	50	名古屋大学教授 駒井又二に委託
避難適地に関する調査(増補版)	広域避難場所の安全性に関する一般的検討を行い、これに基づいて名古屋市が指定した広域避難場所が大震火災時に避難場所として適しているかどうか検討した。	51	名古屋工業大学教授 渡辺新三他に委託
地震時の地盤・構造物被害推定に関する調査研究	48・49年度の調査報告に加えて、さらに推定の規模を細かくし、地震時における名古屋市域の地盤並びに木造構造物の被害推定をした。	51	京都大学教授 横尾義貫他に委託

◎地震編資料2-16-1 震災に関する調査研究項目一覧 (3/6)

調査件名	調査概要	実施年度	備考
地震火災の被害想定に関する調査の概要	地盤性状による倒壊危険度から木造家屋の倒壊率を算定し、倒壊数等から出火危険度を求め、地震火災の被害を想定した。	51	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事 名古屋工業大学教授 渡辺新三 名古屋大学教授 井関弘太郎 名古屋大学教授 杉山幸男に委託
地震時における名古屋港の繫船岸の被害想定に関する調査	名古屋港の繫船岸について、繫船岸の方向による分類をし、設計震度、地盤の良否を考慮して被害を想定した。	52	名古屋大学教授 市原松平他に委託
昭和19年12月7日東南海地震による被害住家の分布と地盤条件	昭和19年の東南海地震の被害地域の分布図を作成し、地盤条件との関係を検討した。	52	名古屋大学教授 井関弘太郎に委託
濃尾地震文献目録	濃尾地震に関する絵画、写真、日記、報告、単行本、新聞、研究論文、郷土史等の文献の目録を作成した。	52	(株)パスコに委託 名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事監修
名古屋地盤の地震波増幅度及び地震危険度	名古屋地盤の地震波（S波）を実測及び推計し、地震波増幅度及び卓越周期など地盤の挙動に関する情報量を求め、名古屋地盤の地震危険度を推定した。	53	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事他に委託
鉄筋コンクリート構造物の地震時被害予測のための調査研究	種々のレベルの地震動作用下における地盤条件の変化に伴う鉄筋コンクリート構造物の地震応答性状の影響を検討した。	53	名古屋大学助教授 多賀直恒に委託
既往の大地震による鉄筋コンクリート構造物の地震被害調査	既存の鉄筋コンクリート構造物の耐震安全性判定の一資料として、既往の大地震による鉄筋コンクリート建築物の被害例を系統的に検討、整理した。	53	同上
地震時における名古屋市の水道管の被害調査（その1～その3）	関東大地震による東京市の水道管の被害分析から定量的な被害予測のための1つのモデルを確立し、このモデルを用いて東海地震を想定した場合の名古屋市の水道管の被害予測をし、地震時の水道管の管体被害個数を推定し、被害の危険度分布を示した。	53～55	名古屋大学名誉教授 和歌山工業高等専門学校長 市原松平他に委託

◎地震編資料2-16-1 震災に関する調査研究項目一覧 (4/6)

調査件名	調査概要	実施年度	備考
名古屋市に大地震が来た場合の震度想定報告書	名古屋市に大地震が来襲した場合の市内各地域の震度について、過去の大地震及び駿河湾を震源とした地震を想定し、震度分布を1kmメッシュの図面で表した。	53	日本物理探鉱(株)に委託
名古屋地盤の概要及び名古屋地盤図	名古屋地盤の沖積層、洪積層の各層厚の分布、N値の分布、S波速度の分布等について調査し、図面に表した。	54	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事他に委託
避難適地に関する調査 (増補版Ⅱ)	指定済の広域避難場所のうち、周辺の状況変化により地震火災時の安全面積が減少したものの見直し及び新規の場所について調査をした。	55	名古屋工業大学名誉教授 名城大学教授 渡辺新三他に委託
避難誘導システムの開発に関する調査研究 (その1・その2)	大震火災時における住民の避難に関して、広域避難場所へ安全に誘導するための避難路の選定と避難の問題点をあげ、避難地に通ずる避難路のネットワーク策定を行った。	55 56	名古屋工業大学名誉教授 名城大学教授 渡辺新三他に委託
名古屋市における地域別被害想定に関する調査研究 (その1～その5)	大地震を想定し、(その1)木造・非木造建物の倒壊、焼失、建物倒壊による被害予測を、(その2)建物の倒壊、危険物等による出火危険などから出火予測を行い、その出火に伴う拡大延焼被害予測を、(その3)東部丘陵地における人工造成地盤の危険度被害予測を、(その4)河川流域等における地盤の液状化の予測などから、地震に伴う河川堤体の破壊などによる浸水被害の予測を、さらに(その5)その1からその4までの調査研究結果を総合して報告した。	55～58	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事他に委託

◎地震編資料2-16-1 震災に関する調査研究項目一覧 (5/6)

調査件名	調査概要	実施年度	備考
災害時における学区別避難路に関する調査研究	名古屋市に地震災害が発生した場合住民を学区単位で安全に避難させるための避難路及び一時避難場所、広域避難場所までの避難完了時間について検討した。	58	名古屋工業大学名誉教授 名城大学教授 渡辺新三他に委託
地震時における名古屋市の導水管の被害予測調査	東海地震を想定した名古屋市の水道導水管路に対する液状化と耐震性の検討をした。	58	名古屋大学名誉教授 和歌山工業高等専門学校長 市原松平他に委託
名古屋地下街防災対策調査	名古屋駅前地下街を対象に地下街が大規模な地震等の災害にみまわれた場合の防災対策を総合的に検討した。	59・60	(社)地域問題研究所に委託
警戒宣言発令後における住民の動向意識調査	東海地震に対する警戒宣言が発令された場合、住民がどのように行動するか、その意識と行動についてアンケート調査を実施し、不適応行動に対する調査、検討をした。	61	〃
防災カルテに関する基礎調査 (その1・その2)	各種の災害対策基礎調査を総合的に評価するため、モデル地区を対象に防災カルテ作成のための基礎調査を実施した。	62 63	〃
避難誘導のあり方の研究	地震火災が発生した場合に住民を安全に避難させるため、モデル地区を対象に避難誘導方法について調査研究した。	平成元	環境科学研究会に委託
地震時における液状化現象の予測に関する調査研究 (その1・その2)	大地震発生時の名古屋市域における地盤の液状化現象の発生予測をするための基礎調査を実施した。	平成2・3	名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事他に委託
広域避難場所に関する調査研究 (その1・その2)	指定済の広域避難場所の現状把握を行い、広域避難場所毎の診断カルテを作成し、問題点の把握と避難場所選定の基礎調査を実施した。	平成4・5	(株)パスコに委託 名古屋大学名誉教授 愛知工業大学教授 飯田汲事監修
広域避難場所の適地に関する調査報告書	広域避難場所に関する調査研究(平成4・5年)をもとに、新たな広域避難場所の最適地の選定と避難圏域の再設定を行うための調査、検討をした。	平成6	中日本建設コンサルタント(株)に委託 名古屋大学名誉教授 飯田汲事監修

◎地震編資料2-16-1 震災に関する調査研究項目一覧 (6/6)

調査件名	調査概要	実施年度	備考
名古屋市地震被害想定調査	阪神・淡路大震災を教訓として実施した名古屋市地域防災計画の改定に伴い計画策定に必要な基礎資料の提供を目的として実施した。	平成7・8	名古屋市防災会議地震対策専門委員会 (委員長 吉田名工大教授) 中日本建設コンサルタント(株)委託
天白河口断層に関する調査	地震防災に関する基礎調査を得るため活断層としてその存在が推定され、詳細が明らかになっていない「天白河口断層」について調査した。	平成8～10	名古屋市断層調査委員会 (委員長 青木名大名誉教授) 国際航業(株)に委託
コミュニティ防災カルテに関する調査	各種防災関係情報を一元化し、市民に情報提供するとともに地域の危険度を評価する「防災カルテ」作成のためのシステムづくりについて調査・研究した。	平成9・10	中日本建設コンサルタント(株)委託
名古屋駅前地区地下街地震被害想定調査	地域特性を考慮した地震防災対策の基礎資料とするため、名古屋駅前地区の地下街を対象として大規模地震時の被害想定について調査	平成11・12	名古屋駅前地区地下街地震被害想定調査委員会 (委員長 西名大教授) (株)三菱総合研究所に委託
広域避難場所等の見直し調査	人口データなど社会条件の変化に伴い、平成7年度に指定した広域避難場所を見直す調査を実施した。	平成14	中日本建設コンサルタント(株)に委託
東海地震における警戒宣言発令時の住民行動調査	東海地震の警戒宣言発令時における市民の生活必需品の購買行動を調査し、地震防災強化計画策定の基礎資料とした。	平成14	中日本建設コンサルタント(株)に委託
東海地震等震度分布予測調査	市民の防災意識を高めるため、地震ハザードを作成する基礎資料として東海地震等の震度分布、液状化危険度の予測調査を行った。	平成15	応用地質(株)に委託

◎地震編資料 3-3-1 地震・津波に関する情報等 (1/5)

1 津波警報・津波注意報・津波情報

気象庁本庁は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予報される津波の規模、範囲について津波警報・注意報を発表する。また、予想される津波の到着時刻や高さ、実際に観測された津波の到着時刻や高さ等を津波情報として発表する。

名古屋地方気象台は、愛知県が属する津波予報区に対して津波警報・注意報が発表された場合に、津波予報及び津波情報を伝達する。

津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、又は10m以上
	津波 予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

津波予報

種類	発表基準	解説
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配はありません。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要はありません。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。

注)1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注)2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

◎地震編資料 3-3-1 地震・津波に関する情報等 (2/5)

2 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、以下の通りである。

愛知県が属する津波予報区

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村 (三重県の市町村は省略)



愛知県及び周辺の県が属する津波予報区

◎地震編資料3-3-1 地震・津波に関する情報等^(3/5)

3 地震情報

名古屋地方気象台が伝達・発表する地震情報等は以下のとおりである。

地震に関する情報の種類

種類	内 容 等
緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報です。
震度速報	地震発生後1分半後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表（愛知県は総務省消防庁からも全国瞬時警報システム（J-ALERT）により受信）
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、愛知県及び隣接県（静岡・長野・岐阜・三重の各県）内の観測点の震度を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地震回数に関する情報（以下に示す地域で地震が多発した時に、震度1以上を観測した地震の回数を発表） 「長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖」 ・この他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

◎地震編資料3-3-1 地震・津波に関する情報等^(4/5)

4 津波予報の例

(1) 発表

津波予報
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁地震火山部

津波予報をお知らせします

***** 津波予報の本文 *****
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです
<大津波>
*静岡県
<津波>
愛知県外海、三重県南部
これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです
<津波注意>
伊勢・三河湾、相模湾・三浦半島

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます
静岡県

***** 津波予報の解説 *****
<大津波>
高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください
<津波>
高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください
<津波注意>
高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

(2) 部分解除

津波予報
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁地震火山部

津波予報の一部解除をお知らせします

***** 津波予報の本文 *****
津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです
伊勢・三河湾、相模湾・三浦半島
これらの沿岸では、今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

***** 津波予報の発表状況 *****
現在津波予報を発表している沿岸は次のとおりです
<大津波>
静岡県
<津波>
愛知県外海、三重県南部
これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが被害の心配はありません

***** 津波予報の解説 *****
<大津波>
高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください
<津波>
高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください
<津波注意>
高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

◎地震編資料3-3-1 地震・津波に関する情報等^(5/5)

(3) 全面解除

津波予報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁地震火山部

津波予報の解除をお知らせします

***** 津波予報の本文 *****

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです

静岡県、愛知県外海、三重県南部

これらの沿岸では、今後もしばらく海面変動が続くと思われま

***** 津波予報の発表状況 *****

津波予報を全て解除しました

地震編参考

◎地震編参考1 名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱

(設置)

第1条 地震災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例(昭和38年3月22日条例第25号)第8条の規程に基づき、名古屋市防災会議に地震災害対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 地震災害の想定に関する事項
- (2) 地震災害の予防に関する事項
- (3) 地震災害の応急対策に関する事項
- (4) その他地震災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、会長が指名する委員および専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第5条 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局(消防局防災部防災室)が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年6月27日から施行する。

附 則 (昭和51年6月30日)

この要綱は、昭和51年6月30日から施行する。

附 則 (昭和61年7月25日)

この要綱は、昭和61年7月25日から施行する。

◎地震編参考2 名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱第6条の規定に基づき、名古屋市防災会議地震災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第3条 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第5項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

第4条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第5条 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 部会審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和50年6月27日から施行する。

○ 名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員

(順不同、敬称略)

委 員		
中部経済産業局長	陸 上 自 衛 隊	名古屋市 緑政土木局長
中部近畿産業保安監督部長	第 35 普通科連隊長	同 教 育 長
中部運輸局長	名古屋市 副市長	同 消 防 長
名古屋地方気象台長	名古屋市 会計管理者	同 上下水道局長
名古屋海上保安部長	同 市長室長	同 交 通 局 長
東海総合通信局長	同 総務局長	名古屋港管理組合副管理者
中部地方整備局長	同 財政局長	西日本電信電話(株)
愛知県県民生活部防災局長	同 市民経済局長	名古屋支店長
愛知県警察本部	同 環境局長	中部電力(株)名古屋支店長
名古屋市警察部長	同 健康福祉局長	東邦ガス(株)供給管理部長
	同 住宅都市局長	

◎地震編参考3 気象庁震度階級

気象庁震度階級表

震度階級	計 測 震 度	震度階級	計 測 震 度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 以上 5.0 未満
1	0.5 以上 1.5 未満	5 強	5.0 以上 5.5 未満
2	1.5 以上 2.5 未満	6 弱	5.5 以上 6.0 未満
3	2.5 以上 3.5 未満	6 強	6.0 以上 6.5 未満
4	3.5 以上 4.5 未満	7	6.5 以上

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

◎地震編参考4 名古屋地方気象台において震度1以上を観測した地震回数（平成11年～平成22年）

（名古屋地方気象台）

	月別回数												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成 11年	1	0	3	0	1	0	0	2	0	0	2	1	10
12年	0	0	2	0	0	2	5	0	0	2	0	0	11
13年	2	1	1	1	0	4	1	1	2	0	0	0	13
14年	0	0	0	2	2	0	1	2	2	0	0	0	9
15年	1	1	1	0	2	0	1	0	0	1	1	1	9
16年	1	0	1	0	0	0	1	0	6	5	1	0	15
17年	2	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	2	9
18年	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	2	8
19年	1	0	1	2	0	0	2	1	0	0	0	1	8
20年	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	6
21年	0	2	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	6
22年	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	6

	震度別回数（名古屋地方気象台）										計
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7		
平成 11年	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	10
12年	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	11
13年	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	13
14年	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
15年	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
16年	7	6	2	0	0	0	0	0	0	0	15
17年	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	9
18年	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
19年	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	8
20年	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
21年	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	6
22年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6

◎地震編参考5 名古屋市内で震度4以上を観測した地震（昭和元年～平成22年）

（名古屋地方気象台）

年月日	時分	震度	震央地名	緯度	経度	マグニチュード	備考
昭和 2 3 7	18 27	4	京都府北部	35°32'N	135°09' E	7.3	北丹後地震
昭和 2 3 7	18 44	4	京都府沖	35°39'N	135°17' E	6.3	
昭和 5 11 26	04 03	4	静岡県伊豆地方	35°05'N	139°03' E	7.3	北伊豆地震
昭和 19 12 7	13 35	5	三重県南東沖	33°48'N	136°37' E	7.9	東南海地震
昭和 20 1 13	03 38	4	三河湾	34°41'N	137°04' E	6.8	三河地震
昭和 20 1 13	03 40	4	—	—	—	—	
昭和 21 12 21	04 19	4	和歌山県南方沖	33°02'N	135°37' E	8.0	南海地震
昭和 23 6 28	16 13	4	福井県嶺北	36°10'N	136°12' E	7.1	福井地震
昭和 27 7 18	01 09	4	奈良県地方	34°27'N	135°47' E	6.8	吉野地震
昭和 36 8 19	14 33	4	石川県加賀地方	36°01'N	136°46' E	7.0	北美濃地震
昭和 38 3 27	06 34	4	若狭湾	35°47'N	135°46' E	6.9	越前岬沖地震
昭和 44 9 9	14 15	4	岐阜県美濃中西部	35°47'N	137°04' E	6.6	
昭和 46 1 5	06 08	4	遠州灘	34°26'N	137°10' E	6.1	
昭和 58 3 16	02 27	4	静岡県西部	34°47'N	137°37' E	5.7	
平成 9 3 16	14 51	4	愛知県東部	34°55'N	137°32' E	5.8	
平成 16 9 5	19 07	4	三重県南東沖	33°02'N	136°48' E	7.1	
平成 16 9 5	23 57	4	三重県南東沖	33°09'N	137°09' E	7.4	
平成 17 1 9	18 59	4	愛知県西部	35°19'N	136°51' E	4.7	
平成 17 12 24	11 01	4	愛知県西部	35°14'N	136°50' E	4.8	

（注1）平成9年11月9日までの震度は名古屋地方気象台におけるもの、平成9年11月10日以降の震度は名古屋市内にある複数の観測点のなかで震度が最も大きかった観測点のものである。

（注2）震源要素は次の資料によった。ただし震央地名は、現在、地震情報等で用いられているものに統一した。

昭和35年以前：地震月報別冊第6号、昭和35年1月～平成9年9月：地震月報各号

平成9年10月～平成16年：地震・火山月報（カタログ編）各号

平成17年：地震・火山月報（防災編）平成17年12月号

（注3）備考欄には地震名を示した。

◎地震編参考6 明治以降、わが国で100人以上の死者・行方不明者が出た地震・津波

(名古屋地方気象台)

発生年月日	マグニチュード	地震名	死者・行方不明者	津波の有無
明治5(1872)年3月14日	7.1	浜田地震	死者 555	
明治24(1891)年10月28日	8.0	濃尾地震	死者 7,273	
明治27(1894)年10月22日	7.0	庄内地震	死者 726	
明治29(1896)年6月15日	8.5	明治三陸地震	死者 約22,000	有
明治29(1896)年8月31日	7.2	陸羽地震	死者 209	
大正12(1923)年9月1日	7.9	関東地震 (関東大震災)	死者 99,331 行方不明 43,476	有
大正14(1925)年5月23日	6.8	北但馬地震	死者 428	
昭和2(1927)年3月7日	7.3	北丹後地震	死者 2,925	有
昭和5(1930)年11月26日	7.3	北伊豆地震	死者 272	
昭和8(1933)年3月3日	8.1	昭和三陸地震	死者 1,522 行方不明 1,542	有
昭和18(1943)年9月10日	7.2	鳥取地震	死者 1,083	
昭和19(1944)年12月7日	7.9	東南海地震	死者 998	有
昭和20(1945)年1月13日	6.8	三河地震	死者 1,961	有
昭和21(1946)年12月21日	8.0	南海地震	死者 1,330 行方不明 113	有
昭和23(1948)年6月28日	7.1	福井地震	死者 3,769	
昭和35(1960)年5月23日	9.5*	チリ地震津波	死者 122 行方不明 20	有
昭和58(1983)年5月26日	7.7	昭和58年(1983年)日本海中部地震	死者 104	有
平成5(1993)年7月12日	7.8	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	死者 202 行方不明 29	有
平成7(1995)年1月17日	7.3	平成7年(1995年)兵庫県南部地震	死者 6,433 行方不明 3	有

(注) 気象庁では昭和35年(1960年)のチリ地震津波から顕著な地震、津波、火山噴火に名称をつけている。

* チリ地震のマグニチュードはモーメントマグニチュードである。

「気象業務はいま 2007 (気象庁)」による。

◎地震編参考 7 平成7年から22年に日本付近で発生した主な地震とその被害

(名古屋地方気象台)

地震発生年月日 地震名	マグニ チュード	震央地名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波 有無
平成7年 1月 7日	7.2	岩手県沖	負傷者* 29	住家半壊 9棟	5	
1月 7日	5.4	茨城県南部	負傷者 1	なし	4	
1月 17日 「平成7年(1995年) 兵庫県南部地震」	7.3	淡路島	死者 6,432 不明 3 負傷者 43,792	住家全壊 104,906棟 住家半壊 144,274棟	7**	津波の高さ 34cm
4月 1日	5.5	新潟県下越地方	負傷者 82	住家全壊 55棟 住家半壊 181棟	4	
5月 23日	5.7	空知支庁中部	負傷者 4	住家被害 37件	5	
10月 18日	6.6	奄美大島近海	負傷者 1	住家一部破損 4棟 石垣くずれ等	5	遡上高 約3m (喜界島)
平成8年 3月 6日	5.3	富士五湖	負傷者 8	住家一部破損 86棟	5	
8月 11日	5.9	秋田県内陸南部	負傷者 16	住家半壊 28棟 一部破損 185棟	5	
9月 9日	5.7	種子島近海	負傷者 1	住家半壊 2棟 一部破損 12棟	4	津波の高さ 17cm
12月 21日	5.4	茨城県南部	負傷者 1	住家一部破損 82棟	5弱	
平成9年 3月 3日	5.3	伊豆半島東方沖	負傷者 3	住家一部破損 65棟	5弱	
3月 16日	5.8	愛知県東部	負傷者 4	住家一部破損 2棟	5強	
3月 26日	6.5	鹿児島県薩摩地方	負傷者 37	住家全壊 4棟 住家半壊 34棟	5強	
5月 13日	6.3	鹿児島県薩摩地方	負傷者 74	住家全壊 4棟 住家半壊 31棟	6弱	
6月 25日	6.6	山口県北部	負傷者 2	住家全壊 1棟 住家半壊 2棟	5強	
平成10年 2月 21日	5.0	新潟県中越地方	負傷者 1	なし	4	
4月 22日	5.4	三重県北部	負傷者 2	住家一部破損 5棟等	4	
9月 3日	6.1	岩手県内陸北部	負傷者 9	道路被害等	6弱	
9月 15日	5.0	宮城県中部	負傷者 1	住家一部破損 20棟等	4	
11月 8日	4.5	東京湾	負傷者 1	なし	4	
平成11年 3月 26日	4.9	茨城県北部	負傷者 1	なし	4	
5月 13日	6.4	釧路支庁中南部	負傷者 2	非住家一部破損 1棟	4	
7月 16日	4.4	広島県南東部	負傷者 1	なし	4	
9月 13日	4.9	千葉県北西部	負傷者 2	なし	4	
平成12年 1月 28日	7.0	根室半島南東沖	負傷者 2	なし	4	

地震発生年月日 地震名	マグニ チュード	震央地名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波 有無
6月3日	6.1	千葉県東方沖	負傷者 1	住家一部破損 30棟等	5弱	
6月7日	6.1	石川県西方沖	負傷者 3	住家一部破損 1棟等	5弱	
6月8日	4.8	熊本県熊本地方	負傷者 1	住家一部破損 5棟等	5弱	
7月1日	6.4	新島・神津島近海	死者 1	住家一部破損 15棟 道路被害 23箇所等	6弱	津波の高さ 7cm
7月15日	6.3	新島・神津島近海	負傷者 14	崖崩れ、道路被害 住家半壊 7棟等	6弱	津波の高さ 7cm
7月30日	6.5	三宅島近海	負傷者 1	住家一部破損 1棟 崖崩れ等	6弱	津波の高さ 14cm
10月6日 「平成12年(2000年) 鳥取県西部地震」	7.3	鳥取県西部	負傷者 182	住家全壊 434棟 住家半壊 3094棟等	6強	
10月31日	5.5	三重県中部	負傷者 6	住宅一部破損 2棟等	5弱	
平成13年1月4日	5.1	新潟県中越地方	負傷者 2	住宅半壊 607棟等	5弱	
3月24日 「平成13年(2001年) 芸予地震」	6.7	安芸灘	死者 2 負傷者 287	住家全壊 69棟 住家半壊 749棟等	6弱	
4月3日	5.1	静岡県中部	負傷者 8	住宅一部破損 80棟等	5強	
8月14日	6.2	青森県東方沖	負傷者 1	なし	4	
8月25日	5.1	京都府南部	負傷者 1	住宅一部破損 1棟	4	
平成14年2月12日	5.5	茨城県沖	負傷者 1	文教施設被害 12棟	5弱	
3月25日	4.7	安芸灘	負傷者 1	なし	4	
6月14日	4.9	茨城県南部	負傷者 1	ブロック塀被害 4箇所	4	
10月14日	5.9	青森県東方沖	負傷者 2	なし	5弱	
11月3日	6.1	宮城県沖	負傷者 1	なし	5弱	
11月17日	4.5	石川県加賀地方	負傷者 1	住宅一部破損 2棟等	4	
平成15年5月12日	5.3	茨城県南部	負傷者 3	なし	4	
7月26日	6.4	宮城県北部	負傷者 677	住家全壊 1,247棟 住家半壊 3,698棟	6強	
9月20日	5.8	千葉県南部	負傷者 8	なし	4	

地震発生年月日 地震名	マグニ チュード	震央地名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波 有無
9月26日 「平成15年(2003年) 十勝沖地震」	8.0	十勝沖地震	不明 負傷者 2 849	住家全壊 104棟 住家半壊 345棟	6弱	津波の高さ 103cm
10月15日	5.1	千葉県北西部	負傷者 4	なし	4	
11月15日	5.8	茨城県沖	負傷者 1	なし	4	
平成16年4月4日	5.8	茨城県沖	負傷者 1	なし	4	
7月17日	5.5	千葉県南東沖	負傷者 1	なし	4	
9月5日	7.1	三重県南東沖	負傷者 6	なし	5弱	津波の高さ 63cm
9月5日	7.4	三重県南東沖	負傷者 36	なし	5弱	津波の高さ 93cm
10月6日	5.7	茨城県南部	負傷者 4	水道管破裂等	5弱	
10月23日 「平成16年(2004年) 新潟県中越地震」	6.8	新潟県中越地方	死者 68 負傷者 4,805	住家全壊 3,175棟 住家半壊 13,810棟 住家一部破損 105,573棟	7	
11月29日	7.1	釧路沖	傷病者 51	住家一部破損 3棟	5強	津波の高さ 13cm
12月6日	6.9	釧路沖	傷病者 12	校舎等一部損壊 8校等	5強	
12月14日	6.1	留萌支庁南部	負傷者 8	住家一部破損 2棟	5強	
平成17年1月9日	4.7	愛知県西部	負傷者 1	校舎窓ガラス破損 6校	4	
1月18日	4.7	新潟県中越地方	負傷者 1	なし	4	
1月18日	6.4	釧路沖	負傷者 1	校舎等一部破損 3校	5強	
2月16日	5.3	茨城県南部	負傷者 26	ブロック塀倒壊 1件	5弱	
3月20日	7.0	福岡県西方沖	死者 1 負傷者 1,087	住家全壊 133棟 住家半壊 244棟	6弱	
3月22日	5.4	福岡県西方沖	負傷者 1	なし	4	
4月11日	6.1	千葉県北東部	負傷者 1	窓ガラス破損 1棟	5強	
4月20日	5.8	福岡県西方沖	負傷者 58	住家一部破損 279棟	5強	
4月23日	4.1	長野県北部	負傷者 1	窓ガラス破損 3棟	4	
5月2日	5.0	福岡県西方沖	負傷者 1	なし	4	
6月3日	4.8	熊本県天草芦北 地方	負傷者 2	なし	5弱	
6月20日	5.6	千葉県北東部	負傷者 1	なし	4	

地震発生年月日 地震名	マグニ チュード	震央地名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波 有無
6月20日	5.0	新潟県中越地方	負傷者 1	住家一部破損 5棟	5弱	
7月23日	6.0	千葉県北西部	負傷者 39	住家一部破損 12棟	5強	
7月28日	5.0	茨城県南部	負傷者 1	ガラス破損 1件	4	
8月7日	4.7	千葉県北西部	負傷者 1	なし	4	
8月16日	7.2	宮城県沖	負傷者 100	住家全壊 1棟 住家一部破損 984棟	6弱	
8月21日	5.0	新潟県中越地方	負傷者 2	なし	5強	
10月16日	5.1	茨城県南部	負傷者 2	なし	4	
10月19日	6.3	茨城県沖	負傷者 2	なし	5弱	
12月17日	6.1	宮城県沖	負傷者 1	なし	4	
12月24日	4.8	愛知県西部	負傷者 1	なし	4	
平成18年4月21日	5.8	伊豆半島東方沖	負傷者 3	水道管漏水6棟	4	
4月22日	4.6	宮城県沖	負傷者 1	なし	4	
5月15日	4.5	和歌山県北部	負傷者 1	ブロック塀倒壊	4	
6月12日	6.2	大分県西部	負傷者 8	住家一部破損 5棟	5弱	
平成19年3月25日	6.9	能登半島沖	死者 1 負傷者 356	住家全壊 686棟 住家半壊 1,740棟 住家一部破損 26,958棟	6強	津波の高さ 22cm
4月15日	5.4	三重県中部	負傷者 13	住家一部破損 122棟	5強	
6月6日	4.9	大分県中部	負傷者 1	水道管漏水等 3戸	4	
7月16日	6.8	新潟県上中越沖	死者 15 負傷者 2,345	住家全壊 1,319棟 住家半壊 5,621棟 住家一部破損 35,070棟 火災 3件	6強	津波の高さ 約1m
8月16日	5.3	千葉県東方沖	負傷者 1		4	
8月18日	4.8	千葉県南部	負傷者 1		5弱	
10月1日	4.9	神奈川県西部	負傷者 2	住宅一部破損 5棟	5強	
平成20年3月8日	5.3	茨城県沖	負傷者 1		4	
5月8日	7.0	茨城県沖	負傷者 6		5弱	

地震発生年月日 地震名	マグニ チュード	震央地名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波 有無
平成 20 年 6 月 13 日	4.8	長野県南部	負傷者 1		4	
6 月 14 日	7.2	岩手県内陸南部	死者 13 行方不明 10 負傷者 451	住家全壊 30 棟 住家半壊 143 棟 住家一部破損 2,380 棟 火災 4 件	6 強	
7 月 24 日	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1 負傷者 211	住家全壊 1 棟 住家一部破損 379 棟 火災 2 件		
平成 21 年 8 月 11 日	6.5	駿河湾	死 者 1 負傷者 319	住家半壊 5 棟 住家一部破損 8,398 棟	6 弱	津波の高さ 36 cm
12 月 17 日	5.0	伊豆半島東方沖	負傷者 7	住家一部破損 278 棟	5 弱	
平成 22 年 2 月 27 日	6.9	沖縄本島近海	負傷者 2	住宅一部損壊 4 棟	5 弱	津波の高さ 13cm
3 月 14 日	6.7	福島県沖	負傷者 1	住宅一部破損 2 棟 堤防の法面一部崩落 1 箇所	5 弱	
5 月 1 日	4.9	新潟県中越地方	負傷者 1	なし	4	
7 月 4 日	5.2	岩手県内陸南部	負傷者 1	なし	4	

・人的被害があった地震を掲載した。

*：三陸はるか沖地震の余震であり、本震と分離可能な負傷者のみ記載した。

**：地震発生直後の現地被害状況調査による。

目 次

名古屋市地域防災計画資料

計画資料	1	市域を流下する一級河川	10
計画資料	2	市域を流下する二級河川	11
計画資料	3	市域を流下する準用河川	12
計画資料	4	その他の主な河川、水路、運河	14
計画資料	5	名古屋の気候表（平年値）	15
計画資料	6	名古屋の気候表（極値）	16
計画資料	7	東海地方に接近した台風の数	17
計画資料	8	主な風水害（伊勢湾台風以降）	18
計画資料	9	台風情報の解説	19
計画資料	10	災害の種類	20
	(1)	気象災害	20
	(2)	火災	22
	(3)	交通災害	22
	(4)	その他の災害	22
計画資料	11	改修河川一覧	24
計画資料	12	重要水防箇所	25
	(1)	国土交通省直轄区間	25
	(2)	県・市管理区間	40
計画資料	13	水防注意箇所（ため池）	42
計画資料	14	地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係	43
計画資料	15	急傾斜地崩壊危険区域	44
計画資料	16	がけ崩れ注意箇所	45
計画資料	17	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	52
計画資料	18	宅地造成工事規制区域図	57
計画資料	19	特別防火対象物等	58
	(1)	対象物一覧	58
	(2)	名古屋市内指定文化財	59
計画資料	20	高層建築物及び地下街	60
	(1)	高層建築物区別一覧表	60
	(2)	地下街	61
計画資料	21	危険物大量保有事業所	62

計画資料	21-2	毒物・劇物製造所	63
		(参考：毒物・劇物等の性状)	66
計画資料	22	高圧ガス大量保有事業所	74
計画資料	23	ガス施設	75
計画資料	24	放射性物質保有事業所	76
計画資料	25	自衛消防力状況表	81
計画資料	26	化学消火薬剤等の備蓄状況	82
計画資料	27	名古屋市地下街応急対策細目	83
計画資料	28	都市計画における地区の指定等	85
	(1)	区域区分	85
	(2)	用途地域	85
	(3)	街路計画	88
	(4)	土地区画整理事業	89
計画資料	29	避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	90
	(1)	避難地	90
	(2)	避難路	93
	(3)	避難施設周辺の不燃化	93
計画資料	30	建築物防災上の制限	96
	(1)	臨海部防災区域の指定	96
	(2)	臨海部防災区域内に建築する場合の制限	97
計画資料	31	雨量観測所	98
計画資料	32	水位観測所	99
計画資料	33	水防倉庫一覧	102
計画資料	34	水防倉庫器具資材一覧	104
計画資料	35	排水ポンプ所等	105
	(1)	ポンプ所一覧	105
	(2)	湛水防除施設の現況	116
	(3)	移動用応急排水ポンプ一覧（市保有）	116
	(4)	移動用応急排水ポンプ一覧（東海農政局・貸出）	116
計画資料	36	消防施設	117
	(1)	施設一覧	117
	(2)	消防庁舎の現況	118
計画資料	37	消防機械配置一覧	119
計画資料	38	消防水利状況	121
	(1)	一般水利の整備状況	121
	(2)	耐震火災対策施設の整備状況	122
計画資料	39	区別の消防団員及び主要消防機械	137
計画資料	40	有線機器一覧	138

	(1) 消防通信機器一覧表	138
	(2) 緊急通報受信手段及び指令系統図	140
	(3) 交通局有線通信機器回線表	141
計画資料	41 無線機器一覧	142
	(1) 総括表（測定機器を除く。）	142
	(2) 無線機器一覧表	143
計画資料	42 下水処理施設一覧表	147
計画資料	43 災害救助用物資の備蓄	149
	(1) 食品	149
	(2) 生活必需品	149
	(3) 応急救急用業務器材	149
計画資料	44 災害救助用物資の調達	150
	(1) 物資供給協定締結事業者	150
	(2) その他の業者（協力業者）	151
計画資料	45 医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧	154
計画資料	46 救出救急機械器具	155
	(1) 救出機械一覧	155
計画資料	47 救急病院・救急診療所	156
計画資料	47-2 透析医療機関（市内及び近隣市町村）	161
計画資料	48 災害医療活動拠点及び災害拠点病院	164
計画資料	49 愛知県内火葬場一覧表	167
計画資料	50 避難準備情報・避難勧告発令基準	168
計画資料	51 区別避難所施設数及び収容可能一覧	174
計画資料	52 区別広域避難場所一覧	175
計画資料	53 避難所施設一覧表（区別）	176
計画資料	53-2 福祉避難所施設一覧表	203
計画資料	54 広域避難場所一覧	205
計画資料	55 一時避難場所一覧	209
計画資料	56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表	212
計画資料	57 名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧	232
計画資料	58 無線通信系統図	234
	(1) 防災行政用無線	234
	(2) 消防無線	236
	(3) 上下水道局回線網	238
計画資料	59 気象・水象に関する予警報	239
計画資料	60 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する水門・閘門・防潮壁陸閘一覧	242
	(1) 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する水門・閘門	242
	(2) 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する防潮壁陸閘	242

計画資料	61	河川等の巡視箇所一覧表	244
計画資料	62	ため池の巡視箇所一覧表	245
計画資料	63	水防警報発表受報用紙	246
計画資料	64	洪水予報文	251
計画資料	64-2	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報発表文	259
計画資料	65	市保有の輸送車両等一覧表	260
計画資料	66	借上車両表	262
計画資料	67	借上舟艇一覧表	263
計画資料	68	水防上重要な水閘門箇所	264
計画資料	69	堤外民有地	269
計画資料	70	防潮壁陸閘の操作及び箇所	270
計画資料	71	潮位表	273
計画資料	72-1	区別同報無線設置状況	286
計画資料	72-2	区別サイレン設置状況	287
計画資料	73	区別広報車保有状況	288
計画資料	74	上水道施設一覧	289
計画資料	75	工業用水道施設一覧	292
計画資料	76	応急給水用資機材	293
計画資料	77	応急給水施設	294
	(1)	常設給水栓	294
	(2)	仮設給水栓	295
	(3)	地下式給水栓	300
計画資料	78	災害応急用井戸登録事業所名簿	308
計画資料	79	建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達	312
	(1)	市有の建設機械等	312
	(2)	借上の建設機械等	313
計画資料	80	防疫用資機材	314
計画資料	81	清掃用施設・設備（ごみ関係）	315
	(1)	ごみ処理施設	315
	(2)	ごみ運搬車両数等	315
計画資料	82	清掃用施設・設備（し尿関係）	320
	(1)	し尿処理施設	320
	(2)	し尿運搬車両数等	320
	(3)	仮設トイレ備蓄数	320
計画資料	83	道路現況一覧	321
計画資料	84	橋梁現況一覧	322
計画資料	85	貯木場	323
計画資料	86	ため池	324

計画資料	87	交通関係施設等	325
	(1)	施設の名称、位置、車両一覧	325
	(2)	応急復旧用資機材	325
計画資料	88	ヘリコプターの地積基準	326
計画資料	89-1	ヘリポート可能箇所一覧	328
計画資料	89-2	ヘリポート可能箇所一覧（建築物屋上）	330
計画資料	90-1	地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）	331
計画資料	90-2	災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）	334
計画資料図 1		名古屋港耐震岸壁位置図	341
計画資料図 2		名古屋市水道施設位置図	342
計画資料図 3		名古屋市工業用水道給水区域図	343
計画資料図 4		名古屋市域の主な電力系統図	344
計画資料図 5		主要導管網概要および天然ガス供給先	345

名古屋市地域防災計画参考

計画参考	1	名古屋市防災会議条例	346
計画参考	2	名古屋市防災会議運営要綱	348
		○名古屋市防災会議委員等一覧	349
計画参考	3	名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱	353
計画参考	4	名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領	354
		○名古屋市防災会議産業災害対策部会構成委員	355
計画参考	5	名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱	356
計画参考	6	名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領	357
		○名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員	358
計画参考	7	名古屋市災害対策本部条例	359
計画参考	8	名古屋市災害対策本部運営要綱	360
計画参考	9	名古屋市災害警戒本部運営要綱	363
計画参考	10	名古屋市地震災害警戒本部条例	365
計画参考	11	名古屋市地震災害警戒本部運営要綱	367
計画参考	12	名古屋市地震災害警戒準備本部の設置及び運営に関する要綱	375
計画参考	13	名古屋市地震対策連絡会議の設置及び運営に関する要綱	378
計画参考	14	名古屋市災害対策委員規則	380
計画参考	15	名古屋市災害救助地区本部規則	381
計画参考	16	名古屋市自主防災組織推進要綱	383
計画参考	17	自主防災組織結成状況	386
計画参考	18	愛知県災害救助法施行細則（抄）	387
計画参考	18-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）	389
計画参考	19	名古屋市消防訓練等災害救慰金規則	392
計画参考	20	愛知県内広域消防相互応援協定	393
計画参考	21	五都市消防相互応援協定	395
計画参考	22	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	397
計画参考	23	高速道路における消防相互応援協定区間	398
計画参考	24	名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定	407
計画参考	25	20大都市災害時相互応援に関する協定	409
計画参考	26	20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	413
計画参考	27	災害時等の応援に関する協定書	416
		○災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）	418
		○災害時等の応援に関する協定 実施要領（防災）	423
計画参考	28	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	427

計画参考	29	20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	430
計画参考	30	20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	435
計画参考	31	大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	438
計画参考	31-2	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	439
計画参考	32	水道災害相互応援に関する覚書	441
計画参考	33	18大都市水道局災害相互応援に関する覚書	445
		○18大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目	448
計画参考	33-2	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	458
		○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領	461
計画参考	33-3	災害発生時における給水タンクの使用に関する覚書	467
計画参考	34	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	469
		○東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	470
計画参考	35	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	473
計画参考	36	下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール	479
計画参考	37	災害時の放送に関する協定（その1）	486
		災害時の放送に関する協定（その2）	487
		災害時の放送に関する協定（その3）	488
		災害時の放送に関する協定（その4）	489
		災害時の放送に関する協定（その5）	490
		災害時の放送に関する協定（その6）	491
計画参考	38	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	492
計画参考	39	災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）	497
		災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）	499
		災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）	501
		災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）	502
		災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）	504
		災害時動物救護に関する協定書（市対市獣医師会）	506
計画参考	39-2	災害時安否確認の情報提供に関する協定書	509
計画参考	40	災害時における応急対策業務に関する協定（市対市建設業協会）	511
		災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定 （市対市建設業協会）	512
		災害時における応急対策業務に関する協定（市対県建設業協会）	518
		災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定 （市対県建設業協会）	519
		災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定	524
		災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に 関する細目協定	525
計画参考	41	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定	526

災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定

		実施細目……	528
計画参考	42	災害対策支援協力に関する覚書（市対東海郵政局）……	533
計画参考	43	大規模地震災害時における地域応援に関する協定（市対16事業所）……	535
計画参考	44	災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）……	538
計画参考	45	災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書 （市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会）……	539
計画参考	45-2	災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書 （社会福祉法人名古屋市（16区）社会福祉協議会）……	541
計画参考	45-3	災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書 （災害救護系ボランティア団体及びNPO）……	543
計画参考	45-4	災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定 （なごや災害ボランティア連絡会对社団法人名古屋建設業協会）……	546
計画参考	46	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書 （市対全国霊柩自動車協会）……	547
計画参考	46-2	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定……	549
計画参考	46-3	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定……	551
計画参考	46-4	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定……	553
計画参考	47	大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定……	556
計画参考	48	水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）……	558
計画参考	49	堀川口防潮水門操作要綱……	575
計画参考	50	名古屋市防災行政用無線管理運営規程（昭和60年6月15日 達第42号）……	578
計画参考	51	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領……	582
計画参考	52	防災関係機関及び連絡窓口……	590
計画参考	53	名古屋市地域防災計画担当……	594
	(1)	風水害等災害対策編担当割目次一覧表……	594
	(2)	地震災害対策編担当割目次一覧表……	606
	(3)	附属資料編担当割目次一覧表……	617

名古屋市産業災害対策計画資料

資料	1-1-1	対象地域の現況	625
		(1)自然状況	625
		(2)開発の経過	625
		(3)企業の進出状況（現況を含む）	626
資料	1-1-2	危険物施設の状況	627
資料	1-1-3	名古屋港における危険物積載船の運送状況調（平成21年・平成22年）	628
		(1)隻数	628
		(2)総トン数	628
資料	1-1-4	石油施設等の地震による被害想定	629
		(1)地震被害想定策定の基準	629
		(2)被害想定	629
資料	2-2-1	防災関係機関及び企業の連絡窓口	631
		(1)名古屋市	631
		(2)防災関係機関	631
		(3)企業	632
資料	2-2-2	化学消火剤等の備蓄状況	633
資料	2-2-3	企業の消防力	634

計 画 資 料

計画資料 1 市域を流下する一級河川

河川名	上流端	下流端	市内流路延長 (m)		主たる経過地	水系別
			左岸	右岸		
庄内川	恵那市	海	37,430	20,260	守山区、北区、西区、中川区、中川区、港区	庄内川区
矢田川	瀬戸市 (海上川の合流点)	庄内川への合流点	12,600	12,520	守山区、千種区、東区、北区、西区、名東区	〃
守山川	守山区菱池町	矢田川への合流点	2,736	2,736	守山区	〃
香流川	長久手市 (前熊川の合流点)	〃	4,300	5,100	守山区、名東区、千種区	〃
隅除川	左 守山区御膳洞 右 守山区弁天が丘	〃	1,895	1,895	守山区	〃
天神川	尾張旭市(平池)	〃	1,000	1,000	守山区	〃
新川	北区大野木町 (庄内川からの分派点)	海	17,700	14,500	北区、西区、中川区、港区	〃
水場川	北名古屋市	新川への合流点	1,760	1,760	西区	〃
合瀬川	犬山市	〃	440	0	北区	〃
大山川	小牧市 (狐洞川の合流点)	〃	730	447	北区	〃
新地藏川	春日井市 (地藏川からの分派点)	〃	3,400	3,400	北区	〃
堀川 (黒川を含む)	守山区大字瀬古 (庄内川からの分派点)	海	16,200	16,200	守山区、北区、西区、中区、中川区、中川区、熱田区、港区、南区	〃
新堀川	中区千代田一丁目 (堀留処理場)	堀川への合流点	5,950	5,950	中区、昭和区、熱田区、瑞穂区、南区	〃
八田川	小牧市	庄内川への合流点	0	1,050	北区	〃
長戸川	守山区大字下志段味	〃	1,235	1,235	守山区	〃
野添川	守山区大字上志段味	〃	1,847	1,847	守山区	〃

【風水害等災害対策編 第1章 第4節 本市の概況】

計画資料 2 市域を流下する二級河川

河川名	上流端	下流端	市内流路延長 (m)		主たる経過地	水系別
			左岸	右岸		
天白川	日進市	海	11,790	13,290	天白区、瑞穂区、南区、緑区	天白川
扇川	緑区藤塚二丁目（大池）	天白川への合流点	9,835	9,835	緑区	〃
大高川	緑区大高町字水主ヶ池（水主ヶ池）	扇川への合流点	2,880	2,880	緑区	〃
瀬木川	左 緑区大高町字銭瓶谷 右 〃 字下西峡	大高川への合流点	1,040	1,040	緑区	〃
手越川	緑区有松	扇川への合流点	1,985	1,985	緑区	〃
藤川	左 緑区古鳴海一丁目 右 天白区野並三丁目	天白川への合流点	565	565	天白区、緑区	〃
植田川	左 名東区猪高町大字高針 右 名東区神里二丁目	〃	4,790	4,790	名東区、天白区	〃
繁盛川	日進市	〃	2,050	0	天白区	〃
日光川	江南市	海	6,360	0	港区	日光川
戸田川	左 中川区富田町大字服部 右 中川区富田町大字戸田	日光川への合流点	7,150	7,150	中川区、港区	〃
福田川	稲沢市	〃	5,540	3,210	中川区、港区	〃
蟹江川	あま市	〃	250	0	港区	〃
山崎川	左 千種区東山通一丁目 右 〃 末盛通五丁目	海	12,446	12,446	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、港区	山崎川
鞍流瀬川	左 大府市 右 緑区有松町大字桶狭間	石ヶ瀬川への合流点	0	250	緑区	境川

【風水害等災害対策編 第1章 第4節 本市の概況】

計画資料 3 市域を流下する準用河川(1/2)

河川名	上流端	下流端	市内流路延長 (m)		主たる経過地	水系別
			左岸	右岸		
白沢川	守山区大字小幡 (見返ヶ池)	庄内川への 合流点	1,014	1,014	守山区	庄内川
長戸川	守山区大字下志段味 (海老蔓池)	一級河川区 域界まで	867	867	守山区	〃
大矢川	守山区大字上志段味 (石捨池)	庄内川への 合流点	1,143	1,143	守山区	〃
守山川	守山区大字小幡字中井	一級河川区 域界まで	666	666	守山区	〃
藤の木川	左 名東区朝日が丘 右 長久手市	香流川への 合流点	1,177	555	名東区	〃
森孝川	守山区大字森孝新田	〃	442	442	守山区	〃
隅除川	左 尾張旭市 右 守山区大字大森	一級河川区 域界まで	859	859	守山区	〃
久田良木川	左 北区楠町大字喜惣 治新田 右 北名古屋市	大山川への 合流点	140	0	北区	〃
境川	左 北区楠町 右 西春日井郡豊山町	新地藏川への 合流点	2,250	1,500	北区	〃
生棚川	左 北区楠町 右 春日井市	〃	2,850	2,600	北区	〃
千種台川	千種区田代町字瓶杓 (新池)	矢田川への 合流点	3,520	3,520	千種区	〃
大根川	天白区天白町大字島田 (大根池)	天白川への 合流点	679	679	天白区	天白川
忠兵衛川	天白区天白町大字平針 (細口池)	〃	1,872	1,872	天白区	〃
旭出川	緑区潮見が丘二丁目	扇川への合 流点	727	727	緑区	〃
細口川	左 緑区鳴海町字乗鞍 右 〃 字細口	〃	563	563	緑区	〃
神沢川	緑区鳴海町字神沢 (神沢池)	〃	1,200	1,200	緑区	〃

計画資料 3 市域を流下する準用河川(2/2)

河川名	上流端	下流端	市内流路延長 (m)		主たる経過地	水系別
			左岸	右岸		
瀬木川	左 緑区大高町字蛇池 下 右 " 字下西峡	二級河川区域界まで	183	183	緑区	天白川
藤川	緑区鳴海町字螺貝 (戸笠池)	"	2,283	2,283	緑区、天白区	"
前川	名東区猪高町大字高針 (牧野ヶ池)	植田川への合流点	1,055	1,055	名東区	"
植田川	左 名東区猪高町大字 上社 右 長久手市	二級河川区域界まで	4,343	3,919	名東区	"
水広下川	左 緑区鳴海町字大清水 右 " 字諸ノ木	扇川への合流点	985	985	緑区	"
東小川	港区南陽町大字茶屋新田	日光川への合流点	597	597	港区	日光川
戸田川	中川区富田町大字千音寺	二級河川区域界まで	1,944	1,944	中川区	"
五軒家川	昭和区隼人町 (隼人池)	山崎川への合流点	1,040	1,040	昭和区	山崎川
山崎川	千種区池上町 (猫ヶ洞池)	二級河川区域界まで	1,160	1,160	千種区	"
鞍流瀬川	緑区有松町大字桶狭間 (大池)	"	1,452	1,933	緑区	境川
東ノ川	緑区有松町大字桶狭間 (東ノ池)	鞍流瀬川への合流点	520	520	緑区	"

計画資料 4 その他の主な河川、水路、運河

河 川 名	市内流路延長(m)	主たる経過地	水系別
東山幹線排水路	643	千種区	庄内川
八 前 川	412	千種区	〃
天 神 下 川	667	千種区	〃
新 生 棚 川	1,170	北区	〃
深 沢 川	161	守山区	〃
白 鳥 川	560	守山区	〃
太 鼓 田 川	881	緑区	天白川
中 平 部 川	1,757	緑区	〃
手 越 川	1,022	緑区	〃
旭 出 川	1,306	緑区	〃
滝ノ水川	1,291	緑区	〃
郷 下 川	2,255	天白区	〃
地 蔵 川	790	天白区	〃
八 事 裏 川	2,019	天白区	〃
前 川	1,160	名東区	〃
服 部 川	1,231	中川区	日光川
鏡池排水路	951	千種区	山崎川
楠元排水路	1,864	千種区	〃
新池排水路	1,156	千種区	〃
橋本排水路	1,092	千種区	〃
鞍流瀬川支川	2,357	緑区	境川
大 江 川	2,220	南区	その他
荒 子 川	6,714	中川区、港区	〃
中川運河※	6,390	中川区、港区	〃

※ 名古屋港管理組合管理

計画資料 5 名古屋の気候表（平年値）

要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	統計期間	
気温	平均気温(℃)	4.3	4.7	8.2	14.1	18.5	22.3	26.0	27.3	23.4	17.6	11.9	6.7	15.4	1971～2000
	最高気温の平均(℃)	8.8	9.5	13.4	19.5	23.7	26.7	30.5	32.2	28.0	22.4	16.7	11.4	20.2	1971～2000
	最低気温の平均(℃)	0.5	0.6	3.7	9.2	14.0	18.7	22.6	23.8	20.0	13.5	7.6	2.6	11.4	1971～2000
降水量	合計(mm)	43.2	64.1	115.2	143.3	155.7	201.5	218.0	140.4	249.8	116.9	79.5	36.8	1564.6	1971～2000
	日降水量 0.0mm以上	16.1	14.5	15.9	15.4	15.3	18.5	19.0	16.0	17.8	15.0	13.6	14.6	191.9	1971～2000
	日降水量 0.5mm以上	6.5	7.4	9.6	11.3	10.9	13.2	13.1	9.2	12.3	9.4	7.2	6.2	116.4	1971～2000
	日降水量 1.0mm以上	5.2	6.3	8.8	10.4	9.8	11.9	12.2	8.0	11.2	8.6	6.2	5.0	103.6	1971～2000
	日降水量 10.0mm以上	1.7	2.4	4.5	5.2	5.4	6.1	5.9	4.1	5.5	3.9	2.3	1.3	48.3	1971～2000
	日降水量 30.0mm以上	0.1	0.3	0.8	1.2	1.5	2.0	2.3	1.5	2.2	1.0	0.8	0.0	13.7	1971～2000
	日降水量 50.0mm以上	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7	1.1	0.6	1.1	0.3	0.3	0.0	5.0	1971～2000
	日降水量 70.0mm以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.2	0.8	0.1	0.1	0.0	2.1	1971～2000
	日降水量 100.0mm以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.7	1971～2000
平均(m/s)	3.0	3.3	3.5	3.2	3.0	2.7	2.6	2.7	2.6	2.6	2.6	2.7	2.9	1975～2000	
風速	最多風向・頻度(%)	NNW23	NW24	NW24	NNW17	NNW13	SSE16	SSE17	SSE17	NNW17	NNW24	NNW25	NNW23	NNW18	1971～2000
	日最大風速10.0m/s以上	1.7	2.4	4.2	2.6	1.6	0.5	0.2	0.7	1.2	1.2	1.3	0.8	18.3	1975～2000
	日最大風速15.0m/s以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.5	1975～2000
	日最大風速20.0m/s以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1975～2000
現象	雷	0.1	0.2	0.4	0.7	0.9	1.6	4.5	4.1	3.0	0.5	0.4	0.2	16.5	1971～2000
	霧	0.8	0.8	1.7	1.2	1.1	0.7	0.6	0.1	0.7	1.2	0.9	0.9	10.6	1971～2000
	雪	6.2	6.1	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	2.4	17.0	1971～2000

注1： 空欄は当該現象なし。

注2： 雷日数は、雷電または雷鳴のあった日数である。ただし、弱い雷鳴のみの日数は除いてある。

注3： 霧日数は、霧が観測された日数である。ただし、霧とは、ごく小さな水滴が大気中に浮遊する現象で、水平視程が1,000メートル未満の場合をいう。

注4： 雪日数は、雪・しゅう雪・ふぶき・みぞれ・霧雪および細氷のうち一つ以上の現象があった日数で、現象の強度には関係しない。

雪の痕跡を観測した日数も雪日数に含める。凍雨・雪あられ・氷あられ・ひょうは含まない。

計画資料 6 名古屋の気候表 (極値)

資料提供：名古屋地方気象台

要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	統計期間
気温	日最高気温の高い値 (°C)	21.0	22.6	25.8	30.5	34.8	38.9	39.9	38.0	32.7	27.2	21.3	39.9	1891~2010
	年	1969	1962	1945	1922	1958	1946	1942	2010	1961	1923	2004	1942	
	起日	27	11	31	28	31	16	2	4	1	1	5	8	
気温	日最低気温の低い値 (°C)	-10.3	-9.5	-6.8	-2.1	2.8	14.0	14.4	9.5	1.5	-2.7	-7.2	-10.3	1891~2010
	年	1927	1895	1934	1941	1945	1908	1956	1916	1926	1891	1917	1927	
	起日	24	22	6	8	7	4	20	30	31	28	27	1	
降水量	日降水量 (mm)	55.5	101.0	95.8	104.6	100.0	176.2	202.0	428.0	166.7	116.5	76.5	428.0	1891~2010
	年	2003	1922	1903	1908	1907	1952	1971	2000	1899	1991	2006	2000	
	起日	27	16	15	23	30	17	11	30	11	7	26	9	
降水量	日最大1時間降水量 (mm)	17.5	20.0	25.4	44.0	30.9	92.0	84.0	97.0	67.0	39.0	19.5	97.0	1891~2010
	年	2002	1993	1903	1908	1922	1919	2008	2000	2009	2009	2004	2000	
	起日	21	21	31	23	23	18	29	11	8	11	5	9	
風速	日最大10分間降水量 (mm)	8.5	9.0	8.9	10.0	14.5	20.5	23.0	29.0	20.0	12.4	10.5	29.0	1937~2010
	年	2002	1979	1939	1976	1984	2009	1941	1988	2009	1946	1992	1988	
	起日	21	23	11	20	2	26	24	20	8	27	8	9	
風速	日最大風速 (m/s)	17.5	18.0	17.7	18.0	17.6	16.9	23.3	37.0	20.8	15.5	18.0	37.0	1891~2010
	同風向	NW	NW	NNW	S	WNW	SE	SSE	SSE	SSE	NW	WNW	SSE	
	年	1941	1955	1954	1923	1939	1923	1918	1962	1959	1955	1960	1949	
風速	日最大瞬間風速 (m/s)	27.8	26.3	25.6	25.9	26.1	28.5	38.8	45.7	36.4	26.4	27.7	45.7	1937~2010
	同風向	NW	NW	WNW	SSE	NNW	ESE	SSE	SSE	SSE	NW	S	SSE	
	年	1941	1941	1979	1962	1988	1972	1962	1959	1979	1982	2004	1959	
起日	20	22	31	3	13	15	26	26	26	1	24	5	9	26

計画資料 7 東海地方に接近した台風の数

資料提供：名古屋地方気象台

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	台風番号
1951	昭和26						3			1			4	6, 7, 8, 15
1952	27					1		1					2	2, 7
1953	28					1		2	1				4	2, 5, 6, 13
1954	29							2	2				4	5, 6, 14, 15
1955	30						2			3			5	9, 11, 23, 25, 26
1956	31							1	1				2	9, 15
1957	32							1	2				3	9, 10, 14
1958	33						1	1	2				4	11, 17, 21, 22
1959	34							2	1	2			5	6, 7, 15, 16, 18
1960	35							5					5	11, 12, 14, 16, 18
1961	36								1	1			2	18, 24
1962	37						1	3					4	7, 12, 13, 14
1963	38					2	1	1					4	2, 3, 6, 11
1964	39							1	1				2	14, 20
1965	40				1			1	3				5	6, 17, 23, 24, 26
1966	41					1		1	3	1			6	4, 14, 19, 24, 26, 28
1967	42							1		1			2	18, 34
1968	43						2	2					4	3, 4, 7, 10
1969	44							2		1			3	7, 9, 12
1970	45						1	2					3	2, 9, 12
1971	46						1	1	2				4	13, 23, 25, 29
1972	47						1	1	1	1			4	6, 13, 20, 22
1973	48						1						1	6
1974	49							1	2				3	14, 16, 18
1975	50							1		1			2	6, 13
1976	51												0	
1977	52							1	1				2	8, 11
1978	53							3	1				4	7, 8, 13, 18
1979	54								2	3			4	12, *16, 18, 20
1980	55				1					1			2	3, 19
1981	56					1		1		1			3	5, 15, 24
1982	57							1	1				2	10, 18
1983	58							2		1			3	5, 6, 13
1984	59												0	
1985	60					1	1	1	1				3	*6, 12, 14
1986	61						1	1	1				3	8, 10, 15
1987	62						1	1		1			3	7, 10, 19
1988	63							3		1			4	8, 11, 13, 24
1989	平成元							2	1				3	13, 17, 22
1990	2							2	2	1	1		6	10, 11, 19, 20, 21, 28
1991	3							1	4	1			6	14, 15, 17, 18, 19, 21
1992	4					1	1	2					3	*3, 9, 10
1993	5						1	1	2	1			5	4, 11, 13, 14, 20
1994	6								2				2	21, 26
1995	7								2				2	12, 14
1996	8						2	1	1				4	5, 6, 12, 17
1997	9					2	1		1				4	7, 8, 9, 19
1998	10								3	1			4	5, 7, 8, 10
1999	11								1				1	16
2000	12						1						1	3
30年平均 (1971-2000)														2.9
2001	13							1	2	1			4	11, 15, 17, 21
2002	14						2	1	1	1			5	6, 7, 13, 19, 21
2003	15				1			1	1				3	4, 10, 15
2004	16				1	2	1	3	1	2			10	4, 6, 10, 11, 15, 16, 18, 21, 22, 23
2005	17						1	1	1				3	7, 11, 17
2006	18							1					7	
2007	19						1		1	1			4	9, 20
2008	20							1	1				11	13
2009	21							2		2			9	11, 18, 20
2010	22							1	1	1			4	9, 14

(注1) *印は2つの月にまたがって接近した台風があることを示す。

(注2) 「東海地方に接近」とは、台風の中心が愛知・静岡・岐阜・三重の各県内の気象官署(気象台・測候所・特別地域気象観測所)のいずれかから300 km 以内に入ることをいう。【風水害等災害対策編 第1章 第4節 本市の概況】

計画資料 8 主な風水害（伊勢湾台風以降）

年月日 (名称)	現象	名古屋地方気象台における気象観測記録					被害の概要（名古屋市内）
		最大 風速 (m/s)	最大 瞬間 風速 (m/s)	総 降水量 (mm)	最大 1時間 降水量 (mm)	最大 10分間 降水量 (mm)	
昭和34. 9. 26 (伊勢湾台風)	大雨 強風 高潮	37.0 SSE	45.7 SSE	131.0	24.4	8.2	死者1,793、行方不明58 負傷者40,528 床上浸水34,883、床下浸水32,469 全壊6,166、半壊43,429 流出1,557
昭和36. 6. 23 ～29 (昭和36年梅雨前線豪雨)	大雨	10.5 SSE (27日)	14.0 SSE (27日)	397.5	20.0 (27日)	5.7 (27日)	床上浸水2,752、床下浸水53,387
昭和36. 9. 15 ～16 (第2室戸台風)	大雨 強風	28.7 SSE (16日)	42.0 SSE (16日)	93.3	26.3 (15日)	8.4 (15日)	死者1、負傷者47 床上浸水16、床下浸水561 全壊73、半壊211
昭和45. 7. 30	大雨	7.7 ENE	11.3 E	123.5	63.0	16.5	死者3、負傷者4 床上浸水4,452、床下浸水35,068 全壊2、半壊6
昭和46. 8. 30 ～31 (台風第23号)	大雨	10.0 E (30日)	19.5 ESE (31日)	321.5	34.5 (30日)	16.5 (30日)	床上浸水2,599、床下浸水25,813 全壊3、半壊9
昭和46. 9. 26 (台風第29号)	大雨	11.2 NNW	16.8 NNW	162.0	92.0	20.5	床上浸水3,291、床下浸水60,842 半壊3
昭和47. 9. 16 ～17 (台風第20号)	大雨 強風	26.3 SE (16日)	40.4 SE (16日)	71.0	10.5 (16日)	4.5 (16日)	死者1、負傷者9 床上浸水86、床下浸水480 全壊8、半壊80
昭和49. 7. 24 ～25	大雨	9.0 SE (25日)	14.1 SE (25日)	130.0	26.5 (25日)	8.0 (25日)	床上浸水2,884、床下浸水40,463 半壊1
昭和51. 9. 8 ～14 (台風第17号)	大雨 強風	10.2 SE (13日)	18.1 SE (13日)	422.5	44.0 (12日)	10.5 (12日)	床上浸水3,610、床下浸水62,959 半壊217
昭和54. 9. 24 ～25	大雨	6.0 SSE (24日)	9.5 SSE (24日)	105.5	56.0 (24日)	13.5 (24日)	床上浸水1,613、床下浸水30,290 道路損壊28、堤防損壊5 土砂流出34
昭和55. 8. 26 ～27	大雨	6.9 SSE (26日)	15.3 WNW (27日)	142.5	62.0 (26日)	21.0 (27日)	床上浸水413、床下浸水13,028 半壊1
昭和57. 8. 8	大雨	7.2 NNE	12.3 NNE	52.0	33.0	7.0	床上浸水398、床下浸水14,131
昭和58. 9. 28 (台風第10号)	大雨	9.5 N	17.2 S	166.0	72.5	19.5	死者4 床上浸水672、床下浸水15,291 道路損壊22、堤防損壊11
昭和62. 9. 25	大雨	8.8 NW	14.4 NNW	118.5	75.0	17.5	床上浸水127、床下浸水2,380
平成3. 9. 18 ～19 (台風第18号)	大雨	7.7 WNW (19日)	14.3 WNW (19日)	242.0	62.0 (19日)	14.5 (19日)	床上浸水1,955、床下浸水6,731 全壊1 道路損壊18、堤防損壊29
平成6. 9. 15 ～18	大雨	7.4 SE (17日)	16.7 SE (17日)	197.0	53.0 (17日)	15.0 (17日)	床上浸水105、床下浸水3,462 道路損壊9
平成10. 9. 21 ～22 (台風第7,8号)	大雨 強風	21.5 SSE (22日)	42.6 SSE (22日)	67.5	10.5 (21日)	4.5 (21日)	死者2、負傷者56 半壊4 床上浸水1
平成12. 9. 11 ～12 (台風第14号・前線)	大雨	6.9 N (12日)	12.2 S (11日)	566.5	97.0 (11日)	26.0 (11日)	死者4、負傷者47 床上浸水9,818、床下浸水21,852 全壊4、半壊98
平成16. 9. 5 ～6	大雨	6.0 S (6日)	12.3 SSE (6日)	137.0	52.5 (6日)	18.5 (6日)	床上浸水250、床下浸水1,584
平成20. 8. 28 ～29	大雨	7.0 NNW (28日)	10.7 NNW (28日)	202.0	84.0 (29日)	19.5 (29日)	半壊1 床上浸水1,175、床下浸水9,929
平成23. 9. 19 ～21	大雨	12.2 N	22.0 N	274.0	45.5	19.5	死者3、負傷者7 一部破損1、床上浸水17、床下浸水29

(注1) 名古屋市内の被害が判明している風水害のうち、死者1人以上、床上浸水30棟以上、全壊10棟以上のいずれかの被害が発生したものを掲載した。

(注2) 被害の概要は名古屋市発表、気象観測記録は名古屋地方気象台発表の数値である。

(注3) 総降水量は、期間内の日降水量の合計である。

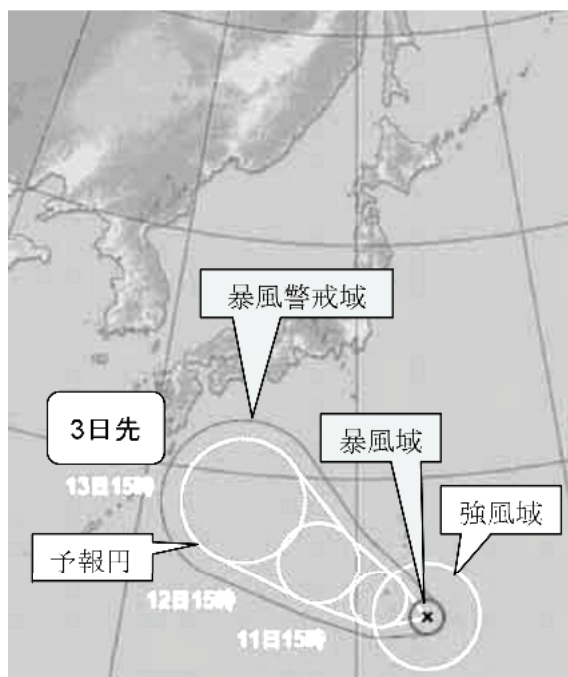
【風水害等災害対策編 第1章 第4節 本市の概況】

計画資料 9 台風情報の解説

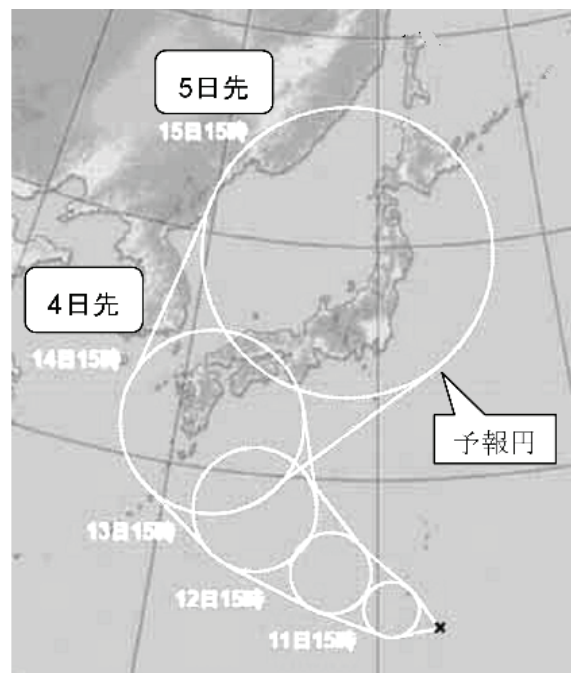
台風予報の表示例

台風予報は、3日先までの予報円、強風域、暴風域、暴風警戒域を表示します。
さらに4日および5日先の進路予報についても別途発表します。

3日先までの予報
(予報円、強風域、暴風域、暴風警戒域)



5日先までの進路予報 (予報円)



(参考)

強風域 台風の周辺で、平均風速が 15m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域。

暴風域 台風の周辺で、平均風速が 25m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域。

予報円 台風の中心が到達すると予想される範囲を円で示したもの。
風の中心が予報円に入る確率はおおよそ 70%。

暴風警戒域 台風の中心が予報円内に入ったときに、暴風域に入るおそれがある領域。

計画資料 10 災害の種類^(1/4)

(1) 気象災害

ア 風 害

風害には、台風・竜巻などを原因とする強風が建築物等を破壊したりする強風害のほか、海上から多量の塩分粒子を陸上に運び植物を枯らしたりする塩風害、非常に乾燥した風が吹き植物を枯らす乾風害などがあるが、ここでは強風害について述べる。

風が物体に与える力（風圧）は風速の2乗に比例するため、風が強くなると、その破壊力は急激に増加する。強風の原因となる主な現象には、台風、温帯低気圧、前線、竜巻などがある。

(ア) 台 風

戦後の日本における最大の風水害は昭和34年の伊勢湾台風によるもので、記録的な高潮（後述）と暴風が原因である。この時の名古屋における最大風速・最大瞬間風速は、平成13年末現在も観測開始以来第1位の記録である。東海地方に台風が接近するのは8月と9月が多い。強風害の原因として最も多いのが台風である。

台風の風は、台風の眼を中心に反時計回りに吹いている。台風の進行方向右側の風は移動による相対的な風が加わって強く、左側ではその逆の効果を受けて弱くなるのが通常である。つまり台風が北上しているという状況では、台風が愛知県の西側を通るときは南～南東の風が強くなり、台風が愛知県の東側を通るときは、西～北西の風が弱めになる。この西～北西の風は、陸上を渡ってくるために地形・地物の摩擦でさらに弱まり台風が西方を通過する場合の南～南東の風に比べてかなり弱い。名古屋で最大風速20m/s以上を観測した台風は、中心がごく近くを通った場合を除けば、すべて名古屋の西側を北上している。

近年で、風が特に強かった台風としては、平成10年9月22日に和歌山県北部に上陸し、富山市付近から日本海に抜けた台風第7号があげられる。この台風により名古屋では、最大風速は南南東21.5m/s、最大瞬間風速は南南東42.6m/sを観測した。

(イ) 温帯低気圧・前線

低気圧が日本海で急速に発達するような場合、発達した温帯低気圧が通過するような場合に風速が20m/sに達することがある。この強風は広域・長時間にわたって吹くことがある。また、活発な寒冷前線が通過する際には突風が発生することがある。

(ウ) 竜 巻

竜巻は、積雲または積乱雲の雲底から垂れ下がる漏斗状の雲を伴う激しい渦巻であり、局地的なスケールでは最も破壊的な気象現象である。風速は50～80m/sに達することもある。愛知県では7～9月の夏季に多く発生する。県内各地で発生しているが、東三河南部地方での発生が多くなっている。

近年では、平成11年9月24日に約2時間の間に県内で4個の竜巻が相次いで発生した。この内、豊橋市で発生した竜巻は消滅までに約19km移動し、負傷者400人以上、住家の全半壊300棟以上などの大きな被害が発生した。

イ 水 害

水害には、河川の流量が増大したり河川の水が堤防を越えあるいは堤防が決壊して河道外に氾濫する洪水害、大雨による地表水の増加に排水が追いつかず下水溝等があふれる浸水害、山地等の斜面が崩壊する山がけ崩れ害などがある。近年は、河川の改修等が進み洪水害が減少する一方で、舗装面の増加等により短時間強雨による浸水害が増加している。大雨の原因となる主な現象には、台風、停滞前線などがある。

(ア) 台 風

台風が日本のはるか南の海上にあっても、日本付近には暖かく湿った空気が南方から多量に流れ込むため、日本付近に前線があると活動が活発になり大雨を降らせることがある。台風が接近すると台風自身の雨雲により強い雨を降らせる。

台風が愛知県の西方を北上するときは、南よりの風になり、東三河北部などの山地では地形の影響で雨量が増加する。伊勢湾台風の例では、9月25～26日の総降水量は、三河湾沿岸地方で70～100mm、東三河地方では220～320mmとなっており、地域によって降水量に4倍以上の差があった。

平成12年9月11日から12日にかけての愛知県の記録的な大雨は、遠く離れた台風が日本付近の前線を活発化させた典型的な例である。台風第14号は沖縄県の南大東島付近を西に進んでいたが動きは遅く、暖かく湿った空気が長時間にわたり東海地方に流れ込んだ。このため本州付近にあった停滞前線は活動が非常に活発となった。11～12日の県内各地の総降水量は、名古屋566.5mm、東海589mmなど各地で300mmを超えた。11日の名古屋の日降水量は428.0mmで従来の極値240.1mm(1896年9月9日)を大きく更新した。日最大1時間降水量も名古屋で97.0mm、東海で114mm記録し、それぞれ従来の極値を更新した。

(イ) 停滞前線

愛知県での記録的な大雨は、台風を除くとほとんど梅雨前線や秋雨前線といった停滞前線によって起きている。停滞前線による雨は台風に伴う雨と異なり長時間にわたって降り続けるのが特徴である。

停滞前線による大雨は台風による大雨と同じ程度の頻度で発生し、「昭和36年梅雨前線豪雨」や「昭和47年7月豪雨」等では台風に劣らぬ被害が発生している。梅雨期は通常から河川の水位が高くなっていることがあるので、流域に大雨が降るとたちまち警戒水位を超えることがある。

(ウ) その他

夏季において北太平洋高気圧がやや後退し、寒冷前線が南下してくるような場合に前線上に発生する熱界雷は、局地的に豪雨を降らせることがある。

ウ 高潮害

高潮は、台風や低気圧圏内の強風によって海水が吹き寄せられることと、気圧低下によって海面が吸い上げられることによって海水面が異常に高くなる現象である。

計画資料 10 災害の種類^(3/4)

高潮は湾口が広くて深く、湾奥ほど狭まって浅くなっているような湾で発生しやすく、伊勢湾はこの条件を満たしている。台風が愛知県の西方を北上するとき風は南よりとなり、伊勢湾は海水の吹き寄せが湾奥に向かうため、吹き寄せ効果が最も大きくなる。三河湾は湾口が狭いが、南～南西風が強く吹くと北岸や東岸にはとくに顕著な高潮が現われる。

伊勢湾台風は日本における高潮の最高記録を作ったが、愛知県では過去にもこのような高潮にたびたび見舞われており、風害の項で述べたような大型台風はいずれも高潮を伴っている。近年では平成10年9月22日に台風第7号により、名古屋港で最大偏差+110cmを記録したが、幸い被害は発生しなかった。

(2) 火災

過去において第2次世界大戦及び濃尾大地震時の大火災等の特殊条件下の火災を除いては、特別記録に残るような大火災は発生していないが、名古屋臨海工業地帯を中心とした重化学工業の発展に伴って多くの危険物・高圧ガス・毒劇物等の施設が設置されており、これらの施設が地震等のため破壊された場合は、想像以上の大火災が発生することも予想される。

(3) 交通災害

列車、自動車の転覆、衝突、船舶の沈没、衝突及び航空機の不時着、墜落等による大規模な交通災害は、交通量の激増、交通施設の大型化、スピード化にともない、いったん発生するとその被害は甚大となる。

(4) その他の災害

前記以外の災害で、多数の人命、財産に影響を及ぼすものをいう。

計画資料 10 災害の種類(4/4)

【参考解説表】

雨の強さと降り方

(名古屋地方気象台)

1時間雨量(ミリ)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20~30	強い雨	どしゃ降り。				ワイパーを速くしても見づらい。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	傘をさしてもぬれる。		道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯での避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる。
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	傘は全く役に立たなくなる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転が危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。 マンホールから水が噴き出す。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。					雨による大規模な災害が発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要

- (注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。
 (注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。
 なお、この情報の発表基準は地域によって異なります(愛知県の場合は1時間に90mmを観測したときに発表)。
 (注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を利用される際は、以下の点にご注意下さい。
 (1) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。
 この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 (2) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

【参考解説表】

風の強さと吹き方

(名古屋地方気象台)

平均風速(m/秒)	おおよその時速	風圧(kg重/m ²)	予報用語	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	車に乗っていて	建造物の被害
10~15	~50km	~11.3	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩かにくくなる。傘がさせん。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。	道路の吹流しの角度、水平(10m/s)、高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける。	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める。
15~20	~70km	~20.0	強い風		風に向かって歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる。	高速道路では、横風に流される感覚が大きくなり、通常で運転するのが困難となる。	ビニールハウスが壊れ始める。
20~25	~90km	~31.3	非常に強い風(暴風)	高速道路の自動車	しっかりと身体を確保しないと転倒する。			鋼製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。
25~30	~110km	~45.0			立ってられない。屋外での行動が危険	樹木が根こそぎ倒れはじめる。	車の運転を続けるのは危険な状態となる。	ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外装材などが飛び始める。
30~	110km~	45.0~	猛烈な風	特急列車				屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる。

- (注1) 表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります。
 (注2) 風圧Pは風速Vの2乗に比例します。上表は箱型の建物の壁が受ける圧力を示しています。(P=0.05・V²: P風圧、V風速)
 (注3) 「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は、強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。
 なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。
 (注4) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
 (1) 風速は地形や周りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
 (2) 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 (3) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計画資料 11 改修河川一覧

本市域を流下する一、二級河川のうち、国及び愛知県が施工中の河川は、次のとおりである。

事業主体名	対象河川名
国土交通省	庄内川、矢田川（宮前橋より下流）
愛知県	新川・水場川・天白川・福田川

現在、市が改修事業を施工中の河川は、次のとおりである。

事業名	対象河川名
広域河川改修事業	堀川、山崎川、扇川、戸田川、長戸川、野添川
準用河川改修事業	生棚川、鞍流瀬川、長戸川、戸田川

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（1/17）

(1) 国土交通省管理区間

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。
位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば 7.8k+86m は 7,886m のことである。
S は昭和、H は平成の略。

庄内川水系（庄内川河川事務所）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
1	庄内川	左	4.2k +100m ~ 4.4k +150m	中川区下之一色町	250	A	堤防断面	断面不足(シート張り工)
2	庄内川	左	4.2k +100m ~ 4.6k +100m	中川区下之一色町	410	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
3	庄内川	左	5.4k +170m ~ 5.8k +120m	中川区中須町	330	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
4	庄内川	左	6.0k +180m ~ 6.2k +90m	中川区中須町	110	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
5	庄内川	左	6.4k +110m ~ 6.6k +130m	中川区富田町前田	250	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
6	庄内川	左	6.8k +40m ~ 7.0k	中川区富田町前田～中村区横井町	110	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
7	庄内川	左	6.8k +70m ~ 6.8k +100m	中川区富田町前田～中村区横井町	30	A	漏水	旧川・破堤跡、履歴有の未施工(月の輪工)
8	庄内川	左	8.4k +330m ~ 8.6k +20m	中村区岩塚町	90	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
9	庄内川	左	8.6k +50m ~ 8.8k +10m	中村区岩塚町	330	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
10	庄内川	左	9.4k +110m ~ 9.8k +40m	中村区岩塚町～稲葉地町	200	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
11	庄内川	左	10.4k +100m ~ 10.6k +100m	中村区稲葉地町	180	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
12	庄内川	左	10.8k -65m ~ 10.8k -45m	中村区稲葉地町	20	A	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工(月の輪工)
13	庄内川	左	13.8k +120m ~ 14.2k +20m	中村区枇杷島町	300	A	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工(月の輪工)
14	庄内川	左	14.4k +130m ~ 14.6k -60m	西区枇杷島町	10	A	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工(月の輪工)
15	庄内川	左	21.8k +110m ~ 21.8k +150m	守山区瀬古	80	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
16	庄内川	左	21.8k +200m ~ 22.4k +100m	守山区瀬古	530	A	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工(月の輪工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（2/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
17	庄内川	左	27.4k +50m ~ 27.6k +150m	守山区竜泉寺町	300	A	水衝洗堀	洗堀の未施工(木流し工)
18	庄内川	左	28.2k +80m ~ 29.0k +180m	守山区吉根	620	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
19	庄内川	左	31.4k -20m ~ 32.0k +100m	守山区下志段味	570	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
20	庄内川	左	31.4k -20m ~ 32.0k +100m	守山区下志段味	570	A	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
21	庄内川	左	32.6k +40m ~ 32.8k +40m	守山区下志段味～中志段味	280	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
22	庄内川	左	32.6k +150m ~ 32.8k +40m	守山区中志段味	100	A	堤防断面	断面不足(シート張り工)
23	庄内川	左	32.8k +150m ~ 33.2k +100m	守山区中志段味	370	A	堤防断面	断面不足(シート張り工)
24	庄内川	左	32.8k +150m ~ 33.4k +100m	守山区中志段味～上志段味	540	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
25	庄内川	左	33.4k +120m ~ 33.6k +160m	守山区上志段味	270	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
26	庄内川	左	33.8k +110m ~ 34.4k +100m	守山区上志段味	420	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
35	庄内川	右	4.2k +80m ~ 4.6k +100m	中川区下之一色町	420	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
36	庄内川	右	4.2k +120m ~ 4.4k +100m	中川区下之一色町	180	A	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工(月の輪工)
37	庄内川	右	4.4k +170m ~ 4.6k +100m	中川区下之一色町	130	A	堤防断面	断面不足(シート張り工)
38	庄内川	右	5.4k +160m ~ 6.2k +130m	中川区大当郎町～富田町前田	670	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
39	庄内川	右	6.4k +80m ~ 6.6k +130m	中川区富田町前田～伏屋	280	A	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
40	庄内川	右	6.4k +80m ~ 6.8k +140m	中川区富田町前田～伏屋	480	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
43	庄内川	右	16.2k +115m ~ 16.4k -75m	北区山田町中小田井	10	A	漏水	旧川・破堤跡、履歴有の未施工(月の輪工)
52	矢田川	右	6.4k +50m ~ 6.8k +100m	守山区町南	380	A	堤防断面	断面不足(シート張り工)
53	矢田川	右	6.4k +60m ~ 6.6k +100m	守山区町南	200	A	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（3/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
54	庄内川	左	-0.6k ~ -0.4 +100m	名古屋市港区野跡	110	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
55	庄内川	左	1.2k +100m ~ 1.6k	港区宝神町	300	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
56	庄内川	左	1.2k +100m ~ 1.8k +100m	港区宝神町～当知町	610	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
57	庄内川	左	1.6k ~ 2.0k -20m	港区宝神町～当知町	380	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
58	庄内川	左	2.0k +120m ~ 3.2k +120m	港区当知町	1,180	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
59	庄内川	左	3.4k +70m ~ 4.2k	港区当知町～中川区下之一色町	680	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
60	庄内川	左	4.2k ~ 4.2k +100m	中川区下之一色町	100	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
61	庄内川	左	4.4k +150m ~ 4.8k +100m	中川区下之一色町	350	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
62	庄内川	左	4.6k +100m ~ 4.8k +20m	中川区下之一色町	110	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
63	庄内川	左	4.8k +20m ~ 5.2k +150m	中川区下之一色町～中須町	530	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
64	庄内川	左	4.8k +70m ~ 5.2k +180m	中川区下之一色町～中須町	500	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
65	庄内川	左	4.8k +110m ~ 5.0k +120m	中川区下之一色町～中須町	210	B	水衝洗堀	洗堀の未施工(木流し工)
66	庄内川	左	5.2k +150m ~ 5.4k	中川区中須町	50	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
67	庄内川	左	5.8k +120m ~ 6.0k +180m	中川区中須町	240	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
68	庄内川	左	6.2k +90m ~ 6.4k +10m	中川区中須町	100	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
69	庄内川	左	6.4k +50m ~ 6.4k +110m	中川区富田町前田	90	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
70	庄内川	左	6.4k +110m ~ 6.6k +170m	中川区富田町前田	280	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
71	庄内川	左	6.6k +130m ~ 6.8k +40m	中川区富田町前田	120	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（4/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
72	庄内川	左	6.6k +190m ~ 7.0k +120m	中川区横井～ 中村区横井町	320	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
73	庄内川	左	7.0k ~ 7.2k +20m	中村区横井町	250	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
74	庄内川	左	7.2k +120m ~ 8.4k	中村区横井町	710	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
75	庄内川	左	8.4k ~ 8.4k +330m	中村区岩塚町	330	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
76	庄内川	左	8.4k +50m ~ 8.6k	中村区岩塚町	280	B	水衝洗堀	洗堀の未施工(木流し工)
77	庄内川	左	8.6k +20m ~ 8.6k +50m	中村区岩塚町	50	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
78	庄内川	左	8.8k +10m ~ 8.8k +120m	中村区岩塚町	140	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
79	庄内川	左	8.8k +120m ~ 9.2k +100m	中村区岩塚町 ～稲葉地町	370	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
80	庄内川	左	9.2k +100m ~ 9.4k +110m	中村区岩塚町 ～稲葉地町	240	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
81	庄内川	左	9.4k +110m ~ 9.8k +40m	中村区岩塚町 ～稲葉地町	200	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
82	庄内川	左	9.8k +40m ~ 10.2k +100m	中村区稲葉地町	400	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
83	庄内川	左	10.4k +100m ~ 11.0k +130m	中村区稲葉地町	650	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
84	庄内川	左	10.6k +140m ~ 11.8k +40m	中村区稲葉地町	1,100	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
85	庄内川	左	10.8k +100m ~ 11.6k +100m	中村区稲葉地町	1,000	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
86	庄内川	左	11.0k +160m ~ 11.4k +100m	中村区稲葉地町	340	B	堤防断面	暫定堤防(シート張り工)
87	庄内川	左	11.6k +100m ~ 13.6k	中村区稲葉地町～日比津町	1,760	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
88	庄内川	左	13.4k +100m ~ 13.6k +10m	中村区日比津町	200	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
89	庄内川	左	13.8k +40m ~ 13.8k +100m	中村区枇杷島町	60	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
90	庄内川	左	13.6k ~ 13.8k +100m	中村区日比津町	250	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（5/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
91	庄内川	左	13.8k ~ 14.0k +60m	中村区枇杷島町	260	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
92	庄内川	左	13.8k +100m ~ 13.8k +170m	中村区枇杷島町	70	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
93	庄内川	左	13.8k +170m ~ 14.0k +10m	中村区枇杷島町	50	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
94	庄内川	左	14.0k +10m ~ 14.0k +100m	中村区枇杷島町	90	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
95	庄内川	左	14.0k +100m ~ 14.6k +80m	中村区枇杷島町～西区枇杷島町	690	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
96	庄内川	左	14.4k +100m ~ 14.6k	西区枇杷島町	190	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
97	庄内川	左	14.6k +80m ~ 15.8k +40m	西区枇杷島町～堀越町	1,180	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
98	庄内川	左	14.6k +140m ~ 14.6k +190m	西区枇杷島町	50	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
99	庄内川	左	15.0k +100m ~ 15.2k +100m	西区堀越町	200	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
100	庄内川	左	15.8k +120m ~ 16.2k +100m	西区堀越町	340	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
101	庄内川	左	16.0k +100m ~ 16.2k +100m	西区堀越町	200	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
102	庄内川	左	16.2k +100m ~ 17.2k +170m	西区堀越町～名塚町	1,000	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
103	庄内川	左	16.6k +150m ~ 16.8k +50m	西区名塚町	100	B	漏水	旧川・破堤跡、履歴有の暫定施工(月の輪工)
104	庄内川	左	17.2k +170m ~ 17.4k +30m	西区名塚町	60	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
105	庄内川	左	17.2k +170m ~ 17.4k +30m	西区名塚町	60	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
106	庄内川	左	17.4k +180m ~ 17.6k +150m	西区稻生町	160	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
107	庄内川	左	17.4k +180 ~ 18.0k	西区稻生町～福德町	350	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
108	庄内川	左	17.6k +60m ~ 18.0k	西区稻生町～福德町	280	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
109	庄内川	左	17.6k +150m ~ 18.0k	西区福德町	200	B	堤防高	河積不足(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（6/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
110	庄内川	左	18.0k ~ 19.4k +100m	西区福德町～北区中切町	1,500	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
111	庄内川	左	18.0k ~ 19.4k +100m	西区福德町～北区中切町	1,500	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
112	庄内川	左	18.2k +100m ~ 18.2k +170m	西区福德町	70	B	水衝洗堀	水衝の暫定施工(木流し工)
113	庄内川	左	18.6k +20m ~ 18.6k +170m	西区福德町	150	B	水衝洗堀	水衝の暫定施工(木流し工)
114	庄内川	左	19.6k +50m ~ 20.4k +60m	北区成願寺町	780	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
115	庄内川	左	19.6k +100m ~ 20.4k +60m	北区成願寺町	750	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
116	庄内川	左	20.4k +130m ~ 20.8k +100m	北区成願寺町	430	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
117	庄内川	左	20.4k +130m ~ 20.8k +100m	北区成願寺町	430	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
118	庄内川	左	20.8k +100m ~ 21.6k	北区成願寺町～守山区瀬古	700	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
119	庄内川	左	21.6k +50m ~ 21.8k +110m	守山区瀬古	300	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
120	庄内川	左	21.6k +120m ~ 21.8k +100m	守山区瀬古	200	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
121	庄内川	左	21.8k +120m ~ 22.4k +80m	守山区瀬古	600	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
122	庄内川	左	21.8k +150m ~ 22.4k +80m	守山区瀬古	540	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
123	庄内川	左	22.4k +80m ~ 23.0k +70m	守山区瀬古	570	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
124	庄内川	左	23.0k +170m ~ 23.2k +30m	守山区瀬古～幸心	50	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
125	庄内川	左	23.2k +30m ~ 23.4k +100m	守山区幸心	270	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
126	庄内川	左	23.2k +30m ~ 23.8k +40m	守山区幸心	610	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
127	庄内川	左	23.8k +40m ~ 25.0k +100m	守山区川	1,220	B	堤防高	河積不足(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（7/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
128	庄内川	左	23.8k +60m ~ 24.4k	守山区川	480	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
129	庄内川	左	24.8k +170m ~ 25.0k +130m	守山区川	160	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川表(シート張り工)
130	庄内川	左	25.2k +120m ~ 25.6k +160m	守山区川～川東山	460	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
131	庄内川	左	25.2k +160m ~ 25.4k +50m	守山区川	100	B	水衝洗堀	洗堀の暫定施工(木流し工)
132	庄内川	左	27.8k +100m ~ 28.2k +80m	守山区吉根	370	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
133	庄内川	左	28.2k +80m ~ 29.0k +180m	守山区吉根	620	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
134	庄内川	左	29.0k +180m ~ 29.2k +80m	守山区吉根	80	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
135	庄内川	左	29.4k +140m ~ 29.8k +100m	守山区吉根	300	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
136	庄内川	左	31.2k +50m ~ 31.2k +190m	守山区下志段味	140	B	水衝洗堀	洗堀の未施工(木流し工)
137	庄内川	左	32.2k ~ 32.2k +100m	守山区下志段味	80	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
138	庄内川	左	32.2k +150m ~ 32.6k +40m	守山区下志段味	260	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
139	庄内川	左	33.2k +100m ~ 33.4k +100m	守山区中志段味	190	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
140	庄内川	左	33.6k +160m ~ 33.8k +110m	守山区上志段味	140	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
141	庄内川	左	34.4k +100m ~ 34.8k +20m	守山区上志段味	320	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
142	庄内川	左	34.6k +80m ~ 34.6k +100m	守山区上志段味	20	B	水衝洗堀	洗堀の未施工(木流し工)
146	庄内川	右	0.0k ~ 3.2k +130m	港区南陽町藤高～中川区下之一色町	3,330	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
147	庄内川	右	3.4k ~ 4.2k +80m	中川区下之一色町	900	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
148	庄内川	右	4.2k +80m ~ 4.4k +170m	中川区下之一色町	290	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
149	庄内川	右	4.6k +100m ~ 5.4k	中川区下之一色町～大当郎町	700	B	堤防高	河積不足(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（8/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
150	庄内川	右	5.4k +160m ~ 6.2k +130m	中川区大当郎町～富田町前田	670	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
151	庄内川	右	6.2k +130m ~ 6.4k +20m	中川区富田町前田	80	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
152	庄内川	右	6.4k +50m ~ 6.4k +80m	中川区富田町前田	40	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
153	庄内川	右	6.6k +160m ~ 6.8k +110m	中川区富田町伏屋	150	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
154	庄内川	右	6.8k +140m ~ 7.0k +100m	中川区富田町伏屋	170	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
155	庄内川	右	6.8k +140m ~ 7.2k +30m	中川区富田町伏屋～富田町長須賀	270	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
156	庄内川	右	7.2k +120m ~ 7.4k +150m	中川区富田町長須賀	240	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
157	庄内川	右	7.4k +150m ~ 7.6k +100m	中川区富田町長須賀～富田町万場	170	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
158	庄内川	右	7.4k +150m ~ 7.6k +150m	中川区富田町長須賀	220	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
159	庄内川	右	7.6k +150m ~ 7.8k +100m	中川区富田町長須賀～富田町万場	200	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
160	庄内川	右	7.8k +100m ~ 8.8k +10m	中川区富田町万場	990	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
161	庄内川	右	8.8k +100m ~ 9.6k +20m	中川区富田町万場	700	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
162	庄内川	右	9.2k +50m ~ 9.8k	中川区富田町万場	550	B	水衝洗堀	洗堀の未施工(木流し工)
163	庄内川	右	9.6k +20m ~ 9.8k +140m	中川区富田町万場	340	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
183	庄内川	右	16.2k +60m ~ 17.4k +140m	清須市西枇杷島町井下見取～西区山田町上小田井	1,970	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
184	庄内川	右	16.2k +60m ~ 17.4k +140m	清須市西枇杷島町井下見取～西区山田町上小田井	1,970	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
185	庄内川	右	17.4k +180m ~ 19.0k +50m	西区山田町上小田井～山田町大野木	1,360	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
186	庄内川	右	17.4k +180m ~ 19.0k +50m	西区山田町上小田井～山田町大野木	1,360	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（9/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
187	庄内川	右	17.6k ~ 18.4k +70m	西区山田町上小田井～山田町大野木	870	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏（シート張り工）
188	庄内川	右	17.6k +10m ~ 17.8k +70m	西区山田町上小田井～山田町大野木	200	B	水衝洗堀	洗堀の暫定施工（木流し工）
189	庄内川	右	19.0k +50m ~ 19.2k +230m	西区山田町大野木～北区楠町味鏡	450	B	堤防高	河積不足（積土のう工）
190	庄内川	右	19.2k +230m ~ 19.2k +330m	北区楠町味鏡	110	B	堤防高	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
191	庄内川	右	19.4k -30m ~ 19.4k +80m	北区楠町味鏡	100	B	堤防高	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
192	庄内川	右	19.4k +180m ~ 20.4k +30m	北区楠町味鏡	920	B	堤防高	河積不足（積土のう工）
193	庄内川	右	20.4k +100m ~ 21.6k	北区楠町味鏡	930	B	堤防高	河積不足（積土のう工）
194	庄内川	右	20.6k +50m ~ 21.4k +170m	北区楠町味鏡	920	B	漏水	旧川・破堤跡、履歴有の暫定施工（月の輪工）
195	庄内川	右	21.6k +50m ~ 21.8k +120m	北区楠町味鏡	300	B	堤防高	河積不足（積土のう工）
196	庄内川	右	21.8k +180m ~ 22.0k +40m	北区東味鏡	50	B	堤防高	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
197	庄内川	右	22.0k +40m ~ 22.2k +150m	北区東味鏡	330	B	堤防高	河積不足（積土のう工）
236	矢田川	左	0.0k ~ 1.4k +80m	北区福德町～中切町	1,370	B	堤防断面	断面不足（シート張り工）
237	矢田川	左	1.8k ~ 2.6k +80m	北区成願寺町	830	B	堤防断面	断面不足（シート張り工）
238	矢田川	左	2.6k +110m ~ 3.0k +90m	北区成願寺町～安井町	370	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏（シート張り工）
239	矢田川	左	3.2k +100m ~ 3.8k	北区辻町	420	B	堤防断面	断面不足（シート張り工）
240	矢田川	左	3.2k +130m ~ 3.4k +65m	北区辻町	140	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏（シート張り工）
241	矢田川	左	3.4k +70m ~ 4.2k +80m	北区辻町～上飯田北町	770	B	堤防高	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
242	矢田川	左	3.8k +30m ~ 4.8k +100m	北区辻町～山田北町	1,020	B	堤防断面	断面不足（シート張り工）

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（10/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
243	矢田川	左	4.2k +80m ~ 4.8k +100m	北区上飯田北町～山田北町	530	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
244	矢田川	左	6.4k +130m ~ 6.8k +80m	東区大幸	360	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
245	矢田川	右	0.0k ~ 1.4k +100m	北区福德町～中切町	1,500	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
246	矢田川	右	0.2k +100m ~ 0.4k +100m	北区福德町	170	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
247	矢田川	右	0.6k +100m ~ 1.2k +100m	北区福德町～中切町	630	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
248	矢田川	右	1.6k +100m ~ 2.4k +60m	北区成願寺町	750	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)
249	矢田川	右	2.4k +130m ~ 2.8k +140m	北区成願寺町	440	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
250	矢田川	右	3.2k +100m ~ 3.8k +20m	北区成願寺町～守山区川西	480	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
251	矢田川	右	3.4k +70m ~ 4.8k +150m	守山区川西～瀬古東	1,470	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
252	矢田川	右	3.6k +60m ~ 3.6k +160m	守山区川西	100	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川表(シート張り工)
253	矢田川	右	4.0k +100m ~ 4.8k +150m	守山区瀬古～瀬古東	870	B	堤防断面	断面不足、天端不足(シート張り工)
254	矢田川	右	4.4k ~ 5.0k +100m	守山区瀬古～瀬古東	700	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
255	矢田川	右	4.8k +150m ~ 5.0k +50m	守山区瀬古東	110	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
256	矢田川	右	5.2k ~ 5.2k +100m	守山区新守山	110	B	堤防高	河積不足(積土のう工)
257	矢田川	右	5.2k ~ 5.4k +150m	守山区新守山	350	B	法崩れすべり	履歴有の暫定施工、川裏(シート張り工)
258	矢田川	右	5.2k +100m ~ 5.4k +130m	守山区新守山	250	B	堤防高	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
259	矢田川	右	5.8k -20m 5.8k	守山区鳥羽見	20	B	法崩れすべり	川裏(シート張り工)
260	矢田川	右	6.0k +80m ~ 6.2k +50m	守山区市場	170	B	堤防断面	断面不足(シート張り工)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（11/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
261	矢田川	右	6.6k +100m ~ 7.0k	守山区町南	300	B	堤防高	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
262	矢田川	右	6.8k +100m ~ 7.0k +50m	守山区町南	160	B	堤防断面	断面不足（シート張り工）
263	庄内川	左右	4.4k +140m	中川区下之一色町	1箇所	A	工作物	桁下不足（一色大橋（仮橋））
264	庄内川	左右	6.8k -30m	中川区富田町前田～伏屋	1箇所	A	工作物	桁下不足（近鉄名古屋線 庄内川橋梁）
265	庄内川	左右	6.8k +50m	中川区富田町前田～伏屋	1箇所	A	工作物	桁下不足（関西本線 庄内川橋梁）
266	庄内川	左右	11.2k -40m	中村区稲葉地町～海部郡甚目寺町下萱津	1箇所	A	工作物	桁下不足（大治水管橋）
267	庄内川	左右	11.8k +50m	中村区稲葉地町～海部郡甚目寺町下萱津	1箇所	A	工作物	桁下不足（豊公橋）
268	庄内川	左右	14.2k +20m	西区枇杷島町～清須市西枇杷島町南六軒町	1箇所	A	工作物	桁下不足（新幹線 庄内川橋梁）
269	庄内川	左右	14.2k +27m	西区枇杷島町～清須市西枇杷島町南六軒町	1箇所	A	工作物	桁下不足（東海道本線 枇杷島橋梁）
270	庄内川	左右	14.4k +4m	西区枇杷島町～清須市西枇杷島町南問屋町	1箇所	A	工作物	桁下不足（枇杷島橋）
271	庄内川	左右	14.6k +15m	西区枇杷島町～清須市西枇杷島町橋詰町	1箇所	A	工作物	桁下不足（名鉄名古屋本線 庄内川橋梁）
273	庄内川	左右	32.0k -15m	守山区下志段味～春日井市神領町	1箇所	A	工作物	桁下不足（下志段味橋）
274	庄内川	左右	33.8k +10m	守山区上志段味～春日井市大留町	1箇所	A	工作物	桁下不足（大留橋）
278	庄内川	左右	2.0k +49m	港区当知町～南陽町七島	1箇所	B	工作物	桁下不足（南陽大橋）
279	庄内川	左右	3.4k -8m	港区当知町～中川区下之一色町	1箇所	B	工作物	桁下不足（明德橋）
280	庄内川	左右	3.8k +16m	中川区下之一色町	1箇所	B	工作物	桁下不足（新正徳橋）
281	庄内川	左右	5.6k +70m	中川区中須町～大当郎町	1箇所	B	工作物	桁下不足（大当郎橋）

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（12/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
282	庄内川	左右	6.4k ±0	中川区富田町前田	1箇所	B	工作物	桁下不足(新前田橋)
283	庄内川	左右	7.2k +56m	中村区横井町～中川区富田町長須賀	1箇所	B	工作物	桁下不足(横井大橋)
284	庄内川	左右	8.8k +30m	中村区岩塚町～中川区富田町万場	1箇所	B	工作物	桁下不足(万場大橋(市道高速1号))
285	庄内川	左右	10.4k +10m	中村区稲葉地町～海部郡大治町八ツ屋	1箇所	B	工作物	桁下不足(新大正橋)
286	庄内川	左右	15.8k +82m	西区堀越町～清須市西枇杷島町井下見取	1箇所	B	工作物	桁下不足(新名西橋)
287	庄内川	左右	17.4k +85m	西区稻生町～山田町上小田井	1箇所	B	工作物	桁下不足(新庄内川橋)
288	庄内川	右	19.4k +170m	北区中切町～楠町味鏡	1箇所	B	工作物	桁下不足(新川中橋)
289	庄内川	左右	20.0k +50m	北区成願寺町～楠町味鏡	1箇所	B	工作物	桁下不足(ふれあい橋)
290	庄内川	左右	21.6k +30m	守山区瀬古～北区楠町味鏡	1箇所	B	工作物	桁下不足(水分水管橋)
291	庄内川	左右	21.8k +122m	守山区瀬古～北区東味鏡	1箇所	B	工作物	桁下不足(水分橋)
292	庄内川	左右	23.2k -40m	守山区瀬古～春日井市勝川町	1箇所	B	工作物	桁下不足(勝川橋)
293	庄内川	左右	23.8k -58m	守山区幸心～春日井市長塚町	1箇所	B	工作物	桁下不足(中央本線庄内川橋梁)
294	庄内川	左右	25.2k +39m	守山区川～春日井市松河戸町	1箇所	B	工作物	桁下不足(松川橋)
295	庄内川	左右	32.8k +94m	守山区中志段味～春日井市大留町	1箇所	B	工作物	桁下不足(新志段味橋)
296	庄内川	左右	35.2k +150m	守山区上志段味～春日井市高蔵寺町	1箇所	B	工作物	桁下不足(東谷橋)
297	矢田川	左右	3.8k +15m	北区辻町～守山区川西	1箇所	B	工作物	桁下不足(三階橋)
298	矢田川	左右	5.0k +100m	北区山田北町～守山区瀬古東	1箇所	B	工作物	桁下不足(天神橋)
299	矢田川	左右	6.2k +178m	東区矢田町～守山区市場	1箇所	B	工作物	桁下不足(矢田川橋)

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（13/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
300	矢田川	左右	7.0k +70m	東区大幸～守山区町南	1箇所	B	工作物	桁下不足（宮前橋）
301	矢田川	左右	7.0k +70m	東区大幸～守山区町南	1箇所	B	工作物	桁下不足（水道管橋）
302	庄内川	左	-0.6k +100m ～ -0.6k	港区宝神町・稲永	120	要	新堤防	H22、高潮堤防（嵩上げ）
303	庄内川	左	0k 110m ～ 0.2k +170m	港区宝神町・稲永	260	要	新堤防	H20 高潮堤防（嵩上げ）
304	庄内川	左	0.2k +160m ～ 0.4k 170m	港区宝神町	210	要	新堤防	H21 高潮堤防（嵩上げ）
305	庄内川	左	0.6k +100m ～ 0.8k	港区宝神町	100	要	新堤防	H20 高潮堤防（嵩上げ）裏腹付（ドレーン工）
306	庄内川	左	0.8k ～ 0.8k +100m	港区宝神町	100	要	破堤跡	S34
307	庄内川	左	1.8k -30m ～ 1.8k +50m	港区宝神町～当知町	80	要	新堤防	H20 高潮堤防（嵩上げ）
308	庄内川	左	2.4k +174m	港区当知町	1箇所	要	陸閘	当知（新築・H8）
309	庄内川	左	3.4k ～ 3.6k	港区当知町～小碓町	210	要	破堤跡	S34
310	庄内川	左	4.6k +134m	中川区下之一色町	1箇所	要	陸閘	松陰第二（新築H17）
311	庄内川	左	4.8k +101m	中川区下之一色町	1箇所	要	陸閘	松陰第一（新築H17）
312	庄内川	左	5.4k +140m ～ 6.4k +180m	中川区打出～中須町～野田	990	要	旧川跡	
313	庄内川	左	5.8k +120m ～ 6.0k +180m	中川区中須町	240	要	新堤防	H22 築堤護岸（嵩上げ）
314	庄内川	左	6.8k +110m ～ 7.0k +90m	中川区横井町	190	要	旧川跡	
315	庄内川	左	8.8k +120m ～ 9.3k +100m	中川区岩塚町～稲葉地町	370	要	新堤防	H22 築堤護岸（嵩上げ）
316	庄内川	左	9.2k +100m ～ 9.4k +110m	中川区稲西町	240	要	新堤防	H20 築堤護岸（裏腹付）
317	庄内川	左	9.8k +40m ～ 10.0k +130m	中村区枇杷島町	260	要	新堤防	H20 築堤護岸

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（14/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
318	庄内川	左	13.6k +10m ~ 13.8k +40m	中村区枇杷島町～新富町	180	要	新堤防	H21 築堤護岸（嵩上げ）
319	庄内川	左	15.0k +80m ~ 15.0k +180m	西区枇杷島町	100	要	漏水	H12/9/12 出水履歴あり（対策済・未検証）
320	庄内川	左	15.0k +180m ~ 15.2k +70m	西区堀越	100	要	新堤防	H 21 川裏腹付（ドレーン工）
321	庄内川	左	15.2k +70m ~ 15.6k +50m	西区堀越	410	要	新堤防	H 20 川裏腹付（ドレーン工）
322	庄内川	左	16.0k -30m ~ 16.0k +130m	西区堀越～上堀越	160	要	新堤防	H 21 川裏腹付（ドレーン工）
323	庄内川	左	16.4k +80m ~ 16.6k +60m	西区堀越	180	要	新堤防	H 20 川裏腹付（ドレーン工）
324	庄内川	左	17.6k +120m ~ 18.0k +20m	西区稻生町～北区福德町	320	要	旧川跡	
325	庄内川	左	20.8k +20m ~ 21.4k +50m	北区成願寺町～守山区瀬古	650	要	旧川跡	
326	庄内川	左	24.0k +160m ~ 24.2k +180m	守山区川宮町	210	要	旧川跡	
327	庄内川	左	24.8k +110m ~ 24.8k +170m	守山区川北町	60	要	旧川跡	
328	庄内川	左	25.0k +80m ~ 25.0k +190m	守山区川北町	110	要	旧川跡	
329	庄内川	左	25.6k +90m ~ 25.6k +190m	守山区川上町	100	要	旧川跡	
330	庄内川	右	5.6k +95m ~ 5.8k +100m	中川区大当郎～大蟻螂町	210	要	旧川跡	
331	庄内川	右	6.0k +90m ~ 6.0k +190m	中川区前田西町	100	要	旧川跡	
332	庄内川	右	7.4k +120m ~ 8.6k	中川区富田町～万場	1,210	要	旧川跡	
333	庄内川	右	8.2k +90m ~ 8.4k +100m	中川区富田町～万場	220	要	新堤防	H 21 川裏腹付（ドレーン工）
334	庄内川	右	8.8k +100m ~ 9.0k +50m	海部郡大治町砂子	150	要	旧川跡	
335	庄内川	右	9.8k +20m ~ 10.0k +50m	中川区富田町～八ツ屋	230	要	旧川跡	

計画資料 12 重要水防箇所（国土交通省管理区間）（15/17）

番号	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
339	庄内川	右	16.0k +100m ~ 17.4k +130m	清州市西枇杷島町井下見取～名古屋市西区山田町上小田井	2,050	要	旧川跡	
340	庄内川	右	19.2k +250m ~ 19.4k +20m	北区落合町	200	要	旧川跡	
341	庄内川	右	20.6k +70m ~ 20.6k +150m	北区楠町味鏡	80	要	旧川跡	
342	庄内川	右	21.2k +110m ~ 21.6k +30m	北区楠～味鏡	350	要	旧川跡	
357	矢田川	左	0k ~ 0.4k +140m	北区福德町	520	要	新堤防	H20 川裏腹付
358	矢田川	左	0.6k +100m ~ 0.8k +50m	北区福德町	150	要	新堤防	H20 川裏腹付
359	矢田川	左	2.6k +100m ~ 3.0k +180m	北区安井～辻町	470	要	旧川跡	
360	矢田川	左	3.6k -130m ~ 3.6k -60m	北区辻町	70	要	旧川跡	
361	矢田川	左	4.0k +160m ~ 4.2k +90m	北区上飯田	120	要	旧川跡	
362	矢田川	左	4.4k +80m ~ 5.6k +120m	北区上飯田東町～東区矢田町	1,200	要	旧川跡	
363	矢田川	左	6.0k +20m ~ 6.4k +170m	東区矢田町～大幸	540	要	旧川跡	
364	矢田川	右	2.8k +150m ~ 3.4k +60m	北区辻町～米が瀬	450	要	旧川跡	
365	矢田川	右	5.2k +50m ~ 5.2k +110m	守山区新守山	60	要	旧川跡	
366	矢田川	右	5.6k +10m ~ 5.8k +150m	守山区鳥羽見	300	要	新堤防	H20 川裏腹付 (ドレーン工)
367	矢田川	右	6.0k +70m ~ 6.6k +40m	守山区市場～町南	470	要	旧川跡	
計			268 箇所		95,870			

注) 番号については、庄内川河川事務所作成の「重要水防箇所河川別調書」による。

計画資料 12 重要水防箇所 (16/17)

国管理河川（重要水防箇所：堤防）

水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)
			A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)	
庄内川	庄内川	左	7,270	34,510	5,950	47,730
		右	2,170	21,850	4,800	28,820
	矢田川	左	—	5,810	3,070	8,880
		右	580	8,580	1,280	10,440

国管理河川（重要水防箇所：工作物）

水系名	河川名	左右岸別	重要度別箇所数 (箇所)			計 (箇所)
			A (水防上最も重要な箇所)	B (水防上重要な箇所)	要 (要注意箇所)	
庄内川	庄内川	左	11	18	3	32
		右	3	12	—	15
	矢田川	左	—	5	—	5
		右	—	5	—	5

(2) 県・市管理区間

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。

位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

(県管理区間)

番号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位置	左右岸別	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
1	庄内川	香流川	4.7k ~ 4.9k	右	守山区森孝東一丁目	200	洗掘	B	河床洗掘	(捨て土のう工)
3	庄内川	新川	4.1k ~ 4.2k+20m	右	港区南陽町福田 (両郡橋上下流)	120	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
5	庄内川	新川	6.4k+90m ~ 6.5k+30m	左	中川区富田町大字榎津字腰懸 (近鉄橋)	40	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
6	庄内川	新川	6.4k+80m ~ 6.5k+30m	右	中川区富田町大字榎津字腰懸 (近鉄橋)	50	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
18	天白川	天白川	8.5k ~ 8.9k	右	瑞穂区弥富町	400	漏水	B	漏水実績	(釜段工)
19	天白川	天白川	8.5k ~ 8.6k+40m	左	天白区福池1丁目	140	漏水	B	漏水実績	(釜段工)
20	天白川	天白川	8.7k ~ 8.9k	左	天白区福池1丁目 (南天白中学附近)	200	漏水	B	漏水実績	(釜段工)
21	日光川	福田川	4.3k+70m ~ 4.5k+10m	左	中川区富田町戸田	140	堤防断面	B	堤防断面不足 法面不良	(積土のう工)

計画資料 12 重要水防箇所 (17/17)

番号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位置	左右 岸別	地名	延長 (m)	種別	重要 度	選定理由	摘 要 (水防工法)
22	日光川	福田川	4.3k+80m ~ 4.5k	右	中川区富田町戸田(柳瀬橋)	120	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
51	庄内川	八田川	0.6k+120m ~ 0.6k+140m	右	北区東味鏡	20	堤防強度	B	法面不良	(シート張り工)
52	庄内川	八田川	0.6k+60m ~ 0.6k+130m	右	北区東味鏡	70	漏水	C	漏水のおそれ	(月の輪工)
53	庄内川	八田川	0.6k+74m	左右	春日井市御幸町 ~名古屋市北区東味鏡(御幸橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
63	伊勢湾	名古屋港 (南陽地区)	—	—	名古屋市港区藤前1丁目~2丁目	1,090	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
計			13箇所			2,590				

注) 番号については、愛知県水防計画の「重要水防箇所」による。

(市管理区間)

番号	水系名	河川名	位置	左右 岸別	地名	延長 (m)	重要度	理由	摘 要 (水防工法)
1	山崎川	二級河川	4.9k+20m	左	南区呼続元町	1箇所	A	陸開	積土のう工
		山崎川							
2	山崎川	二級河川	4.9k+20m	右	瑞穂区河岸町	1箇所	A	陸開	積土のう工
		山崎川							

県管理河川 (重要水防箇所：堤防)

水系名	河川名	左右 岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)
			A(水防上最も 重要な区間)	B(次に重要な 区間)	C(やや危険な 区間)	
庄内川	香流川	左	—	—	—	—
		右	—	200	—	200
"	新川	左	—	40	—	40
		右	—	170	—	170
"	八田川	右	—	20	70	90
		左	—	340	—	340
天白川	天白川	右	—	400	—	400
		左	—	140	—	140
日光川	福田川	右	—	120	—	120
		左	—	—	—	—

【風水害等災害対策編 第2章 第2節 公共施設の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

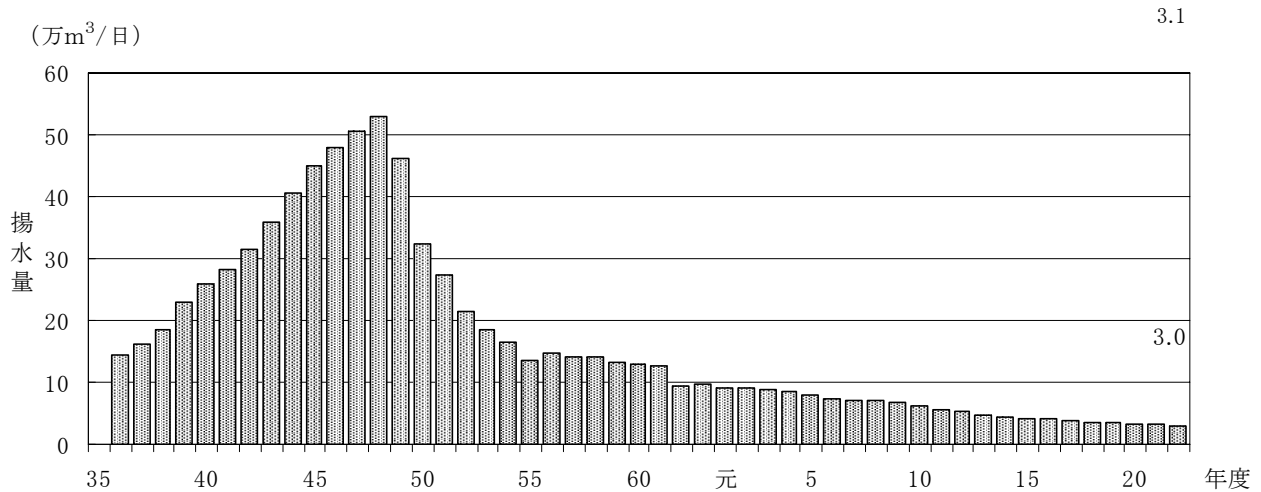
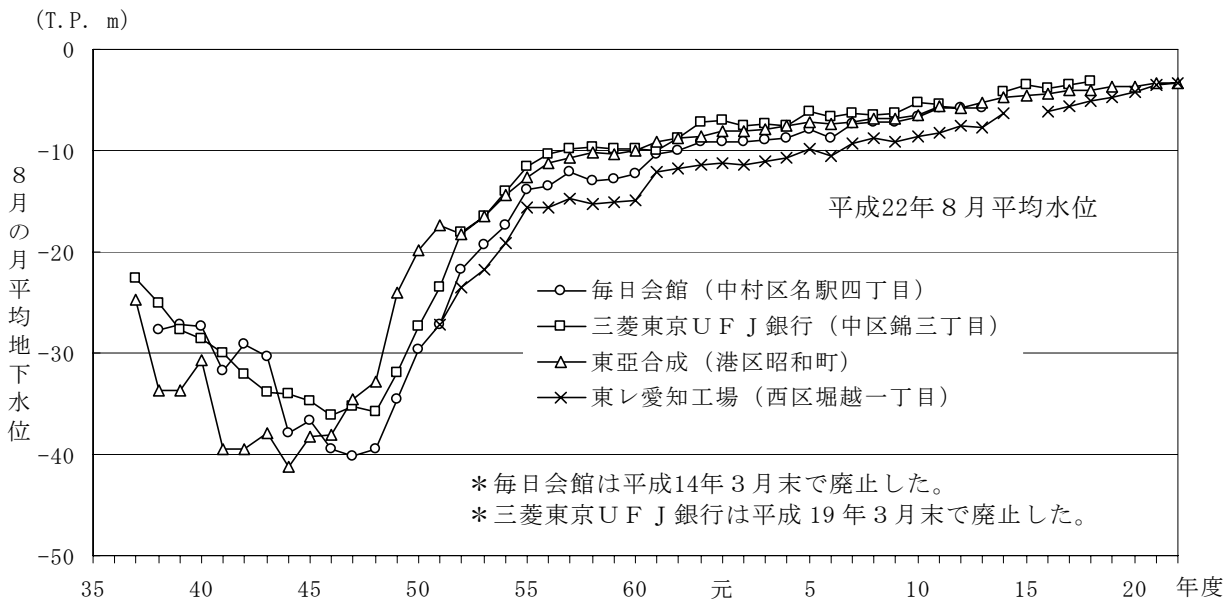
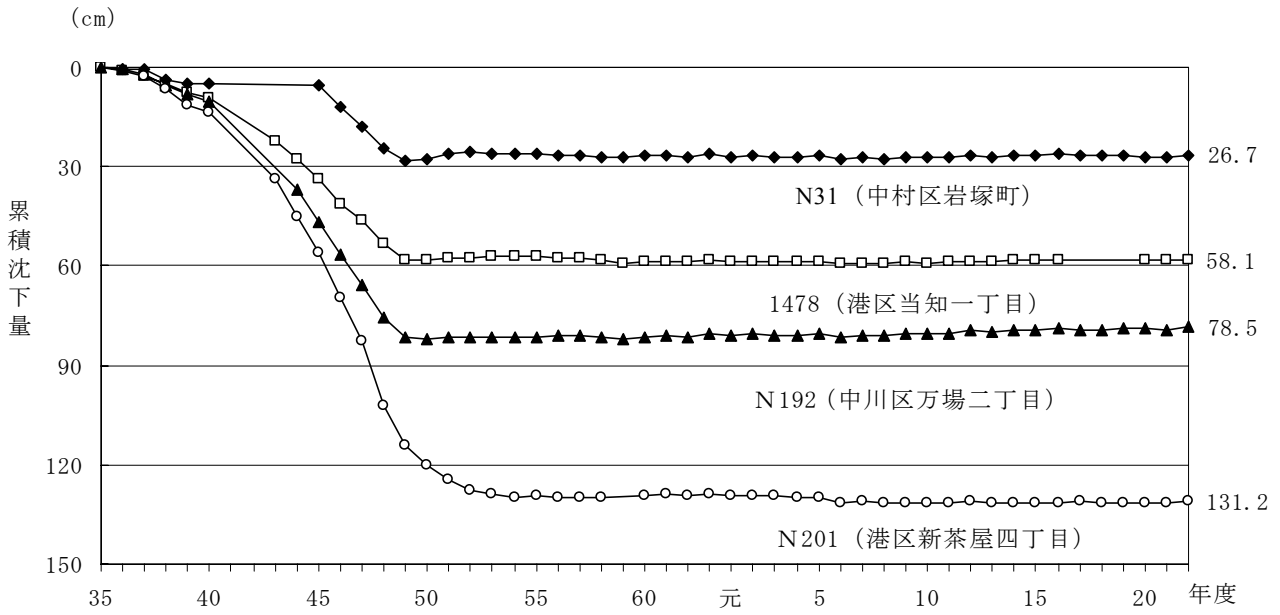
計画資料 13 水防注意箇所（ため池）

番号	ため池名	地名	延長 (m)	重要度	理由	管理者	摘要 (水防工法)
1	牧野ヶ池	名東区猪高町大字高針 字前山	300	B	天端幅 不足	愛知県	〔杭打 積土のう工〕
2	新池	〃 山香町	140	B	余裕高 不足	加藤昭昌	(積土のう工)
3	荒池	天白区天白町大字平針 字荒池下	280	B	〃	総代 近藤肇	(〃)
4	緑ヶ池	守山区大字牛牧字長根	50	B	天端幅 不足	堀部覚三	(〃)
5	琵琶ヶ池	緑区鳴海町字鴻の巣	200	C	漏水	緑土木事務所	(月の輪工)
計		5箇所	970				

(注) 表中、重要度欄のA, B, Cは、計画資料 12 水防注意箇所（河川）(2) 県・市管理区間の河川に同じ。

- 【風水害等災害対策編 第2章 第1節 都市の防災構造強化】
- 【風水害等災害対策編 第2章 第2節 公共施設の整備】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第28節 農業対策計画】

計画資料 14 地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係



計画資料 15 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された名古屋市内の急傾斜地崩壊危険区域は次のとおりである。

番号	区 域 名	がけの形態		土質	被害が予想される施設名		対策 工種	公共的建物名
		角度	高さ		住家	公共施設		
1	千種区蝮ヶ池区域	50度	12m	砂質ローム	戸 19	神社等3	擁壁工 法面工	蝮ヶ池八幡宮・向陽荘 パーセントリパティ教会 名古屋中央教会
2	春里区域	45	10	砂利混り土	42		〃	
1	瑞穂区岳見町4丁目区域	50	9		2	寺院1	〃	曹洞宗寶泉寺
1	南区朝拝区域	40	7	砂利粘土	18	寺院1	〃	安泰寺
2	白雲町区域	42	6	砂利混り土	5	寺院1	〃	法性寺
3	呼続二丁目区域	30	8	〃	10	寺院1	〃	法泉寺
4	寺坂区域	40	7	〃	5	集会場1	〃	本廻公民館
1	守山区守山大門区域	58	8	砂	15		〃	
2	守山市場区域	45	10	〃	25		〃	
3	市場東区域	40	13	〃	51		擁壁工 法枠工	
4	小幡西城区域	35	12	砂利混り土	49	学校1	擁壁工 法面工	市立西城小学校
5	東原区域	40	7	〃	10		〃	
6	大屋敷区域	45	12	〃	13	寺院1 学校1	〃	市立守山中学校 浄土院
7	西山区域	60	10	〃	6	工場1	〃	関西金属工業 (名古屋工場)
8	山屋敷区域	32	15	〃	24	寺院1	〃	利海寺
1	緑区鳴海本町区域	40	8	砂質粘土	13	寺院1 銀行1	擁壁工 法枠工	円龍寺 UFJ鳴海支店
2	作の山区域	45	9	砂利混り土	5		擁壁工 法面工	
3	三王山区域	35	20	〃	10		〃	
4	清水寺区域	30	9	〃	9		〃	
5	前の輪区域	35	12	〃	24		〃	
6	城山区域	45	8	〃	18	寺院1	〃	海岸寺
7	橋東南区域	40	10	〃	24	銀行1・学校1 官舎1	〃	市立有松小学校 有松鳴海絞会館 碧海信用金庫有松支店
8	西姥神区域	55	10	〃	5		擁壁工 法面工	
1	名東区毘沙門寺区域	65	15	〃	82		法枠工 法面工	
1	天白区八事裏山区域	70	13	〃	94		擁壁工 法面工	
計 25 箇所					578	19		

【風水害等災害対策編 第2章 第1節 都市の防災構造強化】

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画】

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(1/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
1	田 代 町	千種区田代町	度	m	m	砂 利 混り土	戸		
2	鹿 子 殿	〃 田代町鹿子殿	30	100	20		21		
3	瓶 杵 (I)	〃 星が丘山手	35	35	9	〃	1	老 人 ホーム	1
4	瓶 杵 (II)	〃 星が丘山手	40	171	21	〃	1	学 校	1
5	助 正 院 北 3	〃 清住町2丁目	32	83	14	〃	76		
6	清 住 町 2 丁 目	〃 清住町2丁目	50	65	16	〃	47		
7	東 山 郵 便 局 東	〃 新池町2丁目	35	37	7	〃	92		
8	東 山 動 物 園 西 2	〃 東山元町2丁目	33	210	18	〃	215	保 育 園	1
9	東 山 動 物 園 西 2	〃 東山元町2丁目	40	185	8	〃	31		
10	市 営 新 楠 荘 西	〃 春里町2丁目	45	70	8	〃	39		
11	二 ツ 池 公 園 西	〃 御棚町2丁目	68	190	7	〃	53		
12	助 正 院 北 2	〃 清住町2丁目	80	65	6	〃	70		
13	〃 北 1	〃 新池町1丁目	30	150	11	〃	47	会 館	1
14	東 山 動 物 園 西 1	〃 東山元町2丁目	36	190	9	〃	53	宿 泊 所	1
15	菊 里 高 校 西	〃 星が丘元町	70	210	18	〃	85		
16	南 ケ 丘	〃 南ヶ丘	47	90	9	〃	37	集 会 所	1
17	御影町1丁目(Ⅰ)	〃 御影町1丁目	43	118	13	〃	91		
18	御影町1丁目(Ⅱ)	〃 御影町1丁目	48	61	9	〃	24		
19	〃 2 丁 目	〃 御影町2丁目	40	298	14	〃	75		
20	猫 洞 通	〃 猫洞通1丁目	42	55	8	〃	4	寺 院	1
21	東 明 町 1 丁 目	〃 東明町1丁目	45	70	9	〃	8		
22	〃 2 丁 目	〃 東明町2丁目	36	115	6	〃	35		
23	〃 7 丁 目	〃 東明町7丁目	70	140	7	〃	7		
24	城 山 町 3 丁 目	〃 城山町3丁目	40	140	11	〃	19		
25	植 田 山	〃 天白町植田植田山	40	135	24	〃	16		
26	四 谷 通	〃 四谷通2丁目	80	10	5	〃	1	寺 院	1
27	希 望 ケ 丘 2 丁 目	〃 希望ヶ丘2丁目	44	28	13	〃	95		
28	四 観 音 道 西 (I)	〃 田代町四観音道西	50	56	8	〃	45		

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(2/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
28	四 観 音 道 西 (II)	千種区田代町四観音道西	度	m	m	砂 利 混り土	戸		
29	四 観 音 道 西 (III)	〃 田代町四観音道西	40	56	11	〃	15		
30	月 ヶ 丘 1 丁 目	〃 月ヶ丘1丁目	40	53	12	〃	67		
31	法 王 町 1 丁 目	〃 法王町1丁目	39	98	17	〃	48		
32	本 山 町 1 丁 目 (I)	〃 本山町1丁目	75	55	9	〃	11		
33	本 山 町 1 丁 目 (II)	〃 本山町1丁目	64	67	8	〃	14		
34	城 山 新 町 2 丁 目	〃 城山新町2丁目	54	11	7	〃	16		
35	徳 川 山 町 1 丁 目	〃 徳川山町1丁目	61	52	17	〃	23		
36	徳 川 山 町 4 丁 目	〃 徳川山町4丁目	51	63	11	〃	85		
37	徳 川 山 町 5 丁 目	〃 徳川山町5丁目	47	28	8	〃	10		
38	桜 が 丘 (I)	〃 桜が丘	30	130	7	〃	9		
39	桜 が 丘 (II)	〃 桜が丘	45	89	12	〃	1	学 校	1
40	平 和 が 丘 3 丁 目	〃 平和が丘3丁目	59	124	13	〃	2	学 校	1
41	瓶 杓 一 1	〃 星が丘山手	30	409	13	〃	74	学 校	1
42	瓶 杓 一 2	〃 田代町瓶杓	35	100	18	〃	1	学 校	2
43	平 和 公 園 2 丁 目 一 1	〃 平和公園2丁目	35	110	12	〃	1	官公庁 等	3
44	城 山 町 2 丁 目 一 1	〃 城山町2丁目	35	40	16	〃	1	官公庁	1
45	園 山 町 3 丁 目 一 1	〃 園山町3丁目	35	150	8	〃	7		
46	揚 羽 町 2 丁 目 一 1	〃 揚羽町2丁目	35	210	12	〃	0	学 校	1
47	下 方 町 7 丁 目 一 1	〃 下方町7丁目	30	50	12	〃	24		
48	鹿 子 町 1 丁 目 一 1	〃 鹿子町1丁目	70	55	6	〃	21		
49	星 が 丘 元 町 一 1	〃 星が丘元町	45	35	5	〃	5		
50	唐 山 町 2 丁 目 一 1	〃 唐山町2丁目	35	60	16	〃	40	学 校	1
51	東 山 元 町 1 丁 目 一 1	〃 東山元町1丁目	50	90	6	〃	23		
52	東 山 元 町 2 丁 目 一 1	〃 東山元町2丁目	50	30	8	〃	6		
53	東 山 元 町 6 丁 目 一 1	〃 東山元町6丁目	50	20	6	〃	3		
			32	60	7	〃	0	学 校	1

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(3/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
			度	m	m		戸		戸
54	東山元町6丁目-2	千種区東山元町6丁目	42	135	12	砂利混り土	0	学 校	1
55	京命1丁目-1	〃 京命1丁目	30	30	7	〃	23		
56	瓶 杖 - 3	〃 星が丘山手	30	90	14	〃	0		
57	猫洞通1丁目-1	〃 猫洞通1丁目	34	25	6	〃	20		
58	朝岡町2丁目-1	〃 朝岡町2丁目	35	35	5	〃	1		
59	東山元町4丁目-1	〃 東山元町4丁目	30	55	10	〃	1		
60	東山元町4丁目-2	〃 東山元町4丁目	30	75	14	〃	3		
61	萩 岡 町 - 1	〃 萩岡町	30	55	7	〃	19		
62	揚羽町2丁目-2	〃 揚羽町2丁目	55	35	8	〃	2		
63	徳川山町1丁目-1	〃 徳川山町1丁目	35	45	7	〃	2		
64	徳川山町3丁目-1	〃 徳川山町3丁目	40	20	9	〃	2		
65	瓶 杖 - 4	〃 星が丘山手	40	100	5	〃	2		
66	城山町1丁目-1	〃 城山町1丁目	44	65	6	〃	3		
67	鹿子町2丁目-1	〃 鹿子町2丁目	48	30	7	〃	1		
68	東山元町3丁目-1	〃 東山元町3丁目	30	25	12	〃	1		
69	仁 座 町 - 1	〃 仁座町	65	20	12	〃	160		
1	南 山 大 学 南	昭和区山里町	80	65	6	〃	56		
2	妙見町(Ⅰ)	〃 妙見町	90	330	11	〃	26	公民館	1
3	山 手 通	〃 山手通5丁目	54	40	7	〃	21		
4	妙見町(Ⅱ)	〃 妙見町	54	58	11	〃	3	病 院	1
5	八 事 本 町	〃 八事本町	90	110	9	〃	36	学 校	1
6	御 器 所 2 丁 目	〃 御器所2丁目	75	62	10	〃	19		
7	滝 川 町	〃 滝川町	42	33	10	〃	93		
8	八事富士見(Ⅰ)	〃 八事富士見	70	45	5	〃	6		
9	八事富士見(Ⅱ)	〃 八事富士見	32	68	7	〃	9		
10	八事富士見(Ⅲ)	〃 八事富士見	35	14	10	〃	29		
11	滝 川 町 - 1	〃 滝川町	30	50	5	〃	0	学 校	1

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(4/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
12	高 峰 町 一 1	昭和区高峰町	度	m	m	砂 利 混り土	戸		
			45	90	7		5		
13	八 事 富 士 見 一 1	〃 八事富士見	60	65	6	〃	7		
14	山 手 通 1 丁 目 一 1	〃 山手通1丁目	30	60	10	〃	1		
15	妙 見 町 一 1	〃 妙見町	42	15	5	〃	1		
16	南 山 町 一 1	〃 南山町	31	50	6	〃	3		
17	八 事 富 士 見 一 2	〃 八事富士見	30	125	15	〃	4		
18	八 事 本 町 一 1	〃 八事本町	50	80	5	〃	1		
19	南 山 町 一 2	〃 南山町	45	75	6	〃	1		
1	弥 富 小 学 校 東	瑞穂区日向町3丁目	58	100	7	〃	38		
2	田 辺 通 3 丁 目	〃 田辺通3丁目	75	85	9	〃	0	官公庁	1
3	柏 木 町 1 丁 目	〃 柏木町1丁目	30	49	6	〃	21		
4	円 山 一 1	〃 弥富町円山	35	60	6	〃	5		
5	田 辺 通 3 丁 目 一 1	〃 田辺通3丁目	30	100	8	〃	70	幼稚園	1
6	清 水 が 丘 一 2	〃 弥富町清水が丘	30	85	6	〃	3		
7	月 見 ケ 岡 一 1	〃 弥富町月見ヶ岡	30	25	8	〃	4		
1	迫 間	南 区笠寺町迫間	40	40	6	〃	4	寺 院 公民館	1 1
2	〃 (Ⅱ)	〃 〃	45	50	7	〃	5		
3	岩 戸 町	〃 岩戸町	47	194	7	〃	18		
4	鳥 栖 2 丁 目 一 1	〃 鳥栖2丁目	30	100	5	〃	5		
1	天 王 橋 西	守山区下志段味字西新外	51	360	14	〃	17		
2	稲 荷 神 社 西	〃 小幡中三丁目	35	120	12	〃	22		
3	守 山 荘 病 院 付 近	〃 町北	38	510	9	〃	92	病 院 保育園	1 1
4	西 山 島	〃 中志段味西山島	62	130	5	〃	8		
5	八 竜	〃 大森八竜	90	140	6	〃	7		
6	川 東	〃 川東山	85	190	15	〃	26		
7	東 谷	〃 上志段味東谷	59	130	6	〃	9		

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(5/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
8	長 根	守山区中志段味長根	度	m	m	砂 利 混り土	戸		
9	階 子 田	" 吉根階子田	72	61	25	"	9		
10	北 山 (I)	" 小幡北山	45	93	11	"	3		
11	北 山 (II)	" 小幡北山	80	40	13	"	11	公民館 集会所	1 2
12	北 山 (III)	" 小幡北山	70	87	10	"	67		
13	弁 天 が 丘 (I)	" 弁天が丘	70	22	7	"	9		
14	弁 天 が 丘 (II)	" 弁天が丘	45	64	15	"	1	学 校	1
15	大 森 2 丁 目 (I)	" 大森2丁目	75	80	6	"	1	官公庁	1
16	大 森 2 丁 目 (II)	" 大森2丁目	70	32	6	"	2	宿泊所	2
17	本 地 が 丘	" 本地が丘	51	30	7	"	5	郷土館	1
18	東 谷 - 1	" 上志段味東谷	75	185	8	"	17	知的障 害者援 護施設	1
19	上 寺 林 - 1	" 中志段味上寺林	30	55	10	"	10		
20	可 良 素 - 1	" 中志段味可良素	30	135	7	"	12		
21	吉 根 長 廻 間 - 1	" 吉根長廻間	30	100	10	"	9		
22	東 山 - 1	" 川東山	35	55	18	"	10		
23	大 森 2 丁 目 - 1	" 大森2丁目	31	85	10	"	6		
24	八 竜 - 1	" 大森八竜	32	120	16	"	51	幼稚園	1
25	大 森 2 丁 目 - 2	" 大森2丁目	30	25	5	"	2		
26	守 山 2 丁 目 - 1	" 守山2丁目	30	45	8	"	0	学 校	1
27	東 谷 - 2	" 上志段味東谷	60	25	5	"	7		
28	東 谷 - 3	" 上志段味東谷	30	15	6	"	1		
29	東 谷 - 4	" 上志段味東谷	30	35	10	"	2		
30	東 谷 - 5	" 上志段味東谷	30	80	46	"	1		
31	白 鳥 - 1	" 上志段味白鳥	34	25	10	"	1		
32	西 山 島 - 1	" 中志段味西山島	52	80	7	"	4		
33	南 原 - 1	" 中志段味南原	30	25	10	"	2		
34	長 根 - 1	" 中志段味長根	30	65	8	"	4		
			35	50	14	"	4		

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(6/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
			度	m	m		戸		戸
35	上 野 山 - 1	守山区下志段味上野山	46	30	8	砂 利 混り土	2		
36	下 東 禅 寺 - 1	" 下志段味下東禅寺	32	185	14	"	4		
37	深 沢 - 1	" 下志段味深沢	30	110	14	"	4		
38	深 沢 - 2	" 下志段味深沢	30	100	12	"	3		
39	太 鼓 ヶ 根 - 1	" 吉根太鼓ヶ根	30	45	24	"	1		
40	階 子 田 - 1	" 吉根階子田	36	70	24	"	3		
41	階 子 田 - 2	" 吉根階子田	38	35	35	"	2		
42	階 子 田 - 3	" 吉根階子田	35	95	40	"	3		
43	吉 根 長 廻 間 - 2	" 吉根長廻間	31	30	8	"	1		
44	松 洞 - 1	" 吉根松洞	38	175	19	"	2		
45	八 竜 - 2	" 大森八竜	30	25	8	"	1		
46	八 竜 - 3	" 大森八竜	30	25	10	"	1		
47	八 竜 - 4	" 大森八竜	30	25	14	"	2		
48	東 谷 - 6	" 上志段味東谷	32	80	20	"	1		
49	南 原 - 2	" 中志段味南原	30	55	5	"	2		
50	長 根 - 2	" 中志段味長根	60	30	5	"	4		
51	吉 田 洞 - 1	" 中志段味吉田洞	38	15	5	"	1		
52	唐 曾 - 1	" 下志段味唐曾	65	30	6	"	2		
53	唐 曾 - 2	" 下志段味唐曾	65	25	5	"	1		
54	下志段味長廻間 - 1	" 下志段味長廻間	50	60	6	"	1		
55	東 山 - 2	" 川字東山	32	35	6	"	1		
56	東 山 - 3	" 川字東山	30	75	8	"	4		
57	東 山 - 4	" 川字東山	45	95	7	"	2		
58	八 竜 - 5	" 大森八竜	45	25	5	"	1		
59	北 山 - 1	" 小幡北山	50	20	5	"	1		
60	太 鼓 ヶ 根 - 4	" 鼓が丘一丁目	30	140	10	"	2	老人福 祉施設	1

計画資料 16 がけ崩れ注意箇所(7/7)

番号	区 域 名	位 置	地 形			地質	人家	公共的建物	
			勾配	長さ	高さ			種類	数
1	神 丘 町 2 丁 目	名東区神丘町2丁目	75	687	10	〃	283	病 院	1
2	神 丘 公 園 南	〃 西里町5丁目	58	170	8	〃	40		
3	植 園 公 園 南	〃 猪高町高針大久手 〃 藤巻町3丁目	60	240	15	〃	36		
4	平 和 が 丘 3 丁 目	〃 平和が丘3丁目	49	30	13	〃	1	学 校	1
5	一 社 3 丁 目	〃 一社3丁目	50	30	7	〃	40		
6	柄 杓 場	〃 猪高町上社柄杓場	45	67	10	〃	4		
7	に じ が 丘 1 丁 目	〃 にじが丘1丁目	63	180	12	〃	92		
8	猪子石3丁目-1	〃 猪子石3丁目	30	75	12	〃	5		
9	平和が丘1丁目-1	名東区平和が丘1丁目	32	115	11	砂 利 混り土	17		
10	勢子坊2丁目-1	〃 勢子坊2丁目	30	300	22	〃	0	医 療 施 設等	2
11	植園町1丁目-1	〃 植園町1丁目	60	60	11	〃	8		
12	梅林坂西1丁目-1	〃 梅林坂西1丁目	30	60	12	〃	1		
13	藤巻町3丁目-1	〃 藤巻町3丁目	50	50	6	〃	1		
	計	172箇所					3541		47

【風水害等災害対策編 第2章 第1節 都市の防災構造強化】

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画】

計画資料 17 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (1/5)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定された名古屋市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は次のとおりである。

区域名	位置	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家(戸)	公共施設		愛知県告示 年月日・番号
					数	種類	
一色山-1	緑区大高町字火上山	○	○	0			平成 21. 1. 30・第 68 号
西姥神 B	緑区大高町字西姥神	○	○	0			平成 21. 1. 30・第 68 号
西姥神 A	緑区大高町字東姥神	○	○	1	1	寺	平成 21. 1. 30・第 68 号
東姥神-1	緑区大高町字東姥神	○	○	3			平成 21. 1. 30・第 68 号
城山-1	緑区大高町字本町	○	○	1			平成 21. 1. 30・第 68 号
城山 B	緑区大高町字城山	○	○	2	2	寺	平成 21. 1. 30・第 68 号
城山 A	緑区大高町字田中	○	○	6			平成 21. 1. 30・第 68 号
北横峯-1	緑区大高町字北横峯	○	○	1			平成 21. 1. 30・第 68 号
西正光寺	緑区大高町字西正光寺	○	○	0	1	学校	平成 21. 1. 30・第 68 号
赤塚-1	緑区大高町字洞之腰	○	○	1	5	児童福祉施設	平成 21. 1. 30・第 68 号
鷺津砦跡 B	緑区大高町字鷺津	○	○	1	1	寺	平成 21. 1. 30・第 68 号
鷺津砦跡 A	緑区大高町字鷺津	○	○	31	3	児童福祉施設・寺	平成 21. 1. 30・第 68 号
鷺津-1	緑区大高町字鷺津	○	○	1			平成 21. 1. 30・第 68 号
小坂(Ⅱ)B	緑区大高町字小坂	○	○	4			平成 21. 1. 30・第 68 号
小坂(Ⅰ)	緑区大高町字小坂	○	—	7			平成 21. 1. 30・第 68 号
小坂(Ⅱ)A	緑区大高町字小坂	○	○	12			平成 21. 1. 30・第 68 号
伊賀殿-2	緑区大高町字伊賀殿	○	—	1			平成 21. 1. 30・第 68 号
亀原-1	緑区大高町字亀原	○	○	5			平成 21. 1. 30・第 68 号
丸根 C	緑区大高町字丸根	○	○	0			平成 21. 1. 30・第 68 号
丸根 B	緑区大高町字丸根	○	○	2			平成 21. 1. 30・第 68 号
西丸根-1	緑区大高町字西丸根	○	—	6			平成 21. 1. 30・第 68 号
丸根 A	緑区大高町字丸根	○	—	1			平成 21. 1. 30・第 68 号
西丸根 A	緑区大高町字西丸根	○	○	3			平成 21. 1. 30・第 68 号
西丸根 B	緑区大高町字西丸根	○	—	4			平成 21. 1. 30・第 68 号
鷺津山-1	緑区大高町字鷺津山	○	—	1			平成 21. 1. 30・第 68 号
坊主山-2A	緑区大高町字坊主山	○	○	0			平成 21. 1. 30・第 68 号
坊主山-2B	緑区大高町字坊主山	○	○	0			平成 21. 1. 30・第 68 号
坊主山-2C	緑区大高町字坊主山	○	—	0			平成 21. 1. 30・第 68 号
水主ヶ池-1	緑区大高町字大根山	○	○	0	3	工場	平成 21. 1. 30・第 68 号
鳴子町 1 丁目-2	緑区鳴子町 1 丁目	○	○	50			平成 22. 8. 3・第 487 号
斎山	緑区大高町字斎山	○	○	87	1	宿泊所	平成 22. 8. 3・第 487 号
斎山-2	緑区大高町字斎山	○	○	3			平成 22. 8. 3・第 487 号
定納山-1	緑区大高町字定納山	○	○	0			平成 22. 8. 3・第 487 号
大根山-1	緑区大根山一丁目	○	—	0	1	事業所	平成 22. 8. 3・第 487 号

計画資料 17 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (2/5)

区域名	位置	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家(戸)	公共施設		愛知県告示 年月日・番号
					数	種類	
平部山	緑区青山四丁目	○	—	58			平成 22. 8. 3・第 487 号
石堀山-1A	緑区鳴海町字石堀山	○	○	2			平成 22. 8. 3・第 487 号
石堀山-1B	緑区鳴海町字石堀山	○	—	4			平成 22. 8. 3・第 487 号
前の輪	緑区鳴海町字前之輪	○	○	24			平成 22. 8. 3・第 487 号
セト山	緑区有松町桶狭間字セト山	○	○	0			平成 22. 8. 3・第 487 号
平部山-1	緑区大高町字平部高根	○	—	1			平成 22. 8. 3・第 487 号
中平部	緑区有松南	○	○	0	1	事業所	平成 22. 8. 3・第 487 号
愛宕西	緑区有松町桶狭間字愛宕西	○	○	2			平成 22. 8. 3・第 487 号
幕山	緑区有松町桶狭間字幕山	○	—	12			平成 22. 8. 3・第 487 号
高根-1A	緑区有松町桶狭間字高根	○	○	1			平成 22. 8. 3・第 487 号
高根-1B	緑区有松町桶狭間字高根	○	○	1			平成 22. 8. 3・第 487 号
高根 B	緑区有松町桶狭間字高根	○	—	3			平成 22. 8. 3・第 487 号
高根 A	緑区有松町桶狭間字高根	○	○	2			平成 22. 8. 3・第 487 号
長坂南	緑区有松町有松字長坂南	○	○	3			平成 22. 8. 3・第 487 号
橋東南 A	緑区有松町有松字橋東南	○	—	0	1	学校	平成 22. 8. 3・第 487 号
橋東南 B	緑区有松町有松字橋東南	○	○	2	1	事業所	平成 22. 8. 3・第 487 号
有松裏(Ⅱ)	緑区鳴海町字有松裏	○	○	5			平成 22. 8. 3・第 487 号
姥子山-1	緑区鳴海町字姥子山	○	○	4			平成 22. 8. 3・第 487 号
東陵中学校の西	緑区鳴海町字細根	○	—	5	1	学校	平成 22. 8. 3・第 487 号
細根-3	緑区鳴海町字細根	○	○	0			平成 22. 8. 3・第 487 号
根古屋 A	緑区鳴海町字作町	○	○	2	1	寺	平成 22. 8. 3・第 487 号
根古屋 B	緑区鳴海町字根古屋	○	○	3			平成 22. 8. 3・第 487 号
根古屋 C	緑区鳴海町字根古屋	○	○	0	2	寺	平成 22. 8. 3・第 487 号
鳴海本町	緑区鳴海町字本町	○	—	10	1	寺	平成 22. 8. 3・第 487 号
砦	緑区鳴海町字砦	○	—	3			平成 22. 8. 3・第 487 号
砦(Ⅱ)	緑区鳴海町字砦	○	○	4			平成 22. 8. 3・第 487 号
作の山町-1	緑区作の山町	○	○	4			平成 22. 8. 3・第 487 号
清水寺(Ⅱ)	緑区鳴海町字清水寺	○	○	43			平成 22. 8. 3・第 487 号
清水寺(Ⅰ)	緑区鳴海町字清水寺	○	○	22			平成 22. 8. 3・第 487 号
三王山	緑区鳴海町字三王山	○	○	48			平成 22. 8. 3・第 487 号
神ノ倉-7	緑区鳴海町字神ノ倉	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
横吹-1	緑区鳴海町字横吹	○	○	1			平成 24. 3. 23・第 231 号
滝ノ水 2 丁目-1	緑区滝ノ水二丁目	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
黒沢台	緑区黒沢台三丁目	○	○	3			平成 24. 3. 23・第 231 号

計画資料 17 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (3/5)

区域名	位置	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家(戸)	公共施設		愛知県告示 年月日・番号
					数	種類	
黒沢台3丁目-1	緑区黒沢台三丁目	○	○	0			平成24.3.23・第231号
神ノ倉-2	緑区鳴海町神ノ倉	○	○	1			平成24.3.23・第231号
裏山-1	天白区天白町大字八事字裏山	○	○	2			平成24.3.23・第231号
裏山-2	天白区天白町大字八事字裏山	○	○	1			平成24.3.23・第231号
裏山-3	天白区天白町大字八事字裏山	○	○	0			平成24.3.23・第231号
裏山-5	天白区天白町大字八事字裏山	○	○	0	1	事業所	平成24.3.23・第231号
裏山-6	天白区天白町大字八事字裏山	○	○	0			平成24.3.23・第231号
山田	天白区天白町大字八事字山田	○	○	22			平成24.3.23・第231号
山田-1	天白区天白町大字八事字山田	○	○	0			平成24.3.23・第231号
山田-2	天白区天白町大字八事字山田	○	○	2			平成24.3.23・第231号
山田-3	天白区天白町大字八事字山田	○	○	3			平成24.3.23・第231号
新池	天白区土原一丁目	○	○	9			平成24.3.23・第231号
土原1丁目-1	天白区土原一丁目	○	○	1			平成24.3.23・第231号
土原1丁目-2	天白区土原一丁目	○	○	2			平成24.3.23・第231号
土原2丁目-4	天白区土原二丁目	○	○	6			平成24.3.23・第231号
天白町島田黒石-1	天白区天白町大字島田字黒石	○	-	0	2	公民館	平成24.3.23・第231号
相生-4	天白区天白町大字野並字相生	○	○	1			平成24.3.23・第231号
市交通局野並営業所北A	天白区天白町大字野並字相生	○	-	0			平成24.3.23・第231号
市交通局野並営業所北B	天白区天白町大字野並字相生	○	○	0			平成24.3.23・第231号
市交通局野並営業所北C	天白区天白町大字野並字相生	○	○	0			平成24.3.23・第231号
相生-1	天白区天白町大字野並字相生	○	○	2			平成24.3.23・第231号
相生山病院裏	天白区天白町大字野並字相生	○	○	3			平成24.3.23・第231号
相生山病院東	天白区天白町大字野並字相生	○	○	12			平成24.3.23・第231号
相生山住宅34号棟の南	天白区久方一丁目	○	○	1			平成24.3.23・第231号
御前場町	天白区御前場町	○	○	5	1	学校	平成24.3.23・第231号
黒石(Ⅱ)	天白区平針南一丁目	○	○	10			平成24.3.23・第231号
大根ヶ越-1	天白区天白町大字平針字大根ヶ越	○	○	1			平成24.3.23・第231号
向が丘1丁目	天白区向が丘一丁目	○	○	2			平成24.3.23・第231号
土原1丁目-3	天白区土原一丁目	○	○	1			平成24.3.23・第231号
豊田工業大学南	天白区久方二丁目	○	○	2	1	学校	平成24.3.23・第231号

計画資料 17 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (4/5)

区域名	位置	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家(戸)	公共施設		愛知県告示 年月日・番号
					数	種類	
八事裏山A	天白区八事山	○	—	156			平成 24. 3. 23・第 231 号
八事裏山B	天白区八事山	○	○	1			平成 24. 3. 23・第 231 号
八事裏山C	天白区八事山	○	—	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
八幡山-1	天白区八幡山	○	○	8			平成 24. 3. 23・第 231 号
八幡山-2	天白区八幡山	○	—	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
八事霊園南A	天白区八幡山	○	—	1	1	障害者 支援施設	平成 24. 3. 23・第 231 号
八事霊園南B	天白区八幡山	○	—	36			平成 24. 3. 23・第 231 号
八事霊園南C	天白区八幡山	○	○	47	1	病院	平成 24. 3. 23・第 231 号
八事霊園南D	天白区八幡山	○	—	5			平成 24. 3. 23・第 231 号
八事霊園南E	天白区八幡山	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
八幡山	天白区八幡山	○	—	2			平成 24. 3. 23・第 231 号
八幡山-4	天白区八幡山	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅰ)A	天白区御幸山	○	—	12			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅰ)B	天白区御幸山	○	○	41			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅰ)C	天白区御幸山	○	—	15			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-1	天白区御幸山	○	—	6			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-2	天白区御幸山	○	—	6			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅱ)	天白区御幸山	○	○	1			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-3A	天白区御幸山	○	—	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-3B	天白区御幸山	○	○	1	1	神社	平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-3C	天白区御幸山	○	○	1			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-3D	天白区御幸山	○	—	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-3E	天白区御幸山	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-3F	天白区御幸山	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅲ)A	天白区御幸山	○	○	1			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅲ)B	天白区御幸山	○	○	20			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山(Ⅲ)C	天白区御幸山	○	○	0			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山	天白区御幸山	○	○	4			平成 24. 3. 23・第 231 号
御幸山-5	天白区御幸山	○	○	2			平成 24. 3. 23・第 231 号
音聞山A	天白区音聞山	○	—	14			平成 24. 3. 23・第 231 号
音聞山B	天白区音聞山	○	—	2			平成 24. 3. 23・第 231 号
音聞山C	天白区音聞山	○	—	2			平成 24. 3. 23・第 231 号
音聞山D	天白区音聞山	○	○	11			平成 24. 3. 23・第 231 号
音聞山E	天白区音聞山	○	—	14			平成 24. 3. 23・第 231 号

計画資料 17 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (5/5)

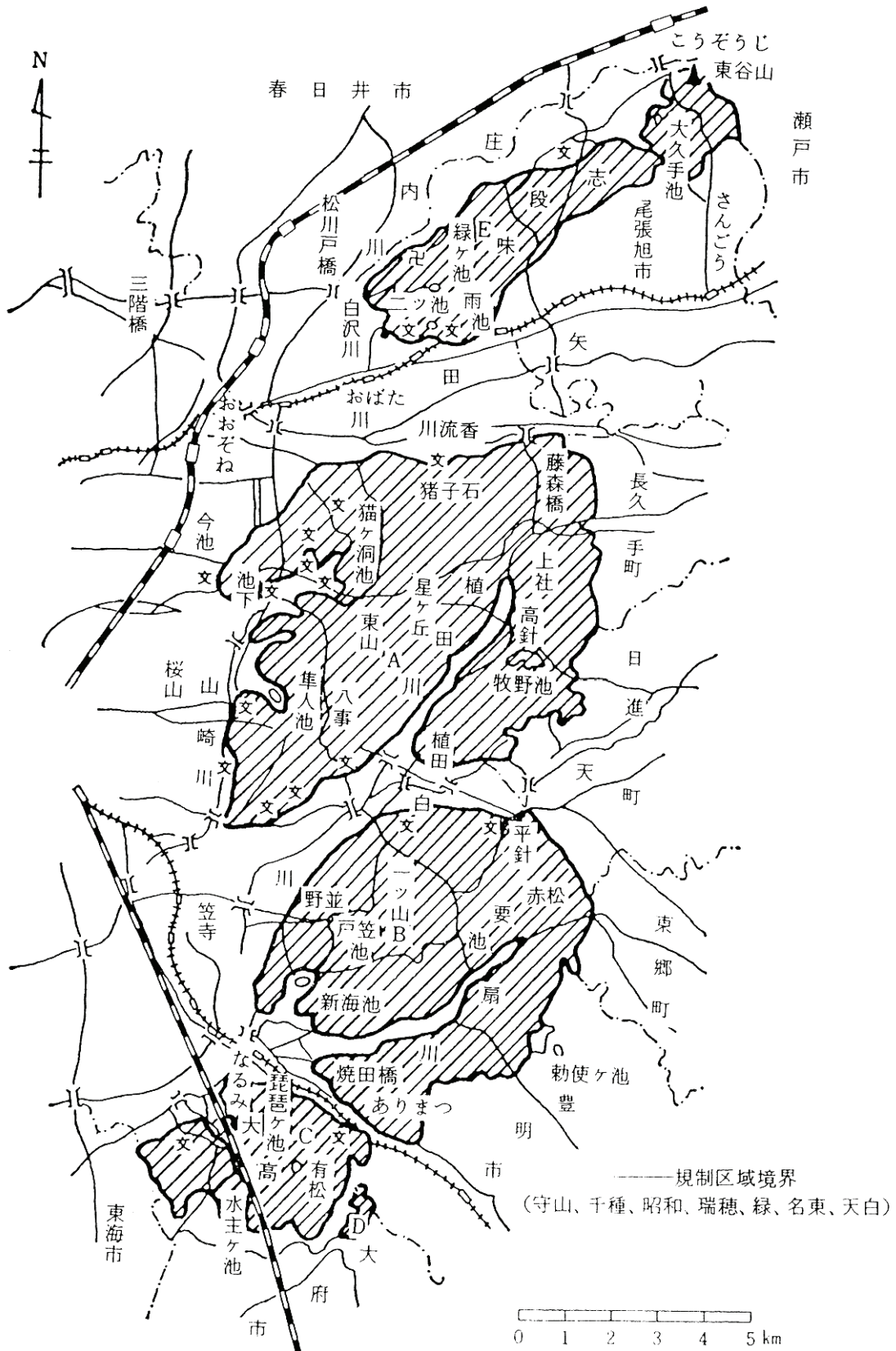
区域名	位置	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家(戸)	公共施設		愛知県告示 年月日・番号
					数	種類	
音聞山(Ⅰ)A	天白区音聞山	○	○	1			平成24.3.23・第231号
音聞山(Ⅰ)B	天白区音聞山	○	○	15			平成24.3.23・第231号
音聞山(Ⅱ)A	天白区音聞山	○	—	15			平成24.3.23・第231号
音聞山(Ⅱ)B	天白区音聞山	○	○	22			平成24.3.23・第231号
音聞山-2A	天白区音聞山	○	○	0			平成24.3.23・第231号
音聞山-2B	天白区音聞山	○	○	1			平成24.3.23・第231号
表山2丁目(Ⅰ)A	天白区表山二丁目	○	○	71			平成24.3.23・第231号
表山2丁目(Ⅰ)B	天白区表山二丁目	○	—	19			平成24.3.23・第231号
表山2丁目(Ⅱ)	天白区表山二丁目	○	○	1			平成24.3.23・第231号
表山1丁目-2	天白区表山一丁目	○	—	2			平成24.3.23・第231号
表山3丁目-2	天白区表山三丁目	○	○	1			平成24.3.23・第231号
表山3丁目-3	天白区表山三丁目	○	○	18			平成24.3.23・第231号
表山3丁目-4	天白区表山三丁目	○	○	39			平成24.3.23・第231号
植田1丁目-1A	天白区植田一丁目	○	○	2			平成24.3.23・第231号
植田1丁目-1B	天白区植田一丁目	○	○	13			平成24.3.23・第231号
植田1丁目-1C	天白区植田一丁目	○	○	15	1	公民館	平成24.3.23・第231号
一つ山2丁目-1A	天白区一つ山2丁目	○	○	18			平成24.3.23・第231号
一つ山2丁目-1B	天白区一つ山2丁目	○	—	19			平成24.3.23・第231号
一つ山2丁目	天白区一つ山2丁目	○	—	25			平成24.3.23・第231号
一つ山5丁目A	天白区一つ山5丁目	○	—	6			平成24.3.23・第231号
一つ山5丁目B	天白区一つ山5丁目	○	—	2			平成24.3.23・第231号
一つ山5丁目C	天白区一つ山5丁目	○	○	18			平成24.3.23・第231号
一つ山5丁目D	天白区一つ山5丁目	○	○	13			平成24.3.23・第231号
計		155箇所	112箇所	1340	35		

○は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることを示す。

【風水害等災害対策編 第2章 第1節 都市の防災構造強化】

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画】



計画資料 19 特別防火対象物等 (1/2)

(1) 対象物一覧

平成 24 年 4 月 1 日現在

用 途 別	数
劇場、映画館、観覧場	21
公会堂、集会場	422
キャバレー、カフェの類	11
パチンコ、ボーリング場、その他の遊技場	100
性風俗関連特殊営業を営む店舗	61
カラオケボックス、個室ビデオ店等	88
待合、料理店	17
飲食店	1,828
百貨店、マーケットの類	1,880
旅館、ホテル、宿泊所、会社の保養寮	243
寄宿舎、下宿、共同住宅	15,706
病院、診療所、助産所	511
社会福祉施設（主として自力避難困難者を入所させるもの）	384
社会福祉施設（上記以外のもの）、保育所	873
幼稚園、特別支援学校	166
小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校	880
図書館、博物館、美術館	30
特殊浴場の類	18
公衆浴場	75
車両の停車場	118
神社、寺院、教会の類	538
工場、作業場	2,864
映画スタジオ、テレビスタジオ	7
自動車車庫、駐車場	358
航空機格納庫	0
営業倉庫、その他の倉庫	1,636
前各号に該当しない事業所	3,641
特定防火対象物の存する複合用途の防火対象物	8,510
特定防火対象物以外の用途が存する複合用途の防火対象物	3,583
地下街	18
重要文化財等	14
延長50m以上のアーケード	10
その他	357
合 計	44,968

計画資料 19 特別防火対象物等(2/2)

(2) 名古屋市内指定文化財

平成24年4月1日現在

文化財の種別		指定別件数		国指定 文化財	県指定 文化財	市指定 文化財	計
		絵画	彫刻				
有形文化財	美術工芸	絵画		16	17	11	44
		彫刻		5	9	5	19
		工芸		41	40	9	90
	書跡		53	17	0	70	
	建造物		9	12	25	46	
	考古資料		1	6	3	10	
	歴史資料		0	4	4	8	
無形文化財	芸能		0	0	2	2	
	工芸技術		0	0	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財		0	0	38	38	
	無形民俗文化財		0	2	10	12	
記念物	史跡		6	0	6	12	
	名勝		1	0	1	2	
	天然記念物		1	0	4	5	
計				133	107	118	358

計画資料 20 高層建築物及び地下街 (1/2)

(1) 高層建築物区別一覧表

平成 24 年 4 月 1 日現在

区分	11階	12階	13階	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階	27階	29階	30階	31階	33階	36階	42階	45階	47階	53階	計	
千種	45	33	27	24	22				1	1			2		1	1			1								158	
東	67	41	29	50	50	1	1	2		2	1	4							1								255	
北	51	24	13	41	18					1					1									1			150	
西	39	25	13	29	32						1			1					1				1				142	
中村	71	33	19	21	20	1	1	4	1							2					1	1			1	1	177	
中	189	116	79	100	54	9	3	5	4	2	2		1	3	1		2	1			2						573	
昭和	37	10	8	23	20																						98	
瑞穂	35	11	10	13	20			1																			90	
熱田	38	17	10	31	10				1			1													1		109	
中川	50	16	16	28	8																						118	
港	43	11	10	35	12										2												113	
南	33	6	11	14	3																						67	
守山	18	9	14	18	7																						66	
緑	12	6	4	12	9																						43	
名東	18	7	7	9	8																						49	
天白	35	15	20	28	13	1																					112	
計	781	380	290	482	306	12	5	12	7	6	4	5	3	4	5	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2320

(注) 高層建築物とは地階を除く階数が 11 以上の建築物をいう。

計画資料 20 高層建築物及び地下街 (2/2)

(2) 地下街

地下街連絡協議会所管範囲

平成 24 年 4 月 1 日現在

地 下 街 等			地階部分が地下街と一体を なすものとみなされる防火対象物	
名 称		床面積 (㎡)	名 称	地 階 の 延べ面積 (㎡)
名古屋 駅地区 地下街	名古屋地下街	11,347	菱信ビル	4,053
	地下鉄名古屋駅地下街	1,983	名鉄ハスターミナルビル	13,437
	新名フード地下街	712	名古屋近鉄ビル	5,750
	ミヤコ地下街	3,609	名鉄百貨店	15,225
	大名古屋ビル地下街	897	大名古屋ビル	18,358
	ユニモール	27,364	堀内ビル	6,458
	テルミナ地下街	7,228	白川第三ビル	5,486
	中部近鉄百貨店	69		
	新幹線地下街エスカ	29,180		
	小 計	82,389	小 計	68,767
栄地区 地下街	地下鉄栄地下街	13,337	中部日本ビルディング	23,279
	サカエチカ	14,239	丸栄百貨店	8,583
	セントラルパーク	56,518	名古屋三越百貨店栄本店	10,352
			栄町ビル	17,989
			明治生命名古屋ビル	13,374
			栄ビル	11,045
			ニューサカエビル	6,856
小 計	84,094	小 計	91,478	
地下鉄金山地下街		426		
伏見地下街		2,712		
地下鉄今池地下街		1,194		
地下鉄千種名店街		812		
地下鉄上前津地下街		1,286		
大曾根駅前地下施設		154,000		
計	18	188,313	16	160,245

【風水害等災害対策編 第 2 章 第 15 節 火災予防計画】

計画資料 21 危険物大量保有事業所

平成 24 年 4 月 1 日現在

区	事業所名	所在地	危険物の種類	危険物倍数合計
瑞穂	日本ガイシ株式会社 名古屋地区瑞穂北地区	瑞穂区須田町2番56	第2類 第3類 第4類	1072.22倍
熱田	日本ガイシ株式会社 名古屋熱田地区	熱田区六野一丁目3番16	第2類 第3類 第4類	7154.3倍
中川	名古屋シェル石油販売株式会社 中川油槽所	中川区清川町五丁目2	第4類	1009.5倍
港	丸中興産株式会社 中川運河油槽所	港区新船町一丁目1	第4類	1675.50倍
	日産化学工業株式会社 名古屋工場	港区築地町7	第2類 第4類	10357.54倍
	住友軽金属工業株式会社 名古屋製造所	港区千年三丁目1番12	第4類	3586.52倍
計	5社6事業所			

(注) この表は、消防法の別表第一に掲げる危険物を指定数量の1,000倍以上貯蔵、取扱いをしている事業所を掲載したものである(石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所及び移動タンク貯蔵所を除く)。

なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】
 【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 21-2 毒物・劇物製造所(1/3)

平成23年8月1日現在

区名	製造所所在地	製造所名称	保有主要品目名	電話番号
千種	千種一丁目16-17	菅化学(株)	シアン化ナトリウム、塩酸、メタノール、水酸化ナトリウム、アンモニア、酢酸エチル、トルエン、メチルエチルケトン	741-6388
東	東新町1番地	中部電力(株)	六弗化ウラン	951-8211
	矢田2-16-39	東海製油工業(株)	硝酸、水酸化ナトリウム	721-2611
	相生町85	(株)三田村商店	セレン化カドミウム	931-5564
北	上飯田南町五丁目35	ヒシジー化学工業所	セレン化カドミウム、アンチモン酸鉛	914-0380
西	菊井二丁目1-3	(有)早川商店	塩酸、メタノール、水酸化ナトリウム、トルエン、メチルエチルケトン	571-2090
	花の木一丁目16-15	日米薬品商会	硫酸、塩酸、硝酸、水酸化ナトリウム、メタノール、ホルマリン	531-0002
	長先町12	柴垣化学(株)	塩酸、硫酸	502-0001
	香呑町6-15	日本重工化学(株)	水酸化ナトリウム	531-0843
	玉池町90	日成化成(株)	硅弗化水素酸	501-9361
	則武新町3-1-36	(株)ノリタケカンパニーリミテド	チタン酸バリウム	561-7166
中村	名駅南一丁目19-31	大和物産(株)	硫酸、塩酸、メタノール	582-8821
	佐古前町15-46	(株)滝市商店 佐古前倉庫	硫酸、塩酸、水酸化ナトリウム	471-9639
	塩池町3-10-20	(株)内藤商店倉庫	硫酸、蔞酸、水酸化ナトリウム、硝酸 トルエン	962-5551
	長戸井町3-10	(株)藤浪商店	メタノール	451-7246
	鳥居通2-40	三友産業(株)	水酸化ナトリウム	471-4221
	稲上町1-12	共立機巧(株)	水酸化ナトリウム	412-5111
	新富町五丁目1-5	ムラロン(株)	クロム酸鉛、クロム酸カリウム、クロム酸亜鉛	461-8165
	高道町1-10-20	山本薬品産業(株)	水酸化ナトリウム	482-1263

計画資料 21-2 毒物・劇物製造所(2/3)

区名	製造所所在地	製造所名称	保有主要品目名	電話番号
中	丸の内三丁目8-3	(株)内藤商店	ホルマリン、水酸化ナトリウム、硫酸、 砒酸	962-5551
	〃 三丁目1-28	三和合名会社	メタノール、トルエン、酢酸エチル	961-0481
瑞穂	井の元町100	(株)日硫商会	硫酸、塩酸、水酸化ナトリウム、アン モニア	831-4986
	〃 166	近藤薬品産業(株) 中根倉庫	硫酸、塩酸、水酸化ナトリウム、硝酸	832-8635
	豊岡通一丁目14	壽化工機(株)	水酸化ナトリウム、硫酸、塩化水素、 塩酸ヒドロキシルアンモニウム	835-2361
	桃園町4-18	日本パーカライジング (株)中京事業所	弗化水素、水酸化ナトリウム、アンモ ニア、塩素酸ナトリウム	821-6136
熱田	伝馬1-11-1	(株)ユニケミー	硅弗化水素酸、弗化水素、硫酸	682-5069
	伝馬1-12-23	(株)壽化工	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム	682-2181
	河田町24-1	武井化学興業(株) 熱田工場	シクロヘキシルアミン、水酸化カリウ ム	762-0361
	桜田町1-10	(有)清水メッキ工業所	シアン化カリウム、シアン化第1金カリ ウム	872-3755
中川	清川町3-1	北村化学産業(株) 清川町倉庫	メタノール、キシレン、酢酸エチル、 トルエン	361-3201
	八神町4-22	三恵冶金工業(株) 中川工場	シアン化ナトリウム、塩酸、塩化バリ ウム、水酸化ナトリウム	351-3391
	江松一丁目105	東海製薬(株)中川工場	メタノール、過酸化水素	302-8501
	澄池町1104	(株)佐藤組	硫酸、塩酸	351-8661
	北江町2-16	村松正勝	無水クロム酸、硫酸	351-5937
港	昭和町17-23	東亜合成(株)名古屋工場	塩素、塩化水素、硫酸、水酸化ナトリ ウム、水酸化カリウム、アクリル酸、 硅弗化ナトリウム	611-9815
	築地町7	日産化学工業(株) 名古屋工場	硫酸	661-1676
	本宮町2-34	木曾興業(株)	水酸化ナトリウム、アンモニア、硫酸 メタノール	661-1915
	潮見町37-16	(株)辰巳商会	メタノール、フェノール、トルエン、 アクリルニトリル	611-4611
	熱田前新田中川東	名古屋ケミカルターミナル ミヤタコーポレーショ ン港ケミカルセンター	硫酸、硝酸	651-1828
	船見町57	(株)油辰商店 船見工場	塩酸、水酸化ナトリウム	611-1426
	〃 48	(株)油辰商店 船見第2工場	硫酸、塩酸、水酸化カリウム	〃
	潮風町1-2	(株)東京液体化成品 センター名古屋営業所	硝酸	381-5391
	潮見町37-24	シンコーケミカルター ミナル(株)名古屋事業所	トルエン、酢酸エチル、キシレン、メ タノール	612-3911
	〃	昭永ケミカル(株) 名古屋工場	メタノール、酢酸エチル、トルエン、 キシレン	612-3371

計画資料 21-2 毒物・劇物製造所 (3/3)

区名	製造所所在地	製造所名称	保有主要品目名	電話番号
港	大江町9-1	東レ(株)名古屋事業場	ヘキサミン	613-5113
	潮見町11-1	(株)サンラックス 名古屋油槽所	メタノール、酢酸エチル、 メチルエチルケトン	612-2015
	正徳町1-70	森洋運送(株) 本社営業所	メタノール、硝酸、過酸化水素	651-8191
	当知三丁目3314	名研化学(株)	硫酸、無水クロム酸、水酸化ナトリウム	382-4575
	港栄一丁目7-28	三和化学産業(株)港工場	メタノール、酢酸エチル、トルエン、 キシレン、メチルエチルケトン	611-5221
	熱田前新田中川東 10-3	村上運輸倉庫(株)	硫酸、硝酸、水酸化ナトリウム	661-9741
	千鳥一丁目3-17	大日本木材防腐(株)	クロルピリホス	661-1506
	十一屋二丁目12	(株)アック	トルエン、メタノール、酢酸エチル、 無水クロム酸	381-8001
	空見町32	宇部興産(株)名古屋支店 名古屋アンモニアセンター	アンモニア	201-7071
	〃	大盛化工(株)名古屋工場	アンモニア	398-1285
	潮見町37-31	ケミカルロジテック(株) 名古屋油槽所	水酸化ナトリウム	611-3021
	潮風町1	三昭(株)名古屋支店	水酸化ナトリウム	381-1236
	船見町57	(株)サンラックス八号地 危険物船見倉庫	メチルエチルケトン、メタノール、 キシレン、トルエン、酢酸エチル	691-5136
	潮見町8 〃 48-2	宝石油化学(株) (株)サンラックス 名古屋油槽所21	水酸化ナトリウム メタノール、酢酸エチル、メチルエチル ケトン、アンモニア	613-4412 691-5136
	小碓2-20	トーアケミスク(株)	硅弗化水素酸、硅弗化ナトリウム、弗 化亜鉛	846-8811
南	丹後通2-1	三井化学(株) 名古屋工場	塩酸、フェノール	614-2111
	元塩町1-41	(株)オーシーシー	水酸化ナトリウム	614-1737
守山	八坂11-21	三協化学(株)守山工場	メタノール、トルエン、酢酸エチル、 キシレン、メチルエチルケトン	791-2275
	中志段味字西原 2813	(株)名古屋化学工業所 守山工場	トルエン、メタノール、酢酸エチル、 キシレン	736-0428
	西川原町241	(株)スズイチ	硫酸、水酸化ナトリウム	791-2726
	瀬古1-908	三協薬品(株)	フェノール、水酸化ナトリウム、クレ ゾール	793-8148
名東	貴船1-27	名東化工機(株)	水酸化ナトリウム	701-2121
	貴船1-343	名水産業(株)	シアン化カリウム、水酸化ナトリウム、 アジ化ナトリウム、硫酸	702-4380

(参考：毒物・劇物等の性状)

項目 品目	有害危険										発生経路							
	人体に及ぼす障害										その他	人体に及ぼす障害		その他				
	呼吸器障害	視力障害	精神障害	内臓障害	中枢神経障害	血液障害	皮膚障害	粘膜障害	骨障害	燃焼	爆発	呼吸器	消化器	皮膚	火気接触	衝撃	摩擦	加熱
医薬用外毒物 シアン化カリウム 青酸カリ KCN	○			○	○	○						○	○					
医薬用外毒物 シアン化ナトリウム 青酸ソーダ NaCN	○			○	○	○						○	○					
医薬用外毒物 水銀Hg		○	○	○				○				○	○					
医薬用外毒物 塩化水銀(Ⅱ) 昇汞 HgCl ₂		○	○	○				○					○					
医薬用外毒物 ニコチン酸 C ₁₀ H ₁₄ N ₂		○	○	○	○			○					○					
医薬用外毒物 ニッケル カルボニル Ni(CO) ₄				○	○	○				○		○			○			○

特 性	許 容 濃 度
<p>無色又は灰色の塊片、乾燥物は無臭、空気中で湿気を吸い苦扁桃臭を発する猛毒であり、空気に触れると炭酸ガスを吸収して、シアン化水素を発生、又酸類によってもシアン化水素を発生し危険である。加熱すると蟻酸カリとアンモニアに分解する。</p>	<p>5mg/m³ (シアンとして)</p>
<p>無色半透明の固塊、水に極めてとけやすい。アンモニア、アルコールにとけ、青酸臭がある。潮解性をもち、大気中の湿気を吸収して徐々に分解し、シアン化水素を発生し、苛性ソーダ、炭酸ソーダになる。</p>	<p>5mg/m³ (シアンとして)</p>
<p>常温下、液状の唯一の金属、銀白色の金属光沢を有する重い液体、硝酸にとける。油脂とはエマルジョンを、ナトリウム、カリウム、金、銀とはアマルガムを作る。昇華性あり。金属毒のうち、水銀はヒ素に次いで中毒発生率が高く、水銀化合物のうち、水、希酸にとけるものは猛毒である。急性中毒は胃腸の激痛、吐瀉下痢、尿量減少、粘膜を侵し心臓衰弱で死亡、慢性中毒は歯肉炎、消化不良、手指のふるえ等。金属水銀による中毒を防ぐには水銀の微細なこぼれを放置しないこと、水銀がおかれてある場所の温度の上昇を防ぎ蒸気としての量が増加するのを防止することが大切である。</p>	<p>0.01mg/m³</p>
<p>白色の透明で重い針状結晶、水、エーテルにとけアルコール、熱湯にはよくとける。水溶液は酸性を呈する。</p>	<p>0.05mg/m³ (水銀として)</p>
<p>煙草葉中の主アルカロイド、純ニコチンは無色無臭の油状液体、空気中で速やかに褐変する。硫酸ニコチンはニコチンに硫酸を結びつけ不揮発性にしたもので無色針状結晶、刺激性の味がある。急性中毒は、よだれ、吐気、悪心、嘔吐、脈拍不正、発汗、瞳孔縮小、人事不省、呼吸困難、けいれん等を生ず、慢性中毒は咽喉カタル、心臓障害、視力減弱、眩暈、動脈硬化、精神異常等。</p>	<p>0.5mg/m³</p>
<p>常温で容易に気化する可燃性の液体で、その蒸気の毒性は一酸化炭素によく似ており、5倍位強い毒性がある。高濃度の蒸気を吸入したときは、心肺、肝臓に大出血を生じ数分で死に至る。</p>	<p>0.05ppm 0.35mg/m³</p>

項目 品目	有害危険									発生経路								
	人体に及ぼす障害									その他		人体に及ぼす障害			その他			
	呼吸器障害	視力障害	精神障害	内臓障害	中枢神経障害	血液障害	皮膚障害	粘膜障害	骨障害	燃焼	爆発	呼吸器	消化器	皮膚	火気接触	衝撃	摩擦	加熱
医薬用外毒物 亜ヒ酸 As_2O_3				○	○		○	○					○	○				
医薬用外劇物 塩化亜鉛 $ZnCl_2$	○			○				○				○						○
医薬用外劇物 アンモニア水 (但し10%以上) NH_4OH	○	○					○	○				○		○				○
医薬用外劇物 塩酸 (但し10%以上) HCl	○			○			○	○				○		○				
医薬用外劇物 クロホルム $CHCl_3$	○			○	○		○					○		○				○
医薬用外劇物 シロ化ソーダ Na_2SiF_6	○			○	○		○	○				○		○				

特 性	許 容 濃 度
<p>無色結晶性で218度で昇華、水にわずかにとける。苛性アルカリにとける。急性中毒は使用後その量の多少により数十分～数時間にして現われ、コレラ様の頻回の下痢、嘔吐、腹痛、更に、心臓衰弱、チアノーゼを発し虚脱症状を呈し、全身けいれんを生じ死に至る。慢性中毒においては、嘔吐、食欲減退、皮膚に乾燥性発疹を生じ粘膜に乾燥性炎症をきたし、知覚障害、運動障害をおこす。</p>	<p>0.5mg/m³ (ヒ素として)</p>
<p>白色の粉末で空気に触れると水分を吸収して潮解する。水・アルコールによくとける。加熱して生ずる蒸気を吸収すると有毒であり、取扱頻度が多いと慢性中毒をおこすことがある。中毒症状は銅塩類によく似ている。粘膜の腐食、疼痛、急性の胃腸カタル、血便を生ずる。</p>	<p>1mg/m³</p>
<p>アンモニアの水溶液で無色揮発性液体で刺激臭がある。強いアルカリ性を呈し、濃塩酸を近づけると白霧を生ずる。圧縮すれば液化する。濃厚液は皮膚粘膜を激しく腐食する。60分耐えられる最高濃度は300ppm、許容濃度は、空气中100ppm。</p>	<p>50ppm 35mg/m³</p>
<p>塩化水素の水溶液である。強い酸性を呈し、純粋なものは無色の液体、工業用のものは黄色を呈するものがある。濃厚なものは空気中の水分によって発煙する。金属を溶解して水素を発生する。腐食性が強いので濃厚な液を皮膚にふれさすと炎症をおこす。</p>	<p>5ppm 7.5mg/m³</p>
<p>無色透明で屈折率の大きい揮発性液体、重い。甘くて特異臭がある。大気、日光により容易に分解し、塩素、塩酸、ホスゲン、四塩化炭素等を生じる。アルコールを少量加えておくと安定である。アルコール、ベンゼン、エーテル、石油エーテル、四塩化炭素、二酸化炭素、油によくとける。濃度1.0～1.5V/V%の空气中で呼吸麻痺を生じ運動知覚を麻痺し、意識消失、全身筋肉弛緩、瞳孔収縮を呈す。長期のときは、肝、腎、心臓障害を生じ皮膚にふれると火傷する。不燃性である。</p>	<p>10ppm 50mg/m³</p>
<p>白色結晶性粉末、水にわずかにとけ、アルコール、エーテルに不溶、中枢神経興奮作用あり、悪心、はき気、筋肉無力、けいれんを生じ、呼吸麻痺、全身硬直で致死、刺激作用強く粘膜をおかす。皮膚に接触すれば火傷を負うことがある。</p>	<p>硅弗化水素 33mg/m³</p>

項目 品目	有害危険								発 生 経 路									
	人 体 に 及 ぼ す 障 害								その他		人 体 に 及 ぼ す 障 害				そ の 他			
	呼 吸 器 障 害	視 力 障 害	精 神 障 害	内 臓 障 害	中 枢 神 経 障 害	血 液 障 害	皮 膚 障 害	粘 膜 障 害	骨 障 害	燃 焼	爆 発	呼 吸 器	消 化 器	皮 膚	火 気 接 触	衝 撃	摩 擦	加 熱
医薬用外劇物 四塩化炭素 CCl ₄	○			○								○						
医薬用外劇物 しゅう酸 (但し10%以上) CO ₂ HCO ₂ H. 2H ₂ O	○			○								○						
医薬用外劇物 硝酸 (但し10%以上) HNO ₃	○	○		○			○	○			○	○		○				
医薬用外劇物 水酸化カリウ ム 苛性カリ (但し5%以上) KOH				○			○	○						○				
医薬用外劇物 水酸化ナトリ ウム 苛性ソーダ (但し5%以上) NaOH				○			○	○						○				
医薬用外劇物 二硫化炭素 CS ₂	○	○	○		○		○	○		○		○		○	○			○

特 性	許 容 濃 度
揮発性、麻醉性の芳香を有する重い液体、不燃性、水にほとんどとけなく、アルコールにとける。ガスを吸入すると頭痛、疲労、嘔吐、めまい、肝・腎臓障害を起こす。	10ppm 65mg/m ³
無色透明の単針晶系結晶、102度で結晶水を失い昇華する。急に加熱すれば分解する。乾燥空気中では風化する。10倍容の水にとける。腐食性を有し、昇華した煙霧を吸入すると気管上部に障害を与え、経口したときは、けいれん、虚脱、昏睡、致死する。	1mg/m ³
無色透明の液体で刺激性の煙を発生し腐食性が極めて大きい無機酸である。還元性物質を接触すると発火又は爆発する。皮膚、粘膜、眼球等人体全てに強い腐食を受ける。	2ppm 5mg/m ³
白色の固体で、水、アルコールには熱を発生してとける。空気中に放置すると水分と炭酸ガスを吸収して潮解する。腐食性強く、強アルカリ性を呈す。たん白を溶解する性質が極めて強く、皮膚に触れると激しく腐食し粘膜に対する腐食度が極めてはげしい。	2ppm
白色結晶性の固い塊、水と炭酸を吸収する性質強く、空気中に放置すると潮解して炭酸ソーダの皮膚を作る。水に易溶、強アルカリ性を呈す。腐食性が強く、毒性は苛性カリに同様。	2ppm
沸点、引火点、発火温度共に低い液体でその蒸気は極めて有毒で頭痛、精神不安等神経障害をおこす。空気中に4%以上の蒸気が存在すると1～2時間で死をもたらす。皮膚に長く付着すると炎症をおこす。又眼を刺激して視力障害の原因にもなる。	10ppm 30mg/m ³

項目 品目	有害危険								発生経路									
	人体に及ぼす障害								その他		人体に及ぼす障害				その他			
	呼吸器障害	視力障害	精神障害	内臓障害	中枢神経障害	血液障害	皮膚障害	粘膜障害	骨障害	燃焼	爆発	呼吸器	消化器	皮膚	火気接触	衝撃	摩擦	加熱
医薬用外劇物 ホルムアルデヒド ホルマリン (但し1%以上) HCHO	○	○		○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
医薬用外劇物 メタノール CH ₃ OH		○	○				○	○		○		○	○	○	○			
医薬用外劇物 硫酸 (但し10%以上) H ₂ SO ₄	○						○	○				○		○				
医薬用外劇物 亜硝酸ソーダ NaNO ₂					○	○												
医薬用外毒物 アジ化ナトリウム NaN ₃	○				○	○	○	○			○	○	○	○				

特 性	許 容 濃 度
<p>無色透明、窒息性の刺激臭のある液体、蒸発残渣は約430℃で発火、ホルマリンはホルムアルデヒドの35%溶液で安定剤として0～15%のメタノールを含む、パラホルムアルデヒドは95%のホルムアルデヒドを含む固形重合物である。毒性として水溶液から出る蒸気を吸入すると粘膜が刺激されて咳が出、眼に触れれば涙が出る。長時間触れれば結膜炎、気管支炎をおこし高濃度では喉頭炎、気管支炎、肺炎になる。又不眠症、虚弱感、心悸亢進等も現われる。水溶液を飲むと消化器系に刺激を与え嘔気、嘔吐を催す。激しい下腹痛、意識喪失、全身虚脱、致死する。40%液20mlの内用時は呼吸困難、めまい、嘔吐、口腔、胃に炎症をおこし30mlではチアノーゼ、心臓衰弱で20分間で死亡した例がある。水溶液が火気に包まれると温度が上昇して可燃性の蒸気を生ず、火災時は水、炭酸ガス、粉末又は、四塩化炭素が有効である。</p>	<p>2ppm 3mg/m³</p>
<p>無色の液体で引火性、火災の危険性が大きい。毒性は特に強くはないが、飲んだ場合いわゆるメチル中毒をおこすことがあり、中枢神経が侵され、失明するおそれがある。蒸気を吸入した場合は、1,000ppmで軽い中毒症状が現われる。皮膚や粘膜を刺激して炎症をおこすことがある。</p>	<p>260mg/m³</p>
<p>無色透明の液体であるが粗製品、工業用品は有機物を混じ、かすかに褐色を呈す。液体に接触すると皮膚も粘膜も脱水反応で激しく腐食され、火傷をおこす、火災時には有毒な蒸気を発生し呼吸障害をおこす。金属と接触すると水素ガスを発生し、塩素酸塩類、炭化カルシウムと接触すると爆発する。</p>	<p>1mg/m³</p>
<p>無色菱面結晶、市販品では微黄白色棒状のものがある。水にとけやすく、アルコールにもとける。毒性としては血液中で分解され亜硝酸を経て硝酸となり、血液を暗黒色とする。中枢神経を麻痺し血管を弛緩させる。中毒症状としてはめまい、血圧低下、けいれん等を生ずる。</p>	<p>LD₅₀ 180 mg/kg(ネズミ経口)</p>
<p>無色無臭の結晶、アルコールに難溶、エーテルに不溶。酸と反応すると皮膚・粘膜刺激作用のあるアジ化水素が発生し、二次中毒が発生するおそれがある。</p>	<p>0.3mg/m³</p>

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】

【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 22 高圧ガス大量保有事業所

平成 23 年 4 月 1 日現在

名 称	内 容	所 在 地	規 模
中 部 鋼 板 (株)	酸素、アルゴン、窒素、空気	中川区小碓通5-1	122トン 9,081 m ³
東 亜 興 業 (株)	酸素、アルゴン、炭酸ガス、窒素、アンモニア	港区船見町1-42	352トン 63m ³
江 場 酸 素 工 業 (株)	水素、アセチレン、酸素、ヘリウム、LPG、炭酸ガス	港区本星崎町字南 4047-17	159トン 1,827m ³
東 亜 興 業 (株) S P	アルゴン、窒素	港区昭和町10-3	242トン
東 亜 テ ク ノ ガ ス (株)	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス、水素、アセチレン、LPG、ヘリウム、空気	港区船見町1-32	11トン 20,134m ³
三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所 大 江 工 場	窒素、アルゴン、ヘリウム、酸素	港区大江町10	113トン 572m ³
日 本 液 炭 (株) 名 古 屋 ガ ス セ ン タ ー	炭酸ガス	港区昭和町10-1	254トン
日本エア・リキード(株) 東 海 支 店	酸素、六フッ化硫黄、窒素、アルゴン、ヘリウム、炭酸ガス、水素	港区大手町6-23	15,793m ³
日本エア・リキード(株) ジャパン・エア・ガシズ社 名 古 屋 工 場	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス、空気	南区丹後通5丁目1-12	102トン
竹 中 高 圧 工 業 (株) 名 古 屋 工 場	アセチレン、酸素、アルゴン、炭酸ガス、窒素、水素、ヘリウム	港区元塩町5-8	13,853m ³
ア サ ヒ ビ ー ル (株) 名 古 屋 工 場	炭酸ガス	守山区西川原町318	202トン
中部エア・ウォーター (株)名古屋充填工場	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス、水素	緑区大根山2-132	101トン 63m ³
西日本エア・ウォーター物 流(株)名古屋ローリー営業所	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス	緑区大高町字坊主山3-3	195トン
成 瀬 酸 素 運 輸 (株)	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス	緑区大根山2-104	529トン 10,005m ³

(注) この表は、貯蔵、取扱量が 100 トン又は 10,000 m³以上の事業所を掲載したものである。

なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については愛知県石油コンビナート等防災計画による。

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】

【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 23 ガス施設

会社 工場名	設備	所在地	ガスホルダー	
			容量	基数
東邦 ガス 株	桜田供給所	熱田区桜田町19-18	200,000	1
			100,000	2
	日比津供給所	中村区猪之越町3-7-38	100,000	2
	鶴里供給所	南区鶴里町2-56	100,000	1
	守山供給所	守山区新守山2301	200,000	1
			100,000	1

〔備考〕 1. ガス発生量は、46.05MJ/Nm³換算

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】
 【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 24 放射性物質保有事業所 (1/4)

平成 23 年 4 月 1 日現在

区名	住 所	事 業 所 名	機 関 分 類	使 用 区 分
千 種 区	鹿子殿1-1	愛知県がんセンター	医 療	密 非 発
	若水一丁目2-23	名古屋市立東部医療センター	医 療	発
	末盛通2-13-2	藤吉工業(株)水処理技術研究所	研 究	密
	不老町1	名古屋大学農学部・生命農学研究所	教 育	密 非
	〃	名古屋大学理学部・理学研究科	教 育	非
	〃	名古屋大学大学院工学研究科・工学部	教 育	密 非 発
	〃	名古屋大学アイソトープ総合センター	研 究	密 非 発
	〃	名古屋大学遺伝子実験施設 (理学部内)	教 育	非
	楠元町1-100	愛知学院大学 歯学部基礎教育研究棟	教 育	非
	末盛通2-11	愛知学院大学 歯学部	教 育	非
	宮の腰町1-33	(名古屋市)上下水道局技術本部施設部鍋屋上野浄水場	そ の 他	密
	不老町	名古屋大学年代測定資料研究センター	教 育	発
	〃	名古屋大学工学部・工学研究科・工業部ECD地区	教 育	密
	〃	名古屋大学エコトピア科学研究所	教 育	密
	〃	名古屋大学大学院環境学研究科	教 育	密
	〃	名古屋大学 太陽地球環境研究所	教 育	密
	自由ヶ丘三丁目4-26	東名古屋画像診断クリニック	医 療	密 非 発
	千種3-26-6	株式会社日本環境分析センター	民 間	密
	今池三丁目27番地7号	吉岡電気工業株式会社	民 間	密
千種二丁目22-8	有限会社ピコデバイス	民 間	密	
東 区	大幸南一丁目1-20	名古屋大学医学部 (大幸地区)	教 育	密 非
北 区	辻町字流7-6	(愛知県) 衛生研究所	そ の 他	密
	〃	(愛知県) 環境調査センター	そ の 他	密
	辻町5-58	ヤマトプロテック株式会社 名古屋支店	民 間	密
	上飯田西町三丁目5番地	深田工業株式会社	民 間	密
	丸新町453	三協熱研株式会社	民 間	密
	若鶴町169	(株)環境科学研究所	研 究	密
	落合町48-3	エスエス技研(株)	民 間	密
	落合町267	(株)名古屋環境分析センター	民 間	密 発
	平手町1丁目1-1	名古屋市立西部医療センター	医 療	密

計画資料 24 放射性物質保有事業所 (2/4)

区名	住 所	事 業 所 名	機関分類	使用区分
西 区	栄生二丁目26-11	名古屋鉄道健康保険組合名鉄病院	医 療	発
	名塚町一丁目105	(株)環境保全コンサルタント	民 間	密
	中小田井四丁目478	静環検査センター 名古屋支店	民 間	密
	鳥見町2-7	日本メナード化粧品(株)総合研究所	研 究	密
	八筋町39番地	島津メディカルシステムズ株式会社	民 間	密
	花の木1丁目14番28号	株式会社 土木材料試験所	民 間	密
	城町193番地	株式会社ワゴシステム	民 間	密
	枇杷島一丁目24番17号	東海報知株式会社	民 間	密
城北三丁目129-2	株式会社コスモ環境衛生コンサルタント	民 間	密	
中 村 区	岩塚町大池2	三菱樹脂(株)長浜工場 名古屋製造所	民 間	密
	長箴町1-70	ノザキ(株) 検査室	民 間	密
	道下町3-35	日本赤十字社名古屋第一赤十字病院	医 療	密 発
	太閤3-7-7	名古屋セントラル病院	医 療	密 非 発
	名駅三丁目21-4	名古屋銀行名古屋駅前ビル	民 間	密
中 区	三の丸四丁目1-1	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	医 療	密 非 発
	三の丸三丁目1-1	名古屋市消防局	そ の 他	密
	三の丸一丁目2-2	(農林水産省)名古屋農林水産消費技術センター	そ の 他	密
	金山一丁目10番17号	石川起業株式会社	民 間	密
	栄四丁目3番26号	三井住友建設株式会社	民 間	密
	新栄二丁目28-13	株式会社ハツタテクノ中部支店	民 間	密
昭 和 区	鶴舞町65	名古屋大学医学部	教 育	非
	〃	名古屋大学医学部附属病院	医 療	密 非 発
	吹上一丁目7-2	名古屋工業大学R I 実験室	教 育	密 非
	御器所町木市29-1	名古屋工業大学放射線高分子実験室	研 究	密
妙見町2-9	日本赤十字社名古屋第二赤十字病院	医 療	密 発	
瑞 穂 区	菖山町1-11	(名古屋市)衛生研究所	研 究	密
	豊岡通1-14	壽化工機械(株)	民 間	密
	瑞穂町字川澄1	名古屋市立大学病院	医 療	密 非 発
	〃	〃 大学院医学研究科	教 育	非

計画資料 24 放射性物質保有事業所 (3/4)

区名	住 所	事 業 所 名	機関分類	使用区分
瑞穂区	田辺通3-1	名古屋市立大学病院 大学院薬学研究科	教 育	非
	弥富町字密柑山1-2	名古屋市 総合リハビリテーションセンター	医 療	密 非 発
	汐路町3-40	名古屋女子大学	教 育	密
	須田町2番56号	日本碍子株式会社 セラミック事業本部	民 間	密
	桃園町4-3	ブラザー工業(株)	民 間	密
熱田区	伝馬二丁目13-20	(株)ユニケミー東館	民 間	密
	伝馬二丁目19-18	(社)愛知県薬剤師会生活科学センター	そ の 他	密
	外土居町7-8	三菱名古屋病院	民 間	密
	川並町2-22	名古屋市食品衛生検査所	他	密
中川区	松年町4-66	名古屋掖済会病院	医 療	発
	小碓通五丁目1	中部鋼鉄(株)	民 間	密
	七反田町三番地	株式会社 セントラル防災	民 間	密
	法華一丁目162	名古屋放射線診断クリニック	医 療	密 非 発
	法華一丁目172	医療法人 名古屋共立病院	医 療	密 発
港区	昭和町17-23	東亜合成(株)名古屋工場東工場	民 間	密
	野跡3-3-23	ニチハ(株)研究開発センター	民 間	密
	千年三丁目1-12	住友軽金属工業(株)名古屋製造所	民 間	密
	昭和町18	(株)矢作分析センター	民 間	密
	港明一丁目10-6	中部労災病院	医 療	発
	昭和町17-23	東亜合成(株)名古屋工場西工場	民 間	密
	船見町1-39	名古屋市食肉衛生検査所	そ の 他	密
	船見町1-86	株式会社ダイセキ環境ソリューション	民 間	密
	大江町3番12号	株式会社 テクノ中部	民 間	密
	大江町9番地の1	名南サービス株式会社	民 間	密
	竜宮町10番地	株式会社大同キャスティング 名古屋工場	民 間	密 発
	宝神四丁目2304番地	有限会社 キョーユー防災メンテナンス	民 間	密
	潮見町	株式会社中部プラントサービス 新名古屋事業所	民 間	密
入船1-7-15	いであ株式会社 名古屋支店	民 間	密	

計画資料 24 放射性物質保有事業所 (4/4)

区名	住 所	事 業 所 名	機 関 分 類	使用 区 分
南 区	三条一丁目1-10	((社)全国社会保険協会連絡会)中京病院	医 療	発
	丹後通二丁目1	三井化学(株)名古屋工場	民 間	密
	加福町三丁目7	ニチハマテックス(株)大江工場	民 間	密
	豊田五丁目16-8	(名古屋市)環境科学研究所	研 究	密
	北内町1-22	東亜環境サービス(株)	民 間	密
	滝春町10-3	大同大学	教 育	密
	弥次工町二丁目19-1	株式会社エステム 環境調査センター	民 間	密
大同町二丁目30	株式会社大同分析リサーチ	民 間	密	
守 山 区	守山三丁目12-1	陸上自衛隊守山駐屯地第10師団	そ の 他	密
	天子田二丁目710	(株)愛研	民 間	密
	西川原町318	アサヒビール(株)名古屋工場	民 間	密
	下志段味字穴ヶ洞 2266-98	独立行政法人産業技術総合研究所	研 究	発
	下志段味字穴ヶ洞 2266-22	(株)日本環境アセス 下志段味分室	民 間	密
	大森二丁目1723	金城学院大学	教 育	非
	花咲台二丁目201	株式会社環境公害センター	民 間	密
花咲台二丁目303	中外テクノス株式会社 中部支店 中部技術センター	民 間	密	
緑 区	潮見が丘1-77	名古屋市立緑市民病院	医 療	発
	大根山一丁目1908番地	株式会社 プロスチール	民 間	密
	大高町字関山20-1	中部電力株式会社 技術開発本部	民 間	密
名 東 区	猪子石二丁目710	(財)東海技術センター	そ の 他	密
	照が丘239-2	日本空調サービス株式会社 環境管理事業部	民 間	密
	照が丘54	株式会社 フィッシャー・インストルメンツ	民 間	密
	梅森坂一丁目127	株式会社きどころ	民 間	密
天 白 区	八事山150	名城大学薬学部	教 育	非
	塩釜口一丁目501	名城大学天白校舎理工学部	教 育	非
	〃	名城大学天白校舎農学部	教 育	密
	平針四丁目305	名古屋記念病院	医 療	非
	植田本町一丁目608	地球科学研究所	研 究	密
	古川町125	本草製薬株式会社	民 間	密

注 1. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて文部科学省文部科学大臣の許可を受け、又は、文部科学省文部科学大臣に届け出た放射性同位元素等の使用事業所である。

2. 機関分類

(1) 教 学校教育法に基づく国立、公立、私立のすべての学校（大学の附属研究所及び研究施設を除く。）

(教育機関)

(2) 研 国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び

研究施設

(研究機関)

(3) 医 医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立、公立、私立の機関の附属の病院及び診療所。）

(医療機関)

(4) 民 民間の工場及び作業所

(民間機関)

(5) 他 前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）。なお、「環」は他の分類に含む。

(その他機関)

3. 使用区分

(1) 密 密封された放射性同位元素

(2) 非 密封されていない放射性同位元素

(3) 発 放射線発生装置

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】

【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 25 自衛消防力状況表

平成18年4月1日現在

区分 区名	隊 数	編 成			装 備				
		隊 員 数			ポ ン プ 数				
		合 計	専 任	兼 任	合 計	自 動 車	手 引	可 搬 式	特 殊 車
合 計	93	6,168	367	5,801	75	13	26	25	11
千 種	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	2	2,125	19	2,106	4	1	—	3	—
北	1	15	—	15	1	—	1	—	—
西	13	297	21	276	7	1	4	2	—
中 村	4	939	10	929	3	—	1	2	—
中	1	90	7	83	1	—	—	1	—
昭 和	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞 穂	3	254	61	193	4	1	—	3	—
熱 田	5	278	74	204	5	3	2	—	—
中 川	3	222	2	220	4	—	—	4	—
港	23	1,215	125	1,090	26	4	9	3	10
南	8	241	28	213	9	—	4	4	1
守 山	24	291	8	283	5	1	4	—	—
緑	5	195	12	183	5	2	1	2	—
名 東	1	6	—	6	1	—	—	1	—
天 白	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- 備考 1 本表には、消防ポンプを有する自衛消防隊をあげた。
 2 特殊車とは、化学車、高所放水車及び泡原液搬送車をいう。
 3 本表のポンプ数には、資料2-2-3の動力消防ポンプを含む。

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】
 【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 26 化学消火薬剤等の備蓄状況

平成24年4月1日現在

機関及び企業名	泡消火薬剤						水溶性液体用	粉末消火薬剤	流出油処理器材				備考
	たん白		合成界面		水成膜				油処理剤	油吸着剤	オイルフェンス	ポット	
	3%	6%	3%	6%	3%	6%							
名古屋市消防局	1	1	1,076	1	5,809	1	1	kg	kg	kg	m	隻	
名古屋海上保安部	9,900		660						6,786 (シーグリーン等)	466	640	4	
日本ガイシ(株)名古屋地区瑞穂北地区									28	130			
日本ガイシ(株)名古屋熱田地区													
名古屋シェル石油販売(株)中川油槽所									18リットル×30	400枚 タフネルオイルブロッカー	1	1	
丸中興産(株)中川運河油槽所	1,200								252 ネオスAB 234 ガモゾール 234 シーグリーン	30 タフネル	300		
日産化学工業(株)名古屋工場										15			
住友軽金属工業(株)名古屋製鉄所	3,765							100	40 ガモゾール	200	209	2	

(注) この表は、名古屋市消防局及び名古屋海上保安部のほか、消防法の別表第一に掲げる危険物を指定数量の1,000倍以上貯蔵、取扱いをしている事業所を掲載したものである(石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所及び移動タンク貯蔵所を除く)。なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

【風水害等災害対策編 第2章 第16節 危険物等災害予防計画】
 【風水害等災害対策編 第3章 第29節 危険物等災害対策計画】

計画資料 27 名古屋市地下街応急対策細目 (1/2)

1 地下街の保安対策

(地下街等、協力：東邦ガス株式会社、指導：中部通商産業局、愛知県警察、名古屋市消防局)

(1) 防災センターの保安器材等の設置

- ア 携帯式ガス検知器を2器以上常備する。
- イ 都市ガス配管系統図を備え付ける。
- ウ 立入禁止掲示板及びロープを常備する。

(2) ガス漏れ警報器の設置

都市ガスを使用する店舗及び場所等にガス漏れ警報器を設置するとともに、有線で防災センターと結び自動的に管理できるシステムを構成する。

(3) ガス導管（内管）の明示

ガス導管（内管）は、他の配管と区別できるよう「緑色」（塗料用標準色D10-506）で明示する。

(4) 消火及び安全避難の確保

- ア 通路、階段等に物品等をおくことによって避難の障害とならないよう常時監視する。
- イ 各避難口に設けられているシャッターの点検と整備を励行する。
- ウ 誘導灯の点検と整備を励行する。
- エ 消火器、自動消火設備等の点検と整備を励行する。

(5) 保安教育の実施

地下街従業員等に対し、定期的に保安教育を実施する。

2 早期出動体制等の確保

東邦ガスにあっては、ガス漏れ通報を直接受信する専用電話を設置するとともに、早期出動体制を確保する。

3 ガス漏れ時の応急対策

(地下街等、協力：東邦ガス株式会社、指導：中部通商産業局、愛知県警察、名古屋市消防局)

(1) 各店舗に従業する者は、ガス漏れを知ったときは、当該店舗等の元コックを閉鎖するとともに、火気使用を厳禁し、直ちに防災センターへ通報する。

(2) 防災センターの保安員は検知作業を行うとともにガス漏れが一店舗内で他へ波及するおそれのない小規模な場合にあっては次の措置を講ずるものとする。

- ア 東邦ガス及び共同防火管理協議会へ通報する。
- イ 当該店舗及び隣接店舗等の火気使用禁止、電気設備の使用規制及び適切な避難誘導により安全避難を確保する。

(3) 防災センターの保安員は、当該ガス漏れが、他の店舗等へ波及するおそれがある大規模なものと認められたときは、次の措置を講ずるものとする。

- ア 前(2)アのほか消防（119番）、警察（110）へ通報する。
- イ 原則として東邦ガスが、しゃ断弁を閉鎖する。
- ウ 他の地下街及びビルとの連絡口に設けられているシャッターは、ガスの拡散を考慮しつつ閉鎖する。

計画資料 27 名古屋市地下街応急対策細目 (2/2)

- エ 地下街すべての店舗等における火気の使用禁止、喫煙禁止、電気設備の使用規制を徹底する。
- オ パニック防止を考慮しつつ、放送設備を活用すると共に適切な避難誘導により安全避難を確保する。
- カ 消防、警察の現場到着までの間、地下街に通ずる階段付近一帯をロープ等により立入規制する。
- キ 対策本部は、原則として防災センターに設置し、状況に応じて消防指揮本部の直近に移動する。
- ク 消防、警察等が現場到着した場合は、必要な情報提供を行う。

4 都市ガスによる爆発事故を想定した応急措置及び避難の訓練の実施

(地下街等、協力：中部通商産業局、愛知県、愛知県警察、名古屋市、日本電信電話株式会社、日本赤十字社愛知県支部、東邦ガス株式会社、中部電力株式会社)

計画資料 28 都市計画における地区の指定等^(1/5)

(1) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされている。

市域の大部分約 30,258ha は市街化区域に指定され、港区南陽町、中川区富田町及び守山区上志段味等の一部ならびに庄内川及び矢田川の一部の河川区域等は、市街化調整区域となっている。

(2) 用途地域

土地利用計画については、名古屋市都市計画マスタープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密化する段階的な構成を基本とする。都心域には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部には主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域の他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨海域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。

市内の駅を中心とする駅そば生活圏において、都市機能の更なる強化と居住機能の充実を図るとともに、地域特性や地域資源の活用により駅そば生活圏全体の活性度を高めながら、大規模な災害にそなえ、防災性の高い都市構造の構築をすすめる。

計画資料 28 都市計画における地区の指定等(2/5)

都市計画決定一覧(抄)

平成24年4月1日現在

1	市街化区域		
(1)	市街化区域		30,258ha
2	地域地区(抜すい)		
(1)	用途地域		
ア	第1種低層住居専用地域		5,086ha
イ	第2種低層住居専用地域		88ha
ウ	第1種中高層住居専用地域		1,001ha
エ	第2種中高層住居専用地域		1,883ha
オ	第1種住居地域		7,232ha
カ	第2種住居地域		3,084ha
キ	準住居地域		306ha
ク	近隣商業地域		2,525ha
ケ	商業地域		2,230ha
コ	準工業地域		3,563ha
サ	工業地域		2,612ha
シ	工業専用地域		648ha
(2)	特別用途地区		
ア	中高層階住居専用地区		116ha
イ	特別工業地区		1,611ha
ウ	文教地区		562ha
エ	研究開発地区		28ha
オ	大規模集客施設制限地区		3,563ha
(3)	防火地域・準防火地域		
ア	防火地域		1,273ha
イ	準防火地域		23,808ha
(4)	高度地区		
ア	10m高度地区		5,174ha
イ	15m高度地区		728ha
ウ	20m高度地区		3,063ha
エ	31m高度地区		9,467ha
オ	絶対高31m高度地区		6,632ha
カ	45m高度地区		193ha
キ	絶対高45m高度地区		1,837ha
ク	最低限高度地区		95ha
(5)	高度利用地区・特定街区・都市再生特別地区		
ア	高度利用地区	15地区	25.0ha
イ	特定街区	6地区	7.3ha
ウ	都市再生特別地区	6地区	10.0ha
3	都市計画道路		
(1)	自動車専用道路	9路線	103.49km
(2)	幹線街路	208路線	843.81km
(3)	区画街路	79路線	38.24km
(4)	特殊街路	36路線	18.98km
4	都市計画公園・緑地		
(1)	公園	741か所	1,141.24ha
(2)	緑地	46か所	1,665.69ha

計画資料 28 都市計画における地区の指定等 (3/5)

都市計画用途地域の建物用途制限

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
用途地域内の建築物の用途制限 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等サービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	④		
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	■	■	■	■	①	○	○	②	■	①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■	○	▲	■	■	▲個室付浴場等を除く	
病院等	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下、2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ・①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下、1階以下 ②3,000㎡以下、2階以下 ③2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり	
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	○	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	○	○	○	○	②	②	○	○	○	危険作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車修理工場	■	■	■	■	○	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下、2階以下 ②3,000㎡以下	
	量が少ない施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○		
	量が多い施設	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○		

注) 本表は、すべての制限について掲載したものではありません。
 ※ぱちんこ屋などについては、風営適正化法・条例により立地が制限されています。
 ※ホテル・旅館については、旅館業法により立地が制限されています。
 ※準工業地域については、大規模集客施設制限地区（特別用途地区）の規制内容を反映しています。

計画資料 28 都市計画における地区の指定等(4/5)

なお、用途地域との関連における建ぺい率規制は次のとおりである。

建 ぺ い 率 表

敷地の条件 地域区分	一 般	緩 和 さ れ る 場 合		
		(A) 防火地域内にあ る耐火建築物	(B) 特定行政庁の指 定する角地等	(A) 及び (B) の条件を同時に みたす場合
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	30、40、50%のい ずれかのうち都市 計画により定めら れたもの	+10%	+10%	+20%
第一種中高層住居専用地域	50、60%のい ずれかのうち都市計画 により定められた もの			
第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	60%	70%	70%	80%
近隣商業地域	80%	制限なし	90%	制限なし
用途地域の 指定のない地域	60% (一部30%・50%)		+10%	

※ただし、風致地区内にあつては建ぺい率の緩和はなし。

(3) 街路計画

街路は災害時の避難空間となり、火災に対しては延焼及び飛火等を防火する防火帯であり、消火活動の場でもある。さらに応急救援活動の交通輸送路としても最も重要な施設である。

本市の都市計画道路は、交通需要の増大に対処するのみでなく、併せて、これらの都市防災及び保健、美観等をも考慮してその配置と構造を計画している。

幹線街路は、基本的に1,000m間隔を標準として配置し、この幹線街路の間に補助幹線街路を配置し、ほかに、都市高速道路と環状2号線が一体となって放射環状網を形成するよう配している。

特に2本の100mの街路が丁字形に交わり、これに新堀川の空間が接続することによって、都心部を完全に4分し、強力な防火帯の役割を持たせている。

現計画は、自動車専用道路9路線、延長103.49km、幹線街路208路線、延長843.81kmに達し、そのほか、区画街路79路線、延長38.24km、特殊街路（歩行者専用道路、都市モノレール専用道）36路線、18.98kmがある。このうち、市街中心部については復興土地区画整理事業によって、その大半を整備した。

(4) 土地区画整理事業

本市における土地区画整理事業は、その目的と施行地区等によって概略次の2通りに分類することができる。

第1は、都心部を中心とした既成市街地における、都市防災、環境整備、公共施設整備改善を目的とする土地区画整理事業である。

本市では、20世紀初頭から耕地整理や区画整理を盛んに行ってきたが、戦後、戦災で焼失した区域を対象として、約3,450haにわたる復興土地区画整理事業を実施するに至り、都心部を中心に整然とした市街地整備に大きく寄与してきた。また、木造家屋密集地域であり、かつ公共施設が未整備な、大曽根北地区等においても土地区画整理事業を行っている。

第2は、市周辺部の新市街地において、無秩序な市街化と宅地の需要に対処するため、計画的な公共施設の整備改善と良好な住宅地の造成を目的とした土地区画整理事業である。その中心的役割を果たしている事業は民間の組合が施行するもので、事業計画は、都市計画並びに技術的基準に適合するとともに、交通の安全、災害の防止、その他健全な市街地の造成を図るため、適正に定めることになっている。

なお、市南西部のゼロメートル地帯において施行される事業は、伊勢湾台風時長期湛水の被害を受けた地域であることから特に水害防止に配慮している。

これは、高潮、出水などの災害を防ぎよするため、名古屋市臨海部防災区域建築条例により、臨海部防災区域として指定された区域内で施行される事業については、同条例の規定を考慮し、計画地盤の高さを設計することとしているものである。

計画資料 29 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）（1/6）

本計画では、市域全域を計画対象区域として、避難地、避難路及び避難施設周辺の不燃化を定める。

（1）避難地

① 広域避難地

ア 計画の基準

- ・広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地区から避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するものとする。
- ・広域避難地は、公園、緑地、広場その他の公共空地を原則とし、その面積（一体的に機能する複数の公園・緑地等で形成する広域避難地の場合はその合計面積）は、10ha 以上とする。

イ 計画の内容（表－1）

- ・広域避難地は、避難行動との整合を図るため市外方向へ偏心した位置に配置する。
- ・広域避難地は全市域で合計 95 箇所、総面積約 3,119ha である。

② 一次避難地

ア 計画の基準

- ・必要に応じて、地域住民の集結場所、消防救護活動等の活動拠点、あるいは広域避難地への中継地等として機能する一次避難地を適宜配置する。
- ・一次避難地は、公園、緑地、広場その他の公共空地を原則とし、その面積は 1ha 以上とする。
- ・一次避難地の誘致距離はおおむね 500m 程度とし、広域避難地や他の一次避難地等とのネットワークに十分配慮して配置する。

イ 計画の内容（表－2）

- ・一次避難地は、全市域で合計 127 箇所、総面積約 342ha である。

計画資料 29 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）(2/6)

(表-1) 広域避難地

名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
鹿子公園	4.4	鶴舞小学校	1.2	下市場公園	1.7
東墓園	146.5	北山中学校	2.0	矢田川緑地	56.8
東山公園(南)	253.7	名工大	13.6	小幡緑地(東)	213.6
東山公園(北)	8.1	興正寺特別緑地保全地区	12.5	小幡緑地(西)	13.3
植園公園	1.0	瑞穂公園一帯	33.2	天神橋緑地	19.4
八事霊園	34.7	神宮東公園	8.6	宮前橋緑地	11.4
千種公園	5.8	神宮東団地等	28.3	千代田橋緑地	24.8
名工大グラウンド等	36.1	白鳥公園	7.4	松川橋緑地(西)	21.1
木ヶ崎公園	3.5	国際会議場等	15.3	松川橋緑地(東)	9.8
矢田川橋緑地	19.1	熱田公園	7.5	安田池特別緑地保全地区	10.0
水分橋緑地	85.8	熱田神宮	20.0	森林公園	137.3
勝川橋緑地	20.5	松蔭公園	5.4	鳴海公園等	11.9
庄内緑地	94.2	庄内川大蟻螂河川敷(東)	16.3	細根公園	9.9
洗堰緑地	115.8	庄内川大蟻螂河川敷(西)	23.4	浦里公園	1.5
名西橋緑地	27.5	木場中央公園一帯	12.2	野並公園	1.7
中村公園	13.6	春田野中央公園等	4.0	保呂公園	1.3
横井山緑地	4.8	戸田川緑地	59.6	天白川緑地(南)	55.5
万場大橋緑地(東)	24.8	土古公園	7.9	天白川緑地(北)	22.3
万場大橋緑地(西)	24.1	名古屋競馬場等	35.4	熊野公園	16.5
横井橋緑地(東)	7.2	新茶屋川公園	12.0	新海池公園	15.2
横井橋緑地(西)	13.2	日光川公園	10.5	氷上公園	26.1
枇杷島橋緑地	52.7	稲永東公園	11.3	火上山緑地保全地区	7.6
豊公橋緑地	12.6	稲永公園	35.7	勅使ヶ池墓園	60.0
大正橋緑地(北)	18.3	市営汐止荘等	15.4	勅使ヶ池緑地	55.3
大正橋緑地(南東)	11.2	荒子川公園	29.6	大高緑地	121.2
大正橋緑地(南西)	6.8	国際展示場	29.1	明德公園	21.2
名城公園	85.5	宝生公園	1.6	猪高緑地	66.2
官庁街一帯	50.2	元塩公園	1.7	牧野ヶ池緑地	150.2
白川公園	9.0	丹後公園	1.7	天白公園	26.5
久屋大通公園	16.5	大江川緑地	11.7	荒池緑地	60.4
若宮大通公園	11.6	総合体育館一帯	26.1	相生山緑地	123.7
鶴舞公園	24.4	大森中央公園	2.6		

計画資料 29 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）(3/6)

(表-2) 一次避難地

名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
茶屋ヶ坂公園	9.7	荒越公園	1.1	忠道公園	1.8	乗鞍公園	2.8
城山公園	4.6	八家公園	1.1	道徳公園	3.6	姥子山中央公園	1.8
大幸第二公園	1.7	露橋公園	1.1	呼続公園	7.8	諸の木北公園	1.0
葵公園	4.5	丸池公園	1.2	笠寺公園	8.7	平手北公園	1.2
大曾根駅前広場	1.1	高畑公園	1.7	山下公園	1.4	平手南公園	1.7
大我麻公園	1.0	野田公園	1.8	北屋敷公園	2.0	扇川公園	1.5
楠公園	4.8	万場川東公園	1.0	川田公園	1.6	下籠池公園	1.1
志賀公園	5.2	富田公園	8.9	城土公園	1.5	白土中央公園	1.4
中小田井公園	1.6	松葉公園	5.6	日ノ後池公園	2.8	成海神社特別緑地保全地区	2.4
新福寺公園	1.3	昭和橋公園	4.9	吉根公園	1.6	諏訪山諏訪社特別緑地保全地区	1.0
押切公園	2.7	中島中央公園	1.2	釜ヶ洞北公園	1.5	米塚特別緑地保全地区	2.0
五町公園	3.3	正徳公園	1.5	平池公園	4.3	諏訪社特別緑地保全地区	1.5
西原公園	2.2	小碓公園	1.2	雨池・壇ノ浦公園	7.1	廻間公園	1.0
見寄公園	1.7	いろは公園	1.2	大森公園	5.5	西山中公園	1.0
枇杷島公園	1.0	港陽公園	1.4	竜泉寺特別緑地保全地区	2.2	神丘公園	1.8
押木田公園周辺	1.0	小碓中央公園	1.4	大森特別緑地保全地区	3.0	西一社中央公園	1.7
日比津公園	1.8	当知中央公園	2.0	八竜特別緑地保全地区	5.0	大針中央公園	1.0
稲葉地公園	3.2	藤前公園	1.4	螺貝公園	2.5	明が丘公園	1.9
六反公園	1.0	宝神中央公園	2.1	要池公園	3.1	本郷公園	1.6
米野公園	4.7	秋葉公園	1.2	千句塚公園	2.0	上社公園	1.5
名古屋駅前広場	1.3	福田公園	1.7	通曲公園	3.2	貴船公園	1.0
名古屋西駅前広場	1.6	船頭場公園	8.7	梨の木公園	1.0	一社公園	1.1
葉場公園	1.4	多加良浦公園	8.5	上朝日出公園	1.9	猪子石原中央公園	1.2
川名公園	3.9	梅ノ木緑地	4.4	滝の水中央公園	2.7	貴船社特別緑地保全地区	1.3
隼人池公園	1.5	港北緑地・公園	4.8	滝の水公園	3.9	島田公園	1.3
吹上公園	4.8	南郊緑地	6.2	水広公園	5.8	植田中央公園	2.0
川原特別緑地保全地区	1.1	本宮公園	1.3	桶狭間公園	8.3	稲葉山公園	1.0
弥富公園	2.2	善南公園	2.5	鷺津砦公園	2.4	細口池公園	4.2
東山荘公園	1.2	船見緑地	5.9	大高城跡公園	2.3	戸笠公園	8.9
高蔵公園周辺	2.7	水袋公園	1.6	滝の水緑地	4.4	島田緑地	2.9
大瀬子公園	1.3	白水公園	1.7	鳴子中央公園	1.4	御幸山特別緑地保全地区	2.2
荒子公園	3.3	鳴尾東公園	1.5	六田公園	1.0		

計画資料 29 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）（4/6）

(2) 避難路

ア 計画の基準

- ・避難路は、避難地に通じる道路または緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。
- ・避難路の幅員はおおむね 15m 以上とする。ただし、緑道にあつては 10m 以上とする。
- ・避難路は、複数の避難経路が確保できるよう網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの避難距離がおおむね 500m 以内となるように配置するものとする。

イ 計画の内容（表-3）

- ・避難路は、全市域で合計 132 路線、総延長約 594km である。
- ・整備済みの道路においても、現橋梁の耐震性を見直し、耐震化対策を実施する。

(3) 避難施設周辺の不燃化

ア 計画の基準

- ・市街地大火の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難地については、その周辺建築物の耐震不燃化を図る。
- ・広域避難地までの避難距離が 2km を超える部分を有する路線のうち、さらに安全な外周避難地へ通じる路線で、特に避難者の安全の確保及び市街地大火の延焼防止を図ることが必要な避難路（骨格避難路）については、その沿道建築物の耐震不燃化を図る。
- ・避難地の周辺において建築物の耐震不燃化を図るべき区域は、周辺市街地の状況等を勘案して設定するものとし、建築物の高さの最低限度を 7m とする場合にあつては、避難地境界からおおむね 120m の範囲とする。
- ・避難路の沿道において建築物の耐震不燃化を図るべき区域は、建築物の高さの最低限度を 7m とする場合にあつては、避難路の境界線から両側に奥行き 30m の範囲とするものとする。

イ 計画の内容（表-4-1、4-2）

- ・計画不燃化地区は、避難地関連で 1 地区、面積約 10ha、避難路関連で 6 地区、総延長約 60km、総面積約 367ha である。

計画資料 29 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）(5/6)

(表-3) 避難路

名 称	延長(m)	名 称	延長(m)	名 称	延長(m)
矢 場 町 線	3,850	吉 根 線	2,090	東 山 公 園 線	2,810
名 古 屋 環 状 線	32,030	下 志 段 味 線	2,530	植 田 松 和 線	2,440
名古屋環状2号線(1)	8,000	上 志 段 味 線	2,380	山 手 植 田 線	2,830
名古屋環状2号線(2)	6,350	白 鳥 線	2,110	小 栗 橋 線 (一部中川運河横堀町 線を含む)	1,370
名古屋環状2号線(3)	21,930	東 谷 線	1,240	山 王 線	5,850
戸 田 荒 子 線	9,700	風 越 池 線	1,710	飯 田 線	7,150
茶 屋 線	1,740	藤 森 牧 野 線	5,840	名 古 屋 三 好 線	2,010
万 場 藤 前 線	9,060	弥 富 相 生 山 線	3,820	烏 森 町 線	2,690
枇杷島野田町線(1)	2,440	音 聞 山 線	1,580	横 井 町 五 月 通 線	2,730
枇杷島野田町線(2)	520	高 針 大 高 線	12,650	秋 竹 線	2,180
稲 永 埠 頭 線	6,830	植 田 線	2,110	弥 富 名 古 屋 線	1,390
高 畑 町 線	7,750	島 田 線	3,360	八 熊 線	12,120
土 古 町 線	3,840	小 田 赤 池 線	3,490	石 川 橋 線	1,370
日 比 津 小 本 線	5,310	松 和 花 壇 線	1,590	下 之 一 色 篠 原 線	5,820
日 置 中 野 新 町 線	2,420	白 山 黒 石 線	1,860	雁 道 線	3,770
広 井 町 線	2,230	古 鳴 海 停 車 場 線	1,970	豆 田 町 線	5,320
伏 見 町 線	16,580	鳴 子 団 地 大 高 線	5,180	国 道 1 号 西 線	1,860
新 名 西 橋 線	1,320	一 つ 山 鳴 海 線	4,320	昭 和 橋 線	9,760
枇杷島小田井線	1,290	境 松 線	2,320	中 根 町 線	7,910
堀 越 線	720	有 松 線	510	豊 田 新 屋 敷 線	1,990
名古屋江南線	1,010	名 碧 線	3,350	日 光 大 橋 線	2,380
江 川 線	15,280	水 主 ヶ 池 線	370	東 海 橋 線	16,270
師 勝 坂 井 戸 線	2,410	西 大 高 線	2,190	名 古 屋 岡 崎 線	2,520
西 町 線	1,470	中 小 田 井 味 鉦 線	1,220	笠 寺 緑 線	5,090
梅 ノ 木 線	10,570	山 の 手 通 線	4,300	平 手 豊 明 線	2,760
大 津 町 線	15,170	小 幡 瀬 古 線	1,210	名 四 国 道 線 (1)	4,940
光音寺内田橋線	2,100	堀 越 天 神 橋 線	5,670	名 四 国 道 線 (2)	2,700
浮 島 線	1,320	大 杉 町 線	1,550	星 崎 鳴 海 線	7,780
国 道 4 1 号 線	490	守 山 本 通 線	6,350	名 古 屋 春 木 線	5,360
東 郊 線	19,450	千 代 田 通 線	970	大 高 町 線	1,450
国 道 1 号 東 線	930	新 出 来 町 線	13,660	大 高 大 府 線	1,080
豊 山 水 分 橋 線	2,810	外 堀 町 線	6,310	敷 田 大 久 伝 線	1,140
味 鉦 線	1,310	猪 子 石 線	4,260	桶 狭 間 勅 使 線	1,750
杉 村 老 松 線	2,640	池 内 猪 高 線	4,580	中 一 色 名 古 屋 線	1,020
東 志 賀 町 線	5,910	桜 通 線	4,200	熊 野 豊 明 線	2,690
上 飯 田 線	1,920	猫 ヶ 洞 藤 森 線	4,390	手 代 町 線	570
赤 萩 町 線	6,970	広 小 路 線	15,530	西 条 新 家 線	1,200
葵 町 線	3,850	万 場 大 橋 線	4,350	新 家 戸 田 線	1,460
高 田 町 線	3,150	岩 井 町 線	4,070	志 段 味 水 野 線	3,500
志 段 味 田 代 町 線 (1)	6,980	四 谷 通 隼 人 町 線 (1)	730	豊 国 神 社 参 道 線	520
志 段 味 田 代 町 線 (2)	10,950	四 谷 通 隼 人 町 線 (2)	1,950	藤 森 東 部 第 5 号 線 他	880
茶 屋 ヶ 坂 牛 巻 線	11,530	鏡 ヶ 池 線	2,900	メ キ シ コ 大 通	510
松 川 橋 線	2,540	東 山 岩 藤 線	3,810	す い ど う み ち 緑 道	400
小 幡 西 山 線 (一部名古屋多治見 線を含む)	5,170	西 山 下 社 線	1,140	青 少 年 公 園 線	1,300

計画資料 29 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）（6/6）

（表－4－1）避難施設周辺の不燃化（避難地関連）

名 称	面積 (ha)
神 宮 東 公 園 一 帯	9.8

（表－4－2）避難施設周辺の不燃化（避難路関連）

名 称	延長 (m)	面積 (ha)	名 称	延長 (m)	面積 (ha)
広 小 路 線 地 区	4,200	29.9	八 熊 線 地 区	2,200	13.2
広 小 路 線 東 地 区	8,300	49.8	東 郊 線 地 区	15,700	94.2
東 海 橋 線 地 区	14,000	84.0	名 古 屋 環 状 線 西 地 区	16,000	96.0

計画資料 30 建築物防災上の制限 (1/2)

(1) 臨海部防災区域の指定

高潮、出水などによる災害を防ぎ、市民生活の安定を保持するため、建築基準法第 39 条に規定する災害危険区域として本市は条例で臨海部防災区域を指定し、その区域内で建築する建築物に対して構造等について災害防止上必要な規制を行なっている。

その区域は、高潮、出水により危険のおそれがある国道 1 号（一部関西本線）と東海道本線によって囲まれた干拓又は埋立によって造成された南部低地帯であり、条例でこれを第 1 種から第 4 種までの 4 種類に区分して指定している。

なお、本市の臨海部防災区域は別図のとおりである。

[別図]

名古屋市臨海部防災区域



計画資料 30 建築物防災上の制限 (2/2)

(2) 臨海部防災区域内に建築する場合の制限

臨海部防災区域内の各種区域毎に、必要な1階の床の高さ、建築禁止、避難室の設置等について次のような規制を行なっている。(NP:名古屋港基準面…朔望平均干潮位に近い)

	1階の床の高さ	構造制限	図 解
第1種区域	N・P (+) 4m以上	木造禁止	
第2種区域	N・P (+) 1m以上	2階以上に居室設置 以下の①から③のいずれかの場合に緩和 ①: 1階の1以上の居室の床の高さがN・P (+) 3.5m以上 ②: 同一敷地内に2階建以上の建築物あり ③: 延べ面積が100㎡以内のものは避難室、避難設備の設置	
第3種区域	N・P (+) 1m以上	—————	
第4種区域	N・P (+) 1m以上	2階以上に居室設置 以下の①、②のいずれかの場合に緩和 ①: 1階の1以上の居室の床の高さがN・P (+) 3.5m以上 ②: 同一敷地内に2階建以上の建築物あり	
<p>※公共建築物等の制限 (第2種～第4種区域) 範囲……………避難及び救助・救護の拠点となる可能性がある学校 (各種学校を除く)、病院、集会場、官公署、及び2階以上に容易に避難が難しい児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物 制限……………1階の床の高さN・P (+) 2m以上かつN・P (+) 3.5m以上に1以上の居室設置</p>			
<p>※建築物の建築禁止 (第1種区域) 範囲……………海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域 制限……………居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止 (木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN・P (+) 5.5m以上としたものについては) 建築可能</p>			

計画資料 31 雨量観測所

付図 番号	水防区名	所 管	名 称	場 所
1	千種水防区	緑政土木局	千 種 土 木 事 務 所	千種区桜が丘16
2	東 水 防 区	緑政土木局	東 土 木 事 務 所	東区出来町二丁目8-15
3	北 水 防 区	緑政土木局	北 土 木 事 務 所	北区清水五丁目6-2
4		緑政土木局	楠 支 所	北区楠二丁目974
5		庄内川河川事務所	庄内川河川事務所	北区福富町5-52
6	西 水 防 区	緑政土木局	西 土 木 事 務 所	西区城西三丁目16-33
7		緑政土木局	山 田 支 所	西区八筋町358-2
8	中村水防区	緑政土木局	中 村 土 木 事 務 所	中村区香取町1-87
9	中 水 防 区	緑政土木局	中 土 木 事 務 所	中区千代田一丁目5-8
10		消 防 局	市 役 所	中区三の丸三丁目1-1
11	昭和水防区	緑政土木局	昭 和 土 木 事 務 所	昭和水防区川原通4丁目10
12	瑞穂水防区	緑政土木局	瑞 穂 土 木 事 務 所	瑞穂区田辺通3丁目45-2
13	熱田水防区	緑政土木局	熱 田 土 木 事 務 所	熱田区六野二丁目5-19
14	中川水防区	緑政土木局	中 川 土 木 事 務 所	中川区三ツ屋町2-88
15		上下水道局	打出水処理センター	中川区中須町122
16	港 水 防 区	緑政土木局	港 土 木 事 務 所	港区築盛町96
17		緑政土木局	ポンプ施設管理事務所	港区十一屋一丁目96
18		上下水道局	宝神水処理センター	港区宝神四丁目2501
19		上下水道局	当 知 出 張 所	港区当知一丁目601-2
20		消 防 局	金 城 埠 頭	港区金城ふ頭一丁目1-3(特別消防隊第五方面隊)
21		消 防 局	南 陽 出 張 所	港区春田野二丁目2904
22	南 水 防 区	緑政土木局	南 土 木 事 務 所	南区荒浜町5-10-1
23		上下水道局	柴田水処理センター	南区元柴田西町2-40
24	守山水防区	緑政土木局	守 山 土 木 事 務 所	守山区緑ヶ丘828
25		緑政土木局	庄内用水頭首工	守山区大字瀬古字元杵30
26		緑政土木局	東 谷 山	守山区大字上志段味字東谷
27		緑政土木局	下 志 段 味	守山区下志段味池田815
28	緑 水 防 区	緑政土木局	緑 土 木 事 務 所	緑区左京山3027番地の1
29		緑政土木局	下 塩 田	緑区大高町字下塩田52-2
30		緑政土木局	みどりが丘公園	緑区鳴海町字笹塚22-516
31		上下水道局	鳴海水処理センター	緑区浦里五丁目59
32	名東水防区	緑政土木局	名 東 土 木 事 務 所	名東区上社五丁目1101
33		愛 知 県	植 田 川	名東区猪高町地内(植田川観測所)
34	天白水防区	緑政土木局	天 白 土 木 事 務 所	天白区横町714

所管内訳：緑政土木局 24箇所 上下水道局 5箇所 消防局 3箇所

愛知県所管の観測所については名古屋市内に設置されているもの1箇所記載

庄内川河川事務所 1箇所

【風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災拠点の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

計画資料 32 水位観測所 (1/3)

付図 対照 番号	水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	零点高 (T・P) m	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	出動 水位 m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m	計画 高水位 m	堤防高 m	
1	庄内川	庄内川	志段味	国土交通省 Tel736-9494	守山区中志段味 (左岸)	23.00	3.40	4.60	5.20	5.30	5.50	7.50	左岸 8.14 右岸 9.25	◎ □
2	"	"	水分橋	名古屋市	守山区瀬古(庄内 用水頭首工内左 岸)	7.00	-	-	-	-	-	-	左岸 8.71 右岸 8.71	
3	"	"	枇杷島	国土交通省 Tel501-7176	清須市西枇杷島 町小田井(右岸)	0.10	4.60	5.60	6.30	7.50	7.80	9.08	左岸 11.09 右岸 10.55	◎ □
4	"	"	下之一色	名古屋市	中川区下之一色 町(一色大橋西詰 右岸)	0.00	-	-	-	-	-	-	左岸 4.75 右岸 6.72	
5	"	矢田川	瀬古	国土交通省 Tel793-7565	守山区川西(右 岸)	7.72	2.80	3.30	5.00	5.20	5.50	5.71	左岸 7.90 右岸 7.88	◎ □
6	"	"	平子	愛知県	尾張旭市庄内中 町字南島地先	40.36	2.00 TP42.36	2.20 TP42.56	2.50 TP42.86	2.50 TP42.86	3.10 TP43.46	-	5.00 TP45.36	○
7	"	香流川	猪子石	愛知県	名東区猪高町大 字猪子石字神ノ 木55番地先	25.86	0.60 TP26.46	1.10 TP26.96	1.50 TP27.36	1.70 TP27.56	2.30 TP28.16	-	4.10 TP29.96	○
8	"	新地藏 川	生棚樋門 外	名古屋市 Tel901-4778	北区楠一丁目	0.00	(4.57)	(5.57)	-	(7.33)	-	-	左岸 8.22 右岸 8.60	
9	"	新地藏 川	境川樋門 外	名古屋市	北区大我神町	0.00	-	-	-	-	6.89	-	8.49	
10	"	生棚川	生棚樋門 内	名古屋市 Tel901-4778	北区楠一丁目	0.00	-	-	-	-	4.85	-	7.20	
11	"	境川	境川樋門 内	名古屋市	北区大我神町	0.00	-	-	-	-	5.32	-	6.90	
12	"	地藏川	勝川	愛知県	春日井市森山田 町65番地先	9.11	1.00 TP10.11	1.60 TP10.71	2.00 TP11.11	-	2.60 TP11.71	-	3.20 TP12.31	
13	"	大山川	豊山	愛知県	西春日井郡豊山 町大字青山字東 川139番地の1地 先	3.44	2.90 TP6.34	3.80 TP7.24	4.45 TP7.89	4.45 TP7.89	5.50 TP8.94	-	6.00 TP9.44	○
14	"	"	久田良木 橋	名古屋市	北区楠町大字喜 惣治新田地内	0.00	-	-	-	-	7.20	-	8.26	
15	"	堂前川	境橋	名古屋市 Tel903-4376	西春日井郡豊山 町大字豊揚字八 反	0.00	-	(5.30)	-	-	-	-	6.80	

計画資料 32 水位観測所 (2/3)

付図 対照 番号	水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	零点高 (T・P) m	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	出動 水位 m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m	計画 高水位 m	堤防高 m	
16	庄内川	八田川	味美	愛知県	春日井市味美町 3丁目	10.00	3.90 TP13.90	4.50 TP14.50	4.70 TP14.70	5.00 TP15.00	5.70 TP15.70	—	6.70 TP16.70	○ □
17	〃	堀川	景雲橋	名古屋市	西区幅下二丁目 (景雲橋右岸)	0.00	—	—	—	—	—	—	3.62	
18	〃	〃	大瀬子	名古屋市	熱田区大瀬子町 (大瀬子橋左岸)	0.00	—	—	—	—	—	—	2.90	
19	〃	新堀川	新堀田 橋	名古屋市	瑞穂区牛巻町 110	0.00	—	—	—	—	1.65	—	2.00	
20	〃	新川	久地野	愛知県 Tel (0568)23-6799	北名古屋市久地 野南権現地先	0.00	3.20	4.50	5.40	—	6.57	—	7.80	
21	〃	〃	新川 下之一色	愛知県 Tel302-8489	中川区下之一色 町三角地先	0.00	1.00	1.80	2.20	—	3.60	—	5.00	
22	〃	〃	大治	愛知県	海部郡大治町大 字八ッ屋字東田 面50番地先	0.00	1.20	2.10	2.90	—	4.00	—	5.00	
23	〃	〃	水場川 外	愛知県 Tel400-9570	清須市阿原地内	0.00	2.00	3.00	3.90	4.40	5.20	—	6.20	◎ □
24	〃	水場川	水場川 内	愛知県 Tel400-9570	清須市阿原地内	0.00	1.50	2.60	3.00	—	3.30	—	3.40	
25	〃	〃	萱場橋 下	名古屋市	西区新木町	0.00	—	—	—	—	—	—	3.07	
26	〃	五条川	春日	愛知県	西春日井郡春日 町大字落合字振 形127番1地先	0.00	3.10	3.90	4.60	4.90	5.40	—	7.20	○
27	天白川	天白川	天白川	愛知県 Tel822-4444	南区中江二丁目 地内	0.06	2.90	3.50	3.90	3.90	6.20	—	8.94	◎ □
28	〃	〃	天白島 田	愛知県 Tel831-3966	天白区中砂町地 内	0.00	9.40	10.00	11.00	11.00	12.10	—	14.65	
29	〃	〃	大慶橋	名古屋市	南区星崎二丁目 (大慶橋上流100 m右岸)	0.00	—	—	—	—	4.26	—	5.45	
30	〃	藤川	藤川	名古屋市	天白区古川町地 内(新藤川橋右 岸)	0.00	—	(6.70)	—	(7.20)	—	—	8.70	
31	〃	郷下川	郷下川	名古屋市	天白区野並二丁 目地内(野並第 四号橋北詰右 岸)	0.00	—	(7.10)	—	(8.00)	—	—	8.60	
32	〃	植田川	町田橋	名古屋市	名東区神里一丁 目(町田橋左 岸)	25.00	—	—	—	—	—	—	6.48	
33	〃	〃	植田川	愛知県	名東区猪高町地 内	18.06	1.60 TP19.66	2.40 TP20.46	3.70 TP21.76	—	4.20 TP22.26	—	5.10 TP23.16	
34	〃	扇川	鳴海	愛知県	緑区鳴海町字向 田4番7地先	0.00	1.40	2.50	3.00	3.00	3.90	—	4.80	○
35	〃	大高川	下塩田	名古屋市	緑区大高町字下 塩田	0.00	—	—	—	—	4.02	—	5.00	
36	〃	〃	森の里	名古屋市	緑区大高町字天 神	0.00	1.76	2.45	3.02	—	4.10	—	4.75	
37	山崎川	山崎川	呼続	名古屋市 Tel824-8581	南区呼続元町	0.00	(1.80)	(2.30)	(3.00)	(3.00)	(3.38)	—	4.62	

計画資料 32 水位観測所 (3/3)

付図 対照 番号	水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	零点高 (T・P) m	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	出動 水位 m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m	計画 高水位 m	堤防高 m
38	山崎川	山崎川	向田橋	名古屋市	瑞穂区石川町 3 丁目 (向田橋右 岸)	0.00	—	—	—	—	—	—	9.85
39	"	"	瑞穂	愛知県	瑞穂区豊岡通 3 丁目 29 番地先	0.80	2.20 TP3.00	3.00 TP3.80	3.60 TP4.40	3.90 TP4.70	4.60 TP5.40	—	5.60 TP6.40
40	日光川	日光川	日光川 内	愛知県	海部郡飛島村大 字梅之郷字宮東 (日光川排水機 場)	0.00	—	—	—	—	1.50	—	4.10
41	"	"	日光川 外	愛知県	海部郡飛島村大 字梅之郷字宮東 (日光川排水機 場)	0.00	—	—	—	—	4.52	—	6.00
省略	"	"	古瀬	愛知県 TEL (0567)24-4589	愛西市古瀬町村 前 14 番地先	0.00	0.90	1.30	1.50	1.60	1.90	—	3.04
42	"	戸田川	戸田	愛知県	港区南陽町大字 茶屋後新田字ニ ノ割 1275	0.00	—	—	—	—	-0.20	—	-0.20
43	"	福田川	福田	愛知県	港区南陽町大字 西福田源蔵池 138 番地先	0.00	—	—	—	—	1.50	—	1.50
44	"	"	新居屋	愛知県	海部郡甚目寺町 新居屋字上権現 61 番地	0.00	-0.25	0.25	0.60	0.60	1.05	—	1.95
45	"	蟹江川	木田	愛知県	あま市金岩 535 番地先	0.00	0.50	0.90	1.20	1.30	1.60	—	2.25
46	伊勢湾	名古屋 港	天白川 河口	愛知県	東海市南柴田町 リノ割 363-12	0.00	—	(1.70) ◆準備	(2.50) ◆出動	—	※ 4.52	—	4.60

〈注〉 1 欄外の ◎印は洪水予報、○印は水位周知、□印は水防警報の基準観測局を表す。

はん濫危険水位：現在の河川が洪水を安全に流すことができる水位。

なお、水防警報（水位周知）基準観測局においては、河川全域で評価した水位であるが、その他の基準観測局においては、当該観測局の地点で評価した水位である。

避難判断水位：水防法第 13 条で規定される特別警戒水位であり、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難判断の参考の一つとなる水位を指す。

出動水位：その水位に対する流量が、はん濫危険水位満流流量の 6 割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準地点におけるほぼ出動水位に相当する水位を記載している。

はん濫注意水位：その水位に対する流量が、はん濫危険水位満流流量の 4 割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準地点におけるほぼはん濫注意水位（警戒水位）に相当する水位を記載している。

水防団待機水位：その水位に対する流量が、はん濫危険水位満流流量の 2 割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準地点におけるほぼ水防団待機水位（通報水位）に相当する水位を記載している。

2 所管欄の TEL は、電話自動応答装置の電話番号。

3 堤防高数値は、愛知県水防計画による。

4 () は暫定数値。

5 46 番の※は台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。また、◆は水防警報（準備）又は（出動）の発令基準を表す。

【風水害等災害対策編 第 2 章 第 5 節 防災拠点の整備】

【風水害等災害対策編 第 3 章 第 4 節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第 3 章 第 8 節 水防活動】

計画資料 33 水防倉庫一覧 (1/2)

水防区名	名 称	所 在 地	管理責任者	記 事
守山水防区	小 幡 水防倉庫	守山区大字小幡字北山2761-113(緑寿荘敷地内)	守山土木事務所長	庄内川、矢田川
	松 川 橋	〃 川北町字坂橋地内(庄内川左岸堤防敷内)	〃	〃 〃
	下志段味	〃 大字下志段味字北畑地内(〃)	〃	〃 〃
	森 孝	〃 白山四丁目302	〃	矢田川、香流川
北水防区	米 が 瀬	北区米ヶ瀬町地先(〃)	北土木事務所長	庄内川、矢田川、八田川
	中 切	〃 中切町6丁目28地先(矢田川左岸堤防敷内)	〃	庄内川、矢田川、合瀬川、新川
	味 鏡	〃 東味鏡三丁目1012地先(庄内川右岸堤防敷内)	〃	庄内川
	上飯田東	〃 上飯田東町5丁目42地先(矢田川左岸堤防敷内)	〃	矢田川
	西味鏡	〃 落合町15(庄内川右岸堤防敷内)	〃	庄内川、新川
東水防区	新 出 来	東区出来町二丁目8-15(東土木事務所内)	東土木事務所長	矢田川、香流川
	長 母 寺	〃 矢田町2丁目148番地先(矢田川左岸堤防敷内)	〃	矢田川
千種水防区	京 命	千種区京命一丁目501地先(八前川右岸堤防敷内)	千種土木事務所長	矢田川、香流川
名東水防区	猪 高	名東区神月町602番地(神明社境内)	名東土木事務所長	植田川、香流川
西水防区	城 西	西城区西三丁目16-33(西土木事務所敷地内)	西土木事務所長	庄内川、新川
	大 野 木	〃 大野木二丁目246番地先(庄内川右岸堤防敷内)	〃	庄内川
	平 田	〃 山木二丁目58番地先(新川右岸堤防敷内)	〃	新川
中村水防区	橋 下	中村区橋下町地先(庄内川左岸堤防敷内)	中村土木事務所長	庄内川
	岩 塚 第 3	〃 岩塚町地先(〃)	〃	〃
	岩 塚 第 1	〃 〃 (〃)	〃	〃
	岩 塚 第 2	〃 八社一丁目271	〃	〃
	香 取	〃 香取町1-87(中村土木事務所敷地内)	〃	〃
昭和水防区	川 原	昭水区川原通4丁目10番地(昭和土木事務所敷地内)	昭和土木事務所長	山崎川、新堀川
天白水防区	島 田	天白区島田一丁目701地先(天白川左岸堤防敷内)	天白土木事務所長	天白川
	天 白	〃 横町714(天白土木事務所敷地内)	〃	〃
瑞穂水防区	弥 富	瑞穂区師長町9(瑞穂運動場敷地内)	瑞穂土木事務所長	天白川、山崎川、新堀川
熱田水防区	神 宮	熱田区神宮四丁目201	熱田土木事務所長	堀川、新堀川

計画資料 33 水防倉庫一覧(2/2)

水防区名	名称	所在地	管理責任者	記事
中川水防区	富船水防倉庫	中川区富船町1丁目 (中川土木事務所材料置場敷地内)	中川土木事務所長	庄内川、新川
	清船	〃 清船町1-3 (財)名古屋市建設事業センター敷地内)	〃	戸田川、福田川
	万場	〃 万場一丁目地先 (庄内川右岸堤防敷内)	〃	庄内川
	前田	〃 前田西町二丁目地先 (庄内川右岸堤防敷内)	〃	〃
	下之一色	〃 下之一色町字松蔭二丁目地先 (庄内川左岸堤防敷内)	〃	〃
	富田	〃 春田三丁目215 (富田支所敷地内)	〃	新川、戸田川、福田川
	大蠟蠅	〃 大当郎一丁目501地先 (庄内川右岸堤防敷内)	〃	庄内川
	正色	〃 下之一色町字三角48番地先	〃	庄内川、新川
港水防区	茶屋後	港区新茶屋四丁目82地先 (福田川左岸堤防敷内)	港土木事務所長	新川、日光川、東小川、戸田川、福田川、西小川
	川園	〃 川園三丁目185番地	〃	戸田川、福田川、日光川
	藤高新田	〃 藤高五丁目地先	〃	戸田川、福田川、日光川、東小川
	土古	〃 港北町4丁目12-1	〃	庄内川、荒子川
	明德橋	〃 当知町6丁目地先	〃	〃 〃
	十一屋	〃 十一屋一丁目71番地 (荒子川ポンプ所敷地内)	〃	荒子川、臨海沿岸
	築盛	〃 築盛町96 (港土木事務所敷地内)	〃	臨海沿岸、庄内川
	多加良浦	〃 多加良浦町3丁目38	〃	庄内川、新川
	七島	〃 七島二丁目5	〃	〃 〃
南水防区 南水防区	元塩	〃 南区元塩町1丁目37	南土木事務所長	天白川、山崎川、大江川
	千竈	〃 〃 汐田町1304	〃	〃 〃
	明円	〃 〃 明円町57番地 (明円公園敷地内)	〃	〃 〃
	呼続	〃 〃 大塚町地先 (天白川右岸堤防敷内)	〃	〃 〃
	港東	〃 〃 港東通1丁目2-7地先	〃	〃 〃
緑水防区	汐田	〃 緑区鳴海町下汐田17、18-1、19-1	緑土木事務所長	天白川、扇川
	新海池	〃 〃 鹿山一丁目55 (新海池公園敷地内)	〃	〃 〃

【風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災拠点の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

計画資料 34 水防倉庫器具資材一覧

品名		各水防倉庫基準量	50 倉庫分合計
土のう袋	枚	2,000	100,000
なわ	kg	180	9,000
シート（むしろ）	枚	100	5,000
鉄線	kg	200	10,000
桧丸太	本	550	27,500
ペンチ	丁	3	150
片手ハンマー	丁	10	500
かま	丁	20	1,000
のこぎり	丁	12	600
おの	丁	15	750
なた	丁	7	350
クリツパー	丁	3	150
蛸木	丁	6	300
掛矢	丁	10	500
つるはし	丁	20	1,000
唐鋏	丁	5	250
スコップ	丁	30	1,500
しの	丁	5	250
一輪車	台	2	100
照明具	個		44
自家発電機	組		24

【風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災拠点の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

計画資料 35 排水ポンプ所等(1/12)

(1) ポンプ所一覧

ポンプ所名	排水本川	排水区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水面積 ha
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台数 台		
福田川河口	日光川	名古屋市外7市町	港	南陽町福田前新田	福田悪水地区 土地改良区	2,600	1,150M	2	30.00	3,689
						2,600	750E	2	30.00	
西福田第二	(蟹江川)	名古屋市外1町	"	南陽町西福田	協和地区 湛水防除協議会	500	45M	1	0.46	65
						400	33M	1	0.33	
						300	11M	1	0.18	
新茶屋	日光川	名古屋市	"	天目町	茶屋後区 土地改良区	1,200	210E	1	2.80	181
						700	55M	1	0.90	
福田前第一 協和	"	"	"	南陽町福田前新田	協和土地改良区	300	11M	1	0.19	25
						700	66M	1	1.05	
						500	36M	1	0.55	
福田前第二	(蟹江川)	"	"	"	"	250	15M	1	0.17	20
福島	"	"	中川	福島二丁目	西土地改良区	250	7.5M	1	0.10	10
戸田茶屋	日光川	名古屋市外2町	"	藤高五丁目	戸田川地区 湛水防除協議会	2,000	570E	1	8.47	1,225
戸田川	"	名古屋市	"	小川三丁目	名古屋市 (緑政土木局)	1,000	160M	2	5.00	1,119
						1,500	440E	1	5.00	
						3,000	1,700E	1	20.00	
福屋第一	福田川	"	"	福屋一丁目	福田川地区 湛水防除協議会	600	30M	1	0.60	153
						900	80M	1	1.70	
						400	22M	1	0.33	
福屋	"	"	"	寺前町76番地	"	500	22M	1	0.50	57
						300	11M	1	0.20	
井箱	"	"	"	南陽町西福田	協和土地改良区	300	11M	1	0.16	35
茶屋新田	東小川	"	港	川園三丁目	茶屋新田 土地改良区	900	100M	1	1.50	238
						800	75M	1	1.14	
						400	37M	1	0.40	
藤高その1	新川	"	"	藤高二丁目	藤高土地改良区	700	75M	1	0.91	132
						500	40M	1	0.47	

計画資料 35 排水ポンプ所等(2/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水川	排水域	所在地		管理者	排水機			排水量 m³/Sec	排水面積 ha	
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台数			
藤高その2	新川	名古屋市	港	藤高二丁目	藤高土地改良区	200	7.5M	1	0.04	132	
						100	3.7M	1	0.02		
七島	"	"	"	七島二丁目	"	500	37M	1	0.50	30	
						400	30M	1	0.33		
海東南	戸田川	"	"	西福田三丁目	海東土地改良区	300	7.5M	1	0.16	46	
						400	15M	1	0.30		
海東北	"	"	"	西福田一丁目	"	300	11M	1	0.21	18	
小川	"	"	"	小川三丁目	小川土地改良区	300	11M	1	0.18	31	
						450	22M	1	0.45		
富永	"	"	中川	水里一丁目	富田町土地改良区	250	7.5M	1	0.09	67	
						800	30M	1	1.23		
名西団地	福田川	"	"	富田町千音寺	名古屋市(緑政土木局)	300	22M	2	0.50		
新家	"	"	"	富田町新家	"	200	18.5M	2	0.25		
千音寺	"	"	"	富田町千音寺	"	200	15M	2	0.13		
助光	新川	"	"	一色新町二丁目	名古屋市(上下水道局)	1,200	500M	1	3.61	163	
							900	250M	1		1.78
							1,650	1,200E	1		6.27
							1,650	880(KW)E	1		6.67
万場川東	"	"	"	富田	名古屋市(緑政土木局)	500	37M	1	0.56		
							800	110M	1	1.33	
							700	90E	1	0.93	
							800	140E	1	1.50	
万場	"	"	"	吉津二丁目	"	800	170M	1	1.40		
							1,350	600E	1	4.00	
伏屋	"	"	"	伏屋四丁目	名古屋市(上下水道局)	1,500	850E	1	5.00	125	
							1,500	780E	1		4.58
							900	240M	1		1.80
上小田井	"	"	西	二方町	名古屋市(緑政土木局)	1,300	600E	5	19.17	368	
							600	75M	3		1.80

計画資料 35 排水ポンプ所等(3/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数台		
中小田井	新川	名古屋市	西	中小田井三丁目	名古屋市 (緑政土木局)	1,300	620E	3	12.00	181
					"	900	280E	1	1.83	
					"	400	30M	1	0.32	
第一平田	"	"	"	丸野二丁目	"	500	55M	2	1.00	
第二平田	"	"	"	山木一丁目	"	500	55M	2	1.00	
平田	"	"	"	丸野二丁目	名古屋市 (上下水道局)	1,500	1,810E	2	10.00	223
					"	1,000	610M	1	2.33	
					"	1,500	1,350 (KW)E	1	5.00	
					"	1,000	610M	1	2.33	
水里	戸田川	"	中川	水里二丁目	"	1,000	425E	2	4.67	93
					"	1,000	315 (KW)E	1	2.33	
					"	800	185M	1	1.40	
戸田	"	"	"	戸田明正一丁目	"	1,500	950 (KW)E	2	9.33	276
					"	1,500	970 (KW)E	1	4.66	
					"	1,000	460M	1	2.33	
					"	800	185M	1	1.40	
福田	新川	"	港	小賀須二丁目	"	800	230M	1	1.40	284
					"	1,500	1,100E	2	11.00	
					"	1,350	750E	1	4.00	
藤前	"	"	"	藤前二丁目	"	1,350	650E	2	8.60	104
					"	1,350	540 (KW)E	1	4.49	
					"	800	160M	1	1.50	
落合	"	"	北	落合町	名古屋市 (緑政土木局)	500	37M	1	0.50	
下之一色	"	"	中川	下之一色町	名古屋市 (上下水道局)	500	55M	5	2.50	41
宝神 水処理セ ンター	庄内川	"	港	宝神四丁目	"	1,100	831E	1	2.67	602
					"	1,100	650M	1	2.67	
					"	1,350	800M	1	3.83	
					"	1,350	1,250E	1	3.83	
					"	1,700	1,250E	1	6.67	
					"	1,700	960E	1	6.67	

計画資料 35 排水ポンプ所等(4/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha		
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数				
宝神 水処理セ ンター 打出セ ンター	庄内川	名古屋市	港	宝神四丁目	名古屋市 (上下水道局)	1,700	960E	1	6.67	1047		
							1,800	1,600 (KW)E	1		10.00	
			中川	中須町	"	"	"	1,200	800M		1	3.50
								1,200	1,200E		1	3.50
								1,500	1,000M		1	5.17
								1,650	1,630 (KW)E		1	8.00
港	多賀良浦町 4丁目	名古屋市 (緑政土木局)	"	"	1,700	1,410E	6	40.00				
					500	55M	1	0.55				
惟信	"	"	港	野跡四丁目	"	800	200E	1	1.40			
						500	75M	3	1.65			
空見 当知	"	"	"	当知四丁目	名古屋市 (上下水道局)	700	110M	1	0.86	234		
						800	220E	3	2.90			
						1,300	640 (KW)E	1	4.48			
						1,300	660 (KW)E	1	4.48			
岩塚 水処理セ ンター	"	"	中村	岩塚町	"	1,000	500M	1	2.33	790		
						1,100	420M	3	8.75			
						1,000	650E	1	2.92			
						1,200	1,000 (KW)E	1	4.17			
						1,200	980 (KW)E	1	4.17			
						1,200	400M	1	3.00			
城北	"	"	西	南堀越二丁目	"	1,200	600E	2	6.00			
						1,350	910 (KW)E	1	5.41			
						1,200	400M	1	3.00			
中村	"	"	中村	宿跡町	"	1,350	550M	1	4.17	355		
						1,350	650M	1	4.17			
						1,700	1,090E	1	6.67			
						1,650	1,450E	1	8.00			
福徳	"	"	北	福徳町	"	1,700	1,200E	2	13.33			
						1,650	1,180M	1	6.25	350		

計画資料 35 排水ポンプ所等(5/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha	
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数 台			
福徳川	庄内川	名古屋市	北	福徳町	名古屋市 (上下水道局)	1,650	2,000E	2	12.50	276	
				守山	川北町	市	1,650	1,450 (KW)E	1		6.25
			北	守山	川北町	市	1,000	265M	1		2.33
				守山	川北町	市	1,000	390M	1		2.33
落合	"	"	北	落合町	市	1,500	910E	2	10.00	210	
				落合町	市	1,500	840 (KW)E	1	5.00		
			北	落合町	市	1,000	310M	2	4.00		
			北	落合町	市	1,350	980E	1	4.00		
千 水 処 理 セ ン タ ー	堀川	"	熱田	千年二丁目	市	1,350	1,000E	1	4.25	196	
				千年二丁目	市	800	170M	2	3.00		
				千年二丁目	市	1,000	395E	1	2.50		
				千年二丁目	市	1,500	720E	1	4.67		
白鳥橋	"	"	"	熱田西町	市	1,000	290M	1	2.50	234	
				熱田西町	市	1,200	315M	1	2.75		
				熱田西町	市	1,650	1,200E	3	17.50		
中島	"	"	"	白鳥町	市	1,200	370M	1	2.75	62	
				白鳥町	市	1,000	270M	1	2.25		
名駅前	"	"	中村	名駅一丁目	市	1,000	380E	2	4.50	10	
				名駅一丁目	市	200	22M	3	0.23		
正木	"	"	中	正木三丁目	名古屋市 (緑政土木局)	300	37M	3	0.60	0.16	
				正木三丁目	市	200	11M	2	0.16		
若宮大通	新堀川	"	"	千代田一丁目	市	600	130M	2	1.33	0.10	
				千代田一丁目	市	125	22M	2	0.10		
大江	山崎川	"	港	大江町	市	500	75M	2	1.17		
大江西	"	"	"	"	市	450	55M	2	0.97		

計画資料 35 排水ポンプ所等(6/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数 台		
山崎 水処理 センター	山崎川	名古屋市	南	忠次二丁目	名古屋市 (上下水道局)	700	180E	1	1.00	42
						700	110M	3	3.00	
内 浜	"	"	"	豊四丁目	"	1,350	590M	1	3.83	265
						1,350	680M	1	3.83	
呼 続	"	"	"	荒浜町	"	1,600	1,400E	4	22.67	132
						1,000	210M	1	2.13	
道 徳	"	"	"	泉楽通	"	1,000	330kw・E	3	9.30	339
						1,200	620M	1	3.67	
土 市	"	"	瑞穂	土市町	"	1,650	1,215 (KW)E	1	7.00	129
						1,500	1,200E	1	5.17	
伝馬町 水処理 センター	新堀川	"	"	桃園町	"	1,650	1,100 (KW)E	2	14.00	117
						1,200	260M	1	3.33	
熱 田	"	"	熱田	神宮四丁目	"	1,200	372E	2	6.67	154
						1,250	403E	1	3.67	
牛 卷	"	"	瑞穂	牛卷町	"	800	225M	1	1.50	83
						1,500	980E	2	9.50	
高 蔵	"	"	熱田	六野一丁目	"	600	75M	3	2.50	220
						900	125M	2	3.00	
高 蔵	"	"	熱田	六野一丁目	"	1,100	310E	1	2.58	220
						1,100	302E	1	2.58	
高 蔵	"	"	熱田	六野一丁目	"	1,100	305E	1	2.58	220
						1,100	230M	1	2.67	
高 蔵	"	"	熱田	六野一丁目	"	1,100	240 (KW)E	2	5.33	220
						1,100	245 (KW)E	1	2.67	
高 蔵	"	"	熱田	六野一丁目	"	1,200	460M	1	3.33	220
						1,200	530M	1	3.33	

計画資料 35 排水ポンプ所等(7/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha	
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数 台			
高蔵	新堀川	名古屋市	熱田	六野一丁目	名古屋市 (上下水道局)	1,500	1,200E	4	20.00	238	
大江	大江川	"	港	本星崎町	"	1,000	300M	1	2.25		
					"	1,500	690kw・E	2	11.20		
					"	1,350	690 (KW)E	1	5.60		
					"	1,000	240M	1	2.25		
					"	1,350	530 (KW)E	2	8.00		
名港	名古屋港 (中川運河)	"	"	熱田前新田	"	1,200	420M	1	3.00		195
					"	1,200	600E	1	3.00		
					"	1,200	350M	1	3.00		
					"	1,200	500E	1	3.00		
					"	1,200	365 (KW)E	1	3.00		
					"	1,200	365 (KW)E	1	3.00		
北大江	大江川	"	南	元塩町	名古屋市 (緑政土木局)	150	5.5M	2	0.07	92	
船見	"	"	"	滝春町	"	200	11M	1	0.07		
					"	900	250M	1	1.88		
					"	900	370E	1	1.88		
					"	1,350	710E	2	7.53		
荒子川	名古屋港	"	港	十一屋一丁目	"	2,100	1,450E	4	41.4	702	
					"	1,350	400M	2	8.00		
					"	1,350	400M	2	8.00		
永徳	"	"	"	稲永三丁目	"	150	3.7M	2	0.08		
					"	500	55M	3	1.45		
					"	900	200E	1	1.83		
中川口	"	"	"	中川本町	名古屋港 組合	1,350	350M	1	4.0		
					"	2,000	920E	1	8.30		
					"	2,200	870M	1	11.00		
					"	2,200	1,290E	2	22		
堀川口 防潮水門	"	"	"	東築地町	"	2,800	1,029 (KW)・E	2	41.50		
	"	"	"		"	3,000	1,430E	1	19.80		
港北	荒子川	"	"	寛政町	名古屋市 (上下水道局)	1,200	346E	4	13.33	327	

計画資料 35 排水ポンプ所等(8/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ所名	排水本川	排水区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m³/Sec	排水積 ha	
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台数 台			
港北 大手	荒子川 名古屋港 (荒子川)	名古屋市	港	寛政町	名古屋市 (上下水道局)	1,200	251M	1	3.33	175	
			"	大手町		"	1,200	330M	1		3.33
			"			"	1,200	520E	2		6.67
露橋 水処理 センター	中川運河	"	中川	広住町	"	900	130M	1	1.70	75	
			"			"	1,350	365(kw)E	2		8.50
八劍	"	"	"	玉川町	"	1,000	180M	1	2.00	220	
						"	250M	1	2.67		
						"	340E	1	2.67		
						"	320E	2	4.67		
笠寺	天白川	"	南	砂口町	"	1,350	500M	2	7.50	374	
						"	490 (KW)E	2	7.50		
						"	730 (KW)E	2	11.86		
						"	730 (KW)E	1	5.93		
弥富	"	"	瑞穂	関取町	"	1,200	430M	1	3.33	239	
						"	890 (KW)E	2	10.73		
						"	870 (KW)E	1	5.36		
						"	520 (KW)E	1	3.33		
柴田 水処理 センター	"	"	南	元柴田西町	"	1,500	900E	4	25.87	220	
			天白	中坪町		"	800	155M	1		1.43
野並	"	"	天白	中坪町	"	"	900	270E	4	7.13	
						緑	鳴海町	"	1,200	475M	1
汐田	扇川	"	緑	鳴海町	"	"	1,500	830 (KW)E	3	18.49	
						六条	六田一丁目	名古屋市 (緑政土木局)	1,350	300E	1
大高西部	天白川	"	"	大高町	"	"	900	200E	1	1.83	
						"	1,350	640E	4	17.00	
					"	900	190M	2	3.20	164	

計画資料 35 排水ポンプ所等(9/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数 台		
六条	扇川	名古屋市	緑	六田一丁目	名古屋市 (上下水道局)	900	260M	1	1.83	100
					"	1,200	680E	3	10.00	
鶴田	大高川	"	"	大高町	名古屋市 (緑政土木局)	600	75M	1	0.80	108
					"	1,200	450E	3	10.10	
守西	矢田川	"	守山	大字瀬古	名古屋市 (上下水道局)	1,700	1,200E	3	21.00	455
					"	600	120M	3	2.35	
					"	1,700	880M	1	7.00	
					"	1,350	700M	2	7.67	
三階橋	"	"	北	辻町	"	1,600	1,420E	4	22.67	456
					"	1,350	700M	2	7.67	
六が池	生棚川	"	"	六が池町	名古屋市 (緑政土木局)	250	11M	2	0.24	
上社	植田川	"	名東	上社一丁目	"	400	110M	2	0.79	
					"	65	11M	2	0.02	
楠	排水路	"	北	若鶴町	"	100	3.7M	3	0.04	
会調節	所池	"	"	会所町	"	100	3.7M	2	0.04	
比良	"	"	西	比良三丁目	"	50	0.75M	2	0.007	
中沼東	"	"	"	中沼町	"	80	1.5M	2	0.02	
中沼西	"	"	"	"	"	80	1.5M	2	0.02	
堀田	"	"	瑞穂	堀田通八丁目	"	50	0.75M	4	0.01	
神宮東	"	"	熱田	三本松町	"	150	7.5M	2	0.05	
高蔵東	"	"	"	横田二丁目	"	150	7.5M	2	0.06	
古渡	"	"	中川	西古渡町四丁目	"	200	5.5M	2	0.17	
善進	"	"	港	善進本町	"	150	7.5M	3	0.08	
秋葉	"	"	"	秋葉一丁目	"	250	22M	2	0.24	
一屋	"	"	"	西茶屋一丁目	"	250	22M	2	0.24	
星崎	"	"	南	阿原町	"	40	0.25M	1	0.003	
廻間先	"	"	"	道全町四丁目	"	150	11M	1	0.06	
					"	250	15M	2	0.25	

計画資料 35 排水ポンプ所等(10/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha		
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数 台				
第一幸心	排水路	名古屋市	守山	新守西	名古屋市 (緑政土木局)		150	7.5M	2	0.09		
第二	"	"	"	"	"		80	3.7M	2	0.03		
汐田	田管	"	緑	鳴海町	"		200	22M	2	0.14		
留	原池	"	天白	原二丁目	"		100	3.7M	2	0.04		
下調		"	東	砂田橋二丁目	名古屋市 (上下水道局)		1,100	320M	2	5.67	338	
宮前	矢田川	"					1,600	900E	2	11.33		
					"		1,600	660 (KW)E	1	5.67		
					"		1,600	640M	1	5.67		
鳴海	天白川	"	緑	浦里五丁目	"		1,200	440M	1	3.47	205	
水処							"	690 (KW)E	1	5.41		
理セ							"	940E	1	5.41		
ンタ							"	1,070 (KW)E	2	15.74		
							"	1,060 (KW)E	1	7.87		
守山	庄内川	"	北	米が瀬町	"		1,200	950E	1	3.50		
水処							"	670E	1	3.50	35	
理セ							"	1,600	1,200E	1	6.33	
ンタ												
鳴尾	天白川	"	南	上浜町	"		1,500	1070M	1	6.55	276	
							"	1,070 (KW)E	1	6.58		
							"	1,100 (KW)E	1	6.58		
							"	1,070 (KW)E	1	6.58		
菅田	"	"	天白	保呂町	"		900	180M	1	1.83	120	
							"	520E	1	3.33		
							"	720 (KW)E	2	8.00		
植田	植田川	"	"	植田南一丁目	"		1,200	440M	1	2.83	96	
水処							"	430 (KW)E	1	2.83		
理セ												
ンタ												

計画資料 35 排水ポンプ所等 (11/12) (1) ポンプ所一覧

ポンプ 所名	排水 本川	排水 区域	所在地		管理者	排水機			排水量 m ³ /Sec	排水 面積 ha
			区	町		口径 M/M	出力 KWHP	台 数 台		
植田 水処理セ ンター	植田川	名古屋市	天白	植田南一丁目	名古屋市 (上下水道局)	1,500	1,100E	3	14.5	
篠原	荒子川	名古屋市	中川	中島新町一丁目	"	900	180M	1	1.83	319
					"	1,350	510E	1	4.00	
					"	1,300	530E	2	8.00	
富田	新川	"	"	富田町榎津	"	1,000	320M	1	2.25	296
					"	1,500	1,030E	4	18.00	
喜惣治	"	"	北	喜惣治一丁目	"	1,000	470M	2	4.66	264
					"	1,500	1,400E	2	10.00	
					"	1,500	1,030 (KW)E	1	5.00	

計画資料 35 排水ポンプ所等 (12/12)

(2) 湛水防除施設の現況

区分	排水機			排水樋門
	箇所数	台数	(m ³) 総馬力数	
日光川河域	14	39	6,958	7
新川河域	2	4	242	11

(3) 移動用応急排水ポンプ一覧 (市保有)

品名	口径 M/M	揚水量 m ³ /h	揚程 m	馬力 HP	区別	数量 台	保管場所	所管
自吸式ポンプ	250	600	10	54	エンジン直結	5	移動ポンプ保管倉庫	緑
〃	250	600	10	49.5	〃	4	移動ポンプ保管倉庫	政
〃	250	600	10	64.0	〃	2		土
水中ポンプ	250	480	6	(KW) 22	発電機と併用	4	移動ポンプ保管倉庫	木
水中ポンプ	300	600	4	(KW) 55	発電機と併用	4	戸田茶屋排水機場	局

(4) 移動用応急排水ポンプ一覧 (東海農政局・貸出)

口径 M/M	揚水量 m ³ /h	揚程 m	馬力 ps	数量 台	区分	保管場所
250	360	6.0	15	2	エンジン付き	東海農政局災害応急用ポンプ格納庫 (守山区)
150	168	15.0	15	1	〃	
100	60	8.5	5	7	〃	
100	60	20.0	7.5(KW)	3	水中モーターポンプ	
100	60	12.0	5.5(KW)	2	〃	
250	480	5.0	22(KW)	1	〃	
250	360	10.0	22(KW)	2	〃	
250	360	6.0	22(kW)	1	〃	

発電機：15KVA (1台)、25KVA (1台)、35KVA (1台)、60KVA (2台)

付属品：配管、ホース、弁、ボルト、ナット

計画資料 36 消防施設(1/2)

(1) 施設一覧

平成 24 年 2 月 1 日現在

名 称	所 在 地
消 防 局	中区三の丸三丁目1番1号
消 防 学 校	守山区大字下志段味字長廻間2280番地の12
消 防 研 究 室	〃
消 防 音 楽 隊	〃
特別消防隊第一方面隊	中川区太平通三丁目39番地
特別消防隊第二方面隊	西区那古野二丁目26番16号
特別消防隊第三方面隊	北区上飯田南町四丁目1番地の11
特別消防隊第四方面隊	瑞穂区田辺通五丁目9番地
特別消防隊第五方面隊	港区金城ふ頭一丁目1番地の3
消 防 航 空 隊	西春日井郡豊山町大字豊場(名古屋空港内)
救 急 救 命 士 養 成 所	昭和区御器所通二丁目16番地の1
千 種 消 防 署	千種区希望ヶ丘二丁目6番21号
吹 上 出 張 所	〃 吹上二丁目5番11号
東 山 〃	〃 東山通二丁目19番地
覚 王 山 〃	〃 覚王山通九丁目31番地
東 消 防 署	東区筒井一丁目8番30号
富 士 塚 出 張 所	〃 泉一丁目9番24号
矢 田 〃	〃 矢田南四丁目2番1号
北 消 防 署	北区萩野通二丁目1番地
飯 田 出 張 所	〃 芦辺町三丁目4番地
楠 〃	〃 楠二丁目965番地
西 消 防 署	西区児玉二丁目25番22号
押 切 出 張 所	〃 天神山町1番24号
山 田 〃	〃 八筋町56番地
大 野 木 〃	〃 大野木五丁目10番地
中 村 消 防 署	中村区大宮町一丁目53番地
日 比 津 出 張 所	〃 高道町五丁目2番18号
椿 〃	〃 則武二丁目1番21号
中 消 防 署	中区栄一丁目23番13号
橘 出 張 所	〃 橘一丁目22番15号
老 松 〃	〃 新栄一丁目46番12号
昭 和 消 防 署	昭和区御器所通二丁目16番地の1
八 事 出 張 所	〃 花見通三丁目29番地
白 金 〃	〃 福江二丁目8番11号
瑞 穂 消 防 署	瑞穂区北原町三丁目17番地
堀 田 出 張 所	〃 塩入町13番11号
熱 田 消 防 署	熱田区高蔵町4番9号
船 方 出 張 所	〃 一番二丁目42番2号

計画資料 36 消防施設(2/2)(1) 施設一覧

名 称	所 在 地
中 川 消 防 署	中川区高畑一丁目224番地
日 置 出 張 所	〃 福住町6番39号
尾 頭 橋 〃	〃 尾頭橋一丁目1番41号
下 之 一 色 〃	〃 一色新町三丁目105番地
富 田 〃	〃 東春田二丁目41番地
港 消 防 署	港区千鳥一丁目11番19号
東 海 橋 出 張 所	〃 川西通二丁目6番地
東 築 地 〃	〃 昭和町13番地
稲 永 〃	〃 野跡一丁目1番9号
南 陽 〃	〃 春田野二丁目2904番地
荒 子 川 〃	〃 善進本町72番地の2
南 消 防 署	南区桜本町24番地
大 同 出 張 所	〃 大同町三丁目4番地の2
大 江 〃	〃 加福本通一丁目11番地
道 徳 〃	〃 泉楽通一丁目8番地
星 崎 〃	〃 鳴尾一丁目79番地
守 山 消 防 署	守山区西新11番8号
志 段 味 出 張 所	〃 大字下志段味字長廻間2280番地の12
守 西 〃	〃 鳥羽見二丁目20番12号
大 森 〃	〃 大森一丁目2016番地
緑 消 防 署	緑区滝ノ水四丁目2007番地
大 高 出 張 所	〃 大高町字下塩田41番地の1
有 松 〃	〃 有松町大字桶狭間字生山48番地の27
鳴 海 〃	〃 鳴海町字乙子山85番地の11
徳 重 〃	〃 鳴海町字神ノ倉3番地の1244
名 東 消 防 署	名東区野間町40番地
星 ヶ 丘 出 張 所	〃 名東本町162番地
猪 子 石 〃	〃 香流一丁目1112番地
豊 が 丘 〃	〃 豊が丘802番地
天 白 消 防 署	天白区原五丁目2506番地
島 田 出 張 所	〃 島田三丁目301番地
植 田 〃	〃 焼山一丁目807番地

(2) 消防庁舎の現況

庁 舎 別	鉄筋コンクリート造等	備 考
消 防 署 本 署 庁 舎	16	
消 防 出 張 所 庁 舎	48	特別消防隊庁舎（第一方面隊～第五方面隊）を含む。

【風水害等災害対策編 第2章 第8節 救護・救援体制の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第9節 消防活動】

【地震災害対策編 第2章 第9節 救護・救援体制の整備】

【地震災害対策編 第3章 第12節 消防・水防・津波対策活動】

計画資料 37 消防機械配置一覧

種 別 所属別	消 防 車																	
	車 両 合 計	小 計	普 通 車 (タンク車)	特 殊 車													ブ ロ ア ー 車	ウ ォ ー タ ー カ ッ タ ー 車
				は し ご 車	屈 折 放 水 塔 車	化 学 車	泡 原 液 搬 送 車	ク レ ー ン 車	救 助 車	指 揮 官 車	指 揮 車	排 煙 照 明 車	水 槽 車	防 災 支 援 車	災 害 救 援 車	特 殊 災 害 対 応 車		
合 計	484	221	106	22	2	6	1	1	20	16	20	4	1	4	1	1	1	
消 防 局																		
総務課	2	0																
職員課	1	0																
施設課	12	2	1								※1							
消防研究室	1	0																
消防学校	11	7	6															
予防課	3	0																
指導課	2	0																
消防課	3	2									2							
救急対策室	3	0																
救命士養成所	1	0																
防災室	2	0																
情報指令課	1	0																
特別消防隊	26	20	6		1	2	1	1	4		1				1	1	1	
消防航空隊	2	0																
千種消防署	30	13	7	1					1	1	1	1						
東 "	17	10	5	1					1	1	1							
北 "	22	10	5	1					1	1	1			1				
西 "	26	12	5	2		1			1	1	1							
中村 "	30	13	7	1					1	1	1	1						
中 "	21	10	5	1					1	1	1							
昭和 "	20	10	5	1					1	1	1			1				
瑞穂 "	21	9	3	1					1	1	1	1						
熱田 "	17	8	3	1					1	1	1							
中川 "	31	14	7	2		1			1	1	1			1				
港 "	39	18	9	2		1			1	1	1	1						
南 "	31	14	8	1	1				1	1	1							
守山 "	29	13	6	2					1	1	1		1					
緑 "	29	14	8	2					1	1	1			1				
名東 "	29	12	6	1		1			1	1	1							
天白 "	22	10	4	2					1	1	1							

備考 ※印は、各署車検整備等の予備車である。

計画資料 37 消防機械配置一覧

平成 23 年 4 月 1 日現在

除染車	燃料補給車	輸送車	救急車	その他の車両										消防舟艇			航空機	その他の機械						
				小計	災害対策車	広報車	査察車	バス	乗用車	貨物車	起震車	事務連絡車	原付自転車	航空機用電源車	消防団救助資機材搭載車	消防艇		指揮艇	小型舟艇	可搬式高発泡機	発動機付発電機	可搬式排煙機	エンジンカッター	さく岩機
1	1	12	43	220	1	3	17	8	15	34	2	29	109	1	1	1	1	55	2	15	268	36	78	23
	1		※6	2					1	1														
				1						4														
				4						1														
				4				2		1						1		1		2	18	5	7	2
				3						1		2												
				2			1			1														
				1						1														
				3						3														
				1								1												
				2	1				1															
			1	5								5						2			12	5	9	5
				2						1			1					2						
		1	2	15			2		1	1		1	10					2		1	15	2	4	1
			1	1			1		1			1	3					2			11	3	3	1
			2	10		1			1	1		1	6					4		1	10	1	3	1
			1	2			1	1	1	1		2	6					5		1	20	1	4	1
			1	2			1		1	2		2	9					2			16	2	4	1
			1	2		1		1	1	1		1	3					2		1	20	5	3	1
			2	8			1		1	1		1	4					2		1	13	1	3	1
			1	2			1		1	1		1	6					3		1	9	1	2	1
			1	2					1	2		1	3					2		1	9	1	2	1
			3	14		1	1	1		1		2	8					3		1	17	1	5	1
		1	1	4			2		1	2		2	10					2			16	2	6	1
			1	2			1	1	1	1		1	10					6		1	18	2	5	1
			1	3			1	1	1	1		1	8					2		1	16	1	5	1
			3	12			1		1	1		2	7					6		1	17	1	5	1
			1	2			1	1	1	1		2	10					5		1	16	1	5	1
			1	2			1		1	1		2	6					4		1	14	1	3	1

【風水害等災害対策編 第2章 第8節 救護・救援体制の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第9節 消防活動】

【地震災害対策編 第2章 第9節 救護・救援体制の整備】

【地震災害対策編 第3章 第12節 消防・水防・津波対策活動】

計画資料 38 消防水利状況 (1/16)

(1) 一般水利の整備状況

平成24年4月1日現在

区分 区名	消火栓	防 火 水 槽					その他の 消防水利
		種 類 別		容 量 別			
		埋 設	無がい	100m ³	40m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 未満	
千 種	2,672	129	0	41	88	0	39
東	1,401	77	0	30	47	0	24
北	2,583	120	0	61	57	2	32
西	2,604	117	0	65	50	2	33
中 村	2,660	105	0	62	43	0	26
中	2,125	86	0	33	53	0	18
昭 和	1,743	69	0	27	42	0	27
瑞 穂	1,786	76	0	30	46	0	23
熱 田	1,269	68	0	29	39	0	17
中 川	3,998	177	0	85	90	2	44
港	2,823	130	0	58	66	6	77
南	2,511	109	0	57	51	1	30
守 山	3,250	137	0	48	79	10	38
緑	4,631	243	0	60	175	8	86
名 東	2,319	81	0	39	42	0	32
天 白	2,494	92	0	35	57	0	33
合 計	40,869	1,816	0	760	1,025	31	579

計画資料 38 消防水利状況 (2/16)

(2) 耐震火災対策施設の整備状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

ア 総括表

区 名	区 分	耐震性防火水槽	可搬式ポンプ
千	種	33	25
	東	17	12
	北	53	38
	西	61	38
中	村	50	36
	中	20	17
昭	和	23	17
瑞	穂	25	20
熱	田	22	14
中	川	78	44
	港	54	38
	南	52	36
守	山	48	31
	緑	58	39
名	東	39	23
天	白	35	22
合	計	668	450

計画資料 38 消防水利状況 (3/16)

イ 耐震性防火水槽設置箇所一覧

平成 24 年 4 月 1 日現在

区 名	設 置 場 所	所 在 地
千 種 (33)	天 公 園	赤坂町二丁目地内
	種 公 園	若水一丁目地内
	谷 第 一 公 園	汁谷町地内
	道 公 園	千種三丁目地内
	ッ 池 公 園	菊坂町三丁目地内
	防 局 用 地	宮根台一丁目地内
	年 公 園	豊年町地内
	上 公 園	井上町地内
	松 公 園	千種二丁目地内
	岡 公 園	春岡二丁目地内
	山 出 張 所	東山通二丁目地内
	池 西 公 園	内山三丁目地内
	荘 内 公 園	自由ヶ丘二丁目地内
	越 公 園	竹越二丁目地内
	付 公 園	見付町三丁目地内
	池 南 公 園	今池三丁目地内
	山 公 園	西山元町地内
	見 公 園	高見一丁目地内
	種 消 防 署	希望ヶ丘二丁目地内
	岡 小 学 校	春岡二丁目地内
	山 公 園	内山一丁目地内
	和 公 園	松軒一丁目地内
	軒 公 園	松軒二丁目地内
	代 公 園	西崎町地内
	山 通 公 園	東山通三丁目地内
	山 東 公 園	新西二丁目地内
	坂 公 園	赤坂六丁目地内
	動 公 園	茶屋ヶ坂二丁目地内
	池 公 園	今池一丁目地内
	明 山 第 二 公 園	清明山一丁目地内
	上 公 園	吹上二丁目地内
	里 南 公 園	春里町 4 丁目地内
	仲 田 公 園	仲田二丁目地内
東 (17)	黒 門 公 園	車道町二丁目地内
	布 池 公 園	葵一丁目地内
	矢 田 公 園	矢田南四丁目地内
	大 曾 根 公 園	徳川二丁目地内
	東 桜 コ ミ ュ ニ テ ィ ー セ ン タ ー	東桜二丁目地内
	主 税 町 東 公 園	主税町地内
	東 二 葉 第 一 ど ん ぐ り 広 場	白壁三丁目地内
	明 倫 公 園	出来町一丁目地内
	大 幸 第 二 公 園	砂田橋三丁目地内
	建 中 寺 公 園	筒井一丁目地内
	山 吹 谷 公 園	檀木町地内
	新 出 来 シ テ ィ 住 宅	新出来二丁目地内
	東 大 曾 根 第 一 公 園	東大曾根町地内
	山 田 東 公 園	山田東町地内

計画資料 38 消防水利状況 (4/16)

区名	設置場所	所在地
東	東桜小学校	東桜一丁目地内
	新出来公園	出来町三丁目地内
	七小公園	泉二丁目地内
北 (53)	六郷三桜公園	大曾根四丁目地内
	稚児宮公園	稚児宮通二丁目地内
	川中公園	光音寺字野方地内
	清水公園	清水五丁目地内
	志賀公園	平手町地内
	北消防署楠出張所	楠二丁目
	特別消防隊第三方面隊	上飯田南町地内
	天道公園	天道町地内
	すずらん公園	東大杉町地内
	会所公園	会所町地内
	上飯田南公園	上飯田南町地内
	名北公園	真畔町地内
	平山公園	如意三丁目地内
	味鉢公園	楠味鉢二丁目地内
	味鉢西公園	西味鉢三丁目地内
	ニヶ坂公園	大杉一丁目地内
	飯田公園	山田西町地内
	消防装備管理センター	福德町地内
	市営山田北荘	矢田町地内
	ながた公園	長田町地内
	辻町公園	辻町地内
	下飯田児童遊園地	下飯田町地内
	杉の子中央どんぐり広場	大杉二丁目地内
	猿塚公園	川中町地内
	金作公園	清水四丁目地内
	大我麻公園	大我麻町地内
	楠公園	若鶴町地内
	清水北公園	清水五丁目地内
	深田公園	清水三丁目地内
	丸新公園	丸新町地内
	菱池公園	五反田町地内
	楠地区会館	楠味鉢三丁目
	六が池公園	六が池町地内
	田幡馬公園	金城三丁目地内
	玄馬公園	玄馬町地内
	生棚公園	五反田町地内
	辻小学校	辻町地内
	がったい公園	山田町地内
	大杉公園	大杉三丁目地内
	北消防署	萩野通地内
	北浦公園	如意二丁目地内
北山小学校	下飯田町地内	
大味山公園	如意四丁目地内	
味鉢東公園	東味鉢二丁目地内	
高坪公園	丸新町地内	

計画資料 38 消防水利状況 (5/16)

区名	設置場所	所在地
北	喜 惣 治 第 三 公 園	喜惣治一丁目地内
	稲 生 公 園	福德町地内
	成 願 寺 公 園	安井二丁目地内
	ク オ リ テ イ ラ イ フ	平手町1丁目地内
	中 味 鏡 公 園	中味鏡三丁目地内
	八 坪 南 公 園	清水三丁目地内
西 (61)	辻 公 園	志賀町5丁目地内
	5 号 公 園	上飯田5丁目地内
	大 野 木 第 三 公 園	大野木三丁目地内
	立 須 公 園	砂原町地内
	天 神 山 公 園	天神山町地内
	消 防 局 用 地	稲生町字杵先地内
	新 福 寺 公 園	新福時町内
	花 ノ 木 公 園	花の木二丁目地内
	南 押 切 公 園	則武新町二丁目地内
	榎 公 園	押切一丁目地内
	中 浦 公 園	上小田井一丁目地内
	浄 心 公 園	浄心二丁目地内
	幅 下 公 園	幅下一丁目地内
	白 菊 公 園	枇杷島四丁目地内
	宮 裏 公 園	比良三丁目地内
	特 別 消 防 隊 第 二 方 面 隊	那古野二丁目地内
	平 中 公 園	平中町地内
	消 防 局 用 地	新道一丁目地内
	八 坂 公 園	花原町地内
	子 ど も 青 少 年 局 事 業 用 地	上名古屋一丁目地内
	中 小 田 井 公 園	中小田井二丁目地内
	栄 生 公 園	大道町二丁目地内
	横 井 公 園	浮野町地内
	坂 井 戸 公 園	坂井戸町地内
	江 西 公 園	菊井二丁目地内
	枇 杷 島 公 園	枇杷島一丁目地内
	江 向 公 園	江向町地内
	堀 越 公 園	堀越二丁目地内
	押 切 第 二 公 園	押切二丁目地内
	上 宿 第 一 公 園	城西三丁目地内
	道 間 公 園	八脇町地内
	琵 琶 里 公 園	枇杷島五丁目地内
早 苗 公 園	名駅二丁目地内	
見 寄 公 園	身寄町地内	
児 玉 公 園	万代町地内	
み ゆ き 公 園	幅下二丁目地内	
鍛 治 公 園	平出町地内	
境 公 園	比良一丁目地内	
南 問 屋 公 園	上小田井二丁目地内	
新 道 北 公 園	浅間二丁目地内	
あ し 原 公 園	あし原町地内	
南 押 切 中 央 公 園	南押切町地内	

計画資料 38 消防水利状況 (6/16)

区名	設置場所	所在地
西	島崎公園	園 城町地内
	石原公園	園 比良四丁目地内
	上橋公園	園 上橋町地内
	上名古屋屋公園	園 上名古屋三丁目地内
	鷹匠公園	園 城西二丁目地内
	城西公園	園 城西三丁目地内
	児玉プーアル公園	園 児玉三丁目地内
	庄内用水	水 大金町地内
	押切公園	園 天神山町地内
	山ノ木公園	園 山本二丁目地内
	栄生コミュニティセンター	一 栄生二丁目地内
	新道中央公園	園 新道二丁目地内
	山神公園	園 城西五丁目地内
	八町田公園	園 長先町地内
	赤城公園	園 赤城町地内
	松池南公園	園 丸野二丁目地内
	勘堀公園	園 中小田井二丁目地内
	宝地公園	園 宝地町地内
新道街	園 那古野二丁目地内	
二桃之城公園	園 中小田井二丁目地内	
桃ノ木公園	園 則武新町3丁目地内	
中村 (50)	塩池公園	園 塩池町地内
	中村公園	園 中村町字木ノ下屋敷地内
	鴨付公園	園 鴨付町地内
	大坪公園	園 烏森町地内
	日比津公園	園 日比津町地内
	沖田公園	園 沖田町地内
	東海旅客鉄道(株)事業用地	地 太閤一丁目地内
	京田公園	園 京田町地内
	荒輪井井公園	園 荒輪井町地内
	稲葉地公園	園 稲葉地町地内
	亀島公園	園 亀島町地内
	日置公園	園 名駅南五丁目地内
	西柳公園	園 名駅四丁目地内
	一里山公園	園 八社一丁目地内
	則武公園	園 則武二丁目地内
	豊臣ひろば緑地	地 鳥居通地内
	米野公園	園 黄金通地内
	大秋西公園	園 大秋町地内
	才の神宮公園	園 烏森町地内
	上の宮公園	園 上ノ宮町地内
	並木第三公園	園 並木二丁目地内
	上米野公園	園 太閤五丁目地内
	東宿公園	園 東宿町地内
	諏訪公園	園 諏訪三丁目地内
	祢宣公園	園 名駅南一丁目地内
	二瀬公園	園 二瀬町地内
	並木第一公園	園 並木一丁目地内

計画資料 38 消防水利状況 (7/16)

区名	設置場所	所在地
中村	竹二西部児童遊園地	竹橋町地内
	市営北稲葉地	稲葉地町地内
	横井山緑地	横井一丁目地内
	横井第一公園	横井一丁目地内
	西起公園	横井一丁目地内
	稲西公園	稲西町地内
	烏森公園	烏森町地内
	宮塚公園	宮塚町地内
	瓦田公園	横前町地内
	剣公園	剣町地内
	日吉公園	日ノ宮町地内
	牧野公園	竹橋町地内
	押木田公園	押木田町地内
	六反公園	名駅南四丁目地内
	本陣小学校	松原町地内
	中村公園	東宿町地内
	横井第二公園	横井二丁目地内
	岩塚公園	岩塚町地内
	角割公園	角割町地内
	長田公園	烏森町6丁目地内
銭亀公園	八社一丁目地内	
猪之越公園	猪之越町2丁目地内	
中村小学校	中村町1丁目地内	
中(20)	松原公園	松原三丁目地内
	新栄公園	新栄三丁目地内
	千早公園	新栄三丁目地内
	長岡公園	金山二丁目地内
	七本松公園	千代田三丁目地内
	梅川町北部児童遊園地	橘一丁目地内
	大須観音児童遊園地	大須二丁目地内
	本町公園	丸の内三丁目地内
	仲ノ町公園	栄一丁目地内
	金山公園	正木三丁目地内
	市営新栄荘	新栄三丁目地内
	西脇児童遊園地	松原一丁目地内
	東瓦町児童遊園地	新栄一丁目地内
	下園公園	錦一丁目地内
	伊勢山町どんぐり広場	伊勢山二丁目地内
	飴屋町どんぐり広場	上前津一丁目地内
	西大須公園	大須一丁目地内
	葉場公園	平和一丁目地内
	正木公園	正木二丁目地内
	老松公園	千代田一丁目地内
昭和(23)	高辻公園	白金三丁目地内
	小針公園	鶴舞二丁目地内
	村雲公園	御器所四丁目地内
	川名公園	川原通地内
川原公園	川原通地内	

計画資料 38 消防水利状況 (8/16)

区名	設置場所	所在地
昭和	昭和消防署	御器所通地内
	三和児童遊園地	塩付通地内
	市営北山荘	北山町地内
	福原公園	福原町地内
	興正寺公園	八事本町地内
	鶴舞公園	山脇町地内
	八事コミュニティセンター	広小路町地内
	くすの木どんぐり広場	御器所四丁目地内
	川名西公園	川名町地内
	白金公園	白金二丁目地内
	八事富士見公園	八事富士見地内
	川名公園	花見通地内
	駒方中学校	駒方長地内
	児童福祉センター	折戸町4丁目地内
	松栄小学校	長戸2丁目地内
	滝川消防団詰所	川名山町地内
	田面公園	田面町2丁目地内
前山緑地	前山町三丁目地内	
瑞穂 (25)	穂波公園	浮島町地内
	瑞穂公園	萩山町地内
	瑞穂公園	豊岡通三丁目地内
	名古屋立大	瑞穂町字山の畑地内
	名古屋ひばり	弥富町密柑山地内
	東栄公園	東栄町地内
	本願寺公園	本願寺町地内
	東八幡社	中根町地内
	惣作公園	惣作町地内
	豆田公園	豆田町地内
	特別消防隊第四方面隊	田辺通地内
	土市公園	土市町地内
	浜新富公園	荒崎町地内
	弥富ヶ丘公園	弥富ヶ丘町地内
	中根公園	白砂町地内
	佐渡公園	佐渡町地内
	新開公園	新開町地内
	中根南部公園	関取町地内
	竹田公園	竹田町地内
	下山公園	田辺通三丁目地内
	初日公園	初日町地内
市立大学病院	瑞穂町字川澄地内	
瑞穂ヶ丘公園	洲山町1丁目地内	
牛巻公園	牛巻町地内	
仁所公園	仁所町2丁目地内	
熱田 (22)	熱田神宮公園	旗屋一丁目地内
	船方公園	千年一丁目地内
	市営二番町住宅	二番二丁目地内
	都市再生機構桜田団地	桜田町地内
	童子公園	野立町地内

計画資料 38 消防水利状況 (9/16)

区名	設置場所	所在地
熱田	木之免公園	木之免町地内
	西町公園	大宝四丁目地内
	五番町公園	五番町地内
	名古屋国際会議場	熱田西町地内
	花表公園	花表町地内
	ちびっこどんぐり広場	一番二丁目地内
	白鳥公園	旗屋二丁目地内
	白鳥西公園	二番一丁目地内
	横田北公園	横田一丁目地内
	千年公園	千年二丁目地内
	西野公園	西野町地内
	一番町公園	一番二丁目地内
	神野公園	神野町一丁目地内
	神戸公園	神戸町地内
	熱田消防署	高蔵町地内
	一番なかよし公園(仮称)	一番一丁目地内
明野西どんぐり公園	明野町地内	
中川 (78)	特別消防隊第一方面隊	太平通地内
	中川消防署	高畑一丁目地内
	八幡中央公園	八神町地内
	荒子公園	荒子二丁目地内
	八家公園	八家町地内
	昭和橋公園	十一番町地内
	柳島公園	柳島町地内
	老人いこいの家	下之一色町字宮分地内
	市営江松荘	富田町大字江松字沢裏地内
	中川消防署日置出張所	福住町地内
	替元公園	春田五丁目地内
	八田公園	八田町地内
	西古渡公園	尾頭橋四丁目地内
	消防局用地	西日置二丁目地内
	大縄公園	服部四丁目地内
	一色公園	吉津一丁目地内
	御屋敷公園	助光一丁目地内
	戸田ゆたか公園	戸田ゆたか二丁目地内
	茨塚公園	野田一丁目地内
	法華公園	法華一丁目地内
	越宮公園	西中島一丁目地内
	水落公園	かの里一丁目地内
	西市川田公園	助光三丁目地内
	市営戸田荘	富田町大字戸田字中北高上地内
	愛知公園	愛知町地内
	屋敷地公園	小本二丁目地内
	正色公園	下之一色町地内
	千音時公園	富田町千音時六供地内
	松下公園	吉津四丁目地内
	御山戸公園	切中二丁目地内
	細米公園	細米町地内

計画資料 38 消防水利状況(10/16)

区名	設置場所	所在地
中川	昭明公園	昭明町地内
	裏畑公園	東中島町地内
	新家公園	富田町新家下並地内
	長堀公園	吉津二丁目地内
	西金町公園	東春田二丁目地内
	万町公園	万町地内
	法華西公園	法華西町地内
	乗江公園	かの里二丁目地内
	角出公園	柳森町地内
	東前田第一公園	川前町地内
	梓ノ木公園	中郷二丁目地内
	松若塚公園	東春田一丁目地内
	小東前田第三公園	小塚町地内
	郷内公園	本前田町地内
	波的花場公園	万場三丁目地内
	的場公園	一色新町三丁目地内
	登権現公園	的場町地内
	権嶋井橋公園	伏屋五丁目地内
	露山王田公園	荒子四丁目地内
	野田公園	島井町地内
	シテイコーポ荒子公園	露橋二丁目地内
	長町公園	山王四丁目地内
	中島中央公園	園 土野町地内
	外新町公園	園 吉良町地内
	広見公園	園 八熊一丁目地内
	下之島公園	園 中島新町地内
	小山之城公園	園 外新町地内
	外浦公園	園 広住町地内
	天水藪公園	園 伏屋三丁目地内
	木良第二公園	園 八熊三丁目地内
	古苗代公園	園 中島新町四丁目地内
	高畑公園	園 供米田一丁目地内
	高杉公園	園 中島新町一丁目地内
	丸池公園	園 大当郎一丁目地内
	わかたけどんぐり広場	園 吉良町地内
	二女子第二公園	園 吉津三丁目地内
	東亀之助公園	園 高畑四丁目地内
	東起公園	園 高杉町地内
	松蔭公園	園 中花町地内
	東並公園	園 東中島町6丁目地内
七反田公園	園 二女子町3丁目地内	
蓮池公園	園 戸田西一丁目地内	
	園 東起町3丁目地内	
	園 下之一色町字松蔭一丁目地内	
	園 江松二丁目地内	
	園 七反田町地内	
	園 烏森町字四反畑地内	

計画資料 38 消防水利状況 (11/16)

区名	設置場所	所在地
港 (54)	消防局用地	野跡一丁目地内
	土古公園	東土古町地内
	いろは公園	いろは町二丁目地内
	本宮公園	本宮新町地内
	大手公園	大手町地内
	善南公園	善南町地内
	健康福祉局備蓄倉庫	港楽二丁目地内
	十一屋第二公園	十一屋三丁目地内
	エヌティティ都市開発(株)事業用地	南十番町地内
	小碓西部第一公園	明正二丁目地内
	村社秋葉社	川園一丁目地内
	当知第三公園	当知四丁目地内
	浜町公園	入船二丁目地内
	市営新稲永荘	稲永四丁目地内
	正保南公園	正保町地内
	津金緑地	津金一丁目地内
	惟信第一公園	多加良浦町地内
	港北公園	港明一丁目地内
	南陽出張所	春田野二丁目地内
	神明社	西福田五丁目地内
	港消防署	千鳥一丁目地内
	港陽公園	港陽二丁目地内
	小碓中央公園	小碓四丁目地内
	木場南公園	木場町地内
	福田公園	八百島二丁目地内
	善北公園	善北町地内
	当知中央公園	当知一丁目地内
	小碓公園	丸池町地内
	新茶屋川公園	新茶屋三丁目地内
	宝神中央公園	宝神五丁目地内
	市営新稲永荘	稲永四丁目地内
	宝神第一公園	神宮寺二丁目地内
	中電なかよし遊園	惟信町四丁目地内
	知多北公園	知多一丁目地内
	港栄公園	港栄四丁目地内
	小碓第四公園	小碓三丁目地内
	正徳公園	正徳町地内
	小碓西部第三公園	小碓三丁目地内
	市営港北南荘	港北町地内
	稲永東公園	稲永三丁目地内
	稲永公園	野跡五丁目地内
	稲荷公園	名港二丁目地内
元町公園	浜二丁目地内	
船頭場公園	船頭場四丁目地内	
東海公園	南十一番町地内	
当知第一公園	入場一丁目地内	
当知第二公園	当知三丁目地内	
宝神第二公園	宝神二丁目地内	

計画資料 38 消防水利状況 (12/16)

区名	設置場所	所在地
港	小 確 第 二 公 園	小確一丁目地内
	小 賀 須 公 園	小賀須三丁目地内
	須 成 公 園	須成町2丁目、小確町字十四番割地内
	福 田 東 公 園	福田二丁目地内
	秋 葉 緑 地	秋葉一丁目地内
	東 茶 屋 公 園	東茶屋一丁目地内
南 (52)	四 条 公 園	三条二丁目地内
	道 徳 公 園	道德新町地内
	宝 公 園	北頭町地内
	三 吉 公 園	三吉町地内
	南 野 公 園	南野二丁目地内
	元 柴 田 公 園	元柴田東町地内
	杓 子 田 公 園	明円町地内
	桜 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	桜台二丁目地内
	市 営 第 二 大 生 荘	西又兵衛町地内
	呼 続 公 園	呼続四丁目地内
	御 替 地 公 園	豊田二丁目地内
	千 鳥 公 園	天白町地内
	粕 島 公 園	粕島町地内
	星 崎 出 張 所	鳴尾一丁目地内
	水 袋 公 園	神松町三丁目地内
	平 子 第 一 公 園	平子二丁目地内
	春 日 野 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	霞町地内
	南 区 休 日 急 病 診 療 所	千竈通地内
	豊 公 園	豊二丁目地内
	内 田 橋 南 第 一 公 園	内田橋一丁目地内
	源 兵 衛 公 園	源兵衛町地内
	白 雲 公 園	白雲町地内
	大 生 公 園	東又兵衛町地内
	中 江 公 園	中江町地内
	弥 次 衛 公 園	弥次エ町地内
	星 宮 公 園	星宮町地内
	泉 楽 公 園	泉楽通地内
	戸 部 公 園	戸部町地内
	忠 道 公 園	中道町地内
	笠 寺 公 園	弥生町地内
	道 徳 東 部 公 園	三新通地内
	星 崎 第 二 公 園	元鳴尾町地内
	本 城 公 園	元城町地内
	宝 生 公 園	宝生町地内
	芝 公 園	芝町地内
	な ご や か ハ ウ ス 三 条	三条二丁目地内
	菊 住 小 学 校	駈上町地内
	観 音 公 園	観音町地内
	道 徳 公 園	道德新町地内
	戸 部 下 公 園	戸部下一丁目地内
伝 馬 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	豊一丁目地内	
南 区 役 所	前浜通地内	

計画資料 38 消防水利状況 (13/16)

区名	設置場所	所在地
南	平子第二公園	平子二丁目地内
	赤坪公園	赤坪町地内
	鶴里公園	鶴里町3丁目地内
	上浜公園	上浜町地内
	南野第三公園	南野二丁目地内
	砂口公園	砂口町地内
	元塩公園	元塩町二、三丁目地内
	桜田公園	元桜田町地内
	松風公園	元鳴尾町地内
	阿原公園	阿原町地内
守山 (48)	金屋第二公園	金屋二丁目地内
	松阪公園	松阪町地内
	大永寺公園	大永寺町地内
	本市営本郷地	本郷が丘地内
	西新田公園	大森二丁目地内
	定納公園	向台二丁目地内
	守山区総合庁舎	小幡一丁目地内
	元牧公園	村前町地内
	小六公園	小六町地内
	杉ノ木公園	大字小幡字杉ノ木地内
	森孝西公園	森孝一丁目地内
	八剣公園	八剣二丁目地内
	市営緑ヶ丘荘	小幡字北山地内
	唐池公園	中志段味字下寺林地内
	健康福祉局事業用地	瀬古二丁目地内
	守牧公園	守牧町地内
	白山第一公園	白山一丁目地内
	高島公園	高島町地内
	大森中央公園	元郷一丁目地内
	小幡稲荷公園	小幡中三丁目地内
	小林公園	小幡五丁目地内
	永森公園	永森町地内
	守山小学校	西島町地内
	太鼓ヶ根南公園	百合が丘地内
	金屋第一公園	金屋一丁目地内
	山下公園	村合町地内
	白山第四公園	白山四丁目地内
	鳥羽見小学校	鳥羽見二丁目地内
	天子田公園	天子田二丁目地内
	守山消防署	西新地内
	守山中学校	大屋敷地内
	新守公園	新守町地内
	藪田公園	藪田町地内
	山川敷公園	向台三丁目地内
	川村公園	川村町地内
	白晴公園	大森四丁目地内
	下市場公園	天子田一丁目地内
	小幡駅南公園	吉根三丁目地内

計画資料 38 消防水利状況 (14/16)

区名	設置場所	所在地
守山	吉根公園	小幡南一丁目地内
	山ノ田公園	大森五丁目地内
	川北西公園	川北町地内
	新城公園	新城地内
	6号公園	下志段味土地区画整理事業地内
	7号公園	下志段味土地区画整理事業地内
	小幡緑地	守山区大字牛牧地内
	瀬古小学校	瀬古東3丁目地内
	小幡緑地	大字牛牧地内
	幸心なかよし公園	幸心三丁目地内
緑 (58)	曾根第一公園	曾根一丁目地内
	太子公園	太子一丁目地内
	江明公園	大高町字江明地内
	神明公園	四本木地内
	篠の風公園	篠の風二丁目地内
	青山南公園	青山三丁目地内
	市営桶狭間	有松町大字桶狭間字平坪地内
	成海神社	鳴海町地内
	鷺津砦公園	大高町字鷺津山地内
	伝治山公園	池上台一丁目地内
	鳴子中央公園	鳴子町二丁目地内
	作の山公園	作の山町地内
	鶴が沢西公園	鶴が沢一丁目地内
	愛宕霊園	有松町大字桶狭間地内
	六田公園	六田二丁目地内
	神の倉第三公園	神の倉三丁目地内
	桃山北公園	桃山一丁目地内
	黒石北公園	黒沢台一丁目地内
	南越公園	浦里四丁目地内
	都市再生機構鳴海団地	鳴海町姥子山地内
	桶狭間古戦場公園	桶狭間北三丁目地内
	千正坊公園	大高町字西千正坊地内
	平手公園	鳴海町字籠山地内
	青山公園	青山一丁目地内
	鳴海大根公園	松が根台地内
	緑消防署	滝の水四丁目地内
	森の里公園	森の里一丁目地内
	八ツ松公園	鳴海町字八ツ松地内
	坊主山公園	平子が丘地内
	鳴海黒石公園	神沢一丁目地内
	大高出張所	大高町字下塩田地内
	浦里公園	浦里一丁目地内
	鳴子螺貝公園	鳴子町地内
	要池公園	乗鞍二丁目地内
	大有清水西公園	鳴海町字大清水地内
	旭黒石公園	鳴海町字有松裏地内
	熊野西公園	上旭一丁目地内
		鳴海町神の倉地内

計画資料 38 消防水利状況 (15/16)

区名	設置場所	所在地
緑	諸の木北公園	諸の木一丁目地内
	相川第一公園	相川一丁目地内
	大塚公園	古鳴海一丁目地内
	大高台公園	大高台二丁目地内
	最中公園	浦里五丁目地内
	滝の水西公園	滝の水五丁目地内
	黒沢台公園	黒沢台五丁目地内
	鳥澄西公園	若田二丁目地内
	鳴海赤松東公園	鳴海町地内
	有松武路公園	武路町地内
	姥子山北公園	姥子山一丁目地内
	有松土地区画整理事業公園予定地	有松町大字有松地内
	左京山小公園	鳴海町字左京山地内
	嫁ヶ茶屋公園	古鳴海一丁目地内
	大高緑地	大高町地内
	神沢公園	神沢二丁目地内
	鳴丘公園	鳴丘二丁目地内
	清水山4号公園	有松町大字桶狭間地内
	徳重出張所	鳴海町字神ノ倉地内
	大形山緑地	相原郷1丁目地内
名東 (39)	名東消防署	野間町地内
	中島公園	香流二丁目地内
	九合田公園	香南二丁目地内
	西山中公園	西山本通地内
	消防局用地	八前二丁目地内
	上社公園	上社五丁目地内
	明が丘公園	明が丘地内
	廻間公園	上菅二丁目地
	一社公園	一社四丁目地内
	化者業公園	猪子石一丁目地内
	藤森第二公園	藤森二丁目地内
	貴船公園	貴船二丁目地内
	豊が丘公園	豊が丘地内
	梅森荘中央公園	梅森坂四丁目地内
	前山南公園	牧の里二丁目地内
	大針第二公園	大針二丁目地内
	濁池公園	平和ヶ丘四丁目地内
	松井第一公園	松井町地内
	藤森第一公園	藤森一丁目地内
	勢子坊公園	勢子坊四丁目地内
	上社西部第一公園	社台二丁目地内
	牧の原第二公園	牧の原一丁目地内
	丸根公園	猪子石二丁目地内
	本郷公園	本郷一丁目地内
	足狭間公園	貴船三丁目地内
	牧下公園	牧の里二丁目地内
	牧の原第一公園池見公園	牧の原三丁目地内
	平和が丘第二公園	平和が丘四丁目地内

計画資料 38 消防水利状況 (16/16)

区名	設置場所	所在地
名東	赤松公園	赤松台地内
	村崎公園	猪子石原三丁目地内
	八畝公園	よもぎ台二丁目地内
	本郷南公園	本郷二丁目地内
	山ノ手公園	山ノ手三丁目地内
	高針第二公園	新宿一丁目地内
	高針原公園	高針原二丁目地内
	水汲坂公園	香坂地内
	北川原公園	猪子石原二丁目地内
	神里公園	神里二丁目地内
天白 (35)	猪子石公園	山の手一丁目地内
	池見公園	池見二丁目地内
	池場公園	池場二丁目地内
	植田森後公園	植田西三丁目地内
	郷下公園	野並二丁目地内
	屋下公園	平針四丁目地内
	鶯谷公園	表山一丁目地内
	植田大坪公園	大坪二丁目地内
	上原公園	原三丁目地内
	西之杵公園	西入町地内
	細口池公園	天白町大字平針字黒石地内
	都市再生機構相生山団地	久方一丁目地内
	高坂公園	高坂町地内
	御前場公園	御前場町地内
	上八事第二公園	元八事四丁目地内
	植田焼山公園	焼山二丁目地内
	源右エ門公園	元植田一丁目地内
	郷之島公園	平針一丁目地内
	天白消防署	原五丁目地内
	上郷公園	島田四丁目地内
	笹原公園	福池二丁目地内
	池之内公園	池見一丁目地内
	平池下公園	原五丁目地内
	上八事第一公園	元八事三丁目地内
	三郎廻間第二公園	梅が丘五丁目地内
	蛇崩第一公園	植田山三丁目地内
	城下公園	原四丁目地内
	堤溝公園	井口一丁目地内
	大根公園	大根町地内
	塔ノ前公園	植田本町三丁目地内
	藤藪中平公園	中平一丁目地内
	細口下公園	中平三丁目地内
	一つ山第一公園	一つ山一丁目地内
	一本松公園	一本松一丁目地内
一つ山第二公園	一つ山二丁目地内	
植田北屋敷公園	元植田3丁目地内	
合計	668基	

【地震災害対策編 第2章 第2節 公共施設の整備】

計画資料 39 区別の消防団員及び主要消防機械

平成 23 年 4 月 1 日現在

区分 区名	団 数	団 員 数 (定員)	機 械				
			可搬式 ポンプ	広報車	簡易業務用 無線機	消防無線 受令機	発動機付 発電機
千種	15	375	25	(10)	45	15	30
東	9	225	12	(9)	27	9	18
北	19	475	38	(12)	57	19	38
西	19	475	38	(19)	57	19	38
中村	18	450	36	(18)	54	18	36
中	11	275	17	(1)	33	11	22
昭和	11	275	17	(7)	33	11	22
瑞穂	11	275	20	(11)	33	11	22
熱田	7	175	14	(1)	21	7	14
中川	24	625	44	(25)	72	24	48
港	20	670	38	(24)	60	20	40
南	18	450	36	(18)	54	18	36
守山	19	475	31	(19)	57	19	38
緑	28	700	39	(28)	84	28	56
名東	19	475	23	(16)	57	19	38
天白	17	425	22	(14)	51	17	34
計	265	6,820	450	(232)	795	265	530

() の数字は消防団有機械の内数

【風水害等災害対策編 第2章 第8節 救護・救援体制の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第9節 消防活動】

【地震災害対策編 第2章 第9節 救護・救援体制の整備】

【地震災害対策編 第3章 第12節 消防・水防・津波対策活動】

計画資料 40 有線機器一覧 (1/3)

(1) 消防通信機器一覧表

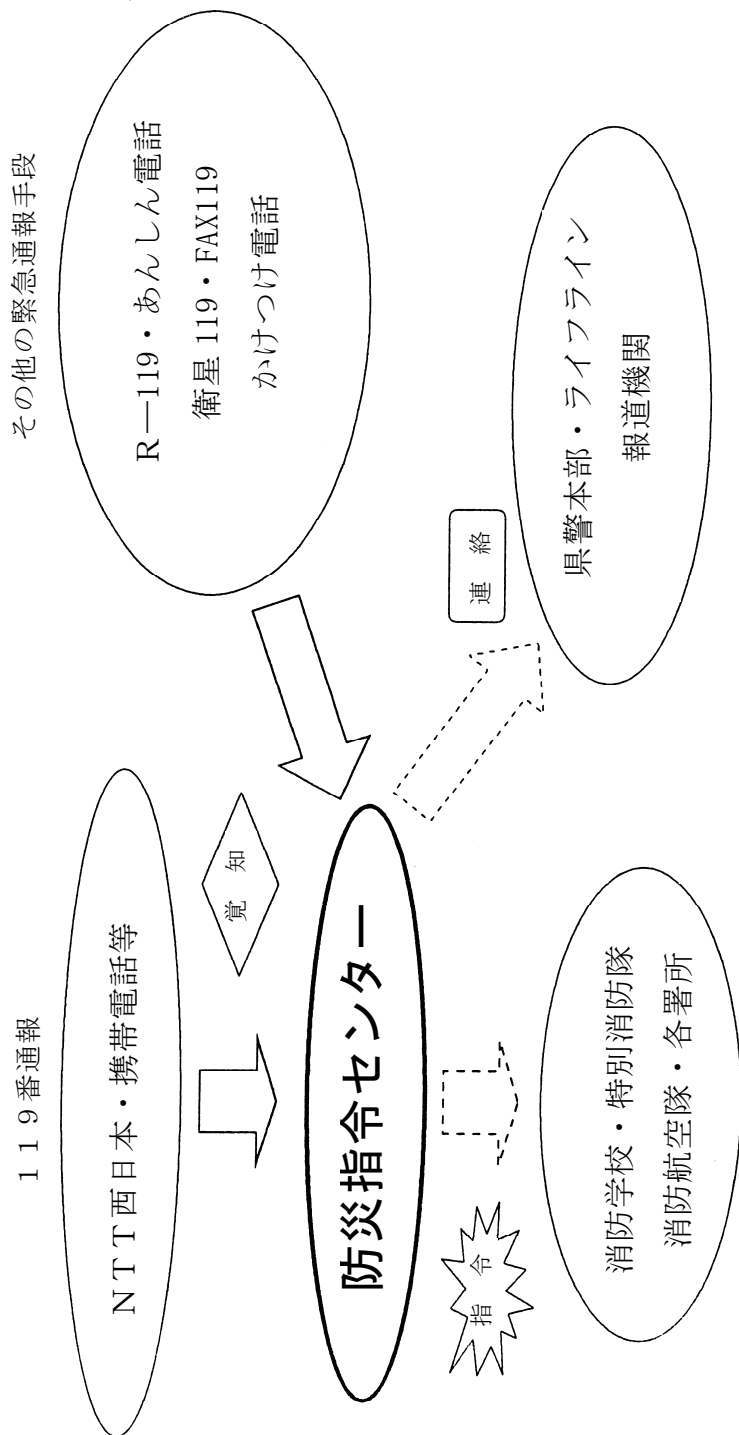
種 別	合 計		消防局	千種	東	北	西	中村
無 線 電 話	固定局	25	9	1	1	1	1	1
	基地局	27	11	1	1	1	1	1
	携帯基地局	2	2					
	陸上移動局	1077	118	62	49	52	61	61
	携帯局	8	8					
	航空局	6	6					
	航空機局	2	2					
	船舶局	1	1					
	地球局	1	1					
指 令 情 報 管 制 装 置	指令情報管制装置	69	9	4	3	3	4	4
	指令データ回線	67	7	4	3	3	4	4
	指令音声回線	69	7	4	3	3	4	4
消 防 電 話			15	6	5	5	6	6
	自動交換機	19基	3	1	1	1	1	1
救急専用電話	救急病院専用線	8回線		(1)				(1)
加 入 電 話	212回線		85	8	7	7	8	8
そ の 他	高速道路公社	2						
	水防システム回線	45						
	水位警報回線	5						
	名古屋空港	1						
	火災報告オンライン	1						
	地方气象台	1						
	AVM回線	2						
	消防情報システム回線	71	11	4	3	3	4	4
	警察	18	2	1	1	1	1	1
	ファクシミリ	83	23	4	3	3	4	4

救急専用欄中、署の各欄の () は区内病院等の数

平成 24 年 4 月 1 日現在

中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	52	45	44	72	88	69	65	73	61	52	
3	3	2	2	5	6	5	4	5	4	3	
3	3	2	2	5	6	5	4	5	4	3	
3	3	2	2	5	6	5	4	5	4	3	2
5	5	4	4	7	8	7	6	7	6	5	2
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(1)	(1)			(1)		(1)					(2)
7	7	6	6	9	11	10	8	9	8	7	1
3	3	2	2	5	6	5	4	5	4	3	
3	3	2	2	5	6	5	4	5	4	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(2) 緊急通報受信手段及び指令系統図

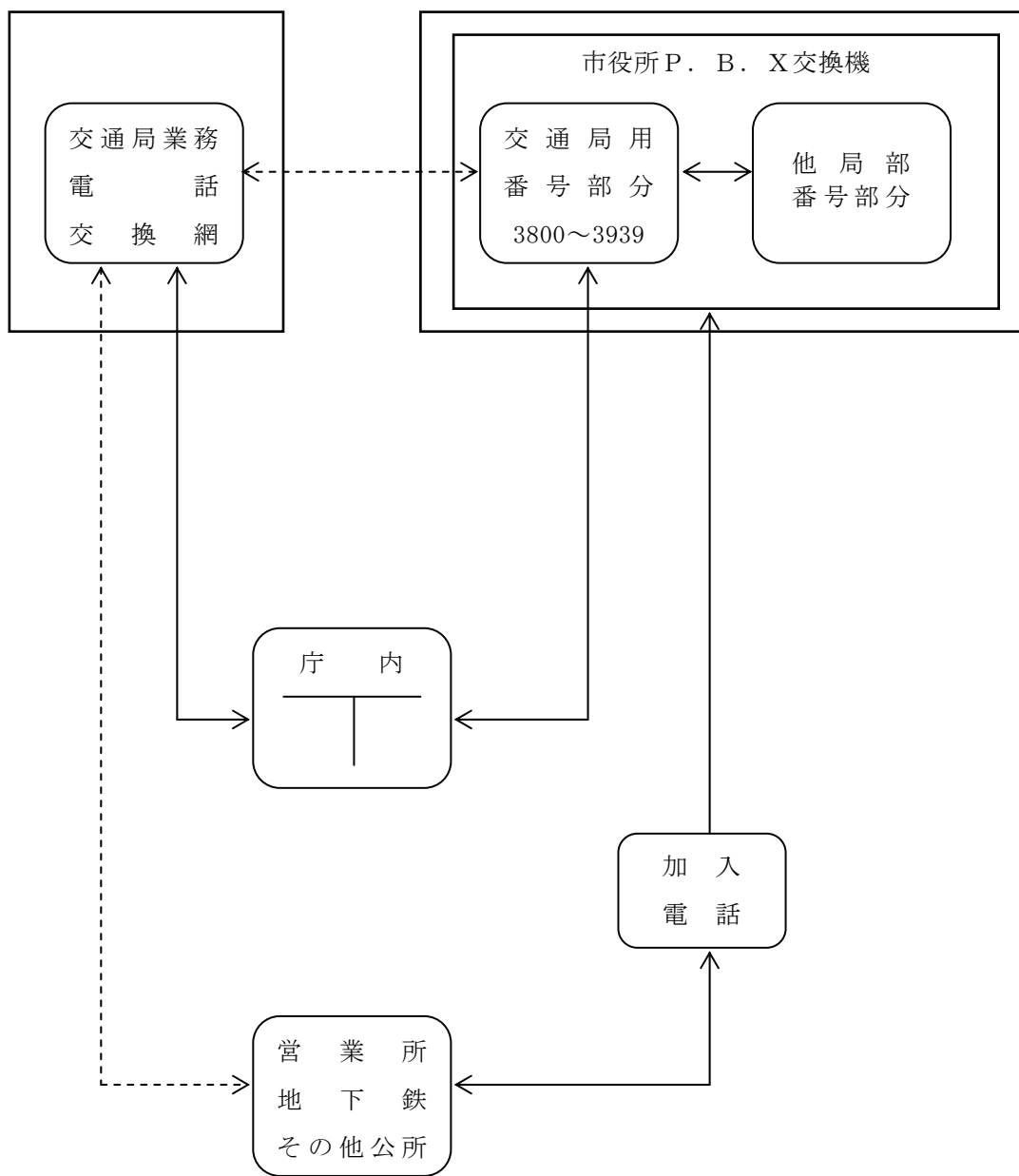


計画資料 40 有線機器一覧 (3/3)

(3) 交通局有線通信機器回線表

市役所駅他

市役所東庁舎



↔ 市内一円線路

⋯↔ 分局中継線路

【風水害等災害対策編 第2章 第7節 防災情報網の整備】

【地震災害対策編 第2章 第8節 防災情報網の整備】

計画資料 41 無線機器一覧(1/5)

(1) 総括表 (測定機器を除く。)

防災行政用無線	基地局	5局	移動局 (車載)	51	無線周波数	35波
	固定局	214局	(固定)	517		
			(携帯)	446		
			計	1,014		
消防無線等	基地局	26局	移動局 (車載)	246	無線周波数	25波
	(携帯基地局 1局 固定局 25局 携帯基地局、固定局は 基地局と重複免許)		(携帯)	794		
			(可搬)	55		
			(機載)	2		
	航空局	6局	(ヘリTV)	9		
	ヘリTV用携帯基地局	1局				
	船舶局	1局				
	地球局	1局				
		計	1,106			
上下水道無線	基地局	24局	移動局 (車載)	54	無線周波数	6波
	固定局	6局	(車携帯)	1		
	(固定局2局は2重免許)		(携帯)	36		
	基地局	1局	移動局	24		
		計	115			
合計	基地局	55局			無線周波数	66波
	固定局	220局				
	航空局	6局				
	船舶局	1局				
	ヘリTV用携帯基地局	1局				
	地球局	1局				
	移動局	2235局				
	総計	2519局				

計画資料 41 無線機器一覧(2/5)

(2) 無線機器一覧表

基地	所属	局内容	周波数 MHz	空中線電力	所在地		
市役所	固定局	6 (東庁舎、東山中継所は 防災行政・消防の3重免許)	18M5G7W 7605	0.002	固定局・無線室(東庁舎) 統制局・配水課(西庁舎)		
			18M5G7W 7445	0.002	東山中継所		
			8K50 F2D F3E 407.3125	1	〃		
			8K50 F2D F3E 407.3125	0.2	鍋屋上野浄水場		
			8K50 F2D F3E 407.3125	1	千種営業所		
			8K50 F2D F3E 407.3125	1	中営業所		
	基地局	24		8K50 F2D F3E 364.5125	25	東山中継所	
				F3E 364.525	25	〃	
				F3E 364.5375	25	〃	
				8K50 F2D F3E 364.5375	10	鍋屋上野浄水場	
				8K50 F2D F3E 364.5375	10	春日井浄水場	
				F3E 364.525	10	大治浄水場	
				8K50 F2D F3E 364.5375	10	犬山取水場	
				8K50 F2D F3E 364.5375	10	朝日取水場	
				F3E 364.525	10	東部管路センター本部事務所	
				F3E 364.525	10	北部管路センター本部事務所	
				F3E 364.525	10	西部管路センター本部事務所	
				F3E 364.525	10	南部管路センター本部事務所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	東サービスステーション	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	北営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	西営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	中村営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	昭和サービスステーション	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	瑞穂営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	熱田サービスステーション	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	中川営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	港営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	南営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	守山営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	緑営業所	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	名東サービスステーション	
				8K50 F2D F3E 364.525	10	天白営業所	
				移動局	(車載 54) (車携帯 1) (携帯 36)		8K50 F2D F3E 364.5125
	364.525						
	364.5375	車携帯	5				1局
	8K50 F2D F3E 364.5125						
364.525	携帯	5	36局				
364.5375							
8K50 F2D F3E 364.5125							
364.525							
364.5375							
小計	121						

計画資料 41 無線機器一覧 (3/5)

基地	所属	局内容	周波数 MHz	空中線電力 W	所在地
市役所	上下水道局	基地局	1 800 帯	基地局	2 施設管理課
		移動局	22 (デジタルMCA)	移動局	2 保全課
					建設工事事務所 建設工事事務所工事第三係 東部管路センター(下水維持) 北部管路センター(船付) 北部管路センター(稲西) 北部管路センター(平田) 西部管路センター(当知) 西部管路センター(氷室) 西部管路センター(打出) 南部管路センター(植田) 南部管路センター(福江) 北部名城水処理事務所 名城水処理センター 守山水処理センター 中部山崎水処理事務所 山崎水処理センター 高蔵ポンプ所 西部打出水処理事務所 打出水処理センター 岩塚水処理センター 富田ポンプ所 当知ポンプ所 東部柴田水処理事務所 柴田水処理センター 鳴海水処理センター 植田水処理センター 南部宝神水処理事務所 宝神水処理センター
小計	23				
		計	145		

計画資料 41 無線機器一覧(4/5)

基地	所属	局内容	周波数 MHz	空中線電力 W	所在地	
市役所	消防局	18M5G7W	7745	0.002	固定局(中継所) 東山スカイタワー	
		9M00G7W	7485	0.006		
		〔受信〕 12,330 7645				
		9M00G7W	7645	0.006	固定局 南消防署(前進基地)	
		移動局	1097	F ₃ E	移動局	
		〔消防車 202〕		153.85	車載	{ 25
		〔消防艇 2〕		150.75		{ 10
		〔救急車 44〕		151.55	可搬	10
		〔可搬 55〕		149.73	携帯	{ 5
		〔携帯 794〕		150.73		{ 1
			148.75			
			154.15			
			148.29			
			158.35			
			〔受信〕 143.50 143.40			
			〔送信〕 147.50 147.40			
			466.3500			
			466.4000			
			466.4375			
			466.4625			
			466.5000			
			466.5250			
		計	1090			
		携帯基地局 (へりTV用)	1	F ₃ E	基地局	10
		移動局(携帯用) (へりTV用)	5	382.925	移動局	
				383.650	機載	5
				398.925	車載	10
				399.650		
				F ₈ W		
				14.80GHz		
				14.82GHz		
				14.84GHz*		
				14.86GHz*		
		計	6			
	環境局	測定局 (大気環境系)	7	F ₃ E	測定局	{ 5
				411.125		{ 4
						{ 1
		計	7			

計画資料 41 無線機器一覧(5/5)

基地	所属	局内容	周波数 MHz	空中線電力 W	所在地
区 役 所 等	固定局	19	18M5G7W 9M00G7W 5M00G7W 38.525GHz 37.525GHz 12.21GHz 12.33GHz 7740MHz 7580MHz 7485MHz 7645MHz	固定局 0.000079 0.075	千種区役所 東 〃 北 〃 西 〃 中村 〃 中 〃 昭和 〃 瑞穂 〃 熱田 〃 中川 〃 港 〃 南 〃 守山 〃 緑 〃 名東 〃 天白 〃 東山中継所 ポンプ施設管理事務所 名城大学
	計	19			
消 防 署 等	基地局	19	F ₃ E 153.85 150.75 151.55 149.73 F ₃ E F ₂ C 153.43	(15局) 10 (4局) 25	基地局 16 消防署 特別消防隊第1方面隊 航空隊 消防学校
	固定局	15	18M5G7W 9M00G7W 5M00G7W 7485MHz 7645MHz 37.525GHz 38.525GHz 12.33GHz 12.21GHz	固定局 0.000079 0.075	千種消防署 守山消防署 東 〃 緑 〃 北 〃 名東 〃 西 〃 天白 〃 中村 〃 中 〃 昭和 〃 瑞穂 〃 熱田 〃 港 〃 南 〃
	計	34			

【風水害等災害対策編 第2章 第7節 防災情報網の整備】

【地震災害対策編 第2章 第8節 防災情報網の整備】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

計画資料 42 下水処理施設一覧表(1/2)

名称	所在地	処理区域	処理能力 (日量)	処理方法	排出河川名	処理場規模					系統ポンプ所名
						沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	反応槽	ろ床	
堀留 水処理セ ンター	中区千代田 一丁目1-12	千種、東、 中、昭和 区の一部	m ³ 200,000	活性 汚泥法	新堀川	10	12	34	8	-	
名城 "	北区名城一 丁目3-3	千種、東、 北、中区 の一部	100,000	"	堀川	2	9	16	7	-	宮前ポンプ所 三階橋 "
露橋 "	中川区広住 町10-50	中村、中 川、西区 の一部		改築中(打出へ送水)							名駅前ポンプ所
岩塚 "	中村区岩塚 町字本陣屋 敷	北、西、 中村区の一 部	200,000	"	庄内川	5	8	24	4	-	落合ポンプ所 城北村 中福徳 喜惣治 平田場内 "
千年 "	熱田区千年 二丁目35- 36	熱田、中 川、港区 の一部	100,000	"	堀川	6	6	7	-	-	八剣ポンプ所 名港 白鳥橋 "
熱田 "	熱田区花表 町24-2	中、熱田 区の一部	60,000	"	新堀川	-	4	18	4	-	中島ポンプ所 熱田 高蔵 "
伝馬町 "	瑞穂区桃園 町5-19	昭和、瑞 穂、南、 千種区の一 部	80,000	"	新堀川	4	4	10	4	-	牛巻ポンプ所
山崎 "	南区忠次二 丁目3-96	千種、昭 和、瑞穂、 南、港区 の一部	120,000	"	山崎川	4	6	6	3	-	内浜ポンプ所 呼続 道徳 土市 "
西山 "	名東区山香 町404	千種、名 東区の一 部	15,000	担体投入型 嫌気無酸素 好気法	植田川	2	4	3	2	-	

計画資料 42 下水処理施設一覧表(2/2)

名称	所在地	処理区域	処理能力 (日量)	処理方法	排出 河川名	処理場規模					系統ポンプ所名
						沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	反応槽	ろ床	
鳴海 水処理セ ンター	緑区浦里五丁目59	天白、緑区の一部	m ³ 150,000	活性汚泥法	天白川	8	12	16	4	-	六條ポンプ所 田並田 菅野汐
柴田 "	南区元柴田西町2-40	千種、昭和、瑞穂、天白、南、緑区の一部	150,000	"	天白川	5	12	24	4	-	富田ポンプ所 弥笠寺 大江尾高 大鳴大
			60,000	嫌気無酸素好気法			8	8	2	-	
打出 "	中川区中須町122	中村、中川、港区の一部	280,000	活性汚泥法	庄内川	10	30	35	8	-	富田ポンプ所 下之一色 篠原光屋 伏福里田 水戸
宝神 "	港区宝神四丁目2501	中川、港区の一部	150,000	"	庄内川	10	16	16	4	-	港北ポンプ所 当知手 大
守山 "	北区米が瀬町3-1	北、守山、千種、名東区の一部	128,000	"	庄内川	4	12	18	6	-	守山西ポンプ所 川北
植田 "	天白区植田南1-512	天白、名東、緑、昭和、千種区の一部	90,000	"	植田川	8	18	18	3	-	

計画資料 43 災害救助用物資の備蓄

(1) 食品

平成 24 年 4 月 1 日現在

品名 (単位)	数量	中央倉庫	港防災センター	守山倉庫	区役所支所	避難所等	備考
乾パン (食)	280,000	24,256	12,800	12,800	58,880	171,264	
アルファ化米 ご飯 (食)	50,000	17,300	12,500	8,000	12,200		
アルファ化米 おかゆ (食)	70,000	10,000	6,000	4,000	12,900	37,100	
粉ミルク (箱・缶)	5,848	2,096	2,084		(※)1,668		アレルギー対応を含む。 ※保健所で保管

(2) 生活必需品

平成 24 年 4 月 1 日現在

品名 (単位)	数量	中央倉庫	港倉庫	港防災センター	本陣倉庫	守山倉庫	区役所支所	避難所等
毛布 (枚)	71,000	9,240	2,600	4,000	4,000	5,000	15,660	30,500
上敷 (枚)	35,000	14,020	3,000	2,000	4,920	3,000	7,960	100
日用品セット (組)	22,000	1,050					1,850	19,100
安全キャントール (個)	1,350	114		660			576	
炊飯袋 (枚)	1,080,000	700,000	80,000	300,000				
紙おむつ (枚)	40,000	8,000	16,000	8,000	8,000			
ほ乳瓶 (本)	3,000			3,000				

(3) 応急救助用業務器材

品名 (単位)	数量	中央倉庫	港倉庫	港防災センター	区役所	備考
移動炊飯器 (台)	45	1		1	3	40
応急炊具箱 (個)	45	1		1	3	40
ろ過機 (台)	16					16

【風水害等災害対策編 第 2 章 第 8 節 救護・救援体制の整備】

【風水害等災害対策編 第 2 章 第 10 節 災害時要援護者対策】

【風水害等災害対策編 第 3 章 第 13 節 食品・生活必需品等の供給】

【地震災害対策編 第 2 章 第 9 節 救護・救援体制の整備】

【地震災害対策編 第 2 章 第 11 節 災害時要援護者対策】

【地震災害対策編 第 3 章 第 4 節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

【地震災害対策編 第 3 章 第 16 節 食品・生活必需品等の供給】

計画資料 44 災害救助用物資の調達 (1/4)

(1) 物資供給協定締結事業者

分類	事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
パン	愛知県パン協同組合	中区丸の内三丁目 20-29	962-6371	962-6377
	敷島製パン(株)犬山工場	犬山市大字羽黒新田字不二見坂 1-5	0568-67-0771	0568-67-7434
乳児用 調整粉乳	明治乳業(株)東海支社	瑞穂区内方町 2-25	851-3521	851-3545
	森永乳業(株)東海支店	東区徳川一丁目 15-30 名古屋リ ザンビル 4F	936-1591	935-0249
	ビーンスターク・スノ ー(株)中部支社	千種区今池五丁目 1-5 名古屋セ ンタープラザビル 7 階	745-2480	745-2482
飲料	ダイドードリンコ(株) 中部第一営業部	東区東大曾根町 2-6	935-0871	935-6270
	コカ・コーラ セントラ ル ジャパン (株)	横浜市西区みなとみらい二丁 目 2-1	723-3216	722-7168
食品・生活 必需品	(株)名鉄百貨店	中村区名駅一丁目 2-1	585-1510	585-1657
	(株)大丸松坂屋百貨店 松坂屋名古屋店	中区栄三丁目 16-1	264-7511	264-7591
	(株)丸栄	中区栄三丁目 3-1	264-5531	264-1627
	(株)三越名古屋栄店	中区栄三丁目 5-1	916-6509	916-6538
	ユニー(株)	稲沢市天池五反田町 1	0587-24-8052	0587-24-8054
	生活協同組合コープあ いち	名東区猪高町上社字井堀 25-1	703-1501	703-3387
	あいち生活協同組合	南区薬師通 1-14	821-2010	821-2199
	生活クラブ生活協同組 合	天白区一本松 1 丁目 101	806-5871	806-5872
	(株)ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目 1 - 1	06-6337-9830	06-6337-9838
	(株)カインズ	群馬県高崎市高関町 380	027-320-1100	027-320-1777
イオンリテール(株)東海 カンパニー	名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	052-589-0033	052-589-0730	

計画資料 44 災害救助用物資の調達 (2/4)

(2) その他の業者 (協力業者)

分類	事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
米	なごや農業協同組合 経済部	名古屋市東区代官町 33-27 (引渡場所) Aコープ南陽店 名古屋市港区大西 1-40	932-3853 (引渡場所) 301-8709	937-6116
	大和産業株式会社	西区新道一丁目 14-4 (引渡場所) 碧南市玉津浦町 2-13 大和ライスセンター	562-1801 (引渡場所) 0566-48-6045	562-1836 (引渡場所) 0566-48-4912
	米常商事株式会社	名古屋市北区辻本通 1-12 (引渡場所) 北名古屋市二子四反地 13-1 師勝ライスセンター	0568-22-4115	0568-22-4159
生パン	フジパン(株) (フジパ ングループ本社(株))	瑞穂区松園町 1-50	831-5154	837-3844
	愛知県パン協会組合			
弁当(おに ぎり)	カネ美食品(株)	天白区中坪町 90	895-2141	895-2170
食 品 副食品 (青果物)	丸協青果(株)	熱田区川並町 2-22	682-3540	682-3248
	名古屋青果(株)	熱田区川並町 2-22	681-8810	681-4110
	名果(株)	豊山町大字豊場字八反 107	903-5000	903-5118
	株丸市青果	豊山町大字豊場字八反 107	903-2311	903-2291
	本場青果卸売協同組 合	熱田区川並町 2-22	681-5041	681-7760
	名古屋中央青果商業 協同組合	熱田区川並町 2-22	682-0164	682-0164
	他 10 社			
副食品 (水産物)	大東魚類(株)	熱田区川並町 2-22	683-3311	683-3329
	中部水産(株)	熱田区川並町 2-22	683-3000	683-3109
	名古屋海産市場(株)	熱田区川並町 2-22	683-3486	681-3544
	名北魚市場(株)	豊山町大字豊場字八反 107	903-5206	903-8234
	名古屋鮮魚卸協同組 合	熱田区川並町 2-22	683-3511	683-3513
	名古屋水産卸協同組 合	熱田区川並町 2-22	683-3838	683-3839
	名古屋市北部水産卸 協同組合	豊山町大字豊場字八反 107	903-2000	903-2060
他 2 社				

計画資料 44 災害救助用物資の調達 (3/4)

分類	事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	
食 品	副食品 (漬物)	名古屋中央漬物(株)	熱田区川並町 2-22	681-5761	681-5764
		名古屋中央卸売市場漬物部仲卸組合	熱田区川並町 2-22	604-1403 682-1278	682-6836
	副食品 (食肉)	名古屋食肉市場(株)	港区船見町 1 番地の 39	614-1129	612-4551
		名古屋食肉事業協同組合	港区船見町 1 番地の 39	614-2929	614-2944
	副食品 (佃煮)	カネハツ食品(株)	南区豊三丁目 19-24	691-6114	692-8871
	副食品 (ビーン・カン ヅメ類)	中部食料品問屋連盟			
	副食品 (鶏卵)	名古屋食鳥鶏卵(株)	熱田区川並町 2-22	681-9356	681-9953
	副食品 (味噌・ 醤油)	愛知県味噌溜醤油工 業協同組合			
	副食品 (食塩)	名エン(株)	中区丸の内一丁目 14-31	211-2211	211-2210

計画資料 44 災害救助用物資の調達 (4/4)

分類	事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
食品・生活必需品	(株)バロー	岐阜県多治見市大針町 661-1	0572-20-0801	0572-29-1168
生活必需品	毛布	名古屋織物卸商業組合	中区錦二丁目 9-27 名古屋繊維ビル内	201-5587 201-5589
	タオル	名古屋タオル卸商業組合	中区丸の内 1-14-26 犬飼タオル(株)内	0587-66-0851 0587-66-0852
	メリヤス肌着	名古屋ニットファッション卸商業組合	中区丸の内一丁目 15-28	204-8651 204-8652
	脱脂綿	中部衛生材料協同組合	西区浄心二丁目 7-26	531-1815
	家庭紙(トイレットペーパー)	愛知県家庭紙同業会	中区錦三丁目 8-7 こまビル 7 階	971-0121 951-8382
	履物	名古屋履物卸商工協同組合	中村区井深町 1-1	451-4096 451-1832
	木材	名古屋木材組合	中区松原二丁目 18-10	331-9386 322-3376
	畳・上敷	名古屋畳商工業協同組合	北区清水五丁目 6-9	912-5005 912-5005
	トタン	愛知県亜鉛鉄板問屋会		
	釘・針金	名古屋線材製品問屋会	春日井市知多町三丁目 168 (株)ヒロセ内	0568-33-6636 0568-33-6381
	断熱マット	愛知県テント・シート工業組合	西区中小田井二丁目 193	502-7090 502-7098
	間仕切パネル	N. D. C(株)	春日井市下条町 1-11	0568-84-0501 0568-84-0502
		(株)トーカイエコボード	守山区花咲台二丁目 907	739-3777 739-3775
		前田環境美術(株)	東京都渋谷区大山町 45-18	03-3468-5401 03-3468-5407
日用品等全般	(株)カーマ	刈谷市日高町 3 丁目 411 番地	0566-25-2511 0566-25-0106	
	(株)エンチャー(鳴海店)	静岡県富士市中央町 2 丁目 12 番 12 号	877-6600 877-6661	
	ロイヤルホームセンター(株)	大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号 大和ビル 6 階	06-6536-6927 06-6536-6930	

【風水害等災害対策編 第 2 章 第 8 節 救護・救援体制の整備】

【風水害等災害対策編 第 2 章 第 10 節 災害時要援護者対策】

【風水害等災害対策編 第 3 章 第 13 節 食品・生活必需品等の供給】

【地震災害対策編 第 2 章 第 9 節 救護・救援体制の整備】

【地震災害対策編 第 2 章 第 11 節 災害時要援護者対策】

【地震災害対策編 第 3 章 第 4 節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

【地震災害対策編 第 3 章 第 16 節 食品・生活必需品等の供給】

計画資料 45 医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧

分類	品名	分類	品名
鎮静剤	デパス錠等	気管支拡張剤	メプチン錠
解熱・鎮静剤	バファリン錠等	副腎皮質ホルモン	プレドニン錠
下剤・浣腸剤	ブルゼニト錠等	降圧剤	アダラート
感冒剤	PL顆粒等	昇圧剤	エホチール錠等
整腸剤	ラックB微粒等	安定剤	セルシン等
外皮用殺菌消毒剤	オキシドール等	抗狭心症剤	ニトロール錠等
化膿性疾患用剤	ゲンタシン軟膏等	抗けいれん剤	エスクレ坐剤等
鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	亜鉛華単軟膏等	抗ヒスタミン剤	タベジール錠等
抗生物質製剤	ミノマイシン等	制吐剤	ナウゼリン錠
止血剤	アドナAC等	内(小)、外、産、眼、耳鼻各科の応急手当・処置用器具	ディスポーザブル注射器、注射針、メス、直剪刀等
局所麻酔剤	キシロカイン等		
解毒剤	メイロン等		
強心剤	ラニラピット錠等		
子宮収縮剤	メテナリン注等	各種衛生材料	絆創膏、油紙、ガーゼ、カット綿、包帯等
痔疾用剤	ボラザG坐剤等		
眼科用剤	タリビッド点眼液		
耳鼻科用剤	トーク等		

- (注) 1 薬品・衛生材料は保健所、病院等における現有物を優先して使用するものとし、これが不足する場合は健康福祉部において調達し補給する。
- 2 上記の薬品・衛生材料のほか必要とするものは随時補給する。

【風水害等災害対策編 第3章 第11節 医療救護・保健衛生】
 【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】
 【地震災害対策編 第3章 第14節 医療救護・保健衛生】

計画資料 46 救出救急機械器具

(1) 救出機械一覧

平成23年4月1日現在

種 別 所 属 別	消 防 車			舟 艇			そ の 他 の 機 械					
	小 計	救 急 車	ク レ ー ン 車	小 計	消 防 艇	指 揮 艇	小 型 舟 艇	小 計	可 搬 式 排 煙 機	発 動 機 付 発 電 機	エ ン ジ ン カ ッタ ー	さ く 岩 機
合 計	44	43	1	57	1	1	55	389	36	261	69	23
本 部	6	6		1			1	25	5	18		2
特 別 消 防 隊	2	1	1	4	1	1	2	31	5	12	9	5
千 種 消 防 署	2	2		2			2	20	2	13	4	1
東 〃	1	1		2			2	18	3	11	3	1
北 〃	2	2		4			4	15	1	10	3	1
西 〃	2	2		5			5	24	1	18	4	1
中 村 〃	2	2		2			2	19	2	12	4	1
中 〃	2	2		2			2	29	5	20	3	1
昭 和 〃	2	2		2			2	18	1	13	3	1
瑞 穂 〃	2	2		3			3	13	1	9	2	1
熱 田 〃	2	2		2			2	13	1	9	2	1
中 川 〃	3	3		3			3	25	1	18	5	1
港 〃	4	4		2			2	28	2	19	6	1
南 〃	2	2		6			6	26	2	18	5	1
守 山 〃	3	3		2			2	22	1	16	4	1
緑 〃	3	3		6			6	22	1	15	5	1
名 東 〃	2	2		5			5	22	1	16	4	1
天 白 〃	2	2		4			4	19	1	14	3	1

【風水害等災害対策編 第2章 第8節 救護・救援体制の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第9節 消防活動】

【地震災害対策編 第2章 第9節 救護・救援体制の整備】

【地震災害対策編 第3章 第12節 消防・水防・津波対策活動】

計画資料 47 救急病院・救急診療所 (1/5)

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区名	名称	所在地	診療科目	電話番号
千種区	名古屋市立東部医療センター	千種区若水一丁目2-23	内呼内消内循内神内血内分 内外心臓脳乳・分外整精小皮 泌産婦眼耳リハ放病診麻 歯	721-7171
	医療法人吉田病院	〃 大久手町5-19	外内胃整脳麻循リハ形美 神内ペイン	741-4187
	医療法人和伸会 和田内科病院	〃 今池南25-5	内循消呼神内リハ眼	732-1118
	ちくさ病院	〃 内山二丁目16-16	外整内脳皮泌リハ神内 循内消内消外こ外	741-5331
東区	棚橋病院	東区泉一丁目20-19	外整脳麻胃	962-7781
	名古屋通信病院	〃 泉二丁目2-5	内小外整皮産婦眼耳	931-2621
	名古屋ハートセンター	〃 砂田橋一丁目1-14	内循内心臓	
北区	医療法人愛生会 総合上飯田第一病院	北区上飯田北町2-70	内神内小外ア皮泌リハ麻 産婦眼耳放呼内循内消内糖 内腎内消外乳外整脳ペイン 外老精	991-3111
	名古屋市立西部医療センター	〃 平手町1-1-1	内呼内消内循内腎・透内神内 血・腫内分・糖内外呼外消外 脳乳・分外小外整精リウ小 (新)小皮泌産婦眼耳リハ 放診放治病診麻歯口	991-8121
	医療法人愛仁会 名春中央病院	〃 東味鏡一丁目2401	内外胃循皮泌整リハ	901-6131
	大隈病院	〃 大曾根二丁目9-34	内脳整外皮泌胃小循こ放 耳リハリウ麻	991-2111
	北医療生活協同組合 北病院	〃 上飯田南町2-78	内小放消循神内精呼整耳 リハ	915-2301
	医療法人大曾根外科 なごや内科整形産婦人科	〃 平安一丁目8-11 〃 楠四丁目137	整外リハ 内小整形リハ産婦眼	911-8028 901-1313
西区	名鉄病院	〃 栄生二丁目26-11	内神内精外小整脳産婦皮 眼泌耳放麻リハ呼外呼内 消内循内	551-6121
	医療法人米田病院	〃 枇杷島一丁目11-5	外整内リウリハ	521-6406
	医療法人桜井医院	〃 市場木町286	内外胃整こ小	501-0165

計画資料 47 救急病院・救急診療所 (2/5)

区名	名称	所在地	診療科目	電話番号
中村区	名古屋第一赤十字病院	中村区道下町3-35	内神内循小整脳眼耳放歯 麻形産婦リハ小外歯口心臓 皮泌呼外呼内循内消内血内 分内腎内消外乳・分外血外 病診臨床救(女)泌精化内	481-5111
	医療法人珪山会 鶴飼病院	〃 寿町30	神内内整リハ放	461-3131
	医療法人誠心会 大菅病院	〃 大宮町1-38	外整内脳放リハ	471-5600
中区	独立行政法人 国立病院機構 名古屋医療センター	〃 三の丸四丁目1-1	内小精神内外整脳産婦眼 耳気皮泌歯放麻呼循小外 形小歯消呼外歯口心療リハ 心臓アリウ	951-1111
昭和区	医療法人高橋病院	昭和区円上町1-30	外整内小外胃精神放こリ △	871-5641
	名古屋大学医学部 附属病院	〃 鶴舞町65	内整産婦眼精小皮泌耳放 脳神内形麻小外歯口呼外 呼内循内消内血内糖分内児 精腎内老内心外消外乳・分泌 外血外移外	741-2111
	医療法人安正会 安井病院	〃 滝子町27-19	外リハ麻内消整	881-3004
	名古屋第二 赤十字病院	〃 妙見町2-9	内呼循小外整眼耳放脳 神内消呼外小外皮泌形麻 歯口リハ産婦心臓歯病診	832-1121
	社会福祉法人聖霊会 聖霊病院	〃 川名山町56	内精小外整脳皮泌産婦眼 耳リハ放麻歯口神内小外 緩内循内消内消外緩外	832-1181
	西脇医院	〃 鶴舞二丁目18-13	外内眼	882-5681

計画資料 47 救急病院・救急診療所 (3/5)

区名	名称	所在地	診療科目	電話番号
瑞穂区	西本病院	瑞穂区新開町24-38	外整内リハ胃内胃外こ外	871-0287
	医療法人大仁会	〃 瑞穂通5-1	内外整胃皮泌	852-5211
	高木病院	〃 瑞穂町字川澄	内小精外整眼耳皮泌放	851-5511
	名古屋市立大学病院	〃 瑞穂町字川澄	麻脳産婦歯口心臓神内心療	
	医療法人成田外科	〃 玉水町2-50	小外循内消内肝内消外	831-4001
	犬飼胃腸科	〃 御嶽町2-15	外胃こ皮内	871-3211
陽明寺本クリニック	〃 松栄町2-100	整外内循リハ	831-5503	
熱田区	医療法人杏園会	熱田区六番一丁目1-19	内外整皮麻こリハ放胃	682-3077
	熱田リハビリテーション病院	〃 金山町1-4-3	整外内リウリハ神内麻呼内	681-7711
	水谷病院	〃 五番町4-33	消内循内皮	654-2211
	みなと医療生活協同組合 協立総合病院	〃 五番町4-33	内精神内小外整呼外小外	
医療法人三恵会	〃 沢上一丁目3-20	内腎内消外こ外内視外救	681-6561	
中川区	名古屋西クリニック病院	〃 荒子二丁目76	内外整胃呼アリウ小皮こ	361-0878
	名古屋掖済会病院	〃 松年町4-66	リハ麻	
	医療法人孝慈会	〃 昭和橋通9-78	内小皮胃呼循リハ	361-0878
	大平病院	〃 尾頭橋二丁目19-11	内精消小外整脳皮泌産婦	652-7711
	医療法人広徳会	〃 尾頭橋二丁目19-11	眼耳放麻歯神内呼循リハ	
	佐藤病院	〃 尾頭橋三丁目6-10	歯口こ形心臓呼外リウ病診	383-0303
港区	藤田保健衛生大学	〃 尾頭橋三丁目6-10	救	
	坂文種報徳會病院	〃 尾頭橋三丁目6-10	内小産婦リハ	383-0303
	独立行政法人労働者 健康福祉機構	港区港明一丁目10-6	胃外整リハ	332-2707
	中部労災病院	〃 正保町3-38	内小外産婦眼耳皮脳整精泌麻	321-8171
	東洋病院	〃 小賀須三丁目1101	放循神内リハ	
	医療法人幸会南陽病院	〃 名四町185	内精神内小外眼整形脳皮	652-5511
港区	岡田整形外科病院	〃 名四町185	泌産婦耳麻放心療リハ歯	
	財団法人名古屋港湾 福利厚生協会臨港病院	〃 名港二丁目9-43	口心臓呼外呼内循内消内	
	独立行政法人労働者 健康福祉機構	〃 名港二丁目9-43	糖分内腎内リウ	
	東洋病院	〃 正保町3-38	内外小整歯リハ	383-1155
	医療法人幸会	〃 小賀須三丁目1101	整外小眼脳内循消呼放	303-3181
岡田整形外科病院	〃 名四町185	こ気リハ	652-5251	
財団法人名古屋港湾 福利厚生協会臨港病院	〃 名港二丁目9-43	整外放内泌消循呼リウ小		
			リハ	661-1691
			内外整脳婦眼耳歯放リハ	
			歯口皮	

計画資料 47 救急病院・救急診療所 (4/5)

区名	名 称	所 在 地	診 療 科 目	電話番号
南 区	社会保険中京病院	南区三条一丁目1-10	内神内呼循消精小外脳呼 外整歯泌皮形産婦眼耳放 麻心臓	691-7151
	医療法人笠寺病院	〃 松池町3-19	内神内呼循消精小外脳呼 外整歯泌皮形産婦眼耳放 麻心臓	811-1151
	医療法人緑翔会小松病院	〃 前浜通6-45	外整脳内こ放胃循内	821-8626
	医療法人山和会山口病院	〃 加福本通3-28	内外整脳放皮泌リハこ消 リウ麻	611-6561
	北 村 病 院	〃 菊住二丁目4-12	外整循胃皮内	823-3636
	大 同 病 院	〃 白水町9	内神内呼消循小放外整皮 産婦眼耳歯泌リハ麻脳呼内 血化内糖分内腎内内視内腫瘍 内血外消外乳外リウ	611-6261
	名 南 病 院	〃 南陽通5-1-3	内消循呼小外整泌放神内 皮リハ	691-3171
守山区	名古屋市立東部医療センター 守山市民病院	守山区守山二丁目18-22	内消内神内緩内外整小皮 泌産婦眼耳リハ放	791-2121
	医療法人和光会川島病院	〃 白山三丁目501	外内胃整リハリウ	773-1155
	医療法人幸寿会平岩病院	緑区鳴海町字相原町26	内小呼内循内消内分内リハ	621-0002
緑 区	第一なるみ病院	〃 細口一丁目210	整外内胃呼循形麻リハ	876-8361
	名古屋市立緑市民病院	〃 潮見が丘1-77	内呼内消内循内外整小泌婦 眼耳リハ放皮	892-1331
	医療法人清水会相生山病院	〃 藤塚三丁目2704	内呼消循リハ	878-3711
	総合病院南生協病院	〃 大高町字平子36	内呼内循内消内腎内神内外 呼外消外乳外小外こ外整脳 精リウ小皮泌産婦眼耳リハ 放麻病診	625-0373
	医療法人香徳会 メイトウホスピタル	名東区上社三丁目1911	内整胃循皮リハ	701-7000
名東区	木 村 病 院	〃 西山本通1-29	内神内外整皮リハ循内消内 呼内	701-1118
	医療法人杉山会 すぎやま病院	〃 社台三丁目10	外胃整皮泌内形脳リハ	774-8222

計画資料 47 救急病院・救急診療所 (5/5)

区名	名 称	所 在 地	診 療 科 目	電話番号
天白区	名古屋記念病院	天白区平埴四丁目305	内 心療 神 内 ア リウ 外 整 脳 皮 泌 産 婦 眼 耳 リ ハ 放 麻 血 ・ 化 内 化 内 疼 内 呼 内 腎 内 透 内 循 内 心 内 消 内 内 視 内 糖 ・代 内 分 内 脂 ・ 血 内 感 内 神 精 (感)小(ア)小 (循)小(神)小(分)小(血)小 (腫)小消 外 こ 外 胸 外 乳 ・ 分 外 血 外 腎 外 病 診 救 急 肝 内 形 整 リ ハ リウ	804-1111
	おにたけ整形外科	〃 御前場町258	整 リ ハ リウ	803-2005
	医療法人 かがみ整形外科・外科	〃 井の森町201	外 整 放 皮 泌 リ ハ 胃	895-8175
	宮田胃腸科外科	〃 一本松二丁目1102	外 内 循 こ 皮 整 脳 リ ハ 小 胃	802-3311

感染症指定医療機関

名 称	所 在 地	電話番号
名古屋市立東部医療センター	千種区若水一丁目2-23	721-7171
名古屋第二赤十字病院	昭和区妙見町2-9	832-1121

【風水害等災害対策編 第2章 第8節 救護・救援体制の整備】

計画資料 47-2 透析医療機関（市内及び近隣市町村）（1/3）

（平成23年5月1日現在）

区名	名 称	所 在 地	電話番号
千種区	メディカルサテライト名古屋	千種区田代本道3-3	763-2311
	ノア大久手クリニック	〃 千種通5-23	741-6677
東 区	砂田橋クリニック	東区大幸4-14-22	719-5001
	大幸砂田橋クリニック	〃 大幸4-16-23 コウエツビル	711-8889
北 区	大曾根クリニック	北区平安2-2-14	915-9301
	名古屋北クリニック	〃 丸新町357-1	902-7001
	上飯田クリニック	〃 上飯田北町1-76	914-3387
	城北クリニック	〃 志賀南通1-21	915-3731
	名古屋市立西部医療センター	〃 平手町1-1-1	991-8121
西 区	多和田医院	西区上名古屋2-15-23	531-1263
	西城クリニック	〃 上名古屋4-3-6	521-2788
	名鉄病院	〃 栄生2-26-11	551-6121
	愛知県済生会病院	〃 栄生1-1-18	571-5251
中村区	増子記念病院	中村区竹橋町35-28	451-1307
	増子クリニック 昴	〃 並木1-322	412-8211
	名古屋セントラル病院	〃 太閤3-7-7	452-3165
中 区	名城病院	中区三の丸1-3-1	201-5311
	新栄クリニック	〃 新栄3-7-12	263-3501
	名古屋栄クリニック	〃 栄5丁目27番3号	251-6661
	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	〃 三の丸4-1-1	951-1111
	福澤内科・皮フ科クリニック	〃 錦2-14-20	218-8882
昭和区	かわな病院	昭和区山花町50	761-3225
	名古屋第二赤十字病院	〃 妙見町2-9	832-1121
	名古屋大学医学部附属病院	〃 鶴舞町65	744-2111
瑞穂区	新生会第一病院	瑞穂区玉水町1-3-2	832-8411
	十全クリニック	〃 茨木町88	831-2185
	中京厚生クリニック	〃 新開町23-13	881-6175
	名古屋市立大学医学部附属病院	〃 瑞穂町字川澄1	858-7365
熱田区	金山クリニック	熱田区沢上2-2-14	679-1700
	熱田クリニック	〃 六番3-3-24	653-3366
	協立総合病院	〃 五番町4-23	654-2210

計画資料 47-2 透析医療機関（市内及び近隣市町村）（2/3）

区名	名 称	所 在 地	電話番号
中川区	偕行会セントラルクリニック	中川区中島新町3-2518	363-7373
	名古屋共立病院	〃 法華1-172	362-5151
	名古屋泌尿器科病院	〃 松葉町5-34	352-1222
	名古屋掖済会病院	〃 松年町4-66	652-7711
	あおい内科	〃 八田町1106	364-2500
	名古屋共立クリニック	〃 法華1-190	353-9119
港区	岡本医院 本 院	港区船頭場二丁目1235番地	309-2818
	中部労災病院	〃 港明1-10-6	652-5511
	臨 港 病 院	〃 名港2-9-443	661-1691
	名港共立クリニック	〃 木場町8-202	698-3077
南区	並木クリニック	南区内田橋2-10-22	691-2001
	社会保険中京病院	〃 三条1-1-10	691-7151
	加 納 医 院	〃 星崎2-15	811-8013
	南 生 協 病 院	〃 三吉町6-8	611-6111
	大 同 病 院	〃 白水町9	611-6261
守山区	守山友愛病院	守山区瀬古東2丁目411番地	793-7685
緑 区	みずのクリニック水広分院	緑区鳴海町字大清水69番地1511	875-0021
	鳴海クリニック	〃 鳴海町向田151	624-5701
	おけはざまクリニック	〃 桶狭間北3-107	629-2300
	第二しもぎとクリニック	〃 旭出1-511	895-7111
名東区	白 楊 会 病 院	名東区上社4-181	703-2226
	す ぎ や ま 病 院	〃 社台3-10	774-8222
	白 楊 ク リ ニ ッ ク	〃 代万町3丁目11-2	300-3800
天白区	名古屋記念病院	天白区平針4-305	804-1111
	並 木 病 院	〃 荒池2-111	848-2000
	新生会 付 属 診 療 所	〃 八幡山746-1	836-6011
市 外	光寿会リハビリテーション病院 透 析 セ ン タ ー	北名古屋市九之坪高田85	0568-26-6180
	済 衆 館 病 院	北名古屋市鹿田西村前111	0568-21-0811
	五条川リハビリテーション病院 透 析 セ ン タ ー	西春日井郡春日町大字落合字新堀33番地	052-401-7272
	名 西 ク リ ニ ッ ク	清須市桃栄2-230	052-400-1121
	あ す か ク リ ニ ッ ク	海部郡七宝町大字沖之島字西流36番地	052-449-1681
	海 部 共 立 ク リ ニ ッ ク	弥富市佐古木2-280-1	0567-65-1171

計画資料 47-2 透析医療機関（市内及び近隣市町村）（3/3）

区名	名 称	所 在 地	電話番号
市 外	偕行会リハビリテーション病院	弥富市神戸5-20	0567-52-3883
	厚生連海南病院	〃 前ヶ須町南本田396	0567-65-2511
	小 嶋 病 院	東海市大田町後田97	0562-32-2145
	東海クリニック	〃 大田町汐田10	0562-33-1331
	大府クリニック	大府市共和町五ッ屋下28-1	0562-47-0008
	あいち小児保健医療総合センター	〃 森岡町尾坂田1-2	0562-43-0500
	みずのクリニック	豊明市二村台4-14-9	0562-93-0021
	藤田保健衛生大学病院 血液浄化センター	〃 沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2237
	東郷春木クリニック	愛知郡東郷町大字春木字清水ヶ根237	0561-37-5271
	日進クリニック	日進市北新町二段場10	0561-73-9724
	名古屋東クリニック	愛知郡長久手町塚田1320	0561-63-5131
	愛知医科大学病院	〃 〃 大字岩作字雁又21	0561-62-3311
	印場クリニック	尾張旭市印場元町北島4021番地	0561-55-6880
	本地ヶ原クリニック	〃 南栄町旭ヶ丘57-3	0561-52-2121
	旭 労 災 病 院	〃 平子町北61	0561-54-3131
	森林公園通クリニック	〃 柏井町公園通536	0561-55-5130
	あ さ い 病 院	瀬戸市矢形町178番地の1	0561-84-3111
	公立陶生病院	〃 西追分町160	0561-82-5101
	青 山 病 院	〃 南山町1-53	0561-82-1118
	瀬戸共立クリニック	〃 平町2-19	0561-86-0555
	春日井市民病院	春日井市鷹来町1-1-1	0568-57-0057
	多和田クリニック	〃 南下原町上中177-3	0568-82-8008
	春日井クリニック	〃 妙慶町3-25	0568-33-3711
	名古屋徳洲会総合病院	〃 高蔵寺町2-28-1	0568-51-8711
	藤山台診療所	〃 藤山台3-1-5	0568-91-3008
	坂下クリニック	〃 坂下町7丁目798-6	0568-88-7766
春日井セントラルクリニック	〃 上条町1-171	0568-57-2971	
加藤クリニック	〃 下屋敷町字下屋敷1-2	0568-31-3361	

計画資料 48 災害医療活動拠点及び災害拠点病院(1/3)

1 災害医療活動拠点

(1) 市立病院

(平成 24 年 2 月 1 日現在)

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	直近ヘリポート可能か所	
				名称・所在地	距離 km
名古屋市立東部医療センター	498	千種区若水一丁目2-23	721-7171	千種公園 (千種区若水一丁目)	0.1
名古屋市立西部医療センター	500	北区平手町1丁目1-1	991-8121	屋上ヘリポート	0.0
名古屋市立東部医療センター 守山市民病院	101	守山区守山二丁目18-22	791-2121	千代田橋緑地 (守山区大字町南)	1.2
名古屋市立緑市民病院	300	緑区潮見が丘一丁目77	892-1331	緑高校 (緑区鳴海町下旭出)	0.6

(2) 災害拠点病院

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	直近ヘリポート可能か所	
				名称・所在地	距離 km
名古屋市立東部医療センター (再掲)	498	千種区若水一丁目2-23	721-7171	千種公園 (千種区若水一丁目)	0.1
名古屋市立西部医療センター (再掲)	500	北区平手町1丁目1-1	991-8121	屋上ヘリポート	0.0
名古屋第一赤十字病院	852	中村区道下町3-35	481-5111	屋上ヘリポート (本病院内)	0.0
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	800	中区三の丸四丁目1-1	951-1111	名城公園 (北区名城一丁目)	1.0
名古屋第二赤十字病院	812	昭和区妙見町2-9	832-1121	屋上ヘリポート (3病棟内) 名城大学グラウンド 南山大学グラウンド 中京大学グラウンド	0.5
名古屋大学医学部 附属病院	1,035	昭和区鶴舞町65	741-2111	屋上ヘリポート	0.0
名古屋市立 大学病院	808	瑞穂区瑞穂町字川澄1	851-5511	屋上ヘリポート	0.0
名古屋掖済会病院	662	中川区松年町4-66	652-7711	病院敷地内	0.0

計画資料 48 災害医療活動拠点及び災害拠点病院 (2/3)

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	直近ヘリポート可能な所	
				名称・所在地	距離
独立行政法人 労働者健康福祉 機構中部労災病院	621	港区港明一丁目10-6	6651-5511	港養護学校グラウンド	0.1 Km
社会保険中京病院	663	南区三条一丁目1-10	691-7151	病院敷地内	0.0
名古屋記念病院	464	天白区平針四丁目305	804-1111	平針北小学校グラウンド	0.7

2 愛知県内の災害拠点病院

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	直近ヘリポート可能な所	
				名称・所在地	距離
藤田保健衛生 大学病院	1,494	豊明市沓掛町田染ヶ窪1-98	0562 93-2000	大学敷地内	0.0 km
愛知医科大学病院	1,014	長久手市岩作字雁又1-1	0561 62-3311	病院敷地内	0.0
公立陶生病院	716	瀬戸市西追分町160	0561 82-5101	瀬戸市民公園陸上競技場	2.0
津島市民病院	440	津島市橋町3-73	0567 28-5151	屋上ヘリポート	0.0
愛知県厚生農業 協同組合連合会 海南病院	553	弥富市前ヶ須町南本田396	0567 65-2511	弥富市総合社会 教育センター文化広場	0.5
一宮市立 市民病院	584	一宮市文京二丁目2-22	0586 71-1911	屋上ヘリポート	0.0
総合大雄会病院	322	一宮市桜一丁目9-9	0586 72-1211	屋上ヘリポート	0.0
愛知県厚生農業 協同組合連合会 尾西病院	323	稲沢市祖父江町本甲拾町野7	0587 51-3333	祖父江中学校グラウンド	2.0
愛知県厚生農業 協同組合連合会 江南厚生病院	678	江南市高屋町大松原137	0587 97-2131	病院屋上	0.0
小牧市民病院	544	小牧市常普請1-20	0568 76-4131	中島スポーツ 広場グラウンド	0.7
半田市立 半田病院	499	半田市東洋町2-29	0569 22-9881	さくら小学校	0.5
春日井市民病院	556	春日井市鷹来町一丁目1-1	0568 57-0057	松原中学校	0.6

計画資料 48 災害医療活動拠点及び災害拠点病院 (3/3)

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	直近ヘリポート可能な所	
				名称・所在地	距離
愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	254	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6	0569 82-0395	美浜町総合公園グラウンド	Km 3.0
愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	606	豊田市浄水町伊保原500-1	0565 43-5000	屋上ヘリポート	0.0
トヨタ記念病院	513	豊田市平和町1-1	0565 28-0100	豊田市消防本部	3.0
岡崎市民病院	650	岡崎市高隆寺町五所合3-1	0564 21-8111	病院敷地内	0.0
刈谷豊田 総合病院	621	刈谷市住吉町5-15	0566 21-2450	病院敷地内	0.0
愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	717	安城市安城町東広畔28	0566 75-2111	病院敷地内	0.0
西尾市民病院	400	西尾市熊味町上沓原6	0563 56-3171	西尾市立看護専門学校 グラウンド	0.5
新城市民病院	271	新城市字北畑32-1	0536 22-2171	桜鼎公園広場	2.0
豊橋市民病院	910	豊橋市青竹町字八間西50	0532 33-6111	病院敷地内	0.0
独立行政法人 国立病院機構 豊橋医療センター	414	豊橋市飯井町字浜道上50	0532 62-0301	豊橋市高山運動公園 グラウンド	0.3
豊川市民病院	453	豊川市光明町1-19	0533 86-1111	豊川市陸上競技場 グラウンド	1.4

* 災害拠点病院

救命救急センター及びこれに準じる公的病院であって、多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や、患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能等の災害医療支援機能を有する病院のうち、県が指定したもの。

なお、特に災害拠点病院のうち、県下全域の災害拠点病院の機能強化をするための訓練・研修機能を有する基幹的な病院として、藤田保健衛生大学病院及び愛知医科大学病院の2か所が指定されている。

【風水害等災害対策編 第2章 第5節 防災拠点の整備】

【地震災害対策編 第2章 第5節 防災拠点の整備】

計画資料 49 愛知県内火葬場一覧表

平成 24 年 3 月現在

名 称	所 在 地	電話番号	火葬 炉数	燃料		
				灯油	都市 ガス	重油
名古屋市立八事斎場	名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 69	(052)832-1750	46		○	
一宮市一宮斎場	一宮市奥町字六丁目山 24 番地	(0586)45-7004	13	○		
一宮市尾西斎場	一宮市篁屋三丁目 4 番 23 号	(0586)45-2535	5		○	
稲沢市祖父江斎場	稲沢市祖父江町拾町野猿尾北 1033 番地	(0587)97-0004	6	○		
津島市斎場	津島市元寺町二丁目 59 番地	(0567)28-2389	3	○		
愛西市総合斎苑	愛西市西保町寄之内 2 番地 1	(0567)22-5211	4	○		
弥富市火葬場	弥富市鍋田町八穂 422 番地 1	(0567)68-1142	3	○		
飛島聖苑	海部郡飛島村大字渚八丁目 123 番地	(0567)52-4080	2	○		
本町斎苑	蟹江町大字蟹江本町字ムノ割 78 番地 1	(0567)95-1111	1	○		
舟入斎苑	名古屋市港区南陽町大字西福田字井箱 13 番地	(052)302-5627	2	○		
瀬戸市斎苑	瀬戸市春雨町 38 番地	(0561)82-8800	8		○	
尾張東部聖苑	小牧市大字大草 2003 番地 1	(0568)83-5001	15	○	○	
尾張北部聖苑	犬山市大字善師野字奥雑木洞 1 番地 1	(0568)62-4144	10	○		
半田斎場	半田市鶴池町 19 番地	(0569)27-8700	8		○	
知北斎場	大府市桜木町五丁目 113 番地	(0562)48-5511	8		○	
知多斎場	知多市大興寺字刀池 56 番地	(0562)55-0539	5	○		
常滑市営火葬場	常滑市字高坂 23 番地の 35	(0569)34-3168	3	○		
知多南部衛生組合火葬場	知多郡美浜町大字河和字道士 282 番地の 1	(0569)82-1303	2			○
岡崎市斎場	岡崎市才栗町字左世保田 1 番地 3	(0564)46-3260	10	○		
豊田市古瀬間聖苑	豊田市古瀬間町小田 820	(0565)80-1160	13		○	
知立市逢妻浄苑	知立市逢妻町道瀬山 65 番地	(0566)81-1377	3	○		
刈谷市青山斎園	刈谷市青山町二丁目 154 番地 1	(0566)21-8178	6		○	
衣浦斎園	碧南市大坪町三丁目 35 番地	(0566)48-1620	6	○		
安城市総合斎苑	安城市赤松町乙菊 22 番地 1	(0566)72-6626	6		○	
西尾市斎場やすらぎ苑	西尾市吉良町宮迫字樫木 15 番地	(0563)35-2233	7	○		
西尾市斎場佐久島火葬場	西尾市一色町大字佐久島秋葉山 1 番地 1	(0563)79-1001	1	○		
豊橋市斎場	豊橋市飯村町字北池上 52	(0532)61-2032	10	○	○	
蒲郡市斎場	蒲郡市竹谷町玉ノ木 57 番地	(0533)68-2507	5	○		
豊川市斎場会館	豊川市御津町豊沢引釣 80 番地の 1	(0533)77-2277	8	○		
田原市田原斎場	田原市田原町衣笠 1 番地 19	(0531)22-0421	4	○		
田原市渥美斎場	田原市福江町清荒子 1 番地 1	(0531)32-0595	2	○		
しんしろ斎苑	新城市庭野字玉ノ木 2 番地 25	(0536)22-2700	4	○		
東栄町斎苑	北設楽郡東栄町大字西菌目字耳岩 27 番地	(0536)76-1533	2	○		
設楽町清崎斎苑	北設楽郡設楽町大字清崎字野々瀬 1 番地 63	(0536)62-1281	2			○
設楽町津具斎苑	北設楽郡設楽町津具字裏山 1 番地 14	(0536)62-0511	1	○		

注：現在稼働中の炉・煙突・建物を備えた火葬場（自治会（集落）の管理・共有火葬場を除く。）

注：愛知県資料による（計画参考 44-4 協定ブロック順）

【風水害等災害対策編 第3章 第15節 遺体の搜索、処理及び火葬】

【地震災害対策編 第3章 第18節 遺体の搜索、処理及び火葬】

計画資料 50 避難準備情報・避難勧告発令基準（河川洪水の数値基準）（1/6）

区名	河川名	水位観測所（所管）	避難準備情報	避難勧告	対象地域
			・洪水予報 ・基準水位(m)かつ 60分の予想雨量 30mm	・洪水予報 ・基準水位(m)かつ 60分の予想雨量 30mm	下記の対象地域(学区)のほか、災害対策 (警戒)本部で必要と判断される地域(学区)
東	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	山吹・矢田
北	大山川	豊山(愛知県)	3.80	4.45	楠・楠西
	八田川	味美(愛知県)	4.50	5.00	味鏡・西味鏡・楠・楠西
	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	六郷・六郷北・飯田・宮前・名北・辻・杉村・ 大杉・清水・金城・東志賀・城北・光城・ 川中
	庄内川	志段味(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	辻・清水・金城・東志賀・城北・光城・川中・ 味鏡・西味鏡・楠・如意・楠西
西	五条川	春日(愛知県)	3.90	4.90	浮野
	新川	水場川外(愛知県)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	山田・平田・大野木・浮野・比良西・ 中小田井
	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	那古野・幅下・江西・城西・榎・南押切・ 栄生・枇杷島・児玉・上名古屋・庄内・稻生
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	全学区
中村	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	全学区
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	全学区
瑞穂	山崎川	瑞穂(愛知県)	3.00	3.90	堀田・穂波・井戸田・豊岡・弥富
	天白川	天白川(愛知県)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	弥富・中根
熱田	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	千年・船方・野立・大宝
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	千年・船方・野立・大宝
中川	五条川	春日(愛知県)	3.90	4.90	赤星
	蟹江川	木田(愛知県)	0.90	1.30	戸田
	福田川	新居屋(愛知県)	0.25	0.60	豊治・戸田・明正・千音寺・赤星
	新川	水場川外(愛知県)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	豊治・戸田・春田・明正・千音寺・赤星・ 万場
	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	野田・常磐・愛知・広見・露橋・八熊・八幡・ 玉川・昭和橋・篠原・荒子・中島・西中島・ 正色・五反田・長須賀
港	庄内川	枇杷島(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	全学区
	蟹江川	木田(愛知県)	0.90	1.30	西福田
	福田川	新居屋(愛知県)	0.25	0.60	南陽・西福田
	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	中川・東海・成章・大手・港西・稲永・小碓 正保・明德・当知・港楽・高木・神宮寺
南	山崎川	瑞穂(愛知県)	3.00	3.90	明治・伝馬・豊田・道徳・呼統・大磯・桜・ 菊住・春日野・笠寺・笠東
	天白川	天白川(愛知県)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・白水 千鳥・柴田
守山	矢田川	瀬古(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	守山・西城・白沢・廿軒家・鳥羽見・二城 瀬古
	庄内川	志段味(国土交通省)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	守山・西城・白沢・鳥羽見・二城・志段味西 瀬古・志段味東・吉根・下志段味
緑	扇川	鳴海(愛知県)	2.50(予想雨量を除く)	3.00(予想雨量を除く)	鳴海・相原・平子
	天白川	天白川(愛知県)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	鳴海・片平・浦里
名東	香流川	猪子石(愛知県)	1.10	1.70	香流・引山
天白	天白川	天白川(愛知県)	はん濫注意情報発表時	はん濫警戒情報発表時	平針北・原・植田南・大坪・八事東・天白 山根・野並

1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。

2 扇川は、基準水位で水防サイレンが吹鳴するため、60分の予想雨量30mmの基準を除く。

計画資料 50 避難準備情報・避難勧告発令基準（地域特性による数値基準）（2/6）

区名	河川名	水位観測所(所管)	避難準備情報	避難勧告	対象地域
			基準水位 (m) 等	基準水位 (m) 等	下記の対象学区のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される学区
北	新地蔵川	生棚樋門外(名古屋市)	5.57 かつ 60 分の予想雨量 30mm	7.33 かつ 60 分の予想雨量 30mm	味鉢・西味鉢・楠・楠西
	生棚川	生棚樋門外(名古屋市)		生棚川樋門を 閉鎖した場合	楠
	境川	生棚樋門外(名古屋市)		境川樋門を 閉鎖した場合	楠・楠西
	堂前川	境橋(名古屋市)	次の各号の一に該当 する場合 1 5.30 2 久田良木川樋門 を閉鎖した場合	避難準備情報の 基準に達し、かつ 60 分の予想雨量 50mm	楠西
天白	郷下川	郷下川(名古屋市)	7.10	8.00	野並
	藤川	藤川(名古屋市)	6.70 かつ 60 分の予想雨量 30mm	7.20 かつ 60 分の予想雨量 30mm	
	植田川	植田川(愛知県)	2.40 かつ 60 分の予想雨量 30mm	3.70 かつ 60 分の予想雨量 30mm	植田・植田南・植田北・大坪・ 八事東

1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。

計画資料 50 避難準備情報・避難勧告発令基準（内水氾濫の数値基準）（3/6）

区名	雨量観測所	避難準備情報	避難勧告	対象地域	
				避難準備情報の対象地域（区）	避難勧告の対象地域（学区）
千種	千種土木事務所	60分降雨量が50mmを超え、かつ、以降120分の予想降雨量が100mmを超える場合 又は 名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表され、災害対策（警戒）本部で必要と認められた場合	災害対策（警戒）本部で必要と認められた場合	該当区	全学区
東	東土木事務所				全学区
北	北土木事務所				全学区
西	西土木事務所				全学区
中村	中村土木事務所				全学区
中	中土木事務所				全学区
昭和	昭和土木事務所				全学区
瑞穂	瑞穂土木事務所				全学区
熱田	熱田土木事務所				全学区
中川	中川土木事務所				全学区
港	港土木事務所				全学区
南	南土木事務所				全学区
守山	守山土木事務所				全学区
緑	緑土木事務所				鳴海・相原・片平・浦里・緑・平子・鳴海東部・小坂・常安・大清水・徳重・東丘・太子・鳴子・長根台・戸笠・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・熊の前
名東	名東土木事務所	西山・高針・藤が丘・香流・猪子石・蓬来・豊が丘・引山・平和が丘・前山・北一社・牧の原			
天白	天白土木事務所	全学区			

計画資料 50 避難準備情報・避難勧告発令基準（ポンプ排水調整の数値基準）（4/6）

区名	河川名	水位観測所 (所管)	避難勧告	対象ポンプ所	対象地域
			基準水位 (m)		下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)
千種	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	宮前・三階橋	大和・上野・富士見台・千代田橋
東	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	宮前・三階橋	明倫・矢田・砂田橋
北	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	落合・守山・福德・三階橋	全学区
	新川	水場川外 (愛知県)	4.70	落合・守山・喜惣治	※辻・味鉢・※西味鉢・楠・如意・楠西
新川下之一色 (愛知県)		2.70			
西	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	城北・福德・中村	全学区
	新川	水場川外 (愛知県)	4.70	平田・第一平田・第二平田・上小田井・中小田井	山田・平田・比良・大野木・浮野・比良西中小田井
新川下之一色 (愛知県)		2.70			
中村	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	岩塚・中村・打出	全学区
中川	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	打出・当知・岩塚	全学区
	新川	新川下之一色 (愛知県)	2.70	下之一色・富田・伏屋・助光・万場・万場川東・福田	正色・五反田・豊治・戸田・春田・明正・千音寺・赤星・万場・長須賀・西前田
港	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	宝神・当知・打出	全学区
	新川	新川下之一色 (愛知県)	2.70	福田・藤前	南陽・福田・福春
守山	庄内川	下之一色 (名古屋市)	3.70	川北・守西・守山	小幡・守山・西城・白沢・小幡北・鳥羽見・二城・志段味西・瀬古・志段味東・吉根・下志段味
	新川	水場川外 (愛知県)	4.70	川北・守山	※小幡・※守山・※西城・※白沢・※小幡北・※瀬古
新川下之一色 (愛知県)		2.70			

- 1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。
- 2 ※印の学区は、洗堰から新川に流入した場合に対象となる学区を示す。

区名	河川名	水位観測所 (所管)	避難準備情報	避難勧告	対象ポンプ所	対象地域
			基準水位 (m)	基準水位 (m)		下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)
中川	日光川	日光川内 (愛知県)	1.05	1.20	福屋第一・千音寺・名西団地・西福田第2	戸田・豊治・明正・千音寺・赤星
	戸田川				水里・戸田・海東北・富永	
港	日光川	日光川内 (愛知県)	1.05	1.20	戸田茶屋・工場排水・新茶屋・協和・福田前第2・福屋・井箱・西福田第2・福屋第一・(戸田川)・(福田川)	西福田・南陽
	戸田川				小川・海東南・海東北	

- 1 表中の数値は、水位観測所の読み値とする。

計画資料 50 避難準備情報・避難勧告発令基準（土砂災害の数値基準）（5/6）

区名	避難準備情報	避難勧告	対象地域
			下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)
千種	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報が危険度レベル 2 に達した場合	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報が危険度レベル 3 に達した場合	上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘 富士見台・宮根
昭和			村雲・滝川・八事
瑞穂			弥富・陽明
南			呼続・桜・笠寺・笠東
守山			大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見 志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味
緑			鳴海・旭出・滝の水・片平・緑・平子・鳴海東部 神の倉・東丘・長根台・有松 桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石
名東			西山・名東・猪子石・梅森坂・貴船・極楽・上社 平和が丘
天白			平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東 表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並

1 土砂災害危険度情報の危険度レベルは、<http://www.sabo.pref.aichi.jp/>で確認することができる。

計画資料 50 避難準備情報・避難勧告発令基準（高潮災害の基準）(6/6)

区名	避難準備情報	避難勧告	対象地域
			下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域
港	台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合	災害対策(警戒)本部で必要と判断される場合	一州町・入船一丁目・大江町 金城ふ頭一丁目・金城ふ頭二丁目 金城ふ頭三丁目・汐止町・潮風町 潮見町・昭和町・空見町・千鳥二丁目 築三町1丁目・築三町3丁目・築地町 野跡二丁目・野跡三丁目・野跡四丁目 東築地町・船見町・港町

【風水害等災害対策編 第3章 第10節 避難】
 【風水害等災害対策編 第3章 第21節 区の応急対策活動】

計画資料 51 区別避難所施設数及び収容可能一覧

区分	人口 (平成22年 国勢調査)	広域避難場所		一時 避難場所	避難所	
		設置数	面積	設置数	設置数	収容人員
千種区	160,015	4	2,105,200	1	49	17,878
東区	73,272	4	448,200	1	28	15,807
北区	165,785	6	2,129,700	1	55	14,633
西区	144,995	2	2,167,500	7	53	17,650
中村区	136,164	4	854,300	3	48	16,055
中区	78,353	4	670,700	1	20	7,048
昭和区	105,536	3	337,100	2	34	11,360
瑞穂区	105,061	3	397,600	1	31	10,506
熱田区	64,719	5	577,300	2	29	8,066
中川区	221,521	5	242,700	7	70	24,449
港区	149,215	14	1,508,900	9	77	27,235
南区	141,310	8	499,700	3	53	16,468
守山区	168,551	6	1,317,300	5	58	14,921
緑区	229,592	5	1,261,200	21	72	22,364
名東区	161,012	3	1,554,000	11	57	14,114
天白区	158,793	3	368,200	9	46	18,913
計	2,265,112	79	16,439,600	84	780	257,551

(注) 1. 平成24年1月1日現在

2. 2区以上にまたがる広域避難場所・一時避難場所については、避難の重要度の高い区に属することとした。

【風水害等災害対策編 第2章 第9節 避難体制の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第10節 避難】

【風水害等災害対策編 第3章 第21節 区の応急対策活動】

【地震災害対策編 第2章 第10節 避難体制の整備】

【地震災害対策編 第3章 第24節 区の応急対策活動】

計画資料 52 区別広域避難場所一覧

区 分	避難 場所数 (箇所)	面積 (㎡)	避難場所内訳			
			公園	緑地 河川敷	公共施設	民間施設
千 種 区	4	2,105,200	4			
東 区	4	448,200	2		1	1
北 区	6	2,129,700	3	3		
西 区	2	2,167,500		2		
中 村 区	4	854,300	2	2		
中 区	4	670,700	2		2	
昭 和 区	3	337,100	3			
瑞 穂 区	3	397,600	1		2	
熱 田 区	5	577,300	3		1	1
中 川 区	5	242,700	3		1	1
港 区	14	1,508,900	12	1	1	
南 区	8	499,700	5	1	2	
守 山 区	6	1,317,300		5	1	
緑 区	5	1,261,200	4	1		
名 東 区	3	1,554,000	1	2		
天 白 区	3	368,200	1	2		
	79	16,439,600	46	19	11	3

(選定基準)

総面積 10,000 ㎡以上の公園、緑地、グラウンド(校庭を含む)、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して、大火輻射熱に対しての安全面積が 2,000 ㎡以上であること。

(注) (1) 広域避難場所は地震火災時の避難場所となるものである。

(2) 2区以上にまたがる広域避難場所については、避難の重要度の高い区に属することとした。

【風水害等災害対策編 第3章 第21節 区の応急対策活動】

【地震災害対策編 第3章 第24節 区の応急対策活動】

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（1/27）

千種区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 千種	1	千種小学校	千種三丁目2-5	321	鉄筋4階建	732-5371	
	2	今池中学校	今池三丁目19-1	460	鉄筋4階建	732-5231	
	3	千種コミュニティセンター	千種三丁目2-11	60	鉄筋2階建	733-4965	
2 千石	1	千石小学校	千種一丁目1-52	227	鉄筋3階建	731-0758	
	2	千石コミュニティセンター	千種二丁目6-16	67	鉄筋1階建	731-1059	
	3	名古屋工業大学体育館	吹上一丁目7-2	982	鉄筋2階建	735-5000	
3 内山	1	内山小学校	内山一丁目4-15	364	鉄筋3階建	741-1257	
	2	内山コミュニティセンター	内山一丁目20-15	40	鉄筋2階建	731-1800	
4 大和	1	大和小学校	松軒一丁目4-9	491	鉄筋4階建	721-0396	
	2	振甫中学校	北千種一丁目7-1	396	鉄筋3階建	711-6561	
	3	大和コミュニティセンター	松軒二丁目12-3	48	鉄筋4階建	712-7293	
5 上野	1	上野小学校	上野二丁目6-1	243	鉄筋4階建	721-0535	
	2	愛知工業大学名電高校北側校舎	北千種三丁目4-35	611	鉄筋2階建	721-0311	
	3	名古屋市立大学北千種キャンパス 福利厚生施設(アゼンブルーホール)	北千種二丁目1-10	148	鉄筋2階建	721-1225	
	4	上野コミュニティセンター	上野一丁目10-17	53	鉄筋2階建	722-4210	
6 高見	1	高見小学校	高見一丁目7-1	356	鉄筋3階建	761-5211	
	2	若水中学校	若水二丁目6-1	279	鉄筋3階建	721-3336	
	4	千種生涯学習センター	振甫町3-34	580	鉄筋2階建	722-9666	
	5	高見コミュニティセンター	若水三丁目21-11	77	鉄筋2階建	711-7151	
7 春岡	1	春岡小学校	春岡二丁目5-38	283	鉄筋3階建	761-4391	
	2	春岡コミュニティセンター	春岡二丁目5-44	65	鉄筋2階建	752-3523	
8 田代	1	田代小学校	観月町2-41	288	鉄筋2階建	751-6156	
	2	城山中学校	西崎町1-42	221	鉄筋4階建	751-1571	
	3	椋山女学園	山添町2-2	1,452	鉄筋3階建	751-8131	
	4	田代コミュニティセンター	観月町2-14	73	鉄筋平屋建	764-2747	
9 東山	1	東山小学校	橋本町3-20	238	鉄筋2階建	781-1146	
	2	東山コミュニティセンター	橋本町2-37	66	鉄筋3階建	783-2911	
	3	愛知学院	楠元町1-100	527	鉄筋4階建	751-2561	
10 見付	1	見付小学校	見附町3-1-3	347	鉄筋4階建	781-8891	
	2	名大教育学部附属学校	不老町	358	鉄筋4階建	789-2672	
	3	見付コミュニティセンター	唐山町1-79-1	67	鉄筋2階建	783-5117	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(2/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
11 星ヶ丘	1	星ヶ丘小学校	星ヶ丘1-4	254	鉄筋4階建	781-1789	
	2	東星中学校	星が丘山手105	555	鉄筋4階建	783-1188	
	3	菊里高等学校	星が丘元町13-7	1,187	鉄筋2階建	781-0445	
	4	愛知淑徳学園	桜が丘23	641	鉄筋6階建	781-1151	
	5	千種スポーツセンター	星が丘山手121	1,181	鉄筋4階建	782-0700	
	6	星ヶ丘コミュニティセンター	星ヶ丘1-3	66	鉄筋2階建	781-2900	
12 自由ヶ丘	1	自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘2-15-24	360	鉄筋3階建	761-6231	
	2	千種台中学校	自由ヶ丘3-3-55	430	鉄筋3階建	762-1300	
	3	名古屋商業高等学校	自由ヶ丘2-11-48	941	鉄筋4階建	751-6111	
	4	自由ヶ丘会館	徳川山町5-3-12-1	116	鉄筋2階建	761-5300	
13 富士見台	1	富士見台小学校	富士見台2-1	375	鉄筋3階建	711-4541	
	2	名古屋ろう学校	鹿子殿21-1	281	鉄筋3階建	762-6846	
	3	富士見台会館	希望ヶ丘2-3-49	138	鉄筋2階建	762-4341	
14 宮根	1	宮根小学校	宮根台二丁目10-19	229	鉄筋4階建	771-7870	
	2	猪子石中学校	千代が丘2-5	436	鉄筋4階建	773-8881	
15 千代田橋	1	千代田橋小学校	千代田橋二丁目3-7	307	鉄筋3階建	711-2511	
	2	千種中学校	千代田橋一丁目1-12	257	鉄筋3階建	722-5552	
	3	香流橋地域センター	香流橋一丁目2-35	336	鉄筋3階建	771-0969	
計		49		17,878			

東 区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 東 桜	1	東桜小学校	東桜一丁目 13-1	266	鉄骨鉄筋2階建 2階部分	961-7877	
	2	富士中学校	東桜一丁目 7-1	677	鉄筋平屋建	961-0435	
	3	第一幼稚園	泉一丁目 1-42	81	鉄筋2階建 2階部分	961-5506	
2 山 吹	1	山吹小学校	檀木町 2-24	375	鉄筋平屋建	931-7625	
	2	明和高等学校	白壁二丁目 32-6	646	鉄筋2階建 1階部分	961-2551	
	3	金城学院中学校	白壁三丁目 24-67	532	鉄筋4階建	931-0821	
	4	金城学院高等学校	白壁四丁目 64	426	鉄筋3階建 2階部分	931-6236	
3 東白壁	1	東白壁小学校	白壁五丁目 7	256	鉄筋2階建 2階部分	931-2690	
	2	市立工芸高等学校	芳野二丁目 7-51	768	鉄筋2階建 1・2階部分	931-7541	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（3/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
3 東白壁	3	愛知商業高等学校	徳川一丁目 12-1	1,165	鉄筋 2 階建 1・2 階部分	935-3480	
4 葵	1	葵小学校	葵一丁目 5-1	364	鉄骨鉄筋 2 階建 2 階部分	936-0101	
	2	東生涯学習センター	葵一丁目 3-21	348	鉄筋 3 階建 3 階部分	932-4881	
5 筒井	1	筒井小学校	筒井一丁目 15-28	306	鉄骨鉄筋 平屋建	935-2931	
	2	あずま中学校	筒井一丁目 1-1	663	鉄筋平屋建	935-8963	
	3	東海高等学校	筒井一丁目 2-35	574	鉄筋 4 階建 1 階部分	936-5112	
6 旭丘	1	旭丘小学校	徳川町 1601	385	鉄骨鉄筋 平屋建	936-7291	
	2	桜丘中学校	東大曾根町 11-1	416	鉄筋 2 階建 2 階部分	935-1368	
7 明倫	1	明倫小学校	出来町一丁目 8-1	512	鉄骨鉄筋 平屋建	936-0501	
	2	旭丘高等学校	出来町三丁目 6-15	836	鉄筋 2 階建 1 階部分	721-5351	
8 矢田	1	矢田小学校	矢田南四丁目 4-1	395	鉄筋平屋建	721-2508	
	2	矢田中学校	大幸南一丁目 1-23	448	鉄筋 2 階建 2 階部分	722-5281	
	3	愛知教育大学附属 名古屋中学校	大幸南一丁目 1-29	843	鉄筋 2 階建 1・2 階部分	722-4613	
	4	至学館高等学校	大幸南二丁目 1-10	510	鉄筋 3 階建 2 階部分	723-0851	
	5	東スポーツセンター	大幸南一丁目 1-10	1,210	鉄筋 2 階建 1・2 階部分	723-0411	
	6	東ふれあい広場	矢田町四丁目 21-100	58	鉄骨平屋建	722-8372	
	7	三菱電機名古屋体育館	矢田南五丁目 1-14	946	鉄筋 2 階建 1・2 階部分	723-3050	
9 砂田橋	1	砂田橋小学校	砂田橋三丁目 1-13	345	鉄筋 2 階建 2 階部分	722-5311	
	2	名古屋中学校・名古屋高等学校	砂田橋二丁目 1-58	1,456	鉄筋 4 階建 2 階部分	721-5271	
計		28		15,807			

北 区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 六郷	1	六郷小学校	大曾根三丁目 15-82	238	鉄筋 2 階建	911-5526	
	2	六郷コミュニティセンター	大曾根三丁目 15-90	67	鉄筋 2 階建	982-0165	
2 六郷北	1	六郷北小学校	山田四丁目 14-56	216	鉄筋 3 階建	981-3624	
	2	六郷北コミュニティセンター	山田町 3-46	37	鉄筋 2 階建	977-4695	
	3	山田幼稚園	山田町 4-42	60	鉄筋 3 階建	981-0753	
3 飯田	1	飯田小学校	平安二丁目 7-14	230	鉄筋 4 階建	911-7351	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（4/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
3 飯田	2	飯田コミュニティセンター	平安二丁目3-24	82	鉄筋2階建	914-0687	
4 宮前	1	宮前小学校	上飯田南町4-1-2	270	鉄筋4階建	915-8501	
	2	大曾根中学校	上飯田東町2-100	313	鉄筋3階建	913-2266	
	3	宮前コミュニティセンター	上飯田東町4-53	77	鉄筋2階建	916-8020	
5 名北	1	名北小学校	下飯田町1-34	345	鉄筋4階建	911-3471	
	2	若葉中学校	石園町2-16	439	鉄筋3階建	913-2345	
	3	名北コミュニティセンター	下飯田町3-3-1	65	鉄筋2階建	916-9866	
6 辻	1	辻小学校	辻町1-32-4	464	鉄筋4階建	914-1118	
	2	辻コミュニティセンター	辻町9-62-1	42	鉄筋2階建	917-1123	
	3	守山水処理センター	米が瀬町3-1	140	鉄筋3階建 一部平屋建	794-8211	※
7 杉村	1	杉村小学校	長田町3-62	369	鉄筋3階建	911-9511	
8 大杉	1	大杉小学校	大杉三丁目9-21	322	鉄筋2階建 鉄筋3階建	911-4488	
	2	大杉コミュニティセンター	大杉三丁目20-19	38	鉄筋2階建	991-5261	
9 清水	1	清水小学校	清水五丁目3-1	348	鉄筋4階建	913-3255	
	2	八王子中学校	清水四丁目4-1	717	鉄筋4階建	911-6605	
	3	清水コミュニティセンター	柳原三丁目9-15	42	鉄筋2階建	916-0160	
	4	青少年交流プラザ	柳原三丁目6-8	202	鉄筋3階建	991-8440	
10 金城	1	金城小学校	金城三丁目11-6	313	鉄筋3階建	911-2461	
	2	金城コミュニティセンター	平手町2-6	36	鉄筋2階建	914-7436	
11 東志賀	1	東志賀小学校	志賀町4-60	289	鉄筋3階建	914-0021	
	2	北陵中学校	志賀町2-12	795	鉄筋3階建	913-2336	
	3	東志賀コミュニティセンター	志賀町5-2-9	42	鉄筋2階建	917-1233	
	4	北生涯学習センター	黒川本通二丁目16-3	390	鉄筋4階建	981-3636	
12 城北	1	城北小学校	鳩岡二丁目8-43	296	鉄筋4階建	911-5145	
	2	城北コミュニティセンター	安井二丁目4-23	44	鉄筋2階建	916-5322	
	3	北スポーツセンター	成願寺一丁目6-12	810	鉄筋3階建	917-0501	
	4	愛知母子福祉会館	金田町3-11	71	鉄筋2階建	915-8862	
	5	県立名古屋高等技術専門学校	安井二丁目4-48	651	鉄筋2階建	917-6711	
13 光城	1	光城小学校	光音寺町4-1	131	鉄筋3階建	914-0818	
	2	志賀中学校	中丸町3-2-1	597	鉄筋4階建	914-0024	
	3	光城学区集会所	金城町4-26	25	鉄筋2階建	981-6659	
14 川中	1	川中小学校	福德町5-52	340	鉄筋3階建 鉄筋4階建	915-4455	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(5/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
4 川中	2	県立愛知工業高等学校	福德町字広瀬350-4	577	鉄筋講堂	911-4421	
	3	川中学区集会所	中切町2-21	37	鉄筋2階建	916-3072	
15 味鋤	1	味鋤小学校	楠味鋤三丁目126	410	鉄筋4階建	901-6840	
	2	北中学校	中味鋤二丁目656	482	鉄筋4階建	902-3200	
	3	味鋤コミュニティセンター	楠味鋤三丁目1311-1	40	鉄筋2階建	902-8966	※
16 西味鋤	1	西味鋤小学校	西味鋤二丁目526	291	鉄筋3階建	901-3661	
	2	西味鋤コミュニティセンター	西味鋤四丁目517	42	鉄筋2階建	902-0092	※
	3	名古屋楠幼稚園	西味鋤三丁目931	80	鉄筋2階建	901-0753	
17 楠	1	楠小学校	池花町309	349	鉄筋3階建	901-3226	
	2	楠中学校	楠二丁目957	767	鉄筋3階建	901-8575	
	3	市立北高等学校	如来町50	450	鉄筋4階建	901-0338	
	4	楠コミュニティセンター	若鶴町126	76	鉄筋2階建	508-4813	
18 如意	1	如意小学校	如意三丁目131	292	鉄筋4階建	902-2661	
	2	如意会館	六が池町39-2	128	鉄筋2階建	902-8788	
19 楠西	1	楠西小学校	会所町89	393	鉄筋4階建	901-8177	
	2	楠西コミュニティセンター	喜惣治一丁目367	49	鉄筋2階建	902-4320	※
	3	名古屋市中央卸売市場北部市場	西春日井郡豊山町大字豊場字八反107	217	鉄筋5階建	903-2111	
計		55		14,633			4

西 区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 那古野	1	那古野小学校	那古野二丁目14-1	276	鉄筋3階建	571-1534	
	2	那古野コミュニティセンター	那古野二丁目15-25	58	鉄筋2階建	565-0714	※
2 幅下	1	幅下小学校	幅下一丁目7-17	300	鉄筋3階建	571-8178	
	2	菊井中学校	新道一丁目6-33	572	鉄筋4階建	571-1588	
	3	幅下コミュニティセンター	幅下一丁目9-30	53	鉄筋2階建	541-2366	
3 江西	1	江西小学校	菊井二丁目12-32	184	鉄筋3階建	571-3395	
	2	江西コミュニティセンター	菊井二丁目23-3	58	鉄筋2階建	566-0051	※
4 城西	1	城西小学校	城西三丁目14-25	361	鉄筋3階建	521-4286	
	2	城西コミュニティセンター	城西四丁目2-21	58	鉄筋2階建	532-1615	
5 榎	1	榎小学校	押切一丁目12-25	318	鉄筋4階建	531-2190	
	2	天神山中学校	天神山町4-12	656	鉄筋4階建	521-4271	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(6/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
5 榎	3	県立名古屋西高等学校	天神山町4-7	777	鉄筋3階建	522-2451	
	4	榎コミュニティセンター	浅間二丁目8-18	58	鉄筋2階建	532-9849	※
6 南押切	1	南押切小学校	則武新町二丁目14-3	234	鉄筋3階建	571-6338	
7 栄生	1	栄生小学校	栄生一丁目27-26	361	鉄筋3階建	551-3138	
	2	栄生コミュニティセンター	栄生二丁目13-14	59	鉄筋2階建	566-0256	※
	3	西文化センター	栄生一丁目3-20	191	鉄筋3階建	561-5391	
8 枇杷島	1	枇杷島小学校	枇杷島三丁目16-33	250	鉄筋4階建	521-8636	
	2	枇杷島スポーツセンター	枇杷島一丁目1-2	1,214	鉄筋3階建	532-4121	
	3	枇杷島コミュニティセンター	枇杷島五丁目11番15号	65	鉄筋2階建	522-5535	※
9 児玉	1	児玉小学校	児玉二丁目3-33	370	鉄筋3階建	521-2228	
	2	浄心中学校	児玉一丁目15-12	575	鉄筋3階建 鉄筋4階建	531-1600	
	3	西陵高等学校	児玉二丁目20-65	1,174	鉄筋3階建	521-5551	
	4	児玉コミュニティセンター	児玉二丁目4-14	45	鉄筋2階建	524-0935	※
10 上名古屋	1	上名古屋小学校	上名古屋三丁目4-18	327	鉄筋3階建	522-7176	
	2	上名古屋コミュニティセンター	上名古屋二丁目23-22	70	鉄筋2階建	532-1535	※
	3	西生涯学習センター	浄心一丁目1-45	542	鉄筋3階建	532-1551	
11 庄内	1	庄内小学校	新福寺町2-5-1	403	鉄筋4階建	522-9981	
	2	名塚中学校	新福寺町2-1-2	757	鉄筋3階建	523-1265	
	3	庄内コミュニティセンター	鳥見町1-24-2	71	鉄筋2階建	532-5918	※
12 稲生	1	稲生小学校	香呑町2-84	340	鉄筋3階建 鉄筋4階建	531-4304	
	2	稲生コミュニティセンター	又穂町5-40	59	鉄筋2階建	522-8887	
13 山田	1	山田小学校	八筋町381-1	364	鉄筋4階建	501-6650	
	2	山田中学校	八筋町363-1	922	鉄筋4階建	501-5591	
	3	山田高等学校	二方町19-1	857	鉄筋4階建	501-7800	
	4	山田コミュニティセンター	上小田井二丁目78	67	鉄筋2階建	502-5581	※
	5	山田地区会館	八筋町78	318	鉄筋2階建	503-7178	※
14 平田	1	平田小学校	西原町88	276	鉄筋4階建	502-2017	
	2	平田中学校	山木一丁目1	532	鉄筋4階建	502-0888	
	3	平田コミュニティセンター	西原町89-1	107	鉄筋平屋建	501-8622	※
	4	平田学校体育センター	山木二丁目167	640	鉄骨平屋建	504-4901	※
15 比良	1	比良小学校	比良二丁目175	349	鉄筋4階建	502-1377	
	2	比良コミュニティセンター	比良三丁目154	70	鉄筋2階建	501-2682	※

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(7/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
16 大野木	1	大野木小学校	大野木三丁目17	347	鉄筋4階建	501-8177	
	2	山田東中学校	宝地町10	610	鉄筋4階建	502-8676	
	3	大野木コミュニティセンター	大野木四丁目181	58	鉄筋2階建	501-0206	※
17 浮野	1	浮野小学校	浮野町98	234	鉄筋4階建	502-8675	
	2	浮野コミュニティセンター	浮野町97-93	62	鉄筋2階建	504-3011	
	3	山田西地域センター	長先町173	179	鉄筋2階建	503-9249	※
18 比良西	1	比良西小学校	玉池町347	329	鉄筋4階建	503-0231	
	2	比良西コミュニティセンター	清里町69-88	59	鉄筋2階建	505-3088	※
19 中小田井	1	中小田井小学校	中小田井二丁目189	372	鉄筋4階建	502-6661	
	2	中小田井コミュニティセンター	中小田井二丁目418	62	鉄筋2階建	503-4539	※
計		53		17,650			17

中村区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 日比津	1	日比津小学校	高道町2-1-30	360	鉄筋2階建	471-4527	
	2	日比津中学校	高道町2-2-36	460	鉄筋2階建	481-8335	
	3	名城大学附属高等学校	新富町1-3-16	630	鉄筋平屋建	481-7436	
	4	日比津コミュニティセンター	高道町1-6-3	70	鉄筋2階建	461-9835	
2 諏訪	1	諏訪小学校	諏訪町2-6-7	220	鉄筋2階建	411-7581	
	2	中村高等学校	菊水町1-2-18	520	鉄筋2階建	411-7760	
	3	諏訪コミュニティセンター	日比津町1-16-14	70	鉄筋2階建	483-6026	
3 稲葉地	1	稲葉地小学校	靖国町3-20	320	鉄筋2階建	411-7070	
4 稲西	1	稲西小学校	稲西町88	350	鉄筋2階建	411-6645	
	2	稲西コミュニティセンター	稲葉地町2-16-5	39	鉄筋2階建	413-7005	※
	3	豊正中学校	稲葉地町7-1-2	640	鉄筋3階建	412-3176	
	4	同朋学園	稲葉地町7-1	1,040	鉄筋2階建	411-1111	
5 中村	1	中村小学校	中村町1-72	240	鉄筋2階建	481-1246	
	2	中村コミュニティセンター	中村町7-84-2	60	鉄筋2階建	411-0002	※
	3	中村スポーツセンター	中村町字待屋43-1	810	鉄筋3階建	413-8021	
	4	名古屋競輪場	中村町字高畑68	270	鉄筋4階建	411-0013	
6 豊臣	1	豊臣小学校	森末町2-1	280	鉄筋3階建	481-3166	
	2	豊臣コミュニティセンター	森末町4-106	60	鉄筋3階建	461-8182	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(8/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
6 豊 臣	3	中村生涯学習センター	鳥居通3-1-3	470	鉄筋3階建	471-8121	
7 本 陣	1	旧本陣小学校	松原町1-24	310	鉄筋2階建	453-5303 (区役所)	
	2	本陣コミュニティセンター	松原町4-68	70	鉄筋2階建	482-0901	
8 則 武	1	ほのか小学校	松原町5-5	616	鉄筋2階建	471-2271	
	2	則武コミュニティセンター	則武二丁目8-17	50	鉄筋2階建	453-3669	※
9 亀 島	1	亀島小学校	亀島一丁目5-29	250	鉄筋平屋建	453-5303 (区役所)	
	2	笈瀬中学校	佐古前町5-4	470	鉄筋2階建	461-3211	
	3	亀島コミュニティセンター	亀島一丁目5-30	60	鉄筋2階建	452-7928	※
10 新 明	1	笹島小学校・笹島中学校	名駅四丁目19-1	1501	鉄筋地下1階建	565-1155 582-4725	
11 六 反	1	星槎名古屋中学校	名駅南四丁目6-38	404	鉄筋3階建	582-3830	
	2	六反コミュニティセンター	名駅南四丁目4-7	60	鉄筋2階建	561-6459	
12 牧 野	1	牧野小学校	竹橋町3-4	290	鉄筋平屋建	451-2457	
	2	牧野コミュニティセンター	太閤三丁目7-57	60	鉄筋2階建	451-0326	
13 米 野	1	米野小学校	権現通1-28	220	鉄筋2階建	451-2970	
	2	米野コミュニティセンター	太閤二丁目3-11	70	鉄筋2階建	451-2010	
14 日 吉	1	日吉小学校	城主町1-1	380	鉄筋平屋建	481-6226	
	2	黄金中学校	権現通4-28	520	鉄筋2階建	481-9451	
	3	日吉コミュニティセンター	西米野町4-40	40	鉄筋3階建	481-4100	
	4	郵便事業(株)中村支店	大宮町3-47	335	鉄筋2階建	481-4232	
15 千 成	1	千成小学校	日ノ宮町1-120	330	鉄筋2階建	471-5111	
	2	千成コミュニティセンター	砂田町1-12	60	鉄筋3階建	412-0800	
16 柳	1	柳小学校	烏森町2-56	360	鉄筋2階建	471-5115	
	2	豊国中学校	北畑町1-8	420	鉄筋3階建	481-4191	
	3	松蔭高等学校	烏森町2-2	590	鉄筋平屋建	481-9471	
	4	柳コミュニティセンター	烏森町3-23-1	70	鉄筋平屋建	471-0123	※
17 岩 塚	1	岩塚小学校	岩塚町4-17-1	490	鉄筋2階建	412-3070	
	2	御田中学校	岩塚町2-10	690	鉄筋2階建	412-3552	
	3	岩塚コミュニティセンター	岩塚町3-192	70	鉄筋2階建	412-9350	※
18 八 社	1	八社小学校	八社一丁目199-2	300	鉄筋2階建	411-1601	
	2	八社コミュニティセンター	横井一丁目378	60	鉄筋2階建	413-5350	※
計		48		16,055			7

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(9/27)

中 区

学区別	番号	避 難 所	所 在 地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 名 城	1	名城小学校	丸の内三丁目3-35	370	鉄筋2階建	962-6662	
	2	丸の内中学校	三の丸一丁目9-2	459	鉄筋3階建 鉄筋平屋建	211-3251	
2 御 園	1	御園小学校	錦一丁目9-1	370	鉄筋2階建	231-1405	
3 栄	1	栄小学校	栄一丁目28-1	200	鉄筋平屋建	221-8678	
	2	中スポーツセンター	栄一丁目30-10	998	鉄筋4階建	232-2327	
4 新 栄	1	新栄小学校	新栄三丁目15-51	275	鉄筋2階建	262-0608	
	2	白山中学校	新栄一丁目15-56	400	鉄筋平屋建	262-0589	
	3	中文化センター	新栄三丁目32-13	132	鉄筋3階建	242-1210	
5 千 早	1	千早小学校	新栄一丁目44-36	306	鉄筋2階建	241-3429	
	2	千早コミュニティセンター	新栄一丁目48-19	73	鉄筋9階建	251-7665	
6 老 松	1	老松小学校	千代田一丁目9-36	270	鉄筋平屋建	241-7770	
7 大 須	1	大須小学校	大須一丁目31-4	300	鉄筋2階建	231-0122	
	2	前津中学校	大須四丁目8-88	565	鉄筋2階建 鉄筋3階建	262-7677	
8 松 原	1	松原小学校	松原三丁目5-3	305	鉄筋平屋建	331-7297	
	2	真宗大谷派名古屋別院(東別院)	橋二丁目8-55	376	鉄筋2階建	321-9201	
9 橋	1	橋小学校	橋一丁目13-12	370	鉄筋3階建	321-0260	
	2	中学生涯学習センター	橋一丁目7-11	353	鉄筋3階建	321-5511	
10 平 和	1	平和小学校	平和一丁目14-3	360	鉄筋平屋建	321-0080	
11 正 木	1	正木小学校	正木一丁目17-33	234	鉄筋2階建	322-4751	
	2	伊勢山中学校	正木三丁目2-21	332	鉄筋2階建	331-9568	
計		20		7,048			

昭和区

学区別	番号	避 難 所	所 在 地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 八 事	1	八事小学校	五軒家町25	184	鉄筋3階建	831-2280	
	2	駒方中学校	駒方町3-23	507	鉄筋4階建	832-2100	
	3	八事コミュニティセンター	広路町字南山79	64	鉄筋2階建	832-5861	
2 滝 川	1	滝川小学校	滝川町131	219	鉄筋4階建	832-1504	
	2	中京大学	八事本町101-2	430	鉄筋4階建	835-7111	
	3	滝川コミュニティセンター	川名山町46-4	57	鉄筋2階建	833-5300	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（10/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
3 広 路	1	広路小学校	川原通8-21-2	316	鉄筋3階建	761-9166	
	2	広路コミュニティセンター	川名本町2-10-1	60	鉄筋2階建	753-2266	
4 川 原	1	川原小学校	萩原町2-1	410	鉄筋3階建	751-8000	
	2	川原コミュニティセンター	向山町1-52-2	75	鉄筋2階建	752-0016	
	3	児童福祉センター	折戸町4-16	120	鉄筋3階建	757-6111	
5 伊 勝	1	伊勝小学校	伊勝町2-100	258	鉄筋3階建	762-8938	
	2	川名中学校	楽園町93	443	鉄筋3階建	832-2230	
	3	伊勝コミュニティセンター	福原町1-38	57	鉄筋2階建	782-6321	
	4	南山大学	山里町18	567	鉄筋2階建	832-3111	
6 松 栄	1	松栄小学校	長戸町2-1	478	鉄筋3階建	851-6266	
	2	名古屋国際中・高等学校	広路本町1-16	505	鉄筋4階建	853-5151	
	3	昭和生涯学習センター	石仏町1-48	350	鉄筋3階建	852-1144	
	4	昭和ふれあい広場	塩付通6-51-1	49	鉄筋2階建	851-2011	
7 御器所	1	御器所小学校	明月町1-32	297	鉄筋2階建	851-6166	
	2	桜山中学校	池端町1-15	451	鉄筋3階建	841-8196	
	3	向陽高等学校	広池町47	705	鉄筋3階建	841-7138	
	4	御器所コミュニティセンター	紅梅町2-15-2	52	鉄筋2階建	842-1080	
8 吹 上	1	吹上小学校	吹上町1-22	240	鉄筋4階建	732-0181	
	2	昭和スポーツセンター	吹上二丁目6-15	962	鉄筋3階建	733-6831	
9 鶴 舞	1	鶴舞小学校	鶴舞一丁目1-85	348	鉄筋1階建	732-0151	
	2	北山中学校	鶴舞三丁目9-23	496	鉄筋3階建	741-0174	
	3	鶴舞コミュニティセンター	鶴舞四丁目2-25	54	鉄筋2階建	732-6755	
	4	市公会堂	鶴舞一丁目1-3	1,030	鉄筋4階建	731-7191	
10 村 雲	1	村雲小学校	村雲町26-16	215	鉄筋3階建	871-1488	
	2	円上中学校	滝子町17-18	579	鉄筋3階建	871-0507	
11 白 金	1	白金小学校	白金二丁目2-5	345	鉄筋3階建	881-2188	
	2	白金コミュニティセンター	白金一丁目20-18	54	鉄筋2階建	881-7727	
	3	レクサス昭和	高辻町2-40	383	鉄筋2階建	871-8900	
計		34		11,360			

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（11/27）

瑞穂区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 御 劔	1	御劔小学校	亀城町5-4-1	285	鉄筋3階建	881-7105	
	2	瑞穂ヶ丘中学校	高田町3-28	406	鉄筋3階建	851-6381	
	3	日碍会館	亀城町2-4	373	鉄筋3階建	881-3176	
	4	名古屋市立大学山の畑キャンパス体育館	瑞穂町字山の畑1	862	鉄筋2階建	872-5802	
2 高 田	1	高田小学校	宝田町4-1	347	鉄筋3階建	881-0271	
	2	高田コミュニティセンター	直来町1-7-1	74	鉄筋2階建	883-3776	
	3	牛巻市街地住宅	牛巻町7-1	25	鉄筋14階建	871-0770	
3 堀 田	1	堀田小学校	新開町24-13	397	鉄筋4階建	881-0860	
	2	瑞穂生涯学習センター	惣作町2-27-3	348	鉄筋3階建	871-2255	
4 穂 波	1	穂波小学校	河岸一丁目1-38	338	鉄筋3階建	821-8186	
	2	田光中学校	内浜町5-16	621	鉄筋3階建	821-8201	
	3	穂波コミュニティセンター	神穂町5-18	61	鉄筋2階建	823-5181	
5 井戸田	1	井戸田小学校	姫宮町1-46	180	鉄筋4階建	852-6545	
	2	井戸田コミュニティセンター	井戸田町3-25-1	83	鉄筋2階建	841-6665	
6 瑞 穂	1	瑞穂小学校	牧町2-46	311	鉄筋3階建	851-6261	
	2	津賀田中学校	津賀田町1-38	709	鉄筋2階建	841-1595	
	3	愛知みずほ大学瑞穂高等学校南体育館	大喜町1-1-1	100	鉄骨2階建	882-1811	
	4	瑞穂高等学校	北原町2-1	836	鉄骨1階建	851-7141	
7 豊 岡	1	豊岡小学校	膳棚町3-60	189	鉄筋3階建	852-7321	
	2	豊岡コミュニティセンター	豊岡通3-29-3	69	鉄筋2階建	841-0322	
8 中 根	1	中根小学校	井の元町50	358	鉄筋4階建	831-4100	
9 弥 富	1	弥富小学校	日向町4-23-1	540	鉄筋4階建	831-8134	
	2	菰山中学校	市丘町1-48	521	鉄筋3階建	831-6341	
	3	昭和高等学校	玉水町1-18	543	鉄筋平屋建	831-6326	
	4	弥富コミュニティセンター	師長町82-2	42	鉄筋平屋建	833-0225	
10 陽 明	1	陽明小学校	密柑山町1-1	259	鉄筋4階建	831-7241	
	2	陽明コミュニティセンター	松栄町2-46	31	鉄筋2階建	836-5188	
	3	総合リハビリテーションセンター	弥富町字密柑山1-2	325	鉄筋4階建	835-3811	
11 汐 路	1	汐路小学校	御苺町1-2	377	鉄筋3階建	841-2518	
	2	汐路中学校	御苺町4-16	818	鉄筋3階建	851-7366	
	3	汐路コミュニティセンター	佐渡町4-9	78	鉄筋3階建	851-3001	
計		31		10,506			

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（12/27）

熱田区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 高 蔵	1	高蔵小学校	花町7-33	234	鉄筋2階建	682-0290	
	2	沢上中学校	五本松町4-4	514	鉄筋平屋建	681-1001	
	3	高蔵コミュニティセンター	沢上二丁目7-8	55	鉄筋2階建	671-2831	
	4	労働会館	沢下町9-3	353	鉄筋4階建	883-6974	
2 旗 屋	1	旗屋小学校	夜寒町5-1	266	鉄筋2階建	681-1026	
	2	旗屋コミュニティセンター	横田一丁目1-13	53	鉄筋2階建	681-2710	
3 白 鳥	1	白鳥小学校	白鳥二丁目13-12	225	鉄筋2階建	681-7501	
	2	宮中学校	白鳥一丁目3-46	462	鉄筋2階建	681-7531	
	3	白鳥コミュニティセンター	神戸町802	67	鉄筋2階建	683-5999	
	4	名古屋工学院専門学校	神宮四丁目7-21	337	鉄筋9階建	681-1311	
	5	東海工業専門学校	花表町19-14	192	鉄筋3階建	871-8621	
	6	南養護学校	三本松町23-26	315	鉄筋4階建	871-7390	
4 千 年	1	千年小学校	千年二丁目38-26	325	鉄筋平屋建	651-9177	
	2	熱田高等学校	千年一丁目17-71	621	鉄筋3階建	652-5858	
	3	千年コミュニティセンター	千年一丁目18-2	65	鉄筋2階建	654-8063	
	4	愛知機械工業㈱体育館	三番町2-14	662	鉄筋2階建	652-1200	
5 船 方	1	船方小学校	四番二丁目10-43	285	鉄筋2階建	652-2288	
	2	日比野中学校南校舎	一番三丁目2-60	510	鉄筋平屋建	671-0111	
	3	船方コミュニティセンター	一番二丁目32-12	63	鉄筋2階建	653-7949	
	4	熱田生涯学習センター	熱田西町2-13	377	鉄筋2階建	671-7231	
	5	工業研究所	六番三丁目4-41	139	鉄筋4階建	661-3161	
	6	名古屋学院大学白鳥学舎	熱田西町1-25	104	鉄筋8階建	678-4080	
6 野 立	1	野立小学校	青池町2-21	390	鉄筋平屋建	681-1056	
	2	野立コミュニティセンター	明野町13-19	65	鉄筋2階建	671-3272	
	3	中央卸売市場本場	川並町2-22	104	鉄筋9階建	671-1181	
7 大 宝	1	大宝小学校	大宝三丁目8-43	287	鉄筋平屋建	682-6138	
	2	日比野中学校	大宝四丁目2-45	592	鉄筋2階建	681-0341	
	3	大宝コミュニティセンター	大宝四丁目7-22	69	鉄筋2階建	683-6999	
	4	名古屋国際会議場	熱田西町1-1	335	鉄筋4階建	683-7711	
計		29		8,066			

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（13/27）

中川区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 広見	1	広見小学校	広住町4-41	270	鉄筋3階建	351-1638	
	2	広見コミュニティセンター	西日置二丁目16-1	88	鉄筋2階建	323-0181	
2 露橋	1	露橋小学校	露橋一丁目9-41	292	鉄筋3階建	352-0358	
	2	露橋コミュニティセンター	露橋二丁目13-1	68	鉄筋2階建	354-1223	
	3	露橋スポーツセンター	露橋二丁目14-1	1,307	鉄筋3階建	362-4411	
	4	ナゴヤ球場	露橋二丁目12-1	3,686	鉄筋4階建	351-5171	
3 八熊	1	八熊小学校	八熊一丁目8-30	432	鉄筋3階建	331-0181	
	2	山王中学校	山王三丁目7-3	587	鉄筋3階建	322-3884	
	3	八熊コミュニティセンター	尾頭橋四丁目5-24	65	鉄筋2階建	323-4401	
4 八幡	1	八幡小学校	八熊通5-4	436	鉄筋4階建	361-6677	
	2	八幡中学校	元中野町2-11	420	鉄筋3階建	352-0355	
	3	八幡コミュニティセンター	荒越町1-1-3	62	鉄筋2階建	362-5038	
	4	中川生涯学習センター	富川町1-2-12	459	鉄筋3階建	362-3883	
5 愛知	1	愛知小学校	豊成町1-35	308	鉄筋4階建	351-5301	
	2	愛知コミュニティセンター	愛知町33-3	61	鉄筋2階建	353-1377	
6 常磐	1	常磐小学校	小本一丁目15-2	322	鉄筋3階建	361-8547	
	2	常磐コミュニティセンター	小本一丁目20-52	62	鉄筋2階建	361-8282	
7 篠原	1	篠原小学校	丸米町1-55	330	鉄筋3階建	352-0258	
	2	長良中学校	大畑町1-3-1	692	鉄筋3階建	351-8341	
	3	篠原コミュニティセンター	太平通3-10	81	鉄筋2階建	361-9754	
8 昭和橋	1	昭和橋小学校	中野新町7-51-1	258	鉄筋3階建	351-4451	
	2	市立工業高等学校	北江町3-13	915	鉄筋4階建	361-3116	
	3	昭和橋コミュニティセンター	玉船町1-1-1	54	鉄筋2階建	653-1887	
	4	緑ヶ丘保育園	松年町2-57	130	木造平屋建	661-0085	※
9 玉川	1	玉川小学校	玉川町2-1	288	鉄筋4階建	653-2595	
	2	昭和橋中学校	八剣町1-9	462	鉄筋4階建	351-5361	
	3	玉川コミュニティセンター	十一番町3-1	60	鉄筋2階建	661-4000	
10 野田	1	野田小学校	野田一丁目545	290	鉄筋4階建	351-6727	
	2	県立中川商業高等学校	野田三丁目280	957	鉄筋3階建	361-7457	
	3	野田コミュニティセンター	上高畑一丁目179-2	61	鉄筋2階建	361-1777	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（14/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
11 荒子	1	荒子小学校	中郷四丁目234	340	鉄筋4階建	352-2358	
	2	一柳中学校	中郷四丁目235	504	鉄筋4階建	352-0151	
	3	荒子コミュニティセンター	中郷二丁目164	60	鉄筋2階建	354-0555	※
	4	打出保育園	打出二丁目26	190	鉄筋2階建	361-1601	※
12 中島	1	中島小学校	中島新町二丁目401	300	鉄筋4階建	361-7343	
	2	高杉中学校	高杉町133	570	鉄筋4階建	352-0281	
13 西中島	1	西中島小学校	西中島二丁目301	346	鉄筋4階建	382-2265	
	2	東起町公民館	東起町4-97	102	鉄筋3階建	—	
	3	和光保育園	東起町1-14-1	62	鉄筋3階建	381-8061	※
14 正色	1	正色小学校	下之一色町権野107	307	鉄筋3階建	301-8040	※
	2	正雲寺保育園	下之一色町西ノ切 49-49	243	鉄筋3階建	303-4450	
15 五反田	1	五反田小学校	一色新町一丁目601	230	鉄筋4階建	301-0061	
	2	一色中学校	一色新町一丁目701	282	鉄筋3階建	301-0730	
	3	五反田コミュニティセンター	下之一色町宮分19	60	鉄筋2階建	303-8651	※
	4	中川学校体育センター	下之一色町字松蔭 1-45-1	894	鉄筋平屋建	362-9899	※
16 戸田	1	戸田小学校	戸田二丁目2114	497	鉄筋3階建	302-2331	
	2	富田地区会館	戸田四丁目2502	150	鉄筋2階建	302-0031	
	3	ゆたか台公民館	戸田ゆたか二丁目 2415	92	鉄筋平屋建	303-3840	
17 春田	1	春田小学校	東春田二丁目243	346	鉄筋4階建	301-0075	
	2	富田中学校	東春田二丁目72	680	鉄筋3階建	301-6171	
18 豊治	1	豊治小学校	かの里一丁目2501	240	鉄筋3階建	302-2031	
	2	供米田中学校	供米田二丁目802	600	鉄筋4階建	301-4881	
	3	市立富田高等学校	富田町榎津上鶴垂111	577	鉄筋4階建	301-1975	
	4	豊治コミュニティセンター	江松三丁目447	61	鉄筋2階建	302-5450	
	5	富永集会所	富永三丁目91	100	鉄筋2階建	304-4558	
	6	江松荘集会所	江松三丁目1101	30	鉄筋平屋建	—	※
19 長須賀	1	長須賀小学校	前田西町一丁目1001	230	鉄筋3階建	301-8318	
	2	長須賀コミュニティセンター	伏屋三丁目204	65	鉄筋平屋建	302-7582	※
20 西前田	1	西前田小学校	前田西町三丁目1001	280	鉄筋3階建	301-3866	
	2	助光中学校	助光三丁目201	589	鉄筋4階建	301-0067	
	3	西前田コミュニティセンター	助光二丁目1403	60	鉄筋2階建	302-8753	※

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（15/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
21 万場	1	万場小学校	万場四丁目1106	330	鉄筋4階建	431-1348	
	2	吉津集会所	吉津二丁目127	70	鉄筋2階建	431-3647	
22 千音寺	1	千音寺小学校	富田町千音寺三ノ坪 4666	229	鉄筋4階建	431-7063	
	2	はとり中学校	服部二丁目1701	541	鉄筋4階建	431-0080	
	3	富田北地域センター	吉津四丁目3201	100	鉄筋2階建	431-9400	
23 赤星	1	赤星小学校	富田町千音寺西五反 田1560	170	鉄筋3階建	431-0300	
	2	赤星コミュニティセンター	富田町千音寺東川岸 塚1483-1	68	鉄筋2階建	485-9621	
24 明正	1	明正小学校	富田町戸田西立切 1-1	302	鉄筋4階建	431-5600	
	2	明正コミュニティセンター	富田町戸田中立切 1-3	49	鉄筋平屋建	431-6990	
計		70		24,449			10

港区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 東築地	1	東築地小学校	東築地町26	437	鉄筋4階建	691-0111	
	2	東築地コミュニティセンター	木場町9-10	40	鉄筋2階建	694-5668	
	3	東築地学区防災センター	木場町9-9	115	鉄筋平屋建	691-0525	
	4	中部電力（株）新名古屋火力 発電所	潮見町34	110	鉄筋4階建	614-7320	
	5	中央卸売市場南部市場	船見町1-39	66	鉄筋3階建	614-4129	
2 西築地	1	西築地小学校	浜一丁目2-33	288	鉄筋3階建	661-2590	
	2	西築地コミュニティセンター	浜二丁目10-31	39	鉄筋2階建	654-2224	
	3	名古屋港湾会館	港町1-11	144	鉄骨12階建	661-4111	
	4	愛知海運（株）	名港二丁目9-31	75	鉄筋4階建	651-3221	
	5	日本製粉（株）名古屋工場	入船一丁目1-34	60	鉄筋4階建	661-1671	
3 港楽	1	港楽小学校	港楽二丁目3-36	250	鉄筋4階建	652-1276	
	2	東港中学校	港楽一丁目7-16	774	鉄筋4階建	652-2305	
	3	港楽コミュニティセンター	港陽一丁目1-65	45	鉄筋5階建	654-5007	
	4	港生涯学習センター	港陽一丁目10-18	358	鉄筋3階建	653-5171	
	5	慶和幼稚園	港栄四丁目4-18	230	鉄筋3階建	661-2597	
	6	邦和スポーツランド	港栄一丁目8-23	284	鉄筋3階建	654-0791	
4 中川	1	中川小学校	辰巳町37-6	360	鉄筋4階建	661-9341	
	2	港明中学校	港明一丁目1-38	683	鉄筋3階建	654-2361	
	3	中川コミュニティセンター	港明一丁目3-13	31	鉄筋2階建	651-4111	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（16/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
5 東海	1	東海小学校	九番町1-1-3	227	鉄筋4階建	653-8141	
	2	東海コミュニティセンター	南十番町1-3	42	鉄筋2階建	653-0294	
6 成章	1	成章小学校	東土古町1-3	266	鉄筋3階建	651-0400	
	2	成章コミュニティセンター	新船町4-1-2	43	鉄筋2階建	654-6262	
	3	愛知県武道館	丸池町1-1-4	2,233	鉄筋3階建	654-8541	
7 大手	1	大手小学校	大手町3-28	312	鉄筋3階建	652-6441	
	2	大手コミュニティセンター	大手町6-24	43	鉄筋平屋建	652-9120	※
	3	上下水道局中川西応急給水センター	いろは町5-16	24	鉄筋2階建	652-2321	
	4	みなと花の湯	品川町1-1-4	210	鉄骨平屋建	655-0222	※
8 港西	1	港西小学校	十一屋三丁目55	373	鉄筋4階建	381-2530	
	2	宝神中学校	宝神一丁目77	440	鉄筋4階建	383-1504	
	3	港西コミュニティセンター	宝神五丁目308	33	鉄筋2階建	382-5321	
	4	上下水道局宝神水処理センター	宝神四丁目2501	100	鉄筋3階建	381-9274	
9 稲永	1	稲永小学校	稲永四丁目6-35	502	鉄筋3階建	381-2577	
	2	港南中学校	稲永一丁目4-39	567	鉄筋3階建	381-9337	
	3	稲永コミュニティセンター	稲永四丁目7-56	40	鉄筋2階建	381-5685	
10 野跡	1	野跡小学校	野跡一丁目4-11	401	鉄筋3階建	382-5422	
	2	野跡コミュニティセンター	野跡四丁目3-13	44	鉄筋平屋建	381-1712	
	3	稲永スポーツセンター	野跡五丁目1-10	1,210	鉄筋2階建	384-0300	
11 小碓	1	小碓小学校	土古町4-59	390	鉄筋4階建	381-0171	
	2	港北中学校	港北町2-1	389	鉄筋4階建	381-0121	
	3	小碓コミュニティセンター	港北町2-34	42	鉄筋2階建	384-0191	※
	4	名古屋競馬場	泰明町1-1	3,511	鉄筋2階建	661-9791	
	5	うぐいす幼稚園	本宮町5-16	260	鉄筋3階建	661-0068	
12 正保	1	正保小学校	正保町5-22	238	鉄筋4階建	653-3121	
	2	正保コミュニティセンター	正保町8-134	40	鉄筋2階建	382-9901	※
	3	港北幼稚園	正徳町5-135	349	鉄筋2階建	381-0259	※
13 明德	1	明德小学校	小碓三丁目259	269	鉄筋4階建	381-4753	
	2	明德コミュニティセンター	小碓四丁目147	40	鉄筋2階建	384-1600	※
	3	小碓幼稚園	小碓三丁目134	511	鉄筋2階建	382-1015	※

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（17/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
14 当 知	1	当知小学校	当知三丁目 2401	343	鉄筋 4 階建	382-5118	
	2	当知中学校	当知一丁目 608	665	鉄筋 4 階建	381-9880	
	3	当知コミュニティセンター	当知一丁目 601-1	40	鉄筋 2 階建	383-7836	※
15 高 木	1	高木小学校	高木町 3-20	375	鉄筋 4 階建	381-1250	
	2	惟信高等学校	惟進町 2-262	2,055	鉄筋 4 階建	382-1355	
	3	高木コミュニティセンター	油屋町 2-15	41	鉄筋 2 階建	384-7474	
	4	惟信町公民館	惟進町 1-24	48	鉄筋 2 階建	—	※
16 神宮寺	1	神宮寺小学校	神宮寺二丁目 501	352	鉄筋 3 階建	382-8291	
	2	神宮寺コミュニティセンター	宝神町字会所裏 724-1	29	鉄筋 2 階建	381-8887	※
	3	多加良浦保育園	多加良浦町 5-3	127	鉄筋 3 階建	381-5718	
17 南 陽	1	南陽小学校	東茶屋二丁目 328	349	鉄筋 4 階建	302-3618	
	2	南陽東中学校	西茶屋一丁目 35-2	676	鉄筋 4 階建	301-2271	
	3	南陽高等学校	大西二丁目 99	537	鉄筋 4 階建	301-1973	
	4	南陽センター	東茶屋二丁目 330	98	鉄筋 2 階建	303-3991	
	5	南陽第一保育園	東茶屋二丁目 305	129	鉄筋 2 階建	301-8849	
	6	藤前会館	藤前一丁目 742	664	鉄筋 3 階建	301-3340	
18 西福田	1	西福田小学校	西福田五丁目 1601	468	鉄筋 3 階建	301-1121	
	2	西福田コミュニティセンター	福屋二丁目 103	42	鉄筋 2 階建	303-7511	
	3	南陽第三保育園	新茶屋五丁目 2004	112	鉄筋 2 階建	301-8903	
	4	茶屋後土地改良区事務所	新茶屋五丁目 2602	120	鉄筋 3 階建	301-7711	
19 福 田	1	福田小学校	七反野一丁目 1207	400	鉄筋 4 階建	301-2600	
	2	福田コミュニティセンター	船頭場四丁目 2	62	鉄筋 2 階建	301-1533	
	3	南陽第二保育園	知多二丁目 2401	153	鉄筋 2 階建	301-7914	
	4	富士文化幼稚園	小賀須一丁目 801	278	鉄筋 2 階建	301-5188	
	5	中日本葬儀社ナゴヤ港斎苑	知多二丁目 201	312	鉄骨 2 階建	309-2000	
20 福 春	1	福春小学校	春田野一丁目 2901	395	鉄筋 3 階建	301-2911	
	2	南陽中学校	春田野三丁目 121	594	鉄筋 3 階建	301-8981	
	3	南陽地区会館	春田野三丁目 101	233	鉄筋 2 階建	301-6670	
計		77		27,235			10

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(18/27)

南 区

学区別	番号	避 難 所	所 在 地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 明 治	1	明治小学校	明治二丁目3-50	260	鉄筋4階建	691-0888	
	2	明治コミュニティセンター	明治二丁目14-1	60	鉄筋2階建	692-4975	
2 伝 馬	1	伝馬小学校	豊二丁目38-9	427	鉄筋3階建	691-2505	
	2	明豊中学校	豊二丁目39-3	570	鉄筋3階建	692-1616	
	3	伝馬コミュニティセンター	豊一丁目37-8	60	鉄筋2階建	692-7977	
3 豊 田	1	豊田小学校	豊田一丁目19-23	355	鉄筋3階建	691-3004	
	2	豊田コミュニティセンター	豊田四丁目9-19	60	鉄筋2階建	692-1008	
4 道 徳	1	道徳小学校	道徳新町5-43	215	鉄筋3階建	691-0830	
	2	大江中学校	道徳新町5-48	417	鉄筋3階建	692-1717	
	3	交流センター道徳	道徳通2-72	70	鉄筋3階建	691-7082	
	4	道徳保育園	観音町6-20	125	鉄筋4階建	692-4001	
5 呼 続	1	呼続小学校	呼続四丁目17-10	250	鉄筋4階建	821-6358	
	2	新郊中学校	呼続四丁目4-8	454	鉄筋4階建	821-8661	
	3	呼続コミュニティセンター	呼続四丁目4-60	66	鉄筋平屋建	822-3233	※
6 大 磯	1	大磯小学校	北内町5-1	560	鉄筋4階建	821-8871	
	2	大磯コミュニティセンター	北内町3-25	50	鉄筋2階建	811-0077	
7 桜	1	桜小学校	桜台二丁目13-38	241	鉄筋3階建	821-1188	
	2	桜田中学校	中江一丁目4-52	450	鉄筋4階建	811-9306	
	3	桜コミュニティセンター	桜台二丁目15-4	60	鉄筋2階建	822-4339	
8 菊 住	1	菊住小学校	駈上一丁目12-37	216	鉄筋4階建	822-4848	
	2	月日教おうかんみち教会本部	平子二丁目7-14	177	鉄骨3階建	821-9275	
	3	菊住コミュニティセンター	駈上一丁目14-13	64	鉄筋平屋建	819-5800	
9 春日野	1	春日野小学校	春日野町9-1	210	鉄筋4階建	822-8139	
	2	桜台高等学校	霞町21	600	鉄筋4階建	821-0186	
	3	春日野コミュニティセンター	霞町77	60	鉄筋2階建	822-8828	
10 笠 寺	1	笠寺小学校	本星崎町字本城765	208	鉄筋4階建	821-5188	
	2	本城中学校	鳥山町3-1	544	鉄筋3階建	822-0120	
	3	名南工業高等学校	阿原町1	550	鉄筋3階建	822-0242	
	4	笠寺学区公民館	本星崎町字宮浦560-1	80	鉄骨3階建	822-1428	
11 星 崎	1	星崎小学校	南野三丁目163	187	鉄筋3階建	611-4494	
	2	星崎学区公民館	星崎一丁目52	60	鉄筋2階建	824-0730	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）（19/27）

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
12 笠 東	1	笠東小学校	芝町113	242	鉄筋3階建	823-0841	
	2	笠東コミュニティセンター	白雲町57	67	鉄筋2階建	824-1344	
13 大 生	1	大生小学校	西又兵エ町3-76	230	鉄筋3階建	611-3795	
	2	名古屋南高等学校	東又兵エ町5-1-11	380	鉄筋4階建	613-0001	
	3	南生涯学習センター	東又兵エ町5-1-10	350	鉄筋2階建	613-1310	
	4	日本ガイシスポーツプラザ	東又兵エ町5-1-16	3,669	鉄筋3階建	614-3111	
	5	大生ふれあいセンター	西又兵エ町4-8-1	70	鉄筋2階建	614-1133	
14 宝	1	宝小学校	中割町2-5	360	鉄筋3階建	611-3777	
	2	宝コミュニティセンター	宝生町2-2	70	鉄筋2階建	612-9893	
15 宝 南	1	宝南小学校	堤起町3-48	346	鉄筋3階建	614-0300	
	2	南光中学校	浜田町4-119	407	鉄筋3階建	611-5308	
	3	宝南コミュニティセンター	元塩町1-20-6	50	鉄筋2階建	614-1955	
16 白 水	1	白水小学校	松下町2-1	332	鉄筋3階建	612-3124	
	2	大同大学大同高等学校	大同町2-21	510	鉄筋4階建	611-0511	
	3	白水コミュニティセンター	鳴尾町字丹後江 3023-3	60	鉄筋2階建	611-3328	
17 千 鳥	1	千鳥小学校	三吉町6-1	350	鉄筋3階建	611-2874	
	2	名南中学校	三吉町5-43	455	鉄筋2階建	611-2641	
	3	千鳥コミュニティセンター	天白町四丁目22	50	鉄筋2階建	611-6520	
	4	特別養護老人ホームはるかぜ	要町4-13	90	鉄筋4階建	612-6600	
18 柴 田	1	柴田小学校	白水町19	401	鉄筋3階建	611-0723	
	2	つどいの館 和光	元柴田東町2-20-2	91	鉄筋3階建	614-8312	
	3	大同大学石井記念体育館 (滝春校舎)	滝春町10-3	182	鉄筋2階建	612-6111	
計		53		16,468			1

守山区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 大 森	1	大森小学校	大森四丁目 401	340	鉄筋3階建	798-0012	
	2	大森中学校	大森一丁目 2601	570	鉄筋4階建	798-2900	
	3	大森コミュニティセンター	大森四丁目 206-1	50	鉄筋2階建	798-6003	
	4	法輪寺	大森三丁目 2101	220	鉄筋2階建	798-0206	
2 大森北	1	大森北小学校	御膳洞 321	420	鉄筋4階建	798-2088	
	2	大森北コミュニティセンター	大森五丁目 319-1	70	鉄筋2階建	798-2777	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(20/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
3 天子田	1	天子田小学校	天子田二丁目 1501	390	鉄筋 4 階建	772-6555	
	2	天子田コミュニティセンター	向台二丁目 1605	60	鉄筋 2 階建	772-2477	
4 森孝西	1	森孝西小学校	森孝一丁目 1108	370	鉄筋 4 階建	774-7681	
	2	森孝中学校	四軒家二丁目 405	480	鉄筋 4 階建	775-5608	
	3	森孝西コミュニティセンター	森孝三丁目 201	70	鉄筋 2 階建	772-4925	
5 本地丘	1	本地丘小学校	本地が丘 908	210	鉄筋 4 階建	772-4791	
	2	本地丘コミュニティセンター	本地が丘 801	70	鉄筋 2 階建	774-4495	
6 森孝東	1	森孝東小学校	森孝東一丁目 442	450	鉄筋 4 階建	774-2872	
	2	森孝東コミュニティセンター	白山四丁目 501-3	50	鉄筋 2 階建	778-0373	
7 小 幡	1	小幡小学校	小幡一丁目 3-4	330	鉄筋 3 階建	793-2269	
	2	守山東中学校	小幡五丁目 7-3	450	鉄筋 3 階建	791-6348	
	3	小幡コミュニティセンター	小幡二丁目 3-7	60	鉄筋 2 階建	794-8240	
8 小幡北	1	小幡北小学校	小幡北 1801	420	鉄筋 4 階建	791-2227	
	2	小幡北コミュニティセンター	緑ヶ丘 867	60	鉄筋 2 階建	792-9866	
	3	名古屋市守山スポーツセンター	竜泉寺二丁目 112	1,035	鉄筋鉄骨 3 建	792-7066	
	4	緑ヶ丘住宅第二集会所	緑ヶ丘 1010	90	鉄筋平屋建	794-2539	
	5	龍泉寺	竜泉寺一丁目 902	30	鉄筋平屋建	793-2617	
	6	翠松園集会所	翠松園一丁目 704	33	鉄骨平屋建	795-6007	
9 苗 代	1	苗代小学校	苗代二丁目 10-6	340	鉄筋 3 階建	793-9171	
	2	苗代コミュニティセンター	小幡南三丁目 12-13	60	鉄筋 2 階建	795-3838	
	3	小幡あさひ幼稚園	小幡南二丁目 5-9	250	鉄筋 3 階建	792-1137	
10 守 山	1	守山小学校	西島町 6-27	270	鉄筋 3 階建	793-6263	
	2	守山中学校	大屋敷 13-63	480	鉄筋 3 階建	791-7141	
	3	守山生涯学習センター	守山三丁目 2-6	250	鉄筋 3 階建	791-7161	
	4	守山会館	西島町 19-14	120	鉄筋 2 階建	793-9877	
11 西 城	1	西城小学校	西城二丁目 14-3	310	鉄筋 4 階建	793-1135	
	2	西城会館	大牧町 12-10	90	鉄筋 2 階建	794-1362	※
12 二 城	1	二城小学校	鳥神町 248	280	鉄筋 4 階建	794-7500	
	2	守山西中学校	新守町 58	420	鉄筋 4 階建	793-6161	
	3	二城会館	新守町 127	100	鉄筋 2 階建	793-0846	※

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(21/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
13 白 沢	1	白沢小学校	白沢町 233	290	鉄筋 4 階建	794-1123	
	2	守山北中学校	松坂町 116-1	590	鉄筋 3 階建	793-9696	
	3	白沢コミュニティセンター	城土町 1	60	鉄筋 2 階建	792-4630	
14 廿軒家	1	廿軒家小学校	更屋敷 16-16	340	鉄筋 4 階建	791-6241	
	2	廿軒家会館	廿軒家 14-56	100	鉄筋 3 階建	794-4213	
	3	アーバンラフレ小幡集会所	小幡太田 1-18	40	鉄筋平屋建	792-7436	
15 鳥羽見	1	鳥羽見小学校	鳥羽見二丁目 17-6	500	鉄筋 3 階建	793-0077	
16 瀬 古	1	瀬古小学校	瀬古東三丁目 1303	540	鉄筋 3 階建	793-7225	
	2	瀬古会館	幸心二丁目 825	100	鉄筋 2 階建	791-7466	※
17 志段味東	1	志段味東小学校	上志段味字道光 306	250	鉄筋 3 階建	736-1115	
	2	志段味東コミュニティセンター	中志段味字宮前 1175-1	60	鉄筋 2 階建	736-4506	
	3	上志段味公民館	上志段味字中屋敷 1465-2	150	鉄骨平屋建	736-2350	
	4	中志段味保育園	中志段味字宮前 1174	100	鉄筋 2 階建	736-0467	
	5	東谷山フルーツパーク	上志段味字東谷 2110	150	鉄筋 2 階建	736-3344	
18 志段味西	1	志段味西小学校	深沢二丁目 177	260	鉄筋 3 階建	736-9715	
19 吉 根	1	吉根小学校	吉根一丁目 1601	362	鉄筋 1 階建	736-8590	
	2	吉根公民館	吉根二丁目 1705	50	鉄筋 2 階建	725-8162	
20 下志段味	1	下志段味小学校	下志段味字島ノ口 1825	356	鉄筋 2 階建	736-9814	
	2	志段味中学校	下志段味字横堤 1402	500	鉄筋 3 階建	736-0237	
	3	志段味地区会館	下志段味字横堤 1390-1	220	鉄筋 2 階建	736-4767	
	4	志段味スポーツランド	下志段味字生下り 2287-1	540	鉄筋 1 階建	736-3766	
	5	志段味西コミュニティセンター	下志段味字長戸 1659	65	鉄筋 2 階建	736-0063	
計		58		14,921			3

緑 区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 鳴 海	1	鳴海小学校	鳴海町字矢切98	555	鉄筋 3 階建	623-0070	
	2	鳴海コミュニティセンター	鳴海町字城22-1	50	鉄筋 2 階建	623-6007	
	3	緑生涯学習センター	鳴海町字本町54	375	鉄筋 3 階建	621-9121	
	4	栄町集会所	鳴海町字上汐田60-1	25	鉄筋 2 階建		

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(22/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
2 相原	1	相原小学校	若田一丁目301	351	鉄筋3階建	621-1321	
	2	鳴海中学校	六田二丁目96	833	鉄筋4階建	621-5371	
	3	相原コミュニティセンター	若田二丁目1102	71	鉄筋2階建	629-3388	
	4	緑スポーツセンター	相原郷一丁目2901	1,000	鉄筋2階建	891-7775	
	5	緑保健所	相原郷一丁目715	75	鉄筋2階建	891-1411	
3 旭出	1	旭出小学校	旭出一丁目101	259	鉄筋3階建	895-2105	
	2	緑高等学校	旭出一丁目1104	900	鉄筋3階建	895-0461	
	3	旭出コミュニティセンター	鹿山一丁目54	50	鉄筋2階建	891-1710	
4 滝ノ水	1	滝ノ水小学校	滝ノ水一丁目1901	480	鉄筋4階建	891-5002	
	2	滝ノ水コミュニティセンター	滝ノ水一丁目1501	50	鉄筋2階建	895-7795	
5 片平	1	片平小学校	鳴海町字片平18	321	鉄筋2階建	891-4552	
	2	千鳥丘中学校	鳴海町字山ノ神108	463	鉄筋2階建	891-8601	
6 浦里	1	浦里小学校	浦里一丁目77	240	鉄筋4階建	892-7610	
	2	浦里コミュニティセンター	浦里一丁目67	50	鉄筋2階建	892-1866	
7 緑	1	緑小学校	鳴海町字前之輪24	340	鉄筋3階建	623-1881	
	2	緑コミュニティセンター	鳴海町字前之輪106	50	鉄筋2階建	623-9600	
8 平子	1	平子小学校	平子が丘236	410	鉄筋2階建	622-1331	
	2	左京山中学校	左京山1407	633	鉄筋3階建	621-2818	
	3	平子コミュニティセンター	曾根二丁目36	50	鉄筋2階建	623-6676	
9 鳴海東部	1	鳴海東部小学校	平手北二丁目901	293	鉄筋4階建	876-0320	
	2	鳴海東部コミュニティセンター	平手南一丁目203	50	鉄筋2階建	876-5014	
10 小坂	1	小坂小学校	小坂一丁目1001-2	600	鉄筋3階建	878-7990	
	2	滝ノ水中学校	滝ノ水三丁目602	630	鉄筋4階建	895-7001	
	3	小坂コミュニティセンター	小坂二丁目2006	60	鉄筋2階建	876-1101	
11 常安	1	常安小学校	乗鞍一丁目2101	415	鉄筋3階建	878-5281	
	2	常安コミュニティセンター	乗鞍三丁目12	46	鉄筋2階建	878-7300	
12 大清水	1	大清水小学校	大清水西901	384	鉄筋4階建	877-5491	
	2	鎌倉台中学校	鎌倉台二丁目402	475	鉄筋3階建	625-0321	
	3	大清水コミュニティセンター	砂田二丁目801	33	鉄筋2階建	878-9278	
13 徳重	1	徳重小学校	徳重二丁目801	318	鉄筋3階建	877-3885	
	2	扇台中学校	徳重一丁目1201	562	鉄筋3階建	876-6201	
	3	徳重コミュニティセンター	徳重二丁目401	49	鉄筋平屋建	878-0006	
	4	徳重地区会館	鳴海町字徳重18-41	275	鉄筋4階建	878-2055	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(23/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
14 神の倉	1	神の倉小学校	神の倉二丁目198	210	鉄筋3階建	876-5453	
	2	神の倉中学校	白土1201	998	鉄筋4階建	878-6007	
	3	天理教愛知大教会	東神の倉二丁目2401	250	鉄筋2階建	876-0478	
15 東丘	1	東丘小学校	鳴海町字有松裏9	390	鉄筋4階建	621-7181	
	2	東陵中学校	鳴海町字細根100-1	528	鉄筋5階建	623-9777	
	3	東丘コミュニティセンター	鳴海町字有松裏200	59	鉄筋14階建	624-2006	
16 太子	1	太子小学校	太子二丁目242	264	鉄筋4階建	623-2775	
	2	太子コミュニティセンター	姥子山三丁目1604	50	鉄筋2階建	625-6363	
17 鳴子	1	鳴子小学校	鳴子町2丁目69	360	鉄筋3階建	892-3201	
	2	鳴子台中学校	鳴子町3丁目40	522	鉄筋3階建	896-7225	
	3	鳴子コミュニティセンター	鳴子町2丁目70	50	鉄筋2階建	892-2840	
18 長根台	1	長根台小学校	古鳴海二丁目161-1	270	鉄筋3階建	891-8801	
	2	長根台コミュニティセンター	鳴海町字池上98-6	50	鉄筋2階建	891-6822	
	3	古鳴海公会堂	鳴海町字上ノ山6	40	木造平屋建	—	
19 戸笠	1	戸笠小学校	相川三丁目60	345	鉄筋4階建	876-2294	
	2	戸笠コミュニティセンター	相川三丁目101	40	鉄筋2階建	877-6720	
20 有松	1	有松小学校	有松2803	349	鉄筋4階建	621-1071	
	2	有松中学校	有松町大字桶狭間字高根39-83	553	鉄筋4階建	623-2727	
	3	有松コミュニティセンター	有松3052	51	鉄筋2階建	799-7077	
21 桶狭間	1	桶狭間小学校	有松町大字桶狭間字巻山30	318	鉄筋3階建	623-3689	
22 南陵	1	南陵小学校	桶狭間森前1348	444	鉄筋4階建	623-6381	
23 大高	1	大高小学校	大高町字南大高畑2	370	鉄筋3階建	623-3151	
	2	大高地域コミュニティセンター	大高町字門田46-1	102	鉄筋2階建	613-7333	
24 大高北	1	大高北小学校	大高町字町屋川1	400	鉄筋4階建	621-6241	
	2	青少年宿泊センター	大高町字蝮池4-6	280	鉄筋4階建	624-4401	
25 大高南	1	大高南小学校	大高町字阿原35	373	鉄筋3階建	622-2770	
	2	大高中学校	森の里一丁目107	698	鉄筋4階建	623-1557	
	3	大高南コミュニティセンター	森の里一丁目94	50	鉄筋2階建	624-1800	
26 黒石	1	黒石小学校	黒沢台二丁目1533	595	鉄筋3階建	876-5131	
	2	黒石コミュニティセンター	鳴海町字神沢11	50	鉄筋平屋建	876-3441	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(24/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
27 桃山	1	桃山小学校	桃山四丁目327	317	鉄筋4階建	876-7811	
	2	神沢中学校	神沢二丁目1201	497	鉄筋2階建	876-0830	
	3	桃山コミュニティセンター	桃山二丁目96	50	鉄筋2階建	877-6722	
28 熊の前	1	熊の前小学校	亀が洞一丁目901	570	鉄筋2階建	878-1600	
	2	神の倉・熊の前コミュニティセンター	藤塚一丁目608-2	50	鉄筋2階建	876-7545	
計		72		22,364			

名東区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 西山	1	西山小学校	西山本通2-35	378	鉄筋3階建	701-5181	
	2	神丘中学校	神丘町1-18	360	鉄筋3階建	701-1268	
	3	西山コミュニティセンター	西山本通2-34	71	鉄筋2階建	701-6440	
	4	上下水道局西山水処理センター	山香町404	100	鉄筋3階建	782-0572	
2 名東	1	名東小学校	亀の井三丁目134	229	鉄筋4階建	702-1166	
	2	名東コミュニティセンター	一社二丁目128	52	鉄筋2階建	704-0061	
	3	西山台幼稚園	亀の井二丁目41	70	鉄筋平屋建	701-5286	
3 高針	1	高針小学校	高針二丁目1103	253	鉄筋3階建	702-2281	
	2	高針コミュニティセンター	高針二丁目1501	55	鉄筋2階建	701-2922	
	3	東勝寺	高針一丁目1212	200	木造平屋建	701-0004	
	4	蓮教寺	高針四丁目865	50	木造平屋建	701-0058	
4 猪高	1	猪高小学校	丁田町32	272	鉄筋4階建	771-5101	
	2	猪高中学校	丁田町33	735	鉄筋3階建	771-0023	
	3	猪高コミュニティセンター	社口二丁目203-2	76	鉄筋2階建	776-6604	
5 藤が丘	1	藤が丘小学校	藤が丘54	414	鉄筋4階建	771-4700	
	2	藤森中学校	小池町66	430	鉄筋4階建	774-2861	
	3	藤が丘コミュニティセンター	明が丘18	56	鉄筋2階建	777-5555	
6 香流	1	香流小学校	香流二丁目1201	355	鉄筋3階建	771-2171	
	2	香流中学校	猪子石原二丁目1301	670	鉄筋3階建	776-8711	
	3	香流コミュニティセンター	山の手三丁目902	73	鉄筋平屋建	771-0074	
	4	香流保育園月心寺	神月町604	300	鉄筋2階建	771-6101	
7 猪子石	1	猪子石小学校	猪子石二丁目1201	331	鉄筋4階建	773-4361	
	2	猪子石コミュニティセンター	猪高町猪子石鯉廻間53	58	鉄筋2階建	775-6886	
	3	猪子石第二保育園	文教台一丁目920	30	鉄筋2階建	771-0337	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(25/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
8 梅森坂	1	梅森坂小学校	梅森坂四丁目201	346	鉄筋4階建	702-1600	
	2	梅森坂コミュニティセンター	梅森坂四丁目101	63	鉄筋2階建	705-4414	
9 蓬来	1	蓬来小学校	よもぎ台一丁目501	316	鉄筋3階建	772-6791	
	2	蓬来コミュニティセンター	つつじが丘301	55	鉄筋平屋建	777-5258	
	3	猪子石第一保育園	つつじが丘201	30	鉄筋2階建	771-7884	
10 本郷	1	本郷小学校	本郷一丁目237	364	鉄筋4階建	774-4125	
	2	本郷コミュニティセンター	本郷一丁目238	58	鉄筋2階建	779-4477	
11 貴船	1	貴船小学校	貴船三丁目2301	349	鉄筋3階建	703-3881	
	2	高針台中学校	勢子坊三丁目801	567	鉄筋3階建	703-5121	
	3	貴船学区集会所	貴船二丁目1901	45	鉄筋2階建	704-7234	
12 極楽	1	極楽小学校	高針台三丁目901	289	鉄筋4階建	703-5571	
	2	名東高等学校	大針一丁目351	400	鉄筋5階建	703-3313	
	3	極楽コミュニティセンター	高針台三丁目801-2	51	鉄筋2階建	704-1530	
	4	名東スポーツセンター	猪高町高針勢子坊 307-12	292	鉄筋3階建	705-4948	
13 上社	1	上社小学校	上社五丁目1002	271	鉄筋4階建	703-5421	
	2	上社中学校	社が丘四丁目301	555	鉄筋3階建	704-2235	
	3	上社コミュニティセンター	上社五丁目1501	63	鉄筋2階建	702-6481	
	4	名東生涯学習センター	社が丘三丁目802	350	鉄筋2階建	703-2622	
14 豊が丘	1	豊が丘小学校	豊が丘1501	238	鉄筋4階建	773-8757	
	2	豊が丘コミュニティセンター	豊が丘2108	50	鉄筋2階建	776-6029	
15 引山	1	引山小学校	引山一丁目1105	310	鉄筋3階建 一部4階建	774-2011	
	2	引山コミュニティセンター	引山三丁目617	75	鉄筋平屋建	778-6440	
16 平和が丘	1	平和が丘小学校	平和が丘一丁目1	315	鉄筋2階建	775-0126	
	2	東邦高等学校	平和が丘三丁目11	626	鉄筋3階建	782-1171	
	3	平和が丘コミュニティセンター	平和が丘五丁目29	59	鉄筋2階建	777-3738	
17 前山	1	前山小学校	牧の里二丁目1501	238	鉄筋3階建	702-1361	
	2	牧の池中学校	梅森坂一丁目2504	708	鉄筋4階建	704-2051	
	3	梅森坂幼稚園	梅森坂三丁目210	100	鉄筋2階建	703-6644	
18 北一社	1	北一社小学校	上管一丁目101	368	鉄筋3階建	776-8801	
	2	千種高等学校	社台二丁目206	400	鉄筋3階建	771-2121	
	3	北一社コミュニティセンター	社台二丁目190-3	56	鉄筋2階建	773-5533	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(26/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
19 牧の原	1	牧の原小学校	牧の原三丁目401	418	鉄筋3階建	702-2100	
	2	牧の原コミュニティセンター	高針原一丁目101-2	71	鉄筋2階建	705-4501	
計		57		14,114			

天白区

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
1 平針南	1	平針南小学校	平針南四丁目402	450	鉄筋3階建	803-3259	
	2	平針南コミュニティセンター	平針南一丁目113	100	鉄筋2階建	807-2511	
2 平針	1	平針小学校	向が丘一丁目620	810	鉄筋3階建	801-5225	
	2	平針中学校	中平四丁目701	410	鉄筋3階建	803-3505	
3 平針北	1	平針北小学校	平針一丁目501	560	鉄筋2階建	805-8801	
	2	平針北コミュニティセンター	平針一丁目1415	100	鉄筋2階建	806-7722	
4 原	1	原小学校	原五丁目601	470	鉄筋4階建	802-8551	
	2	原中学校	原四丁目1902-1	800	鉄筋3階建	806-0860	
	3	原コミュニティセンター	原四丁目1902-3	100	鉄筋2階建	807-8033	
5 植田	1	植田小学校	植田本町一丁目1201	830	鉄筋4階建	801-0151	
	2	植田中学校	植田本町一丁目702	600	鉄筋2階建	801-1171	
	3	植田コミュニティセンター	元植田二丁目301	100	鉄筋2階建	801-3301	
6 植田南	1	植田南小学校	植田三丁目301	560	鉄筋4階建	805-5711	
	2	植田南コミュニティセンター	植田一丁目810	100	鉄筋平屋建	803-2655	
	3	天白スポーツセンター	植田三丁目1502	1,500	鉄骨鉄筋 4階建	806-0551	
7 植田北	1	植田北小学校	焼山二丁目1302	690	鉄筋3階建	806-1601	
	2	植田北コミュニティセンター	鴻の巣一丁目203番地	75	鉄筋2階建	701-9102	
8 植田東	1	植田東小学校	植田東三丁目1003番地 の1	359	鉄筋3階建	808-4501	
9 大坪	1	大坪小学校	大坪二丁目1601	410	鉄筋4階建	833-3231	
	2	大坪コミュニティセンター	大坪二丁目1901-3	100	鉄筋2階建	831-4801	
	3	天白養護学校	植田山二丁目101	430	鉄筋4階建	781-5610	
	4	名城大学（天白校舎）	塩釜ロー一丁目501	1,182	鉄筋4階建	832-1151	
10 八事東	1	八事東小学校	音聞山1801	420	鉄筋3階建	831-8402	
	2	八事東コミュニティセンター	元八事二丁目48-1	77	鉄筋3階建	832-8822	

計画資料 53 避難所施設一覧表（区別）(27/27)

学区別	番号	避難所	所在地	収容人員	施設の規模 (主要施設)	電話番号	備考
11 表山	1	表山小学校	表山二丁目701	410	鉄筋4階建	832-6835	
	2	御幸山中学校	御幸山1001	760	鉄筋2階建	832-9622	
	3	表山コミュニティセンター	八事石坂302-2	71	鉄筋2階建	838-7928	
12 天白	1	天白小学校	池場二丁目1109	380	鉄筋3階建	801-5188	
	2	天白中学校	池場五丁目1014	500	鉄筋2階建	801-5141	
	3	天白コミュニティセンター	島田三丁目912	100	鉄筋2階建	802-0828	
	4	天白生涯学習センター	天白町大字島田字黒石4050	380	鉄筋2階建	802-1161	
13 山根	1	山根小学校	山根町189	410	鉄筋4階建	803-3291	
	2	山根コミュニティセンター	一つ山三丁目24	100	鉄筋2階建	804-4960	
14 しまだ	1	しまだ小学校	御前場町351	460	鉄筋4階建	802-2821	
	2	しまだコミュニティセンター	高島一丁目117-2	100	鉄筋2階建	847-5525	
	3	島田第二保育園	大根町57	450		802-5277	
15 高坂	1	高坂小学校	高坂町89	460	鉄筋4階建	801-6188	
	2	久方中学校	久方三丁目163	470	鉄筋3階建	803-2016	
	3	高坂コミュニティセンター	高坂町93	100	鉄筋2階建	804-5586	
16 相生	1	相生小学校	境根町36	350	鉄筋4階建	803-3501	
	2	相生コミュニティセンター	久方一丁目148	100	鉄筋2階建	803-2707	
17 野並	1	野並小学校	野並一丁目60	340	鉄筋4階建	896-1310	
	2	南天白中学校	笹原町101	590	鉄筋4階建	895-1521	
	3	野並コミュニティセンター	野並二丁目391	59	鉄筋2階建	895-5105	
	4	若宮商業高等学校	古川町76	990	鉄筋2階建	891-2176	
	5	県営野並住宅集会所	福池一丁目139	100	コンクリートブロック造平屋建	—	※
計		46		18,913			1

(注) 「備考」※は洪水の際に浸水が想定される避難所

【風水害等災害対策編 第2章 第9節 避難体制の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第10節 避難】

【地震災害対策編 第2章 第10節 避難体制の整備】

【地震災害対策編 第3章 第13節 避難】

計画資料 53-2 福祉避難所施設一覧表(1/2)

平成24年4月1日現在

区別	学区別	福祉避難所	所在地	収容人員	電話番号	備考
千種	富士見台	なごやかハウス希望ヶ丘	希望ヶ丘二丁目3番9号	28	752-1552	
	高見	サポートセンターbeing 若水	若水三丁目21番22号	10	721-1300	
東	東桜	名古屋市高岳福祉会館	泉二丁目28番5号	62	931-8174	
	明倫	なごやかハウス出来町	出来町三丁目16番11号	17	711-8122	
	山吹	山吹ワーキングセンター	白壁一丁目41番地	139	961-5677	
北	飯田	名古屋市上飯田福祉会館	上飯田南町1丁目45番地の4	23	914-0831	
西	城西	名古屋市天神山福祉会館	花の木三丁目18番12号	39	531-0023	
	栄生	なごやかハウス名西	名西一丁目24番8号	13	521-9771	
	庄内	よつ葉の家	新福寺町二丁目6番地の2	17	529-5400	
	平田	平田豊生苑	平出町87番地	21	505-7201	
	中小田井	サンホープ名古屋	中小田井五丁目35番地	47	504-2020	
中村	中村	名古屋市名楽福祉会館	名楽町4丁目7番地の18	39	481-8588	
中	大須	名古屋市前津福祉会館	大須四丁目15番15号	26	262-1869	
昭和	吹上	てしがわらデイサービスセンター	阿由知通1丁目3-4	60	741-0101	
		サポートセンターbeing 吹上	吹上町1丁目35番地の7	10	741-1419	
	伊勝	なごやかハウス福原	福原町1丁目40番地	19	781-7703	
	滝川	名古屋市八事福祉会館	八事本町100番地の14	22	832-2779	
	八事	南山の郷	南山町5番地	58	831-3451	
	御器所	サマリアハウス	恵方町2丁目15番地	94	841-5554	
	松栄	桜山いこいの家	下構町1丁目3番地	10	853-3979	
瑞穂	高田	堀田デイサービスセンター	堀田通5丁目6-1	13	889-7271	
	豊岡	名古屋市瑞穂福祉会館	萩山町1丁目22番地	58	841-3113	
	陽明	なごやかハウス岳見	岳見町3丁目4番地の1	14	837-4917	
	穂波	サポートセンターbeing 瑞穂	神穂町7番35号	10	824-9115	
	瑞穂	大喜デイサービスセンター	瑞穂区大喜町四丁目15番地の3	23	859-2620	
熱田	白鳥	名古屋市熱田福祉会館	旗屋二丁目9番20号	26	671-2631	
		サポートセンターbeing あつた	神宮四丁目4番5号	10	671-6212	
		あつたいこいの家	神宮四丁目4番5号	10	671-6219	
		グレイスフル熱田	花表町1番26号	58	855-2211	

計画資料 53-2 福祉避難所施設一覧表(2/2)

中 川	八 幡	名古屋市中川福祉会館	八幡本通2丁目40番地	103	351-9121	
	常 盤	サポートセンターbeing小本	小本一丁目20番37号	37	361-9881	
	正 色	共愛の里	下之一色町権野108番地の4	21	302-8011	
第2共愛の里		下之一色町権野108番地の6	47	302-8029		
港	成 章	なごやかハウス丸池	丸池町1丁目3番地	20	659-7730	
	野 跡	なごやかハウス野跡	野跡五丁目2番3号	14	384-7483	
	小 碓	名古屋市港福祉会館	寛政町7丁目28番地	14	382-7009	
	西福田	デイサービスセンター南陽	新茶屋1丁目1701番地	66	303-0152	
	港 西	港ワークキャンパス	十一屋一丁目70番地の4	386	382-1551	
南	明 治	なごやかハウス三条	三条二丁目16番42号	36	692-7781	
	笠 東	名古屋市笠寺福祉会館	白雲町57番地	28	811-1282	
	道 徳	ゆたか作業所	泉楽通4丁目5番3	19	692-3531	
守 山	小 幡	名古屋市守山福祉会館	小幡一丁目3番15号	27	793-6330	
	大 森	大森授産所	元郷一丁目912番地	32	799-0020	
	白 沢	第二尾張荘	川東山3321	105	794-1611	
	吉 根	ユートピア第2つくも	鼓が丘一丁目115	60	739-1677	
	鳥羽見	守牧苑	守牧町128番5	242	795-5400	
緑	相 原	名古屋市緑福祉会館	相原郷二丁目701番地	21	624-3131	
	小 坂	なごやかハウス滝ノ水	滝ノ水三丁目2103番地	19	895-7671	
名 東	名 東	名古屋市名東福祉会館	亀の井二丁目201番地	22	703-9282	
天 白	野 並	野並デイサービスセンター	福池二丁目340番地	10	896-3434	
	天 白	ほっとはむ3・4	池場3丁目408番地	22	808-3613	

(注) 「備考」※は洪水の際に浸水が想定される避難所

【風水害等災害対策編 第3章 第14節 災害時要援護者対策】

【地震災害対策編 第3章 第17節 災害時要援護者対策】

計画資料 54 広域避難場所一覧(1/4)

区別	番号	名称	所在地	面積 (m ²)	標識数	
					標	案
千種区	1	平和公園	千種区平和公園一丁目 " 平和公園二丁目 " 平和公園三丁目 " 田代町字鹿子殿 名東区平和が丘一丁目 " 平和が丘二丁目	975,700	3	2
	2	東山公園	千種区田代町字瓶杵 " 天白町大字植田字植田山 名東区にじが丘 " 植園町 天白区天白町八事	629,500	1	0
	3	千種公園一帯	千種区若水一丁目 " 若水二丁目 " 北千種一丁目 " 北千種二丁目 " 北千種三丁目	403,000	2	1
	4	茶屋ヶ坂公園	千種区鍋屋上野町 " 揚羽町	97,000	1	1
計				2,105,200	7	4
東区	5	ナゴヤドーム・愛知教育大学附属小・中学校一帯	東区大幸南一丁目 " 大幸南二丁目	230,000	1	0
	6	建中寺周辺	東区筒井一丁目 " 徳川一丁目	148,000	1	1
	7	木ヶ崎公園	東区矢田町	25,200	1	1
	8	徳川園	東区徳川町	45,000	1	1
計				448,200	4	3
北区	9	矢田川橋緑地	北区矢田町 " 山田北町 東区矢田町 守山区守山 " 鳥羽見一丁目 " 市場	134,200	1	0
	10	水分橋緑地	北区成願寺町 " 安井町 " 辻町 " 米が瀬町	559,000	2	0
	11	天神橋緑地	北区上飯田東町、辻町 " 上飯田北町 " 山田北町 守山区瀬古	146,500	2	0
	12	名城公園一帯	北区名城一丁目 中区本丸 " 二の丸 " 三の丸一丁目、二丁目、三丁目 " " 四丁目	1,189,000	2	2
	13	志賀公園	北区平手町二丁目	52,500	1	1
	14	楠公園	北区若鶴町	48,500	1	1
計				2,129,700	9	4
西区	15	洗堰緑地	西区山田町大野木 " 山田町上小田井 " 山田町比良 " 稲生町 北区楠町味鏡 " 楠町喜惣治新田 " 楠町如意 " 楠町福德町 " 楠町中切町	876,000	2	0
	16	庄内緑地一帯	西区山田町上小田井 " " 中小田井 中村区日比津町	1,291,500	1	0
計				2,167,500	3	0

計画資料 54 広域避難場所一覧(2/4)

区 別	番 号	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)	標識数	
					標	案
中 村 区	17	中 村 公 園	中村区中村町 " 東宿町	99,700	2	2
	18	稲 葉 地 公 園	中村区稲葉地町 " 稲葉地本通	33,600	1	2
	19	万 場 大 橋 緑 地	中村区岩塚町 " 横井町 中川区万場一丁目、三丁目、四丁目 " 富田町長須賀 " 伏屋二丁目、伏屋三丁目 " 前田西町一丁目	522,000	2	0
	20	大 正 橋 緑 地	中村区稲葉地町 " 岩塚町 中川区大地	199,000	1	0
計				854,300	6	4
中 区	21	若 宮 大 通	中区 千種区吹上二丁目	353,000	0	1
	22	久 屋 大 通 公 園	中区丸の内三丁目 " 錦三丁目 " 栄三丁目 " 大須四丁目	194,000	1	2
	23	白 川 公 園	中区栄二丁目	89,300	1	2
	24	金 山 総 合 駅 周 辺	中区金山一丁目	34,400	1	0
計				670,700	3	5
昭 和 区	25	吹 上 公 園	昭和区御器所町	47,900	1	2
	26	興 正 寺 公 園	昭和区八事本町	52,100	1	2
	27	鶴 舞 公 園	昭和区鶴舞一丁目 " 山脇町	237,100	2	3
計				337,100	4	7
瑞 穂 区	28	瑞 穂 公 園	瑞穂区萩山町 " 師長町 " 山下通 " 豊岡通 " 田辺通	207,000	2	2
	29	公立大学法人名古屋市立大学薬学部	瑞穂区田辺通	71,600	1	0
	30	名古屋大谷・瑞陵・名経大 高蔵高校一帯	瑞穂区高田町 " 北原町	119,000	1	0
計				397,600	4	2
熱 田 区	31	熱 田 神 宮	熱田区神宮一丁目	190,000	2	0
	32	熱 田 高 校	熱田区千年一丁目	38,300	2	0
	33	熱 田 神 宮 公 園	熱田区旗屋一丁目	69,000	1	0
	34	神 宮 東 公 園	熱田区六野二丁目 " 三本松町	87,000	1	1
	35	白鳥公園・名古屋国際会議場	熱田区熱田西町	193,000	1	1
計				577,300	7	2
中 川 区	36	松 葉 公 園	中川区太平通	31,900	2	2
	37	露 橋 公 園 周 辺	中川区露橋二丁目	72,800	2	1
	38	市 立 工 業 高 校	中川区北江町	52,800	1	0

計画資料 54 広域避難場所一覧(3/4)

区別	番号	名称	所在地	面積 (㎡)	標識数	
					標	案
中川区	39	荒子公園	中川区荒子二丁目	32,400	1	2
	40	富田公園	中川区富田町服部 " 富田町春田	52,800	1	1
計				242,700	7	6
港区	41	土古公園・名古屋競馬場	港区東土古町 " 泰明町	221,000	3	3
	42	港北公園	港区港明一丁目 " 港楽一丁目	15,200	1	0
	43	稲永公園	港区野跡四丁目 " 野跡五丁目	342,900	2	2
	44	善南公園	港区善南町	25,000	1	2
	45	小碓中央公園	港区小碓四丁目	13,700	1	2
	46	稲永東公園	港区稲永三丁目	112,400	1	3
	47	宝神中央公園	港区宝神五丁目	20,800	1	0
	48	当知中央公園	港区当知一丁目	19,500	1	2
	49	日光川公園	港区藤前五丁目	106,000	1	1
	50	新茶屋川公園	港区新茶屋三丁目	41,000	1	1
	51	戸田川緑地	港区春田野一丁目、西福田一丁目 " 春田野二丁目、中川区富永一丁目	99,000	1	1
区	52	荒子川公園	港区遠若町 " 寛政町 " 品川町 " 十一屋一丁目 " 善進本町	170,000	1	1
	53	国際展示場	港区金城ふ頭二丁目	291,000	1	1
	54	南郊公園	港区七番町一丁目 " 九番町一丁目 熱田区三番町 " 五番町	31,400	1	1
計				1,508,900	17	20
南区	55	呼続公園	南区呼続四丁目	85,300	2	2
	56	笠寺公園	南区見晴町 " 白雲町 " 弥生町	35,200	2	2
	57	名南工業高校	南区阿原町	47,500	1	0
	58	白水公園一帯	南区白水町	27,300	1	2
	59	宝生公園	南区宝生町	16,100	1	2
	60	忠道公園	南区忠道一丁目	25,300	1	2
	区	61	日本ガイシスポーツプラザ一帯	南区東又兵ヱ町 " 浜中町	114,000	1
62		大江川緑地一帯	南区元塩町 " 宝生町 " 神松町	149,000	1	1
計				499,700	10	12

計画資料 54 広域避難場所一覧(4/4)

区別	番号	名称	所在地	面積 (㎡)	標識数	
					標	案
守山区	63	小幡緑地(西園)	守山区牛牧	142,000	2	0
	64	小幡緑地(本園)	守山区牛牧 " 小幡 " 川	422,000	1	0
	65	千代田橋緑地	守山区更屋敷 " 八反 " 小六町 千種区千代田橋一丁目 東区砂田橋二丁目 " 砂田橋三丁目 " 砂田橋四丁目	174,300	1	0
	66	大森中央公園・小原橋緑地一帯	守山区元郷一丁目 " 小幡 " 大森 名東区猪高町猪子石原 千種区竹越一丁目 " 香流橋一丁目 " 東千種台	440,000	1	1
	67	松川橋緑地	守山区幸心	59,000	1	1
	68	志段味スポーツランド	守山区下志段味	80,000	1	1
計				1,317,300	7	3
緑区	69	鳴子中央公園	緑区鳴子町	14,200	2	1
	70	大高緑地	緑区大高町 " 鳴海町	890,000	2	0
	71	みどりが丘公園	緑区鳴海町笹塚	185,000	1	1
	72	新海池公園	緑区鹿山一丁目	131,000	1	1
	73	滝の水公園	緑区篠の風三丁目	41,000	1	1
計				1,261,200	7	4
名東区	74	牧野ヶ池緑地	名東区猪高町 天白区天白町	1,071,000	2	1
	75	明德公園	名東区猪高町猪子石、藤森	118,000	1	1
	76	猪高緑地	名東区猪高町上社、一社、高針	365,000	1	1
計				1,554,000	4	3
天白区	77	天白川緑地	天白区天白町 瑞穂区弥富町 南区大堀町 " 中江二丁目	119,200	2	0
	78	荒池緑地	天白区天白町平針	61,000	1	1
	79	天白公園	天白区天白町島田、平針	188,000	1	1
計				368,200	4	2
合計				16,477,800		

※ (標) は標識柱 (案) は案内板

【地震災害対策編 第2章 第10節 避難体制の整備】
【地震災害対策編 第3章 第13節 避難】

計画資料 55 一時避難場所一覧(1/3)

区 別	番号	名 称	所 在 地	備 考
千種区	1	城山八幡緑地保全地区	千種区城山町2丁目	城山八幡宮
東 区	1	大 幸 第 二 公 園	東区砂田橋三丁目	
北 区	1	大 我 麻 公 園	北区大我麻町	
西 区	1	五 町 公 園	西区五才美町	
	2	押 切 公 園	西区天神山町、浄心二丁目	
	3	新 福 寺 公 園	西区新福寺町2丁目	
	4	中 小 田 井 公 園	西区中小田井二丁目	
	5	枇 杷 島 公 園	西区枇杷島一丁目	
	6	西 原 公 園	西区西原町	
	7	見 寄 公 園	西区見寄町	
中村区	1	日 比 津 公 園	中村区日比津町1丁目	
	2	押 木 田 公 園	中村区押木田町1丁目	
	3	六 反 公 園	中村区名駅南四丁目	
中 区	1	葉 場 公 園	中区平和一丁目	
昭和区	1	隼 人 池 公 園	昭和区隼人町	
	2	川 原 緑 地 保 全 地 区	昭和区川原本町4丁目	川原神社
瑞穂区	1	弥 富 公 園	瑞穂区弥富ヶ丘町3丁目	
熱田区	1	高 蔵 公 園	熱田区高蔵町	県営都市公園を含む。
	2	大 瀬 子 公 園	熱田区大瀬子町、木之免町	
中川区	1	丸 池 公 園	中川区中花町	
	2	八 家 公 園	中川区八家町2丁目	
	3	中 島 中 央 公 園	中川区中島新町二丁目	
	4	野 田 公 園	中川区土野町	
	5	高 畑 公 園	中川区高畑四丁目	
	6	昭 和 橋 公 園	中川区十一番町3丁目、熱田新田東組	
	7	荒 越 公 園	中川区荒越町3丁目	
港 区	1	藤 前 公 園	港区藤前三丁目	
	2	秋 葉 公 園	港区秋葉一丁目	
	3	福 田 公 園	港区八百島二丁目	
	4	十 一 屋 川 緑 地	港区十一屋一丁目、十一屋二丁目	
	5	惟 新 第 一 公 園	港区多加良浦町4丁目	

計画資料 55 一時避難場所一覧(2/3)

区 別	番号	名 称	所 在 地	備 考
港 区	6	港 陽 公 園	港区港陽二丁目	
	7	正 徳 公 園	港区正徳町1丁目	
			中川区正徳町1丁目	
	8	い ろ は 公 園	港区いろは町2丁目	
9	中 之 島 川 緑 地	港区大手町6丁目、熱田前新田字中川西		
南 区	1	道 徳 公 園	南区道德新町5丁目	
	2	千 鳥 公 園	南区天白町4丁目	
	3	水 袋 公 園	南区神松町3丁目	
守 山 区	1	川 田 公 園	守山区川宮町	
	2	山 下 公 園	守山区村合町	
	3	雨 池 公 園 ・ 壇 ノ 浦 公 園	守山区大森	
	4	城 土 公 園	守山区城土町	
	5	大 森 緑 地 保 全 地 区	守山区大字大森字弁天洞	大森寺、八劔社
緑 区	1	上 朝 日 出 公 園	緑区旭出三丁目	
	2	浦 里 公 園	緑区浦里一丁目	
	3	螺 貝 公 園	緑区相川三丁目	
	4	六 田 公 園	緑区六田二丁目	
	5	大 高 城 跡 公 園	緑区大高町城山、大高町向山	
	6	鷺 津 砦 公 園	緑区大高町鷺津山	
	7	滝 ノ 水 中 央 公 園	緑区滝ノ水四丁目	
	8	滝 ノ 水 緑 地	緑区滝ノ水二丁目	
	9	千 句 塚 公 園	緑区鳴海町三王山	
	10	姥 子 山 中 央 公 園	緑区鎌倉台二丁目	
	11	乗 鞍 公 園	緑区乗鞍三丁目	
	12	要 池 公 園	緑区乗鞍二丁目	
	13	通 曲 公 園	緑区徳重二丁目	
	14	平 手 北 公 園	緑区平手北一丁目	
	15	諸 の 木 北 公 園	緑区諸の木一丁目	
	16	桶 狭 間 緑 地 保 全 地 区	桶狭間神明	神明社
	17	火 上 山 緑 地 保 全 地 区	緑区大高町火上山・大高町常世島	氷上姉子神社
	18	米 塚 緑 地 保 全 地 区	緑区鳴海町字米塚	天満社

計画資料 55 一時避難場所一覧(3/3)

区 別	番号	名 称	所 在 地	備 考
緑 区	19	成海神社緑地保全地区	緑区鳴海町乙子山	成海神社
	20	諏訪山諏訪社緑地保全地区	緑区鳴海町諏訪山	諏訪社
	21	熊野緑地保全地区	緑区鳴海町神ノ倉・鳴海町熊ノ前	熊野社
名東区	1	明が丘公園	名東区明が丘	
	2	廻間公園	名東区上管二丁目	
	3	本郷公園	名東区本郷一丁目	
	4	神丘公園	名東区神丘町3丁目	
	5	植園公園	名東区植園町3丁目	
	6	西山中公園	名東区西山本通2丁目	
	7	一社公園	名東区亀の井三丁目	
	8	西一社中央公園	名東区一社二丁目	
	9	貴船公園	名東区貴船二丁目	
	10	大針中央公園	名東区大針二丁目	
	11	上社公園	名東区上社五丁目	
天白区	1	天白溪下池公園	天白区天白町八事	
	2	植田中央公園	天白区天白町植田本町一丁目	
	3	稲葉山公園	天白区天白町植田一丁目	
	4	島田緑地	天白区高島二丁目	
	5	戸笠公園	天白区久方三丁目 緑区鳴海町螺貝	
	6	島田公園	天白区池場一丁目	
	7	細口池公園	天白区天白町平針	
	8	相生山緑地	天白区天白町野並	
	9	御幸山緑地保全地区	天白区御幸山	八事神社、塩釜神社
計	84か所			

【地震災害対策編 第2章 第10節 避難体制の整備】
 【地震災害対策編 第3章 第13節 避難】

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(1/20)

総括部

担当局 (消防局) 部長 (消防長) 副部長 (総務部長、防災部長、予防部長、消防部長、救急部長、消防学校長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総括班 (防災室) (情報指令課(情報指令課長及び消防長が指名した者に限る。))	1 災对本部等及び名古屋市災害対策本部現地本部の運営に関する事 こと。 2 防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関する事 こと。 3 災对本部等の各部及び区本部との連絡調整に関する事 こと。 4 名古屋市防災会議との連絡に関する事 こと。 5 県その他の防災関係機関との連絡調整に関する事 こと。 6 気象警報等の収集及び伝達に関する事 こと。 7 避難の勧告又は指示に関する事 こと。 8 避難状況の把握に関する事 こと。 9 防災行政無線の運用及び統制に関する事 こと。 10 サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関する事 こと。 11 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関する事 こと。 12 各種協定(総括部が所管するものに限る。)に基づく応援要請に 関すること。 13 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供及び住民広報 に関する事 こと。 14 地震防災対策を実施すべき事業所等に対する指示、要請又は勧告 に関する事 こと。
消防班 (消防課)	1 消防本部室の運営に関する事 こと。 2 消防部隊の運用及び統制の助言に関する事 こと。 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 こと。 4 現場活動の状況の調査及び記録並びに資料の作成に関する事 こと。 5 資機材の確保及び管理に関する事 こと。 6 り災証明(火災によるものに限る。)に関する事 こと。
総務班 (総務課) (職員課) (施設課)	1 港防災センターとの連絡に関する事 こと。 2 部に属する総合的活動状況のとりまとめ及び報告に関する事 こと。 3 部内計画の総合調整に関する事 こと。 4 職員の厚生及び公務災害に関する事 こと。 5 資機材及び物資の調達に関する事 こと。 6 庁舎等施設の保守に関する事 こと。 7 消防装備の運用指導及び応急整備に関する事 こと。 8 人員及び資機材等の輸送に関する事 こと。 9 部内他班への応援の調整に関する事 こと。 10 他都市から応援部隊の対応に関する事 こと。 11 部内他班に属しないこと。
指令センター班 (防災部主幹) (情報指令課(総括班に 属する者を除く。))	1 消防部隊の運用及び統制並びにその記録に関する事 こと。 2 非常災害に関する情報の収集及び提供に関する事 こと。 3 消防防災通信の運用及び統制に関する事 こと。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(2/20)

班 (担当課)	分 担 任 務
予 防 班 (予 防 課) (指 導 課)	1 火災予防及び消防広報に関すること。 2 災害情報の調査及び記録並びに資料の作成に関すること。 3 総括部及び消防隊の活動状況の調査及び記録並びに資料の作成に関すること。 4 防火対象物の状況調査及び記録並びに資料の作成に関すること。 5 消防隊情報連絡員に関すること。 6 地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。
特 別 消 防 班 (特 別 消 防 隊)	1 非常災害活動に関すること。 2 特定災害活動方針の策定に関すること。 3 所管の施設等の管理に関すること。
航 空 班 (消 防 航 空 隊)	1 非常災害活動に関すること。 2 航空機による情報収集、広報及び輸送に関すること。 3 市長及び副市長の緊急登庁に関すること。 4 所管の施設等の管理に関すること。
救 急 班 (救 急 課) (救急救命士養成所)	1 救急病院の収容体制等の把握に関すること。 2 応急的な救護所の設置に関すること。 3 救急活動の状況の掌握に関すること。 4 消防本部室の運営支援に関すること。
学 校 班 (消 防 学 校) (消 防 研 究 室)	1 非常災害現場への出動その他の特別任務に関すること。 2 所管の施設等の管理に関すること。
消 防 隊 (各 消 防 署)	総務班（総務課・予防課） 1 消防隊本部室の運営に関すること。 2 消防隊に属する職員の配備状況の取りまとめ及び報告に関すること。 3 職員の厚生及び公務災害に関すること。 4 資機材及び物資の調達に関すること。 5 所管の施設等の管理に関すること。 6 気象情報の収集及び記録に関すること。 7 気象警報、警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に関すること。 8 火災予防及び消防広報の実施に関すること。 9 災害状況の調査及び記録並びに資料の作成に関すること。 10 消防隊の活動状況の記録及び資料の作成に関すること。 11 防火対象物の状況調査及び記録並びに資料の作成に関すること。 12 消防隊情報連絡員との連絡に関すること。 13 他都市からの応援部隊の対応に関すること。 14 地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 15 区本部及び関係隊との連携に関すること。 16 隊内他班に属しないこと。 部隊班（消防第一（二）課） 1 消防部隊の活動方針の策定に関すること。 2 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 3 非常災害活動に関すること。 4 消防部隊の掌握に関すること。 5 消防防災通信の運用に関すること。 6 消防通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること。 7 消防装備の管理に関すること。 8 人員及び資機材等の輸送に関すること。 9 救急病院等の収容体制の把握に関すること。 10 消防団の運用に関すること。 11 り災証明（火災によるものに限る。）に関すること。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (3/20)

庶務部

担当局	(総務局、市長室、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局 市会事務局)	
部長		(総務局長)
副部長		(副局長、企画調整監、参事、企画部長、担当部長、総合調整部長、行政改革推進部長、職員部長、市長室長、市長室次長、監査事務局長、人事委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、市会事務局長)
班 (担当課)	分 担 任 務	
総 括 班 (総 務 局 総 務 課)	1 本部室との連絡に関すること。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること。 3 部内各班との連絡及び情報の伝達に関すること。 4 市庁舎の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。 5 電源及び通信手段の確保に関すること。 6 部内分担任務に係る他班への指示に関すること。 7 その他部内他班に属さないこと。	
秘 書 班 (秘 書 課) (国 際 交 流 課)	1 総括班との連絡に関すること。 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3 国及び他の地方公共団体等からの災害視察者、見舞者の接遇に関する こと。 4 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。 5 外国人の支援に関すること。 6 外国からの救援物資の受入れに関すること。	
広 報 班 (広 報 課)	1 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 2 被害写真、記録映画等の制作に関すること。 3 放送、出版による広報に関すること。	
総 務 班 (行 政 改 革 推 進 室) (法 制 課) (大 学 調 整 室)	1 総括班との連絡に関すること。 2 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 3 部内職員の参集状況の把握に関すること。 4 部内遊動隊要員の把握に関すること。	
資 料 班 (企 画 課) (大 都 市 ・ 広 域 行 政 推 進 室) (統 計 課) (総 合 調 整 室) (男 女 平 等 参 画 推 進 室) (職 員 共 済 組 合)	1 市関係施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 各区の被害報告の取りまとめに関すること。 3 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。	
職 員 班 (人 事 課) (監 察 室) (給 与 課) (安 全 衛 生 課)	1 職員の配備状況の取りまとめに関すること。 2 各部の遊動隊要員の把握に関すること。 3 遊動隊要員の動員及び就業計画に関すること。 4 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。 5 職員食堂による給食に関すること。	
情 報 シ ス テ ム 班 (情 報 課 推 進 課)	1 災害対策本部における情報通信ネットワークの状況把握に関する こと。 2 庁内イントラ等所管電算システム及びネットワークの保全に関する こと。	
市 政 資 料 館 班 (市 政 資 料 館)	1 来訪者等の安全確保に関すること。 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること。	

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (4/20)

班 (担当課)	分 担 任 務
遊 動 班 (地域委員会制度準備担当部)	1 部内他班及び他部の応援に関する事。 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。
遊 動 班 (監 査 事 務 局) (監 査 第 一 課) (監 査 第 二 課) (工 事 監 査 室)	1 部内他班及び他部の応援に関する事。 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。
学 生 ボ ラ ン テ ィ ア 班 (人 事 委 員 会) (事 務 局) (審 査 課) (任 用 課)	1 学生ボランティアへの情報提供等に関する事。 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。 3 部内他班及び他部の応援に関する事。
遊 動 班 (選 挙 管 理 委 員 会) (事 務 局)	1 部内他班及び他部の応援に関する事。 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。
議 会 連 絡 班 (市 会 事 務 局) (総 務 課) (議 事 課) (調 査 課)	1 市議員との連絡に関する事。 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (5/20)

経理部

担当局 (会計室、財政局)	
部長 (財政局長)	
副部长 (会計管理者、契約監理監、税務監、会計室次長、財政部長、契約部長、税務部長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (財政課) (資金課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部室及び他部との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 災害予算及び資金に関する事。 5 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関等との連絡に関する事。 6 部内他班に属さない事。
出納班 (出納課) (審査課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の収支に関する事。 2 義援金の受付、受領及び保管に関する事。
管財班 (管財課) (アセットマネジメント推進室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公有財産の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 所管公有財産(普通財産)の緊急使用に関する事。
調達班 (契約監理課) (工事契約課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関する事。 2 車両の借上げ及び配車計画に関する事。
税務班 (税制課) (市民税課) (固定資産税課) (収納対策課) (債権回収室) (収納管理・特別徴収事務センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害時におけるり災証明発行のための家屋被害調査の総合調整に関する事。 2 災害に伴う市税減免等の企画、指導に関する事。
市税事務所班 (各市税事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部への応援にかかる連絡調整に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (6/20)

市民経済部

担当局 (市民経済局) 部長 (市民経済局長) 副部長 (副局長、地域振興部長、文化観光部長、人権施策推進室長、産業部長、市民生活部長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (企画経理課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 部内他班に属さない事。
各区情報班 (区政課) (住民課)	1 区の情報収集に関する事。 2 所管施設の情報収集に関する事。
ボランティア班 (地域振興課) (地域安全推進課) (市民活動推進センター)	1 一般ボランティアの受入れ、支援に関する事。
文化観光施設班 (文化振興室) (観光推進室) (名古屋城総合事務所)	1 利用者及び入場者の安全確保 2 所管公社・施設との連絡調整に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。 4 所管施設の防災に関する事。
施設班 (人権施策推進室) (西文化センター) (中文化センター)	1 利用者及び入場者の安全確保に関する事。 2 所管施設の防災に関する事。
調査班 (産業経済課) (地域商業課) (産業交流課) (労働企画室) (中小企業振興センター)	1 産業の被害状況の調査及び取りまとめに関する事。 2 商店街、小売市場その他商工業等の被害状況の調査に関する事。 3 被災中小企業に対する金融措置並びに経営の指導及び相談に関する事。 4 部内他班の応援に関する事。 5 所管施設の防災に関する事。
復旧指導班 (工業研究所)	1 被災工場の機械その他の施設の応急復旧に関する指導及び相談に関する事。 2 所管施設の防災に関する事。
市民生活班 (消費流通課) (計量検査所)	1 災害対策本部物資班の運営に関する事。 2 災害対策本部物資班における調達物資(生活必需品)の確保、配付及び物資集配拠点の運営に関する事。 3 生活関連物資等の価格安定に関する事並びに市場班に係る広報資料の取りまとめに関する事。
相談班 (広聴課) (市政情報課)	1 総合被災相談に関する事。
市場班 (本場) (北部市場) (南部市場)	1 青果物、鮮魚、塩干物、漬物、鶏卵、食肉その他生鮮食料品の緊急集荷及び分荷に関する事。 2 班の所管に関する品目の価格安定に関する広報資料の収集及び作成に関する事。 3 所管施設の防災に関する事。
消費生活相談班 (消費生活センター)	1 災害に乗じた事業者の不適正な取引行為の防止に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (7/20)

環境部

担当局 (環境局) 部長 (環境局長) 副部長 (副局長、環境企画部長、ごみ減量部長、地域環境対策部長、事業部長、施設部長、参事)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (職員課) (環境企画課) (環境推進課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事。 2 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 3 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 4 他都市からの応援要請・受入れに関する事。 5 部内他班に属さない事。
地域環境対策班 (地域環境対策課) (交通環境対策課) (公害保健課) (環境科学調査センター)	1 有害物資の災害事故発生状況の把握及び測定に関する事。 2 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関する事。
作業班 (減量推進室) (資源化推進室) (作業課) (廃棄物指導課)	1 ごみ、し尿処理計画についての情報収集及び連絡調整に関する事。 2 ごみ、し尿の非常処理計画の作成に関する事。 3 がれき処理計画の作成に関する事。 4 搬入ごみの焼却及び埋立処理の非常処理計画の作成に関する事。 5 緊急処理のための民間車両の借上げ手配に関する事。 6 車両等の修理・確保に関する事。
環境隊 (各環境事業所)	1 所管施設の被害状況の把握に関する事。 2 所管施設の応急復旧に関する事。 3 区本部及び関係区隊との連絡に関する事。 4 区内の収集及び搬送条件に係る現況調査に関する事。 5 所管区域の廃棄物処理に関する事。
施設班 (施設課) (処分場) (工場課) (各工場)	1 所管施設の被害状況の把握に関する事。 2 所管施設の応急復旧に関する事。 3 搬入ごみの処理、処分に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (8/20)

健康福祉部

担当局 (健康福祉局) 部長 (健康福祉局長) 副部長 (副局長、参事(保健)、高齢福祉部長、障害福祉部長、生活福祉部長、健康部長、参事(生活衛生)、参事(斎場整備))	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (職員課) (監査室)	1 本部室、他部及び関係機関との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 災害救助法施行事務に関する事。 5 災害見舞金並びに災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事。 6 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 7 災害援護資金の貸付に関する事。 8 国及び他都市への応援要請及び受入れ調整に関する事。 9 部内他班に属さない事。
災害時要援護者班 (介護保険課) (介護指導課) (高齢福祉課) (認知症対策・地域ケア推進室) (障害企画課) (障害者支援課)	1 在宅要援護高齢者及び障害者の被災状況の把握に関する事。 2 在宅要援護高齢者及び障害者に対する福祉サービス提供の調整に関する事。 3 市・区社会福祉協議会との連絡・調整及び市災害ボランティアセンターの運営その他ボランティア活動に関して市民経済部が行う業務への協力に関する事。 4 義援金の配分に関する事。 5 メンタルヘルス・ケア及び応援精神科医師・PSW等(ボランティアを含む)の配置についての保健所班との調整に関する事。 6 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握等に関する事。
物資調整班 (保険年金課)	1 災害対策本部物資班における物資の連絡調整に関する事。
備蓄物資班 (保護課) (医療福祉課)	1 災害対策本部物資班における備蓄物資の払出及び物資集配拠点の運営に関する事。 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握等に関する事。
保健医療班 (保健医療課)	1 医療・助産救護活動計画に関する事。 2 市立大学病院、市医師会・市歯科医師会及び県病院協会並びに日本赤十字社愛知県支部への応援要請及び活動計画に関する事。 3 応援医療救護班の配置についての保健所班との調整に関する事。 4 傷病者の病院間の転院搬送の調整に関する事。 5 災害医療活動拠点との連絡調整に関する事。 6 県の指定する基幹拠点病院及び災害拠点病院との連絡調整に関する事。 7 応援保健師の配置についての保健所班との調整に関する事(ボランティアを含む)。 8 医療関係等ボランティアに関する事(他班に属するものを除く)。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(9/20)

班 (担当課)	分 担 任 務
健康増進班 (健康増進課) (クオリティライフ21 城北推進室)	1 感染症対策に関すること。 2 歯科医療救護活動の取りまとめに関すること。 3 栄養相談・指導の取りまとめに関すること。 4 歯科医師等の配置についての保健所班との調整に関すること(ボランティアを含む)。 5 災害時要援護者(援護の必要な高齢者・寝たきり者・乳幼児等)の保健活動に関すること。 6 遺体の検案に関すること。
生活環境班 (環境薬務課) (食品衛生課)	1 環境衛生に関すること。 2 医薬品・衛生材料等の連絡調整に関すること。 3 市薬剤師会への応援要請及び活動計画に関すること。 4 応援薬剤師(ボランティアを含む)に関すること。 5 火葬に関すること。 6 遺体の輸送に関すること。 7 食品衛生に関すること。 8 動物の保護・管理に関すること。
公 所 班 (各 公 所)	1 施設の災害予防及び応急復旧に関すること。 2 施設の被害状況の把握に関すること。 3 福祉避難所の管理運営の協力に関すること。(避難所指定施設以外の社会福祉施設) 4 被災入所者の輸送等に関すること。(社会福祉施設) 5 施設通所者の被災状況の把握に関すること。(社会福祉施設) 6 要援護者の受け入れに関すること。(社会福祉施設) 7 避難所の管理運営の協力に関すること。(避難所指定施設)
	(精神保健福祉センター) 1 メンタルヘルスケアの実施に関すること。
	(厚生院) 1 医療救護班の編成に関すること。
	(八事霊園・斎場) 1 遺体火葬に関すること。
	(生活衛生センター班) 1 消毒活動に関すること。 2 患者移送に関すること。
	(食品衛生検査所) 1 中央卸売市場を流通する食品の監視指導等に関すること。
	(動物愛護センター) 1 動物の保護・管理に関すること。
	(食肉衛生検査所) 1 と畜場内の衛生保持等に関すること。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(10/20)

病院部

担当局 (病院局) 部長 (病院局長) 副部長 (次長、管理部長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (経理課) (経営企画室)	1 本部室、他部及び関係機関との連絡に関する事。 2 部内職員の参集、配備状況の把握及び動員に関する事。 3 市立病院の被災状況の把握及び応急復旧に関する事。 4 市立病院の医療・助産救護活動に関する事。 5 市立病院の連絡調整に関する事。 6 他の班に属さないこと。
病院班 (各病院)	1 入院患者等に対する応急処置及び避難誘導に関する事。 2 傷病者の診療に関する事。 3 医療・助産救護班の編成に関する事。 4 施設の被災状況の報告及び応急復旧に関する事。 5 放射性物質の汚染防止措置に関する事。(東部、西部、緑) 6 電源及び通信手段の確保に関する事。 7 患者等の食糧及び医療品等の確保に関する事。

子ども青少年部

担当局 (子ども青少年局) 部長 (子ども青少年局長) 副部長 (副局長、子ども未来部長、子育て家庭部長、子ども育成部長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (子ども未来課)	1 本部室、他部及び関係機関との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 国及び他都市・県への応援要請及び受入れ調整に関する事。 5 部内他班に属さないこと。
物資班 (子ども事業調整室) (保育企画室) (保育運営課) (子育て支援課) (子ども福祉課) (青少年自立支援室)	1 調達物資(食品)の確保、配布に関する事。 2 救援物資の受入れ、配布に関する事。 3 災害対策本部物資班の運営に関する事。 4 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握等に関する事。
公所班 (各公所)	1 施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 施設の被害状況の把握に関する事。 3 施設利用者の安全確保に関する事。 4 福祉避難所の管理運営の協力に関する事。(避難所指定施設以外の社会福祉施設) 5 被災入所者の輸送等に関する事。(社会福祉施設) 6 施設通所者の被災状況の把握に関する事。(社会福祉施設) 7 要援護者の受け入れに関する事。(社会福祉施設) 8 避難所の管理運営の協力に関する事。(避難所指定施設)

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(11/20)

住宅都市部

担当局長 部長 副部長	(住宅都市局) (住宅都市局長) (副局長、都市計画部長、参事(交通企画)、建築指導部長、営繕部長、参事(保全・設備)、住宅部長、まちづくり企画部長、参事(都心・リニア中央新幹線)、市街地整備部長)
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (企画経理課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 部内の資材等の確保に関する事。 5 所管公社との連絡調整に関する事。 6 部内他班に属さないこと。
都市計画班 (都市計画課) (街路計画課) (都市景観室) (歴史まちづくり推進室) (交通企画課) (交通施設管理課)	1 復旧計画のための情報収集に関する事。 2 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 3 市街地復興計画に関する事。 4 所管公社等との連絡調整に関する事。
建築指導班 (建築指導課) (開発指導課) (建築審査課) (監察課)	1 被災建築物の危険防止措置の指導に関する事。 2 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関する事。 3 独立行政法人住宅金融支援機構災害復興融資に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関する事。 5 開発行為に関する災害予防及び復旧の指導、監督に関する事。
営繕班 (監理指導室) (企画保全課) (営繕課) (住宅・教育施設課) (設備課)	1 市有建築物及びその附帯設備の応急復旧に関する事。 2 応急仮設住宅の建設工事に関する事。 3 所管工事現場の被害状況の把握及び応急復旧に関する事。 4 災害公営住宅の建設工事に関する事。
住宅班 (住宅企画課) (住宅整備課) (住宅管理課)	1 応急仮設住宅の建設計画及び管理に関する事。 2 住宅の応急修理及び住宅内障害物の除去に関する事。 3 市営住宅及び共同施設の被害状況の調査報告並びに応急修復に関する事。 4 災害公営住宅の建設計画に関する事。 5 名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関する事。
まちづくり企画班 (まちづくり企画課) (区画整理課) (臨海開発推進課) (都心まちづくり課) (リニア中央新幹線関連整備室)	1 土地区画整理組合事業及び民間再開発事業等に関する災害予防及び復旧の指導、監督に関する事。 2 水上輸送に関し名古屋港管理組合との連絡調整に関する事。 3 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 4 部内他班及び他部の応援に関する事。
市街地班 (市街地整備課) (耐震化支援室)	1 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 工事現場の被害状況の把握に関する事。
公所班 (各公所)	1 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 工事現場の被害状況の把握に関する事。 3 所管施設の被害状況の報告に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(12/20)

緑政土木部

担当局 (緑政土木局) 部長 (緑政土木局長) 副部長 (副局長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (企画経理課) (技術指導課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 水防対策の企画運営及び水防技術の指導に関する事。 5 部内他班に属しない事。 6 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
情報処理班 (道路管理課) (道路利活用課) (用地管理課) (用地補償課)	1 部所管公共施設の被害状況その他各種情報の収集及び報告に関する事。 2 外部機関との連絡調整に関する事。 3 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
道路復旧班 (道路維持課) (道路建設課) (自転車利用課)	1 道路施設の復旧に関する事。 2 橋梁の復旧に関する事。 3 応急復旧に係る人員及び資機材の確保に関する事。 4 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
河川復旧班 (河川管理課) (河川計画課) (河川工務課)	1 名古屋水防協議会に関する事。 2 河川等の復旧に関する事。 3 応急復旧に係る人員及び資機材の確保に関する事。 4 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
農政班 (農政課) (農業技術課)	1 米穀の集荷及び取扱機関との連絡に関する事。 2 農業共済対象物の被害状況の調査に関する事。 3 被災補償に係る農業共済関連機関の連絡調整に関する事。 4 所管施設の被害予防及び応急復旧に関する事。 5 農業用施設の被害状況の調査に関する事。 6 農業用施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 7 土地改良区等との連絡調整に関する事。 8 土地改良区等に対する復旧指導に関する事。 9 農業関係、水産関係の被害状況の調査に関する事。 10 農業、水産業諸団体との連絡及び復旧指導に関する事。 11 苗、種子及び飼料等生産資材の確保、斡旋に関する事。 12 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(13/20)

班 (担当課)	分 担 任 務
緑 地 班 (緑地管理課) (緑地計画課) (緑地維持課) (緑地整備課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園のパトロールに関する事。 2 所管施設(公園施設、占有物件)の被害状況の調査に関する事。 3 公園施設災害予防及び応急復旧に関する事。 4 街路樹・街園の災害予防及び応急復旧に関する事。 5 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
土 木 隊 (各土木事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関する事。 2 各種情報の収集及び報告に関する事。 3 資機材等の調達に関する事。 4 危険回避のための道路の通行禁止又は制限に関する事。 5 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関する事。 6 区本部及び関係区隊との連絡に関する事。 7 急傾斜地崩壊災害対策計画にある土砂災害危険箇所周辺の巡視警戒。 8 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
ポ ン プ 施 設 班 (ポンプ施設管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管ポンプ所の主要施設及び排水機能の被害状況調査に関する事。 2 各種情報の収集及び報告に関する事。 3 資機材等の調達に関する事。 4 排水ポンプ施設の応急復旧に関する事。 5 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
江 川 線 班 (江川線整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る各種情報の収集及び報告に関する事。 2 所管に係る工事箇所の点検に関する事。 3 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
農 業 セ ン タ ー 班 (農業センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 来場者の安全確保に関する事。 2 被害家畜の応急処理に関する事。 3 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 4 所管施設の被害状況の把握に関する事。 5 畜産関係の被害状況の調査に関する事。 6 畜産業諸団体との連絡及び復旧指導に関する事。 7 家畜の防疫に関する事。 8 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
み どり が 丘 公 園 班 (みどりが丘公園事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 所管施設の被害状況の把握に関する事。 3 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。
東 山 総 合 公 園 班 (管理課) (再生整備課) (東山動物園) (東山植物園)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 所管施設の被害状況の把握に関する事。 3 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(14/20)

学校部

担当局 (教育委員会事務局) 部長 (教育長) 副部長 (教育次長、総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、参事)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総務班 (総務課) (人権教育室)	1 本部室及び他部との連絡に関する事。 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事。 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 部内遊動隊要員の把握に関する事。 5 部内他班に属さない事。
企画班 (企画経理課)	1 応急教育にかかる広報に関する事。 2 教育関係の災害統計に関する事。
学事班 (学事課)	1 被災児童・生徒に対する学用品等の配給計画に関する事。 2 学校設備品の応急復旧計画に関する事。
施設班 (学校整備課) (施設計画室)	1 学校施設の被害状況の調査に関する事。 2 学校施設の応急復旧計画に関する事。
指導班 (指導室)	1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。 2 被災後における学校教育の実施に関する事。 3 被災児童・生徒に対する教科書の配給に関する事。
教職員班 (教職員課)	1 各学校(園)長への非常配備体制の指示、伝達に関する事。 2 各学校(園)の職員の配備状況の取りまとめに関する事。 3 各学校(園)及び保護者等との連絡に関する事。
保健班 (学校保健課)	1 園児、児童及び生徒の被害状況とその処置状況の把握に関する事。 2 園児、児童及び生徒の医療・防疫に関する事。 3 給食施設・設備の被害状況の把握及び利用計画に関する事。 4 学校給食物資の確保に関する事。
生涯学習班 (生涯学習課)	1 社会教育施設の被害状況の調査に関する事。 2 社会教育施設の応急復旧の応援体制の確保及び復旧計画に関する事。
スポーツ班 (スポーツ振興課)	1 スポーツ施設の被害状況の調査に関する事。 2 スポーツ施設の応急復旧の応援体制の確保及び復旧計画に関する事。
文化財班 (文化財保護室)	1 指定文化財の被災状況の調査及び救出、二次的被災による散逸の回避に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査に関する事。 3 所管施設の応急復旧体制の確保及び復旧計画に関する事。
学校班 (各幼稚園) (各学校)	1 園児、児童及び生徒の安全確保に関する事。 2 所管施設の応急復旧に関する事。 3 所管施設の被害状況等の報告に関する事。 4 避難所の管理運営協力に関する事。(避難所指定施設)
公所班 (各公所)	1 施設利用者の安全確保に関する事。 2 所管施設の応急復旧に関する事。 3 所管施設の被害状況等の把握に関する事。 4 避難所の管理運営協力に関する事。(避難所指定施設)

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(15/20)

上下水道部

担当局 (上下水道局) 部長 (上下水道局長) 副部長 (次長、経営本部長、技術本部長、総務部長、企画部長、経理部長、営業部長、計画部長、建設部長、管路部長、施設部長、参事)	
班 (担当課)	分 担 任 務
指令室事務班 (経営企画課) (配水課) (施設管理課)	1 災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 指令室事務に関する事。 3 他都市応援本部との連絡調整に関する事。
総務班 (総務課) (労務課) (安全衛生課) (調査課) (情報システム課) (職員研修所)	1 他都市等上下水道関係機関への協力要請に関する事。 2 他都市等からの応援隊の受け入れ、救護に関する事。 3 職員の被災状況、救護に関する事。 4 公舎等の被害調査に関する事。 5 人員輸送に関する事。 6 所管する情報システムの被害調査及び復旧に関する事。
広報班 (経営企画課) (広報サービス課)	1 広報全般に関する事。 2 お客さまからの問合せに関する事。 3 所管する情報システムの被害調査及び復旧に関する事。
経理班 (経理課) (契約課) (資産活用課)	1 災害に伴う予算調整に関する事。 2 災害関係経費の出納及び支出費用の整理に関する事。 3 災害に関する契約に関する事。 4 局資産の被害状況の調査及び不動産の管理に関する事。 5 職員及び他都市等応援隊の緊急物資の確保に関する事。 6 用品の出納、保管に関する事。 7 車輛、資機材、その他物品等の調達に関する事。 8 所管する資機材の出納、保管、補充に関する事。 9 その他災害復旧活動に必要な資材運搬に関する事。
給排水班 (営業課) (料金課) (給排水設備課)	1 応急給水及び復旧の総合調整に関する事。 2 応急給水のとりまとめに関する事。 3 指定工事店に関する事。 4 量水器関係の被害状況に関する事。
(営業所(水道隊))	1 水道施設の被害状況の調査、保全及び復旧作業に関する事。 2 区本部及び関係区隊との連絡に関する事。 3 市民への現場での広報に関する事。 4 応急給水の実施に関する事。
計画班 (下水道計画課) (水道計画課) (技術管理課) (技術システム課)	1 大都市等下水道関係機関との連絡・連帯に関する事。 2 水源地域の情報に関する事。 3 所管する電算システムの被害調査に関する事。 4 図面の確保に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(16/20)

班 (担当課)	分 担 任 務
建設班 (工務課) (施設課) (建設工事事務所)	1 局施設建設現場の保全及び応急復旧に関する事 2 工事の管理に関する事 3 局内の建築物の復旧に関する事 4 局内の電気施設の復旧に関する事 5 局内の機械施設の復旧に関する事 6 大規模復旧計画の策定
管路班 (配水課) (保全課) (設計第一課) (設計第二課) (管路センター)	1 応急給水及び復旧の総合調整に関する事 2 配水管・道路取付管の被害状況の調査、保全及び応急復旧に関する事 3 下水管きょう被害状況調査、保全及び応急復旧に関する事 4 所管する工事現場の被害状況の調査及び復旧に関する事 5 応急給水の実施に関する事 6 所管する資機材の補充に関する事 7 他都市との配水管の相互連絡に関する事 8 支援隊基地における支援隊との連絡調整に関する事
施設班 (施設管理課) (水質管理課) (施設整備課) (浄水場) (水処理事務所)	1 取水・導水施設の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関する事 2 浄水・送水施設の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関する事 3 工業用水施設の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関する事 4 配水場の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関する事 5 ポンプ所等の被害状況の調査、保全及び復旧作業に関する事 6 処理場等の被害状況の調査、保全及び復旧作業に関する事 7 局内の電気・機械施設の保全及び復旧に関する事 8 その他の所管施設の被害状況の調査に関する事 9 水質管理に関する事 10 他都市との原水管の相互連絡に関する事 11 応急給水の実施に関する事 12 配水量調整に関する事 13 避難所の開設に関する事

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(17/20)

交通部

担当局長 副 部長	(交通局) (交通局長) (次長、営業本部長、技術本部長、総務部長、総合企画部長、財務部長、営業統括部長、電車部長、自動車部長、施設部長、車両電気部長)
班 (担当課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (安 全 監 理 課) (広 報 広 聴 課) (人 事 課) (労 務 課)	1 名古屋市災害対策本部及び他局との連絡に関する事。 2 局内業務計画の総合調整及び応急措置に関する事。 3 局内に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 4 報道機関への情報提供に関する事。 5 利用者に対する情報提供に関する事。 6 局内職員の動員状況及び就業状況の総合的把握に関する事。 7 局内遊動人員の把握及び配備に関する事。 8 局内職員のり災状況の調査に関する事。 9 局内職員の食糧及び寝具の確保に関する事。 10 局内職員の保健衛生及び応急救護の実施に関する事。 11 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。 12 その他所管事務に係る応急措置に関する事。 13 局内他班に属さない事。
総 合 企 画 班 (経 営 企 画 課) (情 報 シ ス テ ム 課) (運 賃 シ ス テ ム 開 発 室)	1 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。 2 その他所管事務に係る応急措置に関する事。
財 務 班 (財 務 課) (会 計 課) (技 術 管 理 課)	1 災害に伴う財政計画及び予算調整に関する事。 2 所管資産の被害状況の把握に関する事。 3 災害復旧用資機材、用品の調達に関する事。 4 その他所管事務に係る応急措置に関する事。
営 業 統 括 班 (乗 客 誘 致 推 進 課) (営 業 課) (資 産 活 用 課) (事 業 開 発 課)	1 利用者に対する情報提供に関する事。 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関する事。 3 局所有不動産の緊急使用の調整に関する事。 4 災害発生時等における不動産の緊急の借入れに関する事。 5 その他所管事務に係る応急措置に関する事。
電 車 班 (運 輸 課) (電 車 施 設 課) (電 車 運 転 課) (運 転 指 令 室) (各 駅 務 区) (各 運 転 区)	1 利用者に対する広報及び避難誘導に関する事。 2 利用者に対する救護措置に関する事。 3 利用者の被害状況の把握に関する事。 4 所管施設の被害状況の把握に関する事。 5 所管施設の応急復旧及び二次災害の防止に関する事。 6 電車車両の退避及び運行計画に関する事。 7 他の輸送機関との協力活動に関する事。 8 災害時における事故処理に関する事。 9 所管施設の保安警備に関する事。 10 その他所管事務に係る応急措置に関する事。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(18/20)

班 (担当課)	分 担 任 務
自動車班 (管理課) (自動車施設課) (自動車運転課) (自動車車両課) (各営業所) (自動車工場)	1 利用者に対する広報及び避難誘導に関すること。 2 利用者に対する救護措置に関すること。 3 利用者の被害状況の把握に関すること。 4 バス車両、路線施設、所管施設、営業路線における運行不能箇所、その他路線沿線の被害状況の調査・把握に関すること。 5 所管施設、営業路線上の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 6 バス車両の退避及び運行計画に関すること。 7 各営業所間相互、他の輸送機関への応援輸送に関すること。 8 バス車両の被害状況の把握及び応急修理・整備に関すること。 9 災害時における事故処理に関すること。 10 所管施設、営業路線上の保安警備に関すること。 11 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
工務班 (工務課) (軌道事務所)	1 線路巡回の実施及び被害状況の把握に関すること。 2 線路の応急復旧に関すること。 3 所管の工事現場、所管施設の被害状況の把握に関すること。 4 所管の工事現場、所管施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 5 資機材の確保に関すること。 6 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
土木班 (土木課)	1 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること。 2 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 3 所管工事の関係者との連絡調整に関すること。 4 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
営繕班 (営繕課) (施設事務所)	1 地下鉄及びバス施設の被害状況の把握に関すること。 2 地下鉄及びバス施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 3 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること。 4 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 5 資機材の確保に関すること。 6 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
車両整備班 (電車車両課) (藤が丘工場) (名港工場) (日進工場)	1 電車車両の被害状況の把握及び応急修理・整備に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況の把握に関すること。 3 所管施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 4 その他所管事務に係る応急措置に関すること。
電気班 (電気課) (電気事務所)	1 非常用電源の確保に関すること。 2 地下鉄及びバス電気施設の被害状況の把握に関すること。 3 地下鉄及びバス電気施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 4 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること。 5 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 6 資機材の確保に関すること。 7 その他所管事務に係る応急措置に関すること。

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(19/20)

区本部

区本部長 (同担当職)	区副本部長 (同担当職)	班 (班長担当職)	分 担 任 務
区 本 部 長 (区 長)	区 副 本 部 長 (区民生活部長 区民福祉部長 支所長 総務課長 保健所長	区本部付 (市税事務所担当 課長)	1 災害時におけるり災証明(被災証明)発行のための家屋被害調査に関する事 2 避難者の誘導及び収容並びに避難所の管理運営に関する事 3 他班の応援に関する事
		総 務 班 (総務課長) (主幹(農政)) (注1)	1 区本部及び区本部室の庶務に関する事 2 本部室、各部及び関係官公所(署)等との連絡に関する事 3 区本部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 4 災害に関する諸証明の発行に関する事 5 所管施設の被害状況の把握に関する事 6 職員の応援派遣要請及び受入れ体制の整備に関する事 7 自衛隊の派遣要請等に関する事 8 避難勧告・指示の市本部等(避難所及び災害時要援護者施設を除く。)との連絡調整に関する事 9 区内の被害状況の調査(り災証明(被災証明)発行のための家屋被害調査を除く。)に係る他班への指示に関する事 10 一般ボランティアの受け入れ、支援に関する事 11 他班に属さないこと
		情 報 班 (まちづくり推進 室長) (保険年金課長)	1 災害救助地区本部との連携に関する事 2 避難所開設に係る施設管理者及び災害救助地区本部との連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報(避難勧告・指示の住民伝達を含む。)に関する事 5 広聴に関する事 6 災害対策用諸物資及び人員の輸送に関する事 7 輸送用車両(舟艇含む。)の確保及び配車等に関する事 8 避難者の誘導及び収容並びに避難所の管理運営に関する事
		市民窓口班(注2) (市民課長) (企画経理室長)	1 避難所開設等に係る他班への指示に関する事 2 避難者の誘導及び収容並びに避難所の管理運営に関する事 3 災害対策用諸器材の調達に関する事 4 死体火(埋)葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事 5 災害見舞金等の支給の協力に関する事 6 予算経理に関する事

計画資料 56 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表(20/20)

区本部長 (同担当職)	区副本部長 (同担当職)	班 (班長担当職)	分 担 任 務
		救 助 班 (民生子ども課長) (福 祉 課 長)	1 救助物資（飲料水、食品、衣料その他の生活必需品等）の調達及び配分に関する事 2 災害時要援護者対策に関する事 3 災害時要援護者施設への情報伝達及び連絡調整（避難勧告等を含む。）に関する事 4 応急炊き出しに関する事 5 避難者の誘導及び収容並びに避難所の管理運営に関する事 6 その他被災者の応急救助に関する事
		保 健 所 班 (保 健 所 長)	1 健康福祉部との連絡調整に関する事 2 班に属する情報収集に関する事 3 医療救護、遺体検案、公害監視、保健活動、感染症予防、生活環境等の活動に関する事 4 傷病者等の搬送調整に関する事 5 医薬品・衛生材料の需給調整に関する事
		生涯学習センター班 (館 長)	1 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事 2 所管施設の被害状況等の把握に関する事 3 施設利用者の安全確保に関する事 4 避難所等の管理運営協力に関する事
		支 所 班 (区政福祉課長) (主幹(農政)) (注1)	1 支所管内における災害応急対策の実施に関する事。(他班と連携・協力して実施する。) 2 避難者の誘導及び収容並びに避難所の管理運営に関する事
		遺 体 安 置 所 班 (注 2)	1 搜索収容班との連絡調整に関する事 2 遺体安置所の管理運営に関する事

(注1) 支所付けの場合については、支所班の分担任務を担当することもできる。

(注2) 避難所開設時には、避難所に係る他班への指示及び管理運営の統括を担当する。

(注3) 遺体安置所班は、必要に応じて、区本部長が設置する。

(注4) 水位通報サイレン等は総務班が運用する。(緑区・天白区に限る。)

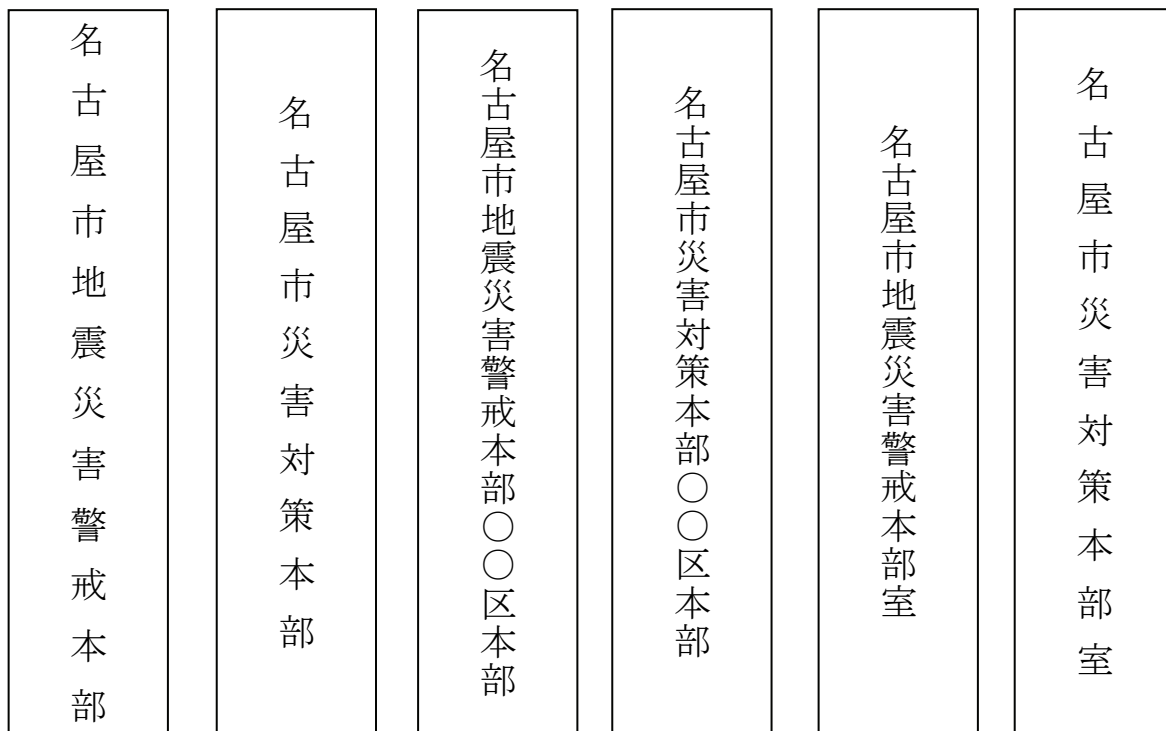
※ 各班長及び任務については、必要に応じて、区本部長が変更できる。

【風水害等災害対策編 第3章 第3節 災害対策本部の設置及び運営】

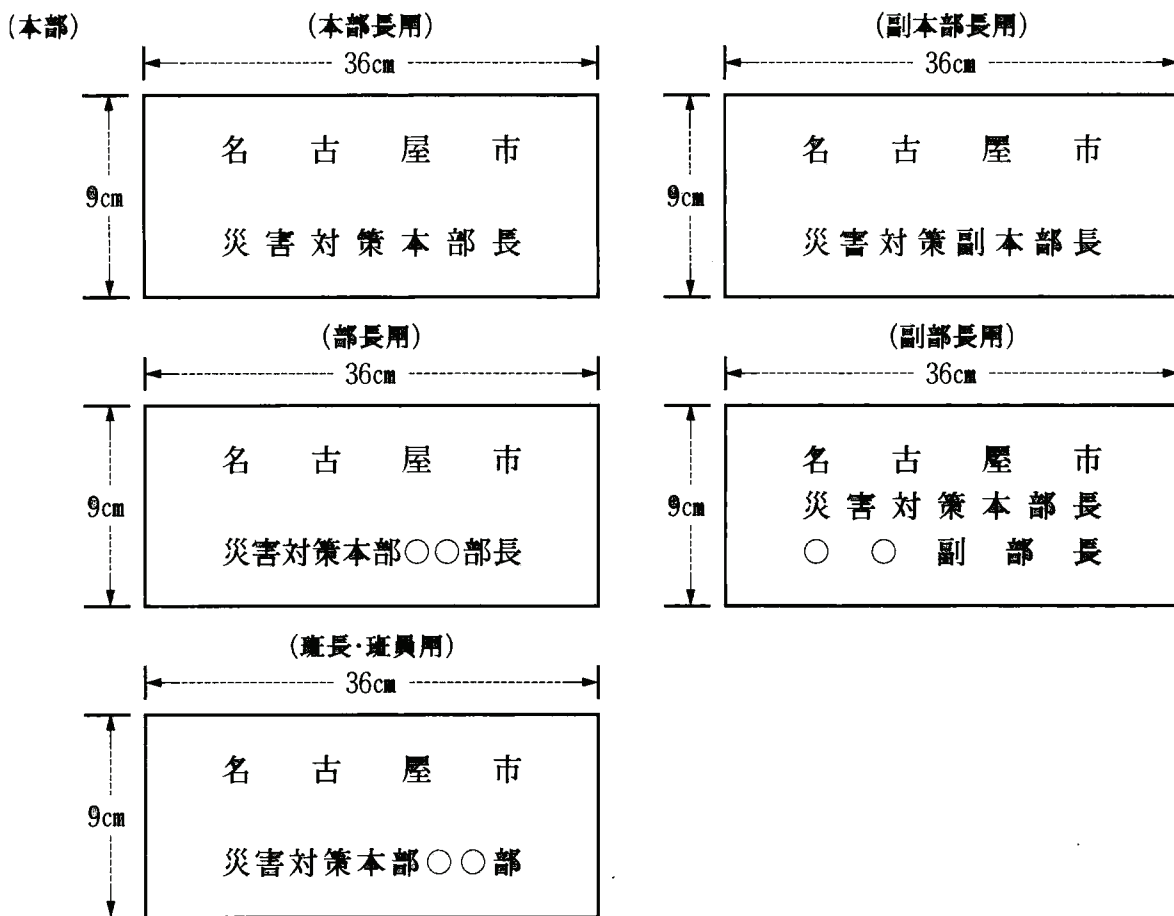
【地震災害対策編 第3章 第6節 災害対策本部の設置及び運営】

計画資料 57 名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧(1/2)

1 標識板

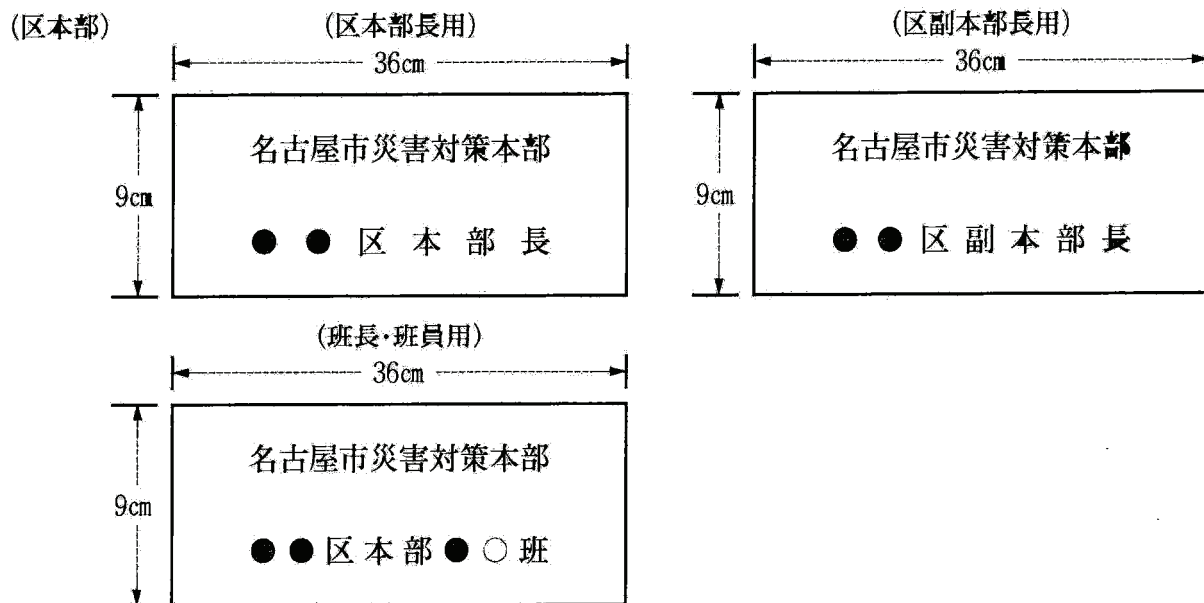


2 腕章

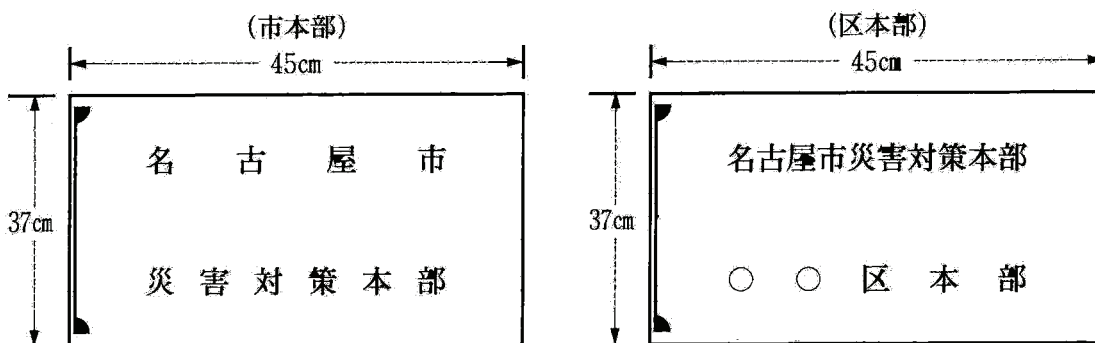
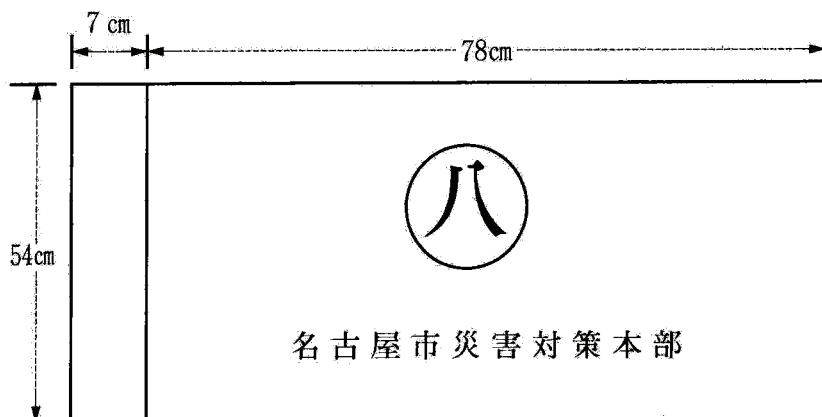


(地区隊)市本部の規格に準ずる。

計画資料 57 名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧(2/2)



3 標旗



【風水害等災害対策編 第3章 第3節 災害対策本部の設置及び運営】
 【地震災害対策編 第3章 第6節 災害対策本部の設置及び運営】

計画資料 58 無線通信系統図(1/5)

(1) 防災行政用無線

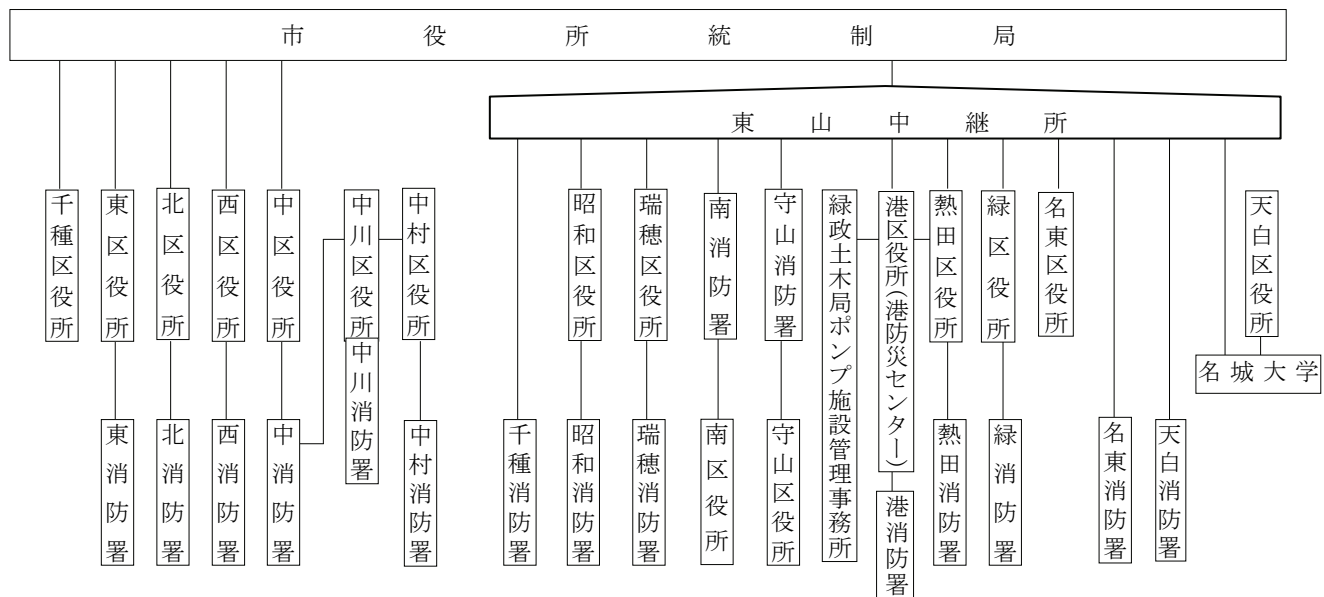
ア デジタル移動系及び同報系

平成 24 年 3 月 31 日現在

デジタル移動系							同報系 (固定)			
設置(常置)場所	統制局	基地局	固定 (FAX 有)	固定 (FAX 無)	車載	携帯	設置場所	親局	子局 (モータ局)	子局 (拡声局)
防災指令センター	1						(送受信所)			
東山タワー		1					東山タワー	1		
市役所等		1	4		9	55	(通信所)			
消防学校		1				0	名古屋市役所	17		
緑消防署		1				0	千種区役所			
千種区役所			2		1	17	東区役所			
東区役所			2		1	11	北区役所			
北区役所			2		1	16	西区役所			
西区役所			2		1	16	中村区役所			
中村区役所			2		1	18	中区役所			
中区役所			2		1	13	昭和区役所			
昭和区役所			2		1	13	瑞穂区役所			
瑞穂区役所			2		1	13	熱田区役所			
熱田区役所			2		1	9	中川区役所			
中川区役所		1	2		2	21	港区役所			
港区役所			2		2	17	南区役所			
南区役所			2		2	20	守山区役所			
守山区役所			2		1	16	緑区役所			
緑区役所			2		2	25	名東区役所			
名東区役所			2		1	21	天白区役所			
天白区役所			2		1	19	千種区		6	1
楠支所			1		1	5	東区		3	2
山田支所			1		1	5	北区		3	12
富田支所			1		1	5	西区		3	11
南陽支所			1		1	5	中村区		4	2
志段味支所			1		1	5	中区		2	3
徳重支所			1		1	5	昭和区		3	
16 保健所				16		32	瑞穂区		3	6
市立病院等				5		0	熱田区		3	3
16 土木事務所				16	16	48	中川区		8	1
16 消防署				16		16	港区		12	8
14 水道営業所				14			南区			22
小学校等			264				守山区		6	2
中学校			2	108			緑区		10	15
指定公共機関			5				名東区		6	1
指定地方公共機関			3				天白区		3	11
休日急病診療所 第 3 次救急医療機 関等				26			水位警報装置 と共用			2
計	1	5	312	205	51	446	計	1	75	102
合計	1020						合計	178		

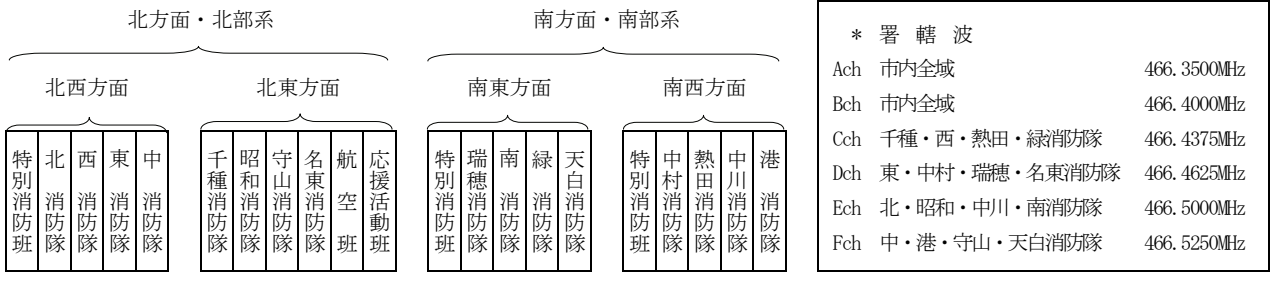
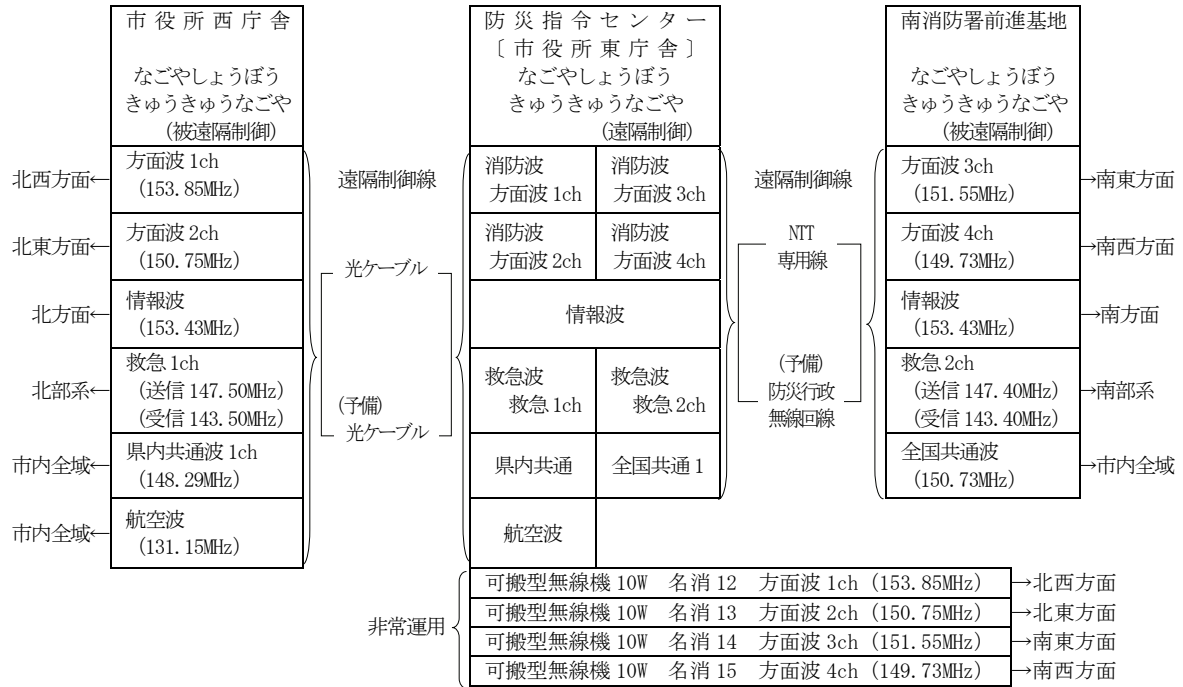
※市役所に FAX のみ 4

イ 多重固定系



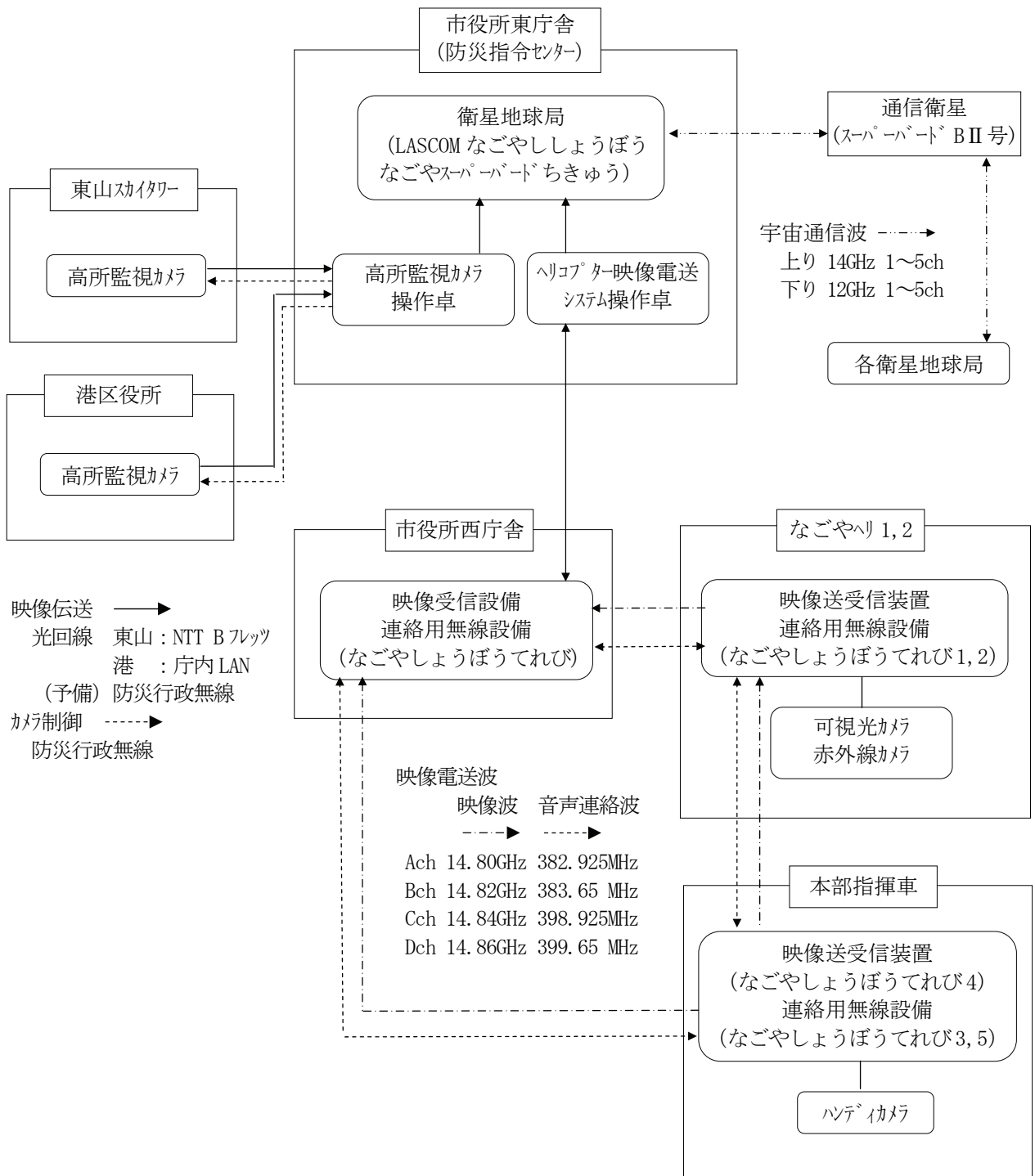
(2) 消防無線

ア 無線通信系統 (消防波・救急波)

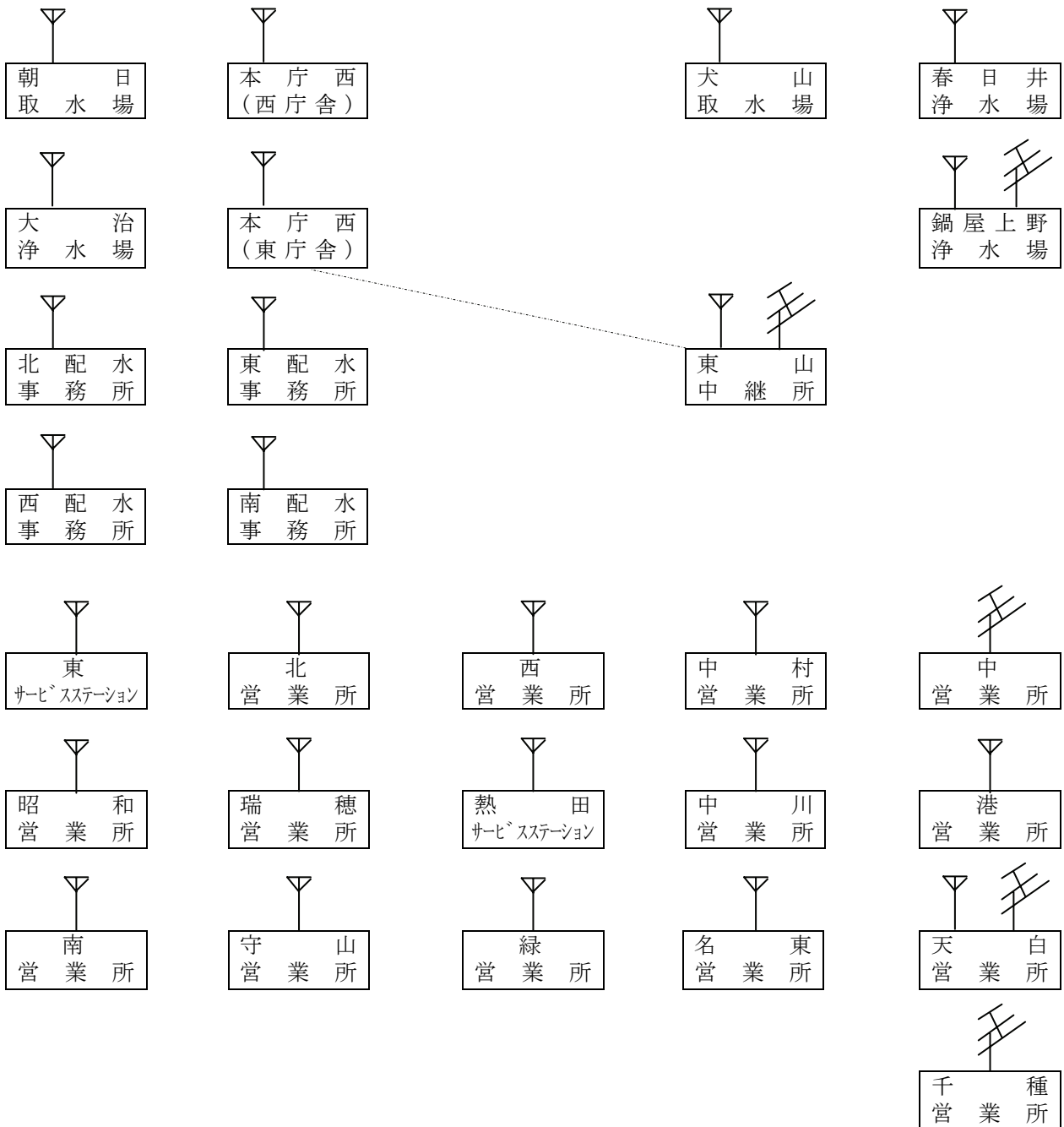


計画資料 58 無線通信系統図 (4/5)

イ 無線通信系統 (映像伝送)



(3) 上下水道局回線網



----- 7.5GHz 多重無線回線 (対向)

----- 私設線 (有線)



400MHz 移動無線 (固定局)



400MHz 移動無線 (基地局)

【風水害等災害対策編 第2章 第7節 防災情報網の整備】

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【地震災害対策編 第2章 第8節 防災情報網の整備】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

【地震災害対策編 第3章 第8節 情報連絡活動】

計画資料 59 気象・水象に関する予警報(1/3)

(名古屋地方気象台)

名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こる恐れがあると予想したとき発表するもの。

	種 類	発 表 基 準
警	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/sを超えると予想される場合
	暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上20m/s、海上23m/sを超えると予想される場合
	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがある場合 雨量基準 (浸水害) ・1時間雨量 (R1) が50mm以上、平坦地以外60mm (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数100以上
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件を超えると予想される場合である。 24時間の降雪の深さが20cmを超えると予想される場合
	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位が名古屋港では、標高、2.5mを超えると予想される場合
報	波 浪 警 報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が内海3m以上と予想される場合
	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがある場合 雨量基準 ・1時間雨量 (R1) が50mm以上、平坦地以外60mm 流域雨量指数基準 ・地蔵川流域の流域雨量指数9以上 ・荒子川流域の流域雨量指数13以上
注意報	風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 降雪を伴う平均風速が陸上13m/s、海上16m/sを超えると予想される場合
	強 風 注 意 報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上13m/s、海上16m/sを超えると予想される場合

計画資料 59 気象・水象に関する予警報(2/3)

種 類	発 表 基 準
大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがある場合 雨量基準 ・1時間雨量（R1）が30mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数75以上
注	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが5cmを超えると予想される場合
	濃霧によって交通機関等に支障が生じる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上100m以下又は海上500m以下になると予想される場合
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%、最小湿度が30%以下になると予想される場合
意	着氷（雪）注意報 着氷（雪）によって、通信線や送電線等に災害が起こる恐れがあると予想される場合
	霜 注 意 報 晩霜等によって農作物に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 最低気温3℃以下
低 温 注 意 報	低温（冬期最低気温が-4℃以下）によって農作物等に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合
報	高 潮 注 意 報 台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位が名古屋港では、標高、1.7mを超えると予想される場合
	波 浪 注 意 報 風浪・うねり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が内海1.5m以上と予想される場合
	洪 水 注 意 報 洪水によって災害が起こるおそれがある場合 雨量基準 ・1時間雨量（R1）が30mm以上 流域雨量指数基準 ・地蔵川流域の流域雨量指数6以上 ・荒子川流域の流域雨量指数7以上

計画資料 59 気象・水象に関する予警報 (3/3)

種 類	発 表 基 準
気 象 情 報	<p>1 災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だって現象を予告し注意を呼びかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表するときがある。</p> <p>2 「記録的短時間大雨情報」……1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合に発表する。</p> <p>3 「土砂災害警戒情報」……大雨警報発表中に、一定の広がりを持った範囲で更に土砂災害発生危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が連携して、市町村を最小単位として発表する。</p> <p>4 「竜巻注意情報」……積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</p> <p>※気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合、天候情報を発表する。</p>

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表された時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切替えられる。
- 3 地面現象注意報又は浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 大雪警報・注意報における平地山地の区分はおおむね標高200メートルである。
- 5 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。

計画資料 60 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する水門・閘門・防潮壁陸閘一覧(1/2)

(1) 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する水門・閘門

番号	河川名	名称	所在地	管理者	構造
* 1	新川	藤高樋門	港区藤高二丁目	藤高土地改良区 理事 長	手動捲揚1門
* 2	堀川	堀川口防潮水門	港区東築地町	名古屋港管理組合	動力開閉5門
* 3	中川運河	中川口通船門	港区中川本町五丁目	〃	動力開閉1門

(注) 「伊勢・三河湾大津波」、の津波警報が発表され、津波に関する安全が確保された場合は、本表に掲げる水門・閘門をすべて閉鎖する。

また、「伊勢・三河湾津波」の津波警報が発表され、津波に関する安全が確保された場合は、本表に掲げる水門・閘門のうち、*のついた水門・閘門を閉鎖する。

(2) 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する防潮壁陸閘

番号	水系別	設置場所	箇所	操作責任者
1	海岸線	港区一州町	1	中部電力(株)名古屋資材センター
2	〃	〃	1	〃
3	〃	〃 築三町	1	名古屋港管理組合
4	〃	〃	1	横浜冷凍(株)名古屋物流センター
5	〃	〃	1	濱島造船工業(株)
6	〃	〃 千鳥二丁目	1	日本製粉(株)名古屋工場
7	〃	〃	2	名古屋港管理組合
8	〃	〃	2	日塩(株)名古屋支店 千鳥事業所
			2	三井倉庫(株)中部支社 築港事務所
9	〃	〃	1	名古屋港管理組合
10	〃	〃 東築地町	1	名古屋海上保安部
11	〃	〃 大江町	1	名古屋港管理組合
12	〃	〃	1	名古屋港管理組合
13	〃	〃	2	三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所
			2	名古屋港管理組合
14	〃	〃	1	名古屋港管理組合
15	〃	〃	1	名古屋臨海鉄道(株)
16	〃	〃 昭和町	1	〃
17	〃	〃	1	愛知機械工業(株)
18	〃	〃	2	名古屋港管理組合
			1	(株)ユー・エス・エス
19	〃	〃	1	宇部興産(株)名古屋支店
20	〃	〃	2	東亜合成(株)名古屋工場

計画資料 60 津波に関する安全が確保された場合に閉鎖する水門・閘門・防潮壁陸閘一覧(2/2)

番号	水系別	設置場所名	箇所	操作責任者
21	海岸線	港区船見町	1	名古屋港管理組合
			1	名古屋臨海鉄道(株)
22	〃	〃	1	名古屋港管理組合
23	〃	〃 入船一丁目	1	東陽倉庫(株)
			2	日本製粉(株)名古屋工場
24	〃	〃	1	名古屋港管理組合
25	〃	〃	1	東陽倉庫(株)
26	〃	〃 港町	2	名古屋港管理組合
27	〃	〃	3	〃
28	〃	〃	2	(財)名古屋みなと振興財団
29	〃	〃 西倉町	2	名古屋港管理組合
30	〃	〃 潮見町	2	(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル
31	〃	〃	1	日清オイリオグループ(株)名古屋工場
32	〃	〃	1	エクソンモービル(有)名古屋油槽所
33	〃	〃 野跡三丁目	1	名古屋臨海高速鉄道(株)
34	新川	中川区下之一色町(左岸)	1	西川泰造
35	〃	〃 〃 (〃)	1	西川正治
36	〃	〃 〃 (〃)	1	鬼頭久雄
37	〃	〃 〃 (〃) 常時閉	1	中川土木事務所長
38	〃	〃 〃 (〃)	1	高羽元男
39	〃	〃 〃 (〃)	1	森繁博
40	〃	〃 〃 (〃)	1	森修
41	〃	〃 〃 (〃)	1	森保弘
42	〃	〃 〃 (〃)	1	森実
43	〃	〃 〃 (〃)	1	森徳之
44	〃	〃 〃 (〃)	1	飯田幸男
45	〃	〃 〃 (〃)	1	奥島正寛
46	〃	〃 〃 (〃)	1	荒川隆夫
47	〃	港区南陽町大字福田(右岸) 常時閉	1	中川土木事務所長
48	〃	〃 〃 (〃) 〃	1	港消防署長
49	山崎川	瑞穂区河岸町、南区呼続元町(両岸)	2	名古屋鉄道(株)
計		69箇所		

【地震災害対策編 第3章 第12節 消防・水防・津波対策活動】

計画資料 61 河川等の巡視箇所一覧表

水防区名	巡視箇所	巡視等責任者	
		平常時の巡視	非常時の監視
千種水防区	千種区域内の矢田川、香流川、山崎川	千種土木隊長	千種消防隊長 " 土木隊長
東 "	東区域内の矢田川	東 "	東消防隊長 " 土木隊長
北 "	北区域内の庄内川、矢田川、新川、新地藏川、堂前川、八田川、掘川	北 "	北消防隊長 " 土木隊長
西 "	西区域内の庄内川、新川、掘川	西 "	西消防隊長 " 土木隊長
中村 "	中村区域内の庄内川、掘川	中村 "	中村消防隊長 " 土木隊長
中 "	中区域内の新堀川、堀川	中 "	中消防隊長 " 土木隊長
昭和 "	昭和区域内の山崎川、新堀川	昭和 "	昭和消防隊長 " 土木隊長
瑞穂 "	瑞穂区域内の山崎川、天白川、新堀川	瑞穂 "	瑞穂消防隊長 " 土木隊長
熱田 "	熱田区域内の堀川、新堀川	熱田 "	熱田消防隊長 " 土木隊長
中川 "	中川区域内の庄内川、新川、戸田川、福田川、堀川、荒子川	中川 "	中川消防隊長 " 土木隊長
港 "	港区域内の庄内川、新川、戸田川、福田川、荒子川、日光川、堀川、海岸線	港 "	港消防隊長 " 土木隊長
南 "	南区域内の山崎川、天白川、堀川、大江川、新堀川	南 "	南消防隊長 " 土木隊長
守山 "	守山区域内の庄内川、矢田川、香流川、天神川、古川	守山 "	守山消防隊長 " 土木隊長
緑 "	緑区域内の天白川、扇川、大高川、太鼓田川、瀬木川、手越川	緑 "	緑消防隊長 " 土木隊長
名東 "	名東区域内の矢田川、香流川、植田川	名東 "	名東消防隊長 " 土木隊長
天白 "	天白区域内の天白川、植田川	天白 "	天白消防隊長 " 土木隊長

【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

計画資料 62 ため池の巡視箇所一覧表

た め 池	管 理 責 任 者		
	住 所	氏 名	電 話
牧 野 ケ 池	中区三の丸二丁目6-1	愛知県尾張建設事務所	961 - 7211
新 池	名東区西里町五丁目24	加 藤 昭 昌	701 - 1349
荒 池	天白区平針五丁目711	総 代 近 藤 肇	802 - 0008
緑 ケ 池	守山区小幡中一丁目26-20	堀 部 覚 三	791 - 7076
琵琶 ケ 池	緑区左京山3027番地の1	緑 土 木 事 務 所	625 - 4940

- 【風水害等災害対策編 第3章 第4節 情報連絡活動】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第28節 農業対策計画】

1 河川水防警報大臣発令様式

庄内川	水防警報第 号
	国土交通省 庄内川河川事務所 発表 平成 年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位 に達し、 上昇している。
	1-2	観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	観測所での水位は、時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、時現在 観測所で mmに達している。
(予想)	4	地方气象台 時 分の発表によれば、日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm (24時間) の見込みである。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況		月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)						
		観測所	現在水位	水防団 待機 (指定) 水位	はん濫 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	はん濫 危険 (危険) 水位
洪水 予報	庄内川							
	枇杷島		4.60	5.60	6.30	7.50	7.80	9.08
水防 警報	志段味		3.40	4.60	5.20	5.30	5.50	7.50
	多治見		2.50	3.20	3.70	4.70	5.00	6.78
	土岐		2.40	3.00	4.00	4.50	4.70	6.39
	瀬古		2.80	3.30	5.00	5.20	5.50	5.71

(注意事項)

- ・水位の情報は最新のものを確認する
インターネット <http://www.river.go.jp/>
携帯 (I mode) <http://i.river.go.jp/>
- ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡

問合せ先
国土交通省 庄内川河川事務所
調査・品質確保課 052-914-6713

2 河川水防警報知事発令様式

川	準備・出動・情報・解除	水防警報 第 号
----------	-------------	-----------------

	愛知県 建設事務所 発表 平成 年 月 日 時 分
--	------------------------------

(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位、 上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	水位観測所での水位は、 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達している。
(予想)	4	地方气象台 時 分の発表によれば、 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm (24時間)の見込みである。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況	
洪水予報	川
水防警報	

月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)							
観測所	現在水位	水防団 待機 (通報) 水位	はん濫 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	はん濫 危険 (危険) 水位	計画高 水位

(注意事項)

- ・ 水位の情報は最新のものを確認すること
インターネット <http://www.river.go.jp/>
<http://www.kasen-owari.jp/>
- ・ 河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先
愛知県 ○○建設事務所
○○課 0XXX-XX-XXXX

3 海岸水防警報発表受報様式

高潮水防警報 第__号 (準備・出動・情報) ※○で囲む

平成__年__月__日__時__分 愛知県○○建設事務所長発表

高潮水防警報発令市町村 (○を付した市町村)

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町
西尾市	一色町	吉良町	幡豆町	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市

※管内全ての市町村に送付しています。

名古屋地方気象台は、__月__日__時__分
上記地域の高潮 (注意報・警報) を発表しました。

準備	<p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高_____m・弥富市 標高_____m・飛島村 標高_____m 半田市 標高_____m・常滑市 標高_____m・東海市 標高_____m 知多市 標高_____m・東浦町 標高_____m・南知多町 標高_____m 美浜町 (伊勢湾) 標高_____m・美浜町 (知多湾) 標高_____m 武豊町 標高_____m・西尾市 標高_____m・一色町 標高_____m 吉良町 標高_____m・幡豆町 標高_____m・碧南市 標高_____m 刈谷市 標高_____m・高浜市 標高_____m・豊橋市 (三河湾) 標高_____m 豊橋市 (外海) 標高_____m・豊川市 標高_____m・蒲郡市 標高_____m 田原市 (三河湾) 標高_____m・田原市 (外海) 標高_____m</p> <p>水防の準備に入り、嚴重に警戒してください。</p>						
出動	<p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高_____m・弥富市 標高_____m・飛島村 標高_____m 半田市 標高_____m・常滑市 標高_____m・東海市 標高_____m 知多市 標高_____m・東浦町 標高_____m・南知多町 標高_____m 美浜町 (伊勢湾) 標高_____m・美浜町 (知多湾) 標高_____m 武豊町 標高_____m・西尾市 標高_____m・一色町 標高_____m 吉良町 標高_____m・幡豆町 標高_____m・碧南市 標高_____m 刈谷市 標高_____m・高浜市 標高_____m・豊橋市 (三河湾) 標高_____m 豊橋市 (外海) 標高_____m・豊川市 標高_____m・蒲郡市 標高_____m 田原市 (三河湾) 標高_____m・田原市 (外海) 標高_____m</p> <p>海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。</p>						
情報							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受報日時</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td></td> </tr> </table>	受報日時	受報者	月 日		時 分	
受報日時	受報者						
月 日							
時 分							

高潮水防警報 第___号 (解除)

平成___年___月___日___時___分

愛知県〇〇建設事務所長発表

名古屋地方気象台は、___月___日___時___分
 下記地域の高潮 (注意報・警報) を解除しました。

(○を付した市町村)

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町
西尾市	一色町	吉良町	幡豆町	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市

※管内全ての市町村に送付しています。

したがって、上記地域の高潮水防警報 (準備)・(出動) を角~~早~~除します。

受報日時	受報者
月 日	
時 分	

計画資料 63 水防警報発表受報用紙 (5/5)

＊津波に関する水防情報の提供について

地震の状況によっては、下記水防情報を提供する暇もなく津波が来襲する可能性もあるので、関係水防管理団体は、基本的に気象台の地震・津波情報や潮位表をもとに防災体制を講ずる必要がある。

愛知県沿岸＜津波＞情報 第__号

平成__年__月__日__時__分

愛知県水防本部長発表

名古屋地方気象台は、

__月__日__時__分

愛知県外海
伊勢・三河湾

 津波

注意報「津波注意」
警報「津波」
警報「大津波」

__月__日__時__分

愛知県外海
伊勢・三河湾

 津波

注意報「津波注意」
警報「津波」
警報「大津波」

を発表しました。

沿岸部及び河川河口部では、津波による急激な潮位・水位上昇のおそれがあります。本地区の水防団は、防潮扉等の管理に万全を期すとともに、厳重に警戒してください。なお今後とも気象台の発表する地震・津波情報に十分ご注意ください。

県内の津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、各地点の満潮位は次のとおりです。

○津波到達予想時刻

津波予報区	月 日	時 刻
伊勢湾・三河湾	月 日	時 分
愛知県外海	月 日	時 分

○予想される津波の高さ

津波予報区	予想される高さ
伊勢湾・三河湾	m
愛知県外海	m

○各地点の満潮位

予報区	地 点	月 日	時 刻
伊勢湾・三河湾	名古屋港	月 日	時 分
		月 日	時 分
	衣浦港	月 日	時 分
		月 日	時 分
		月 日	時 分
愛知県外海	三河港	月 日	時 分
		月 日	時 分
	一色	月 日	時 分
		月 日	時 分

受報日時	受報者
月 日 時 分	

庄内川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

庄内川 洪水予報 第 号

洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除

平成 年 月 日 時 分

国土交通省庄内川河川事務所 共同発表
気象庁名古屋地方气象台

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	庄内川・土岐川・矢田川では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 15	国
	2	庄内川・土岐川・矢田川では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文 16	
	3	庄内川・土岐川・矢田川では 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文 17	
	4	庄内川・土岐川・矢田川では 避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文 18	
	5	庄内川・土岐川・矢田川では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 19	
	6	庄内川・土岐川・矢田川では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文 20	
	7	庄内川・土岐川・矢田川では はん濫危険水位を下回る →主文 21	
	8	庄内川・土岐川・矢田川では 避難判断水位を下回る →主文 22	
	9	庄内川・土岐川・矢田川では はん濫注意水位を下回る →主文 23	
	10	庄内川・土岐川・矢田川では はん濫が発生	
	11	庄内川・土岐川・矢田川では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	12	庄内川・土岐川・矢田川では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	13	庄内川・土岐川・矢田川では 当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み	
	14	フリーフォーマット	
主文	15	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、はん濫注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	16	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、はん濫注意水位(レベル3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	17	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、はん濫危険水位(レベル4)に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	21	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、はん濫危険水位を下回りました。(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	22	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、避難判断水位を下回りました。(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。	
23	庄内川・土岐川・矢田川の(土岐水位観測所・多治見水位観測所・志段味水位観測所・枇杷島水位観測所・瀬古水位観測所)では、はん濫注意水位を下回り(レベル1)、危険はなくなったものと思われます。		
主文	1	土岐川の 土岐水位観測所 では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	国
	2	土岐川の 多治見水位観測所 では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	24	庄内川の 志段味水位観測所 では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	3	庄内川の 枇杷島水位観測所 では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	4	庄内川の 瀬古水位観測所 では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	5	矢田川の 瀬古水位観測所 では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
25	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)		

計画資料 64 洪水予報文(2/8)

洪水予報作業用紙

降雨と水位の現況	26	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気
	27	降り始めの	
	28	1 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
	28	2 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
	3	(に達しました・となっています)。	
	29	また、(ところにより・)1時間に、 ミリの雨が降っています。	
	30	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。	
31	フリーフォーマット		
降雨と水位の現況	32	1 庄内川・土岐川・矢田川の水位は 日 時 分現在、次のとおりです。	国
	2	土岐水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	3	多治見水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	4	志段味水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	5	枇杷島水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	6	瀬古水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	33	フリーフォーマット	
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気
	35	1 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
	35	2 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
	3	の見込みです。	
	36	フリーフォーマット	
	37	1 庄内川・土岐川・矢田川の水位は、 日 時 分頃には、次のとおりと見込まれます。	
	2	土岐水位観測所で . m 程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
3	多治見水位観測所で . m 程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))		
4	志段味水位観測所で . m 程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))		
5	枇杷島水位観測所で . m 程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))		
6	瀬古水位観測所で . m 程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))		
38	の水位は 日 時 分頃 最高となり、その水位は m 程度と見込まれます。		
39	フリーフォーマット (はん濫水の予報など)		
事項注意	40		国

参 考	土岐水位観測所〔土岐市土岐津町高山〕
	(受け持ち区間 左岸：土岐市)
	(受け持ち区間 右岸：土岐市)
	はん濫危険水位 4.70m 避難判断水位 4.50m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.00m 平常水位 1.03m
	多治見水位観測所〔多治見市豊岡町〕
	(受け持ち区間 左岸：多治見市)
	(受け持ち区間 右岸：多治見市)
	はん濫危険水位 5.00m 避難判断水位 4.70m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.20m 平常水位 0.85m
	志段味水位観測所〔名古屋市守山区中志段味〕
	(受け持ち区間 左岸：瀬戸市、名古屋市守山区・北区)
(受け持ち区間 右岸：春日井市、名古屋市北区・西区)	
はん濫危険水位 5.50m 避難判断水位 5.30m はん濫注意水位 (警戒水位) 4.60m 平常水位 0.94m	
枇杷島水位観測所〔清須市西枇杷島町下小田井〕	
(受け持ち区間 左岸：名古屋市西区・中村区・中川区・港区)	
(受け持ち区間 右岸：名古屋市西区、清須市、甚目寺町、大治町、中川区、港区)	
はん濫危険水位 7.80m 避難判断水位 7.50m はん濫注意水位 (警戒水位) 5.60m 平常水位 1.50m	
瀬古水位観測所〔名古屋市守山区川西〕	
(受け持ち区間 左岸：名古屋市東区・北区・西区)	
(受け持ち区間 右岸：名古屋市守山区、北区)	
はん濫危険水位 5.50m 避難判断水位 5.20m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.30m 平常水位 1.08m	
水位危険度レベル	
■レベル5 はん濫の発生	
■レベル4 はん濫危険水位超過	
■レベル3 避難判断水位超過	
■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過	
■レベル1 水防団待機水位超過	

(問い合わせ先)

水位関係 : 国土交通省 庄内川河川事務所 調査・品質確保課 TEL(052)914-6713
 気象関係 : 気象庁 名古屋地方气象台 観測予報課 TEL(052)751-0909

計画資料 64 洪水予報文 (3/8)

(新川洪水予報文)

愛知県庄内川水系新川 (はん濫注意情報・はん濫注意情報解除)

愛知県庄内川水系新川洪水予報 第 号
 (洪水注意報 (発表)・洪水注意報 (警戒解除)・洪水注意報解除)
 平成 年 月 日 時 分
 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	新川 はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ	県
	2	新川 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	3	新川 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み	
	4	新川 避難判断水位を下回る	
	5	新川 はん濫注意水位を下回る	
	6		
	7		
主文	8	新川の清須市水場川外水位観測所では、はん濫注意水位 (レベル2) に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	県
	9	新川の清須市水場川外水位観測所では、当分の間はん濫注意水位を超える水位 (レベル2) が続く見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	
	10	新川の清須市水場川外水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	
	11	新川の清須市水場川外水位観測所では、避難判断水位を下回りました (レベル2)。水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をしてください。	
	12	新川の清須市水場川外水位観測所では、はん濫注意水位を下回り (レベル1)、危険はなくなったと思われま	
	13		
	14		
	15		
	16		
	注意事項	17	
18			
現況	19	新川の流域平均雨量	気
	20	___日___時___分 から ___日___時___分 までの ___時間の現況 ___ミリ	
	21	___日___時___分 から ___日___時___分 までの ___時間の予想 ___ミリ	
予想	22		県
	23	新川の水場川外水位観測所〔清須市〕の水位	
	24	___日___時___分の現況 ___ . ___m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3))	
	25	___日___時___分の予測 ___ . ___m程度 (水位危険度レベル (1・2・3))	
	26		
	27		
	28		
	29	___の水位は___日___時頃 最高となり、その水位は___ . ___m程度と見込まれます。	
	30		
	31		

参考	水場川外水位観測所〔清須市阿原〕 はん濫危険水位 5.20m 避難判断水位 4.40m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.00m 水防団待機水位 2.00m 平常水位 -
	水位危険度レベル <ul style="list-style-type: none"> ■ レベル5 はん濫の発生 ■ レベル4 はん濫危険水位超過 ■ レベル3 避難判断水位超過 ■ レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■ レベル1 水防団待機水位超過

[問い合わせ先]

水位関係：愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 電話 052-961-4421
 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 電話 052-751-0909

計画資料 64 洪水予報文 (4/8)

愛知県庄内川水系新川 (はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報)

愛知県庄内川水系新川洪水予報 第 号
 (洪水警報 (発表)・洪水警報)
 平成 年 月 日 時 分
 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	新川 今後ははん濫危険水位に達する見込み	県
	2	新川 避難判断水位に到達 (今後ははん濫危険水位に達する・水位はさらに上昇する) 見込み	
	3	新川 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	4	新川 はん濫危険水位 (に到達・を超える水位が続く) はん濫のおそれ	
	5	新川 はん濫危険水位を下回る	
	6	新川で氾濫が発生	
	7		
主文	8	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、はん濫危険水位 (レベル4) に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	気
	9	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。今後ははん濫危険水位 (レベル4) に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	10	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	11	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、当分の間避難判断水位を超える水位 (レベル3) が続く見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	12	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、はん濫危険水位 (レベル4) に達しました。氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	13	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、当分の間ははん濫危険水位を超える水位 (レベル4) が続く見込みです。引き続き警戒してください。	
	14	新川の清須市水場川外水位水位観測所では、はん濫危険水位を下回りました (レベル4)。水位は下降する見込みですが、引き続き警戒して下さい。	
	15	新川では 付近 (市 町) で氾濫が発生しました (レベル5)。 地区では十分安全を図るとともに、市町村からの避難情報、河川周囲の状況に留意してください。	
	16		
注意事項	17	今回の洪水は 年 月の (台風第 号・ 低気圧・ 前線) による大雨時 (と同程度の・を上回る) 規模と見込まれます。	県
	18		
現況	19	新川の流域平均雨量	気
	20	日 時 分 から 日 時 分 までの 時間の現況 _____ ミリ	
	21	日 時 分 から 日 時 分 までの 時間の予想 _____ ミリ	
予想	22		県
	23	新川の水場川外水位水位観測所〔清須市〕の水位	
	24	日 時 分の現況 _____ m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	25	日 時 分の予測 _____ m程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	26		
	27		
	28		
	29	_____ の水位は 日 時頃 最高となり、その水位は _____ m程度と見込まれます。	
	30	_____ の水位は 日 時 分頃 はん濫危険水位 (レベル4) に達すると見込まれます。	
	31		

参 考	水場川外水位水位観測所〔清須市阿原〕 はん濫危険水位 5.20m 避難判断水位 4.40m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.00m 水防団待機水位 2.00m 平常水位 -
	水位危険度レベル <ul style="list-style-type: none"> ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

〔問い合わせ先〕

水位関係：愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 電話 052-961-4421
 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 電話 052-751-0909

計画資料 64 洪水予報文 (5/8)

(天白川洪水予報文)

愛知県天白川水系天白川 (はん濫注意情報・はん濫注意情報解除)

愛知県天白川水系天白川洪水予報 第 号
 (洪水注意報 (発表)・洪水注意報・洪水注意報 (警報解除)・洪水注意報解除)
 平成 年 月 日 時 分
 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	天白川 はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ	県
	2	天白川 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	3	天白川 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み	
	4	天白川 避難判断水位を下回る	
	5	天白川 はん濫注意水位を下回る	
	6		
	7		
主文	8	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、はん濫注意水位 (レベル2) に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	県
	9	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、当分の間はん濫注意水位を超える水位 (レベル2) が続く見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	
	10	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	11	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、避難判断水位を下回りました (レベル2)。水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をして下さい。	
	12	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、はん濫注意水位を下回り (レベル1)、危険はなくなったものと思われます。	
	13		
	14		
注意事項	15		県
	16		
	17		
	18		
現況	19	天白川の流域平均雨量	気
	20	____日 ____時 ____分 から ____日 ____時 ____分 までの ____時間の現況 ____ミリ	
	21	____日 ____時 ____分 から ____日 ____時 ____分 までの ____時間の予想 ____ミリ	
予想	22		県
	23	天白川天白川水位観測所 [名古屋市南区] の水位	
	24	____日 ____時 ____分の現況 ____ . ____ m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3))	
	25	____日 ____時 ____分の予測 ____ . ____ m程度 (水位危険度レベル (1・2・3))	
	26		
	27		
	28		
29	____の水位は ____日 ____時頃 最高となり、その水位は ____ . ____ m程度と見込まれます。		
30			
31			

参考	天白川水位観測所 [名古屋市南区中江二丁目] はん濫危険水位 6.2m 避難判断水位 3.9m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.5m 水防団待機水位 2.9m 平常水位 1.6m 水位危険度レベル ■ レベル5 はん濫の発生 ■ レベル4 はん濫危険水位超過 ■ レベル3 避難判断水位超過 ■ レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■ レベル1 水防団待機水位超過
----	---

[問い合わせ先]

水位関係：愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 電話 052-961-4421
 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 電話 052-751-0909

計画資料 64 洪水予報文 (6/8)

愛知県天白川水系天白川 (はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報)

愛知県天白川水系天白川洪水予報 第 号

(洪水警報 (発表)・洪水警報)

平成 年 月 日 時 分

愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	天白川 今後ははん濫危険水位に達する見込み	
	2	天白川 避難判断水位に到達 (今後ははん濫危険水位に達する・水位はさらに上昇する) 見込み	
	3	天白川 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	4	天白川 はん濫危険水位 (に到達・を超える水位が続く) はん濫のおそれ	
	5	天白川 はん濫危険水位を下回る	
	6	天白川でははん濫が発生	
	7		
主文	8	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、はん濫危険水位 (レベル4) に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	県
	9	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。今後ははん濫危険水位 (レベル4) に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	10	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	11	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、当分の間避難判断水位を超える水位 (レベル3) が続く見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	12	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、はん濫危険水位 (レベル4) に達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	13	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、当分の間ははん濫危険水位を超える水位 (レベル4) が続く見込みです。引き続き警戒してください。	
	14	天白川の名古屋市南区天白川水位観測所では、はん濫危険水位を下回りました (レベル3)。水位は下降する見込みですが、引き続き警戒して下さい。	
	15	天白川では 付近 (市 町) でははん濫が発生しました (レベル5)。 地区では十分安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報、河川周囲の状況に留意して下さい。	
	16		
注意事項	17	今回の洪水は 年 月の (台風第 号・ 低気圧・ 前線) による大雨時 (と同程度の・を上回る) 規模と見込まれます。	
	18		
現況	19	天白川の流域平均雨量	気
	20	日 時 分 から 日 時 分 までの 時間の現況 _____ ミリ	
	21	日 時 分 から 日 時 分 までの 時間の予想 _____ ミリ	
予想	22		県
	23	天白川の天白川水位観測所〔名古屋市南区〕の水位	
	24	日 時 分の現況 _____ m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	25	日 時 分の予測 _____ m程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	26		
	27		
	28		
29	_____ の水位は 日 時頃 最高となり、その水位は _____ m程度と見込まれます。		
30	_____ の水位は 日 時 分頃 はん濫危険水位 (レベル4) に達すると見込まれます。		
31			

参 考	天白川水位観測所〔名古屋市中江二丁目〕 はん濫危険水位 6.2m 避難判断水位 3.9m はん濫注意水位 (警戒水位) 3.5m 水防団待機水位 2.9m 平常水位 1.6m
	水位危険度レベル <ul style="list-style-type: none"> ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

〔問い合わせ先〕

水位関係：愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 電話 052-961-4421
 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 電話 052-751-0909

計画資料 64 洪水予報文 (7/8)

日光川水系日光川 (はん濫注意情報・はん濫注意情報解除)

愛知県日光川水系日光川洪水予報 第 号
 (洪水注意報 (発表)・洪水注意報・洪水注意報 (警報解除)・洪水注意報解除)
 平成 年 月 日 時 分
 愛知県海部建設事務所 名古屋地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	日光川 はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ	県
	2	日光川 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	3	日光川 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み	
	4	日光川 避難判断水位を下回る	
	5	日光川 はん濫注意水位を下回る	
	6		
	7		
主文	8	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、はん濫注意水位 (レベル2) に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	県
	9	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、当分の間はん濫注意水位を超える水位 (レベル2) が続く見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	10	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	11	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、避難判断水位を下回りました (レベル2)。水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をして下さい。	
	12	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、はん濫注意水位を下回り (レベル1)、危険はなくなったものと思われまます。	
	13		
	14		
	15		
注意事項	17		県
	18		
現況・予想	19	日光川の流域平均雨量	気
	20	____日 ____時 ____分 から ____日 ____時 ____分 までの ____時間の現況 ____ミリ	
	21	____日 ____時 ____分 から ____日 ____時 ____分 までの ____時間の予想 ____ミリ	
現況・予想	22		県
	23	日光川戸荻水位観測所〔一宮市〕の水位	
	24	____日 ____時 ____分の現況 ____ . ____m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3))	
	25	____日 ____時 ____分の予測 ____ . ____m程度 (水位危険度レベル (1・2・3))	
	26	日光川古瀬水位観測所〔愛西市〕の水位	
	27	____日 ____時 ____分の現況 ____ . ____m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3))	
	28	____日 ____時 ____分の予測 ____ . ____m程度 (水位危険度レベル (1・2・3))	
	29	____の水位は ____日 ____時頃 最高となり、その水位は ____ . ____m程度と見込まれます。	
参考	30		
	31		

参考	戸荻水位観測所〔一宮市荻原町築込〕 (受け持ち区間 愛西市、稲沢市、一宮市) はん濫危険水位3.5m 避難判断水位2.9m はん濫注意水位 (警戒水位) 2.1m 水防団待機水位1.5m 平常水位0.27m
	古瀬水位観測所〔愛西市古瀬町村前〕 (受け持ち区間 飛島村、弥富市、蟹江町、津島市、愛西市、稲沢市) はん濫危険水位1.6m 避難判断水位1.4m はん濫注意水位 (警戒水位) 1.0m 水防団待機水位0.6m 平常水位-0.68m 水位危険度レベル <ul style="list-style-type: none"> ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

〔問い合わせ先〕

水位関係：愛知県 海部建設事務所 河川整備課 TEL 0567-74-1182
 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 TEL 052-751-0909

計画資料 64 洪水予報文 (8/8)

愛知県日光川水系日光川 (はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報)

愛知県日光川水系日光川洪水予報 第 号

(洪水警報 (発表)・洪水警報)

平成 年 月 日 時 分

愛知県海部建設事務所 名古屋地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	日光川 今後ははん濫危険水位に達する見込み	県
	2	日光川 避難判断水位に到達 (今後ははん濫危険水位に達する・水位はさらに上昇する) 見込み	
	3	日光川 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	4	日光川 はん濫危険水位 (に到達・を超える水位が続く) はん濫のおそれ	
	5	日光川 はん濫危険水位を下回る	
	6	日光川でははん濫が発生	
	7		
主文	8	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、はん濫危険水位 (レベル4) に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	県
	9	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。今後ははん濫危険水位 (レベル4) に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	10	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、避難判断水位 (レベル3) に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	11	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、当分の間避難判断水位を超える水位 (レベル3) が続く見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	12	日光川の(一宮市戸荻・愛西市古瀬)水位観測所では、はん濫危険水位 (レベル4) に達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	13	日光川の (一宮市戸荻・愛西市古瀬) 水位観測所では、当分の間ははん濫危険水位を超える水位(レベル4)が続く見込みです。引き続き、警戒してください。	
	14	日光川の (一宮市戸荻・愛西市古瀬) 水位観測所では、はん濫危険水位を下回りました。(レベル3) 水位は下降する見込みですが、引き続き警戒して下さい。	
	15	日光川では、__付近 (〇市〇町) でははん濫が発生しました。(レベル5) __地区では十分安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報、河川周囲の情報に留意して下さい。	
16			
注意事項	17	今回の洪水は 年 月の (台風第 号・ 低気圧・ 前線) による大雨時 (と同程度の・を上回る) 規模と見込まれます。	県
	18		
現況	19	日光川の流域平均雨量	気
	20	__日__時__分 から__日__時__分 までの __時間の現況 __ミリ	
	21	__日__時__分 から__日__時__分 までの __時間の予想 __ミリ	
予想	22		県
	23	日光川戸荻水位観測所〔一宮市〕の水位	
	24	__日__時__分の現況 __. __m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	25	__日__時__分の予測 __. __m程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	26	日光川古瀬水位観測所〔愛西市〕の水位	
	27	__日__時__分の現況 __. __m、(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中) (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
	28	__日__時__分の予測 __. __m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) 程度	
29	__の水位は__日__時頃 最高となり、その水位は__m程度と見込まれます。		
30	__の水位は__日__時__分頃 はん濫危険水位 (レベル4) に達すると見込まれます。		
31			

参考	<p>戸荻水位観測所〔一宮市荻原町築込〕 (受け持ち区間 愛西市、稲沢市、一宮市) はん濫危険水位3.5m 避難判断水位2.9m はん濫注意水位 (警戒水位) 2.1m 水防団待機水位1.5m 平常水位0.27m</p> <p>古瀬水位観測所〔愛西市古瀬町村前〕 (受け持ち区間 飛島村、弥富市、蟹江町、津島市、愛西市、稲沢市) はん濫危険水位1.6m 避難判断水位1.4m はん濫注意水位 (警戒水位) 1.0m 水防団待機水位0.6m 平常水位-0.68m</p> <p>水位危険度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 超過 ■レベル1 水防団待機水位超過
----	--

〔問い合わせ先〕

水位関係：愛知県 海部建設事務所 河川整備課 TEL 0567-74-1182

気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 TEL 052-751-0909

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

計画資料 64-2 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報発表文

○級○○川水系○○川 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

平成○○年○○月○○時○○分

愛知県○○建設事務所

【主文】

○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位（特別警戒水位）○.○mに達しました。
各地とも厳重な警戒をして下さい。

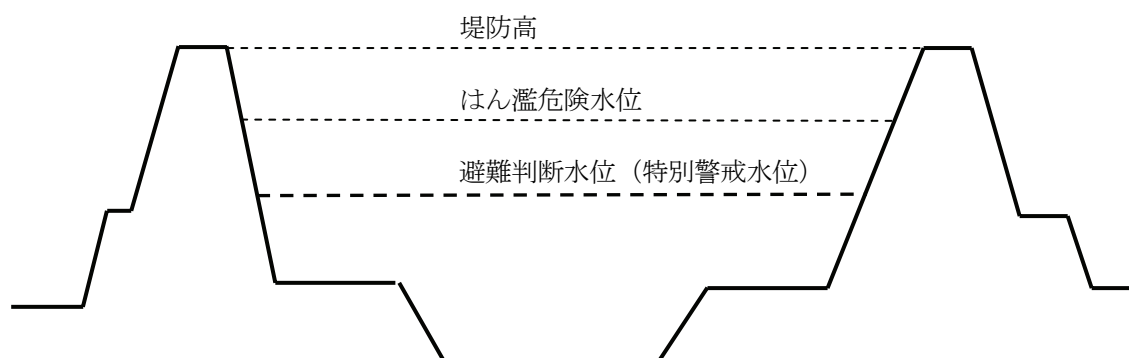
（注）本書は水防法第13条第2項の規定に基づき、特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村）及び関係機関に対して通知するものです。

（参考）

○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○岸○k○○付近）

堤防高	○.○m	
はん濫危険水位	○.○m	*洪水によりはん濫の起きるおそれがある水位
避難判断水位 （特別警戒水位）	○.○m	*洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 （避難勧告・指示の目安となる水位）

（河川の水位イメージ）



【問合わせ先】

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

計画資料 65 市保有の輸送車両等一覧表 (1/2)

事項 所属	可動車両台数							使用責任者	配置箇所
	舟艇その他	リヤカー	トラック	小型トラック	工作車	無線付自動車	救急車		
消防局	艇	台	台	台	台	台	台 ※6	総括部長	総括部
千種消防署	2						2	千種消防隊長	千種消防隊
東 "	2						1	東 "	東 "
北 "	4						2	北 "	北 "
西 "	5						2	西 "	西 "
中村 "	2						2	中村 "	中村 "
中 "	2						2	中 "	中 "
昭和 "	2						2	昭和 "	昭和 "
瑞穂 "	3						2	瑞穂 "	瑞穂 "
熱田 "	2						2	熱田 "	熱田 "
中川 "	3						3	中川 "	中川 "
港 "	2						4	港 "	港 "
南 "	6						2	南 "	南 "
守山 "	2						3	守山 "	守山 "
緑 "	6						3	緑 "	緑 "
名東 "	5						2	名東 "	名東 "
天白 "	4						2	天白 "	天白 "
特別消防隊	4						1	特別消防班長	総括部
消防学校	1							第1 予備班長	"
消防研究室								第2 "	"
緑政土木局 技術指導課			1	1				緑政土木部長	緑政土木部
緑政土木局 路政部道路管理課						1		"	"
千種土木事務所	2			2		1		千種 土木隊長	千種 土木隊
東 "	1		1	1		1		東 "	東 "
北 "	2		2	1		1		北 "	北 "
西 "	1		1	2		1		西 "	西 "
中村 "	1	2	2			1		中村 "	中村 "

計画資料 65 市保有の輸送車両等一覧表 (2/2)

事項 所属	可動車両台数							使用責任者	配置箇所
	舟艇その他	リヤカー	トラック	小型トラック	工作車	無線付自動車	救急車		
中土木事務所	艇	台	台	台	台	台	台	中土木隊長	中土木隊
昭和 "	1		1	1		1		昭和 "	昭和 "
瑞穂 "	1		1	1		1		瑞穂 "	瑞穂 "
熱田 "	1		1	1		1		熱田 "	熱田 "
中川 "	2		1	2		1		中川 "	中川 "
港 "	2		1	2		1		港 "	港 "
南 "	1			2		1		南 "	南 "
守山 "	2		1	2		1		守山 "	守山 "
緑 "	2		1	2		1		緑 "	緑 "
名東 "	1		2	1		1		名東 "	名東 "
天白 "	2		1	2		1		天白 "	天白 "
ポンプ施設 管理事務所	1	1				2		ポンプ施設班長	ポンプ施設班
東山総合公園 事務局				7				東山総合公園班長	東山総合公園班
交通局				25				交通部長	交通部
上下水道局	給水 タンク車 8		22	74	ショベル ローダー 1 フォーク リフト 2	55 (注)		上下水道部長	上下水道部
環境局				16	パワー ショベル 3 ドーザ ショベル 1 ショベル ローダー 6 ブルドーザ 1			環境部長	環境部
計	88	3	39	147	14	74	42		

備考 ※は、各消防署車検整備等の予備車である。

(注) 給水タンク車1台、トラック7台、小型トラック3台を含む。

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

計画資料 66 借上車両表

愛知県トラック協会	第一次			第二次			第三次			代表者氏名 電話番号	備 考
	大 型	中 型	小 型	大 型	中 型	小 型	大 型	中 型	小 型		
	112	102	61	124	113	67	139	127	76	小幡銀伸 871-1921	連絡時間は 午前9時から 午後5時まで

*参考 大型 6t 以上 中型 2t 以上 6t 未満 小型 2t 未満

計画資料 67 借上舟艇一覧表

住 所 氏 名	電 話		ボート所在地	可動 ボート数
	昼 間	夜 間		
千種区星が丘元町14 - 35 東山遊園(株) 代表取締役 水 野 茂 生	ボートハウス 781-0584 会社事務所 781-5210	東山ボート支配人 070-5033-0584	千種区田代町瓶杓 (東山公園上池)	22 隻
昭和区隼人町4 - 1 酒 井 英 俊	832-2500	(昼間に同じ)	昭和区隼人町 (隼人池)	9
緑区大高町字高山1の1 大高緑地観光協会 会長 坂 野 國 廣	会社事務所 624-0859	協会代表者 090-0723-0568 自宅 621-9557	緑区大高町字鴻ノ巣 (大高緑地琵琶ヶ池)	70
計				101

計画資料 68 水防上重要な水閘門箇所(1/5)

番号	河川名 海岸名	名 称	所 在 地	管 理 者	構 造
1	庄内川	天 白 樋 門	守山区大字上志段味	守山土木事務所長	手動捲揚1門
2	〃	神 明 樋 門	守山区大字吉根	守山土木事務所長	手動捲揚1門
3	〃	吉 根 排 水 樋 門	守山区大字吉根	守山土木事務所長	動力捲揚2門
4	〃	至 来 川 排 水 樋 門	守山区大字吉根	守山土木事務所長	動力捲揚1門
5	〃	八 ヶ 村 用 水 枵	守山区大字川	守山土木事務所長	動力捲揚1門
6	〃	川北ポンプ所樋門	守山区川北町	上下水道局北部名城 水処理事務所長	手動捲揚3門
7	〃	元 枵 樋 門	守山区大字瀬古	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	動力捲揚2門
8	〃	守山水処理センター 樋 門	北区米が瀬町	上下水道局北部名城 水処理事務所長	手動捲揚2門
9	〃	落合ポンプ所樋門	北区落合町	上下水道局北部名城 水処理事務所長	電動捲揚2門
10	〃	山 西 用 水 樋 門	西区山田町大野木	西 土 木 事 務 所 長	手動捲揚1門
11	〃	城北ポンプ所樋門	西区南堀越二丁目	上下水道局北部名城 水処理事務所長	手動捲揚2門
12	〃	中村ポンプ所樋門	中村区宿跡町二丁目	上下水道局西部打出 水処理事務所長	手動捲揚3門
13	〃	岩塚水処理センター 樋 門	中村区岩塚町字本陣屋 敷	上下水道局南部宝神 水処理事務所長	手動捲揚2門
14	〃	打出水処理センター 樋 門	中川区中須町	上下水道局西部打出 水処理事務所長	手動捲揚4門
15	〃	当知ポンプ所樋門	港区当知四丁目	上下水道局西部打出 水処理事務所長	手動捲揚2門
16	〃	宝神水処理センター 樋 門	港区宝神四丁目	上下水道局南部宝神 水処理事務所長	手動捲揚4門
17	新 川	喜惣治ポンプ所樋門	北区喜惣治一丁目	上下水道局北部名城 水処理事務所長	手動捲揚3門
18	〃	比良樋門（北区）	北区玄馬町	北 土 木 事 務 所	手動捲揚1門
19	〃	比良樋門（西区）	西区比良三丁目	西 土 木 事 務 所 長	手動捲揚1門
20	〃	渋 池 樋 門	西区二方町	西 土 木 事 務 所 長	手動捲揚1門
21	〃	上小田井ポンプ所 樋 門	西区二方町	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	手動捲揚4門
22	〃	第二平田ポンプ所 樋 門	西区山木一丁目	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	自 動 扉 1 門
23	〃	平田ポンプ所樋門	西区丸野二丁目	上下水道局北部名城 水処理事務所長	手動捲揚3門
24	〃	中小田井ポンプ所 樋 門	西区中小田井三丁目	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	手動捲揚4門
25	〃	第一平田ポンプ所 樋 門	西区丸野二丁目	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	自 動 扉 2 門

計画資料 68 水防上重要な水閘門箇所(2/5)

番号	河川名 海岸名	名 称	所 在 地	管 理 者	構 造
26	新 川	埜 田 樋 門	西区中小田井三丁目	西 土 木 事 務 所 長	手動捲揚1門
27	〃	こ も 原 樋 門	西区こも原町	西 土 木 事 務 所 長	手動捲揚1門
28	〃	万場川東ポンプ所樋 樋	中川区万場四丁目	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	自 動 扉 1 門
29	〃	万場ポンプ所樋門	中川区吉津二丁目	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	手動捲揚2門
30	〃	藤高ポンプ所樋門	港区藤高二丁目	藤 高 土 地 改 良 区 理 事 長	手動捲揚1門
31	〃	藤前ポンプ所樋門	港区藤前二丁目	上下水道局南部宝神 水 処 理 事 務 所 長	動力捲揚2門
32	〃	伏屋ポンプ所樋門	中川区伏屋四丁目	上下水道局西部打出 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚2門
33	〃	富田ポンプ所樋門	中川区富田町大字榎津 字下鶴垂	上下水道局西部打出 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚4門
34	〃	助光ポンプ所樋門	中川区一色新町二丁目	上下水道局西部打出 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚2門
35	〃	福田ポンプ所樋門	港区小賀須二丁目	上下水道局西部打出 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚3門
36	〃	七島ポンプ所樋門	港区七島二丁目	藤 高 土 地 改 良 区 理 事 長	手動捲揚1門
37	矢 田 川	宮前ポンプ所樋門	東区砂田橋二丁目	上下水道局北部名城 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚4門
38	〃	守西ポンプ所樋門	守山区瀬古一丁目	上下水道局北部名城 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚3門
39	〃	三階橋ポンプ所樋門	北区辻町字古新田	上下水道局北部名城 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚4門
40	〃	守 山 川 樋 門	守山区大字守山字町南	国 土 交 通 省	動力捲揚1門
41	〃	神 守 樋 門	守山区瀬古一丁目	守 山 土 木 事 務 所 長	手動捲揚2門
42	〃	溜 樋 門	北区辻町字古新田	北 土 木 事 務 所 長	手動捲揚2門
43	〃	福德ポンプ所樋門	北区福德町四丁目	上下水道局北部名城 水 処 理 事 務 所 長	手動捲揚4門
44	〃	大 森 樋 門	守山区大字大森字六反 田	守 山 土 木 事 務 所 長	動力捲揚1門
45	〃	猪子石原樋門	名東区天神下	名 東 土 木 事 務 所 長	動力捲揚1門
46	〃	天 子 田 樋 門	守山区大字大森字天子 田	守 山 土 木 事 務 所 長	動力捲揚1門
47	〃	小 幡 樋 門	守山区小幡太田	守 山 土 木 事 務 所 長	自 動 扉 1 門
48	長 戸 川	下志段味ポンプ所樋 樋	守山区大字下志段味字 池田	ポ ン プ 施 設 管 理 事 務 所 長	吐出:動力捲揚 1門 自然流下 :動力捲揚2門
49	新地蔵川	生 棚 川 樋 門	北区楠町一丁目	北 土 木 事 務 所 長	動力捲揚2門
50	〃	境 川 樋 門	北区大我麻町	北 土 木 事 務 所 長	動力捲揚1門
51	〃	戸 田 2 号 樋 門	中川区富田町戸田	住 宅 管 理 課 長	自 動 扉 1 門

計画資料 68 水防上重要な水閘門箇所(3/5)

番号	河川名 海岸名	名称	所在地	管理者	構造
52	福田川	戸田1号樋門	中川区富田町戸田	住宅管理課長	手動捲揚1門
53	〃	名西団地ポンプ所樋門	中川区富田町千音寺上之坪	ポンプ施設管理事務所長	自動扉1門
54	〃	千音寺ポンプ所樋門	中川区富田町千音寺川原田	ポンプ施設管理事務所長	自動扉1門
55	〃	西福田1号樋門	港区寺前町	西福田土地改良区理事	手動捲揚1門
56	〃	茶屋後1号樋門	港区新茶屋五丁目	茶屋後土地改良区理事	手動捲揚1門
57	〃	福田川樋門	港区南陽町福田前新田	福田悪水土地改良区理事	動力捲揚7門
58	戸田川	戸田ポンプ所樋門	中川区戸田明正一丁目	上下水道局西部打出水処理事務所長	手動捲揚4門
59	〃	戸田5号樋門	中川区戸田五丁目	中川土木事務所長	手動捲揚1門
60	〃	水里ポンプ所樋門	中川区水里二丁目	上下水道局西部打出水処理事務所長	手動捲揚2門
61	〃	西蟹田1号樋門	港区南陽町西蟹田	農業技術課長	手動捲揚1門
62	〃	西蟹田2号樋門	港区南陽町西蟹田	農業技術課長	手動捲揚1門
63	〃	西蟹田3号樋門	港区南陽町西蟹田	農業技術課長	手動捲揚1門
64	〃	春田野樋門	港区春田野三丁目	港土木事務所長	手動捲揚2門
65	〃	茶屋後樋門	港区新茶屋三丁目	茶屋後土地改良区	手動捲揚1門
66	〃	小川1号樋門	港区小川三丁目	小川土地改良区理事	手動捲揚1門
67	〃	小川2号樋門	港区小川一丁目	小川土地改良区理事	手動捲揚1門
68	〃	小川3号樋門	港区小川三丁目	小川土地改良区理事	手動捲揚1門
69	〃	小川4号樋門	港区小川三丁目	小川土地改良区理事	手動捲揚1門
70	日光川	戸田川排水機場樋門	港区小川三丁目	ポンプ施設管理事務所長	動力捲揚3門
71	大江川	大江ポンプ所樋門	港区本星崎町南	上下水道局東部柴田水処理事務所長	手動捲揚3門
72	〃	逆止第2号門	南区大同町1丁目	南土木事務所長	自動扉2門
73	〃	船見ポンプ所樋門	南区滝春町	ポンプ施設管理事務所長	手動捲揚3門
74	山崎川	釜塚樋門	瑞穂区釜塚町	瑞穂土木事務所長	自動扉1門
75	〃	外山樋門	南区駈上一丁目	南土木事務所長	自動扉1門

計画資料 68 水防上重要な水閘門箇所(4/5)

番号	河川名 海岸名	名称	所在地	管理者	構造
76	山崎川	加福第1樋門	南区加福町	南土木事務所長	手動開閉2門
77	〃	土市ポンプ所樋門	瑞穂区土市町	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚3門
78	〃	内浜ポンプ所樋門	南区豊四丁目	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚4門
79	〃	山崎水処理センター 樋門	南区忠次二丁目	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚1門 動力捲揚2門
80	〃	道徳ポンプ所樋門	南区泉楽通四丁目	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚3門
81	天白川	地蔵川1号樋門	天白区島田一丁目	天白土木事務所長	自動扉2門
82	〃	島田1号樋門	天白区島田一丁目	天白土木事務所長	自動扉1門
83	〃	大根川樋門	天白区原二丁目	天白土木事務所長	手動捲揚2門
84	〃	原1号樋門	天白区原二丁目	天白土木事務所長	手動捲揚1門
85	〃	忠兵衛川樋門	天白区原一丁目	天白土木事務所長	手動捲揚1門
86	〃	原2号樋門	天白区原一丁目	天白土木事務所長	自動扉1門
87	〃	平針原樋門	天白区原一丁目	天白土木事務所長	手動捲揚1門
88	〃	天白川排水樋門	港区船見町	港土木事務所長	自動扉3門
89	〃	大高西部ポンプ所 樋門	緑区大高町川添	ポンプ施設 管理事務所長	手動捲揚2門
90	〃	菅田ポンプ所樋門	天白区保呂町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚2門
91	〃	弥富ポンプ所樋門	瑞穂区関取町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚3門
92	〃	野並ポンプ所樋門	天白区中坪町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚3門
93	〃	笠寺ポンプ所樋門	南区砂口町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚4門
94	〃	鳴海水処理センター 樋門	緑区浦里五丁目	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	動力捲揚6門
95	〃	鳴尾ポンプ所樋門	南区上浜町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚3門
96	〃	柴田水処理センター 樋門	南区元柴田西町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚4門
97	大高川	鶴田ポンプ所樋門	緑区大高町下塩田	ポンプ施設 管理事務所長	手動捲揚1門
98	植田川	西山水処理センター 樋門	名東区山香町	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	動力捲揚1門
99	〃	植田水処理センター 樋門	天白区植田南	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	動力捲揚4門

計画資料 68 水防上重要な水閘門箇所(5/5)

番号	河川名 海岸名	名称	所在地	管理者	構造
100	扇川	六条ポンプ所樋門	緑区六田一丁目	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	手動捲揚 3 門
101	〃	汐田ポンプ所樋門	緑区鳴海町下汐田	上下水道局東部柴田 水処理事務所長	動力捲揚 4 門
102	〃	二ツ杵樋門	緑区六田一丁目	緑土木事務所長	手動捲揚 2 門
103	〃	会下樋門	緑区鳴海町字相原町	緑土木事務所長	手動捲揚 1 門
104	〃	曾根田樋門	緑区曾根一丁目	緑土木事務所長	手動捲揚 1 門
105	堀川	名城水処理センター 樋門	北区名城町一丁目	上下水道局北部名城 水処理事務所長	動力捲揚 5 門
106	〃	白鳥橋ポンプ所樋門	熱田区熱田西町	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚 4 門
107	〃	中島ポンプ所樋門	熱田区白鳥町	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚 2 門
108	〃	堀川口防潮水門	港区東築地町	名古屋港管理組合	動力開閉 5 門
109	新堀川	堀留水処理センター 樋門	中区千代田一丁目	上下水道局北部名城 水処理事務所長	動力捲揚 5 門
110	〃	熱田水処理センター 樋門	熱田区花表町	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	動力捲揚 2 門
111	〃	伝馬町水処理 センター樋門	瑞穂区桃園町五丁目	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	動力捲揚 1 門
112	〃	高蔵ポンプ所樋門	熱田区六野一丁目	上下水道局中部山崎 水処理事務所長	手動捲揚 5 門
113	中川運河 東支線	露橋水処理センター 樋門	中川区広住町10-50	上下水道局施設部 施設管理課長	手動捲揚 2 門
114	荒子川運河	品川樋門（東）	港区品川町	港土木事務所長	動力捲揚 1 門
115	〃	品川樋門（西）	港区品川町	港土木事務所長	手動捲揚 1 門
116	荒子川	篠原ポンプ所樋門	中川区中島新町	上下水道局西部打出 水処理事務所長	手動捲揚 2 門
117	〃	港北ポンプ所樋門	港区寛政町七丁目	上下水道局南部宝神 水処理事務所長	手動捲揚 3 門
118	名古屋港	大手ポンプ所樋門	港区大手町	上下水道局南部宝神 水処理事務所長	手動捲揚 3 門
119	〃	荒子川ポンプ所樋門	港区十一屋一丁目	ポンプ施設 管理事務所長	動力捲揚 6 門
120	〃	中川口通船門	港区中川本町五丁目	名古屋港管理組合	動力開閉 1 門
121	〃	名港ポンプ所樋門	港区熱田前新田字中川 東	上下水道局南部宝神 水処理事務所長	手動捲揚 3 門
計			121箇所		

計画資料 69 堤外民有地

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長 (m)
1	庄内川	庄内川	3.2K~3.8K -50 +50	右	中川区下之一色町	620
		計	1箇所			620

(注) 位置覧の数値は、河口からの距離を表わし、例えば7.6K+30は7,630mのことである。

計画資料 70 防潮壁陸閘の操作及び箇所(1/3)

高潮対策防潮壁工事の施工箇所に消火用ならびに通信用のため一部切断された箇所があり、陸閘の閉塞操作を下表をもって閉塞責任を明らかにする。

防潮壁陸閘箇所

水防計画付図対象番号	水系別	設置場所名	箇所	操作責任者
3	海岸線	港区一州町	1	中部電力(株)名古屋資材センター
4	〃	〃 〃	1	〃
5	〃	〃 築三町	1	名古屋港管理組合
6	〃	〃 〃	1	横浜冷凍(株)名古屋物流センター
10	〃	〃 〃	1	濱島造船工業(株)
12	〃	〃 千鳥二丁目	1	日本製粉(株)名古屋工場
14	〃	〃 〃	1	名古屋港管理組合
15	〃	〃 〃	2	日塩(株)名古屋支店 千鳥事業所
			2	三井倉庫(株)中部支社 築港事務所
16	〃	〃 〃	1	名古屋港管理組合
18	〃	〃 東築地町	1	名古屋海上保安部
21	〃	〃 大江町	1	名古屋港管理組合
22	〃	〃 〃	1	名古屋港管理組合
23	〃	〃 〃	2	三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所
			2	名古屋港管理組合
24	〃	〃 〃	1	名古屋港管理組合
25	〃	〃 〃	1	名古屋臨海鉄道(株)
26	〃	〃 昭和町	1	〃

計画資料 70 防潮壁陸閘の操作及び箇所(2/3)

水防 計画 付図 対象 番号	水 系 別	設 置 場 所 名	箇 所	操 作 責 任 者
28	海 岸 線	港区昭和町	1	愛 知 機 械 工 業(株)
29	〃	〃 〃	2	名 古 屋 港 管 理 組 合
			1	(株) ユ ー ・ エ ス ・ エ ス
31	〃	〃 〃	1	宇 部 興 産(株) 名 古 屋 支 店
32	〃	〃 〃	2	東 亜 合 成(株) 名 古 屋 工 場
34	〃	〃 船見町	1	名 古 屋 港 管 理 組 合
			1	名 古 屋 臨 海 鉄 道 (株)
35	〃	〃 〃	1	名 古 屋 港 管 理 組 合
38	〃	〃 入船一丁目	1	東 陽 倉 庫 (株)
			2	日 本 製 粉(株) 名 古 屋 工 場
39	〃	〃 〃	1	名 古 屋 港 管 理 組 合
40	〃	〃 〃	1	東 陽 倉 庫 (株)
41	〃	〃 港町	2	名 古 屋 港 管 理 組 合
42	〃	〃 〃	3	〃
43	〃	〃 〃	2	(財) 名 古 屋 み な と 振 興 財 団
44	〃	〃 西倉町	2	名 古 屋 港 管 理 組 合
45	〃	〃 潮見町	2	㈱辰巳商会名古屋ケミカルターミナル
46	〃	〃 〃	1	日清オイリオグループ㈱ 名古屋工場
47	〃	〃 〃	1	エクソンモービル㈱ 名古屋油槽所
50	〃	〃 野跡三丁目	1	名 古 屋 臨 海 高 速 鉄 道 (株)
54	新 川	中川区下之一色町 (左岸)	1	西 川 泰 造
55	〃	〃 〃 (〃)	1	西 川 正 治
56	〃	〃 〃 (〃)	1	鬼 頭 久 雄
57	〃	〃 〃 (〃) 常時閉	1	中 川 土 木 事 務 所 長

計画資料 70 防潮壁陸閘の操作及び箇所(3/3)

水防 計画 付図 対象 番号	水 系 別	設 置 場 所 名	箇 所	操 作 責 任 者
59	新 川	中川区下之一色町(左岸)	1	高 羽 元 男
60	〃	〃 〃 (〃)	1	森 繁 博
61	〃	〃 〃 (〃)	1	森 修
62	〃	〃 〃 (〃)	1	森 保 弘
63	〃	〃 〃 (〃)	1	森 実
64	〃	〃 〃 (〃)	1	森 徳 之
65	〃	〃 〃 (〃)	1	飯 田 幸 男
66	〃	〃 〃 (〃)	1	奥 島 正 寛
67	〃	〃 〃 (〃)	1	荒 川 隆 夫
70	〃	中川区富田町大字伏屋(左岸)	1	中 川 土 木 事 務 所 長
71	〃	港区南陽町大字福田(右岸)常時閉	1	〃
73	〃	〃 〃 (〃) 〃	1	港 消 防 署 長
76	山 崎 川	瑞穂区河岸町、南区呼続元町 (両岸)	2	名 古 屋 鉄 道 (株)
計		69箇所		

(注) 1, 2, 7, 8, 9, 11, 13, 17, 19, 20, 27, 30, 33, 36, 37, 48, 49, 51, 52, 53, 58, 68, 69, 72, 74,
75は欠番

計画資料 71 潮位表

この潮位表の基準面

名古屋港基準面
名古屋港基準面は、東京湾平均海面（国土地理院基準面）より1.412m低い。

名古屋港の潮位（名古屋港基準面からの高さ）

潮位種別	潮位 (m)	観測時	備考
さく望平均満潮面	2.61	昭和23年～昭和31年 観測平均	夏季(5月～10月)2.71m 冬季(11月～4月)2.52m
さく望平均干潮面	0.04	"	夏季(")0.17m 冬季(") - 0.09m
平均水面	1.40	昭和43年5月 ～昭和44年4月	海上保安庁水路部決定値
既往最高潮位	5.31	昭和34年9月26日	伊勢湾台風
既往最低潮位	-0.50	平成2年12月4日	

既往最高潮高 5.31

さく望平均満潮面 2.61

平均水面 1.40

さく望平均干潮面 0.04

既往最低潮位 -0.50

1.41 東京湾平均海面 (T.M.S.L.0.00)

0.00 名古屋港基準面 (N.P)

-0.73 検潮基準面

1月 JANUARY

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	土	4:18	188	15:08	193		9:34	115	22:15	20
2	日	5:09	203	16:05	201		10:33	107	23:04	8
3	月	5:51	214	16:52	208		11:20	99	23:46	0
4	火	6:28	221	17:32	213	●	12:00	91	*	*
5	水	7:02	224	18:09	216		0:23	-3	12:35	84
6	木	7:33	224	18:44	215		0:57	-2	13:07	79
7	金	8:01	221	19:18	210		1:27	4	13:39	76
8	土	8:28	216	19:52	203		1:54	14	14:10	74
9	日	8:54	210	20:29	192		2:21	27	14:44	74
10	月	9:20	203	21:11	179		2:47	42	15:21	76
11	火	9:48	195	22:01	165		3:15	60	16:07	78
12	水	10:20	187	23:05	152	☽	3:47	79	17:08	80
13	木	11:02	178	*	*		4:29	98	18:30	77
14	金	0:40	146	12:04	171		5:43	115	19:51	66
15	土	2:40	153	13:30	170		7:41	124	20:57	49
16	日	3:57	170	14:49	178		9:13	120	21:52	30
17	月	4:46	189	15:47	191		10:14	110	22:40	10
18	火	5:27	206	16:37	206		11:02	98	23:25	-8
19	水	6:05	221	17:23	219	○	11:44	84	*	*
20	木	6:42	232	18:07	228		0:08	-20	12:24	72
21	金	7:17	239	18:52	232		0:48	-26	13:03	60
22	土	7:52	240	19:37	228		1:26	-22	13:41	52
23	日	8:26	236	20:24	218		2:03	-8	14:20	47
24	月	8:59	228	21:12	202		2:39	13	15:01	47
25	火	9:31	216	22:07	182		3:15	40	15:48	50
26	水	10:05	203	23:16	162	☾	3:52	69	16:45	56
27	木	10:46	189	*	*		4:38	97	18:08	61
28	金	1:04	151	11:45	176		5:54	120	19:48	57
29	土	3:16	159	13:26	169		8:01	129	21:11	45
30	日	4:25	177	15:03	175		9:36	120	22:12	30
31	月	5:07	193	16:05	188		10:33	106	22:58	17

2月 FEBRUARY

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	火	5:41	206	16:51	200		11:14	92	23:37	8
2	水	6:12	215	17:29	209		11:49	78	*	*
3	木	6:40	220	18:03	215	●	0:10	4	12:20	68
4	金	7:06	222	18:35	218		0:39	4	12:49	59
5	土	7:30	222	19:07	216		1:06	8	13:18	53
6	日	7:52	220	19:39	211		1:30	16	13:46	49
7	月	8:14	216	20:13	203		1:54	27	14:16	48
8	火	8:36	209	20:49	191		2:17	41	14:47	51
9	水	8:59	201	21:30	177		2:41	57	15:22	56
10	木	9:24	192	22:20	162		3:07	75	16:06	62
11	金	9:55	181	23:32	149	☾	3:37	94	17:10	69
12	土	10:43	169	*	*		4:23	114	18:46	68
13	日	1:44	146	12:17	161		6:29	130	20:18	56
14	月	3:39	163	14:20	167		8:54	125	21:27	36
15	火	4:29	184	15:35	185		10:02	109	22:21	14
16	水	5:08	204	16:29	206		10:49	89	23:08	-4
17	木	5:43	222	17:17	224		11:30	69	23:51	-16
18	金	6:17	235	18:03	237	○	12:08	49	*	*
19	土	6:50	243	18:47	243		0:30	-19	12:46	33
20	日	7:22	244	19:32	240		1:08	-12	13:23	22
21	月	7:53	240	20:16	228		1:43	5	14:01	18
22	火	8:23	231	21:02	209		2:17	28	14:39	21
23	水	8:52	218	21:52	187		2:49	55	15:20	30
24	木	9:22	202	22:54	164		3:22	83	16:11	45
25	金	9:57	184	*	*		4:01	109	17:25	60
26	土	0:42	150	10:53	167	☾	5:15	130	19:19	65
27	日	3:13	157	13:09	157		8:05	133	20:54	57
28	月	4:12	174	15:04	167		9:37	117	21:56	45

3月 MARCH

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	火	4:47	189	16:02	182		10:23	98	22:41	33
2	水	5:16	202	16:43	197		10:58	80	23:16	25
3	木	5:43	211	17:18	209		11:28	65	23:47	21
4	金	6:08	218	17:51	217		11:57	52	*	*
5	土	6:31	222	18:22	222	●	0:14	21	12:25	41
6	日	6:53	223	18:53	223		0:40	24	12:53	33
7	月	7:13	222	19:25	220		1:04	31	13:21	29
8	火	7:34	218	19:57	213		1:28	41	13:49	28
9	水	7:55	213	20:32	203		1:51	53	14:17	32
10	木	8:16	205	21:10	190		2:15	67	14:49	39
11	金	8:40	195	21:55	174		2:40	82	15:27	48
12	土	9:10	183	22:58	160		3:10	99	16:21	59
13	日	9:55	170	*	*	☽	3:53	117	17:50	66
14	月	0:49	153	11:34	158		5:54	132	19:35	60
15	火	2:57	166	14:02	164		8:37	123	20:54	44
16	水	3:54	187	15:22	186		9:42	101	21:53	26
17	木	4:33	207	16:18	210		10:27	76	22:43	11
18	金	5:09	224	17:07	230		11:08	50	23:27	4
19	土	5:42	237	17:53	244		11:46	27	*	*
20	日	6:15	243	18:38	250	○	0:07	5	12:24	9
21	月	6:47	244	19:22	246		0:45	16	13:02	-1
22	火	7:17	239	20:07	233		1:21	33	13:39	-2
23	水	7:47	230	20:52	215		1:55	54	14:18	6
24	木	8:16	216	21:40	193		2:28	77	14:58	22
25	金	8:47	199	22:39	173		3:02	99	15:45	41
26	土	9:24	180	*	*	☾	3:44	118	16:52	61
27	日	0:11	159	10:26	161		5:07	133	18:35	73
28	月	2:21	162	12:57	152		7:53	129	20:13	72
29	火	3:28	174	14:47	163		9:12	111	21:19	65
30	水	4:06	187	15:44	179		9:55	91	22:06	57
31	木	4:36	199	16:25	195		10:29	72	22:43	51

4 月 APRIL

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	金	5:02	208	17:00	208		11:00	55	23:15	48
2	土	5:26	215	17:34	218		11:29	40	23:44	48
3	日	5:50	219	18:06	225	●	11:58	29	*	*
4	月	6:12	221	18:38	227		0:11	50	12:27	21
5	火	6:34	221	19:11	226		0:37	55	12:55	16
6	水	6:56	219	19:44	221		1:03	62	13:24	17
7	木	7:19	214	20:20	212		1:29	71	13:55	21
8	金	7:43	207	20:59	201		1:56	82	14:27	29
9	土	8:11	197	21:45	188		2:25	94	15:07	40
10	日	8:46	185	22:45	176		3:00	108	15:59	52
11	月	9:41	171	*	*	☾	3:56	122	17:18	62
12	火	0:13	170	11:32	161		5:57	128	18:53	63
13	水	1:54	177	13:43	169		8:06	114	20:13	55
14	木	3:01	193	15:03	190		9:10	89	21:17	46
15	金	3:47	210	16:02	213		9:58	61	22:11	39
16	土	4:26	224	16:54	232		10:40	35	22:58	38
17	日	5:02	234	17:42	245		11:21	12	23:42	42
18	月	5:37	240	18:28	249	○	12:02	-3	*	*
19	火	6:11	240	19:14	246		0:22	52	12:41	-10
20	水	6:44	236	19:59	235		1:00	65	13:21	-7
21	木	7:16	227	20:44	219		1:37	80	14:01	4
22	金	7:50	214	21:31	202		2:13	95	14:42	22
23	土	8:26	198	22:24	187		2:51	109	15:27	42
24	日	9:10	180	23:30	175		3:39	121	16:23	62
25	月	10:19	164	*	*	☾	4:59	128	17:39	78
26	火	0:55	172	12:17	155		7:00	123	19:05	85
27	水	2:12	177	14:05	162		8:22	107	20:18	86
28	木	3:04	186	15:11	176		9:12	88	21:14	83
29	金	3:41	195	15:58	191		9:50	69	21:59	80
30	土	4:12	203	16:38	204		10:25	52	22:37	78

5月 MAY

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	日	4:39	210	17:14	216		10:57	37	23:11	78
2	月	5:06	215	17:49	224		11:29	25	23:43	79
3	火	5:32	219	18:24	229	●	12:01	17	*	*
4	水	5:58	220	18:59	230		0:13	81	12:33	13
5	木	6:25	220	19:35	227		0:43	84	13:06	13
6	金	6:53	216	20:13	221		1:13	90	13:40	17
7	土	7:24	210	20:54	213		1:45	96	14:16	24
8	日	8:00	201	21:40	204		2:21	104	14:59	34
9	月	8:46	190	22:35	196		3:05	112	15:50	47
10	火	9:54	178	23:40	192		4:08	119	16:56	59
11	水	11:34	171	*	*	☽	5:46	117	18:13	68
12	木	0:53	193	13:19	177		7:24	102	19:30	72
13	金	1:59	201	14:42	193		8:32	78	20:38	73
14	土	2:53	211	15:47	212		9:25	53	21:37	74
15	日	3:40	221	16:42	228		10:13	29	22:30	76
16	月	4:22	229	17:33	240		10:58	10	23:19	80
17	火	5:02	234	18:21	244	○	11:43	-1	*	*
18	水	5:41	235	19:07	243		0:03	85	12:26	-5
19	木	6:19	232	19:51	236		0:44	91	13:08	0
20	金	6:56	225	20:34	226		1:24	98	13:49	10
21	土	7:35	215	21:16	215		2:02	104	14:28	26
22	日	8:15	202	21:58	204		2:42	110	15:09	44
23	月	9:03	188	22:43	195		3:28	116	15:52	62
24	火	10:03	175	23:35	188		4:29	118	16:42	80
25	水	11:24	165	*	*	☾	5:50	116	17:45	94
26	木	0:35	186	13:00	164		7:13	106	18:58	104
27	金	1:37	187	14:24	173		8:16	90	20:08	108
28	土	2:30	192	15:26	186		9:05	73	21:07	109
29	日	3:13	199	16:14	200		9:47	57	21:56	108
30	月	3:50	205	16:56	212		10:25	42	22:39	106
31	火	4:24	212	17:35	223		11:02	30	23:17	103

6月 JUNE

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	水	4:57	217	18:12	230		11:39	21	23:53	102
2	木	5:30	221	18:50	234	●	12:16	15	*	*
3	金	6:04	223	19:28	235		0:28	101	12:53	13
4	土	6:40	223	20:07	233		1:04	101	13:31	14
5	日	7:19	219	20:47	229		1:41	103	14:10	20
6	月	8:04	212	21:30	224		2:21	105	14:52	31
7	火	8:57	202	22:15	218		3:08	107	15:38	45
8	水	10:03	192	23:04	213		4:05	107	16:31	62
9	木	11:23	184	23:58	209	☽	5:18	102	17:34	80
10	金	12:54	184	*	*		6:40	91	18:45	95
11	土	0:58	208	14:23	193		7:54	73	19:59	105
12	日	1:59	211	15:37	208		8:56	53	21:09	110
13	月	2:57	217	16:38	222		9:51	35	22:10	110
14	火	3:50	223	17:30	234		10:43	21	23:04	109
15	水	4:38	229	18:17	241		11:31	11	23:51	107
16	木	5:23	232	19:00	243	○	12:16	8	*	*
17	金	6:05	232	19:40	241		0:33	105	12:58	11
18	土	6:46	229	20:17	236		1:12	104	13:36	19
19	日	7:25	223	20:51	229		1:49	103	14:11	32
20	月	8:05	214	21:23	221		2:26	104	14:44	47
21	火	8:48	203	21:55	214		3:05	105	15:16	64
22	水	9:36	191	22:30	207		3:50	106	15:51	82
23	木	10:35	180	23:10	200	☾	4:46	106	16:34	100
24	金	11:50	172	*	*		5:57	103	17:31	117
25	土	0:00	195	13:23	172		7:11	95	18:49	129
26	日	1:02	193	14:50	182		8:14	83	20:11	134
27	月	2:06	195	15:53	195		9:08	68	21:19	132
28	火	3:02	201	16:41	210		9:55	54	22:13	127
29	水	3:49	210	17:22	223		10:39	40	22:58	121
30	木	4:32	219	18:01	234		11:21	28	23:39	114

7月 JULY

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	金	5:13	227	18:39	242	●	12:02	18	*	*
2	土	5:54	233	19:16	247		0:18	108	12:42	13
3	日	6:37	236	19:54	249		0:56	102	13:21	13
4	月	7:21	235	20:30	248		1:35	97	14:00	19
5	火	8:08	230	21:07	244		2:15	93	14:39	32
6	水	9:00	220	21:44	237		2:58	90	15:19	51
7	木	9:57	208	22:23	229		3:47	89	16:02	75
8	金	11:05	196	23:07	220	☾	4:46	87	16:54	99
9	土	12:31	188	*	*		6:00	84	18:02	121
10	日	0:01	212	14:14	191		7:21	75	19:28	135
11	月	1:11	208	15:40	204		8:36	63	20:54	138
12	火	2:28	210	16:41	220		9:40	49	22:04	132
13	水	3:35	217	17:28	233		10:36	36	22:58	123
14	木	4:30	226	18:09	242		11:24	27	23:43	114
15	金	5:17	233	18:46	247	○	12:07	23	*	*
16	土	5:58	238	19:19	248		0:21	105	12:44	24
17	日	6:37	238	19:48	246		0:56	99	13:16	30
18	月	7:13	235	20:16	242		1:29	94	13:46	41
19	火	7:49	229	20:41	237		2:02	91	14:13	54
20	水	8:27	219	21:06	230		2:35	91	14:39	70
21	木	9:07	208	21:33	223		3:11	92	15:07	88
22	金	9:55	196	22:02	214		3:53	95	15:38	106
23	土	10:53	184	22:39	205	☾	4:47	98	16:17	125
24	日	12:15	176	23:32	197		5:59	99	17:21	143
25	月	14:08	179	*	*		7:19	93	19:13	152
26	火	0:54	193	15:36	193		8:29	81	20:52	150
27	水	2:22	197	16:28	210		9:28	66	21:56	140
28	木	3:26	209	17:08	226		10:18	49	22:44	128
29	金	4:18	223	17:45	241		11:04	33	23:26	115
30	土	5:04	237	18:20	253		11:46	21	*	*
31	日	5:48	248	18:55	261	●	0:05	101	12:26	14

8月 AUGUST

日付	曜日	満潮 H.W				月齢	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	月	6:33	254	19:29	265		0:43	89	13:05	16
2	火	7:18	255	20:02	264		1:21	78	13:42	25
3	水	8:04	249	20:34	258		1:59	71	14:18	43
4	木	8:52	237	21:06	249		2:39	68	14:54	67
5	金	9:45	220	21:40	237		3:22	70	15:31	94
6	土	10:47	203	22:19	224	☾	4:14	75	16:16	121
7	日	12:15	189	23:11	210		5:24	82	17:22	145
8	月	14:20	190	*	*		6:57	83	19:17	157
9	火	0:37	200	15:48	205		8:26	75	21:01	151
10	水	2:24	202	16:39	222		9:36	63	22:07	137
11	木	3:37	214	17:17	235		10:30	51	22:53	121
12	金	4:30	227	17:50	245		11:13	43	23:30	107
13	土	5:12	238	18:20	251		11:50	39	*	*
14	日	5:49	244	18:47	253	○	0:03	94	12:22	39
15	月	6:23	247	19:12	253		0:34	85	12:50	45
16	火	6:57	246	19:35	250		1:04	78	13:16	54
17	水	7:30	241	19:57	246		1:33	74	13:40	66
18	木	8:04	233	20:18	240		2:03	73	14:04	80
19	金	8:41	222	20:40	231		2:34	76	14:29	96
20	土	9:22	209	21:05	222		3:09	81	14:55	113
21	日	10:11	195	21:35	210		3:51	89	15:25	131
22	月	11:20	183	22:18	198	☾	4:51	97	16:10	149
23	火	13:17	180	23:45	189		6:20	99	18:13	163
24	水	15:14	193	*	*		7:50	90	20:38	157
25	木	1:54	192	16:06	212		8:59	75	21:43	141
26	金	3:12	208	16:43	231		9:54	56	22:28	122
27	土	4:07	228	17:17	248		10:41	39	23:07	102
28	日	4:54	246	17:51	262		11:24	27	23:45	82
29	月	5:39	261	18:23	270	●	12:04	23	*	*
30	火	6:24	269	18:55	274		0:22	64	12:42	28
31	水	7:09	269	19:26	271		1:00	51	13:19	41

9月 SEPTEMBER

日付	曜日	満潮 H.W				月齡	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	木	7:54	261	19:57	263		1:37	44	13:54	62
2	金	8:41	246	20:27	252		2:16	45	14:28	87
3	土	9:32	226	20:59	236		2:57	52	15:04	113
4	日	10:33	205	21:35	219		3:46	66	15:45	138
5	月	12:05	190	22:31	201	☽	4:54	81	16:57	159
6	火	14:21	192	*	*		6:36	90	19:32	163
7	水	0:30	188	15:37	207		8:14	86	21:09	147
8	木	2:33	196	16:18	221		9:23	76	21:59	127
9	金	3:38	211	16:50	234		10:13	66	22:36	108
10	土	4:23	226	17:19	243		10:52	60	23:09	91
11	日	5:01	238	17:45	249		11:25	57	23:39	77
12	月	5:35	246	18:09	252	☉	11:54	58	*	*
13	火	6:08	250	18:31	252		0:08	66	12:21	62
14	水	6:40	251	18:52	251		0:36	58	12:46	70
15	木	7:12	248	19:13	247		1:04	54	13:10	79
16	金	7:45	241	19:33	240		1:33	54	13:34	91
17	土	8:20	231	19:54	232		2:02	58	13:59	104
18	日	8:58	218	20:18	221		2:33	65	14:24	118
19	月	9:43	204	20:46	209		3:11	76	14:54	133
20	火	10:44	190	21:27	195	☾	4:02	87	15:37	149
21	水	12:25	184	23:00	182		5:24	95	17:36	162
22	木	14:27	194	*	*		7:06	92	20:22	151
23	金	1:35	185	15:26	212		8:24	79	21:22	130
24	土	2:58	205	16:05	231		9:23	63	22:04	104
25	日	3:54	228	16:40	248		10:13	49	22:43	79
26	月	4:42	250	17:13	261		10:57	41	23:21	54
27	火	5:28	266	17:46	269	●	11:39	40	23:58	35
28	水	6:13	274	18:18	271		12:18	48	*	*
29	木	6:58	273	18:49	267		0:36	22	12:55	62
30	金	7:44	263	19:21	258		1:15	18	13:32	82

10月 OCTOBER

日付	曜日	満潮 H.W				月齢	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	土	8:31	246	19:52	245		1:54	24	14:07	103
2	日	9:21	226	20:25	228		2:36	38	14:44	124
3	月	10:21	206	21:04	208		3:24	57	15:29	143
4	火	11:45	192	22:09	188	☽	4:28	78	16:52	156
5	水	13:40	191	*	*		6:03	92	19:29	152
6	木	0:29	177	14:55	201		7:41	94	20:50	132
7	金	2:24	186	15:38	213		8:51	89	21:35	111
8	土	3:25	202	16:10	224		9:41	83	22:10	90
9	日	4:08	217	16:38	232		10:20	78	22:41	72
10	月	4:45	229	17:04	238		10:54	76	23:11	57
11	火	5:19	239	17:27	242		11:24	77	23:40	46
12	水	5:52	245	17:50	243	○	11:52	80	*	*
13	木	6:24	247	18:12	242		0:09	38	12:19	84
14	金	6:57	246	18:34	239		0:38	34	12:46	91
15	土	7:30	241	18:56	233		1:07	35	13:12	99
16	日	8:05	232	19:20	225		1:37	39	13:38	108
17	月	8:43	221	19:46	215		2:09	48	14:07	118
18	火	9:27	208	20:18	202		2:46	58	14:42	130
19	水	10:23	197	21:07	188		3:34	71	15:32	142
20	木	11:42	191	22:49	175	☾	4:44	82	17:23	148
21	金	13:17	195	*	*		6:16	85	19:44	135
22	土	1:10	178	14:28	208		7:40	80	20:48	109
23	日	2:37	197	15:16	224		8:45	72	21:33	81
24	月	3:37	221	15:56	238		9:40	64	22:15	53
25	火	4:29	242	16:33	249		10:29	61	22:55	28
26	水	5:17	257	17:08	256		11:14	63	23:36	9
27	木	6:04	265	17:43	258	●	11:56	70	*	*
28	金	6:51	264	18:17	255		0:17	0	12:36	81
29	土	7:37	255	18:52	246		0:57	-1	13:15	94
30	日	8:24	241	19:27	233		1:39	8	13:53	108
31	月	9:12	224	20:05	216		2:21	24	14:34	121

11月 NOVEMBER

日付	曜日	満潮 H.W				月齢	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	火	10:05	208	20:51	197		3:07	45	15:23	132
2	水	11:07	195	21:59	178		4:01	67	16:39	139
3	木	12:24	189	23:53	166	☾	5:11	86	18:38	134
4	金	13:41	191	*	*		6:36	97	20:04	117
5	土	1:46	171	14:37	198		7:53	100	20:56	96
6	日	2:58	184	15:18	206		8:53	99	21:35	76
7	月	3:48	198	15:51	214		9:40	97	22:10	58
8	火	4:28	212	16:20	220		10:20	95	22:43	42
9	水	5:04	223	16:47	224		10:55	94	23:15	30
10	木	5:39	231	17:13	227		11:27	94	23:46	22
11	金	6:12	236	17:39	228	○	11:58	95	*	*
12	土	6:46	237	18:06	227		0:18	18	12:28	97
13	日	7:20	234	18:33	223		0:50	17	12:57	100
14	月	7:56	229	19:02	217		1:22	21	13:28	105
15	火	8:34	221	19:35	208		1:57	27	14:02	111
16	水	9:17	213	20:16	196		2:34	37	14:42	117
17	木	10:06	204	21:14	182		3:19	49	15:36	123
18	金	11:04	199	22:44	171		4:16	62	17:01	123
19	土	12:11	198	*	*	☾	5:28	74	18:48	111
20	日	0:37	171	13:19	202		6:48	81	20:04	88
21	月	2:11	185	14:19	211		8:02	84	21:00	60
22	火	3:21	204	15:09	221		9:06	84	21:48	34
23	水	4:19	224	15:54	230		10:03	84	22:35	11
24	木	5:11	238	16:36	237		10:53	85	23:20	-5
25	金	6:00	247	17:17	240	●	11:40	87	*	*
26	土	6:47	248	17:57	238		0:04	-12	12:23	91
27	日	7:32	244	18:37	232		0:48	-12	13:05	95
28	月	8:15	234	19:17	222		1:30	-3	13:45	100
29	火	8:57	223	19:58	208		2:10	12	14:25	105
30	水	9:39	210	20:44	192		2:50	31	15:10	109

12月 DECEMBER

日付	曜日	満潮 H.W				月齢	干潮 L.W			
		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)		時刻 (時分)	潮位 (c m)	時刻 (時分)	潮位 (c m)
1	木	10:21	199	21:39	175		3:30	52	16:05	113
2	金	11:08	190	22:55	161	☾	4:14	72	17:21	112
3	土	12:03	185	*	*		5:10	91	18:50	103
4	日	0:34	155	13:06	183		6:23	105	20:01	87
5	月	2:12	161	14:06	186		7:43	112	20:54	69
6	火	3:22	175	14:56	191		8:52	113	21:37	52
7	水	4:12	189	15:36	197		9:46	110	22:16	36
8	木	4:52	203	16:12	204		10:30	106	22:53	23
9	金	5:29	213	16:45	209		11:08	102	23:29	13
10	土	6:04	221	17:17	214	○	11:43	99	*	*
11	日	6:39	226	17:50	216		0:04	6	12:16	96
12	月	7:14	228	18:24	216		0:39	2	12:49	94
13	火	7:49	227	18:59	213		1:14	2	13:24	93
14	水	8:25	224	19:39	206		1:49	7	14:00	93
15	木	9:03	219	20:24	197		2:26	16	14:41	94
16	金	9:43	213	21:20	184		3:06	29	15:29	94
17	土	10:26	207	22:31	173		3:51	46	16:31	92
18	日	11:15	201	*	*	☾	4:45	66	17:51	85
19	月	0:01	166	12:13	197		5:53	84	19:16	70
20	火	1:43	170	13:18	197		7:15	98	20:28	49
21	水	3:11	184	14:24	201		8:35	104	21:29	27
22	木	4:18	202	15:24	208		9:45	103	22:23	8
23	金	5:13	218	16:17	216		10:43	99	23:13	-7
24	土	6:00	229	17:05	223		11:32	93	23:59	-15
25	日	6:43	234	17:50	226	●	12:16	88	*	*
26	月	7:23	234	18:32	224		0:42	-16	12:56	84
27	火	8:00	230	19:11	218		1:20	-9	13:34	82
28	水	8:33	223	19:50	208		1:55	3	14:10	81
29	木	9:04	214	20:30	195		2:27	19	14:47	82
30	金	9:34	205	21:13	180		2:57	39	15:27	84
31	土	10:05	196	22:05	165		3:27	58	16:17	86

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

出典：気象庁HP (<http://www.data.kishou.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/suisan.php>) より表示地点を名古屋として作成

計画資料 72-1 区別同報無線設置状況

種別 行政区	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		合計	
	屋外子局	遠隔制御器	屋外子局	遠隔制御器	屋外子局	遠隔制御器	屋外子局	遠隔制御器	屋外子局	遠隔制御器
千種	—	—	7	1	—	—	—	—	7	1
東	—	—	5	1	—	—	—	—	5	1
北	9	1	6	—	—	—	—	—	15	1
西	8	1	4	—	2 ※1	—	—	—	14	1
中村	—	—	6	1	—	—	—	—	6	1
中	—	—	5	1	—	—	—	—	5	1
昭和	—	—	3	1	—	—	—	—	3	1
瑞穂	3	1	6	—	—	—	—	—	9	1
熱田	—	—	6	1	—	—	—	—	6	1
中川	—	—	9	1	—	—	—	—	9	1
港	—	—	16	1	—	—	4 ※2	—	20	1
南	14	1	8	—	—	—	—	—	22	1
守山	—	—	8	1	—	—	—	—	8	1
緑	12	1	14	—	—	—	—	—	26	1
名東	—	—	7	1	—	—	—	—	7	1
天白	10	1	5	—	—	—	—	—	15	1
合計	56	6	115	10	2	0	4	0	177	16

注1 ※1は平成16年度中に西区中小田井学区連絡協議会が設置し平成17年4月1日に名古屋市が寄贈を受けたものです。

注2 市役所には統括卓、東山スカイタワーには親局を設置しています。

注3 ※2は津波情報伝達装置として設置しました。

【風水害等災害対策編 第3章 第5節 広報・広聴活動】

【地震災害対策編 第3章 第9節 広報・広聴活動】

計画資料 72-2 区別サイレン設置状況

平成24年4月1日現在

区別	種別	サイレン			計
		市施設 (同報無線)	市施設 (同報無線以外)	その他	
千	種	7	6	—	13
	東	5	—	—	5
	北	15	3	—	18
	西	14	1	2	17
	中 村	6	2	1	9
	中	5	3	—	8
	昭 和	3	5	—	8
	瑞 穂	9	2	2	13
	熱 田	6	—	—	6
	中 川	9	8	1	18
	港	20	6	2	28
	南	22	—	4	26
	守 山	8	10	—	18
	緑	26	1	—	27
	名 東	7	4	—	11
	天 白	15	2	—	17
	計	177	53	12	242

【風水害等災害対策編 第3章 第10節 避難】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

計画資料 73 区別広報車保有状況

平成24年4月1日現在

所管 区別	区役所	消防署	環境事業所	保健所	水道営業所	計
千種	2	1	1	0	8 (うち管路センター 4、浄水場2)	12
東	1	1	1	1	0	4
北	3	1	1	0	1	6
西	3	2	1	2	1	9
中村	3	1	1	0	5 (うち管路センター 5)	11
中	2	2	1	0	2	7
昭和	4	1	1	1	0	7
瑞穂	4	1	1	1	2	9
熱田	3	1	1	1	0	6
中川	2	1	1	2	2	8
港	6	1	1	1	4 (うち管路センター 3)	13
南	4	1	1	1	1	8
守山	4	1	1	1	1	8
緑	5	1	1	1	5 (うち管路センター 4)	13
名東	4	1	1	1	0	7
天白	3	1	1	1	1	7
計	53	18	16	14	34	135

【風水害等災害対策編 第3章 第5節 広報・広聴活動】

【風水害等災害対策編 第3章 第10節 避難】

【風水害等災害対策編 第3章 第21節 区の応急対策活動】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

【地震災害対策編 第3章 第9節 広報・広聴活動】

【地震災害対策編 第3章 第24節 区の応急対策活動】

計画資料 74 上水道施設一覧(1/3)

系統	種別	名称	規模	所在地	備考
犬山系	水源	木曾川表流水			
	取水施設	犬山第一取水口	桶門2門 (3.62m ³ /秒)	犬山市内木曾川左岸	
		共同取水口	〃 4〃 (8.30 〃)	〃	
		沈砂池	2池 3,448m ³	〃	
	導水施設	導水トンネル	φ3,700、φ1,800、φ1,600 (馬蹄型) 2,925×2,340、1,698×1,650 (5km)	犬山庄送ポンプ所 (犬山市)	
		導水管	3条 φ2,600~φ900 (68km)	犬山庄送ポンプ所ー鍋屋上野浄水場・春日井浄水場	
		圧送ポンプ	1,250kW 3台		
	浄水施設	沈でん池	11池 645,000m ³ /日	春日井浄水場 (春日井市)	
			5池 (緩速用、総容量) 282,000m ³ /日	鳥居松沈でん池 (〃)	
			4池 161,300m ³ /日	鍋屋上野浄水場 (千種区)	
ろ過池		36池 645,000m ³ /日	春日井浄水場 (春日井市)		
		14池 (緩速用) 工事中のため休止中 140,000m ³ /日	鍋屋上野浄水場 (千種区)		
	20池 162,000m ³ /日	〃 (〃)			
	高架タンク	1基 1,500m ³	春日井浄水場 (春日井市)		
送配水施設	送配水ポンプ	480kW 2台 1,250kW 3台 900kW 3台 425kW 3台 1,000kW 3台	春日井浄水場 (春日井市) 鍋屋上野浄水場 (千種区)		
		送水管	1条 φ1,800 (12km) 1条 φ2,000 (14km) 1条 φ1,500 (4km) 1条 φ1,500~φ1,350 (11km) 1条 φ1,500 (1km) 1条 φ1,500~φ900 (10km) 1条 φ1800 (12km)	春日井浄水場ー東山配水場 春日井浄水場ー猪高配水場 鍋屋上野浄水場ー猪高配水場 猪高配水場ー鳴海配水場 鍋屋上野浄水場ー東山配水場 東山配水場ー瑞穂配水場、春日野配水場 春日井浄水場ー猪高配水場	
配水池		3池 75,000m ³	春日井浄水場 (春日井市)		
		3池 35,000m ³	鍋屋上野浄水場 (千種区)		

計画資料 74 上水道施設一覧(2/3)

系統	種別	名称	規模		所在地	備考	
犬	配水施設	配水池	1池	6,860m ³	} 東山配水場(千種区)		
			1池	6,860m ³			工事のため休止中
			2池	18,740m ³			
			1池	27,000m ³	} 志段味配水場(守山区)		
			2池	12,100m ³			
			4池	90,000m ³	猪高配水場(名東区)		
			1池	5,000m ³	平和公園(千種区)		
			2池	50,000m ³	瑞穂配水場(瑞穂区)		
			3池	35,000m ³	春日野配水場(南区)		
			5池	60,000m ³	鳴海配水場(緑区)		
山	配水ポンプ		150kW	2台	} 志段味配水場(守山区)		
			45kW	3台			
			420kW	3台	} 猪高配水場(名東区)		
			750kW	1台			
			850kW	2台			
			110kW	3台	平和公園(千種区)		
			380kW	3台	瑞穂配水場(瑞穂区)		
			110kW	10台	鳴海配水場(緑区)		
系	加圧ポンプ		10kW	2台	} 東谷増圧ポンプ所(守山区)		
			※1台ずつ切替運転				
			1.5kW	2台			
			10kW	3台	極楽増圧ポンプ所(名東区)		
			22kW	2台	望ヶ丘ポンプ所(名東区)		
統	給配水塔		1基	17,000m ³	春日井浄水場(春日井市)		
			1基	7,500m ³	猪高配水場(名東区)		
			1基	12,000m ³	鳴海配水場(緑区)		
			1基	300m ³	東山配水場(千種区)		
			1基	5,800m ³	百合が丘地内(守山区)		
			1基	600m ³	平和公園配水場(千種区)		
			統	発電施設	ガスタービン発電機		3,000kVA
3,000kVA	1台	鍋屋上野浄水場(千種区)					
500kVA	1台	鳴海配水場(緑区)					

計画資料 74 上水道施設一覧 (3/3)

系統	種別	名称	規模	所在地	備考
朝 日 系 統	水源	木曾川表流水			
	取水施設	朝日取水口 沈砂池	桶門4門 (8.08m ³ /秒) 8池 6,100m ³	一宮市内木曾川左岸 朝日取水場(一宮市)	
	導水施設	圧送ポンプ 導水管	250kW 4台 3条φ1,800 (44km)	朝日取水場(一宮市) 朝日取水場—大治浄水場	
	浄水施設	沈でん池 ろ過池 高架タンク	13池 585,600m ³ /日 44池 585,000m ³ /日 2基 1,750m ³	} 大治浄水場(海部郡大治町)	
	配水施設	配水池	6池 128,900m ³ 2池 45,000m ³		大治浄水場(海部郡大治町) 中川西配水場(港区)
		配水ポンプ	1,600kW 2台 1,300kW 4台	} 大治浄水場(海部郡大治町)	
			520kW 5台		中川西配水場(港区)
		給配水塔	1基 9,300m ³ 1基 90m ³	大治浄水場(海部郡大治町) 中川西配水場(港区)	
		発電施設	ガスタービン 発電機	3,000kVA 1台	大治浄水場(海部郡大治町)

計画資料 75 工業用水道施設一覧

系統	種別	名称	規模	所在地	備考
児玉浄水場	取水施設	制水門	水門 4門	名古屋市西区万代町2 - 26	
		取水門	〃 2門		
	浄水施設	高速沈でん池	2池		
	配水施設	配水池	2池		
		配水ポンプ	一式		
辰巳浄水場	取水施設	取水ポンプ	一式	名古屋市港区港明一丁目10-32	
	浄水施設	高速沈でん池	2池	名古屋市熱田区千年二丁目35 - 36	
		急速ろ過池	7池		
	配水施設	配水池	2池	名古屋市港区港明一丁目10-32	
		配水ポンプ	一式		
発電施設	発電機	1台			
大治浄水場	浄水施設	調整池	2池	愛知県あま市坂牧壺町田	
		高速沈でん池	1池		
	配水施設	配水池	2池		
		配水ポンプ	一式		

計画資料 76 応急給水用資機材

平成 24 年 4 月 1 日現在

品 名	容 量	数 量	品 名	容 量	数 量
給 水 タ ン ク 車	1.8m ³ 3.8m ³	4台 4台	簡易ポリエチレン容器	0.005m ³	124,000個
給水タンク（積載用）	1.0m ³	61基	仮設給水栓	16栓	12基
〃（〃）	1.0m ³ (加圧式)	4基	〃	4栓	386基
応 急 給 水 槽	1.0m ³	99個 (区役所16個)	携帯型仮設給水栓	4栓 2栓	250基 176基
ポ リ タ ン ク	0.01m ³	487,400個	飲料水自動袋詰装置 (固定)	55袋/分 (500cc/袋)	1台 (消防局1台)

【地震災害対策編 第2章 第3節 ライフラインの整備】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

(1) 常設給水栓

区	設置場所	所在地	給水栓数
千種	東山配水場	田代町四観音道西	10
	鍋屋上野浄水場	宮の腰町	10
	平和公園応急給水センター	平和公園一丁目	6
西	比良西応急給水センター	砂原町	20
瑞穂	瑞穂配水場	瑞穂通1丁目	8
中川	水里応急給水センター	水里五丁目	20
港	中川西応急給水センター	いろは町5丁目	10
	神宮寺給水所	神宮寺二丁目	8
南	春日野配水場	春日野町	10
守山	志段味配水場	下志段味	8
	吉根配水塔	大字吉根字太鼓根	8
緑	鳴海配水場	桃山四丁目	10
名東	猪高配水場	猪子石二丁目	10
市外	大治浄水場	海部郡大治町大字堀之内	10
合計	14箇所		148

計画資料 77 応急給水施設 (2/14)

(2) 仮設給水栓

区	設 置 場 所	所 在 地	設 置 数
千 種	東 山 公 園	田代町瓶杖	2
	千 種 公 園	若水一丁目	2
	吹 上 公 園	吹上二丁目	2
	星ヶ丘小 学 校	星ヶ丘1丁目	1
	千代田橋 緑 地	千代田橋一丁目	2
	自由ヶ丘 (耐震性貯水槽)	自由ヶ丘1丁目	2
	茶屋ヶ坂 公 園	揚羽町1丁目	2
東	栄 公 園	東桜一丁目	2
	建中寺公園 (東撞木公園)	筒井一丁目	2
	愛教大附属小・中 学 校	幸南一丁目	2
	木ヶ崎 公 園	矢田町2丁目	2
	徳 川 公 園	徳川町	2
	旭 丘 小 学 校	徳川町	1
北	北 区 役 所	清水四丁目	2
	楠 支 所	楠二丁目	2
	名 城 公 園	名城一丁目	2
	水 分 橋 緑 地	成願寺二丁目	2
	す ず ら ん 公 園	東大杉町4丁目	2
	光 城 小 学 校	光音寺町4丁目	1
	川 中 小 学 校	福德町	1
	辻 小 学 校	辻町1丁目	1
	守山水処理センター	米が瀬町	1
	楠 西 小 学 校	会所町	1
西	花 の 木 公 園	押切一丁目	1
	平 塚 公 園	八筋町	1
	枇 杷 島 公 園	枇杷島一丁目	2
	新 福 寺 公 園	新福寺町	2
	洗 堰 緑 地	大野木四丁目	2
	枇 杷 島 小 学 校	枇杷島三丁目	1
	中 小 田 井 小 学 校	中小田井二丁目	1
	西原公園 (耐震性貯水槽)	西原町	2
	五 町 公 園	五才美町	2
	比 良 西 小 学 校	玉池町	1
	比 良 小 学 校	比良二丁目	1
	稲 生 小 学 校	香呑町	1
	浮 野 小 学 校	浮野町	1

計画資料 77 応急給水施設 (3/14)

区	設置場所	所在地	設置数
中村	中村公園	豊幡町	2
	稲葉地公園	稲葉地町	2
	庄内緑地一帯	新富町	2
	柳公園	烏森町2丁目	2
	大正橋緑地	稲西町	2
	米野公園	大正町	2
	亀島公園(旧亀島小学校)	亀島一丁目	1
	押木田公園	押木田町1丁目	2
	八社小学校	八社一丁目	1
中	白川公園	栄二丁目	2
	金山総合駅周辺	金山一丁目	2
	久屋大通公園	栄三丁目	2
	若宮大通(耐震性貯水槽)	千代田五丁目	2
	名城前公園(耐震性貯水槽)	三の丸一丁目	2
昭和	鶴舞公園	鶴舞一丁目	2
	興正寺公園	八事本町	2
	川原公園	川原通	2
	村雲公園	御器所四丁目	2
	川名公園	川原通8丁目	2
瑞穂	瑞穂公園	豊岡通・山下通	2
	瑞穂高校	北原町	2
	田辺公園	田辺通	2
	堀田公園	新開町	2
熱田	熱田高校	千年一丁目	2
	熱田神宮公園	旗屋一丁目	2
	熱田神宮	神宮一丁目	2
	船方小学校	四番二丁目	1
	千年小学校	千年二丁目	1
	神宮東公園	六野二丁目	2
	国際会議場(耐震性貯水槽)	熱田西町	2
中川	市立工業高校(北江公園)	北江町	3
	大縄公園	服部四丁目	2
	荒子公園	荒子二丁目	2
	松葉公園	好本町	2
	富田支所	春田三丁目	2
	中川区役所	高畑一丁目	2
	ナゴヤ球場(露橋公園)	露橋二丁目	2

計画資料 77 応急給水施設 (4/14)

区	設置場所	所在地	設置数
中川	南川田公園	大当郎三丁目	2
	御屋敷公園	助光一丁目	2
	万場大橋緑地	伏屋一丁目	2
	荒越公園	荒越町	2
	西中島小学校	西中島二丁目	1
	西前田公園(耐震性貯水槽)	前田西町三丁目	2
	正色小学校	下之一色町権野	1
	外丸田公園	水里五丁目	2
	春田小学校	東春田二丁目	1
	玉川小学校	玉川町2丁目	1
	赤星小学校	富田町大字千音寺	1
	千音寺小学校	富田町大字千音寺	1
	戸田小学校	戸田二丁目	1
	万場小学校	富田町大字万場	1
	明正小学校	富田町大字戸田字西立切	1
	野田小学校	野田一丁目	1
	戸田川緑地	富永一丁目	2
	豊治小学校	かの里一丁目	1
港	稲永公園	野跡五丁目	4
	善南公園	善南町	2
	小碓中央公園	小碓四丁目	2
	港北公園	港楽一丁目	2
	南陽支所	南陽町	1
	土古公園	東土古町2丁目	2
	当知中央公園	当知一丁目	2
	宝神中央公園	宝神五丁目	2
	稲永東公園	稲永三丁目	2
	秋葉公園	秋葉一丁目	2
	港西小学校	十一屋三丁目	1
	南陽小学校	東茶屋二丁目	1
	西築地小学校	浜一丁目	1
	東海小学校	九番町2丁目	1
	西福田小学校	南陽町大字西福田字条八	1
	神宮寺小学校	神宮寺二丁目	1
	新茶屋川公園	新茶屋三丁目	2
	大手小学校	大手町3丁目	1

計画資料 77 応急給水施設 (5/14)

区	設置場所	所在地	設置数
港	高木小学校	高木町3丁目	1
	藤前公園（耐震性貯水槽）	藤前三丁目	2
	正保小学校	正保町5丁目	1
	野跡小学校	野跡一丁目	1
	荒子川公園	寛政町	2
	日光川公園	藤前五丁目	2
	国際展示場	金城ふ頭二丁目	2
	東築地小学校	東築地町	1
	小碓小学校	土古町4丁目	1
	福田小学校	七反野一丁目	1
南	白水公園	白水町	2
	宝生公園	宝生町	2
	柴田小学校	白水町	1
	忠道公園	忠次一丁目	2
	名南工業高校	阿原町	2
	道德公園	道德新町	2
	笠寺公園	白雲町	2
	白水小学校	松下町二丁目	1
	呼続公園	呼続四丁目	2
	上浜南公園（耐震性貯水槽）	上浜町	2
	宝南小学校	堤起町3丁目	1
	大生小学校	西又兵ヱ町	1
	千鳥小学校	三吉町6丁目	1
	笠東小学校	芝町	1
	豊田小学校	豊田一丁目	1
	星崎小学校	南野三丁目	1
	日本ガイシスポーツプラザ	東又兵ヱ町5丁目	2
	笠寺小学校	本星崎町字本城	1
	明治小学校	明治二丁目	1
	大江川緑地	神松町3丁目	1
伝馬小学校	豊二丁目	1	
守山	守山区役所	小幡一丁目	2
	小幡緑地（西園）	牛牧中山	2
	旧緑ヶ丘配水場	小幡北山	1
	小幡緑地公園（本園）	牛牧ハナレ松	2
	天神橋緑地	大字瀬古字宝善寺	2

計画資料 77 応急給水施設 (6/14)

区	設置場所	所在地	設置数
守山	矢田川橋緑地	大字守山字大門	2
	志段味支所	下志段味	2
	市営本地荘	本地が丘	2
	下市場公園	天子田一丁目	2
	松川橋緑地	西川原町大字川字西川原	2
	大森中央公園	元郷一丁目	2
	山下公園（耐震性貯水槽）	村合町	2
	志段味スポーツランド	大字下志段味字生下り	2
緑	緑区役所	青山二丁目	2
	鳴子中央公園	鳴子町2丁目	2
	旭出公園	旭出一丁目	2
	大高緑地	大高町	2
	市営桶狭間荘	有松町桶狭間	2
	浦里小学校	浦里一丁目	1
	鳴丘東公園	乗鞍一丁目	2
	新海池公園（耐震性貯水槽）	鳴海町字池上	2
	滝の水公園	篠の風三丁目	2
	大高北小学校	大高町字町屋川	1
	みどりが丘公園	鳴海町字笹塚	2
	通曲公園（耐震性貯水槽）	徳重二丁目	2
名東	名東区役所	上社二丁目	2
	牧野ヶ池緑地	猪高町高針	2
	極楽公園	極楽三丁目	2
	猪子石公園	山の手一丁目	2
	上社公園	上社五丁目	2
	藤見が丘公園	藤見が丘	2
	猪高緑地（厚生院）	勢子坊二丁目	2
	西一社中央公園	一社二丁目	2
	明徳公園	猪高町大字猪子石字鱧廻間	2
天白	天白区役所	島田二丁目	2
	一本松公園	一本松一丁目	2
	天白川緑地	笹原町	2
	平池下公園	原五丁目	2
	平針第一公園	天白町大字平針字黒石	2
	こうしん公園（耐震性貯水槽）	元八事一丁目	2
	天白公園	天白町大字島田字黒石	2
	荒池緑地	天白町大字平針字奴女里川	2

計画資料 77 応急給水施設 (7/14)

区	設置場所	所在地	設置数
市外	あま市役所甚目寺庁舎	あま市甚目寺二伴田	2
	清須市役所	清須市須ヶ口	2
	清須市役所西枇杷島庁舎	清須市西枇杷島町花咲	2
	清須市役所清洲支所	清洲市清洲一丁目	2
	大治町役場	海部郡大治町馬島大門西	2
	甚目寺南中学校	あま市本郷字八尻	2
	コミュニティプラザ萱津	あま市中萱津法慶寺	2
合計	189箇所		322

(3) 地下式給水栓

区	設置場所	所在地	給水栓数
千種	星ヶ丘小学校	星ヶ丘1丁目	4
	見付小学校	見附町	4
	千石小学校	千種一丁目	4
	高見小学校	高見一丁目	4
	春岡小学校	春岡二丁目	4
	田代小学校	観月町2丁目	4
	自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘2丁目	4
	内山小学校	内山一丁目	4
	富士見台小学校	富士見台2丁目	4
	大和小学校	松軒一丁目	4
	宮根小学校	宮根台二丁目	4
	東山小学校	橋本町3丁目	4
	千種小学校	千種三丁目	4
	上野小学校	上野二丁目	4
	千代田橋小学校	千代田橋二丁目	4
東	旭丘小学校	徳川町	4
	明倫小学校	出来町一丁目	4
	山吹小学校	檀木町	4
	矢田小学校	矢田南四丁目	4
	葵小学校	葵一丁目	4
	東桜小学校	東桜一丁目	4
	砂田橋小学校	砂田橋三丁目	4
	筒井小学校	筒井一丁目	4
	東白壁小学校	白壁五丁目	4
北	光城小学校	光音寺町4丁目	4
	川中小学校	福德町	4
	辻小学校	辻町1丁目	4
	楠西小学校	会所町	4

計画資料 77 応急給水施設 (8/14)

区	設置場所	所在地	給水栓数
北	大杉小学校	大杉三丁目	4
	城北小学校	鳩岡二丁目	4
	名北小学校	下飯田町	4
	清水小学校	清水五丁目	4
	味鏡小学校	楠味鏡三丁目	4
	宮前小学校	上飯田南町4丁目	4
	六郷北小学校	山田町5丁目	4
	西味鏡小学校	西味鏡二丁目	4
	飯田小学校	指金町	4
	東志賀小学校	志賀町4丁目	4
	杉村小学校	長田町3丁目	4
	楠小学校	池花町	4
	如意小学校	如意三丁目	4
	六郷小学校	東大曾根町上5丁目	4
	金城小学校	金城三丁目	4
西	枇杷島小学校	枇杷島三丁目	4
	中小田井小学校	中小田井二丁目	4
	比良西小学校	玉池町	4
	比良小学校	比良二丁目	4
	稲生小学校	香呑町	4
	浮野小学校	浮野町	4
	児玉小学校	児玉二丁目	4
	城西小学校	城西三丁目	4
	庄内小学校	新副寺町二丁目	4
	南押切小学校	則武新町二丁目	4
	平田小学校	西原町	4
	榎小学校	押切一丁目	4
	幅下小学校	幅下一丁目	4
	栄生小学校	栄生一丁目	4
	大野木小学校	大野木三丁目	4
	上名古屋屋小学校	上名古屋三丁目	4
	那古野小学校	那古野二丁目	4
	山田小学校	八筋町	4
江西小学校	菊井二丁目	4	
中村	亀島公園	亀島一丁目	4
	八社小学校	八社一丁目	4
	柳小学校	烏森町	4

計画資料 77 応急給水施設 (9/14)

区	設置場所	所在地	給水栓数
中村	稲葉地小学校	靖国町	4
	稲西小学校	稲西町	4
	日吉小学校	城主町1丁目	4
	(旧)新明小学校※	名駅三丁目	4
	牧野小学校	竹橋町	4
	米野小学校	権現通1丁目	4
	豊臣小学校	森末町2丁目	4
	(旧)六反小学校※	名駅南四丁目	4
	岩塚小学校	岩塚町4丁目	4
	ほのか小学校	松原町1丁目	4
	諏訪小学校	諏訪町2丁目	4
	中村小学校	中村町1丁目	4
	日比津小学校	高道町2丁目	4
	千成小学校	日之宮町1丁目	4
	(旧)本陣小学校	松原町1丁目	4
	笹島小学校	名駅四丁目	4
中	栄小学校	栄一丁目	4
	松原小学校	松原三丁目	4
	橘小学校	橘一丁目	4
	正木小学校	正木一丁目	4
	平和小学校	平和一丁目	4
	新栄小学校	新栄三丁目	4
	老松小学校	千代田一丁目	4
	千早小学校	新栄一丁目	4
	名城小学校	丸の内三丁目	4
	御園小学校	錦一丁目	4
	大須小学校	大須一丁目	4
昭和	川原小学校	萩原一丁目	4
	滝川小学校	滝川一丁目	4
	広路小学校	川原通8丁目	4
	松栄小学校	長戸町2丁目	4
	白金小学校	白金二丁目	4
	八事小学校	五軒家町	4
	鶴舞小学校	鶴舞一丁目	4
	伊勝小学校	伊勝町2丁目	4
	吹上小学校	吹上町1丁目	4
	村雲小学校	村雲町	4
	御器所小学校	明月町	4

計画資料 78 災害応急用井戸登録事業所名簿 (1/4)

平成 24 年 4 月 20 日現在

番号	事業所名	所在地
1	国立大学法人 名古屋大学	千種区不老町
2	高坂(株) 八事の森ホテルフジ	千種区東山元町5丁目63-2
3	(有) 笹木商店	千種区御棚町1丁目21
4	ロイヤルガーデンホテル	千種区香流橋一丁目2-92
5	小島食品(資)	千種区小松町5丁目2
6	吉田牛乳販売店	千種区千種一丁目16-14
7	はちや整形外科病院	千種区末盛通2丁目5
8	ユニー(株) アピタ千代田橋店	千種区千代田橋2丁目1番1号
9	タカラスタンダード(株)名古屋工場	東区矢田三丁目5-30
10	伊藤染工(有)	東区黒門町117
11	ホテル & スパ 更	東区東桜二丁目16-18
12	(株) 角千本店	北区西味鉢五丁目113
13	幸村晒工業(株)	北区上飯田北町4丁目34
14	(有) 平野晒工場	北区福德町7丁目100
15	(株) マルジュー	北区楠味鉢五丁目209
16	医療法人楠会 楠メンタルホスピタル	北区五反田町110
17	ひかり交通(株)	北区五反田町190
18	医療法人愛生会 上飯田リハビリテーション病院	北区上飯田北町3丁目57
19	(有) 館林製 餡	北区天道町2丁目23
20	愛中理化学工業(株)	西区歌里町35
21	(株) 浅野染工所	西区長先町6
22	伊藤工業(株)	西区稲生町4-27
23	(株) 上ノ宮工業所	西区こも原町131
24	佐藤染工(株)	西区数寄屋町4-32
25	(株) トーアフォート	西区鳥見町2-123
26	東レ(株) 愛知工場	西区堀越一丁目1-1
27	凸版印刷(株) 中部事業部	西区野南町19
28	松前衛生材料(株)	西区天塚町3-57
29	(株) 名鉄クリーニング	西区貴生町312
30	日成化成(株)	西区玉池町90

計画資料 78 災害応急用井戸登録事業所名簿 (2/4)

番号	事業所名	所在地
31	(株) イワノヤ	中村区井深町6-17
32	中部高周波工業(株)	中村区塩池町1丁目3-24
33	中部高周波工業(株)	中村区大日町3-6
34	(株) 南部商会	中村区則武二丁目16-2
35	パークホテルつちや	中区錦三丁目23-31
36	栄町ビル	中区千代田五丁目11-21
37	(資) 三光鍍金商会	中区金山五丁目4-31
38	(株) 豊田電研工業所	昭和区福江一丁目23-21
39	(有) 太田商店	昭和区川名町4-20
40	川銀商店	昭和区広見町4-52
41	鈴豊乳業(株)	昭和区川名山町56
42	社会福祉法人聖霊会 聖霊病院	昭和区御器所町
43	国立大学法人 名古屋工業大学	昭和区御器所三丁目14-8
44	川由	瑞穂区高辻町14-18
45	日本特殊陶業(株) 本社工場	瑞穂区松園町1丁目50
46	フジパン(株)	瑞穂区新開町20-10
47	ダイヤモンド化学(株)	瑞穂区豊岡通1丁目14
48	壽化工機(株)	熱田区白鳥二丁目3-17
49	魚錠食品(株)	熱田区夜寒町16-22
50	(株) 賀城園	熱田区尾頭町2番14号
51	(株) ヤマブンビル	中川区中郷四丁目75
52	新星工業(株)	中川区小本本町3-216
53	(株) 小松屋食品	港区港明一丁目10-6
54	中部労災病院	南区塩屋町2-1
55	岡田工業(株)	守山区苗代一丁目4-20
56	(株) オカシズ 守山工場	守山区新守西716
57	栄新薬(株) 守山工場	守山区大字下志段味字西新外651-1
58	(株) 田中金型製作所	守山区大字中志段味字西原2799
59	(株) 日本精機	守山区天子田二丁目1001
60	白金鍍金工業(株) 大森工場	守山区大字中志段味字南原2646
61	新栄機工(株)	守山区苗代二丁目1-13
62	(株) 清和牛乳	守山区瀬古三丁目902
63	東春酒造(株)	守山区瀬古東三丁目1605

計画資料 78 災害応急用井戸登録事業所名簿 (3/4)

番号	事業所名	所在地
64	日本コンクリート(株) 本社工場	守山区瀬古三丁目1725
65	緑ヶ丘カンツリークラブ	守山区大字吉根字長廻間3241
66	雪印メグミルク(株)名古屋工場	守山区幸心三丁目1601
67	アサヒビール(株)名古屋工場	守山区西川原町318
68	(株)平和製作所	守山区金屋一丁目13-18
69	玉三屋食品(株)守山工場	守山区今尻町1805
70	菱太産業(株)太田屋守山工場	守山区小幡南一丁目12-1
71	社会福祉法人愛知玉葉会 特別養護老ホーム第二尾張荘	守山区川東山3321
72	(株)マルコシ	守山区大永寺町157
73	(有)フランスパン	守山区鳥神町110
74	鈴木鍍金工業(株)	守山区花咲台二丁目701
75	有松フィッシュガーデン	緑区野末町410
76	(株)伊藤パレル	緑区鳴海町字社若9-4
77	(資)大須ういろ大高工場	緑区清水山二丁目1619
78	(株)小島産業	緑区有松町大字桶狭間字高根39-99
79	(株)三洋製作所 鳴海工場	緑区鳴海町字下汐田186
80	東洋醃酵乳(株)	緑区桶狭間神明1518
81	(株)張正	緑区鳴海町字米塚16
82	(株)山源	緑区四本木528
83	中部電力(株)技術開発本部	緑区大高町字北関山20-1
84	濱忠(有)	緑区有松3501
85	愛知絞販売(株)	緑区有松705
86	東邦高等学校	名東区平和が丘三丁目11
87	名古屋市交通局 藤が丘工場	名東区朝日が丘134-1
88	医療法人香徳会 メイトウホスピタル	名東区上社三丁目1911
89	国立病院機構 東名古屋病院	名東区梅森坂五丁目101
90	サンプラザシーズンズ	名東区藤里町1601
91	渡部石油商会 ニュー植田給油所	天白区植田三丁目1824
92	学校法人名城大学 天白校舎	天白区塩釜口一丁目501
93	(株)マルコシ 天白店	天白区古川町70
94	社会福祉法人聖霊会 老人保健施設サンタマリア	天白区鴻の巣一丁目1101
95	社会福祉法人平針福祉会 福寿荘	天白区天白町大字平針字黒石2878-354
96	(有)ユータック	天白区平針一丁目1009

- 【風水害等災害対策編 第2章 第8節 救護・救援体制の整備】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第13節 食品・生活必需品等の供給】
- 【地震災害対策編 第2章 第9節 救護・救援体制の整備】
- 【地震災害対策編 第3章 第16節 食品・生活必需品等の供給】

計画資料 79 建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達

平成24年4月1日現在

(1) 市有の建設機械等

	機 械 名							所 在 地	電話番号
	トラック	グレーダー	ショベルローダー	ドーザーショベル	ユニッククレーン	小型トラック 三輪車	リヤカー		
技術指導課	1					5		中区三の丸三丁目1-1	972-2812
千種土木事務所						2		千種区桜が丘16	781-5211
東 〃	1					1		東区出来町二丁目8-15	935-8846
北 〃	2							北区清水五丁目6-2	911-8165
西 〃	1					2	1	西区城西三丁目16-33	522-8381
中村 〃	2						2	中村区香取町1-87	411-8106
中 〃	1					1		中区千代田一丁目5-8	261-6641
昭和 〃						2		昭和区川原通4-10	751-5128
瑞穂 〃	1					1		瑞穂区田辺通3-45-2	831-6161
熱田 〃	1					1		熱田区六野二丁目5-19	881-7017
中川 〃	1					2		中川区三ツ屋町2-88	361-7581
港 〃	1					2		港区築盛町96	661-1581
南 〃						2		南区荒浜町5-10-1	612-3211
守山 〃	1					2		守山区緑ヶ丘828	793-8531
緑 〃	1					2		緑区潮見が丘二丁目254	895-6655
名東 〃	3							名東区上社五丁目1101	703-1300
天白 〃	1					2		天白区横町714	803-6644
ポンプ施設管理事務所							1	港区十一屋一丁目96	381-2410
東山総合公園事務所	1					2		千種区東山元町3-70	782-2111
交通局						25		中区三の丸三丁目1-1	972-3807
上下水道局	21		1		8	67		〃	972-3607
環境局			5	2		16		〃	972-2363
計	40		6	2	8	138	4		

計画資料 79 建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達

(2) 借上の建設機械等

種 別	時間別							合 計
	30分以内	30分～1時間	1時間～1:30	1:30～2:00	2:00～2:30	2:30～3:00	3時間以上	
労務者	175	295	221	85	57	18	52	903
ポンプ	25	61	22	8	0	2	4	122
ショベル	26	28	11	16	2	2	1	86
バックホウ	29	36	19	17	4	3	15	123
ドラグライン	0	0	0	0	0	0	0	0
ホイローダー	6	10	8	5	2	1	2	34
ブルドーザー	3	4	3	4	2	0	4	20
グレーダー	2	2	4	1	0	1	0	10
スクレーバ	0	0	0	0	0	0	0	0
トレーラー	1	6	5	0	0	0	5	17
リフト	3	3	2	1	1	0	0	10
トラッククレーン	12	12	5	2	1	0	5	37
高所作業車	0	1	4	0	1	0	1	7
ベルトコンベア	0	2	1	0	0	0	0	3
ローラー	14	13	10	11	5	2	7	62
大型ダンプ	6	15	25	20	10	8	15	99
小型ダンプ	82	74	50	14	8	3	17	248
ジープ	0	2	0	0	0	0	0	2
大型バス	0	0	0	0	0	0	0	0
マイクロバス	0	0	0	0	0	0	0	0
コーリング	0	0	0	0	0	0	0	0
発電機	41	43	30	9	0	0	12	135
舟	0	3	0	2	0	1	4	10
コンクリートブレイカー	20	20	14	5	1	1	5	66
土のう袋	3,000	9,900	7,280	1,800	3,300	1,000	730	27,010
コンクリート破壊機	15	4	5	0	0	0	2	26
散水車	2	4	5	3	0	0	2	16
ロードスウィーパー	1	1	0	2	0	2	0	6
高圧洗浄車	2	2	3	2	2	1	1	13
パッカー車	0	3	0	4	0	1	0	8
照明車（投光機）	22	18	10	6	1	0	5	62
仮設ハウス	3	2	3	0	0	0	4	12
チェンソー	21	23	8	0	0	1	9	62

【風水害等災害対策編 第3章 第12節 輸送・道路等応急対策】

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

【地震災害対策編 第3章 第15節 輸送・緊急輸送道路】

計画資料 80 防疫用資機材

品名	数量	品名	数量
動力噴霧器（二兼機）	6	薬剤散粉機	43
肩掛式噴霧器	123	薬剤散布車（動力噴霧器搭載）	6
背負式噴霧器	1	電動噴霧機（ジェットフォガー）	15
防疫車	2	電動煙霧機（インセクトフォガー）	19

計画資料 81 清掃用施設・設備（ごみ関係） (1/5)

(1) ごみ処理施設

名 称	設備能力	所 在 地	電話番号
猪 子 石 工 場	600t/24h	千種区香流橋一丁目101番地	771-3539
南 陽 工 場	1,500t/24h	港区藤前二丁目101番地	303-0700
鳴 海 工 場	530t/24h	緑区鳴海町字天白90番地	899-0388
五 条 川 工 場	560 t /24h (灰溶融炉 70t/24h)	あま市中萱津奥野	449-2010
大 江 破 碎 工 場	400t/5h	港区本星崎町字南4047番地の13	611-8313
愛 岐 処 分 場		岐阜県多治見市諏訪町字川西75番地	(0572)23-1201
第 一 処 分 場		南区加福町1丁目1番地	611-6055

(2) ごみ運搬車両数等

車両在庫場所	車 両 及 び 能 力				備 考
	車 種	積載量	車両数	1回当たりの収集能力	
千種環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	13	41.6	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	9	18.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	フ ォ ー ク リ フ ト	—	2	—	
	小 計			31	71.5
東環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	6	19.2	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	3	6.3	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	5	10.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	小 型 中 継 車 (軽)	0.35	1	0.35	
	小 計			18	39.35

計画資料 81 清掃用施設・設備（ごみ関係） (2/5)

車両在庫場所	車 両 及 び 能 力				備 考
	車 種	積載量	車両数	1回当たりの収集能力	
北環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	15	48.0	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	12	24.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	3	2.25	
	小 型 中 継 車 (軽)	0.35	1	0.35	
	小 計		36	85.0	
西環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	14	44.8	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	8	16.0	
	環 境 美 化 車	3.4	1	3.4	
	小 型 中 継 車	0.75	1	0.75	
	小 型 中 継 車 (軽)	0.35	1	0.35	
	小 計		29	73.7	
中村環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	12	38.4	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	3	6.3	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	8	16.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	小 型 中 継 車 (軽)	0.35	1	0.35	
	小 計		27	64.55	
中環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	2	6.4	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	3	6.3	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	小 計		8	16.2	

計画資料 81 清掃用施設・設備（ごみ関係） (3/5)

車両在庫場所	車 両 及 び 能 力				備考
	車 種	積載量	車両数	1回当たりの 収集能力	
昭和環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	9	28.8	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	3	6.3	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	5	10.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	1	0.75	
	小 計		19	47.85	
瑞穂環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	8	25.6	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	3	6.3	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	9	18.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	1	0.75	
	小 計		22	52.65	
熱田環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	2	6.4	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	1	2.1	
	環 境 美 化 車	3.4	1	3.4	
	小 型 中 継 車	0.75	1	0.75	
	小 計		5	12.65	
中川環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	22	70.4	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	5	10.5	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	9	18.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	3	2.25	
	小 型 中 継 車 (軽)	0.35	2	0.7	
	小 計		42	103.85	
港環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	14	44.8	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	7	14.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	小 計		28	70.7	

計画資料 81 清掃用施設・設備（ごみ関係）(4/5)

車両在庫場所	車 両 及 び 能 力				備 考
	車 種	積載量	車両数	1回当たりの 収集能力	
南環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	12	38.4	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	8	16.0	
	環 境 美 化 車	3.4	1	3.4	
	小 型 中 継 車	0.75	1	0.75	
	小 型 中 継 車 (軽)	0.35	1	0.35	
	小 計		27	67.3	
守山環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	14	44.8	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	10	20.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	小 計		31	76.7	
緑環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	20	64.0	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	5	10.5	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	10	20.0	
	環 境 美 化 車	2.0	1	2.0	
	小 型 中 継 車	0.75	3	2.25	
	小 計		39	98.75	
名東環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	16	51.2	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	6	12.0	
	環 境 美 化 車	3.4	1	3.4	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
	小 計		29	76.5	
天白環境事業所	大 型 プ レ ス 車	3.2	17	54.4	
	中 型 プ レ ス 車	2.1	4	8.4	
	小 型 プ レ ス 車	2.0	6	12.0	
	環 境 美 化 車	3.4	1	3.4	
	小 型 中 継 車	0.75	2	1.5	
		小 計		30	79.7

計画資料 81 清掃用施設・設備（ごみ関係）(5/5)

車両在庫場所	車 両 及 び 能 力				備 考
	車 種	積載量	車両数	1回当たりの 収集能力	
全市	大 型 プ レ ス 車		196	627.2	
	中 型 プ レ ス 車		58	121.8	
	小 型 プ レ ス 車		112	224.0	
	環 境 美 化 車		16	39.0	
	小 型 中 継 車		30	22.5	
	小 型 中 継 車 (軽)		7	2.45	
	フ ォ ー ク リ フ ト		2	—	
合 計		421	1,036.95		

注1 車両台数は可燃・不燃・粗大・資源（クレーン車除く）の市有・借上車の合計である。

注2 積載量は、各車種の最大積載量である。

処 分 場	搬 入 道 路 清 掃 車	—	1	—
	消 毒 車	—	2	—
	ド ー ザ シ ョ ベ ル	—	1	—
	人 員 輸 送 車	—	1	—
	パ ワ ー シ ョ ベ ル	—	3	—
	大 型 ダ ンプ カ ー	—	1	—
	シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	—	1	—
	コ ン カ バ ー	—	1	—
	ブ ル ド ー ザ	—	1	—
合 計		12		

注 車両台数はリース車両も含む

計画資料 82 清掃用施設・設備（し尿関係）

(1) し尿処理施設

作業場名	所在地	敷地面積	設備能力	処分別
下飯田	北区辻本通1-39	北環境事業所構内	150	下水道投入
内田橋	熱田区伝馬二丁目32-10	252.93	150	〃
港	港区竜宮町21	1,314.25	200	〃

(2) し尿運搬車両数等

車両在庫場所	車両及び能力				備考
	車種	積載量	車両数	1回当りの収集能力	
北環境事業所 (981-0421)	中型吸上車	1.8	5	9.0	
	小型吸上車	0.3	3	0.9	
	吸水ダンパー	3.2	1	3.2	
	大型中継車	9.5	1	9.5	
	小計		10	22.6	
中川環境事業所 (361-7638)	中型吸上車	1.8	6	10.8	
	小型吸上車	0.3	4	1.2	
	大型中継車	9.5	1	9.5	
	小計		11	21.5	
緑環境事業所 (891-0976)	中型吸上車	1.8	4	7.2	
	小型吸上車	0.3	2	0.6	
	小計		6	7.8	
合計			27	51.9	

(3) 仮設トイレ備蓄数

設置必要数	備蓄目標数	現有備蓄数
3,162基	下水道直結式仮設トイレ 779基 くみ取り式仮設トイレ 510基	下水道直結式仮設トイレ 769基 くみ取り式仮設トイレ 448基

※ この他に簡易パック式トイレの備蓄目標は、300,000個で、現有備蓄数は350,000個

※ 上下水道部は、機動的に使用する下水道直結式仮設トイレを備蓄。備蓄目標は109基で、現有備蓄数は109基。

【地震災害対策編 第3章 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項】

計画資料 83 道路現況一覧

平成23年4月1日現在

区分 種別	道路				橋梁			自動車 交通不 能長 m
	実延長 m	砂利道 延長 m	舗装道 延長 m	舗装 面積率 %	木橋 橋	永久橋 橋	計 橋	
一般国道	119,540		119,540	99.97		104	104	
主要県道	149,467		149,467	100.00		78	78	
一般県道	143,295		143,295	99.93		74	74	
主要市道	65,216		65,216	100.00		18	18	
一般市道	5,872,760	156,695	5,716,065	99.07	1	759	760	102,898
計	6,350,278	156,695	6,193,583	99.26	1	1,033	1,034	102,898

(注) 一般国道指定区間を含む。

計画資料 84 橋梁現況一覧

平成23年4月1日現在

区分 道路種別	永久橋		木橋		合計	現況別橋数					
	延長	%	延長	%	延長						
	橋数	%	橋数	%	橋数	安全%	制限%	自動車交通不能%			
一般国道	12,361 104	100.00 100.00			12,361 104	104					
主要県道	4,207 78	100.00 100.00			4,207 78	78					
一般県道	3,331 75	100.00 100.00			3,331 75	74		1			
県道計	7,538 153	100.00 100.00			7,538 153	152		1			
主要市道	1,152 18	100.00 100.00			1,152 18	18					
一般市道	15,685 772	99.85 99.87	23 1	0.15 0.13	15,708 773	667		25		81	
市道計	16,837 790	99.86 99.87	23 1	0.14 0.13	16,860 791	685		25		81	
合計	36,736 1,047	99.94 99.90	23 1	0.06 0.10	36,759 1,048	941	89.79	26	2.48	81	7.73

(注) 一般国道指定区間を含む。

計画資料 85 貯木場

市町村名	種 別		所 在 地	経 営 者	総面積 (㎡)	最大貯木 能力(t)	摘要
名古屋市	専用	陸上	熱田区熱田西町1-17	名古屋営林支局 熱田木材販売所	20,944	4,500	
			1箇所		20,944	4,500	

計画資料 86 ため池

(面積3ha以上のもの)

名 称	位 置	面積 (ha)
猫ヶ洞池	千種区平和公園二丁目	16.99
奥池	〃 田代町字瓶杓	17.37
大久手池	守山区大字上志段味	7.05
蛭池	〃 〃	63.16
安田池	〃 大字中志段味	6.23
緑ヶ池	〃 大字牛牧	8.94
新海池	緑区鳴海町字池上	9.88
琵琶ヶ池	〃 〃 字鴻ノ巣	6.24
戸笠池	〃 〃 字螺貝	3.07
水主ヶ池	〃 大高町字水主ヶ池	7.28
蝮池	〃 〃 字蝮池	3.85
蛇池	〃 〃 字定納山	3.51
牧野ヶ池	名東区猪高町大字高針	23.11
塚ノ杓池	〃 〃 大字上社	3.21
荒池	天白区天白町大字平針	8.71

計画資料 87 交通関係施設等

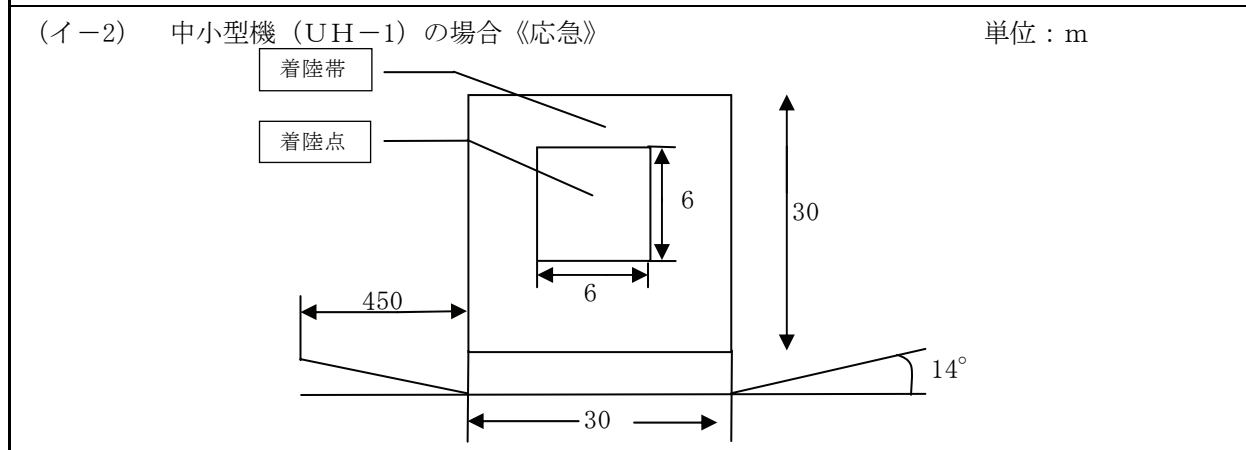
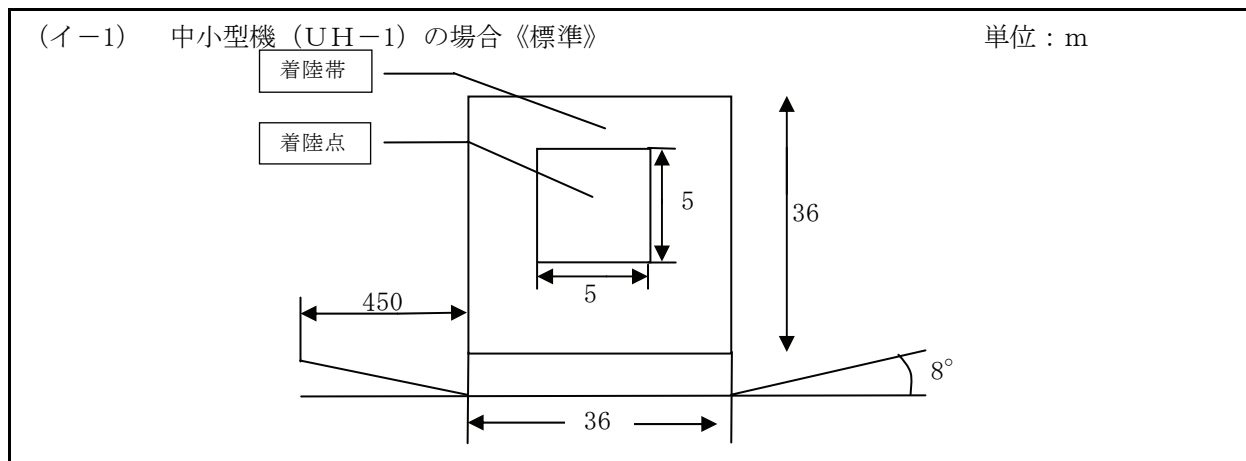
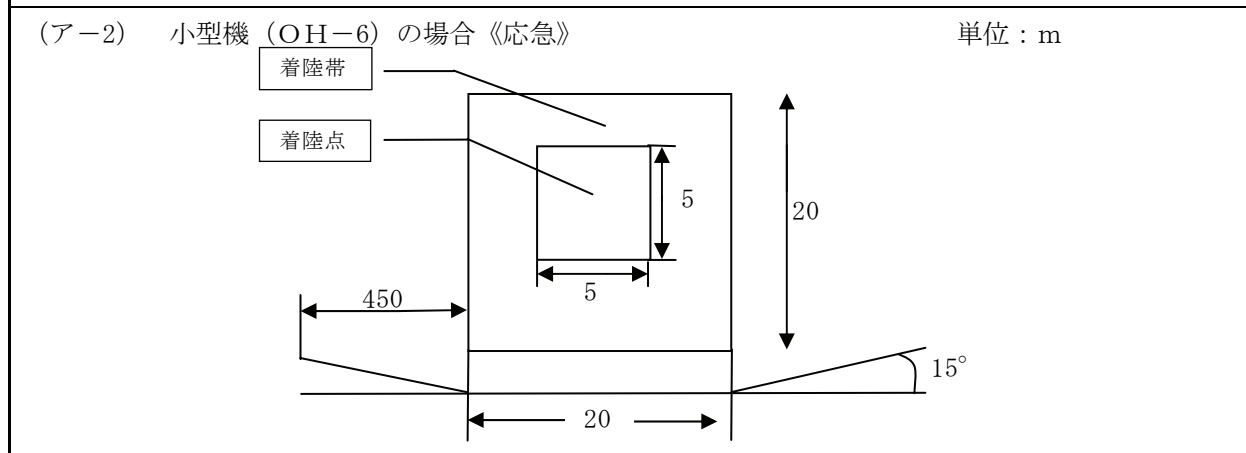
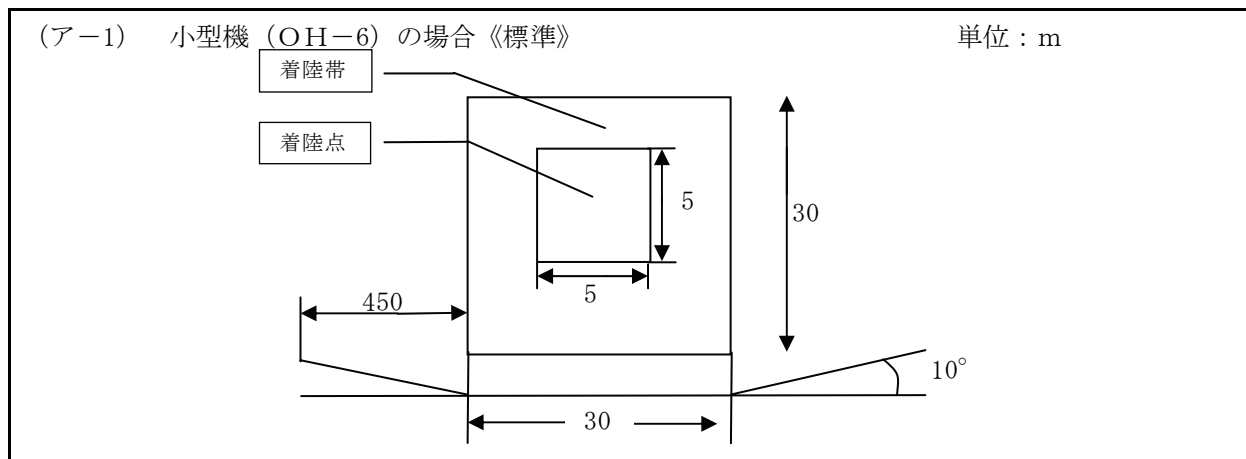
(1) 施設の名称、位置、車両一覧

区 分	名 称	所 在 地	所 管 車 両 数	備 考
バ ス	浄 心 営 業 所	西区浄心一丁目1-6	95	計 1,012 (平成24年 4月1日)
	如 意 "	北区丸新町347	112	
	中 川 "	中川区法華二丁目98-1	134	
	稲 西 "	中村区稲西町171	121	
	鳴 尾 "	南区上浜町40	123	
	緑 "	緑区兵庫一丁目301	92	
	野 並 "	天白区相川一丁目1	70	
	猪 高 "	名東区平和が丘一丁目44	107	
	猪高営業所御器所分所	昭和区御器所通三丁目12	47	
大 森 営 業 所	守山区脇田町1801	111		
高 速 電 車	藤 が 丘 工 場	名東区朝日が丘134-1	288	計 774
	名 港 工 場	港区熱田前新田字中川東291-2	216	
	大 幸 車 庫	東区大幸南一丁目1番10号		
	日 進 工 場	日進市浅田町笹原30	270	
	徳 重 車 庫	緑区鳴海町字徳重18-44		

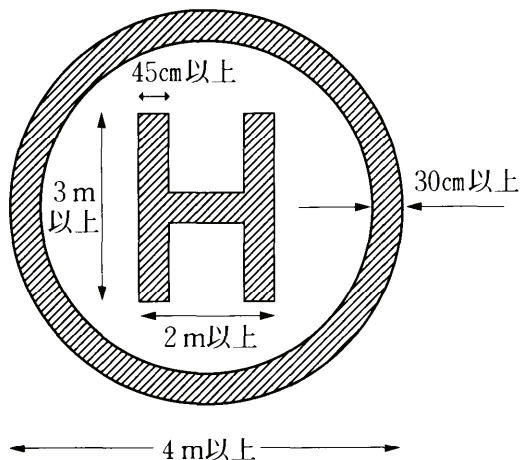
(2) 応急復旧用資機材

品 名	数 量	品 名	数 量
レ ー ル	若 干	排 水 ポ ン プ	23台
点 滅 灯 ・ ロ ー プ	若 干		
俵 ・ 麻 袋	若 干		
電 車 線 機 材	若 干		
信 号 機 材	若 干		

計画資料 88 ヘリコプターの地積基準(1/2)

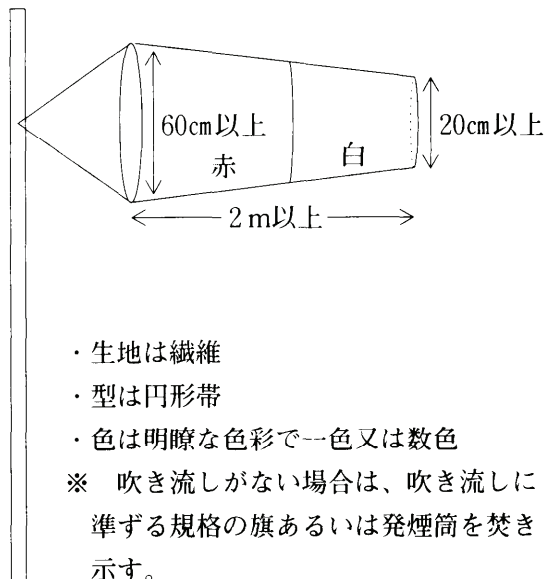


(ア) H記号の基準



※ 石灰で標示。積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に標示。

(イ) 吹き流しの基準



- ・生地は繊維
 - ・型は円形帯
 - ・色は明瞭な色彩で一色又は数色
- ※ 吹き流しがない場合は、吹き流しに
準ずる規格の旗あるいは発煙筒を焚き
示す。

ア 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向にむけて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又ははてん圧を実施する。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時等について広報を実施する。

オ 物資をとう載する場合は、その形状と重量をは握し事前に自衛隊と調整する。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

【風水害等災害対策編 第3章 第7節 応援要請】

【地震災害対策編 第3章 第11節 応援要請】

計画資料 89-1 ヘリポート可能箇所一覧 (1/2)

区分	名称	所在地	施設等管理者
千種	千種公園	千種区若水一丁目	名古屋市長
	猫ヶ洞池畔	〃 平和公園二丁目	〃
	千代田橋緑地	〃 千代田橋一丁目	〃
	小原橋緑地	〃 香流橋一丁目	〃
東	大幸公園	東区大幸町三丁目	〃
	千代田橋緑地	〃 砂田橋三丁目	〃
	矢田川橋緑地	〃 矢田町二	〃
北	名城公園	北区名城一丁目	〃
	名城南遊園	〃 名城一丁目	〃
	水分橋緑地	〃 成願寺町	〃
	天神橋緑地	〃 上飯田東町二	〃
	矢田川橋緑地	〃 矢田町一	〃
西	押切公園	西区天神山町	〃
	庄内緑地	〃 山田町大字中小田井	〃
	〃	〃 大字中小田井字元屋敷	〃
	洗堰緑地	〃 山田町大字大野木	〃
中村	稲葉地公園	中村区稲葉地町	〃
	大正橋緑地	〃	〃
	枇杷島橋緑地	〃 日比津町下野畑	〃
中	白川公園	中区栄二丁目	〃
昭和	鶴舞公園陸上競技場	昭和区鶴舞一丁目	〃
	吹上公園	〃 吹上二丁目	〃
瑞穂	瑞穂公園北陸上競技場	瑞穂区萩山町	〃
	天白川緑地	〃 弥富町	〃
熱田	神宮公園野球場	熱田区旗屋一丁目	愛知県知事
	神宮東公園	〃 三本松町	名古屋市長
中川	松葉公園	中川区太平通1丁目	〃
	荒子公園	〃 荒子二丁目	〃
	万場大橋緑地	〃 富田町万場流作	〃
	東流庄内川左岸	〃 中須町東流	〃

計画資料 89-1 ヘリポート可能箇所一覧 (2/2)

区分	名称	所在地	施設等管理者
港	土古公園	港区東土古町2丁目	名古屋市長
	戸田川緑地	〃 西福田一丁目	〃
	稲永公園	〃 野跡四丁目、五丁目	〃
	稲永東公園	〃 稲永三丁目	〃
	南郊公園	〃 須成町1丁目	〃
南	呼続公園	南区呼続四丁目	〃
	道徳公園	〃 道徳新町5丁目	〃
守山	小幡緑地グラウンド	守山区大字牛牧・中山	愛知県知事
	〃 北駐車場	〃 〃 ・長根	〃
	消防学校	〃 大字下志段味	名古屋市長
	志段味スポーツランド(野球場)	〃 〃 字長廻間	〃
	天神橋緑地	〃 瀬古一丁目	〃
	矢田川橋緑地	〃 鳥羽見一丁目	〃
	〃	〃 新守山	〃
	宮前橋緑地	〃 町南	〃
	千代田橋緑地	〃 八反	〃
	小原橋緑地	〃 苗代一丁目	〃
	松川橋緑地	〃 幸心三丁目	〃
緑	緑高等学校	緑区旭出一丁目	〃
	滝ノ水公園	〃 篠の風三丁目	〃
	大高緑地	〃 大高町字茶白山	愛知県知事
	新海池公園	〃 鳴海町池上	名古屋市長
名東	牧野ヶ地緑地	名東区猪高町大字高針	愛知県知事
天白	天白高等学校	天白区植田東一丁目	〃
	天白中学校	〃 池場五丁目	名古屋市長
	天白川緑地	〃 天白町大字島田曲尺手	〃
	〃	〃 天白町大字島田大下	〃
	〃	〃 天白町大字島田、保呂	〃

【風水害等災害対策編 第3章 第7節 応援要請】

【地震災害対策編 第3章 第11節 応援要請】

計画資料 89-2 ヘリポート可能箇所一覧（建築物屋上）

区分	名称	所在地	施設等管理者
北	ザ シ ー ン 城 北	北区成願寺1	セキスイ
	名古屋市立西部医療センター	北区平手町1丁目1-1	名古屋市
西	西区役所山田支所	西区八筋町358の2	名古屋市
	名古屋ルーセントタワー	西区牛島町6番1	名古屋ルーセントタワー
中村	J R セ ン ト ラ ル タ ワ ー ホ テ ル 棟	中村区名駅1	J R 東海
	J R セ ン ト ラ ル タ ワ ー オ フ ィ ス 棟	中村区名駅1	J R 東海
	名古屋第一赤十字病院	中村区道下町三丁目	日赤
	モード学園スパイラルタワー	中村区名駅四丁目27番1	学校法人モード学園
	アクアタウン納屋橋	中村区名駅五丁目33番10	都市再生機構
中	伏見ライフプラザ	中区栄1-3	名古屋市
	金山南ビル	中区金山町3	名古屋市
昭和	名古屋第二赤十字病院	昭和区妙見町2	日赤
	名古屋大学医学部附属病院	昭和区鶴舞町65	名古屋大学医学部附属病院
熱田	ザ ・ ラ イ オ ン ズ ミッドキャピタルタワー	熱田区六野一丁目2番21	ザ・ライオンズミッドキャピタルタワー
瑞穂	名古屋市立大学病院	瑞穂区瑞穂町川澄	名古屋市
南	中 京 病 院	南区三条1-1	中京病院

【風水害等災害対策編 第3章 第7節 応援要請】

【地震災害対策編 第3章 第11節 応援要請】

計画資料 90-1 地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）（1/3）

（庄内川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	地下鉄黒川駅	北区城見通三丁目13	20	堀内ビル	中村区名駅三丁目25-9
2	地下鉄名城公園駅	北区名城二丁目1-26	21	大名古屋ビルヂング	中村区名駅三丁目28-12
3	地下鉄庄内緑地公園駅	西区山田町上小田井東古川3129	22	白川第三ビル	中村区名駅四丁目8-10
4	地下鉄庄内通駅	西区庄内通三丁目12	23	地下鉄岩塚駅	中村区岩塚町向田37-1
5	地下鉄浄心駅	西区城西四丁目3208	24	地下鉄中村公園駅	中村区豊国通1-3
6	地下鉄浅間町駅	西区浅間一丁目206	25	地下鉄中村日赤駅	中村区道下町三丁目35
7	エスカ地下街	中村区椿町6-9	26	地下鉄本陣駅	中村区鳥居通二丁目36
8	テルミナ地下街	中村区名駅一丁目1-2	27	地下鉄亀島駅	中村区亀島一丁目2-2
9	地下鉄名駅地下街・メイチカ	中村区名駅三丁目14-15	28	地下鉄名古屋駅・東山線	中村区名駅三丁目14-15
10	大名古屋ビル附属地下街・ダイナード	中村区名駅三丁目28-12	29	地下鉄名古屋駅・桜通線	中村区名駅一丁目1-1083
11	ユニモール	中村区名駅四丁目5-26	30	地下鉄中村区役所駅	中村区太閤通三丁目27-3
12	名古屋地下街・サンロード	中村区名駅四丁目7-25	31	地下鉄国際センター駅	中村区名駅四丁目13
13	イトインストリート	中村区名駅一丁目2-4	32	地下鉄日比野駅	熱田区大宝一丁目3-18
14	新名フード地下街	中村区名駅四丁目8-14	33	地下鉄六番町駅	熱田区四番一丁目10-12
15	ミヤコ地下街	中村区名駅四丁目9-10	34	地下鉄高畑駅	中川区高畑二丁目151
16	名鉄百貨店	中村区名駅一丁目2-1	35	地下鉄八田駅	中川区八田町1812
17	名鉄バスターミナル	中村区名駅一丁目2-4	36	地下鉄東海通駅	港区東海通三丁目177
18	菱信ビル	中村区名駅四丁目8-12	37	地下鉄港区役所駅	港区港楽一丁目14-20
19	名古屋近鉄ビル	中村区名駅一丁目2-2	38	地下鉄築地口駅	港区港楽三丁目4-13

計画資料 90-1 地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）（2/3）

（矢田川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	地下鉄砂田橋駅	東区大幸四丁目16	23	名鉄百貨店	中村区名駅一丁目2-1
2	地下鉄ナゴヤドーム前 矢田駅	東区矢田東1	24	名鉄バスターミナル	中村区名駅一丁目2-4
3	大曽根駅前地下施設	北区大曽根三丁目 12-32	25	菱信ビル	中村区名駅四丁目8-12
4	大曽根国道駐車場	北区大曽根四丁目1-37	26	名古屋近鉄ビル	中村区名駅一丁目2-2
5	地下鉄大曽根駅	北区山田一丁目5-10	27	堀内ビル	中村区名駅三丁目25-9
6	地下鉄平安通駅	北区平安通一丁目13	28	大名古屋ビルヂング	中村区名駅三丁目 28-12
7	地下鉄志賀本通駅	北区志賀本通二丁目47	29	白川第三ビル	中村区名駅四丁目8-10
8	地下鉄黒川駅	北区城見通三丁目13	30	地下鉄岩塚駅	中村区岩塚町向田37-1
9	地下鉄名城公園駅	北区名城二丁目1-26	31	地下鉄中村公園駅	中村区豊国通1-3
10	名鉄上飯田駅	北区上飯田通一丁目15	32	地下鉄中村日赤駅	中村区道下町三丁目35
11	地下鉄庄内通駅	西区庄内通三丁目12	33	地下鉄本陣駅	中村区鳥居通二丁目36
12	地下鉄浄心駅	西区城西四丁目3208	34	地下鉄亀島駅	中村区亀島一丁目2-2
13	地下鉄浅間町駅	西区浅間一丁目206	35	地下鉄名古屋駅・東山 線	中村区名駅三丁目 14-15
14	エスカ地下街	中村区椿町6-9	36	地下鉄名古屋駅・桜通 線	中村区名駅一丁目 1-1083
15	テルミナ地下街	中村区名駅一丁目1-2	37	地下鉄中村区役所駅	中村区太閤通三丁目 27-3
16	地下鉄名駅地下街・メ イチカ	中村区名駅三丁目 14-15	38	地下鉄国際センター駅	中村区名駅四丁目13
17	大名古屋ビル附属地下 街・ダイナード	中村区名駅三丁目 28-12	39	地下鉄六番町駅	熱田区四番一丁目 10-12
18	ユニモール	中村区名駅四丁目5-26	40	地下鉄高畑駅	中川区高畑二丁目151
19	名古屋地下街・サンロ ード	中村区名駅四丁目7-25	41	地下鉄八田駅	中川区八田町1812
20	イトインストリート	中村区名駅一丁目2-4	42	地下鉄東海通駅	港区東海通三丁目177
21	新名フード地下街	中村区名駅四丁目8-14	43	地下鉄港区役所駅	港区港楽一丁目14-20
22	ミヤコ地下街	中村区名駅四丁目9-10	44	地下鉄築地口駅	港区港楽三丁目4-13

計画資料 90-1 地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）（3/3）

（山崎川）

	施設名称	所在地
1	地下鉄堀田駅	瑞穂区苗代町 25-18
2	地下鉄妙音通駅	瑞穂区妙音通三丁目 9
3	地下鉄新瑞橋駅	瑞穂区瑞穂通八丁目 27

（天白川）

	施設名称	所在地
1	地下鉄鶴里駅	南区鯛取通三丁目 18 の 2
2	地下鉄野並駅	天白区古川町 200

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（1/7）

（庄内川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	楠清里苑	北区会所町73番地の1	27	グループホームえがお	西区貴生町107番地の5
2	愛生苑	北区五反田町108番地の2	28	グループホーム中小田井	西区中小田井五丁目240番地
3	ニチイのほほえみ名古屋北	北区苗田町38番地	29	街かどケアホームゆうか	西区中小田井二丁目425番地
4	グループホームあじさいいきそじ	北区喜惣治一丁目467番地	30	グループホーム浄心の杜	西区上名古屋三丁目13番3号
5	グループホーム憩いの里清華	北区三軒町217番地	31	うえるケアホームわかば	西区枇杷島四丁目10番5号
6	うえるケアホームふたば	北区楠三丁目812番地	32	グループホームひまわり	西区上名古屋二丁目25番3号
7	グループホームくつろ樹	北区五反田町198番地	33	グループホームみんなの家	西区名西一丁目20番30号
8	グループホーム青空	北区五反田町135番地	34	グループホームみんなの家栄生	西区名西一丁目17番22号
9	生協あじまの家グループホーム	北区中味鏡三丁目807番地	35	グループホーム円頓寺北館	西区菊井一丁目2番4号
10	グループホーム水草	北区水草町1丁目46番の1	36	グループホーム円頓寺	西区那古野二丁目12番5号
11	グループホームかくれんぼ	北区金城町四丁目56番	37	グループホーム円頓寺東館	西区那古野一丁目20番30号
12	楠メンタルホスピタル	北区五反田町110番地	38	よつ葉の家	西区新福寺町2-6-2
13	介護老人保健施設サン・くすのき	北区五反田町111	39	愛知県済生会病院	西区栄生一丁目1-18
14	医療法人愛仁会名春中央病院	北区東味鏡一丁目2401	40	名鉄病院	西区栄生二丁目26-11
15	やまね病院	北区楠味鏡四丁目1524	41	堀田病院	西区江向町6-54
16	介護老人保健施設メデケアド寿	北区米が瀬町135-1	42	介護老人保健施設福の里	西区新道2-4-7
17	医療法人福友会天寿病院	北区米が瀬町138番地	43	介護老人保健施設第二ハートフルライフ西城	西区秩父通1-38
18	平田豊生苑	西区平出町87番地	44	老人保健施設ハートフルライフ西城	西区秩父通2-36
19	二方の郷	西区二方町15番地	45	愛知県青い鳥医療福祉センター	西区中小田井5-89
20	山田清里苑	西区五才美町211番地	46	小林病院	西区鳥見町2-135
21	庄内の里	西区中小田井二丁目98番地	47	医療法人米田病院	西区枇杷島一丁目11-5
22	なごやかハウス名西	西区名西一丁目24番8号	48	肢体不自由児施設愛知県青い鳥医療福祉センター	西区中小田井五丁目89
23	ケアハウス名西	西区名西一丁目24番8号	49	重症心身障害児施設愛知県青い鳥医療福祉センター	西区中小田井五丁目89
24	アットホームあいり	西区玉池町255番地	50	母子生活支援施設名古屋厚生会館愛のホーム	西区栄生一丁目2-2
25	グループホーム清里	西区砂原町418番地	51	清月荘	中村区深川町3丁目80番地
26	グループホームあじさい	西区中沼町108番地	52	永生苑	中村区名駅二丁目39番11号

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（2/7）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
53	なごやかハウス名楽	中村区名楽町4丁目7番地の18	80	医療法人杏園会伊藤病院	熱田区六番一丁目1番19号
54	ケアハウス名楽	中村区名楽町4丁目7番地の18	81	フラワー園	中川区尾頭橋四丁目10番18号
55	グループホーム城やしき	中村区城屋敷町1丁目3番地	82	松寿苑	中川区中須町235番地
56	ふれあいタウン中村	中村区名楽町2丁目17番地の1	83	豊治共愛の里	中川区水里五丁目757番地
57	ほほえみ中村公園	中村区長箴町7丁目30番地	84	高杉共愛の里	中川区高杉町261番地
58	ルミエ	中村区大宮町3丁目61番地	85	共愛の里	中川区下之一色町字権野108番地の4
59	丸八グループホーム日吉	中村区日ノ宮町1丁目61番地の1	86	第2共愛の里	中川区下之一色町字権野108番地
60	べにしだの家	中村区鴨付町2-46	87	戸田川グリーンヴィレッジ	中川区富永一丁目16番1
61	介護老人保健施設第Ⅱ四季の里	中村区稲葉地町7-2-3	88	オーネスト戸田川	中川区富永四丁目266番地
62	篠辺病院	中村区亀島2丁目31-22	89	ケアハウスほっとはつと	中川区西日置10丁目101番地
63	老人保健施設第一若宮	中村区寿町30	90	あんのん	中川区西日置10丁目201番地
64	医療法人珪山会鶴飼リハビリテーション病院	中村区寿町30番地	91	ケアハウス共愛の里	中川区下之一色町字権野108番地
65	岩田病院	中村区則武一丁目1-11	92	愛の家グループホーム中川新家	中川区富田町新家三丁目301番地
66	名古屋セントラル病院	中村区太閤三丁目7番7号	93	グループホーム千音寺	中川区富田町千音寺字間渡里2883番地
67	医療法人誠心会大菅病院	中村区大宮町1-38	94	グループホーム名古屋中川の家	中川区吉津四丁目1303番地
68	医療法人衆済会増子記念病院	中村区竹橋町35-28	95	グループホーム憩いの里吉津	中川区吉津四丁目2609番地
69	医療法人北林会北林病院	中村区中村町7丁目58番地	96	ほほえみ春田	中川区春田三丁目100番地
70	名古屋第一赤十字病院	中村区道下町3-35	97	グループホーム春田	中川区東春田三丁目198番地
71	医療法人珪山会鶴飼病院	中村区賑町26	98	グループホームセラピ高畑	中川区高畑五丁目249番地
72	介護老人保健施設はつ田	中村区並木2-354	99	グループホームケアネット尾頭橋	中川区尾頭橋三丁目15番13号
73	医療法人福友会八田なみき病院	中村区並木2丁目366	100	グループホームサンハウス荒子	中川区高畑二丁目274番地
74	介護老人保健施設白社苑	中村区本陣通6-22	101	グループホームグリーンハウス	中川区前田西町二丁目912番地
75	児童養護施設晴光学院	中村区烏森町3-23-1	102	グループホームやすらぎの里中野新町	中川区中野新町三丁目51番地
76	オーネスト熱田の杜	熱田区一番町5番8号	103	グループホームフレンズハウス中野新町	中川区中野新町一丁目502番地
77	喜多乃郷	熱田区一番二丁目12番20号	104	グループホーム荒子の郷	中川区上流町2丁目20番地
78	介護老人保険施設あつたの森	熱田区五番町3-16	105	グループホームフレンズハウス草平	中川区草平町2丁目4番地
79	みなと医療生活協同組合協立総合病院	熱田区五番町4番33号	106	グループホーム名古屋一色の家	中川区一色新町二丁目2001番地

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（3/7）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
107	グループホーム一色	中川区下之一色町字宮分147番地の1	133	サービスネットワーク南陽	港区新茶屋一丁目1701番地
108	グループホームフレンジハウス大塩	中川区大塩町3丁目25番地	134	港寿楽苑	港区寛政町6丁目10番地
109	ほほえみ高畑	中川区東中島町6丁目22番地	135	希望の郷	港区新茶屋二丁目1501番地
110	ショートステイ山王	中川区山王三丁目1717番地	136	幸楽荘	港区小川一丁目17番地
111	サポートセンターbeing小本	中川区小本一丁目20-37	137	第二幸楽荘	港区小川一丁目19番地
112	グループホームケアホームシードマツカゲ	中川区中須町237-1	138	なごやかハウス神宮寺	港区神宮寺二丁目201番地
113	医療法人生生会富田病院	中川区かの里一丁目305番地	139	なごやかハウス野跡	港区野跡五丁目2番3号
114	共愛病院	中川区下之一色町字権野148-1	140	きよすみ荘	港区秋葉一丁目130番地の2
115	医療法人開生会かいせい病院	中川区月島9番9号	141	ケアハウス野跡	港区野跡五丁目2番3号
116	名古屋西クリニック病院	中川区荒子2丁目76	142	ケアハウス南陽	港区新茶屋一丁目1701番地
117	医療法人孝慈会大平病院	中川区昭和橋通9丁目78	143	ヒューマン介護グループホームなごみの里	港区東蟹田1001番地
118	名古屋掖済会病院	中川区松年町4丁目66番地	144	グループホーム憩いの里かきつばた	港区八百島一丁目201番地
119	医療法人正進会名古屋泌尿器科病院	中川区松葉町5丁目34番地	145	グループホーム和楽	港区八百島二丁目805番地
120	老人保健施設みず里	中川区水里1-23	146	ほほえみグループホーム日陽	港区南陽町西福田丸山21番地の1
121	介護老人保健施設松和苑	中川区打出2-50	147	グループホームフレンジハウス七番町	港区七番町5丁目12番地
122	医療法人親和会松和病院	中川区打出二丁目51	148	グループホームフレンジハウス七反野	港区七反野一丁目904番地
123	医療法人生生会松蔭病院	中川区打出二丁目70番地	149	ほほえみ当知	港区当知三丁目305番地の2
124	介護老人保健施設設有楽苑	中川区土野町61	150	きずなの里みなと	港区東茶屋一丁目462番地
125	医療法人明聖会庄内病院	中川区土野町61番地	151	みなと	港区十一屋一丁目70-4
126	老人保健施設ラ・ファミリア	中川区東起町1-5-1, 2	152	あかり	港区十一屋一丁目70-5
127	医療法人聖真会春田仁愛病院	中川区東春田二丁目178番地	153	黎明荘	港区十一屋一丁目70-5
128	藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院	中川区尾頭橋三丁目6番10号	154	あずま老人保健施設	港区港楽3-14-11
129	医療法人広徳会佐藤病院	中川区尾頭橋二丁目19番11号	155	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	港区港明1-10-6
130	老人保健施設ラベンダー	中川区福島1-148	156	医療法人幸会南陽病院	港区小須賀三丁目1101番地
131	名古屋共立病院	中川区法華1丁目172	157	老人保健施設ケア・サポート新茶屋	港区新茶屋3-901
132	なごやかハウス丸池	港区丸池町1丁目3番地	158	老人保健施設かいこう	港区新茶屋3-915

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（4/7）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
159	東洋病院	港区正保町三丁目38番地	166	グループホーム守山寿	守山区川西一丁目306番地
160	老人保健施設あんず	港区西福田1-636	167	グループホームみおつくし新守山	守山区新守西2032番地
161	瀬古第二マザー園	守山区瀬古二丁目301番地	168	グループホーム憩	守山区小幡中三丁目4番地の2
162	瀬古第一マザー園	守山区瀬古二丁目301番地	169	グループホームハピネス守山	守山区西城二丁目918番地
163	守牧苑	守山区守牧町128番地の5	170	グループホーム樹樹	守山区金屋二丁目250番地の1
164	グループホームハピネス吉根	守山区桔梗平二丁目2212番地	171	医療法人有仁会守山友愛病院	守山区瀬古東二丁目411番地
165	グループホーム集い	守山区瀬古三丁目830番地			

（矢田川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	グループホーム水草	北区水草町1丁目46番の1	19	グループホーム浄心の杜	西区上名古屋三丁目13番3号
2	グループホームあさひ名北	北区安井一丁目2605番地	20	うえるケアホームわかば	西区枇杷島四丁目10番5号
3	グループホームかくれんぼ	北区金城町四丁目56番	21	グループホームひまわり	西区上名古屋二丁目25番3号
4	コムヌーモすずらん	北区大曾根一丁目6-23	22	グループホームみんなの家	西区名西一丁目20番30号
5	名古屋市立西部医療センター	北区平手町1-1-1	23	グループホームみんなの家栄生	西区名西一丁目17番22号
6	北医療生活協同組合北病院	北区上飯田南町2-78	24	グループホーム円頓寺北館	西区菊井一丁目2番4号
7	医療法人愛生会総合上飯田第一病院	北区上飯田北町2-70	25	グループホーム円頓寺	西区那古野二丁目12番5号
8	医療法人愛生会上飯田リハビリテーション病院	北区上飯田北町三丁目57番地	26	グループホーム円頓寺東館	西区那古野一丁目20番30号
9	生協わかばの里介護老人保健施設	北区城東町5-114	27	愛知県済生会病院	西区栄生一丁目1-18
10	医療法人湘山会眼科三宅病院	北区大曾根三丁目15番68号	28	名鉄病院	西区栄生二丁目26-11
11	医療法人大真会大隈病院	北区大曾根二丁目9番34号	29	堀田病院	西区江向町6-54
12	介護老人保健施設メデケアド寿	北区米が瀬町135-1	30	介護老人保健施設福の里	西区新道2-4-7
13	医療法人福友会天寿病院	北区米が瀬町138番地	31	介護老人保健施設第二ハートフルライフ西城	西区秩父通1-38
14	母子生活支援施設愛知県しらゆり荘	北区金田町3-11	32	老人保健施設ハートフルライフ西城	西区秩父通2-36
15	婦人保護施設白菊荘	北区大野町2-1	33	小林病院	西区鳥見町2-135
16	婦人保護施設成願荘	北区成願寺一丁目8-16	34	医療法人米田病院	西区枇杷島一丁目11-5
17	なごやかハウス名西	西区名西一丁目24番8号	35	母子生活支援施設名古屋厚生会館愛のホーム	西区栄生一丁目2-2
18	ケアハウス名西	西区名西一丁目24番8号	36	清月荘	中村区深川町3丁目80番地

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（5/7）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
37	永生苑	中村区名駅二丁目39番11号	64	松寿苑	中川区中須町235番地
38	なごやかハウス名楽	中村区名楽町4丁目7番地の18	65	ケアハウスほっとはつと	中川区西日置10丁目101番地
39	ケアハウス名楽	中村区名楽町4丁目7番地の18	66	あんのん	中川区西日置10丁目201番地
40	グループホーム城やしき	中村区城屋敷町1丁目3番地	67	グループホームセラピ高畑	中川区高畑五丁目249番地
41	ふれあいタウン中村	中村区名楽町2丁目17番地の1	68	グループホームケアネット尾頭橋	中川区尾頭橋三丁目15番13号
42	ほほえみ中村公園	中村区長筏町7丁目30番地	69	グループホームサンハウス荒子	中川区高畑二丁目274番地
43	ルミエ	中村区大宮町3丁目61番地	70	グループホームやすらぎの里中野新町	中川区中野新町三丁目51番地
44	丸八グループホーム日吉	中村区日ノ宮町1丁目61番地の1	71	グループホームフレンズハウス中野新町	中川区中野新町一丁目502番地
45	介護老人保健施設第Ⅱ四季の里	中村区稲葉地町7-2-3	72	グループホーム荒子の郷	中川区上流町2丁目20番地
46	篠辺病院	中村区亀島2丁目31-22	73	グループホームフレンズハウス草平	中川区草平町2丁目4番地
47	老人保健施設第一若宮	中村区寿町30	74	グループホームフレンズハウス大塩	中川区大塩町3丁目25番地
48	医療法人珪山会鶴飼リハビリテーション病院	中村区寿町30番地	75	ほほえみ高畑	中川区東中島町6丁目22番地
49	岩田病院	中村区則武一丁目1-11	76	ショートステイ山王	中川区山王三丁目1717番地
50	名古屋セントラル病院	中村区太閤三丁目7番7号	77	医療法人開生会かいせい病院	中川区月島9番9号
51	医療法人誠心会大菅病院	中村区大宮町1-38	78	名古屋西クリニック病院	中川区荒子2丁目76
52	医療法人衆済会増子記念病院	中村区竹橋町35-28	79	医療法人孝慈会大平病院	中川区昭和橋通9丁目78
53	医療法人北林会北林病院	中村区中村町7丁目58番地	80	名古屋掖済会病院	中川区松年町4丁目66番地
54	名古屋第一赤十字病院	中村区道下町3-35	81	医療法人正進会名古屋泌尿器科病院	中川区松葉町5丁目34番地
55	医療法人珪山会鶴飼病院	中村区賑町26	82	介護老人保健施設松和苑	中川区打出2-50
56	介護老人保健施設はつ田	中村区並木2-354	83	医療法人親和会松和病院	中川区打出二丁目51
57	医療法人福友会八田なみき病院	中村区並木2丁目366	84	医療法人生生会松蔭病院	中川区打出二丁目70番地
58	児童養護施設晴光学院	中村区烏森町3-23-1	85	介護老人保健施設設有楽苑	中川区土野町61
59	オーネスト熱田の杜	熱田区一番町5番8号	86	医療法人明聖会庄内病院	中川区土野町61番地
60	喜多乃郷	熱田区一番二丁目12番20号	87	老人保健施設ラ・ファミリア	中川区東起町1-5-1, 2
61	みなと医療生活協同組合協立総合病院	熱田区五番町4番33号	88	藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院	中川区尾頭橋三丁目6番10号
62	医療法人杏園会伊藤病院	熱田区六番一丁目1番19号	89	医療法人広徳会佐藤病院	中川区尾頭橋二丁目19番11号
63	フラワー園	中川区尾頭橋四丁目10番18号	90	名古屋共立病院	中川区法華1丁目172

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（6/7）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
91	なごやかハウス丸池	港区丸池町1丁目3番地	99	守牧苑	守山区守牧町128番地の5
92	港寿楽苑	港区寛政町6丁目10番地	100	グループホーム集い	守山区瀬古三丁目830番地
93	なごやかハウス神宮寺	港区神宮寺二丁目201番地	101	グループホーム守山寿	守山区川西一丁目306番地
94	グループホームフレンジハウス七番町	港区七番町5丁目12番地	102	グループホームみおつくし新守山	守山区新守西2032番地
95	ほほえみ当知	港区当知三丁目305番地の2	103	グループホームハピネス守山	守山区西城二丁目918番地
96	東洋病院	港区正保町三丁目38番地	104	グループホーム樹樹	守山区金屋二丁目250番地の1
97	瀬古第二マザー園	守山区瀬古二丁目301番地	105	きずな	守山区守牧町128-1
98	瀬古第一マザー園	守山区瀬古二丁目301番地	106	医療法人有仁会守山友愛病院	守山区瀬古東二丁目411番地

（新川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	愛知県青い鳥医療福祉センター	西区中小田井五丁目89	14	グループホーム中小田井	西区中小田井五丁目240
2	リウゲ内科小田井クリニック	西区市場木町151番地	15	グループホームえがお	西区貴生町107-5
3	医療法人桜井医院	西区市場木町286番地	16	医療法人聖真会春田仁愛病院	中川区東春田二丁目178
4	医療法人加藤医院	西区中小田井三丁目341番地	17	こうさか眼科	中川区新家二丁目1709番地
5	川上内科整形外科	西区南川町30番地	18	千音寺産婦人科	中川区富田町千音寺土坪3765
6	特別養護老人ホーム平田豊生苑	西区平出町87	19	老人保健施設みず里	中川区水里一丁目23
7	特別養護老人ホーム二方の郷	西区二方町15	20	老人保健施設ラベンダー	中川区福島一丁目148
8	特別養護老人ホーム山田清里苑	西区五才美町211	21	愛の家グループホーム中川新家	中川区富田町新家三丁目301
9	特別養護老人ホーム庄内の里	西区中小田井二丁目98	22	グループホーム千音寺	中川区富田町千音寺間渡里2883
10	グループホーム清里	西区砂原町418	23	グループホーム名古屋中川の家	中川区吉津四丁目1303
11	グループホーム街かどケアホームゆうか	西区中小田井二丁目425	24	グループホーム憩いの里吉津	中川区吉津四丁目2609
12	グループホームアットホームあいり	西区玉池町255	25	グループホームはるた	中川区東春田三丁目198
13	グループホームあじさい	西区中沼町108			

計画資料 90-2 災害時要援護者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）（7/7）

（天白川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	福田外科	南区鶴見通1-3	10	グループホーム浦里	緑区浦里五丁目109
2	笠寺精治療病院	南区笠寺町柚ノ木3	11	グループホームニチイのほほえみ浦里	緑区浦里四丁目201
3	大同病院	南区白水町9	12	医療法人かがみ整形 外科・外科	天白区井の森町201番地
4	南医療生協かなめ病院	南区天白町一丁目5	13	青木内科	天白区中砂町534番地
5	大同老人保健施設	南区白水町9	14	医療法人立光会鈴木 眼科医院	天白区島田二丁目811番地
6	特別養護老人ホーム ゆうあいの里大同	南区白水町20	15	あいち診療所野並	天白区福池二丁目330-2
7	特別養護老人ホーム はるかぜ	南区要町四丁目13	16	医療法人健伸会はっ とり耳鼻咽喉科	天白区野並二丁目440番地
8	グループホームいり やせ	南区三吉町三丁目78	17	介護老人保健施設リ ハビリス井の森	天白区井の森町18番地
9	グループホームなも	南区鳴尾一丁目284			

（山崎川）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	老人保健施設瑞穂	瑞穂区荒崎町6-29	10	名南ふれあい病院	南区豊田五丁目15-18
2	ブラザー病院	瑞穂区塩入町11-8	11	伊藤産婦人科	南区弥生町14番地
3	西本病院	瑞穂区新開町24-38	12	名南介護老人保健施 設かたらいの里	南区豊田五丁目15-18
4	五条荘	南区五条町3-1	13	中京社会保険老人保 健施設あゆちの郷	南区三条一丁目1-10
5	社会保険中京病院	南区三条一丁目1-10	14	介護老人保健施設宮 の渡し	南区明治一丁目14番56
6	善常会リハビリテー ション病院	南区松池町一丁目11	15	特別養護老人ホーム なごやかハウス三条	南区三条二丁目16-42
7	医療法人笠寺病院	南区松池町三丁目19	16	ケアハウス三条	南区三条二丁目16-42
8	あいせい紀年病院	南区曾池町四丁目28	17	グループホームまる と道德	南区観音町一丁目71-33
9	名南病院	南区南陽通五丁目1-3			

（扇川）

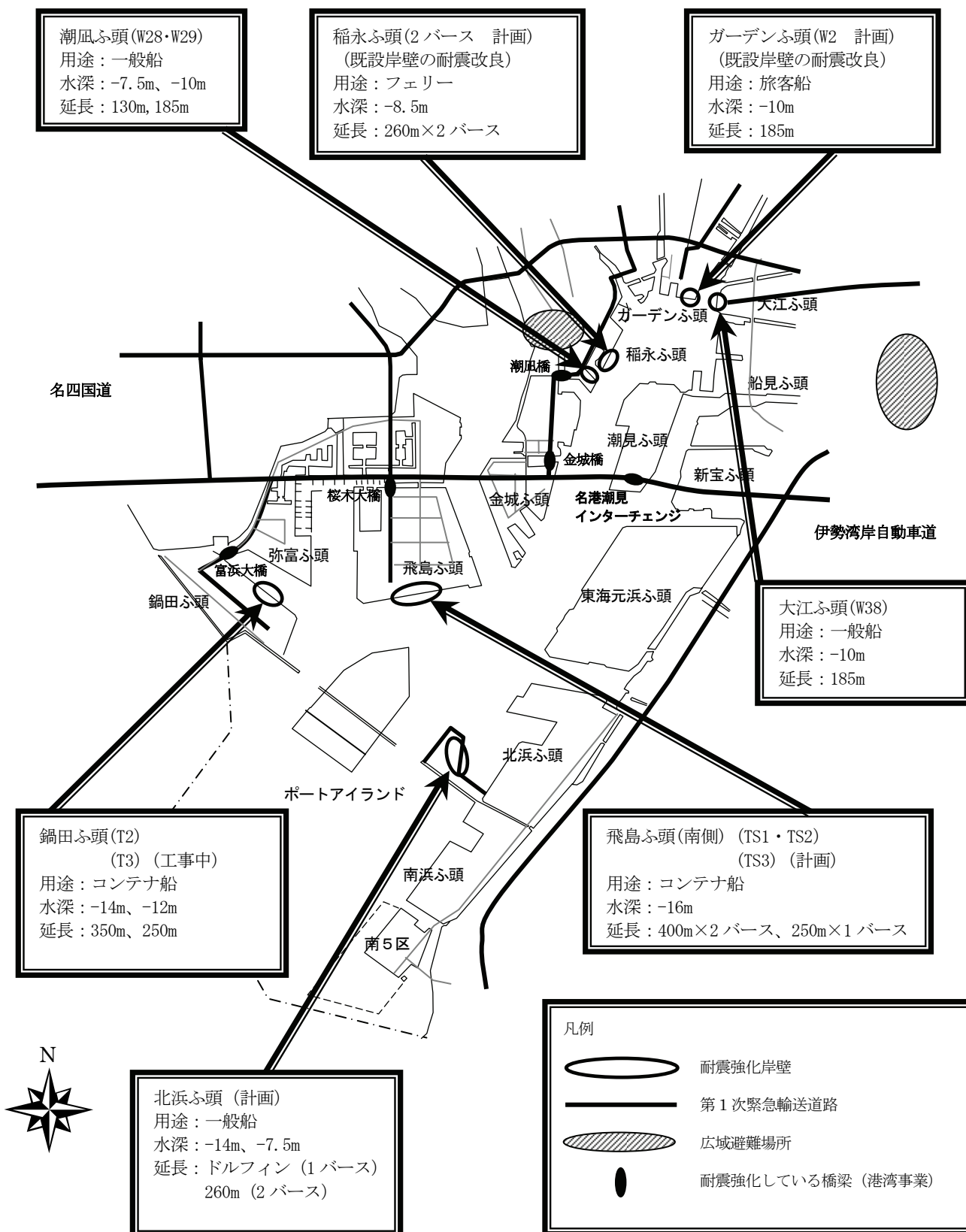
	施設名称	所在地
1	医療法人白寿会阪井 クリニック	緑区六田一丁目214番 地
2	医療法人幸寿会平岩 病院	緑区鳴海町相原町26

（蟹江川）

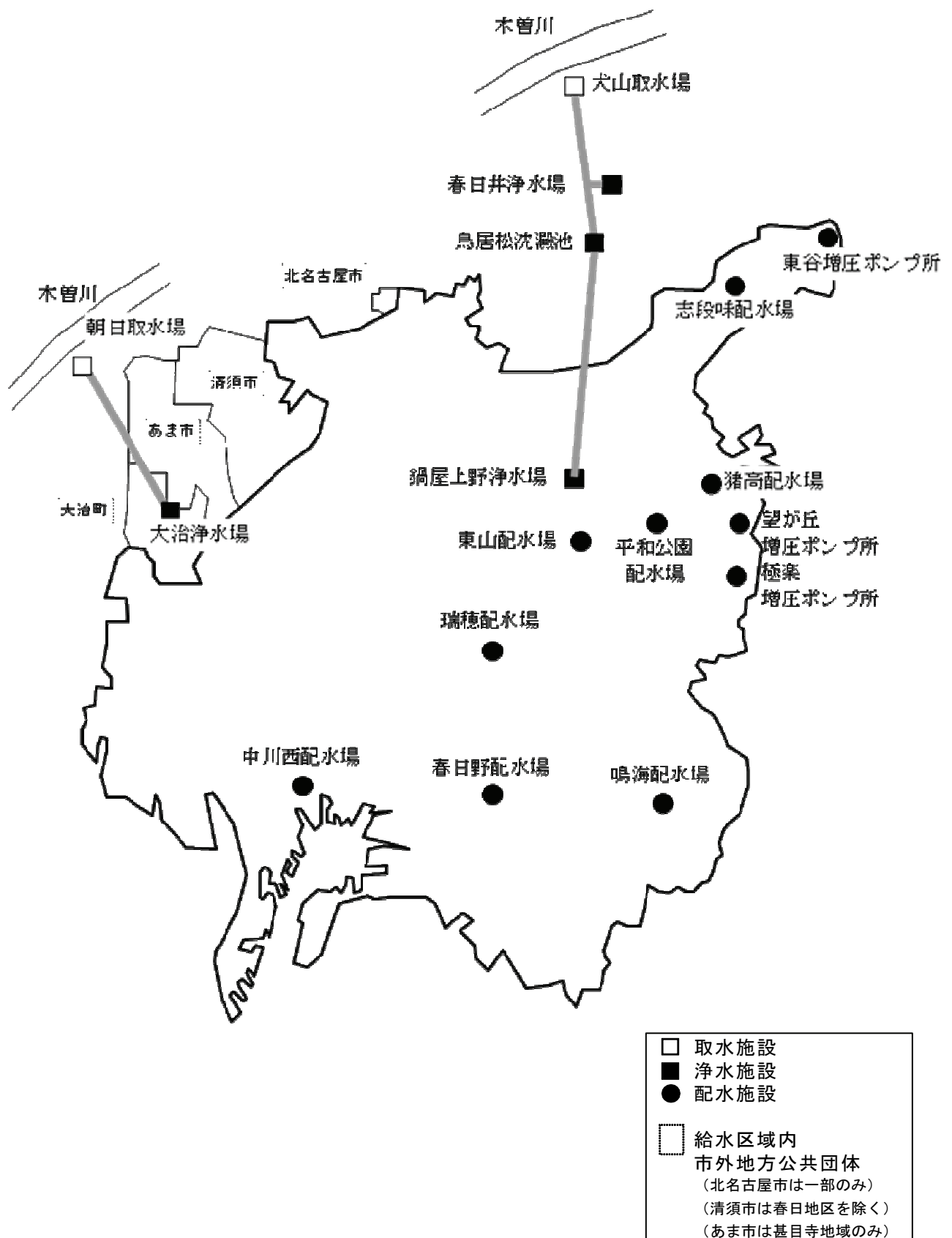
	施設名称	所在地
1	グループホーム日陽	港区南陽町西福田丸山 21-1

【風水害等災害対策編 第3章 第8節 水防活動】

計画資料図 1 名古屋港耐震岸壁位置図




計画資料図 2 名古屋市水道施設位置図

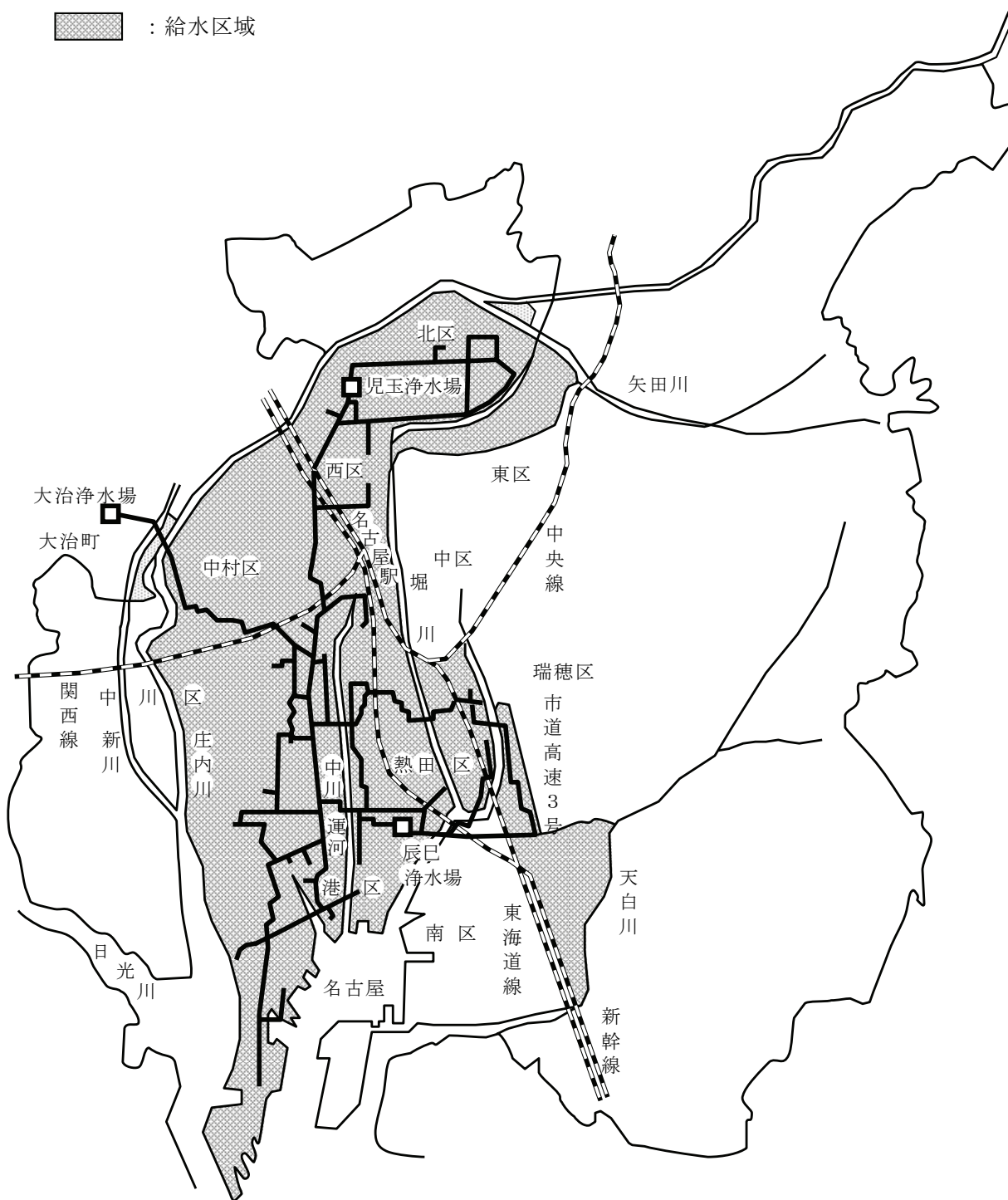


【風水害等災害対策編 第2章 第3節 ライフラインの整備】
 【地震災害対策編 第2章 第3節 ライフラインの整備】

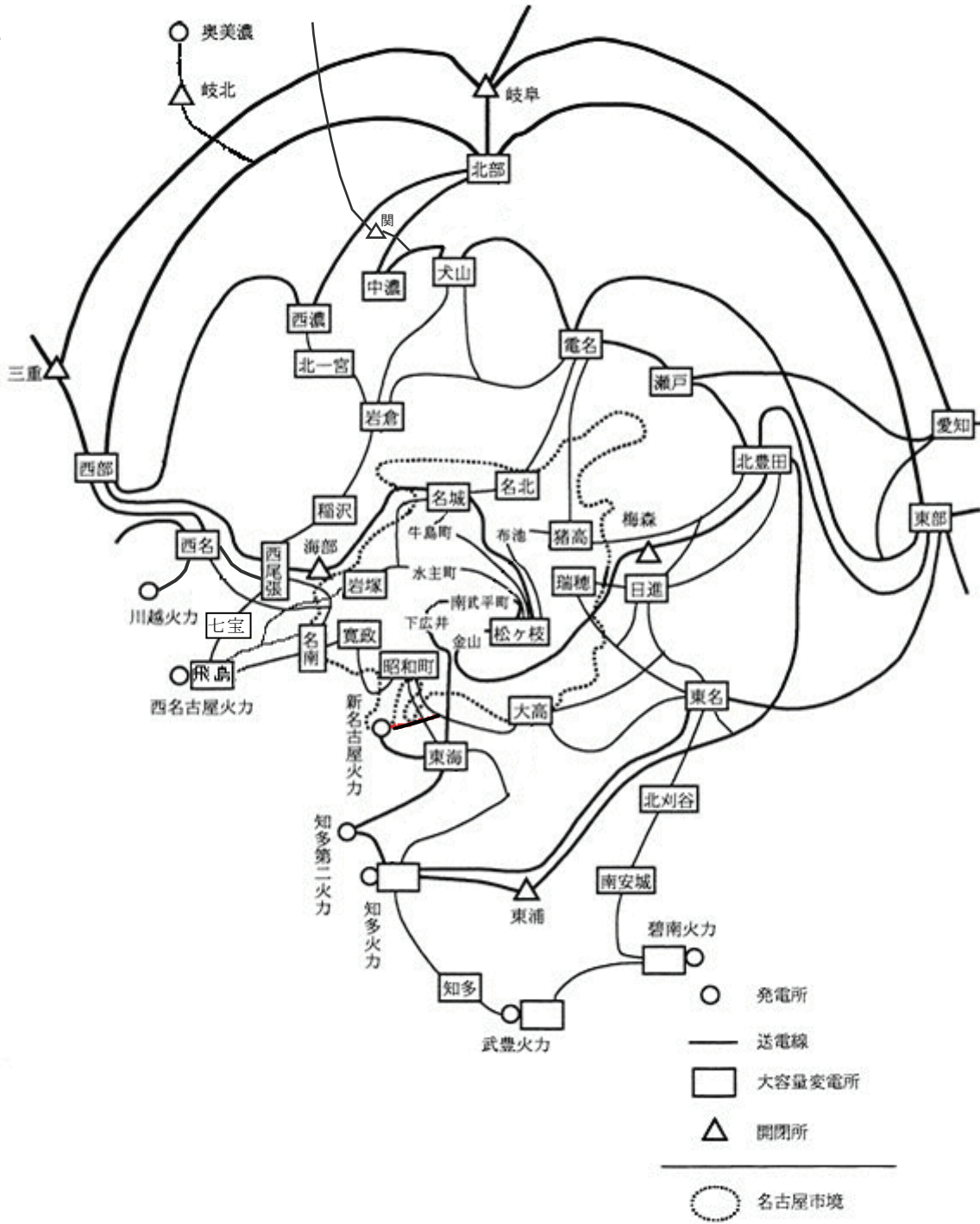
計画資料図 3 名古屋市工業用水道給水区域図

凡 例

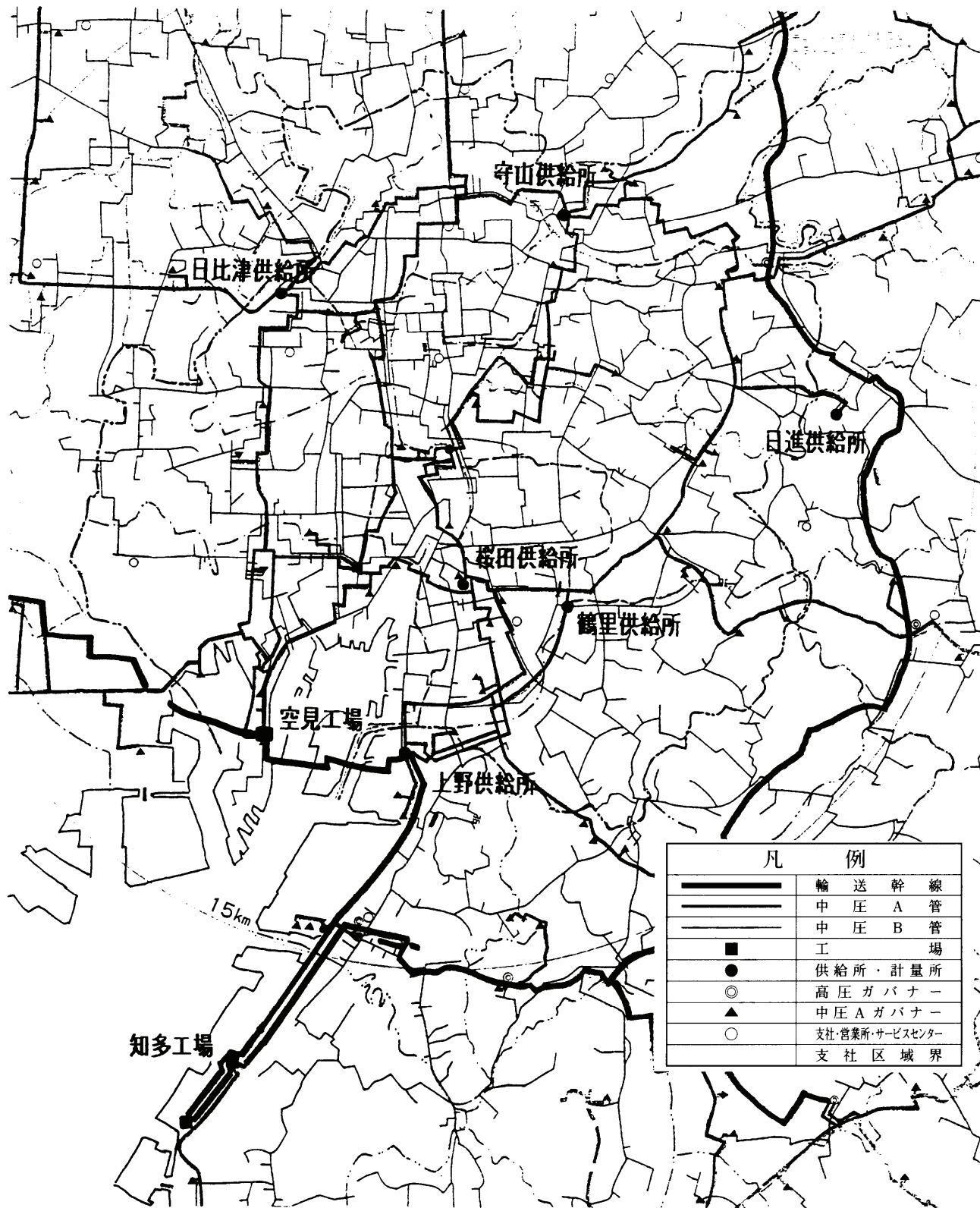
 : 給水区域



計画資料図 4 名古屋市の主な電力系統図



計画資料図 5 主要導管網概要および天然ガス供給先



- 【風水害等災害対策編 第2章 第3節 ライフラインの整備】
- 【風水害等災害対策編 第3章 第23節 ライフライン施設の応急復旧】
- 【地震災害対策編 第2章 第3節 ライフラインの整備】
- 【地震災害対策編 第3章 第26節 ライフライン施設の応急復旧】

計 画 参 考

計画参考 1 名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日 条例第 25 号）

改正 昭和 50 年第 28 号、平成 6 年第 7 号、同 12 年第 12 号、同 18 年第 72 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成 12 年第 12 号）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名古屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第 3 条 防災会議は、会長、副会長及び委員 70 人以内をもって組織する。

（会長、副会長及び委員）

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又は職員
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員
 - (3) 愛知県警察の警察官
 - (4) 市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長
 - (7) 市長の部内の職員
 - (8) 市の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 前各号の者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（平成 18 年第 72 号）

- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（会議）

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、防災会議の議長となる。

- 3 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第7条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する関係機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第8条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

計画参考 2 名古屋市防災会議運営要綱

改正 昭和47年6月29日、昭和50年6月27日、昭和51年6月30日、昭和61年7月25日

(趣旨)

第1 この要綱は、名古屋市防災会議条例（昭和38年条例第25号）第9条の規定に基づき、名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第3 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の代理者)

第4 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(専決処分)

第5 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 専決処分できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 名古屋市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

3 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(常任幹事)

第6 幹事のうち若干人を常任幹事とし、会長が指名する。

2 常任幹事は、常任幹事会を構成する。

3 常任幹事会は、会長の命により、事務局長が招集する。

(事務局)

第7 防災会議の事務を処理させるため、事務局を消防局防災部防災室におく。

2 事務局に事務局長、主事及び書記をおく。

3 事務局長は、消防長をもって充てる。

4 主事および書記は、職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年7月24日から実施する。

附 則 (昭和47年6月29日)

この要綱は、昭和47年6月29日から実施する。

附 則 (昭和50年6月27日)

この要綱は、昭和50年6月27日から実施する。

附 則 (昭和51年6月30日)

この要綱は、昭和51年6月30日から実施する。

附 則 (昭和61年7月25日)

この要綱は、昭和61年7月25日から実施する。

○名古屋市防災会議委員等一覧

会 長 名古屋市長

副会長 名古屋副市長

(1) 市の区域の全部又は一部を所管する指定地方行政機関

機 関 名	委 員	幹 事
東 海 財 務 局	局 長	
東 海 農 政 局	局 長	
中 部 経 済 産 業 局	局 長	
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	部 長	
中 部 運 輸 局	局 長	
名 古 屋 海 上 保 安 部	部 長	
名 古 屋 地 方 気 象 台	台 長	次 長
東 海 総 合 通 信 局	局 長	
愛 知 労 働 局	局 長	
中 部 地 方 整 備 局	局 長	防 災 対 策 官
〃		名 古 屋 国 道 事 務 所 長
〃		庄 内 川 河 川 事 務 所 長

(2) 愛知県の知事の部内職員

機 関 名	委 員	幹 事
愛 知 県	建 設 部 長	尾 張 建 設 事 務 所 長
〃	防 災 局 長	防 災 局 災 害 対 策 課 長

(3) 愛知県警察の警察官

機 関 名	委 員	幹 事
愛 知 県 警 察 本 部	名 古 屋 市 警 察 部 長	名 古 屋 市 警 察 部 企 画 調 整 課 長
〃	〃	交 通 部 交 通 規 制 課 長
〃	〃	警 備 部 災 害 対 策 課 長

(4) 市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長

機 関 名	委 員	幹 事
陸 上 自 衛 隊	第 3 5 普 通 科 連 隊 長	第35普通科連隊第3科長

(5) 市の教育委員会の教育長

機 関 名	委 員	幹 事
教 育 委 員 会	教 育 長	○ 事 務 局 総 務 部 総 務 課 長

(6) 市の消防長

機 関 名	委 員	幹 事
消 防 局	消 防 長	○ 消 防 部 消 防 課 長

(7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(指定公共機関)

機 関 名	委 員
郵便事業株式会社東海支社	東海支社長
郵便局株式会社東海支社	東海支社長
西日本電信電話株式会社名古屋支店	災害対策室長
日本赤十字社愛知県支部	事務局長
日本放送協会名古屋放送局	報道部長
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部専務取締役
日本貨物鉄道株式会社	東海支社長
東邦ガス株式会社	供給防災部長
中部電力株式会社	名古屋支店長
中日本高速道路株式会社名古屋支店	名古屋保全・サービスセンター所長

(指定地方公共機関)

機 関 名	委 員
名古屋港管理組合	専任副管理者
社団法人愛知県トラック協会	会長
名古屋鉄道株式会社	土木部長
近畿日本鉄道株式会社	鉄道事業本部名古屋輸送統括部長
名古屋高速道路公社	理事
中日新聞社	編集局次長
朝日新聞名古屋本社	報道センター
毎日新聞中部本社	報道センター室長
読売新聞中部支社	社会部長
中部経済新聞社	ビル管理部次長
中部日本放送株式会社	報道部長
東海ラジオ放送株式会社	報道部長
東海テレビ放送株式会社	報道スポーツ局次長兼報道部長
名古屋テレビ放送株式会社	報道局ニュース情報センター長
中京テレビ放送株式会社	報道局次長兼報道部長
テレビ愛知株式会社	報道制作局報道情報部長
株式会社エフエム愛知	編成局制作部次長
株式会社ZIP-FM	業務本部編成部長

(8) 前各号の者のほか、市長が防災上必要と認める者

(市議会)

機 関 名	委 員
名 古 屋 市 会	議 長
〃	総 務 環 境 委 員 長
〃	財 政 福 祉 委 員 長
〃	教 育 子 ど も 委 員 長
〃	土 木 交 通 委 員 長
〃	経 済 水 道 委 員 長
〃	都 市 消 防 委 員 長

(その他市長が防災上必要と認める者)

機 関 名	委 員
名 古 屋 市 消 防 団 連 合 会	会 長
社 会 福 祉 法 人 名 古 屋 市 社 会 福 祉 協 議 会	副 会 長
名 古 屋 市 医 師 会	会 長
名 古 屋 市 区 政 協 力 委 員 議 長 協 議 会	議 長
名 古 屋 市 地 域 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	会 長
私 学 を よ く す る 愛 知 父 母 懇 談 会	名 誉 顧 問
名 古 屋 商 工 会 議 所 女 性 会	会 長
な ご や 消 費 者 団 体 連 絡 会	会 長
公 立 大 学 法 人 名 古 屋 市 立 大 学	看 護 学 部 准 教 授

(注) ○印は、常任幹事

計画参考 3 名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱

改正 昭和 51 年 6 月 30 日 昭和 61 年 7 月 25 日

(設置)

第 1 条 産業災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日条例第 25 号）第 8 条の規定に基づき、名古屋市防災会議に産業災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 産業災害の想定に関する事項
- (2) 産業災害の予防に関する事項
- (3) 産業災害の応急対策に関する事項
- (4) その他産業災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第 5 条 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局（消防局防災部防災室）が行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 6 月 30 日）

この要綱は、昭和 51 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 25 日）

この要綱は、昭和 61 年 7 月 25 日から施行する。

計画参考 4 名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱第6条の規定に基づき、名古屋市防災会議産業災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第3条 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第5項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

第4条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第5条 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 部会の調査審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和50年6月27日から施行する。

○名古屋市防災会議産業災害対策部会構成委員

中部経済産業局長

中部運輸局長

名古屋海上保安部長

愛知労働局長

愛知県防災局長

愛知県警察本部名古屋市警察部長

陸上自衛隊第35普通科連隊長

名古屋市副市長

〃 総務局長

〃 環境局長

〃 住宅都市局長

〃 緑政土木局長

〃 消防長

〃 港区長

名古屋港管理組合副管理者

学識経験者等（専門委員）

※名古屋市防災会議条例第8条第3項により部会長は、名古屋市防災会議会長が指名する委員をもって充てる。

計画参考 5 名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱

改正 昭和 51 年 6 月 30 日、昭和 61 年 7 月 25 日

(設置)

第 1 条 地震災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日条例第 25 号）第 8 条の規定に基づき、名古屋市防災会議に地震災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 地震災害の想定に関する事項
- (2) 地震災害の予防に関する事項
- (3) 地震災害の応急対策に関する事項
- (4) その他地震災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第 5 条 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局（消防局防災部防災室）が行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 6 月 30 日）

この要綱は、昭和 51 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 25 日）

この要綱は、昭和 61 年 7 月 25 日から施行する。

計画参考 6 名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱第6条の規定に基づき、名古屋市防災会議地震災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第3条 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第5項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

第4条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第5条 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 部会審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和50年6月27日から施行する。

○名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員

(順不同、敬称略)

委 員	委 員
中 部 経 済 産 業 局 長	名古屋港管理組合 副 管 理 者
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	西日本電信電話(株) 名古屋支店長
中 部 運 輸 局 長	中 部 電 力 (株) 名古屋支店長
名 古 屋 地 方 気 象 台 長	東 邦 ガ ス (株) 供給管理部長
名 古 屋 海 上 保 安 部 長	
東 海 総 合 通 信 局 長	
中 部 地 方 整 備 局 長	
愛 知 県 防 災 局 長	
名 古 屋 市 警 察 部 長	
陸上自衛隊第35普通科連隊長	

名 古 屋 市 副 市 長
” 会 計 管 理 者
” 市 長 室 長
” 総 務 局 長
” 財 政 局 長
” 市 民 経 済 局 長
” 環 境 局 長
” 健 康 福 祉 局 長
” 住 宅 都 市 局 長
” 緑 政 土 木 局 長
” 教 育 長
” 消 防 長
” 上 下 水 道 局 長
” 交 通 局 長

※名古屋市防災会議条例第8条第3項により部会長は、名古屋市防災会議会長が指名する委員をもって充てる。

計画参考 7 名古屋市災害対策本部条例（昭和 38 年 3 月 22 日 条例第 26 号）

改正 平成 12 年 3 月 22 日

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長等）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（区本部）

第 4 条 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置く。

2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

3 区本部長、区副本部長及び区本部員は、災害対策本部員又はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。

5 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

（雑則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

計画参考 8 名古屋市災害対策本部運営要綱

改正 昭和 61 年 7 月 25 日 昭和 63 年 7 月 25 日 平成 11 年 6 月 14 日 平成 14 年 10 月 29 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、名古屋市災害対策本部条例（昭和 38 年名古屋市条例第 26 号）第 5 条の規定に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第 2 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、会計管理者、名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）に定める局、室の長、教育長、消防長、上下水道局長、交通局長、消防局防災・危機管理監及びその他災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

3 本部長は、本部員の中から消防局防災・危機管理監を防災監として指名する。

4 防災監は本部長、副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

(部)

第 3 本部に別表第 1 に掲げる部及び別表第 2 に掲げる班（隊）を置き、各表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に必要に応じて副部長を置く。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 班（隊）に班（隊）長を置く。

5 班（隊）長は、班（隊）の所掌事務について、部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

(本部員会議)

第 4 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部員で組織し、災害対策の基本的事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部幹事会議)

第 5 本部に本部幹事会議（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、会議の庶務、その他災害対策についての各部の連絡および各種情報の収集にあたるものとする。

3 幹事会に幹事長、副幹事長、幹事および連絡員を置く。

4 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第 3 に掲げる者とし、連絡員は同表に掲げる各部の中から、各部長が指名する職員をもって充てる。

(区本部の名称等)

第 6 区本部の名称及び位置は別表第 4 に掲げるとおりとする。

2 区本部に別表第 5 に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

3 班に班長を置く。

4 班長は当該班の所掌事務について区本部長を補佐するとともに上司の命をうけてその事務の処理にあたる。

5 区本部長、区副本部長及び班長は別表第5に掲げる職にある者をもって充てる。

(区連絡会議)

第7 区本部に区連絡会議を置く。

2 区連絡会議は区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者をもって組織し、区域内の災害対策について協議する。

3 区連絡会議は区本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

4 会議の議長は、会議の結果、区域内の災害応急対策について緊急を要すると認めた場合には、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。

5 会議の議長は、前項の指示を行ったときは、速かに本部長に報告するものとする。

(区本部連絡員室)

第8 区本部に区本部連絡員室(以下「区連絡員室」という。)を置く。

2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の災害対策についての各班、各隊相互間の連絡、各種情報の収集にあたるものとする。

3 区連絡員室に室長および連絡員を置き、区本部長および各区隊長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第9 本部の庶務は消防局防災部防災室で総括し、区本部の庶務は区総務課で処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年7月25日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和63年7月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年6月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から実施する。

(別表第1 風水害等災害対策編 第3章第3節別表3-3-1と同一)

(別表第2 本編計画資料56と同一)

別表第3

幹事長	消防局防災部長
副幹事長	消防局防災部防災室長
幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。

- (注) 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。
 2 各部連絡員は、災害対策本部連絡員室(東庁舎8階)に常駐する。
 3 副幹事長は、幹事長に事故があるときその職務を代理する。

別表第4

名	称	位 置
名古屋市災害対策本部	千種区本部	千種区覚王山通8-37(千種区役所内)
名古屋市災害対策本部	東区本部	東区筒井一丁目7-74(東区役所内)
名古屋市災害対策本部	北区本部	北区清水四丁目17-1(北区役所内)
名古屋市災害対策本部	西区本部	西区花の木二丁目18-1(西区役所内)
名古屋市災害対策本部	中村区本部	中村区竹橋町36-31(中村区役所内)
名古屋市災害対策本部	中区本部	中区栄四丁目1-8(中区役所内)
名古屋市災害対策本部	昭和区本部	昭和区阿由知通3-19(昭和区役所内)
名古屋市災害対策本部	瑞穂区本部	瑞穂区瑞穂通3-32(瑞穂区役所内)
名古屋市災害対策本部	熱田区本部	熱田区神宮三丁目1-15(熱田区役所内)
名古屋市災害対策本部	中川区本部	中川区高畑一丁目223(中川区役所内)
名古屋市災害対策本部	港区本部	港区港明一丁目12-20(港区役所内)
名古屋市災害対策本部	南区本部	南区前浜通3-10(南区役所内)
名古屋市災害対策本部	守山区本部	守山区小幡一丁目3-1(守山区役所内)
名古屋市災害対策本部	緑区本部	緑区青山二丁目15(緑区役所内)
名古屋市災害対策本部	名東区本部	名東区上社二丁目50(名東区役所内)
名古屋市災害対策本部	天白区本部	天白区島田二丁目201(天白区役所内)

(別表第5 本編計画資料56と同一)

計画参考 9 名古屋市災害警戒本部運営要綱

平成11年2月5日制定

(趣旨)

第1 この要綱は、災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らない場合に、設置する名古屋市災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部長等)

第2 災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 3 災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部長は、本部員の中から消防局防災・危機管理監を防災監として指名する。
- 6 防災監は、本部長、副本部長に進言することができる。

(部)

第3 本部に別表第1に掲げる部及び別表第2に掲げる班（隊）のうち、それぞれの一部を置き、同表に掲げる事務の一部を分掌させる。

- 2 部に必要に応じて副部長を置く。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 班（隊）に班（隊）長を置く。
- 5 班（隊）長は、当該班（隊）の所掌事務について、部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

(本部室員会議)

第4 本部に本部室員会議を置く。

- 2 本部室員会議は、災害対策の基本的事項について協議する。
- 3 本部室員会議に本部室長、副本部長及び本部室員を置く。
- 4 本部室長、副本部長及び本部室員は、それぞれ消防局防災部長、消防局防災部防災室長及び各部の中から各部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。

(区本部の名称等)

第5 区本部の名称及び位置は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 区本部に別表4に掲げる班の一部を置き、同表に掲げる事務の一部を分掌させる。
- 3 班に班長を置く。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について、区本部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。
- 5 区本部長、区副本部長及び班長は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第6 本部の庶務は消防局防災部防災室で総括し、区本部の庶務は区総務課で処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から実施する。

(別表第1 風水害等災害対策編 第3章第3節別表3-3-1、但し市立大学部は除く)

(別表第2 本編計画資料56と同一)

別表第3

名	称	位 置
名古屋市災害警戒本部	千種区本部	千種区覚王山通8-37 (千種区役所内)
〃	東 区 〃	東区筒井一丁目7-74 (東区役所内)
〃	北 区 〃	北区清水四丁目17-1 (北区役所内)
〃	西 区 〃	西区花の木二丁目18-1 (西区役所内)
〃	中村区 〃	中村区竹橋町36-31 (中村区役所内)
〃	中 区 〃	中区栄四丁目1-8 (中区役所内)
〃	昭和区 〃	昭和区阿由知通3-19 (昭和区役所内)
〃	瑞穂区 〃	瑞穂区瑞穂通3-32 (瑞穂区役所内)
〃	熱田区 〃	熱田区神宮三丁目1-15 (熱田区役所内)
〃	中川区 〃	中川区高畑一丁目223 (中川区役所内)
〃	港 区 〃	港区港明一丁目12-20 (港区役所内)
〃	南 区 〃	南区前浜通3-10 (南区役所内)
〃	守山区 〃	守山区小幡一丁目3-1 (守山区役所内)
〃	緑 区 〃	緑区青山二丁目15 (緑区役所内)
〃	名東区 〃	名東区上社二丁目50 (名東区役所内)
〃	天白区 〃	天白区島田二丁目201 (天白区役所内)

(別表第4 本編計画資料56と同一)

計画参考 10 名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年7月23日 条例第55号）

改正 平成18年第72号

（趣旨）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、名古屋市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（地震災害警戒本部長等）

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。

5 本部員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）市の区域の全部又は一部を管轄する法第2条第6号に規定する指定地方行政機関の長又は職員

（2）愛知県の知事の部内の職員

（3）愛知県警察の警察官

（4）市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長

（5）市の教育委員会の教育長

（6）市の消防長

（7）市長の部内の職員

（8）市の地域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

（9）前各号に掲げる者のほか、市長が地震防災上必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（平成18年第72号）

（部）

第3条 本部の事務を分掌させるため、必要と認める部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は本部員のうちから、部員は本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部長があらかじめ指名する部員がその職務を代理する。

6 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(区本部)

第4条 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置く。

- 2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。
- 3 区本部長、区副本部長及び区本部員は、本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。
- 4 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 5 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、区本部長があらかじめ定める順序により、その職務を代理する。
- 6 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

計画参考 11 名古屋市地震災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、名古屋市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の設置)

第2 本部は原則として名古屋市役所内に置く。

2 区本部は原則として各区役所内に置く。

(地震災害警戒本部員等)

第3 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は本部員の中から消防局防災・危機管理監を防災監として指名する。

3 防災監は本部長及び副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

(部及び班)

第4 本部に別表第2に掲げる部及び別に定める班（隊）を置き、別表第2及び別に定める事務を分掌させる。

2 部に副部長を置く。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 班（隊）に班（隊）長を置く。

5 班（隊）長は班（隊）の所掌事務について、部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

6 部長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

7 副部長及び班（隊）長は、別に定める職にある者をもって充てる。

(本部員会議)

第5 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部員で組織し、地震防災応急対策の基本的事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部幹事会議)

第6 本部に本部幹事会議（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、会議の庶務、その他地震防災応急対策についての各部の連絡及び各種情報の収集にあたるものとする。

3 幹事会に幹事長、副幹事長、幹事及び連絡員を置く。

4 幹事長、副幹事長、幹事及び連絡員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(区本部の名称等)

第7 区本部の名称及び位置は別表第4に掲げるとおりとする。

2 区本部に別に定める班を置き、別に定める事務を分掌させる。

3 班に班長を置く。

4 班長は当該班の所掌事務について区本部長を補佐するとともに、上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

5 区本部長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 区副本部長及び班長は、別に定める職にある者をもって充てる。

(区連絡会議)

第8 区本部に区連絡会議を置く。

2 区連絡会議は区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者をもって組織し、区域内の地震防災応急対策について協議する。

3 区連絡会議は区本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

4 会議の議長は、会議の結果、区域内の地震防災応急対策について緊急を要すると認めた場合には、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。

5 会議の議長は、前項の指示を行ったときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(区本部連絡員室)

第9 区本部に区本部連絡員室（以下「区連絡員室」という。）を置く。

2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の地震防災応急対策についての連絡及び各種情報の収集にあたるものとする。

3 区連絡員室に室長及び連絡員を置き、区本部長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第10 本部の庶務は消防局防災部防災室で総括し、区本部の庶務は区総務課で処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度本部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

別表第 1

	本 部 員	幹 事
(1) 法第 2 条第 6 号(指定 地方行政機関)	中部運輸局 防災・危機管理調整官	—
	名古屋海上保安部長	—
	名古屋地方気象台長	—
	中部地方整備局長	防災対策官
(2) 愛知県の知事の部内 の職員	愛知県 防災局長	防災局次長
(3) 愛知県警察の警察官	愛知県警察本部 名古屋市警察部長	名古屋市警察部 企画 調整課長
(4) 自衛隊	陸上自衛隊 第 35 普通科連隊長	第 35 普通科連隊 第 3 科長
(5) 名古屋市教育委員会	教育長	総務部総務課長
(6) 名古屋市消防局	消防長	総務部総務課長
	消防局防災・危機管理監	
(7) 市長の部内の職員	会計管理者	会計室次長
	市長室長	秘書課長
	総務局長	総務課長
	財政局長	財政部財政課長
	市民経済局長	総務課長
	環境局長	総務課長
	健康福祉局長	総務課長
	子ども青少年局	総務課長
	住宅都市局長	総務課長
	緑政土木局長	総務課長
	上下水道局長	経営本部企画部経営企 画課主幹(防災・危機管 理)
	交通局長	総務部総務課長
	病院局長	管理部総務課長
(8) 法第 2 条第 7 号 第 8 号(指定公共機関等)	西日本電信電話株式会社 名古屋支店長	—
	日本赤十字社愛知県支部 事務局長	—
	日本放送協会名古屋放送局 報道部長	—
	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部長	—
	東邦ガス株式会社 供給管理部長	—
	中部電力株式会社 名古屋支店長	—
	名古屋港管理組合 副管理者	—
	社団法人愛知県トラック協会 会長	—
	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部副本部長	—
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 名古屋 輸送統括部長	—

別表第2 地震災害警戒本部の部及び区本部の主な任務

1 共通事項

<p>(1) 職員への情報伝達及び参集指令（参集指令は、休日及び勤務時間外のみ） 各部・区本部は、あらかじめ定めた情報伝達系統により警戒宣言が発せられた旨を的確に伝達する。 また、各部・区本部は、あらかじめ定めた非常配備・動員計画及び情報伝達系統により、ただちに参集すべき旨を的確に伝達する。</p> <p>(2) 職員の参集状況の確認及び報告 各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は消防局防災部防災室）へ報告する。</p> <p>(3) 実施すべき地震防災応急対策事項の確認 各部・区本部は、あらかじめ定められた地震防災応急対策の内容を確認し、職員の分担任務を確認の上、直ちに対策の実施に移る。</p> <p>(4) 本部情報の伝達・指示 各部・区本部は、本部から連絡される情報の内容を点検し、必要に応じて所管の各班、公所へ的確な手段によって伝達、指示する。</p> <p>(5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告 各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、総括部を通じて報告する。）。</p> <p>(6) 各部・区本部間の連絡調整 地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は総括部を通じて要請する。）。</p> <p>(7) 所管施設の保安管理 各部・区本部は、所管施設の利用者、来場者等の安全確保を図るとともに職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒・落下防止、出火危険場所の安全措置、緊急貯水、その他職員の安全措置を講ずる。</p> <p>(8) 各種協定に基づく応援要請 各部・区本部は、各種協定に基づく応援要請を必要に応じて実施する。</p>
--

2 個別事項

部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
総括部	消防局	消防長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の設置及び運営に関する事。 2 非常配備体制の指示、伝達に関する事。 3 各部、各区本部との連絡調整に関する事。 4 県その他の防災関係機関との連絡調整に関する事。 5 地震予知情報等の収集、伝達に関する事。 6 各種協定（他部に属するものを除く。）に基づく応援要請に関する事。 7 航空輸送の確保に関する事。 8 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関する事。 9 り災証明（火災によるもの）の準備に関する事。 10 地震防災応急対策の実施状況及び避難状況の把握に関する事。 11 気象警報等の収集、伝達に関する事。 12 出動態勢の確立に関する事。 13 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供及び住民広報に関する事。 14 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対する指示、要請又は勧告に関する事。 15 地震防災信号（サイレン）の伝達に関する事。 16 その他地震防災応急対策に関する事。

部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の地震防災応急対策に関すること。 2 地震防災応急対策に係る各種情報の収集、整理に関すること。 3 職員の動員及び配備に関すること。 4 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供に関すること。 5 警戒宣言、地震予知情報等の放送、出版による広報に関すること。 6 外国人の支援に関すること。 7 応援学生の就業計画に関すること。 8 市会議員との連絡調整に関すること。 9 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 10 遊動隊の派遣準備に関すること。 11 その他地震防災応急対策に関すること。
経理部	財政局 会計室	財政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること。 2 車両の借上げ及び配車計画に関すること。 3 調達及び救援物資の確保、配布に関すること。 4 所管公有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。 5 り災証明（火災によるものを除く。）発行のための家屋被害調査の準備に関すること。 6 り災者等に係る市税の減免等の準備に関すること。 7 義援金の受付、受領の準備に関すること。 8 競馬、競輪事業関係団体との連絡調整に関すること。 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること。 10 その他地震防災応急対策に関すること。
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般ボランティアの受入れ準備に関すること。 2 調達物資（生活必需品）の確保、配布に関すること。 3 市場における物資の集荷及び分荷に関すること。 4 生活関連物資等の価格安定に関すること。 5 商工業等の地震防災応急対策に関すること。 6 その他地震防災応急対策に関すること。
環境部	環境局	環境局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・し尿等廃棄物の非常処理計画に関すること。 2 事業用車両の配車及び整備に関すること。 3 搬入ごみの焼却及び埋立処理の非常処理計画に関すること。 4 緊急処理のための民間車両の借上げ手配に関すること。 5 有害物質の災害事故に係る情報収集体制の確立に関すること。 6 その他地震防災応急対策に関すること。
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行事務に関すること。 2 物資の連絡調整に関すること。 3 備蓄物資の配布に関すること。 4 災害時要援護者対策に関すること。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 病院等診療機関の診療機能情報の収集、提供に関すること。 7 医療関係機関との連絡調整に関すること。 8 社会福祉施設の地震防災応急対策に関すること。 9 保護者等への対応に関すること。 10 医療、助産の救護体制の確立に関すること。 11 医療、助産関係機関に対する救援要請に関すること。 12 その他地震防災応急対策に関すること。

部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の安全確保に関すること。 2 児童福祉施設等の地震防災応急対策に関すること。 3 調達物資(食品)の確保、配布の準備に関すること。 4 救援物資の受入れ、配布の準備に関すること。
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設準備に関すること。 2 市街地復興計画の検討の準備に関すること。 3 土地区画整理事業及び開発行為に関する地震防災応急対策の指導監督に関すること。 4 市営住宅及び共同施設の地震防災応急対策に関すること。 5 建築物の防災保安指導、相談に関すること。 6 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 7 局所管外郭団体等との連絡調整に関すること。 8 その他地震防災応急対策に関すること。
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、急傾斜地、農業用施設、公園等の地震防災応急対策に関すること。 2 緊急陸上輸送ルートの確保に関すること。 3 米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること。 4 農業関係、畜水産関係団体との連絡及び防災指導に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
学校部	教育委員会事務局	教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設・社会教育施設等の地震防災応急対策に関すること。 2 幼児、児童、生徒の帰宅及び安全保護に関すること。 3 保護者等への対応に関すること。 4 避難所の管理運営協力に関すること(避難所指定施設)。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道水・工業用水の供給、下水の排水及び処理作業に関すること。 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の地震防災応急対策に関すること。 3 配水場における有効貯水量の確保に関すること。 4 住民への緊急貯水広報に関すること。 5 物件の供給・応急対策の協力・応急復旧工事の協力の協定に基づく協力要請に関すること。 6 応急給水資機材の出動に備えること。 7 仮設給水栓の整備、点検及び所定か所への配置に関すること。
交通部	交通局	交通局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄・バスの運行に関すること。 2 利用者に対する広報に関すること。 3 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 4 局所管保安設備の地震防災応急対策に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。

部・ 区本部	担当局・区	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
病院部	病院局	病院局長	1 市立病院における入院患者等の安全確保に関する こと。 2 市立病院の地震防災応急対策に関すること。 3 市立病院に係る医療・助産救護体制の確立に関する こと。
区本部	区役所	区長	1 区の区域に係る地震防災応急対策の総合調整に関 すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 避難勧告・指示の実施及び連絡調整に関すること。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。 5 避難所の開閉及び管理運営に関すること。 6 災害救助地区本部との連絡調整に関すること。 7 災害時要援護者対策に関すること。 8 区社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 9 調達及び救援物資の受入れ、配布に関すること。 10 警戒宣言・地震予知情報等の広報・公聴に関する こと。 11 一般ボランティアの受入れ準備に関すること。 12 り災証明（火災によるものを除く。）の準備に関 すること。 13 医療救護・保健衛生に関すること。 14 区連絡会議に関すること。 15 地震防災信号（サイレン・警鐘）の伝達に関する こと。 16 区内関係官公所（署）との連絡調整に関すること。 17 住民の避難状況の把握及び報告に関すること。 18 その他地震防災応急対策に関すること。

別表第3

幹事長	消防局防災部長
副幹事長	消防局防災部防災室長
幹事	別表第1に掲げる職にある者
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名するものとする。ただし各部1人とする。

(注) 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。

2 各部連絡員は、災害対策本部室（東庁舎8階）に常駐する。

3 副幹事長は、幹事長に事故があるときその職務を代理する。

別表第4

名 称	位 置
名古屋市地震災害警戒本部 千種区本部	千種区覚王山通 8-37（千種区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 東区本部	東区筒井一丁目 7-74（東区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 北区本部	北区清水四丁目 17-1（北区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 西区本部	西区花の木二丁目 18-1（西区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 中村区本部	中村区竹橋町 36-31（中村区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 中区本部	中区栄四丁目 1-8（中区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 昭和区本部	昭和区阿由知通 3-19（昭和区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 瑞穂区本部	瑞穂区瑞穂通 3-32（瑞穂区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 熱田区本部	熱田区神宮三丁目 1-15（熱田区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 中川区本部	中川区高畑一丁目 223（中川区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 港区本部	港区港明一丁目 12-20（港区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 南区本部	南区前浜通 3-10（南区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 守山区本部	守山区小幡一丁目 3-1（守山区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 緑区本部	緑区青山二丁目 15（緑区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 名東区本部	名東区上社二丁目 50（名東区役所内）
名古屋市地震災害警戒本部 天白区本部	天白区島田二丁目 201（天白区役所内）

計画参考 12 名古屋市地震災害警戒準備本部の設置及び運営に関する要綱

改正 平成16年1月5日、平成18年6月14日、平成19年4月1日、平成22年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、東海地震注意情報の受理により設置する名古屋市地震災害警戒準備本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(地震災害警戒準備本部長等)

第2 本部に地震災害警戒準備本部長（以下「本部長」という。）、地震災害警戒準備副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒準備本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

4 副本部長は、副市長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。

6 本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

8 本部長は本部員の中から、消防局防災・危機管理監を防災監として指名する。

9 防災監は本部長及び副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

10 本部長、副本部長及び本部員以外の本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

11 本部職員は、本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3 本部の事務を分掌させるため、部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は本部員のうちから、部員は本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部長があらかじめ指名する部員がその職務を代理する。

6 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

7 前6までの規定の他、部の組織については名古屋市地震災害警戒本部運営要綱（以下「警戒本部要綱」という。）第4を準用し、分掌させる事務は警戒本部要綱に定める事務の準備に関する事務とする。

(本部員会議)

第4 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部員で組織し、地震防災応急対策の準備に関する基本的事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部幹事会議)

第5 本部に本部幹事会議（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は会議の庶務、その他地震防災応急対策の準備に関する事務についての各部の連絡及び各種情報の収集にあたるものとする。

3 幹事会に幹事長、副幹事長、幹事及び連絡員を置く。

4 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 前4までの規定の他、幹事会の組織については、警戒本部要綱第6を準用する。

(区本部)

第6 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部 を置く。

2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

3 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。

4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、区本部 長があらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

5 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

6 前5までの規定の他、区本部の名称及び位置並びに組織については、警戒本部要綱第7を準用し、分掌させる事務は警戒本部要綱に定める事務の準備に関する事務とする。

(区連絡会議)

第7 区本部に区連絡会議を置く。

2 区連絡会議の組織及び運営に関しては警戒本部要綱第8を準用する。

(区本部連絡員室)

第8 区本部に区本部連絡員室(以下「区連絡員室」という。)を置く。

2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の地震防災応急対策の準備に關 する事務についての連絡及び各種情報の収集にあたるものとする。

3 区連絡員室の組織については警戒本部要綱第9を準用する。

(本部の設置場所)

第9 本部は原則として名古屋市役所内に置く。

2 区本部は原則として各区役所内に置く。

(本部の廃止)

第10 名古屋市地震災害警戒本部若しくは名古屋市災害対策本部が設置された 場合又は東海地震注 意情報が解除された場合に準備本部は廃止する。

(庶務)

第11 本部の庶務は消防局防災部防災室で総括し、区本部の庶務は区総務課で 処理する。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、そのつど本部長が定め る。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

機 関 名	本 部 員	幹 事
名古屋市	会計管理者	会計室次長
	市長室長	秘書課長
	総務局長	総務課長
	財政局長	財政課長
	市民経済局長	総務課長
	環境局長	総務課長
	健康福祉局長	総務課長
	子ども青少年局長	総務課長
	住宅都市局長	総務課長
	緑政土木局長	企画経理課主幹（道路等の危機管理・水防）
	上下水道局長	経営企画課主幹（防災・危機管理）
	交通局長	総務課長
	病院局長	総務課長
名古屋市教育委員会	教育長	総務課長
名古屋市消防局	消防長	総務課長
	消防局防災・危機管理監	

計画参考 13 名古屋市地震対策連絡会議の設置及び運営に関する要綱

改正 平成16年1月5日、平成18年6月14日、平成22年4月1日、平成23年3月24日

(趣旨)

第1 この要綱は、東海地震に関連する調査情報（臨時）の受理により設置する名古屋市地震対策連絡会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2 会議に、委員長、副委員長、委員及び連絡員を置く。

2 委員長は、消防局防災・危機管理監をもって充てる。

3 委員長は、会議の事務を総括し、会議の職員を指揮監督する。

4 副委員長は、防災部長をもって充てる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

7 委員は、委員長の指示を受けて会議の事務に従事する。

8 連絡員は、名古屋市地震災害警戒準備本部（以下「準備本部」という。）が設置された場合の各部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。

9 連絡員は、会議の所掌事務について委員を補佐する。

(所掌事務)

第3 会議は、準備本部設置までの連絡体制の確立、準備本部において実施すべき対策の確認、緊急に措置すべき事項についての連絡調整、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の情報の収集及び整理等を行う。

(会議の廃止)

第4 準備本部、名古屋市地震災害警戒本部若しくは名古屋市災害対策本部が設置された場合又は東海地震に関連する調査情報（終了）が発表され一連の東海地震に関連する調査情報（臨時）の終了を知った場合に会議は廃止する。

(庶務)

第5 会議の庶務は消防局防災部防災室で行う。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

別表

機 関 名	委 員
名古屋市	会計室次長
	市長室秘書課長
	総務局総務課長
	財政局財政課長
	市民経済局総務課長
	環境局総務課長
	健康福祉局総務課長
	子ども青少年局総務課長
	住宅都市局総務課長
	緑政土木局企画経理課主幹（道路等の危機管理・水防）
	上下水道局経営企画課主幹（防災・危機管理）
	交通局総務課長
	病院局総務課長
名古屋市教育委員会事務局	総務部総務課長
名古屋市消防局	総務部総務課長

計画参考 14 名古屋市災害対策委員規則（昭和 35 年 5 月 30 日 規則第 25 号）

改正 昭和 43 年第 20 号、平成 6 年第 21 号、同 9 年第 84 号

（災害対策委員の設置）

第 1 条 本市の災害対策に関し、市民と密接な連絡を確保し、地区防災救助の万全を期するため、災害対策委員（以下「委員」という。）を置く。

第 2 条 委員は、名古屋市区政協力委員規則（昭和 43 年名古屋市規則第 20 号）に規定する名古屋市区政協力委員の職にある者をもって充てる。

（職務）

第 3 条 委員は、常に、区域（名古屋市区政協力委員規則第 1 条第 2 項の区域又は地区をいう。以下同じ。）内の防災に留意してその実状をはあくするように努めなければならない。

2 委員は、区域内における災害対策の事務に関し、おおむね次の職務を行う。

- (1) 災害危険箇所を調査し、報告すること。
- (2) 区域内の具体的避難要領を研究し、周知徹底させること。
- (3) 住民の要望等を聴取し、報告すること。
- (4) その他災害対策の事務を補助すること。

（平成 9 年第 84 号）

（関係機関及び住民の各種団体との関係）

第 4 条 委員は、前条の職務を行うにあたっては、防災救助等の関係機関及び住民の各種団体との間に密接な連絡協調を図るように努めるものとする。

（職務の指揮監督）

第 5 条 委員は、その職務に関し、それぞれその区域の属する区長の指揮監督を受けるものとする。

（地区災害対策委員協議会）

第 6 条 委員の職務に関する連絡調整を図り、あわせて、研究及び協議するため、小学校通学区域（名古屋市災害救助地区本部規則（昭和 35 年名古屋市規則第 26 号）第 2 条第 3 項により、小学校通学区域を 2 以上に分け、その各区域に地区本部を置くものとして、地区本部長が委嘱されている場合においては、その各区域）内の委員をもって、それぞれ地区災害対策委員協議会（以下本条において「協議会」という。）を組織する。

2 災害救助地区本部の本部長、副本部長及び本部委員に委嘱された者は、それぞれ地区本部が置かれる区域に相当する地区の協議会に出席することができる。

3 協議会の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

（補則）

第 7 条 この規則に規定するもののほか、委員に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず昭和 36 年 3 月 31 日までとする。

附 則（昭和 43 年規則第 20 号）抄

（施行規則）

1 この規則は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 21 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 84 号）

この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

計画参考 15 名古屋市災害救助地区本部規則（昭和 35 年 5 月 30 日 規則第 26 号）

改正 平成 6 年第 21 号、同 14 年 63 号

（目的）

第 1 条 この規則は、非常災害に際して住民の各種の団体と有機的な協力関係を確立し、防災及び救助の活動の万全を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

（災害救助地区本部の設置）

第 2 条 非常災害の発生のおそれがあるとき、又は非常災害が発生したときは、防災及び救助その他の緊急措置の適切円滑な実施を図るため、市長が必要と認める地域に災害救助地区本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

2 地区本部は、小学校通学区域（以下「学区」という。）ごとに置く。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、学区を 2 以上に分けてその各区域に地区本部を置くことができる。

（地区本部の所属）

第 3 条 地区本部は、区本部に属する。

（平成 14 年第 63 号）

（組織）

第 4 条 地区本部は、地区本部長 1 人及び地区本部委員若干人をもって組織する。

2 特に必要があると認めるときは、地区本部に地区副本部長若干人を置くことができる。

3 地区本部長及び地区副本部長は、区長の推せんに基き、学区（第 2 条第 3 項の規定により学区を 2 以上に分けてその各区域に地区本部を置く場合においては、その各区域。以下同じ。）内の住民の中から市長があらかじめ委嘱する。

4 地区本部委員は、学区内の災害対策委員をもって充てるほか、学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱する。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に地区本部委員を委嘱することができる。

（地区本部長及び地区本部委員）

第 5 条 地区本部長は、区本部長の命を受け、地区本部を統轄し、地区本部委員を指揮監督する。

2 地区副本部長は、地区本部長を補佐し、地区本部長に事故があるとき、又は地区本部長が欠けたときは、あらかじめ地区本部長が指名した地区副本部長が地区本部長の職務を行う。

3 地区本部委員は、地区本部長の命を受け、地区本部の事務に従事する。

（平成 14 年第 63 号）

（地区本部の事務）

第 6 条 地区本部は、おおむね、次の事務を分担する。

(1) 学区内の住民に対する避難勧告準備情報、避難勧告又は避難指示の伝達について補助すること。

(2) 災害時における広報広聴活動を補助すること。

(3) 災害時における被害状況の調査を補助すること。

(4) 学区内の住民に対する救援物資の配布について補助すること。

(5) 避難施設の管理運営を補助すること。

- (6) り災証明事務について補助すること。
- (7) その他区本部の救援活動全般について補助すること。

(平成 14 年第 63 号)

(避難勧告又は避難指示の要請)

第 7 条 地区本部長は、海岸、河川、池等の堤防の監視に当たる者との緊密な連絡に努め、状況により、区本部長に対し、避難勧告又は避難指示の発令を災害対策本部長に要請するよう求めることができる。この場合において、通信連絡機関の故障その他やむを得ない理由により、避難勧告又は避難指示の発令を待ついとまがないと認めるときは、現地の警察官その他の関係機関の職員と協議し、必要な措置を執ることができる。

2 前項後段の規定により必要な措置を執ったときは、地区本部長は、速やかに、その旨を区本部長に報告するものとする。

(平成 14 年第 63 号)

(関係機関及び住民の各種団体との関係)

第 8 条 地区本部長は、その職務を行うに当たり区本部及び学区内の住民の各種団体と緊密な連絡をもち、救助に関しては、防災救助その他の関係機関の職員と相互に協力するものとする。

(平成 14 年第 63 号)

(補則)

第 9 条 この規則に規定するもののほか、地区本部に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 25 日規則第 21 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日規則第 63 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 56 年 10 月 12 日制定
昭和 59 年 3 月 29 日改正
昭和 61 年 5 月 27 日改正
昭和 62 年 6 月 23 日改正
平成 6 年 4 月 1 日改正
平成 9 年 4 月 1 日改正
平成 12 年 3 月 31 日改正

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民の自主防災組織の推進を図るため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項及び名古屋市基本計画に基づき、名古屋市が実施する自主防災組織の結成指導及び助成について必要な事項を定める。

第 2 条 自主防災組織とは、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち次に該当するものをいう。

(1) 町内会若しくは自治会の地域ごとに結成されたもの又はその地域を分割若しくは連合して結成されたもの。この場合において、後段によるものは、町内会又は自治会の地域が、自主防災組織の効果を発揮するに適當でないと消防署長が認めた場合に限る。

(2) 当該地域の全世帯によって構成されたもの又は全世帯のおおむね 8 割以上の世帯により構成された組織で、消防署長が認めたもの。

(推進機関)

第 3 条 消防長は、自主防災組織育成連絡協議会において協議の上、自主防災組織の結成指導及び助成に関する企画、立案及び指示を行う。

2 消防署長（以下「署長」という。）は、その地域に係る自主防災組織の結成指導及び助成を行う。

(協力機関)

第 4 条 次に掲げる機関は、それぞれの職務に関連して、積極的に自主防災組織の指導に協力するものとする。

(1) 区 長

(2) 関 係 局

(学区における連絡機関)

第 5 条 学区連絡協議会は、その学区における自主防災組織の指導に協力するとともに、推進機関及び協力機関と自主防災組織との連絡調整を行う。ただし、学区連絡協議会が結成されていない場合は、これに類する団体をもって連絡機関とする。

2 災害対策委員は、その地域における自主防災組織の指導に協力するとともに、推進機関、協力機関及び学区連絡協議会と自主防災組織との連絡調整を行う。

第 2 章 自主防災組織の編成基準

(名称)

第 6 条 この要綱により結成された自主防災組織は、〇〇防災会という。

(役員)

第 7 条 自主防災組織に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若 干 名
- (3) 班 長 各 班 1名
- (4) 副 班 長 各 班 若 干 名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 査 役 2名

(任務)

第8条 自主防災組織に次のとおり自主防災組織本部（以下「本部」という。）及び各班を設置する。

本部及び各班の任務は、別表第1のとおりとする。

- (1) 本部（会長、副会長及び班長で編成する。）
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

第3章 結成指導

(結成指導)

第9条 署長は、結成指導の内容により協力機関の協力が必要と認めるときは、当該機関に対して協力を要請することができる。

2 前項の場合において、協力の要請を受けた協力機関は、積極的に協力しなければならない。

(結成指導の方法)

第10条 結成指導は、学区ごとに説明会を開催し行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(結成指導の内容)

第11条 自主防災組織は、第2条及び第6条から第8条までに定められた組織となるよう結成指導する。

第4章 助 成

(助成)

第12条 市長は、この要綱に基づいて結成された自主防災組織に対して、防災用品の助成を行う。

(防災用品)

第13条 前条の規定により助成する防災用品は、別表第2のとおりとする。

(助成基準)

第14条 助成基準は、別表第3のとおりとする。

(助成の申請)

第15条 自主防災組織が、助成を受けようとするときは、次の書類を市長あてに提出しなければならない。この場合において、申請の受付窓口は、消防署とする。

- (1) 自主防災組織結成報告書兼防災用品助成申請書（第1号様式）
- (2) ○○防災会編成図（第2号様式）

(助成の決定)

第16条 市長は、前条により書類を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、助成を決定する。

2 市長は、助成を決定したときは、速やかに防災用品助成決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（防災用品の交付）

第17条 市長は、助成決定後、6月以内に防災用品を交付するものとする。

（助成の取消）

第18条 市長は、防災用品の交付の決定を受けた者が、次の一に該当するときは、速やかにその決定を取り消し、すでに交付した防災用品の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段で助成の決定を受けたとき。

(2) 自主防災組織を解散したとき。

（変更等の届出）

第19条 自主防災組織の代表者は、組織の名称又は会長若しくは会長の住所等に変更を生じたときは、変更届（第4号様式）を速やかに署長に提出しなければならない。

第5章 通 報

（通報）

第20条 防災用品の助成申請を受け付けた署長は、その関係書類の写しを区長へ送付しなければならない。

（報告）

第21条 署長は、防災用品の助成申請を受け付けたときは、自主防災組織結成報告書兼防災用品助成申請書の写しを消防長に送付しなければならない。

第6章 雑 則

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年10月12日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年3月31日から実施する。

（別表、別記様式略）

計画参考 17 自主防災組織結成状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

区 名	組織数	区 名	組織数	区 名	組織数
千 種	321	昭 和	248	守 山	382
東	174	瑞 穂	244	緑	410
北	375	熱 田	149	名 東	197
西	415	中 川	448	天 白	243
中 村	286	港	266	計	4,653
中	154	南	341		

計画参考 18 愛知県災害救助法施行細則（抄）（昭和 40 年 10 月 29 日 規則第 60 号）

最終改正 平成 22 年 6 月 4 日 規則第 38 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（災害報告）

第 2 条 削除

（救助実施区域の公告）

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（緊急処置）

第 4 条 削除

（救助の程度、方法及び期間）

第 5 条 令第 9 条の救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、知事は、これにすることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（物資の保管等に関する公用令書等）

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2
- 3 公用変更令書 様式第 3
- 4 公用取消令書 様式第 4

（受領書）

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

（強制物件台帳）

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（受領調書）

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

- 2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第 10 条 規則第 3 条第 1 項の損失補償請求書は、様式第 7 によらなければならない。

（従事命令に関する公用令書等）

第 11 条 規則第 4 条第 1 項及び第 3 項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第 8

2 公用取消令書 様式第 9

(受領書に関する規定の準用)

第 12 条 第 7 条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第 13 条 第 11 条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第 10)に所用事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第 14 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出は、従事不能届(様式第 11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。

ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合において、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第 15 条 法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償の程度は、別表第 2 のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第 16 条 規則第 5 条の実費弁償請求書は、様式第 12 によらなければならない。

(身分を示す証票)

第 17 条 法第 27 条第 4 項の身分を示す証票は、様式第 13 による。

(扶助金支給申請書)

第 18 条 規則第 6 条第 1 項の扶助金支給申請書は、様式第 14 によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第 6 条第 2 項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第 14 条第 2 項の支給基礎額の認定に必要な書類

な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の

医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ

ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第 1 号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治ゆまでの

見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第 19 条 令第 14 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の扶助金の支給基礎額は、別表第 3 のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表、様式 略)

計画参考 18-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）

（平成24年4月6日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,401,7,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする。								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
						冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
					半壊 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100	12,000	16,900	19,900		25,300	3,300					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 └ 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検 案 金 救護班以外は慣行料	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

計画参考 19 名古屋市消防訓練等災害救慰金規則（昭和 52 年 8 月 25 日 規則第 66 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、本市が行う消防訓練、水防訓練その他の防災訓練（以下「訓練」という。）に起因して災害を受けた参加者について、救慰金を贈ることにより、市民の参加による訓練の円滑な運営に資することを目的とする。

（救慰金）

第 2 条 本市の行う訓練に参加した者が当該訓練に起因して死亡し、又は傷害を受けたときは、市長は、死亡した者の遺族又は傷害を受けた者に救慰金を贈ることができる。

2 前項の遺族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 死亡した者の収入によって、生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前項に掲げる者が救慰金を受ける順位は、同項各号の順序により、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

4 前項の場合において、同順位者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を代表者としてその者に救慰金を贈る。

（救慰金の額）

第 3 条 救慰金の額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡の場合 150 万円
- (2) 傷書の場合 35 万円以内で市長が別に定める額

（委員会）

第 4 条 救慰金の贈呈、金額の決定等に関して審議するため、委員会を置く。

（実施細目）

第 5 条 この規則の実施に関して必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

計画参考 20 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。
(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申しでがない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から執行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

計画参考 21 五都市消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「協定市」という。）が相互の消防応援体制を確立して、災害に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震による災害、風水害その他の大規模な自然災害
- (2) 高層建築物、危険物施設、林野等に係る大規模又は特殊な災害
- (3) 船舶、航空機、列車、自動車その他の交通機関に係る大規模又は特殊な災害
- (4) その他特異な消防活動を要する災害

(応援要請)

第3条 応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市（消防事務を受託している区域を含む。以下「受援市」という。）の消防長が受援市の消防力によっては、災害の防御、救助、救急活動等が著しく困難であると認める場合に、他の協定市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 応援市は、災害の規模、状況等により、応援の必要があり、かつ、受援市が応援要請を行うことが特に困難であると認めた場合は、当該要請を待つことなく、応援することができるものとする。

3 応援市の消防長は、前項の規定による応援を行う場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請を受けた場合は、業務に重大な支障がある場合を除き応援隊を派遣するものとする。

2 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

3 応援隊は、消防隊、救急隊、救助隊、指揮隊、航空隊その他の隊により必要に応じて編成するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 受援市における応援隊は、受援市の消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 応援職員の人件費
 - イ 燃料、資器材、食料、宿泊等の経費。ただし、受援市が調達したものは受援市の負担とする。
 - ウ 車両、航空機、資器材等の修理費
 - エ 応援職員の公務災害に係る災害補償費
- (2) 受援市において負担する経費

ア 受援市が応援市に対して特別に調達を要請した燃料、資器材、食料等の経費

イ 受援市の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市の重大な過失により発生した損害は応援市の負担とする。

2 前項各号に掲げるもの以外の経費の負担については、そのつど応援市及び受援市が協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議のうえ、決定するものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど協定市が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年3月1日から効力を生じる。

2 この協定の締結に伴い、平成18年9月1日名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市において締結した四都市消防相互応援協定は廃止する。

3 この協定の成立を証明するため、正本5通を作成し、協定市の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成24年4月1日

名古屋市長 河 村 たかし

京都市長 門 川 大 作

大阪市長 橋 下 徹

堺市長 竹 山 修身

神戸市長 矢 田 立郎

計画参考 22 東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁及び名古屋市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、要請側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に当たって要した経費のうち、人件費、消費燃料費等の通常経費（応援が長時間にわたる場合に要する経費を除く。）は、応援都市（以下「応援側」という。）の負担とし、その他の経費については、応援側と要請側が協議して定めるものとする。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成8年2月1日から効力を生じる。

平成8年1月31日

東京消防庁消防長
消防総監 小 宮 多喜次

名 古 屋 市
市 長 西 尾 武 喜

計画参考 23 高速道路における消防相互応援協定区間

別表第1

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
県境 (258.4KP) 豊川インターチェンジ (269.1KP) の区間	上り線	豊川市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線	(引佐郡消防組合消防本部)	豊川市消防本部 岡崎市消防本部
豊川インターチェンジ (269.1KP) 音羽蒲郡インターチェンジ (280.1KP) の区間	上り線	豊川市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線		岡崎市消防本部 豊田市消防本部
音羽蒲郡インターチェンジ (280.1KP) 岡崎インターチェンジ (292.9KP) の区間	上り線	岡崎市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線	豊川市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
岡崎インターチェンジ (292.9KP) 岡崎インターチェンジ (293.5KP) の区間	上り線	豊田市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線	豊川市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
岡崎インターチェンジ (293.5KP) 豊田ジャンクション (305.2KP) の区間	上り線	豊田市消防本部	豊橋市消防本部 豊川市消防本部
	下り線	岡崎市消防本部	岡崎市消防本部 豊田市消防本部 尾三消防本部
豊田ジャンクション (305.2KP) 豊田インターチェンジ (310.5KP) の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部
	下り線		尾三消防本部 長久手町消防本部
豊田インターチェンジ (310.5KP) 東名三好インターチェンジ (315.4KP) の区間	上り線	尾三消防本部	岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	尾三消防本部 長久手町消防本部 名古屋消防局 尾張旭市消防本部
東名三好インターチェンジ (315.4KP) 東名三好インターチェンジ (315.9KP) の区間	上り線	名古屋消防局	岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	尾三消防本部 長久手町消防本部 名古屋消防局 尾張旭市消防本部
東名三好インターチェンジ (315.9KP) 名古屋インターチェンジ (325.0KP) の区間	上り線	名古屋消防局	豊田市消防本部 尾三消防本部
	下り線	尾三消防本部	長久手町消防本部 名古屋消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋インターチェンジ (325.0KP) 名古屋インターチェンジ (325.6KP) の区間	上り線	春日井市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 長久手町消防本部
	下り線	尾三消防本部	名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部
名古屋インターチェンジ (325.6KP) 春日井インターチェンジ (337.4KP) の区間	上り線	春日井市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 長久手町消防本部
	下り線	名古屋市消防局	名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
春日井インターチェンジ (337.4KP) 春日井インターチェンジ (337.8KP) の区間	上り線	小牧市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 長久手町消防本部
	下り線	名古屋市消防局	名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
春日井インターチェンジ (337.8KP) 小牧インターチェンジ (346.4KP) の区間	上り線	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部
	下り線	春日井市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧インターチェンジ (346.4KP) 小牧インターチェンジ (346.9KP) の区間	上り線	一宮市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部
	下り線	春日井市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧インターチェンジ (346.9KP) 一宮インターチェンジ (355.2KP) の区間	上り線	一宮市消防本部	春日井市消防本部 小牧市消防本部
	下り線	小牧市消防本部	岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部
一宮インターチェンジ (355.2KP) 一宮ジャンクション (358.8KP) の区間	上り線	一宮市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部
	下り線		
一宮ジャンクション (358.8KP) 県境 (364.8KP) の区間	上り線	(羽島市消防本部)	一宮市消防本部 稲沢市消防本部
	下り線	一宮市消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第2

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
小牧ジャンクション内	Dランプ	春日井市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	上記以外のDランプ	小牧市消防本部	
小牧ジャンクション (343.9KP) 小牧東インターチェンジ (337.1KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線		
小牧東インターチェンジ (337.1KP) 県境 (333.1KP)の区間	上り線	(多治見市消防本部)	
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第3

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋インターチェンジ (0.0KP) 小幡インターチェンジ (6.3KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 海部西部消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	下り線		
小幡インターチェンジ (6.3KP) 松河戸インターチェンジ (8.7KP)の区間	上り線	春日井市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
松河戸インターチェンジ (8.7KP) 勝川インターチェンジ (9.6KP)の区間	上り線	春日井市消防本部	
	下り線		
勝川インターチェンジ (9.6KP) 楠インターチェンジ (13.1KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	
	下り線	春日井市消防本部	
楠インターチェンジ (13.1KP) 楠ジャンクション (13.5KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線	春日井市消防本部	

消防隊等を派遣する区間	第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
楠ジャンクション内	Dランプ、Hランプ及び下り線の13.5KPから14.4KPの区間	春日井市消防本部
	Eランプ、Fランプ及びBランプ180から本線合流地点まで	西春日井広域事務組合消防本部
	上記以外	名古屋市消防局
楠ジャンクション (14.4KP)	上り線	名古屋市消防局
山田西インターチェンジ (16.3KP)の区間	下り線	西春日井広域事務組合消防本部
山田西インターチェンジ (16.3KP) 清洲東インターチェンジ (18.5KP)の区間	上り線	名古屋市消防局
	下り線	
清洲東インターチェンジ (18.5KP) 清洲ジャンクション (18.7KP)の区間	上り線	名古屋市消防局
	下り線	
清洲ジャンクション (18.7KP) 清洲ジャンクション (19.3KP)の区間	上り線	海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局
清洲ジャンクション内	Aランプ、Cランプ、Fランプ及びHランプ	名古屋市消防局
	Bランプ及びEランプ	海部東部消防組合消防本部
	Dランプ及びGランプ	西春日井広域事務組合消防本部
清洲ジャンクション (19.3KP) 清洲東インターチェンジ (19.8KP)の区間	上り線	海部東部消防組合消防本部
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部
清洲東インターチェンジ (19.8KP) 清洲西インターチェンジ (22.0KP)の区間	上り線	海部東部消防組合消防本部
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部
清洲西インターチェンジ (22.0KP) 甚目寺北インターチェンジ (23.6KP)の区間	上り線	海部東部消防組合消防本部
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部
甚目寺北インターチェンジ (23.6KP) 甚目寺南インターチェンジ (24.8KP)の区間	上り線	海部東部消防組合消防本部
	下り線	
甚目寺南インターチェンジ (24.8KP) 名古屋西ジャンクション (28.0KP)の区間	上り線	名古屋市消防局
	下り線	海部東部消防組合消防本部

春日井市消防本部
名古屋市消防局
海部東部消防組合消防本部
蟹江町消防本部
津島市消防本部
海部西部消防本部
海部南部消防組合消防本部
西春日井広域事務組合消防本部

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋西ジャンクション内	Aランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 海部西部消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Eランプ	蟹江町消防本部	
	Gランプ及 びHランプ	海部東部消防組合消防本部	
名古屋西ジャンクション (28.7KP) 名古屋西本線料金所 (29.5KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	
	下り線		
名古屋西本線料金所 (29.5KP) 蟹江インターチェンジ (32.0KP)の区間	上り線	蟹江町消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
蟹江インターチェンジ (32.0KP) 弥富インターチェンジ (37.3KP)の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	
	下り線	蟹江町消防本部	
弥富インターチェンジ (37.3KP) 県境 (40.0KP)の区間	上り線	(桑名市消防本部)	
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

3 上表の左欄に掲げる楠ジャンクションの範囲は、東側にあつては高速道路近畿自動車道名古屋関線13.5KP、西側にあつては同14.4KP、南側にあつては名古屋高速道路1号楠線6.24KP、北側にあつては同11号小牧線0.0KPとし、名古屋西ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋高速道路千音寺料金所(万上6.5KP)、西側にあつては高速道路近畿自動車道名古屋関線28.7KP、北側にあつては同28.0KPまでとし、清洲ジャンクションの範囲は、東側にあつては高速道路近畿自動車道名古屋関線18.7KP、西側にあつては同19.3KP、南側にあつては名古屋高速6号清須線清上6.6KP、北側にあつては名古屋高速16号一宮線宮下0.6KPとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第3-2

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
高針ジャンクション (212.9KP) 上社ジャンクション (215.3KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	名古屋市消防局
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第4

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
一宮ジャンクション内	Bランプ	(羽島市消防本部)	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部
	上記以外のランプ	一宮市消防本部	
一宮ジャンクション (0.0KP) 尾西インターチェンジ (3.7KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線		
尾西インターチェンジ (3.7KP) 一宮木曾川インターチェンジ (7.5KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線		
一宮木曾川インターチェンジ (7.5KP) 県境 (9.7KP)の区間	上り線	(各務原市消防本部)	
	下り線	一宮市消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかつこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第5

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊田東インターチェンジ (3.1KP) 豊田ジャンクション (5.0KP)の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊明市消防本部 尾三消防本部 長久手町消防本部
	下り線		
豊田ジャンクション内	Gランプ及びHランプ	岡崎市消防本部	
	上記以外のランプ	豊田市消防本部	
豊田ジャンクション (5.0KP) 豊田南インターチェンジ (11.5KP)の区間	上り線	豊田市消防本部	
	下り線		
豊田南インターチェンジ (11.5KP) 豊田南インターチェンジ (13.7KP)の区間	上り線	豊明市消防本部	
	下り線	豊田市消防本部	
豊田南インターチェンジ (13.7KP) 豊明インターチェンジ (19.8KP)の区間	上り線	豊明市消防本部	
	下り線	豊田市消防本部	

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊明インターチェンジ (19.8KP) 豊明インターチェンジ (20.7KP) の区間	上り線	大府市消防本部	豊田市消防本部 豊明市消防本部 名古屋市消防本部 東海市消防本部 海部南部消防組合消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊明市消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
豊明インターチェンジ (20.7KP) 名古屋南ジャンクション (25.7KP) の区間	上り線	大府市消防本部	
	下り線	豊明市消防本部	
名古屋南ジャンクション内	Kランプ [°] 及び Iランプ [°]	豊明市消防本部	
	Cランプ [°] 、H ランプ [°] 、Lランプ [°] 及びNランプ [°]	大府市消防本部	
	Dランプ [°] 、G ランプ [°] 、Jランプ [°] 及びMランプ [°]	名古屋市消防局	
名古屋南ジャンクション (25.7KP) 名古屋南インターチェンジ (26.4KP) の区間	上り線	東海市消防本部	
	下り線	豊明市消防本部	
名古屋南インターチェンジ (26.4KP) 大府インターチェンジ (27.7KP) の区間	上り線	東海市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
大府インターチェンジ (27.7KP) 東海インターチェンジ (29.3KP) の区間	上り線	東海市消防本部	
	下り線		
東海インターチェンジ (29.3KP) 名港潮見インターチェンジ (32.6KP) の区間	上り線	名古屋市消防局	
	下り線	東海市消防本部	
名港潮見インターチェンジ (32.6KP) 名港中央インターチェンジ (34.5KP) の区間	上り線	名古屋市消防局	
	下り線		
名港中央インターチェンジ (34.5KP) 飛島インターチェンジ (38.6KP) の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
飛島インターチェンジ (38.6KP) 湾岸弥富インターチェンジ (40.5KP) の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	
	下り線		
湾岸弥富インターチェンジ (40.5KP) 県境 (43.1KP) の区間	上り線	(桑名市消防本部)	
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちカッコ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第6

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
楠ジャンクション (0.0KP) 豊山南入口・出口 (1.2KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
豊山南入口・出口 (1.2KP) 豊山北出口・入口 (3.5KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
豊山北出口・入口 (3.5KP) 堀の内出口・入口 (6.8KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
堀の内出口・入口 (6.8KP) 小牧北入口・出口 (8.2KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第7

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
長久手インターチェンジ (1.4KP) 日進ジャンクション (0.3KP)の区間	上り線	長久手町消防本部	名古屋市消防局 長久手町消防本部 尾三消防本部 尾張旭市消防本部 豊田市消防本部 春日井市消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
日進ジャンクション内	Aランプ及び下り線の0.0KPから0.3KPの区間	名古屋市消防局	
	Bランプ及びDランプ	長久手町消防本部	
	Cランプ	尾三消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第8

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
明道町ジャンクション (0.0KP) 庄内通入口・出口 (2.4KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
庄内通入口・出口 (2.4KP) 清須ジャンクション (6.8KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Aランプ、 Cランプ、 Fランプ及び びHランプ	名古屋市消防局	
	Bランプ及び びEランプ	海部東部消防組合消防本部	
	Dランプ及び びGランプ	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲ジャンクション (0.0KP) 春日入口・出口 (1.7KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
春日入口・出口 (1.7KP) 西春入口・出口 (3.9KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線		
西春入口・出口 (3.9KP) 一宮西春入口・出口 (4.8KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
一宮西春入口・出口 (4.8KP) 一宮中入口・東出口 (9.0KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

計画参考 24 名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定

名古屋港における名古屋海上保安部と名古屋市消防局のそれぞれの消防業務を、協力して円滑かつ能率的に行うため名古屋海上保安部長（以下「甲」という。）と名古屋市消防長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（協定区域）

第1条 この協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）は、名古屋港の富士製鉄株式会社名古屋製鉄所所有地の北西端（北緯 35 度 2 分 18.1 秒東経 136 度 52 分 21.3 秒（概位）と日光川河口の中部電力株式会社所有地の南東端（北緯 35 度 1 分 38.3 秒東経 136 度 50 分 27.5 秒（概位））を結んだ線及び陸岸により囲まれた名古屋市域の海水面とする。

（消火活動）

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶の火災及び上架又は入渠中の船舶の火災並びに河川及び運河（河川及び運河の範囲は、それぞれ第一の橋の川上をいう。）における船舶等の火災は乙の担当とし、甲はこれに協力する。
- (2) 前号以外の火災は甲の担任とし、乙はこれに協力する。

（火災の通報）

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

（火災の原因及び損害の調査）

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が、同条第2号に係るものについては甲がそれぞれ行うものとし、特に必要がある場合は、甲乙双方が協議して行うものとする。

（重要事項等の通報）

第5条 甲は、引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、事後すみやかにそのてん末を相手方に通報するものとする。

（業務の連絡及び調整）

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

- (1) 消火活動要領の研究及び訓練の実施
- (2) 必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況
- (3) 化学消火剤の備蓄状況
- (4) その他必要と認める事項

（経費の負担）

第8条 協定区域内における火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者

が協議して定めるものとする。

(細目及び疑義の処理)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又はこの協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

2 「船舶消防に関する業務協定」(昭和27年4月1日)は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ1通ずつ保管する。

昭和44年12月1日

名古屋海上保安部長

名古屋市消防長

計画参考 25 20 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書19通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成 22 年 9 月 30 日

北海道札幌市中央区北 1 条西二丁目 1 番地
札幌市
札幌市長

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市
仙台市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号
さいたま市
さいたま市長

千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
東京都知事

神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市
川崎市長

神奈川県横浜市中区港町一丁目 1 番地
横浜市
横浜市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目 11 番 15 号
相模原市
相模原市長

新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長

静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市

静岡市長

静岡県浜松市中区元城町 103-2

浜松市

浜松市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

名古屋市長

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市

京都市長

大阪府大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号

大阪市

大阪市長

大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市

堺市長

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目 5 番 1 号

神戸市

神戸市長

岡山県岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

岡山市

岡山市長

広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市

広島市長

福岡県北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市

北九州市長

福岡県福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市

福岡市長

計画参考 26 20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、20 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難である

ときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
- (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
- (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
- (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
- (6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「11 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「12 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「13 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「14 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「15 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表 1 (第 5 条関係)

順	都市名	順	都市名
1	千葉市	11	名古屋市
2	札幌市	12	新潟市
3	静岡市	13	北九州市
4	福岡市	14	浜松市
5	堺市	15	岡山市
6	東京都	16	相模原市
7	大阪市	17	仙台市
8	川崎市	18	神戸市
9	京都市	19	さいたま市
10	横浜市	20	広島市

順は、平成 22 年度を 1 とする。

計画参考 27 災害時等の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
- (4) 医療機関による傷病者の受入
- (5) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- 2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、

他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事
静岡県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

○災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援縣市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（応援の内容）

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 物資等の搬入、人員の派遣
 - ア 物資・資機材の搬入
 - 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
 - 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- (応援実施の手続)

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

- 2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。
(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。
(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。
(災害時等における自主的活動)

第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

- 2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

- 3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

- 4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

- 5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

- 6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

- 2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表（別表2）
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則

この実施細則は、平成24年8月6日から施行する。

平成24年8月6日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理統括監 静岡県危機管理監
愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県(名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表2)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災 電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	知事政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			-	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanr i@pref.toyama. lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pr ef.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			-	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.nag ano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			-	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			-	22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref. shizuoka.lg.jp
		-	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			-	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@ pref.aichi. lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			-	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref. mie.lg.jp
		-	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			-	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shig a.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)				
名古屋	消防局 防災部 防災室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			-	-	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisak u@fd.city.nago ya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

○災害時等の応援に関する協定 実施要領（防災）

1 目的

この要領は、中部9県1市における「災害時等の応援に関する協定」第3条に規定する応援を実施するにあたり、同協定第4条および「災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）」（以下「実施細則（防災）」という。）第4条から第7条までに規定する応援要請・実施の手続き、ならびに同細則第10条に規定する情報交換等に関して必要な事項を定める。

2 他の応援協定等との関係

水道等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が本協定と相違する場合は、当該個別部局の協定を優先する。

3 応援実施方法等

(1) 主たる応援県市の決定

中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（以下「幹事県」という。）は、実施細則（防災）別表1に定める順位に基づき、該当県市と調整の上主たる応援県市を決定し、被災県市へ連絡する。別表1の第3位の県まで被災するなど、主たる応援県の活動ができない場合は、非被災県市の中から、主たる応援県市を決定する。

なお、幹事県が被災するなど、主たる応援県市の決定行為等が実施できない場合は、次年度の幹事県が主たる応援県市を決定する。次年度の幹事県も被災している場合は、さらに次年度の幹事県が調整を行うものとし、以降は協定第1条に規定する県市の順に幹事県となり、調整を行うものとする。ただし、協議会幹事県が名古屋市である場合には、災害時における幹事県の業務を愛知県が行うものとする。

(2) 応援要請

被災県市は、応援要請書（様式1）により主たる応援県市にFAXで応援要請を行う。

ただし、FAXが使用できない場合は、電話、防災行政無線等により口頭で応援要請を行うものとする。

(3) 応援の受諾

主たる応援県市は、担当部局において当該県市のみで応援可能か否かについて検討を行う。

① 主たる応援県市のみで対応可能な場合

主たる応援県市は、応援受諾内容を応援通知書（様式3）により被災県市に提示し、現地受入れ先について確認を行う。

② 主たる応援県市のみでは対応不可能な場合

主たる応援県市は、被災県市からの応援要請内容について、各応援県市と調整を行った後、応援計画書（様式2）により各応援県市へ割り当てを行う。

各応援県市は、主たる応援県市から割り当てられた応援要請内容について、応援の可否を調査し、主たる応援県市へ連絡するものとする。

ア 応援できる場合

（ア） 各応援県市は、直ちに主たる応援県市に応援受諾の連絡を行う。

（イ） 主たる応援県市は、各応援県市の応援受諾内容を応援通知書（様式3）により被災県市

に提示し、現地受入れ先について確認を行う。

(ウ) 主たる応援県市は、各応援県市に対して、割り当てを行った応援内容ならびに現地受入れ先について連絡を行う。

イ 応援できない場合

(ア) 各応援県市は、直ちに主たる応援県市に応援不可の連絡を行う。

(イ) 主たる応援県市は、各応援県市から応援不可の連絡のあった被災県市からの応援要請内容について、他の県市に対して再度調整を行うものとする。

(4) 応援の実施

主たる応援県市およびその他応援を実施する県市は、原則として各県市単位で物資（派遣職員）を現地受入れ先まで搬送（派遣）するものとする。なお、被災県市は、受入先に受入内容を十分に把握できる誘導員を待機させ、円滑に応援活動ができるように努める。

4 様式

(1) 応援要請等

応援要請・実施の手続き等に要する提出書類については、別表1のとおりとし、提出にあたっては、知事（市長）印の押印は省略できるものとする。

(2) 情報交換資料

応援の実施に必要な情報交換資料は、別表2のとおりとする。

なお、実施細則（防災）第10条第1項の第2号以下の各号に規定する情報交換資料は、別表2をもってこれに代える。

附 則

この実施要領は、平成24年8月6日から施行する。

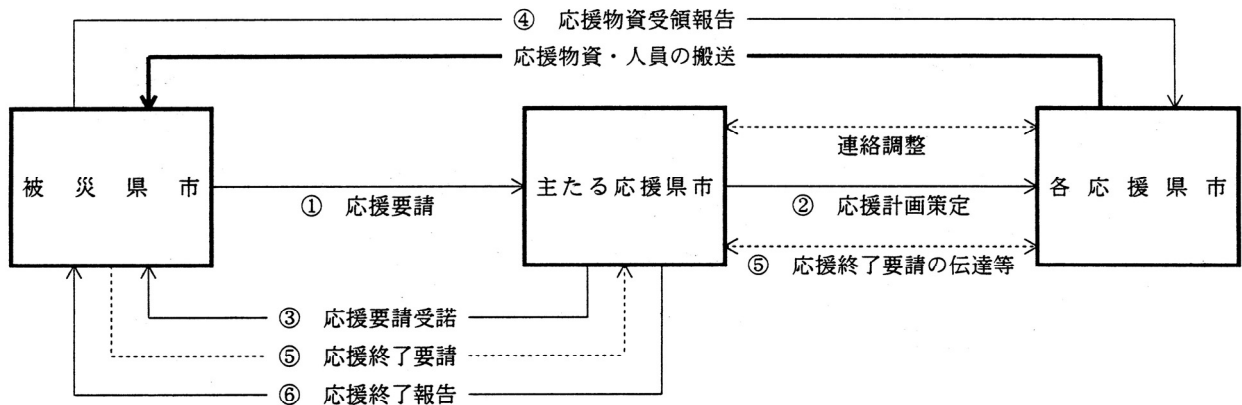
(別表1)

応援要請・実施の手続き等に要する提出書類一覧表

		① 応 援 要 請	② 応援計画策定	③ 応援要請受諾	④ 応援物資受領	⑤ 応援終了要請	⑥ 応援終了報告
書類作成元		応援要請県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)
書類提出先		主たる応援県知事 (市長)	各 応 援 県 知 事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	各 応 援 県 知 事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)
提出書類		応援要請書(様式1)	応援計画書(様式2) 応援要請書(様式1)の写し	応援通知書(様式3)	応援物資受領書(様式4)	応援終了要請書(様式5)	応援終了報告書(様式6)
添付書類	共通	被害状況(別添様式1)	被害状況(別添様式1)の写し	—	—	—	—
	物資の提供等	応援要請・計画書(別添様式2)	* 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—
	人員の派遣等	応援要請・計画書(別添様式3)	* 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—
	施設の提供等	応援要請・計画書(別添様式4)	* 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—

(別図1)

中部9県1市における「災害時等の応援に関する協定」に基づく応援手続きの流れ



(* 協定実施細則第10条に規定する情報交換資料の様式)

計画参考 28 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

(応援の責務)

第5条 応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書 115 通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成8年3月12日

別表

	市	町	村	一 部 事 務 組 合
名古屋ブロック	名	古	屋 市	
尾張西部ブロック	一宮市 江南市 岩倉市 師勝町 清洲町 扶桑町 平和町 甚目寺町 十四山村 佐屋町 佐織町	津島市 尾西市 西枇杷島町 西春町 新川町 木曾川町 七宝町 大治町 飛島村 立田村	犬山市 稲沢市 豊山町 春日町 大口町 祖父江町 美和町 蟹江町 弥富町 八開村	津島市ほか十一町村衛生組合 海部津島衛生組合 愛北衛生処理組合 江南丹羽環境管理組合 稲沢市他二町衛生組合 西春日井郡東部衛生組合 小牧岩倉衛生組合
尾張東部ブロック	瀬戸市 常滑市 大府市 豊明市 長久手町 南知多町	半田市 小牧市 知多市 日進市 阿久比町 美浜町	春日井市 東海市 尾張旭市 東郷町 東浦町 武豊町	尾張東部衛生組合 尾張旭市長久手町衛生組合 中部知多衛生組合 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 小牧岩倉衛生組合 尾三衛生組合 日東衛生組合 西知多厚生組合 知多南部衛生組合
西三河ブロック	岡崎市 豊田市 知立市 吉良町 額田町 小原村 旭 町	碧南市 安城市 高浜市 幡豆町 三好町 足助町	刈谷市 西尾市 一色町 幸田町 藤岡町 下山村	蒲郡市幸田町衛生組合 衣浦衛生組合 刈谷知立環境組合 逢妻衛生処理組合 豊田加茂広域市町村圏事務処理組合 西尾幡豆広域圏組合 尾三衛生組合
東三河ブロック	豊橋市 新城市 豊根村 稲武町 音羽町 御津町 渥美町	豊川市 設楽町 富山村 鳳来町 一宮町 田原町	蒲郡市 東栄町 津具村 作手村 小坂井町 赤羽根町	宝飯地区広域市町村圏組合 北設衛生処理組合 渥美郡清掃施設組合 新城広域事務組合 豊川宝飯衛生組合 蒲郡市幸田町衛生組合

計画参考 29 20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 本覚書は、「20 大都市災害時相互応援に関する協定」(以下「応援協定」という。)及び「20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」(以下「実施細目」という。)において民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助協力を行えるよう「応援協定」及び「実施細目」を補完するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課)

第2条 各都市は、災害が発生し、被災都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合、この覚書の実施に必要な情報の相互交換のため、あらかじめ連絡担当課を定め、常に次に掲げる事項を相互に確認しておくものとする。

- (1) 連絡担当課名
- (2) 連絡担当責任者の職氏名
- (3) 連絡担当責任補助者の職氏名
- (4) 電話番号その他連絡に必要な事項

(応援の種類)

第3条 被災都市の民生主管部局が担当する災害救助業務の円滑な遂行のための応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人的応援
応援を要する業務に対応した資格や経験・能力等を有する職員の派遣
- (2) 物的応援
必要な物資・機器材の提供
- (3) 施設的応援
高齢者や障害者等で施設への入所又は通所を必要とする者の受入れ等

2 前項の応援は、各都市民生主管部局の所管業務の範囲内で行うものとする。

(人的応援)

第4条 前条第1項第1号にいう人的応援の対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護関係業務
- (2) 児童福祉関係業務
- (3) 障害者福祉関係業務
- (4) 高齢者福祉関係業務
- (5) その他災害救助に必要な業務

2 被災都市は、人的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援業務の内容
- (2) 必要とする職種、資格、能力等
- (3) 応援を必要とする人員
- (4) 応援業務に従事する場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 連絡先、その他人的応援に必要な事項

(物的応援)

第5条 第3条第1項第2号にいう物的応援の対象となる物資・機器材は、次のとおりとする。

- (1) 食糧
- (2) 被服・寝具その他の生活必需品
- (3) 要援護者用福祉用具
- (4) その他災害救助業務に必要な用具

2 被災都市は、物的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 必要とする物資・機器材の種類、品名及び数量
- (2) 搬入場所及びその経路
- (3) 連絡先、その他物的応援に必要な事項

(施設の応援)

第6条 第3条第1項第3号にいう施設の応援の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 生活保護施設
- (2) 児童福祉施設
- (3) 障害者福祉施設
- (4) 高齢者福祉施設
- (5) その他要援護者の救援に必要な社会福祉施設

2 被災都市は、施設の応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援を必要とする施設の種別及び種別ごとに応援を必要とする要援護者数
- (2) 要援護者個々人の援護を必要とする概要
- (3) 連絡先、その他施設の応援に必要な事項

(応援要請の方法)

第7条 本覚書に基づく応援を要請しようとする都市は、第2条に定める連絡担当課を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請するとともに、後日速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第8条 応援を要請された都市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 被災都市を除く都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報を収集し、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。

5 前4項により、被災都市の応援を実施する都市（以下「応援都市」という。）は、応援内容及び応援に必要な情報を次条に定める幹事都市へ連絡するものとする。

(幹事都市及び副幹事都市)

第9条 幹事都市は、この覚書の円滑な運用に資するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請に関する情報連絡又は情報の周知
- (2) 各都市の連絡担当課の周知
- (3) 各都市の地域防災計画、社会福祉施設の一覧及び地図、その他参考資料の相互交換の促進

(4) 第14条の規定により各都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

(5) その他被災都市から特に要請のあった業務

2 幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

3 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその業務を処理することが困難であるときは、当該業務を代行する。

4 前項の規定にかかわらず、災害の発生による通信の途絶等により、被災都市と連絡が不可能となった場合、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災都市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、次条に定める近隣都市は、第1項第1号及び第5号の業務を代行することができる。

5 前4項により難しい場合は、大都市が協議して定めるものとする。

(近隣都市)

第10条 近隣都市は、前条第4項の規定により代行する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 災害の発生後、被災都市の状況把握に努めるものとする。

この場合において、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れないときは、必要に応じて国、都道府県その他関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

(2) 前号後段の規定により現地に出動した近隣都市は、被害状況や交通状況の早期把握に努めるものとする。

2 近隣都市は、別表2に掲げる都市とする。

3 近隣都市は、前条第4項又は第1項各号に掲げる業務を行うときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

4 近隣都市は、幹事都市に協力し、この覚書の効果的運用に努めるものとする。

(一般的な経費負担)

第11条 この覚書に基づく応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市(以下「応援要請都市」という。)の負担とする。

2 第8条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市とが協議して定める。

3 応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 前条の規定にかかわらず、第4条の人的応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあつせんその他の便宜を供与する。
(救援物資等の経費負担等)

第13条 応援都市は、第11条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費を応援要請都市に請求するものとする。

2 応援都市は、市長（都知事）名による請求書に關係書類を添付し、連絡担当課を経由して応援要請都市の長に前項の請求を行うものとする。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市と応援都市が協議して経費負担等を定めるものとする。

(その他)

第14条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、大都市が協議して定める。

附 則

1 この覚書は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

平成22年12月8日

札幌市保健福祉局長	岡本 龍一
仙台市健康福祉局長	上田 昌孝
さいたま市保健福祉局長	青木 龍哉
千葉県保健福祉局長	中西 一成
東京都福祉保健局長	杉村 栄一
川崎市健康福祉局長	菊地 義雄
横浜市健康福祉局長	立花 正人
相模原市健康福祉局長	近藤 敏男
新潟市健康福祉部長	阿部 愛子
静岡市保健福祉子ども局長	寺前 泰男
浜松市社会福祉部長	杉山 浩之
名古屋市健康福祉局長	長谷川 弘之
京都市保健福祉局長	中島 康雄
大阪市健康福祉局長	壺阪 敏幸
堺市健康福祉局長	西出 茂春
神戸市保健福祉局長	雪村 新之助
岡山市保健福祉局長	岸 堅士
広島市健康福祉局長	志賀 賢治
北九州市保健福祉局長	日高 義隆
福岡市保健福祉局長	井崎 進

別表 1 (第 9 条関係)

順	都 市 名	順	都 市 名	順	都 市 名
1	千 葉 市	8	川 崎 市	15	岡 山 市
2	札 幌 市	9	京 都 市	16	相 模 原 市
3	静 岡 市	10	横 浜 市	17	仙 台 市
4	福 岡 市	11	名 古 屋 市	18	神 戸 市
5	堺 市	12	新 潟 市	19	さいたま市
6	東 京 都	13	北 九 州 市	20	広 島 市
7	大 阪 市	14	浜 松 市		

順は、平成 22 年度を 1 とする。

別表 2 (第 10 条関係)

被 災 都 市	近隣都市の順		
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
札 幌 市	仙 台 市	東 京 都	千 葉 市
仙 台 市	東 京 都	千 葉 市	さいたま市
さいたま市	東 京 都	千 葉 市	仙 台 市
千 葉 市	東 京 都	川 崎 市	横 浜 市
東 京 都	川 崎 市	さいたま市	千 葉 市
川 崎 市	横 浜 市	東 京 都	相 模 原 市
横 浜 市	川 崎 市	東 京 都	相 模 原 市
相 模 原 市	横 浜 市	川 崎 市	東 京 都
新 潟 市	仙 台 市	さいたま市	東 京 都
静 岡 市	相 模 原 市	横 浜 市	川 崎 市
浜 松 市	静 岡 市	名 古 屋 市	相 模 原 市
名 古 屋 市	京 都 市	大 阪 市	神 戸 市
京 都 市	大 阪 市	神 戸 市	名 古 屋 市
大 阪 市	神 戸 市	京 都 市	堺 市
堺 市	大 阪 市	神 戸 市	京 都 市
神 戸 市	大 阪 市	京 都 市	名 古 屋 市
岡 山 市	神 戸 市	広 島 市	大 阪 市
広 島 市	岡 山 市	北 九 州 市	福 岡 市
北 九 州 市	福 岡 市	広 島 市	岡 山 市
福 岡 市	北 九 州 市	広 島 市	岡 山 市

注 第 1 順位の大都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第 2 順位の大都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。
 なお、上記により難しい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

計画参考 30 20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

大地震等大規模災害発生時における大都市相互の実効ある衛生主管局所管業務の応援活動を確保するため、「20 大都市災害時相互応援に関する協定」及び「20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」を補完する事項を次のとおり確認する。

1 災害発生における「幹事都市」

当確認書の円滑な運用に資するため「幹事都市」を定める。

(1) 幹事都市

別表 1 に掲げる輪番により、1 年度の間その任に当たる。なお、当該市が被災した場合は、次順の都市がその任に当たる。

(2) 幹事都市の職務

ア 被災都市又は要請を待たずに必要な応援を行った都市又は情報の収集等を行う被災都市の近隣の都市（以下「近隣都市」という。）と他の都市との情報連絡又は情報の周知

イ 連絡担当部課等の周知

ウ 各都市との協議の必要が生じた場合における会議又は文書による調整

エ その他被災都市から要請のあった用務

2 近隣都市

「幹事都市」と協力し、円滑な応援活動を確保するため「近隣都市」を定める。

(1) 近隣都市

被災した都市に対応し、別表 2 のとおりとする。

(2) 近隣都市の職務

ア 被災都市の状況把握と幹事都市への連絡

イ 幹事都市との協力による各都市との連絡調整

3 応援活動の自動発動

被災都市との情報通信手段が途絶した場合、幹事都市は近隣都市と協議を行い、必要に応じて、被災都市からの要請を待つことなく、応援活動を開始できるものとする。

4 連絡担当部課等

相互の連絡体制を確保するため、毎年春の会議において、各都市の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者の名簿をとりまとめ、各都市が情報を共有する。

なお、人事異動等により連絡担当部課等に変更が生じた場合は、当該都市は速やかに各都市に連絡するものとする。

5 応援出動にあたっての基本的体制

被災都市への応援活動を行うに当たっては、自己完結型による出動を基本とする。

附 則

1 この確認書は、平成 22 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 22 年 12 月 9 日

札幌市保健福祉局長	岡本龍一
仙台市健康福祉局長	上田昌孝
さいたま市保健福祉局長	青木龍哉
千葉市保健福祉局長	中西一成
東京都福祉保健局長	杉村栄一
川崎市健康福祉局長	菊地義雄
横浜市健康福祉局長	立花正人
相模原市健康福祉局長	近藤敏男
新潟市保健衛生部長	野本信雄
静岡市保健福祉子ども局長	寺前泰男
浜松市健康医療部長	徳増幸雄
名古屋市健康福祉局長	長谷川弘之
京都市保健衛生担当局長	松井祐佐公
大阪市健康福祉局長	壺阪敏幸
堺市健康福祉局長	西出茂春
神戸市保健福祉局長	雪村新之助
岡山市保健福祉局長	岸 堅士
広島市健康福祉局長	志賀賢治
北九州市保健福祉局長	日高義隆
福岡市保健福祉局長	井崎 進

(別表1)

順	都 市 名
1	千 葉 市
2	札 幌 市
3	静 岡 市
4	福 岡 市
5	堺 市
6	東 京 都
7	大 阪 市
8	川 崎 市
9	京 都 市
10	横 浜 市

順	都 市 名
11	名 古 屋 市
12	新 潟 市
13	北 九 州 市
14	浜 松 市
15	岡 山 市
16	相 模 原 市
17	仙 台 市
18	神 戸 市
19	さいたま市
20	広 島 市

順は、平成22年度を1とする。

(別表2)

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	東京都	千葉市
仙台市	東京都	千葉市	さいたま市
さいたま市	東京都	千葉市	仙台市
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
新潟市	仙台市	さいたま市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市
浜松市	静岡市	名古屋市	相模原市
名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
京都市	大阪市	神戸市	名古屋市
大阪市	神戸市	京都市	堺市
堺市	大阪市	神戸市	京都市
神戸市	大阪市	京都市	名古屋市
岡山市	神戸市	広島市	大阪市
広島市	岡山市	北九州市	福岡市
北九州市	福岡市	広島市	岡山市
福岡市	北九州市	広島市	岡山市

(注) 第1順位の都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、
第2順位都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。
なお、上記により難しい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

7 土 建 第 86 号
愛交制発第 449 号
平成 7 年 11 月 15 日

名古屋市

土 木 局 長 鳥 居 久 人

愛知県警察本部

交 通 部 長 坂 井 高 廣

大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書

名古屋市土木局長と愛知県警察本部交通部長は、大地震による災害発生時における交通対策に関し、下記の事項を覚書をもって確認する。

記

1 緊急交通路確保に伴う相互協力

緊急交通路の確保にあたっては、地域防災計画等の具体的な内容を踏まえ、交通規制を実施する警察と名古屋市土木局で十分調整するとともに本来の目的を達成できるよう相互に協力すること。

2 情報伝達体制の確立

大地震による災害発生時の道路被害状況を早期に把握し、各々得た情報を円滑、かつ効果的に伝達するため、連絡通報手段について相互に確認し、不測の事態に対処し得るよう平素から体制の確立に努めること。

3 事前の調整

大地震発生の際に、各々がとるべき対策についての計画を定めるにあたっては、相互に整合性を保つため、事前に十分な時間的余裕をもって調整をすること。

また、計画に変更を加えるときも同様とする。

計画参考 31-2 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

国土交通省中部地方整備局企画部、岐阜県県土整備部、静岡県建設部、愛知県建設部、三重県県土整備部、長野県建設部及び名古屋市緑政土木局、静岡市建設局並びに浜松市土木部（以下「構成機関」という）は災害が発生し、又はその恐れがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを行う。ただし、各県間等で既に締結されている相互応援に関する協定等に基づき応援を行う場合は、この申し合わせは適用しない。

（目的）

第1条 本申し合わせは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の相互協力の内容等を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（相互協力の内容）

第2条 災害時の協力は、おおむね次の内容とする。

- (1) 迅速な被災情報等の情報（共有化）
- (2) 車両、通信機器等の貸付（操作要員の協力を含む。）
- (3) 被災状況の調査
- (4) 被災箇所の緊急対応
- (5) その他必要と認められる事項

なお、他の機関の協力が必要となった場合、あるいはその恐れが生じた場合には、相互協力が円滑に進むように被災状況等を連絡するものとする。

（協力の要請）

第3条 構成機関は、災害対策に対する他の機関の協力が必要と判断した場合、電話又はFAXで協力を要請するものとする。

（要請によらない協力）

第4条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため、被災した構成機関から協力要請がない場合においては、第3条の規定にかかわらず、構成機関は独自の判断により協力できるものとし、その協力内容について相手機関に連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 要請に基づく協력에要する費用は、原則として要請を行った機関の負担とする。

2 国土交通省中部地方整備局が災害時の緊急対応として実施する要請によらない協力については同地方整備局の負担とする。

（相互協力の連絡等）

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この申し合わせは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たに相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会の設置)

第8条 構成機関は、この申し合わせの運用について、具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 本申し合わせについて疑義を生じたとき、又は本申し合わせに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

(適用)

第10条 この申し合わせは、平成22年2月1日から適用する。

平成22年2月1日

国土交通省		
中部地方整備局	企画部長	野田 徹
岐 阜 県	県土整備部長	金森吉信
静 岡 県	建設部長	衛門久明
愛 知 県	建設部長	川西 寛
三 重 県	県土整備部長	北川貴志
長 野 県	建設部長	入江 靖
名 古 屋 市	緑政土木局長	村上芳樹
静 岡 市	建設局長	富野哲郎
浜 松 市 長		鈴木康友

計画参考 32 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量

- (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早 川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深 谷 憲 彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 山 田 雅 雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増 岡 錦 也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町

南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石 橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市

岩倉市 清州町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町

春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団

海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鵜 飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市

西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町

下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴 田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町
小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村
津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早 川 勝

立 会 人

愛知県健康福祉部長 新 家 正 義

別表第1（第11条関係）省略

計画参考 33 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した19大都市災害時相互応援に関する協定（以下、「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により

算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

（適用）

1 この覚書は、平成 年 月 日から適用する。

（17大都市水道局災害相互援助に関する覚書の廃止）

2 17大都市水道局災害相互応援に関する覚書（平成20年3月31日締結）は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書18通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

札幌市水道事業管理者	横 山 直 満
仙台市水道事業管理者	五十嵐 悦 朗
さいたま市水道事業管理者	渡 辺 收
東京都公営企業管理者	尾 崎 勝
川崎市水道事業管理者	粟 冠 和 美
横浜市水道事業管理者	齋 藤 義 孝
新潟市水道事業管理者	宮 原 源 治
静岡市公営企業管理者	河 野 正 也
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	鈴 木 俊 廣
名古屋市水道事業・工業用水道事業 及び下水道事業管理者	三 宅 勝
京都市公営企業管理者	西 村 京 三
大阪市水道事業管理者	白 井 大 造
堺市上下水道事業管理者	澤 野 哲 也
神戸市水道事業管理者	安 原 勉
岡山市水道事業管理者	酒 井 五津男
広島市水道事業管理者	飛 原 秀 登
北九州市水道事業管理者	吉 田 一 彦
福岡市水道事業管理者	松 永 徳 壽

○18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成 年 月 日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 被災した大都市の状況把握

(2) 応援要請に関する連絡調整

(3) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 応援幹事都市は、災害の発生後、被災した大都市の状況把握に努めるものとする。この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

2 前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

3 大都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表3のとおり定めるものとする。

4 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年6月末日までに行うものとする。

2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

2 応援要請都市は、応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するもの

とする。

3 応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。

4 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
- (4) 応援都市との作業分担の調整
- (5) その他応援に必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市がそれぞれその賠償の責に任ずるものとする。

4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2

(2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

(1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)

(2) 応急給水予定場所を表示した図面

(3) 使用資機材の規格

(4) その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所

(2) 応急給水場所及び給水方法

(3) 応急復旧方法

(4) 応援時に必要となる携行品

(5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究書の交換)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この実施細目は、平成 年 月 日から適用する。

(17 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)

2 17 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目（平成 20 年 3 月 31 日締結）は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書 18 通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

札幌市水道事業管理者	横 山 直 満
仙台市水道事業管理者	五十嵐 悦 朗
さいたま市水道事業管理者	渡 辺 收
東京都公営企業管理者	尾 崎 勝
川崎市水道事業管理者	粟 冠 和 美
横浜市水道事業管理者	齋 藤 義 孝
新潟市水道事業管理者	宮 原 源 治
静岡市公営企業管理者	河 野 正 也
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	鈴 木 俊 廣
名古屋市水道事業・工業用水道事業 及び下水道事業管理者	三 宅 勝
京都市公営企業管理者	西 村 京 三
大阪市水道事業管理者	白 井 大 造
堺市上下水道事業管理者	澤 野 哲 也
神戸市水道事業管理者	安 原 勉
岡山市水道事業管理者	酒 井 五津男
広島市水道事業管理者	飛 原 秀 登
北九州市水道事業管理者	吉 田 一 彦
福岡市水道事業管理者	松 永 徳 壽

別表 1 (第 3 条 関係)

年 度	覚 書 幹 事 都 市
平 成 21 年 度	北 九 州 市
平 成 22 年 度	福 岡 市
平 成 23 年 度	札 幌 市
平 成 24 年 度	仙 台 市
平 成 25 年 度	さ い た ま 市
平 成 26 年 度	東 京 都
平 成 27 年 度	川 崎 市
平 成 28 年 度	横 浜 市
平 成 29 年 度	新 潟 市
平 成 30 年 度	静 岡 市
平 成 31 年 度	浜 松 市
平 成 32 年 度	名 古 屋 市
平 成 33 年 度	京 都 市
平 成 34 年 度	大 阪 市
平 成 35 年 度	堺 市
平 成 36 年 度	岡 山 市
平 成 37 年 度	広 島 市
平 成 38 年 度	神 戸 市
注 平成 39 年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って各大都市が担当するものとする。	

別表2（第3条関係）

大 都 市	応 援 幹 事 都 市	
	第 1 順 位	第 2 順 位
札 幌 市	仙 台 市	川 崎 市
仙 台 市	札 幌 市	東 京 都
さ い た ま 市	新 潟 市	静 岡 市
東 京 都	横 浜 市	仙 台 市
川 崎 市	静 岡 市	札 幌 市
横 浜 市	東 京 都	名 古 屋 市
新 潟 市	さ い た ま 市	浜 松 市
静 岡 市	川 崎 市	さ い た ま 市
浜 松 市	堺 市	新 潟 市
名 古 屋 市	京 都 市	横 浜 市
京 都 市	名 古 屋 市	北 九 州 市
大 阪 市	神 戸 市	福 岡 市
堺 市	浜 松 市	岡 山 市
神 戸 市	大 阪 市	広 島 市
岡 山 市	広 島 市	堺 市
広 島 市	岡 山 市	神 戸 市
北 九 州 市	福 岡 市	京 都 市
福 岡 市	北 九 州 市	大 阪 市

注 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表3（第4条関係）

応援する 大都市 の体制 被災 した 大都市	注意体制	警戒体制	非常体制
	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行できる体制とする。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、出動できる体制作りを行う。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、被災都市に向けて直ちに出動できる体制とする。
札幌市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
仙台市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
さいたま市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
東京都	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
川崎市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
横浜市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
新潟市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
静岡市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
浜松市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
名古屋市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
京都市	震度4の地震が発生したとき	震度5弱・強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
大阪市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
堺市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
神戸市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
岡山市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
広島市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
北九州市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
福岡市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき

様式1 (第5条関係)

災害時連絡表

〇〇〇水道局

連絡担当部課名	部 課 係	
連絡担当責任者名	課長	
	TEL ()	FAX ()
連絡担当責任者補助者名	課 係	
	TEL ()	FAX ()

補職名	氏名	電 話
水道事業管理者		昼間電話 ()
総務担当部長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総務担当課長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総務担当係長		昼間電話 () 夜間電話 ()
防災担当者		昼間電話 () 夜間電話 ()

(A4)

様式 2 (第 13 条関係)

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

(平成○年度末現在)

○○○水道局

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (ℓ)	基	基	
	給水タンク (ℓ)	基	基	
	給水タンク (ℓ)	基	基	
	ポリ容器 (ℓ)	個	個	
	ポリ容器 (ℓ)	個	個	
	そ の 他			
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鋼 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

(A4)

様式3 (第13条関係)

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(平成○年度末現在)

○○○水道局

派遣先	派遣人数
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名
	連絡員 名
応急給水作業	1班 名 × 班 = 名

(A4)

計画参考 33-2 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業体が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めるときは、日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前項の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 必要とする応援内容
 - (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
 - (4) 必要とする職員の人員
 - (5) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「県支部長」という。）に対して応援を要請する。
- 3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。
- 4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、中部地方支部内の他の県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。
- 5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する中部地方支部内の県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部長は、県支部長である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

- 2 前項の要請を受けた県支部長は、直ちに県支部内の事業体に対し、応援の要請を行う。
- 3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動

- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）と協議の上、応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業者及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業者の負担とするを原則として、応援事業者と被災事業者とが協議して定めるものとする。

- 2 被災事業者の負担とすべき費用であっても被災事業者が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業者が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第9条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第10条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第11条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

- 2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

- 2 各県支部長は平常時から県支部内の事業者に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成20年2月7日から適用する。

- 2 この協定の締結をもって平成15年7月1日締結の「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月7日

日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長
津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山出 保

日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷲澤 正一

日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭

別 表

順位	支部長名
第1順位	愛知県支部長
第2順位	三重県支部長
第3順位	静岡県支部長
第4順位	岐阜県支部長
第5順位	福井県支部長
第6順位	石川県支部長
第7順位	富山県支部長
第8順位	長野県支部長
第9順位	新潟県支部長

○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下、「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成20年2月7日に締結した「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業者が属する県支部の支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部内において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県支部内の事業者に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業者が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県支部内で連絡体制について整備するように努めるものとする。

(応援活動)

第3条 応援活動は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）の指示に従い、被災事業者が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

2 応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業者が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業者が締結する。

3 工事業者の斡旋については、要請を受けた県支部長は、必要な工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業者が締結し、

当該工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意志を確認するものとする。

- 4 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業体が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援事業体現地対策本部)

第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）と調整の上、被災事業体ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、被災事業体、被災県支部長及び応援事業体の職員その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 現地対策本部には本部長及び本部長を置く。
- 4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。
- 5 本部長は応援事業体の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

(現地対策本部の運営)

第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被災状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 被災事業体との連絡調整
- (6) 応援事業体間相互の連絡調整
- (7) 応援事業体への情報提供
- (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
- (9) その他、本部長が必要と認める事務

(応援活動の体制)

第6条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業体と応援事業体及び被災県支部長が協議し決定する。

項目	編成
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none">1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名および給水要員2名）を基本とする。2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。4 応援事業体の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

応急復旧活動	1 応急復旧班 1 班当たり 8 名体制（責任者 1 名、記録者 1 名及び作業員 6 名）を基本とする。 2 3 班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
	1 漏水調査班 1 班当たり 4 名体制（責任者 1 名及び作業員 3 名）を基本とする。 2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 3 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
現地対策本部	1 本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

- 2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入れ体制）

第 7 条 県支部長は、県支部に属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先路線の明示
- イ 資機材及び残土等の置場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況

イ 必要となる資機材の種別

ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(応援に要する費用負担の原則)

第8条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

- (1) 応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業地において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。
- (3) 応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体の負担とする。
- (4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費 (日当を含む。)	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油） 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊料（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等、被服費（防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代） 生活用品その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品、電話料金（テレホンカード、FAX等） トランシーバー、消火器、地図、コピー等	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄に掲げるものを除く。）
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の公務災害） 第三者に対する損害補償金の負担（往復途上）

- (6) 第2条第4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

(損害賠償に関する特則)

第9条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第10条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第9条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

(中部地方支部防災連絡協議会)

第11条 協定第10条に規定する中部地方支部防災連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の規定による代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料

2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業体が処理する。

3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年2月7日から実施する。

2 この要領の実施に伴い平成15年7月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成20年2月7日

日本水道協会中部地方支部長

名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長

津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長

静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長

岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長

福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長

金沢市長 山出 保
日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志
日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷺澤 正一
日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭

計画参考 33-3 災害発生時における給水タンクの使用に関する覚書

名古屋市（以下「甲」という。）及びアサヒビール株式会社名古屋工場（以下「乙」という。）は、大規模地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生時における乙所有の給水タンク（以下「給水タンク」という。）の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（使用要請）

第1条 甲は、災害発生時における被災市民への水道水の供給（以下「応急給水」という。）をより円滑に実施するため、必要と認めるときは乙に対し、給水タンクの使用を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに応じるものとする。

（要請の手続）

第2条 前条第1項に規定する要請は、あらかじめ要請の理由、給水タンクの予定使用期間及びその他の必要事項を記載した書面を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により要請することができる。

2 前項の要請は、第7条に規定する連絡担当部署を通じて行うものとする。

（運搬車両及び運転者の手配）

第3条 給水タンクの使用に係る運搬車両並びに運転者の手配及び指示は、甲が行う。

（水道水の注入）

第4条 応急給水に係る水道水は、甲が管理する配水場その他の施設から注入するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は給水タンクの使用料を負担しない。

2 甲の給水タンクの使用に伴い、生ずる消耗品費等は甲が負担する。

（補償）

第6条 甲が給水タンクを使用する間、甲の給水タンクの使用により、給水タンクが損傷した場合は、甲が原状回復又は等価にて弁償するものとする。

（連絡担当部署）

第7条 甲及び乙は第2条第1項に規定する要請に関する連絡業務を担当する部署は、次に掲げるものとする。

(1) 甲の部署 経営本部企画部 (052)972-3756

(2) 乙の部署 総務部 (052)793-3881

（補則）

第8条 この覚書の解釈において疑義を生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については甲、乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書締結の証として、覚書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成 18 年 4 月 1 日

甲 名古屋市

代表者

上下水道局長 山田雅雄

乙 アサヒビール株式会社 名古屋工場

理事工場長 渡邊春樹

計画参考 34 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業体)

第2条 応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

3 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供

(2) その他被災事業体から要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

(情報の交換)

第6条 各事業体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成9年3月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

○東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」(以下「協定書」という。)第7条の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援主管事業体)

第2条 協定書第2条第2項に規定する応援主管事業体は、原則として被災事業体の被災地に最も交通至便な隣接事業体とする。ただし、広範囲な災害の場合は、応援事業体の間で速やかに協議した上で決定するものとする。

2 協定書第2条第3項の規定に基づく応援主管事業体の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災事業体の被災等の情報収集及び状況把握
- (2) 応援要請の内容の把握
- (3) 他の応援事業体への応援要請内容の仕分け
- (4) 被災事業体への交通経路に係る情報収集
- (5) 事業体相互の連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務

3 応援主管事業体は、他の応援事業体に対し、前項の業務の一部の実施を求めることができるものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災事業体は、他のいずれかの事業体に対してとりあえず電話又は電信等により応援の可否を照会し、当該事業体が応援を承諾した場合には、応援要請を行うものとする。

2 協定書第4条に規定する別に定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災の状況に関する事項
- (2) 応援の内容に関する事項
- (3) 応援要請する資機材等に関する事項
- (4) 応援要請する職員に関する事項
- (5) 応援基地及び応援基地への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項

3 被災事業体は、応援主管事業体から連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業体に応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

（応援実施の手続）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた事業体は、要請事項の確認後、速やかに協定書第2条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。

2 応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第2項の規定に基づく業務を実施するものとする。

3 応援事業体は、分担する要請事項について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達するものとする。

4 応援主管事業体は前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達するものとする。

（応援終了報告）

第5条 応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付するものとする。

2 応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付するものとする。

（応援の体制）

第6条 応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した応援事業体名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入の体制）

第7条 被災事業体は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができる。

2 被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理するものとする。

3 被災事業体は、応援主管事業体の求めに応じて、被災状況、復旧状況等の情報を必要の都度、提供するものとする。

（指揮命令体制）

第8条 被災事業体は、応援主管事業体に対し、復旧作業の範囲を明確に指示し、その範囲の復旧活動の実施は、応援事業体側の責任で行うことを原則とする。

（通信途絶による自主的活動）

第9条 通信の途絶等により被災事業体から協定書第4条の規定に基づく要請がない場合には、応援事業体は、速やかに相互に連絡をとり、被災事業体の被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

2 応援事業体は、前項の情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災事業体と連絡ができない場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の活動は、被災事業体から協定書第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援期間及び服務）

第10条 応援職員の応援期間は、同一職員に対して継続して1か月未満とし、服務は、公務出張による

こととする。

(経費の負担)

第11条 協定書第5条第4項に規定する応援職員の派遣に要する経費については、応援事業体が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第12条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業体の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業体が行うものとする。

2 応援事業体は、前項に規定する補償に関する請求手続を行った結果について、被災事業体に報告するものとする。

(情報の交換)

第13条 協定書第6条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、東海四県及び名古屋市の工業用水担当課長(以下「甲」という。)は、毎年4月末日までに愛知県の工業用水課長(以下「乙」という。)へ送付するものとする。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付するものとする。

(1) 応援に関する連絡担当部課等を記載した応援体制表(様式第3号)

(2) 連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図

2 前2号の情報に変更が生じた場合には、その都度、甲はその情報を乙へ送付するものとする。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付するものとする。

(水道災害相互応援との連絡調整)

第14条 応援主管事業体は、東海四県の水道事業者間で締結されている「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」(以下「覚書」という。)による応援活動が同時に実施される場合には、双方の応援活動を円滑に進めるため、覚書に規定される応援主管県と連絡調整を行うものとする。

(その他)

第15条 この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この実施細則は、平成9年3月1日から施行する。

この実施細則の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

計画参考 35 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、平成22年9月30日大都市間で締結した「20大都市災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを作成する。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。また、その他の大規模災害の場合においても、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からの要請があった場合は、本ルールを適用する。

2 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

なお、被災都市は支援要請の有無にかかわらず、発災後すみやかに情報連絡総括都市に被災状況等を連絡するものとする。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に責任者を指定の上、被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

4 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

5 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。

6 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表-2のとおりとする。

7 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（支援要請後の情報連絡体制）

第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表-3のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表-4のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

第6条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に通知するものとする。
 - (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
 - (2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。
- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。
- 3 支援隊集積基地の運営に係る費用については、「20 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、支援要請都市が負担するものとする。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(台帳システムの互換性)

第10条 被災都市と互換性のある台帳システムを有する大都市は、緊急時に台帳システムを提供する。

2 各大都市は、同時に被災する可能性の少ない大都市との台帳システムの互換性を高めるよう努める。

3 台帳システムに互換性のある大都市間において、緊急時に備えた協力協定を結ぶものとする。

4 各大都市は、他の大都市での台帳出図に備え、バックアップを複数用意する。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第11条 毎年一回連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(社)日本下水道協会の関係者及び表-2に掲げる職にあるものとする。

(協議)

第12条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

附 則

1 このルールは、平成22年4月1日から効力を生ずる。

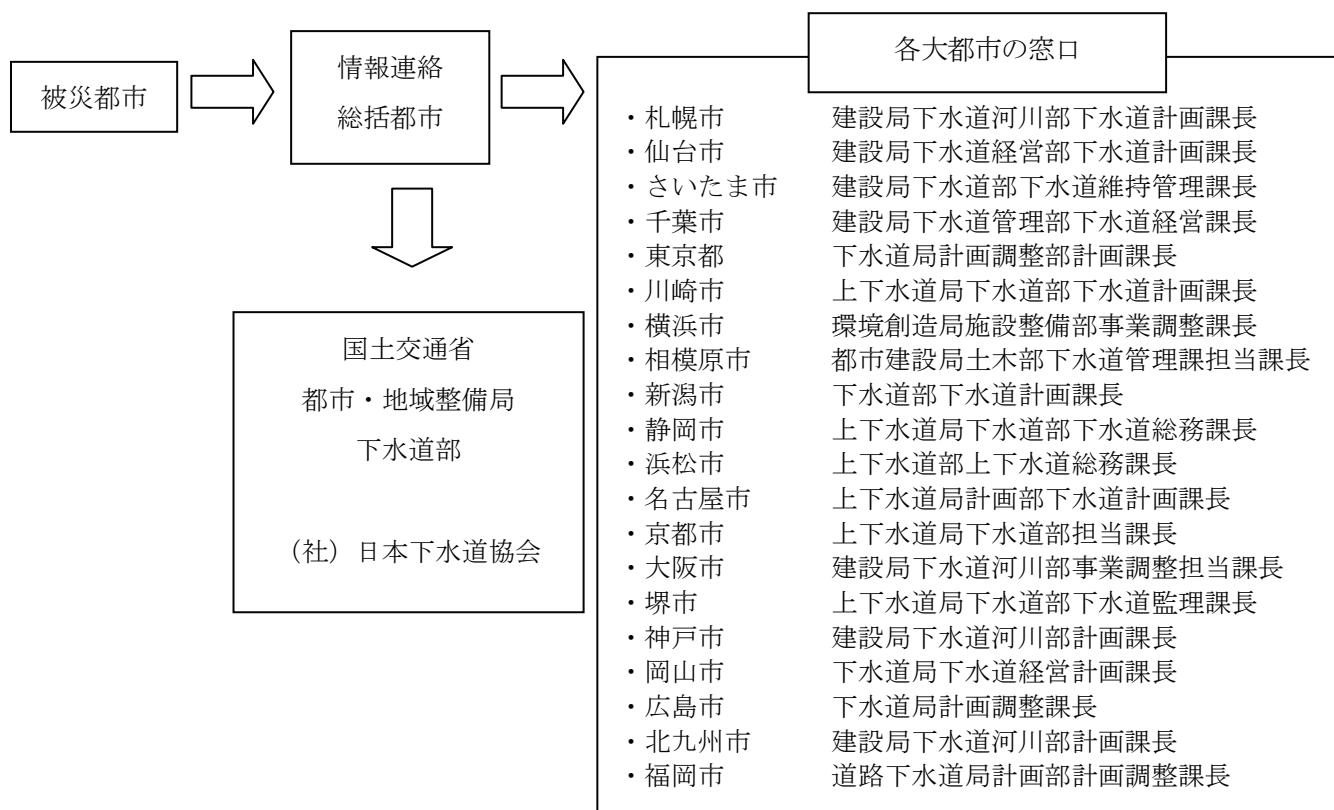
平成8年5月16日制定
平成9年10月30日改正
平成16年1月27日改正
平成20年2月20日改正
平成21年10月7日改正
平成22年9月30日改正

[表－1] 災害時における連絡・連携体制について（第3条関係）

災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。

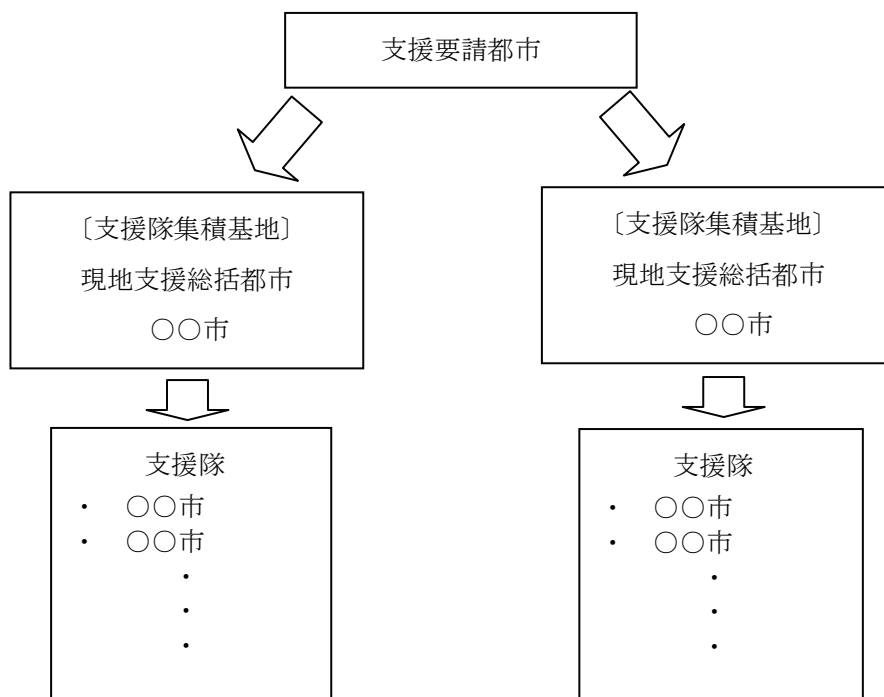
ブロック割	被災都市	情報連絡 総括都市	支援隊集積基地	現地支援 総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市	東京都		
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			

[表－2] 緊急時の情報連絡体制（第3条関係）

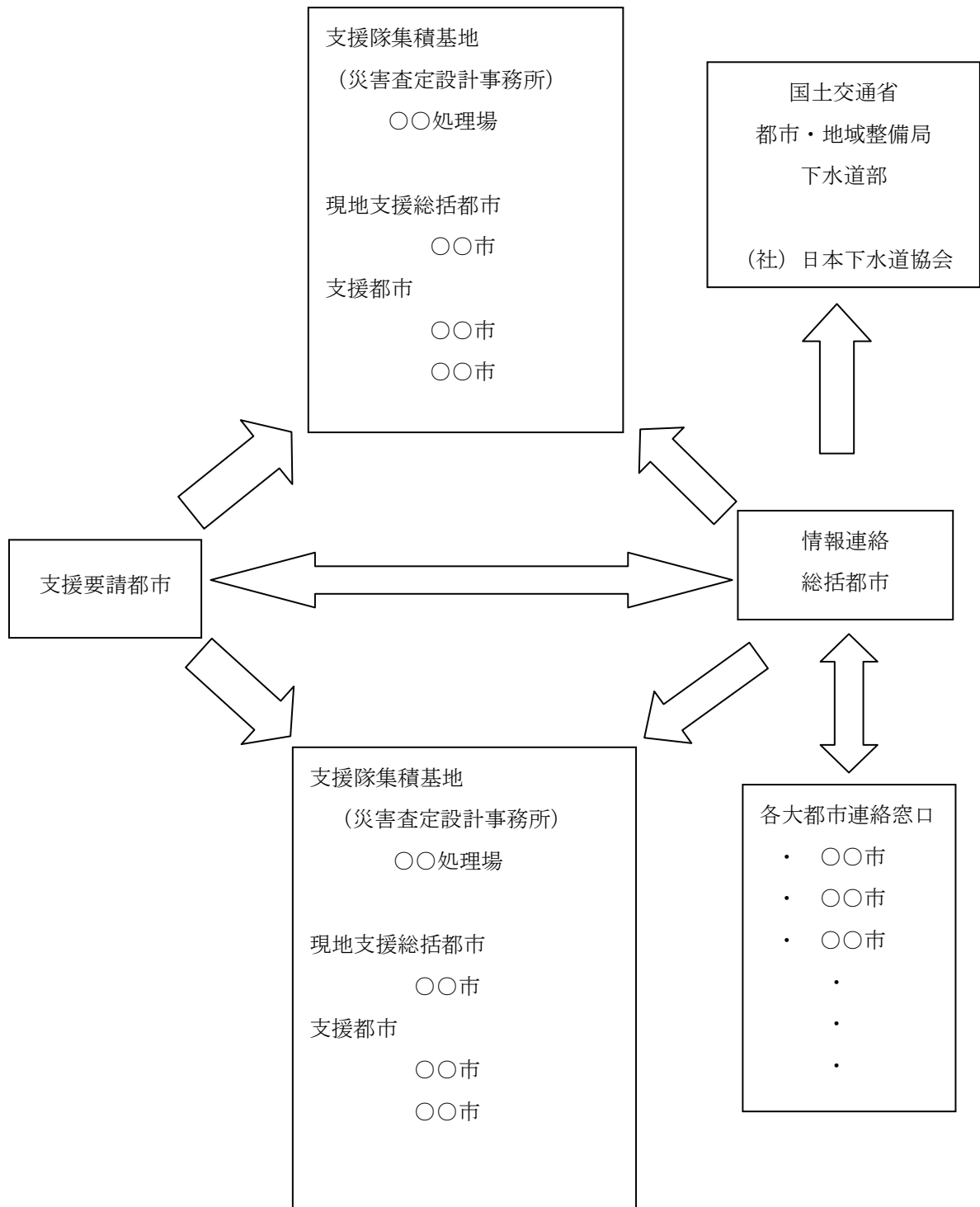


注) 個別の電話番号、FAX 番号、E-mail は災害時支援大都市連絡会議設置要綱第3条第1項に定める別表－1を参照すること。

[表－3] 現地指揮連絡体制（第5条関係）



[表-4] 支援開始後の情報連絡体制（第5条関係）



計画参考 36 下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」）」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成19年3月25日に能登半島地震、新しい全国ルール制定直後の平成19年7月16日に新潟県中越沖地震を経験し、円滑な支援の重要性を認識したところである。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。
- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
 - ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市
 - イ 中部ブロックを所管する国土交通省地方整備局
 - ウ 日本下水道事業団
 - エ （社）日本下水道協会
 - オ その他関係業界団体
- (3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。
- (4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。
- (5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。
- (6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は

下水道対策本部であることを各州市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

(1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

(2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

(3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

(4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

(5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

(6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

4 下水道対策本部の設置

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

① 震度6弱以上の地震が発生した場合

② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部を幹事県に設置する。

① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合

② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、幹事（被災県が幹事の場合副幹事県）、国土交通省都市・地域整備局下水道部及び地方整備局並びに（社）日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。なお、幹事（または幹事の代理となる副幹事県）は、その他構成員に連絡するものとする。

(4) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

① 下水道対策本部長

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

（ただし、幹事県に設置する場合は、幹事県の下水道担当課長）

② 下水道対策副本部長

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長（日本下水道事業団にあつては、被災区域の担当総合事務所施工管理課長または事務所長）

イ 下水道対策副本部長が必要と認めた者

③ 下水道対策本部員

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 下水道対策副本部長が必要と認めた者

④ 下水道対策特別本部員

ア 国土交通省

ただし、中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、下水道対策副本部長は次の各号に掲げる者に下水道対策本部への参加を要請する。

⑤ 大都市連絡窓口

⑥ 他ブロック幹事

⑦ その他下水道対策副本部長が必要と認めた者

(5) 下水道対策副本部長は、必要に応じて下水道対策本部構成員の本部への参集を要請することができるものとする。

(6) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

① 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合

② 下水道対策副本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(7) 下水道対策本部を解散する場合、下水道対策副本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに各本部員に連絡するものとし、（社）日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

(8) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の業務

(1) 副本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。

(2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。

① 下水道対策本部の設置、解散に関すること。

② 被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。

③ 関係方面への情報提供に関すること。

④ ブロック内被災自治体への支援に関すること。

ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ

イ 支援可能体制の把握

ウ 支援計画の立案

- エ 中部ブロック構成員への支援要請
- オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
- カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
- キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
- ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力

⑤ 広域支援に関すること。（他ブロックへの支援）

- ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
- イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
- ウ 中部ブロック構成員への支援要請

⑥ その他支援の実施に必要な事項

- (3) 下水道対策本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

6 経費の負担

- (1) 下水道対策本部としての業務は、「支援活動」とし、本部構成員の属する組織・団体の身分及び費用による。
- (2) 被災自治体の下水道施設の被害状況等を把握し、2次災害の発生防止及び施設の機能を緊急的に確保するための調査等は、原則「支援活動」とし、支援する自治体が当該支援活動に要した経費を負担する。
- (3) 被災自治体の下水道施設の本復旧のための調査及び業務等は、「応援・派遣活動」（以下、「応援活動等」という。）とし、災害対策基本法及び地方自治法の規定に基づき応援・派遣を受ける自治体が当該応援活動等に要する経費を負担する。
- (4) 支援活動または応援活動等（以下「支援・応援活動」という。）をする職員が、当該活動により、負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、支援等をした自治体の負担とする。
- (5) 支援・応援活動をする職員が活動上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援・応援活動業務の従事中に生じたものについては、支援等を受けた自治体が、被災縣市への往復の途中において生じたものについては、支援等をした自治体が賠償の責めに任ずる。
- (6) 前(1)から(5)は、中部ブロック内での活動について定めるものである。ただし、これによりがたい場合は、別途協議により定めるものとする。
- (7) 広域支援を受ける場合または行う場合は、当該他ブロックまたは大都市との協議によるものとする。
- (8) 関係業界団体等の支援・応援活動等に係る費用は、原則、前(1)を除き支援等を受ける自治体の負担とする。ただし、当該団体等から申し出がある場合は、その費用の全部または一部を当該団体等が負担とすることができる。
- (9) 前(4)及び(5)は、関係業界団体等の支援・応援活動について準用する。この場合において、「支援等をした自治体」を「支援等をした関係業界団体等」と読み替えるものとする。ただし、被災自治体が関係業界団体等と契約を締結した場合には、契約による対応を優先するものとする。

7 その他

災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

る。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

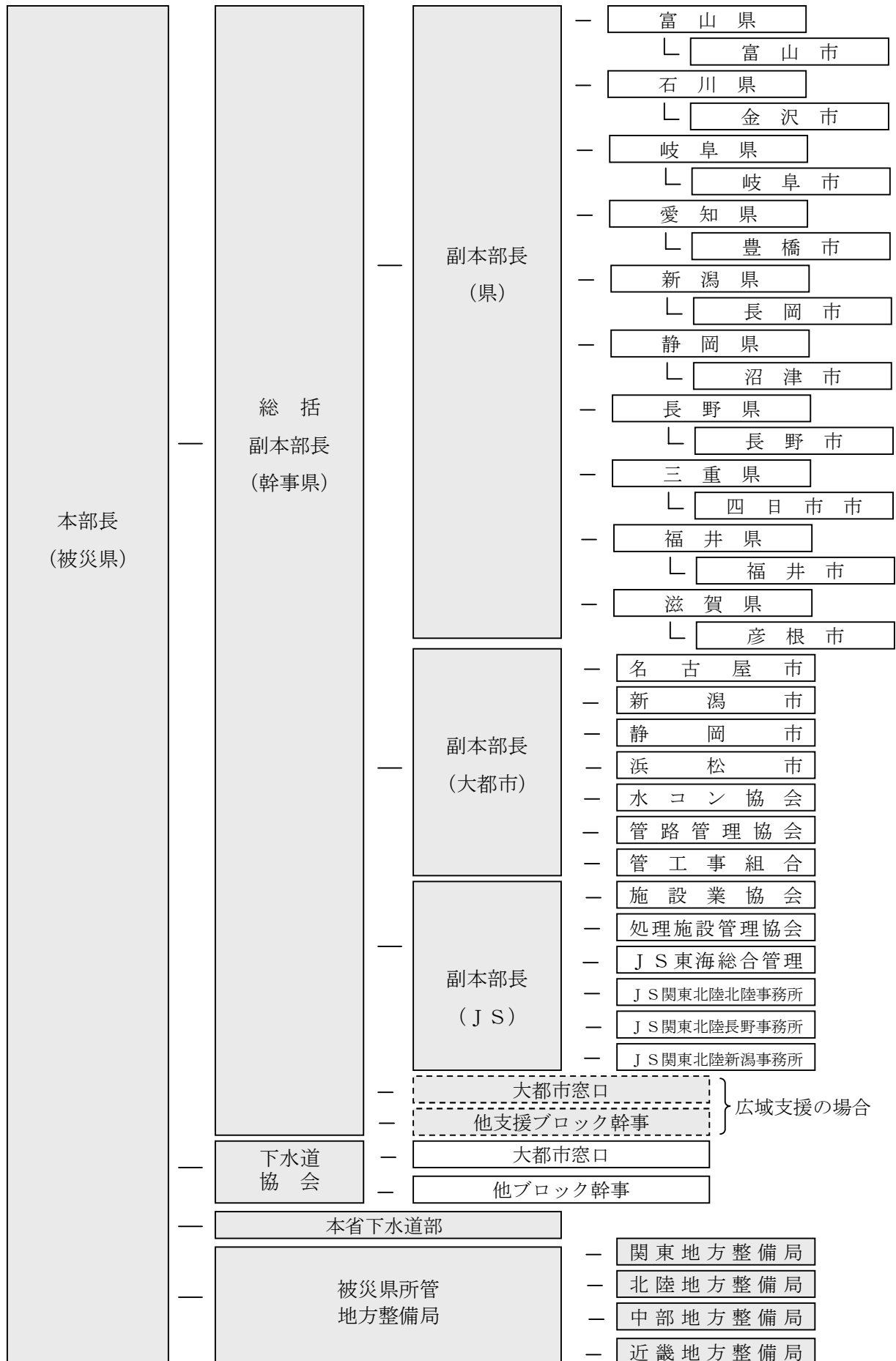
(附 則)

このルールは、平成 20 年 7 月 15 日から適用する。

下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を 1年毎に持ち 回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	環境部水環境創造課	
	長野県	生活環境部生活排水対策課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	建設部都市局生活排水室	
	愛知県	建設部下水道課	
	三重県	県土整備部下水道室	
	福井県	土木部都市整備課	
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年 毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部上下水道総務課	
代表市	長岡市	下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局建設部維持管理課	
	長野市	水道局	
	岐阜市	上下水道事業部下水道事業課	
	沼津市	水道部下水道管理課	
	豊橋市	上下水道局	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	下水道部	オブザーバー
	彦根市	下水道部建設課	
国土交通省	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	都市整備課	
	近畿地方整備局	都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸 総合事務所	北陸事務所	
		長野事務所	
		新潟事務所	
日本下水道協会	技術部技術第二課		
業界団体	(社) 全国上下水道コンサルタント協会 中部支部		
	(社) 日本下水道施設業協会 中部地区		
	(社) 日本下水道管路管理業協会 中部支部		
	(財) 日本下水道処理施設管理業協会 中部支部		
	全国管工事業協同組合連合会 愛知県管工事業協同組合連合会		

下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



計画参考 37 災害時の放送に関する協定（その1）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社及び中京テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事情

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年4月1日

災害時の放送に関する協定（その２）

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム愛知（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第 2 条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第 3 条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 4 条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第 5 条 第 3 条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 7 条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第 8 条 この協定の期間は 1 年間とし、昭和 53 年 5 月 1 日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1 年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和 53 年 5 月 1 日

災害時の放送に関する協定（その3）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、名古屋市長（以下「甲」という。）が、日本放送協会中部本部（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとりに得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年6月5日から適用する。

- 2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年6月5日

災害時の放送に関する協定（その４）

（協定の趣旨）

第１条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、テレビ愛知株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第２条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

２ 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第３条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- （１） 放送依頼の理由
- （２） 放送の内容
- （３） 希望する放送の日時
- （４） その他必要な事項

（放送の実施）

第４条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第５条 第３条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

２ 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

３ 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第６条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第７条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第８条 この協定の期間は１年間とし、昭和 58 年 8 月 1 日から適用する。

２ この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、１年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和 58 年 8 月 1 日

災害時の放送に関する協定（その5）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム名古屋（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとりに得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成6年4月1日から適用する。

- 2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成6年4月1日

災害時の放送に関する協定（その6）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、名古屋市長（以下「甲」という。）が、名古屋ケーブルネットワーク株式会社、東名ケーブルテレビ株式会社及びグリーンシティケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成7年10月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成7年10月1日

計画参考 38 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定

愛知県（以下「甲」という。）並びに西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市（以下「乙」という。）は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）及びその周辺における消防活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、飛行場及びその周辺における航空機に関する火災等の災害又はその発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに円滑かつ効果的な消防活動を実施し被害の防止又は、軽減を図ることを目的とする。

（区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 区域 飛行場内
 - (2) 第2種 区域 乙区域の飛行場周辺（飛行場内を除く。）
- （緊急事態の通報等）

第3条 緊急事態の通報は、次の区分により行うものとする。

- (1) 第1種 区域において緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報する。
 - (2) 第2種 区域において緊急事態が発生した場合は、当該緊急事態が発生した場所を区域とする乙（以下「所轄の乙」という。）は甲に対して速やかに通報する。この場合、甲は当該緊急事態が発生した場所を区域としない乙（以下「所轄でない乙」という。）に対して速やかに通報する。
- 2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。
- (1) 緊急事態発生場所及び時刻
 - (2) 航空機の機種及び搭乗人員
 - (3) 消防隊、救急隊及び救助隊の集結場所
 - (4) その他必要な事項
- 3 通報に応じて出動した甲又は乙が現場に到着したときは、速やかにその旨を通報した機関に連絡するものとする。ただし第1項第2号後段に規定する通報に応じて出動した所轄でない乙は、所轄の乙へ連絡するものとする。
- 4 甲又は乙が単独で緊急事態を処理したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（消防活動）

第4条 消防活動は、次の区分により行うものとする。

- (1) 第1種 区域において緊急事態が発生した場合は、甲が第一次的にこれに当たり、乙は必要に応じて出動する。
- (2) 第2種 区域において緊急事態が発生した場合は、所轄の乙が第一次的にこれに当たり、所轄でない乙及び甲は必要に応じて出動する。

(3) 第1種区域において緊急事態が発生した場合、甲は非常出入口を開放するとともに、当該出入口において乙を誘導するものとする。

(現場指揮)

第5条 第1種区域における消防活動の指揮は、甲が行うものとする。ただし、乙が現場に到着した以降の消防活動の指揮は、乙（西春日井広域事務組合）が行うものとする。

2 第2種区域における消防活動の指揮は、所轄の乙が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 消防活動のために要する費用の負担等については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第7条 甲及び乙が消防活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場におけるコン跡その他火災等の災害の調査に必要な資料の保存に十分留意するものとする。

(施設及び資器材の整備等)

第8条 この協定に基づく消防活動を円滑適正に実施するため、甲及び乙は、消防活動の用に供する施設及び資器材の整備並びに消火薬剤の備蓄について、それぞれ積極的に配慮するものとする。

(消防活動計画の作成)

第9条 甲及び乙は、次の事項について相互に連絡を図り、緊急事態に対する消防活動に関する計画を作成しておくものとする。

- (1) 消防活動の用に供する施設及び資器材の整備計画並びにその推進状況
- (2) 消火薬剤の備蓄状況
- (3) その他必要な事項

2 甲は、飛行場に発着する航空機の機種ごとの機体規模、搭乗定員、燃料の最大積載量、発着回数等消防活動に必要な資料を作成し、定期的に乙に送付するものとする。

(消防訓練)

第10条 甲は、消防活動を効果的に実施するため、消防活動要領を検討するとともに定期的に消防訓練を実施し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、毎年1回、総合消防訓練を実施するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、甲の企画振興部長及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年2月17日から施行する。

この協定の証として本書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成17年2月9日

甲 愛 知 県
愛知県知事 神 田 真 秋 印

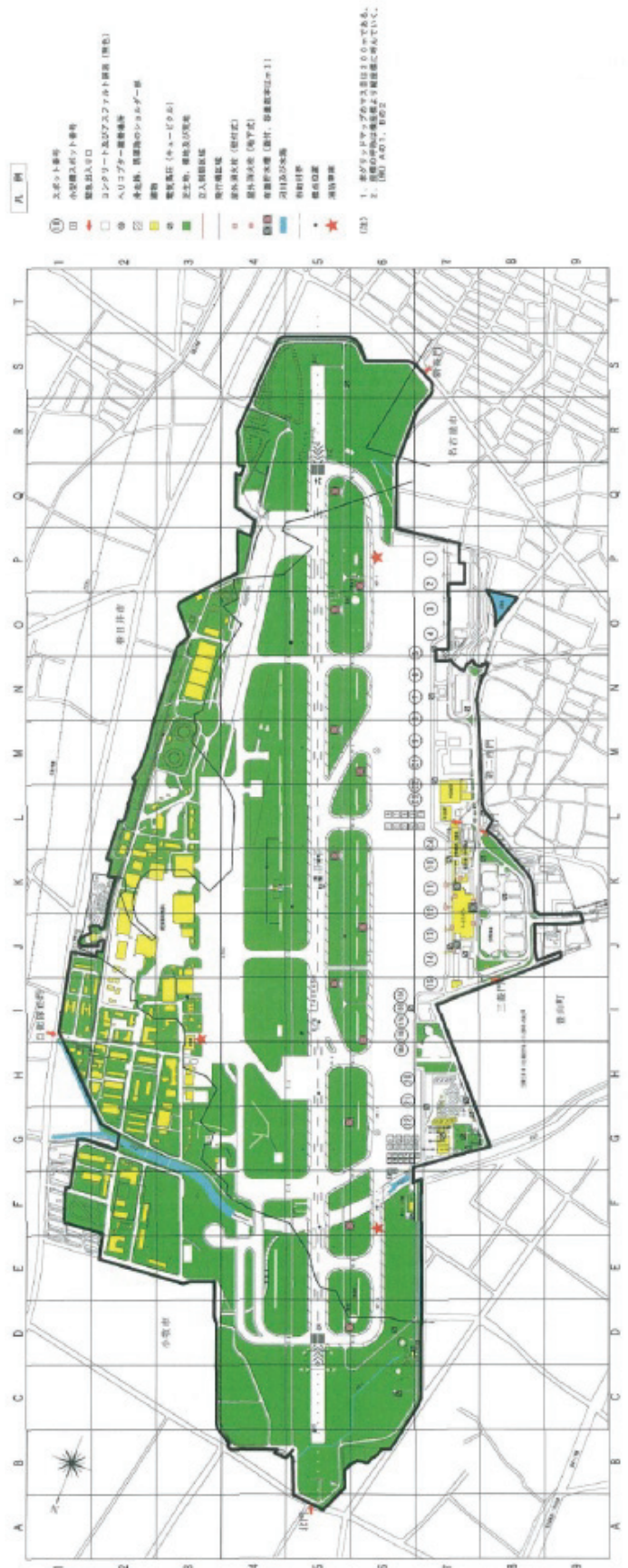
乙 西春日井広域事務組合
管 理 者 長 瀬 保 印

小 牧 市
小 牧 市 長 中 野 直 輝 印

春 日 井 市
春 日 井 市 長 鵜 飼 一 郎 印

名 古 屋 市
名 古 屋 市 長 松 原 武 久 印

名古屋飛行場グリッドマップ



資料提供：国土交通省航空局
 作成：国土交通省航空局航空保安部航空保安課

備考：
 ・第1種区域は、——線で囲まれた飛行場内。



- 備考：
- ・第1種区域は、飛行場内。
 - ・第2種区域は、第1種区域を除く（ — ）で囲まれた区域。

計画参考 39 災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市医師会（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の医療救護等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、並びに名古屋市地震防災強化計画に定める災害（以下「地震災害」という。）が発生した場合（東海地震に関連する注意情報が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を行う必要が生じたとき（必要が見込まれるときを含む。）は、乙の定めた名古屋市医師会災害医療救護活動要綱に従い、医師及び看護師等により編成される医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を、乙に対し要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

4 医療救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

（医療救護）

第3条 医療救護班は、集団災害現場において甲が設営する「現場救護所」及び「応急救護所」内で、地震災害の場合については、原則として乙が管理運営する各区休日急病診療所内救護所において、第4項に規定する業務を行うものとする。ただし、極力後方医療機関へ転送するものとする。

2 地震災害の場合において、各区休日急病診療所内救護所の安全性が確保できない場合若しくは確保できないと判断される場合については、甲が設営する「現場救護所」及び「応急救護所」内で、第4項に規定する業務を行うものとする。

3 各区医師会支部の状況に応じて、複数の医療救護班を編成し、甲が設営する「現場救護所」及び「応急救護所」内でそれぞれ第4項に規定する業務を行うものとする。

4 医療救護班の災害現場における業務は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 傷病者に対する診断及び応急処置
- ・ 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 助産
- ・ 死亡の確認
- ・ 死体の処置

5 甲は災害傷病者の転送先の後方医療機関を「臨時救護所」と位置付け、乙は当該医療機関の協力が得られるよう努めるものとする。

6 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護班の派遣要請を待つことができない場合は、医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

(医薬品等の供給)

第4条 医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品(以下「医薬品等」という。)は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙又はその会員の所有又は所持するものを使用するものとする。

(報告)

第5条 医療救護を実施した場合、医療救護班の責任者は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、その全容を甲に報告するものとする。

(費用の弁償)

第6条 甲は、この協定により実施した医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
- ・ 医療救護班の調達した医薬品等の費用
- ・ 医療救護班員の私用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(扶助金)

第7条 甲は、医療救護班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第8条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(遺体検案)

第9条 被災者の遺体検案を行うに当たり、医師が不足する場合には、名古屋市地域防災計画に基づき、別途甲から乙に対し、遺体検案班への協力依頼を行うものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は平成16年4月1日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 本協定発効と同時に平成11年3月29日付で締結した災害医療救護に関する協定書は失効する。

3 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成 16 年 4 月 1 日

甲 名古屋市
代表者 松原 武久
乙 名古屋市東区葵 1 丁目 4 番 38 号
社団法人 名古屋市医師会
会長 加藤 寿彦

災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、前条の規定に基づく歯科医療救護（以下「歯科医療救護」という。）を行う必要が生じたときは、歯科医師等により編成される歯科医療救護班の派遣を、乙に対し要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは歯科医療救護班を編成し、速やかに甲が指定する場所に派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務内容）

第 3 条 歯科医療救護班は、災害現場に甲が設置する救護所等において、医療救護班等と協力して次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 歯科保健活動

2 乙は、災害の状況が深刻であり、甲からの派遣要請を受ける前に救護活動を行う必要があると判断したときは、歯科医師等を地域医療活動拠点（保健所）へ派遣し、甲が指定する者の指示を受けるものとする。

（医薬品等の調達）

第 4 条 歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断・治療器具、その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）については、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合には乙又はその会員の所有または所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 歯科医療救護を実施した場合、歯科医療救護班の班長及び救護所持の責任者は、必要な記録を行うとともに業務の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、その全容を甲に報告するものとする。

(費用の弁償)

第6条 甲は、この協定により実施した歯科医療救護に関して乙が要した費用を弁償する。

2 乙が要した費用とは次の各号に掲げるものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 歯科医療救護班が自ら調達した医薬品等の費用

(3) 歯科医療救護班員の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(扶助金)

第7条 甲は、歯科医療救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第8条 歯科医療救護班の救護活動に関し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のために適当な措置を構じるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は議事が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第10条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は平成11年5月27日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日前1か月までの間に甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成11年5月27日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久 印

乙 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号

社団法人 名古屋市歯科医師会

会長 小林壯之祐 印

災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を行う必要が生じたときは、薬剤師の派遣を、乙に対し要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに乙の所属する薬剤師を派遣するものとする。

3 前項の薬剤師の医療救護に係る指揮及び命令については、甲が指定する者が行うものとする。

4 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの派遣要請を持つことができないと判断した場合は、乙に所属する薬剤師を被災地の地域医療活動拠点（保健所）（以下「地域医療活動拠点」という。）へ派遣し、甲が指定する者の指示を受けて、医療救護活動に従事させることができるものとし、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 救護班に派遣された薬剤師は、調剤を主とした業務を行うものとする。

2 甲が医薬品・衛生材料等の供給センターを設置したとき及び地域医療活動拠点を中継所として医薬品・衛生材料等を供給することになったときは、供給センター及び地域医療活動拠点に派遣された薬剤師は、次の業務を行うものとする。

- (1) 医薬品等の受け入れと払出し
- (2) 不足医薬品等のリスト作成と報告
- (3) 医薬品等の出納保管
- (4) 医薬品情報の提供
- (5) 服薬相談
- (6) 各種記録簿の作成
- (7) その他

（報告）

第4条 乙は、第2条に基づいて派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）が前条の業務に従事したときは、必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第5条 甲は、この協定により実施した医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 派遣薬剤師の人件費及び諸経費
- (2) 派遣薬剤師の医療救護に使用した私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(扶助金)

第6条 甲は、派遣薬剤師が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を支給するものとする。

(紛争)

第7条 派遣薬剤師が第3条に規定する業務を行うに際し、紛争が生じたときは、乙は直ちに連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のために適当な措置を講じるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第9条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

2 この協定書の有効期間は平成11年9月22日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

3 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成11年9月22日

甲	名古屋市			
	代表者	名古屋市長	松原武久	印
乙	社団法人	名古屋市薬剤師会		
	会長		五十川 亘	印

災害医療救護等に関する協定書(市対市立大学)

名古屋市(以下「甲」という。)と公立大学法人名古屋市立大学(以下「乙」という。)は災害が発生した場合の医療救護等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、並びに名古屋市地震防災強化計画に定める災害(以下「地震災害」という。)が発生した場合(東海地震に関する注意情報が発令された場合を含む。)に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、前条の規定に基づく医療救護(以下「医療救護」という。)を行う必要が生じたとき(必要が見込まれるときを含む。)は、別表に定める医師及び看護師等により編成される医療救護班及び

助産救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を、乙に対し要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。
- 3 医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 医療救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

（医療救護）

第3条 医療救護班は、甲が設営する「現場救護所」及び「応急救護所」内で、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、必要に応じて後方医療機関へ転送するものとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

2 甲は災害傷病者の転送先の後方医療機関を「臨時救護所」と位置付け、乙は当該医療機関の協力が得られるよう努めるものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護班の派遣要請を待つことができない場合は、医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

（医薬品等の供給）

第4条 医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 医療救護を実施した場合、医療救護班の責任者は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、その全容を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第6条 甲は、この協定により実施した医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
- (2) 医療救護班の調達した医薬品等の費用
- (3) 医療救護班員の私用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

（扶助金）

第7条 甲は、医療救護班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

（医療紛争）

第8条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲

に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(遺体検案)

第9条 被災者の遺体検案を行うに当たり、医師が不足する場合には、名古屋市地域防災計画に基づき、別途甲から乙に対し、遺体検案班への協力依頼を行うものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は平成18年4月1日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 松原武久 印

乙 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1
公立大学法人 名古屋市立大学
理事長 西野仁雄 印

別表

【医療救護班の編成】

	班数	班の構成				計
		医師	看護師・助産師	薬剤師	連絡員	
医療救護班	2	1人	2人	1人	1人	5人
助産救護班	1	1	2	1	1	5

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、並びに名古屋市地震防災強化計画に定める災害（以下「地震災害」という。）が発生した場合（東海地震に関する注意情報が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(柔道整復救護班の派遣)

第2条 甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を行う必要が生じたとき（必要が見込まれるときを含む。）は、柔道整復師により編成される柔道整復救護班の派遣を、乙に対し要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは柔道整復救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 柔道整復救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

4 柔道整復救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

(救護活動)

第3条 柔道整復救護班は、甲が設営する救護所又は避難所等において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。ただし、骨折又は脱臼に対する施術（応急手当を除く。）については、医療救護班等における医師の同意を得るものとする。

2 乙は、災害の事態が急迫し、甲による柔道整復救護班の派遣要請を待つことができない場合は、救護活動を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

(衛生材料等の供給)

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定に基づいて派遣された柔道整復師（以下「柔道整復救護班員」という。）が第3条の業務に従事したときは、必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲に報告するものとする。

(費用の弁償)

第6条 甲は、この協定により実施した災害支援に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 柔道整復救護班員の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(2) その他、市長が必要と認める費用で別に定めるもの

(扶助金)

第7条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(紛争)

第8条 派遣柔道整復師が第3条に規定する救護活動を行うに際し、紛争を生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意を持って解決のために適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第10条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は平成20年4月1日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 名古屋市

名古屋市長 松原武久 印

乙 愛知県名古屋市中区金山五丁目13番12号

社団法人愛知県柔道整復師会

会長 佐久間稔晴 印

災害時動物救護に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と公益社団法人名古屋市獣医師会（以下「乙」という。）は、名古屋市域において災害が発生した場合の動物救護活動の応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動について、乙が応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(応援活動の要請)

第2条 甲は、前条に規定する動物救護活動（以下「動物救護活動」という。）を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対して応援活動を要請するものとする。

(対象動物)

第3条 応援活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(応援活動)

第4条 甲は、動物救護活動の実施のため、健康福祉局健康部食品衛生課内に被災動物対策本部を設置する。

2 第2条の規定により甲の要請があった場合、乙は、名古屋市獣医師会館内に動物救護センターを設置する。

3 被災動物対策本部は、動物救護センターと動物救護活動に際して必要な調整を行う。

4 乙は、動物救護センター及び乙の会員の保有する施設を動物救護病院とし、動物救護病院は以下の活動を行う。

(1) 負傷動物の保護収容及び治療

(2) 保護収容した飼主不明の負傷動物の情報の、被災動物対策本部への提供

(3) 被災動物の健康相談及び飼育相談等動物救護活動に必要な措置

(必要物資等の確保)

第5条 甲及び乙は、動物救護活動及び応援活動に必要な物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、応援活動を実施したときは、必要な記録を行うとともに活動の実績を甲に報告する。

(応援活動の停止)

第7条 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要がないと認められる場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除するものとする。

(平常時の飼主への啓発)

第8条 甲及び乙は、家庭動物の飼主に対し、災害時に備えて必要な措置を講ずるよう啓発に努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(附則)

1 この協定の有効期間は締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 本協定発効と同時に、平成22年9月24日付けで、甲と社団法人名古屋市獣医師会が締結した災害時動物救護に関する協定書は失効する。

3 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市中区大須四丁目 12 番 21 号
公益社団法人 名古屋市獣医師会
会長 荻曾 敏之

計画参考 39-2 災害時安否確認の情報提供に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内の〔居宅〕サービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内の〔居宅〕サービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した場合または避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内の〔居宅〕サービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とする。

3 情報提供先は＜名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課または＞名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課とし、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール、ファクシミリの通信手段が確保できない場合には、最寄の区役所等へ必要事項を記載した用紙を持参する方法で行うものとする。

4 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（費用負担）

第3条 事業者が甲に対して情報提供することに要する費用は事業者の負担とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

附 則

1 この協定の期間は1年間とし、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。

3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久

乙 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会

事務局長 岩口 孝一

(平成18年6月1日締結)

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会

会長 酒井 光雄

(平成18年6月20日締結、〔 〕部分削除)

名古屋市生活支援事業所連絡会

代表 大川美知子

(平成18年7月1日締結、< >部分削除)

計画参考 40 災害時における応急対策業務に関する協定（市対市建設業協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に名古屋市（以下「甲」という。）が名古屋市地域防災計画に基づきすみやかに応急対策が行えるよう、社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）が協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、名古屋市のみでは十分な応急対策を実施することができない場合は、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（建設資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに建設資機材、労力等を提供するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が前条に基づく協力を要した費用は、甲が負担する。

（補償）

第5条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）を適用し補償する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

（附則）

第7条 この協定は平成7年11月20日から効力を発生する。

平成7年11月20日

甲	名古屋市			
	代表者	名古屋市長	西尾武喜	印
乙	名古屋市東区泉一丁目13番34号			
	社団法人	名古屋建設業協会		
	会長		姫野邦夫	印

災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対市建設業協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）は、平成7年11月20日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目的事項について次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、道路、河川、公園、ため池等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して文書又は口頭により建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、状況により名古屋市災害対策本部緑政土木部長、若しくは副部長、又は緑政土木部所属の各班長、若しくは土木隊長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、出動の要請をすることができるものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 名古屋市内において震度6弱以上の地震が発生した場合、又は東海地震注意情報が発表された場合は第7条の規定に基づき応急対策を担当する会員は、前2項の規定にかかわらず、甲の出動要請を待たずに直ちに出勤し、業務を開始するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻及び建設資機材等を当該業務を実施する場所を管轄する土木隊長又は各班長（以下「隊長等」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は隊長等が行い、会員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は自ら要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が終了した時は、直ちに隊長等に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協力体制の報告）

第7条 乙は、甲が名古屋市地域防災計画で定める地震時の緊急輸送道路のうち、路線と区間を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式1及び工区図により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲がため池を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式2により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲が各区の土木隊およびポンプ施設班に協力する会員をあらかじめ定めることを要請した場

合は、様式3により甲に報告するものとする。

4 乙は、甲が公園を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式4により甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第8条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に出動できる建設資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

第10条 この協定は平成7年11月20日から効力を発生する。

平成7年11月20日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 西尾武喜 印
乙 名古屋市東区泉一丁目13番34号
社団法人 名古屋建設業協会
会長 姫野邦夫 印

附 則

この協定は、平成14年12月1日から施行する。

この協定は、平成16年2月15日から施行する。

この協定は、平成23年8月30日から施行する。

様式2

ため池応急対策担当会員報告書

ため池名	担当会社	住 所	電 話

災害時における応急対策業務に関する協定（市対県建設業協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に名古屋市（以下「甲」という。）が名古屋市地域防災計画に基づきすみやかに応急対策が行えるよう、社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）が協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、名古屋市のみでは十分な応急対策を実施することができない場合は、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（建設資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに建設資機材、労力等を提供するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が前条に基づく協力を要した費用は、甲が負担する。

（補償）

第5条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）を適用し補償する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

（附則）

第7条 この協定は平成7年11月20日から効力を発生する。

平成7年11月20日

甲	名古屋市			
	代表者	名古屋市長	西尾武喜	印
乙	名古屋市中区栄三丁目28番21号			
	社団法人	愛知県建設業協会		
	会長		杉浦弘	印

災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対県建設業協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）は、平成7年11月20日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目的事項について次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、道路、河川、ため池等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所への応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して文書又は口頭により建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、状況により名古屋市災害対策本部土木部長、又は土木部所属の各班長、隊長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、出動の要請をすることができるものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 名古屋市内において震度6以上の地震が発生した場合、第7条の規定に基づき報告した応急対策担当の会員は、前2項の規定に係わらず、甲の出動要請を待たずに直ちに出勤し、業務を開始するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻及び建設資機材等を当該業務を実施する場所を管轄する土木作業隊長又はポンプ施設班長（以下「隊長等」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は隊長等が行い、会員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は自ら要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が終了した時は、直ちに隊長等に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協力体制の報告）

第7条 乙は、甲が名古屋市地域防災計画で定める地震時の緊急道路のうち、路線と区間を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式1及び工区図により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲がため池を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式2により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲が各区の土木作業隊およびポンプ施設班に協力する会員をあらかじめ定めることを要請した場合は、様式3により甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第8条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に出動できる建設資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

第10条 この協定は平成7年11月20日から効力を発生する。

平成7年11月20日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 西尾武喜 印

乙 名古屋市中区栄三丁目28番21号
社団法人 愛知県建設業協会
会長 杉浦弘 印

災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県測量設計業協会（以下「乙」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「丙」という。）とは、災害時における道路施設及び河川施設等の緊急的な災害応急対策の支援に関する測量・調査設計業務に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路施設及び河川施設等（以下「所管施設」という。）について発生した災害に関し、緊急的な災害応急対策を講ずるに当たり、甲、乙、丙が協力し、もって、被害の拡大の防止と被災所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲単独では十分に緊急的な災害応急対策を実施することができない場合は、乙及び丙に対し協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 甲が乙及び丙に協定を要請する業務は、所管施設の被害状況の調査・記録、応急対策についての助言等とする。

（技術者等の確保）

第4条 乙及び丙は、緊急的な災害応急対策を早急に実施できるよう、予め必要な技術者を確保し、その実施体制を定め甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 前条に基づき甲に報告する所管施設についての緊急的な災害応急対策の実施体制は、乙及び丙の会員による編成表及び連絡系統とし、編成表には動員できる会員等を記載するものとする。

なお、乙及び丙は編成表及び連絡系統については、年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。また、甲から要請があったときには、速やかに最新情報を提供するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成15年3月20日

甲	名古屋市		
	代表者	名古屋市長	松原武久
乙	社団法人	愛知県測量設計業協会	
	会長		石田弘幸
丙	社団法人	建設コンサルタンツ協会中部支部	
	支部長		石井晃一

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県測量設計業協会（以下「乙」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「丙」という。）は、平成15年3月20日をもって甲、乙及び丙との間に締結した「災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定」の第6条の規定に基づき、災害応急対策業務の支援に関する細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は以下のとおりとする。

（1）甲が所管する公共土木施設の災害復旧工事に係る測量及び設計支援に関すること。

2 甲が丙に協力を要請する業務は以下のとおりとする。

（1）甲が所管する橋梁の災害復旧工事に係る測量及び設計支援に関すること。

（2）甲が所管する橋梁の緊急点検に関すること。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、文書又は口頭により出動を要請するものとする。ただし状況により、名古屋市災害対策本部緑政土木部所属の部長、各副部長、部員、班長及び班員から出動を要請できるものとする。

（業務の指示）

第3条 乙に所属する会員に対する業務の指示は、緑政土木局道路部、河川部、緑地部及び東山総合公園所属の課長又は土木事務所長（以下「課長等」という。）が行う。

2 丙に所属する会員に対する業務の指示は、橋梁課長又は土木事務所長が行う。

3 乙及び丙に所属する会員（以下「会員」という。）は、課長等からの指示に従い、業務を行うものとする。また、会員は業務場所に本市職員が派遣されていない場合においても、指示事項に従い、業務を行うものとする。

（業務の実施）

第4条 乙及び丙は、この協定に基づき業務の指示があったときは、速やかに業務を実施するものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が完了したときは当該業務を指示した課長等にその旨報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（附則）

第8条 この協定は平成20年4月1日から効力を発生する。

計画参考 41 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合（以下「乙」という。）は、名古屋市内において風水害、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供（以下「災害情報の提供」という。）並びに所有する応急措置資機材の提供及び自動車用燃料の優先供給（以下「応急措置資機材の提供等」という。）により、甲の行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（災害情報の提供に係る要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、浸水状況、建物損壊状況等を求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。

（応急措置資機材の提供等に係る要請）

第3条 甲は、災害時において応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急措置資機材の提供等を要請する。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
- (2) 必要な応急措置資機材又は自動車用燃料の種類、数量等
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲乙双方の協議の上必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（災害情報の提供及び応急措置資機材の提供等）

第4条 乙は、前2条の規定により要請がなされた場合、又は被害の発生を認めた場合、その内容に従って、可能な範囲で災害情報の提供、又は応急措置資機材の提供等を甲に対して行うものとする。

2 乙は、応急措置資機材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第1項第2号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（補償）

第6条 提供された応急措置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基礎として算出するものとする。

（事業所台帳）

第7条 乙は、この協定に基づき災害情報の収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、郵便番号、電話番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（実施細則）

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成14年3月29日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成9年3月25日に締結した災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定は廃止する。
- 3 この協定の成立を証明するため、正本2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成14年3月29日

甲	名古屋市			
	代表者	名古屋市長	松原武久	印
乙	愛知県石油商業組合			
	代表者	理事長	大森一人	印

災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害情報の提供に係る要請)

第2条 名古屋市（以下「甲」という。）は、協定第2条の要請を行う場合は、愛知県石油商業組合（以下「乙」という。）の組合員の内、事前に登録した乙の組合員（以下「登録組合員」という。）に対して、ファクシミリにより要請するものとする。また、乙の登録組合員は、自ら被害の発生を確認し必要と判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、甲に対しファクシミリにより災害情報を提供するものとする。

(応急措置資機材の提供等に係る要請)

第3条 甲は、協定第3条第1項の要請を行う場合は、乙の各地区長に対して電話等により要請するものとする。ただし、甲は、状況により乙の各地区長に対して要請することができない場合は、乙の組合員に対して要請するものとする。

(応急措置資機材)

第4条 協定第4条第1項に基づき提供される応急措置資機材は、次に掲げる資機材とする。

第5条 ジャッキ

- (1) バール
- (2) スコップ
- (3) ロープ
- (4) ヘルメット
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が甲に対して提供可能な応急措置資機材

(自動車用燃料の優先供給を受けることができる車両)

第6条 協定第4条第1項に基づき自動車用燃料の優先供給を受けることができる車両は、甲の緊急通行車両（消防車、救急車等の緊急自動車及び標章を掲示した災害応急対策を実施する車両をいう。）とする。

(登録組合員による災害情報の提供)

第7条 第2条の登録組合員による災害情報の提供は、様式第1により行うものとする。

(応急措置資機材の提供等の通知)

第8条 協定第4条第2項の通知は、様式第2及び様式第3により行うものとする。

(協議)

第9条 協定の実施について、この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲の消防長と乙の長が協議して決定する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成14年3月29日から効力を生じる。
- 2 この実施細目の締結に伴い、平成9年10月31日に締結した災害時における応急措置資機材の提供

等に関する協定実施細目は廃止する。

- 3 この実施細目の成立を証明するため、正本2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成14年3月29日

甲 名古屋市消防長 石原秋春

乙 愛知県石油商業組合
理事長 大森一人

災害状況報告（定点観測）シート

まず、現在の日時、事業所（店舗）の郵便番号と電話番号を記入してください。

1 現在時刻 日 時 分

2 郵便番号 -

3 電話番号 -

被害状況について該当するものに番号を記入してください。

水
害
時
記
入
欄

● 事業所（店舗）前の道路に溜まっている水の深さ

- 1 溜まっていない。
- 2 車のタイヤ半分（約 20 cm）より低い。
- 3 車のタイヤ（約 50 cm）より低い。
- 4 車のタイヤ（約 50 cm）より上まで溜まっている。

● 溜まっている水の状況

- 1 増えつつある。
- 2 減りつつある。
- 3 変化なし。

地
震
時
記
入
欄

● 事業所（店舗）近辺の建物の状況

- 1 破損した建物はない。
- 2 屋根瓦が落ちた家がある。
- 3 傾いたり、倒れた家がある。

● 事業所（店舗）近辺の火災の発生状況

- 1 発生している。
- 2 発生していない。

災害状況等について連絡事項があれば、記入してください。

- 1 あり
- 2 なし

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

愛知県石油商業組合
名古屋第 地区
地区長名

次のとおり応急措置資機材の提供を行いましたので、通知します。

年月日	給油取扱所の名称 代表者名 所在地 電話番号	提供先の所属名 及び担当者名	応急措置資機材名 (個数)
	() -		
	() -		
	() -		
	() -		
	() -		
	() -		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

愛知県石油商業組合
 名古屋第 地区
 地区長名

次のとおり自動車用燃料の優先供給を行いましたので、通知します。

年月日	給油取扱所の名称 代表者名 所在地 電話番号	供給先の所属名 及び車両番号	自動車用燃料	
			種類	数量(1)
	() -			
	() -			
	() -			
	() -			
	() -			
	() -			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

計画参考 42 災害対策支援協力に関する覚書（市対東海郵政局）

東海郵政局（以下「甲」という。）と名古屋市（以下「乙」という。）とは、災害対策の支援及び道路における通行の安全確保を目的として、次の覚書を締結する。

- ・災害対策支援協力に関する覚書
- ・道路情報の提供に関する覚書

本覚書の成立を証するため、それぞれ正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

平成10年3月24日

甲 東海郵政局
局長

吉崎英雄

乙 名古屋市
代表者 名古屋市長

松原武久

災害対策支援協力に関する覚書

(対象とする災害)

第1条 この覚書が対象とする災害は、名古屋市において発生し、名古屋市独自では十分な応急措置が実施できない大規模な地震又は風水害とする。

(協力要請)

第2条 甲又は乙は、災害が発生した場合において、次に掲げる事項についてそれぞれ協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての乙への提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての甲への提供
- (3) 郵便による名古屋市災害対策本部又は区本部あて災害救援物資等の甲による保管等
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況に関する情報の提供
- (5) 甲又は乙が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報
- (6) 甲による避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が実施する応急対策及び復旧対策に関し、特に必要な事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第3条の規定に基づく協力を要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除く他、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第5条 甲は乙から要請があった場合、名古屋市災害対策本部に職員を派遣することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、連絡体制の整備を平素から行うものとする。

2 前項に係る連絡については、甲においては東海郵政局総務部企画課長、乙においては名古屋市消防局防災部防災室長を通じて行うものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 甲は乙から乙主催の防災訓練等への参加要請があった場合には、名古屋市内の郵便局に参加を働きかけるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から効力を発生する。

* (「道路情報の提供に関する覚書」は省略)

計画参考 43 大規模地震災害時における地域応援に関する協定（市対16事業所）

名古屋市（以下「甲」という。）と〔別記16事業所〕（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害時における地域応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名古屋市域において大規模地震に伴う災害が発生した場合に、甲が実施する応急対策活動に名古屋市内に消防車を有する乙の事業所が協力（以下「地域応援」という。）するときの当該応援に係る手続き、範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 地域応援の内容は次のとおりとする。

(1) 事業所の敷地外へ出勤して行う応援活動（以下「事業所外応援」という。）

ア 火災の消火、延焼防止

イ 負傷者の救出、救護

(2) 事業所の敷地内で行う応援活動（以下「事業所内応援」という。）

ア 救出・救護資器材の貸出

イ 負傷者の一時的な救護

ウ その他避難者への一時的な応援

（応援の実施）

第3条 事業所外応援は、甲の要請に基づきこれを行うものとし、事業所内応援は、乙の判断でこれを行うものとする。

2 地域応援は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害するものであってはならない。

（応援活動の指揮）

第4条 乙は事業所外応援を実施するときは、甲の指揮により活動するものとする。

（第三者加害）

第5条 乙が行う事業所外応援に関して第三者と甲又は乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

（資器材の準備）

第6条 乙は地域応援に必要な資器材の充実に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 事業所外応援に要した経費については、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

(1) 活動時に使用した消耗品費

(2) 車両、機械器具類の燃料費及び破損した器具の修理費

（損害補償）

第8条 事業所外応援により乙の従業員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償については、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例第10号）によるものとする。

(訓練等)

第9条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

(運用)

第11条 この協定の実施に係る細目的事項については、付属書によるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は平成10年1月17日から平成12年1月16日までの2年間とする。ただし、有効期限の満了する2か月前までに甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き2年間、自動的に有効期間を延長し、以後同様とする。

この協定を証するため、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年1月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市代表者
名古屋市長 松原武久

乙 [別記16事業所 代表者名]

別記

番号	所在地	事業所名	締結代表者	協定締結年月日
1	東区矢田南五丁目1番14号	三菱電機(株)名古屋製作所	所長	平成10年1月14日
2	西区則武新町三丁目1番36号	(株)ノリタケカンパニーリミテド	代表取締役社長	平成10年1月14日
3	瑞穂区須田町2番56号	日本ガイシ(株)	代表取締役社長	平成10年1月12日
4	熱田区南一番町1番10号	愛知機械工業(株)(熱田工場)	取締役社長	平成10年1月14日
5	港区野跡五丁目4番16号	”(永徳工場)	取締役社長	平成10年1月14日
6	熱田区千年一丁目2番70号	愛知時計電機(株)	代表取締役社長	平成10年1月13日
7	港区千年三丁目1番12号	住友軽金属工業(株)名古屋製造所	代表取締役専務 執行役員 所長	平成10年1月12日
8	港区竜宮町10番地	大同特殊鋼(株)築地テクノセンター	築地テクノ センター長	平成10年1月14日
9	港区大江町10番地	三菱重工業(株) 名古屋航空宇宙システム製作所	取締役所長	平成10年1月12日
10	港区昭和町17番地の23	東亜合成(株)名古屋工場	執行役員 工場長	平成10年1月14日
11	港区大江町9番地の1	東レ(株)名古屋事業場	事業場長	平成10年1月16日
12	南区大同町二丁目30番地	大同特殊鋼(株)星崎工場	工場長	平成10年1月12日
13	南区丹後通二丁目1番地	三井化学(株)名古屋工場	工場長	平成10年1月12日
14	南区滝春町9番地	大同マシナリー(株)	代表取締役社長	平成14年9月13日
15	緑区鳴海町字伝治山3番地	鳴海製陶(株)	代表取締役社長	平成10年1月13日
16	緑区鳴海町字柳長80番地	日本車輛製造(株)鳴海製作所	鳴海製作所長	平成10年1月13日

計画参考 44 災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋タクシー協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震又は風水害が発生した場合（以下「災害時」という。）における情報収集について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、乙がタクシー無線により収集した被害情報等（以下「被害情報等」という。）を甲に対して提供することにより、甲が行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、災害時に、甲又は乙が甲の市域内において人的被害又は家屋の損壊等に関する被害の発生を確認した場合に適用するものとする。

（被害情報等の提供の要請）

第3条 甲は、災害時に応急対策活動を迅速に実施するうえで必要があると認めるときは、乙に対して被害情報等の提供を要請するものとする。

（被害情報等の提供）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請又は乙の自主的判断に基づき、被害情報等を甲に対して提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 被害情報等の提供に係る経費は、甲、乙の業務範囲に応じ、それぞれが負担するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施について必要な事項は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成21年9月11日から効力を生じる。
- 2 この協定の発効と同時に、平成9年10月7日に締結した災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）は失効する。
- 3 この協定の締結の証として、正本2通を作成し、甲、乙記名押印し、双方各1通を保管する。

平成21年9月11日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋タクシー協会

代表者 会長 森 博 一

計画参考 45 災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づき、災害時において甲及び乙が行う災害応急対策又は災害復旧対策としての一般ボランティア受入れ活動に係る協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること
- (2) 「市災害ボランティアセンター」の運営協力に関すること
- (3) その他甲が行う活動への協力

（協力要請）

第3条 甲がこの協定に基づき乙へ要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、やむをえない特別の理由がない限り、直ちに必要な活動を開始するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、第2条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するとともに、その後の処理について甲と協議するものとする。

（活動拠点）

第4条 災害時に乙が活動する拠点は、「市災害ボランティアセンター」とする。

2 その他の活動拠点については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、当該名古屋市災害対策本部の廃止後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（活動期間）

第6条 甲の協力要請に基づく乙の当該活動の期間については、甲の指示があるまで続くものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3ヵ月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年3月29日

甲	名古屋市		
	代表者	名古屋市長	松原武久
乙	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会		
	代表者	会長	鈴木匡

計画参考 45-2 災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市〇〇区社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づき、災害時において甲及び乙が行う災害応急対策又は災害復旧対策としての一般ボランティア受入れ活動に係る協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること。
- (2) 「区災害ボランティアセンター」の運営協力に関すること。
- (3) その他の活動に関すること。

（災害ボランティアセンターの開設）

第3条 甲は、災害規模に応じて市・区災害対策本部において、必要な資器材や場所を確保して「区災害ボランティアセンター」を開設する。

（協力要請）

第4条 甲が、この協定に基づき乙へ要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、やむをえない特別の理由がない限り、直ちに必要な活動を開始するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、第2条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するとともに、その後の処理について甲と協議するものとする。

（活動拠点）

第5条 災害時に乙が活動する拠点は、「区災害ボランティアセンター」とする。

2 その他の活動拠点については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、「区災害ボランティアセンター」の閉鎖後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（活動期間）

第7条 甲の協力要請に基づく乙の当該活動の期間については、甲の指示があるまで続くものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

ただし、期限終了の日の3ヶ月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久 ⑩

乙 社会福祉法人名古屋市〇〇区社会福祉協議会

代表者 会長 ○ ○ ○ ○ ⑩

計画参考 45-3 災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書

名古屋市（以下「市」という。）と災害救護系ボランティア団体及びNPO（以下「協力団体」という。）は、名古屋市地域防災計画に基づき市が設置する市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営協力及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力活動）

第1条 災害時に市が協力団体に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること。
- (2) 「名古屋市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）」の運営に関すること。
- (3) その他ボランティア活動に関すること。

（センターの設置）

第2条 市は、災害規模に応じて、市・区災害対策本部において、センターを設置する。

- 2 市は、センターの設置に当たっては、ボランティアと被災者のニーズとの調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を協力団体に要請する。
- 3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

（活動拠点）

第3条 災害時にコーディネーターが活動する拠点は、センターとする。その他の活動拠点については、市、社会福祉協議会及び協力団体との協議のうえ決定するものとする。

（センターの運営）

第4条 市は、センターの運営に当たっては、対等な関係のもとでコーディネーターの自主性・自立性を尊重しなければならない。

- 2 コーディネーターは、社会福祉協議会と連携しセンターの円滑な運営に協力するよう努めるものとする。

（センターの閉鎖）

第5条 コーディネーターは、センターが閉鎖されるときは、当該活動について、市や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

（活動期間）

第6条 市の協力要請に基づく協力団体の当該活動の期間については、市、社会福祉協議会及び協力団体が協議して決定するものとする。

（平常時の協力活動）

第7条 協力団体は、平常時から市の実施する次の施策について協力するものとする。

- (1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等
 - (2) 「防災週間」を中心に開催される「なごや市民総ぐるみ防災訓練」
 - (3) その他、防災に関する啓発活動に関すること
- 2 市と協力団体は防災に関する情報交換の場を設けるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度市と協力団体が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成17年6月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年6月18日

特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗田 暢之

災害ボランティアコーディネーターなごや
代表者 高崎 賢一

防災ボラネット守山
代表者 鷺見 修

名古屋みなと災害ボランティアネットワーク
代表者 高崎 賢一

名古屋みどり災害ボランティアネットワーク
代表者 岡田 雅美

名古屋きた災害ボランティアネットワーク
代表者 新井 明子

天白でいふり
代表者 田中 由幸

名東区災害ボランティアの会
代表者 巾 賢治

名古屋ひがし防災ボランティアネットワーク
代表者 浜辺 文

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久

平成18年2月5日に同内容で締結

名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク
代表者 村松 克己

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久

平成22年3月20日に同内容で締結

災害ボランティアちくさネットワーク
代表者 高松 三千男

なごやにし防災ボランティアの会
代表者 杉山 三枝子

なごや中村災害ボランティアネットワーク
代表者 黒宮 としゑ

なごや防災ボランティアネットワークなか
代表者 小倉 靖生

なごや防災ボランティアネットワーク昭和
代表者 小塚 勝

名古屋みずほ災害ボランティアネットワーク
代表者 渡辺 具仁

あつた災害ボランティアネットワーク
代表者 門田 芳恵

名古屋なかがわ災害ボランティアネットワーク
代表者 下田 豊子

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

計画参考 45-4 災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定

なごや災害ボランティア連絡会（以下「甲」という。）、社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）及び名古屋市（以下「丙」という。）は、災害ボランティア活動用資器材（以下「資器材」という。）の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時におけるボランティアによる応急対策活動を迅速かつ効果的に行うに当たり、資器材の管理について、甲、乙及び丙がそれぞれの役割のもと、協働して行うことによって、被災者の速やかな自立を促し、一日も早い生活再建を支援することを目的とする。

（基本理念）

第2条 資器材の管理は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

(1) 甲、乙及び丙は、互いを尊重しあうとともに、築かれた協力関係を大切にして、協働により取組みを進めること。

(2) 甲、乙及び丙は、管理する資器材が平成12年9月の東海豪雨による災害救援のために丙に寄贈された貴重な財産であるという共通認識のもと、資器材の活用にあたっては市域内のみならず、要請があれば他地域でも活用するなど、積極的に被災者の支援に努めること。

（資器材の保管）

第3条 丙は、資器材が災害時に有効活用できるよう、丙が設置する倉庫で適切に保管するものとする。ただし、資器材の一部について、市域内における分散保管の観点から、乙に属する会員のうち、対応可能な会員（以下「協力会社」という。）が所有する倉庫において無償で保管するものとする。

2 乙及び協力会社は、前項ただし書きの保管にあたっては、誠実にこれを行うものとする。

3 甲は、資器材が災害時に有効活用できるよう、平常時から点検等必要な維持管理を行うものとする。

（資器材の搬出入）

第4条 資器材の搬出入が必要となったときは、甲、乙及び丙が協力して、円滑にこれを行うものとする。

（平常時の連携）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定が効果的に運用されるよう、平常時から連絡調整を密接にし、連携を図るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに、甲、乙及び丙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年6月19日

甲 なごや災害ボランティア連絡会
座長 高崎 賢一

乙 社団法人 名古屋建設業協会
会長 山田 厚志

丙 名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久

計画参考 46 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、名古屋市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における霊柩自動車による輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における霊柩自動車等による遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供について、乙の甲の要請に対する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時における協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い、第2条の業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき第2条の業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は電話で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の業務に使用した遺体の搬送及び搬送に必要な資機材等の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な遺体の搬送等の協力が図れるよう、乙の中部各支部その他乙の組

織の広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に務めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては健康福祉部生活環境班班長(参事・生活衛生)、乙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会愛知県支部長とする。

(職員の同乗等)

第 12 条 甲は、必要に応じ、乙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(通知)

第 13 条 乙は、災害時における円滑な遺体の搬送等の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿(第 3 号様式)を毎年 3 月末までに、甲に提出するものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 か月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 12 年 8 月 23 日

(甲) 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

名古屋市長 松原武久

(乙) 東京都新宿区四谷三丁目 2 番地 トラック会館

社団法人 全国霊柩自動車協会

会長 一柳 鐸

計画参考 46-2 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、名古屋市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺等葬祭用品の供給について、乙が甲の要請により実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる葬祭用品の供給

- ① 内張り棺（8分厚桐張りを基準とし、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- ② 骨壺（瀬戸白4寸を基準とし、箱覆、骨壺箱等を含む。）
- ③ ドライアイス
- ④ 遺体安置用防腐剤その他遺体を安置するために必要な資材

(2) 前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時における協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（緊急要請）

第4条 前条の規定による要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（要請業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する遺体収容所、市立八事斎場等へ、速やかに棺等葬祭用品の供給等を実施する。

（報告）

第6条 乙は、第2条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時において第2条に掲げる業務を円滑に実施するため、乙の組織の広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては名古屋市災害対策本部健康福祉部生活環境班長参事（生活衛生）、乙にあっては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長とする。

(通知)

第12条 乙は、災害時において円滑に業務を実施するため、この協定に協力することができる乙の会員名簿（第3号様式）を毎年3月末日までに甲へ提出するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年6月3日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 松原 武久

乙 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

第二秋山ビル7階

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 山下 宗吉

計画参考 46-3 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、名古屋市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺等葬祭用品の供給について、乙が甲の要請により実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる葬祭用品の供給

- ① 内張り棺（8分厚桐張りを基準とし、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- ② 骨壺（瀬戸白4寸を基準とし、箱覆、骨壺箱等を含む。）
- ③ ドライアイス
- ④ 遺体安置用防腐剤その他遺体を安置するために必要な資材

（2）前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時における協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（緊急要請）

第4条 前条の規定による要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（要請業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する遺体収容所、市立八事斎場等へ、速やかに棺等葬祭用品の供給等を実施する。

（報告）

第6条 乙は、第2条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時において第2条に掲げる業務を円滑に実施するため、乙の組織の広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては名古屋市災害対策本部健康福祉部生活環境班長〔参事（生活衛生）〕、乙にあつては名古屋葬祭業協同組合理事長とする。

(通知)

第12条 乙は、災害時において円滑に業務を実施するため、この協定に協力することができる乙の会員名簿（第3号様式）を毎年3月末日までに甲へ提出するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年6月4日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市長 松原 武久

乙 名古屋市中川区大畑町二丁目5番2号
名古屋葬祭業協同組合
理事長 一柳 鏊

計画参考 46-4 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して移動できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の移動に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力を要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を運営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長	松原武久	豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田紘一	一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡錦也	津島市長	三輪 優
刈谷市長	榎並邦夫	安城市長	神谷 学
蒲郡市長	金原久雄	常滑市長	石橋誠晃
稲沢市長	服部幸道	新城市長	穂積亮次
知多市長	加藤 功	知立市長	本多正幸
田原市長	白井孝市	愛西市長	八木忠男
蟹江町長	横江淳一	飛島村長	久野時男
弥富町長	川瀬輝夫	一色町長	都築 讓
設楽町長	加藤和年	東栄町長	森田昭夫
	知多中部広域事務組合管理者	半田市長	榊原伊三
	愛北広域事務組合管理者	江南市長	堀 元
	衣浦衛生組合管理者	高浜市長	森 貞述
	豊川宝飯衛生組合管理者	豊川市長	中野勝之
	知多南部衛生組合管理者	南知多町長	森下利久
	豊田三好事務組合管理者	豊田市長	鈴木公平
	尾張東部火葬場管理組合管理者	春日井市長	鶴飼一郎

知北平和公園組合管理者 東海市長 鈴木淳雄
 西尾幡豆広域連合長 西尾市長 中村晃毅

立会人 愛知県健康福祉部長 今井秀明

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、 稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥 富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知 北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一 色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広 域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設 楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

計画参考 47 大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と財団法人名古屋国際センター（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害等による外国人住民の被害を軽減するための通常時及び災害発生時の役割について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づく外国人支援の一環として、甲及び乙が果たすべき役割について、必要な事項を定める。

（甲の役割）

第2条 甲は、通常時においては、災害発生時の外国人支援制度の整備に努めるなど外国人住民支援についての総合調整を行うこととし、必要な都度、乙にその情報を提供することとする。

2 甲は、災害発生時においては、甲が設置する災害対策本部の発表する情報を逐一、乙に提供することとし、必要な指示を乙に対し行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、大規模地震発生時等に外国人住民への支援が円滑に行えるよう、行動計画を策定することとする。

2 乙は、前項の計画の管理を行い、通常時においては、甲の指示及びこの計画に基づき、外国人住民向け広報・啓発等を実施するなど、災害発生時に備え必要な取り組みを行うこととする。

3 乙は、災害発生時においては、災害にかかる情報の収集に努めるとともに、第1項に定める計画及び甲の指示に基づき、外国人震災救援センターを設置し、他の業務に優先して、外国人住民への情報提供等必要な業務を行うこととする。

（経費負担）

第4条 前条において、乙の通常時及び災害発生時の活動に伴い発生する費用は、原則として甲の負担とする。

（共通事項）

第5条 第2条及び第3条の規定に関わらず、災害発生時において、緊密な連絡調整が困難である場合は、甲乙各々が外国人住民の被害軽減のために、相互補完的に活動することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（附則）

1 この協定書の有効期間は平成21年3月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 21 年 3 月 1 日

(甲) 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久

(乙) 財団法人名古屋国際センター

代表者 理事長 鈴木 勝久

計画参考 48 水防法（昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号）

改正 昭和 27 年 7 月 31 日法律第 258 号、29 年 6 月 1 日第 140 号、8 日第 163 号、30 年 7 月 11 日第 61 号、31 年 6 月 11 日第 141 号、32 年 5 月 16 日第 105 号、33 年 3 月 15 日第 8 号、35 年 6 月 30 日第 113 号、47 年 6 月 23 日第 94 号、57 年 7 月 16 日第 66 号、59 年 12 月 25 日第 87 号、60 年 6 月 21 日第 69 号、平成 6 年 6 月 29 日第 49 号、7 年 4 月 21 日第 69 号、11 年 7 月 16 日第 87 号、12 月 22 日第 160 号、13 年 6 月 13 日第 46 号、17 年 5 月 2 日第 37 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 水防組織（第 3 条―第 8 条）
- 第 3 章 水防活動（第 9 条―第 31 条）
- 第 4 章 指定水防管理団体の組織及び活動（第 32 条―第 35 条）
- 第 5 章 水防協力団体（第 36 条―第 40 条）
- 第 6 章 費用の負担及び補助（第 41 条―第 44 条）
- 第 7 章 雑則（第 45 条―第 51 条）
- 第 8 章 罰則（第 52 条―第 54 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門こうもんの操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水

防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法(明治41年法律第50号)第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して

定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第 3 条の 6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第 4 条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第 5 条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第 6 条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第 6 条の 2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第 6 条の 3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第 7 条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第 1 項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 14 条第 1 項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

3 二以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都府

県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 4 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第 12 条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第 10 条第 3 項若しくは前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第 13 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項に規定する指定区間外の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第 5 条第 1 項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（浸水想定区域）

第 14 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第 11 条第 1 項又は前条第 2 項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）

第 15 条 市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設

置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第1項中「市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前2項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した

ものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第 24 条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第 25 条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第 26 条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第 29 条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第 31 条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

第 4 章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第 32 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計

画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

（水防協議会）

第33条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第34条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

（水防訓練）

第35条 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

第5章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第36条 水防管理者は、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

- 二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 水防に関する調査研究を行うこと。
- 四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第 38 条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第 1 号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第 39 条 水防管理者は、第 37 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第 37 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第 40 条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第 6 章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第 41 条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第 42 条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第 43 条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(費用の補助)

第 44 条 都道府県は、第 41 条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体

に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 左の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第20条第2項の規定に違反した者
- 三 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（事項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則（昭和27年7月31日法律第258号）抄

- 1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。

附 則（昭和29年6月1日法律第140号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年6月8日法律第163号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第53条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和29年法律第162号。同法附則第1項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

（警察法の施行の日＝昭和29年7月1日）

附 則（昭和30年7月11日法律第61号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 141 号）抄

1 この法律は、昭和 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 105 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 3 月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（昭和 32 年政令第 253 号で昭和 32 年 8 月 10 日から施行）

附 則（昭和 33 年 3 月 15 日法律第 8 号）

この法律は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和 33 年政令第 95 号で昭和 33 年 5 月 1 日から施行）

附 則（昭和 35 年 6 月 30 日法律第 113 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

（経過規定）

第 3 条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和 47 年 6 月 23 日法律第 94 号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 7 月 16 日法律第 66 号）

この法律は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 87 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 21 日法律第 69 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 48 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 12 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

（第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日＝平成 7 年 6 月 15 日）

附 則（平成 7 年 4 月 21 日法律第 69 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条中地方公務員災害補償法目次、第 3 条第 1 項、第 3 章の章名、第 33 条第 1 項、第 47 条、第 48 条及び第 72 条から第 74 条までの改正規定、第 2 条及び第 3 条の規定並びに第 4 条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第 9 条の 3 及び第 24 条第 2 項の改正規定並びに次条及び附則第 3 条の規定 平成 7 年 8 月 1 日

第 3 条 この法律の施行（附則第 1 条第 1 号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条中地方自治法第 250 条の次に 5 条、節名並びに 2 款及び款名を加える改正規定（同法第 250 条の 9 第 1 項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第 40 条中自然公園法附則第 9 項及び第 10 項の改正規定（同法附則第 10 項に係る部分に限る。）、第 244 条の規定（農業改良助長法第 14 条の 3 の改正規定に係る部分を除く。）並びに第 472 条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第 17 条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 59 条ただし書、第 60 条第 4 項及び第 5 項、第 73 条、第 77 条、第 157 条第 4 項から第 6 項まで、第 160 条、第 163 条、第 164 条並びに第 202 条の規定 公布の日（国等の事務）

第 159 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 161 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（処分、申請等に関する経過措置）

第 160 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされてい

ないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第 163 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第 250 条 新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第 1 に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 法律 160）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第 1301 条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第 1303 条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 1344 条 第 71 条から第 76 条まで及び第 1301 条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 995 条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布の日

附 則（平成 13 年 6 月 13 日法律第 46 号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 2 日法律第 37 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 1 条のうち水防法第 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成 17 年政令第 194 号で平成 17 年 7 月 1 日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 この法律の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第 10 条第 2 項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項に規定する指定区間外の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第 10 条の 6 第 1 項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第 10 条の 2 第 1 項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第 5 条第 1 項に規定する二級河川で旧法第 10 条の 6 第 1 項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第 1 条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定し

た河川又は同条第2項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第3条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

計画参考 49 堀川口防潮水門操作要綱

改正 昭和 39 年 9 月 4 日 昭和 47 年 3 月 15 日 昭和 58 年 7 月 1 日 昭和 62 年 4 月 1 日 平成 3 年 4

月 1 日 平成 3 年 6 月 1 日 平成 8 年 4 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日 平成 24 年 3 月 1 日

堀川口防潮水門操作要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高潮、異常潮位及び津波の各発生時並びにそれらの発生のおそれがある場合の堀川口防潮水門（以下「水門」という。）及び水門附属ポンプ施設（以下「ポンプ」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(水門閉鎖の事由)

第 2 条 水門は、次に掲げる場合に閉鎖するものとする。

- (1) 名古屋港の潮位が NP+3.0m を超えるおそれがあるとき。
- (2) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波警報（伊勢・三河湾津波又は伊勢・三河湾大津波）が発表されたとき。

(水門閉鎖の決定等)

第 3 条 名古屋港管理組合管理者（以下「管理者」という。）は、前条第 1 号の事由が生じた場合は、水門閉鎖の可能性の決定及び水門閉鎖の決定を行うものとする。

- 2 水門閉鎖の可能性の決定は、できる限り水門閉鎖準備及び閉鎖告知を行うことが可能な範囲で行うものとする。
- 3 前条第 2 号の事由が生じた場合は、直ちに水門の閉鎖を行うものとする。

(水門閉鎖命令等)

第 4 条 管理者は、水門閉鎖の決定を行った場合には、直ちに建設部長に水門閉鎖開始の時期を告げ、閉鎖を命ずるものとする。

- 2 水門閉鎖開始の時期は、気象状況等を注視し、内水位が NP+3.0m を超えないよう留意するものとする。
- 3 管理者は、水門閉鎖後に強い降雨が予測される場合は、水門閉鎖開始の時期にかかわらず、できる限り NP+1.5m で閉鎖を命ずるものとする。

(水門閉鎖の通報)

第 5 条 管理者は、水門閉鎖の可能性の決定又は水門閉鎖の決定を行った場合は、直ちに名古屋海上保安部長及び名古屋市長並びに水門通航利用者にその旨及び閉鎖作業開始の予定時刻を通報するものとする。ただし、名古屋市災害対策本部等が設置された場合においては、名古屋市災害対策本部長等への通報をもって名古屋市長への通報に代えるものとする。

- 2 第 2 条第 2 号の事由により水門閉鎖を行う場合の通報については、前項の例により行うものとする。

(非常配備等の基準)

第 6 条 第 2 条に規定する事由により水門閉鎖を行う必要がある場合における非常配備等の基準は、別表のとおりとする。

- 2 非常配備要員が参集するまでの間は、当直者により防災活動を行うものとする。

(水門閉鎖作業)

第 7 条 建設部施設事務所運河河川管理センター所長（以下「管理センター所長」という。）は、建設部施設事務所所長（以下「施設事務所所長」という。）を経て建設部長より閉鎖命令のあったときは、直ち

に潮位の動向に留意し、命令時刻又はそれ以後、速やかに閉鎖するものとする。

- 2 水門の閉鎖は、通常、通航水門、排水水門の順に行い、降雨等の状況によってはポンプの運転に移るものとする。ただし、ポンプの運転は、必要ある場合には前記順序にかかわらず行うものとする。
- 3 管理センター所長は、水門閉鎖中は30分ごとに内外水位を記録するものとする。
- 4 水門閉鎖中に内水位が外水位を上回るときは、次条第1項及び第2項の規定にかかわらず、通航水門の破損防止のために水門を開放するものとする。
- 5 前3項の規定は、第2条第2号の事由により水門の閉鎖を行う場合について準用する。この場合において、第3項中「30分ごとに」とあるのは「状況に応じて」と読み替えるものとする。

(水門開放作業)

第8条 管理者は、水門閉鎖の必要がないと判断した場合、建設部長に水門開放を指示するものとする。

- 2 管理センター所長は、施設事務所長を経て建設部長より開放指示があり、かつ、防潮水門内外水位が同水位になった場合には、速やかに水門を開放するものとする。
- 3 水門の開放の順は、通常、排水水門を開放し、その流水傾向を確認の上、通航水門を開放し、ポンプの運転を行っている場合は、その運転を停止するものとする。

(作業完了の報告)

第9条 管理センター所長は、前2条に規定する作業がそれぞれ完了した都度、施設事務所長を経て、建設部長より管理者に報告するものとする。

(水門通航可能の通報)

第10条 管理者は、水門通航可能となった場合には、その旨及び水門開放作業完了の時刻を第5条第1項の例により通報するものとする。

(雑則)

第11条 名古屋港管理組合防災計画（昭和38年制定）に規定する災害対策本部が設置された場合におけるこの要綱の適用については、この要綱中「管理者」とあるのは「本部員会議」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

堀川水門担当非常配備等の基準

1 非常配備の基準

種類	配備時期	要員	活動要領
第一非常配備	地震発生により次の潮位状況となるとき。 (1) 伊勢・三河湾に気象業務法に基づく津波注意報(以下「津波注意報」という。)が発表され、津波到達予想時刻に推算潮位に津波の高さを加えてNP+2.5mをこえるとき。 (2) 伊勢・三河湾が津波注意報の指定外であっても、推算潮位がNP+2.5m以上で危険性があると判断したとき。	計4名 1 総括 管理センター所長 2 監視及び連絡 担当係長(堀川水門担当) 3 各施設運転前準備、気象情報収集、活動記録、連絡及び監視並びに非常配備変更に伴う引継ぎ 2名	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡及び活動記録並びに非常配備変更に伴う引継ぎ
第二非常配備	1 地震発生により伊勢・三河湾に津波注意報が発表され、津波到達予想時刻に推算潮位がNP+2.5mを超えるとき。 2 名古屋港管理組合防災計画実施要綱(平成8年訓第1号)第17条の防災連絡調整会議より堀川水門担当要員の待機命令があったとき。 3 第一非常配備をとり、必要があると判断したとき。 4 気象庁が異常潮位に関する情報を発表し、NP+2.9mを超える2時間前の時点において必要があると判断したとき。 5 突発的な異常潮位により、NP+2.9mを超える可能性があるとき、	計9名 1 総括 管理センター所長 2 情報収集、監理・連絡及び操作指示担当係長(堀川水門担当) 3 気象情報収集、活動記録、連絡、利用者へのFAX送付、監視、各施設操作並びに運転前確認、操作及び操作確認 7名	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡、活動記録並びに防潮水門、排水水門及び排水ポンプの操作及び監視

注 ポンプは、降雨状況や上流部水位の状況等を確認し、1号機から3号機を適宜運転する。

2 津波警報が発表され、第二非常配備体制が整うまでの間における初動体制の基準

種類	配備時期	要員	活動要領
初動体制	気象業務法に基づく津波警報(伊勢・三河湾津波又は伊勢・三河湾大津波)が発表されたとき。	計5名 1 地震後の施設点検、気象情報収集、活動記録、連絡、利用者へのFAX送付、監視、各施設操作並びに運転前確認及び操作確認 2名 2 地震後の施設点検、利用者へのFAX送付、監視、各施設操作並びに運転前確認及び操作 3名	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡、活動記録並びに防潮水門、排水水門及び排水ポンプの操作及び監視

計画参考 50 名古屋市防災行政用無線管理運営規程（昭和 60 年 6 月 15 日 達第 42 号）

改正 昭和 61 年第 29 号、同 62 年第 36 号、平成 5 年第 13 号、同 6 年第 1 号、同 9 年第 2 号、
同 14 年第 26 号、同 16 年第 12 号、同 22 年第 5 号、同 23 年第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 運用（第 10 条—第 20 条）
- 第 3 章 管理（第 21 条—第 25 条）
- 第 4 章 雑則（第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、防災事務及び一般行政事務に係る無線通信（以下「通信」という。）の円滑な運営を確保するため、本市に設置する防災行政用無線（以下「防災行政用無線」という。）の管理、運営等につき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無線設備 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 4 号に規定する電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局（無線局の無線設備から延長して設けられた通話設備及びこれを操作する者の総体を含む。）をいう。
- (3) 統制 円滑な通信を確保するため、通信の制限又は指定を行うことをいう。
- (4) 統制局 次条各号に規定する通信の系統に係る統制を行うための無線設備（以下「統制台」という。）及びこれを操作する者の総体をいう。

（平成 9 年第 2 号、平成 16 年第 12 号、平成 22 年第 5 号）

（通信の系統）

第 3 条 防災行政用無線の送受信の業務（以下「無線通信業務」という。）を行うため、本市に次の各号に掲げる通信系統を設ける。

- (1) 多重固定系 固定局（電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する無線局をいう。）相互間で多重通信により無線通信業務を行う通信の系統をいう。
- (2) 同報系 固定局相互間で 54 メガヘルツを超え 70 メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信により無線通信業務を行う通信の系統をいう。
- (3) デジタル移動系 基地局（施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する無線局をいう。）と移動局（施行規則第 4 条第 1 項第 12 号に規定する無線局をいう。以下同じ。）との間又は移動局相互間で市町村デジタル移動通信系により無線通信業務を行う通信の系統をいう。

（平成 9 年第 2 号、平成 16 年第 12 号、平成 22 年第 5 号、平成 23 年第 3 号）

（無線局の設置）

第 4 条 前条各号に規定する通信の系統に属する無線局を設置する組織並びに無線局の呼出名称及び無線設備の種別は、別に定める。

（平成 9 年第 2 号、平成 16 年第 12 号、平成 22 年第 5 号）

(統制局の設置)

第5条 統制局は、消防局防災部情報指令課に設置する。

(平成9年第2号、平成14年第26号)

(統制管理者及び副統制管理者)

第6条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

2 統制管理者は消防長を、副統制管理者は消防局防災・危機管理監をもって充てる。

3 統制管理者は、第3条各号に規定する通信の系統に係る無線通信業務全般を総括する。

4 副統制管理者は、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成9年第2号、平成14年第26号、平成16年第12号、平成22年第5号)

第7条 削除

(平成9年第2号)

(無線管理者)

第8条 無線局の無線通信業務を掌理するため、無線管理者を置く。

2 無線管理者は、第4条の規定により無線局が置かれた組織の長をもって充てる。

(平成16年第12号、平成22年第5号)

(無線担当者)

第9条 無線局に無線担当者を置く。

2 無線担当者は、当該無線局の無線管理者が当該無線局が置かれた組織に所属する職員のうちから指名する。

3 無線担当者は、当該無線局の無線管理者の命を受けて、当該無線局の運用の管理、通信の操作及び無線設備の維持管理を行う。

(平成9年第2号)

第2章 運用

(無線局の義務)

第10条 無線局は、電波法その他の法令を遵守するとともに、統制局の指示に従い、かつ、通信の独占を排して相互に協調し合わなければならない。

(平成9年第2号)

(通信の原則)

第11条 通信を行うときは、適正かつ簡潔に行うとともに、略語は、電波法その他の法令に規定するものを使用するものとする。

(平成9年第2号)

(運用時間)

第12条 無線局の運用時間は、原則として、市役所の開庁時間による。

(無線局の開局)

第13条 無線局は、次の各号に掲げる場合においては、必ず開局しなければならない。

(1) 本市災害対策本部が設置されたとき。

(2) 有線通信機能が不能となり、又は不能となるおそれがあるとき。

(3) 統制局が指示したとき。

(平成9年第2号)

(通信の種類)

第14条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通通信 平常時に行政事務用に行う通信をいう。
- (2) 災害通信 非常災害若しくは緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、普通通信の全部又は一部を制限して行う通信をいう。
- (3) 非常通信 電波法第52条第4号に規定する通信で他人から依頼されたものをいう。
- (4) 試験通信 通信の状態又は無線設備の作動状態を試験するため、任意の相手方と感度又は明瞭度の照会を行う通信をいう。

(通信の順位)

第15条 通信の順位は、前条第2号に規定する災害通信及び同条第3号に規定する非常通信を第1順位とし、その他の通信を第2順位とする。

- 2 同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先しなければならない。

(通信統制)

第16条 統制管理者は、非常災害若しくは緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他特に必要があると認めるときは、通信の統制を行うことができる。

(平成9年第2号)

(統制時の通信)

第17条 統制時の通信は、すべて統制台を経由して行わなければならない。

(平成9年第2号)

(統制時の措置等)

第18条 統制管理者は、統制を行う場合においては、あらかじめ、統制の理由、統制の開始及び解除の時刻その他の事項を統制しようとする無線局の無線管理者に通知しなければならない。

(平成9年第2号)

(通信訓練)

第19条 統制管理者は、防災行政用無線の円滑な運営を確保するため、毎年1回以上通信訓練を実施するものとする。

(平成9年第2号)

(研修)

第20条 統制管理者は、無線担当者その他の者に対して電波法その他の関係法令及び無線設備の取扱い等について必要な研修を実施するものとする。

(平成9年第2号)

第3章 管理

(備付け書類)

第21条 無線局は、施行規則第38条に規定する書類のほか、統制管理者が定める書類を備え付けておかななければならない。

- 2 無線管理者は、前項の規定により備え付けられた書類を適正に管理し、保存しなければならない。

(平成22年第5号)

第22条 削除

(報告)

第 23 条 無線管理者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、統制管理者に報告しなければならない。

- (1) 非常通信を行ったとき。
- (2) 無線設備に異常を認めたとき。
- (3) その他統制管理者が特に必要があると認めたとき。

(平成 9 年第 2 号)

第 24 条 削除

(平成 9 年第 2 号)

(無線設備の保守点検)

第 25 条 統制管理者は、すべての無線局の無線設備について、保守点検を毎年 1 回以上実施しなければならない。

(平成 23 年第 3 号)

第 4 章 雑則

(委任)

第 26 条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の規定は、全市移動系に係る電波法第 12 条の規定による免許の付与があった日から施行する。

(免許の付与の日＝昭和 61 年 3 月 28 日)

附 則 (昭和 61 年 4 月 1 日達第 29 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 12 月 5 日達第 36 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 1 日達第 13 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 25 日達第 1 号)

この達は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 25 日達第 2 号)

この達は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日達第 26 号)

この達は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 30 日達第 12 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 30 日達第 5 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 30 日達第 3 号)

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は発布の日から施行する。

第1 趣旨

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条第1項、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第28条第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第155条第1項の規定により、都道府県公安委員会は人員や救援物資の輸送等の応急対策を円滑に図るために、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第24条の規定により、強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合においても同様の規制を行うことができるとされている。

この場合、災対法第76条第1項、原災法第28条第2項、国民保護法第155条第1項及び大震法第24条に規定する緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることとなる。

したがって、この要領は、災対法、原災法、国民保護法及び大震法並びに災害対策基本法施行令第33条第1項、原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条及び大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき緊急通行車両等として使用する車両の確認手続等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前届出

緊急通行車両等の事前届出は、発災後の緊急通行車両等の届出、確認の手続き事務を省力化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を確保するため、市が所有する車両のうち、災害応急対策に必要な車両を、あらかじめ愛知県公安委員会に届出を行うもの。

1 対象車両

(1) 緊急通行車両（災対法に基づくもの）

市所有の車両で、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両

(2) 緊急輸送車両（大震法に基づくもの）

市所有の車両で、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画のある車両

2 事前届出の手続き

- (1) 申請者は各局・室防災主管課長、区長又は公所長とし、各局・室が所有あるいは使用する車両（公所にある車両を除く。）にあつては消防局防災部防災室が一括して愛知県警察本部交通部交通規制課（以下「県警交通規制課」という。）に申請することとし、各区役所・公所が所有あるいは使用する車両にあつては各区役所・公所が管轄する警察署に申請する。

計画参考 51 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (2/8)

- (2) 各局・室・区・公所は、緊急通行車両等事前届出書一覧表（以下「事前届出書一覧表」という。）及び緊急通行車両等事前届出書（以下「事前届出書」という。）を各2部作成し、各局・室にあつては消防局防災部防災室に提出する。
- (3) 事前届出書には、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しを添付する。
- (4) 県警交通規制課又は各警察署から交付される緊急通行車両等事前届出済証（以下「事前届出済証」という。）は消防局防災部防災室、各区役所・公所においてそれぞれ受領し、厳重に保管するとともに、複写したものを各車両に備え付ける。

3 通行規制時の確認申請

総括部、各区本部及び各公所においては、申請先である県警交通規制課又は各警察署にそれぞれ事前届出済証（写）の提示を行い、確認を受けた後、緊急通行車両確認証明書又は緊急輸送車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）並びに標章を受領し、総括部にあつては、確認証明書及び標章を各部に配布する。

第3 発生時届出

緊急通行車両等の発生時届出は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合並びに警戒宣言が発せられた場合において、都道府県公安委員会が車両の通行規制を行ったときに、事前届出がされている車両の他、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）により申請を行うもの。

1 対象車両

- (1) 緊急通行車両（災対法、原災法、国民保護法に基づくもの）
市所有の車両及び市が他の団体等から調達する車両で、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を実施するために使用する車両
- (2) 緊急輸送車両（大震法に基づくもの）
市所有の車両及び市が他の団体等から調達する車両で、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う車両

2 申請手続

- (1) 第2・2(1)と同様とする。ただし協定車両にあつては別途、総括部と調整することとし、協定車両を除いた市所有以外の車両にあつては、経理部調達班が総括部を通じて申請手続きを行う。
- (2) 確認申請書には、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しを添付する。ただし、市所有以外の車両にあつては、運送協定書等（写）を併せて添付する。
- (3) 県警交通規制課から交付される確認証明書及び標章についての取り扱いは、第2・3と同様とする。

第4 書式

- 1 緊急通行車両等事前届出書一覧表（様式第1）
- 2 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証（様式第2）
- 3 標章

計画参考 51 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (3/8)

- 4 緊急通行車両等確認申請書（様式第3）
- 5 緊急通行車両等届出書（様式第4）

第5 その他

- 1 各区役所・公所は、事前届出済証の交付を受けた場合には、事前届出書一覧表（写）を消防局防災部防災室に提出するものとする。また、事前届出済証を返納した場合には、その旨消防局防災部防災室に連絡するものとする。
- 2 緊急通行車両等を運行する場合には、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を提示し確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 3 事前届出済証の内容に変更が生じた場合には、第2・2に準じ改めて申請手続を行うものとする。また、事前届出済証の交付を受けた車両が、廃車等により緊急通行車両等に該当しなくなった場合には、速やかに交付を受けた県警交通規制課又は各警察署に事前届出済証を返納するものとする。
- 4 名古屋市以外の地域において、都道府県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときに、応援出動に使用する車両についての確認手続は、本要領に従い、県警交通規制課又は各警察署に対し行うものとする。

様式第2

地震防災 災害 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出書 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電 話) 氏 名 印	地震防災 災害 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号 車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名)	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策 特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済 証を最寄りの警察本部、警察署、警察署、交通検問所等に提出して所要の 手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、 汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部經由) に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
住 所 () 局 番 氏 名	(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容 を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署 等に提出してください。

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

計画参考 51 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (6/8)

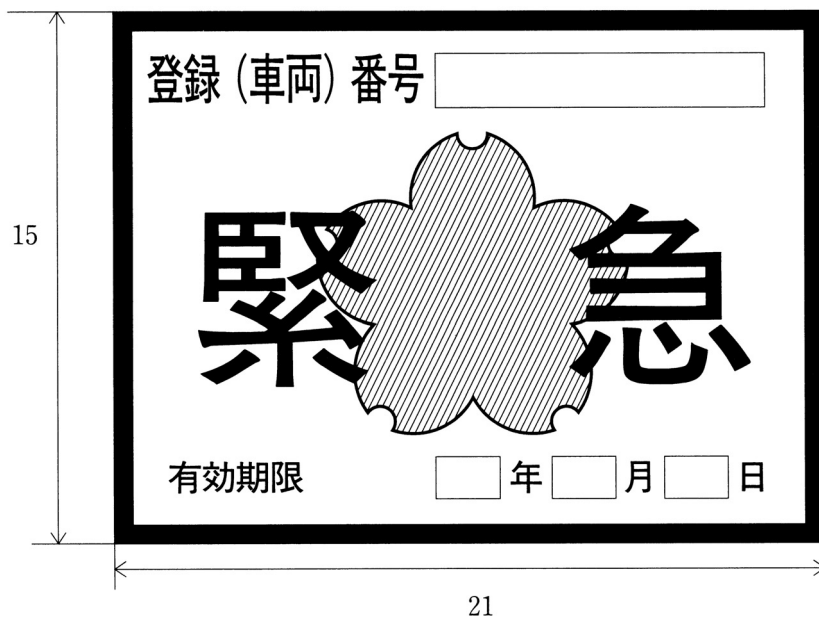
様式第3

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
愛 知 県 知 事			印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時から 時まで
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

計画参考 51 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (7/8)

標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色〔登録 (車両) 番号〕「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

計画参考 51 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (8/8)

様式第 4

年 月 日											
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両等届出書</h2> <p style="margin: 10px 0;">愛 知 県 知 事 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">届出者住所</p> <p style="margin: 10px 0;">(電話)</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名 印</p>											
番号標に表示 されている番号											
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあつては、 輸送人員又は品名）											
使用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">電話 ()</td> <td style="padding: 5px;">局 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住 所	電話 ()	局 番	氏 名						
住 所	電話 ()	局 番									
氏 名											
通 行 日 時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">午前・午後</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">時から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: right;">時まで</td> </tr> </table>	年	月	日	午前・午後	時から	年	月	日	午前・午後	時まで
年	月	日	午前・午後	時から							
年	月	日	午前・午後	時まで							
通 行 経 路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地								
出 発 地	目 的 地										
備 考											

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

計画参考 52 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
東 海 財 務 局	総 務 課	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3-1	951-1772
東 海 農 政 局	企 画 調 査 室	〒460-8516 " " " 一丁目2-2	223-4610(直) 212-3702 (災害時優先)
中 部 経 済 産 業 局	総 務 企 画 部 総 務 課 総 括 係	〒460-8510 " " " 二丁目5-2	951-2683
中部近畿産業保安監督部	管 理 課 総 括 係	〒460-8510 " " " 二丁目5-2	951-9803
中 部 運 輸 局	総 務 部 総 務 課 安全防災・危機管理係	〒460-8528 " " " 二丁目2-1	952-8049
名古屋地方气象台	防 災 業 務 課	〒464-0039 " 千種区日和町2-18	751-5124
名古屋海上保安部	警備救難課海上防災係	〒455-0032 " 港区入船二丁目3-12 名古屋港湾合同庁舎別館	661-1615
東海総合通信局	総 務 課 文 書 係	〒461-8795 " 東区白壁一丁目15-1 名古屋合同庁舎第三号館	971-9210
中部地方整備局	企 画 部 防 災 課	〒460-8514 " 中区三の丸二丁目5-1 名古屋合同庁舎第二号館	953-8127
愛 知 労 働 局	総 務 部 企 画 室	〒460-8507 " " " "	972-0252

(2) 自衛隊及び警察本部

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 第 3 5 普 通 科 連 隊	第 3 科	〒463-0067 名古屋市守山区守山三丁目 12-1	791-2191 昼 (内 4831、 4821) 夜 (内 4509)
愛 知 県 警 察 本 部	名 古 屋 市 警 察 部 企 画 調 整 課	〒460-8502 " 中 区 三 の 丸 二 丁 目 1-1	951-1611

(3) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
郵 便 事 業 株 式 会 社 東 海 支 社	総 務 部 総 括 係	〒469-8797 名古屋市中区丸の内三丁目 2-5	963-6621
郵 便 局 株 式 会 社 東 海 支 社	企 画 部 総 務 担 当	"	963-6202
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	東 海 鉄 道 事 業 本 部 管 理 部 総 務 課	〒453-0002 " 中 村 区 名 駅 一 丁 目 3-4	564-2396
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 東 海 支 社	総 務 課	〒492-8143 稲 沢 市 駅 前 一 丁 目 9-3	0587-24-3709
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 名 古 屋 支 店	設 備 部 災 害 対 策 室	〒460-8319 名 古 屋 市 中 区 大 須 4-9-60	(052)291-2802
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	事 業 推 進 課	〒461-8561 " 東 区 白 壁 一 丁 目 50	971-1591
日 本 放 送 協 会 名 古 屋 放 送 局	報 道 部	〒461-0005 " " 東 桜 一 丁 目 13-3	952-7231
中 部 電 力 株 式 会 社 名 古 屋 支 店	総 務 部 総 務 ・ 広 報 グ ル ー プ	〒460-8310 " 中 区 千 代 田 二 丁 目 12-14	243-9100
東 邦 ガ ス 株 式 会 社	総 務 部 総 務 グ ル ー プ	〒456-8511 " 熱 田 区 桜 田 町 19-18	872-9325

(4) 指定地方公共機関その他

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
名古屋港管理組合	総務部危機管理室	〒455-0033 名古屋市港区港町1-11	654-7818
名古屋鉄道株式会社	鉄道事業部企画管理部 管 理 課	〒450-8501 " 中村区名駅一丁目2-4	588-0868
近畿日本鉄道株式会社	名古屋輸送統括部 運 輸 部 運 行 課	〒514-0074 三重県四日市市鶴の森一丁目16-11	059-354-7021
(社)愛知県トラック協会	総 務 部 企 画 課	〒467-0856 名古屋市瑞穂区新開町12-6	871-1921
名古屋高速道路公社	総 務 部 総 務 課 工 務 部 工 務 課	〒460-0002 " 中区丸の内二丁目1-36	223-3513 223-3279
中部日本放送株式会社	報 道 部	〒460-0007 " " 新栄一丁目2-8	241-1813
東海ラジオ放送 株 式 会 社	報 道 部	〒461-0005 " 東区東桜一丁目14-27	951-2525
東海テレビ放送 株 式 会 社	報 道 部	〒461-0005 " " " "	954-1174
名古屋テレビ放送 株 式 会 社	ニュース情報センター	〒460-8311 " 中区橋二丁目10-1	331-8111(代) 322-7135(直)
中京テレビ放送 株 式 会 社	報 道 部	〒466-0811 " 昭和区高峰町154	832-3311(代) 832-2216(直)
テレビ愛知株式会社	報 道 部	〒460-8325 " 中区大須二丁目4-8	201-9268
株式会社エフエム愛知	編 成 制 作 部	〒460-0012 " 中区千代田二丁目15-18	263-5141
株式会社エフエム名古屋	総 務 局	〒460-0002 " " 丸の内三丁目20-17	973-0304
中日新聞社	編 集 局	〒460-0001 " " 三の丸一丁目6-1	221-1680
朝日新聞名古屋本社	社 会 部	〒460-0008 " " 栄一丁目3-3	231-8131
毎日新聞中部本社	報 道 セ ン タ ー	〒450-8651 " 中村区名駅四丁目7-1	563-4401
中部経済新聞社	管 理 局 総 務 部	〒450-8561 " 中村区名駅四丁目4-38 愛知県産業労働センター16階	561-5215
読売新聞中部支社	社 会 部	〒460-0008 " 中区栄一丁目17-6	202-0211
名古屋医師会	庶 務 課	〒461-0004 " 東区葵一丁目4-38	937-7801

(5) 関係地方公共団体

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
愛 知 県	県民生活部防災局防災課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2	(052)961-2111
千 葉 県	総務部消防地震防災課	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	(047)223-2176
東 京 都	総務局災害対策部 防災計画課	〒163-0023 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8-1	(03)5388-2452
神 奈 川 県	防災局災害対策課	〒231-8588 横浜市中区日本大通り 1	(045)210-3517
富 山 県	経営企画部消防防災課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	(076)444-3489
石 川 県	環境安全部消防防災課	〒920-8580 金沢市鞍月 1-1	(076)225-1481
福 井 県	県民生活部消防防災課	〒910-8580 福井市大手 3-17-1	(0776)20-0308
山 梨 県	総務部消防防災課	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	(055)223-1430
長 野 県	危機管理室危機管理・ 消防防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	(026)235-7184
岐 阜 県	地域県民部危機管理室	〒500-8384 岐阜市藪田南 2-1-1	(058)272-1111
静 岡 県	総務部防災局防災対策室	〒420-8601 静岡市迫手町 9-6	(054)221-2456
三 重 県	地域振興部防災チーム	〒514-8570 津市広明町 13	(059)224-2189
滋 賀 県	企画県民部消防防災課	〒520-8577 大津市京町 4-1-1	(077)528-3431
札 幌 市	消防局防災部防災課	〒060-0804 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目	(011)215-2090
川 崎 市	建設局防災対策室	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1	(044)200-2841
横 浜 市	総務局危機管理対策室	〒231-0017 横浜市中区港町 1-1	(045)671-2169
京 都 市	消防局防災対策室防災課	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎 木町 450-2	(075)212-6792
大 阪 市	市民局市民生活部 安全対策課	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20	(06)6208-7388
神 戸 市	危機管理室	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1	(078)322-6232
広 島 市	消防局防災部計画担当	〒730-0051 広島市中区大手町 5-20-12	(082)546-3441
北 九 州 市	消防局防災対策部防災課	〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1	(093)582-2110
福 岡 市	市民局総務部防災課	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1	(092)711-4056
仙 台 市	消防局防災部防災課	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 2-15	(022)234-1111
千 葉 市	市民局市民部防災対策課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	(043)245-5151
さいたま市	総務局総務部防災課	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4	(048)829-1126

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (1/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第1章			総則	
	第1節		計画の目的	消防局
	第2節		計画の性格等	
		第1	計画の性格	消防局
		第2	計画の構成及び内容	消防局
		第3	計画の修正	消防局
		第4	計画の習熟	消防局
	第3節		各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
		第1	名古屋市	消防局
		第2	指定地方行政機関	各機関
		第3	愛知県	愛知県
		第4	愛知県警察	愛知県警察
		第5	自衛隊	自衛隊・消防局
		第6	指定公共機関	各機関
		第7	指定地方公共機関	住宅都市局・消防局
		第8	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	健康福祉局・消防局
	第4節		本市の概況	
		第1	自然的条件	消防局
		第2	社会的条件	消防局
	第5節		災害の想定	
		第1	災害想定 of 基準	消防局
		第2	被害の想定	消防局
第2章			災害予防計画	
	第1節		都市の防災構造強化	
		第1	都市計画	住宅都市局・緑政土木局
		第2	雨水流出抑制策	緑政土木局・上下水道局
		第3	地盤沈下対策	環境局
		第4	市街地の開発・整備	住宅都市局
		第5	急傾斜地崩壊防止対策	緑政土木局・住宅都市局
		第6	宅地造成等の規制	住宅都市局
		第7	建築物の防災対策	住宅都市局
		第8	農地の防災対策	緑政土木局
	第2節		公共施設の整備	
		第1	河川の整備等	緑政土木局
		第2	都市下水路・公共下水道等排水施設の整備	上下水道局・緑政土木局・名古屋港管理組合
		第3	港湾の整備 (高潮・津波対策)	名古屋港管理組合
		第4	消防水利	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (2/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第3節		ライフラインの整備	
		第1	水道施設等	上下水道局
		第2	下水道施設	上下水道局
		第3	通信施設（西日本電信電話(株)）	西日本電信電話(株)
		第4	ガス施設（東邦ガス(株)）	東邦ガス(株)
		第5	電力施設（中部電力(株)）	中部電力(株)
	第4節		交通施設の整備	
		第1	市営交通	交通局
		第2	東海旅客鉄道(株)	東海旅客鉄道(株)
		第3	名古屋鉄道(株)	名古屋鉄道(株)
		第4	近畿日本鉄道(株)	近畿日本鉄道(株)
	第5節		防災拠点の整備	
		第1	防災拠点の役割及び体系	各局・区役所
		第2	防災拠点施設の整備	各局・区役所
		第3	気象等観測施設・水防施設等の整備	緑政土木局・消防局・上下水道局
	第6節		輸送体制の整備	
		第1	輸送ルートの整備	緑政土木局・住宅都市局・消防局・名古屋港管理組合
		第2	緊急通行車両等の事前届出	消防局
	第7節		防災情報網の整備	
		第1	情報・通信機器の整備	総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第2	通信連絡手段の確保及び活用	総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第3	有線通信機器及び情報処理機器の日常管理	総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第4	無線通信機器の日常管理	総務局・消防局・上下水道局・交通局
	第8節		救護・救援体制の整備	
		第1	食糧等の確保	健康福祉局・上下水道局・環境局・市民経済局・子ども青少年局
		第2	消防体制の整備	消防局
		第3	応急医療体制の整備	健康福祉局・病院局・総務局
	第9節		避難体制の整備	
		第1	避難所の確保	消防局・健康福祉局・区役所
		第2	避難誘導體制の確立等	消防局・区役所
	第10節		災害時要援護者対策	
		第1	避難・誘導対策	市長室・健康福祉局・消防局
		第2	避難生活の確保	健康福祉局・各局
	第11節		防災意識の啓発及び防災訓練	
		第1	防災意識の啓発	消防局・市民経済局・教育委員会
		第2	防災訓練	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (3/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第12節		地域防災力の向上	
		第1	消防団の充実強化	消防局
		第2	自主防災組織の育成	消防局
		第3	事業所における地域防災力の育成	消防局
	第13節		事業所等への安全指導	
		第1	事業所に対する防災指導	消防局
		第2	有害化学物質の安全指導及び啓発	環境局
	第14節		重要データの管理	
		第1	災害対策住民リストの整備	市民経済局
		第2	災害対策用地リストの管理	住宅都市局・消防局・各局
		第3	データの分散管理	各局・区役所
	第15節		火災予防計画	
		第1	火災予防対策	消防局
		第2	大規模火災対策	消防局
	第16節		危険物等災害予防計画	
		第1	危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	消防局
		第2	高圧ガス	消防局
		第3	火薬類	消防局
	第17節		都市ガス災害予防計画	
		第1	地下鉄、地下街の建設工事に起因する屋外における事故	東邦ガス(株)・緑政土木局・消防局・交通局
		第2	建築物等工作物内部の事故	東邦ガス(株)・消防局
	第18節		海上災害予防計画	
		第1	情報の収集・伝達手段の整備	消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第2	災害応急対策の整備	消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第3	防災体制の強化	消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
	第19節		鉄道災害予防計画	
		第1	本市の災害予防対策	消防局
		第2	各鉄道事業者の災害予防対策	
			【市営交通】	交通局
			【東海旅客鉄道(株)】	東海旅客鉄道(株)
			【日本貨物鉄道(株)東海支社】	日本貨物鉄道(株)東海支社
			【名古屋鉄道(株)】	名古屋鉄道(株)
			【近畿日本鉄道(株)】	近畿日本鉄道(株)
	第20節		道路災害予防計画	
		第1	本市の予防対策	消防局・緑政土木局
		第2	道路管理者の予防対策	名古屋高速道路公社

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (4/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第21節		区防災調整会議	消防局
	第22節		防災に関する調査研究	消防局
第3章			災害応急対策計画	
	第1節		初動活動体制	
		第1	防災活動体制及び非常配備	消防局
		第2	動員計画	消防局
		第3	配備体制下における活動体制	各局・区役所
	第2節		災害警戒本部の設置及び運営	
		第1	災害警戒本部の設置及び廃止	消防局
		第2	警戒本部の組織及び運営	各局・区役所
	第3節		災害対策本部の設置及び運営	
		第1	災害対策本部の設置及び廃止	消防局
		第2	本部の組織及び運営	各局・区役所
		第3	勤務時間外（夜間・休日等）における市長・副市長の緊急登庁	市長室・消防局
		第4	大規模災害時の初動活動	消防局
		第5	各部・区本部間の相互応援	各局・区役所
		第6	災害対策用地の活用	消防局
	第4節		情報連絡活動	
		第1	気象情報等の収集・伝達	消防局
		第2	災害対策本部情報センターの開設	総務局・消防局
		第3	被害情報、対策情報の収集伝達	各局・区役所
		第4	通信連絡手段の確保及び活用	消防局・上下水道局・交通局
	第5節		広報・広聴活動	
		第1	広報活動	市長室・市民経済局・健康福祉局・消防局・区役所
		第2	広聴活動	市民経済局・区役所
	第6節		災害救助法の適用	
		第1	適用基準	健康福祉局
		第2	救助の種類	健康福祉局
		第3	救助の実施	健康福祉局
	第7節		応援要請	
		第1	他の地方公共団体等への応援要請	各局・区役所
		第2	自衛隊に対する派遣要請	自衛隊・消防局
	第8節		水防活動	
		第1	水防の責任	緑政土木局・消防局
		第2	水防活動の組織等	緑政土木局・消防局・上下水道局
		第3	通信連絡系統	緑政土木局・消防局
		第4	活動内容	緑政土木局・消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (5/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第9節		消防活動	
		第1	消防活動の目標	消防局
		第2	初動体制の確立	消防局
		第3	情報の収集	消防局
		第4	消防部隊の運用	消防局
		第5	消防活動要領	消防局
		第6	無線通信の運用	消防局
		第7	応援体制	消防局
	第10節		避難	
		第1	避難勧告準備情報、避難の勧告・指示	消防局・区役所
		第2	避難誘導及び移送	教育委員会・消防局・区役所
		第3	避難所の開設及び管理運営	市民経済局・教育委員会・消防局・区役所
		第4	避難状況等の報告	消防局・区役所
		第5	避難所の解消	消防局・区役所
		第6	警戒区域の設定	消防局・区役所
	第11節		医療救護・保健衛生	
			【医療救護】	
		第1	救護班の設置	健康福祉局・病院局・総務局・日本赤十字社愛知県支部
		第2	救護	健康福祉局・病院局・総務局・消防局・日本赤十字社愛知県支部
		第3	医薬品・衛生材料等の調達及び供給	健康福祉局・病院局・総務局
			【保健衛生】	
		第1	感染症予防	健康福祉局
		第2	保健衛生	健康福祉局
		第3	食品衛生	健康福祉局
		第4	逃走動物による危害の防止及び動物の救護	健康福祉局
		第5	関係機関との連絡及び協力要請	健康福祉局
	第12節		輸送・道路等応急対策	
			【輸送】	
		第1	車両等の調達	財政局
		第2	配車等	財政局
		第3	緊急通行車両等の確認手続	財政局・消防局
		第4	輸送ルートの確保	緑政土木局・住宅都市局・消防局・名古屋港管理組合

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (6/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第12節		【道路等応急対策】	
		第1	担当部	緑政土木局
		第2	道路被害情報の収集・伝達	緑政土木局
		第3	道路上の障害物の除去	緑政土木局
		第4	応急復旧活動	緑政土木局
		第5	交通規制	緑政土木局・愛知県警
		第6	要員及び建設機械等の確保	緑政土木局
		第7	道路占用者との相互協力	緑政土木局
		第8	他の道路管理者等との相互協力	緑政土木局
	第13節		食品・生活必需品等の支給	
		第1	供給の基本的方針	健康福祉局・市民経済局・子ども青少年局・上下水道局・環境局
		第2	供給基準	健康福祉局
		第3	物資の供給体制	財政局・市民経済局・健康福祉局・子ども青少年局・区役所
		第4	物資の調達方法	健康福祉局・財政局・市民経済局・子ども青少年局・区役所
		第5	物資の輸送及び物資集配拠点	健康福祉局・財政局・市民経済局・子ども青少年局・区役所
		第6	物資の配布	健康福祉局・財政局・市民経済局・子ども青少年局・区役所
		第7	救援物資の受入れ	健康福祉局・市長室・財政局・子ども青少年局・区役所
	第14節		災害時要援護者対策	
		第1	基本方針	健康福祉局
		第2	実施体制	健康福祉局・市長室・区役所
		第3	安否確認	健康福祉局・区役所
		第4	避難生活の確保	健康福祉局・市長室・住宅都市局・区役所
	第15節		遺体の搜索、処理及び火葬	
		第1	遺体の搜索・収容	消防局・区役所
		第2	遺体安置所の開設及び管理運営	区役所・健康福祉局・教育委員会・消防局
		第3	遺体の検案	健康福祉局・区役所
		第4	葬祭用品の調達	健康福祉局・区役所
		第5	遺体の輸送	健康福祉局・消防局・区役所
		第6	遺体の火葬	健康福祉局・区役所
	第16節		ごみ・し尿・災害廃棄物	
		第1	ごみ処理	環境局
		第2	し尿処理	環境局
		第3	災害廃棄物処理	環境局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (7/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第17節		住宅等応急対策	
		第1	応急仮設住宅	住宅都市局・財政局・緑政土木局・健康福祉局・消防局
		第2	住宅の応急修理	住宅都市局
		第3	住宅の障害物除去	住宅都市局
		第4	被災建築物・宅地に対する指導・相談	住宅都市局
		第5	市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保	住宅都市局
		第6	市有建築物の応急措置	住宅都市局
	第18節		文教対策	
		第1	学校教育における応急対策	教育委員会
		第2	社会教育における応急対策	教育委員会
	第19節		ボランティアとの連携	
		第1	平常時の連携	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第2	ボランティアの育成・教育	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第3	関係団体等への要請	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第4	受入れ体制	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第5	活動支援	市民経済局・健康福祉局・財政局・区役所
	第20節		労務供給	
		第1	労働者の雇用消防局	消防局
		第2	市長（本部長）の強制従事命令等	消防局
	第21節		区の応急対策活動	
		第1	活動体制	消防局・区役所
		第2	大規模災害時の初動活動	消防局・区役所
		第3	災害救助地区本部	消防局・区役所
		第4	情報連絡活動	消防局・区役所
		第5	広報・広聴活動	消防局・区役所
		第6	避難	消防局・区役所
		第7	応急救助活動	消防局・区役所
		第8	災害時要援護者対策	消防局・区役所
		第9	緊急輸送	消防局・区役所
		第10	応援要請	消防局・区役所
		第11	ボランティアとの連携	消防局・区役所
		第12	区災害応急対策計画の策定	消防局・区役所

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (8/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第22節		地域安全・交通対策	
		第1	地域安全対策	愛知県警
		第2	交通対策	愛知県警
	第23節		ライフライン施設の応急復旧	
			【給水及び水道施設等応急対策】	
		第1	給水対策	上下水道局
		第2	水道施設対策	上下水道局
		第3	工業用水道施設対策	上下水道局
			【下水道施設応急対策】	
		第1	応急対策要員の確保	上下水道局
		第2	下水道施設対策	上下水道局
		第3	応急復旧用資機材の確保	上下水道局
			【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話㈱）】	西日本電信電話㈱
			【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス㈱）】	
		第1	応急対策	東邦ガス㈱
		第2	復旧計画	東邦ガス㈱
			【電力施設応急復旧計画（中部電力㈱）】	
		第1	電力施設の現況	中部電力㈱
		第2	応急対策（電力復旧）	中部電力㈱
		第3	要員及び資機材等の確保	中部電力㈱
		第4	広報サービス体制	中部電力㈱
	第24節		交通施設の応急対策	
			【市営交通】	
		第1	基本方針	交通局
		第2	対策要員の動員	交通局
		第3	通信の確保	交通局
		第4	活動要領	交通局
		第5	早期復旧体制の整備	交通局
			【東海旅客鉄道㈱】	
		第1	基本方針	東海旅客鉄道㈱
		第2	対策	東海旅客鉄道㈱
			【名古屋鉄道㈱】	
		第1	基本方針	名古屋鉄道㈱
		第2	対策	名古屋鉄道㈱
			【近畿日本鉄道㈱】	
		第1	基本方針	近畿日本鉄道㈱
		第2	対策	近畿日本鉄道㈱

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (9/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第25節		事業所等の安全対策	
		第1	事業所の安全対策	消防局
		第2	有害化学物質の安全対策	環境局
	第26節		急傾斜地崩壊災害対策計画	
		第1	雨量の観測	緑政土木局
		第2	巡視及び警戒体制等	緑政土木局
		第3	広報及び避難体制	緑政土木局
	第27節		流木の防止計画	
		第1	市長の措置	消防局
		第2	公の管理者が管理する貯木場の措置	名古屋港管理組合
		第3	河川流域等の措置	緑政土木局・消防局・名古屋港管理組合
	第28節		農業対策計画	
		第1	農業用施設及び農作物に対する応急措置	緑政土木局
		第2	家畜に対する応急措置	緑政土木局
		第3	凍霜害に対する応急措置	緑政土木局
	第29節		危険物等災害対策計画	
		第1	危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	消防局
		第2	高压ガス	消防局
		第3	火薬類	消防局
		第4	放射性物質	消防局
	第30節		都市ガス災害対策計画	
		第1	ガス事故に対する応急措置	愛知県警・東邦ガス(株)・中部電力(株)・消防局
		第2	地下街等の応急措置	愛知県警・東邦ガス(株)・中部電力(株)・消防局
	第31節		航空機事故災害対策計画	
		第1	情報の伝達系統	消防局
		第2	応急措置	消防局
	第32節		海上災害対策計画	
		第1	体制の確立	消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第2	情報の収集・連絡体制	消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第3	災害応急対策	消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (10/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第33節		鉄道災害対策計画	
		第1	体制の確立	消防局
		第2	情報の収集・連絡体制	消防局
		第3	災害応急対策	消防局
		第4	各鉄道事業者の災害応急対策	消防局
			【市営交通】	交通局
			【東海旅客鉄道(株)】	東海旅客鉄道(株)
			【日本貨物鉄道(株)東海支社】	日本貨物鉄道(株)東海支社
			【名古屋鉄道(株)】	名古屋鉄道(株)
			【近畿日本鉄道(株)】	近畿日本鉄道(株)
	第34節		道路災害対策計画	
		第1	体制の確立	消防局・緑政土木局
		第2	情報の収集・連絡体制	消防局・緑政土木局
		第3	災害応急対策	消防局・緑政土木局
		第4	道路管理者の災害応急対策	消防局・緑政土木局
			【名古屋高速道路公社】	名古屋高速道路公社
	第35節		金融対策計画	関係機関・会計室
第4章			災害復旧計画	
	第1節		民生安定のための緊急措置	
		第1	り災者台帳の整備・り災証明書の発行	財政局・市民経済局・区役所
		第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	健康福祉局
		第3	被災者生活再建支援金の支給	健康福祉局
		第4	災害見舞金等の贈呈	健康福祉局
		第5	義援金の受付・配分	会計室・財政局・健康福祉局・区役所
		第6	生活福祉資金の貸付	健康福祉局
		第7	市税の減免等	財政局
		第8	災害復旧資金の融資	市民経済局・緑政土木局・住宅都市局
	第2節		災害復旧	
		第1	公共施設の災害復旧	消防局
		第2	災害復旧に伴う財政援助の確保	消防局・各局
	第3節		災害復興計画	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (11/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
産業災害対策計画				
第1章			総則	
	第1節		目的	
		第1	目的	消防局
		第2	対象地域	消防局
	第2節		計画事項	
		第1	産業災害の防災上処理すべき事務 又は業務の大綱	消防局
		第2	災害予防計画	消防局
		第3	災害応急対策計画	消防局
	第3節		処理すべき事務又は業務の大綱	
		第1	名古屋市	消防局
		第2	関係企業	消防局
	第4節		災害の想定	消防局
	第5節		防災組織	
		第1	名古屋市	消防局
		第2	関係企業	消防局
第2章			災害予防計画	
	第1節		危険物の保安	
		第1	予防査察等の徹底	消防局
		第2	企業の自主防火管理の徹底	消防局
		第3	危険物安全管理週間の実施	消防局
	第2節		防災用設備及び資機材の整備等	
		第1	市における防災用設備及び資機材 の整備等	消防局
		第2	関係企業における防災用設備及び 資機材の整備等	消防局
	第3節		防災教育及び訓練	
		第1	防災教育	消防局
		第2	防災訓練	消防局
第3章			災害応急対策	
	第1節		職員等の動員及び活動	
		第1	職員等の動員	消防局
		第2	職員等の活動	消防局
	第2節		情報の収集及び伝達	
		第1	情報の伝達系統及び窓口の明確化	消防局
		第2	情報伝達の時期及び内容	消防局
		第3	通信手段の確保	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (12/31)

(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 3 章	第3節		災害広報	
		第 1	広報の内容	市長室・消防局
		第 2	広報の方法	市長室・消防局
		第 3	報道機関への協力	市長室・消防局
	第4節		産業災害に対する消防活動	
		第 1	陸上における消防活動	消防局
		第 2	海上における消防活動	名古屋海上保安部・消防局
	第5節		緊急輸送の確保	名古屋海上保安部・名古屋港管理組合・消防局
	第6節		避難及び救助	
		第 1	避難の指示、勧告等	消防局
		第 2	海難救助	名古屋海上保安部・消防局
第 4 章			補則	

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (13/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第1章			総則	
	第1節		計画の目的	消防局
	第2節		計画の性格等	
		第1	計画の性格	消防局
		第2	計画の構成及び内容	消防局
		第3	計画の修正等	消防局
	第3節		各機関の実施責任	
		第1	名古屋市	消防局
		第2	指定地方行政機関	関係機関・消防局
		第3	愛知県	愛知県・消防局
		第4	指定公共機関及び指定地方公共機関	関係機関・消防局
		第5	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	関係機関・消防局
	第4節		各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
		第1	名古屋市	消防局
		第2	指定地方行政機関	各機関
		第3	愛知県	愛知県
		第4	愛知県警察	愛知県警
		第5	自衛隊	自衛隊・消防局
		第6	指定公共機関	各機関
		第7	指定地方公共機関	各機関
		第8	消防団	消防局
		第9	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	消防局
	第5節		市民等の基本的責務	
		第1	市民の責務	消防局
		第2	企業の責務	消防局
	第6節		本市の概況	
		第1	自然的条件	消防局
		第2	社会的条件	消防局
	第7節		地震及び被害の想定	
		第1	建物被害、火災被害、人的被害	消防局
		第2	ライフライン被害	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (14/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章			災害予防計画	
	第1節		都市の防災構造強化	
		第1	土地利用計画	住宅都市局
		第2	液状化に関する情報収集	環境局・各局
		第3	開発行為等の規制	住宅都市局
		第4	市街地の開発・整備	住宅都市局
		第5	避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	住宅都市局
		第6	建築物の耐震不燃化	住宅都市局
	第2節		公共施設の整備	
		第1	整備方針	消防局
		第2	道路・橋梁	住宅都市局・緑政土木局
		第3	公園・緑地	緑政土木局
		第4	河川	緑政土木局
		第5	港湾	住宅都市局・名古屋港管理組合
		第6	消防水利	緑政土木局・消防局
		第7	地下街	住宅都市局・消防局
	第3節		ライフラインの整備	
		第1	水道施設等	上下水道局
		第2	下水道施設	上下水道局
		第3	通信施設（西日本電信電話株）	西日本電信電話株
		第4	ガス施設（東邦ガス株）	東邦ガス株
		第5	電力施設（中部電力株）	中部電力株
	第4節		交通施設の整備	
		第1	市営交通	交通局
		第2	東海旅客鉄道株	東海旅客鉄道株
		第3	名古屋鉄道株	名古屋鉄道株
		第4	近畿日本鉄道株	近畿日本鉄道株
	第5節		防災拠点の整備	
		第1	防災拠点の役割及び体系	各局・区役所
		第2	防災拠点施設の整備	各局・区役所
	第6節		地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画	
		第1	耐震化整備計画	各局・住宅都市局
		第2	市設建築物の耐震性能の現状	各局・住宅都市局
		第3	防災上重要な施設のうち耐震化の必要な施設	各局・住宅都市局
	第7節		輸送体制の整備	
		第1	輸送ルートの整備	緑政土木局・住宅都市局・消防局・名古屋港管理組合
		第2	緊急通行車両等の事前届出	愛知県警・消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (15/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第8節		防災情報網の整備	
		第1	情報・通信機器の整備	総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第2	通信連絡手段の確保及び活用	総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第3	有線通信機器及び情報処理機器の 日常管理	総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第4	無線通信機器の日常管理	総務局・消防局・上下水道局・交通局
	第9節		救護・救援体制の整備	
		第1	食品等の確保	健康福祉局・上下水道局・環境局・市民 経済局・子ども青少年局
		第2	消防体制の整備	消防局
		第3	応急医療体制の整備	健康福祉局・病院局・総務局
	第10節		避難体制の整備	
		第1	避難所・広域避難場所等の確保	市民経済局・緑政土木局・健康福祉局・ 住宅都市局・教育委員会・消防局・区役 所
		第2	避難誘導體制の確立等	消防局・区役所
	第11節		災害時要援護者	
		第1	避難・誘導対策	市長室・健康福祉局・消防局
		第2	避難生活の確保	健康福祉局・各局
	第12節		防災意識の啓発及び防災訓練	
		第1	防災意識の啓発	消防局・市民経済局・教育委員会
		第2	防災訓練	消防局
	第13節		地域防災力の向上	
		第1	地域住民による「助け合いの仕組 みづくり」	消防局
		第2	自主防災組織の育成	消防局
		第3	消防団の充実強化	消防局
		第4	事業所における地域防災力の育成	消防局
	第14節		事業所等への安全指導	
		第1	事業所に対する指導	消防局
		第2	危険物等の安全対策	消防局
		第3	有害化学物質等の安全指導及び啓 発	環境局
	第15節		交通安全施設等の整備	愛知県警
	第16節		重要データの管理	
		第1	災害対策住民リストの整備	市民経済局
		第2	災害対策用地リストの管理	各局
		第3	データの分散管理	各局・区役所

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (16/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第17節		津波対策	
		第1	津波被害予測	消防局
		第2	対策	消防局
		第3	津波対策を推進する地域等	消防局
		第4	津波からの防護のための施設の整備等	名古屋港管理組合・住宅都市局・緑政土木局・消防局
	第18節		区防災調整会議	消防局
	第19節		震災対策の推進	環境局・住宅都市局・消防局
第3章			応急対策計画	
	第1節		応急対策計画	消防局
	第2節		地震災害警戒本部の設置及び運営	
		第1	地震災害警戒本部設置前に行う事項	各局・区役所
		第2	地震災害警戒本部の設置及び廃止	消防局
		第3	地震災害警戒本部の組織及び運営等	各局・区役所
	第3節		地震防災応急対策の防災活動体制	
		第1	防災活動体制及び配備種別	消防局
		第2	配備・動員計画	消防局
		第3	職員の動員	各局・区役所
		第4	通常業務の取扱い	消防局
		第5	各部・区本部間の相互応援	各局・区役所
	第4節		地震防災応急対策に係る措置に関する事項	
		第1	地震予知情報等の伝達等	各局・区役所
		第2	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	各局・区役所
		第3	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報	関係機関・各局・区役所
		第4	避難対策	各局・区役所
		第5	帰宅困難者対策	関係機関・各局・区役所
		第6	消防・水防対策	消防局・緑政土木局
		第7	社会秩序の維持対策	愛知県警
		第8	病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係	関係機関
		第9	生活関連物資の価格の安定	市民経済局
		第10	金融対策	関係機関・会計室
		第11	郵政事業対策	日本郵政グループ

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (17/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第4節	第12	交通対策	関係機関・住宅都市局・緑政土木局・交通局
		第13	緊急輸送	関係機関・各局
		第14	他機関に対する応援要請等	関係機関・各局
		第15	ボランティア・NPO等との連携	各局・区役所
		第16	市が管理又は運営等する施設に関する対策	各局
		第17	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達	関係機関・各局・区役所
	第5節		災害警戒本部の設置及び運営	
		第1	災害警戒本部の設置及び廃止	消防局
		第2	警戒本部の組織及び運営	各局・区役所
	第6節		災害対策本部の設置及び運営	
		第1	災害対策本部の設置及び廃止	消防局
		第2	本部の組織及び運営	各局・区役所
	第7節		初動活動体制	
		第1	防災活動体制の確立	消防局
		第2	震度別の初動活動等	各局・区役所
		第3	職員の動員	各局・区役所
		第4	各部・区本部間の非常配備・動員計画	各局・区役所
		第5	各部・区本部間の相互応援	各局・区役所
	第8節		情報連絡活動	
		第1	発災直後の情報収集	消防局
		第2	災害対策（警戒）本部情報センターの開設	総務局・消防局
		第3	情報等の種別及び収集・伝達	各局・区役所
		第4	通信連絡手段の確保及び活用	消防局・上下水道局・交通局
	第9節		広報・広聴活動	
		第1	広報活動	市長室・市民経済局・健康福祉局・消防局・区役所
		第2	広聴活動	市民経済局・区役所
	第10節		災害救助法の適用	
		第1	適用基準	健康福祉局
		第2	救助の種類	健康福祉局
		第3	救助の実施	健康福祉局
	第11節		応援要請	
		第1	他の地方公共団体等への応援要請	各局・区役所
		第2	自衛隊に対する派遣要請	自衛隊・消防局

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第12節		消防・水防・津波対策活動	消防活動
			【消防活動】	
		第1	消防活動の目標	消防局
		第2	初動体制の確立	消防局
		第3	情報の収集	消防局
		第4	消防部隊の運用	消防局
		第5	消防部隊活動要領	消防局
		第6	無線通信の運用	消防局
		第7	応援体制	消防局
			【水防活動】	
		第1	確保すべき体制	緑政土木局
		第2	活動内容	緑政土木局・消防局
		第3	急傾斜地等対策	緑政土木局
			【津波対策】	
		第1	消防・水防活動	緑政土木局・消防局・名古屋港管理組合
		第2	水道、電気、ガス、通信、放送関係	関係機関
		第3	交通対策	関係機関・交通局
		第4	市が管理又は運営する施設に関する対策	各局
	第13節		避難	
		第1	避難の勧告・指示	消防局・区役所
		第2	避難誘導及び移送	教育委員会・消防局・区役所
		第3	避難所の開設及び管理運営	市民経済局・教育委員会・消防局・区役所・住宅都市局
		第4	避難状況等の報告	消防局・区役所
		第5	避難所の解消	消防局・区役所
		第6	警戒区域の設定	消防局・区役所
		第7	帰宅困難者対策	消防局
	第14節		医療救護・保健衛生	
			【医療救護】	
		第1	救護班の設置	健康福祉局・病院局・総務局・日本赤十字社愛知県支部
		第2	救護	健康福祉局・病院局・総務局・消防局・日本赤十字社愛知県支部
		第3	医薬品・衛生材料等の調達及び供給	健康福祉局・病院局・総務局
			【保健衛生】	
		第1	感染症予防	健康福祉局
		第2	保健衛生	健康福祉局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (19/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第14節	第3	食品衛生	健康福祉局
		第4	逃走動物による危害の防止及び動物の救護	健康福祉局
		第5	関係機関との連絡及び協力要請	健康福祉局
	第15節		輸送・緊急輸送道路	
			【輸送】	
		第1	車両等の調達	財政局
		第2	配車等	財政局
		第3	緊急通行車両等の確認手続	各局・区役所
		第4	輸送ルートの確保	緑政土木局・住宅都市局・消防局・名古屋港管理組合
			【緊急輸送道路】	緑政土木
		第1	緊急輸送道路	緑政土木局
		第2	担当部	緑政土木局
		第3	道路被害情報の収集伝達	緑政土木局
		第4	応急復旧活動	緑政土木局
		第5	交通規制	緑政土木局・愛知県警
		第6	要員及び建設機械等の確保	緑政土木局
		第7	道路占用者との相互協力	緑政土木局
		第8	他の道路管理者等との相互協力	緑政土木局
	第16節		食品・生活必需品等の供給	
		第1	供給の基本的方針	健康福祉局・市民経済局・子ども青少年局・上下水道局・環境局
		第2	供給基準	健康福祉局
		第3	物資の供給体制	財政局・市民経済局・健康福祉局・子ども青少年局・区役所
		第4	物資の調達方法	健康福祉局・財政局・市民経済局・子ども青少年局・区役所
		第5	物資の輸送及び物資集配拠点	健康福祉局・財政局・市民経済局・子ども青少年局・区役所
		第6	物資の配布	健康福祉局・財政局・市民経済局・子ども青少年局・区役所
		第7	救援物資の受入れ	健康福祉局・市長室・財政局・子ども青少年局・区役所
	第17節		災害時要援護者対策	
		第1	基本方針	健康福祉局
		第2	実施体制	健康福祉局・市長室・区役所
		第3	安否確認	健康福祉局・区役所
		第4	避難生活の確保	健康福祉局・市長室・住宅都市局・区役所

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (20/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第18節		遺体の搜索、処理及び火葬	
		第1	遺体の搜索・収容	消防局・区役所
		第2	遺体安置所の開設及び管理運営	区役所・健康福祉局・教育委員会・消防局
		第3	遺体の検案	健康福祉局・区役所
		第4	葬祭用品の調達	健康福祉局・区役所
		第5	遺体の輸送	健康福祉局・消防局・区役所
		第6	遺体の火葬	健康福祉局・区役所
	第19節		ごみ・し尿・災害廃棄物	
		第1	ごみ処理	環境局
		第2	し尿処理	環境局
		第3	災害廃棄物処理	環境局
	第20節		住宅等応急対策	
		第1	応急仮設住宅	住宅都市局・財政局・緑政土木局・健康福祉局・消防局
		第2	住宅の応急修理	住宅都市局
		第3	被災建築物・宅地に対する指導・相談	住宅都市局
		第4	市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保	住宅都市局
		第5	市有建築物の応急措置	住宅都市局
	第21節		文教対策	
		第1	学校教育における応急対策	教育委員会
		第2	社会教育における応急対策	教育委員会
	第22節		ボランティアとの連携	
		第1	平常時の連携	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第2	ボランティアの育成・教育	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第3	関係団体等への要請	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第4	受入れ体制	市民経済局・健康福祉局・区役所・各局
		第5	活動支援	市民経済局・健康福祉局・財政局・区役所
	第23節		労務供給	
		第1	労働者の雇用	消防局
		第2	市長（本部長）の強制従事命令等	消防局
	第24節		区の応急対策活動	
		第1	活動体制	消防局・区役所
		第2	大規模災害時の初動活動	消防局・区役所
		第3	災害救助地区本部	消防局・区役所
		第4	情報連絡活動	消防局・区役所
		第5	広報・広聴活動	消防局・区役所

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (21/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第24節	第6	避難	消防局・区役所
		第7	応急救助活動	消防局・区役所
		第8	災害時要援護者対策	消防局・区役所
		第9	緊急輸送	消防局・区役所
		第10	応援要請	消防局・区役所
		第11	ボランティアとの連携	消防局・区役所
		第12	区震災応急対策計画の策定	消防局・区役所
	第25節		地域安全・交通対策	
		第1	地域安全対策	愛知県警
		第2	交通対策	愛知県警
	第26節		ライフライン施設の応急復旧	
			【給水及び水道施設等応急対策】	
		第1	給水対策	上下水道局
		第2	水道施設対策	上下水道局
		第3	工業用水道施設対策	上下水道局
			【下水道施設応急対策】	
		第1	応急対策要員の確保及び被害施設の調査	上下水道局
		第2	下水道施設対策	上下水道局
		第3	応急復旧用資機材・車両の確保	上下水道局
			【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話㈱）】	
		第1	電信電話施設の現況	西日本電信電話㈱
		第2	被害想定	西日本電信電話㈱
		第3	電話、電報の優先利用	西日本電信電話㈱
		第4	広報活動	西日本電信電話㈱
		第5	応急復旧計画	西日本電信電話㈱
			【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス㈱）】	
		第1	ガス施設の現況	東邦ガス㈱
		第2	被害想定	東邦ガス㈱
		第3	応急供給計画	東邦ガス㈱
		第4	復旧計画	東邦ガス㈱
			【電力施設応急復旧計画（中部電力㈱）】	
		第1	電力施設の現況	中部電力㈱
		第2	被害想定	中部電力㈱
		第3	応急復旧計画	中部電力㈱

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (22/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第3章	第27節		交通施設の応急対策	
			【市営交通】	
		第1	基本方針	交通局
		第2	対策要員の動員	交通局
		第3	通信の確保	交通局
		第4	活動要領	交通局
		第5	早期復旧体制の整備	交通局
			【東海旅客鉄道㈱】	
		第1	基本方針	東海旅客鉄道㈱
		第2	対策	東海旅客鉄道㈱
			【名古屋鉄道㈱】	
		第1	基本方針	名古屋鉄道㈱
		第2	対策	名古屋鉄道㈱
			【近畿日本鉄道㈱】	
		第1	基本方針	近畿日本鉄道㈱
		第2	対策	近畿日本鉄道㈱
	第28節		事業所等の安全対策	
		第1	危険物等の安全対策	消防局
		第2	有害化学物質等の安全対策	環境局
		第3	地下街の安全対策	消防局
	第29節		二次災害の防止	消防局
	第30節		金融対策計画	
		第1	対策	関係機関・会計室
第4章			災害復旧計画	
	第1節		民生安定のための緊急措置	
		第1	り災者台帳の整備・り災証明書の発行	財政局・区役所・市民経済局
		第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	健康福祉局
		第3	被災者生活再建支援金の支給	健康福祉局
		第4	災害見舞金等の贈呈	健康福祉局
		第5	義援金の受付・配分	会計室・財政局・健康福祉局・区役所
		第6	生活福祉資金の貸付	健康福祉局
		第7	市税の減免等	財政局
		第8	災害復旧資金の融資	市民経済局・緑政土木局・住宅都市局
	第2節		災害復旧	
		第1	公共施設の災害復旧各局	
		第2	災害復旧に伴う財政援助の確保	消防局・各局
	第3節		災害復興計画	各局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (23/31)

(2) 地震災害対策編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
地震編資料		
地震編資料 1-18-1(1)	想定東海地震震度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(2)	想定東海地震液状化危険度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(3)	想定東南海地震震度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(4)	想定東南海地震液状化危険度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(5)	想定東海・東南海地震震度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(6)	想定東海・東南海地震液状化危険度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(7)	濃尾地震震度分布図	消防局
地震編資料 1-18-1(8)	濃尾地震液状化危険度分布図	消防局
地震編資料 2-2-1	大規模地震対策特別措置法による措置の体系	消防局
地震編資料 2-3-1	削除	
地震編資料 2-11-1	地震関係映画フィルム（16mm）一覧	消防局
地震編資料 2-11-2	地震関係ビデオ・DVD一覧	消防局
地震編資料 2-16-1	震災に関する調査研究項目一覧	消防局
地震編資料 3-3-1	地震・津波に関する情報等	気象台
地震編参考		
地震編参考 1	名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱	消防局
地震編参考 2	名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領	消防局
地震編参考 3	気象庁震度階級	気象台
地震編参考 4	名古屋地方気象台において震度 1 以上を観測した地震回数（平成 11 年～平成 22 年）	気象台
地震編参考 5	名古屋市内で震度 4 以上を観測した地震（昭和元年～平成 22 年）	気象台
地震編参考 6	明治以降、わが国で 100 人以上の死者・行方不明者が出た地震・津波	気象台
地震編参考 7	平成 7 年から 22 年に日本付近で発生した主な地震とその被害	気象台、消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (24/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
名古屋市地域防災計画資料		
計画資料 1	市域を流下する一級河川	緑政土木局
計画資料 2	市域を流下する二級河川	緑政土木局
計画資料 3	市域を流下する準用河川	緑政土木局
計画資料 4	市域を流下するその他の河川 (主なもの)	緑政土木局
計画資料 5	名古屋の気候表 (平年値)	名古屋地方気象台
計画資料 6	名古屋の気候表 (極値)	名古屋地方気象台
計画資料 7	東海地方に接近した台風の数	名古屋地方気象台
計画資料 8	主な風水害 (伊勢湾台風以降)	名古屋地方気象台
計画資料 9	台風情報の解説	名古屋地方気象台
計画資料 10	災害の種類	名古屋地方気象台・消防局
	(1) 気象災害	名古屋地方気象台
	(2) 火災	消防局
	(3) 交通災害	消防局
	(4) その他の災害	消防局
計画資料 11	改修河川一覧	緑政土木局
計画資料 12	重要水防箇所	緑政土木局
	(1) 国土交通省直轄区間	緑政土木局
	(2) 県・市管理区間	緑政土木局
計画資料 13	水防注意箇所 (ため池)	緑政土木局
計画資料 14	地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係	環境局
計画資料 15	急傾斜地崩壊危険区域	緑政土木局
計画資料 16	がけ崩れ注意箇所	緑政土木局
計画資料 17	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	緑政土木局
計画資料 18	宅地造成工事規制区域図	住宅都市局・緑政土木局
計画資料 19	特別防火対象物等	消防局
	(1) 対象物一覧	消防局
	(2) 名古屋市内指定文化財	教育委員会
計画資料 20	高層建築物及び地下街	消防局
	(1) 高層建築物区別一覧表	消防局
	(2) 地下街	住宅都市局・消防局
計画資料 21	危険物大量保有事業所	消防局
計画資料 21-2	毒物・劇物製造所	消防局
	(参考：毒物・劇物等の性状)	消防局
計画資料 22	高圧ガス大量保有事業所	消防局
計画資料 23	ガス施設	東邦ガス(株)
計画資料 24	放射性物質保有事業所	消防局
計画資料 25	自衛消防力状況表	消防局
計画資料 26	化学消火薬剤等の備蓄状況	消防局
計画資料 27	名古屋市地下街応急対策細目	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (25/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 28	都市計画における地区の指定等	住宅都市局
	(1) 区域区分	住宅都市局
	(2) 用途地域	住宅都市局
	(3) 街路計画	住宅都市局
	(4) 土地区画整理	住宅都市局
計画資料 29	避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	住宅都市局
	(1) 避難地	住宅都市局
	(2) 避難路	住宅都市局
	(3) 避難施設周辺の不燃化	住宅都市局
計画資料 30	建築物防災上の制限	住宅都市局
	(1) 臨海部防災区域の指定	住宅都市局
	(2) 臨海部防災区域内に建築する場合の制限	住宅都市局
計画資料 31	雨量観測所	緑政土木局・消防局・上下水道局
計画資料 32	水位観測所	緑政土木局・消防局・上下水道局
計画資料 33	水防倉庫一覧	緑政土木局
計画資料 34	水防倉庫器具資材一覧	緑政土木局
計画資料 35	排水ポンプ所等	緑政土木局・上下水道局
	(1) ポンプ所一覧	緑政土木局・上下水道局
	(2) 湛水防除施設の現況	緑政土木局・上下水道局
	(3) 移動用応急排水ポンプ一覧（市保有）	緑政土木局・上下水道局
	(4) 移動用応急排水ポンプ一覧（東海農政局、貸出）	東海農政局
計画資料 36	消防施設	消防局
	(1) 施設一覧	消防局
	(2) 消防庁舎の現況	消防局
計画資料 37	消防機械配置一覧	消防局
計画資料 38	消防水利状況	消防局
	(1) 一般水利の整備状況	消防局
	(2) 耐震火災対策施設の整備状況	消防局
計画資料 39	区別の消防団員及び主要消防機械	消防局
計画資料 40	有線機器一覧	総務局・消防局・交通局
	(1) 消防通信機器一覧表	消防局
	(2) 緊急通報専用電話並びに指令回線系統図	消防局
	(3) 交通局有線通信機器回線表	交通局
計画資料 41	無線機器一覧	環境局・緑政土木局・消防局・上下水道局・交通局
	(1) 総括表（測定機器を除く。）	環境局・緑政土木局・消防局・上下水道局・交通局
	(2) 無線機器一覧表	環境局・緑政土木局・消防局・上下水道局・交通局
計画資料 42	下水処理施設一覧表	上下水道局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (26/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 43	災害救助用物資の備蓄	健康福祉局
	(1) 食品	健康福祉局
	(2) 生活必需品	健康福祉局
	(3) 応急救助用業務器材	健康福祉局
計画資料 44	災害救助用物資の調達	市民経済局・健康福祉局
	(1) 物資供給協定締結事業者	健康福祉局
	(2) その他の業者（協力業者）	市民経済局・子ども青少年局・緑政土木局
計画資料 45	医療救護及び助産救護班の薬品・衛生材料所要一覧	健康福祉局・病院局
計画資料 46	救出救急機械器具	消防局
	(1) 救出機械一覧	消防局
計画資料 47	救急病院・救急診療所	健康福祉局
計画資料 47-2	透析医療機関（市内及び近隣市町村）	健康福祉局
計画資料 48	災害医療活動拠点及び災害拠点病院	健康福祉局・病院局
計画資料 49	愛知県内火葬場一覧表	健康福祉局
計画資料 50	避難準備情報・避難勧告発令基準	消防局
計画資料 51	区別避難所施設数及び収容可能一覧	各区役所
計画資料 52	区別広域避難場所一覧	消防局・各区役所
計画資料 53	避難所施設一覧表（区別）	各区役所
計画資料 53-2	福祉避難所施設一覧表	健康福祉局
計画資料 54	広域避難場所一覧	消防局・各区役所
計画資料 55	一時避難場所一覧	消防局・各区役所
計画資料 56	名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表	各局・室・区役所
計画資料 57	名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧	各局・室・区役所
計画資料 58	無線通信系統図	消防局・上下水道局・交通局
	(1) 防災行政用無線	消防局
	(2) 消防無線	消防局
	(3) 上下水道局回線網	上下水道局
計画資料 59	気象・水象に関する予警報	名古屋地方気象台
計画資料 60	津波警報が発表された場合に閉鎖する水門・閘門・防潮壁陸閘一覧	緑政土木局
	(1) 津波警報が発表された場合に閉鎖する水門・閘門	緑政土木局
	(2) 津波警報が発表された場合に閉鎖する防潮壁陸閘	緑政土木局
計画資料 61	河川の巡視等箇所一覧表	緑政土木局
計画資料 62	ため池の巡視箇所一覧表	緑政土木局
計画資料 63	水防警報発表受報用紙	緑政土木局
計画資料 64	洪水予報文	緑政土木局
計画資料 64-2	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報発表文	緑政土木局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (27/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 65	市保有の輸送車両等一覧表	環境局・緑政土木局・消防局・上下水道局・交通局
計画資料 66	借上車両表	財政局
計画資料 67	借上舟艇一覧表	緑政土木局
計画資料 68	水防上重要な水閘門箇所	名古屋港管理組合・緑政土木局
計画資料 69	堤外民有地	緑政土木局
計画資料 70	防潮壁陸閘の操作及び箇所	名古屋港管理組合・緑政土木局
計画資料 71	潮位表	名古屋港管理組合
計画資料 72-1	区別同報無線設置状況	消防局・各区役所
計画資料 72-2	区別サイレン・警鐘設置状況	消防局・各区役所
計画資料 73	区別広報車保有状況	環境局・健康福祉局・消防局・上下水道局・各区
計画資料 74	上水道施設一覧	上下水道局
計画資料 75	工業用水道施設一覧	上下水道局
計画資料 76	応急給水用資機材	消防局・上下水道局
計画資料 77	応急給水施設	上下水道局
	(1) 常設給水栓	上下水道局
	(2) 仮設給水栓	上下水道局
	(3) 地下式給水栓	上下水道局
計画資料 78	災害応急用井戸登録事業所名簿	環境局
計画資料 79	建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達	環境局・緑政土木局・上下水道局・交通局
	(1) 市有の建設機械等	環境局・緑政土木局・上下水道局・交通局
	(2) 借上の建設機械等	緑政土木局
計画資料 80	防疫用資機材	健康福祉局
計画資料 81	清掃用施設・設備（ごみ関係）	環境局
	(1) ごみ処理施設	環境局
	(2) ごみ運搬車両数等	環境局
計画資料 82	清掃用施設・設備（し尿関係）	環境局
	(1) し尿処理施設	環境局
	(2) し尿運搬車両数等	環境局
	(3) 仮設トイレ備蓄数	環境局
計画資料 83	道路現況一覧	緑政土木局
計画資料 84	橋梁現況一覧	緑政土木局
計画資料 85	貯木場	名古屋港管理組合
計画資料 86	ため池	緑政土木局
	交通関係施設等	交通局
	(1) 施設の名称、位置、車両一覧	交通局
計画資料 87	(2) 応急復旧用資器材	交通局
	計画資料 88	ヘリコプターの地積基準
計画資料 89-1	ヘリポート可能箇所一覧	消防局
計画資料 89-2	ヘリポート可能箇所一覧（建築物屋上）	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (28/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 90-1	地下街等一覧表 (浸水想定区域内施設)	消防局
計画資料 90-2	災害時要援護者利用施設一覧表 (浸水想定区域内施設)	健康福祉局
計画資料図 1	名古屋港耐震岸壁位置図	名古屋港管理組合
計画資料図 2	名古屋市水道施設位置図	上下水道局
計画資料図 3	名古屋市工業用水道給水区域図	上下水道局
計画資料図 4	名古屋市域の主な電力系統図	中部電力(株)
計画資料図 5	主要導管網概要および天然ガス供給先	東邦ガス(株)
名古屋市地域防災計画参考		
計画参考 1	名古屋市防災会議条例	消防局
計画参考 2	名古屋市防災会議運営要綱	消防局
	○名古屋市防災会議委員等一覧	各委員所属機関等
計画参考 3	名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱	消防局
計画参考 4	名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領	消防局
	○名古屋市防災会議産業災害対策部会構成委員	各委員所属機関等
計画参考 5	名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱	消防局
計画参考 6	名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領	消防局
	○名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員	各委員所属機関等
計画参考 7	名古屋市災害対策本部条例	消防局
計画参考 8	名古屋市災害対策本部運営要綱	消防局
計画参考 9	名古屋市災害警戒本部運営要綱	消防局
計画参考 10	名古屋市地震災害警戒本部条例	消防局
計画参考 11	名古屋市地震災害警戒本部運営要綱	消防局・各局・区・室
計画参考 12	名古屋市地震災害警戒準備本部の設置及び運営に関する要綱	消防局
計画参考 13	名古屋市地震対策連絡会議の設置及び運営に関する要綱	消防局
計画参考 14	名古屋市災害対策委員規則	消防局
計画参考 15	名古屋市災害救助地区本部規則	消防局
計画参考 16	名古屋市自主防災組織推進要綱	消防局
計画参考 17	自主防災組織結成状況	消防局
計画参考 18	愛知県災害救助法施行細則 (抄)	健康福祉局
計画参考 18-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (早見表)	健康福祉局
計画参考 19	名古屋市消防訓練等災害救慰金規則	消防局
計画参考 20	愛知県内広域消防相互応援協定	消防局
計画参考 21	四都市消防相互応援協定	消防局
計画参考 22	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	消防局
計画参考 23	高速道路における消防相互応援協定区間	消防局
計画参考 24	名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定	消防局
計画参考 25	20大都市災害時相互応援に関する協定	消防局
計画参考 26	20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (29/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画参考 27	災害時等の応援に関する協定書	消防局
	○災害時等の応援に関する協定 実施細則(防災)	消防局
	○災害時等の応援に関する協定 実施要領(防災)	消防局
計画参考 28	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	環境局
計画参考 29	20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	健康福祉局
計画参考 30	20 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書	健康福祉局
計画参考 31	大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	緑政土木局
計画参考 31-2	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	緑政土木局
計画参考 32	水道災害相互応援に関する覚書	上下水道局
計画参考 33	18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	上下水道局
	○18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目	上下水道局
計画参考 33-2	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	上下水道局
	○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領	上下水道局
計画参考 33-3	災害発生時における給水タンクの使用に関する覚書	上下水道局
計画参考 34	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	上下水道局
	○東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	上下水道局
計画参考 35	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	上下水道局
計画参考 36	下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール	上下水道局
計画参考 37	災害時の放送に関する協定 (その1)	市長室・消防局
	災害時の放送に関する協定 (その2)	市長室・消防局
	災害時の放送に関する協定 (その3)	市長室・消防局
	災害時の放送に関する協定 (その4)	市長室・消防局
	災害時の放送に関する協定 (その5)	市長室・消防局
	災害時の放送に関する協定 (その6)	市長室・消防局
計画参考 38	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	消防局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (30/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画参考 39	災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）	健康福祉局
	災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）	健康福祉局
	災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）	健康福祉局
	災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）	健康福祉局
	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）	健康福祉局
	災害時動物救護に関する協定書（市対市獣医師会）	健康福祉局
計画参考 39-2	災害時安否確認の情報提供に関する協定書	健康福祉局
計画参考 40	災害時における応急対策業務に関する協定（市対市建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対市建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定（市対県建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対県建設業協会）	緑政土木局
	災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定	緑政土木局
	災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に関する細目協定	緑政土木局
計画参考 41	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定（市対県石油商業組合市内各支部）	消防局
	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定実施細目	消防局
計画参考 42	災害対策支援協力に関する覚書（市対東海郵政局）	消防局
計画参考 43	大規模地震災害時における地域応援に関する協定（市対16事業所）	消防局
計画参考 44	災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）	消防局
計画参考 45	災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定（市対名古屋市社会福祉協議会）	市民経済局
計画参考 45-2	災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定（社会福祉法人名古屋市(16区)社会福祉協議会）	市民経済局
計画参考 45-3	災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書（災害救護系ボランティア団体及びNPO）	市民経済局

計画参考 53 名古屋市地域防災計画担当 (31/31)

(3) 附属資料編担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画参考 45-4	災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定（なごや災害ボランティア連絡会对社団法人名古屋建設業協会）	市民経済局
計画参考 46	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）	健康福祉局
計画参考 46-2	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	健康福祉局
計画参考 46-3	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	健康福祉局
計画参考 46-4	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	健康福祉局
計画参考 47	大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定	市長室
計画参考 48	水防法（昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号）	緑政土木局
計画参考 49	堀川口防潮水門操作要綱	名古屋港管理組合
計画参考 50	名古屋市防災行政用無線管理運営規程（昭和 60 年 6 月 15 日 通第 42 号）	消防局
計画参考 51	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	消防局
計画参考 52	防災関係機関及び連絡窓口	消防局・各関係機関等
計画参考 53	名古屋市地域防災計画担当	各担当
	(1) 風水害等災害対策編担当割目次一覧表	各担当
	(1) 地震災害対策編担当割目次一覧表	各担当
	(1) 附属資料編担当割目次一覧表	各担当
名古屋市産業災害対策計画資料		
資料 1-1-1	対象地域の現況	消防局
	(1) 自然状況	消防局
	(2) 開発の経過	消防局
	(3) 企業の進出状況（現況を含む）	消防局
資料 1-1-2	危険物施設の状況	消防局
資料 1-1-3	名古屋港における危険物積載船の運送状況調（平成 21 年・平成 22 年）	名古屋港管理組合
	(1) 隻数	名古屋港管理組合
	(2) 総トン数	名古屋港管理組合
資料 1-1-4	石油施設等の地震による被害想定	消防局
	(1) 地震被害想定策定の基準	消防局
	(2) 被害想定	消防局
資料 2-2-1	防災関係機関及び企業の連絡窓口	消防局・各関係機関等
	(1) 名古屋市	消防局
	(2) 防災関係機関	消防局・各関係機関等
	(3) 企業	消防局
資料 2-2-2	化学消火剤等の備蓄状況	消防局
資料 2-2-3	企業の消防力	消防局

名古屋市産業災害対策計画資料

資料 1-1-1 対象地域の現況

(1) 自然状況

ア 地勢

名古屋港は、伊勢湾の北端、名古屋の南部にあつて、北緯 35 度 5 分・東経 136 度 53 分の位置にある。

港の東から南にかけて知多半島が突出し、天然の防波堤を形造っているため、港内は年間を通じて波静かである。

イ 風

港は対岸距離が短いので波高は小さく、台風の強風を除いては激浪は見られない。

風の方向は、冬季は北西及び北北西、夏季は南東及び南南東の季節風が強く、最近 5 年間の最多風は北北西 20.1% でつづいて北西 15.6%、北 14.2% とつづき 3 方向で 49.9% を占めている。

ウ 潮流

名古屋港周辺海域における流速は、高潮防波堤外側で 0.06～0.4 ノット、高潮防波堤内側で 0.02～0.24 ノット程度である。

エ 地質

内港部から、南部臨海工業地帯の全域と、西部臨海工業地帯の西 1 区・西 2 区および西 4 区の東側にかけては、洪積層あるいは第 3 紀層が浅い部分に広がっている。

(2) 開発の経過

名古屋港は明治時代に入り産業の発展にともない築港機運が高まったことにより、明治 29 年保田沖に港湾建設工事が開始された。明治 40 年 11 月には開港場の指定を受け国際貿易港として第 1 歩を踏みだした。

以後 4 期にわたって大規模な建設工事が進み、港勢も急速に進展し、昭和 12 年には出入貨物量的 800 万トンに達し戦前最高の取扱量を記録した。

だが、昭和 19 年末から終戦までの戦災と相つぐ震災などで港の機能はほとんど停止状態となった。戦後はいち早く港湾機能の復旧に努めた結果大型船の入港隻数取扱貨物量ともに日を追って増加した。

その後、港湾法の制定にともない、昭和 26 年 9 月名古屋港の港湾管理者として愛知県と名古屋市により名古屋港管理組合が設立され、特定重要港湾の指定を受けた。

昭和 30 年代に入り、産業構造の高度化のすう勢に対応するため長期港湾計画を策定し、商港機能とともに工業港的性格を有する港湾施設能力の増強を積極的に推進した。

昭和 34 年には伊勢湾台風により大きな被害を受けたが、金城ふ頭をはじめとする稲永ふ頭等に外貿ふ頭を中心とする商工機能を拡張整備、更に南部地区には鉄鋼一貫工場を中心とする重化学工業地帯、西部地区にはコンテナふ頭及び木材港を中心とする臨海工業地帯などの整備が着々と進展した。

昭和 52 年に取扱貨物量は初めて 1 億トンを記録し、その後も引き続き 1 億トン以上の貨物を取扱い、我が国屈指の国際貿易港であるとともに世界有数の規模を誇る港湾に成長した。

だが、近年港湾に対する要請は港湾本来の流通機能や生産の場としての整備のほか公害防止、都市環境の一部として地域住民が身近に憩える場の提供など広汎多岐にわたってきた。

このような情勢にあつて名古屋港は平成8年度を初年度とした第9次港湾整備7ヶ年計画にそつて港湾の整備拡充を図っている。

(3) 企業の進出状況（現況を含む）

ア 名古屋南部臨海工業地帯

鉄鋼一貫工場を中心として、電力、石油の基幹産業が進出している。

イ 名古屋西部臨海工業地帯

木材工業を中心とした木材企業団地、製紙、電力、石油保管基地等が進出している。

ウ 対象地帯の企業の状況

名古屋臨海工業地帯における対象地帯の企業の状況は、次のとおりである。

企 業 名	所 在 地
住友軽金属工業(株)名古屋製造所	港区千年三丁目1-12
東邦理化学工業(株)港工場	〃 河口町1-11
日産化学工業(株)名古屋工場	〃 築地町7

(注) この表には、消防法の別表に掲げる危険物を指定数量の1,000倍以上保有している企業を掲げた（移動タンク貯蔵所を除く）。

なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

資料 1-1-2 危険物施設の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	倍数
日本ガイシ株式会社 名古屋地区瑞穂北地区	瑞穂区須田町 2 番 56	第 2 類 第 3 類 第 4 類	15,475kg 7,737kg 56.54kl	1072.22 倍
日本ガイシ株式会社 名古屋熱田地区	熱田区六野一丁目 3 番 16	第 2 類 第 3 類 第 4 類	81,253kg 63,247kg 9.23kl	7154.3 倍
名古屋シェル石油販売株式会社 中川油槽所	中川区清川町五丁目 2	第 4 類	1,281kl	1009.5 倍
丸中興産株式会社 中川運河油槽所	港区新船町一丁目 1	第 4 類	2,688.4kl	1675.50 倍
日産化学工業株式会社 名古屋工場	港区築地町 7	第 2 類 第 4 類	1,034,000kg 31.08kl	10357.54 倍
住友軽金属工業株式会社 名古屋製造所	港区千年三丁目 1 番 12	第 4 類	5,353.4kl	3586.52 倍

※ 第 4 類の危険物については単位をキロリットルとし、小数点第 1 位を四捨五入して計上

※ 倍数については危険物全てを計上し、小数点第 3 位を四捨五入して計上

(注) この表には、消防法の別表に掲げる危険物を指定数量の 1,000 倍以上貯蔵、取扱いをしている企業を掲載したものである（移動タンク貯蔵所を除く）。

なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

資料 1-1-3 名古屋港における危険物積載船の運送状況調（平成 22 年・平成 23 年）

(1) 隻数

	平成 22 年			平成 23 年		
	外内航別		計	外内航別		計
	外航船	内航船		外航船	内航船	
1 月	31	83	114	30	88	118
2 月	27	94	121	29	94	123
3 月	38	95	133	30	102	132
4 月	23	83	106	31	90	121
5 月	23	117	140	27	93	120
6 月	31	101	132	45	113	158
7 月	32	99	131	35	96	131
8 月	38	109	147	35	131	166
9 月	32	86	118	45	102	147
10 月	26	71	97	27	112	139
11 月	29	67	96	30	70	100
12 月	32	98	130	33	105	138
計	362	1,103	1,465	397	1,196	1,593

(2) 総トン数

	平成 22 年			平成 23 年		
	外内航別		計	外内航別		計
	外航船	内航船		外航船	内航船	
1 月	2,208,322	238,412	2,446,734	1,908,442	288,148	2,196,590
2 月	1,686,257	283,241	1,969,498	1,943,051	287,042	2,230,093
3 月	1,749,579	275,182	2,024,761	1,745,728	307,360	2,053,088
4 月	1,361,331	246,046	1,607,377	1,782,320	265,525	2,047,845
5 月	1,381,278	351,418	1,732,696	1,706,911	290,945	1,997,856
6 月	1,687,374	318,919	2,006,293	2,431,715	364,453	2,796,168
7 月	1,807,627	314,265	2,121,892	2,103,747	297,309	2,401,056
8 月	2,075,957	336,587	2,412,544	2,211,599	380,603	2,592,202
9 月	2,016,684	264,514	2,281,198	2,257,390	313,154	2,570,544
10 月	1,379,475	215,684	1,595,159	1,405,113	331,686	1,736,799
11 月	1,745,416	213,345	1,958,761	1,853,990	228,990	2,082,980
12 月	2,099,363	312,703	2,412,066	1,997,286	343,836	2,341,122
計	21,198,663	3,370,316	24,568,979	23,347,292	3,699,051	27,046,343

(備考) 本表の危険物積載船とは、1,000 総トン数以上の船舶で港湾統計の船舶用途別表による「油送船」・「LPG 船」・「LNG 船」・「その他のタンカー・タンク船」をいう。

※1,000 総トン以上の「油送船」、「LNG 船」、「LPG 船」、「その他のタンカー・タンク船」の合計数値。

資料 1-1-4 石油施設等の地震による被害想定

(1) 地震被害想定策定の基準

内陸部地震としては、わが国最大といわれる濃尾地震（明治24年10月28日）と同程度の地震とし、その規模及び発生の状況等は次のとおりとする。

ア 地震の規模 マグニチュード8.4

イ 地震動の強さ 震度6

ウ 時期 冬期（12～2月）の1日

エ 時刻 午後5時

オ 気象条件 風向 北西

風速 10m/s

湿度 45%

天気 晴

その他 火災警報発令中

カ 津波 最大波高3m

津波の来襲速度 第1波は地震発生後25分とする。

名古屋港における潮位満潮17時40分2.5m

(2) 被害想定

ア 貯蔵タンク関係

タンクは、地震により地盤の沖積層固有周期とタンクの固有周期の一致によって共振現象を起こし、転倒又は不等沈下したり、水平震動による液面変位を生じ、危険物の溢流する危険性がある。

(ア) コーンルーフタンク

コーンルーフタンクで基礎の不等沈下を生じたときは、側板のわん曲、底板の亀裂、ノズル取付け部分の折損などの起きるおそれがあり、一部のタンクでは、油の漏えい流出が考えられる。

(イ) 浮き屋根式タンク

一部設置されている浮き屋根式タンクは、火災に対して安全であると考えられているが、これは平常時の火災の場合であり、新潟地震の際には浮き屋根が3～4回側板から上方に動揺し原油が上部からオーバーフローし、この動揺時に火災が発生している点から考え出火のおそれが多分にある。

(ウ) 水抜管

タンクの不等沈下、タンク位置の移動などにより、タンクの下部に取り付けられている水抜管の接合箇所は折損又は亀裂によって危険物の流出が当然考えられる。

イ 防油堤関係

タンクに収納している危険物が流出した場合の拡散防止を目的として設けられている防油堤については、鉄筋コンクリート製又は盛土構造であり、地震に対する強度が保たれているが、一部には、亀裂、破損の被害が予想される。

ウ 配管関係

送油管については、そのほとんどが地上配管であるが一部地下配管されている部分もあり、その

立ち上がり部分、配管支柱、タンク等により固定された二点間の部分は、固有震動、流砂現象及び不等沈下の影響により圧縮、ねじれ、引張りの力が加わり亀裂、折損の被害が部分的に予想され、配管内の油の流出、あるいは送油中の場合は元バルブの閉鎖が直ちに行われなるときは、相当量の油の流出が予想される。

エ 地盤、基礎関係

屋外タンクの貯蔵所の分布がN値の小さい軟弱地盤に集中しており、このため地震動の振動の振幅の増大、地盤固有振動とタンク固有周期との間における共振現象、地盤のせん断低下（流動化）によるタンクの不等沈下を起こす危険性がある。

オ 漏油状況

タンクの損壊、配管の損傷、ポンプ設備の損傷、防油堤の亀裂、破損等により、石油類が海面へ流出されることが予想される。

カ 燃焼形態

定常燃焼における燃熱速度は油種により異なり、ガソリン5mm/min、灯油4mm/min、軽油3mm/min、重油1.5mm/minであり、重油の燃焼時間が最大で、重油に引火の有無が定常燃焼時間を大きく左右する。

また、ガソリン等の炭化水素が空気中で爆発的に完全燃焼（蒸気爆発）すると元の体積の6万倍の高温度の燃焼性ガスが生成され、火炎につつまれることとなる。

キ 消火設備関係

消火ポンプの動力源にエンジンをを用い、しかも非常電源をもたないものがあること、ポンプ室の地盤の不等沈下、カップリング故障等により消防用ポンプの運転不能が予想され、また消火用配管は、防油堤内において立上り、タンク側板にそって頂部へ配管されており、地上立上り部分はフレキシブルホース等によりフレキシビリティが施されているが、一部においては亀裂、折損等が生じ固定消火設備による初期消火態制のとれない箇所が生ずることも予想される。

ク 道路、橋梁等

(ア) 道路

埋立地を主とする地域のため道路の亀裂、陥没、沈下等の障害及び建物、電柱等の倒壊、架線の落下などにより通行不能になる箇所が生ずることが予想される。

(イ) 橋梁

内田橋以南、東海道線以西の地域に架設されている橋のうち、内田橋、東橋、開橋、潮見橋、港東橋等については、比較的被害が少ないものと考えられるが、八号地貯木場の西及び北入口に架る橋の2つについては、損壊等によって使用不能となることが予想される。

(ウ) 電気、通信

配電線の断線及び電柱の倒壊等による停電、電話線の断線による通話不能が予想される。

(エ) 護岸、栈橋等

津波の発生した場合は、津波の規模によっては護岸、栈橋、油送管等に被害が生ずるほか、軟弱地盤に起因する流砂現象、不等沈下等により栈橋の損壊で配管を折損し、危険物の流出することが予想される。

資料 2-2-1 防災関係機関及び企業の連絡窓口

平成 24 年 4 月 1 日

(1) 名古屋市

区 分	担 当 課	所 在 地	電話番号
事務連絡窓口	消防局防災部防災室	名古屋市中区三の丸三丁目 1-1	直通 972-3522
通 報 窓 口	消防局防災部情報指令課	名古屋市中区三の丸三丁目 1-1	119

(2) 防災関係機関

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	
中部経済産業局	総務企画部総務課 総 括	名古屋市中区三の丸二丁目 5-2	951-2683	
中部近畿産業 保安監督部	管 理 課	〃 〃	951-0558	
中部運輸局	総務部 総務課 安全防災・危機管理係	〃 〃 2-1	952-8049	
名古屋地方气象台	防 災 業 務 課	〃 千種区日和町 2-18	751-5124	
名古屋海上保安部	警 備 救 難 課 海 上 防 災 係	〃 港区入船二丁目 3-12	661-1615(内)3765 夜間休日等の場合 警備救難課指令室 661-1615	
愛 知 県 庁	防 災 対 策 局 課	〃 中区三の丸三丁目 1-2	961-2111(内)2332 直通 951-1382	
愛 知 県	警 察 本 部	災 害 対 策 課	〃 中区三の丸二丁目 1-1	951-1611(内)5743 夜間休日等の場合 宿直 951-1611 (内)5913
		保 安 課	〃 〃	951-1611(内)3184 夜間休日等の場合 宿直 951-1611 (内)3012
警 察	名古屋水上 警察署	外 事 課	〃 港区港町 1-9	653-0110
	港警察署	警 備 課	〃 港区入船 2-4-16	661-0110
	南警察署	警 備 課	〃 南区寺部通 2-20	822-0110
陸上自衛隊 第 35 普通科連隊	第 3 科	〃 守山区守山三丁目 12-1	昼(内 461) 791-2191 夜(内 477)	
西日本電信電話株 式会社名古屋支店	設 備 部 室 災 害 対 策	〃 中区大須四丁目 9-60	291-3226	
日本赤十字社 愛知県支部	事 業 推 進 課	〃 東区白壁一丁目 50	971-1591	
中部電力株式会社 名古屋支店	総 務 部 総 務 グ ル ープ	〃 中区千代田二丁目 12-14	243-9100	
名古屋港管理組合	総務部危機管理室	〃 港区港町 1-11	654-7818	
東邦ガス株式会社	総務部総務グループ	〃 熱田区桜田町 19-18	871-3511	

(3) 企業

企 業 名	勤務時間内の場合		夜間休日等の場合	
	担 当 課	電話番号	担 当 課	電話番号
日 本 ガ イ シ (株) 名古屋地区瑞穂北地区 名古屋熱田地区	総 務 部 総務グループ	872-7672	N B K 保安全管理	872-7351
名古屋シェル石油販売株式会社 中 川 油 槽 所	中川油槽所	361-0468	中川油槽所	361-0468
丸中興産(株)中川運河油槽所	中川運河油槽所	661-0360	名古屋油槽所 (九号地)	612-1356
日産化学工業(株)名古屋工場	環 境 安 全 室	661-1676	製 造 課	661-1676
住友軽金属工業(株)名古屋製造所	安 全 衛 生 室	654-1195	安全環境部警備室	654-1120

(注) この表には、消防法の別表第一に掲げる危険物を指定数量の1,000倍以上貯蔵、取扱いをしている企業を掲載したものである。(石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所及び移動タンク貯蔵所を除く)。

なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

資料 2-2-2 化学消火剤等の備蓄状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

機関及び企業名	泡消火薬剤						水溶性液体用	粉末消火薬剤	流出油処理器材				備考
	たん白		合成界面		水成膜				油処理剤	油吸着剤	オイルフェンス	ボート	
	3%	6%	3%	6%	3%	6%							
名古屋市消防局	1	1	1,387	1	5,913	1	Kg 440	Kg 3,298	Kg 7,653	m	隻		
名古屋海上保安部	9,900		660					6,786 (シーグリーン等)	466	640	4		
日本ガイシ(株)名古屋地区瑞穂北地区								28	130				
日本ガイシ(株)名古屋熱田地区													
名古屋シェル石油販売(株)中川油槽所							18 リットル ×30	400 枚 タフネルオイル ブロッカー	1	1			
丸中興産(株)中川運河油槽所	1,200							252 ネオス AB 234 ガモゾール 234 シーグリーン	30 タフネル	300			
日産化学工業(株)名古屋工場									15				
住友軽金属工業(株)名古屋製造所	3,765						100	40 ガモゾール	200	209	2		

(注) この表には、消防法の別表に掲げる危険物を指定数量の 1,000 倍以上貯蔵、取扱いをしている企業を掲載したものである（移動タンク貯蔵所を除く）。
 なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

資料 2-2-3 企業の消防力

平成24年4月1日現在

企 業 名	動力消防ポンプ				消防隊員数		相互応援協定の状況
	高所放水塔車	化学車	消防ポンプ車	小型ポンプ	専任	専任以外	
日本ガイシ(株) 名古屋地区瑞穂北地区			1	1		20	相互応援
日本ガイシ(株) 名古屋熱田地区			1	1		20	
名古屋シェル石油販売(株) 中川油槽所						3	
丸中興産(株) 中川運河油槽所						3	丸中興産(株)名古屋油槽所の応援
日産化学工業(株) 名古屋工場						20	
住友軽金属工業(株) 名古屋製造所		1	1	6	12	300	

(注) この表は、消防法の別表第一に掲げる危険物を指定数量の1,000倍以上貯蔵、取扱いをしている企業を掲載したものである（石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所及び移動タンク貯蔵所を除く）。

なお、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域内の事業所については、愛知県石油コンビナート等防災計画による。

名古屋市地域防災計画	地震災害対策編	風水害等災害対策編	附属資料編
昭和38年 作成			
（			
59年 改正			
60年 改正	昭和60年 作成		
61年 改正	61年 改正		
62年 改正	62年 改正		
63年 改正	63年 改正	昭和63年 作成	昭和63年 作成
平成 1年 改正	平成 1年 改正	平成 1年 改正	平成 1年 改正
2年 改正	2年 改正	2年 改正	2年 改正
3年 改正	3年 改正	3年 改正	3年 改正
4年 改正	4年 改正	4年 改正	4年 改正
5年 改正	5年 改正	5年 改正	5年 改正
6年 改正	6年 改正	6年 改正	6年 改正
7年 改正	7年 改正	7年 改正	7年 改正
8年 改正	8年 改正	8年 改正	8年 改正
9年 改正	9年 改正	9年 改正	9年 改正
10年 改正	10年 改正	10年 改正	10年 改正
11年 改正	11年 改正	11年 改正	11年 改正
12年 改正	12年 改正	12年 改正	12年 改正
13年 改正	13年 改正	13年 改正	13年 改正
14年 改正	14年 改正	14年 改正	14年 改正
15年 改正	15年 改正	15年 改正	15年 改正
16年 改正	16年 改正	16年 改正	16年 改正
17年 改正	17年 改正	17年 改正	17年 改正
18年 改正	18年 改正	18年 改正	18年 改正
19年 改正	19年 改正	19年 改正	19年 改正
20年 改正	20年 改正	20年 改正	20年 改正
21年 改正	21年 改正	21年 改正	21年 改正
22年 改正	22年 改正	22年 改正	22年 改正
23年 改正	23年 改正	23年 改正	23年 改正
24年 改正	24年 改正	24年 改正	24年 改正

名古屋市地域防災計画

編集発行 名古屋市防災会議
(事務局)

名古屋市消防局防災部防災室
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 (052) 972-3522

印刷 株式会社 ウェルオン
〒460-0007 名古屋市中区新栄 3-21-31
TEL 052-732-2227 FAX 052-733-3178
<http://www.well-on.co.jp>

